

「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に関するパブリックコメント一覧表
(メールによる方法以外で提出されたもの)

番号	日付	項目		意見及び理由
50	4/13	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹人口の増加」は、ほとんど「弁護士人口増加」の意味です。弁護士は平成10年で16,961人、平成15年で19,729人、平成20年で25,339人、平成24年で32,501人と、近年、激増しています(日弁連会員名簿より)。弁護士人口を「今後も増加させる必要がある」かどうかは、「社会がより多様化、複雑化する」といった抽象的な根拠で考えるべきではなく、「実際に、どこでどれだけ増加が要望されているか」という現実的な根拠に基づいて考えるべきです。「3000人という数値目標が現実性を欠く」は、そのとおりです。もともと、「弁護士人口が急激に増加しなければ、社会生活向上の支障が大きくて、耐えられない」などという意見が、国民から出たことはありません。司法試験合格者は長年500人程度だったのですから、さし当たり700～800人くらいに増加して、実際の状況を見ながら、適正な増加数を考えるべきだったのです。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とすべきではありません。法科大学院で勉強するには、多額の経費と固定時間を要し、志願者を狭める原因となっています。旧来の司法試験であれば、受験者が、それぞれの生活状況に合わせて勉強の方法を選択でき(費用も時間も)、多様な人材が受験を目指すことができたのです。「プロセスとしての法曹養成」は、司法試験に合格し、実務家となることが確定した者に対して、司法研修所において、十分な時間を取って、じっくりと教育することで行うべきです。司法試験合格までは、基本的法律の基礎理論、法的なものの考え方、初歩的な応用力(「判例百選」程度)を身につければ十分です。司法試験は、受験者が、それらをどの程度身につけたか、また、身につける能力を持っているかを判定すべきなのです。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	「法曹志願者の減少」は、「司法試験合格率が低い」ことが原因ではありません。かつての合格率2パーセント以下の時代、受験者は3万人を超えていたはずですが、むしろ、法科大学院自体が、受験者に多大の費用と時間を強制し、参入障壁となっているのです。また、弁護士激増の結果、弁護士になっても生活設計・人生設計が立たない状態となっていることが、志願者減少の原因です。
		第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	法科大学院生への経済的支援は、他の大学院生と同じでよいはずですが、修習生については、「経済的支援」の問題ではなく、「給与を支払うか、無給にするか」の問題です。司法の制度設計の一環として修習制度があるので、給与を支払うべきです。弁護士は、弁護士法によって「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定められており、単なる営業者ではなく、司法の一翼を担う者とされています。旧来の弁護士の収入が比較的高いとして(旧来の弁護士のみで、現在及び将来の弁護士が高いわけではありません)、「無給」とするのは、「理由齟齬」です。
		第3 2	法科大学院について	法科大学院を司法試験の受験資格から切り離せば、法科大学院の統廃合は必要ありません。法科大学院自身の努力によって、法曹養成に役立つ、高度の教育内容を実現できれば、自ずと志願者は集まるはずですが。

		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数制限はやめるべきです。何回まで受験するのか、受験をやめて他の職業に転職するかは、受験者が自分で判断すべきです。また、個々の受験者の受験回数をチェックしなければならないのは、無駄な労力です。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	司法試験科目は、憲・民・刑・商の基本実体法に、訴訟法の民訴・刑訴の6科目程度が妥当です。選択科目の勉強も、将来の実務には役立ちますが、選択科目を加える場合は、ごく基本的な理解を問う内容にとどめるべきです(受験者の負担を減らし、早期合格を可能にするため)。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、旧来の一次試験にもどして、大学の教養課程程度の学力があるかを見る試験にすべきです。高卒者なども含めて、ひろく挑戦の機会を与えるべきです。
90	4/15	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)ぜひ、貸与制から給費制に戻していただきたいと思います。 (意見の理由)私は今、ロースクールの1年生で、司法試験を目指しています。学部のころから奨学金を借りており、ロースクール、司法修習でもお金を借りてしまうと、多額の借金を抱えてしまいます。そして、司法試験は誰しもが受かる試験ではありません。不合格となり路頭に迷うリスクもあります。このような不安だらけの中、勉強を続けています。少しでも、この不安から解消でき、安心して勉強に取り組むためにも給費制に戻していただきたいと思います。
91	4/15	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)司法修習生に対する修習費用給費制の復活を求めます。 (意見の理由)私は現在、■■■■■大学法科大学院に通っております。司法修習の内容、生活実態を知ったところ、修習の間の費用を借金という形で修習生に負担させる制度に強く不合理を感じます。法曹を目指す者として、給費制の復活を願います。
92	4/15	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)給費制を復活させるべき。少なくとも、引越費引等の実費や生活保護以上の生活保障をすべき。 (意見の理由)医師も資格を得ただけではほとんど何もできない。研修医に補助金が出て修習生に税金を投入しないのは不均衡。資格の有無は制度のたてつけの問題にすぎない。人材育成にお金をかけるべき。
93	4/15	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を速やかに復活させるべきである。 (理由)1. 法曹三者のいずれも司法権の必須の構成要素であるから、手間ヒマかけて相応しい資質を備えた者を多く養成する必要があり、公費を投入する理由がある。2. 「受益者負担」論は、資格と知見を私利私欲のためにのみ用いるのを公認する思想であり、その立場に立てば、公益活動等を期待・要請できなくなる。3. 学園紛争時の医局生でさえ、副業をすることはできた。その後の医局生は、無給か超薄給であったが、医師として副業できた。他方、修習生は、無給の上、副業も禁じられ、借金を強要され、政商・オリコに個人情報握られる。学園紛争時の医局生より酷い無権利状態である。法曹養成制度の下で構造的に人権侵害を産む、量産するのは許されない。4. 人権侵害に遭い続け、人権意識が鈍麻した上、裕福な家庭で育ち貧困を理解しない法曹か、大借金を背負って金のある者に膝を屈する法曹ばかりを量産することは、法曹に人権を擁護してもらいたい庶民が望む方向とは逆である。

94	4/15	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	「貸与制を前提として、」修習専念義務の在り方」も検討するという事は、貸与制である以上、アルバイトを許すという方向の議論に傾く可能性がある。司法修習は、これからの法曹を担う者が、自分が就くであろうポジション以外の法曹の姿を体感できる重要な機会であり、この体験によって、法曹三者の相互理解が維持されていると考えられる。そうした修習期間のその後の法曹としてのキャリアに与える影響の大きさを考えれば、安易に修習専念義務を外すべきでない。
108	4/16	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)給費制の廃止の理由の1つが、財政難という事ですが、他の国費投入の状況と比べれば、かなり重要な制度維持にかかわる事なので、司法修習生の給費制は必ず復活すべきです。 (意見の理由)国税職員は有給にて、国税職員のみが受けられる国が提供する研修(修習?)を受けて税理士の資格条件を得ております。これは形を変えた国費投入(有給にて税理士資格を得るのだから)に該当するのでは? 以上から各制度の違いはあるにしても、司法修習生の廃止は著しくその整合性を欠くと思えます。
109	4/16	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生に給与を支給せよ。そうしないならアルバイトを認めよ。 (理由)司法修習生の実務修習は現場の仕事と同じ事をしている。修習生が検察修習で事情聴取した供述調書は2号書面になるのではないか。仕事をさせるのであれば最低賃金を超える給与を払え。司法修習生の実務修習が仕事ではないと言うのであれば全て国民は勤労の義務を負っているのだから、国民の義務履行としてアルバイト就労することを制限するな。貸付金はいずれ返さなければならず、連帯保証人を要求するなど周辺の人巻き込む制度であるゆえ、勤労を制限する際の合理的な代替手段になっているとは言えない。貸付金につき、一定額の年収をあげた者(金持ちから取れ!!)からのみ返済させるような制度にし、連帯保証人・機関保証も要求しない等の工夫も必要である。修習生は自己の親族を借金に巻き込みたくないのだ。
110	4/16	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	貸与制では経済的な事情で法曹への道を断念する者が多くなるはず。修習生は司法の一翼を担う存在。元の給与制にしてほしい。
131	4/18	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	給与制の復活を求める。人権擁護に献身することを志す有為な人材を育てるためには、経済的な懸念なしに司法修習に専念できる環境の確保が不可欠である。よって給費制の完全な復活を求める。
132	4/18	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)給費制を再度復活させて下さい。 (意見の理由)現在の家庭の事情として、子供を大学に通わせることの大変さは言わずと知れ大変な苦勞です。それを本人もよく知っており、夢を持って法律に携わる職を選択した時に最後の修習期に自己負担で生活をしなければならぬなんて、親にも頼めずあきらめろと言われているようなものです。能力ある者、志の高い子供達の夢を奪う貸与制は反対です。正義の為にこれから世の困った人を救う者の味方になってほしいです。

133	4/18	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)給費制を復活させるべきだと思う。 (意見の理由)弁護士は、何か困ったことがあったときに私たちの味方になってくれる存在です。誰もが弁護士にお世話になる可能性があるわけで、その弁護士になるべく勉強している修習生へのお給料を税金から出すことは、当然のことであると思います。経済的な理由から、弁護士になることをあきらめさせるようなことがあってはならないと思います。
134	4/18	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制という制度が必要不可欠です。 (意見の理由)法曹という仕事は、ずっとその勉強をしてきた人だけでなく様々な社会人経験がある人が、すべき仕事のように思います。しかし、社会人がキャリアチェンジをしようと思うときに、法科大学院へ行って勉強をし、さらに修習中の給料がでず、国から借りなければならなくなると、前職によほど収入がない限り、キャリアチェンジをすることは難しくなります。色々な経験を持った人に法曹になっていただいて、私達市民のために働いてほしいです。そのためには修習中の給費制という制度を復活させてほしいです。
135	4/18	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)貸与では酷。子ども達がどんな境遇でも弁護士を目指せることが大切だと思います。給与制に！ (意見の理由)親の立場から。我が家は今春、県外の私立大に長男が進学しました。大学の学費だけで年120万円。毎月の生活費等は約10万円(アパート賃料3万5千円+生活費+教材費等)かかります。さらに、次男が高校に進学したこともあり、年収からは学費を捻出するのがせいっぱいです。月の生活費と教材費等10万円は日本学生支援機構の奨学金の申し込みをしています。4年で卒業の場合、合計480万円を借りるので、月2万円余りを20年間支払っていくことになります。長男は法学部ではありませんが、大学院に進む希望もあり、そうするとさらに2年間同じような出費がかかる予定です。平成23年の初任給の平均は、大学院修士課程修了234.5千円。大学卒202.0千円だそうです。子ども達の就職が運良く決まり、社会人になれたとしても、収入の約1割を支払っていくことになります。うまく就職できればの話です。息子が大学院に進むことになった場合、息子は「アルバイトをしてなんとかする。」と言っています。しかし、実際はアルバイトで全てをまかなえるはずがありません。学費等の支払は親の負担に直結していくでしょう。修習生の場合、そのアルバイトまでも禁止されている中で、大学4年間+法科大学+修習期間をすべて自費で学ぶのはイコール親の負担増となることも多いでしょう。お金持ちの家に生まれた子供しか安心して弁護士を目指せないのは大変おかしい話です。安心して、集中して、多くを学ぶ環境を整えてあげなければ、いい弁護士は育たないと思います。また、少し偏った意見とは思いますが、普通の家庭に育つことで、弱者の生活や気持ちが分かる体験は多いかと思います。不況の日本を心から救う人材は、ここにいると思います。
150	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。修習専念義務を課している以上、給費制にしないのは、明らかに論理矛盾ですし、貸与制は、医師の場合と余りに均衡を失する制度です。

151	4/19	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	(意見内容)社会的弱者の需要に対応できる弁護士を増やす必要を感じる。そのためには、弁護士の人数を増やすことだけではなく、安定的に活動できる経済基盤と制度を整備すべき。(理由 総合的に)私どもは、■■■■■NPO法人です。私どもが1993年に任意団体として女性に対する暴力根絶に向けた活動をし始めるとともに、多くの被害者が当事務所を訪れています。鼻の骨を折られた状態で子どもの手を引いて、黒いごみ袋に衣類を詰め込んできた母親。父親からの性暴力で地方から逃げてきた10代の女性。監禁状態から子どもと共に窓から雪山をつたって逃げてきた女性。就労現場で深刻なセクシュアルハラスメントに遭っている女性。などなど…。相談を受けると同時に私どもの司法支援も始まります。つまり、弁護士との連携です。しかし、北海道では都市と地方での弁護士人口の格差が大きく、地方のシェルターではなかなか適切な法的支援ができていない状態です。さらに、女性に対する暴力の事件では、暴力被害から引き起こされる貧困、精神疾患、児童虐待などあらゆる問題が複合的に絡んでいるケースが多く、関わる弁護士や裁判所の職員にも多様な対応が求められます。これらの問題に対応できる弁護士等を増やすためには、資格取得者を増やすだけではなく、活躍する場の確保も車の両輪として必要だと考えます。志を持った弁護士等が行き場がないということは、私たちにまでそのサービスが届かないということになります。したがって国では、弁護士等が安心して働けるような整備をしていただきたいと思います。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見内容)裁判官や検察官、司法機関職員を増やすべき。 (理由)お金も地位もない社会的弱者が最後の砦と考えるのは裁判所です。裁判所の敷居を低くしていただきたいと強く思っています。多くの方は、裁判所では訴訟のみが行われると考えており、なかなか利用しづらくなっています。裁判所での調停やADRなどもっと気楽に利用できるということをアピールし、裁判所職員の人数・配置も改善していただきたい。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見内容)「法律の専門家」の枠だけではなく、地域に根付いたソーシャルワーク能力の養成も法科大学で行うべき。 (理由)今まで多くの裁判を経験してきましたが、現場を経験したことのない弁護士や裁判官が多く、当事者の気持ちが届いていないと感じたことが幾度もありました。法科大学院ではもっとソーシャルワーク的な教育もしていただき、できれば、インターンシップで私どものようなNPOで研修を経験してみるなどしていただければ、学生の質の向上につながると思います。
152	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)ももとの給費制に戻すべきです。(理由)私自身、会社から不当な解雇をされた経験をもっています。また、公害被害者のみなさんとの交流があり、弁護士の役割を痛感しています。弱い者の人権を守る司法のあり方を考えたとき、人権感覚の豊かな弁護士の存在は不可欠の条件です。それは、給費制と一体のものだと思います。
153	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)人生の中でいつでも誰でも困った時に相談出来る人がいるということはありがたいことです。弁護士にたのむ程のことはそうあるものではありませんが、でも身近に一ぱい起こっています。私たち庶民の味方になってくれる人の痛みや、苦しみをわかってくれる人たちが、いまの法曹界にはたして何人おられるでしょうか。どうして養成期間の生活費を支払わないのか、働くことを禁じて、貸付はしますとは、あきれたものです。この国の将来につながる、いい人材を育成することにつながることを思えば、給費制度は当然なことです。金持ちだけが法曹界を支配していくようになれば日本のこれからは世界に笑われます。ただちに復活して下さい。

154	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と、修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
155	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)充実した修習を行わせるために、司法修習生には修習義務や守秘義務などの厳しい義務を課されています。このような義務の下、実際の事件の処理に関与させながらそれに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理です。私も夜間高校に通いながら、中小企業に勤務し、6ヶ月間は試用期間でしたが給与は当然支払われていました。当然のことではないでしょうか。
156	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を存続させて下さい。 (理由)司法を市民・国民の立場に寄り添うものにして下さい。権力の側に立つ人ばかり法曹界に増えるのは問題です。安心して勉強が出来るように給費制度は残すべきです。経済的に豊かな人しか法曹界に入れなくなるような制度づくりに反対します。三権の分立も確立させて下さい。
157	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。
158	4/19	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給料は、貸与制でなく給費制にすべきです。 (理由)裁判官も検事も弁護士も国の法律を守る仕事ですから、国にとって大事な存在だと思います。その人達を育てることは国の役割だと思います。研修生は給料をもらえないそうですが、彼らの生活が苦しいことは確かだと思います。質のいい研修を行うためには、ある程度金銭的に余裕のある生活をさせることが必要です。修習生に質のいい研修を行い、国にとって大事な人材を育てるために、給費制を復活させるべきだと思います。

159	4/19	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見内容)(1)社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想されるという意見については全く賛成できず、客観的事実を無視した、現実離れした予想であると言わざるを得ない。(2)法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはないという点についても全く賛成できず、反対である。</p> <p>(理由)(1)ア 総務省が発表した人口推計結果によれば、平成24年10月1日時点での日本の総人口は1億2751万5000人であり、前年に比べて28万4000人も減少しており(総務省統計局のホームページより)、日本はこれから本格的な人口減少社会に突入しようとしている。イ また、国立社会保障・人口問題研究所からは、2040年の人口がすべての都道府県で減少し、全国平均で2010年に比べて16.2%も減少するとの推計結果が平成25年3月27日に発表されている。ウ 更に、最高裁判所から出されている司法統計によれば、全事件の事件数は、平成21年が459万件、平成22年が431万件、平成23年が405万件であり、平成21年以降は減少傾向にある(平成24年以降は未発表)。エ 以上のとおり、日本は既に人口減少社会に突入しており、今後も大幅な人口減少が続いていくこと、法曹人口が急激に増加した近年でさえ実際の事件数は減少傾向にあること、からすれば、法曹に対する需要は今後も増加していくとは到底考えられず、むしろ法曹に対する需要は減少すると考えられる。法曹に対する需要は今後も増加していくとの予想は全く客観的な根拠のない、きわめて甘い需要予測であると言わざるを得ない。(2)ア 上記のとおり、法曹に対する需要が増加すると見込まれない以上、法曹人口を増加させる必要は全くない。イ それどころか、法曹の需要を無視した法曹人口の増加は、法曹(特に弁護士)に対する職業としての魅力を失わせ、優秀な人材が法曹界を目指さなくなっているという極めて大きな弊害を発生させている点を看過すべきではない。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見内容)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある、という点については、全く賛成できず、反対である。(理由)(1)中間取りまとめに記載された意見(法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある)は、法科大学院の教育成果が高いことが前提となっている。しかし、法科大学院の教育成果が高いことは、客観的には全く実証されていない(主観的な評価に過ぎない)。確かに、法科大学院出身者の中に優秀な人が存在することは否定しない。(2)しかし、それは、法科大学院教育の成果によるものかどうか不明であり、その人がもともと有している能力、知識や自助努力によるものである可能性もある。(3)逆に、平成24年の司法試験の合格率を見ると、一番合格率が高いのは、予備試験組である(合格率68%)。仮に、法科大学院の教育成果が高いのであれば、法科大学院卒業生は、法科大学院の教育を受けていない予備試験組よりも司法試験の合格率が上回るはずであるが、実際には全く逆の結果が出ているのである。このように、司法試験の合格率からしても、到底、法科大学院の教育成果が高いということとはできない。(4)また、司法修習生の採用にあたっては、大手法律事務所は、こぞって予備試験組から優先的に採用しているという情報もあり、市場(採用する側の法律事務所)は、法科大学院の教育成果を評価しているということとはできない。(5)更に付け加えるならば、仮に、法科大学院の教育成果が高いのであれば、法科大学院卒業を司法試験の受験資格としなくても、法曹志願者のうち法科大学院への入学希望者が自然と増えるはずである。また、法科大学院の教育成果が高いのであれば、法科大学院出身の弁護士の方がそうでない弁護士よりも、クライアントから高い評価を受けることになり、</p>

その意味でも法科大学院への入学希望者が増加するはずである。(6)しかしながら、法科大学院へ通うことについて一部の学生から「禁固2年、罰金300万円」と揶揄されていること、実際に法科大学院への志願者・入学者が激減しているにもかかわらず予備試験の受験者が増加していること(平成23年:8971人→平成24年:9118人→平成25年:1万1255人)、からすれば、法科大学院の教育成果については、法曹志願者からも極めて厳しい評価を受けているものと指摘せざるを得ない。(7)以上のとおり、法科大学院の教育成果が高くないことは、司法試験の合格率を見ても、新規法曹を採用する側の評価からしても、法曹志願者の評価からしても、明らかである。(8)よって、前期意見については、その前提からして誤りであると言わざるを得ず、前期意見についても反対である。(9)逆に、法科大学院卒業を司法試験の受験資格とすることを撤廃すれば、誰でも司法試験を受験できることになり多様な人材が法曹界を目指すことになると思われること、法科大学院側にも競争原理が働き、より良い授業を提供しようと努力するようになり、法科大学院での教育成果が更にあがることが期待されることから、法曹志願者、司法界、ひいては国民にとっても望ましいものと思われる。

第3
1
(2)

法曹志願者の減少、法曹
の多様性の確保

(意見内容)(1)法曹志願者の大幅な減少理由について、司法試験合格率が高くなっていないことを挙げているのは、明らかに誤りである。(2)法曹志願者の大幅な減少は、法曹になるための時間的・経済的負担、リスクが大きいのに比べて、法曹になった後の見返り(リターン)が少ないのが大きな原因である。法曹志願者の減少は、これから法曹になろうかどうか検討している若者にとって、法曹は、魅力のない職業になっていることを端的に示している。(3)現在のような制度(法科大学院を司法試験の受験資格とすること、司法修習生に給与を支払わないこと、法曹(弁護士)人口を大幅に増加させたことにより弁護士の就職・収入が極めて不安定であること)が改善しない限り、法曹は、ますます魅力のない職業となっしまい、優秀な若者が更に法曹界を敬遠するようになると思われる。(4)優秀な人材が法曹界を敬遠するようになった場合には、裁判官、検察官、弁護士の質の低下を招き、ひいては司法界全体の衰退を招くことになるが、国民がこのような事態を望んでいるとは到底考えられない。(理由)(1)新司法試験の合格率は現在でも20以上あるが、旧司法試験の合格率は、平成に入ってからずっと2~3%台で推移してきたのである(合格者数が減少した平成18年度の合格率は1%台であり、平成19年度以降の合格率は1%未満である)。(2)にもかかわらず、法曹志願者(旧司法試験の出願者)は、増加傾向にあり、平成元年度の法曹志願者(旧司法試験の出願者)は2万3202人であったものが、平成15年度の法曹志願者(旧司法試験の出願者)は5万166名に達し、合格者が50人程度をを予定していた最終年度である平成22年度でさえ、出願者は1万6088人であったのである。(3)仮に、司法試験の合格率の低さが法曹志願者を遠ざけているとすれば、合格率が2~3%台であった時代においても法曹志願者が増加し続けていたという上記事実を合理的に説明することはできない。(4)旧司法試験が合格率2~3%という極めて合格率の低い試験であったにもかかわらず、法曹志願者が増加していたのは、法曹になるための試験が極めて難関であったとしても、法曹になった後の魅力(仕事上のやりがい、経済的安定)の方が大きかったからである。(5)法曹になるためには、以前の制度であれば、旧司法試験に合格すればよく、金銭的負担はなかった(司法試験予備校へ通うかどうかは任意である)。また、司法修習生に採用されれば、国から給与が支給されたため、その意味でも経済的な負担はなかったのである。司法試験合格のためには勉強時間は必要であるが、司法試験の受験回数の制限もなく、法科大学院への通学も強制されないため、各人のライフスタイルに合わせて勉強時間を確保すれば良く、働きながら勉強することも可能であった。実際に働きながら勉強を続けて合格した人も存在した。(6)しかし、現在の制度では、原則として、法科大学院への通学が強制されるため、法科大学院へ支払う授業料の負担が大きく、これが法曹志願者を遠ざけている大きな要因の1つである。また法科大学院へ通学するためには有職者は仕事を辞めざるを得ず、働きながら法曹を目指すということがほぼ不可能であるため、有職者が法曹界を目指すさなくなっているのも法曹志願者が減少している原因の1つである。

				(7)そして、以前は、弁護士人口が適正であったため、法曹資格(弁護士資格)を取得すれば、法律事務所への就職も困難ではなく、仕事を通じて自己実現、社会貢献を果たすことが出来、経済的にもそれほど心配することはなかった。(8)しかし、現状では弁護士人口が過剰であるため、法曹資格(弁護士資格)を取得しても、法律事務所への就職すらままならず(新65期司法修習生は一斉登録時に約4分の1の修習生が就職先が決まらずに未登録であった)、独立しても生活していくために必要な仕事を受任できるかどうか分からず、法曹資格の新規取得者は、極めて不安定な立場に立たされているのである。(9)以上のとおり、以前の制度に比べて法曹資格を取得するまでに経済的・時間的負担が大きいこと、法曹資格を取得した後も経済的に極めて不安定な立場に立たされること、から法曹資格が魅力のあるものではなくてきているのである。このことが、法曹志願者が大幅に減少している最大の理由である。現状の問題点から目をそむけずに現実を直視し、これらの状況を改善させない限り、法曹志願者は決して回復しないと思われる。
171	4/20	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)日本が先進国として付加価値の高い製品を生み出していくには、なにより高度な専門家の育成が必要であり、それはコストではなく、投資として考えるべきと。その最たる専門家として期待するのが、高度な法律分野の専門家です。法的なトラブルを未然に法律相談等で減少させるのは社会的コストの低減になり、また、社会の安定に寄与します。そのためには、二年程度の修習期間は必要で、現行の一年はあまりに専門家養成期間として短い。この点は別にしても、さらに、一年でも修習専念義務を課しながら、その生活を最低限でも保証せず、借金で賄えというのは貧困きわまる制度で、全くの暴挙である。法律の高度な専門家育成というのは、日本が先進国として生き抜く必須の条件であり、それを大きく阻害する現行制度は国辱ものであり、亡国の制度とすら指摘できる。
193	4/22	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。法科大学院の学生に対する給付型の奨学金制度を充実させるべきである。 (意見の理由)人権や弱者の救済、刑事裁判など国家の基本に関わる活動に携わる職務に就く者が富裕層だけに独占されることになると大きな偏りを生じさせることになる。実際、法科大学院制度ができてから、法曹の子弟が激増しているようである。
211	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習中は、職にも就けず、経済的負担が多いので貸与制ではなく給費制にすべきである。 (理由)お金の無い人は、司法試験に合格しても、法曹養成課程に進めない。
212	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制にして下さい。 (理由)ボクの夢をうばわないで下さい。
213	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与ではなく給料とすると思います。 (理由)借金が高額になりうる事も不安になるのでは？
214	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき。 (理由)貸与制になることにより、若手が育たなくなり、老年中心になってしまうから。

215	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	貸付自体に反対。結局は後々迄残ってしまう。
216	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給付制にすべき。 (理由)借金まみれの新人弁護士を作ることになり、大反対！！
217	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費は給費制にする方が良い。 (理由)借金が有っては、優秀な法律家が育たない。
218	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制！ 学費は無料にするべき！ (理由)財政面で資金力がない若者達の夢をうばうことになる。財政面で無理をして資格を取ることとなり、もうけ主義に走る法律家が多くなる。→弱者が泣かされる。
219	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)奨学金を借りて勉強をしている人も多い為、さらに借金を増やす事は良くない。
220	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)借金をする事は望ましくない。
221	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)借金をしない事。
222	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は給与制にすべきだと思う。 (理由)弁護士になる前から、負荷がある様では、全うな弁護士が、育てられるはずがないと思う。苦労は必要だが、負担を与えることは勉学をする上で、障害でしかないと思う。良い弁護士・検事・裁判官で、あふれる国にしてほしい。
223	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	修習費用は貸与ではなく給費制にして下さい。
224	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(理由)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。社会に出た時に借金があるのがおかしい。
225	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制から元の給費制に戻すべき。 (理由)意識のある弁護士を育てる為(私の見てきた経験上)社会に出る時に借金がある状況からはじまるのはおかしい。

226	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)人材を育てて、確保するために必要な費用である。
227	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制とすべき。 (理由)人材確保のため。借金づけの法律家に健全な業務を期待できなくなる。
228	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給付制にすべき。 (理由)全ての国民が借金を重ねず、平等に法律家になる社会を与えるべき。
229	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給与にすべきです。 (理由)多重債務の経験があります。ヤミ金も借りました。法律家に助けてもらいました。給与制にして、立派な法律家を養成すべきです。
230	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	修習費用は、貸与制ではなく給費制を復活させるべきです。司法制度は、いうまでもなく国の三権の一翼を担うものであり、法曹は、裁判官・検察官・弁護士を問わず、少なくとも基礎的な部分は、国の責任において養成すべきです。司法修習生は、公務員に準ずる地位にあるものとして、修習に専念しなければならないものとされ、座学はもとより、公務員同様の守秘義務を負った上で実際の事件に接するいわば臨床経験を通じ法曹としての基礎的な素養を習得していきます。それなのに修習中は、他の仕事に就くことは許されず収入が得られない状態ですから、修習期間中の最低限の生活保障がなされなければ、司法試験に合格しても、経済的な事情により法曹の道を断念する人が少なからず出てしまいます(貸与制では法曹になった時に借金を抱えてスタートすることになるので、経済的負担が先延ばしになるだけです)。貸与制のシステムは、国民のために働く質の高い法曹を育てることを目的とする司法修習制度として、あまりにもお粗末です。司法予算が国家予算全体に占める割合は、極端に低いはずで、司法修習生の給費制を復活させたとしても、国家予算のバランスを崩すわけがありません。経済格差と関係なく法曹の道を志す人のために、給費制を復活させるべきです。
231	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)修習生への経済的援助は、なるべく手厚くする必要があると思います。 (意見の理由)修習専念義務がありながら、経済的に支援しないというのは合理性を欠くものですし、多様な人材を法曹にというロースクールのそもそもの理念からすれば、修習生は家庭を持っていたり、会社をやめた年齢を重ねた人ということが想定されていたはずにもかかわらず、経済的に困窮する(多くの修習生は現に経済的に困窮しています)修習生を支援しないというのはそのような理念にも反するのではないかと思います。そのような趣旨からすれば、給費制を復活させるべきですし、少なくとも、実務修習地との交通費や引越費用等の援助があってしかるべきと考えます。
232	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)「法曹養成課程における国による経済的支援は必要である」と考えます。 (理由)司法試験合格者に対し、①知財、②各国語を履習(特に英語、中国語)し、涉外や各国法制度のもとでの訴訟活動ができる法曹を全額国費で養成する養成機関の創設を求めたい。学ぶ範囲は前期の①②ですが、法曹は弁護士に限らず、裁判官、検察官、行政官希望者でよく、政治的に中立が望ましい、と考えます。これまでの弁護士法曹が、個人訴訟がほとんどであって、(裁判所も同じですが)他国に後れをとっているからです。

233	4/23	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私の知っている司法修習生は、大学や法科大学院で奨学金の貸与を受けており、修習生になってからも貸与を受けることになってしまいました。山形でも就職するのは大変なようで、将来に対してとても不安がっています。本当に市民の頼れる法律家になるためには、気持ちよく、不安もなく修習に専念したほうが私たち市民のためにもなると思います。</p>
244	4/24	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべき。また、貸与制である65・66期修習生の返還義務を免除すべき。 (理由)法曹は一種の公共財である。裁判官・検察官に限らず、弁護士も市民の社会的人権を擁護するために活動しており、仮に弁護士が経済的原理だけで活動してしまえば、国選弁護士・付添人の担い手がなくなる。また報酬額をみれば一般市民感覚からすれば高額かもしれないが、知識・経験を積むのに莫大な時間と労力を費やしてきている。弁護士が儲かるから貸与制というのは暴論であり、三権分立を根本から否定する危険な発想である。</p>
245	4/24	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とあるが、これは12年前(平成13年)に出た、洞察力も先見力も欠いた司法制度改革審議会の意見(以下、司法審意見という)を何ら検討することなくそのまま踏襲するものであり、司法審意見の愚を重ねるものである。司法審意見は、わが国の和を尊ぶ国民性に目を向けることなく、アメリカ発の新自由主義による競争政策を無批判に取り入れ、フランス並みにというわけの分からない理由から大量増員を図ったものであり、破綻するのは必至であった。心ある識者は、即座に今日の状況を予測したが、その後その予測のとおり、日弁連や各地方弁護士会の多大な尽力にもかかわらず法曹に対する需要は増加していなかった。法曹養成制度検討会議は、この点につき、どのような検証をしたのか。検証をしたというのであれば、検証した結果を掲げるべきであり、検証していないというのであれば、このような無責任な文言は削除すべきである。</p> <p>(2)「今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」とあるが、司法アクセスは相当進展したにもかかわらず、法曹有資格者の活動領域の拡大や法曹に対する需要(の喚起)については、これまで10年以上にわたって日弁連や各地方弁護士会が必死になって行ってきたが、それでもほとんど伸びなかったのであるから、法曹人口はすでに頭打ちであり、今後の検討を待つまでもない。現段階は悠長に検討する段階ではなく、すぐにでもこれ以上の法曹人口の増大を押さえるべき段階なのである。よってこの項も削除すべきである。</p> <p>(3)「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。</p>

		現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」とあるが、法曹に対する需要の増加は今後見込めないこと(中間的取りまとめの検討結果では、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、とあるが、これまでの10年以上の現実を見ない机上の空論である)、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていること(これは、わが国においてはそれだけの弁護士需要がないことを如実に示している)、わが国の人口が漸減していくことが確実な状況にあること、などからすれば、当分の間は、これ以上法曹人口を増やさないで現時点の法曹人口を維持し、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、適正な人数を検討していくことが最も妥当であると考えられる。だとすれば、当面の司法試験合格者数は、現在の法曹人口を維持するのに必要最小限の人数500人程度とすべきである。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	これは、結局は法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を堅持するとするものであるが、法科大学院方式は、旧の方式よりも良くなる筈だとの思惑から始めたのであるから、本当に旧の方式より良くなったのかどうかを検証し、その上でやはり旧の方式よりも良かったという評価を確認してからでなければ、これからも堅持するという結論には至らない筈である。では、上記の検証はしたのか。検証したというのであれば、その検証結果を掲げるべきであり、検証していないというのであれば、どうしてこれからも堅持すると言えるのか、その根拠を明示すべきである。そうでなければ、理由不備の結論であり(法律の答案であれば不合格である)、かつ無責任である。法科大学院方式によって資格を得た弁護士及び旧方式によって資格を得た弁護士と多数回にわたってそれぞれ相手をした私の経験からすれば、法科大学院方式によって資格を得た弁護士は、基本的な法知識及び法理論、証拠の評価、論証力、文章力のいずれについても、旧方式によって資格を得た弁護士より劣るとも勝らないものであった。この体験は、私だけのものかと思ひ、旧方式によって資格を得た他の弁護士に聞いてみたが、やはり私と同様の印象を有していた。以上に述べた体験ないし印象は到底看過できないものである。よって、法科大学院方式を堅持するというのであれば、どこが、どのように旧方式より良くなったのかを示すべきであり、明示できないのであれば、軽々しく法科大学院方式を堅持するなど言うのは無責任極まりなく、なすべきではない。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	法曹志願者の減少の原因は、司法試験合格率が高くなっていないことではなく、ひとえに司法修習終了後の就職状況が厳しいことにある。事は単純である。多額の金(学費)を使って、あるいは払わされて司法試験に合格したとしても、就職できないのでは、馬鹿らしい(金と時間の無駄だ)からである。したがって司法試験に受かり法曹資格を取れば就職できる状況になれば、法曹志願者は必ず増える。そこで就職困難な状況を解消することが喫緊の課題となるが、それには、法曹人口を法曹需要に見合った適正な人数にすることである。なぜなら、就職が困難なのは、法曹需要以上の法曹を生産するからである。大体において、就職困難な状況にあるのに、資格を取れば活躍の場はいくらでもあると申し向け、多額の金(学費)を使わせるのは、詐欺的資格商法ではないか。悪質な業者がやるのであればともかく、断じて国がやるべきことではない。とにかく一刻も早く法曹人口を法曹需要に見合った適正な人数にすべきである。

		第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)「法科大学院生に対する経済的支援については、授業料の減免に加え、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度があり」と言うが、何のことはない、結局将来返さなくてはならない借金ではないか。どうしてこれで経済的理由によって修学を断念することがないような取組になるのか、極めて単純かつ粗雑である。このような考え方は、将来において返済困難な状況が見て取れるのに、取りあえず困らないようにすればいいだろう、あとはどうにかなるだろうという先見力も洞察力も欠いた場当たりの思考であり、法曹養成制度検討会議のレベルを低下させるものである。(2)また「無利子奨学金の業績優秀者は奨学金の返還も減免されることがある」と言うが、そのような者はごく少数にとどまるから、奨学金を返済しなければならない者が大多数を占める制度を検討する際の記述としては有害無益、本末転倒のものである。(3)つぎに、「司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課題として置かれており、司法修習生は、修習期間中は修習に専念することが求められていることから、司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し、修習の実効性を確保するための方策として、司法修習生にたいする経済的支援を行う必要がある。」とあるが、この点はそのとおりである。しかし、だとすれば、司法修習生に対しては、修習期間中の生活の基盤を確保するために給費するとしなければならないのに、これがどうして、「貸与制を維持すべきである」となるのか、論理矛盾である。法科大学院で借金させ、さらに司法修習でも借金させる政策は明らかに愚策であり、法曹養成制度検討会議のレベルをさらに低下させるものである。</p>
246	4/24	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。(意見の理由)(1)司法修習生は、修習専念義務を課せられたうえで、約1年間、国から拘束を受けていますが、その間、何らの補償もなければ、親等に養ってもらえない限り、生活が成り立たないこととなります。(2)現在、その補償の趣旨のものとして、生活費相当額を貸し付ける制度(貸与制)が行われておりますが、貸与制によるならば、司法修習生は修習終了時点、すなわち、弁護士等の法曹として職業生活をスタートする時点で、約300万円の借金を背負うこととなります。(3)弁護士は、金銭的にはペイしないが法的救済の必要が高い事件などを積極的に担当することが、国民から期待されています。しかし、スタートする時点で、約300万円もの借金があるとすれば、弁護士は、そのような事件を担当することが事実上できにくくなります。これは、国民の司法に対する期待を大きく踏みにじるものといわなければなりません。貸与制は、国民の司法に対する期待に応えるという司法改革の理念に真っ向から反する施策というべきです。また、弁護士は、成年後見人や破産管財人など国民の財産を公的に管理する職務につくことが制度上予定されています。そのような職務につかないとしても、弁護士は、民事代理人等として依頼人の財産の管理・処分等にあずかることが当然に予定されています。他人の財産の管理・処分等を行う弁護士が、数百万もの借金を抱えているとすれば、その職務に国民の信頼は得られるでしょうか。そのような職業である弁護士が、国の制度としての修習を行った結果、必然的に数百万円もの借金を背負うことにならざるをえないというのは、国民の弁護士に対する信頼を根底から揺るがすことにつながるのではないのでしょうか。司法修習生に対する貸与制は、弁護士、ひいては司法に対する国民の信頼を崩壊することにつながりかねない不合理、理不尽な制度だと考えます。以上から、司法修習生に対する貸与制は、直ちにこれをやめて、従来同様の給費制に戻すべきです。</p>
260	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)貸与制ではなく、給費制にすべきと考える。 (理由)現下の修習生の多額の負債を抱えている現状に鑑みれば、実務家として踏み出した際、質の高いリーガルサービスを提供できるのか重大な懸念がある。熱意だけでは飯は食えないし、家族を養えない。そのツケは、必ず市民・国民に回ってくる。有能な法律家を養成していくことは、国民の利益に資することであり、国家の責務である。</p>

261	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制に戻すべきである。さもなくば、司法試験受験資格に関し、法科大学院卒業を条件とするのをやめるべき。</p> <p>(理由)法曹養成は司法制度の最も重要な基盤。修習時代に借金をしなければならないのなら、法曹を目指したくても断念する人は多くなるはず。私自身、サラリーマンを2年で辞めて旧司法試験にチャレンジしたが、貸与制であつたら違う道を選んでいたら可能性が高い。国土強靱化なんか金を使うよりよほど公益に資する。それができないなら、せめてロースクール卒業要件を外し、法曹になれるまでの費用と時間を保証すべきである。</p>
262	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生への経済的支援は、貸与制を維持すべきである。法科大学院生の授業料負担を減ずる、給付型奨学金を充実させるべきである。(ひいては、他の高等教育機関、専門職大学院への奨学金制度と連携して制度を創設すべきである)。(理由)全ての司法修習生が経済的に困難な状況にあるわけではない。現に私は新65期の司法修習中、貸与制を利用することもなかったが、月々の生活が困窮することはなかった。このように、司法修習生の経済的状況は区々であるから、裕福な者にまで、無条件に、同一の金資(しかも相当に高額のもの)を支給する必要性はない。他方、現在の仕組みを維持する場合、法科大学院への進学が必要不可欠となるが、法科大学院は充実した実践的教育を行うため授業料は高額とならざるをえない。私は、法科大学院在学中の3年間、法科大学院独自の給付型奨学金を受給していたため、高額の授業料を親に求める必要が生じなかった。そもそも日本は高等教育への給付型の公的奨学金が著しく少ないのであり、この機に高等教育への給付型奨学金の拡充を積極的に考えるべきである。</p>
263	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容)司法修習生は貸与制ではなく、給費制にすべきです。</p> <p>(意見の理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。そもそも司法修習生は、最高裁判所の議令によって、全国各地に配属されるものであり、修習専念義務や守秘義務など厳しい義務を課せられています。このような義務の下、修習の実を上げるにはそれに見合った生活保障がなければ、不合理です。また、国から辞令を貰っていながら、給費がなく貸与とするのは、大きな矛盾です。</p>
264	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制を復活すべきです。</p> <p>(理由)仕事に就く最初から何百万もの借金を抱えなければいけない制度はおかしいと思います。志ある若い人が、安心して修習し、希望をもって法曹になれるようにすべきと思います。</p>
265	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>経済的な理由で法曹への道を断念する事態を招くことがないようとするが、貸与制だとどうせ債務として国家に返還しなければならないのだから、司法修習生の負担になることは変わりはない。司法修習生が安心して修習に専念できる体制をとるならば、給与制に戻すことである。</p>

266	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私の知っている司法修習生は、大学や法科大学院で奨学金の貸与を受けており、修習生になってからも貸与を受けることになってしまいました。山形でも就職するのは大変なようで、将来に対してとても不安がっています。本当に市民の頼れる法律家になるためには、気持ちよく、不安もなく修習に専念したほうが私たち市民のためにもなると思います。
267	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私の知っている司法修習生は、大学や法科大学院で奨学金の貸与を受けており、修習生になってからも貸与を受けることになってしまいました。山形でも就職するのは大変なようで、将来に対してとても不安がっています。本当に市民の頼れる法律家になるためには、気持ちよく、不安もなく修習に専念したほうが私たち市民のためにもなると思います。
268	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)支援費の貸与制に反対。きちんと給付すべき。 (意見)金持ちの子弟だけが法曹になる事態が予想される。民主主義を守るためにも、民衆の立場に立つ法律家を国の責任で育成すべき。近年、法律事務所のTVCMが多くうさんくささを感じる。
269	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき。 (理由)市民社会の熟成・成長のためにも、弁護士の役割はますます重要になると思う。社会で弁護士を育成するために、よりよき弁護士を養成するためにも、給費制は復活させるべきである。
270	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)弁護士の給費制の復活をするように。 (理由)市民の相談・困り事に特に法のもとで弱い立場の市民の願いを理解出来るように、様々な経験を生かせるためにも、弁護士の給費制の復活は大変重要だと思います。
271	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の間は安心して学べるためにも経済的支援を給付にしてください。 (理由)私は社会保障を守る立場で仕事をしていますが、生活保護や国民健康保険など司法の場で明らかにしなければ行政による不当な人権侵害に泣き寝入りしなければならないことが多くあります。法律を正しく学び、法律にそった決定を出すためにも、生活の最低保障をされることで弁護士として正しい立場で私たちのくらしや命を守れる人になってくると思うのです。ぜひとも弱い立場にいても、そんな人たちが弁護してもらえる弁護士をふやすためにも給付制度にしてください。
272	4/25	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)今まで通り給付制にすべきです。 (理由)大学在学中も奨学金を借りている修習生は、どうやって生活し、どうやって学んでいけば良いのでしょうか。経済的なことで、将来をあきらめざるを得ないことがあったら、国としても多大な損失です。教育は将来の日本のための人材育成です。学ぶ機会は平等に与えてください。

296	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は、給費制にすべきであると考えます。 (理由)司法修習生になるまでに、各種奨学金を含めて多額の借入金を多くの修習生が抱えていることは各種調査で明らかです。司法制度の担い手である修習生が借金により、目指す道をあきらめるようでは、民主国家は成り立ちません。市民・国民のニーズに合った質を確保すること、また、平等の観点からも、修習に専念できるように給費制とすべきです。これは国家・国民の責務です。
297	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	資格の必要な裁判官と弁護士と警察官の需要を検討し、その充実を最優先すること。行政や会社にまで無理に広げる必要はない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	市民の立場に立って頑張る法曹を養成することを基準とする。弁護士が就職先がないようでは健全な法曹は育たない。日本の法文化に合わせ、司法試験合格者の人数は1年1500人合格そして1000人合格としてゆくこと。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識・人権感覚があり市民の為に頑張る法曹を養成することを目的とする。大学を卒業したら受験資格を付与すること。金がない者も法曹になれるように司法修習生の給付制度や大学院の授業料を返還不要な奨学金など経済的支援制度が必要。
298	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (意見の理由)市民のニーズに応えられる質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには、司法修習が必要です。そうである以上、弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は、国家が行うべきです。
299	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべき。 (意見の理由)司法の担い手である法曹を養成するのは国家の責任。現状がつづけば、三権分立の一翼を担う司法が崩壊してしまう。人材が集まらない。これは最終的に、国民が大きな不利益を被る。
300	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)裁判修習(民事・刑事)、検察修習及び集合修習の期間は、身分的にも経済的にもみなし公務員として保障すべきである。 (理由)修習生は上記国家機関の一員として事案の検討等を行い研修を受けるのだから身分保障するのは当然である。他方、弁護修習、その他の期間は国に保障の義務があるとは考えづらく、弁護士会その他が支援すべきである。
301	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	判事、検事、弁護士の各需要を検討し、行政、会社の領域までとりこんで考えるべきではない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	未就職の弁護士が多数存在する今の合格者の数は1000人以下の800人位が妥当。かつ合格者の質の維持からもそう考える。
		第3	法曹養成制度の在り方	貧乏人も法曹資格がとれる試験制度を考えるべき。また修習制度も2年間の修習は十分意味がある。

		第4	その他	法科大学院卒業の受験資格は当初から疑問に思っている。早急に改める必要あり。
302	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	もともと法曹の活動領域の拡大など幻想にすぎない。この15年で弁護士は激増したが、法的重要な拡大などないことが、客観的に実証されている。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法研修所を出た失業者が大量に出現している現実を直視すべきである。合格者1000～1500程度とすべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	時間と金がかかり過ぎる現状は問題である。若く優秀な人間にとって魅力がない。
303	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	法律家には訴訟技術(訴訟を見すえた交渉・ドキュメンテーションを含む)以外に専門性はなく、活動領域は限定的である。
		第2	今後の法曹人口の在り方	裁判官・検察官も増員するというのが司法改革での前提だったはずだが、弁護士しか増員せず、裁判官・検察官は逆に減員しているというのはおかしい。
		第3	法曹養成制度の在り方	統一修習2年間は必要。とくに弁護士になるなら検察修習での取調べ修習は不可欠。これが出来ないなら法曹の養成とは呼べない。
		第4	その他	統一修習2年を前提として、予算・施設の許容範囲から逆算して法曹人口を決めるべきだと思う。
304	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	個々の法曹が法活動領域を自ら開拓するのはかまわないが、特に弁護士が生計を維持するために本来の弁護士活動とかけ離れた業務に就かざるを得ないというのは弁護士としての職業的魅力を失い、悲しいことだ。
		第2	今後の法曹人口の在り方	毎年500～600人の合格者でいい。厳しい試験に合格できるレベルに達した者だけが法曹になれるようにすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院は廃止し、大学院卒業者も含めて回数制限のない司法試験、そして給費制の2年間の司法修習、全員が5年間は弁護士業務を行い、その上で判検事に転職する法曹一元の強化。
		第4	その他	米国では、石を投げれば弁護士にあたるほど弁護士がたくさんいて、その社会的地位は極めて低く、ごく一部を除いて所得も少ない。今日の司法改革は、裁判員制度を含めて米国同化を意図したことは明らかで、法曹の地位が著しく低下しただけで国民にとっても利益となっていない。
305	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生に対しては、貸与制を前提とするのではなく、給費制を復活させるべきである。 (理由)法科大学院修了が司法試験受験の条件とされてから、経済的に余裕のある人でないと法律家を目指せなくなっている。それに加えて、司法修習中も借金をしなければならないとしたら、その経済的負担に耐えることのできる人しか法律家になれなくなる。弁護士だけでなく、裁判官・検察官が、裕福な家庭の出身だけとなるような社会は望ましいものではない。給費制は、精神面から弁護士の公益性を育てる上で、大きな役割を果たしてきた。司法の公正性・公平性といったためにも不可欠な制度である。社会正義や人権の擁護のための弁護士を育てるためにも不可欠な制度である。

306	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	この発想自体が疑問である。非資格者の活動能力を評価し、専門法曹は謙虚に司法制度の枠内で質の高い活動をするほうが良いと考える。
		第2	今後の法曹人口の在り方	はっきり数字で結論を出してよく、これまでの現実のニーズ実態に鑑み、合格1000人とする。
		第3	法曹養成制度の在り方	司法研修所のかつて最高2年間の修習に中味の良質さを看取しうるので、回帰を望む。
		第4	その他	社会は法曹のほか、慣習、倫理道德、宗教などの規範があり「社会のすみずみまで法的サービスを」というのは賛同できない。
307	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	全ゆる領域で活動するのが望ましい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	1,500人前後で十分と考える。
		第3	法曹養成制度の在り方	これまでの司法研修所中心の2年間の修習に戻すべきです。返還義務のない給費制度にして、広く人材を集めるようにしたい。受験資格も、大学教養課程修了程度で十分。
		第4	その他	受験回数制限は撤廃すべきです。
308	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	活動領域については、有償の分野と無償の分野が存在しているが、今後、弁護士数の増加に伴い採算の取れない分野を取り扱っている弁護士が競争のために不採算分野から撤退した場合に活動領域が狭まる危険を感じる。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の合格者数を仮に1000人にした場合でも、日本の法曹人口は毎年500人以上増加していくのであって、既に新人の就職難が問題になっているにもかかわらず、急増を続けることは、そもそも法曹を志す若者を減らすこととなり、日本の司法への悪影響が極めて大きいので、早急に合格者を少なくとも1000人以下にするべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	実務を知らない者が実務を教えることは不可能であり、実務を学ぶにはある程度の法的知識が必要である。従って、司法試験に合格した者が司法研修所で学ぶことは、極めて効率的である。司法研修所は三権の一つである司法を担う法曹を養成する場なのであるから、司法修習生には給与を支給すべきである。
		第4	その他	適性試験の受験者数の減少から明らかなように、現在の法科大学院を経由させることを前提とした法曹養成制度は、学生、社会人から選ばれない制度になっている。法曹志願者を減らすことが改革の目的でないならば、現在の制度は早急に改めるべきである。
309	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	無理に広げる必要はない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	年1000人程度が相当。

		第3	法曹養成制度の在り方	統一修習を維持し、期間は2年間とすべき。給費制を復活させるべき。
		第4	その他	法曹一元化を達成すべき。
310	4/26			法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が創設され、2004年4月に法科大学院が発足してからこれまでの間、法科大学院修了者の司法試験累積合格率(ある年度の法科大学院修了者のうち司法試験を受験した者の数に対する同修了者の累積合格者数の割合)は5割程度にとどまっており、3回受けても合格しなければ司法試験受験資格を失う受験回数制限のため、法曹への夢を抱いて法科大学院に進学した者の多く司法試験受験資格を失い、定職につけない状況が生じている。この間、関係者の努力にもかかわらず、法曹人口が増えても法曹需要は増加しておらず、司法試験に合格し、司法修習を終了しても、就職できない者も年々増加している。多額の学費を払って法科大学院に進学し、多額の奨学金等の責務を負ったうえ、司法修習期間に貸与された費用の返還義務まで負うこととなるのに、法曹として生活していくことへの展望がもてないとして、法科大学院への進学希望者が激減しており、定員割れの法科大学院が続出しているばかりか、法学部進学希望者も減少の一途をたどっている。このままでは、人権擁護の使命に燃えた優秀な法曹を養成することは不可能であり、弱者の視点に立った優秀な法曹による国民への司法サービスの提供ができなくなる。そこで、「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」の項目のうち、以下の項目について、一刻も早く、抜本的改革を行うよう求める。
		第2	今後の法曹人口の在り方	速やかに司法試験合格者数を年間1000人程度とすべきである。 (理由)年間合格者を現状の2000人強から1000人程度とすれば、法曹の質が維持され、就職難の解消が期待できる。
		第3 2	法科大学院について	法科大学院を法曹養成制度に特化させて法曹養成の中核と位置付けていることを見直し、受験回数の制限(いわゆる三振制度)を撤廃し、予備試験を拡充することで対応すべきである。(理由)年間合格者を1000人程度とし、法科大学院を法曹養成制度に特化させて法曹養成の中核と位置付けていることを見直し、法科大学院を修了しなくても司法試験を受験できる予備試験を拡充し、これまで法科大学院に流れていた多額の補助金相当額を、法曹志願者の経済的支援に活用すべきであり、経済的事情から、法曹への途を断念することのないよう、受験回数の制限(いわゆる三振制度)を撤廃し、司法修習生に対する費用を国庫で賄う給費制を復活するとともに、貸与を受けて司法修習を終えた者については貸与金の返還を免除すべきである。平成25年3月30日に福岡県弁護士会館で開かれた九州弁護士会連合会主催の九州から法科大学院を考えると題するシンポジウムで配布された資料によると、九州の法科大学院が把握しているこれまでの修了生の進路は、弁護士306、裁判官7、検察官3、司法修習生83、大学教員2、裁判所書記官、検察事務官、企業の法務担当者等68、その他の公務員38とされている。このデータは、平成18年以降、法科大学院を修了するだけの能力があると評価された修了生のうち、多くが三振制で司法試験受験資格を失ったにもかかわらず、定職に就いていないことを裏付ける。法科大学院は、定職に就けないまま、多額の奨学金返済義務を負った数多くの有能な社会的弱者を生み出しているといわざるを得ず、このような事実が明らかになれば、法曹志願者が激減するのは当然である。法科大学院関係者は、法科大学院で社会的弱者を救済するための教育の重要性を訴えるが、司法試験に合格させることができないばかりか、修了生の就職先を確保できないまま、法科大学院で弱者を救済することについて教育することにとれほどの意義があるのか多大な疑問がある。司法試験合格率の低い法科大学院関係者が、これまでに国庫から多額の補助金を受けていながら、多数の有能な修了生を、路頭に迷わせていることについて自省することなく、法科大学院の存続を訴えているのは大いに問題である。

		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限(いわゆる三振制度)は速やかに撤廃すべきである。 (理由)三振制度は、多額の奨学金等の債務を負うなどして人生をかけて法曹になるために努力してきた法曹志願者や志願者を支えてきた家族等の夢を強制的に奪ってしまう残酷な制度といえ、法曹志願者激減の一因となっている。
311	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活させてください。 (理由)経済的事情により法曹への道を断念する自体を招くことがないよう、必要な措置は給費制復活だと思います。大学、法科大学院や司法試験合格までにも多額の学費がかかります。合格してからも修習中の生活のために借金を負わされ、弁護士の場合は就職もきびしい現状です。これではお金のある人しか法曹をめざすことはできません。
312	4/26	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)司法修習は、給費制とするべきである。 (意見の理由)私は、新63期の弁護士です。私立大学の英文科を卒業し、5年間の会社勤務を経て法曹を目指しました。もし、修習が貸与制だったら、私は、法曹を目指すこと自体考えなかったと思います。法的素養の全くない私にとって、司法試験は、最も難しい国家試験の一つだと思っていました。当時の私にとって、会社を辞めて、合格できるかどうか不確かな司法試験に挑戦するというのは、それだけでも大きな賭けのようなものでした。それが、たとえ司法試験に合格できても借金を背負うことが確実だったとしたら、それなりに会社で安定して仕事をし、生活できていた私は、会社を辞めてまで法曹を目指そうなんて、とても決心できなかったと思います。新司法試験を含む新しい法曹養成制度は、多様なバックグラウンドを持った人材が司法の世界へ入ってくることを目的としてスタートしたはずで、それなのに、修習が貸与制となっていては、多様な人材が司法の世界へ入ってくることを尻込みさせてしまいます。ぜひ、給費制を復活させてください。
313	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	いろんな分野に活動の領域を自ら(弁護士会とかでも)みつけていくべき
		第2	今後の法曹人口の在り方	減らすべきだが、無計画に受験生を増加させた分についてはある程度の経過措置を設けて消化すべき
		第3	法曹養成制度の在り方	制度を軽々に変えることは、法曹制度を悪化させていく
		第4	その他	受験生が、合格後にも連携をとりあえるような制度(精神面も含めて)を工夫すべき
314	4/26	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきです。 (理由)貸与制を継続させ、修習生に思い経済的負担を負わせることを続けると、法曹を目指す若者は確実にいなくなります。それは、国家・市民のためにならないと思います。

315	4/26	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制は反対です。 (理由)「金のある人しかねない」職業が、国民にかかわる仕事であってはいけないと思います。弁護士、教師など、私達国民の人権などを守ってくれる人達が、何の苦勞もなく、人の痛みも分からない金持ちの子息しかねなかったら、こわいです。どんな立場で職務を進めるのか？ 貸与で借金があり、金目当てなら、困ります。本当に、国民の人権・法律を守る立場でしてほしいからです。
316	4/26	第2	今後の法曹人口の在り方	現在の3000人という枠は充足することは困難であるし、現実的でない。特に弁護士会では吸収不可能である。需要予測を見直し、年間1000人程度にすべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	修習生に対する給与制を復活すべきである。法曹制度の基盤整備事業にあり、国の責任で修習させるべきである。無給で、しかも専念義務を課すのでは、修習生は生活できない。
		第4	その他	このままでは、生活保護にて修習を終えるものがでてきかねない。
317	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	行政・会社に入った弁護士は、市民のために仕事をする事ができるのですか？ 法律をつかって市民を苦しめるのではないのでしょうか。
		第2	今後の法曹人口の在り方	弁護士の増加により弁護士に対する尊敬も信頼も落ちた。弁護士も生活がある程度できる状況でないと、市民のためのボランティアのような仕事はできないのでは。1000人でも多い。弁護士には定年もないし。国の失策！
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院を卒業した人達に人権感覚が養われているとは感じられない。若い先生と話をしたが、すごく非常識。大学卒業した人が誰でも受験できるようにするのが平等です。お金のない家の子は志をもっているも受験できません。
		第4	その他	東京などから、マスコミで宣伝して弁護士がくるが、無責任なことになるようだ。マスコミの宣伝をやめたらいいのと思う。弁護士は地方もたりてるので来なくてもいいのでは。
318	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	行政や会社に無理に広げるのは反対。
		第2	今後の法曹人口の在り方	合格者を年1000人にしても、十分である。
		第3	法曹養成制度の在り方	経済的な支援制度が必要。受験資格は大学卒だけでよい。司法研修所を2年間とし、高度な研修に専念。
		第4	その他	清貧の若者に道を開いてください。

319	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	本来の法曹三者の人材の充実が基本である。そこで必要十分となれば他分野からの需要も生まれる。
		第2	今後の法曹人口の在り方	弁護士の過剰供給は確実に質を低下させ、職業倫理も揺らぎ、社会的に軽視される。合格者500人体制が長期間続いたことでも支障はなかった。
		第3	法曹養成制度の在り方	経済的に進路を塞ぐことなく、以前の試験制度がむしろ公平で合理的であり、研修所も給与制の2年に戻すべき。
		第4	その他	国家試験の制度を安易に変えるべきでない。今回の司法改革は明らかに間違ったことを確認すべきだ。
320	4/26	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見・理由)最近法律事務所の事務員として勤め始め、経済的に苦しい弁護士がたくさんいる事を目のあたりにしています。また、修習中はアルバイトもしてはいけないと聞き、また、ロースクール時代の奨学金とあわせると、1000万近い借金のある弁護士もいると聞き、異常だと感じました。これだと裕福な家庭の人しか法曹界の仕事につけません。最終的には国民の不利益につながると思います。ぜひ、給与制に戻すべきだと思います。
321	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判官と検察官が足りません。裁判官・検察官を大切に増員(採用)すべきです。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者を年1000人以下にすべきです。
		第3	法曹養成制度の在り方	従前のように修習期間2年、給費制にすべきです。
322	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	活動領域の拡充は必要であるが、急務ではない。行政や会社に活動場所を求めるには時間が必要。
		第2	今後の法曹人口の在り方	1000人を合格者とすべき。明らかに合格者の質が下がっている。就職もできないのではOJTの機会もなく、質の低下の悪循環が生まれる。
		第3	法曹養成制度の在り方	10校程度の最上位ロースクール以外では、悪質な授業が横行している。受験資格に制限を設ける理由に合理性はないので、受験資格は大卒のみとすべき。実務での勉強こそ必要な素養を身につけるために必要である。ロースクールではなく、修習を2年とし充実させるべき。
		第4	その他	実務についてローの授業はほとんど意味がないことが明らかになった。ロースクール関係者の既得権益は、司法という大きな国の制度を整える上で考慮すべきではない。この既得権益のため、司法制度が破たんすることがあってはならない。

323	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	広く活動することでよい。むしろ、行政書士、司法書士などの活動領域を限定すべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	年500人でよい。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクール制度を廃止し、旧司法試験制度に戻して頂きたい。
		第4	その他	訴訟ばかりが増える社会は、決してよい社会ではない。弁護士が少ない方が、むしろ社会は安定化する。
324	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	税理士、司法書士、社会保険労務士、弁理士など、法律関連分野に多数の資格者が存在し、米国と異なる法曹は、司法に限定的に考えていくべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	1000名以下にすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	受験資格をロースクール卒業者から、もっと広くすべき。修習生に給費制を維持すべき。
325	4/26	第2	今後の法曹人口の在り方	減らすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールはやめるべき。
326	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	自治体との関係を重視する。自治体の法律相談担当(直受可能)は特殊な公務員として報酬を受けられることができる制度を実現する。自治体相談の担当弁護士が直受できる根拠として、自治体担当弁護士を特殊な公務員として位置づけ(その件に限っての)、報酬も受領できる(公証人や執行官のように、独自に収入を認められる特殊な公務員)ようにする。現状の自治体相談は山ほどあり、直受を認めない自治体の考え方は、弁護士の営利活動に協力しないということ。しかし、当該弁護士が公務員として扱われるならば、自治体の自己規制的な制約は無くなっていくと思う。
		第4	その他	自治体と弁護士会との関係を密にすること。
327	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	拡大すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法書士や行政書士及び社労士も法律実務を扱っている日本では、「法律家の数」とは、司法書士、行政書士、社労士を含めた数である。そこをふまえて、法曹の人口は、主として高度な法律実務を扱う弁護士のみの数の問題として考えるべきであり、欧米の弁護士の数と単純に比較するのはおかしい。よって、抑制的に考えるべき。

		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクール制度は廃止すべき。司法修習生の給与制復活を！
		第4	その他	これほど司法界を混乱させた国の政策で、どれほどの人が苦しんだか、役人は考えた方がいい。
328	4/26	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	「法曹」という中には、法曹三者が含まれるのに、弁護士だけ増員しているのは、不合理、不当である。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司試の合格者年1,000人とする。裁判官・検察官の任官数を増やすなら、その分だけ増員する。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院を廃止せよ。受験回数3回までの制限を撤廃すべきである。
		第4	その他	司法試験の科目、出題内容を再検討すべきである。
329	4/26	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(理由)公正、公平の立場で依頼者の信頼にこたえる弁護士が多数であってほしいと思います。そのためにも修習生に対しての手厚い支援が必要です。
330	4/26	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(当職の意見)法科大学院を中核とする法曹養成の考え方を堅持するとの考え方には反対です。法科大学院修了を司法試験の資格要件とする現制度は直ちに廃止すべきです。 (理由)(1)旧司法試験では、プロセスによる法曹養成がなされていないという誤った前提で議論を進めているようですが、旧司法試験下では1年半または2年間の司法修習期間があり、極めて有能な実務教育が行われていました。司法試験の受験勉強で法体系の基礎を学び、司法修習期間に実務を学ぶというかつての法曹養成制度は、現在の破綻した法曹養成制度に比べて十分に機能していました。過去の制度との比較検討なしに法科大学院を法曹養成の中核としてしまうのは問題です。(2)法科大学院の志望者が激減しているのに対して、予備試験の受験者が増加しているのは、多くの大学生が「法科大学院を中核とする法曹養成」に魅力を感じず、「学費と時間の無駄」と判断しているからです。法科大学院での教育内容自体に価値が認められないのですから、法科大学院の統廃合などという小手先の改革では、志願者の減少傾向は改善しないでしょう。裁判官、検察官及び大手渉外事務所は予備試験合格の優秀な若手層から優先的に採用していくことで人材の劣化が避けられますが、現行制度を続けるならば、一般国民と接する機会の多い、いわゆるマニベン層の資質は確実に劣化します。(3)指導担当として数人の修習生を担当しました。実務修習にきた修習生は、かつての前期修習を終えたレベルには遠く及んでいません。法科大学院出身の複数の若手弁護士に法科大学院での教育は実務で役立っているか質問しましたが、せいぜい「エクスターンシップで法律事務所に行ったのが良かった。」という程度の回答しかなく、はっきり「全く役に立たない。」と返答する人もいます。実務に携わる者として、複数の修習生を見てきた結論ですが、法科大学院での教育は無意味です。高額な学費と2年ないし3年間もの時間をかける価値は見いだせません。はっきり言って、優秀な人材が法曹界を避ける参入障壁でしかありません。

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(当職の意見)司法修習生の経済的支援を「貸与制を前提とした上で」とするのではなく、直ちに、給費制を復活すべきです。</p> <p>(理由)もともと、給費制は司法修習生への経済的支援の制度ではなかったはずで、裁判官、検察官だけでなく、弁護士も含めた法曹三者は三権の一つである司法を担うのだから、国家により養成する必要があるため、国家公務員に準じる扱いで給与が支給されていました。だからこそ、職務専念義務が課され、予備校の答案添削程度のアルバイトすら禁止されたはずで、当職らが司法修習生のときは、教官からこのような説明を受け、学生ではなく一人前の社会人として修習に専念するように説教されました。なのに、法曹養成制度検討会議では、どうして「経済的支援」という議論にすり替わってしまったのか、全く理解できません。給費制から貸与制になったことにより、修習生の認識も変わってきています。実際、借金させられてまで、どうして修習に専念しなければならないのかと疑問を持っている人もいます。このままでは、修習不要の声が上がるとは思います。しかし、法科大学院で実務教育が全く施されず、修習も受けず、既存の法律事務所に就職できずOJTを受けられないような弁護士が大量に放出されてもいいのでしょうか。財政的な問題は、法科大学院への多額の補助金を全て打ち切り、法曹になることがほぼ確実な司法修習生への給料に充てれば済むはずで、法曹養成の中核は司法修習です。司法修習の意義を議論することなく、「貸与制を前提とする」と決めつけるのは、日本の司法制度の将来に重大な禍根を残します。</p>
331	4/26	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対して、給付制の経済的支援を続行すること。</p> <p>(理由)(1)司法修習生は、これからの法曹界を担う国の重要な“資源”であり、それに対する経済的支援は、“国の投資”である。個人的“投資”ではないので、貸与制は実施すべきではない。(2)同じ意味で、高校生や大学生に対する給付制の奨学金制度をつくるべきである。国の将来を担う人達を大切にすべきである。</p>
332	4/26	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)経済的な理由で法律家の道がとざされることのないように給費制にすべきです。</p> <p>(理由)教育に日本の国は本人、親の負担が大きい。奨学金で借金のある人は、修習でさらに借金が増え大変である。金持ちでなければ法律家になるなど言わんばかりの制度で不当である。給費制にし、お金の心配なく法律の学習できるようにすべき。</p>
340	4/27	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制を復活させるべきです。</p> <p>(理由)法曹は多数者による抑圧から少数者の人権を擁護する最後の砦です。よって、法曹を育成するのは国家の使命ですから、その費用も国が責任をもって負担するべきです。私たちが2年間の修習期間、修習に専念できたのは給費があったからこそです。副業が禁止されている修習生にとって、生活の心配をすることなく修習に励めるのは、とても大切なことです。しかも、昨今の業界の低迷状態をみれば、法曹となってから貸与金の返還をすることもままならないと考えられます。</p>
341	4/27	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(意見の理由)充実した修習を行わせるために、生活保障を行うべきであり、そのために給費制は不可欠です。優秀な法曹を育てるためにも、国家の責任で給費制を復活させるべきです。</p>

342	4/27	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判官・弁護士・検事の需要を検討し、その充実を最優先すること。
		第2	今後の法曹人口の在り方	市民の立場に立って頑張る法曹を養成することを基準にする。司法試験合格者を1500人から徐々に1000人ぐらいにする。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門性と人権感覚のある法曹を育てるために経済的支援を拡大する。給付制は復活させるべき。
343	4/27	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容)司法修習生の貸与制について、以前の給費制を復活させるべき。 (意見の理由)私は弁護士ですが、就職したばかりの弁護士を見ると、はじめから借金を背負わせた状況で弁護士業務を負わざるを得なくなります。これでは、新人弁護士はお金のことばかりを気にするようになり、たとえば貧しい方の法律相談や、収入にならない弁護士活動、法律家団体の活動から遠ざかってしまいます。本来、弁護士は社会正義と人権を守る使命を負っています(弁護士法1条)。そのような活動をする上では社会の実態を把握するために現地に入り込んで調査したり、人権侵害を受けた方と世の中に訴える活動をするなど、目に見えない数々の活動が背景にあって、それで訴訟を起こして社会正義や人権が実現されるということが今までの歴史でした。このことは今後の社会でもっと要請される場所です。そのような弁護士としての活動を十分に行わせるためにも給費制を復活させてほしいです。
344	4/27	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、給費制の復活案を支持いたします。 (理由)私は、給費制の恩恵を受けて弁護士になったものですが、最近の貸与制の実態を見るにつけ、貸与制の弊害をなくするには、給費制復活というドラスチックな解決策をとるべきと痛感いたしますので、よろしく、御検討をお願い申し上げます。
345	4/27	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹養成にとって司法修習生への給費制は必須のもので速やかに給費制を復活すべきです。 (理由)戦後の民主主義の主要原理として立法、行政、司法という三権分立が制度的にも実質的にも保障され、確立される必要があります。そして、司法の点でいえば、戦後、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が平等に教育される司法修習制度が導入されました。そこでの修習は、三権の一翼を担う法曹として、修習専念義務を負い、司法研修所の修習終了後には(判読不能)司法制度を担うことが要請され、その必然の結果として給費制が採用されました。日本の医療、日本のための医療を担うインターン生(医師の卵)が少し遅れて給費制が導入されましたが、それをふまえて給費制は必須のものとなっています。貸付制の下で学生時代、ロースクール時代の借金に加え、職務専念義務の下でアルバイトもできず、さらに借金を重ねている制度は「借金できないものは、修習生になれない」と同意です。(判読不能)、給費制は復活すべきです。
346	4/27	第2	今後の法曹人口の在り方	無計画な増員のため、質の低下がはなはだしく、また平等の全体像が見えない法曹が増えてきている
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクール廃止、合格者1000人まで

347	4/27	第2	今後の法曹人口の在り方	1,000人程度まで下げるべき。急にいかなければ毎年100人ずつ減少して、10年かけて1,000名にすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院は手のいい民間委託。やめるべき。司法修習2年とする。給料払って夢を得よ！ 後輩を粗末にする組織は衰退する。
348	4/27	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	もっと裁判官の数を増やし、検事の増員もすべきで、会社・行政に増員を見込むのはおかど違い
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者は500人～1000人で十分。日本人口は減ってきている。弁護士を増員する必要性はない
		第3	法曹養成制度の在り方	旧試験のように何回でも大卒なら受けられるようにした枠を半分、残り半分がこれまでのロースクール卒にすればいい。いかにロースクール卒のレベルが社会経験者より低いかわかる。社会経験はロースクールの疑似体験を上回る。
		第4	その他	今のままでは弁護士の自治が崩壊する(小泉の思うつぼの目標どおりか)
349	4/27	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大というが、法曹資格が必要な領域ではない。司法試験や司法修習で要求される資質ではない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	増えすぎ。司法試験の合格者は年間500人で充分。
		第3	法曹養成制度の在り方	旧52期までの修習が一番。2年間の修習、給費制復活、法科大学院は廃止。
		第4	その他	司法試験、受験科目六法、合格者500人、受験制限なし、これが公平。合格者は国の宝、大切にしてほしい。
350	4/27	第4	その他	かつて、法曹人口問題、合格者数について関与した立場から、今の議論状況にある種の責任があるように思っております。今日の議論の問題点左記第1、第2、第3の意見骨子に賛成します。辻先生のご努力に敬意を表します。
362	4/28	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判官、弁護士、検察官だけでいいと思います。行政や会社は弁護士をやとえばいいのですから。
		第2	今後の法曹人口の在り方	アメリカとちがって日本は訴訟社会ではありません。弁護士がふえて、生活に困るとはびっくり。社会正義のために働く人が弁護士になってほしい。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールはお金がなくては入れません。むかしのようにしっかり勉強して試験に通るだけでいいのではないのでしょうか。そのかわり、研修所でインターンとして研修をうけたり海外留学したり。

		第4	その他	裁判官や弁護士のモラルの低下がよく新聞だねになっています。志のある人材、社会をよくしたい困っている人を助けたい人に裁判官や弁護士になってほしい。
363	4/28	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、従前の給費制に戻すべきです。 (理由)自由と正義な社会は私たちの理想です。国がこれらの実現のために公平、公正な法曹養成に責任をもつことは当然です。仮に貸与による支援をうけて弁護士になった場合、弁護士になったそのあとすぐにこの返済のために仕事をするようにならざるをえない。せめて、借金をかかえた弁護士をうまいように援助してやってほしい。
364	4/28	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官と弁護士と検察官の需要を検討し、その充実を最優先すること。行政や会社に無理に広げるのは弁護士の独立を害する。法曹人口を大幅に増加させたが、裁判官、検察官の増員は、法曹人口全体の増加に比較して、極めて少なく、その増員の手当を講じないで、法曹人口の増加を他の領域で吸収させようという考え方は本末転倒である。
		第2	今後の法曹人口の在り方	将来、ロースクールの受験者が4万人から1万人以下(平成24年は1万6519人)に、入学者が2000人台(平成24年は3150人)となり、弁護士になっても就職先がなく生活に困るような恐れが出ている現在の制度では、市民のために尽力する質の良い弁護士は育たない。こうした状況を改善するために、司法試験合格者を年間1500人乃至1000人に減らしたとしても、弁護士人口は十分に増加していく。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり、市民のために尽力する法曹を要請することを目的とすべきである。金がない者も法曹になれるよう司法修習生の給付制や法科大学院の授業料を返還不要な奨学金で賄えるような制度を整備する必要がある。そうでなければ、法科大学院を受験資格とする現在の制度は廃止し、司法試験受験資格は従来のような資格にすれば、十分である。司法研修所での研修は、以前のように2年間にして、高度な研修に専念させるべきである。昨今の新規登録弁護士の実力低下は目を覆うばかりである。OJTと称して、勤務先の弁護士にこれを委ねるのは余りにも無責任である。
390	4/29	第2	今後の法曹人口の在り方	現在の状況から、既に多すぎると思われる。
		第3	法曹養成制度の在り方	裕福な家庭の子どもでなくても、無理なく法曹を目指せるようにする。そのための司法修習生の給付制は必要です。
		第4	その他	弱い立場に思いやりのある法曹が多くなれば、法曹がもっと信頼されるようになる。そのために、法曹人口の過剰防止と法曹教育の充実は、欠くことができない。
391	4/29	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (意見の理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
392	4/29	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	個々の裁判に裁判官から十分に時間的余裕をもって取組めるよう、人員の増加をすべきである。コンプライアンスの法文化なくして企業内弁護士をふやしても、悪用の危険が大である。

		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者は年間1,000人程度で十分である。弁護士過剰地域対策としては各弁護士会にそのための費用を助成すればすむことである。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院制度は無益有害である。必要論は「旧制度下の受験技術優先の傾向」を強調するが、それは旧制下の出題の拙劣さに起因するものであり、その点の反省なくして制度をいじっても、無益である。また、経済的優者でなければ法曹になれない弊害こそ大問題である。法科大学院を廃止し、司法修習を充実すべきである。
393	4/29	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	需要がないのに増員しても社会のためにならない。需要の有無をしっかりと確認すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	増員すべきではない。需要がない。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールは廃止して、800人程度の合格者として2年間の研修にもどすべき。
		第4	その他	ロースクールは、優秀な大学生が法曹を目指すことを阻害している。他の方面に流れている優秀な人材をとり戻すためにも廃止すべき。
394	4/29	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容)修習期中の費用は国が支給するのが当然でしょう。以前は支給されていたのに変更するのはおかしい。法律家の養成は国の責任である。 (意見の理由)法律の専門家を育てるのは国の義務・責任である。その修習期間の生活を安定させ修習に専念させるために、学習費、生活費、交通費など全てを支給するのは当然である。
395	4/29	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (意見の理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
417	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	充実を最優先することは賛成。しかし、各分野で活動する機会をつくることは、別に弁護士の独立を害するとは考えない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者は1000人で充分である。それ以上ふやすことはあっても害があっても益なし。ふやすれば悪生弁護士が増えるだけである。
		第3	法曹養成制度の在り方	旧制度で充分良き法曹人が増る。今の制度はやたらと、屋上屋重ねるだけである。むだである。税金のむだ使いである。
		第4	その他	法科大学院設立に我々弁護士、日弁連にも大いに責任がある。反省して反対運動を高めるべきである。
418	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	TPPと各種保健保険制度と関連して活動領域の問題が発生するが格付しているのか。

		第2	今後の法曹人口の在り方	現在で適正である。
		第3	法曹養成制度の在り方	語学(一般には英語)ができない法曹では大変困る。
		第4	その他	経済が国際化するに合わせ法曹が国際化する必要がある。
419	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	その通りである
		第2	今後の法曹人口の在り方	その通り
		第3	法曹養成制度の在り方	その通り
420	4/30	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者を現在よりも減らすべきです。 (理由)弁護士が大幅な過剰状態にある。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)法曹を養成するのは国の責任とします。
421	4/30	第3 1	法曹養成制度の理念と現状	(意見)市民のニーズに応えられる人数と質を確保し、有能な弁護士を育てる事は国の責任であり、修習に必要な費用と、修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠と考える。 (理由)充実した修習を行わせるために、司法修習生には、修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課されています。このような義務の中、実際の事件の処理に関与させながらそれに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理であり給費制復活をさせ安心して修正を行わせる事が必要である。
422	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	なぜ取ってつけたように「法曹有資格者」なる概念を持ち出す必要があるのか。需要は無い。
		第2	今後の法曹人口の在り方	需要に応じてとしか言いようがない。現状は過多。司法試験合格者は500人で十分。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールを廃止、少なくとも受験資格からはずすべきである。
		第4	その他	制度改革の失敗を直視すべきである。

423	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)「現状の貸与制」を前提とした議論は一度見直すべきと考えます。</p> <p>(理由)弁護士となって改めて考えてみると、大きな負担であることを再認識しました。節約や資産運用等、どうやって借金(貸与金)を返すかが常に頭にあることは間違いありません。結婚等の将来設計にも大きな影響を与えています。専念義務を課されながら、貸与であることの合理的な説明は、誰からもなされていないように思います。近時の就職難により、修習生は手広く就職活動をするので、(私もそうですが)貸与金は、交通費等で消費され、貯蓄には全く回せません。(社会人になった時点でまさに”0”からのスタートです)。「貸与制」とわかった上で志したと言われればそれまでですが、実際に社会人になり、返す段階にならないと負担の大きさがわからないというのも(恥ずかしながら)ロースクール生や修習生の大部分の実情だと思えます。”3・11”からの復興等、不足の支出もあり、財政が逼迫していることは分かるので、闇雲に「給費制」を主張するつもりはありませんが、十分考慮すべき事情を考慮した上での議論(中間的とりまとめ)とは思えません。今一度、広く国民の声を募り、一から議論をし直して頂ければと思います。「給費制」と「現状の貸与制」の二者択一ではない、柔軟な議論も視野に入れて頂きたいです。</p>
424	4/30	第1 第2	<p>法曹有資格者の活動領域の在り方</p> <p>今後の法曹人口の在り方</p>	<p>1. 先の3,000人規模の法曹人口増加の制度設計には、他職種、特に企業内弁護士、行政職に就職する弁護士を予定していたが、東京、大阪等の大都市は別として、旭川地方裁判所・家庭裁判所管轄内規模の企業や地方自治体が弁護士資格ある人を採用する所は皆無に近いと考える。私は稚内市生まれ、北海道大学法学部卒業、札幌市で1年、旭川市で41年、弁護士を業務として来た経験からそのように言える。</p> <p>2. 弁護士過疎地であるところ道北地方、私の生まれ故郷の旭川地・家裁管轄地方に愛着があるので、弁護士になった初期から旭川市に法律事務所を設けて弁護士業務をしてきたが、法曹人口が、東京・大阪など大都市で過剰になって、十分な収入を得る見込みがないことが理由で、これまで弁護士過疎地には行かないといわれるタイプの弁護士も当地に赴任するようになったところ、過疎地域住民の法律問題に親身に相談にのっていないように見える弁護士は少なくない。勿論、良心的に仕事をしている弁護士もいる。全国津々浦々に「法の支配」を行き渡らせるためにとの名目で、法曹人口をむやみに増加させても、弁護士過疎地はすなわち、地域過疎で人口減少地であり、弁護士過疎地についての深い理解と過疎地での弁護士業務に意義を感じている弁護士でなければ、地域過疎住民にとって有益な弁護士業務はできないのである。規制緩和的思考で、弁護士業界は、お金の面ではまだ余裕ある業界だから大増加させても構わないという経済派型発想の法曹大増加政策は失敗だったとしか評価できないが、弁護士過疎地にとっても法曹人口大増加政策は有益だったとは評価できない。それよりも、法曹教育の中で、過疎地域での弁護士業務の意義や重要性を教育するのが本来のあり方である。法曹の資質の向上である。</p> <p>3(結論)法曹有資格者の活動領域は資格の必要な裁判官、弁護士、検察官の仕事とし、法曹養成にあたっては、資質の向上、法曹教育の充実を最優先としなければならない。法曹有資格者の人格・識見・法律技術の専門性・人間性等の向上がなされれば、年間1,000人の司法試験合格者数で十分、住民・国民の需要に答えられる。</p> <p>ロースクールの受験者が4万人から1万人以下に入学者が2,000人台となり、弁護士になっても就職先がなく、生活に困るようでは、住民・市民のために働こうと意欲のある資質のよい弁護士は育たない。司法試験合格者を1年1,500人から1,000人にしても弁護士人口は増えて行くと考える。</p>

		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり、住民・市民の為に頑張れる法曹を養成することが目的とすべきである。お金がない人でも法曹になりうる制度が必要である。司法修習生の給費制や法科大学院の授業料を返還不要な奨学金など経済的な支援制度は必要である。お金のある上流階層からだけ法曹が輩出するようになっては、思想・党派を超えて日本国民全体の不幸である。司法試験受験資格は大学卒業だけでよいことにすべきである。司法研修所を2年間とし、高度でかつ人権感覚の優れた研修内容にすべきである。人権感覚の優れた、他人に思いやりのある人間性の優れた法曹、が日本の未来に不可欠なのである。法曹養成制度を時の多数派勢力、政府の政策の範囲のみで考えるだけでは日本の未来はなお一層、暗くなる。青少年・児童らの未来・幸福を展望していただきたい。
425	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすべきです。 (理由)私自身、給費制のもと、修習に専念できた1人です。生活費の心配をしながらでは、修習の実が上がりませんでした。徹夜で課題に取り組んだことが思い出されます。また、給費制であったことで、国選その他の奉仕活動について法曹としての強い使命感を持って取り組めたと思います。給費制は物心両面から重要な制度です。
426	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	本来の法曹業務以外の、行政や会社での登用に需要の限界があったことは歴然である。司法改革以後、これら需要が増えた観は全くない。本来業務量とのバランスの中で、法曹人口も考えていくべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	現状維持。本当は現状維持でも、就職できない有資格者がいる。司法試験合格者数は、年間500名程度(改革前)と同じでよいのではないか。
		第3	法曹養成制度の在り方	改革前の、2年修習、給費制あり。
		第4	その他	法曹人口見直しには、ロースクール制度撤廃が不可欠である。大学卒+ロースクール卒を受験資格とするのでは、一般的に受験しづらいし、不向きとして方向転換することもままならない。
427	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	左の我々の意見骨子第1と同じ
		第2	今後の法曹人口の在り方	同上 第2と同じ
		第3	法曹養成制度の在り方	同上 第3と同じ
428	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制のままにすべきです。 (理由)貧乏な人が弁護士になれなければ、誰が、貧乏な人の立場に立った弁護をしてくれるでしょうか。経済的な理由で、優秀な人材が失われるのを、国がきちんと守るべきです。
429	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官、検察官、弁護士など、その充実をはかることが必要不可欠。活動領域を行政・企業などに頼れば、弁護士の組織に対する従属が進み、弁護士の独立を害する。

		第2	今後の法曹人口の在り方	裁判官、検察官の数がふえることなく、弁護士だけが増加した結果、仕事もない弁護士が増加して、質のよい弁護士は育たない。司法試験合格者は1000人以下でも何ら問題ない。
		第3	法曹養成制度の在り方	人権感覚と専門知識のすぐれた弁護士のみが社会に有意なものであり、お金がなくても法曹になれるようにし、司法修習生の給付制や、法科大学院の奨学金など支援制度が必要。2年の修習は必要。
		第4	その他	憲法の基本である、自由・平等、国民権を確立するため、良識ある法曹養成が最も重要である。この点から粗製乱造に近い現在の制度では、将来の民主主義に重大な危機を招くことになる。
430	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきだと思う。 (理由)法曹となるために、必ず司法修習を受けなければならない以上、その間の生活は、保障するべきだと思う。又法曹の社会的・公益的な役割を考えるとある程度国が助成する必要があると思う。
431	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を実現すべきであると考えます。 (理由)長年弁護士よりの委嘱により税務代理を通じて、経済的な面から弁護士業を見て来ましたが、年々収入や所得が低下し、一部の弁護士を除き、手取収入は中堅企業の会社員と大差がないというのが実感です。高い理念を持ち、公平・正義といった求められる活動を行う弁護士こそ必要であり、有為の人材を数多く輩出するためにも、社会的地位に見合う収入と、そのための養成制度に経済的支援が不可欠です。是非給費制の復活を実現して下さい。
432	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間取りまとめに反対である)。 (理由)具体的に、どのような方法論を使って拡大をするよう働きかけるかが問題である。検察官、裁判官の増員について検討するべきではないのか。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです(中間取りまとめに反対である)。 (理由)現在の状況で就職難の問題が生じている。公益的な活動がなければ、他土業と同様に、競争原理のなかできそわせばよいと思うが、弁護団、委員会等公益的な活動で無償で活動していく分野が大きい弁護士においては、公益的な活動を維持していくためにもこれ以上、増員するべきではない。今後増員すれば、収入が減少し、公益活動がどんどん衰退してしまう。(2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。(理由)資格試験である以上、資格を与えるに値するかが一番大事な要素。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院を司法試験の受験資格とする制度の具体的方策については、法学未修者教育の充実(1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」)の導入、法律基本科目をより重点的に学べるシ

		第3 2	法科大学院について	システムの改善)が挙げられます。(理由)法科大学院の統合、定員削減は、すでに認可をしている以上、それぞれの各校が自主的に判断すべきこと。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	1. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること・司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること が原因となっていると思います。(理由)法科大学院制度導入当初から、合格者のばらつきや、合格率の低さ、金銭的負担はわかっており、それにもかかわらず、1期生(新60期)の人数は多かった。 2. 法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図る方法としては、特に意見はありません。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(1)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、充実していると思いますので、維持すべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。(2)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。(理由)専念義務を課して、支給しないのは、司法修習生の生活を逼迫する。専念義務をはずせば、修習の充実が図れなくなるのであり、修習期間の期間が短い現在、給費をして、生活がある程度保護してあげなければならない。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については、現状の制度を維持すべきであると思います。 (理由)受験回数の制限を撤廃すれば、合格率の低下を招く。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について、旧司法試験より、多いので、もっと限定すべきだと思います。 (理由)負担が大きすぎれば、基本科目の勉強が手薄になってしまう。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、制限的に実施すべきだと思います。 (理由)予備試験を拡大して実施すれば、今後、法科大学院教育の充実を図っても、とにかく資格があればいいという感覚の受験生が増加する。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の無いようについては、前期修習を復活させるべきであると思います。 (理由)前期修習終了時点の学力を、新司法試験合格者が持っていると思えない。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。 (理由)即独した弁護士の足りない部分を勉強できる場を提供しなければならない。
		第4	その他	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。
433	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判等従来の活動のほか、企業・自治体に入ることは賛成。ただし、需要があったときに対応すべきで、人数を増やして需要を喚起するのは本末転倒。

		第2	今後の法曹人口の在り方	1000人程度が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院が多すぎる。
		第4	その他	2000人の合格者は多すぎる。受験資格は法科大学院卒に一本化するべき。
434	4/30			<p>法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が創設され、2004年4月に法科大学院が発足してからこれまでの間、法科大学院修了者の司法試験累積合格率(ある年度の法科大学院修了者のうち司法試験を受験した者の数に対する同修了者の累積合格者数の割合)は5割程度にとどまっておき、3回受けても合格しなければ司法試験受験資格を失う受験回数制限のため、法曹への夢を抱いて法科大学院に進学した者の多くが、司法試験受験資格を失い、定職につけない状況が生じている。この間、関係者の努力にもかかわらず、法曹人口が増えても法曹需要は増加しておらず、司法試験に合格し、司法修習を終了しても、就職できない者も年々増加し、司法試験に合格しながら、法曹界への進路を断念する者すら現れている。多額の学費を払って法科大学院に進学し、多額の奨学金等の債務を負ったうえ、司法修習期間に貸与された費用の返還義務まで負うこととなるのに、法曹として生活していくことへの展望がもてないとして、法科大学院への進学希望者が激減しており、定員割れの法科大学院が続出しているばかりか、法学部進学希望者も減少の一途をたどっている。このままでは、人権擁護の使命に燃えた優秀な法曹を養成することは不可能であり、弱者の視点に立った優秀な法曹による国民への司法サービスの提供ができなくなる。そこで、「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」の項目のうち、以下の項目について、一刻も早く、抜本的改革を行うよう求める。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	速やかに司法試験合格者数を年間1000人程度とすべきである。(理由)年間合格者を現状の2000人強から1000人程度とすれば、法曹の質が維持され、就職難の解消が期待できる。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	統一修習制度を堅持すること。予備試験枠を拡大し、予備試験合格者に対する前期修習期間を設けること。司法修習制度の形骸化を防ぐため、実務修習期間の各1か月延長を図ること。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	給与制を復活すること。このことが、法曹志望者の減少を防ぐための唯一の方策である。

		第3 2	法科大学院について	<p>法科大学院を法曹養成制度に特化させて法曹養成の中核と位置づけていることを見直し、受験回数の制限(いわゆる三振制度)を撤廃し、予備試験を拡充することで対応すべきである。年間合格者を1000人程度とし、法科大学院を法曹養成制度に特化させて法曹養成の中核と位置づけていることを見直し、法科大学院を修了しなくても司法試験を受験できる予備試験を拡充し、これまで法科大学院に流れていた多額の補助金相当額を、法曹志願者の経済的支援に活用すべきであり、経済的事情から、法曹への途を断念することのないよう、受験回数の制限(いわゆる三振制度)を撤廃し、司法修習生に対する費用を国庫で賄う給費制を復活するとともに、貸与を受けて司法修習を終えた者については貸与金の返還を免除すべきである。平成25年3月30日に福岡県弁護士会館で開かれた九州弁護士会連合会主催の九州から法科大学院を考えると題するシンポジウムで配布された資料によると、九州の法科大学院が把握しているこれまでの修了生の進路は、弁護士306、裁判官7、検察官3、司法修習生83、大学教員2、裁判官書記官、検察事務官、企業の法務担当者等68、その他の公務員38とされている。このデータは、平成18年以降、法科大学院を修了するだけの能力があると評価された修了生のうち、多くが三振制で司法試験受験資格を失ったにもかかわらず、定職に就いていないことを裏付ける。法科大学院は、定職に就けないまま、多額の奨学金返済義務を負った数多くの有能な社会的弱者を生み出しているといわざるを得ず、このような事実が明らかになれば、法曹志願者が激減するのは当然である。法科大学院関係者は、法科大学院で社会的弱者を救済するための教育の重要性を訴えるが、司法試験に合格させることができないばかりか、修了生の就職先を確保できないまま、法科大学院で弱者を救済することについて教育することにどれほどの意義があるのか多大な疑問がある。司法試験合格率の低い法科大学院関係者が、これまでに国庫から多額の補助金を受けていながら、多数の有能な終了生を、路頭に迷わせていることについて自省することなく、法科大学院の存続を訴えているのは大いに問題である。</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>受験回数の制限(いわゆる三振制度)は速やかに撤廃すべきである。三振制度は、多額の奨学金等の債務を負うなどして人生をかけて法曹になるために努力してきた法曹志願者や志願者を支えてきた家族等の夢を強制的に奪ってしまう残酷な制度といえ、法曹志願者激増の一因となっている。</p>
435	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>法曹のニーズが日本ではそんなに増加するとは思えない。行政や会社に広げるのも、限度があるし、法曹資格者である必要は全くない。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1500人でも多すぎる。当面1000人程度としても十分弁護士人口は増えてゆく。需要と供給のバランスが極端に崩れているのは明らか。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>法科大学院の制度自体を撤廃すべし。すぐにという訳にもいかないであろうが、徐々に統廃合を進めて、もとの司法試験の形に戻した方がまだ良いと思う。</p>
		第4	その他	<p>日弁連幹部の人は、これまでも人口増加推進の発言をしたことがあっても、それが間違っていたことを素直に反省し、弁護士業界の現実をよく見すえて対策をとって頂きたい。</p>
436	4/30	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>合格者は1500人程度でよいと思う。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>司法修習生については給付制が妥当。</p>

437	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官と弁護士と検察官の需要を検討し、その充実を最優先すること。行政や会社に無理に広げるのは弁護士の独立を害す。
		第2	今後の法曹人口の在り方	ロースクールの受験者が4万人から1万人以下に入学者が2000人台となり弁護士になっても就職先がなく生活に困るようでは、市民の為に頑張る質のよい弁護士は育たない。司法試験合格者を1年1500人から1000人にしても、弁護士人口は十分ふえてゆく。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり、市民の為に頑張る法曹を養成することを目的とする。金がない者も法曹になれるよう司法修習生の給付制や法科大学院の授業料を返還不要な奨学金など経済的支援制度が必要。司法試験受験資格は大学卒業だけでよい。司法研修所を2年間とし、高度な研修に専心すべき。
438	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援については、司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。 (理由)司法修習生は修習を終え、試験にうかれれば裁判官、弁護士、検察官となり司法の一翼を担っていく。その役割を考えれば、司法修習生に対して税金から支給をすることは望ましいことである。税金で育ててもらった思いがあることで、国民に対する奉仕の気持ちが大なり小なり築かれるのである。貸与制による弊害もある。ロースクールが設置されたことから修習生になる前に、学費として数百万円、生活費の心配もしなければならず、借金でまかなわなければならない者も多い。ロースクール卒業後、数年借金生活をしなければならず、就職ができなければ、返済の目途はない。経済的不安から、悪い心が育ってしまう者もでてくる可能性が高く、弊害は大きい。是非とも給費制を復活させるべきである。
439	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	判事・検事の必要人数を検討し、その充実を考えること。弁護士経験のない者を一般社会では特段能力を有する者とみないし、企業でも必要性を感じない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	最近の合格増加により、法曹の質の低下が著しく進んでいる。最近資格試験に徹し、合格者を1000人程まで下げるべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	司法試験の受験資格は従前の大学教養課程修了者とし、法科大学院卒業を条件から撤廃する必要がある(時間と金がかかりすぎる)
		第4	その他	司法試験を目指す者は、金も時間もない優秀な人材をターゲットにすることが、司法の信頼を回復するために必要である。
440	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な弁護士、裁判官及び検察官の需要を検討し、充実を最優先すること。行政や会社に活動領域を無理に広げるのは弁護士の独立を害する。
		第2	今後の法曹人口の在り方	ロースクールの受験者が4万人から1万人以下に、入学者が2000人台となり、弁護士になっても就職先がなく生活に困るようでは、市民の為に頑張る質のよい弁護士は育たない。司法試験合格者を1年1500人から1000人にしても、弁護士人口は十分増えていく。

		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり市民の為に頑張る法曹を養成することを目的とする。金がない者も法曹になれるよう司法修習生の給費制や法科大学院の授業料を返還不要な奨学金で賄うようにするなど経済的支援制度が必要である。そして、司法試験受験資格は大学卒業だけでよい。司法研修所を2年間とし、高度な研修に専心すべきである。
441	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制またはそれに準じる経済的措置が適当である。 (理由) 私は、66期司法修習生(26歳)です。法科大学院制度のもと、司法修習生の大多数は26歳以上であって決して若年ではなく、一刻も早く収入を得たい状況の下で司法修習に臨んでいます。経済的な問題を抱える者は少なくありません。私自身は、貸与金23万円のうち3万円を毎月母親に仕送りしていますが、その程度ならばまだ軽いものです。返還不要の収入を1年間得られないことが現在及び将来の生活に及ぼす影響は、想像以上に大きなものです。それに加え、修習生の経済的な自助努力による代償措置が封じられていることが、困難を強めています。修習専念義務のもとでアルバイトが禁止されているのはもとより、成績優秀者には貸与金返還義務を免除するといった制度もありません。司法修習に、法曹の能力確保という積極的な意味を求め、修習専念義務を課す以上、「仮に司法試験合格後、修習を終ることなく直ちに弁護士として働くことが許された場合、どの程度の収入が得られるか」ということを十分に考慮しつつ、一定程度の収入を得られることが適切であって、そのように経済的な問題がクリアされて初めて、修習に専念することが可能になるものと考えています。
442	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費の頃から奨学金の問題があるのにこれを無視して、フォローの対策を具体的にとらずに貸与を導入するのはおかしい。 (理由) 人数を減らして就職先を確保するとか、バイトを認めるなどの対策をとらなければ、単に借金だけ増えて返すあてもない修習生が増える。しかもそのことは徐々に大学生などにも広まってきているから、金持ちか先の読めない者しか法曹を目指さなくなる。多様な人材云々などこのままいけば絵にかいたもちもいところではないかと思う。
443	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(1)法曹三者の役割と比率を再検討する。(2)弁護士と他の隣接士業の役割と比率を再検討する。(3)弁護士の法廷外業務を拡大するための方策を検討する。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法の支配を徹底するために弁護士の増員は必要 (2)ロースクールの導入について事前の検討が不足していたため失敗 (3)旧試験の延長線上で500人→1,000人→1,500人→2,000人と増員すればよかった。
		第3	法曹養成制度の在り方	(1)意欲と能力と使命感のる者は何人も法曹になれるよう門戸を広くするのが望ましい。(2)法曹になるために多額の借金をしなければならないのは問題。「給付制」と「貸与制」の併用も検討。
		第4	その他	(1)弁護士の意見は統一されていない。(2)日弁連の関係委員会などで声を大きくして”人口減”を主張している会員(弁護士)にまどわされず、国策として方向を決定する。
444	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	弁護士の活動分野を広げること自体は賛成ですが、弁護士の人権活動や独立性を侵害する危険のある拡大方法は反対である。会社や組織に入っても弁護士の社会的使命(人権活動、庶民の立場に立つ)を担保できる制度の確立を検討すべきである。クラスアクションとか行政訴訟の拡大など制度の拡大により、弁護士の活動領域を広げるべきである。

		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>弁護士人口は多いほどよいと考えることは大きな誤りである。市民の為、社会の為に頑張る弁護士が増えなければ意味がない。ビジネス化した弁護士が主流になることは、日本には市民の為の制度が少ない分アメリカより弁護士の質が悪くなる。日本の法文化を理解し、それにあった人口にすべきである。年500人では市民と接触が少なかったと思われるが、そんなに急に法文化が急激に変化することはない。司法が活用される制度の充実が重要だ。ロースクールの受験者(4万人→1万人)、入学者が激減(2000人台)し、1年間2000人の司法試験合格者でも新人弁護士で100人以上の者が就職できないというのは異常である。こんなことで質の良い弁護士は育たない。年に司法試験合格1000人でも全体で5万人にはすぐなる。アメリカのビジネス化訴訟万能は考え直す必要がある。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>いろいろよくなると言われてロースクール中心の養成制度となったが、数においても質においても全く予期に反した悪い結果がでている。ロースクールの3年は大きな負荷となって荒廃をもたらしている。社会の為、市民の為に頑張ろうとする弁護士はなくなってしまふ。司法試験の受験資格は大卒のみでよい。ロースクールが本当に役立つならロースクールを司法試験受験資格にせずとも興隆するはずである。経済的に負担が大きく、借金まみれの法曹が出現することは危険なことである。金持ちしか法曹になれなくなる。返還不要の奨学金や給付制にすべきである。司法研修所を2年間にして研修所中心の養成が望ましい。最近の修習生には優秀な学生がきていないと言われている。親が経済的に安定している人、一部を除いて一発屋ギャンブラーや一流会社や中央省庁へ行けない人がロースクールを受ける傾向が多いという。これは由々しいことである。正義や人権運動を市民の中に息づかせるのが弁護士そして司法の役割である。普通の生活者の中からこそ多数の優秀で人権感覚のある法曹を多く育成できるようにすべきである。</p>
445	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容)貸与制ではなく、給付制にすべきです。 (意見の理由)1. 修習費用は、個人的負担ではなく、国の責任で保障すべきです。即ち、貸与制ではなく、給費制にすべきです。 2. 理由は、主として以下のとおりです。3権分立の司法を担う人材を育成するには、お金の心配をさせず、十分に勉強し、研修させる必要があります。かつて、医者が国家試験合格後すぐに医師としての仕事は出来ず、研修医として研修する際、生活が心配で研修に専念できないことで困っていたとき、司法修習制度の給費制を模範にして、研修医に給費制度が出来たということを聞いています。国家として、国民のために、良き、能力のある医師を養成することは国としての義務であるという認識の元に施行されたと思います。司法制度を担う人材は、官・民間問わず、重要な位置づけを持って遇せられるべきです。研修期間中の費用(生活費や研修費)は国が責任を持つべきです。重要な研修であるから、「職務専念義務」が課せられ、アルバイトなどが禁じられているのです。司法試験に合格した修習生は、親の資力に左右されて、勉学・研修の機会や内容を制限されることがあってはなりません。貸与は返すことが前提です。学生、大学院での奨学金に加え、修習生の1年間の借金が上乗せされると、破産者並みの債権を負っての出発です。生活のために仕事をするのが精一杯で、「お金にならなくても弁護士法に定められているような人権と社会正義の実現のためにはたらく」ことはこの次になっていくでしょう。</p>

				非常にゆゆしき事態になっていき、国民にとって大変なマイナスです。国家の制度を崩しかねないのです。法曹に籍を置く人は、あらゆる階層の国民のニーズに従って働くことが出来なければなりません、お金のあ る人だけが法曹になるということになると大変偏頗なことになってしまいます。お金のない人々の問題に親身 になって考えることの出来る人が育ちません。私は、24期500人の合格者の時代に修習生でしたが、給費 制であったことでどんなに助かったかしれません。国のお金・税金で修習していることで、「国民みんなのため に役立つ法曹になろう」という気持ちがわいてきたものです。これが貸与制であったら、心安らかに勉強でき たか分かりません。本来小学・中学だけでなく、高校・大学も国が授業料を負担するのが望ましいと思いま す。法曹を目指す法科大学院についても同様です。司法試験に合格した修習生はもっと質が違う国の援助 があつて然るべきなのです。今後67期以降はもちろん給費制を回復すべきですが、65期66期の修習生に 対しても従前と同じ給費制にして、支給するべきです。合格者を増やしておいて、その費用に係る(しかし、国 の財政を脅かすほどの額ではありません)と言うことで、給費制をなくすというのは本末転倒です。
446	4/30	第3	法曹養成制度の在り方	(意見)法科大学院修了を司法試験受験資格とすべきでない。 (理由)法学部を有する我が国において、学部卒業生に司法試験受験の要件として法科大学院修了を求め る合理的根拠がない。むしろ、そのような受験資格は、法曹志望者に不当な時間的・経済的負担を課すこと になり、多様な人材の参加を制約する結果となるもので、不当な規制というべきである。
447	4/30	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)「3000人程度とする」との数値目標を撤廃することに賛成である。 (理由)(1)弁護士の就職難等によるOJT不足から、実務経験・能力に欠ける弁護士が多数輩出すること による質の低下が懸念されている。それはとりもなおさず、国民生活における法曹需要に比して合格者数が多 すぎることから、今日すでに弁護士過剰状態になりつつあるということに他ならない。(2)そもそも「3000人 程度」とする数値目標は、2004年の制度改革において「今後法曹需要は量的に増大するとともに、質的にま すます多様化、高度化することが予想される」との見通しの下に設定されたものである。その後、社会を取り 巻く環境変化に伴い法曹の質の多様化、高度化は求められるものの、問題解決の手段として司法の場の活 用を好まない国民性もあり、当面、法曹人口の量的拡大が求められている状況にはない。

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すべきである。</p> <p>(理由)(1)法科大学院修了が司法試験受験資格要件となったことにより、志望者にとってはさらに経済的負担が増すこととなった。大学から法科大学院の修了までの長きになる過重な経済的負担とそれに見合うリターンが期待できないことが、近年法曹志望者が激減している最大の要因である。このまま推移すれば、奨学金や貸与金返済のために金儲け優先の法曹が多数輩出することにもなりかねず、質の低下が懸念される。(2)法科大学院制度の導入に当たっては、法曹需要の増加に合わせ、法科大学院修了者の7～8割が司法試験に合格できるとの見込みであった。その場合の大学院の適正数は20～30校程度と目されていたが、実際には70校を超える大学院が乱立したことなどから司法試験合格率は低下し、法曹人口増加計画とともに当初の目論見は完全に崩れている。(3)法曹志望者が激減する中で、経営難に直面している大学院が少なくない。そのような中で法曹人口増計画の見直しが検討されているが、人口増計画の縮小ということになれば法科大学院の大幅な整理・統合は避けられず、そのしわ寄せは結果的には今後の法曹志望者に向かうことになる。(4)法科大学院修了を司法試験受験資格要件とする制度を速やかに廃止し、合格率向上に向けて法科大学院間における競争の原理を働かせるべきである。それによって、司法試験合格の可能性を高めるため法科大学院での履修を経るなどの選択は志望者自身にゆだねられることとなり、質の高い法曹確保への道が開ける。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給費制に戻すべきである。(理由)(1)司法修習生は、司法試験に合格したことをもって一定期間「国に選抜・採用された者」であり、「国によって法曹として必要な教育を施される者」である。したがって修習生の社会的身分は、その期間中、国家公務員に準ずる労働者性を有するものであることは明白であり、それら修習生の生活費等、必要経費は国が支払うのが当然である。(2)同時に司法修習生は、上記(1)により、その修習期間中にあっては個人としての自由が制限されること、すなわち権利・義務の関係において修習専念義務が課せられるのは当然である。質の高い法曹を養成するために、修習生の経済的事情を考慮する故をもって修習専念義務を緩和、もしくは廃止すべきでない。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)司法試験受験回数制限を撤廃すべきである。</p> <p>(理由)(1)現行制度において、法曹志願者が司法試験に3回失敗してもなお法曹を目指すには、再び法科大学院に入りなおさなければならず、さらに経済的負担を強いられることとなる。3回失敗した時点、もしくは5年が経過した時点で進路を変更し就職を希望しても、官民ともに年齢的なハンディーにより新学卒者に比べ極めて困難である。また多くの場合、それまでの努力も経済的投資も水泡に帰すこととなる。(2)上記(1)により、3回制限を5回制限にしても何ら改善にはならない。受験回数制限を撤廃し、志望者個人の意志と努力によって何回でも挑戦できる道を開いておくことが最良である。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>(意見)予備試験制度の廃止や間口を狭めることには反対である。</p> <p>(理由)(1)法科大学院の存在意義そのものが揺らいでいる中で、司法試験受験資格を人質に法科大学院終了受験の道を閉ざしたり、狭めたりすることは本末転倒である。(2)司法試験受験資格要件としての法科大学院修了が廃止されれば、予備試験制度は不要となるので、それまでは間口を閉ざしたり、狭めたりすべきではない。</p>

		第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)「理論と実践の統合」は司法修習において一元化すべきである。 (理由)(1)法科大学院制度創設の目的として「プロセスとしての法曹養成」、ならびに「理論と実践の統合」が掲げられている。それらはいずれも法学部と法科大学院とに分けずとも司法修習で十分可能である。 (2)とくに学部における理論教育だけでなく実践面での教育が必要であるなら、それは法曹志望者全員を対象とする法科大学院でなければならないという積極的理由はない。いわゆる「理論と実践の統合」は、司法試験合格者のみ対象となる司法修習において一元的に行うことが効果的・効率的である。そのために、必要なら修習期間を延長するなどの措置についても検討すべきである。
448	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき。 (理由)「弁護士」は他の職種と比較できるものではない。まっとうな法律家を育成することが国民を守ることになる。その為には、経済的な負担をできるだけとりのぞいて、修習に専念してほしい。
449	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	現実には、企業内弁護士や任期付き公務員に就任する弁護士は、当初予定よりはるかに少数である。現実にも今後も当初見込み程の増加が見込まれるとは思われないが、本来、弁護士の職務は独立性を持ったものであり、増加することが望ましいとは思われない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	事件数はそれほど増えていないし、そのために「就職難」が現実化している。長期的には毎年の司法試験合格者は1000人程度が妥当だと思われる。
		第3	法曹養成制度の在り方	質の高い法曹養成制度のために、第1に、司法修習生給費制度の維持は必須である。第2に、法科大学院については返還の必要がない奨学金を拡充すべきである(弁護士が「就職難」の時期に700万円の債務を負うことになるというハイコスト・ローリターン制度では、優秀な志願者がいなくなる)。第3に、供給源の多様化のためにも予備試験による合格者を増やすべきである。
		第4	その他	私は、もともと経済学部卒で、31歳で家庭(妻と2人の子)と職業を持ったまま、司法試験のために受験勉強を民法の1ページから開始した。35歳で合格して、38歳で修習生になり、40歳で弁護士になった。同僚弁護士も、主婦として乳飲み子を育てながら受験勉強をして、弁護士になり、第一線で活躍している。いずれも今の制度では弁護士になれなかったと思う。誰でも受験できた旧制度の方がはるかに多様な人材が法曹になったと思う。
450	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に給費制を復活すること。 (理由)研修するといっても生活をしなくてはならない。即戦力うんぬんの上にもいろいろな経験・学び通して市民感覚を身につけてほしい(その為にも必要経費がいる)。

451	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用を貸与制から給費制に戻すべきである。</p> <p>(理由)司法修習制度は将来の法曹界を担う人材を養成するため、専門的研修を行い、働くことを禁止、修習に専念することが義務づけられている。金に余裕のある人、家庭でないと法曹に進むことが出来なくなる貸与制は早急に廃止すべきである。弁護士になっても皆が高い給与を得られる訳でなく、将来社会に役立つ人材が集まらなくなる。</p>
452	4/30	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)早く給費制に戻して下さい。修習費用とロースクールの費用負担は大変。</p> <p>(理由)大学卒業後も子供の勉学の為に多大な経済援助で老後資金もままなりません。せめて、司法修習費用は給付制に戻して頂けたらと思っています。子供も安心して勉学に励めると言っております。是非給付制の復活をお願いします。</p>
453	4/30	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>法曹養成制度検討会議の「中間取りまとめ」に対する■■■■■の意見は次のとおりである。なお意見書の記載量が多いことから、意見書の結論部分である意見内容を概括した書面も添付する。</p> <p>(意見の内容)法曹有資格者の活動領域が今後も容易に拡大する見込みはないことを認めるべきである。また、今後活動領域の拡大のための取り組みをするにしても、経済的裏付けの充実や教育サポート体制の整備など、より明確な方針を打ち出すべきである。</p> <p>(意見の理由)(1)法曹有資格者の活動領域が今後も容易に拡大する見込みはないこと ア. 中間的取りまとめは、法曹有資格者の活動領域の拡大について、例えば企業については「企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知」「企業で勤務する意義についての法曹有資格者の意識改革に向けた取組」が重要であると述べ、また地方自治体についても「法曹有資格者の意識改革や能力向上に向けた取組」「地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組」を行うことが重要であると述べる。しかし、これらはいずれも、法曹有資格者の活動領域が今後も容易に拡大する見込みはないという厳しい現実を直視しない意見と言わざるを得ない。中間的取りまとめにおける「法曹有資格者」として想定されているのは主に弁護士のことであると思われるが、企業内弁護士はまだ一部の大企業にのみ採用されている状況であり、中小企業にまで普及しつつある状況にあるとは到底言えない。司法改革の際には、規制緩和によるコンプライアンス重視の風潮が高まるであろうことを根拠として、一企業一弁護士という程度にまで企業内弁護士が増えていくであろうという予想もなされていたが、司法改革の開始から10年近く経った現在に至っても、状況は全くそのようにはなっていない。</p> <p>結局、企業がそこまで切実には企業内弁護士を必要としていなかったこと(従来どおりの法務部や顧問弁護士による対応でも十分であったこと)は明らかである。企業内弁護士の需要が伸びないことを未だに意識や周知の問題に求めている中間的取りまとめは、現実を見た精密な分析が不足している。また、地方自治体内の弁護士についても同様である。現在のところは、あくまで一定年数の弁護士業務の経験を有する者について、任期付き職員としての採用が若干数なされているだけであり、当初の見込みどおり需要が増大したといえる状況にはない。複数の弁護士を任期付き職員として採用した自治体で、一旦は弁護士会費の公費負担を打ち出したものの、結局は市民の理解が得られないとして取りやめた事例もあり、地方自治体内の弁護士採用が増加していくかどうかは全く不明確な状況である。そのような状況下で、意識改革と広報によって需要拡大の道が開けるかのように述べる中間的取りまとめは、楽観的に過ぎる。</p>

イ. また、中間的取りまとめは「法曹有資格者」のお活動領域福祉分野や刑務所出所者等の社会復帰等の各分野にも拡大していくべきことを打ち出しているが、それらの各分野において法曹資格を活かし、法曹有資格者がどのように活動しうるのか、ということに関する検討が深まっていない。司法試験に合格し司法修習を修了した者であるからといって、必ずしも上記各分野において、多大な貢献ができるとは限らない。中間的取りまとめ案は、法曹有資格者が司法以外の各分野においても必ずや重宝されるはずである、という楽観論に基礎をおくものと考えられ、現実を正しく把握しているとは到底言えない。

(2)活動領域の拡大のための取り組みについて明確な方針を打ち出すべき ア. 恒常的な活動領域の拡大のために経済的裏付けが必要であること 活動領域の拡大については、ニーズを発掘すればそれが法曹有資格者の収入源になるかのような前提で書かれたものと思われるが、実際には活動領域の拡大というのはそう単純な問題ではない。まず、ニーズは掘り起こすだけでは足りない。ニーズ自体が存在しているとしても、それを法曹有資格者の活動領域拡大の契機とするためには、そのニーズに見合った経済的な裏付けを準備することが必要である。一時的にはボランティア的な活動領域でも一部の熱心な者の無償の努力で維持できるかも知れないが、長期的視野で見れば、労力に見合った費用が得られるのでなければ、法曹有資格者の恒常的な活動領域にはなり得ない。今回の中間的とりまとめにはそのような経済的裏付けをどのようにして準備するのかということがほとんど具体的に記載されていない。法テラスの民事法律扶助制度の充実や、弁護士費用保険の普及など、その点の制度設計の検討をより詳細に行う必要があるであろう。イ. 教育体制・サポート体制の議論を先行すべきであること また、ニーズに対応するための能力の養成やサポート体制の構築も不可欠である。

例えば国際的に活躍できる弁護士を増やしたいというニーズがあるとしても、そのニーズを満たす弁護士を養成するには、従来の国内法を中心とした法曹養成の枠組みでは不足するであろう。また、仮に外国法に関する教育を受けたとしても、国外に支店を設置して業務を展開するとなればなお一層の困難が見込まれる。個別の弁護士の努力にも限界があり、国際的に活躍する弁護士を増やすのであればそのための教育・サポートの体制づくりがまず優先されるべきであろう。この例で示したように、活動領域の拡大を、単に職にあぶれた法曹有資格者が未開拓の分野に流れていくというのではなく、未知の分野に関するニーズにも適切に対応できる法曹有資格者を増やすことととらえるのであれば、そのための教育体制やサポート体制づくりの枠組みがより詳細に議論されるべきである。

第2

今後の法曹人口の在り方

1. 意見の内容 (1)司法試験の年間合格者数3000人程度を目指すとの数値目標は現実性を欠く。この点、「中間的取りまとめ」に賛成する。(2)司法試験の年間合格者数の数値目標は掲げる必要がある。貴会議は、責任をもって、司法試験の年間合格者数をまず1500人程度まで引き下げることが必要である。(3)司法試験の年間合格者数については、今後も、継続的に検証、検討していくことが必要である。この点、「中間的取りまとめ」の「今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行うべきである。」との意見に賛成する。2. 意見の理由 (1)3000人の司法試験合格者数は撤回すべきこと。裁判所事件数も減少傾向であり、法律相談件数も横ばい、組織内弁護士の増加も限定的である。つまり、3000人の司法試験合格者を必要とするほどの法曹需要は無い。よって、「中間的取りまとめ」のうち、司法試験合格者数3000人という目標値が非現実的であると明言した点には、全面的に賛成する。(2)まず合格者数1500人という数値目標を掲げるべきこと。ア. 貴会議は責任をもって合格者数の数値目標を掲げるべき。「中間的取りまとめ」は、司法試験の年間合格者数の数値目標は掲げないとする。しかし、数値目標がなく司法試験合格者数の予測が難しい状況の下では、法曹志願者は、司法試験合格率によるリスク計算ができない。そのため、法曹を志したとしても、時間や費用をかけでまで司法試験受験の道に進むことを躊躇する者が多数出てくるであろう。このように、合格者数の不透明性は法曹志願者の更なる減少を招きかねない。したがって、貴会議は、責任をもって、司法試験合格者数について数値目標を掲げるべきである。

イ. 年間合格者数を現状より引き下げる必要がある。現状の司法試験合格者数は年間2000人程度である。しかし、この現状でも、弁護士の深刻な就職難が生じている。その結果、以下のとおり重大な弊害が生じかねない。(ア)OJT不足による弁護士の質の低下の懸念。新人弁護士が一人前になるには、先輩弁護士によるOJTが必要不可欠である。就職難により既存事務所に就職して先輩弁護士によるOJTを受けることが出来ない新人弁護士が増えている。もちろん、弁護士会による研修や、他事務所の先輩弁護士との共同受任といった方法もあるが、新人弁護士の急増に追いつかず、その効用には限界があることは否めない。このように、現状の年間合格者2000人でも、OJTの機会が十分に得られない弁護士が多数出ており、弁護士の質の低下が懸念される。このことは、平成24年4月に総務省が発表した「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」においても、「現状の約2000人の合格者数でも弁護士の供給過多となり、就職難が発生、OJT不足による質の低下が懸念」と指摘されているところである(同政策評価「主な勧告事項1」)。

(イ)法曹志願者減少による法曹の質の低下の懸念。法曹志願者は、以下のとおり、減少の一途をたどっている。法曹志願者にとって法曹への道の第一関門となる法科大学院の適性試験の志願者数は、実施最初の年である平成15年、大学入試センター実施のものが3万9350人、日弁連法務研究財団実施のものは2万0043人であった。それが平成24年度には6457人と激減している。(同。なお、大学入試センターは平成22年度で適正試験から撤退)。予備試験に合格すれば法科大学院を卒業せずとも司法試験受験資格を得ることが出来る。予備試験受験者数は、初年度平成23年度の出願者数が8971人、受験者数は6377人、平成24年度の出願者数は9118人、司法試験予備試験の短答式試験受験者数は7183人であった。予備試験は、法科大学院を経ずに法曹になれるルートという点で旧司法試験と共通する。そこで、旧司法試験と比較すると平成22年の最後の旧司法試験出願者数は1万6071人、短答式試験受験者数は1万3222人であるから、予備試験志願者数及び受験者数は旧司法試験と比べて大きく減少していることになる。法曹志願者減少の大きな原因は、弁護士の就職難にある。弁護士の就職難は今やニュースでも取り上げられており、国民の広く知るところとなっている。

苦勞をして司法試験に受かって弁護士になったとしても安定して収入をえることができず、暗い未来が待っているだけであるとのイメージが強くなっている。司法試験に合格しても、就職もできず将来の見通しがたかないとのイメージが世間に広く浸透した結果、リスクを背負って、司法試験受験という進路を選択する者が減少したのである。弁護士の就職難は、裁判官、検察官志望者には関係なく、法曹志願者全体の減少には結びつかないとの考えもありうる。しかし、裁判所、検察庁に採用されない場合は、弁護士になるのが通常である。そして、裁判所、検察庁の採用者数はそれぞれ年100人にも満たない状況が続いており採用増の動きはない。このような状況のなか、裁判官、検察官志望者といえども、不採用のリスクを考えると、弁護士の就職難には敏感にならざるをえない。司法試験に合格しても、当人の希望により弁護士登録せず企業や行政庁で働く者もあり、そういった者には弁護士の就職難は関係ないとの考えもありうる。しかし、司法試験合格者の大多数は、通常、裁判官か検察官か弁護士のいわゆる法曹三者を志望するのであり、最初から法曹三者を目指さず司法試験受験を志す者はごく少数といえる。法曹志願者の減少とは、つまり、多くの有為な人材が法曹を目指さなくなることである。そのうえ、レベルの高い者同士での切磋琢磨もできなくなるので、法曹志願者の減少は、長期的な法曹の質の低下をもたらす可能性が高い。

(ウ)法曹の質の低下は国民権利保障に重大な支障。上記(ア)(イ)のとおり、弁護士の就職難により、OJT不足を原因とする弁護士の質の低下、法曹志願者減少による法曹全体の質の低下といった問題が現実化する懸念がある。弁護士の質の低下、法曹全体の質の低下が起これば、司法制度の利用者である国民の権利保障に重大な支障をきたすことはあきらかである。よって、司法試験合格者数を現状の2000人程度から相当程度引き下げる必要がある。ウ.年間合格者数をまず1500人程度まで引き下げるべき。具体的には、年間の合格者数をまず1500人程度まで引き下げるべきである。その理由は以下のとおりである。

(ア)急増前の水準まで一旦戻すべき。平成18年まで司法試験合格者数の増加傾向は緩やかであった。ところが、平成18年の合格者数が約1500人であったところ、平成19年には約2000人となり、合格者数が一気に増加した。この合格者数が急増した平成19年頃から、弁護士の就職難問題が大きく問題視されるようになったことにも鑑み、まずは急増前の1500人程度まで司法試験の年間合格者数を戻すべきである。

(イ)現状から急激に減少させることは相当ではない。例えば、司法試験合格者数を現状より一気に半減させて1000人などした場合、現状の年間2000人程度の合格者数を前提に入学した法科大学院生にとって酷である。また、その前年までの受験者と比べて著しく公平を欠く結果ともなるので適切ではない。しかし、司法試験合格者数を相当数減少させる必要もあることから微減にとどめるべきではない。そこで、現状の司法試験合格者数を減少させる要請を原則としながら、司法試験合格者数を減少させた場合の司法試験受験生への配慮も考え、当会としては、まず1500人まで司法試験合格者数を減少させることが必要と考える。(ウ)平成24年一括登録時の未登録者数からみても相当。平成24年に司法修習を終えた2080人のうち、同年12月の弁護士一括登録時点で弁護士登録をした者は1370人、判事補採用者は92人、検察官採用者は72人であった。日弁連や各弁護士会が様々な就職支援活動を実施してきたにもかかわらず、一括登録時点で、法曹三者になれたのは、これら合計1534人であり、残りの546人は、修習は終えたが、弁護士登録もせず、法曹三者の資格を取得していない状況であった。

司法試験年間合格者数1500人程度という数値は、平成24年の一括登録時点でスムーズに法曹三者の資格を取得できたのが1500人程度だったことを考慮すると、司法試験合格者数引き下げの最初の数値目標として無理がないものとする。エ.年間合格者数1500人引き下げによる効用。年間合格者数をまず1500人まで引き下げることで、次のような効用も期待できる。(ア)前期修習が復活可能。年間1500人程度であれば、修習生に対し、前期修習の復活が可能になる。前期修習とは、修習生全員が、実務修習に入る前に、司法研修所で、基礎的なスキルについて学習・訓練を行うものである。前期修習で基礎的なスキルを学習したうえで、実務修習に入ることが出来れば実務修習の学習効果が大きくあがることは明らかである(前期修習の必要性については本意見書第8で詳述)。ただ、前期修習は、合格者数約1500人であった平成18年までは実施されていたが、合格者数2000人を突破した平成19年以降は、実施されていない。なぜなら、司法研修所は司法修習生2000人を一度に収容することは出来ないからである。年間合格者数1500人程度であれば、現在の司法研修所に一度に収容できるので、前期修習を復活できる可能性が高まる。このように、年間合格者数を1500人まで引き下げることは、前期修習復活も可能になるという利点がある。(イ)司法修習生に対する経済的支援の充実の観点からも相当。当会は、司法修習生に対する給費制の復活を求め、司法修習生に対する経済的な支援を充実させることを強く要望している(本意見書第4)。この点、国費支出の大幅な増加を懸念する意見もあるが、年間合格者数を、まず1500人程度まで減らすことにより、国費負担の増加は限定的なものになる。年間合格者数1500人という数字は、この意味でも合理的である。(3)更なる減員について、継続的な検討を求める。適正な司法試験合格者数は、法曹の質の維持も勘案しながら、現実の法曹需要等を検討して定めるべきであり、継続的な検証が必要な事柄である。そこで、年間合格者数を1500人まで引き下げた後の、更なる減員については、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度、検討を行うべきである。

第3
1
(2)

法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

1(意見の内容)法曹志願者が減少した理由として、司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制に移行したことも加えるべきである。2(意見の理由)「中間的取りまとめ」第3の1(2)において、法曹志願者の減少の理由として、①全体としての司法試験合格率は高くなっていないこと、②司法修習終了後の就職状況が厳しいこと、③法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが列挙されているが、司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制に移行したことはその理由とはされていなかった。しかし、貴会議第8回に対し、和田委員が提出した「ビギナーズ☆パブコメ集計結果(概要)」によれば、大学生・法科大学院生・法科大学院修了生などを対象として行ったアンケート(総回答数1358通)において、「司法修習生に対する給費制(給与)が貸与制(借金)へと切り替わったことで、法曹を目指す気持ちに変化はありましたか?」という質問に対し、給費制から貸与制へと移行したことで「経済的不安が増した」と回答した者は609人(54%)、「諦めることも考えた」と回答した者が146人(28%)と実に82%もの回答者が貸与制移行を負担に感じていた。また、同アンケートの大学生のみを対象とした「法科大学院入学から司法修習終了までの期間で約600万円の借金を背負うことになるとしたら、法曹を目指すと考えますか?」という設問に対しては、63%が「目指さない」、25%が「迷う」と回答していた。このように、貸与制への移行が法曹を志願する者を減少させている実態があった。貴会議においても「いずれにしても最近、大学法学部の学生の志願者も減少しているということを開きますと、法曹への道が若者に魅力を失っているのかなという非常に危機感を感じるわけです。

今の時点で経済的支援も含めまして可能な手だてというのは全てやってみるということを考える必要があるのではないかと感じております」(法曹養成制度検討会議第8回・久保委員発言)、「恐らく大学生の親としても、法科大学院に多額の費用がかかる上、たとえ司法試験に合格しても司法修習の貸与制で借金が増え、更に弁護士になるにも大変な就職難ということで、弁護士になるまでに多額の借金を抱える一方で、弁護士になってからも余り収入が得られる保障もないということであれば、自分の子どもには進めない、あるいは子どもを止めるということにもなるだろうと思います」(法曹養成制度検討会議第8回・和田委員発言)という意見が述べられているところである。以上のことを踏まえれば、「中間的取りまとめ」自身が述べているように法科大学院における経済的負担が法曹志願者の減少の原因になるのであれば、年間約300万円もの経済的負担を生じさせる修習費用についての給費制から貸与制への移行は、経済的負担をさらに上乘せるものなのであるから、法曹志願者の減少の原因の1つと捉えるべきことは当然であると考えられる。

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

意見の内容 (1)法科大学院生に対し、給付型の奨学金を導入するなど経済的支援策を充実させるべきである。(2)司法修習生に対し、修習費用の給費制を復活させることを求める。意見の理由 (1)法科大学院生に対する経済的支援策の充実について「中間的取りまとめ」第3の1(3)では、法科大学院生に対する経済的支援について、「授業料の減免に加え、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度があり、無利子奨学金の業績優秀者は奨学金の返還も減免されることがあるほか、有利子奨学金においては、法科大学院の授業料が相対的に高額であることをも考慮し、貸与月額も増額が可能とされているなど、既に充実した支援がなされている」としている。しかし、ここで述べられているような経済的支援策は法科大学院生以外の大学院生に対するものとはほぼ変わらず、それを「既に充実した支援がなされている」とまで言えるのか疑問がある。また、それ以上に問題であるのは、同じ「中間的取りまとめ」第3の1(2)では「大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスきがあるととらえられている状況にある」として、法曹志願者減少の理由の一つに「法科大学院の経済的負担」があることを認めていることである。実際に、法科大学院に通った場合の学費等の負担は大きく、そのため司法修習生を対象として日弁連が行ったアンケートでは、以下のとおり奨学金の負担を負っていることが分かっている。①平成21年11月19日及び20日に新第63期司法修習生に対して行ったもの 回答者1528名 うち法科大学院在学中に奨学金の貸与を受けた者807名(52.8%) 奨学金債務の平均金額3,180,000円 ②平成22年11月6日及び11月20日～平成23年2月28日に新第64期司法修習生に対して行ったもの 回答者1241名 うち法科大学院在学中に奨学金の貸与を受けた者642名(51.7%) 奨学金債務の平均金額3,515,000円 ③平成23年11月5日～平成24年2月29日に65期司法修習生に対して行ったもの 回答者833名 うち法科大学院在学中に奨学金の貸与を受けた者437名(52.5%) 奨学金債務の平均金額3,402,000円 このように、実に約50%の司法修習生に法科大学院在学中に借り入れた奨学金の債務があり、その平均額は300万円を超えるものになっている。法科大学院に進学することに多額の学費を要し、その費用をまかなうために奨学金の債務を負わなければならないとすると、現状の弁護士の就職難・経済状況の悪化などの事実を合わせ考えれば法科大学院への進学を躊躇せざるを得ず、それが法曹志願者の減少という結果に結び付いていると考えられる。このようなことからすれば、単に貸与型の奨学金を用意するだけでは不十分であって、奨学金の返還猶予や各大学における学費の免除等の現行の経済的支援政策を広げるほか、新たに給付型の奨学金を創設するなどの方策が求められる。

(2) 司法修習生に対する給費制の復活について。ア. 司法修習の意義。現在の司法修習は、戦後間もない昭和22年から始まった制度であるが、その意義は、国の三権の一つである司法を担う人材を国家が責任をもって養成するところにある。また、戦前は、裁判官、検察官、弁護士で法曹の養成課程が分かれていたが、現在の修習は、法曹三者のいずれもが司法の担い手として対等の地位にあることを前提とし、その後の進路を問わず全ての修習生に対して統一的行う「統一修習」という形をとってきた。以上のような司法修習制度のあり方は、我が国における法曹の質を確保する上で重要な役割を果たしてきたのである。

イ. 司法修習費用給費制の意義 (ア)さて、司法修習生に対しては、昭和22年の司法修習の開始から、国が給与を支給する給費制がとられてきた。このような給費制が取られてきたのは、上記のように修習が重要な意味を持つものであり、それに専念できるようにするためであった。そして、このような給費制は、その下で養成された法律家はその重みを自覚し、公益のための活動に従事する一つの動機付けにもなってきた。例を挙げれば、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの法律家が活躍をした。当会は、震災直後から避難所に赴いて、被災された方々に対する法律相談活動を行うなどしたほか、二重ローン問題の解決を求める10万筆の署名活動を行った。この署名活動は、震災によって債務の支払いが困難になった場合に既存債務を減免するという、被災ローン減免制度(個人版私的整理ガイドライン)の創設につながった。また、被災地で活動する弁護士有志の活動がきっかけとなり、災害弔慰金の支給対象となる親族の範囲を兄弟姉妹まで拡大する「災害弔慰金の支給等に関する法律」が改正されたり、相続放棄のための熟慮期間を延長する「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」が制定されたりするなど、その活動が立法府を動かすこともあった。このような活動を担った法律家は、まさに給費制の下で司法修習を受け、その中で養成された者達であったのである。この点、貸与制下で養成された法律家(弁護士)が直ちに公益活動を行わなくなるものではなく、厳しい状況にあっても「人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士に課された使命を果たそうとするはずである。しかし、我々が危惧するのは、弁護士の就職難・経済状況の悪化などの理由から、公益活動を担う弁護士の層が薄くなることなのであり、貸与制が維持されればその懸念が現実化するおそれが強まるのである。

(イ)また、給費制を維持すべきことは、弁護士の活動が上記の意味での公益性を有するだけでなく、「社会のインフラ」的な役割を担っていることもその理由となるものである。弁護士の存在が「社会のインフラ」であるというのは、弁護士が各種の民事事件、刑事事件、行政事件などにおいて通常行っている業務を通して、憲法や法律の理念を不断に現実化していくことこそが、日本が法治国家として存在するために欠かせないものであるということを指している。例えば、弁護士が企業法務に携わり、その企業活動の適法性を確保することは、当該企業のみ利益にとどまるのではなく、広く社会にも利益をもたらすことにもつながるものである。このような役割を担う法律家としてふさわしい人物を社会に送り出すために、国家がその養成に責任を持つべきであり、その一つの手段として給費制をとるべきであると考えられる。ウ. 貸与制移行に伴う問題点
このような重要な役割を担ってきた司法修習生に対する給費制であるが、裁判所法の改正に伴い、平成22年11月には一度延期されたものの、平成23年11月から修習を受けた65期司法修習生からは、修習期間中に必要な生活費等の資金を国が司法修習生に貸し付ける「貸与制」に移行した。このような貸与制に移行したことは、給費制の持つ意義が失われただけでなく、法律家になることを目指す者達に、平均約300万円もの修習費用の貸与による債務を負わせることにもなった。そして、これにより、平成24年7月27日に成立していた改正裁判所法に対して付された衆議院法務委員会の附帯決議が懸念していた「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態」が現実化しつつあるのである。

(ウ)法曹の質の低下は国民権利保障に重大な支障。上記(ア)(イ)のとおり、弁護士の就職難により、OJT不足を原因とする弁護士の質の低下、法曹志願者減少による法曹全体の質の低下といった問題が現実化する懸念がある。弁護士の質の低下、法曹全体の質の低下が起これば、司法制度の利用者である国民の権利保障に重大な支障をきたすことはあきらかである。よって、司法試験合格者数を現状の2000人程度から相当程度引き下げる必要がある。ウ.年間合格者数をまず1500人程度まで引き下げるべき。具体的には、年間の合格者数をまず1500人程度まで引き下げるべきである。その理由は以下のとおりである。
(ア)急増前の水準まで一旦戻すべき。平成18年まで司法試験合格者数の増加傾向は緩やかであった。ところが、平成18年の合格者数が約1500人であったところ、平成19年には約2000人となり、合格者数が一気に増加した。この合格者数が急増した平成19年頃から、弁護士の就職難問題が大きく問題視されるようになったことにも鑑み、まずは急増前の1500人程度まで司法試験の年間合格者数を戻すべきである。

日弁連が、昨年6月26日から7月30日までの期間に、65期司法修習生に対して行ったアンケート(法曹養成検討会議第3回提出資料)では、3割近く(28.2%)の司法修習生が修習辞退を検討したと回答し、その理由として「貸与制に移行したことによる経済的不安」を挙げた者が9割近く(86.1%)いた。また、同アンケートでは、実際に経済的理由から法律家になることを諦めた友人がいたという回答もあり、経済的理由によって法律家への道が絶たれかねない状況があることが分かってきている。また、司法修習を受けることができた司法修習生の中にも、貸与制に移行したことで「無収入」扱いとされることによって、賃貸物件を修習生自身の名義で契約することができなかつたり、学生と同じ扱いにされたため、保育所への入所の優先順位が下がり、保育所に入所させることができなくなつたりしたという不都合が生じていることも、同アンケートから明らかになっている。このような不都合は、司法修習生の身分が不明確なまま、貸与制に移行したことによって生じたものであり、貸与制の弊害というべきものである。当会の法曹養成生粗糖検討委員会が、今年2月20日に、仙台で修習を行っている66期修習生との間で行った座談会でも、

・無収入扱いされて、両親の連帯保証がなければ賃貸物件を借りることができなかつた。

・貸与制になったことで、就職活動での交通費の負担ができないことから、修習地を希望できる幅が狭まつた。実際に辞退を考えていた友人もいたなど貸与制移行による不都合を語る意見があつた。
「中間的取りまとめ」は、「貸与制の内容」を、貸与制を維持すべき理由の一つとして挙げているが、上記のような貸与制施行後の実態からすれば、そのような理由付けが成り立つとは考えがたい。エ.司法修習生の位置付け。また、司法修習生に対する給費制を復活させるべき理由として、司法修習生が「準公務員」として位置づけられることが挙げられる。司法修習生は、司法修習に従事するにあたっては、アルバイト等の副業を禁止され、修習に専念すべきとする「修習専念義務」が課されるほか、修習を通じて知ることとなった秘密事項について漏洩してはならないとされる守秘義務が課されている。このような制約が課されているのは、修習生が公務員に準ずる地位に位置付けられるからに他ならない。この点については、貴会議第10回に田島委員が「司法修習の在り方についての意見書」を提出し、司法修習生を裁判官や検察官、弁護士を補佐する「司法補佐官」と位置付けてその役割を明確化させることが提案していることなども踏まえ、司法修習生の地位を「準公務員」的なものとして明確化する方向性も考えられる。以上のように、司法修習生の「準公務員」的性格からも、修習に従事することに対して給与が支給されることの相当性が裏付けられる。これに対し、司法修習生の経済的支援を充実させる方向に向かわずとも、司法修習生に対する修習専念義務を廃止又は緩和し、アルバイト等を認めればよいとする見解も存在する。しかし、上記の65期司法修習生に対するアンケートによれば、司法修習生が修習にあたるべきとされている時間は平均7.3時間であり、これは一般の公務員の拘束時間とほぼ同じである。また、①平日には約94%、休日でも約36%の修習生が、拘束時間外に法律文書の起案や事件記録の検討などの「実務修習のための活動」を行っており、その平均時間は平日約1.6時間、休日約1時間である。

②平日では約86%、休日でも約75%の修習生が、拘束時間外に自主的な学習会などの「自己研鑽のための自主的な活動」を行っており、その平均時間は、平日約1.3時間、休日約2.3時間であるなど、司法修習生は修習の実を挙げるために日々努力を行っている。このような修習生の生活実態からすれば、アルバイトを行って生活の糧となる収入を得ることは不可能である。修習の実を挙げさせるためにも、司法修習生に対しては修習に専念できる状況を整備すべきであって、修習専念義務の緩和を容認する上記のような見解には同意できない。オ. 給費制の復活を強く求める。「国家としてどう育てるのですか、まずこの法曹界の皆さんたちは。ほかのいろいろな国家資格もあるし、いろいろとあると思いますが、私は法曹三者というのは、ある面では国家の中樞を担う非常に大切な部分だと思います。そこが借金でスタートするのは当たり前だという風潮というのはすごくおかしいと思う。国家が本当に大切だと思うものは万難を排してでも、そこに手厚くやるという意思が必要だと思いますが、そういう意思が、特に今のこの仕組みの中では見られなくなっていると思います。(中略)ここは苦勞して苦勞して、一生懸命勉強して司法試験に合格した。しかも法曹としての夢を抱いてきた人たちがまず安心してきちっとした修習を受け、これも中途半端でお粗末だと思いますが、しかしそれでも1年間安心して精一杯研修できるものにすべきではないか。それが今のところでは貸与という形でお金を貸しているから、それでいいじゃないかというのは乱暴すぎるのではないかと思います。」(法曹養成制度検討会議第8回・田島委員発言)、「司法試験に合格していながら、いつまで借金しなければならないのか。それは受益者負担であっていずれ儲けるのだから良いではないか、というのはおかしいと思います。いつから大人として扱うつもりなのかを国家が考えるべきだと思います。

私は、司法試験に合格した、すなわち厳しい関門を通った時点で大人として認めるべきと考えます」(法曹養成制度検討会議第8回・国分委員発言)などの法曹養成検討会議での各委員の発言には、当会も賛同するものである。また、貴会議において貸与制の継続を支援する委員の中からも「修習地の違いによる住居費など費用の不均衡の是正や交通費などの実費費用を国が負担することと併せて、修習に必要な基本的費用については実費弁償の在り方も本来は好ましいと思っています」(法曹養成制度検討会議第8回・清原委員発言)という意見が出されるなど、貸与制の問題は明らかになっている。当会は、すでに平成24年12月13日付「司法修習生に対する修習費用給費制の復活を求める会長声明」において、「当会は、法曹養成制度検討会議に対し、法曹の使命・公共性、多様・有為な人材確保などにも言及した上記附帯決議の趣旨を踏まえた議論を行うよう求め、また国に対し給費制を復活させるとともに、貸与制下で修習した司法修習生に対しても遡及的に適切な措置を取るよう強く求めるものである」と給費制の復活を求めたところであり、また、ここまで述べてきたような司法修習及び給費制の意義、貸与制の問題点、そして司法修習生の位置付けなどの点からも、貴会議が司法修習生に対する給費制を復活させる方向で最終取りまとめをされるよう強く求めるものである。

		<p>(3)上記経済的支援に関する財源について。この点、法科大学院生への経済的支援を充実させることや、司法修習生に対する給費制を復活させることについては、その予算の問題も指摘される(平成16年に貸与制への移行を決めた時点では平成22年には司法試験の合格者が3000人を目指すとしてされており、その人数に給費制を実施しようとする必要とされた予算は150億円(実際に平成22年に必要とされた予算は92億円)まで膨らむことが懸念されていた。)。しかし、これらの財源については、「中間的取りまとめ」第3の2で求めているように法科大学院の統廃合を進め、あわせて入学者定員の削減が行われれば、法科大学院全体に対する予算から振り替える形で確保していくことが可能である。①国立大学法人に対する法科大学院に係る運営費交付金(試算額)、②私立法科大学院に着目した私立大学等経常補助金(交付実績額)、③国公立私立を通じた教育改革の取り組み支援(法科大学院を含む専門職大学院を対象)(予算額)を合わせた法科大学院に係る財政支援の額を見ると、平成16年89億円、平成17年99億円、平成18年98億円、平成20年92億円、平成21年83億円、平成22年71億円となっており(「法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ資料」参照)、1年あたり70億円～100億円弱の金額が支出されているところ、法科大学院の統廃合が進み、さらに入学者定員が削減されることとなれば、平成22年度より10億円以上が削減可能と考える。また、給費制についてさらに考えると、平成24年の裁判所法一部改正の際、公明党からボーナスの廃止等給費金額の削減案が提案されていたが、それによると給費制を実施するために必要となる予算は71億円まで圧縮されることになっていた。これに加えて、司法試験合格者を1500人まで削減すると給費制に必要な予算は53億円程度に減額可能である。先に述べた法科大学院の統廃合や定員削減によって法科大学院への補助金が手均整な規模まで減額されれば、給費制と法科大学院への補助金の合計でも100億円を少し超える程度で賄うことが可能となるのであって、財政負担の観点からも是認されよう。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見内容)法科大学院の統廃合や定員削減に当たっては、地域適正配置に対する十分な配慮がなされるべきである。(意見の理由)「中間的取りまとめ」における法科大学院の地域適正配置に関する意見については、いわゆる「困み」の中には記載されておらず、「検討結果」の箇所において「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」と記載されているに過ぎず、地域適正配置の理念に十分な配慮がなされたものとはいえない。司法試験合格者数現状の年間2000人程度から減らす場合、これに伴い現在設置されている法科大学院の統廃合や定員削減の必要性が生じること自体はやむを得ない。しかし、地方の法科大学院が当該地域に果たす役割は大きいので、地方の法科大学院の統廃合や定員削減を安易になすべきではない。現状では、司法試験の受験資格は法科大学院修了者に限定されている。この点、地方の法科大学院の統廃合や定員削減を安易になしてしまうと、十分な経済力を有していなかったり、家庭の事情などにより転居できない地方在住者が、当該地域に存する法科大学院で学んだ上で、法曹になる機会を奪ってしまうことになりかねない。これは、多様な人材を輩出するという法科大学院設立の趣旨に反するものである。司法試験に合格した学生は、当該法科大学院の属する地域や隣接した地域に法曹として定着し地域に貢献することが多いことからすれば、地方の法科大学院が当該地域や隣接した地域において果たす役割は非常に大きいものといえる。その反面、地方の法科大学院には小規模校が多いことからすると、これらの統廃合や定員削減をなしたとしても、大きな削減効果は望めない。以上からすると、まずは都市部における大規模法科大学院を中心として統廃合や定員削減がなされるべきであるところ、「中間的取りまとめ」においては、いわゆる「なお書き」に留まっているのであり、重視されているとは言い難い。以上より、当会としては、法科大学院の統廃合や定員削減を検討する際には、法科大学院の地域適正配置に配慮することを求める次第である。</p>

<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>(意見の内容)法科大学院修了後または予備試験合格後5年のうちに3回までしか司法試験を受験することができないという受験回数制限は変更すべきであり、現時点では少なくとも受験回数を5年5回まで緩和すべきである。(意見の理由)(1)現状の受験回数制限は変更すべきである。受験回数制限制度について、「中間的取りまとめ」では、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入されたものであるとし、その上で、旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになる、早期転身を図らせることができるなどの理由から、回数制限を設けることを合理的としている。この点、旧司法試験の下で生じていた問題状況とは、旧司法試験の合格率が低く、そのために受験期間が長期化する受験生を生じさせていたことなどを指すものと思われる。しかし、現在の合格率の低さと相まって、5年3回までという受験回数制限は、受験資格を有する法科大学院修了生及び予備試験合格者、法科大学院生に過大な精神的プレッシャーを与えるものとなっているだけではなく、受験回数制限によって受験資格を失うことを「リスク」と考える視点から、法曹志願者の減少にもつながっていると考えられる。したがって、現状の「5年・3回まで」という受験回数制限については早急にこれを変更すべきである。(2)少なくとも受験回数制限を緩和すべきである。この点、現在の受験回数制限制度を支える理由付けとなっているのが法科大学院による教育効果が薄れないうちにとということであるのだとすると「5年」には理由がある得るとしても「3回」に限定すべき根拠とはなり得ないものである。これに対し、「5回」に緩和すれば司法試験合格率をさらに低下させるという見解もあるが、しかし、5回を受け続けることなく転身する受験生も相当数出てくると想定されることからすれば、それによる合格率の低下はさほどではなく、受験生にとっては5回まで受験できることのメリットが上回るものになると考えられる。したがって、現時点では少なくとも5年5回まで受験回数制限を緩和すべきである。</p>
<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>(意見の内容)司法試験の出題内容について、継続的な検討が必要であることは「中間的取りまとめ」に賛成である。しかし、実務家として最低限必要な知識につき検討することなく、単純に受験生負担軽減といった理由で試験科目数を削減することには反対する。(意見の理由)法曹実務家として最低限備えておくべき知識のレベルはあるはずである。それを度外視して、単純に受験生負担軽減との目的のためだけに試験内容を簡素化することには反対する。</p>

	第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見の内容)司法修習のより一層の充実のため、前期修習を復活させるべきである。(意見の理由)平成18年までは、司法修習生は全員、実務修習に入る前に司法研修所に集まり、約2ヵ月間、基礎的な実務処理の研修を受けていた。いわゆる「前期修習」である。現在は、前期修習がないことから、司法修習生になっても、何ら事前研修がないまま実務修習に入り、裁判所、検察庁、弁護士事務所に配属される。その場合司法修習生が、基礎的な実務処理能力不足のため基本的なところでつまずき、思うように実務修習の実を上げられないおそれがある。この点、法科大学院発足当初は、前期修習の代わりとして法科大学院での教育が期待されていた。しかし、法科大学院の教育は司法試験合格率が低迷しているという事情もあり、基本的法律科目に偏らざるをえず、前期修習の肩代わりになる実務教育は期待できない。実際、平成24年4月24日の「法曹養成に関するフォーラム」において、井上正仁委員(当時、東京大学大学院法学政治学研究所・法学部教授)は、同じ趣旨のことを述べたうえ、「従来の前期修習に相当する部分の大半は、法科大学院では背負いかねるわけで、そのことを踏まえて司法修習を考えていただかなければならない」と結論づけている。また、そもそも予備試験を経て司法試験に合格した者は法科大学院教育自体を受けていない。前期修習が廃止された現在、司法研修所、配属庁会において、配属冒頭に、導入的教育が実施されている。司法修習を担当する実務家が、実務修習の前に基礎的な実務処理能力を習得する機会が必要であると判断して、このような導入修習を実施している。このことも、前期修習の必要性を裏付けるものである。このように導入的教育は実施されているものの、日数も限られており、その教育的効果は2ヶ月間あった前期修習には及ばない。司法修習の充実を掲げた貴会議の取りまとめには賛成するが、司法修習の充実のためには、前期修習復活まで踏み込むことが必要である。</p> <p>中間的取りまとめに対する意見内容の概括。「法曹有資格者の活動領域の在り方」法曹有資格者の活動領域が今後も容易に拡大する見込みはないことを認めるべきである。また、今後活動領域の拡大のための取り組みをするにしても、経済的裏付けの充実や教育サポート体制の整備など、より明確な方針を打ち出すべきである。「今後の法曹人口の在り方」1. 司法試験の年間合格者3000人程度を目指すべきとの数値目標は現実性を欠く。この点、「中間的取りまとめ」に賛成する。2. 司法試験の年間合格者数の数値目標は、掲げる必要がある。貴会議は、責任をもって、司法試験の年間合格者数をまず1500人程度まで引き下げることが明言するべきである。3. 司法試験の年間合格者数については、今後も、継続的に検証、検討していくことが必要である。この点、「中間的取りまとめ」の「今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行うべきである。」との意見に賛成する。「法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」法曹志願者が減少した理由として、司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制に移行したことも加えるべきである。「法曹養成課程における経済的支援」1. 法科大学院生に対し、給付型の奨学金を導入するなど経済的支援策を充実させるべきである。2. 司法修習生に対し、修習費用の給費制を復活させることを求める。「教育の質の向上、定員・設置数、認証評価」法科大学院の統廃合や定員削減に当たっては、地域適正配置に対する十分な配慮がなされるべきである。「受験回数制限」法科大学院修了後または予備試験合格後5年のうちに3回までしか司法試験を受験することができないという受験回数制限は変更するべきであり、現時点では少なくとも受験回数を5年5回まで緩和するべきである。「方式・内容、合格基準・合格者決定」司法試験の出題内容について、継続的な検討が必要であることは「中間的取りまとめ」に賛成である。しかし、実務家として最低限必要な知識につき検討することなく、単純に受験生負担軽減といった理由で試験科目数を削減することには反対する。「司法修習の内容」司法修習のより一層の充実のため、前期修習を復活させるべきである。</p>
454	4/30	第1 法曹有資格者の活動領域の在り方	行政や会社に「潜在的な需要」があるとするのは、大きな誤り。そのような需要がないからこそ、新人の就職難が深刻化している。

		第2	今後の法曹人口の在り方	裁判官や検察官の増員がないのであれば、毎年1000人で十分。毎年1000人でも、法曹人口は増え続ける。
		第3	法曹養成制度の在り方	司法試験受験資格は、大学卒業だけにすべき。ロースクールの教育は、別に高度でも何でもなかった。お金と時間だけがかかり、法曹志願者を減らすだけ。有害無益。
		第4	その他	法曹養成制度検討会議の構成員が偏っている。法曹人口増加の影響を一番肌で感じているのは、現場の弁護士なのに、弁護士は3名しかいない。しかも、そのうち1名は元次長検事。一方、ロースクールの温存しか頭がない大学関係者は、減員すべき。なお、和田委員の意見(平成25年4月9日付けの「法曹養成制度についての私見等」と題する書面)は、非常に的を得ている。
474	5/1	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)「3000人程度とする」との数値目標を撤廃することに賛成である。(理由)(1)弁護士の就職難等によるOJT不足から、実務経験・能力に欠ける弁護士が多数輩出することによる質の低下が懸念されている。それはとりもなおさず、国民生活における法曹需要に比して法曹資格を取得する司法試験合格者数が多すぎることで、その大半が弁護士へと導かれる現状から、今日すでに弁護士過剰状態になりつつあるということに他ならない。(2)そもそも「3000人程度」とする数値目標は、2004年の制度改革において「今後法曹需要は量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」との見通しの下に設定されたもので、客観的な資料の分析結果などの根拠に基づいて設定されたものでもなく、合理的な裏付けのある数値ではなかった。また、その後、社会を取り巻く環境変化に伴い法曹の質の多様化、高度化は求められるものの、問題解決の手段として司法の場の活用を好まない日本の国民性もあり、当面、法曹人口の量的拡大が求められている状況にはない。(3)また、弁護士業務の多方面への拡大・開拓についても、日本では、ヨーロッパ諸国の法曹制度とは異なり、他の士業(司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士等)との競合等もあり、弁護士業務において早急の業務拡大が図れない状況にあることから、法曹人口の過剰供給は当面避けられなければならない。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給費制に戻すべき。(意見)(1)司法修習生は、司法試験に合格したことをもって一定期間「国に選抜・採用された者」であり、「国によって法曹として必要な教育を施される者」である。したがって修習生の社会的身分は、その期間中、国家公務員に準ずる労働者性を有するものであることは明白であり、それら修習生の生活費等、必要経費は国が支払うのが当然である(2)同時に司法修習生は、上記(1)により、その修習期間中において個人としての自由が制限されること、すなわち権利・義務の関係において修習専念義務が課せられるのは当然とされてきたのであるが、貸与制では、国は司法修習生に専念義務だけを課し、公務員に準じた労働者性もなくその対価である賃金(給与)を支払わないという法的に許容されない制度になっている。質の高い法曹を養成することは、経済的身分的保障の下での修習専念義務があつて初めて成り立つものであり、司法修習生の経済的事情を無視した上で、国の経済的支援が不十分でありことをもって、給費制を廃止したり、修習専念義務を緩和もしくは廃止したりするような制度改革は改めるべきである。

		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見の内容)司法試験受験回数制限を撤廃すべきである。(意見の理由)(1)現行制度において、法曹志望者が司法試験に3回失敗してもなお法曹を目指すには、再び法科大学院に入りなおさなければならず、さらに2年間の待機的な意味合いだけの学習期間とその間の経済的負担を強いられることとなる。法曹の世界に挑戦した者が、試験に3回失敗した時点、もしくは5年が経過した時点で別の進路へ変更してそれらの就職先を希望しても、官民ともに、年齢的なハンディー及び司法試験失敗者としてのマイナス評価が加わり、新学卒者に比べ別の進路への就職は極めて困難である。また多くの場合、それまでの法律的理解の努力も経済的投資も水泡に帰すこととなり、借財のみが残される状況に至る。(2)上記(1)の状況は、司法試験受験回数を3回制限にしても5回制限にしても何ら改善にはならない。受験回数制限を撤廃し、志望者個人の意志と努力によって司法試験は何回でも挑戦できる道を閉ざさないようにしていることが最良である。
475	5/1	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹養成課程における経済的支援については貸与制ではなく給費制に戻すべきです。(理由)司法修習生期間中何の収入もなしで生活できる人は少ないと思われる。借金をしなくては法律家になれない制度では、金持ち・資産家の子しか法律家になれない。それでは弱者・市民の立場からかけ離れた裁判になってしまう恐れがあると思います。
476	5/1	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判官・検察官・弁護士の需要を検討は重要。行政・会社に弁護士の活動領域を広げるのは賛成だが、無理に広げるのはよくない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	合格者は、しばらくの間、500～700人でもよいと思う。直ちには無理なので、徐々に減らしていくべき。もちろん、司法試験の回数や年数の制限は即時撤廃すべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	合格者を減らして、給費制を可及的速やかに復活するべき。修習期間も少なくとも1年半とし、前期修習を復活させるべき。
		第4	その他	人権保護、民主制充実のためにはコストがかかるもの(選挙制度や裁判員制等)。在野の弁護士が自営業ながら一定の余裕をもたないと、ボランティア的な人権保護活動ができなくなる。あと、法テラスの成功報酬ももっと高くしてほしい(特に金銭を得る事件で)。
477	5/1	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきである。(理由)司法試験合格後、裁判官、検察官、弁護士などの法律事務家となるためには、司法修習が不可欠である。そして、司法修習には修習専念義務が課せられている。その代償として、給費が支給されることは当然である。

478	5/1	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)(1)司法修習生の給費制度を復活させるべきである。(2)仮に貸与制度を前提としても、司法修習生の修習専念義務については、義務を緩和して、アルバイト等を行えるようにすべきである。(理由)(1)現在の司法修習生の殆どは、法科大学院を卒業して司法試験を合格しており、それまでには相当の学費・生活費等を費やしており、奨学金債務を負っている者が多数存在する。修習地は必ずしも自分で希望するところに配属されるわけではないため、実家暮らしが出来ず、引っ越し代・下宿代・就職活動に伴う交通費用等、様々な経済的負担が発生する。これらの費用を全て貸与で賄うことになれば、受験生時代のものと合わせて多額の債務を負った状態で法曹を始めることになり、経済的にも精神的にも極めて不健全な状態になってしまう。能力や強い信念を持っている若者が、経済的困窮で法曹の道を諦めてしまうことは絶対に避けなければならないことである。給費制の復活は是非とも実現されなければならない。(2)仮に貸与制を前提としても、司法修習に差し障りのな範囲内でアルバイト等の兼業が出来るようにすべきである。修習専念義務は、正規の勤務時間(午前9時～午後5時頃まで)に守られればよく、その時間帯以外のアルバイト等を一切認めないとすれば、司法修習生は、最低限度の生活費すら稼ぐことができないまま修習をすることになってしまう。生活保護保障制度が確立している日本で、このような現状があるのは奇異である。
479	5/1	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべきだと思います。(理由)私は組合活動にかかわっていますが、今、労働相談が増えています。私たちの組合に相談に来る人は、多くが生活に困って、かけこんで来るケースがほとんどです。貸与制では、弁護士になった若い人は、お金のない私達の弁護を引き受けたくても、出来なくなるのではないのでしょうか。国としては、国民が何が正義なのか疑問があれば裁判出来る様でない、お金持ちだけが裁判を出来ることになるのではないのでしょうか。
480	5/1	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官と弁護士と検察官の需要を検討し、その充実を最優先すること。行政や会社に無理に広げるのは弁護士の独立を害す。
		第2	今後の法曹人口の在り方	ロースクールの受験者が4万人から1万人以下に、入学者が2,000人台となり、弁護士になっても就職先がなく生活に困るようでは、市民の為に頑張る質のよい弁護士は育たない。司法試験合格者を1年1,500人から1,000人にしても、弁護士人口は十分増えていく。そもそも社会の弁護士に対する需要の性格な調査をせずに、しかも裁判官、検事の定員の大幅拡大の見直しもないのに毎年3,000人ずつ司法試験合格者を増加させるとの目標を決めたことが間違いである。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり、市民の為に頑張る法曹を養成することを目的とする。金がない者も法曹になれるよう司法修習生の給付制や、法科大学院の授業料を返還不要な奨学金など、経済的支援制度は必要。司法試験受験資格は大学卒業だけでよい。司法研修所を2年間とし、高度な研修に専心すべき。法科大学院を最初から数多く作りすぎ、その制度設計も理想に走りすぎ、その教員の質が追いつかなくなった。結局文科省が法務省や裁判所と協議することなく無責任に認可したのが失敗の原因。今さら法科大学院の数と定員を半分位にするのは無理だとしても、大幅に数を少なくして、教育内容の質を大幅に充実させるべきであろう。
		第4	その他	結局、司法改革が失敗したのは明らかである。根本的に改める勇気が必要である。

481	5/1 第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(1)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきである。しかし、中間的取りまとめ(以下、単に「取りまとめ」ともいう)がその方策について取りまとめることができたとは到底考えがたく、この程度であれば、いっそ取りまとめない方がよい。(2)法曹有資格者、特に弁護士の活動領域が広がったのは、日弁連や弁護士団体などの取り組みによるものである。それは、弁護士が問題意識を持ち、献身的に取り組んできたからである。その広がりがいまだ限定的といわざるを得ない状況にあるのは、ニーズの分析がおろそかであったからではない。弁護士の献身的姿勢に依存しているだけであるからである。(3)では、活動領域の拡大に向けた取組を積極的に行うというのはどういうことか。中間的取りまとめが想定しているのは、国が財政的に負担しない、他人頼みの方策ばかりであり、絵空事でも言うべき現実的ではないものであって、取りまとめとしては意味がないものである。ア. 企業内弁護士の場合、意義も有用性も認められるのは自明のことである。それでも企業内弁護士が増えないのは、企業がコストパフォーマンスを重視して合理的に判断した結果である。取引等の場面ではなく、単に企業のコンプライアンスのためだけに企業内弁護士を採用せよという趣旨であれば、結局企業の意識に頼るだけになってしまい、企業内弁護士を採用するという大きな流れにはなり得ない。さらに増やすのであれば、法的に企業内弁護士の採用を義務づけるしかない。しかし取りまとめは、周知、意識改革など抽象論に終始しており、これでは何も変えるつもりがないと結論づけるのと大差はない。イ. 国家公務員の場合、新たな採用試験体系の中で、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)を新設しているとのことであり、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要であるとのことである。「法曹有資格者」の活動領域の拡大という形で言葉をごまかしているが故に、なるほど1つの方策であるかのように見える。しかし、これはつまり、司法試験に合格しながら法曹を目指さないことを推奨するものである。「法曹養成制度検討会議」が、法曹の道から外れる方策を推奨するという取りまとめには、およそ理念も何もないと云わざるを得ない。ウ. 地方自治体の分野においても、上記アの企業と同じく、必要性・有用性は自明のことなのである。しかし取りまとめは、これも、周知、意識改革など抽象論に終始しており、これでは何も変えるつもりがないと結論づけるのと大差はない。しかも、例えばとして、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署を挙げて、法曹有資格者を配置すれば、適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できるとしている。しかし、そもそも法科大学院でそのようなことを想定した教育は行ってはいない。また、取りまとめは、学校教育を支援する部署というのは何をイメージしているのか。法教育であれば、法曹有資格者を配置するまでもなく、弁護士等がそのような授業をすれば足り、常勤である必要はない。授業としてきちんと位置づけるということであれば、学校教育法や学習指導要領を根本から変更するほどの大きな問題であるし、財政的手当を検討しなければならない。このようなことを安易に取りまとめるのは、しかも財政的手当に触れないのでは、安易に他の制度を揺るがすだけであり、有害と言わざるを得ない。エ. 児童虐待対応においては、そもそも児童保護の体制や法整備自体が遅れていることが大問題なのであり、その問題を放置しながら法曹有資格者が配置されたところで、大きな影響を与えられるわけではない。また、家庭裁判所等の司法機関が関わる問題になるのであれば、それは弁護士の本来の業務であり、活動領域の拡大としては何の意味もない。財政的な手当に踏み込んで取りまとめるならともかく、配置にとどめるだけの取りまとめは、現実性のない机上の空論でしかない。(4)また、取りまとめは、福祉分野に触れ、関与が必要な領域の開拓のために、法テラスの常勤弁護士の所要の体制の確保が必要とする。これは、ひいては法テラス常勤弁護士の体制確保のために財政負担が必要であるということと同義である。しかし、例えば生活保護制度においては、そもそも行政の違法な対応が問題であるのに、そのことに触れず、常勤弁護士の態勢が必要であるとするのは、極めて不相当な結論である。片方で行政の問題を放置し、片方でその対策を図るために活動領域を拡大するという構造自体、法曹養成制度検討会議の存在意義を疑わせるものである。行政の違法な対応を改めさせるべき問題、この場合であれば厚労省の対応を改善させるべきという問題に、法テラスの常勤弁護士を増やして対応すべきだ、それを活動領域の拡大だなどと指摘するのは、</p>
-----	--------	-----------------	--

問題の本質を取り違えているとしかいいようがない。そのために何億円、何十億円かけるというのか。また、例えば成年後見制度においては、制度の利用を必要としている人が利用できないのは、成年後見人になる専門職の数が少ないということが1つの要因である。なぜ専門職が少ないかというと、成年後見人の報酬が低すぎるからである。成年後見人を1つの職域として、弁護士が経営を考えられるほどに成年後見人の報酬を引き上げるには、それを全て成年被後見人個人の負担とすると負担しきれなくなり、制度として成り立たない。弁護士の負担の下に制度を考えたところで、およそ活動領域の拡大にはならない。結局それを補完するためには、財政出動が避けられない。制度利用希望者の数、最低限の月額報酬を考えれば、必要な予算は数百億円は下らないであろう。また、家庭裁判所の成年後見人に対する管理監督も必要である。現在、家庭裁判所裁判官が抱える事件数は非常に多くなっており、裁判官の負担が増大し、家庭裁判所の事務処理の遅れが問題となっている昨今、成年後見人の管理監督がさらに増えれば、裁判官の大幅増員は避けられない。無論、裁判官書記官、事務官の増員、裁判所の増設も避けられない。とても数百億円で済む話ではない。福祉分野に弁護士が必要だ、だから開拓だと言っても、財政の負担に触れないままのかけ声だけでは、所詮現場を知らない者の机上の空論にすぎない。

(5)また、取りまとめは、刑務所出所者等の社会復帰等を挙げ、これに果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討すべきとする。これは、具体的に何について法的支援が必要かつ有用とするのであろうか。本来、これは行政が積極的に取り組むべき問題であり、すでに不十分ながらも多種多様な支援がなされている状況である。それでも不足しているのは、単に物的、人的に量が足りないということに尽き、つまりは財政の負担が少なすぎるのが問題なのである。その問題をさておくとしても、現状からさらに弁護士が特に果たせる具体的な役割は限定されている。仮に、それを新たに法的支援の範囲を拡充して、さらに充実させるというのであれば、財政出動が必要であるが、最低でも何十億円では済まないはずである。取りまとめは一体何が言いたいのか、趣旨不明である。(6)また、取りまとめは、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等に触れ、日本の弁護士の海外展開を促進することを挙げている。個別のビジネスサポートは、企業等のクライアントが必要とするかどうかにかかっているのがあって、取りまとめで指摘したからといって需要が増えるものでもない。国際的な貿易・投資ルールの策定等については、弁護士が関わる余地はあるものの、実務経験のない「法曹有資格者」では役に立たないであろう。さらに、仮に弁護士を配置するとしても、これまでそれほど必要とされてこなかったところに、大勢の弁護士が必要となるとでもいうのであろうか。取りまとめは、どのようにして、「弁護士」の海外展開を促進するというのか。新人弁護士を放り出すわけにもいかないであろう。既存の法律事務所に補助金を出すともいうのであろうか。およそ、現実味のない、意味のない取りまとめである。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1) 法曹人口は、今後増加させる必要はない。また、司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、当面減少させるべきであり、せいぜい1000人くらいが適切である。(2) 社会がより多様化、複雑化するとしても、法曹に対する需要が今後も増加していくとはいえない。実際、現在まで需要が増えているとは到底言えない状態が続いている。質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念は妥当であるものの、需要の検討なくして、全体としての法曹人口を増加させる必要があるとは到底いえないのである。そして、司法修習生に深刻な就職難が発生している。いわゆる即独や軒弁といった、とりあえず弁護士資格を取得するということができない者が全体の2割を占める状況で、かつ活動領域の拡大を検討せねばならないような状況では、需要があるとは到底いえない。さらに、その状況で、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当というのは、無責任極まりない。需要が確認できるまでは当面減らすというのが合理的である。必要とされない合格者が存在する状況を容認するというのは、取りまとめは何を意図しているのか。法曹を養成して費用をかけて、結局必要とされないのであれば、壮大な無駄を容認するにすぎない。(3) 取りまとめは、今後の法曹人口の在り方について、その都度検討を行う必要があるとするが、誰がいつどう検討するというのか。全くもって意味不明であり、その検討を具体的にすることも1つの目的として設置された法曹養成制度検討会議の存在意義を、根本から否定するのと同じである。法科大学院を含め、法曹養成全体が危機に瀕しているからこそこの会議が設置されたというのに、その都度検討を行うという結論先送りでは、それこそ時間と税金の無駄である。適性試験受験者が減り、法科大学院の定員割れも尋常ではなく、司法修習生の就職難が明らかとなっているのに、それを放置する取りまとめなど、およそ意味がない。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>ア. 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきである。また、法科大学院については、定員削減、統廃合などは自主性に任せるべきで、取りまとめをすべきではない。イ. 現在、法曹志願者全体の質の低下は、法科大学院によってもたらされているといっても過言ではない。「点」ではなく「プロセス」による法曹養成という考え方は理解できるものの、およそ法科大学院はそれを担う器を保持していない。一部の法科大学院、一部の授業は十分評価に値するであろうが、そもそも司法試験の問題自体が「点」による合否を求めており、プロセス教育を評価するものになっていない。他方、法科大学院の統廃合や補助金の削減は、プロセス教育の質ではなく、「点」である司法試験の合格率を前提に議論されている始末である。結局、誰もが「プロセス」を評価していないのであって、法科大学院は中途半端な役割を担わされ、教員不足等もあいまって、役に立たない存在に陥ってしまっているのである。中途半端な取りまとめをしても、何の意味もない。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>ウ. また、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要があるとは、どういうことをいうのであろうか。1年で未収者が既修者に追いつくことは簡単なことではない。教育の充実というだけならすでにしていたはずが、かけ声だけではどうにもならなかったのである。今さら何が「必要な方策」であるというのか。現実性のない抽象的な取りまとめなど、何の意味もない。エ. 取りまとめは、法科大学院修了者のうち相当程度(例えば約7～8割)が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる、としている。これは算数の問題であり、約7～8割が合格するためには、仮に2000人が合格するとすれば、せいぜい法科大学院入学者は2200人程度になるであろう。3000人が合格するとすれば、せいぜい入学者は3300人程度である。この数字には教育的内容は何ら関係がない。取りまとめには何の意味もないのである。オ. 取りまとめは、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて</p>

検討すべきである、とする。しかし、予備試験が施行されるまで、法科大学院卒業者にしか新司法試験の受験資格を認めなかったのであるから意味不明な取りまとめである。カ. 取りまとめは、法科大学院の入学定員について、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきとする。しかし、すでに定員割れを起こしている法科大学院が多数に上る状態では、この取りまとめは何の意味もない。また、実入学者数を上げるという意味ではなく定員を削減するということであれば、実入学者数が一桁になるような法科大学院では、教育上適正規模も何もない。およそ現実離れした取りまとめと言わざるを得ない。キ. 取りまとめは、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためとして、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである、とする。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきとする。つまりこれは、補助金の削減、裁判官及び検察官等の教員としての派遣の取りやめを意味する。後者については、明言されているところである。しかし、補助金の削減、人員の削減を行って、何をどう自主的に組織見直しをせよというのであろうか。課題を抱える法科大学院に組織見直しを迫るのであれば、むしろ、さらなる財政支援、人材の派遣が必要になろう。「課題を抱える法科大学院」は、言わずとも「課題」を認識しているのである。自主的な努力で改善できるのであれば、すでに行っている。もはや自主的には改善しようがないからこそ、苦境にあえいでいるのである。そこからさらに補助金を削減し、人材の削減を行うというのであれば、それは法科大学院にとって死刑宣告に等しい。取りまとめは、法科大学院にとって無理を強いるものであり、全く意味がないものである。ク. 取りまとめは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある、とする。これはつまり、法科大学院の統廃合について、法科大学院の意思に基づかずに、法的措置をもって行うという趣旨である。しかし、上記キのとおり、自主的改善がそもそも無理を強いるものであり、死刑宣告に等しく、無意味である。つまり、死刑宣告から刑の執行まで単に時間を無駄にするだけである。法科大学院が、改善の見込みがないと判断されるまでの間、入学した法科大学院生は、改善の見込みがない法科大学院で教育を受けることになる。その間の学生の犠牲は到底無視できるものではない。法的措置を設けるのであれば、今の法曹養成制度検討会議できちんと設けなければならない。しかも、取りまとめは、法的措置は、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係についても留意しつつ検討する、とする。しかし、文科省は、平成24年9月7日、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」を発表したが、これは、入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍未満、新司法試験の合格率(合格者数/修了年度を問わない全受験者数)が全国平均の半分未満、直近修了者(新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者)のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均の半分未満、前年度までに入学定員の充足率(実入学者数/入学定員)50%未満の状況が2年以上継続、などといった、学生の確保や司法試験の合格率を基準を定めたものである。つまり、ここで改善されるべき課題とされているのは、結局、学生の確保や司法試験の合格率なのである。他方、認証評価は法科大学院の教育内容についてのものにすぎず、学生の確保や司法試験の合格率とは何ら関係がないどころか、「点からプロセスへ」ということを意識してか、法科大学院が大学院生を司法試験に合格させようと、受験勉強をさせると評価を下げられてしまうのである。学生が、司法試験に合格しやすい法科大学院を選択しようとするのは当然である。逆に、合格の期待が持てない法科大学院を敬遠するのも当然である。結局、法科大学院としては司法試験の合格率を上げるしかないのである。ところが、司法試験合格に直結する授業をすれば認証評価が下げられ、ひいては不適格法科大学院の烙印を押されてしまう。これでは、法科大学院を身動きできない状況に追い込むだけである。結局、法的措置を設けるにしても、法科大学院にどうせよというのか、

		<p>全く意味不明なのである。国が、法科大学院乱立の失敗を素直に認め、撤退を検討している法科大学院が円満に速やかに撤退できるよう、即座に財政的に支援すべきである。また、文科省は認証評価等を改め、法科大学院への介入をやめるべきである。法科大学院の自主的改善は、適正な数への縮小を法科大学院に促した上で、教育内容への介入をやめることで行うべきである。</p> <p>ケ. 法学未修者の教育について、取りまとめは、「法学未修者の教育の質の保証」のために、進級判定を客観的で厳格な到達度判定の仕組みを導入すべきであるとする。しかし、そもそも、大学4年間で学んだ既修者に、未修者がたった1年で追いつくべきという制度設計が問題なのである。しかも、「法学未修者に教育の質の保証」のために、基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべき、というのは、もはやすでに各法科大学院で取り組まれているであろうことである。これ以上合理的に行うのであれば、法科大学院の自由を奪っている認証評価制度そのものを、根本的に改めなければならないであろう。仮に、そのようなことが可能であるとしても、進級判定を厳格にすれば、留年者が大量に発生し、混乱を招くことは必至である。取りまとめは、机上の空論にすぎない。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因は、景気の回復がみられず法曹の需要が増えないことにもあるが、司法制度改革における法曹養成が完全に失敗した上、それを国が認めずに放置していることが大きい。法科大学院卒業が、原則として司法試験受験要件とされているため、法曹を目指すという者は必然的に法科大学院に入学しなければならない。その学費は数百万円に及び、しかも最低でも既修者で2年＋受験年1年、未修者で3年＋受験年1年が必要となる。大学卒業後、大金と、スキルを積むべき大事な年代とを費やさねばならないのである。法科大学院卒業者が司法試験に合格できればいいが、5年3回という受験回数制限のために、受験資格を失ってしまえば、司法試験不合格者という烙印を押されることとなる。そもそも、法科大学院卒業者というステータスすら評価されない上に、司法試験不合格者の烙印を押されれば、就職も困難である。大金と5～8年もの期間を費やし、挙げ句合格できなければ、就職で有利になることもない法科大学院など、敬遠されて当然である。それでも、司法試験合格率が高ければ、リスクは低いとして受け入れられる余地はあろう。しかし、4人に1人しか合格しないのでは、リスクしかないと判断されても仕方がない。法科大学院入学後に司法試験から撤退する判断をし、法科大学院卒業という資格で就職しようとするのであれば、そもそも法科大学院に入学せず、あるいは中退して、法学部卒業で就職する方がよほど効率がよいことになる。現在の法科大学院に入学するメリットは、単に受験資格が得られるということしかないのである。首尾良く司法試験に合格しても、司法修習は、給費制が廃止されて貸与制になっており、借金をますます増やすだけである。貸与制移行の経緯も、貸与制移行の理由も、法曹志望者には全く受け入れられない幼稚なものであった。</p> <p>司法という国の重要なインフラであるにもかかわらず、国があからさまに軽んじている分野に、魅力など生まれない。貸与制で司法修習生を露骨にいじめておきながら、法曹志望者が減少し、法曹の多様性確保が困難だと嘆く取りまとめは、あまりに滑稽である。さらに、司法修習終了後も、就職できない者が大幅に増加している。裁判官、検察官の数は増やさず、弁護士の資格を持って活動することもできない者が増え、「法曹」といえない者の数は司法修習修了者の5人に1人に上るのである。資格を取った者については、見通しなく資格を取ったのみで、必ずしも就職したといえないような者も含めての数字なので、実際には短期で廃業する者もあり、実質的に就職できない者はもっと増加する。安易に司法試験合格者を増やしたために、歪みを生じているのである。ここ数年、政府はその歪みを全く正そうとしないのであるから、法曹志望者が減少し、法曹の多様性確保が困難となるのは当たり前である。取りまとめが問題意識を有しているのは評価できるが、司法制度改革の失敗に目を向けず、小手先の方策で対処しようという取りまとめをしていることは、全く問題の本質から目を背けたものであり、取りまとめの意味がない。</p>

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、そもそも、償還不要の給費制の奨学金を原則とすべきである。償還原則の奨学金、しかも有利子のものは、奨学金ではなく教育ローンと呼ぶべきであり、ツケを将来に回すものでしかない。このことは、法科大学院に限らず、他の大学院、大学でも同じ問題をはらんでおり、日本全体の人材育成の停滞、疲弊を招いている。取りまとめは、結局現状維持をいうにすぎず、高等教育における現状を理解していないと言わざるを得ない。</p> <p>イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、従前の給費制を復活するべきである。取りまとめは、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある、とする。これは、要は、経済的事情を勘案し、貸与制は維持するが、司法修習の期間に修習専念義務を緩和して、アルバイトができるようにしようというものである。しかし、借金を強制しておいて、アルバイトができることをもって、それが経済的支援であるというのは意味不明である。また、修習専念義務を緩和するということは、法曹養成を後退させるということである。ただでさえ、前期修習がなくなり、修習期間も短縮されて教育効果が薄まっているにもかかわらず、さらに後退させるというのでは、何のための司法修習か分からなくなってしまう。取りまとめは、あまりにも司法修習の意義を軽視するものであり、全く不当である。</p>
<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>受験回数制限については、撤廃するべきである。受験回数制限の本来の制度趣旨は、有能な人材がいつまでも司法試験に縛られてしまい、多数の司法試験浪人による社会的損失が看過しがたいことから早期に断念させるというものである。しかし、現在、司法試験受験資格喪失者に、その能力を活かせる場は与えられていない。結局、司法試験不合格者の烙印があるのは、旧司法試験における司法試験断念者と同じである。むしろ、自ら断念したのではなく断念させられた状態であり、本人の挫折感が大きくなっており、以前よりひどくなったといわざるを得ない。その上、法科大学院卒の資格に社会的価値は見いだされておらず、高額な学費の奨学金債務などの負担を背負っただけに終わっている。そもそも、法律の理解は一朝一夕にできるものではなく、人によっては何年もたってから「開眼」ということも多々あるのである。また、司法試験を何度も受験することで理解できることもあろう。司法試験そのものが、じっくりと時間をかけて納得がいくような起案をさせるという方式ではなく、短時間での短答式試験や論文式の答案作成という方式である以上、受験技術の影響も大きいし、出題について運の善し悪しが出ることも避けられない。受験回数を制限して能力の判断をしようというのがそもそも間違いなのである。現在の受験回数制限は、一定数の者の受験回数を喪失させないと合格率が保てないという、法科大学院側の都合でしかない。早々に撤廃すべきである。取りまとめは検討すべきとするにすぎないが、撤廃を明記すべきである。</p>

第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	方式・内容、合格基準・合格者決定について、現状の司法試験の科目数については、受験生の負担が大きすぎ、もっと限定すべきである。受験資格に法科大学院卒業、受験制限に5年で3回というものがあることから、短期で学力を高められる者は合格できることになるが、従来の旧司法試験でみられた、長期でじっくり学力を高める者は合格できないことになる。また、旧司法試験では最高でも約1500人程度であった人数が、新司法試験では2100人となり、低い学力でも合格しやすくなっている。結果として、全体の平均学力は相当程度低下しているものと思われるが、旧司法試験の時よりも受験科目等が増えれば、各科目ごとのレベルが低下するのは必至である。学力の低下が極めて基本的なレベルを満たさない程度にまで食い込んでいる例が散見されるようになっていて、見過ごせない状況である。多様で優秀な者が司法試験を見限りつつある現在、このままでは司法試験の学力崩壊を招きかねず、ひいては法曹界全体の信頼をなくすことになる。したがって、合格者数に関係なく、合格基準も引き上げなければならない。取りまとめは検討すべきとすぎないが、試験科目の削減等を明記すべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度については、積極的に評価し、人数制限を設けず一定レベルの者は合格させる運用にすべきである。そもそも予備試験は、法科大学院卒業と同じレベルであるかどうかを確認し、合格者に司法試験受験資格を与えるものにすぎない。であれば、一定レベルの者は合格させて何ら問題はない。法科大学院のプロセスとしての法曹養成という機能を重視するとしても、それは予備試験のあり方の問題であり、予備試験を制限的に運用する理由にはならない。予備試験が拡充して困るのは、合格者を予備試験組に持って行かれる法科大学院だけである。取りまとめは、結局、法科大学院の都合のためだけに、予備試験制度の検討を先送りしているだけであり、何も取りまとめていないのと同じである。
第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきである。取りまとめは、さらなる充実をいうだけで、何も取りまとめていないのと同じである。前期修習が廃止された結果、実務で学ぶべきことが明確にならないまま実務修習に突入することになり、修習の効率が悪くなっている。これは、法科大学院の教育で前期修習に相当するものが行われなまま修習を開始することになった結果であり、連携としては極めて不十分どころか、全く連携できていないというのが実態である。現実問題として、連携できない、できていないにもかかわらず、連携のさらなる充実という取りまとめをしても、全く意味がないといわざるを得ない。また、選択型修習についても、各実務修習の期間を延長してその中で行う方が効率的である。選択型修習とセットになっている短期の集合修習についても、きちんとした後期修習を行う方が学習効果は高い。ところが、現在は中途半端になってしまっている状況であり、早急に改善する必要がある。検討を行うべきという先送りの取りまとめでは、現実の弊害に対応できない。
第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、現実的ではなくそのような役割を持たせるべきではない。そもそも、司法試験にすら合格させられない、あるいは合格率が低い法科大学院では、それ以上の教育を期待できるはずもない。ある程度の合格率がある法科大学院でも、司法試験受験科目の学習が主となるのであるから、それ以外の最先端分野の教育が十分に行われるわけではなく、そもそも教授陣は研究する十分な時間もほとんど与えられていないのであり、先端的分野の研究も進まないであろう。であれば、そのような役割はむしろ大学法学部で行うべきである。取りまとめは、法科大学院の都合で、中途半端に法科大学院の存続のための可能性を与えるためだけのものになっており、本文たる司法試験合格、法曹養成から外れるものであって、全く不当である。

		第4	その他	<p>すでにできている法科大学院を統廃合するには、各関係者に対する影響が極めて大きく、劇的に変化をもたらすことは、法科大学院に雇用されている教授陣や労働者、特に法科大学院生に重大な犠牲者を生むことになりかねない。撤退を希望する法科大学院には、学校施設の転用や労働者の再就職支援等、法科大学院生の転校、今後の証明事務のフォロー等も含め、財政面の支援もした上で円滑な撤退を促すべきである。存続を希望する法科大学院には、自由に教育ができるよう、認証評価等をなくすべきである。法科大学院の予備校化の懸念もあろうが、何を売りにして入学希望者を集めるか、司法試験合格以外のステータスを付与できるカリキュラムにするかといったことは、各法科大学院の独自性を発揮させるべきであり、認証評価によって行うものではない。もはや認証評価で法科大学院の質を維持できないことは動かしがたい事実なのである。そして、多様で優秀な法曹の確保という点から、司法試験の受験資格から法科大学院卒業を外すべきである。無論、受験回数制限も撤廃すべきである。社会人として仕事をしながら司法試験に合格するような人材こそ、多様性を有する優秀な人材である。法科大学院が受験科目で手一杯の状況で、かつ入学希望者が激減している状況では、もはや法科大学院だけに多様性や優秀性を依存することはできない。他方、存続を希望し独自性を発揮した法科大学院であれば、一定存在価値はあろう。</p> <p>学力についてきちんとした卒業判定をするのであれば、法科大学院卒業生については一定の試験を免除するなどのアドバンテージを与えることで、その法科大学院に独自性を発揮させるといった改善策が策定されるべきである。司法修習についても、前期修習後期修習を復活させ、修習の実を挙げさせるために給費制を復活すべきである。修習専念義務を緩和してアルバイトを許可するという発想は、法曹養成とはおよそ反対を向いた議論であり、法曹養成制度検討会議の存在意義を自ら否定するものである。また、教育全体の質を上げるため、給付型奨学金制度を早々に整備すべきである。このことは、法科大学院に限定される問題ではないが、少なくとも法曹養成制度検討会議は法科大学院在学中の学生への経済的支援について議論しているのであるから、きちんと取りまとめるべきである。法曹養成制度検討会議は、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律の施行後一年以内(平成25年8月2日まで)に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるために、閣議決定によって設置されたものである。ところが、中間的とはいえ、この程度の抽象的で先送りの取りまとめしかできないようであれば、これまでの時間やエネルギーが無駄にされたのと同じである。「速やかに必要な措置を講ずる」必要があるのであるから、法曹養成制度検討会議は、速やかに具体的な取りまとめをしなければならない。その間、犠牲者を増やすことになっていることを、重く受け止めなければならないのである。取りまとめは、その養成に応えることなく、抽象論や先送りの取りまとめしかしておらず、存在意義すら疑わしい。</p>
		第5	最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、全くもって反対である。
482	5/1	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の修習費用について、給費制の復活をすることを明記すべきです。</p> <p>(理由)貸与制では、法曹を目指す若者の借金が增えるばかりで、結局お金持ちしか弁護士になれなくなります。私は、障害者の通所施設やグループホームの施設長をしています。県内で起きた深刻な障害者虐待の事件について、当事者の支援をしていました。多くの弁護士さんが手弁当で、その救済のための裁判をしてくださいました。弁護士は、弱い人の立場に立って行動してもらわないといけないと思います。そのためにほとんど経済的な見返りがなくても、弱い人の権利を守る裁判を引き受けてもらうことが必要な場合があります。でも今の法曹養成制度は、お金のある人が自分で費用を払って弁護士になるということのようなので、そういう公的な役割を果たしてもらいにくくなるのではないのでしょうか。借金を背負って弁護士になったら、まずその借金を返すことに追われ、お金もうけできる事件ばかり取り組むことにならないか心配です。</p>

483	5/1	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の待遇について、給費制にすべきとの文言を入れてください。</p> <p>(理由)私は県の女性センターの相談員をしています。今日は個人的に意見を述べます。県から嘱託を受けた法律相談担当の弁護士さんに聞きましたが、以前、司法修習生は、弁護士になる勉強に専念している期間、国家公務員として給料を支払われていたのに、それがなくなって、若い人が大変困っているとのこと。しかも借金を背負って弁護士になっても、就職先もないとのこと。私たちも、普段、女性相談の中で、離婚した女性が子どもを育てていて、学費を払うのに苦労しているという話をよく聞きます。別れた夫からもらえずに奨学金でまかなうため、卒業と同時にたくさん借金を背負って社会人になるそうです。社会のためになることを学んで、それを活かして仕事をしようというのは、その人個人だけの問題ではないと思います。弁護士になるのにそんな借金までしないといけないとなったら、貧しい母子世帯の人に、弁護士になる道を閉ざすのと一緒です。なので私は修習生の数を減らしてでも、給費制を復活させて、お金がない人でも弁護士になることができるようにし、その代わり公的な活動がある程度義務としてしてもらったらいいいと思います。</p>
512	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)「法テラスの常勤～」部分について、特に強く反対。常勤弁護士のニーズは乏しい。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)減少させるべき。既存の法曹だけでなく、今後法曹となる人に酷。</p> <p>(2)(意見)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p>
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>(理由)現在の状況では、合格しても、全く将来に希望がもてない。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については、回数制限自体は維持するべきではありますが、回数を増加する等の制限緩和を考えるべきだと思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。 (理由)法科大学院を撤廃して、一本化すべき。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。 (理由)実務修習をより充実したものにするためにも、前期修習は必要。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
			最後に	以上のおおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。
513	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)これまでも、弁護士会が活動領域の拡大に取り組んできたが、法曹需要は一向に伸びなかった。むしろ、訴訟件数は減り、行政や企業も、財政難等を理由に採用を控える傾向があった。今後そのような傾向が変わるとは思えない。日本の文化的伝統、考え方からすれば、法的な解決を望む人々が増えていくことは考えられない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)需要がない以上、増やす必要はない。むしろ減らすべきである。 (2)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人以下、具体的には1000人くらいが適切だと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)1000人でも、増えてしまった法曹人口は減らない。法曹の質の確保の観点からしても、国家が責任を持って適正な法曹人口を設定し、維持すべきである。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)出来てしまった法科大学院を撤廃することは現実的ではない。しかし、法科大学院に行かなければ法

第3 2	法科大学院について	曹資格を取れないとすることは、経済的理由等から法科大学院に行けない者の職業選択の自由を奪うものであり、公平、平等原則にも反する。法科大学院での教育が、法曹養成のために役立っているとは思えない。受験のための勉強は必要であるが、これをダメと言っている法科大学院の教育理念は現実でないし、矛盾である。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 (理由)多額の金銭的負担及び膨大な時間を費やして司法試験に合格しても、就職先がなく、借金だけが残る現状では、リスクを取って、法曹を目指そうとする者が減少するのは当然である。給費制は絶対に復活させるべきである。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。 (理由)仕事をやめて法曹を目指そうとすれば、経済的負担の問題をクリアしなければ、そのようなリスクは取れない。職務専念義務を課しながら修習生に給与を支給しないというのは、明らかにおかしい。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法曹人口が増えすぎ、転職もできない状況では、貸与を受けた全員が返済することはたとえそれが無利子・長期であっても困難であろう。給費制は直ちに復活させるべきである。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)多様な人材を確保し、法曹の質を維持するためには、司法修習生にきちんと給与を支払い、魅力を確保するとともに、国として責任を持った法曹を育てるための勉強をさせるための対価を支払うべきである。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限については、撤廃するべきであると思います。 (理由)何回落ちても受験したいという者の自由を奪うべきではない。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	特に意見はありません。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。 (理由)仕事をしながら試験を受ける者、経済的理由から法科大学院に行けない者が法曹になる道を確保することこそ、多様な人材確保につながるものである。

		第3 4 (3)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。前期修習を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由)法科大学院の教育内容は前期修習に遠く及ばない。修習期間を最低あと半年長くして、修習の中で の起案・実務修習といった教育を充実させるべきである。
		第3 5	継続教育について	(意見)法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、そのような役割を持たせるべきではないと思います。 (理由)実務の中で学べば足りる。
		第4	その他	上記の意見のほかに、下記のとおり意見があります。法曹人口を増やすことは決して国民のためにはならない、一般国民が弁護士と関わるのは一生に一度程度であろうと思われ、そのような多くの国民が「良い弁護士」を選択することは不可能である。
			最後に	(意見)以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。 (理由)法曹人口の増加は不要である。国民のためにもならない。適正な法曹人口確保のため、司法試験合格者数を年間1000名程度とすべきである。多様な人材確保のため、法科大学院へ行く以外に法曹になる途を確保し、また、給費制を復活させて、司法試験合格という夢と希望のある目標を持つ若者や、社会人が増えるようにすべきである。
514	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援は給費制がふさわしい。 (理由)借金を抱えて活動を始める弁護士。当然返済のために利益になる仕事を選ぶだろう。選ばれなかった仕事の中には、人権の向上、社会の進歩につながるものがあるかもしれない。市民には分からなくても、弁護士であれば気づく不正や解決への道すがら、経済的利益がないという理由で見逃されるとなれば、とても残念だ。同じことは、裁判官や検察官にも言える。借金の返済が家計の安定をゆるがすならば、犯罪に走るものも生まれるのではないか。それは言いすぎだとしても、まっとうな法律判断を下す感覚がにぶるのではない心配だ。
515	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生については公的に身分補償して、2年間は経済的に困らないよう、対応すること。 (理由)金持ちの子弟か、あとは卒業後、がむしゃらに生きるために研修を兼ねた仕事をする(仕事がないのではもっと困る)、という若手弁護士ばかりでは、本当に多くの国民の立場にたてる公平な弁護士は育たないと思う。また優秀な人材も、集めるためにも経済的バックアップは必要と考えます。
516	5/2	第2	今後の法曹人口の在り方	(1)意見の内容 ①司法試験年間合格者数3000人が非現実的との結論には賛成です。②司法試験年間合格者数は1000人まで引き下げるべきです。 (2)意見の理由 年間合格者数2000人程度の現状でも、弁護士の就職難は深刻化しています。したがって、3000人の数値目標が非現実的であることは明らかです。弁護士になっても就職先がなく生活が逼迫するようでは市民のために頑張る質の良い弁護士は育ちません。年間合格者数を1000人に引き下げても弁護士人口は十分に増加していきます。

第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(1)意見の内容 司法修習生に対する給費制を復活させるべきです。 (2)意見の理由 司法修習生は、将来の日本の司法を支える法曹となる者であり、司法インフラとしてその養成費用は国が負担すべきです。研修医に給料が支払われていることとの均衡が図られるべきです。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(1)意見の内容 法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることは廃止することにより、法曹の多様性を確保すべきです。 (2)意見の理由 高額な学費負担を強いる法科大学院制度の存在は、金持ちしか法曹になれない、資力が十分でない者が法曹を目指すことを躊躇する原因となっており、多様な人材を司法に送り込むことの弊害となっていると思われます。司法試験受験資格は大学教養課程修了だけで良いです。司法試験の門戸を広げれば、多様な人材を確保することにもつながります。法曹養成は、前期司法修習を復活させるなど司法修習を充実させることにより達成できます。
第3 2	法科大学院について	(1)意見の内容 法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることは廃止すべきです。 (2)意見の理由 高額な学費負担を強いる法科大学院制度の存在は、金持ちしか法曹になれない、資力が十分でない者が法曹を目指すことを躊躇する原因となっており、多様な人材を司法に送り込むことの弊害となっていると思われます。司法試験受験資格は大学教養課程修了だけで良いです。司法試験の門戸を広げれば、多様な人材を確保することにもつながります。法曹養成は、前期司法修習を復活させるなど司法修習を充実させることにより達成できます。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(1)意見の内容 前期修習の復活を求めます。 (2)意見の理由 前期修習で実務の基礎的な研修を受けることにより、実務修習に入る下準備ができ、スムーズに実務修習を実践することができます。

517	5/2 第3	法曹養成制度の在り方	<p>プロセスについて ①旧試験当時の養成は、大学・予備校の授業、自主ゼミでの議論、自学自習、答案練習会、2年間の司法修習というプロセスであり、決して「点」ではない。②法科大学院修了直後の受験生の合格率が高いのは、法科大学院の教育効果があるためとはいえない。比較するのであれば、予備試験組と法科大学院修了者の合格率の比較をすべきである。③旧試験(500人時代)は、受験技術のみで合格などできなかった。合格率が低いことは、志願者数の減少にはつながっておらず、志願者全体の質が低下することもなかった。合格率と志願者数とは関係がない。法曹志願者の質は、法曹が職業として、魅力があるかどうか、つまり、出口が大きく影響する。経済的に立ち行かないほど厳しいとなれば、有能・優秀な人物は、別の職業を目指す可能性が高くなると思われる。つまり、職業・生業であるから、生活できる程度の収入が望めなくなると、志望者は減り、志願者の質は低下する。福祉・介護関係の学部は、定員割れが問題になっている。生活できる収入が望めないから、介護職は、男性の「結婚退職」があるそうである。もちろん、それほど厳しくても崇高な理想を胸にがんばる優秀な若者は存在する。しかし、それは、人数として、それほど多くを期待できるわけではない。法科大学院制度になり、多額の学費負担・生活費負担を求められ、奨学金という借金まみれになった若者の悲惨な末路(失業状態)を見れば、多くの人は、法曹を目指さなくなるのは当然である。司法試験合格率は関係がない。500人時代と2000人時代で、法曹の質は高くなったという実証結果は存在しない。かえって、500人時代はほとんどいかなかった二回試験の不合格者が増大している。二回試験の出題も文章を書くのではなく、穴埋めのような簡易なものとなっていると聞いている。イメージ大作戦のような主張はやめるべきである。法科大学院制度は完全に失敗というほかなく、法科大学院修了を司法試験受験資格の要件とする制度はやめるべきである。開かれた公平・平等な司法試験に戻すほうがよい。家庭責任(育児・介護)、職業従事、経済的理由、地理的理由、障がいの有無によって、法科大学院に通うことが困難な人にも開かれた、夢のある旧試験を取り戻すべきである。大平光代さんに国民的な支持が集まったことを、今こそ、思い出してほしい。</p> <p>給費制度の復活は絶対に必要である。法科大学院に多額の国税を投入するよりも、500人の合格者に2年間の給費のある修習をするほうが、間違いなく、税金の使い方として有効である。修習は、「法曹」養成であり、独立して裁判実務を担うことができるよう養成することが求められる。前期修習で基本的な書面作成、起案ができるように、訓練し、実務修習で現実の事件に直面させ、法曹としての心構えや姿勢・生き方を「体得する」ものである。私が修習していた時代(約25年前)よりも、現在は、判例も多く蓄積されており、法理論も深化しているので、学ぶべきことは飛躍的に増大しており、修習期間は2年間では足りない。アルバイトをしながらでは、十分に習得できない。法曹ではなく、国家公務員・地方公務員・企業に就職する者たちを、「法曹有資格者」、という名目で大量に養成し、司法修習期間を短縮し、前期修習を廃止し、見学や体験に終わらせれば、結局、「法曹」を養成できなくなる。貸与制度にして、水増しした「資格者」を作り出すことは、社会的損失である。OJTで、どうにかなるものではない。そもそも、OJTを保障できるほどの訴訟件数はない。未修者について。1年で既習者に追いつくという制度設計は、無茶である。そして、法律の勉強が向くかどうか、入学試験にないことも無茶である。音大で、楽器演奏の実技試験がないのと同じくらい、制度設計が間違っている。有能な人材を、間違った進路に進ませ、人生をだいたいにしている。選択実務修習。修習期間が短すぎるうえに、選択にすれば、見学だけになり、教育効果が望めないから、2年以上にしてから、選択を導入すべきである。</p>
518	5/2 第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきで、中間的取りまとめの方策で十分だと思います(中間的取りまとめに賛成である)。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要があるかについては、特に意見はありません。(2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、法科大学院の統廃合が挙げられます。
第3 2	法科大学院について	
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは、下記が原因となっていると思います。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。全体としての司法試験の合格率が低いこと。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については、回数制限自体は維持するべきではありますが、回数を増加する等の制限緩和を考慮するべきだと思います。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について旧試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。
第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。

			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
519	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきです。 (理由)私は次男が会社をやめて、司法試験の勉強をしたいと帰ってきてから、生活はもちろんロースクールの学費2年分(ロースクールに入る前には塾の費用4年分)を出しましたが、これだけでも普通はとも出せません。修習生が本当に国民の頼りになる法律家になるための勉強に専念でき、法律家になってもお金のことをまず考える弁護士ではなく正義の為に闘ってくれる弁護士になってほしいと思います。
520	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)現在も、法曹有資格者の活動領域の拡大が行われてきたが、十分な成果が得られたとはいえない。そのような現状を十分に考慮した上で、方策を検討すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)現在、弁護士の就職難が問題となっており、弁護士を増加させても受け入れ先がない可能性が高い。法的サービスの質の低下を防ぐためにも、増加させるべきではない。 (2)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法曹に対する需要以上に、法曹人口が増加している。今後も増加を続けた場合、法曹の質の低下は避けられない。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法科大学院修了を受験資格とすると経済的理由や、現状の合格率等から、法曹を目指そうと考える者が減少し、多様な人材を確保するという当初の理念に反することになる。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは、下記が原因となっていると思います。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 (理由)大学、法科大学院、修習の全てで借金をしなければならない者の経済的負担は非常に大きい。そして、将来の就職に不安がある状況であれば、あえて法曹を目指そうと思う者はいなくなるだろう。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 (理由)経済的な負担を軽くすることが、法曹を目指しやすい環境につながる。

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)授業料減免枠の拡大や、返還減免枠の拡大をすべきである。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活すべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)貸与制の下では、修習がお客さんのになりやすく、自ら主体的に学ぶ気力が起きない。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限については、撤廃するべきであると思います。 (理由)多額の経済的負担を強いられた上、回数制限のため、失権した者の将来的負担が大きすぎる。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。 (理由)経済的な理由から、法科大学院を受験できない者にも法曹になる手段を与えるものであり、多様な人材確保のためにも維持すべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由)各クール2ヶ月だけでは、慣れてきたころに、次のクールに移ることになるため、十分な修習が行えていないのが現状である。
		第3 5	継続教育について	(意見)法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、そのような役割を持たせるべきではないと思います。 (理由)各弁護士会の取組が充実しているため、法科大学院にそのような役割を与える必要はない。
			最後に	(意見)以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。 (理由)多様な人材を確保するためには、現行の制度を抜本的に見直す必要がある。特に、経済的負担の軽減や、受験資格・回数の見直しは必要不可欠である。
521	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	特になし。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の合格者500人。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止。修習は2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士は過剰気味。
522	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)その他。どちらとも言えないが下記言えないが下記意見がある。隣接士業(行政書士や司法書士)が違法に代理人となっていることがまれに見受けられるので、まず弁護士の領域の絶対的確保に努めるべきだと思います。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)(1)現状を維持すべきです。(中間的とりまとめに反対である。) (理由)国民が紛争解決に当たって弁護士等法曹有資格者を必要とする需要が拡大しているとしても、その拡大のペースと法曹人口増加のペースが合っていないと思います。後で述べる経済的問題を解決しないまま、供給を増やすのでニーズをつくれと言われても、経済的困窮からの法曹の質の任下を招きかねず、そこまでして急増させる必要はないと考えます。 (2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います。(中間的とりまとめに条件付きで賛成である) (理由)今でも3,000人目標を掲げていたにもかかわらず、合格水準に達すると判断されるのは、2,000人程度にとどまっていた。このように、目標を定めても、目標の程度に人材が集まるか不明なのだから具体的に人数を定めるべきではない。かといって全く定めないと受験生にとって不明瞭になるが、例年の動向などから一定の水準の把握は可能と考えるので、目標値がなくても足りると考える。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の定員削減。課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しの促進(公的支援の見直しなど) (理由)①合格の見込みのうすいロースクールに通っても、経済的損失となるだけの者が輩出されているだけなので、実績の低いロースクールはカリキュラムなど見直しをすべき。実績が自然淘汰につながる面もあるとしても、能力のない者が希望すれば下位ロースクールに入学できてしまうのでは、その者の人生にもかわるので問題。②全国どこでも法曹への道をつなぐため、過剰な統廃合で、住んでいる地域によって有利不利が生ずる状況では優秀な人材が埋もれるおそれがある。統廃合は慎重にして、カリキュラム等のテコ入れを重視すべき。③受験資格制度を撤廃するのであれば、受験資格を課され、ロースクールに通わざるを得なかった新60～66期以降への経済的支援を考えるべき。
		第3 2	法科大学院について	

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは、下記が原因となっていると思います。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>(理由)一般的にも弁護士の就職難が浸透している。優秀な学生は、マーケティングの広がり少ない法曹に、わざわざお金をかけて参入するなんてリスクが大きすぎると考えているようである。このように、就職可能性・就職後の経済的不安が敬遠されている一番の原因と考える。</p> <p>イ。法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。</p> <p>(理由)少なくとも、法曹になることが経済的にデメリットとならないことが必要と思います。特に修習が貸与制というのは、つまり借金が当然に発生する(しかも数百万)ということなので、まずはこの点から改善しなければならぬと強く思います。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)ア。法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)法科大学院卒業後、合格までの支援が不足しています。試験は卒業後、発表は卒業の半年後ということで、正職にはつけないし、アルバイトも短期すぎて敬遠されます。卒業から合格までは、最長5年の保障が必要だと思います。</p> <p>イ。司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)研修といえど、1年間拘束され、自由も奪われるのに、それを自腹でまかなわなければならないのはどう考えてもおかしいです。”無給でいいから働かせて下さい”というのは、自ら頼み込むときにつかわれるものです。研修を義務としておきながら自腹を切らせるのは、民間でいえば間違いなくパワーハラスメントです。国民のための法曹の養成という国家的事業である以上、充実した研修が必要とされ、そのための給費(従来通り)は不可欠です。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数の制限については、回数制限自体は、維持するべきでありましたが、回数を増加する等の制限緩和を考えるべきだと思います。</p> <p>(理由)5年間の期間にするなら5回の制限にすべきです。5年間をどう区切って3回受験するかという戦略が今は必要ですが、試験を受けるのに勉強をする以外の戦略は不要と考えます。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見)現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。</p> <p>(理由)質の水準を保つためにも現在の負担が加重だとは思いません。</p>

第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、制限的に実施するべきだと思います。 (理由)法科大学院は法律の学習以外の点で大きな役割を担っています。たとえば法曹倫理(これは議論を実際に行うことが大切)や授業での問答(実際に仕事に就くまでにマイクに慣れておいた方がよい)、ほかにもたくさんあります。これをしないで法曹になるというのは準備不足となると思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由)各クール2ヶ月では、ほとんどの事件を”一部だけ”見ることになり、雰囲気を感じて終わってしまいます。
第3 5	継続教育について	(意見)法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。 (理由)実務上の教育は各弁護士会が担えるとしても(これも地方には限界がある)、法律的論点や最新の議論は学者のほうが詳しく、そういった機会があることは良いことと思う。
第4	その他	まず修習生の身分を明らかにして欲しいです。修習生は最高裁判所の指揮命令監督下にある”労働者”です。そして”公務員”です。この2つを明らかにしないまま自腹で研修、弊害として、修習生が社会的に何の信用も得られず、1人で自宅の賃貸契約もできないし、クレジットカードも拒否されることがあります。各種保健も自己負担です。国から拘束されて1年間社会的に認められないみじめな立場で借金だけ増えていく…。異常です。さらに修習終了後も毎年国から居所を確認され、応じないと経済的リスクを掲げて脅すのです。法曹の独立といっておきながら、法曹になった後も国(裁判所)に頭が上がらない制度はおかしいと思います。貸与制は速やかに撤廃して、給費制に戻すべきです。
	最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。 (理由)制度と経済的な制度は一体として考えるべきです。国が金銭的負担をせず法科大学院や受験生、修習生個人の負担を増加させることは、国のため、国民のための法曹養成という大前提からみてもおかしいことです。法曹養成は、国家にとって大きな意味があります。日本は司法国家なので法曹はその基盤として重要です。ですから、まず、国が法曹養成にかけられるお金を用意する、そのお金のなかで十分なフォローをかけられる人数が最適な合格者数です。合格者数を増やしたいのであれば法曹養成にかかる予算を増やさなければならないし、これは連動するものだと考えます。これをせずに、予算枠を増やさず改革しようとしても、必ずしわ寄せが発生すると思います。しかし、法曹養成はしわ寄せが起こるべき分野ではありません。司法国家・法治国家の基盤ですから。以上のように、すみやかに修習生の貸与制を改め、受験生への支援をすべきと考えます。また、今後の拡充が直ちには困難でも、最低限、既に貸与を受けた者への経済的支援は必須と考えます。

523	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)刑事事件は社会内で発生した病理現象であり、その事件についての刑責を問う手続きは極めて公的な面を持っている。また、民事紛争でも、私人間の紛争について自力救済を禁じている現行法上、それを法的手続きで適正に解決していくことは社会にとって公的な面を持っている。このような公的な面を持っている手続きに参与する法曹を養成するのは当然公的な面を持っており、公費を使って充実した修習によって養成をすべきです。そのため貸与制では、充実した修習ができず給費制に戻すべきである。
524	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年、給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
525	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年、給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。弁護士の不祥事が増えている。
526	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年、給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。弁護士の不祥事が増えている。アメリカ並みの訴訟社会はごめんだ。

527	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	活動領域は、行政や会社に広げる必要はなく、不足している裁判官を輩出してほしい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	近年、合格者が多数生まれる一方で、就職先が見つからず、結果的に弁護士活動を行えないことにつながることは、
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院ではなくて、4年制大学で、法学部系の学科目について一定以上の単位取得者を受験対象とすることで、多様な人材にチャンスが生まれる。
		第4	その他	上記1～3の内容を包括的に実施できる制度を期待します。
528	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	現在よりももっと多様な活動領域で働くべきと思われるが、行政、経済界、その他の部所において適正な期間及び処遇が検討されるべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	現時点においてすでに過剰であり、大幅な減少がなされるべきである。このままでは優秀な人は(判読不能)めない。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院を廃止、統合されるべきである。
		第4	その他	日本の社会的文化や法曹周辺の事業主が多いことを考えれば、法曹人口の増加策は完全な失敗である。
529	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判官、検察官弁護士の需要を再検討し、その充実をはかるべく優先的施策を推進すること。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者を1000人以下に減員した上、法曹人口の需給バランスを進行調査すること。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚に優れ、あくまで、市民のために頑張る法曹を養成することを目的とすること。
		第4	その他	司法研修所の修習を2年間とし、給付制を復活して、高度な研修に専念させるべきである。それが引いては、日本全体の法の支配のレベルを止揚することになる。
530	5/2	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)①司法試験年間合格者数3000人が非現実的との結論には賛成です。②司法試験年間合格者数は1000人以下とすべきです。 (理由)年間合格者数2000人程度の現状でも、弁護士の就職難は深刻です。従って、3000人の数値目標が非現実的であることは明らかです。弁護士になっても就職先がなく生活が逼迫するようでは、市民のために頑張る質の良い弁護士は育ちません。年間合格者数を1000人以下に引き下げたとしても、将来の弁護士人口は十分に増加していきます。

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制を復活させるべきです。 (理由)司法修習生は、将来の日本の司法を支える法曹となる者であり、司法インフラとしてその養成費用は、当然に、国が負担すべきです。法曹資格者がその第一歩において「多額の借入金債務の保有者」として初登場する社会は、異常です。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることは廃止すべきです。このことによって法曹の多様性が確保されると考えます。 (理由)高額な学費負担を強いる法科大学院制度の存在は、金持ちしか法曹になれない、資力が十分でない者が法曹を目指すことを躊躇する原因となっており、多様な人材を司法に送り込むことの弊害となっていると思われます。司法試験受験資格は大学教養課程修了だけで良いと考えます。司法試験の門戸を広げれば、多様な人材を確保することにもつながります。法曹養成は、前期司法修習を復活させるなど司法修習を充実させることにより達成できます。
		第3 2	法科大学院について	(意見)法科大学院の修了を司法試験の受験資格要件としている現制度は廃止すべきです。 (理由)高額な学費負担を強いる法科大学院制度の存在も、給費制廃止の問題と関連しています。ここでも、金持ちしか法曹を志せない状況を生んでいます。実際に、資力の有無が法曹を目指すかどうかの岐路となっているのです。この状況は、多様な人材を司法に送り込むことの弊害となっていると考えます。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)前期修習の復活を求めます。 (理由)前期修習で実務の基礎的な研修を受けることにより、実務修習に入る下準備ができます。これにより実務修習をスムーズに開始して、実践に臨むことができるのではないのでしょうか。
531	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)現状で深刻な就職難という事態が発生しているため。弁護士の独立性が守られない。食べるために反社会的活動を行う弁護士も増える恐れがある。 (2)(意見)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定すべきであり、3000人以下、具体的には500人くらいが適切だと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)旧来の人数で十分である。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、法科大学院の定員削減、法科大学院の統廃合、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しの促進(公的支援の見直しなど)
		第3 2	法科大学院について	(理由)地方に配慮した統廃合が必要。東京に現状のような多数の法科大学院は不要。本来の理念に立ち返るべき。

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア. (意見) 法曹志望者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは、下記が原因となっていると思います。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>(理由) 社会人がチャレンジしにくい環境になっている。私は働きながら司法試験を受けたが、いまはそれも難しいと聞く。働きながら勉強できる試験にする必要がある。</p> <p>イ. (意見) 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>ア. (意見) 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 先進国の中で日本の奨学金制度は遅れている。給費制を大幅に増加させるべきである。</p> <p>イ. (意見) 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 兼業禁止を維持するならば、絶対に給費制にすべき。借金をしないと弁護士になれないというのは職業選択の自由の侵害である。国は憲法を守れ。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見) 受験回数の制限については、回数制限自体は、現状の制度を維持するべきであると思います。</p> <p>(理由) 早期に違う道を見出すことも大切である。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見) 現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>(意見) 予備試験制度は、廃止すべきである。</p> <p>(理由) 夜間法科大学院などの拡充などで対応すればよい。結局、若い人の抜け道が予備試験であり、本来の意味である法科大学院に通えない人のための制度では現状なくなっている。</p>
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見) 司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。</p>
第3 5	継続教育について	<p>(意見) 法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。</p>
	最後に	<p>(意見) 以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。</p>

532	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活するべきだ。 (理由)普通の会社員や公務員も研修中だから給料を払わないなんてありえない。質の高い人が目指せる様給費制を復活するべきだ。
533	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要があると思います(中間的取りまとめに賛成である) (2)(意見)司法試験の年間合格者数は、そもそも国家が具体的な人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、法学未修者教育の充実(1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入、法律基本科目をより重点的に学べるシステムの改善)
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは、下記が原因となっていると思います。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること イ。(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア。(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 イ。(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)給費制の復活を強く求めます。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限については、撤廃するべきであると思います。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見)現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。		

		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度は、制限的に実施するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。
		第3 5	継続教育について	(意見)法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			最後に	(意見)以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。 (理由)給費制の復活をお願いします。
534	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中の生活費などは貸与制でなく、給費制にすべき。 (理由)司法は、いうまでもなく、立法・行政と並ぶ、国家の中核作用です。その司法を現実に運用する法曹を国家が養成するのは当然の責務です。修習に専念させて、充実した修習期間を送るために、給費制は必要不可欠です。
535	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	「拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある」というのは同意するが、企業内弁護士、公務員、法テラス常勤弁護士等に活動領域の拡大を求めるのは限界があると考えます。法曹人口は、ここ5年で1万人ほど増えているはずである。企業内弁護士、公務員、法テラス常勤弁護士の採用が多少増えたところで、焼け石に水である。私の知る限り、法テラス常勤弁護士は多くが採用後5年以内に辞めているはずであり、一時的な就職先となるだけであるうえ、過払い・債務整理案件の減少、弁護士人口の急増により、常勤弁護士の受任する事件件数は減少しており、財務省は常勤弁護士関係の予算を削減する方針のはずである。また、常勤弁護士に依頼する場合でも弁護士費用はかかるのであり、低所得者に弁護士費用を給付する制度が無い以上(法律扶助は立て替えにすぎない)、福祉分野での利用拡大も限定的なものである。公務員は、2～3年の任期付の採用が若干あるだけであり、しかも新人弁護士は採用されない。企業内弁護士についても年間数十人の採用があるだけであり、焼け石に水である。優秀な法務部員であるための条件として、弁護士資格は必須ではない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹に対する需要は今後も増加していく事が予想される」というのは、現実に基づかない空想的な予想である。率直に、これまでの甘い需要予測を反省した方がいいのではないか。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	研修中に給料が支給されないというのは、ありえない。司法修習生は、法科大学院を卒業し、司法試験に合格した者であり、学生ではない。若者に巨額の借金を背負わせるシステムは間違っている。
536	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべきと考えます。 (理由)司法制度の担い手である法曹は、国家の責任において養成されるべきと考えます。弁護士も、社会正義の実現という公益的使命をもって職務を遂行しております。
537	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	1. 法曹人口を増加させることについては、検察官、裁判官の増員することを踏まえた議論がなされていたにもかかわらず、増員がなされていない。まず、法曹三者が同レベルで活動できるように調整すべきである。どれほど多忙でも検察官、裁判官を増員させないで、弁護士の活動領域を広げる議論ばかりするのはおかしい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 弁護士は、真面目に仕事をしていても食えることができなくなる危険性のある不安定な職種となっている。毎年の司法試験の合格者は1000人程度までが相当であり、現在の2100人からその数字まで減少させるべきである。それでもかつでの500人の倍の数字である。</p> <p>2. この法曹人口の激増は、法曹希望者を激減させ、魅力ある職業ではないものとなりつつある。このままいけば、有能な人材は法曹界には集まらなくなる。現在の合格者数やその継続は法曹三者も国民も望まないものといえる。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>1. ロースクールは廃止すべきである。大学で学んだうえにさらに2～3年間の勉強を義務づけることはナンセンスである。受験予備校が問題にされて、ロースクールができたが、ロースクールも合格者を出すことが第一の使命となって、受験予備校化せざるをえない。また、ロースクール生は受からないと始まらないから、興味深い人権課題の授業も試験に関係がないから受講しない。また、ロースクールで学ぶことが従前の修習内容を補うものとも到底いえない。</p> <p>2. 合格者を減らし、修習期間を1年の短期ではなく、2年あるいは1年半に戻し、前期を復活させて修習の充実化をはかるべきである。</p> <p>3. 給費制の廃止は、有能な人材を法曹界に集めることを困難にする。また、人権擁護活動等の公益的活動を担う弁護士を養成するためにも、わずかな司法予算を給費制廃止で削ることは相当ではない。国民にとっても、給費制廃止により、ビジネスとしてしか弁護士業務を位置づけられない傾向を助長することはマイナスである。</p>
		第4	その他	<p>現在の法曹養成制度が失敗であったことの弊害が数年後くらいからはっきり出てくるのではないかと危惧している。法曹は職人的な要素があるが、経済的困難な状態で、しかも短期で就職問題を抱えた現在の修習制度では、法曹にとって基礎的なこと、大切なことをじっくり学ぶことは困難である。</p>
538	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 経済的支援の貸与制に反対します。</p> <p>(理由) 弁護士をめざす者は、「弱者を守る人権弁護士」としての成長を期待しています。人権弁護士は経済的には厳しくとも、その誇りを守る最低の支援が必要です。特定の法人の弁護士は一定の経済的に支えられますが、正義を重んずる弁護士を養成するため。</p>
539	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界がある(中間的取りまとめに賛成である)。</p> <p>(理由) 法曹資格者の活動領域の拡大がなされることは当然であるが、 ・企業や行政が本当に欲しい法曹有資格者は、ある程度の年数、法曹としてのトレーニングを積んだ者であろう。しかし、そのような方面への就職指向が強いのは、トレーニングを積んでいない新人であるというミスマッチがある ・福祉分野や出所者の社会復帰に弁護士が関わることが意義深いことは間違いないが、活動への報酬の手当等が来ていなければ議論は画餅である 等というように、中間取りまとめの検討は極めて不十分なものであり、単なる取り組むべき、あるいは取り組むことが可能な分野の羅列にしすぎないとする。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要はない(「増加」の意味にもよるのだが)。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)わが国の実態を考えずに司法試験合格者を3000人という目標を掲げたために、①予算の制約等により司法修習期間が短縮されるなど司法修習における十分なトレーニングが積めない ②事務所に所属してOJTを重ねる機会を持ってない新人弁護士が多数できてきたうえ、法曹となることを諦める者もでてきている ③司法研修所教官を務めたことのある司法試験考査委員の友人に聞いたところでは、満足のいく内容の答案はせいぜい1200～1500通程度だったと口を揃えて言うのであり、人数の増加が質の低下に直結している可能性が高い といった問題が生じた。法曹を増加させるとしても、その速度は相当に緩める必要がある。</p> <p>(2)(意見)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人以下、具体的には最大1500人が限界と考える(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)総務省は先般、司法試験の合格者数について1500人程度が妥当ではないかとの意見を発表した。司法研修所のキャパシティが1500人で、その数が各地で修習生の指導が行き渡るための限界値だったと考えるべきである。また、平成16年度司法試験において1200人から1500人に修習生が増加した時点で、修習生の質の低下の問題は議論されたのであり、その1500人という数値についても、それを最大限として、さらに低い目標設定をすることも十分あり得るものと考ええる。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は撤廃し、法科大学院卒業者を司法試験受験において優遇する程度の制度にすべきである。 (理由)合格者が1200、更に1500人に増員された旧司法試験において、法学部以外の学部出身者や社会人経験者は相当数合格していた(なお、当職は平成16年から19年まで司法研修所の教官であった)。「法科大学院を作ることで他学部出身者等を法曹に導ける」ということがいわれたが、それは、当時の旧司法試験の実情を見ないで理念的に述べられた宣伝門だったと考える。また、旧司法試験合格者と、法科大学院出身者を比較して、前者が知識等について劣るところは全くないし、優秀な若手法曹は、法科大学院での教育を受けたから優秀なのではなく、もともとの資質が優れあるいは熱心に自分自身で勉強をした結果としてそうなのだと評価できる(法科大学院で選択しなかった科目を実務家としてきちんとこなしている姿からその評価ができる)。さらにいえば、法科大学院の教育は実務と遊離しており(大学教授が実務経験もなく、弁護士登録をして「実務家」と名乗っているにすぎない例も相当数ある)、法科大学院で学べば実務家としての力を身につけられるわけではない。作ってしまったものをつぶすのは大変だから、ある程度法科大学院出身者への優遇(科目数での考慮など)は考えてもよいだろうが、法科大学院が現在「その程度のものだ」ということは検討会議の共通認識とすべきである。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は撤廃し、法科大学院卒業者を司法試験受験において優遇する程度の制度にすべきである。 (理由)合格者が1200、更に1500人に増員された旧司法試験において、法学部以外の学部出身者や社会人経験者は相当数合格していた(なお、当職は平成16年から19年まで司法研修所の教官であった)。「法科大学院を作ることで他学部出身者等を法曹に導ける」ということがいわれたが、それは、当時の旧司法試験の実情を見ないで理念的に述べられた宣伝門だったと考える。また、旧司法試験合格者と、法科大学院出身者を比較して、前者が知識等について劣るところは全くないし、優秀な若手法曹は、法科大学院での教育を受けたから優秀なのではなく、もともとの資質が優れあるいは熱心に自分自身で勉強をした結果としてそうなのだと評価できる(法科大学院で選択しなかった科目を実務家としてきちんとこなしている姿からその評価ができる)。さらにいえば、法科大学院の教育は実務と遊離しており(大学教授が実務経験もなく、弁護士登録をして「実務家」と名乗っているにすぎない例も相当数ある)、法科大学院で学べば実務家としての力を身につけられるわけではない。作ってしまったものをつぶすのは大変だから、ある程度法科大学院出身者への優遇(科目数での考慮など)は考えてもよいだろうが、法科大学院が現在「その程度のものだ」ということは検討会議の共通認識とすべきである。</p>

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>ア. (意見) 法曹志望者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられるのではないかと考えられる。 □大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。 □司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。 □司法修習修了後も、弁護士事務所入所してOJTを積む機会を持っていない者が大幅に増加していること (理由) 旧司法試験時代、優秀な裁判所書記官や裁判所事務官、検察事務官が司法試験に合格し、裁判所や検察長で裁判官・検察官として活動し、あるいは弁護士として実績を上げる例が相当数みられた、かような例が典型であるが、法科大学院制度の導入により、社会人が勉強しながら法曹資格を取得することが非常に困難になったことは否定できない。また、法科大学院設置当初数年は勤めを辞めて法科大学院生となる者もいたが、現状の合格率や学費とその後生活がみあわない(貸与制や弁護士事務所への就職難など)状況ではそのような道を選ぶことは大博打であり、社会人の参入は期待できない。法科大学院の学費は数百万円に及び、金持ちでなければ法曹になれないのかという声も上がっていた。法科大学院に進まずに働きながら旧司法試験を受験していた者も相当数いた。法科大学院卒業を司法試験の受験資格にすることによって、経済力のない家庭の出身者への法曹になることへのハードルは非常に高くなり、経済力のある家庭の出身で、大学から法科大学院に進学できる者ばかりが目立つようになって、法科大学院の人材は多様どころか非常に偏ったものになってきつつある。しかも、社会人が法科大学院に進んで司法試験に合格したとしても、司法修習生の間、給費がなく借金がかさむ可能性があり、しかも、年齢が高いことを理由に弁護士事務所への就職が困難であるということになれば、誰が好きこのんで法曹の道を選ぶのか、ということになる。つまり、多様な人材を確保するという美名のもとに始まった法科大学院、新司法試験(旧司法試験が無くなったので単に「司法試験」と記載すべきか)が、逆に、人材の多様化を拒んでいる。上述したとおり、旧司法試験下でも、合格者を1200人、1500人に増員したとき、相当多様な人材が法曹界に流入してきていたのだから、それを現在の制度がつぶしてしまったといっても過言ではなからう。</p> <p>イ. (意見) 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきである。 □法科大学院卒業を司法試験資格とする制度は止めるべき。 □司法修習生に対する経済的支援を充実させるべき。 □司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべき (理由) 上記のとおり、法科大学院制度導入によって、優秀な社会人が法曹となる道が途絶したことを認識すべきである。また、優秀な社会人経験者を法曹として呼び込むためには、司法修習生に対する経済的な支援は必須であるし、司法研修所終了後、OJTを有効に実施できる場、即ち弁護士事務所等への就職ができることが必要である。そのためには、適正数に司法試験合格者の数を減らし、十分な教育が行き渡るようにすることが必要不可欠である。なお、質の高い司法修習を行えば、企業等に入社して即戦力たり得る裁判実務に関する能力をつけることも不可能ではないように思われ、「第1」で中間取りまとめが指摘した法曹需要に応えることが容易になり得ると考える。</p>
-------------------------	---------------------------	---

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>ア. (意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をすべきだと考える(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法科大学院を司法試験の合格資格として維持するとすれば、多様な人材の確保のために経済的支援等の充実は必須であろう(ただし、当職が考えるように法科大学院卒業を司法試験受験要件から外すのであれば、現状以上の支援は不要かもしれない)。</p> <p>イ. (意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきである(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)中間取りまとめの際に司法修習制度の意義が十分に理解されていたのだろうか。弁護士は民間人であるから国家の予算で教育をすることに疑問があるとの考えがあるが、それは明らかに誤りである。弁護士は社会のインフラである。弁護士が十分にサービスを提供できる能力がなければ、国家制度の根幹の一つである裁判制度＝司法が成り立たないことは明らかである。司法修習制度が社会インフラたる弁護士の存在を支えるものであることを認識すべきである。また、弁護士は民間人なのだから、会計士補のように、弁護士事務所で弁護士補をすればよいというものではない。戦前は裁判官・検察官は高等文官試験、弁護士は弁護士試験(高等文官試験合格者には弁護士資格が与えられていた)により合否が決まり、弁護士は弁護士補として活動した後、正式な弁護士資格を与えられていた。それでは、弁護士への教育に官側の視点が与えられず、弁護士が適切な訴訟行為をとる能力を持ち得ない面があり、逆に、裁判官・検察官も弁護士という当事者の立場を学習することがなく視点の偏りが出たこと等が反省され、法曹一元の実現のため、戦後、司法修習制度が導入された。法曹三者の統一修習は、法曹の相互の立場を理解し、より公正で質の高い法曹を供給するための司法制度の要なのであり、これを変更すべき理由はどこにもない。</p> <p>そして、司法修習生は法曹3者それぞれの業務を実質的に担いながらトレーニングを積む。検察庁での取調べ修習や弁護士事務所での法律相談など修習生が主体的に業務を行うことは周知の事実と思われる。教育を施されている法科大学院生とは異なり、司法修習生は主体的職業人として実際に職務に従事しながら訓練を受けてきたのである。ならば、その従事する職務に対する対価が支払われるべきことは当然のことかと思われる。そして、司法修習生に対しては、過去、修習専念義務が課され、アルバイト等は禁止されてきた。それは準公務員としての中立性・清廉性の要求であると同時に、法曹の仕事を実行を行うについては夜まで事情聴取、調査、起案をしたり、指揮官とディスカッションをしたりといった、9時から5時までの定時外の活動も非常に重要であることが認識されてきたからである。法曹3者の業務は、9時5時で収まるものではないのであり、その下でOJTに励む修習生もまた、その範囲で作業が終わるというものではない。このように厳しい条件下で司法修習生が研鑽していることが十分認識されなければならない。貸与制への移行は、この修習専念義務の概念を揺るがし、「給料がないならアルバイトでもすればいい」といった安易な考えを導き出しかねないのであって、到底容認できるものではない。さらに、司法修習生の給費制が無くなることは、その身分を不安定なものとし、①公務員共済への加入ができない ②家屋の賃貸やクレジットカードの審査において著しく不利益に扱われる ③「職業人」ではなく学生扱いを受け、保育園の利用ができない等の給与を得られないという以上のさらなる不利益を生じさせることになる。司法試験合格人数を1500人以下に減少させれば、修習期間が1年に短縮されている以上、過去の司法修習予算よりも小規模な予算規模で足るわけで、給与制の提案は決して非常識なものではないと考える。</p>
-------------------------	------------------------	--

第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数の制限については、撤廃すべきであると考える。 (理由) 試験に強いかどうかと、法曹としての資質に恵まれているかどうかは必ずしも一致しない。なかなか旧試験に合格しなかった、という弁護士であっても、非常に人間性が豊かで法律知識も問題ない者は多い。当職は受験資格の制限をすることに何の意味があるのかわからない。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見) 現状の司法試験の科目数についてはとくに意見はないが、科目そのものについて再検討を加えるべきである。 (理由) 現在、旧司法試験の選択科目であった刑事政策が受験科目から消えている。中間的取りまとめでは、出所者の社会的支援等に弁護士が関与すべきだ等としているが、現在、刑事政策的な知識がおよそ欠落した弁護士が多く、本当にかような活動が可能なのかに疑問がある。検察官にしても、法務省矯正局、保護局に勤務することがあるのだが、そのような者には刑事政策の知識は不可欠であろう。裁判員は、矯正や保護の実態から量刑を考えたいと思う者もあるが、裁判官がそのような点についての確かな回答ができるとはいえない。刑事政策は一例にすぎないが、受験科目のあり方については、再検討が必要である。また、現在、短答式の点数が相当重視されているようであるが、短答式で本当に知識の有無が図り得るのか、疑問がある。つまり、短答式では、記載された中から正解を選ぶのであり、知識があやふやであっても、ある程度の勘が働けば正解を導き出すことができるのであり、確実な知識を測る指標としてはいかがかと考えるものである。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 予備試験制度は、積極的に評価するべきである。 (理由) 上述のとおり、法科大学院の教育は実務とは遊離しており、旧司法試験組と法科大学院出身者との学力差等が明確ではない以上、予備試験制度を積極評価することで、むしろ法曹に多様で優秀な人材を呼び込めるものと考える。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであるし、できれば修習期間をもっと延ばすべきである。 (理由) 法科大学院の教育は、大学院毎のばらつきが大きいうえに実務と連動していない。法科大学院で前期相当の教育がなされるというので、司法研修所の前期(新60期でいえば「導入修習」)が無くなったわけだが、法科大学院の実態をみれば、前期の廃止は問題であったことは明らかである。新司法試験合格者たる法曹ないし司法修習生からは、集合修習の段階になってはじめて、「実務でやったことはこういう意味だったのか」と気づくこともあった、もっと体系的なガイダンスがあったほうがよかったとの声も聞く。現在、修習期間が1年となり、実務修習の各クールが2か月となった。そうすると、年末年始、ゴールデンウィーク、年度末の裁判官・検察官の移動時期、夏期休暇によって、現実の修習が可能な期間は実質1か月ということもある。2か月まるまる修習期間があっても、民事事件の1件の事件の法廷を2回続けて見ることがやっとなのである。過去の3か月の実務修習期間があった頃には、弁護修習において、例えば、簡単な覚せい剤取締法違反事件を当番弁護士で受任し逮捕から判決までを見せることも不可能ではなかったが、現在は、被告人段階で受任した国選事件について、1回結審の事件であっても判決のときには修習期間が終わっている、ということも起きている。修習期間の短縮により、どれほど修習生が体験できる事柄が減っているのかについては、法曹関係者以外の方には理解し難いかもしれないが、本当に事件を体験させることが「きつい」状況にある。

		第3 5	継続教育について	<p>(意見)法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、試行するに足る内容かと考える。</p> <p>(理由)現在、弁護士が裁判官、検察官、研究者との共同研究をする機会は少ない。法曹実務家どうしが共同して研究し、その情報を教育できる場所として、法科大学院を発展させていくことは有効かと思われる。また、弁護士会の研修は、弁護士会によるばらつきもあり、法科大学院からのサテライト方式による教育など、弁護士に対する発信機能を持たせること検討に値すると考える。ただし、現在の多くの法科大学院は実務に即した教育がなされているとは言い難く、現時点では「試行していくべき」という程度のことしかいえないのではなかろうか。</p>
			最後に	<p>司法修習制度の短縮化、貸与制への移行は、結局「はじめに予算ありき」の近視眼的議論であったように思われる。法曹の存在意義やそれに対応した教育がいかにあるべきかという議論があって、それをふまえて、あるべき制度についての検討がなされるべきである。</p>
540	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制度の復活を求めます。</p> <p>(理由)司法修習生は将来、弁護士、検察官、裁判官になるために修習を受けているもので、広く国民各層に門戸が開かれていることが必要です。大学、大学院や修習生の期間には大きな経済的負担があり、経済的余裕のある家庭の子供だけにしか進めない制度になってしまうと、司法全体が国民の意識から遊離してしまう危険が生じます。貧困と格差の進行する今日、司法修習生の給費制度を復活させることは、国の未来にとっても重要な意義をもつと考えます。</p>
541	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)裁判所、検察庁、簡易裁判所、区検察庁への裁判官、検察官の増員配置</p> <p>(理由)諸々の事件が多発多様化している現代において裁判官、検察官が十分な検証のもとに確たる結論を導き出すには、ゆとりある人員をもって事に従事して頂き、信頼できる司法を貫徹していただきたい。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)法曹人口の増加は望むものの人間性を欠く状態での法曹が生まれかねない状況での増加であってほしくない。</p> <p>(理由)現在のように、受け皿がない状態で法曹人口のみ増やすことは、生活苦の為に、意に反して法曹界の信頼を揺らがす行為をする法曹の誕生につながり、しいては法曹志望者の減少につながると思えるので、法曹の内的教育にも重きを置き、それらをクリアして生まれた法曹が生活苦に陥ることのない環境を整えての、増員であってほしい。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生への支援は支給制が望ましい。</p> <p>(理由)司法修習生の立場を考えたとき未熟な状態で社会との関わりをもたないことが望ましく、又、学ぶべきことに集中してよき法曹となることに重きを置き、アルバイトをする時間はないとの観点から、返済の必要がない支給制での支援が望ましい。</p>

		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	その1. (意見)問題のある法科大学院に対する文部科学省の対応をもっと厳しく。 (理由)自主的な組織見直しでは、そこに学ぶ学生の貴重な時間を奪うことになるため、早期に、文部科学省がより厳しい法的措置をとるべきである。 その2. (意見)法科大学院の地域的配置や夜間開講の推奨。 (理由)法科大学院の定員削減及び統廃合などの組織見直しは賛成であるが地方法科大学院及び夜間法科大学院については法曹の多様性確保のために重要な役割を担っていることは明確であり、これらを法的措置の外におき推奨すべきである。
542	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)大学を卒業して国家資格を取ったら一般的には働いた所で給与がでます。どこでも最初から即戦力とはならないけどそれだけの教育を保障しています。医者でも研修期間は給与がでます。法曹界だけ貸与制にするのはおかしいです。結局お金のある人しか弁護士になれないとすると相談する一般国民の気持ちが理解できない人ばかりになるのじゃないでしょうか。貧困の差に関係なく教育の機会が与えられることは法曹界の質の向上にもつながることだと思います。
543	5/2	第1	法曹有資格者の活動領 域の在り方	簡易裁判所判事、副検事などを法曹有資格者に全て転換すべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り 方	1年1000人～1500人程度の司法試験合格者とし、漸増させてゆく。
		第3	法曹養成制度の在り方	修習生の給費制復活は不可欠。
		第4	その他	法科大学院は地方は残し、大都市は減らすべき。
544	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	(意見)貸与制になっている修習生の費用は、給費制にもどすべきではないでしょうか。 (理由)国家試は医療職にしても介護職にしても合格後は、職業につき給与が受けられるのが普通です。しかし司法試験は、合格しても修習が義務づけられています。それならば、修習時の費用は当然国が責任を持って給付するのが理の当然ではないでしょうか。貸付けとは、なんたることでしょうか。
545	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	(意見)充実した司法修習を行うため、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制に戻して下さい。 (理由)私は現在■■■■■大学法学部に通っています。もともと弁護士を目指して法学部に進学しましたが、法科大学院の学費が高いこと、若手弁護士を取り巻く環境が厳しいことを知りました。その上、司法修習期間は借金をしなければならず、学生とは異なりアルバイトも出来ないと聞きました。正直、弁護士になるのを諦めようかと思っています。せめて、修習の間は生活を保障してくれるのであれば法曹を目指せるのと思います。給費制に戻して下さい。

546	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	借金をしなくては法律家になれない制度では、金持ちの子供だけが法律家になってしまう。そんな法律家ばかりでは我家のような貧困の連鎖で親がまずしいと子供も大変な中で育ったものから言うとかけ離れた裁判になってしまうことが心配です。
547	5/2	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制の遡及的復活を求めます。 (理由) 一生懸命勉強して司法試験に合格して喜びも束の間、奨学金、修習でさらに300万円と経済的な心配へと変わります。世間では弁護士という職業に対する認識が変わり、「いろいろ大変なんでしょう」「就職先はあるの？」などと同情の目を向けてくるそうです。どうか修習の勉強に集中できるよう給費制に戻して下さい。64期までは給費制だったので、修習生には公平な制度であってほしいと思います。
548	5/2	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法曹有資格者を社会の隅々に配置することが国民の幸福に結びつくかの如き理念自体を、根本的に見直すべきである。 2. 活動領域について「広がりがいまだ限定的」としているが、もともとそれほどニーズが無いのである。「社会がより多様化複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」との推測のもとに増員が行われたが、嘘で間違いであった。中間とりまとめには、誠実な総括と反省が一切なく、同じ誤りを繰り返そうとしている。 3. 「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」と言うが、法曹に対するニーズがあるとして増加させたはずで本末転倒である。また、法曹の増加(供給)が需要を顕在化させるという主張が間違いであることは、既の実証されている。専門家に対する費用支払の財源が無ければ需要は拡大しない。 4. 企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大と言うが、法曹資格が必要な領域ではない。司法試験や司法修習で要求される資質ではなく、法科大学院及び司法研修所で訓練される分野ではない。基本的には法学部の教育課程で対応すべき分野である。これまで平均年間約4万人合計約200万人の法学部修了者と約20万人の弁護士隣接業種などが、適材適所に役割を分担し、それで十分足りる。 5. 法テラス常勤、企業内、地方自治体、海外での活動領域の拡大と言っても、大幅な供給過剰は全く解消しない。財源の問題があり、多くが期限付きで立場が不安定である。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 司法試験合格者の年間3000人目標の大増員は大きな間違いであったが、この間違いを犯した原因を全く検証していない。法曹に対する需要拡大はなく、弁護士が大幅な過剰状態にある。今後も需要が増加する見込みがほとんどなく、法曹に対するニーズが増えるとする記述は虚偽である。</p> <p>2. 3000人目標は撤廃するが、新たに数値目標を設けずに、「その都度検討する」と言うが、無責任である。事件数と法律相談が減少し、就職難が年々厳しくなっている現状からして、合格者数1000人以下の方向性を明示すべきである(1000人合格でも毎年500人増加し、法曹人口は5万人以上になる)。そうしなければ、法曹の職業的魅力(法曹資格の価値)が著しく低下し、そのために志願者激減という危機的な事態に歯止めをかけられない。今後、有為な人材が益々司法に来なくなり、法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。法曹過剰は司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。</p> <p>3. このような、極めて深刻な法曹の質の低下と弁護士過剰による過当競争の弊害について、全く議論されていない。法曹志願者の激減、就職難及び法律事務所の経営破綻に対する危機感が不足し、委員によっては、全く欠如している。</p> <p>4. 司法拡充のための財政的裏付けがない。裁判官や検察官の採用が減少傾向に転じ、司法予算は1割も減少している。</p> <p>5. 裁判所改革が全く触れられていない。裁判が被害救済に不十分で利用価値が低いままでは、弁護士需要は増加しない。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>①法学部のある我が国において、時間も金もかかる法科大学院を上乗せする制度も、設計ミスである。</p> <p>②法科大学院創設のための「点からプロセスへ」というスローガンは、誤導である。実務家の法曹養成の中核は、法科大学院ではなく司法修習である。OJT(オンザジョブトレーニング)も重要である。</p> <p>③受験資格を撤廃すべきである。</p> <p>④法曹養成全過程を検証し制度を根本的に見直す必要がある。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>①法曹志願者激減の分析が行われていない。旧試験で合格率が約2%でも志願者が非常に多く、志願者激減の原因は、低い合格率ではなく、弁護士の大幅な供給過剰である。</p> <p>②今後、有為な人材が益々司法に来なくなり、法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。法曹過剰は司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。</p> <p>③極めて深刻な法曹の質の低下と弁護士過剰による過当競争の弊害について、全く議論されていない。法曹志願者の激減、就職難及び法律事務所の経営破綻に対する危機感が不足し、委員によっては全く欠如している。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	司法修習生の貸与制を維持するとしたが、司法制度を担う法曹養成は国の責務であり、給費制は絶対に必要である。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	成文法の我が国において、ソクラテスマソッド等双方向の議論を重視した教育は法曹養成課程として合理性がない。
第3 2 (2)	法学未修者の教育	法学未修者の法律知識を受入時に問わず、1年で既修者と同じレベルになることを求める制度設計自体が無理であり、未修者コースにおいても、法学既修者の割合が70%を超えること(全体では87%)について検討が行われていない。

		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数制限の「緩和も考えられる」としたが、制限する理由に合理性がなく、制限を撤廃すべきである。「法科大学院の教育が薄れないうちに」と言うが、5年しか教育効果が持続しないなら法科大学院の教育を改善すべきである。
		第3 3 (3)	予備試験制度	受験資格要件は撤廃すべきである。予備試験受験者が多いので将来見直しを検討すると言うが、予備試験組の司法試験合格率が大学院組より約3倍も高いので、合格率が均衡するように予備試験合格者を拡大することが公平である。
		第4 (2)	司法修習の内容	①司法修習について「多様な分野について知識、技能を修得する機会がより多く設けられていることが望ましい」と言うが、専門性の高い養成を行うべきであり、広く浅い教育をしかも1年で行おうとすること自体が間違いである。②前期修習は、実務修習の効果を上げるために必要不可欠である。強い復活の要求があるのに、十分検討していない。
549	5/2			政府の法曹養成制度検討会議が「中間的取りまとめ」を公表し、4月12日からパブリックコメントに付された。この中間的取りまとめは、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度の在り方など、法曹養成制度やこれに関連する法曹の在り方に関わる事項についての検討結果を取りまとめたものであるが、当会のこれまでの見解からみて不十分な点が多いと言わざるを得ない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の年間合格者3000人という数値目標を事実上撤回したこと自体は評価できるものであるが、法曹養成制度全体をどのようにしていくのかという制度設計が欠如している点である。中間的取りまとめは、「今後の法曹人口の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要…その都度検討を行う必要がある」と述べているが、司法制度改革以降も、弁護士人口だけが大幅に増加し、他方で訴訟事件や法律相談件数は増えておらず、弁護士の裁判以外の分野への進出も限定的である。また、司法修習終了者の就職難が深刻化し、実務経験による技能習得の機会が十分得られない新人弁護士が増えている。かかる状況は、給費制の廃止等と相俟って、法曹志願者を激減させる要因ともなっている。したがって、現在の合格者約2000人を減少させ、法曹人口の増加率をより緩やかにしていく必要がある。当会は、このような状況を踏まえ、2011(平成23)年6月3日の定時総会において、「法曹人口・法曹養成に関する決議」を採択し、政府に対し、司法試験の年間合格者数を1500人以下とすること及び更に5年後に再度見直しをすることを求めた。これは法科大学院の総定員を2500人程度に減少させ、かつ法科大学院における一層厳格な修了認定により2000人程度が卒業するものとして高い合格率を実現するという制度設計を前提としている。これにより前期の問題点を解消しようとしたものである。しかし、中間的取りまとめには、このような制度設計が全く欠如している。当会は、再度、政府に対し、司法試験の年間合格者数を1500人以下とすることを求めるとともに、法曹養成制度検討会議に対し、これを前提とした制度設計を取りまとめることを求めるものである。

		<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>「より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的が掲げられてはいるが、あくまで貸与制が前提とされており、上記目的を実現するための具体的な措置が示されていないという点である。そもそも、司法修習生には修習専念義務が課せられている。これは、司法に携わる者としての中立性・公正性などの司法修習という特質から求められる当然の義務である。この結果、司法修習生はアルバイトなども禁止され、無収入で1年間生活をするという苛酷な状態に直面するのである。昨今の就職難、弁護士の収入減を考慮すると、貸与制でいいというのは現実的ではない。このような状況が、法曹志望者の激減を招いていることを直視すべきである。また、修習の費用は受益者である司法修習生が負担すべきと言われることがあるが、司法修習生のみが受益者ではなく、司法という社会インフラを利用する国民も受益者であると見ることができ、国家がインフラ整備の費用を負担することには合理性がある。さらに、資産のある者には修習資金を与える必要がないと言われることがあるが、同じように修習専念義務を負わされているにもかかわらず経済的理由により異なる取扱いをすることは、合理的理由のない差別である。こうしたことから、政府に対し、当会は、2011年(平成23)年6月3日の定時総会において司法修習生の給費制を維持することを求め、2012(平成24)年9月10日の会長声明において給費制の復活を求めたものであるが、本声明においても、政府に対し、改めて、給費制の復活を求めるとともに、法曹養成制度検討会議に対し、これを前提とした取りまとめを行うことを求めるものである。</p>
		<p>第3 2</p>	<p>法科大学院について</p>	<p>現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方策を強化するという内容等にとどまっておらず、大規模校を中心とした大幅な定員削減が必要という点や法科大学院の地域適正配置の重要性が明確にされていないという点である。この点を、当会としては非常に重視している。法科大学院の総定員の8割以上が東京、大阪、名古屋の大都市圏に集中している。総定員を2500人程度にまでに減らすためには、大都市圏の大規模法科大学院の定員を大幅に削減する必要がある。地方の小規模法科大学院の定員削減や統廃合を行っても全体の大幅な定員数の削減にはつながらず、到底2500人規模への削減はできない。他方で、地方在住者に対してその地域の法科大学院で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することは、公平性・開放性・多様性の確保を目的として地域適正配置を求めた司法制度改革審議会の理念に直結するものである。そして、このことこそが、地方の法科大学院志願者の経済的負担を大きく軽減し、地方の法曹志願者数を維持するだけでなく、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展に貢献し、地方自治・地方分権を支える人材を育成することに繋がる。すなわち、法曹の多様性・公平性の確保・地域司法の充実等の観点から法科大学院の地域適正配置の意義をより明確にすることが必要である。こうしたことから、当会は、2011(平成23)年6月3日の定時総会において、法科大学院の総定員の削減にあたっては、地域適正配置の観点から、地方法科大学院の定員削減や統廃合によることに反対し、かつ地方法科大学院に対し積極的な支援をすることを政府に対して求めるとともに、その理由の中で大規模法科大学院の大幅な定員削減を求めたのである。また、2012(平成24)年12月27日の会長声明で、法科大学院の全国適正配置の意義を重視し、これを担保し地方法科大学院がその使命を実現できるよう、国立大学法人運営交付金又は私立大学等経常費補助金を減額せず、地方法科大学院への公的支援を一層強化することなどを政府に対して求め、2013(平成25)年1月28日にも、これと同趣旨の11弁護士会会長共同声明を出した。当会は政府に対し、改めて、大規模校の定員削減に向けて努力すること、法曹の多様性確保・地域司法の充実等の観点から法科大学院の地域適正配置の意義を重視し、地方法科大学院への公的支援を一層強化することなどを求めるとともに、法曹養成制度検討会議に対し、これを前提とした取りまとめを行うことを求めるものである。</p>
<p>579</p>	<p>5/3</p>	<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見) 給費制を復活させるべき。 (理由) 貸与制では優れた人材が集まらない。法曹になった時点で多額の借金をかかえた状態では、社会のために働くのではなく返済のために働くことになる。</p>

580	5/3	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者を現在よりも減らすべき。 (理由)弁護士は就職難、厳しくつらい長期間の勉強をして就職がない、又収入も低い。そのため、以前ならやらないような、出会い系サイトの請求をしている先生もいる。過払いの請求ばかりをする先生もいる。そうせざるを得ない状況になっている面もある。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制でなく給費制にすべき。 (理由)司法修習生に修習に専念してもらい、充実した司法修習を行うためには、修習期間中の生活を保護する給費制が不可欠だと思います。
581	5/3		はじめに	<p>(意見)「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」の「はじめに」には、「司法制度改革は、国民に身近で頼りがいのある司法の実現を目指した。」とあります。しかしながら、「司法制度改革」は、「国民に身近で頼りがいのある司法」を目指してなんかいません。従って、法曹養成制度を本当に見直すためには、司法制度改革審議会意見書を根本的に見直す必要があります。</p> <p>(理由)(1)「司法制度改革」の本質を問うことについて。まず、1999年(平成11年)に司法制度改革審議会設置法が成立し、「司法制度改革」が推進されてきました。その本質を問うことは、神学論争として避けようとする意見がありますが、病気の原因を探求せずに対症療法だけに頼ってはいは、病気の進行を止めることはできず、生命に関わることとなります。司法制度改革審議会(司法審)の設置は、その前の「行政改革会議」の最終報告(1997年12月)に基づいています。そこには、規制撤廃・緩和に対応するために、「政府においても、司法の人的及び制度的基盤の整備に向けての本格的検討を早急に開始する必要がある。」と書かれていました。つまり、司法制度改革は、規制撤廃・緩和を推進する構造改革(新自由主義構造改革)政策の一環です。「自由かつ公正」、「統治客体意識から統治主体意識へ」という用語も行政改革会議から引き継いでいます。従って、司法制度改革の主眼は、日本の企業がグローバル化に対応し、国際経済競争に勝つための、規制撤廃・緩和の推進、司法をも含む国家総動員体制の構築に置かれていました。それだけでは、マスコミや国民にアピールできないので、一見もっともな大義名分が掲げられたのは、大東亜戦争と似ています。このような司法審の性格は、佐藤会長が1999年12月に作成した「論点整理」にもよく現れています。「渙散せし国権を復し、制度法律駁雑なる弊を改め、(中略)正に列国と並肩するの基礎を立たんとす」との三條太政大臣の諮問から説き起こし、「この国が豊かな創造性とエネルギーを取り戻すために、政治改革・行政改革・地方分権推進・規制緩和等の経済構造改革が構想され、実施に移されつつある。これらの改革は、国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的かつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画していくことが、21世紀のこの国の発展を支える基盤であるという認識を共有するものであって、今後の司法制度改革はその最後のかなめともいうべきものである。」として、国家総動員体制の必要性を訴え、自らを、グローバル化に対応する新自由主義構造改革の最後のかなめと位置付けているのです。</p> <p>(2)「司法制度改革」の実際。司法審の最終報告書の内容を実現するべく制定された「司法制度改革推進法」には次のとおり、上記の趣旨が明記されています。</p> <p>第1条 この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度の改革と基盤の整備(以下「司法制度改革」という。)について、</p>

その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。第2条 司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続きの下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。」「より自由かつ公正な社会の形成に資すること」というのは、行政改革会議から引き継いでいる用語で、第2条の意味するところも、前期のとおり、グローバリゼーションに対応して企業の国際競争力を強化するための国家総動員体制の構築です。その意味では、「中間的取りまとめ」の「我が国において司法制度の役割の重要性が増大していることを踏まえ、司法制度の機能を充実強化することが緊要な課題であるとして、様々な施策を提言した。」ことは確かです。この提言に基づき、弁護士を激増させて激しい競争にさらすという政策を敢行し、知財高裁、法科大学院を新設しました。「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の第2条の「法曹養成の基本理念」にも、「法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会的経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり」それに対応するものであることが明記されています。

(3) 司法の崩壊の危機。このような理念は、弁護士をビジネスローヤー化し、プロフェッションとしての弁護士を駆逐します。つまり、弁護士をアメリカ化するものです。しかし、現実には、それに止まらず、半人前の裁判官、検察官を生み出し、日本の司法を崩壊に導いています。「取りまとめ」の、「現状を放置し、十分な対応をしなければ、質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現が困難になるのではないかと危惧される状態が生じている。」という記述は全くの誤りであり、司法制度改革の理念は着々と実現されています。ただ、司法審の最終報告書に書かれた大義名分、リップサービスの部分について期待した人々の当てが外れたと言うべきです。決定的に重要なことは、司法は単なるサービスやインフラなどではなく、国の骨格であるにもかかわらず、司法制度改革の理念は、司法をもてあそび、日本の司法を崩壊の危機に陥れていることです。法曹養成制度関係閣僚会議及び本検討会議には、従前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備する任務があたえられています。また、国務大臣、国会議員は憲法を尊重擁護する義務を負っているのですから、司法制度の検討に当たっては、司法制度改革推進者が目論んだ、司法をも巻き込む国家総動員体制の構築が是か非か、憲法と整合するかという所まで踏み込んだ、より根本的な検討が行われるべきであると考えます。

第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)1. 「法曹有資格者」について。法曹ではない「法曹有資格者」の活動領域を検討されているのは、過去からの経緯によるものと思いますが、その「拡大」を図ることは、弁護士法72条の非弁護活動の禁止にも関係する大きな問題があり、法曹養成問題の一部として扱うのは妥当性を欠くと考えます。「法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備」などともないことです。</p> <p>2. 弁護士の活動領域について。「○ 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。」「○ 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び人本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討すべきである。」との点について、法テラスの活動を拡大する方向は誤りであり、削除すべきです。</p> <p>(理由)1. 意見内容1について。弁護士ではない「法曹有資格者」と言えば、まず裁判官、検察官が思い浮かぶのですが、「取りまとめ」では、どういうわけか、裁判官、検察官が出てきません。それ以外人々の弁護士類似の活動は非弁活動に該当しないのかが、まず問題になります。次に、その「法曹有資格者」は弁護士が従っている規律には服さなくてもいいのかということが問題になります。さらに、その「法曹有資格者」はどのような機関の監督に服するのかということが問題になります。司法の危機が問題になっているのに、その問題をそっちのけにして「法曹有資格者」の活動領域などを探すのは、本来の法曹養成制度の検討の範囲を超えています。貴検討会におかれましては、「法曹有資格者」に関する部分を削除されるよう望みます。</p> <p>2. 意見内容2について。法テラスは、かつて財団法人法律扶助協会が行っていた法律扶助だけでなく、従来裁判所と弁護士会の協力によって運営されていた国選弁護等を併せて取り扱うために、司法制度改革で新設された独立行政法人です。しかし、これは法律扶助協会と異なり、法務大臣が実質的に人事権を握っているため、実質的には法務省の下部機関です。そのような機関が刑事弁護活動を監督するという制度は憲法に定める弁護士と法務省の関係に整合せず、法テラスの存在そのものが違憲であるとの疑いが濃厚です。民事事件の法律扶助に関しては、多くの弁護士が法テラスによる民業圧迫の弊害を指摘しています。これは弁護士の既得権保護ということではなく、司法を支える弁護士制度の崩壊の問題です。従って、法テラスは廃止し、その活動を他の主体に移管すべきです。法テラスの活動を拡大するなど論外であると考えます。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)1. 「○ 社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増大していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」との点について。このような認識は誤っており、法曹に対する需要の増加は見込めないと言うべきです。</p> <p>2. 数値目標について。「○ 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」「○ 今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」について。「これらはいずれも、取りまとめ」の基本認識が</p>

誤っているものであり、現時点では、年間合格者を直ちに500人程度にすることが相当です。法曹の質に関しては、修習期間を「少なくとも2年間」としていた従来の裁判所法の規定に戻すべきです。

(理由)1. 意見内容1について。「取りまとめ」では、「法曹人口」のうち、検察官も裁判官も需要は見込めないことを前提にされているようです。弁護士も、増えすぎて事務所の維持も生活も困難になりつつある弁護士が激増しています。弁護士需要を掘り起こすことが善であるという命題は立証されていません。したがって、弁護士需要を掘り起こすために弁護士を増やすというのは順序を誤っています。現実には需要がないのに、法曹人口を引き続き増加させる必要などどこにあるのでしょうか。これに対して、弁護士過疎地の解消は弁護士の責任だから、弁護士を増やして、食い詰めた弁護士を過疎地に追いやるべきだとか、弁護士がお金を出し合って、過疎地に経営の成り立たない法律事務所を開設するべきだという意見があります。このような意見は本質的に誤っています。弁護士は公金によって所得を保障されている職業ではありません。

弁護士過疎地に言って、その地域の人々の法律問題の解決に貢献したいと思う弁護士は、そういう所に行けばいいでしょう。本来、弁護士は自由業ですから、そのような地域に事務所を開設することは自由です。その代わりに、裁判官や検察官と違って、弁護士には生活の保障はありません。飢える自由とも言われますが、依頼者から報酬をいただき、自分の責任で、生命保険や所得保障保険や弁護士過誤に備えて賠償責任保険を掛けなければならないし、退職金も年金も自分で何とかしなければなりません。

しかし、依頼者からの報酬で事務所経営、生活を維持するというのが、弁護士の独立性(これは日弁連会則15条には「弁護士の本質は、自由であり、権力や物質に左右されてはならない。」と規定されています。)を担保する前提だと思えます。すなわち、弁護士が依頼者の報酬のみによって事務所及び生活を維持していることが、弁護士の本質である自由、独立性を担保しています。従って、弁護士の独立採算を無視した制度設計は弁護士制度を崩壊させます。弁護士はよく医師と対比されます。無医村の問題と弁護士過疎の問題とは決定的な違いがあります。無医村では、医師がいないことは住民の健康の維持に関わるので、自治体が診療所を提供して医師を募集するという話をよく聞きます。弁護士にはそのような話はありません。弁護士は医師のように求められてはいないのです。医師の場合、自由競争により都会での病院経営ができずに困窮した医師を、経済的な圧力によって過疎地に行って開業させるというような政策を採っても、全体に医師志望者が減少するかもしれないという弊害は考えられますが、経済的に困窮すれば治療行為に支障が生じるということはありません。ですから、破産者であることは医師の欠格事由ではありません。これに反し、弁護士を経済的に困窮させる制度は、弁護士の職務に直接影響を与えます。だから、破産者であることは弁護士の欠格事由とされています。実際、司法制度改革により弁護士の窮乏化が進み、弁護士による横領事件が激増しています。弁護士の不祥事が続発したため、日弁連執行部は「預かり金等の取扱いに関する規程」の制定を検討していますが、相変わらずの弥縫策であることが明らかです。儲けている弁護士がいるということは、弁護士窮乏化政策を正当化する理由にはなりません。大多数の普通の弁護士は収入が激減しているはずで、それは国税庁の統計にも顕在化しています。

2. 意見内容2について。(1)大多数の弁護士の認識。司法制度改革審議会(司法審)の意見書は、年間合格者を早期に3000人にすべきだとし、それに対応する法曹養成制度として、法科大学院を中核とする構想を提示しました。

しかし、年間3000人の目標も、法科大学院を中核に据えて司法修習制度を縮小する構想も既に破綻しています。もっと早期に見直されていたならば、年間合格者を1000人程度とすることも妥当であったかと思いますが、司法制度改革の弊害は進行中であり、現状では、年間合格者を直ちに500人程度にする必要があると考えます。宮崎県弁護士会では2011年(平成23年)に全会員を対象に、年間合格者は何人程度が妥当かというアンケートを実施しました。回収率100%で、結果は、「今後5年間程度でみたとき司法試験合格者は年間何人程度が妥当であるか」という質問に対し、「500名以下」の解答が8人「800名」が16人、「1000名」が48人で、「500名以下」から「1000名」まで、すなわち、1000名以下の解答者が72人、71%でした。宮崎県弁護士会会員の71%が、妥当な年間合格者を1000人以下と考えていることが分かります。残念ながら、日弁連の執行部は、このような会員弁護士の考えを汲み上げていません。弁護士の需要はまだまだあると主張する人々は、弁護士の独立採算を前提にして、弁護士が職業として成り立つのかという点を真剣に考えていません。

そのような幻の需要を想定して設計された法曹養成制度が失敗していることは、もはや誰の目にも明らかです。

(2)問題の噴出。以上は弁護士だけの問題ではありません。検察官、裁判官も同じ制度によって養成されているのです。さて、各地で弁護士会と地裁と地検とで毎年、一審協議会が開催されていると思います。宮崎県では昨年の一審協議会で、地裁から次のような出題があったそうです。【弁護士会に対するもの】争点整理手続の適正迅速な遂行を実現すべく、①訴状、準備書面(答弁書を含む。)の記載内容の更なる充実を図るとともに、②準備書面の提出期限の遵守について更なる徹底を図っていただきたい。また、これらとの関係で若手弁護士に対する指導育成に関して、弁護士会における取組み等についてお伺いしたい。(出題内容)近時、法曹人口の増加に伴い、弁護士数が増加している。特に、現行の法曹養成制度の下、修習期間の短縮等に伴って、新人弁護士に対しては、今まで以上に弁護士登録後、

先輩弁護士等からの事件等を通じた適切な指導(OJT)を中心にスキルアップを図る必要があると考えられ、裁判所としても、個々の事件処理を通じて新人弁護士の訴訟活動等について支援、指導する必要があると考えている。この点、新人弁護士あるいは登録5年未満の若手弁護士が作成する訴状、答弁書の中には、誤字脱字違算等の形式ミスが散見されるものや、請求の趣旨と理由が食い違っているもの、書証の証拠が適切に引用されていないものなど形式的にも実質的にも適切さを欠いていると思われるものも少なからず存在する。以上 弁護士の養成と検察官、裁判官の養成は一緒ですから、弁護士がこんな状態なのに、新任の検察官、裁判官がまともであるはずがありません。現在の、法科大学院を中核とする法曹養成制度によって司法修習を修了した弁護士、検察官、裁判官は、まだまだ半人前だということです。そして、裁判官に関しては、それ自体が違憲状態です。なぜなら、憲法76条3項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定しています。

しかし、新任の裁判官が半人前では、独立して職権を行うという制度が成り立ちません。すなわち、「すべて裁判官は」独立して職権を行うという憲法の規定は空文化します。最近、OJT(オンザジョブトレーニング)ということが盛んに言われるようになりました。司法修習終了後のOJTが必要であるとか、OJTの基盤ができていないとかが議論になっています。しかし、裁判官について言えば、これは上記憲法の規定に反します。

(3)新任裁判官の能力。現行憲法下での法曹養成、特に裁判官の養成は、当初どのように考えられていたのでしょうか。現行憲法の内閣草案が発表されたのは1946年(昭和21年)ですが、裁判所構成法の改正作業も憲法改正の準備と平行して進められ、同年3月おマニスカルコ大尉の改正案には法曹一元が規程されていたとのことです(高田敏「下級裁判所裁判官の再任制」芦部=池田=杉原編「演習憲法」538項以下)。法曹一元というのは、弁護士として十分な経験を積んだ者が裁判官になることによって、新任裁判官の能力が担保されるという制度です。

ところが、同年7月以降の裁判所法の制定過程においては、法曹一元が否定され、戦前からのキャリア・システムを残すことになったというのです(同上)。正に同年7月5日、新憲法草案を審議する衆議院の委員会において、三浦寅之助代議士は、「(中略) 裁判官は弁護士の相当経験を経た者から採用すると云うことが、弁護士会の印刷した物にも書いてあるのであります。私も従来からそういうことを考えて居る一人でありますが、実際に於いてそう云う裁判官の任用等に付てどう御考えになって居られるか伺いたいと思います。」と質問し、木村司法大臣は、「学校を出てまだ間もない人がこの複雑なる世間の問題となって居る事件を取扱うのはどうかと云う御尋ねであります。それは御尤もであります。只今私が就任して以来司法研修所と云う大きな組織体を作って居ります。これは今現に出来つつあります。そこで十分に学校を出て試験に通った人を養成して居ります。そう云う期間を通じて十分な教育をして行けば、相当立派な裁判官が出来るじゃないかと思つて居ります。又弁護士から採用したらどうかと云うことでありますが、これは御尤もであります。私も弁護士からなつたのであります。そこで総て判事は弁護士から採用したらどうかと云うことでありますが、これは大問題であらうと思つています。そうしますと弁護士機構も相当考えなければなりませんので、今の所これはどうしてやて行くかと云うことに付ては実は頭を悩ませて居ります。研究問題として今部内で検討して居ります。憲法草案実施の暁に於きまして、この問題を解決したいと考えて居ります。」と答えました。つまり、法曹一元に対抗するものとして政府が構想していた制度が、弁護士、検察官、裁判官の法曹三者を統一・公平・平等に養成する「少なくとも2年」の研修制度(司法修習)で、これによって法曹一元裁判官に匹敵する能力を備えた裁判官を養成できるというものでした。短期間でそれ相当の能力を身につけさせるためには、給与を支給して修習に専念させなければならなかつたのです。

(4) 司法修習の憲法問題性。

明治憲法下においては裁判所構成法により、判事は終身官として身分が保障されていましたが、新憲法では10年の任期制が採用されましたので(80条1項)、従来のキャリア・システムをそのまま引き継いだのでは、裁判官は身分保障を剥奪されたことになるという問題もありました。これでは「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法76条3項)という裁判官の独立を危くします。遺憾ながらその点については憲法草案審議の際に十分考慮されたとは言ひ難く、その後ほとんど検討されていません。任期制とキャリア・システムが併存させられているのは、木に竹を接いだようなものであり、裁判官の身分保障を弱体化する一因となっています。それが顕在化したのが宮本判事補再任拒否事件でした。司法権の独立を実現するためには、裁判官の身分の保障制度が必要です。宮本判事補再任拒否事件で明らかになったことは、裁判官は10年ごとに、「再任しない。」という名目で無条件に免職される立場に置かれているということでした。これでは裁判官の身分は行政官より弱いこととなります。

キャリア・システムを採用しているドイツでもフランスでも、裁判官は市民的自由を享受し、デモに参加することもできるのに、日本の裁判官は市民的自由を奪われており、市民の集会に参加することもできず(寺西判事補事件)、青年法律家協会に加入していた裁判官は全員、脱退させられ、青年法律家協会裁判官部会は消滅しました。裁判所法に「裁判官は、公の弾劾・・・を除いては、その意思に反して免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」と定められているにもかかわらず、毎年4月に裁判官の大移動が行われるなど、日本の異常性を示しています。なお、1969年(昭和44年)に発行された最高裁事務総局の「裁判所法逐条解説」には、裁判官の政治運動等の禁止の解説として、「単に特定の政党に加入して政党员になったり、一般国民の立場において政府や政党の政策を批判することも、これにふくまれないものと解すべきである。」と記載されていますが、現状は、日本野鳥の会の会員になることもはばかれる程だということです。このように日本の裁判官に対する思想統制が猛威を振るっている背景には、日本の裁判官にキャリア・システムが採用されているというだけでなく、10年の任期制との組み合わせる立場に置かれているということでした。

これでは裁判官の身分は行政官より弱いことになります。キャリア・システムを採用しているドイツでもフランスでも、裁判官は市民的自由を享受し、デモに参加することもできるのに、日本の裁判官は市民的自由を奪われており、市民の集会に参加することもできず(寺西判事補事件)、青年法律家協会に加入していた裁判官は全員、脱退させられ、青年法律家協会裁判官部会は消滅しました。裁判所法に「裁判官は、公の弾劾・・・を除いては、その意思に反して免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」と定められているにもかかわらず、毎年4月に裁判官の大移動が行われるなど、日本の異常性を示しています。なお、1969年(昭和44年)に発行された最高裁事務総局の「裁判所法逐条解説」には、裁判官の政治運動等の禁止の解説として、「単に特定の政党に加入して政党员になったり、一般国民の立場において政府や政党の政策を批判することも、これにふくまれないものと解すべきである。」と記載されていますが、現状は、日本野鳥の会の会員になることとはばかられる程だということです。このように日本の裁判官に対する思想統制が猛威を振るっている背景には、日本の裁判官にキャリア・システムが採用されているというだけでなく、10年の任期制との組み合わせにより、裁判官の地位が格段に不安定だという事情があります。裁判官を統制しているのは、最高裁事務総局を中心とするエリート裁判官のグループですが、そのトップは最高裁長官です。最近、砂川事件で時の最高裁長官がアメリカの大使と密談し、政治的裁判を行った事実が明るみに出ましたが、最高裁が政治に従属している日本の実態というものを改めて認識しなければならないと思います。お上の意に沿わない裁判官は地方の支部に追いやられ、昇給を遅らされ、最悪の場合、理由もなく再任拒否という形で免職になるかもしれないという状態に置かれていては、「ヒラメ裁判官」という言葉が出てくるのも当然です。ことは憲法問題であるのに、ほとんどの人がその事実を直視しようとはしていません。(5) 結論。司法試験の年間合格者を激増させた司法制度改革は、弁護士を変質させると共に、法曹養成制度を歪め、多数の半人前の法曹を輩出する結果となっており、司法を崩壊させつつあるので、直ちに旧に復する必要があります。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

(意見)「プロセスとしての法曹養成」という用語は無意味であり、法科大学院も直ちに廃止するべきです。
(理由)1. 「プロセスとしての法曹養成」というスローガンが無意味であることについて。法曹養成がプロセスであることは自明です。昔から、法曹養成はプロセスでした。司法審は、これを、司法試験という「点」のみによる選抜との対立概念として提示しました。「点」のみによる選抜という言葉は、司法試験以外で聞いたことがありません。それは、高校や大学の入試で、内申書重視が打ち出された時でした。その当否は別にして、これは論理的には間違っています。しかし、司法審意見書の文章は内申書重視というのではなく、スローガン自体論理的に間違いであり、そのトリッキーなスローガンは人々を、あたかも従来の司法試験受験前の学習過程や司法試験合格後の司法修習がプロセスでなかったかのような錯覚に陥れるものです。
2. 法科大学院の教育が法曹養成のプロセスとして成果を上げられないこと。この点については、和田吉弘委員の意見で十分明らかになっています。法学未習者の教育が3年でできるなどというのは、もともと教える方も教わる方も、普通の人間を対象にしていらないと思われます。法科大学院制度を新設し、司法修習を縮小したために、司法の現場には混乱が起きています。各地で弁護士会と地裁と地検とで毎年、一審協議会が開催されていると思います。宮崎県では昨年の一審協議会で、地裁から次のような出題があったそうです。

【弁護士会に対するもの】争点整理手続の適正迅速な遂行を実現すべく、①訴状、準備書面(答弁書を含む。)の記載内容の更なる充実を図るとともに、②準備書面の提出期限の遵守について更なる徹底を図っていただきたい。また、これらとの関係で若手弁護士に対する指導育成に関して、弁護士会における取り組み等についてお伺いしたい。(出題内容)近時、法曹人口の増加に伴い、弁護士数が増加している。特に、現行の法曹養成制度の下、修習期間の短縮等に伴って、新人弁護士に対しては、今まで以上に弁護士登録後、先輩弁護士等からの事件等を通じた適切な指導(OJT)を中心にスキルアップを図る必要があると考えられ、裁判所としても、個々の事件処理を通じて新人弁護士の訴訟活動等について支援、指導する必要があると考えている。この点、新人弁護士あるいは登録5年未満の若手弁護士が作成する訴状、答弁書の中には、誤字脱字違算等の形式ミスが散見されるものや、請求の趣旨と理由が食い違っているもの、書証の証拠が適切に引用されていないものなど形式的にも実質的にも適切さを欠いていると思われるものも少なからず存在する。以上

弁護士の養成と検察官、裁判官の養成は一緒ですから、弁護士がこんな状態なのに、新任の検察官、裁判官がまともであるはずがありません。現在は、司法修習を修了した弁護士、検察官、裁判官は、まだまだ半人前だということです。そして、裁判官に関しては、それ自体が違憲状態です。なぜなら、憲法76条3項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定しています。しかし、新任の裁判官が半人前では、独立して職権を行うという制度が成り立ちません。すなわち、「すべて裁判官は」独立して職権を行うという憲法の規定は空文化します。最近、OJT(オンザジョブトレーニング)ということが盛んに言われるようになりました。司法修習終了後のOJTが必要であるとか、OJTの基盤ができていないとかが議論になっています。しかし、裁判官について言えば、これは上記憲法の規定に反します。

(3)新任裁判官の能力。

現行憲法下での法曹養成、特に裁判官の養成は、当初どのように考えられていたのでしょうか。現行憲法の内閣草案が発表されたのは1946年(昭和21年)ですが、裁判所構成法の改正作業も憲法改正の準備と平行して進められ、同年3月おマニスカルコ大尉の改正案には法曹一元が規程されていたとのことです(高田敏「下級裁判所裁判官の再任制」芦部=池田=杉原編「演習憲法」538項以下)。法曹一元というのは、弁護士として十分な経験を積んだ者が裁判官になることによって、新任裁判官の能力が担保されるという制度です。ところが、同年7月以降の裁判所法の制定過程においては、法曹一元が否定され、戦前からのキャリア・システムを残すことになったということです(同上)。正に同年7月5日、新憲法草案を審議する衆議院の委員会において、三浦寅之助代議士は、「(中略) 裁判官は弁護士の相当経験を経た者から採用すると云うことが、弁護士会の印刷した物にも書いてあるのであります。

私も従来からそういうことを考えて居る一人でありますが、実際に於いてそう云う裁判官の任用等に付てどう御考えになって居られるか伺いたいと思います。」と質問し、木村司法大臣は、「学校を出てまだ間もない人がこの複雑なる世間の問題となって居る事件を取扱うのはどうかと云う御尋ねであります。それは御尤もであります。只今私が就任して以来司法研修所と云う大きな組織体を作って居ります。これは今現に出来つつあります。そこで十分に学校を出て試験に通った人を養成して居ります。そう云う期間を通じて十分な教育をして行けば、相当立派な裁判官が出来るんじゃないかと思って居ります。又弁護士から採用したらどうかと云うことでありますが、これは御尤もであります。私も弁護士からなったのであります。そこで総て判事は弁護士から採用したらどうかと云うことでありますが、これは大問題であろうと思います。そうしますと弁護士機構も相当考えなければなりませんので、今の所これはどうしてやって行くかと云うことに付ては実は頭を悩ませて居ります。研究問題として今部内で検討して居ります。憲法草案実施の暁に於きまして、

		<p>この問題を解決したいと考えて居ります。」と答えました。つまり、法曹一元に対抗するものとして政府が構想していた制度が、弁護士、検察官、裁判官の法曹三者を統一・公平・平等に養成する「少なくとも2年」の研修制度(司法修習)で、これによって法曹一元裁判官に匹敵する能力を備えた裁判官を養成できるというものでした。短期間でそれ相当の能力を身につけさせるためには、給与を支給して修習に専念させなければならなかったのです。法科大学院が実務修習を補完できるはずがないことも明らかです。司法修習を縮小した現在の法曹養成制度が、独立して職権を行える裁判官を養成していないということは、それ自体が違憲です。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見内容)「取りまとめ」は、「○ 法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。」「○ 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」とするものです。法科大学院は、和田吉弘委員が指摘されているように、時間と費用の無駄ですから廃止し、司法修習生に対する給与を復活するとともに、修習期間を2年以上にするべきです。</p> <p>(理由)現行憲法の内閣草案が発表されたのは1946年(昭和21年)ですが、裁判所構成法の改正作業も憲法改正の準備と平行して進められ、同年3月おマニスカルコ大尉の改正案には法曹一元が規程されていたとのことです(高田敏「下級裁判所裁判官の再任制」芦部=池田=杉原編「演習憲法」538項以下)。</p> <p>法曹一元というのは、弁護士として十分な経験を積んだ者が裁判官になることによって、新任裁判官の能力が担保されるという制度です。ところが、同年7月以降の裁判所法の制定過程においては、法曹一元が否定され、戦前からのキャリア・システムを残すことになったというのです(同上)。正に同年7月5日、新憲法草案を審議する衆議院の委員会において、三浦寅之助代議士は、「(中略) 裁判官は弁護士の相当経験を経た者から採用すると云うことが、弁護士会の印刷した物にも書いてあるのであります。私も従来からそういうことを考えて居る一人であります。実際に於いてそう云う裁判官の任用等に付てどう御考えになって居られるか伺いたいと思います。」と質問し、木村司法大臣は、「学校を出てまだ間もない人がこの複雑なる世間の問題となって居る事件を取扱うのはどうかと云う御尋ねであります。それは御尤もであります。只今私が就任して以来司法研修所と云う大きな組織体を作って居ります。これは今現に出来つつあります。</p> <p>そこで十分に学校を出て試験に通った人を養成して居ります。そう云う期間を通じて十分な教育をして行けば、相当立派な裁判官が出来るじゃないかと思つて居ります。又弁護士から採用したらどうかと云うことでありますが、これは御尤もであります。私も弁護士からなつたのであります。そこで総て判事は弁護士から採用したらどうかと云うことでありますが、これは大問題であろうと思つています。そうしますと弁護士機構も相当考えなければなりませんので、今の所これはどうしてやて行くかと云うことに付ては実は頭を悩ませて居ります。研究問題として今部内で検討して居ります。</p>

憲法草案実施の暁に於きまして、この問題を解決したいと考えて居ります。」と答えました。つまり、法曹一元に対抗するものとして政府が構想していた制度が、弁護士、検察官、裁判官の法曹三者を統一・公平・平等に養成する「少なくとも2年」の研修制度(司法修習)で、これによって法曹一元裁判官に匹敵する能力を備えた裁判官を養成できるというものでした。短期間でそれ相当の能力を身につけさせるためには、給与を支給して修習に専念させなければならなかったのです。法科大学院が実務修習を補完できるはずがないことも明らかです。

司法修習を縮小した現在の法曹養成制度が、独立して職権を行える裁判官を養成していないということは、それ自体が違憲です。司法修習生の給与と修習専念義務の問題に移ります。「修習専念義務」は、上記のとおり、切実に必要とされたのですが、法的な説明として「修習専念義務」がどこから出てきたかと言えば、それは司法修習生が給与を支給され、一般職の国家公務員に準ずる者とみなされたために、国家公務員法の職務専念義務が類推適用されていた結果です(参考、国家公務員法101条1項)。ですから、司法修習生には修習専念義務があるとと言われてきましたが、これについて2004年(平成16年)まで法律上の明文規定はなかったのです。しかし、司法修習生の給与を廃止すれば、修習専念義務の法律上の根拠がなくなるばかりか、条理にも反します。これは深刻な問題のはずですが、この問題が国会で審議された時、以下のような説明がなされました。

以下、引用です。 2004年(平成16年)11月24日衆議院法務委員会議録

○江田委員 (前略)そこで、まず修習専念義務とはどのような義務か、最高裁にお聞かせいただきたい。
○山崎(敏充)最高裁判所長官代理者(最高裁事務総局人事局長) 修習専念義務と申しますのは、司法修習生が、修習期間中、その全力を修習のために用いてこれに専念すべき義務というふうに申せると想います。ただ、その具体的な内容ということになりますと、例えば兼職、兼業の原則的禁止ですとか、そういったことが考えられるわけでございまして、その点につきましては、最高裁判所規則で制定されているところでございます。

○江田委員 それでは、今回の改正で、現行の裁判所法には規定のないこの修習専念義務を規定することとした、その理由をお示ください。

○山崎(潮)政府参考人 たしかに、現在の法律の条文には何もないと言うことでございますけれども、これは、現在でもやはり修習専念義務があることを前提としております。なぜ書いていないかと言うことでございますけれども、現在は給与をいはらっておりますので、給与を支払うということは、その内容解釈からいけば、給与をいただいているのに他で働いてもいいということにはならないのは当然の話でございますので、そこから解釈がされる、こういうことで書いてございません。具体的には、最高裁の規則の方で具体的なものについて定めている、これが現在の方法でございます。今回、これを貸与に修習資金に変更するわけでございます。修習資金に変更したことによって、そうすると、修習専念義務というのはどうなるんですかということを、若干疑義が生ずるおそれもあるわけでございます。貸与資金と修習専念義務との関係が必ずしも結びつくかどうかという問題もございまして、そういう点も考えまして、法律で修習専念義務を定めるということにしたわけでございまして、給与制であろうと貸与制であろうと、修習専念義務の内容、これについては全く変わらない、

こういうことでございます。同年12月1日参議院法務委員会会議録
○鶴保庸介君 それでは、その給費制を今回、貸与制に切り替える理由は何でしょうか、手短にお願いいたします。○政府参考人(山崎潮君) これは、新しい法曹養成制度といたしまして三千人体制を作り上げていくということでございます。質を落とさないで量を増やしていく、そのためにどうするかということで、新しい司法、法曹養成制度として
法科大学院、それから新司法試験、新修習、こういうプロセスで教育をしていこうと、こういう計画をしたわけでございます。順次これができているわけでございますが、法科大学院、これ一つ取っても大変費用が掛かるわけでございます。現実には相当の予算措置をしていただいております。それ以外にも裁判員制度あるいは司法ネット、こういうものについてもそれ相応の費用が掛かっていくと。これを、すべて国民の負担になるわけでございます、税金でお願いをするわけでございます。
したがって、その国民の理解を得なければならないと、そういう観点からこの司法修習生の給費というのは、戦後に導入されましたけれども、現在に時代においてなおこれが維持できるかどうかという点については、国民の方々の反応はかなり厳しいという状況でございます、やむなくこの制度は断念をせざるを得ないと、こういうことになったわけでございます。以上、引用終わり。司法修習生の給与を廃止すれば、修習専念義務の法律上の根拠はなくなりますし、条理にも反するはずですが、裁判官ともあろう者が国会の場で、条文など無くても良いのだけれど「若干疑義が生ずるおそれがあるので」、念のために規定するのだというような、ごまかしをやってます。前述のとおり、司法修習制度は憲法に密接に関与しています。その予算を削って、法科大学院に費用を掛けるというのは、重大な憲法違反です。給与を支給して「少なくとも2年」の間、裁判、検察、弁護の実務修習に専念させなければ、憲法の養成に應える法曹養成の実を挙げることが困難と判断された結果、従来の司法修習制度が新設されたのです。
この制度は、平たく言えば、明治憲法時代の司法官試補の修習制度に弁護士の修習を加えたものです。司法官試補は、判事、検事の卵として裁判所構成法57条に、「判事又ハ検事ニ任セラレルニハ第六十五条に定メタル者ヲ除ク外試補トシテ一年六月以上裁判所及検事局ニ於テ実務ノ修習ヲ為シ、且考試ヲ経ルコトヲ要ス」と規定され、有給とされておりました。それに対し、弁護士の卵である弁護士試補は無給だったわけです。裁判官の場合、修習が終わってからOJTと言って、経験を積んだ裁判官の指導・訓練を受けるというのでは、憲法と整合しません。トレーニングは、修習で終わってなければなりません。そのための十分な実務経験をするというのは、実際に裁判官、検察官、弁護士の職務に当たる経験をすることです。教室で学ぶというのとは異質のものです。それが司法制度を維持するための国の責任です。そのために、能力のある者を選抜して、修習生に採用し、実務を行わせる、つまり、仕事をさせるということです。そこで、給与を支給し、修習に専念させる制度にしたわけですが、「修習資金」を貸し付けるという言葉はそれ自体、本来の思考を混乱させる表現です。民間の企業でも、見習いの従業員を採用して技術を習得させるのに、「技術習得資金」などと言い出し、給料を支給せずに、見習い従業員に「技術習得資金」を貸し付けるなどと言ったら、かなりいかがわしい企業、ブラック企業と言っても良いと思います。裁判所法がこのようないかがわしい言葉を使用していることも不当です。「習得資金の貸与制」という用語の本質は、無給化を粉飾しているに過ぎません。司法修習生に対する給与を復活し、更に、憲法上の要請である裁判官独立を実質化するために、裁判官の能力を確保するとともに、裁判官に対する統制を緩める手段を講じなければならないと考えます。そのためには、差しあたり、既に縮小されている司法修習を旧に復し、それ以上に充実させる必要があります。弁護士の養成という面から考えても、破産が弁護士の欠格事由であることから分かります。司法修習を終了した時点で多額の負債を抱えさせるような制度は、それ自体が欠陥制度です。しかも、現状は、弁護士になってからも厳しい経済競争にさらされるというのですから、わざわざ弁護士に危ない橋を渡れと言っているようなものです。誰がこんな仕組みを望んだのか不思議です。費用と時間の浪費である法科大学院は消滅させるほかありません。

582	5/3	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)「三千人枠の撤廃」に賛成。ただし、現在約二千人が合格しているのも多すぎるので、千人位に減らすべきだと思う。 (理由)合格者数をあらかじめ決めてしまうことで、合格基準が低下し、結果弁護士の「質」が低下してしまうから。本来試験とは各受験者が合格に値する実力・才能を持っているか否かを見極めるものであり、合格者数の増加のためにその合格基準を下げることは愚の骨頂である。
583	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制廃止に反対します。 (理由)奨学金で借金のある人は、修習でさらに300万円も借金するのは、ほんとうに大変だと思います。貸与制は、金持ちでなければ法律家になるな!! と言わんばかりの制度で不当だと思います。給費制にもどしてください。若い人にこんなに借金を背負わせてどうしますか!!
584	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制度継続が必要と考えます。 (理由)司法修習生は経済的事情によって修習に専念することができなくなり、ひいては公平や、正義といった立場が歪み、経済的な利害のみにとられる傾向となります。給費制継続が必要と考えます。
585	5/3	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

586	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の貸与制は、非人道的な制度であり、中止すべきである。新65期司法修習生には即刻返還義務を免除し、新66期司法修習生には、給費への切り替え及び代替措置を講じられたい。法曹養成検討会議の委員に、本制度と補助金の交付や法科大学院制度の存続などで利害関係のある法科大学院関係者を外すよう強く求める。法曹養成検討会議の和田委員の意見は、現実認識において正確であり、全面的に賛成する。和田委員の意見書を重用されたい。</p> <p>(理由)貸与制という制度は、修習生の「修習専念義務」を深く理解しないまま、かつ、その制度を受ける修習生の状況を深く理解しないまま、その制度によって利益を受ける者により力をもって決定された不公平かつ非人道的な制度であるとする。この制度は、経済活動の自由及び「個人の尊厳」を奪い、以下述べるように現在の奴隷制とも呼べるものである。法曹資格を人質にとった制度のもとで、給費のあった年度から何の代替措置も講じられず、運用上全く同じ修習運営方法がとられた。欠席が許されない、休む時は熱が何度何分かまで根掘り葉掘り聞かれる、等のもともとの趣旨は、国民の税金(給費)で修習を受けていることからくるものに他ならないのではないだろうか。また、旅行の制限等も同様である。修習生が法曹としてのスキル・理念を身に着けるためだけの目的であったなら、なにもそこまで締め付ける必要はない。さらにいえば、アルバイト禁止も同様であるし、辞令ひとつで全国どこにでも修習地が決められる制度もまた同様であろう。これら(細かく言うときりがないのでその他は省略)は、「給費で修習させてもらっているのだから」という意識と切り離せないものである。だとすれば、権利がなくなった今、義務も外すべきであるし、権利がない者の修習は運用を変えるべきであろう。不利益を受ける者に対して、何らの代替措置もないまま、ひたすら締め付け、「法曹資格がほしいのなら耐えろ」とでもいうような措置を講じることは、個人の尊厳を奪う行為に他ならない。国は、それが法曹資格という重い責任をもつ資格であろうとも、それを盾に、個人の尊厳を奪うことはできないし、してはならないのである。</p>
587	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に研修費を支給することに賛成。</p> <p>(理由)貴重な存在であり、養成することが重要。</p>
588	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)国は司法修習生にも研修費を。</p> <p>(理由)国民のくらしにとってかけがえのない法律家を育てるためには、国費を使って当然。</p>
589	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は修習生の負担が大き過ぎる。貸与制を改め給費制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法試験に苦勞して合格するまでもかなりの費用が必要である奨学金の貸与者も含まれ多くの借金を抱えて修習生となる人もいます。経済的弱者の職業選択の自由を保障するためにも修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。民間企業は試行期間(修習期間)は全面的に給与を支給しています。</p>
590	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>私は法科大学院で勉強をしている1年生です。弁護士になることを目標に日々勉強に取り組んでいます。私は大学学部生の頃から奨学金を借りてきました。同じ年齢の友人は就職し給料を得ているのに対し、私はまだ3年以上収入が無い状態が続きます。司法試験に合格した後でさえ無収入の期間があるというのはあまりにも負担が大きいです。早く給付制に戻して頂きたいです。</p>

591	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)国民の権利を守るためにも、司法修習生の給費による生活保障は必要です。国家の責任で、修習に必要な費用と生活を保障することを復活してほしい。</p> <p>(理由)国民ひとりひとりが、自分の力だけで行えないことを、自治体、国単位で行うために税などの負担を義務として行っている。その国民の権利を守る司法の修習を、個人の負担で行うことは、絶対におかしい。当然、税による修習費用、生活保障を行うべきで、行政改革の対象にするのはおかしい。</p>
592	5/3	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)修習生は研修だから、即戦力として役に立たないのかも知れないが、最初はこの新入社員も同じで、即戦力にならないから給料を払わないのは不合理だと思います。質の高い弁護士が育つ様、修習制度の充実と、安心(経済的にも)して修習が受けられる様に保障される事を望みます。</p>
593	5/3		はじめに	<p>(意見)1.「法曹に対する需要がますます多様化・高度化されることが予想され、法曹が社会の隅々に駿出することが期待された」との出発点が誤りである。2. ワーキングチーム・フォーラム・法曹養成検討会議の委員の大半は特定の思想や利害関係者で構成されているので、ただちに委員の入れ替えを求める。</p> <p>(理由)1. 上記1の見解は、大学、法学者、法務省、文部科学省、一部弁護士、マスコミなどの妄想である。それは現に法曹に対する需要がないからである。どのような改革であれ負の側面が予想され、その場合の対応策が用意されなければならないが、わざわざ後戻りできない制度を作った責任がどの機関あるいは誰にあるのか、責任の所在を明確にされたい。2. 各機関の委員は、各省の推薦による大学(法科大学院)関係者ら司法制度改革推進論者によって占められている。なるほど構成員の経歴・社会的地位は申し分ないが、市井の事案を扱ったこともない方々であり、中には「今の世の中で経済的事情で大学院進学をあきらめる者などいない」と放言する委員もいたほどであって、委員の構成は著しく公正を欠く。ただちに委員を入れ替えるべきである。</p>
		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)1. 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る必要はなく、かつ、不可能である。2. 企業、国家公務員、地方自治体、法テラスなどでの活動領域の拡大は、小手先の弁明にすぎず、根本的な解決策とならない。</p> <p>(理由)1. 利用者が必要と感じる時に生まれるのが需要であって、これに応じた供給が本来の姿である。司法制度改革も需要があるとして始められたものだから、それがなければ撤回すべきは必然である。需要があるなら、司法修了者の約半数が就職できないという状況が生じるはずはない(日弁連の恣意的な調査結果は、ノキ弁、即独、宅弁、ブラック事務所への就職、任期付就職をすべて含めて就職先があったと評するものであって、実質的な就職率ではないことには注意されたい)。また、小職は、10年にわたり日弁連等で少なからず活動領域の拡大に奔走してきたが、有意に拡大できる領域は存在しなかった。2. 上記2については、いずれも弥縫策にとどまる。日弁連が行った調査によれば、上場企業の95%、地方公共団体の97%が弁護士の採用に消極だったから、法曹有資格者が企業から求められる人材でないことは自明である。「取りまとめ」がこれを指して「急増した」と説くのは、意図的に誤導を招くものであって、詭弁の誹りを免れない。公務員採用も法テラスも終身採用ではなく、弁護士が不安定な身分に置かれることは明らかであって、問題の解決にはほど遠い。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)1.「法曹に対する需要は今後も増加していくと予想され」との意見は見当はずれである。それでもよとするなら具体的根拠を明示すべきである。2.「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない」との意見に反対する。3.「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けない」との意見は首肯できない。500人程度を目安にすると銘記すべきである。</p> <p>(理由)1. 上記1につき、「とりまとめ」では法曹需要の増加についての論証がまったくない。訴訟件数が漸減し、企業や公共団体にも需要がないことが明らかであるのに、いまだ、夢のような抽象的な論理を振り回すことは正気とは思われない。2. 需要がないのに膨大な量の法曹を供給することは、法科大学院とその関係者にのみ利益をもたらしながら、高学歴失業者の増産を招き、訴訟社会を招き、情報の少ない国民に弁護過誤のリスクを押しつける政策であって、到底許されない。なお、法曹有資格者の自然減は毎年500人程度であるから、たとえ毎年700～800人程度の合格者としても、法曹人口が増加する。</p> <p>3. 司法試験の年間合格者は、毎年500人と明記すべきである。検討会議が3000人の旗を降ろしながら目標を設定せず(先延ばし)、あまつさえ「将来、3000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることはあり得る」などと付記しているのは、一方で法科大学院・大学関係者とそれに大きな権益を持つ文部科学省(露骨に天下り受入れを求めると聞く)に配慮しながら、他方では、数年かけて、法科大学院入学者を2000名程度、司法試験合格者を1500名程度に落ち着かせ、「結局、法科大学院制度は失敗ではなかった」と口を拭って、司法制度改革に関与した責任者への批判をかわそうという見え透いた工作にほかならない。とくに、この点に関して、すでに本年度の法科大学院入学者数の集計が完了し、全体で2800人程度と予想されているのに、ことさらこれを発表せず、本パブコメが出そろうまで入学者数を明らかにしない文部科学省や各大学の態度は、本パブコメの意見募集にあたって、必要な情報を隠し、世論操作を誘導しようとするものである。そして、現在の法曹有資格者の数を見れば、少なくとも弁護士が過剰であり、その3割ないし4割が年間所得100万円以下の生活保護レベルにあえいでいることは国税庁の業種別統計によって明らかであるから、これ以上の増員はまったく不要というべきである。かりに、今後も法科大学院に投与する予算があるなら、すでに法曹有資格者となった弁護士たちに再教育を受けさせ、あるいはまったく増えない裁判官と検察官に採用すべきであろう。よって、司法試験の年間合格者数は、毎年500人とすべきである。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)1.「プロセス」教育論や「ソクラテス」は詭弁である。2. 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は即刻廃止すべきである。</p> <p>(理由)1. 法科大学院創設期において、「点」による選抜から「プロセス」としての法曹養成と喧伝されたが、具体的中身はない。そもそも大学教員は、本来特定分野の研究が主業務であるうえ、多くは司法試験に合格したこともなく、安定雇用には胡坐をかき、上から目線でサービス業的発想は皆無であり、法曹教育(とくに実務教育)できる知識も経験も能力もない。したがって、実務法曹を目指す学生が予備校等に通うのは当然だし、旧試験でも2年間の司法修習によって濃密なOJT(プロセス)を得られたから、旧試験による法曹養成が法科大学院に劣るとの論証は成立しない。そこで登場するのが、苦し紛れの「プロセス教育」や「ソクラテスメソッド」であって、これらが、大学人による大学のための「下駄」、「言い訳」にすぎないことは明らかである。</p> <p>2. とすれば、司法試験受験資格を得るために法科大学院に進むことは、法科大学院及びその関係者の既得権益保持のために、法曹志望者に無用の経済的負担と時間的浪費を強いるものであるから、即刻、司法試験受験資格から法科大学院終了を外すべきである。</p>

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志望者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>(意見)1. 法曹志望者の減少の理由は、弁護士の大量増員による就職難と所得低下にあり、司法試験合格率に求めるのは誤りである。2. 多様なバックグラウンドを有する人材を確保するためなら、法科大学院卒業を受験資格とする参入障壁を撤廃し、いつでもだれでも司法試験を受けられるように変更すべきである。 (理由)1. 司法試験合格率が低くても、旧司法試験の時代には約50倍の志望者を確保できていたから、法曹志望者の減少の原因をそれに求めるのは明らかな誤りである。2. 法科大学院卒業のためには、新卒として就職できる期間を法科大学院に費やし(社会人であれば収入とキャリアアップをどぶに捨て)、多額の学費と生活費を負担し、受験指導禁止を盾にとつて学部同様の授業を延々と続ける学者教員の顔色を窺い、ダブルスクールに通う必要がある。これを参入障壁以外の何と呼べばいいのか教えてもらいたい。法科大学院の創設とともに増えた「多様な法曹志望者」がいるとすれば、それは、弁護士の2世・3世、社会貢献など考えたこともなかったがプラチナチケットが簡単に入るといった者、両親に資産があって多少のことで経済的負担を感じない者、公務員試験に落ちた者や就職活動に失敗した者、たんにモラトリアムを求める者などが挙げられる。たしかに、従前と比べれば多様だが、一方で、高学歴を持ちほかにいくらでも就職先がある者、弱者救済の仕事を希求しながら経済的負担に耐えられない者、家庭のために安定した就労を捨てることのできない者などは姿を消した。つまり、「多様性」という耳触りの良い言葉も、法科大学院及びその関係者の権益維持のための小道具である。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見)1. 法科大学院生に対する経済的支援(公金投入)は不要である。2. 司法修習生に対する経済的支援は十分に行うべきであり、貸与制は即刻廃止し、給費制を復活すべきである。 (理由)1. 法科大学院出身者の累計でも、法曹資格を得たのは20%台しかない。すなわち、それ以外の者は法曹とは関係のない進路を辿るのであって(進路があればだが)、公金を投入して育成することに合理性がない。なお、「充実した支援」がなされているかは、検討会議の委員ではなく、直接利用者である法科大学院在籍者、卒業生に聞くべきである。近年、学部から奨学金に頼るケースも約半数に及ぶうえ、法科大学院、修習貸与により順調にいても総額1000万円の借財ができる。要するに、法科大学院は無用なのである。2. これに対して、司法修習生は、おおむね法曹として司法権の一翼を担う立場にあるうえ、修習専念義務によって生活の糧を得ることができないのだから、給費制を復活させるべきは当然である。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見)1. 法科大学院が「法曹養成のための専門職大学院」というなら、司法試験対策を行わせないという方針は理解できない。2. 「資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる」との記載は誤記であろう。3. 「法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて」との意味が不明である。4. 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たすとの考え方自体が誤っている。 (理由)1. 法科大学院の教育の質の向上といっても、本来、司法試験に合格したこともなく、安定した身分で研究に没頭していた学者教員が、実務法曹に役立つ教育を提供することはできない。しかるに、省利省益をたくらむ文部科学省は実務家教員にまで研究論文の要件を課し、学者教員を優遇しようとしている。このような態度で、教育の質の向上が図れるはずがない。2. 上記のとおり、現在の法曹志望者のレベルが落ちていくことは明らかである。法曹(弁護士)そのものに魅力がない(というより生きていけない)のに、優秀な層が法科大学院を目指すとは考えられないから、この種文書にあるまじき誤記と考えるほかない。3. 「相当数輩出」とはお手盛りも甚だしい。法科大学院を作り、それを受験資格としたのだから、予備試験経路者以外法科大学院の出身であることは当然である。その当然の事実をわざわざ指摘して、「その事実を踏まえて」とは、法科大学院とその関係者を優遇し、存続させることが「取りまとめ」の目的であると言わんばかりである。4. 以上のように、司法試験と法科大学院を切り離すことがもっとも根本的な第一選択の改革であるから、法科大学院に法曹養成の使命があるかの表現は誤解を招く。</p>

第3 2 (2)	法学未修者の教育	(意見)「共通到達後確認試験(仮称)」そのものが不要である。 (理由)「取りまとめ」では、未収者の1年終了時、2年終了時に試験を課し進級を判断するということだが、その時点で基準に到達していない未修者は留年を余儀なくされ、それ自体が法科大学院生の高齢無職化を招く。もとより、現在の就職状況では、法科大学院で留年しただけでも就職先がなくなることを理解しているのか疑問が残る。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限には合理性がないから、撤廃されるべきである。 (理由)受験回数にかかわらず、司法試験に合格できる能力があるなら、実務法曹に進んでどこが悪いのか。受験回数制限は、一見受験生の将来のことを考えているように見せながら、長期滞留者を司法試験受験生の枠から放逐し、その結果、法科大学院修了者の合格率をあげようとするものにほかならない。しかも、三振後でも、もう一度法科大学院に入学すれば司法試験を受けられるのだから、本当に受験生のことを考えているわけでもない。つまり、受験回数制限は、法科大学院の利益のみを図る巧妙な罠であるから、ただちに撤廃されるべきである。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見)1. 科目数の削減という考えは基本科目で能力が未達であることを示している。 2. 科目数を削減するのなら、法科大学院の教員数も大幅に削減すべきである。 (理由)1. 科目数を削減すべきというのは、それだけ法科大学院における基本科目の履修が不十分であることを示している。 2. 実務法曹になるのに不要な科目があるのなら、それに応じて、法科大学院の教員も削減し、かつ補助金も削減すべきである。仄聞するところ、島根大学、新潟大学、鹿児島大学法科大学院などの今年の入学者は数人であり、累計の合格率も10%前後でありながら、20~30人の教員を用意している。このように社会に還元できない法科大学院が、地方における教育の重要性など説いて補助金を懇願するのは、ひとえに教員全員の給料を税金から出せと言っているのに等しく見苦しいというほかない。これらの法科大学院は、即刻、退場させるべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)1. 予備試験枠を拡大すべきである。 2. 導入の趣旨から予備試験を制限しようとの考え方は、法科大学院の權益を守れというに等しい。 (理由)1. 予備試験に法曹志願者が集中し、かつ、予備試験組がすべての法科大学院を上回る司法試験合格率を示したことからすると、予備試験を制限する合理的根拠はない。 2. これに対して導入の趣旨を重視する立場は、法科大学院(と教員、関係者、天下り權益を持つ者)を守れというだけのことである。その根拠は法科大学院の教育が素晴らしいというしかないが、そうであれば、社会的認知を得て受験資格を外しても入学者が殺到してしかるべきであろう。
第4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)1. 法科大学院が実務への導入教育ができると考えることが笑止である。 2. 「法科大学院との連携に関する取組が相当程度効果を上げている」というのは、事実と反する。 (理由)1. 法科大学院では書面の書き方も交渉の仕方も、何もできていない。法科大学院出身者の弁護士を雇ってみても実務能力は皆無に等しく、書面も交渉もすべて一からやり直しである。事件は現場で起こっているものであり、大学の中で教えられることはきわめて少ないことを大学人は自覚しなければならない。 2. それを一顧だにせず、「相当程度効果を上げている」という感覚がおよそ信じられない。そもそも上から一方的に信念を開陳するのではなく、たまには謙虚に、利用者である法科大学院出身者の声をきいてみればどうか。教員を生徒が評価するシステムの導入も一考であろう。インターネット上でも、法科大学院の教育に対する不満が渦巻いていることは実感できるはずである。

		第4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の重要性を看過している。修習の短縮化は撤回されるべきである。 (理由)どのように工夫しようと、わずか1年の修習期間で、実務法曹としてのOJTができるわけではない。司法修習期間を、最低でも2年間に伸長すべきである。そのための予算は法科大学院への補助金から振替えるべきである。
		第5	継続教育について	(意見)少なくとも、法科大学院が継続教育に協力することは不可能である。 (理由)法科大学院に、実務を教える能力はない。
			最後に	上述のとおり、「取りまとめ」の内容は、あまりにも現実とかけ離れた不合理なものというほかない。未だに法科大学院を「法曹養成の中核」などと礼賛する筆致を見れば、このばかげた法科大学院の制度設計を行った者、法科大学院の利益を守ることに汲々とする委員、法科大学院の崩壊は必至と認識しつつ責任を回避しようとする各省関係者等への配慮が透けて見える。もとより中間的「取りまとめ」の起案者も小職が指摘したことなど先刻ご承知であろうが、これは司法権の未来に関することであり、一般国民の利害に直結する法曹養成に関することであるから、右顧左眄するのではなく、矜持を示していただきたい。
594	5/3			「中間的とりまとめ」の内容は、真実から目を背けて、誤りのうえに誤りを重ねる不誠実なものであって、決して容認できない。
				論述のつながり上「中間的とりまとめ」(以下「とりまとめ」という)の第3、1「法曹養成制度の理念と現状」の(2)→(1)→(3)の順に意見を述べる。
		第3 1 (2)	法曹志望者の減少、法曹の多様性の確保	(1)「とりまとめ」に関わった者たちは、志願者の激減につき、客観的事実とまともに向き合え。 ア. まず、「法曹志願者の減少」について述べる。適性試験受験者数は、平成15年の59,393人(大学入試センター+日弁連法務研究団)から、24年の6,457人(統一後)へと、減少率で89%と激減した。要は、9年間で10分の1になってしまった。この、法曹志願者の激減について、「とりまとめ」は、事実に向かい合ったまともな分析をしていない。イ. この法曹志願者の激減がもたらすものは何か。それは、法曹志願者の質の低がであり、それが結果するものは、大きく構えていえば、日本国憲法が所期する基本的人権の擁護の衰退である。というのは、憲法は、法曹三者の存在を憲法自身のなかに予定して(裁判官につき76条3項、78～80条、弁護士につき34条、37条3項、なお検察官につき77条2項参照)、これら法曹三者に有能な人材が集まり、十全に機能することにより人権擁護を全うしようとしている、と考えられるからである。 ウ. 激減の理由は、一般常識から考えても明らかである。すなわち、①法科大学院を修了するのに要する金額的コスト(年間授業料だけで、学校により差があるも80～150万円)と、時間的コスト(既習コースでも2年間)が高い(なお、時間的コストが同時に金額的コストでもあることは論を俟たない)。②そのコストを払っても、司法試験合格率は2割程度しかない。③合格後、司法修習中の給費はなく、「貸与」という名の借金を新たに背負うことになる。④司法修習を修了しても、裁判官、検察官への任官はまったく狭き門であり、弁護士事務所への「就職」もこれまた難しい。仮に、弁護士事務所に「就職」できたとしても、その給与は、一般会社員と同程度かもしくはそれより低いか、あるいはまったくの無給(いわゆる「ノキ弁」)かである。というのがその理由である。

エ. 要は、法曹資格をめざして司法試験に挑むことが、「ハイリスク・ローリターン」の、極めて割に合わないギャンブルになってしまった。その一方で、勉強や試験自体が「難しい」ことはそのままなのであるから、志願者が激減するのは自然の成り行きであって、志願者が減らないほうがおかしい。それなのに「とりまとめ」は、「法科大学院の志願者数は年々減少を続けており、現状のままでは法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという初期の理念の実現は困難ではないかとの懸念が示されている」(p9,「問題の所在」)などと持って回った言い方をし、この、誰がみてもわかる現実から目を背けているだけである。

オ. 志願者激減に歯止めをかけるための方策は明らかである。すなわち、上記ウの、①については、法科大学院修了を司法試験受験の要件とすること、をやめること。③については、給費制を直ちに復活させること。④については、司法試験合格者数を直ちに1000人以下にして、司法修習後の就職状況の改善をはかること、である。要は、法曹資格を取得するための経済的・時間的コストを下げて、首尾よく資格を得られたときの魅力を上げることである。なお、②については、「合格率をあげる」ことを自己目的とした操作をすべきではない。なぜなら、旧試験時代は合格率が2%程度であっても、そのことによって志願者が減ったという事実はないのであるから、合格率をあげることが有用な人材の吸引につながるものではないからである。

(2) 本気で「法曹の多様性の確保」をする気があるなら、今の制度を直ちに換えよ。「法曹の多様性の確保」についての議論は、ほぼ(1)の議論と重なる。「とりまとめ」がいう「多様なバックグラウンドを有する人材(p9, ケイ囲み)に、そのいまのキャリアから法曹キャリアへの転向を促すという観点からすると、現行の制度が「ハイリスク・ローリターン」に過ぎることは、叙上のとおりである。すでに、一定のキャリアを有している人間が、(1)ウで述べた目下の状況において法科大学院に入るなどという危険なギャンブルをするはずもないし、仮に何かの拍子でやろうとしたなら、周囲の家族、友人が必死で止めるであろう。本気で「法曹の多様性を確保」するというなら、(1)オで述べた方策をとることしか途はない。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

単に「プロセスとしての法曹養成」と書いてあるが、従前の使われ方からして、この前に「法科大学院を中核とする」をつけて理解するのが正しいはずだから、そのようにして論じていくことにする。

(1)「とりまとめ」に関わった者たちは、いい加減に幻想を振りまくのをやめよ。

ア. そもそも法科大学院が「プロセスとしての法曹養成」の「中核」となれる、などという観念が、まったくの幻想であり、間違いである。

イ. 「とりまとめ」は「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある」(p8, ケイ囲み)などとするが、本末を転倒した、あきれた議論である。

ウ. まず確認しておくが、法曹に限らず、どんな業界であっても人材の養成が一定の時間的あるいは経験的な「幅」をもって行われるべきものであるのは当然である。これをして、人材の養成は「プロセス」で行われるべきだ、というなら、まったく正しい。

エ. しかし、「とりまとめ」の議論の欺瞞はその先にある。欺瞞その①:法科大学院制度が登場する前、すなわち旧試験の時代の法曹養成制度は、きわめて「プロセス」を重視したものであったのに、「とりまとめ」はそのことにまったく触れていないこと。すなわち、旧試験時代は、合格後2年間(短縮されて最後は1年4月)の司法修習があり、またその後は、弁護士となった者についていえば、就職した先の事務所の弁護士(いわゆる「ボス弁」「アニ弁」)から、実地にOJT教育を受けることができた。裁判官、検察官についていえば、なおさら研修や、OJTが充実していた(る)ことは言うまでもない。欺瞞その②:「とりまとめ」は、「現在の法曹養成制度は、司法試験という「点」のみによる選抜から、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院をもうけ、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指して導入されたものである」(p8,「問題の所在」とするが、この命題の立て方自体が明らかに間違っていること。すなわち、上記引用文は前段で「・・「点」のみによる選抜から・・」(傍点は引用者)として、後段ではこれに対比させて「・・を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指して・・」(同)と、「選抜」と「養成」を同じ位置づけで論じている。しかし、両者の意味はまったく違うのであり、「選抜」は「養成」の入り口にあるものに過ぎない。こんなことは、中学生の国語能力でもわかる。仮に「選抜」だけで比較するなら、「短答」→「論文」→「口述」と、3段階にわたり、時間的にも5月から10月までかかって「選抜」した旧試験のほうが、5月に1回だけ「短答」と「論文」を一緒にやって、「口述」もやらない新試験よりも、よほど「プロセス」を重視していたではないか。結局、上記引用文のものの言いは、事実をねじまげて記述し、読む者の目をくらませて誤導するものであって、言うなら出来の悪いからくりには過ぎない。

(2)法曹養成の「中核」は、司法修習である。

ア. (1)の冒頭で述べたように、そもそも、法科大学院が「プロセスとしての法曹養成」の「中核」となることなど、構造上あり得ない。というのは、法科大学院は、それを修了すれば司法試験受験資格が得られるという、司法試験受験資格付与機関に過ぎないというのが実際のところであり、法科大学院を修了したからと言って、その者が法曹実務者になる保証はどこにもないのであるから、そのような機関に法曹実務者の法曹養成機能を期待することが、そもそも間違いだからである。

イ. 法曹の養成については、「司法研修所」という立派な機関が従来からある。ここには法曹三者から選り抜きの人材が教官として派遣され、それこそ実務と連動した教育、研修が、従来から行われてきており、十分な成果をあげてきていることは周知の事実である。いま法曹養成についてなすべきことは、この「司法修習」の充実、具体的には、前期修習の復活と修習期間の延長(最低でも1年6月に)である。「法科大学院の定員削減や統廃合の組織見直しの促進」(p9,5行目～)などというのはまったくの弥縫策に過ぎない。家の土台がシロアリの害で傷んでいるのに、壁の塗り替えをしても詮無いことである。

		<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(1)一刻も早く、給費制を復活させよ。 ア. 前述のとおり、法曹三者については、人権擁護のシステムである日本国憲法が、いわばその人権擁護の「装置」として、その存在を予定しているものである。そのような存在である法曹三者の「養成」について、一定の国費が投入されること、具体的には修習期間中、準公務員として扱って、経済的給付をなすことは当然のことであるばかりか、むしろ国家の義務とさえ言える。なお、このような見解に対して「なぜ司法修習生だけが」とか「仕事につけば稼げるのに」とかの反対意見があるかもしれない。いずれも十分に反論可能であるが、しかし今は紙幅の関係で立ち入らないことにする。 イ. 給費制復活について論じる際、よく予算との関係が言われる。しかし、法科大学院制度開始から、2010年度までの間に、法科大学院に投入された国費は合計585億円とのことである。(24年6月9日、日経新聞記事「法科大学院撤退のドミノ」)。一方で、このような莫大な国費を、「司法試験受験資格付与機関」(これを修了した者が法曹になるとは限らない)に投入しておきながら、他方ですでに司法試験に合格した者(そのほとんどが法曹になる)の育成に(給費というかたちで)国費を投入しないというのでは、税金の使い方の優先順位として、まったくもっておかしい。 (2)法科大学院の制度自体が間違い。そもそも、単に司法試験受験資格を得ることのために、年間80～150万円近いお金と、最低でも2年間フルタイムの時間をかけねばならないという、法科大学院の制度自体が間違っている、法科大学院修了時において、奨学金利用者の平均債務額は350万円(「法曹の養成に関するフォーラム」調査)とのことであるが、このような事態が生じる制度自体を変えねばならない。元はと言えば、法曹をめざす人だち自身の負担が重くなる制度を作っておいて、その後「法曹養成課程における経済的支援」を論じるのは、なんという愚かな話であるか。最初から、コストのかからない制度にしておけばいいだけのことである。</p>
			<p>まとめ</p>	<p>1. 以上のとおりで、「中間的とりまとめ」の内容は、過去の誤りを認めることをせず、自分たちの都合の悪い事実とまともに向き合わず、問題の本質的な解決を探ろうとする意思に欠けた、不誠実なものである。 2. 私見によれば、法科大学院制度が導入されたことによる、最大の問題点は「司法試験受験において、リスクを自分でコントロールすることができなくなった」ことである。つまり、従前であれば、会社員としてフルタイムの仕事をしながらか、あるいは塾講師のアルバイトをしながらか、はたまた特に仕事をせずに専業受験生としてでも、とにかく自己の判断とリスクの負担において、法曹資格の取得に挑むことができた。そのような環境であったからこそ、「多様なバックグラウンドを持つ」人材が、法曹資格を取得できていた。しかし、法科大学院制度の登場によって、事態は一変した。相当に大きい金額的・時間的コストの負担に耐える者でなければ、そもそも法曹資格獲得のスタートラインに立つことさえできなくなってしまった(予備試験のことはさしあたり脇に置く)。入口の段階で、このようにハードルを無意味に上げたら、人材が集まらなくなるのは当然である。 3. 事態はもはや「clear and present danger:いまそこにある危機」。一刻も早く、過去の過ちを認めて、法曹養成の制度を改めるべきである。その方策を、以下に再言してしめくりとする。 ・法科大学院修了を司法試験受験の要件とする、ことをやめること。 ・給費制を直ちに復活させること。 ・司法試験合格者数を直ちに1000人以下にして、司法修習後の就職状況の改善をはかること。</p>
<p>609</p>	<p>5/4</p>	<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきと考えます。 (理由)質の高い、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには司法修習が必要です。そうである以上、弁護士となる者についてもその費用負担と期間中の生活保障は国が行うべきではありませんか。多額の借金を仕事をする前から請うことになる司法修習生の実態はあまりにひどいものです。お金がないからできないではなく、お金の使い方が国民の視点になってないから、こういうことがおきているのではないのでしょうか。給費制を復活させて下さい。</p>

610	5/4	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させてください。 (理由)私は、司法修習46期の弁護士です。弁護士法に弁護士の使命として、人権の擁護と社会正義に実現がありますが、それを制度的に担保していた1つ制度が司法修習制度だと思います。私の頃は、2年間で、いろいろな意味で充実した修習を受けさせていただきました。社会からこれだけのことをしてもらった以上は、社会に役立つ存在にならなければいけない、弁護士の使命を全うしなければいけない、という思いを強く持ちました。その後、修習期間は短縮されて1年になってしまいました。それに加えて、貸与制になると、私は、弁護士の使命をしようと思う契機が非常に乏しくなってしまうと思います。修習専念義務を負わせる一方で、全く経済的な補償をしないのは、やはり、片手落ちだと思います。
611	5/4	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させてください。 (理由)法曹(裁判官、検察官、弁護士)は、社会になくてはならないものです。そのような法曹を要請するために、国が費用を負担するのは当然のことではないでしょうか？ 給費制を貸与制に変えることで、司法修習生が、真剣に修習にとりくめなくなってしまうのではないのでしょうか？
612	5/4	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対し給与の支給を継続してほしい。 (理由)私は中国人強制連行強制労働の裁判を支援してきた。その時、宮崎を初め全国の弁護士が手弁当で支援していただいたことに感激した。弱者の立場、正義の立場に立ってたたかう弁護士が求められている時に、給費制が打ち切られたことに激しい怒りを覚える。多大な借金を背負わせることになれば弁護士の道を断念する人も出るだろう。ぜひ給費制を復活するよう強く要求する。
613	5/4	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制についての意見 (理由)在野の法曹である弁護士が裁判官や検察官と対等に渡り合うためには、裁判所や検察所の思考や仕組みをよく知っている必要があると思う。そのために修習では必要と思うし、それに専念するためには修習に必要な実費と生活費の保障は不可欠だと思う。会社員や公務員も初めから即戦力にならないが研修中だから給料を払わない雇い主は労基署の指導を受ける。
614	5/4	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)貸与制は、金がなければ法律家になるなど言わんばかりの制度で不当であり、元の給費制に戻るのが当然です。
615	5/4	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見の内容)3,000人枠を撤廃することは賛成2,000人でも多いので、もっと少ないほうがいい。1,000人程度でいいと思う。 (意見の理由)・急に弁護士が増えて質が落ちている。人数を優先して、合格者基準が下がっている。質が落ちると、相談する側としては困る。・就職できずに失業している人も多い。資格をとっても、仕事ができなければ意味がない。

616	5/4	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (意見の理由)司法制度の担い手である法曹を修習、養成は国家の責務と考えます。充実した司法修習を経て、裁判官、検事、弁護士等の人材を育成するためには、修習の段階における必須の費用と修習期間中の生活を保障する給費制が欠かせないものと考えます。
634	5/5	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)充実した修習のため司法修習生には修習専念義務や守秘義務を課されている。にもかかわらず、生活保障を行わないのはおかしい。法曹になるために多額のお金を必要とする制度にすると法曹をめざす優秀な人材が少なくなる。
635	5/5	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)法律家を志すのに、医者や政治家の一部(もしくは多数)のように、財力の有無等が無言の条件にならないことを、市民としても願うものです。そのためにも、司法修習に必要な実費と生活費の保障は必要だと考えます。市民活動を行っているので、現役の弁護士と日常的に接点がありますが、本業の傍ら、法律の専門家として、市民活動を実践、また支援している弁護士の熱意には敬意を惜しみません。また我田引水を承知で言えば、市民活動を通じて、弁護士も市民感覚を忘れない貴重な場になっているのでは、とも思います。このように、市民にとって法律の専門家は、もっと身近になるべきだと考えます。そのためにも、家庭や環境等の事情にかかわらず、誰でも法律の専門家を志すことができるように、司法修習生に対する支援と保障の制度の維持は必要ではないでしょうか。司法修習生の方たちとも会う機会がありますが、皆さん清々しく、胸中心から応援しているものです。
636	5/5	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である) (理由)行政とくに外交など交渉業務について広く法曹からの人員の門戸を開くべきと思う。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います。(中間的とりまとめに反対である) (理由)現在も飽和状態であり、増加させる方向に向かうことは優秀な人材の法曹外流出を加速させると思うから。(2)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定すべきかについて、特に意見はありません。
		第3 1 (1) /第3 2	法曹養成制度の在り方/法科大学院について	撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間とりまとめに反対である。

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きいこと。全体としての司法試験の合格率が低いこと。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>イ 司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>ア 現在、充実していると思いますので、維持するべきだと思います。(中間とりまとめに賛成である)。</p> <p>イ 司法修正にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間とりまとめに反対である)</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	撤廃するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の制度を維持すべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	制限的に実施するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	前期修習を復活させるべく
		第3 5	継続教育について	積極的に行うべきだと思います。 (理由)そのような教育を提供してくれるなら是非とも受講したいので。
			最後に(中間とりまとめに全体に対する意見)	<p>どちらともいえません。</p> <p>(理由)法科大学院の現状は、制度スタート当初とかなり様相が違ったものになっていることを実感しています。法科大学院制度の存否の是非、撤廃についても真剣に考えるべき時期かと思っています。さらに給費制制度の復活は優秀な人材の確保という観点からも必須と考えます。人材確保が急務です。</p>
637	5/5	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容)司法修習生への研修費全額カットをやめ、給費を再開してください。</p> <p>(意見の理由)私は弁護士を目指して現在勉強中のものです。私は1人でも多くの市民を司法の力を使って救いたい、という気持ちから弁護士を志すようになりました。しかし、もしこのまま研修費が支給されないままなら、私は「なりたい弁護士」にはなれないんだろうな、と思います。研修期間に背負うであろう借金を返すため、本当に困っている市民のための仕事よりも、お金になる仕事の方を中心にしなければならないのだろう、と感じているからです。研修費の給与を再開し、夢をかなえさせてください。よろしく申し上げます。</p>

638	5/5	第1	法曹資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官と弁護士と検察官の重要を検討し、その充実を最優先すること。行政や会社に無限に広げるのは弁護士の独立を害すると思います。
		第2	今後の法曹人口の在り方	ロースクールの受験者が4万人から1万人以下、入学者が2000人台となり、弁護士になっても就職先がなく生活に困るようでは、市民の為に頑張る質のよい弁護士は育たないのではなかろうか。司法試験合格者を1年1500人から1000人にしても、弁護士人口は十分ふえてゆくと思う。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり市民の為に頑張る法曹を養成することを目的とする。お金がない者も法曹になれるよう司法修習生の給付制や法科大学院の授業料返還不要な奨学金など経済的な支援制度が必要だと思う。司法試験受験資格は大学卒業だけでよい。司法研修所を2年間とし、高度な研修に専心するのがよいと思う。
639	5/5	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見内容) 枠内に次の項目を加える。○大都市およびその周辺以外の地方に設置されている法科大学院については、地方の子弟に対する法曹資習得の機会向上と法曹資格者の過疎地域解消という観点から、特別の配慮を加えるべきである。問題の所在としては、地方の大学院の持つ特別な問題についても、言及すべきである。たとえば山陰法科大学院においては、当初は相当数の法曹資格者を出していたが近年その数は減少し、国からの補助金がカットされたと聞いている。検討結果 地方の大学院の持つハンデキャップも考慮に入れた検討が必要ではないか、山陰法科大学院の場合近年の成績は芳しくないといっても、発足以来18名の法曹資格者を出しており、その半数が地元の弁護士として活躍しているということであるから、当初趣旨から外れたものとは言えない。地方の教育機関は、都会に比べれば、人員、資金、情報、教育研修環境など不利な部分は免れえない。これを一律に、合格率などで判断すべきではない。地元の財界、関係団体なども支援に積極的であり、このような動きを受けて、国などは地域の事情に即した助成策を考えるべきである。</p> <p>(理由) 法曹資格を得るためには法科大学院での在学期間は2～3年(法学既習者コースは2年、法学未習者コース3年)で、これを経て司法試験に合格することとされている。これに学部就学期間4年を加えれば合わせて6～7年の就学期間が必要である。この間収入はないから、親の負担は並大抵のものではない。都会の場合は、親元から通うことができるから、生活費の負担はある程度軽減される。地方の子弟の場合は、家庭が裕福でない限り、地元で法科大学院がなければ、法曹の資格取得の道が閉ざされることとなる。都会の大学院を出て、法曹資格を取得した人も、収入、文化、生活環境が異なる地方に自ら進んでいく人はほとんどいないだろう。地方の法科大学院はこのような事態がないように設置されたものだろうから、その認証評価には、特別な配慮が必要だと考える。私自身は、家庭の事情から都会の大学に行くことができなかったが、地元の大学で大学教育を受け、中央の省庁に職を得て、有意義な仕事をするのができた。地元で大学がなければ、大学教育を受けることはできなかっただろう。このような事情の学生は、私の周囲にたくさんいた。法曹資格についても、地方の能力も意欲もある子弟がそのような道を閉ざされないよう考えるべきだと思う。</p>

657	5/6	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)貸与制に強く反対します。さかのぼっての給費制の復活を求めます。</p> <p>(理由)1、国民の苦難を理解し、社会的弱者に寄り添う法律家の養成は国の責務です。給費制は、国家財政の厳しい時代に導入されたものであり、財政を理由に貸与制にしたことは誤りです。</p> <p>2、多額の借金を抱えて弁護士になれば、社会的弱者に寄り添い時に奉仕的に扱うより、借金返済のために利益をあげなければ、という心理に陥りかねません。それでは国民のために役に立つ法曹養成制度の理念に反します。</p> <p>3、弁護士になったらもうかるから、修習時代に借金をしてもすぐに返済できるという認識は、現実を見ない誤りです、任官者との格差も問題です。</p> <p>4、防衛大生や医師養成制度との格差も問題です。</p> <p>5、給費制の廃止だけが原因ではありませんが、司法を目指す優秀な若者が減っていることは国民的な損失ではありませんか。</p>
658	5/6	第1	はじめに	<p>中間的とりまとめについて非常に憤慨しており、若干言葉が過激となっている部分があり、その点については最初にお詫びする。</p> <p>1法曹養成制度検討会議の委員を変更すべきである。</p> <p>2法曹養成制度検討会議の委員は、学識経験を有する者とされているが、ほとんどの委員が不適切である。まず、委員の中には、司法制度改革の失敗を認めない者がいる。したがって、現在の制度を維持しつつ、改善しようとする。しかし、司法制度改革の失敗は明らかである。明らかすぎて失敗についての具体的な説明はしない。次に、委員の中には、法科大学院の教授がいて、既得権益を守ろうと必死である、井上委員や鎌田委員などが典型で、井上委員は法科大学院は「詐欺的」と言ったり、鎌田委員は立場が変わって自らの意見を変えた。この者たちが法曹養成について改善する意思などなく、既得権益を守ろうとするだけである。次に、委員の中には、法曹について無知の者がいる。清原委員などが典型で、清原委員は、国民の理解が得られないなどと述べる。しかし、市長が市民のために働かず、税金で金儲けしつつ、司法の改悪を行っていたら、それこそ国民の理解が得られない。以前三鷹市民の人にこの話をしたら、その人もあきれいていた。法曹養成制度検討会議の委員になったのであるから、現実にも目を背けることはやめてもらいたい。この委員以外にも司法制度の改悪を行った者もいるのであるから、勇気を振り絞って失敗を認め、改善に努めていただきたい。被疑者、被告人でさえ、過ちを認めることはできている。法曹養成制度検討会議の委員を司法司法改革の失敗を認め、真剣に改善する適格者にすべきである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1司法試験の年間合格者数を1000人とするを目標すべきである。</p> <p>2 65期司法修習生の就職は、裁判官、検察官及び弁護士の最初の登録で1500人程度に過ぎなかった。この弁護士の中にはいわゆる軒弁という者がおり、弁護士として働きはじめるときに給与が支払われない。このような形態の採用が不健全であることは明らかである。そうすると、司法試験の年間合格者は1500人でも多いといえるから、1000人が妥当である。また、現在の法科大学院の入学人数は激減している。今後も確実に減少する。そうすると、仮に入学人数が2000人程度で安定したとき、質についての判断は容易ではないが、合格率が2倍を切るとすれば質の維持ができないと推測される。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>1法科大学院を廃止すべきである。</p> <p>2法科大学院を廃止しても、法曹志願者全体の質の低下は招かない。理由は、法科大学院がない頃の法曹のほうが質が高かったからである。法曹志願者全体の質の低下を招く恐れがあるとの意見は、法科大学院の既得権益を守ろうとしている者の詭弁でしかない。さらに学費も高くコストパフォーマンスも悪い。私自身法科大学院は全く無駄であったと思う。</p>

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>1 法科大学院を廃止すべきである。</p> <p>2 法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法科大学院に入学するリスクがあると分かっているならば、法科大学院を廃止するしかない。その上、法曹にもはや魅力がないことも考慮すべきであり、魅力がなくなったのも法科大学院を作ったからである。法科大学院の失敗を認めるべきである。</p>
第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>1 可及的速やかに給費制とすべきである。</p> <p>2 こんな不合理な制度は世界中どこにも存在しない。まともな人間の発想ではない。貸与制にしたとすれば、本来着手金10万円頂くところを15万円頂き、5万円の貸与金を返済する、本来6%のところを8%とし、2%貸与金の返済をするだけである。給費制は、裕福な人間を含む社会全体が負担する制度であったが、貸与制は弁護士を必要とする困っている人の負担を加重する制度である。こんなこともわからない人間がいることに驚く。貸与制は、法科大学院に既得権益を有する者が、法科大学院に対する補助金を維持するための詭弁である。すなわち、貸与制にすれば、予算が少なくなり、司法試験の合格を多くできるから、法科大学院の入学者数も確保できると考えていたのである。しかし、これから司法試験の合格率が上昇するのは確実であるのに、現在も法科大学院の入学者数は激減しており、司法試験に合格できるからといって法科大学院に入学するのではない。専念義務を課しておきながら、生活の保障もしないというのは法遵守精神を持つ人間に対する脅迫である。貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきであるというが、貸与制を導入することを決めるときとは法曹界の状況が全く異なる。現在においても貸与制を維持するという発想は、東日本大震災の翌日に予定していたお祭りを被災地で行うようなものである。政府における検討経過というが、政府において検討できたのであれば法曹養成検討委員会議自体不要である。法化大学院を廃止すれば、予算の問題も、多様な人材の確保の問題も一定程度解消する。今ならまだ引き返せる。そして、司法制度改革を行った者も刑務所に入れられるような責任を取らされるわけではない。給付制に戻すことは国民の理解が得られないという委員がいる。しかし、この委員たちが税金で儲けていることを国民が知れば、この委員のいうことのほうが国民の理解が得られない。弁護士は、一般市民の紛争の解決を手伝ったり、被疑者、被告人の刑事弁護を行ってお礼の言葉をいただく。この弁護士たちがほぼ全員、和田委員の意見に賛同し、給費制に戻すべきであるといっている。給費制のほうが国民の理解が得られることは明らかである。むしろ大学教授、官僚、市長が税金をもらって司法の改悪を行っていることのほうが国民の理解が得られない。英断を期待する。</p>

		第3 2	法科大学院について	<p>1 法科大学院を廃止すべきである。</p> <p>2 仮に司法試験の合格率を7, 8割にしても、充実した教育を行うことはできない。充実した教育が何かは不明確であるが、試験を課す以上、予備校化する。そして、法科大学院に試験対策を制限することは、徒競走で、1位になれば、商品がもらえるのに走ってはいけないという意味のわからないルールを課すようなものである。法科大学院間のばらつきが大きく、教育状況に課題があるなどといっても無駄である。大学院間のばらつきは、入学者の入学段階でレベルの違いにあるのである。合格率が低いからといって教育状況に課題があるわけではない。定員の見直しなど無駄である。入学者数が一桁の大学院など税金の無駄であるから廃止すべきである。弁護士の都市部偏在を解消したいのであれば、都市部の大学院の入学者数を東大であつても100人未満にすべきである。もっとも、司法修習で地方に配属させられる者もいるから、都市部偏在は勝手に解消されるのであり、法科大学院自体を廃止したほうがよい。法科大学院を法曹養成の中核とすることはもはや不可能である。今後は予備試験が中核になることは明らかである。明らかすぎて具体的理由はのべない。大学院への財政的支援もやめるべきである。財政的支援などするから、井上委員や鎌田委員のように法科大学院の教授たちが既得権益にしがみつこうとするのである。そして、ほぼ10割法曹になる司法修習生への給費を廃止して、合格率から見て2, 3割しか法曹にならない大学院に財政的支援をするのは税金の無駄使いと全ての国民が思う。組織見直しが進まない、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院には新たに法的措置を設けることを検討というが、実態は、合格率について苦言を呈するだけであり、合格率は、入学者のレベルが全く異なるのであるから、当然高低がある。このように、大学院の維持に固執する取りまとめは、現実を見ない無駄なものである。</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>1 受験回数制限を直ちに廃止し、いわゆる三振者にも受験資格を付与すべきである。</p> <p>2 まったく不要である。完全に余計なお世話である。合格率を上げることはできるかもしれないが、4回目で受かる人を排除するだけであり、合格者の質を落としている。見せかけの合格率など全く意味がない。このような無意味なことをするから、委員は法科大学院は詐欺的であるが、騙されていないなどと平気でいえるようになるのである。委員は、いわゆる三振者が2回目の大学院に入学したり、予備試験に挑戦していることを知らないはずがない。</p>
		第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	<p>1 法科大学院を廃止すべきである。</p> <p>2 司法修習との連携などできるはずがない司法試験では無駄な受験技術が求められ、司法修習に求められるものが違うのであるから、大学院生は当然受験勉強を中心に行い、実務に関する学習などしない。</p>
659	5/6	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的とりまとめに賛成である)
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1) 増加させる必要があると思います。(中間的とりまとめに賛成である)</p> <p>(2) 裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者は当面減少させるべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である)</p>
		第3 1 (1) /第3 2	プロセスとしての法曹養成/法科大学院について	維持しつつ現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います。(中間的とりまとめに賛成である) (具体的方策)法科大学院の統廃合

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます。 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就業やそのための相当額の金銭的負担を要すること 司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>イ 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。 法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>ア 法科大学院生について 現在、極めて不足しており、奨学金について給付制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である)</p> <p>イ 司法修習生について 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的とりまとめに反対である)</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	回数制限自体は、維持すべきであります、回数を増加する等の制限緩和を考えるべきだと思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	制限的に実施するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	特に意見はありません
		第3 5	継続教育について	そのような役割を持たせるべきではないと思います。
			最後に(中間取りまとめに対する意見)	おおむね賛成です。
660	5/6	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)活動領域の拡大にはそもそも限度がある。 (理由)近時、企業や自治体等での法曹有資格者の活動が徐々に増加しているものの、現状では多くの企業・自治体等は高コストを投じて法曹有資格者を雇用するのには躊躇している。ところであり、今後も劇的な改善は見込めない。被災自治体では任期付公務員としての弁護士を雇用しているが、期間限定のものにとどまる。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である) (理由)法曹に対する需要の増加は全く顕在化しておらず、法曹人口を増加させる必要はない。 (2)司法試験の年間合格者数は、現在の合格者数と後に述べる養成システムとの関連からすると、拡大に限度があることは明らかであり、様々な弊害とそれに伴う質の低下が生じている現状からすると、合格者数は減少させるべきである。
第3 1 (1) /第3 2	プロセスとしての法曹養成/法科大学院について	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)(理由)法科大学院における教育は現状全く機能していない。その結果として法曹志願者が著しく減少していることがわかる。法科大学院制度は撤廃すべきである。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます。 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給付金が廃止されて貸与制になっていること司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加している事 (理由)現状、法科大学院制度と司法修習で法曹が多額の借金を抱える一方、就職が困難な者、十分にOJTを積めない者が多く出ており、業界全体に魅力がなくなっている。給費制の復活とともに法科大学院度の変革が必要である。 イ 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。 司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア 法科大学院生について 特に意見はありません。 (理由)法科大学院の学費自体が大学と比しても高すぎ、かつ法科大学院がそれだけの教育効果を挙げているとは到底言えないことから、制度自体を廃止すべきである。 イ 司法修習生について 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) (理由)国家的インフラである司法制度の担い手の養成は、一種の公共財として、国ひいては国民が負担すべきであり、そうすることが将来の法曹の質を高めることにつながり、ひいては国民の利益になる、中間的取りまとめが挙げる修習専念義務の見直しについては、司法修習の社会的意義を軽視するものであり、反対である。
第3 3 (1)	受験回数制限	撤廃するべきであると思います。

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	特に意見はありません。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由)現在、修習期間が1年に短縮されている状況で、内容が極めて薄くなっている。より充実した修習が実現されなければならない。
		第3 5	継続教育について	特に意見はありません。
			最後に(中間取りまとめ全体に対する意見)	反対です。 (理由)中間的取りまとめは、明らかに破綻をきたしている。現在の法科大学院を中核とする法曹養成制度を維持するものである。 ・司法が国家・国民のために果たすべき役割を著しく軽視している。少なくとも司法修習の給費制についてはすぐに復活させるべきである。 ・法曹有資格者の活動領域の拡大には限界がある。 ・現在被災地で活動しているが、弁護士の活動領域の拡大についても実感がなく、非採算的な仕事ばかりが増えている。ある程度やむを得ないことではあるが、このような状況では非採算的な仕事を進んでする弁護士がいなくなるであろう。
661	5/6	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	本来の活動領域である裁判官・弁護士・検察官での充実した活動を望む。宮公庁・企業・海外雇用等の需要はあるものの、そのために無理に領域を増やし、資格者を粗製乱造することはない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	現在の数値目標3,000人は見直すべきである。数値目標は設けなくて、資格者の質が維持できる合格者数は結果的にまればよい。アメリカのような弁護士が(判読不能)つり上げるような法曹判別望まない。
		第3	法曹養成制度の在り方	現在のようなレベル以下の法科大学院の定員削減、統廃合はどんどん行うべきである。法曹を目指す人たちが安心してこの世界へととび込めるような経済的支援制度の充実を図るべきである。
			その他	パブリックコメント制度 目伴のPRが必要

662	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制を前提とすることに反対します。</p> <p>(理由)私は弁護士になって6年目になりますが、自分が修習生だった頃は、司法修習期間は1年4ヶ月あり、その間、給与の支給を受けていました。また、就職難とは言われていましたが、最終的には、同期の大半は事務所に入所し、勤務弁護士として安定した給与の支給を受けながら、新人の頃は、ボス弁や兄弁・姉弁らの指導を受けることができました。しかし、今の新人弁護士の状況を聞くと、就職状況は、さらに悪化していて、給与はもらわず席のみ貸してもらう「ノキ弁」や、司法修習を終えるとすぐに独立する「ソク独」も、珍しいものではなくなっています。その為、弁護士になると同時に、毎月の経費負担に頭を悩ませながら、先輩弁護士の指導も受けられずに、実務を担う実態となっています。そうであれば、司法修習中に、十分に独り立ちに見合った研鑽を積む必要がありますが、司法修習期間は従前より短縮されている為、短期間のうちに、必死に実務のノウハウを習得していかなければなりません。そこに、更に貸与制の負担がのしかかれば、経済的な不安から、司法修習に集中することはより難しくなるでしょうし、弁護士駆け出しの頃に、貸与金・奨学金の返還と経費負担に耐えかねて廃業を迫られたり、何とか事務所を維持しても、頭の中は常に「お金」のことでいっぱいいっぱいという状況にならざるを得ないと思います。社会的弱者の力になりたいと弁護士を志した人たちが、理念を持って実務を担っていけるようにするには、貸与制にした上でいろいろな措置を検討するのではなく、給費制そのものを復活させることが必須だと考えます。</p>
663	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。</p> <p>(理由)私の知っている弁護士は、難しい労働事件や大気汚染公害被害者の裁判などに本当に熱心に取り組む弱者の味方として支持されています。お金になろうがなるまいが、市民に必要な活動に取り組む弁護士を育てるためには、法律家を目指す若い人たちの経済的負担を軽くしてあげることが絶対に必要です。従って、どうしても給費制に戻さなければなりません。</p>
664	5/6	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大は、需要に見合った拡大を図るべきであり、重要を作り出す必要はない。</p> <p>(理由)(1)法曹といわれる弁護士の外にも司法書士や税理士、公証人、社会保険労務士、弁理士など法的有資格者や法学部卒業生が多層に存在する。こうした法的有資格者や法的素養のある者が法曹と相まって、全体として社会で活躍するのがよい。法曹特に弁護士をあえて送り込む必要はない。</p> <p>(2)弁護士の余剰は、需要がないことから発生していることであり、無理に活動領域を作る必要はない。</p> <p>(3)福祉分野、刑務所出所者の社会復帰分野、地方自治体や国の行政分野などに法的知識は必要であるが、法曹有資格者が大量に必要であるとは思えない。その必要性があれば、早速大量採用がされているはずである。</p> <p>(4)弁護士を増員し、その活動領域を広げて、弁護士に関与させようとするのは、コスト的にも日本の風土にも合わない。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士は飽和状態であり、司法試験合格者の減員をはかるべきである。</p> <p>(理由) 現実を見れば、弁護士資格を得ても就職できない者があふれている。弁護士の仕事は生身のトラブルを抱えた人間を扱い、法科大学院を出て司法試験に合格してもひとりで始められるような甘いものではない。オンザジョブトレーニングもできない弁護士を多数作り上げれば、その弁護士も不幸であるし、依頼者や関係者も不幸である。弁護士に対する信頼が低下し、社会的コストも増大する。法曹需要が量的に増大するとか質的に複雑化高度化するなどというキャッチフレーズは不要である。有償で仕事を委任する有償需要の少なさは弁護士の就職先のないことが何よりの証左である。理念ではなく、現実に見合った法曹人口とすべきである。無償需要に対しては、弁護士人口を増大させて対応する問題ではない。今は減員すべき時であり、そのことを明記すべきである。</p>
第3	今後の法曹養成制度の在り方1	<p>(2) 法曹志願者の減少について</p> <p>(意見) 法曹人口を減員させ、法曹になれば活躍する場所が確保され、相応の報酬も見込めるなど、有形無形の魅力を回復すべきである。</p> <p>(理由) 法曹人口を何の根拠(需要)もなくフランス並とし、年間司法試験合格者を3000人とし、2000人以上を合格させてきたことが間違えである。法曹になるまでに法科大学院に通わなければならない、司法修習も給料がでず、弁護士になってからは就職先がなく、仮に就職先があっても年収も少ないとなれば志願者が減って当然である。これを取り戻すには、弁護士の魅力を回復しなければならない。まずは、弁護士の数に需要に見合ったものとするのが先決である。きちんとしたOJTを受けながら円滑にスタートでき、資格取得までの負担に見合ったものが確保されるようにすべきである。活動領域拡大の取り組みを積極的に行うなどという希望的観測では志願者が増えるとは思えない。現にこうした取り組みは既に取られてきながら現状に至っていることだからである。</p> <p>(3) 法曹養成課程における経済的支援について</p> <p>(意見) 司法修習生に対する給費制を復活維持すべきである。</p> <p>(理由) (1) 受験資格を法科大学院卒業とし、その間の時間的経済的コストを課した上で、司法試験合格後の司法修習まで給料が出ないのでは酷である。弁護士になった時点で何百万円も借金を背負うような仕事が魅力のあるものとは思えない。むしろ普通の若者であれば尻込みするのが普通である。学生時代の金銭感覚からすれば100万円の借金でもおそれ多い。貸与制では志願者は増えない。今後、弁護士を目指す者は経済的に恵まれた者か、余程意欲のある者に限られてしまい、層の薄い志願者層からの選抜になってしまう。</p> <p>(2) 研修に専念させる以上給料を出すことが当然である。</p>
	今後の法曹養成制度の在り方2	<p>(2) 法学未修者の教育について</p> <p>(意見) 法科大学院において基礎的法学教育をするのは疑問である。法科大学院は実務法曹を目指す者を集中的に養成する専門機関として、既に法学基礎知識を有する者が学ぶ場とすべきである。</p> <p>(理由) 法科大学院において学部教育のようなことをするのは非効率である。法学基礎教育は法学部に任せべきである。法学未修者であっても独学や法学部編入において自分のペースに合わせて基礎的法学知識を習得することが可能である。他学部出身者が法曹を目指す以上その程度の努力をしてから法科大学院に入学すべきである。その上で、法科大学院では、法学基礎知識を有する優秀な学生に対し、実務家になるための法学教育を集中的にするのが効果的である。</p>

			今後の法曹養成制度の在り方4	(1)法科大学院教育との連携 (意見)法科大学院で実務への導入教育を行う必要はない。 (理由)法科大学院では主として法理論教育を行うべきであり、実務への導入教育は司法試験合格者である司法修習生に対して集中的に行うことが効果的である。司法試験合格レベルに達していない者にまでこれを実施しても意味はなく、予算の無駄遣いである。これに代え、司法試験合格後の司法修習を期間的にも内容的にも充実させることが効果的である。
665	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援の在り方については、給費制を前提とすべきである。 (理由)弁護士になって2年目ですが、いわゆるお金にならない弁護団事件や弁護士会の委員会活動等で、事務所の事件以外の仕事により多忙の日々をすごしています。お金にならない事件に対して真剣に取り組んでいる理由の1つは給付制という経済的にも国費で育ててもらったことです。「国民の税金で育ててもらった以上、国民のために活動する」ことは、給付制なくしては生まれてこない発想です。「より良い法曹養成」の観点から給費制復活は必要不可欠といえるのです。
666	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制に戻すべきだ。 (理由)お金がなく、弱い立場の人を助けるために弁護士になったのに、修習時代にした借金返済のために、お金になる仕事をしなければならず、自分の志に反する事態になったらどうするのか。借金のせいで、自分の目指す道を歩めないという事態を作り出してはいけないと思う。
667	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見・理由)どの弁護士が実力があるかは市民にはなかなか分かりません。どの弁護士にも頼んでいのように。国のお金で安心に依頼できる弁護士を育てて欲しいです。国のお金は市民税です。その大切なお金を有効に使って欲しいです。
668	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容)貸与制ではなく給費制にすべき。 (意見の理由)自由、権利、民主主義、人権などを守ることを使命とする法曹を養成するために司法修習制度が設けられており、その間、修習生は時間を拘束され、アルバイトも禁止されるという状況では、生活していくことができない。生活するための収入を得ることができないのだから、その間の生活保障を行うべき、貸与制という形で借金を負わせることはあまりにひどい。安心して(経済的に心配しないで)、法曹としての研鑽を積むことができるよう給費制とすべきである。
669	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容)給費制を復活させるべき。 (意見の理由)法曹は司法を担う。弁護士もその役割を負っている部分もある。司法は国民のためにある。その司法を担う者を育てるのは国の責任である。養成が国の責任である以上、給費制とされるべきである。
670	5/6	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を早急に復活させてください。 (理由)弁護士、公務員の収入が減る中、国民の自由や権利や社会の秩序を維持する法曹になるため義務付けられる修習中の生活費を貸与することは、日本の秩序や安全を根底から脅かすと思います。日本の秩序や安全を維持するため、何卒給費制を復活させてください。

694	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきだと考えます。 (理由)どんなに実力のある法律家の先生でも、新人(修習生)の時期は”無力な思い”をされたのではないのでしょうか。複雑な社会の仕組みや様々な矛盾に直面しながら修習を重ねて、研鑽を積まれて、信頼される法律家になられたことと思い、尊敬の念を抱いています。市民に寄り添い正義を貫く高潔な志を更に高められるためにも修習期間中の給料は支払われるべきだと考えます。奨学金の貸与制はいわばサラ金まがいの借金奨励制度ではないのでしょうか。経済的な理由で法律家への道を断念させることのないよう、どうか給費制度に戻していただくことを願います。
695	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)今まで通り、司法修習に対する経済的支援は続けべきである。 (理由)これまで必要であったから、定められた制度であり、2013年度にこれを廃止しなければならないような経済情勢の好転の姿は全く見えない。であるなら、引き続きこの制度は維持すべきである。
696	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(1)裁判官及び検察官の増員をもっともつとすべきです。司法試験合格者数を大幅に増やすことの論拠の一つとして、裁判官・検察官の大幅な増員が掲げられていたにもかかわらず、この間、裁判官・検察官の大幅な増員はなされていません。そのため、弁護士のみが大幅に増員する結果となり、「ひずみ」が生じているのです。裁判所にあつては、裁判官が不足しているため、事件処理が遅滞したり、本来的には支部が設置されるべき地域にも支部が設置されてないし、裁判官の常駐していない、あるいは不足している支部が少なくあります。また、検察官が不足しているため、検察官が常駐していない支部が全国各地に多く存在しています。 (2)準法曹資格をもうけ(法科大学院卒業資格で足りる)、裁判所職員、検察庁職員、一定の行政機関職員への就任資格としてはどうでしょうか。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)司法試験合格者をまず1000人にすべきです。「司法試験の年間合格者数3000人という数値目標は現実性を欠く」として事実上撤回しただけでは不足です。この間、弁護士は十分過ぎるほどに増員されています。他方、訴訟事件や法律相談件数は増加していませんし、企業や自治体等法廷以外の分野への法曹資格者の進出の広がりもあまり見られません。その結果、司法修習修了者の就職難が深刻化し、実務経験による技能習得の機会が十分得られない新人弁護士が増えています。弁護士の質の低下が否定しがたくなっています。司法修習期間が1年に短縮されたこと、また司法研修所の前期の修習がなくなったことも原因となっていると思います。 (2)司法基盤整備をより一層行うべきです。司法基盤整備が実現かできていない以上、当面の司法試験合格者数については、大幅に減少させる方向性を明確にすべきです。日本司法支援センターについては、市民にとってより利用しやすいよう、償還の免除要件の更なる緩和を検討すべきですし、現在低額に抑えられている法テラスにおける報酬基準の見直しも行うべきです。さらに、国選弁護事件の範囲の拡大、全面的国選付添人制度の導入、国選弁護士・国選付添人の報酬の増額など、刑事分野の司法基盤整備も行うべきです。これらの司法基盤整備は、司法制度改革において、司法試験合格者数の増加とともに車の両輪とされてきたものですし、これを整備することは国の責務でもあります。司法基盤整備を実現するための司法関係予算の大幅な増大も必須のことです。

		第3	法曹養成制度の在り方	<p>(1) 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、「より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的が掲げられてはいますが、あくまで貸与制が前提とされたままとなってしまう。しかし、貸与制を前提とした司法修習制度は、司法修習時における債務負担の重圧が法曹を志す者の意欲を減退させ、就職難とも相まって、法曹志願者減少の大きな要因となっています。したがって、司法修習生に対する経済的支援については、給費制の復活を明記すべきです。</p> <p>(2) しかし、現在の厳しい財政状況からして、仮に、給費制の完全な復活が困難であるとしても、賞与分のカット、基本給の減額、住居移転などに対する実費補助などを内容とする「新たな給費制」を基本とし、給費が減額されることによって、家族構成などにより不足額が生ずる場合には「貸与制」を継続するという、複合的な制度を構想することを求めます。</p> <p>(3) 司法試験及び司法修習の制度改革については、司法試験受験回数制限の緩和についての議論が不十分ですし、司法修習の効果を実のあるものとするために修習実務担当者が一致して求めている前期修習の復活を明記すべきです。司法試験の受験回数を3回までに制限している現行制度は、合格率が低迷している現状から見ると、受験生に非常に過酷な制度となっている。すくなくとも、受験回数は5年間に5回までの受験を保護するよう、制限を緩和すべきです。</p>
			その他	もっと市民、とりわけ司法修習生や法科大学院生から意見を聞いてください。
697	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	人口が減少し、中小企業が減り、農業も衰退している。この中で過剰な法曹ができることには限界がある。我が身を削るような「サービス合戦」になっていないか、心配だ。
		第2	今後の法曹人口の在り方	秋田県はかつて130万人の人口が、現在103万人、毎年1万人以上減少している。2040年には70万人を割る。また、全国一の高齢少子県である。全国的にも同じ傾向がある。秋田弁護士会は司法制度改革以来、漸増させて、検証して、更に不足であれば漸増という考えだった。一旦1000人の合格者とすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	冷え性13年の司法予備試験出願者11,255人、法科大学院入学者役3000人という事実は、法科大学院がこの国の実情に合致していないことを示している。おそらく、勤労者の所得の低迷も影響していると思う。旧制度にもどして、司法修習期間をのばすべきである。このままでは破綻する。
			その他	国情に合わない、これまでの改革は、各種審議会などが、片寄った構成であったことにも一因がある。また一般国民の生の声を聞くことは必要だが、そこからすぐ大増員という短絡的発想をすべきではない。国民との接点の多い単位弁護士会の意見をもっと聞いてほしい。
698	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	特になし。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の合格者1000人
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制復活

			その他	弁護士は過剰気味
699	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	特になし。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の合格者1000人
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制の復活
			その他	弁護士は過剰気味
700	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年給費制復活
			その他	弁護士が過剰すぎる。
701	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	・まず裁判官・検察官の需要をより増やすべき。(弁護士の増加に傾きすぎている。) ・次に、社会(行政・教育・民間)にも、広げていくべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	ゆるやかな増加、あるいは平行線でよいと思う。
		第3	法曹養成制度の在り方	経済的負担の大きい、法科大学院を早く廃止すべき。誰もが平等に受験できる制度に！！養成としては、司法研修所での研修は2年間で望ましいのでは、、、。
			その他	・すみやかに、法科外学院卒業後5年以内3回の受験回数制限を撤廃すべき。 ・司法修習生の給費制は復活すべき。

702	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に今まで通り、給費を支払うべきだと思います。 (理由)どのような理由で今まで支給されていた給費がストップされたかは、わかりませんが、司法修習期間の約1年間はアルバイト等他の収入を得ることは最高裁の規定などで出来ない聞いております。そうなった場合、裁判所、検察庁、弁護士修習を行っている間(実家から離れた場所での修習等もあると思いますが)アパート代、生活費、通勤交通費も出なく、借金や親からの援助と聞いております。司法試験が受かっても修習を行わないと裁判官、検察官、弁護士等にはなれず、国の制度として成り立たなくなってしまうのではないのでしょうか。また、このように給費がストップされた状況では、優秀な人材も法曹界に魅力がなくなってしまうのではないのでしょうか。給費のストップがもし国の予算の関係であるとすれば、国家公務員である裁判官や検察官など、優秀な人材を得ることも出来なくなってしまうと思います。又、夢に向かって進んでいる大学院生などにも多大な影響があると思います。
703	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活をお願いします。 (理由)1、修習専念義務をかけた、修習以外の時間のアルバイトを禁止しているのだから、それに見あった金銭の付与をすることが相当である。2、仮に、それをしないのであれば、1年間の生活費を含めてそれをまかなえる余裕のある人以外は難しくなり借入金の返還の目処がたたない現状の弁護士業界日本の経済状態からすると、法曹を目指すのは金銭的余裕のある者に限られ、いびつになる。
704	5/7	第1	(司法予算の拡大)法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見の内容)司法予算の拡大、生検事、裁判官の増員をお願いします。 (意見の理由)1、弁護士のみで、法の支配が実現させるものではありません。そのためには正検事、裁判官の増員が必要です。2、現在でも検察庁では正検事(司法試験合格者)でまかなっているのではなく、副検事検察官事務取扱検察事務官等で司法試験に受かっていない人でまかっています。裁判所も、簡易裁判所等では同様に司法試験にうかっていない裁判官が裁判をしています。また、地方裁判所においても判事ではない判事補に裁判をさせている「特例」が常態化しており、人材不足は明らかです。
705	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	貴意見第1は、賛成。第2は、1000人でも多すぎる。400人程度:500人以下
		第2	今後の法曹人口の在り方	合格数400人から500人程度。法曹は、数で決めるのではなく、その資質を選んで合格とする。
		第3	法曹養成制度の在り方	貴意見の目的には一応賛成。法律的資質と、人格的資質の2者を教育、向上させること。受験資格は貴意見に賛成。
			その他	金のことばかりいわないこと。受験生は金でつられるわけではあるまい。法曹養成制度は、文部省ではなく、法務省で検討するように変更。今の養成制度は、正しい理念をもたず、ご都合主義で作ったから、多くの問題を残した。

706	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきで、中間とりまとめの方策で十分だと思います。(中間取りまとめに賛成である)
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要があると思います。(中間取りまとめに賛成である) (2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います。(中間的取りまとめに条件付で賛成である)
		第3	法曹養成制度の在り方	法曹大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置づけるべきだと思います。(中間取りまとめに反対である)
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっているのは、大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当の金銭的負担を要すること。 イ 法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図る方法としては特に意見はありません。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア 法科大学院生について 現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います。(中間取りまとめに反対である) イ 司法修習生について 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間取りまとめに反対である)
		第3 3 (1)	受験回数制限	撤廃するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	前期修習を復活させるべきであると思います。
		第3 5	継続教育について	特に意見はありません。
		その他	特に意見はありません。	

			全体に対する意見	おおむね賛成です。
707	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしい (理由)やる気のある若者が、お金の心配をせずに弁護士になれるようにすべき。
708	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制に戻したほうが良いと思います。 (理由)貸与であり、返済義務があることから、お金がなければ法律家になれないという制度に違和感を感じます。市民のために働くのであれば給与制が妥当と思います。
709	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしい (理由)国のお金で安心して依頼できる弁護士を育ててほしい。
710	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制にもどしてほしい。 (理由)借金をしなくては法律家になれない制度では、金持ちの子供だけが法律家になってしまう。市民感覚を維持された裁判を保たれるのかどうか疑問に思う。
711	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)借金をしなくては法律家になれない制度では、法律家の道をあきらめる人がふえてしまうと思います。 (理由)不平等になってしまうから。
712	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復権すべき。 (理由)やる気のある若者がお金の心配をしないで弁護士になれるよう。
713	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしい (理由)奨学金で借金のある人は、修習でさらに300万円も借金をするのはつらいと思います、貸与制は、お金持ちでなければ法律家になるなど言わんばかりの制度に思えて不当であるのでは？
714	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給与制の復活を希望します。 (理由)多額の債務をかかえた状況で公共性の強い仕事につくのは好ましくないと考えます。
715	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制を復活させてほしい。 (理由)借金をしなくては法律家になれない制度では金持ちの子供だけが法律家になってしまう。そんな法律家ばかりでは、市民の感覚からかけ離れた裁判になってしまうのではないか。

716	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき。 (理由)どの弁護士が良いかなど、一般市民には、なかなか、分からない。どの弁護士に依頼しても良い様に給費制を戻して弁護士を育てて欲しい。
717	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)・給費制は絶対に復活させるべきである。・司法修習生の修習専念義務は現状を維持すべきであり、緩和・廃止には反対である。 (理由)・現在の貸与制のもとでの司法修習生の実態はあまりにひどい。貸与制からは、社会や国が有為な人材を育てていこうという発想が全く感じられず、経済的に苦しい若者が法曹になることを断念する結果を放置していると言わざるをえない。経済的に豊かな者しか法曹にはなれないような国はもはや法治国家とは言えないのではないか。富裕層が支配する貴族社会へと逆戻りするような結果は到底是認できない。・司法修習専念義務を緩和・廃止することで最も不利益を被るのは国民である。特にリーガルサービスは、物的商品のように手にとって比べることができず、良質な法曹かどうかの見地は難しい。最低限の質を制度的に担保するために修習専念義務は不可欠である。
718	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制を復活すべきである。司法修習は法曹養成の中核であり、その期間は現状の1年間ではというてい足りないから、最低2年間の、かつ、実務修習前の座学修習、いわゆる「前期修習」を含む、充実したものとすべきである。また、司法修習は法曹養成の中核であるから修習専念義務を緩和すべきではない。 (理由)1、司法は国家の根幹であり、国民の権利を守るために不可欠のものであるから、司法の担い手は国が責任を持って養成すべきである。2、経済的な理由により法曹を断念することがないよう、また、有意の人材を集めるため、給費制は必要不可欠である。3、法曹の仕事は自由、平等、公正を求めるものである、ところが、多額の費用を要する法科大学院修了を受験資格とし、受験回数を5年で3回に制限し、試験に合格しても修習専念義務の対価を支払わない現在の法曹養成制度は不自由、不平等、不公正なものである。法曹の養成が不自由、不平等、不公正であれば、法曹自体そのようなものに堕すことに通ずる。そして、法科大学院と給費制の廃止は法曹激増の装置である。法曹激増により弁護士自治は破壊されつつある。こうした司法改悪は意図して進められている。大企業、大資本、権力に都合の良い、不自由、不平等、不公正な司法を目指して改悪が進められている。給費制の廃止は改悪の一里塚である、したがって、給費制の復活は必ず成し遂げるべきである。
719	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用を現状の貸与制のまま維持しつづけるのはおかしい。給費制に戻すべき。 (理由)法曹人口、法科大学院、司法修習といった法曹制度改革、ひいてはそれを取り巻く社会的事情が、当初の見通しから大きくずれこみ、見直しが必要とされている中でなぜ貸与制だけがそのまま施行されるのか。貸与制の必要性、相当性が基礎付けられるだけの立法事実存しているのか十分な検討がなされるまでは、貸与制への移行は見送るべきではないのか。特に現在の若手法曹を取り巻く事情を見れば、貸与制の必要性・相当性は留保なく承認できるようなものとは思えない。今、現在生活に苦しんでいる修習生を支援するためには、給費でなければならない。貸与は何の支援にもなっていない。

720	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制は絶対に反対です。 (理由)自分が司法試験を目指そうとしたときに、今の制度(法科大学院の卒業が司法試験の資格であり、更に修習を受けるにあたって借金をする必要がある)が導入されていたとしたらきっと自分は司法試験の受験をあきらめざるを得なかったと思うからです。貸与制のために、司法試験の受験をあきらめてる人も多くいることは間違いありません。
721	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制を廃止し、給費制にもどすべきである。 (理由)司法修習は、司法の担い手を育てる根幹となる制度であるから、国が責任を持って費用を負担すべきである。司法修習生は、法科大学院で多額の奨学金を負担しており、更に貸与制により200万円の借金を負わされている。このような制度設計で、有能な人材が法曹を目指すとは思えない。司法の将来を守るためにも、貸与制を廃止すべきである。
722	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するは国の責務であり司法修習生に修習専念義務を課して充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を公費をもって保障する。給費制の復活が必要不可欠です。
723	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき。 (理由)私は、司法修習64期として最後の給費制の司法修習生でした。しかし、法科大学院在学中の奨学金残高が500万ほど残っている状況です。貸与制となるとさらに借金が300万程上乗せになることとなります。そのため、肌感覚として、経験として、周囲の若手弁護士、弁護士志望の方々と話していると「金、金、金、」の話に終始し、人権であるとか、弱者に寄り添うとか、弁護士を志すものがすべて持つべき発想がなくなりつつあるため、最低でも給費制の復活が必要と考えます。
724	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき。 (理由)法曹を要請するのは国が行うべきであり責任である。経済的理由で断念せざることをないよう取り組むべきである修習生が専念できる環境を整えるために経済的負担や心配をなくすことが必要。
725	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきと考えます。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国の責任です。現在の法曹養成制度は法科大学院修了を司法試験の受験要件としており、加えて司法修習が貸与制になることにより、経済的資力のある者(の子弟)しか、法律家になることが出来ないという、極めて不公正、不公平な制度となっています。少なくとも司法試験に合格した者が十分な修習を受けられることができるように給費制を復活すべきです。
726	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の費用については給費制を復活すべきである。 (理由)司法修習は、法曹(裁判官・検事・弁護士)を養成するために必須の制度である。主権分立の一翼を担う司法は国家の根幹をなすものでありその司法を担う法曹の育成については国が総力を挙げてなすべきことである司法修習生が修習に専念できるようにするためにも給費制とすべきである。

727	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任である。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が絶対に必要不可欠である。
728	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)司法修習生は多くの場合、大学やロースクールでも奨学金を受けており、修習が始まる時まで多額の借金を負っています。また、修習中は、修習専念義務により、アルバイト等が出来ません。したがって、修習費用が貸与制であることは、修習生の修習生活及びその後の法曹としての人生に対し、極めて大きな経済的負担としてのしかかってきます。さらに、昨今の就職難の中にあっては、修習終了後の内定を得ることそれ自体が困難であり、少なくない修習生が終了後の生活に大きな不安を抱えたまま修習生活を送ることになります。このような状況にあっては、ロースクールや受験勉強にかかる、時間的・経済的コストから、ただでさえ減少傾向にある法曹志望者が、さらに少なくなることとなり、日本の法曹の質をさらに加速させる結果となってしまいます。
729	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です、司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要です。法曹、特に弁護士が借金を抱えている状態では、採算度外視の公益活動が困難になります。貸与制が今後10年間続いたとして、その影響の大きさに想像を及ぼし、長期的な観点から貸与制の弊害について検討し直して頂きたいです。
		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	中間的取りまとめに反対 (理由)法曹の活動領域の拡大が問題とされていたと思うが、いつの間にか「法曹有資格者」にすりかわっている。国選弁護費用、法律扶助費用を抜本的に拡充し、弁護士の手当を増額すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います。(中間的取りまとめに反対である) (理由)1500～2000人程度を数年経験しただけで、既に大きな矛盾が出ている。日本は人口減少局面にあることから500～1000人に戻すべき。 (2)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数当面減少させるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人以下、具体的には500～1000人くらいが適切だと思います。(中間的取りまとめに反対である) (理由)需要や司法アクセスの進展状況等の様子を見るにしても、500～1000人に戻して様子を見るべき。

730	5/7	第3 1 (1) 第3 2	プロセスとしての法曹養成法科大学院について	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものと位置づけるべきだと思います。(中間取りまとめに反対である) (理由)法科大学院修了を要件とすることは、時間と金がかかりすぎる、以前の司法試験のように経済的に恵まれていなくても受験できる公開・公平な試験とすべきである。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア 法曹志望者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます。 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給付制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。上記以外の方法をとるべきです。具体的には司法試験の受験制限に法科大学院修了を受験資格とすることをやめる。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	イ 司法修習について 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	撤廃するべきであると思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	積極的に評価するべきだと思います。 <理由>留保付法科大学院修了が受験資格であることが見直されないのであれば、予備試験のルートと同程度に太くすべき。
		第3 4 (3)	司法修習の内容	前期修習を復活させるべきであると思います。修習期間をもっと多くとるべきである思います。
		731	5/7	第3 1 (3)

732	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	中間答申は、弁護士の供給が増えれば、それに応じた需要が必ずあるとする安易な考えがあるように思われる。先ず、弁護士に対する需要は存在せず、法曹有資格者の需要も存在しないことを直視すべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	真の重要を満たす法曹人口に対する供給過剰であることは、ロースクールの入学者数の減少、二回試験合格者で就職口がなく、弁護士登録をしない数の増加等を見れば、明白である。現在3万3000人程度の弁護士数でも多すぎる。司法試験合格者数年1000人でも多すぎ、年間500人程度にすべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	司法修習生に対しては、給付制を確立すると共に修習専念義務を徹底し、より充実した修習生教育を行うべきである。そのためには、前期修習を復活させ、修習期間は2年とすべきである。現在の1年の修習期間は短すぎて、何も出来ないといっても過言ではなく、本来あるべき修習制度は崩壊している。また、受験回数制限はそれを維持する合理的な根拠がないから撤廃すべきである。
733	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させて下さい。 (理由)国の司法制度の担い手を養成するのは、国の責任です。法科大学院でも多額の学費を要し、その上修習期間も給費制がないのでは、一部の裕福な家庭の者しか法曹を目指せません。優秀で心意気のある若者たちの経済的負担が少しでも軽くなるよう、給費制の復活を強く願います。
734	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	行政や会社に「無理に」広げるのは問題だが、理想としてこの領域の活動の拡大を模索すべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者の数の枠を撤廃すべきという観点から、中間答申に反対。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院制度の改善を考えるべきで、まったく旧に復すべきという意見には賛成できない。
735	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき。 (理由)私は65期弁護士です。自分が社会的弱者であった時期があったことから、人権問題などに取り組みたく弁護士を目指しました。就職先の事務所も、人権問題を積極的に扱う地域密着型の事務所です。しかし、司法修習が貸与制になり、300万円の借金を背負うことになって、今の事務所で借金を返しながら人権問題にも手弁当で取り組むような余裕が果たしてあるのか、とても不安な毎日を過ごしています。実際に、興味のある弁護団事件などの加入のお誘いが来ても「もっとお金に結びつくスキルを身につけなくては」という気持ちが先行してしまい、弁護団事件などのプロボノ活動に熱心に取り組めない「心の枷」が作られています。もともと人権活動などに興味があった私でさえこのような状況なのですから、そうでない弁護士の状況は押して知るべしです。司法修習中の引越し費用などは、近視眼的にみれば重要な問題ですが、長期的な視点で見れば些細な問題に過ぎません。給費制と貸与制の問題の本質は、この「心の枷」の問題だと考えています。どうか、僕たちの心の枷を取り払い、志のままに活動できるようご尽力をお願いします。

736	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見・理由)お金持ちの人だけしか法律家になれないのでは「格差と貧困」のこの世の中、本当に貧しい人々や弱い者を助ける弁護士がいなくなってしまうのではないかと思います。司法修習生の給費制を継続してください。お願いします。
737	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく給費制に戻してください。 (理由)優秀で人のために役立ちたいという若者がお金のために弁護士になるのをあきらめなくていいように給費制を復活してください。
738	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制に戻さなければならない。 (理由)私の住んでいる地域で3年前に、家畜の伝染病「口蹄疫」が発生しました。被害拡大の原因の一つに、古い「家畜伝染病予防法」に縛られ、行政が機動的に対応できなかったことが挙げられました。その時、法改正に現場の意見を反映させようと奮闘努力して下さったのは、全くのボランティア、手弁当で全国から駆けつけて下さった日本弁護士会の先生達でした。裕福な家庭に育たなければ、大きな借金をするほかに弁護士になることができない現制度は、困った人のために働きたいという正義感をもった弁護士の芽を摘み取ってしまう恐れがあると思います。国もお金がないから、協力すべきところもあると思います。しかし修習生には、国の責任として、修習の費用とその期間の生活を保障すべきです。なぜなら金勘定で行動する法曹が増えて困るのは結局、国家・国民だからです。もっと無駄に使っている国費は他にあるはずで
739	5/7	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者数は約1,000人とすべきである。 (理由)バブル崩壊から今日までの20年間の景気低迷と最低合格者数2,000人台のため、弁護士の就職難が伝えられる今日、合格者数については、昔(約500人)の2倍程度の約1,000人とすべきである。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活すべきである。 (理由)バブル崩壊後の20年にわたり景気が低迷している今日、これ以上修習生金銭的負担をかけさせることは、好ましくないので、昔どおり給費制とすべきである。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験の受験資格を制限すべきではない。 (理由)法科大学院は多額の費用(数百万の借金)と時間がかかる。そこに行かなくても受けられる予備試験は、優秀なひとにとって大変メリットがある。その予備試験の受験資格を制限する必要はない。
740	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制に戻すべき。 (理由)国の制度としての司法修習に必要な経費、その間に必要な生活費は当然国が責任をもって面倒をみるべきと思料いたす。
741	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私達の一般社会でも給費制にしているところもあります。何百万もの借金して学生を務めるのは酷です。

742	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見と理由)「給費制」と「貸与制」の大きな違いは、返済の義務を負うかどうかにある。「経済的支援」には「返済の義務」は大きな問題ではないと考えるのであれば、社会政策上行われている生活支援・保護における「給費」はすべて「貸与」とすればよいことになる。「司法修習生は将来きちんとした給与を受け取れる」という前提だろうか。現実には毎月の給与もままならない弁護士が増加していることを無視してはならない。病気・怪我などで仕事が出来なくなる人も出て来る。そうした時に、返済の義務を免除することを想定しているのか。しっかりと「連帯保証人」まで立てさせての「貸与」であることを忘れてはならない「貸与制」はかつての司法修習生が500人未満の時代に行うべき政策で、今のような時代だからこそ「給費制」にすべきと考える。</p>
743	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制とすべき (理由)私は、法律とは関係のない仕事をしていますが、国民の一人として意見を述べます。私には、今、司法修習をしている友人がいます。その友人から、研修期間のお金が「お給料」ではなく「貸与金」だと聞いて、とても驚きました。かつての給費制が貸与制になった理由の一つには「研修生に国が給料を払うなど。国民の理解が得られない」というものがあると聞いています。しかし、私を含め、多くの国民は、司法試験に合格して研修している人のお金が「貸与」だというほうが理解しがたいと思います。実際、周りの知人に聞いてみましたが、みな貸与制については驚いていました。辛い人を助けるには、ある程度自分自身に余裕が必要だと思えます。自分の経済状況にさえ不安を感じるような中で研修を強いられた人が、本当に依頼者に寄り添ってくれるほうりつかなれるのでしょうか。それに、医師国家試験に合格して研修医をしている人にお給料を払っていることは問題とならないのになぜ司法修習生についてだけそのような議論がされているのでしょうか。「国民」は本当に、研修生に給料を払うことを不当だと思っているのですか。私が不勉強だっただけかもしれないませんが、私のような他業種の間にも広く周知徹底して議論を行わないまま、「国民の声」といっているのであれば憤りを感じます。</p>
744	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制を復活させるべき(合格者が1500人であれば給費制の維持が可能という話を聞いた。仮に500人にしなければ給費制が維持できないというのなら、貸与制もやむを得ないかもしれないが、1500人にして給費制とすべきであると思う。) (理由)私は、司法試験を目指しているが、家庭の事情から金銭的余裕がなく、ロースクールへの進学は不可能であるため、現在働きながら予備試験を目指している。しかし、予備試験・司法試験に合格したとしても、弁護士としての就職は年々厳しくなるばかりだと聞いている。特に、私のように年齢がかさんでいるものにとって、就職活動は相当に厳しいものになると思われる。それだけでも悩みの種であるのに、更に司法修習の資金が貸与となってしまえば、返せるあてのないまま借金をすることとなり、精神的負担は著しい。最近では、司法試験を諦めようかとさえ考えている。法曹養成検討会議では「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように」検討するとしているが、そうであるならば「貸与制を前提とした上で」考えること自体が本末転倒であると思う。予備試験制度ができた今、私のような経済的に余裕がない者が司法試験を目指すにあたっての最大の問題点は、ロースクール制度(期間・学費)などではなく、司法修習が貸与制になった点にあるということ、十分認識していただきたい。</p>

745	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制を復活させるべきである。少なくとも、貸与に伴う制度設計がきちんと整っていない(3の理由欄参照)時点で貸与制を実施すべきではない。</p> <p>(理由) 修習が始まって、これまで社会保険で親の扶養となっていたのが、自ら国民健康保険に入らなければならないこととなった。定期的に振込みがあるとはいえ、「給料」ではないのに、なぜ扶養から出なければならないのだろうと思い、電話で問い合わせたところ、「貸与であるといっても、定期的に手に入るお金があるので、扶養からは外れることになる」との答えだった。しかし、たとえば、1年分の修習資金と同額の借金を一括で借り入れたとしたら、扶養から外れることはないのではないかと。同じ額を借りることに変わりはないのに、分割でもらう場合は定期収入だから扶養から外れるというのはおかしい気がした。しかも、その一方で、クレジットカード審査では「貸与金は収入ではない」という理由で審査に落とされるのである。保険では「収入あり」として保険料を負担させられる一方、カード会社には「収入なし」とされてカードを作ることもできない。この不平等な取り扱いには納得がいかなかった。このように周囲に対応にばらつきが生じるのは、貸与制下での貸与金の取り扱いについての議論すら定まらないまま、制度だけを導入してしまったことにある。国家の財政上、貸与制にすることがやむを得ないというのなら、せめて制度設計はきちんとして欲しい。</p>
746	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。</p>
747	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容) 法科大学院は廃止し、受験資格は従前制度に戻す。2 司法研修所の研修を2年間とし、給費制とすること。</p> <p>(意見の理由) 1 現行制度は経済的に恵まれない者を法曹から締め出すもので、優秀で気骨のある人材を逃がしている。これでは、裁判官、検察官を含む法曹の質は低下するばかりである。2 兼業を許さない司法修習先に給与を払わなければ、試験に合格しても修習生となれない者が続出する。国の責任において法曹を養成すべきであり、従前の制度はその自覚から給費されていた。</p>
748	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容) 1、法曹人口について、司法試験合格者を年間1000人程度とすべき。2、司法試験受験資格は大学卒業だけでよい。司法修習を2年とする。</p> <p>(意見の理由) 1、法曹人口は、仮に合格者数2000人としても増え続ける、法律事務所に就職できない合格者がふれることは好ましくない。2、法科大学院制度は経済的に豊かでなければ入学できない制度であって、問題も多い。</p>

749	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容) 1、受験資格は大学卒で足りるとし、法科大学院卒業の要件は受験科目一部免除要件に変更する。2、合格者数を1000人とする。3、貸与金を給付制に戻し、前期修習を復活させる。</p> <p>(意見の理由)1、法科大学院制度が新規参入制限になるのなら、要件からははずすべきである。一方で法科大学院がこれまで培ってきたノウハウを無にするのも得策ではなく、会計大学院と同様に科目免除要件にするのが妥当である。2、現状でも1000番以降の合格者の法的知識にはやや問題があるといわれている。3、合格者数を1000人にとどめるのなら貸与制を維持する理由はなく、多様な人材の参入を促すためにも給付制に戻すべきである。加えて司法修習は、法曹の質を向上するもので、社会全体に貢献しているので税金でまかなう正当性を有する。1年では短い。</p>
750	5/7	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)1、法曹人口3000人は廃止し、人口を約1000人にすることが望ましい。2、法科大学院を5年後に廃止し、旧来の司法試験に戻す。</p> <p>(理由)(1)3000人を撤回しても今後2000人でも職にあふれた無資格者が増え続ける。このようなことは、絶対避けるべき。(2)金持ちでないと法科大学院に行けないし借金を重ねて無資格者となることはどのように考えても有害無益である。(3)法学部の教育に法科大学院の教材を使う。</p>
751	5/7	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)「地域における福祉や教育等の様々な分野に着目しか活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」としていますが、もっと具体的に国家機関や地方自治体が慣用すべきであり公務員に法曹企画者の採用枠を増やし財源の確保について政策的措置が必要である旨を明記する必要があると思います。</p> <p>(理由)地域における福祉政策については高齢化が進み、現状青年後見人など司法の手助けを必要としている人が増えているし、今後もますます増えていくと想像出来る。教育の分野でも学校でのいじめ・体罰・児童虐待など多岐に亘り問題が深刻になってきており、国家機関や地方自治体が主体的に関与すべきであり公務員に法曹資格者を採用し、配置し活用することは重要である。特に司法過疎を避けるためにも地方自治体への配置は最も重要であると考えます。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し定期的に検討すべきであるとしている点について、誰がどのように検討するのか、責任を負うべき主体や検討に参画すべき機関などを具体的に提言すべきと考えます。</p> <p>(理由)新人弁護士が就職難などにより実務経験。能力が不足した弁護士が社会に多数増えているとするならば当面合格者数を1500人に減員しても「就職難」の問題の抜本的解決にならないのであり、継続的に検討すべき課題であると思います。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)「通常の大学院生と比較しても相当充実した支援がされている」としているが授業料の額が他の大学院よりも「相対的に高額」であること自体が問題であり授業料による負担がより軽減されるような公的支援がされるべき事を明記すべきと考えます。</p> <p>(理由)「給費制」がなくなり、司法修習生は無収入で貸与しか受けられないことになる経済的に余裕のある人しか法曹を目指せない制度になってしまうのではないかと想像します。国民に身近で頼りがいのある寺室を実現するためにも。社会に真のコンプライアンス体制を確立させるためにも、質の良い人材を育成することは必須であり、司法制度を支える法曹を育成する責務は国家にあることを確認すれば当然に「給費」により育成すべきと考えます。</p>

752	5/7	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給費制にすべきだと思います。最低でも、給費制と貸与制を併用すべきです。</p> <p>(理由) そもそも、研修期間だからといって給料を払わない企業があったら違法なのに、司法修習生だけ給料がもらえないというのは意味が分かりません。大学、大学院と借金をしている人が多い中、司法修習でさらに300万円の借金を強制するのはあまりに酷すぎるのではないのでしょうか。そこらへんの多重債務者よりもよっぽど多い借金をしている人もいるそうですよ。</p>
753	5/7	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給費制を復活すべきだと思う。</p> <p>(理由) ロースクール在学中のしゅうぴに加え、司法修習中の生活費も負担しなければならないとなれば、法曹志望者は減り、特に有意な人材が他の業界に流出するであろう事は目に見えています。法曹は司法制度の根幹部分であり、司法制度が国のインフラである以上、法曹の質を保つため国の予算を投資することは当然のことです。弁護士は確かに公務員ではありませんが、弁護士法によるものをはじめとして種々の義務を負っており、単なる私人として考えるべきではなく、「法曹」という社会的インフラの重要部分と見るべきであり、「弁護士になる修習生が多いから貸与制にする」という意見は間違っていると思います。</p>
754	5/7	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 修習費用が貸与制になってから、司法志願者が激減しています。経済的負担を理由に法学部の進学をやめたり、進路を変更したり、司法試験に合格しても修習に行くことを断念したり、また生活費を切り詰めても必要な本が買えなかったり、食事を削って体調を崩すという事態も起こり、十分な修習ができないという声もあります。財政難の時であっても修習期間中の必要な費用や、生活を保障することは、質の高い司法制度を構築するためには、必要不可欠です。市民のニーズに応えられるよう、司法制度の担い手である法曹を養成することは国家の責任です。</p>

755	5/7	第3	法曹養成制度の在り方	<p>(意見)法科大学院に対する補助を一切取りやめ、他の有意な事業など(法テラスの立替援助を給費にする。面会交流の実効性を確保するような環境整備等)に予算を振り分けるべきである。</p> <p>(理由)ア法科大学院修了者の大半は法曹となっていないこと。法科大学院修了者の司法試験合格率は、20%台にとどまっており、合計3回以内に司法試験に合格する者は50%に満たないものと思われる。そうすると、法科大学院修了者の半数以上は、法曹にはなっていないということになり、法科大学院補助のための血税は大半が無駄となっているということになる。</p> <p>イ 法曹の需要はそれほどないこと、最近、弁護士の就職難が深刻化している。需要があれば、就職難が生じるはずもなく、国家による多額の税金をつぎ込んで、なぜ、無駄な人員を養成しているのか、全くもって理解に苦しむ。</p> <p>ウ もっと有意な税金の使い道が考えられること。以上の通り、無駄な法曹養成に多額の予算を充てることは無駄以外の何物でもない。私達はDV被害者などの支援などを行っているが、DV保護命令の申立、その後の離婚について、弁護士の補助を受けることが多い。その際に、法テラスを利用することが多いが、法テラスの代理援助事業が、立替でなく、給費であれば、より使い勝手が良くなる。また、法テラスでは収入要件があるが、DVの性質上、生活が一変させられ、収入要件を満たさない方も弁護士費用を用意できない場合がある。このような緊急案件にも、対応できるよう、法テラスの予算を増大していただきたい。また、未成年の子が在る場合の離婚の際には、面会交流は尊重される。裁判者などで合意しても、親権者の負担を少なくしつつ面会交流を確保するような組織等は、釧路のような都会とは言いがたい地域では整備されていない。面会交流をきっかけに、不本意ながら、元の鞘におさまるような事案もあり、親権者が相手方とほとんど接触することはなく、面会交流を実施することができるようなことができるような組織の整備に予算をかけるべきである。</p> <p>エ 以上のとおり、現在の法曹養成制度は、必要もない人員(弁護士)の養成のために、あまりにも無駄な支出をしているので、即刻そのような無駄な制度は改め(合格者を絞り、以前の制度のように誰でも司法試験が受けられるようにし、合格者に研修費などの費用を割くべきである。)、現在の無駄な予算を、他の例えば、法テラスの代理援助事業を給費制にする、面会交流の実効性を確保する組織を整備するなどの有意な事業に用いるべきである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)年間500人程度等、現状よりもかなり減らす数値を設定すべきである。</p> <p>(理由)上記のとおり、弁護士の就職難が問題となっている。また、法科大学院の入学者は毎年激減しており、法曹志願者が激減している。加えて、最近では、弁護士の質の低下が叫ばれ、弁護士の質の確保のために自然淘汰がなされるべきであるなどという意見も耳にする。しかし、法曹志願者を多く確保できなければ、選抜する母体が小さくなりすぎ、それ自体で、法曹となるものの質の低下は懸念される。多くの時間と労力をかけて資格をとっても、就職もおぼつかないのであれば、志願者が激減するのは当選であり、法曹の魅力を確保するためには、増えすぎてしまった法曹人口が落ち着くまで、司法の合格者の数を絞るほかない。私達もDV被害者等を支援する関係上、弁護士と付き合いがあるが、質の低下により弁護士と名乗っていても最低限の質が期待できないというのであれば、DVという取り扱い業務の関係上、困惑するほかない。市民の立場からすれば、どの弁護士が優れていて、どの弁護士が今一なのかということとは分からず、弁護士と名乗る以上は一定の能力は確保されていて欲しいものである。また、自然淘汰ということについては、一般市民が一生のうちに1回あるかないかの弁護士の依頼の際に、はずれを引き、これは自然淘汰の過程であるからしかたがないと言われても到底納得できるものではない。弁護士が市場を去る際に、ただで市場をさるはずもなく、弁護士が自然淘汰される際に横領のような被害に巻き込まれる懸念すらある。数の確保も重要であるが、それ以上に、質の確保が重要で、市民が弁護士に辿りつきさえすれば、能力を疑うなど余計な詮索なしに安心して依頼できるように質を確保すべきである。</p>

756	5/7			<p>(意見の趣旨)①法曹人口増員のペースを大幅に緩め、司法試験年間合格者を1000人程度とするべきである。(下記第1項、第2項、第3項1(2)ア、同4(2)、同5)②法科大学院制度を廃止すべきである(法科大学院そのものをなくすか、仮になくさない場合は少なくとも司法試験受験資格から法科大学院修了を外すべきである)。(下記第3項1(1)イ、同2、同3)③仮に法科大学院制度を廃止しない場合は、予備試験を大幅に拡充し、むしろ予備試験を本流とするべきである。(下記第3項3)④司法修習において、前期修習を復活させるべきである。(下記第3項4(1))⑤司法修習生への給費制を復活させるべきである。(下記第3項1(2))⑥法曹養成プロセスにおいて、双方向性議論の偏重、書面作成能力軽視は改めるべきである。(下記第3項1(1)ウ)⑦法曹養成制度検討会議のメンバー中に法曹実務家を増やし、また座長を法曹実務家にすべきである(下記第3項1(1)ア)</p>
	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方		<p>1「取りまとめ」本項の概要「取りまとめ」のうち本項の概要は、以下のとおりです。①企業、国、地方自治体において法曹有資格者の採用に期待する。②福祉分野等について法テラスの常勤弁護士を活用する。③刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生の充実強化④国際案件処理についての能力向上・海外展開。 2 意見(1)はじめに上記1①～④のいずれも、「活動領域の在り方」などと銘打って大々的に取り上げ、法曹人口や法曹養成制度の急激な大変動を正当化しうるような実態はないと思われます。これらの理由により、法曹人口を急増させたり、法曹養成制度を従来のものから大幅に変えたりする必要があるものでなく、また法曹人口の急増を吸収で切るものではありません。現実の需要がなく、需要が増えるとの主張にも根拠がないため、法曹人口の増員ペースは大いに緩めるべきです(下記第2項)以下で「活動領域」とされるものそれぞれについて述べます。 (2)企業、国、地方自治体(上記1①)について。企業、国、地方自治体での法曹有資格者の活用(上記1①)といっても、少なくとも地方の中小企業にはそのようなニーズ(経済的な裏づけがあるニーズ)はほとんどありません。仮に国、地方自治体、大企業にはそのようなニーズがあるとしても、法曹人口の急増の吸収に寄与するかは強い疑問があります、いずれにしてもそのようなニーズの主たるものは東京などの大都市圏の (3)福祉分野、刑務所出所者等(上記1②③)について。福祉分野、刑務所出所者等について(上記1②③)は、適切に取り組まれれば大いに結構ですが、法曹人口、法曹養成制度の変化とは無関係です。このような分野への取り組みは、司法改革以前から既に弁護士会や法律扶助協会が行っており、司法改革とは無関係に、国がそれを財源的にバックアップすれば拡大できた事項です。むしろ司法改革により、収支の見合わない手弁当での人権活動、福祉活動をするだけの経済的余裕が個々の弁護士から奪われつつあります。 (4)国際案件(上記1④)について。国際案件処理(上記1④)は、これも司法改革以前から進められていたことで、これについて法曹人口、法曹養成制度の急激な変化がなぜ必要であったのか、わかりません。国際案件処理その他のいわゆる渉外事務所が取り扱っているような業務の拡大の必要があるのであれば、それを扱う別個の資格を弁護士資格とは別に設ければよかつたのではないのでしょうか。「弁護士の活動は法廷に留まらない」との標語を聞いたたびにそう思います。異なる分野の能力が必要とされる業務の担い手を、ひとまとめに「弁護士」として要請して急増させる必要はありませんでした。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「取りまとめ」は「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され」とされていますが、社会の多様化・複雑化といった抽象的なものではない、具体的根拠はなんでしょうか。3000人という数値目標が現実的ではなかったと自認されているのであれば、そもそも法曹の需要が今後も増加していくとの予想は現実的であるとの根拠はどこにあるのでしょうか。また「取りまとめ」は、「このこと[法曹人口の大幅な増加]を含めた司法制度改革によって、弁護士が1人もいない地域がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなった」とされていますが、これは日弁連の基金による公設事務所の設置・拡大と、派遣された弁護士の努力に負うところが大きいでしょう。法曹人口の急増のおかげとするのは事実の歪曲だと思います。上記第1項において述べたと同じく、現実の需要がなく、需要が増大するとの予測にも根拠がないため、法曹人口の増員のペースは大いに緩めるべきです。具体的な数値としては、法曹人口が漸増する程度の同格者と考えると、年間の司法試験合格者数は1000人とするべきです。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>ア実務の軽視への疑問(従来のプロセス破壊)「プロセス」としての法曹養成としては、従来から、旧司法試験のための勉強、合格後の司法修習、その後のOJTが機能しており、まさに実務に即したプロセスによる養成が行われていました。それを、法律基本科目の軽視と受験指導の事実上の禁止、前期修習の廃止と修習期間短縮、就職難などによって破壊してしまったのが、新たな法曹養成制度だったと言わざるを得ません。法曹養成制度を議論するうえでは、法曹実務がどう動いていて何が求められているかが大前提であるはずなのに、なぜ法曹実務家でない方々の意見により法曹養成制度検討会議の動いているのでしょうか。法曹養成制度検討会議のメンバーの中に法曹実務家を増やし、また座長も法曹実務家とすべきです。</p> <p>イ法学分との関係についての疑問 私が、法科大学院出身の今の修習生に、法科大学院で法律基本科目はどのような内容を教えているのかを聞いてみると、口々に、「法学部と同じ内容を教わっている」「教員たちは『学生のレベルが低いからこのレベルからしなければならぬ』と言う」、との答えが返ってきました。それなら、法学部と法科大学院はどちらかは要らないということになるでしょう。学部卒業生のレベルが低いと言うのなら法学部教育がうまくいっていないとの結論になるはずなのに、同じ教員が同じノウハウで教える法科大学院がなぜ法曹養成に適していると考えられたのか、著しく疑問を感じます。上記アで述べた従来型プロセス(旧司法試験・司法修習・OJT)を復活させるべきであり、法科大学院制度は廃止すべきです。</p> <p>ウ双方向性議論の偏重、書面作成能力の軽視への疑問 また「取りまとめ」では、法科大学院における「ソクラティックメソッド等による双方向性の議論」を「優れた教育」と評価されていますが、とある法科大学院の授業を見学したところ、残念ながら時間・費用が著しく浪費されているとの強い印象を持ちました。見学した授業では、事例に現れるその法分野の基本的事項に関し、学生側には基本的知識が不十分で、にもかかわらず教員側は教えるのではなく議論によって一定の結論に導こうとしているため、教員はひたすら誘導し、学生はひたすらの外れな答えをするというやり取りが数十分にもわたって続きました。さらに、法科大学院に対して考案練習、添削を控えるように指導されているようですが、卒業生は口々に、「アウトプットの仕方を最初に教えてほしかった。最終的にどのようなものを作るとわかっている方が、インプットもしやすかったと思う」と述べていました。法科大学院制度は廃止すべきですが、さらに、新たな法曹養成のプロセスにおいても、双方向性議論の偏重、書面作成能力軽視は改めるべきです。</p>

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹 多様性の確保	<p>ア 法曹志願者減少の原因について法曹志願者の減少については、他の人からも同様の意見が殺到すると思いますが、合格率が低かった旧試験時代も大量の志願者がいたことを考えると、志願者減少の本質的な原因は、数年間の法科大学院課程を強制し、合格しても就職が困難で、就職できても弁護士業界全体の経済的基盤が脅かされていることにあると考えられます。司法試験合格率をどうにかすればとか、司法修習生への経済的支援をどうすると言ったレベルの問題ではありません。司法修習生への給費打ち切りは、上記のような本質的な原因による志願者減少に、さらに拍車をかけているといった位置づけになると思います。今の制度であれば、法曹志願は将来への不安が極めて強く、私が学生であっても決して志願しません。</p> <p>イ 法曹志願者の経済的負担について。法曹志願者の経済的負担については、これも同様の意見が殺到すると思いますが、司法修習生への給費打ち切りは、上記のような本質的な原因による志願者減少に、さらに拍車をかけていると思われる。法科大学院制度をなくせば、財政上、法科大学院への補助金分が浮いて司法修習生への給費に回すことができ、かつ法曹志願者が法科大学院課程修了を強制されることによる学費・生活負担をなくすことができます。給費制の復活を求めます。</p> <p>ウ 意見、上記ア、イを踏まえ、法科大学院制度の廃止(法科大学院自体の廃止または少なくとも司法試験受験資格からの削除)、司法試験合格者の大幅減、司法修習生の給費制復活が必要と考えます。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定 員、設置数、認証評価	<p>ア 法科大学院が目指すという双方向授業が、時間と費用の浪費と言わざるを得ないことは上記1(1)のとおりであり、「教育の質の向上」といっても方向性が誤っていると思われる。そもそも、法科大学院制度が存在すること自体が、法曹志願者減少、現在の法曹志願者の経済的負担の大きな原因になっていることは上記1(2)のとおりです。法科大学院制度の廃止が望まれます。</p> <p>イ 全般的に、基本的知識や書面作成能力の習得、そのための暗記、反復的練習と言った手法が軽視されているように思われますが、これらは法律実務家の基礎をなすものです。これらが欠けた実務家が相手方になっても、弁護士として全く怖さを感じません。これらの意義を改めて見直すべきです。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>法科大学院制度自体の廃止がのぞまれていることは上記(1)の通りですが、そもそも、法学未修者が1年間で既習者においつけるかのような制度設計自体が、著しく合理性を欠き、実態を全く見ないものだったと言わざるを得ません。学者も、法律実務家も、法学・法律がそのような簡単なものだと考えていないと思いますが、なぜこのような、自分たちの専門分野を貶めるような制度になったのか、本当に不思議です。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>仮に当面、法科大学院生度を廃止しないのであれば、予備試験制度が拡大されるべきです。他にも同様の意見が殺到していると思いますが、司法試験は法律実務家としての基礎的能力の有無を判断するものであって司法試験合格者は基礎的能力を備えていると認められるものですから、予備試験合格者の司法試験合格率が圧倒的に高いことは、法科大学院課程を修了せずとも法律実務家の基礎的能力を備えることができることの証左です。これに対し、予備試験ではなく法科大学院課程修了を本流と位置づける論拠として、「法科大学院のプロセスとしての教育」が挙げられますが、その「プロセス」の成果は実証されたものではなく(上記1(1)、同2(1)のとおり私は極めて否定的です)、上記のような圧倒的な合格率の違いの前には、論拠として不十分です。以上により、法科大学院課程は法曹としての能力養成に必要なものとはいえ、仮に法科大学院生度を残すとしても、予備試験は拡充し、むしろ予備試験を本流とするべきです。</p>

		第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	法科大学院があることを理由に前期修習が廃止されたのですから、法科大学院をなくして前期修習を復活させて頂いた方が、ただでさえ短くなった実務修習の時間をさらに削って合同での起案指導をしなくてもよいと思います。前期修習の復活を強く求めます。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	「取りまとめ」では、「司法修習は、新しい制度の下で修習期間が短縮されたことなどから、実務に即した教育を行う課程として、より密度の濃いものとするための工夫が求められて」いるなどとされています。弁護士修習に付いて、当たり前のように弁護士会、個々の指導担当弁護士に負担を求めています、しかし、そもそも弁護士には自営業者としての競争を促し、経済的基盤を脅かしておきながら、公益活動、修習生や新人・若手弁護士の教育については先輩弁護士の犠牲的精神をあてにしているという制度設計はいかがなものでしょうか。多くの弁護士は、納得のいかない気持ちを抱えながらも、なおやむを得ず犠牲的精神を持って公益活動、後進の指導にあたっているのが現状です。司法試験合格者像に伴う司法修習生の増加が、弁護士修習を受け入れる弁護士会の負担をさらに増しています。このような観点からも、司法試験合格者数の大幅な減員(具体的には1999年以降の年間1000人)を求めます。
		第3 5	継続教育について	法曹となった者に対する継続教育は、弁護士会がこれまでしていた研修の拡充として位置づけられると思われませんが、今後、弁護士の経済的基盤の沈下、弁護士の意識の変化の中で、弁護士会がこれまでのような資金・マンパワーを持ってそのような研修を実施できるかは疑問があります。私は弁護士会の研修委員会の副委員長をしておりますが、研修の実施には、資金とマンパワーが必要です。弁護士会の資金は高額な会費によって支えられていますので経済的基盤の沈下の直撃を受けます。また弁護士会のマンパワーは、基本的に会員様の善意、ボランティア精神と、「これまでお世話になったからお返しをする」という意識に支えられていますので、経済的基盤の沈下や、意識の変化が弁護士会のマンパワーを失わせる危険があります。上記4(2)と同じく、弁護士会には自営業者としての競争を促し経済的基盤を脅かしておきながら、公益活動、修習生や新人・若手弁護士の教育については先輩弁護士の犠牲的精神をあてにしているという制度設計は不合理なものと言わざるを得ません。私も、弁護士会での研修の実施において、このような矛盾を感じています。競争相手となるはずの後輩を熱心に育てる」というこれまでの弁護士業界におけるよき習慣は、少なくとも当地では今はかろうじて保たれており、私も今のところがんばっているつもりですが、これらは今後、司法改革によって破壊される危険があります。このような観点からも法曹人口の急増方針は改、司法試験合格者数の大幅な減員(具体的には法曹人口漸増となる年間1000人)を求めます。
757	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の待遇について、貸与制ではなく、給費制にしてください。 (理由)私はDVIにあった女性や子供たちの支援をするNPO法人の代表をしています。当事者の法律相談を聞いてくれている弁護士さんに確認したら昔は修習生は、2年間弁護士になる勉強に専念する代わりに、国家公務員として給料を支払われ、健康保険や年金にも加入させてもらっていたと聞きました。その代わりに、公的な活動や公的な裁判にも弁護士も多く関わっていたと聞いています。国も財政が厳しいのかもしれませんが、そんな大事なところを削って、たくさん弁護士の数だけ増やしても、弱い人の立場に立って、あまりお金にならなくても頑張ってくれる弁護士が増えるとは限らないと思います。

758	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習生への経済的支援は、貸与ではなく、給費であるべきである。</p> <p>(理由) 借金しなければ弁護士になれないとなれば、金持ちしか弁護士になれなくなり、経済的に厳しい家庭の人等は弁護士になれなくなります。そうなれば、多様な人材が弁護士となることは難しくなると思います。多額の負債を抱えては、困った人に手弁当で助けて弁護士がいなくなるのではないかと思います。さらに、借金返済のために本来訴訟等に適さない事件でも訴訟を提起してくる人が出てきて、アメリカのような訴訟国家になるのではないかと不安です。</p>
759	5/7	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 収集費用は貸与制にすべきです。</p> <p>(理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任だと思います。司法修習生が修習に専念できるよう国家が修習期間の生活を保証するのは当たり前だと思います。</p>
803	5/8	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見) 枠囲みに「地方の法科大学院は、公的支援の見直しと組織見直しの促進の対象としない。国は、地方の法科大学院に対し、当該法科大学院が立地する地方・地域の特性を踏まえた配慮と支援を行う。」との文章を追加するとともに、検討結果に「地方の法科大学院は単なる数字のみによって計ることのできない役割を担っている。このため、司法試験合格率、入学競争倍率、定員充足率等の数字を基準に公的支援の見直しの対象とするのは適当ではないし、組織見直しの促進の対象とすべきでないことはいうまでもない。」との文章を追加するべきである。</p> <p>(理由) 本年(平成25年)3月29日、「山陰法科大学院支援協会」が設立されました。これは、山陰地域唯一の法科大学院である山陰法科大学院(正式名称「島根大学大学院法務研究科法曹養成専攻」)が、現下の困難な情勢のなか存続・発展し、地方の大学のもつ教育・研究機関として地域の課題を担い、地域の期待に応え、その役割を果たすことができるよう、同法科大学院への組織的な支援活動を行う目的で設置されたものです。今日、高等教育機関が都市部の大学に過度に集中し、山陰地域の家庭は子弟の学資・生活費面で高額な経済負担を余儀なくされています。これまで、山陰法科大学院は、地元である山陰両県の住民に対し、法曹養成のための専門教育を受ける3年間だけでなく、修了後の5年間についても、経済的に安心して学習に打ち込むことを可能にする機会を保障してきました。この役割は今後とも維持発展させるべきものです。島根大学をはじめとする地方の大学が、21世紀の社会に求められる地域の生涯学習との拠点としてのみならず、幅広い職業人養成教育とあわせて高度専門職業人養成教育の機能を担うことは、これからの日本の地方発の新しい展開にとって、一段と重要性を増しているといわねばなりません。</p> <p>現在、地方の法科大学院は、いずれも入学者の激減や司法試験合格率の低迷に頭を悩ませています。しかし、裁判官・検察官の採用数を増やすこと、弁護士を積極的に公務員などとして登用し、活動領域を拡大することで、全国的な法曹志望者の減少を食い止めることができます。また、大都市圏に集中する入学定員を削減することによって、すべての法科大学院について、入学定員に照らし適正な入学者数を確保することができます。そして、司法試験の内容を、法学既修者に有利なものからの改善を図ることにより、法学未修者であっても短期の合格を視野に入れやすくなります。こうして、地方の法科大学院は現下の困難から立ち直ることが可能です。これらの施策は、国・政府でなければなし得ないことはいうまでもありません。山陰法科大学院は、山陰地域の法曹養成教育の拠点(センター)であり、地域の宝です。また、地域においては、私たち支援協会を中心に、山陰法科大学院をしっかりと支えていきます。国・政府におかれては、地方の法科大学院を支援する方針を明確に打ち出し、国民の生活と未来に責任をもって所要の施策を実施されるよう期待しています。</p>

804	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を前提とすべきでなく、給費制を前提とすべきである。 (理由)合格するまでの学費・生活費、修習地での移動費、生活費、就職活動に伴う費用、リスク等を考慮するとき、貸与制を前提とすること自体が、経済的事情によって法曹への道を断念させる事態を招くと思います。例えば、東京で就職を希望している人が九州等の修習地となれば、貸与制の下では東京での就職見込みが出費との関係で絶望的になる等、将来の見通しが全く立たない等ことが明白な状況下では、法曹への道を断念せざるを得ないと思います。
805	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活と貸与制返還義務の免除をお願いします。 (理由)司法修習地が実家からかけ離れた件であり、引っ越し費用、帰省の交通費がかさみ、生活費が苦しかった。今後も安定した収入が得られるかわからないため、借金があるだけで毎日不安に思う。64期との不公平さを感じる。
806	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすべきである。 (理由)・望まない修習地に飛ばされた者は、実務修習のため、集合修習のため、就職のため、1年のうちに3回もの引っ越しをするという異常な状況を強いられる。また、就職活動のために多大な支出(交通費、宿泊費)をしなければならない。どころか、時間的・経済的制約のために満足な就職活動さえできない。法律家になるためにこのような負担をし、また望む地での就労をかなえられないというのは、職業選択の自由を制約するものである。そのような制約を軽減するものとして、給費が必要である。また、修習生を各地に派遣するというのは国の政策、事情によるものであるにもかかわらず、その負担を修習生個人に負わせるのはおかしい。・法科大学院に行くために借金をし、修習のために借金をし、多重債務であるにもかかわらず労働を禁止されているのは、どう考えてもおかしい。
807	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきである。 (理由)大学、ロースクールとすでに奨学金の借金をしており、それに加え修習生になっても300万円の借金を重ねなければならないのでは、意欲をそぐことになるし、法曹になった後も、借金を返すだけの人生を送ることになってしまう。
808	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきである。 (理由)私は給費をもらっていたが、仮に貸与制であったら平穏な気持ちで修習を行えなかったであろうことは容易に想像できる。修習に専念するには、経済的不安を取り除く必要がある。加えて、ロースクール制度のもとでは借金を抱えて修習に入る人が多く、貸与制で更なる借入れを強要すべきでない。金持ちしか法律家になれないなら、偏った法律家ばかりにならないか。
809	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制は復活すべきである。 (理由)法科大学院の学業等により借金をせざるを得ない状況の中でさらに貸与制により負債を負わせることは、法曹志望者を減少させ、国家権力に立ち向かえる法律家を減少させる点で、国民全体の利益にもとるものとなると考えるから。

810	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習は、実務家になる上で不可欠の過程です。 (理由)実務に出てまだ4ヵ月ですが、日々そのことを実感しています。自分が将来就く分野の修習が役立つのはもちろんですが、それ以外の分野の修習の意義はきわめて大きいです。裁判官・検察官の職務内容や思考を知らずして弁護士は務まりませんし、その逆も然りだと思えます。有用な人材を育てるために、国が金を出すのは当然ではないでしょうか。また、新65期の自分としては、新64期以前との格差があまりに大きいことに不公平感を禁じ得ません。
811	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官、弁護士、検察官の需要を検討し、その需要を最優先とすべきです。行政や会社等に無理に広げることは弁護士の独立を害します。
		第2	今後の法曹人口の在り方	裁判官、検察官の採用人数が増えない以上、法曹人口を増やせば増員された分は弁護士になる途がほとんどです。弁護士になっても仕事がないのが現状で、このままでは法曹を目指す人が減少していくのはロースクールの入学者が激減していることから、明らかです。合格者数を1000人以下にすべきです。
		第3	法曹養成制度の在り方	法曹一元制度は司法制度の円滑な実現のために必要な制度です。司法修習の充実を図るべきです。
		第4	その他	最近、弁護士や裁判官の若手と思われる人々に、法的知識の欠如を感じます。一度の筆記試験だけではなく、口頭の試験も復活させるべきだと思います。法曹の質についてロースクール制度になってから全くメリットが感じられません。
812	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を維持(貸与制を改める)すべきである。 (理由)法曹の仕事は、人権を擁護することによって、社会正義を実現し、社会・国家の安定に寄与するものである。公的な仕事であり、「賃仕事」や「儲け仕事」ではない。法曹のこうした任務を果たす精神を養うためには、国費をもって養成することが必要である。司法修習制度は、法曹養成のための中核であり、修習に専念させるため、地位を安定させ、給費を与えるべきである。法曹は、各分野で活動するが(司法界は当然として、経済界、そして政治の世界)、その基礎は社会正義を実現するという精神であり、バランス感覚である。司法修習生に対する経済的支援は、給費制によるべきである。
813	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制廃止させないで下さい。 (理由)司法は国民の命や生活を左右するものです。アルバイトも禁止されている中で修習生を専任する為には給費は必要です。復活させて下さい。

814	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。市民のニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには、司法修習が必要です。そうである以上、弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は、国家がおこなうべきです。
815	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきだと思います。 (理由)法律家になった時に借金をせおっていることは、自分の正しいと思う活動ができないと思います。また、お金がない人は法律家になれないということになるのは、おかしいと思う。貧しい人の弁護も引きうける弁護士になろうと思っても、自分がお金がない為に借金をせおって弁護士になるようでは、その後の弁護士活動ができないのではないかと思います。国民のための法律家を育てるのは、国の責任だと思う。
816	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用を給費制にすべき。 (理由)お金がないと法律家になれない制度はおかしい。一般的な生活や考え方を理解できる人間が法律家になり、国家権力に立ち向かい熱意を持って裁判のできる若い弁護士を育てていく事が必要だ。
817	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法修習生を修習に専念させてあげてください。修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠です。
818	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制でなく給費制にすべき。 (理由)借金をしなければ法律家になれない制度では、お金持ちでなければ法律家になるなど言わんばかり…。弁護士になったら借金がすぐに返せる時代でもないと思う。熱意ある弁護士がお金のためにあきらめてしまうのではないかと心配。安心して依頼できる弁護士を育てるのは国民の為に必要。その為にも国が責任をもって給費制を復活させるべきです。
819	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にしてください。 (理由)充実した修習を行わせるために司法修習生には、修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務が課されています。このような義務の下、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理です。
820	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要だと思います。給費制を復活させることが大事だと思います。

821	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にするべきだと思います。 (理由) 法律家になるためには、大学卒業後にロースクールに通わなければいけないため、学費、生活費、書籍代がかかります。もし貸与制になったら、司法修習生の借金の額が増え、修習に専念できないのではないかと考えます。だから、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要だと思います。
822	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) 貸与制では、就職と同時に多額の借金を背負うことになり、富裕層しか法曹を目指せなくなってしまう。法曹を目指すどんな人にも充実した司法修習を提供するためにも、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠である。
823	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 法曹の経済的負担を減らすために、修習費用の貸与制を今一度見直すべきだと考える。 (理由) 今、法律家になるためには大学卒業後にロースクールに通い、司法修習を受けて、司法試験を受ける必要がある。貸与制になれば司法修習生の借金の平均額は600万円と言われている。これでは、親が裕福でなければ法律家を目指すのは難しくなり、多くの法律家が借金を抱えた状況から始めなくてはならなくなる。その上、働き口が減少していて不安定な法律業界を目指そうという人はますます少なくなる。このままでは「質量ともに豊かな法曹の確保」は厳しくなり、また国民が弁護士を選択する際の選択肢などが減り、よりよいサービスを受ける可能性も小さくなってしまう。そうならないためにも、貸与制と給費制どちらにするか検討すべきである。
824	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 多様な出身の弁護士確保のため、司法修習生の費用の貸与制を給費制に見直すべきと考えます。 (理由) 弁護士等の大幅な確保を目指した司法改革も、順調にっていない現状があります。そのような中、国民の権利を守るためには、多様な出身の弁護士が必要だと考えます。そのため、司法修習生のときには是非、給費制にして、弁護士を目指す人が法科大学院時の学費も含め安心して学べる環境を作る必要があると考えます。
825	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制度を復活させて欲しい。 (理由) 経済的理由で弁護士になれる人材に限られてくるのは、もったいないことだと思う。有能な人材または意思が強いものが法曹として活躍すべきだからだ。
826	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) 修習費用が貸与制だと、経済的負担が大きいと、経済的理由で修習を断念せざるを得ない人が出てきてしまい、多様な人材が確保できなくなってしまうと思います。法的サービスの低下を防ぐためには、修習費用を給費制にして、様々な人材が修習ができるようにする必要があると思います。
827	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 弁護士の方々のお話を聞き、給費制が必要なのではないかと感じました。 (理由) 私は今回、弁護士の方のお話を聞き、司法修習生を取り巻く環境が厳しくなっていることを知りました。そこで経済的状况にかかわらず、司法修習に集中できるようにするためには、経済的な援助が必要不可欠だと感じたことが理由です。

828	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習費用は貸与制ではなく給費制にするべきだと思います。 (理由)修習期間中は無給であり、アルバイトなども禁止されているため、司法修習生の大半が生活費として、貸与制による借金をせざるをえないと知りびっくりしました。将来の日本の重要な役割を果たすである、弁護士などの仕事につきたいと思う若者に対して、大変厳しい状況であると思います。もっと、可能性を広げるためにも、給費制にするべきだと思います。
829	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法修習生の生活が、貸与制によって悪化することで、更に、サービス低下のおそれや多様な人材が確保できないなどの問題も生じることが推測できます。国民の生活の質を高めるために、法曹を養成することは国家が果たすべき責任であり、貸与制に関して改善を検討する必要があると考えます。
830	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給与支給を復活させるべきです。 (理由)法曹になるまでの過程で、莫大な費用がかかります。法科大学院の学費だけで最大200万円必要です。つまり、法曹への扉をたくほとんどの人々はこれ以上の借金を負わないといけないうのです。また、経済的理由で法曹になる夢を諦めざるを得ない人々も少なくないと思います。以上の点を改善するために、司法修習生への給与支給を求めます。
831	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹の養成は国の責任です。司法修習生が、きちんと修習に専念し、充実した修習を行うために司法修習に必要な費用や修習期間中の生活を国で保障すべきと考えます。そうでないと、経済的に豊かな人しか法曹になれなかったり、もうけのために何でもするような弁護士をうみだしかねないからです。絶対給費制に戻して下さい。
832	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習資金貸与制を改め、給費制を復活させるべきである。既に貸与を受けた修習資金の返還義務は免除されるべきである。 (理由)司法修習生の多くは、近い将来弁護士として公益的活動に携わることとなる。弁護士は、社会正義を実現することを使命とし、この点において営利社団法人や商人とは決定的に異なる。現に所属弁護士会での各種委員会活動を通じて、手弁当で社会正義実現のための活動に尽力している。貸与制での修習を経た新65期の新人弁護士ももちろん会務に力を尽くしている。他土業の研修とは異なり、司法修習はこのような社会正義実現の担い手を育成するという意味合いが大きい。にもかかわらず、その機関に修習専念義務を課したうえで、修習に必要な資金を給付しないということは、司法修習の本質を見誤った大失策と言わざるを得ない。以上の次第で、速やかな給費制の復活を望むものである。
833	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきだ。 (理由)普通の会社員や公務員も最初のうちはみんな即戦力にならないが、研修中だから給料を払わないなんていう雇い主がいたら労基署の指導を受ける。修習生だけがどうして給料をもらえないのか？

834	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>①法曹有資格者の活動領域を拡大する取組は積極的に行うべきである。特に、国家公務員、地方公務員に法曹有資格者を採用すること、企業内弁護士として採用することの拡大は、積極的に行うべきである。</p> <p>②法曹有資格者(以下では主に「弁護士」を対象とする。)のうち、弁護士としての資格を持って活動する場合と、弁護士の資格を持たないで(事務所に所属しないで)活動する場合がある。弁護士がプロスポーツの選手であったり、企業内で活動したり、教員であっても良い。介護事務所を経営したり、犯罪者更生支援事務所や犯罪被害者支援事務所を立ち上げてよい。弁護士事務所に登録しないで法的専門家として上記のような活動することは、当人の自由である。法曹有資格者がすべて弁護士事務所に所属する必要はない。法曹有資格者の意識改革も必要である。</p> <p>③弁護士資格で活動する場合も、事件数が少なくなっていると言いつつクライアントが相談に来ることを待っている弁護士の多いことが問題である。例えば、議員になろうとする者は自分の顔売るため、町内会の運動会に参加したり、盆踊りに参加したりして交流を深めている。弁護士としての顔売ることが望まれる。眠れる弁護士は、誰も利用しない。</p> <p>④要は法曹資格は、一つの資格でしかないと考えるべきであり、個人営業には営業努力が必要なのである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>①司法試験合格者を3000人程度とする数値目標を掲げる必要はない。数値目標を掲げると、その数値が一人歩きしてしまう。今、司法試験合格者が2000人から2100人程度で推移しているというのは、この人数の人たちに法的思考力があり法曹資格の質を備えていると考えてのことであると考えたい。法曹の質を維持するとともに、法曹有資格者を増加させることが、国民の権利擁護に有用であるから、この「質」という基準は残すべきである。ただ、合格率が30%未満で推移しているのは、30%の者に法的思考能力があるとされているからなのか。司法修習に関する財政的影響力もあってそうされているのか。法的思考力を問う試験問題と併せて、この点を確認すべきである。</p> <p>②弁護士単位会有志から、司法試験合格者数は、年1000名以下でよいとする意見が出ているが、これは、弁護士ニーズの問題として出されているものであって、合格者数とは別の問題である。法的思考能力があり且つ法曹有資格者の質を下げない程度の点数があれば、合格させて良い(従って、試験問題の内容は重要である)。人数に拘泥されるべきではない。</p> <p>③弁護士のゼロワン地区は全国的に解消したとされている。地方の法科大学院が法曹過疎地で無料法律相談をすると、1日平均10組は集まる。人生相談が目的で来るひともあるが、それでも、法的解決を望んでいる人は多いのである。地方には、弁護士ニーズがある。必要なのは、地方で活動しようとする弁護士の意識改革である。</p> <p>④裁判所改革が進んでいない。裁判所の利用価値が低いようでは、被害者救済に役立たない。裁判官の任用数を増やすべきである。検察官の任用については、副検事制度の充実で充分かもしれない。</p>

<p>第3 1</p>	<p>法曹養成制度の理念と 現状</p>	<p>①法科大学院が、法曹養成の「プロセス」として存在するという理念は妥当である。法曹養成の中核は実務家によるOJTであるとする意見もあるが、それは、法科大学院の教育を否定する見解である。法科大学院は医学部と対比して考えることができる。医学部の優秀な学生であれば、大学2年で医師国家試験に合格する可能性もある(医師国家試験が短答式試験ということもあって)。しかし、6年間の医学教育を経た学生にしか、受験資格を与えていない。法科大学院も「プロセス」としての法曹教育機関という理念を全うすべきであり、その修了者にのみ受験資格を与えなければならない。進級制度は特に厳格にすべきである。法科大学院は受験予備校ではない。しかし、合格しなければ意味がない。ここが悩ましい。</p> <p>②法科大学院に格差があるというのは、教育の格差ではなく合格者が多いか少ないかの格差である。「プロセス」としての法曹養成教育は、本来なら、合格者数は問題にならない筈である。しかし、合格者数でランク付けされ、少ないと、教育の質が悪いと評価される。そう評価された法科大学院は、受験希望者が減少する。合格者の少ない法科大学院の教員には教育能力のない者がいるというなら、合格率の高い法科大学院にいる教員に、合格者の少ない法科大学院で教育をしてもらえば、その考えが妥当かどうかははっきりする。その後で議論すべきである。旧司法試験制度の下で司法試験の合格に力を入れていた大学は、今でもその伝統があり、先輩が手弁当で後輩を指導している。その指導は、合格技術の指導となっていると聞く。司法試験合格者数でランク付けをしている限り、司法試験合格のノウハウを身につけた者が合格し、「プロセス」としての法科大学院教育は画餅に陥ってくる。法科大学院認証評価や中教審の法科大学院特別部会のWGの調査においても、合格者数を問題にし、合格者数を増やすための教育力がないと評価する。「プロセス」としての法科大学院教育ということからすれば、合格者の数は2の次でいい筈である。「プロセス」としての法曹養成という理念からすると、定員が200～300名というのは、その理念に基づく教育が不可能に近いことを意味する。しかし、受験指導なら可能であるし、現状はそのようになっている。</p> <p>③法曹養成は、三権の一翼を機能させる者の養成であるから、議員に政党交付金が支払われていることの対比からしても、積極的な援助をすべきである。法科大学院の学生に対しては、各金融機関が低金利による就学支援貸与金制度を設けているが、それ以上に、大学自体による奨学金制度や授業料免除制度の拡充、日本学生支援機構による奨学金制度のさらなる充実に対し、政府は積極的に財政支援すべきである。さらに、司法修習生に対する給費支援も当然である。</p>
-----------------	--------------------------	---

第3
2

法科大学院について

①教育状況に問題のある法科大学院に対しては、教育の質を高めるため、定員削減や統廃合を考えるべきであるとされているが、定員削減の点は、全国的なバランスを考え、適正に行うべきである。受験生は、例えば、定員5名の法科大学院では、規模の内容からして受験しようと思わない。統廃合の点は、地域における適正配置を考えるべきで、地方における法曹教育の芽をつぶすべきではないと考える。

②地方の法科大学院(どのあたりを地方をどうか明確でないが、少なくとも四国連合法科大学院のある高松は「地方」といえる)は、その地域の弁護士会の全面的な協力体制のもとに教育が行われているから、法曹養成教育について、都会の法科大学院と遜色はない。合格者が少ないということだけで統廃合を進めるべきではない。弁護士会所属弁護士の中には、弁護士数増加のデメリットを根拠に、法科大学院制度そのものを否定する意見を持つ者もいるが、総じて法科大学院教育に賛同する意見が強く、地方に行けば行くほど、弁護士会は法科大学院の教育に熱心である。弁護士会が法科大学院教育に熱心なのは、法曹養成に関し、司法試験は法務省、司法修習は最高裁という棲み分けができていて、日弁連は法曹教育に直接関与することが少なかったことから、法科大学院において、法曹養成に弁護士会が直接関与できる制度となった。地方の弁護士会は、法科大学院での法曹養成教育を確実に実践しているのである。

③法科大学院への入閣希望者の減少は、合格率が少ないことに尽きる。合格率を上げるためには、法科大学院全体の定員を削減することも必要である。定員については、医学部の定員が参考になる。法科大学院は司法試験予備校ではなく、「プロセス」としての法曹教育に主眼を置くべきであるから、地方と都会の格差や教育の規模を考慮して、定員は20～100名程度が望ましい。全国的な定員削減には、政府が大所高所の立場から大ナタを振るべきである。課題のある法科大学院には財政的援助をしないといった方法で、定員削減や統廃合を促すのは、真綿で首を絞めるような卑劣な方策でしかない。

④課題を抱えている法科大学院の自主的な組織見直しを促すために、裁判所と検察庁からの人的支援の廃止を検討するようであるが、「見直しを促すために」派遣教員を出さないというのは、教育効果を考えるなら本末転倒である。

⑤今日、司法試験の合格率が30%程度というのは、7割の者は不合格になっているということである。合格者の多い法科大学院は不合格者の多い法科大学院でもあることから、合格者の少ない法科大学院を課題を抱えている法科大学院とすることには、正当な理由がない。従って、合格者数による法科大学院の統廃合にも、正当な理由がない。課題の多い法科大学院とは、合格者の数が少なく教育力に問題のある教員しかいない法科大学院だと言いたいのだろうが、教員の教育力を問うのであれば、基本科目の教員について資格試験を行うとか、教育研修会を行うとかして、教育力のある教員を養成し、教員の転勤を推奨して、全国的に教育を統一させるべきである。そうして、学生の教育を受ける権利を平等にすべきである。全国どの法科大学院に行っても、基礎的なことについては均一の教育を受けられることが望ましい。(なお、日弁連法科大学院センターでは、「ロイヤリング」に対する研修会を行っているが、このようなものを政府は設定すべきである)。アメリカのNITA(National Institute for Trial Advocacy)のように、法科大学院教育を教育する組織を設けることも必要である。今の段階では、法科大学院の教員に対し、基本科目の教員に対し、基本科目の教員に対する教育セミナーを開催して、その参加を義務づけることなどの方策が考えられる。

⑥地方の法科大学院に対しては地域的配置を検討するものとされているが、地方の法科大学院を統廃合することは、「法科大学院を全国に配置し、多様な人材を養成する」とした当初の理念に真っ向から反する。地方の法科大学院の統廃合は、その地方でしか学べない学生の教育の機会を奪うことになる。地方の法科大学院を希望する者は、経済的な理由で自宅から通わなければならない者、主婦などのように自宅を離れることができない者、地元の大学を卒業したのでそのまま法科大学院に進みたい者、地元で弁護士になりたい者、地元の弁護士に教育を受けたい者などであり、その人たちの教育は、法科大学院が全国的に適正配置されているから可能なのである。地元で弁護士になりたいのなら、東京の法科大学院で勉強した方が合格する可能性は高いし、合格した後で地元に戻ってくればいいとの意見も強いが、地方の法科大学院においては、地元の弁護士会から実務家教員が派遣されていることもあって、その地方における個別の法的問題にも特化した、地方に特有の個別具体的な指導が行われている。実務家教員は司法試験に合格した修了生とも面識があるので、就職先への推薦にも積極的であり、司法試験に合格した後の就職先を心配する必要がない。100%の就職率である。

⑦地方の法科大学院の統廃合は、穿った見方をすれば、地方の法科大学院には教育力に乏しい教員が多いので合格者が少ないし、学生が集まらないからとの考えがあるのだろう。しかし、どこの法科大学院にいても合格する者は合格する。合格しない者は合格しない。学生数の少ない地方の法科大学院では、教員と学生のコミュニケーションが非常に良くとれている。教員が自主ゼミを主催したり、学生自身が自主ゼミを主催し教員に協力してもらっていることは当然であるし、新司法試験を経験した若手の弁護士も教育に熱心である。弁護士会は、研究者教員とも密に連絡を取り、授業参観をして意見を述べ、適切なアドバイスを与えている。地方の法科大学院こそが、本来の法科大学院の理念に沿った教育をしているといえる。今は地方の時代である。地方の法科大学院で合格者数が少ないのは、教育の質が悪いからだと評価するのは、研究者教員と実務家教員と弁護士会がどれだけ法曹養成教育に協力しているかを知らないからである。法科大学院は適正に全国配置されるべきであり、地方の法科大学院を合格率や合格者の数だけを根拠に定員削減したり統廃合すべきではない。地方の法科大学院では、定員20名で合格者が5名前後というのが一番効率的である。

⑧法学未修者は、法学部では通常2年かけてマスターする基本科目を1年間でマスターすることになっているが、これは無理に等しく、暗記による知識だけのマスターに陥ってしまっている。「共通到達確認試験(仮称)」は必要であるが、知識を問うのではなく法的思考能力を試す試験になるよう、慎重に検討すべきである。試験科目は、基本中の基本である憲法、民法、刑法という3科目の短答式に限定すべきである。そして、この進級試験制度は2年次から3年次への進級についても実施されるべきであるし、試験科目は、基本3科目に民訴法、刑訴法を加えた短答式で十分である。こうして、全国的に教育の均一化を保つべきである。ただ、この試験の結果を、政府は、財政支援の基準にすべきではない。

		第3 3	司法試験について	<p>①司法試験の受験回数は、法科大学院修了後5年間に3回とされているが、これを撤廃すべきである。統計上、修了後年数を経るほど合格率は低くなっていることや方向転換して欲しいことが受験制限の理由とされているが、受験生にとってみれば、大きなお世話である。いわゆる三振組は、あきらめるか、もう一度法科大学院に入学するか、予備試験を受けることになる。あきらめなければ、予備試験受験組が増えてくることになる。</p> <p>②法科大学院は「プロセス」としての法曹教育に専念すべきであるから、予備試験は例外でなければならぬ。予備試験制度は、経済的な事情で法科大学院に行けない者を救済する目的で設けられたのであるが、予備試験制度の利用者が多いのは、法科大学院修了生の合格率が30%に満たないので、費用負担のかかる法科大学院へ行く理由がないからであるし、試験問題が司法試験と同型式だからである。予備試験は、司法試験と質的な変化をしていないので、受験勉強に取り組みやすい。</p> <p>③予備試験合格者の司法試験合格率が高いのは、司法試験が「プロセス」としての法科大学院教育を前提とした試験内容となっていないことから明らかである。法科大学院教育が「プロセス」としての教育を充実すればするほど、今の司法試験の合格に役立たないことになってしまう。司法試験の合格を目指した教育をしようと思えば、試験予備校とならざるを得ない。このようなことにならないためにも、司法試験の内容は、司法修習を終えた修了試験のような内容にすべきであると考え。それも早急に。</p>
		第3 4	司法修習について	<p>①法科大学院は、司法修習への円滑な移行を考えた教育をすることが義務づけられており、前期修習を法科大学院で修了する建前になっているから、法科大学院から司法修習への円滑な移行や修習の効果を上げるためにも、法科大学院が「プロセス」としての教育をすることに専念すべきであることは当然である。</p> <p>②予備試験合格者は司法試験に合格した後、司法修習を受ける訳であるが、全く実務実習を経験していないにもかかわらず、司法修習を無理なくこなしていると聞く。ということは、旧来の司法試験内容を改革する必要が全くないとの考えと一致する。ここが最大の問題である。司法修習の期間を、予備試験合格者との間に差を設けることなどの検討が必要であった。</p> <p>③先に述べたように、司法修習生に対する給費制度を認めるべきである。</p>
		第3 5	継続教育について	<p>①法科大学院は、法曹有資格者の再教育に貢献すべきである。法科大学院が「プロセス」としての教育を目指すなら、法科大学院に「弁護士による研修センター」を設置して、法曹有資格者に対するOJTとしての更なる教育を継続する必要がある。</p> <p>②法科大学院においては、このような「研修センター（法律事務所）」を大学内に設けて、若手弁護士の教育や、いわゆる「ソクドク弁護士」を出さないよう組織的に教育したり経済面での支援をしているところもあるし、このような制度を考えている法科大学院もある。</p> <p>③地方の法科大学院にあつては、四国連合法科大学院のように、上記「研修センター（法律事務所）」に法学研究のシンクタンクとしての機能を持たせ、先端分野の研究をして地元還元しようとして計画しているところもあるし、地元の経済界や行政機関に対し再教育の場を提供しようとしているところもある。法曹の継続的教育機関としてだけでなく、地元の法科大学院は、地元の法学研究要請にも貢献しているのである。</p>
835	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>弁護士の独立の観点から、会社や行政に無理に広げるのは賛成できない。法テラスや地方自治体の法律相談窓口等をとおして、市民によりそう、身近に相談できる窓口を充実してほしい。</p>

		第2	今後の法曹人口の在り方	法等となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から判定されるものであるから、数値目標は必要ないと思う。
		第3	法曹養成制度の在り方	現在の制度では、資格を有するまでに時間及び経済的負担が大き過ぎる。能力ある志の強い人が法曹界を目指すことができる制度をもっと整えるべきと思う。
836	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。</p> <p>(理由)国家の根幹である司法制度の担い手である法曹を養成するのは国の責任です。以前と違って現在の法曹制度では法科大学院での費用も多額に要されています。一般家庭の子息であるならば、大学の法学部、法科大学院での出費は並大抵のものではないと考えられます。現実に裕福な家庭の子女は金銭の苦勞なく司法試験の勉強に没頭できるでしょう。一方で、法科大学院入学から奨学金の恩恵を受けながら、勉強に励んだ法曹養成課程の人も少なくないと聞きます。そうすると、最高裁から受けた辞令で全国各地へ配属されるのに、生活費に加えて旅費や宿泊費などの経費まで自己負担ですから、借金が次々に膨らむという心配が修習生を襲い常に借金返済が頭から離れないと言う状況を作るのではないかと懸念されてなりません。実は、私は■■■■■弁護士さんを探し、探し、提訴まで本当に苦しかったです。しかし、探し当てた弁護士の先生方のネットワークから40名もの弁護士の先生方がご協力くださり、第一審では敗訴でしたが第二審では弁護団が大きくなり、実際に10名以上の弁護士の先生方が着手金もいららないとって実務に取り組んでくださいました。幸い、裁判は控訴審で逆転勝利判決をいただくことができましたが、このような大切な命の裁判に、借金を抱えた若い弁護士さんが手を挙げて下さることができるのでしょうか。せめて、司法試験に合格された修習生の方々が平和と平等のために心おきなく良心のままに進んでいただきたいと切に願うものです。そのためにも、修習のための経費や生活費を国家が負担することは、修習生が法曹養成課程でじっくりと法曹人としての学びに取り組むために欠かせない環境づくりの基本だと考えます。</p>
		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域を広げるためには、司法予算を大幅に増やし、司法基盤の整備を図られることが必要不可欠であると考えます</p> <p>(理由)・「法の支配」をあまねく実現するために弁護士の地域的偏在の是正を挙げられていますが、弁護士のみに該当することではなく、裁判所・検察庁の人的・物的拡充、特に地方や、郊外の支部、簡易裁判所、区検察庁への裁判官・検察官の配置がはかられるべきだとも思います。・仮に、一定程度の法的需要の増加が見込まれても、ただ弁護士の人数だけを増やすことでは、それほど司法制度の利用につながらないという現実明らかになっています。・社会に存在する需要(例えば採算の取れない事案なども含まれます)を弁護士・司法制度の利用につなげるためには、ただ単に弁護士の人数が増えれば解決しないと考えます。それだけでなく、裁判所の配置や裁判官・裁判所職員等の人数の拡充や、弁護士費用の立替制度(法律扶助制度)の充実等人的・物的な司法基盤の強化、法制度の整備が必要不可欠と考えます。・国家予算に占める割合がわずか、0.35%の司法予算を大幅に増額して、法曹有資格者の活動領域拡大のために予算的裏付けをはかることこそが、国家の品格(=国民の品格)の向上につながる大切なことだと思うのです。・法曹有資格者が、国家機関や地方自治体で活躍するためには、やはり具体的な予算措置を講じていただく必要があると考えます。・福祉分野など、弁護士の関与が必要な領域の拡大を図ることにつきましては、法テラスの常勤弁護士の活動に限ることなく、こういった分野での人権擁護の取り組みをどのような弁護士も大いにしていただきたいですし、こうした採算性のない分野で法の支配を広げるためには、弁護士の活動について適切な対価が得られる仕組みを構築されるべきです。</p>

		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 急激な弁護士人口増員ペースは早急に抑制しなければなりません。司法試験合格者数は適正な人数にすべきだと思います。</p> <p>(理由) ・中間的取りまとめでは、「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され」とされていますが、その根拠になる具体的な資料等は示されていません。もし法曹に対する需要があるとしても、弁護士の人数だけ増やせば解決するということではありません。身近にかんじられる裁判所や、裁判等の続き、弁護士費用や裁判費用の負担の軽減等、物的・財政的な司法基盤の整備は欠かせません。 ・日本は、2016年以降世帯数の減少が始まると言われていますが、2030年以降、人口が大幅に減少するとされています。そのような状況で、個人や法人の紛争が増加していくという見込みはあまりにも非現実的だと考えます。 ・この10年間、法曹人口の急増のほとんどは弁護士人口の急増につながっていますが、あまりにも急激な増加による弊害が明らかになっているのは多くの国民の知る所でもあります。司法修習終了者の就職難ひとつとってみても、弁護士事務所の経営が危ぶまれてきているのではないかとさえ思います。これでは、法曹界を目指す人も途方に暮れるでしょうし、国民の側から見てもいざという事態にしっかりと国民の権利を守ってもらえる活動がなされるかどうか不安になります。データや資料に基づいて、需要とのバランスがとれるよう、国家が責任を持って、尊敬される法曹人を養成できるよう、適正な人数に、司法試験合格者をしぼるべきだとも思います。</p>
		第3 2	法科大学院について	<p>(意見) 法科大学院全体の定員を大幅に削減する必要があると考えますが、地方出身者が法曹になるという道が閉ざされることのないよう、法科大学院の地域配置を適正に考慮していただきたいと思います。</p> <p>(理由) 法曹、とりわけ弁護士人口の急増が弊害を生み出していることから、司法試験合格者を適正な人数にしなければなりません。それには法科大学院全体の定員を適正規模にしぼることが必要ですが、地方の法科大学院は、司法過疎の解消や、地域司法の充実・発展、地方自治・地方分権を支える人材の育成にも貢献していると思いますので、都会の法科大学院に集中しないよう、地域適正配置の観点から地方の法科大学院に対して積極的に充実した支援を行っていただきたいと思います。</p>
		第3 3	司法試験について	<p>(意見) 司法試験の受験回数制限は撤廃すべきです。</p> <p>(理由) ・現在、司法試験を受験できる回数は3回までと制限されていますが、制限に合理的な理由は見当たらないと思います。費用と時間、労力をかけて法科大学院で勉強し、3回しか受験できないという制度はあまりにも受験生に酷だと思えます。法科大学院は出たけれど・・・と揶揄されるようなことのないよう受験生の望みが制度により断ち切られることのないよう受験の窓口はいつでも開いておくべきだと考えます。 ・試験制度は違いますが、旧試験時代には、何度も何度も試験に挑戦して法曹になり、市民のためにりっぱな活動をされている人がたくさんいます、社会経験を経て合格したり、病を克服して合格したりというニュースを聞くと私たち国民は、努力する大切さ、そして努力が報われる喜びが希望と結びつき少なからず勇気をもたらしたものです。</p>
				<p>法治国家、日本の根幹を成す法曹制度です。法曹を目指す裕福でない若者が悲観することなく受験できるようご配慮を切にお願いいたします。</p>
837	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 修習に必要な費用と、期間中の生活を保障するためです。</p>
838	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制を復活させるべき。</p> <p>(理由) 働く事を禁止しておいて、金を貸すというのもおかしいと思う。金のある人の方が有利になってしまう。平等にやってほしい。</p>

839	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制にするべきです。 (理由) 普通の家庭で生まれ育った人でも法律家になれるように、給費制を復活してほしい。
840	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) お金のある人ない人も給費してほしい。 (理由) 国の金で、全員平等な条件で、有能な弁護士を育ててほしい。借金の強制になるのはおかしい。
841	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>1. 法曹有資格者を社会の隅々に配置することが国民の幸福に結びつくかの如き理念自体を、根本的に見直すべきである。</p> <p>2. 活動領域について「広がりがいまだ限定的」としているが、もともとそれほどニーズが無いのである。「社会がより多様化複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」との推測のもとに大增員が行われたが、嘘で間違いであった。中間的とりまとめには、誠実な総括と反省が一切なく、同じ誤りを繰り返そうとしている。</p> <p>3. 「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」と言うが、法曹に対するニーズがあるとして増加させたはずで本末転倒である。また、法曹の増加(供給)が需要を顕在化させるという主張が間違いであることは、既の実証されている。専門家に対する費用支払いの財源が無ければ需要は拡大しない。</p> <p>4. 企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大と言うが、法曹資格が必要な領域ではない。司法試験や司法修習で要求される資質ではなく、法科大学院及び司法研修所で修練される分野でない。基本的には法学部の教育課程で対応すべき分野である。これまで平均年間約4万人合計約200万人の法学部修了者と約20万人の弁護士隣接業種などが、適材適所に役割を分担し、それで十分足りる。</p> <p>5. 法テラス常勤、企業内、地方自治体、海外での活動領域の拡大と言っても、大幅な供給過剰は全く解消しない。財源の問題があり、多くが期限付きで立場が不安定である。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 司法試験合格者の年間3000人目標の大增員は大きな間違いであったが、この間違いを犯した原因を全く検証していない。法曹に対する需要拡大はなく、弁護士が大幅な過剰状態にある。今後も需要が増加する見込みがほとんどなく、法曹に対するニーズが増えるとする記述は虚偽である。</p> <p>2. 3000人目標は撤廃するが、新たに数値目標を設けずに、「その都度検討する」と言うが、無責任である。事件数と法律相談が減少し、就職難が年々厳しくなっている現状からして、合格者数1000人以下の方向性を明示すべきである(1000人合格でも毎年500人増加し、法曹人口は5万人以上になる)。そうしなければ、法曹の職業的魅力(法曹資格の価値)が著しく低下し、そのために志願者激減という危機的な事態に歯止めをかけられない。今後、有為な人材が益々司法に来なくなり、法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。法曹過剰は司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。</p> <p>3. このような、極めて深刻な法曹の質の低下と弁護士過剰による過当競争の弊害について、全く議論されていない。法曹志願者の激減、就職難及び法律事務所の経営破綻に対する危機感が不足し、委員によっては、全く欠如している。</p> <p>4. 司法拡充のための財政的裏付けがない。裁判官や検察官の採用が減少傾向に転じ、司法予算は1割も減少している。</p> <p>5. 裁判所改革が全く触れられていない。裁判が被害救済に不十分で利用価値が低いままでは、弁護士需要は増加しない。</p>

		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	①法学部のある我が国において、時間も金もかかる法科大学院を上乗せする制度も、設計ミスである。 ②法科大学院創設のための「点からプロセスへ」というスローガンは、誤導である。実務家の法曹養成の中核は、法科大学院ではなく司法修習である。OJT(オンザジョブトレーニング)も重要である。 ③受験資格を撤廃すべきである。 ④法曹養成全過程を検証し制度を根本的に見直す必要がある。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	①法曹志願者激減の分析が行われていない。旧試験で合格率が約2%でも志願者が非常に多く、志願者激減の原因は、低い合格率ではなく、弁護士的大幅な供給過剰である。 ②今後、有為な人材が益々司法に来なくなり、法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。法曹過剰は司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。 ③極めて深刻な法曹の質の低下と弁護士過剰による過当競争の弊害について、全く議論されていない。法曹志願者の激減、就職難及び法律事務所の経営破綻に対する危機感が不足し、委員によっては全く欠如している。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	司法修習生の貸与制を維持するとしたが、司法制度を担う法曹養成は国の責務であり、給費制は絶対に必要である。
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	成文法の我が国において、ソクラテスマソッド等双方向の議論を重視した教育は法曹養成課程として合理性がない。
		第3 2 (2)	法学未修者の教育	法学未修者の法律知識を受入時に問わず、1年で既修者と同じレベルになることを求める制度設計自体が無理であり、未修者コースにおいても、法学既修者の割合が70%を超えること(全体では87%)について検討が行われていない。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数制限の「緩和も考えられる」としたが、制限する理由に合理性がなく、制限を撤廃すべきである。「法科大学院の教育が薄れないうちに」と言うが、5年しか教育効果が持続しないなら法科大学院の教育を改善すべきである。
		第3 3 (3)	予備試験制度	受験資格要件は撤廃すべきである。予備試験受験者が多いので将来見直しを検討すると言うが、予備試験組の司法試験合格率が大学院組より約3倍も高いので、合格率が均衡するように予備試験合格者を拡大することが公平である。
		第4 (2)	司法修習の内容	司法修習について「多様な分野について知識、技能を修得する機会がより多く設けられていることが望ましい」と言うが、専門性の高い養成を行うべきであり、広く浅い教育をしかも1年で済ませようとする自体が間違いである。②前期修習は、実務修習の効果を上げるために必要不可欠である。強い復活の要求があるのに、十分検討していない。
842	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきだと思います。 (理由)司法を担う法曹を養成するのは国の責任で行うべきです。修習生を修習に専念させるためにも必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要です。

843	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習資金貸与制を改め、給費制を復活させるべきである。既に貸与を受けた修習資金の返還義務は免除されるべきである。 (理由)司法修習生の多くは、近い将来弁護士として公益的活動に携わることとなる。弁護士は、社会正義を実現することを使命とし、この点において営利社団法人や商人とは決定的に異なる。現に所属弁護士会での各種委員会活動を通じて、手弁当で社会正義実現のための活動に尽力している。貸与制での修習を経た新65期の新人弁護士ももちろん会務に力を尽くしている。他土業の研修とは異なり、司法修習はこのような社会正義実現の担い手を育成するという意味合いが大きい。にもかかわらず、その機関に修習専念義務を課したうえで、修習に必要な資金を給付しないということは、司法修習の本質を見誤った大失策と言わざるを得ない。以上の次第で、速やかな給費制の復活を望むものである。
844	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制でなく給与制に戻すべきです。 (理由)修習期間に必要な費用や生活費については、給与として支給し、修習に専念させてあげたい。経済的負担を考えずに修習に集中させたい。給与が出ないことで借金をかかえ、食事もがまんする状態では、司法研修での質を下げることになりかねないのではないかと心配される。
845	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
846	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を強く要求します。 (理由)借金をしなくては法律家になれない制度では金持ちの子どもだけが法律家になってしまい、経済的にめぐまれない人びとの視点にたった法律活動がなくなるのではないかと心配される。
847	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
848	5/8		はじめに	この部分の記載は、法曹養成制度に関する司法制度改革の経過と現時点における弊害、それに対する対応を簡略に記載し、今後の予定を示したものである。内容としては無益的な記載であり、これでは記載しなくてもよい。あえて、記載するのであれば、委員(清原委員)の意見でも指摘されたとおり、法曹養成制度検討会議の目的をはっきり記載した方がよい。すなわち、法曹養成制度の現在の具体的課題を直視して、その解決に向けた方向性を示すもの、とすべきであろう。

第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>困み枠内の8項目についてまとめられているが、法曹養成制度の現状の課題がなぜ生じたかの原因の分析がなく、抽象的な活動領域の拡大の可能性に言及するだけのもので、何ら課題解決に向けた現実的な方向性を示すには至っていない。各分野において、いつころ、どのような司法基盤が整備され、どの程度の法曹需要、活動領域が生ずるかを明記しなければ、解決策と呼ぶことはできない。以下項目については順不同であるが、理由を述べる。</p> <p>1. 総論部分 10年以上の年月を経過し、法曹有資格者の活動領域の広がりが、限定的なのは事実である。その原因は、司法制度改革審議会の最終意見書が、今後司法需要、法曹需要が飛躍的に拡大し、平成22年度ころには司法試験合格者3000人程度の法曹需要の拡大があるなど、実証的な根拠のない間違った予想をしたことに関係する。確かに、将来の需要供給等の予想が、国の経済状況等に左右され、ある程度の誤差が生ずることは否定できない。しかし、これは単なる誤差の問題ではない。当時の司法制度改革審議会の法曹需要の予想に関するかぎり、司法需要・法曹需要に関するシミュレーションをした予想ではなく、権力に追従した当時の弁護士中樞部と大学側の少子化時代の生き残り戦略という構想が合致した予想、すなわち、法科大学院の入学希望者数を含む予想でもあった。法科大学院の経営がうまく回転するためには、10年後までに飛躍的な法曹の活動領域の拡大をしなければならないといった法科大学院側の都合を含んだ非現実的な予想が多分に含まれていた。非現実的な予想であるが故に、現実の法曹の活動領域の拡大とは、著しく乖離する結果になった。したがって、法曹有資格者の活動領域の在り方については、司法制度改革審議会の法曹需要、法曹人口の予想が誤っていた点を確認し、反省すべき点から検討しなければならない。それを踏まえなければ、本中間的取りまとめのように単に「課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う」という精神論ともいべき実効性に欠ける提言しかすることはできない。企業内弁護士、任期付き公務員、日本の弁護士の海外展開など司法需要拡大の可能性があると指摘したところで、何の解決策すらもたらずことはない。これらの分野の業務拡大は、繰り返し指摘し続けられていたが、過去10年間の実績は、ほぼ需要がないことが実証されている。むしろ、各分野における一年ごとの具体的な需要増加の数値を基準にし、期待値ではなく、需要拡大の要素と需要抑制の要素を分析したうえで、具体的な需要の程度を示さなければ、今後の法曹養成の在り方を具体的に提言することはできない。中間的取りまとめで最も問題な点は、法曹需要を法曹有資格者の活動領域と言い換えている点である。本来の法曹需要の飛躍的な拡大などない、という現実から目を背け、法曹の概念を拡散し、法曹有資格という法曹の登録先のない業種の活動領域の問題にすり替えている。故意に法曹の飛躍的拡大を誤って予想した責任を曖昧にしているという他ない。判例法の諸国とは異なり、成文法体系の日本では、そもそも法曹ではない法曹有資格者の活動領域などは存在しない。六法全書が存在する以上不文法の歩く判例法などの活動領域はわが国では存在しないのである。</p> <p>2. 企業の法曹有資格者。企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、法曹有資格者等の意識改革に向けた取組等を積極的に 行うという提案自体に反対はしない。問題はそのためには現状がどうなっているかという認識と、この分野での法曹需要の拡大が可能なのか、可能な場合にはどのような対応をすれば、どの程度活動領域が拡大するのかが問われている。中間的取りまとめは、何の解決策にもなっていない。過去10年以上にわたり、日本弁護士連合会等は政財界との交渉、新規登録弁護士への勧誘などの取り組みは行ってきた。しかし、企業内の法曹有資格の需要は、過去の数値に表れているとおり、毎年数十名程度の法曹有資格者の受け入れが限界だと思われる(2001年から2011年までに524名増加)。また、中間的取りまとめとは異なり、企業の利潤最大化の論理の中では、企業内弁護士の法曹有資格者が有用であるとの認識はない。他方、法曹を志す者の意識は、一企業で骨を埋めるため、わざわざ法曹資格を取得するために多大な負担をすることもないと考えられる。ここで指摘される「意識改革」の意味は、必ずしも明らかではないが、法曹ないし弁護士の概念を根本的に変更するのであるのなら格別、弁護士として独立の立場で基本的人権の擁護や</p>
----	-----------------	--

社会正義の実現を図るためには、企業内弁護士には多くの制限がありすぎる。今後、企業内弁護士等の活動領域が飛躍的に拡大するというのは、非現実的であるという他ない。なお、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増しているとの指摘がある(中間的取りまとめ4頁)。しかし、企業の需要が増加したというより、弁護士事務所への就職難が深刻化して、一昨年から一斉登録時に400名以上の未登録者が出現するという事態に及び、やむをえず新規登録弁護士が通常の給与体系で雇用されるサラリーマンとして、意に反した就職をしたと見る方が自然である。

3. 地方自治体の法曹有資格者。利潤最大化の企業倫理が必ずしも妥当しない地方自治体においては、その有用性・必要性が理解される限り、任期付き公務員などの需要は拡大する可能性がないとはいえない。特に法制度として新たに法曹有資格者の在職等が義務づけられる制度を設けた場合は、ある程度の法曹需要が拡大することも期待できる。しかし、中間的取りまとめでは、前記企業内弁護士の領域も含め、予算の裏付けのある新たな法制度の設置に関しては何ら指摘がされていない。

他方、官庁、自治体における法曹有資格者の雇用は、緊縮財政の中、有用性・必要性との費用対効果の問題を解決しなければならず、需要があるのは、ある程度経験を積んだ弁護士のみが対象となる。新規登録弁護士などが進出できる余地はない。さらに活動領域拡大を妨げる障害要素としては、企業内弁護士以上に、人権擁護のために権力に対峙する局面がある弁護士が、権力の側に雇用される自己矛盾の問題をどうするかである。権力機構の内部で一生稼働することをよし、とする法曹有資格者、特に弁護士は極めて少ないものと思われる。ここでも法曹有資格者の「意識改革」等の指摘があるが、弁護士像をビジネスオンリーに180度転換するのであれば格別、公務員に就職するなら、何年も時間や費用をかけて司法試験に合格して法曹資格者になるより、幹部クラスの公務員試験に合格すればよいことである。したがって、官庁・地方自治体の需要はあくまで任期付き公務員に限られると解するが、この分野において過去10年間の増員数(2001年から2011年まで129人増加)に従えば、毎年10数名程度の法曹需要が限界である。しかも、任期付きなので任期満了で本来の弁護士、検察官、裁判官に復職する

ため、実増加数は、名目上の数値より少ない。なお、司法制度改革審議会最終意見書における「法の支配」を、社会の隅々までというキャッチフレーズがあるが、法学部出身者が官庁、自治体、企業等へ大量に社会進出しており、現状でも法の支配は社会の隅々に行き渡っているともいえる。司法書士、行政書士、税理士等の隣接業種も社会のあらゆる分野に存在する。そもそも、ここでの「法の支配」の使用方法には違和感があり、本来「法の支配」の矛先は権力に対するものである以上、経済力、行政権力などへの法曹の活動領域拡大の根拠とするには、極めて不適当な使用方法である。かかる誤用が法曹の需要拡大に関する大きな誤解を招いている。公平・公正な法律のルールを社会の隅々まで適用するというのなら、あえて法曹有資格者が全てを担う必要はない。

4. 日本の弁護士の海外展開。海外展開を促進することで法曹の活動領域が拡大するという提言についても同様である。現在の渉外事務所の需要以上に飛躍的な法曹需要が拡大するのであれば、法科大学院教育において外国語教育や国際的な法制度を学ぶベーシックな環境整備を

必要とするが、現在の法科大学院教育、司法修習などではそのような環境は全く存在しない。特別な法制度の整備を前提とした空論で、実現の見込みはおろか、具体的な実現計画すら検討されていないものである。法曹有資格者の活動領域の拡大にかかる特殊な前提条件が整備され、かつ、その条件の下での司法需要・法曹需要が、どのような形で、いつ頃、どの程度の拡大があるかを具体的に提示しなければ、全くの机上の空論であるというほかない。

5. 法テラスの常勤弁護士(不採算部門)。法テラスの常勤弁護士が地方自治体の福祉関係の分野で、需要の開拓の実績がある点は認める。また、刑務所出所者等の社会復帰等に法的支援が必要かつ有益であること、また、震災の復興のため法的支援についても必要性があり有益であることは否定しない。しかし、かような分野は概ね弁護士業務に対する収入が見込めない採算を度外視した需要、活動領域ということができ、新たな法整備がされるまでは、法テラスの常勤弁護士でもなければ継続的な活動はできない。しかし、法テラスの常勤弁護士の存在理由が認められることと、常勤弁護士の確保、増員が正当化され活動領域が拡大現在までに過疎ゼロワン地域の解消がほぼ達成され、地方の弁護士会などでは、法テラス常勤弁護士に対する不要論が噴出している。すなわち、弁護士の供給過剰を背景に、刑事国選弁護業務、通常の一般民事・家事の業務の分野では、既存の弁護士業務の範囲内で十分対応が可能であり、法テラス常勤弁護士は、新規登録弁護士等の司法需要と競合・対立関係が生じ、地方会では人数削減の声について常議員会決議なども提出されている。明らかに法テラスの常勤弁護士の一般業務の需要は減少している。むしろ、法テラスの常勤弁護士については、国選刑事事件の拡大や過疎偏在問題の解消の過渡期を補充するという歴史的な使命が達成された現在、原則として消滅すべき存在である。今後の活動領域は、公務員として採算を度外視しなければならないような特殊な分野に限定されるというべきであるが予算措置が講じられるかも疑問である。したがって、法テラスの常勤弁護士の活動領域の拡大を理由に法テラスの常勤弁護士の雇用増大などで法曹需要が拡大するなどということはず、明らかな誤りであるといわなければならない。

6. 中間的取りまとめの法曹有資格者の活動領域の認識。(1)以上の見解に対しては、需要の掘り起こしの努力が不十分である、法曹としての潜在需要が未だに眠っている、との反論が法科大学院関係者などから繰り返りなされている。しかし、過去10年間の現実からは眠っている潜在需要は全く見えてこない。いまだに法曹として生活できる程度の潜在需要が大量に眠っているというのであれば、それを主張する者の側が証明しなければならない。法曹有資格者の活動領域が拡大しない事実は、過去10年間の市場原理が端的に示している。複数の委員の意見からも指摘があるとおり、法曹人口だけを拡大させたり、市場原理に委ねるだけでは限界があり、司法基盤の整備・拡充、保険制度の導入など国家の司法需要拡大に関する政策がなければ、飛躍的な法曹需要の拡大は望めない。

(2)司法制度改革審議会意見書にいう「今後国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される」とは、それが法曹というよりも広い意味での法律関連業種の需要の拡大という意味では否定はしない。しかし、その需要に対する我が国の人的基盤には、法曹有資格者と呼ばれるものに限らず、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士など確固とした職業基盤を有する法律の専門家たちが存在する。これらの者を含めて、諸外国では弁護士という職業で括られている。アメリカにもフランスにもドイツにもイギリスにも司法書士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、社会保険労務士という職業は存在しない、アメリカ、ドイツ以外では税理士も存在しない。これら隣接職種の仕事はすべて弁護士が行っている。司法制度改革審議会意見書の大きな誤りは、日本に約20万人存在する隣接業種を全く無視して、法曹人口が少ないとか、今後活動領域が飛躍的に拡大するなど予想した点にある。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 総論。困り枠でのまとめでは、①全体として法曹人口を引き続き増加させる必要があること、②年間司法試験合格者3000人の数値目標は現実性を欠くので設けないとすること、③今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、その都度検討を行う必要があること、を指摘している。いずれもほとんど内容がなく、3000人の数値目標を定めないこととした点のみ具体的であるが、それ以上の検討をすることもなく、具体性、現状分析に乏しい取りまとめという他なく、賛成できない。</p> <p>2. 法曹人口の増加 (1)司法制度改革審議会の意見書で、質、量ともに豊かな法曹を養成する理念の下、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされたこと、それに従い、法曹人口は平成30年には5万人、平成22年頃には年間司法試験合格者数を3000人程度とすることを目指す閣議決定がされたことは事実である。しかし、現実には、法曹人口の大幅な増加を図ることだけを行い、供給が需要を産むなど、まともな議論であるかを疑う様な方針で、過剰供給、就職難等の惨状を招いたことの原因を特定するところからはじめなくては、あるべき法曹人口は提言できない。</p> <p>したがって、法曹人口を今後も引き続き増加させる必要があるのかについては、考慮すべきでない自由を考慮することなく、考慮すべき事項を考慮し、具体的に検討する必要がある。中間的取りまとめが指摘する法曹人口を引き続き増加させる必要があるというならば、どの程度の法曹人口の増加が必要かを提示し、法曹人口の目標数値、すなわち年間司法試験合格者数を示さないことには、法曹養成の具体的な方向性が見えてこない。そして、法曹人口問題を考えるには、上述の現状を招いた原因の分析とともに、少なくとも①前述1の現状の法曹有資格者の活動領域(法曹需要)、②司法アクセスの進展状況、③弁護士供給過剰の効果を考慮する必要がある。</p> <p>(2)司法制度改革改革審議会最終意見書の分析。司法制度改革改革審議会最終意見書Ⅲ司法制度を支える法曹の在り方の冒頭には、次のとおりの文章が記載されている。長くなるが引用する。「…今後国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想されるなかで21世紀の司法を支えるための</p> <p>人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。まず質的側面については、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。他方、量的側面については、わが国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少なく、わが国の法的需要に現に十分に対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大を考え併せると法曹人口の大幅な増加が急務であることは明らかである。」要するに司法制度改革審議会意見書では、わが国の法曹人口が、先進諸国との比較において、その総数、新規参入者数のどちらにおいても極めて少ないから大幅な増加が急務とされた。しかしながら、当時比較されたものは、フランスの法曹人口約3万6000人、新規参入者年間2400人等の数字のみであり、最低でもこの程度の規模の法曹人口の量的拡大が必要とされたこと記憶している。しかし、フランスの司法制度や法曹養成制度は我が国とかなり異なるうえに、フランスでは代訴人や法律顧問と呼ばれる日本の司法書士、行政書士にちかい職種などの隣接業種が弁護士とされていることが全く考慮されていなかった。前述のとおり、外国では弁護士業に含まれる約20万人の隣接業種が存在する(平成24年度、弁理士9145人、税理士7万2635人、司法書士2万0670人、行政書士4万2177人、土地家屋調査士1万7328人、社会保険労務士3万6850人)。隣接業種の人口まで含めて比較するならば、当時ですら我が国では必ずしも法曹人口は不足しているとはいえない状況にあったといえる。また、平成22年度に年間司法試験合格者3000人の数値目標についてはシミュレーションもされておらず、実証的な根拠がない数値であることが、当時の司法制度改革審議会の委員より確認されている(第2回法曹養成制度検討会議、井上委員)。</p>
----	-------------	---

(3) 法曹需要(弁護士の需要)。最高裁判所の司法統計によれば、平成13年と平成23年の裁判の事件数を比較すると、大幅な減少がみられる(全事件の新受件数は563万2114件から405万9773件と73.08%に減少している)。もっとも、弁護士会及び法テラスが全国で行う法律相談件数は、平成13年の47万2249件から平成22年に62万7329件と拡大している。これは、この間に設立された相談者の資力により無料法律相談を受けることができる法テラス創設の影響が大きく、法テラスの平成22年度の法律相談件数は、25万6719件である。もっとも、弁護士会・法テラス等の法律相談件数は、平成21年の66万8396件をピークに減少に転じており、頭打ちの傾向が読み取れる。法曹の活動領域の拡大については、前述のとおり企業内弁護士、任期付き公務員、海外展開業務のいずれをとっても今後大幅な活動領域の拡大などは見込めない。ちなみに企業内弁護士はフランスでは禁止されている。司法の独立の妨げになるからと思われる。まして、隣接業種約20万人の職域でもある法廷外の潜在需要を掘り起こすことは、隣接業種との対立、反感を買うだけであり、限界が生ずるのは明らかである。

逆に、この間暫定的制度だとしながら認定司法書士制度が創設され、弁理士、行政書士などの訴訟、法廷活動業務への業務拡大の動きから考えても、今後、法曹、弁護士としての活動領域が制約されることはあっても、大幅な需要拡大を見込める要素は極めて少ない。

(4) 司法アクセスの進展状況。司法アクセスについて、司法制度改革審議会意見書で指摘された過疎偏在問題に関しては、日本弁護士連合会は1999年ひまわり基金を創設し、翌年から全会員に特別会費を徴収し全国にひまわり基金法律事務所を設置し、弁護士過疎地域の法律相談センター開設援助などの活動を行ってきた。また、2008年には、偏在解消援助事業も創設し、弁護士偏在解消のための経済的支援を行ってきた。そして、昨年2012年には、弁護士過疎偏在問題を統一し、人口3万人以上の市町村に弁護士事務所を必ず設置するなど、新行動計画に基づく総会決議を承認し、新ひまわり基金として、過疎偏在事業を継続発展して支援する決議が採択され、特別会費の継続も承認された。なお、これとは別に日本司法支援センター(法テラス)を2006年設立し、各地方裁判所管轄内に法テラスの

支部が開設され、過疎地対策である法テラスの4号事務所が、全国で31カ所、都市型公設事務所15カ所存在している。弁護士ゼロワン地区は2011年12月解消された(なお、現時点で弁護士1名の区域が2カ所復活している)。また、市民のアクセスの前提になる情報提供としては、2000年(平成12年)10月には弁護士広告が解禁され、インターネットでの弁護士、弁護士会ホームページなどは一般化しており、過払い事件のテレビCM等に見られるとおり、資格のあるセールスマンの誇大ともいえる広告が出現した。日弁連では、品位をただし、市民に対して誤解を招くことのないよう広告内容の行き過ぎを制限する措置が必要になるほどの状況に至っている。これ以上の司法アクセス情報を解禁する場合、弁護士が、宣伝上手、商売上手を競争することになり、プロフェッション集団ではなく、ビジネス論理が支配する一般の業界団体と同じ体質になる危険性がある。ただし、以上のとおり10年前とは比較にならないほど、少なくとも司法アクセスの進展については、格別の進展がみられる(総務省、政策評価書)。

就職難は毎年深刻化している。一斉登録時の弁護士未登録者数は、62期184人、63期258人、64期400人、65期546人と毎年増加している。2006年の最高裁判決で過払い事件が急増したことにより、2009年の第一審民事新受件数が通常の3倍以上になった特殊要件がなければ、既に5年前から弁護士人口は供給過剰に陥っていたといえる。年間司法試験合格者数約2000人のうち一斉登録できる弁護士が、現時点で1500人程度しか存在しない事実は、著しい就職難、弁護士の供給過剰を物語っている。しかも、近時の新規登録弁護士の実態として、いわゆるノキ弁や即時独立弁護士が増えており(64期での推定数294人、法曹養成制度検討会議第10回資料6-1)、既存の事務所に就職しても、1年以内で独立しているものも多く、一斉登録数には形式として登録だけをした暗数も含まれている。弁護士の供給が過剰になるとOJTを受けられない弁護士や事務所の経営破綻の問題も生ずるほか、懲戒事案の増加、事件漁り、事件の焚きつけ等を行い事件を掘り起こしたり、依頼者のいうがままに従属したひどい事件処理を行い、社会的な

信用を失う事案も報告されている。弁護士が、不正義と人権侵害を行う悪しき隣人となるなどの新たな弊害が生まれている。弁護士の過剰状態は、決して一般市民の利益を図る方向になるとは限らない。

(6)以上より司法制度改革審議会で検討された10年後に法曹人口を年間3000人増加するとの数値目標には、隣接業種の存在を無視し何ら実証的な根拠がなかったこと、10年前と比べて訴訟事件等の数は減少し、法律相談、法廷外の事件が拡大されたとしてもその数は頭打ちであること、逆に10年前に比べ司法アクセスの進展は格段に向上しているが、今後法曹として活躍する領域が飛躍的に拡大する可能性はほとんど期待できないことなどが理解できる。現状では弁護士過剰状態にあることが明らかであり、司法アクセスは改善され過疎偏在問題は、解消される一方、懲戒事例の多発・深刻化などは国民の利益を害する弊害の一端が見られるほど事態は深刻化している。中間的取りまとめにいうように法曹人口を「引き続き増加させる必要があることには変わりはない」などと断定することはできないし、具体的な根拠もなく、そのような指摘をする自体極めて不適切といわざるを得ない。

3. 司法試験合格者数の数値目標を設けないこと。司法試験の年間合格者数を3000人程度とする数値目標が現実的ではないとする点に異論はない。しかし、数値目標については、前述のとおり現状でも司法試験合格者数は、直ちに1500人以下にしなければ供給過剰を深刻化させることが明らかである。1年間の死亡等による弁護士登録取り消し等の人数を控除しても、年間司法試験合格者1500人では、法曹人口は毎年1000人程度が増加する。裁判官、検察官の増員が見込められない以上、増加数はすべて弁護士の増加になって現れる。新規登録弁護士の一斉登録時に登録ができないものが、65期、2012年度では546人であり、毎年100名以上の数が増加しつづけている。2013年度では700名前後の一斉登録時未登録者が出現すると予測される。登録できた弁護士でも、ノキ弁、即時独立弁護士の数は300人程度に及び、近時の企業内弁護士の増員が、一般の新入社員、中途採用待遇での雇用であり、法曹を志す者の意に反した就職であるとすれば、増加を認めるにしても数百人程度である。そうだとすれば、現状では年間の司法試験合格者は最大1000名程度が限界である(それでも毎年500名は増加)。

上記の検討結果のとおり、その都度法曹人口を検討することには反対しない。しかし、具体的に考慮すべき要素やその検討もせずに、誰がいつどこでその都度検討するかは提案もないまま、今後の法曹養成の在り方を曖昧に示すことは有害無益である。検討結果の最後で「将来、司法試験の年間合格者を3000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることありうることを否定しない」と記載するが、逆に「将来、司法試験の年間合格者を500人程度とすべきことについても現実性が出てくること」も否定できない。誤解を招く記載はしない方がよい。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

(1)プロセスとしての法曹養成。「プロセス」としての法曹養成制度の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が生かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある、という。この意見には以下の理由から様々な点で問題があり、賛成できない。

(2)「プロセス」としての法曹養成の考え方。まず、「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄するか、維持するかと、法科大学院の卒業を司法試験の受験資格制限にするかどうかは、法曹の質の低下を招くことに対して論理的に同じ前提条件ではない。これを同じことだと論ずること自体、出発点から誤りである。しかも、司法試験の受験資格制限を撤廃しない場合には、後述のとおり法曹志願者全体の更なる質の低下を招くおそれがあることを指摘しておく。今回の法曹養成制度検討会議で問われる最大の弊害の一つは、法科大学院教育の修了を司法試験受験資格にしたため、経済的、時間的な負担の割に成果が得られない教育しか受けられず、法曹志願者はもとより法学教育、法曹への道から優秀な人材が逃げて行くことをいかに改善できるかにある。

近い将来の国民の権利の救済のレベルにかかわる司法機能の低下をも招く問題である。法科大学院を中核とする法曹養成制度は、設計当初から無理があり、破綻が明らかになった現在、この存続を前提とする解決策は、無駄に無駄を重ねるだけである。もっとも、中間的取りまとめの検討結果では、法科大学院教育が優れた成果をあげているとし、その根拠として、学生に物事の本質や判断の分岐点を考えさせる教育もなされていること、法科大学院教育修了直後の受験者の合格率が最も高いことをあげている。しかしながら、物事の本質や判断の分岐点を考えることは法科大学院教育のみが学習できる機会を提供する場ではない。手段方法は、別にしても大学教育でも予備校の講義でも十分可能である。独学ですらかような学習の重要性を認識できている者は存在する。また、法科大学院教育修了直後の受験者の合格率が最も高いことは、後に詳しく述べるが、法科大学院の修了者が司法試験の受験者にほぼ限定される中で、毎年法科大学院を卒業する一定数の優秀な受験生が誕生し、その上位から合格してゆくという事実を指摘しただけのことである。法科大学院教育の成果とは余り関係がなく、教育の成果が実証されたものでもない。むしろ、法科大学院修了者以上に予備試験合格者の合格率が高い事実をどう説明できるのか極めて疑問である。

(3) 法科大学院教育の質の向上を図る政策。端的に法科大学院の卒業に司法試験受験資格を付与しないことで法科大学院教育の質は向上が期待できるうえ、法曹人口を年間司法試験合格者1000人以下に絞ることで法曹の質の向上も確保できると考える。司法制度改革審議会意見書に記載した法科大学院教育は、文字どおり読む限り不可能ではあるが、法科大学院教育のすべてを否定するつもりはない。一部の大学ないし一部の法科大学院の教員によっては、その教育理念に近い優れた法科大学院教育を行っていることを否定はしない。その様な法科大学院教育がなされている限り、その卒業に司法試験受験資格を付与しなくても優秀な学生が入学を希望し、容易に司法試験に合格できると思われる。

しかし、ほとんどの法科大学院においては、基本的な法の解釈や理解すら身につける教育がなされているのか不明で、研究家教員の関心のある分野などの授業を強制したり、急造の実務家教員に先端科目の講義をさせるなど教育する側の体勢が整備されていない。教育内容としても法曹養成に特化した研究機関であるのか疑問である。司法試験受験予備校を上回るとは到底思えない教育を、多額の授業料をとり、2年ないし3年という時間的負担を強制するだけであり、優秀な人材を司法界に招くうえで最大の参入障壁になっている。したがって、法科大学院の修了を司法試験の受験資格から外すことが喫緊の課題であるといえる。司法試験の受験資格という法科大学院の特別扱いをやめれば、教育の質の確保ができない法科大学院は、自ずから経営が成り立たず廃止に追い込まれ、自助努力で質の高い法科大学院教育を維持しているもののみが生き残る。それが最も合理的で法科大学院制度の弊害を解決できる最善策というべきである。21世紀を担う法曹を育てるため質的な教育の向上を図るためには、法科大学院こそ市場原理のもとにおかれなければならない。

第3
1
(2)

法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

(1) 法曹志願者の減少、法曹志願者の多様性の確保の問題も、繰り返し指摘するとおり、最善策は、法科大学院修了を司法試験受験資格の要件から外すことにある。中間的取りまとめでは、法曹志願者の減少問題に関して、法科大学院の定員削減により司法試験の合格率の向上策に求め、養成機関の短縮、飛び級なども提案するが、教育の質を全く無視したものとわざういえない。全体としての法科大学院の定員数の削減で司法試験の合格率の向上が達成できたとしても、それは教育向上の努力の成果ではなく、司法試験受験生の母集団を一定の富裕層に限定する合格率操作の工作に他ならない。法科大学院教育の公平性、公開性、多様性の理念はどこに行ったのか。法科大学院制度の存続のみを死守するだけの解決策は、我が国の法曹養成制度として由々しき事態というべきである。

(2) 多様なバックグラウンドを有する人材。現在の法科大学院を法曹養成の中核とする制度のもとでは、多様なバックグラウンドを有する人材の確保は絶望的である。多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として確保するには、そのリスクを取り除き、

		<p>法曹を志す者への門戸を開放することにつける。とすれば、法科大学院の修了を司法試験資格から外し、多様な人材に自由に司法試験受験の機会をあたえることがまず先決である。多様なバックグラウンドを有する人材が、その志に従い司法試験を自由に受験できるとしたうえで、質の高い法曹養成教育を受講したければ、生き残った法科大学院ないし定評のある法学部への学士入学制度や司法試験予備校を利用し、基礎的な法律科目の学習を重点的に行うなど志を実現するために自由に学習方法を選択することが可能となる。百歩譲って、現在の法科大学院教育と受験資格を前提にした解決策を示すとすれば、多様なバックグラウンドを有する人材の確保には、後述するとおり予備試験枠の大幅な拡大をする他ないと思われる。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(1) 法科大学院生に対する経済的支援。法科大学院の修了を司法試験受験資格から外す限り、他の大学院生に比較して法科大学院への充実した支援等は公平の観点から困難であるとする。もっとも、念のため現在の法科大学院の修了が司法試験受験資格となる制度のもとでの経済的支援のあり方を述べるなら、法科大学院生には、奨学金の貸与などではなく、端的に授業料をすべて無償とすべきである。これは別段おかしな提案ではなく、ドイツ、フランスなどでは大学の授業料は無償であり、アメリカにも法学部がないため、ロースクールの負担だけで済むこととのバランスにある。現在の給費制が維持できないという前提ならば、少なくとも法科大学院の授業料程度は無償にしなければ、優秀な人材は集まらない。そうでなければ、プロセスとしての法曹養成は、お金の問題で制度上実現できないことになる。もっとも、これでは、大学院経営上、少子化時代への法学部への集客を目標とした法科大学院構想の趣旨が半減するが、純粋に大学が法科大学院教育で我が国の法曹養成の一端を担う覚悟があれば、十分実現できるはずである。高度な教育の質を確保できる僅かな法科大学院であれば、補助金も減額されないため、直ぐにも実現可能な提案と考える。</p> <p>(2) 給費制・貸与制 貸与制を前提にすることに反対し、司法修習生に対する給費制を復活すべきである。法科大学院制度を法曹養成の中核とする制度のもとでは、法科大学院修了までの2ないし3年間の授業料および生活費等の多額の経済的な負担があるうえに、2012年度(65期)より司法試験に合格しても司法修習期間に貸与制が導入され、法曹になるまでには多額の借金なしには富裕層しか法曹になれないという不合理極まりない制度に化している。新65期司法修習生のアンケート調査によれば、貸与制移行による経済的不安などを理由に司法修習の辞退を考えた割合は28.2パーセントにのぼる。アンケート回答数717通の内、貸与を受けている者の割合は85.1パーセントで法科大学院卒業までに平均して300万円以上の借金をしているうえに、さらに司法修習生の貸与制導入で300万円程度の借金が積み重なることになる。1000万円を超える借金をしている者も少なくない。一般人が、今後法曹になるためには、借金漬けになり、兵糧攻めから生き残った者にのみ限定されるといっても過言ではない。司法修習生の貸与制導入の最大の理由は、多量の年間司法試験合格者を排出したために、修習経費が膨大となり国家予算との関係から困難であるという点にある。とすれば、法科大学院教育にかかる膨大な予算を人数を絞った司法試験合格者に振り替ればよい。その方が文字どおり法曹養成に対する予算の配分となる。司法予算の不足は別にしても、貸与制、給費制の問題は、単に司法修習生の経済的負担だけではなく司法修習生を国家が責任を持って養成するという理念から検討すべき事項であり、中間的取りまとめの分析は極めて問題である。「貸与制を前提にした上で」と安易に結論を出すのは、法曹養成制度の根本的な無理解が端的に表現されている。壊すのは派手で一瞬だが、作るのは地味で退屈で長い。長年司法修習生の給費制が過去維持されてきた結果、弁護士業務の一内容として、会務活動を中心とする公益活動等のプロボノ活動が、弁護士の必須の業務内容として自覚され、かつ、実践されてきた伝統がある。地方の弁護士会などでは、会務、プロボノ活動をしないう弁護士などは、会から事実上追放される。給費制を廃止し貸与制を導入することは我が国の法曹、とりわけ弁護士の業務内容を根本的に覆し、プロボノ活動は業務内容ではなく、趣味の問題となり、利益のみ追求するビジネス業界のひとつになることを意味する。法科大学院に対する多額の助成制度をすべて廃止し、年間司法試験合格者数を1000人以下に絞り、前期修習の復活などを充実した司法修習制度を基軸にして給費制を復活することの重要性が、財界のみならず法科大学院関係者には、全く認識されていない点在最も問題である。</p>

<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>中間的取りまとめでは、法科大学院の質の向上に関する問題は、修了者の合格率を7～8割に向上させるため全法科大学院の定員数を削減することを提案している。そのために公的支援の見直しにより法科大学院の自主的な定員数削減、統廃合などの組織の見直しを図り、それでも駄目なら法的措置を講ずるとするものである。しかし、定員削減、統廃合などの強制は、大学の自治との問題が生ずるうえに、仮に法科大学院修了者の高い司法試験合格率が実現できたとしても、それは法科大学院教育の成果でもなければ、法曹の質を確保するものでもない。あるべき法曹養成制度にはほど遠い制度になる。法科大学院に入学する学生は、経済的にも時間的にも余裕があるか、自己破産覚悟で多額の借金を背負う者のみに限定されてしまうという法科大学院の根本的な弊害が全く解決できていない。これから法曹を志す者にとって、法科大学院の卒業までの学費(国立269万円、私立402万円、総務省政策評価書)、その間および司法試験受験合格を経て貸与制の下での司法修習終了までに至る生活費は、提案自体失当である。全面的に反対する。最短でも既修3年9か月、未修4年9か月に及ぶ。この間受験生は、事実上稼働する余裕がないことから、負担が大きすぎる。司法修習には修習専念義務が課されているのである。そのうえに前述のとおり特に弁護士活動領域の拡大などは絵に描いた餅であるから、就職難は更に深刻化し、現行の約2000人の司法試験合格者では、半数以上が多額の借金のみ背負い、路頭に迷う深刻な事態に陥らざるを得ない。法科大学院生、司法試験受験生の母集団は、今後優秀とは限らない富裕層で構成される方向にも進み、司法試験合格率が高ければ高いほどお金や時間で法曹資格を買ったと揶揄される恐れもある。司法に対する国民の信頼は地に落ちる。法曹を志す者をここまで冷遇したうえ虐待し、司法機能の低下を顧みずに法科大学院制度のみを存続させようとする者の良識を疑う。</p>
<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>共通到達度確認試験、客観的で厳格な到達度判定の仕組みを早期に導入すること、法学未修者が基本的な法律科目を重点的に学ぶ仕組みを導入することには反対はしない。ただし、それらの制度を法科大学院のみに導入することには反対である。確かに、司法制度改革においては未修者や多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として受け入れ、社会人等にも広く門戸を開放することが要請されている。密度の高い法科大学院教育により、これが実現できるというのが司法制度改革審議会の理念、たてまえであった。しかし、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度では、法学未修者、多様なバックグラウンドを有する人材などは、法曹になることがますます困難になる。決定的なのは、司法試験受験資格に法科大学院の修了が要件とされる制度であるため、経済的・時間的負担が大きな参入障壁になり、他方で、法曹需要の拡大を見誤ったため、司法試験に合格しても就職難の問題は深刻化するばかりで、多様なバックグラウンドを有する人材が法曹の途に進もうとする気が失せる。合理的判断ができる社会的な経験を積んだ優秀な人材などは、法科大学院を中核とする法曹養成制度の致命的欠陥が明らかになった以上、この世界に入ろうとするはずがない。旧司法試験制度以上に多様なバックグラウンドを有する人材の法曹養成は、制度上も実態上も著しく困難となり、公平性、開放性、多様性を旨とした法科大学院の教育理念に逆行している。基本的な法律科目をより重点的に学ぶシステムなどは予備校の授業などを吟味することなどでより安価に習得可能である、更に法学部の授業をドル箱と呼ばれるような一人の教員が大量の学生を相手にする講義をやめて、教育に習熟した教員を採用し、単位取得が厳しい少人数の授業に切り替えるなどすることで、考える授業、基本法の習得は実現できるはずである。なにも、法科大学院だけで実施すべき改善策ではない。</p>

<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>受験回数制限制度を維持する前提に反対である。受験回数制限は、期間回数含めて全面的に撤廃すべきである。受験回数制限は「旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、法科大学院教育の効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方に基づき導入」されたとする。そして旧司法試験の下での問題状況とは、「法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図る」必要があること、そして、この転進の機会を促進するのが受験回数制限であるという。余計なお世話というべきである。他人の人生に対して責任をとれないにもかかわらず、個人の自由な意思決定領域に国家の介入を行うことは、過干渉以外の何者でもない。司法試験は資格試験ではなかったのか。人が法曹を志し、個人的な理由で結果的に法曹になることを断念したとしても、自らの意思と責任に基づく結果なので受け入れることは可能である。しかし、法曹への志を断念する理由が、司法試験の受験回数制限制度を導入されたことで、強制的に断念させられるのでは、受け入れることは困難となる。現に、法曹への志が強く努力次第で必ず合格できると考えている者は、回数制限制度を乗り越え、法科大学院に再入学する者すら少なからず存在する。また、回数制限を設け法科大学院教育の効果が薄れないうちに、司法試験を早めに受験させる考え方は、法科大学院では5年程度で教育の効果が薄れてしまうような教育しかできないことを意味する。第一回の受験で合格率が最も高くなるのは司法試験受験生の人数を一定に制限した結果、毎年生まれる優秀な受験生から先に合格するという当然の効果であり、法科大学院側の我田引水に他ならない。昨年度の予備試験合格者の合格率が、どの法科大学院の卒業生の司法試験合格率より高いという事実は、法科大学院教育を受けない母集団でも司法試験を合格できる実力を持つ優秀な者が社会に存在するという証明である。法科大学院修了者にのみ司法試験受験資格を与えるという特殊な母集団を限定することの不合理性を証明するものといえる。以上のとおり司法試験の回数制限には資格試験の性質上からも合理性はなく、回数制限がない場合の人生の転進の機会を逸する責任等は、自己責任の結果なのであるから、他人に迷惑をかける事柄ではない。また、法科大学院修了後、最初の司法試験で合格した結果は、必ずしも法科大学院教育の効果などではなく、合格者本人の素質によるところが大なので、受験回数制限が法科大学院教育の宣伝に利用させるいわれも全くない。</p>
<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>試験科目の削減については意見はない。ただし、「法科大学院教育との連携」の意味が、法科大学院の教育に併せて司法試験の内容まで変更する提案であるならば本末転倒になることは指摘しておく。なお、現在の司法試験結果については、司法試験考査委員の採点実感等では、基本的な法律科目の理解が不十分であるとの指摘がされている。合格基準、合格決定のあり方についても、資格試験といいながら、司法制度改革審議会意見書の法曹人口拡大方針に添った政策的配慮が働いていることは否定できず、合格者に余りに点数の幅がありバラツキがあるのは問題であるという点のみ指摘しておく。</p>
<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>現在の致命的な欠陥がある法科大学院制度を中核にする法曹養成制度を改善するには、司法試験受験資格から法科大学院の修了要件を外す以外にはない。そのため予備試験の存在理由はなくなり原則として消滅すべき制度だと考える。なお、念のため仮に法科大学院修了を司法試験受験資格にする現在の法曹養成制度を前提とした場合、予備試験制度をどう運用すべきかについて以下意見を述べる。そもそも予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定する試験である。司法試験委員会が、想定している法科大学院修了者と同等の能力を有する者のレベルは法科大学院教育の理念から当然に高く現在の予備試験合格者の司法試験合格率に表れている。しかし、法科大学院教育に理念どおりの高度な質的教育が期待できない現状では、公平性、公開性、多様性を担保するためにも予備試験枠を相当程度拡大するほかない。司法制度改革審議会意見書でも、多様なバックグラウンドを有する人材を多数の法曹として養成することを理念としており、法科大学院を経由しない者にも広く法曹資格取得の途を開放する必要性がある。</p>

		<p>すなわち、予備試験合格者の人数は、少なくとも当該年度の法科大学院修了者の人数と同程度にすることが必要である。その結果、法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格率を比較することで、法科大学院教育の改善があるかどうかの検証も可能となる。そして、法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格率が同程度の場合は(予備試験合格者の合格率が上回れば当然)、受験生にあえて経済的・時間的に大きな負担をかける法科大学院教育の合理性がないことは明らかになるため、司法試験の受験資格から法科大学院修了の要件を外すほかない。昨年実施された予備試験合格者の司法試験合格率は約68%であり、司法試験の平均合格率約25%を大幅に上回り、全国のいずれの法科大学院修了者の合格率よりも高い。現在の予備試験合格者は法科大学院修了者以上の基礎的素養を有する母集団であることが明らかになっている。</p> <p>予備試験の合格者を現時点のように限定する限り、法科大学院修了者の母集団より、法科大学院修了をしない優秀な母集団が社会には存在することになり、司法試験受験資格を制限する不合理性や法科大学院教育の質的な問題をアピールされるばかりなので予備試験枠は拡大する以外ない。法曹の質の問題は直ちに解決できないが、現在の法曹養成制度の公平性、多様性、公開性にはかなう解決策である。なお、予備試験の合格後の翌年でなければ司法試験を受験できないとするのは、法科大学院修了者に比べ不公平・不合理であるので、予備試験の実施は、司法試験の受験に間に合うように行い、司法試験の申し込み直前には、予備試験の合格が判明し、その年の予備試験合格者が直ちに司法試験を受験できるようなシステムに変更すべきである。</p>
第4 (1)	法科大学院教育との連携	<p>中間的取りまとめの提言には賛成できない。司法修習制度は、法科大学院教育が破綻の状況にある現状を踏まえ、前期修習の復活や2年間以上の修習期間を復活すべく直ちに検討すべきであり、法科大学院に代わりプロセスとしての法曹養成の中核、基礎的教育機関として位置づけ、司法修習制度の充実に努めるべきである。法科大学院が、期間的な高度専門教育機関として理論的教育と実務的教育を架橋するという教育理念は実現不可能な幻想である。現在の法科大学院教育では、理論的教育だけで精一杯であり実務教育を行う余裕がない(最高裁司法修習委員会の第19回で法科大学院関係者からの発言では、「法科大学院はそのような起案をさせるところではないし、そこまでやれる余裕がない」と述べている)。制度上も司法試験合格が不確かな段階では法科大学院生にとっても実務教育には身が入らず、その段階で国家予算を導入することも不相当である。法科大学院教育が役割を果たせない以上、その役割不足のつけがすべて司法修習に回ってきている。これをもって法科大学院教育との連携というのであろうか。司法修習期間が制限され、前期修習も廃止され、理論的教育の成果を実務教育に架橋しようとしても、理念的教育も相当補充しなければならぬため、現在、任意に行われている導入的教育程度では補充が追いつかない。しかも、各配属庁に配属される修習生の数は、新司法試験合格者急増のもと倍増以上しており、きめ細かな司法修習ができない状況にもある。法科大学院教育との連携、連携と繰り返しても現在の司法修習では、役割を負担していない法科大学院教育の不足を補充するには余りにも期間が少なく、二回試験終了までに国民が期待できる法律家を養成することが困難であるというのが現状である。</p>
第4 (2)	司法修習の内容	<p>中間的取りまとめは何を述べているのか理解ができない。解決策、提言としての体をなしていない。現状の1年間の司法修習は、期間的にも実務に即した密度の濃い修習にならざるをえないが、修習生の学力についてのばらつきが指摘されている。法科大学院教育では、実務教育がされるとしても、要件事実教育をする程度で、裁判所に提出する起案等は原則として実施されていない。したがって、「選択型実務修習を含めて、今後とも司法修習のさらなる充実に向けた検討」などといっても「さらなる充実」とは具体的に何かも皆目見当が付かない。中間的取りまとめに指摘のある選択型実務修習については、司法修習生が自らの選択で将来の法曹に必要な修習を受けることができる意味がある修習ではあるが、二回試験の直前に実施されるため、修習生の関心は二回試験に向かい模擬裁判など時間と労力を費やすような科目を避けるような修習生も出現している。そのうえ、深刻化している就職難は、僅かな司法修習期間中の大きな比重を就職活動に費やさざるを得ず、貸与制導入も手伝い司法修習に専念することが困難である。また、多数の司法修習生を</p>

				受け入れる弁護士修習では、指導担当弁護士の確保が困難になっており、修習生の側でも、100名を超える修習生が司法研修所の寮に入寮ができず、貸与制とともに過大な経済的負担を強いられている。余りにも不十分な現在の司法修習制度には、抜本的な制度改革が急務であるというほかないが、本中間的取りまとめでは、何の指摘もなく危機意識が全く感じられない。
		第5	継続教育について	一般論としては反対しない。法曹になった者が自己研鑽のために継続教育を受けることは不可欠であり、裁判所、検察庁の組織内研修はもちろん、弁護士会においても改正された倫理研修や、任意に行われている定期的な研修制度などを分野別に制度化し、業務可能な要件にすることなどを検討・実施している。かような一般的な継続教育の必要性やこれをさらに充実させる取り組みを制度化する方向性については否定するつもりは毛頭ない。しかしながら、ここで継続的教育が必要だとあえて指摘するのは、法科大学院教育が余りに不十分であり、司法修習制度においても前期修習廃止、期間短縮などで限界があるため、二回試験終了までにまともな法曹養成ができていないことの証でもある。法曹資格取得後に更なる継続教育で補充しなければ法曹の質の確保ができない状況にあることを意味する。法科大学院関係者は、一部では優れた教育効果が現れているなどと強調するが、かような多額の国家予算を投入しても不足した教育のつけを後回しにするのであれば、現行の法科大学院制度自体が有害である。司法制度改革審議会意見書は、法科大学院による高度な法曹教育で卒業までに容易に司法試験合格レベルまで達する教育ができると公言し、卒業生の7割～8割程度の司法試験合格率が得られるなどの誇大宣伝で学生を集めた。しかし、法科大学院の主要メンバーである研究家教員は、研究の成果により法科大学院教員に就任しているのであり、実務を知らないばかりか、法曹教育についての能力が保証されているものではない。例外はあるが、優れた研究者が必ずしも優れた教育者とは限らないのである。その結果、司法試験の合格基準を下限にまで下げても合格率20パーセント代で低迷し、司法試験に合格できない卒業生や司法試験に合格しても法曹としての業務に就けない大量の借金漬け卒業生を生み出し、かつ、今後も路頭に迷う大量の卒業生を世に送り出そうとしている。悪徳商法の典型であり、現在の法科大学院制度は大学関係者の利益・権益のためだけに存在するといっても過言ではない。
849	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制とすべきである。 (理由)司法制度の担い手である弁護士に、それにふさわしい能力と素養を身につけさせるため、充実した修習を行わせるのは国の責任であると考え。したがって、修習費用は国が負担すべきであるし、貸与制とする代わりに修習専念義務を緩める、などという、法曹の質を大幅に低下させるような安易な代替策をとるべきでもない。
850	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	1. 司法修習生に対して給与を支給しなければならない理由は、経済的に困窮しているからというだけではない。それを主張すると、予算がない、弁護士養成に国費を使うについて、国民の理解が得られない、修習生の中には、経済的に困っていない者もいるなど、様々な理由で反論を受ける。2. しかし、この給費制は、国の予算の有無にかかわらず、論理必然的に導かれる制度であり、この制度がとられたのは、戦前の法曹養成制度についての反省からである。すなわち、戦前は、法曹になるための高等文官司法科試験があり、これに合格した者の中から優秀な者が順次裁判官、検察官になり、残った者が弁護士になっていた。裁判官、検察官になる者は、司法官試補になり、修習期間は有給であった。しかし弁護士になるための弁護士試補の修習は、無給であるという不平等な制度であった。3. しかし、第二次世界大戦後の民主主義社会において、戦前の非民主的かつ不平等な分離修習制度が見直され、あるべき法曹養成を一元化、統一化するために、すべての司法修習生に対し、統一的な法曹養成を行うこととし、その目的を達成するために

				<p>司法修習生に修習専念義務を課し、給費制を導入したのである。このことから、当然の帰結として、国に予算があろうとなかろうと、修習生に対して給費すべきことが国の責務として課せられたのである。在野の弁護士になる修習生に対して、なぜ国費を投入しなければならないのかという世論もあるが、それは弁護士が在野の民であり、そのような者を養成するために国費を投入すべきではないという考えであろう。しかし弁護士は、国の司法に関するさまざまな場面で献身的に働いている。すなわち、国選刑事弁護人、破産・再生、更生等の管財人、後見人(監督人)、不在者・相続財産管理人、幼児の引渡事件の法定代理人やその他の特別代理人など裁判所から依頼されることは枚挙にいとまがないのである。在朝の裁判官、検察官と同じく国に多大の貢献をしている。4. 現在、意思のインターンに対しても給費がなされているが官の医師になるものに限られていない。司法書士、税理士、公認会計士などには給費がなされていないということが例に出されるが、それらのものは国の試験に合格すれば養成制度がなく直ちに資格を得ることができるからである。法曹になるには、国が義務付けた修習があり、それに専念義務が課せられているから同質ではない。5. 現在、法曹になるには法科大学院を終了しなければならないことが原則であるが、2～3年での授業料と生活費を合わせると年間300万円とすれば600～900万円を費やさなければならず、直ちに司法試験に合格しても相当多額の費用をかけているところでさらに修習専念義務の下に300万円程度の負債を抱えなければならないのである。修習制度と専念義務は、国が統一的に法曹を養成するためには放棄することは許されない。司法制度の崩壊につながる恐れがあるからである。6. 以上のような理由により、国は過去の反省に立ち還り、統一的な法曹養成を行う限り、修習専念義務を維持して給費制を復活採用すべきである。なお、貸与制が維持されたなら、将来、裁判官と検察官に対しては返済免除があるのではないかと思うが、これが杞憂に過ぎなければよいのである。そのような疑念のないすっきりした給費制をぜひ復活させて法曹養成を行っていただきたい。</p>
851	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対しては、修習地に赴任・滞在する費用その他の経費と、生活維持のための経済的保障がなされるべきです。 (理由) 日本は、「放置国家」ではなく、「法治国家」をめざすべきであり、そのために必要な司法の質を保つには、国家として、これをになうべき法律家の養成のために、司法修習生に対して、最低限度の生活保障をすべきです。「給与」という表現をされると、働いてもいないのに・・・と思われるかもしれませんが、司法修習は、専門職となるための研修です。税務大学校・防衛大学校・・・その他専門職養成・研修のために、国が研修中の生活費を保障している制度はたくさんあるはずであり、司法修習生だけが、これを不当として攻撃されるいわれはありません。日本が法治国家であることを担保するために支払うお金としては、司法修習生の生活保障など、決して高い買い物ではありません。日本の将来への必要不可欠の投資なのです。なお、弁護士は自営業者ではありますが、それはその独立性の担保や報酬の負担の合理化のために、そのような制度となっているだけであって、「法の支配に奉仕する」という意味では、公の奉仕者であり、公務員と同様の社会的機能を持っています。国家の他の無駄遣いをなくし、司法修習生が、必要な研修という「職務」に専念できる経済的保障がなされるべきです。特に、任地を国が命じて赴任させる以上、異境任地を赴任旅費や宿舍の費用・帰省費用などは、国が支払うべきは当然で、公務員の旅費規定等に倣うべきです。</p>

852	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきと考えます。 (理由)私は、現在、弁護士として活動しています。かつて、司法修習生として2年間の実務修習を過ごし、その期間、給費をもらい、修習に専念することができました。司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任と考えます。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要です。現実には、給費制が廃止された結果、ロースクールから司法修習生の期間中の費用負担の多さのために、法律実務家になる夢を断念している人が多く出ています。若者が経済的な理由で将来の夢をあきらめるような社会でいいのでしょうか。是非、給費制を復活させて下さい。
853	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	特になし。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の合格者1,000人。
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制の復活。
		第4	その他	弁護士は過剰気味。
854	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	特になし。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験の合格者1000人。
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制復活。
		第4	その他	弁護士は過剰気味。
855	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきである。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任である。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は不可欠である。貸与制によって修習生の熱意、向学心が削がれるようなことがあってはならない。

856	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で」、とあるが、貸与制を前提とすべきではなく、給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)法曹の養成は言うまでもなく、社会的インフラの整備である。法曹養成は、国や社会が責任を持って取り組むべき課題であり、これに関する費用負担を司法修習生一個人に負担させるがごときは国や社会がその責任を放棄し、ひいては、国民のための法律家の育成を断念することと同義である。絶対にゆるされることではない。市民に法的にサービスを提供し、市民を守る、弱者を守る、誰でも安心して生活できる世の中をつくるための法律家、しかも質の保証された法律家を社会に送り出すためには司法修習は不可欠の課題である。それゆえに国は、修習中、司法修習生に修習専念義務を課しているのである。司法修習は、個々の修習生のスキルアップのために用意されているものではなく、修習生の個人的な問題ではない。このことをどうか、再度認識されたい。この点から給費制を「司法修習生に対する経済的支援の在り方」と矮小化して捉える(捉えられている)こと自体、非常に遺憾であり、ただちに、給費制の復活を求める次第である。貸与制移行に伴い、経済的事情により、心ある法曹志望者が法曹への道を諦めていくのを見るのは忍びない。人のためになる仕事がしたいと必死に勉強してきた同士が、上位の成績で司法試験に合格しながら、道を断たれていくのを目の当たりにした私は、何の迷いもなく、やはり貸与制等は間違っていたと言いきることが出来る。今すぐにも国は、法曹養成に関する国の責任を自覚し、給費制を復活させるべきと考えたことから上記意見を述べる。</p>
857	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>法科大学院学生に対する支援については、学費が高く、負担が過重であること、法科大学院は法曹となるための教育機関であって、それ以外の道に進む上では存在意義が見出だせていないこと、の2点を直視する必要がある。現状、合格率からいって、多くの学生は法曹となる道が開かれずに終わることを考えれば、その負担は過重に過ぎ、かつリスクがありすぎる。これでは優秀な学生は司法の道へ進まない。国の補助による法科大学院の学費の低減及び支給型の奨学金を増やすことに力を入れるべきである。他の大学院と比較することに意味はない。司法修習生に対する支援については、公務員同様の職務専念義務を課して研修をさせていることを考えれば、端的に給費制とすべきである。公務員であればその職務の重要性を問うことなく、研修期間中も給与を支給しているのに、国の重要な司法制度の一翼を担うことになる司法修習生に給与を支給しないのは、バランスを失するというほかない。以前であれば、弁護士になりさえすれば一定の収入が確保されたが、弁護士過剰により就職のない現在はそのような状況になく、給費制とする必要性は、むしろ以前より高まっているとさえいえる。貸与制では、研修している間に負債が増えるということが修習生に対する強い負担感を与えるし、現状では弁護士登録後にその返済が容易であるとはいえない状況にあって、この点は改善の見通しが立っていない。中間的取りまとめは、この現状を踏まえておらず、給費制に対する検討があまりにも不十分である。</p>
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>司法の道を志す者に将来の展望を与える意味で、法科大学院の定員削減を進め、法科大学院進学者の司法試験への合格率の向上を目指すべきである。しかし、司法制度改革の課題の1つである多様な人材の取込みを図るためには、大都市の大規模法科大学院に在籍する学生に司法試験合格者が偏る現状は改善の必要がある。多様な人材の取込みを図るための1つの方策として、地方法科大学院については、定員削減を慎重に取り扱うとともに、さらなる支援を進める必要がある。</p>

		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験については、例外的な取扱いであることを明確にし、その規模を極めて限定したものにすべきである。司法制度改革の課題の1つで、第3、1、(1)に出てくる「プロセスとしての法曹養成」を実現するために作り上げた法科大学院制度は、今後も改善しつつ維持する必要がある。予備試験制度を、規模を限定せずに誰でも受験できるように運用することは、法科大学院制度を根底から覆す危険をはらんでいる。予備試験受験資格を、例えば法科大学院からの受験という通常のルートの受験資格を断たれた者と、法科大学院に進学できない経済的事情の強い者だけに限定するなどして、ごく小規模なものとして運用すべきである。
858	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)修習生は研修だから即戦力として役に立つという訳ではないかもしれない。でも普通の会社員・公務員も最初はみんな教育する手間ばかりかかる。新入社員は即戦力にならないから給料を払わないなんていう雇い主がいたら労基署の指導を受けるだろう。修習生だけが給料をもらえないのはおかしいと思います。
859	5/8	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	法科大学院生への経済的支援として授業料の軽減、給費制の復活が必要と考えます。報告では「通常の大学院生と比較しても既に相当充実した支援がされている」をはありましたが、法科大学院生は法曹の養成プロセスの中で法制度上位置づけられ学修しています。そしてその課程を終ることが司法試験受験資格の必須条件であることを考えると授業料による経済的負担がより軽減されるよう公的な支援が必要かと思いません。法科大学院生・修了生は法科大学院入学から司法試験合格までの間、勉学に集中しなければならずアルバイトの出来る状況ではなく収入もないと思います。そうすると仕送りの可能な余裕のある人しか志願できないことにもなりかねません。それでは経済的困難という事情により有能な人材を失うことになり、それはとても残念なことであり将来に渡り大きな損失になると考えます。また、司法制度をささえる法曹の育成は国の責任ではないかとも思うので修習に専念できるように給費制の復活はかせないものと思います。
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	地方法科大学院と夜間法科大学院への特別措置の必要性について。法曹養成教育の質を維持・向上させるために法科大学院と学生定員・入学者数の削減は必要なことと思います。それを実施する段階では上記について特別な配慮が大事なことと考えます。地方に法科大学院があるということや夜も学べる夜間法科大学院があるという事は法曹への志願者の道もひろがることになり、地方においてもより有能な法曹が育ち、その地に学んだ学生はその地に定着することなども考えると地方法科大学院の存在は地域司法の充実と発展につながる重要な役割を果たしていると考えます。だからこそ、地元弁護士会による講義など惜みない支援が行なわれているのだと思います。統廃合にあたっては一定の基準が設けられ実施されるのでしようが地方法科大学院がその地方で果している役割や地方にあるから志願できる学生の事をも配慮しなければならぬと思います。また、国民に身近で頼りがいのある有能な法曹を社会の隅々に送り出すという事から考えても地方法科大学院の存在は大変、重要な位置にあると考えます。なので条件的に対象になるからといって一律に統廃合とはせず一定の猶予期間を設けながらも、教員体制の強化など積極的な支援が必要ではないかと思いません。すでに20年程も前、子供の進路説明会の席「都市圏への進学は家が一軒建つ程の仕送りが必要」といわれた時の衝撃を今も覚えています。繰り返しになってしまいますがその地方地方に大学があるからこそ志願できる環境の学生もいることを考え合わせ、地域司法のさらなる発展につながる為に統廃合によつての都市圏への集中は避け存続に向けて強力な支援を望みます。

860	5/8	第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法科大学院制度を機能させるためには、社会人が法科大学院を経て法曹として社会に貢献できる環境を整備し、そのような環境を整備していると評価できる法科大学院を、司法試験の合格率や定員充足率などの係数的要素のみを基準とすることなく、維持することが必要である。</p> <p>(理由)2012年(平成24年)7月13日、日本弁護士連合会は、多様で質の高い法曹の要請を目的とする法令改正等による法曹養成制度の改善を行うために、「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」を提示した。そのなかで、法科大学院の学生の多様性を確保するために、社会人が就労しながら学修できるように、夜間に授業を実施する法科大学院の教育の改善を促して、法曹を養成するのに十分な質を備えた教育の実施が見込まれる法科大学院について、法科大学院の統廃合に一定の時間的猶予を与え、教育を実施させるための経済的支援を行うことを提案している。現代社会において、国際的な紛争、企業間の紛争などで、知的財産法、経済法、環境法など多様な専門的知識が必要な問題の解決に資するには、多様なバックグラウンドを有する人材として、社会人を法曹に受け入れることが不可欠である。</p> <p>法科大学院に入学した社会人は、社会経験のなかで修得してきた専門分野の知識や素養をふまえながら、基本法律科目・実務科目から先端・展開科目に至る学習に取り組んで、問題解決能力を修得して、修了後に社会経験を生かして法曹として社会に貢献することができる。しかし、そのなかには、法科大学院を終了して適切な問題解決能力を身につけているにもかかわらず、司法試験に合格するには多大な時間的負担が必要であるので、この負担を克服できずに司法試験の合格に至らない者も存在するのが実情である。このような実情を考慮すると、法科大学院が合格率を上昇させることだけを目的として学生を教育したり、合格率や定員充足率といった係数的な要素のみを法科大学院の統廃合の基準にするのでは、法曹の多様性を確保するために法科大学院教育を実効的に機能させることはできない。したがって、法科大学院制度を機能させるためには、①夜間や休日に授業を実施する、②修了年限を超える長期履修計画に対応する、③サテライト教室を設置するなど、社会人が法科大学院を経て法曹として社会に貢献できる環境を整備し、そのような環境を整備していると評価できる法科大学院を維持することが必要である。</p>
861	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)「法曹有資格者の新しい分野におかえる活動」の「更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して」「拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある」との部分は反対である。</p> <p>(理由)中間的取りまとめは、あくまでも供給過剰し続けることを前提としており、発想そのものが間違っている。そもそも「法曹」は、法律家という専門家(スペシャリスト)を育てるもので、ジェネラリストを育てるものではない。法律家は、人権を擁護する機能を有するが、濫用ないし悪用されれば、人権を侵害しかねない危険がある。法曹有資格者の数は社会的ニーズを満たす必要最小限に留めるべきである。司法改革では、法曹に対するニーズがあるという理由で弁護士数を激増させたはずで、本末転倒である。ニーズがないことが判明した以上、法曹有資格者数の減少に方針転換すべきである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)年間司法試験合格者を500人程度にする等1000人未満の数値目標を掲げるべきである。</p> <p>(理由)現在の3万人程度の弁護士数でも多すぎ、過剰供給による質の低下やオンザジョブトレーニングの欠如といった弊害が顕著に現れている。法曹養成制度検討会議の委員は、きわめて一部の委員を除いて法曹有資格者の過剰供給による弊害や問題点について触れようとしめない。過剰供給による弊害や法曹志願者数の激減について問題意識が欠如した委員が多すぎる。司法改革の失敗により司法制度は機能不全に陥りつつあり、市民の人権擁護機能も十分果たせなくなりつつある。法曹養成制度検討会議のほとんどの委員は、司法制度改革の検証を真面目にしているようには見えない。実際、中間的取りまとめでは、裁判官乃至裁判所改革についても全く触れられておらず、法曹養成制度の検証になっていない。</p>

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることから撤廃すべきである。 (理由)法科大学院修了を受験資格とすることになり、法曹志願者にとっては経済的負担や法曹になれるまでの時間が一律的に増すことになった。その結果、法曹志願者は激減し、給源の多様性は失われつつある。法科大学院修了要件は、法曹志願者にとって参入障壁にほかならない。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)法曹志願者減少の主な要因は司法試験合格率ではなく、法科大学院修了を受験要件としていることにある。 (理由)旧司法試験では、合格率が2パーセントでも法曹志願者は増加し続け、一時期司法試験志願者は5万人を超えるにいたった。法科大学院入学者数は激減し続ける一方で、予備試験受験者数は年々増加している。統計的事実を虚心坦懐に検討すれば、法科大学院の修了要件が法曹志願者激減の元凶であることは自ずと明らかである。法曹志願者を増やすには、まずは、法科大学院修了を受験資格要件から外すべきである。中間的とりまとめは、あくまでも法科大学院の受験資格要件を前提とした偏頗な検討に終始しており不合理である。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給与制を復活させるべきである。 (理由)法曹養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権擁護機能の観点から充実した法曹養成は国の責務である。司法修習生の修習専念義務を外せばよいという問題ではない。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)法科大学院制度をあくまでも前提としているところが間違っている。 (理由)法曹養成の中核はあくまでも司法修習制度である。司法試験受験要件から法科大学院修了を外し、司法試験合格者数を激減させて法曹としての魅力を復活させれば、法曹志願者は増加する。統廃合や定員数等については、大学自治の観点から各法科大学院の自主性を重んずるべきである。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制度は撤廃すべきである。 (理由)受験回数制度は、法科大学院制度存続のため以外に根拠が存在しない。法科大学院教育が機能していれば、5年以上経っても教育効果が薄れることはなく「法科大学院教育の効果が薄れないうちに司法試験を受験させる」などと言った議論には根拠がない。仮に、5年で教育効果が薄れるというのであれば、法科大学院教育の方をこそ見直すべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度の廃止や間口を狭めることには反対である。 (理由)給源の多様性を高め、法曹志願者を増加させるためには、むしろ予備試験制度の間口を広げるべきである。
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)法曹養成は司法修習制度において一元的に行われるべきである。 (理由)法科大学教育は、法科大学院により内容及び質等様々であり、統一的な法曹養成は不可能である。法曹倫理等実務科目を法科大学院で行っても受験に合格することが関心事である学生には負担でしかない。実務科目は現場を見た上での実地訓練における教育でなければ、教育効果を上げることは難しい。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)前期修習を復活させるべきである。 (理由)実務修習につく前に前期修習を行うことは、実効性ある実務性を積む上で必要不可欠である。
862	5/8	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限は、廃止すべき。 (理由)1. 制度趣旨。(1)5年で3回としたのは、司法制度改革審議会意見書において、3回程度の受験回数制限を課すべきとされたという趣旨について。しかし、意見書が前提としているのは、当初の目標であった合格率7～8割と、合格者数を平成22年に3000人としてそこからどんどん増やすという計画である。要するに、新司法試験は法科大学院修了生がほとんど合格することになるから、3回の受験で十分だろうとされたのである。しかし、実際の司法試験では合格率7～8割と、合格者数を平成22年に3000人としてそこからどんどん増やすという当初の計画は全く実現されていない。実際の合格率は24%程度で、合格者数は2000人程度であり、当初の計画とは全くかけ離れている。私は平成18年4月に法科大学院に入学した3期生であるが、まだ第1回の新司法試験が実施されておらず、当然に、合格率・合格者数とも当初の計画が守られると思っていた。法科大学院の周りの学生も同様で、だから社会人がキャリアを捨てて法科大学院に入学したのである。 このように、受験回数制限が想定していた当初の計画が全く達成されていないにもかかわらず、漫然とこの制度を適用して法科大学院修了生の受験資格を奪うのは趣旨に反するとともに、国家的詐欺とも言えるのであって、到底容認できるものではない。したがって、受験回数制限は廃止すべきと考える。 (2)法科大学院の教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させるべきという趣旨について。5年の期間制限をする理由として、法科大学院の教育効果は5年しか続かないと主張される。しかし、教育効果は各人ごとにバラバラで、一律に計れるものではない。法曹になる意欲に乏しい人には、教育効果など初めからほとんどないのに対して、法曹になる意欲の高い人で、法科大学院制度の趣旨に沿った勉強を心がけている人にとっては、教育効果は5年以上も続くはずである。なぜ6年でなく5年なのか、なぜ10年でなく5年なのか、その証明は全くできないであろう。なんとなく5年としたのが実態ではないか。このように、客観的に証明できない教育効果というものを理由に、5年という期間制限を設けることは極めて不当であるから、受験回数制限は廃止すべきである。 (3)20歳から30歳代は人生で最も様々なものを吸収できる世代であるから、本人に早期の転身を促すべきだという趣旨について。この主張は検討会議でも反論されているように、他人の人生に介入するものであり不当である。現代日本社会は、高度成長期の画一的な立身出世のモデルが崩れ、多様な価値観が生まれ、その人らしさが重視され、それが憲法13条の幸福追求権にも反映されていると思う。検討会議では、国が一定の姿勢を示すのも必要だという意見があったが、国が一定の価値を国民に押し付けるのは、現代の多様な価値観を持つ社会を否定することであり、古いやり方だと思う。個人の人生はその人のものであって、国のものではない。個人の人生は、その人がそれでいいと思えばそれでいいのであって、他人がこうあるべきだというモデルケースを押し付けるものではない。どうしても、司法試験に合格して法曹になりたいと思っ一生懸命勉強をしている人が、無理やり他の道に進まされても、ただ挫折感を持ってその後の人生を送ってしまい、不幸な人生になってしまうだけである。

転身するのは、年齢・経済状況・家庭環境といった諸藩の事情を考慮して、本人が納得したときでいいのであって、国が無理やりに進路変更を強制するべきではない。また、この主張は、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会になると言うが、現実無視の主張だと思う。この主張は、法科大学院修了という資格が、再就職に役立ち再就職があることを前提にしている。しかし、中央大学の安念教授が総務省のヒアリングで発言しているように、司法試験に3回落ちて国家から不合格者と認定された者を評価して採用する企業が、この厳しい経済状況の中でそれ程あるとは思えない。例えあるとしても、難関の法科大学院の20歳代の若手という、ごく限定された者に限られるだろう。また、私はこれまでハローワークに200回、300回と通っているが、法律系の求人は会計などの求人と比べて極めて少ない。したがって、法科大学院修了という資格が再就職に役立ち、再就職先があることを前提としているこの主張は、現実を無視した空論だと思う。受験回数制限を維持して受験資格を奪うことは、法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会となるのではなく、単に大量の目標を喪失した就職困難者を生み出すだけである。したがって、20歳から30歳代は人生で最も様々なものを吸収できる世代であるから、本人に早期の転身を促すべきだという主張は不当であるから、受験回数制限は廃止すべきである。

(4) 受験回数制限を撤廃して、旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当でないという趣旨について。このことについて、平成14年11月21日の参議院法務委員会で政府参考人の山崎潮は、次のように発言している。「このような弊害がそのまま新司法試験に受け継がれるという場合には、法科大学院修了後もまた長期間にわたって受験予備校に通学するというような事態が生じてしまう恐れがあります。こういう事態はやはり避けなければならない。」しかし、新司法試験は受験予備校では対応できないし、また、法科大学院は、受験予備校では教えられないものを教えるということが、本来の理念であったはずである。この本来の理念が実現されているならば、司法試験に合格するために長期間にわたって受験予備校に通学するなどということはないはずである。

長期にわたって受験予備校に通うことを想定するというのは、新司法試験は受験予備校で対応できるし、また、法科大学院では新司法試験に対応できる教育が出来ていないということから自ら認めているようなものではないか。また、多くの法科大学院修了生は、奨学金などで数百万円の借金をして法科大学院を修了しているのだから、さらに、多額の金を払って長期にわたって受験予備校に通う金銭的な余裕はないはずである。このように、本来の理念通り新司法試験と法科大学院が実践されていれば、受験予備校に通うことは無駄なので、長期にわたって受験予備校に通うことなどあり得ないはずである。本来あり得ないことを避けるために、受験回数制限を設けるということはおかしい。したがって、長期にわたって受験予備校に通うことを避けるために、受験回数制限を設けるという趣旨は、本来の制度理念からするとあり得ないことで、この趣旨に妥当性はないから、受験回数制限は廃止するべきである。

2. 受験回数制限を正当化する、再度の法科大学院卒業と予備試験について。平成14年11月21日の参議院法務委員会で、政府参考人の山崎潮は、次のような発言をしている(以下、山崎発言という)。「5年で3回のパスを失ったら一切もうチャレンジができないのかというと、そうではございません。そうなりますと、そこで全部一切できないということになると、やっぱりかなりいろんな疑義が生じてくる可能性がございます。そこで、私どもの法案では、その5年後に新しい受験資格を取って受ける場合には、例えば新しい受験資格というのは、もう一度ロースクールに行き卒業するというのもあるかもしれませんし、予備試験に合格して受験資格を得るという二つのルートがございますけれども、その場合には、またそこから5年の間に3回というチャレンジを認めているわけでございます。そういう意味では私どもは合理性があるというふうに考えております。」しかし、多額の借金をして一度ロースクールを卒業した者が、もう一度ロースクールに入り直す経済的な余裕はないはずである。二年ないし三年間ほぼ働かず学費と生活費を支払えるのは、余程の金持ちでないと無理である。この山崎発言に対して、社民党の福島瑞穂議員は「親のスネの太い人は、金を払ってまた5年で3回の資格を買うことになるが、それは疑問だ。」という旨の発言をしている。私も同感である。したがって、受験回数制限を正当化する

理由として「もう一度別のロースクールに行って卒業する」ことを挙げるのは、ごく一部の若くて時間があ、金持ちだけを対象とするもので、極めて公平性を欠くから不当である。次に、山崎発言は、新しい受験資格として「予備試験に合格して新しい受験資格を得るというルートがある」と述べている。しかし、第一回の予備試験の合格率は約1.8%で、第二回の予備試験の合格率は約3%という極めて低い合格率である。このように、合格するのが極めて難しい予備試験の存在を挙げて受験回数制限を正当化するのは、受験資格を喪失した者にとって不可能を要求するに等しいのであって、余りに酷というべきだろう。このように、受験回数制限を正当化する再度の法科大学院卒業は、ごく一部の若くてお金のあの人だけを救済するものであって、極めて不公平なもので正当化する理由になっていない。そして、予備試験も合格率が低すぎて、受験資格喪失者に余りに酷で正当化する理由になっていない。したがって、再度の法科大学院卒業と予備試験の存在は、到底受験回数制限を正当化するものではないから、受験回数制限は廃止するべきである。

3. 日本の他の国家試験や、外国の司法試験との比較。医師国家試験、公認会計士試験、弁理士試験といった他の国家試験には、受験回数制限はない。これらの国家試験にも何度も受験できるとすると、合格率が下がるという点では司法試験と同じである。それにもかかわらず、なぜ司法試験だけ、受験回数制限という特殊な制度を設置するのか。その説得的な理由がない。また、外国の司法試験にも受験回数制限を実施するところがあるが、ほとんどの者が合格するということが前提だという。日本の司法試験のように、合格率24%程度で受験回数制限を実施するところはないようである。したがって、外国の司法試験と同じように日本の司法試験で受験回数制限を実施する理由はない。このように、日本の他の国家試験や外国の司法試験と比較して、司法試験に受験回数制限を存続させる説得的な理由はないから、受験回数制限は廃止するべきである。

4. 法曹の多様性の確保。検討会議で和田委員が主張されていたように、多様性の確保の観点から受験回上位で合格した受験エリートは、そのほとんどが報酬の良い国際企業法務を扱う大手法律事務所へ就職することを目指す。そして、彼らはほとんど刑事弁護事件を扱うことはない。受験回数制限を行う国にとっては、1回で上位で合格した彼らは、法律家としての資質に恵まれていることになる。しかし、少数者の人権を守ることを本来の責務とする弁護士として、企業の経済的利益を向上させることのみを目的とし、刑事弁護事件をほとんど扱わない彼らが、弁護士としての本分を果たしているかどうかは大いに疑問である。故宮沢浩一慶応大学名誉教授は、生前に「挫折を知らないエリートは、社会に適應できない犯罪者の気持ちが分からないのではないかと思う。」と言われたことがある。刑事法の権威であった宮沢先生の言われたことであるから、そこには多くの真実が含まれると言っていいと思う。この宮沢先生の発言からすると、犯罪者という少数者の人権を守る弁護士としては、司法試験に何度か落ちて挫折を知って、社会に適應出来ない人たちの気持ちを知る方が好ましいということになる。そうだとすると、何も3回までに司法試験に合格しなければならぬわけではなく、4回、5回目に合格してもいいのではないか。司法試験の合格率、合格者数ともに当初の計画より大幅に低下している現状において、3回で合格しなければ法曹としての資質に欠けるというのは全く理解できない。したがって、挫折を知って人の気持ちが分かる者も法曹に加えて多様性を図るという観点から、受験回数制限は廃止するべきと考える。

5. これから合格率が上がるから、受験回数制限を維持すべきという意見について。検討会議で、井上委員から「法科大学院の定員が減って、これから合格率が上がるから受験回数制限を維持すべきだ。」という旨の発言があった。しかし、この意見は、既に受験資格を失った者と、現在の法科大学院生の間不公平を生じさせるので妥当ではない。既に受験資格を喪失した者は、当初の計画を信じて法科大学院に入学した者である。また、一番合格率の低い時に司法試験を受験せざるを得なかった者である。これに対して、現在の法科大学院生は、法科大学院の志願者が初年度の約4分の1に激減している状態で法科大学院に入学した者達である。

志願者が激減すれば当然レベルは下がるわけで、現に新聞や雑誌で法科大学院の学生のレベルの低下が報じられている。検討会議でも、司法試験に合格する意欲が見られない法科大学院の学生がいるとの報告がされていたはずである。これから合格率が上がるから受験回数制限を維持すべきという意見は、レベルが下がった法科大学院生がこれから多数合格することをよしとするのだろうか。このようなことは、高い競争率を経て法科大学院に入学し、合格率の一番低い時期に司法試験を受験せざるを得なかった初期の法科大学院生と、容易に法科大学院に入学でき、レベルが下がったと言われる現在の法科大学院生との間に不公平を生じさせる。したがって、これから合格率が上がるから、受験回数制限を維持すべきという意見は、妥当でないから、受験回数制限を廃止するべきである。

(意見)例えば、5年で5回というように、受験回数を増やして受験回数制限を維持した場合、既に3回不合格になって受験資格を失った者の全てに、あと2回受験資格を認めるべきである。

(理由)1. 検討会議では、既に受験資格を喪失した者に、また受験資格を与える必要がないのではないかと、3000番までにあと1回受験を認めるという発言がなされた。これは、受験資格喪失者に再び受験を認めると、数字上かなり合格率が低くなることを懸念してのことであると思う。しかし、受験資格喪失者の一定数が再就職などして、司法試験受験を諦めているという現実があるから、受験資格喪失者の全員が再受験する前提で出されたシミュレーションの合格率は現実離れたものである。また、受験1回目の合格率が最も高く、2回目、3回目と合格率が著しく低下していくというデータはによると、3回不合格となった受験資格喪失者が再び受験しても、合格率はかなり低くなると見込まれる。このように、受験資格喪失者全員に再受験を認めると数字上はかなり合格率が低くなるが、実質的な合格率にはあまり影響がなく、合格すべき法科大学院修了生はこれまで通り合格していくはずである。したがって、シミュレーションで提示された低い合格率を根拠に、受験資格喪失者に再受験を認めない、あるいは、受験回数を減らすというのは、現実を見ない意見であって不当である。

2. また、既に受験資格を失った者を切り捨てて、問題を解決しようとするのはおかしい。受験回数制限という特殊な制度を導入し、しかも、合格率7～8割と、合格者数を平成22年に3000人とし、そこからどんどん増やすという政府の公約が守られないという異常事態なのだから、多少の混乱があっても仕方ないであろう。受験資格喪失者に再受験を認めることで数字上合格率が低下しても、その責任は制度を作った側にあるのであるから、その責任を転嫁して受験資格喪失者を切り捨てることによって解決すべきではない。また、3000番までの受験生にあと1回受験を認めるという意見があり、そういうやり方もあるのではないかとこの賛成意見があったが、反対である。この意見は、平成22年に合格者を3000人とした達成目標を基準にしているが、3000人だけが基準ではない。合格率は7～8割としていたのであり、合格者数も平成22年に3000人として、そこからどんどん増やすはずだったのである。3000番までに再受験を認めるというのは、1つの目標数値だけを基準として、他の目標数値を基準にしていないので、不明確な基準であり、納得できない。受験回数制限を緩和して、受験資格喪失者に再受験を認めるならば、受験喪失者全員に再受験を認めるのが基準として明確であるし、また、そうすべきである。

(意見)もうこれ以上、受験回数制限の解決を先延ばしにするのではなく、来年の平成26年に受験資格喪失者が再受験出来るように、即急に結論を出して法改正をするべきだ。

(理由)受験回数制限については、他の司法試験の論点とともにフォーラムで1年、そして、検討会議で1年と、ほぼ同じメンバーで2年かけて議論している。これほどじっくり議論するのは、司法制度改革は裾野の広い問題だからとか、制度は関連しているから受験回数制限だけ切り離して早く結論を出すことはできないというのが理由であろう。しかし、司法修習生の給費制は独立して真っ先に議論され、結論が早々に出された。給費制の問題も他の制度と関連しているから、受験回数制限と同じように2年かけてじっくりと議論すべきだったのではないか。給費制の問題は100億という多額の財政支出を伴う問題だから、早めに決着をつけたかったということなのか。給費制を切り離して早く結論が出せるのなら、受験回数制限も切り離して早く結論が出せたのではないか。受験回数制限の結論が先延ばしにされるということは、

				<p>受験資格喪失者が再受験出来ないまま数年が経ち、何千人もの人生に悪影響が生じているということだ。お金の絡む問題を、人の人生の問題よりも優先している姿勢に大いに疑問を感じる。私は平成22年に3度目の不合格となり、もう丸3年が経つ。その間、受験回数制限という不合理な制度が改正されるだろうと思い、働きながら勉強を続けてきたが、この3年の心労でめっきり白髪が増えた。また、いつ受験出来るか不安で、眠れない日も多い。そして、この3月で仕事の契約が切れ、現在は雇用保険を受給しながら仕事を探している状況である。この先の人生の見通しが全く立っていない。既に5000人以上が受験資格を喪失し、このままだと平成25年も2000人以上が受験資格を喪失するだろう。そして、早い時期に受験資格を喪失した者は、もう3年以上の月日が経ち、生活状況はどんどん悪くなっていく。受験資格を喪失した法科大学院修了生が困窮していくのを、このまま放置していいわけがない。検討会議の委員の皆さんは、受験回数制限を放置していることで、何千人もの法科大学院修了生の人生を不幸にしているという事実を肝に銘じて、少なくとも来年の平成26年には受験資格喪失者が再受験出来るように、即急に結論を出すよう行動して頂きたい。</p>
863	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	<p>法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。 <理由> 法曹有資格者の活動領域が広がることによって、市民の方々と接する機会が増え、今よりもさらに市民の法曹に対する親しみが増すであろうから。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)現状を維持維持すべきです。(中間とりまとめに反対である) <理由> 諸外国における法曹国民1人あたりの人数に気を取られずに、現在日本に最も適した人数というものを検討すべきであろう。そして、現在既に人口が多すぎ仕事が見つかりにくいという状況であるのだから、これ以上増やすべきでなく、最低でも維持すべきと考える。 (2)そもそも、国家が具体的な人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判断されるべきものだと思います。(中間とりまとめに条件付きで賛成である) <理由> 法曹志望の人口が減少し、ロースクールの定員も割る中で、現在の数値目標を維持することは法曹の質の低下を招くと思われる。その時々々の受験者や得点率に照らし、個別に合否を決すべきと考える</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置づけるべきだと思います。(中間とりまとめに反対である) 撤廃するが、法科大学院卒業者を何らかの司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間とりまとめに反対である) <理由> ロースクールにおいて、以前の前期修習を行わなくても、修習所で学べば良いと考える(前期修習の復活)。しかしながら、制度としてのロースクールを卒業したのであれば、一律にその課程をパスさせるような仕組みがあれば、ロースクールの存在理由も見出せるのではないかと思う。少なくとも、前期修習のロースクールを卒業し、試験資格を得て、また修習へ行くというのは、順序がおかしいと思う</p>

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与性になっていること</p> <p><理由> 大学において既に利子付きの奨学金を借りる学生が大多数を占める中、ロースクール、そして修習においてさらにお金を借りるといのは法曹志への意欲を阻却する以外の何者でもない。3、4回生(大学の)就職活動をする今、ロースクールに進むため、学習し、修習とさらにお金をかけ、合格率の低い試験にチャレンジしようとする人がどれだけいるであろうか。新卒でなければ就職も難しい中、明るくない道に飛び込む人の多いはずがない。</p> <p>イ 法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。</p> <p><理由> まず、経済的支援によって、法曹志望人口を回復させるべきである。そうすれば、社会的に有用な人材が流出することを食い止めることができるはずである。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>ア 現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である。)</p> <p><理由> 学習にお金がかかるのはやむを得ないが、それを個人に負担させるのは背理である。社会的に有用な人材の育成には国家が費用を持って取り組むべきであろう。</p> <p>イ 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間とりまとめに反対である)</p> <p><理由> 同上</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>現状の制度を維持するべきであると思います。</p> <p><理由> 回数が制限されることによって、1回1回においてモチベーションが高まることもあり得る。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の制度を維持するべきであると思います。
第3 3 (3)	予備試験制度	積極的に評価するべきだと思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>前期修習を復活させるべきであると思います。</p> <p><理由> ロースクールの存在よりも、前期修習として合格者向けに学ばせたほうが意味があるはずである。今の制度(ロースクール)では、前期修習はただの特別講義のひとつになってしまう。</p>
第3 5	継続教育について	<p>積極的に行うべきだと思います。</p> <p><理由> 修習だけでは必ずしも育成として十分とは言えない、そこでロースクールは資格付与の場ではなく、合格者がさらに深みを知る場としてあるべきである。現行の資格付与のロースクールは廃止すべき。</p>
	その他の意見について	特に意見はありません。
	最後に(中間的とりまとめ全体に対する意見)	反対です。

864	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的とりまとめに賛成である)
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)増加させる必要はないと思います。(中間的とりまとめに反対である) (2)国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人以下、具体的には500人くらいが適切だと思います。(中間的取りまとめに反対である)
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間とりまとめに反対である)
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難なものが大幅に増加していること。 イ 法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア 現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である)。 イ 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的とりまとめに反対です)
		第3 3 (1)	受験回数制限	撤廃すべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	前期修習を復活させるべきであると思います。
		第3 5	継続教育について	そのような役割を持たせるべきではないと思います。
		その他の意見について	特に意見はありません。	

			最後に(中間的取りまとめ全体に対する意見)	おおむね反対です。
865	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、充実していると思いますので、維持すべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、国が給付するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
866	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要があると思います(中間的取りまとめに賛成である)。(2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、国が給付するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。

		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、現状の制度を維持しつつ、さらなる充実を図るべきだと思います。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、そのような役割を持たせるべきではないと思います。
			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
867	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人という数値が適切だと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
868	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活すべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、現状の制度を維持しつつ、さらなる充実を図るべきだと思います。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。
869	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 2	法科大学院について	

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。全体としての司法試験の合格率が低いこと。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、どちらともいえません。
870	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。

第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 2	法科大学院について	
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きいこと。全体としての司法試験の合格率が低いこと。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、貸与制を維持すべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。
第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。
第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。

			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
871	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。

		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、そのような役割を持たせるべきではないと思います。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
872	5/8	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです(中間的取りまとめに反対である)。(2)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人という数値が適切だと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の定員削減。
		第3 2	法科大学院について	(理由)ロースクール入学を厳格に審査して、卒業生の質を上げ、司法試験合格者を上げたい。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、国が給付するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、現状の制度を維持しつつ、さらなる充実を図るべきだと思います。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	以上のおおむねであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
921	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)3年前に発生した口てい疫だけでなく、現在も原発問題に関わる様々な問題について、全国のたくさんの弁護士の先生方が、ボランティアで活動して下さり、「法律」という側面から、多大な支援をして下さっています。こうした弁護士の先生方は、このような活動を単に仕事の一環としてやっているのではなく、「困っている人のために、自分の持っているもので、何とか救いたい」という思いで、自分の時間を割いても、その分の収入が減ってもそれでも支援活動に奮闘されています。貸与制にする事は、「このような熱意のある弁護士になりたい!」と思う、これからの若者の学ぶ機会が減る事は明らかです。国民を守るため、国の責任において、給与制にすべきです。
922	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の修習生に対しては「生活資金を貸与する貸与制」から「給与支給」へ見直しするべきと考えます。 (理由)日本の法曹の充実・強化、法曹をめざそうとする若者のモチベーションを高めること、収入の少ない家庭環境でもチャレンジできるようにすること、等トータルで考えれば一定のお金の支援はやむをえない。国民からも理解は得られると考えます(税金を使っても)。
923	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	広く職域を拡大すべきです。
		第2	今後の法曹人口の在り方	年1000人の合格者とする。
		第3	法曹養成制度の在り方	司法修習期間を2年とする。

924	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。
925	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。
926	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。
927	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえませんが、また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。

928	5/9 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。</p>
929	5/9 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。</p>
930	5/9 第1	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>意見1. 「法曹有資格者」の概念を整理すべきであり、「(訴訟) 弁護士」と「(事務) 法曹」とに分かつことが有用である。法科大学院修了者は、「(事務) 法曹」の資格を有することとする。法科大学修了者が、「(事務) 法曹」として企業や官庁・自治体、あるいは国際機関等に活動領域を求めて、そこで一定の期間(例えば5年程度)の職務経験を積んだ後に、異なる方法での司法試験合格により、弁護士資格を付与することができるようにする。現行司法試験だけでは、訴訟事務中心の「法曹有資格者」を急激かつ大量に生み出すという偏りを生じさせる。同志社大学法科大学院では、グローバルな法曹の養成を目指しているが、現行の司法試験方法では、学生はじっくり外国法制を受けとめて学ぶ余裕が無くなってきている。下記の意見3を参照されたい。</p>
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>意見2. 法科大学院受験制度を工夫すべきである。優秀な法曹志願者を誘うためには、プロセスとしての法曹養成の哲学に基づき、優秀な学業成績等の学部卒業(見込み)者について、飛び級を含めた推薦入学制度の採用をみとめるべきである。法科大学院受験のための志願者の不必要な努力や負担を軽減するために、学部入試のように国公立の法科大学院入試の試験日を統一するなどすべきである。現在は受験機会が多すぎて、志願者の入試競争が過激になりすぎている。</p>

		第3 3 (1)	受験回数制限	5年間の制限を撤廃し、法科大学院修了者が、「(事務)法曹」(上記、意見1に定義する)として一定期間以上の実務経験の後に「(訴訟)弁護士」(上記、意見1に定義する)となるための試験制度を設けるべきである。プロセスとしての法曹養成を制度目的にうたいながら、司法試験合格に力点が置かれる現行制度は、制度矛盾を来している。法曹志願者に旧司法試験よりも過酷な負担を強いているだけでなく、多様な活動領域に向かう学習意欲をそいでしまうことになっている。5年間の制限こそが弁護士数を急増させており、結果として、職業として法曹になることの魅力を減退させている。活動領域に関する上記の意見1を参照されたい。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	
931	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	これからは、もっと裁判官や、検察官の数を増やす必要がある。次に、社会的(行政の上で、教育、民間)にも活動領域を広げてほしい。これから育つ子供達にも早い時期より教育してゆく必要がある。
		第2	今後の法曹人口の在り方	国民の目から見るとまだまだ必要があって増やして頂きたい。
		第3	法曹養成制度の在り方	現制度の法科大学院は、早く廃止して頂きたい。これは、経済的にも時間及びエネルギー的に無駄が多すぎる。誰でも受験出来る制度にしてほしい。本当に志のある人になって頂きたい。
		第4	その他	法科大学院卒業後、5年以内に3回の受験出来る制限をやめて頂きたい。お医者さんと同じく、司法修習生の給費制は復活するべきと思います。
932	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が必要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。
933	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が必要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。

934	5/9 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。</p>
935	5/9 第3	第3	法曹養成制度の在り方	<p>司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。</p>
936	5/9 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。</p>
937	5/9 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。</p>

938	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。
939	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。
940	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。
941	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。

942	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえません。また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。
943	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。
944	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきである。 (理由)市民の味方になる弁護士を残すために、お金の心配をせずに弁護士になれるよう給費制にもどすべきだ。
945	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制に反対で、給費制を全面的に復活させるべきである。 (理由)司法修習の1年間は、法律だけでなく社会問題を学び、社会経験を積み重ねる大事な時期です。経済的問題で、それらの大事な経験の機会を奪ってはならないと考えます。
946	5/9	第3	法曹養成制度の在り方	司法制度を支える法曹を要請する責務は、国家にあることを明確にすべきです。社会の様々な分野を支える者への一定の支援は国家が行うべきです。司法修習生については、将来の司法を支える者として一定期間の研修が義務づけられており、その間の生活の保証は最低限の責務というべきです。かつての給費制により育成されるべきです。修習生が生活のために別の仕事をして生活の糧を得ることを認めることは本末転倒な議論であり、将来の司法を担うものとして必要十分な研修を受けられるよう国が支えるべきです。

947	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」において、今後の法曹人口の在り方について「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」とされていますが、近年の法曹人口の急増に対して需要が追いついていないといえませんが、まず、この大幅な増員が需要とマッチしなかったことの原因を分析し、需要の拡大に応じた法曹人口を考えるべきです。抽象的な社会の多様化、複雑化をもって、法曹の需要の増加とはいえませんが、また、近年の法曹人口の増加に対し、裁判所や検察官、そこで働く職員の方々の人員が増加しないと司法サービスの充実や需要の増加は図れません。徳島においても裁判官や検察官は増員されているのでしょうか。増員どころか減少していると聞いています。阿南支部や美馬支部での裁判についても、裁判官は常駐していないと聞いています。地域での司法サービスを縮小していれば、そこに需要があってもサービスを受けようとはしないのです。地方でのサービスの充実が方向性として示されるべきです。</p>
948	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきだと考えます。 (理由) 司法修習生は、最高裁判所に所属し全国各都道府県に配属されますが、交通費や宿泊費、引越費用等修習及び自らの生活費すべてが自己負担であると聞いています。そのため、修習期間中、実家等からの仕送りを受けられない修習生は、経済的に厳しい生活をしている旨、各方面から聞き、気の毒に思っております。以上のような理由から、上記のとおり意見を申し述べます。</p>
949	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 充実した統一司法修習を維持するために、給費制にもどしていただきたい。 (理由) 私のみるところ、日本における、法曹一元の感覚は、統一修習によって担保されていたのが実情である。つまり、同じところで養成された一体感によって、判事、検事も、弁護士の話の間を聞こうという気になっていると思われる(判事も検事も、弁護士になった者にも実力がある者がいることを肌身でわかっている)。それが、判事、検事のリベラルな感覚を繋ぎとめていると思われる。それがなくなれば、裁判所も検察庁も、通常の官庁のように、組織の論理が幅を利かせるようになり、判事、検事が弁護士の話にどれだけ耳を傾けてくれるか、大いに疑問である。まだまだ、官尊民卑の意識が残っているわが国で、強力な権限のある判事、検事が、弁護士の話に耳を傾けなくなったら、司法は、全く上意下達の間になるだけである。それでは、司法の法創造機能は果たせなくなるであろう。そんなことでは、結局、生き生きとした自由な市民社会を作っていくことは逆の、ただただお上のご意向に逆らわないで小さくなって暮らす社会になるであろう。司法改革は、弁護士大增員がより自由で公正な社会を作るという考えでなされたが、実際は、金銭的に苦しくなった弁護士が、法と事実で対世的に主張を組み立てるよりも、ただただ顧客の顔色を窺い、顧客の懐を窺うことに汲々として、顧客の意向どおりの主張を組み立てるだけの存在にってしまった。それは、司法の間も、結局、金次第という風潮を生み、国民の司法への信頼を失わせることになってきている。ロースクールもそうであるが、貸与制では、金銭的な無理が続き、就職難であることもあいまって、とにかく、金を稼ぐことを考えるようになり、浮き足立ってしまっていて、じつと、修習をしていられない雰囲気となっている。せめて、給費制として、司法修習くらいは、金のことを心配しないで、司法修習をしてもらいたいものと、司法修習生を指導しながら、思っている次第である。</p>

950	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制を復活すべきである。</p> <p>(理由)①「貸与制を前提としたうえで、」とされているが前提自体を考え直すべきだ。②司法修習生に対する経済的支援とされているが、司法修習生は基本的に国家が養うという考え方が抜けている。法律は増々ふえ、複雑になってゆく。また社会生活も複雑になっていく。各分野に相当深い知見が必要とされる。これに対応する法曹を「経済的支援」程度では養えない。③司法修習生の87%が貸与制利用者で、法曹として出発するとき、300万～600万円もの借金をかかえているというのは異常。④司法試験の受験生が5分の1となり、東大などの法学部希望者が大幅に減っているという。これは優秀な人材を集めるという観点から由々しきことである。⑤法曹養成に出金をしづるべきではない。なお、出費を減らす意味でも、合格者を大幅に減らすべきだ。⑥借金が多額になかった(奨学金200万円あり)から、新たに借金をしてもいいという覚悟で、社会的意義のある事件(イタイタイ病訴訟)に取組めた。若い者のやる気を金銭で失わせるようなことがあってはならない。⑦お金をもらって勉強させてもらっているのだから社会的に貢献しなければ、と思い頑張りました。</p>
951	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用を給費制にするべきである。</p> <p>(理由)私は新64期として修習し現在独立しているが、修習時代は毎日夜遅くまで、課題をこなしたり、実務家(裁判官など)から話を聞いたという貴重な経験ができた。仮に貸与制であれば、その返済のための就職活動に多くの時間を割かざるを得ず、こうした貴重な経験は、できなかっただろう。弁護士の仕事は画一的な処理になじむものではなく、実務家の過去の経験を学ぶことが最も重要だと思う。修習と言う貴重な時期をより実のあるものとするためにも現状の貸与制は、即刻廃止すべきである。</p>
952	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきです。</p> <p>(理由)若し、貸与制を実施したとしたら、有能な若者が受験しなくなります。私は定時制高校を卒業し、夜間大学に入学して、働きながら勉強しました。給費制の修習制度があるからこそ有能な若者が志願して来れるのです。</p>
953	5/9	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)枠内に、「○ 法曹の多様性の確保、地域司法の発展の観点から、地方法科大学院に対しては、積極的な公的支援を行うべきである。」旨の文章を追加すべきである。</p> <p>(理由)地方法科大学院の適正配置は、法曹の多様性の確保、地域司法の発展の観点から、最も尊重すべき理念の一つである。しかし、地域適正配置の観点から離れ、公的支援の見直しと称し、法科大学院の定員削減や統廃合が、司法試験の合格率や入学者選抜における競争倍率等を指標として行われれば、地方法科大学院の存立は困難な状況になる。地域適正配置の理念に照らせば、地方法科大学院については、公的支援の見直しの対象とするのは適正ではなく、むしろ、積極的な公的支援を行うべきなのである。私の周りには、家庭や経済的事情から静岡を離れることができず、静岡大学法科大学院を修了し、その後、静岡県弁護士会の会員として活動している者が多数存在する。彼らは、静岡大学法科大学院がなければ、法曹の道を目指すこともなかったという。静岡大学法科大学院は、まさに、地域社会に根差した法曹を生み出し、法の支配を全国あまねく実現するという司法制度改革の基本理念を実現してきたのである。このような現状に照らせば、司法制度改革の基本理念を実現するためには、地方法科大学院の存立は不可欠であり、そのためには、地方法科大学院に対しては、積極的な公的支援を行うべきである。</p>

954	5/9	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされている部分に対する意見と理由。(意見)法曹の多様性確保、地域司法の充実等の観点から法科大学院の地域適正配置の意義を重視かつ明確にし、地方法科大学院への公的支援を一層強化することを求める。(理由)地方在住者に対してその地域の法科大学院で教育を受けて法曹になる機会を實質的に保障することは、公平性・開放性・多様性の確保を目的として地域適正配置を求めた司法制度改革審議会の理念に直結するものである。そして、このことこそが、地方の法科大学院志願者の経済的負担を大きく軽減し、地方の法曹志願者を維持するだけでなく、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展に貢献し、地方自治・地方分権を支える人材を育成することに繋がる。すなわち、法曹の多様性・公平性の確保・地域司法の充実等の観点から法科大学院の地域適正配置の意義をより重視し、かつ明確にすることが必要である。
955	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活して下さい。(理由)経済的に困難なことによって、多額の借金をかかえざるを得なくなったり、法律家への希望をあきらめざるを得ない現状を聞いています。弁護士の社会的役割は高く、国民の権利を守るため、私たちによりそってくれる弁護士が必要です。安心して学べる給費制を復活して下さい。
956	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	司法改革が始まってから現在に至るまで、活動領域の拡大は盛んに提唱されているが、一向に拡大の兆しはなく、机上の空論となっていることは明らかである。活動領域を司法改革のテーマとして挙げることはやめるべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	増加に反対。業界全体のジリ貧、若手の仕事不足、解決できない問題が多い中で、法曹人口増加を賛成することなどできない。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクール制度の失敗を素直に認め、旧司法試験制度に戻した上、司法修習期間を2年にすべき(前期修習も復活させる)。
957	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)費用は貸与制ではなく、給費制にするべきである。(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任である。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は不可欠である。また、弁護士になれば多額の借金を必ず返せるという時代ではない。取り組むべき事件に出会ったときに借金が身動きが取れなくなる若手が増えていると思われる。いざというときに国家権力に立ち向かう法律家を社会に残すためには、給費制を復活させるべきである。
958	5/9	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)法科大学院の統廃合や定員削減を検討する際には、多種多様な法曹を確保するという司法制度改革の理念を実現するため、法科大学院の地域適正配置に配慮すべきである。(理由)司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している現状において、経済的な資力が十分でない者や、家庭や仕事等の事情から転居困難な地方在住者などに対しても法曹への道を広く保障するためには、法科大学院が全国的に配置されることが必要不可欠である。当会が継続的に支援している鹿児島大学法科大学院をはじめとする地方の法科大学院では、当該地域出身の学生を多く抱え、地元法科大学院があるからこそ法曹の道を目指すことができる学生が数多く存在している。法科大学院の統廃合や定員削減を検討するにあたっては、法科大学院の地域適正配置の理念に最大限配慮されなければならないが、中間的取りまとめにおいては法科大学院の地域適正配置に対する配慮が不十分であったことから、上記のとおり意見を述べる。

959	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習生に対する給与を支給すべきです。</p> <p>(理由)私は、27期修習生でしたが、当時は準公務員であるとの説明を受けました。そして、裁判所では判決起案をし、起案の判決文がそのまま法廷で朗読されたこともありましたが、検察庁では、軽微事案ですが、単独で取調べをし、調書をつくり、不起訴裁定書を作成したり、起訴状を作成したりしました。これらもそのまま採用されています。現状の修習生も当時と何ら変わりはないと理解しています。医師の研修医給与制度は、この司法修習生に対する給与制がモデルになったものと聞いています。現在、研修医には給与が支給されているのに司法修習生はむしろ貸与制へ移行するのは本末転倒です。また、司法修習生は、修習地も自由に選択出来ません。最高裁はあたかも自由に選択出来ているかの如く説明していますが、これは嘘です。自由選択であって、希望地が全てかなえられるのならば、第1希望順位のみを記述させるべきです。現在の修習生は借金をして遠隔地にまで赴任を余儀なくされています。司法修習生を支配し、自由を束縛する点は、最高裁があたかもブラック企業と言われても已むを得ないでしょう。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法改革の理念は、司法全体の容量の拡大であって、弁護士人口のみの増員ではない筈です。この点から、司法全体の容量の果されない現状において、司法試験の合格者増は、弁護士人口のみの増員に連なっており、弊害が大きいために、合格者を原因すべきです。この合格者人数としては、当面1500人とし、さらに2～3年後にかけて需要増が見込まれない場合は1000人とすべきです。</p> <p>(理由)現在の我国の弁護士人口は多過ぎます。司法改革の理念では、各種行政規制を廃止することにより、法による各種の事後的救済が必要とされることから、法曹需要が格段に増大することがうたわれました。しかし、現状は法曹需要は増大せず、2010年12月日弁連の調査によると、我国の民事裁判件数は人口比でアメリカの8分の1、イギリスの4分の1、ドイツの3分の1、フランスの4分の1、韓国の3分の1、にしか過ぎません。それにも拘らず、フランス並みの弁護士数を目指そうとしました。ここに誤りがあります。さらに日本には法律関連職がたくさんあります。司法書士、行政書士、税理士、社労士です。これらの内、司法書士は特例措置として簡裁代理権が認められており、彼らは地裁事件にも関与し、当事者に随伴して法廷傍聴席に同行してきています。アメリカでは、離婚事件の殆どは裁判離婚事件となり、殆ど全てに弁護士が関与するそうです。逆に、我国では、殆どが弁護士の関与しない協議離婚と言われています。即ち、社会制度や基盤、需要が異なるところに、単純に人数のみを合わせようとしたところに誤りがあったと言えます。現状では、新人弁護士には殆ど仕事が無い状況にあります。これらを是正するためには当面合格者を漸減して、1500人さらに状況を見て減員策を考えていくしかないと考えます。</p> <p>(意見)1、司法の容量拡大のために個別労働審判を各地裁本庁のみに限るのではなく、支部においても実施すべきです。2、また知財関連訴訟やハーグ条約に係る子どもの引き渡しをめぐる訴訟案件も各高裁所在地において取扱い可能とすべきです。</p> <p>(理由)地方弁護士会の多くが個別労働審判の支部実施を求めているのに最高裁は対応しません。</p> <p>(意見)暫定的特例措置として、司法書士に対する簡裁代理権を認めたが、これはもはや意義を喪失したものであるから廃止すべきです。</p> <p>(理由)司法書士の特例措置は、既に述べたとおりです。</p>

960	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	司法制度改革の名のもと、近年、司法試験の合格者数は大きく増えています。難関の司法試験に合格、司法修習を終了の合格者(2012年には過去最多の2,102人)のうち、裁判官、検察官に任官せずに法律事務所に就職を希望する新人弁護士が就職困難な状況(新人弁護士を受け入れる法律事務所がないという現実)にあります。司法制度改革により法曹人口の増大が必要とされているようであるが、司法試験の年間合格者数の増員よりも、現実の法的需要を考え、日本の社会にとってベストと思われる法曹人口は何人の規模が適切であるかが課題であり、バランスのとれた法曹人口の「適正」を目指すべきであるかと思えます。
961	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習費用は給費制に戻して頂きたい。 (理由)弁護士の増加により、収入が従前より大幅に減っている。貸与制のもとで借金をかかえたまま弁護士活動を行うとなれば、人権活動が大きく制約されることになる。
962	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)法科大学院の事情ではなく社会の現実の需要に応じて柔軟に合格者を調整すべき。 (理由)社会全般の需要を超えて法曹人口を増やしても、法曹に対するニーズの増加につながらないことは法科大学院を卒業し、弁護士資格を有しているのに、年間所得が200万円以下の弁護士が急増していることから明らかである。新規参入者に仕事がない、苦勞の割に所得が大手企業等に比べて低い、ということになれば、優秀な若者にとって法曹が目指すべき対象でなくなる(現状でも既になくなりつつあると思う)。法曹資格を既得権益化する業界のエゴは慎まなければならないが、法曹人口を増やせば、競争が激しくなる→単価が下がる、という、以前の一部の大企業経営者の思考図式は、あまりにも安直であって、そのひずみが今後、色々な形で表に出てくると思う。
963	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	行政と会社に拡大すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	年間1000人で充分。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院の定員を大幅減。研修所は、2年間とすべき。
964	5/9			基本的に和田吉弘委員のご意見に賛成する。以下、特に申し上げたいことを述べる。1. 法曹志望者の激減は、弁護士急増による就職難(その結果としての魅力の減少)によるところが大きい。司法の人的資源の確保という見地からは、極めて深刻な状況である。この状況の解消のためになすべきこととしては、ア. 裁判官、検察官の大幅増員、イ. 司法試験合格者数の抑制、ウ. 法科大学院修了を司法試験受験資格から外す、の3つがある。可及的速やかに実行すべきである。2. また、司法修習生の給費制は復活させるべきである。貸与制による弊害としてかねてから指摘されていたことが現実化していることがその理由である。具体的には、法曹志望者減少の一因となっていること、特に合格しても修習生となることを断念するに至った者まであること、弁護士登録時に多額の債務を負ってしまったことによりプロボノ活動をする余裕が失われてしまった者が見受けられること等である。経済的理由により、反社会的勢力の等の不当な活動に従事する弁護士が出てくることに対する危惧はもはや杞憂とはいえないのではないかと。

965	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給付制にするべきだと思います。 (理由) 司法試験の制度が変わって、以前の旧試験をコツコツと苦学の末通った弁護士さんよりも、受験馴れた若い合格者の方が増えてる気がして、CMの量やバラエティの露出もタレント化してて、昔のような弁護士資格に対しての威厳が薄くなったなあと感じます。いい面、悪い面あるでしょうけれど、貸付制で、弁護士になった時点で借金があるとなると、稼げる仕事に魅力を感じて、そういうフワフワした雰囲気 of 弁護士も増えるんじゃないでしょうか。
966	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は給費制に戻すべきである。 (理由) 司法試験を目指すのにも多額の費用がかかり、合格後の修習費用まで貸与制になってしまったのでは、親が裕福な者以外、法律家を目指すことすらできなくなってしまう。志のある優秀な者に門戸を開くためにも、せめて給費制を実施すべきである。
967	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見) 司法試験の合格者数は、現在よりも大幅に減少させるべきである。 (理由) 過当競争になり、人権を救済する立場の弁護士自身が借金を抱え、不祥事を起こしたり、弱者の味方になれない状態は問題である。弁護士の質を問われている、弁護士に当たり外れがあっては困る。
968	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきです。 (理由) 将来の司法を担っていく法曹は、短い修習期間の中で実に多くのことを学んでいかなければなりません。国民は法のもとに平等の権利を有しています。その代弁者である法曹の修習については、心おきなく研修に専念し充実した研修をおこなうことが大事です。そのためには国は責任をもって養成していかなければならないかと思えます。貸与制では経済的に余裕のない修習生は力を発揮する以前の段階から、多額の借金を抱え、生活そのものを気にしながらの修習にならざるを得ません。修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制がどうしても必要不可欠ですし、本来のあり方だと思います。
969	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は給費制にするべきだと思います。 (理由) 重大な決定をしなければならない以上、片手間で修習期間を過ごしてほしくありません。修習に集中してほしいと思います。その為にアルバイト等の収入を得る手段を禁じている以上、生活費等の修習費用は給費制にして、生活費の心配をする事なく修習に専念してもらおう事が、長期的な視野から見ると国民の利益になると思います。
970	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習生の修習資金は即刻給費制に戻すべきだと思います。 (理由) 修習資金を貸与制にしてしまうと、仕送りを受けられない人や貯金のない人達の”法律家になりたい”という夢を砕いてしまうことになりかねません。また、貸与制で連帯保証人を立てられなかった場合、カードローン大手会社の保証を受けなければならないのもおかしいと思います。当該カードローン会社は、社会問題になった多重債務の原因を作った会社でもあります。そのような会社に保証料を払ってまでも修習資金を借りなければならない制度は絶対に間違っていると思います。
971	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用を貸与制から給費制に戻して下さい。 (理由) 法曹は私たちの命や権利・財産を守るために大切な存在です。弱い人々に寄り添える人になってほしいです。お金持ちしか目ざせないそんな制度ではなく、どんな経済状態の人でも安心して目ざせるしくみにして下さい。

972	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の費用は給費制にするべきです。 (理由)弁護士1年目から多額の借金をかかえては、苦しむ人の為に公平な弁護活動ができないのではと思います。弱者の為、人権救済の為に使命に燃えていても、借金苦では、結局、仕事を選ぶことにならないでしょうか。優秀で正義感の強い青年の純粋な気持ちが折れることのないように願います。税金は使っていると思います。他にもっと削るところがあると思います。
973	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者数は減らすべきだと思います。 (理由)弁護士の数が増えすぎた為、生活が成り立たない収入しかない弁護士がたくさんいます。今のままでは、法律職そのものの仕事の担い手がなくなってしまいます。
974	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきだ。 (理由)毎日生活するのでお金はいる。研修中だから給料を払わないなんておかしい。
975	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)現在の合格者数よりも大幅に減少させるべきである。 (理由)弁護士になかなかたれない。お金もかかる。少し良くなる様にしてあげてほしいです。
976	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきだと思います。 (理由)やる気、志のある若者がお金の心配をせずに弁護士になれるよう給費制を復活するべきです。
977	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者数が急激に増えて多すぎなので合格者を減らすべきである。 (理由)弁護士人口が増えすぎ、仕事も減少して生活苦の弁護士が多くなっていると聞く。困った人を助けたいと志を持った若者の弁護士、プロの弁護士が、生活を心配して弁護士活動ができない。
978	5/9			国民に身近で頼りがいのある司法の実現を目指した司法制度改革において、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化されるとの予想から、法曹の人的基盤の整備のために法曹人口拡大の目標を掲げるとともに、法科大学院を中核とする法曹養成制度を創設した。ところが、制度発足後、この制度に関する様々な問題が発生している。新たな法曹養成制度の最大かつ重要な問題点は「法曹志願者の減少」である。法曹志願者減少の要因は、司法試験の合格率が低く、受験回数制限のため、法科大学院に進学した者の多くが司法試験受験資格を失うこと、加えて、司法試験に合格しても就職できない者が年々増加していること、一方、大学卒業後の数年にわたる法科大学院での就学及び司法修習のために相当額の金銭的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することに大きなリスクがあり、法曹として生活していくことへの魅力が持てないことにある。このままでは、質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現は不可能である。以上の視点から、「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」の項目のうち、以下の項目について意見を述べる。

第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験合格者数を速やかに年間1000人とすべきである。 (理由)近年、民事訴訟事件数や法律相談件数の減少傾向にあり、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も限定的である現状において、全く、大幅な法曹人口の増加が必要な状況ではない。国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化されるとの予想が誤っていたのである。年間合格者を1000人とすれば、司法試験合格者の就職難の解消が期待できる。一方、年間合格者1000人であっても引き続き法曹人口は増加する。そして、年間合格者を1000人にすることにより、「法曹志願者の減少」の食い止め、法曹志願者の増加へとつながる。そして、年間合格者数を年間1000人とした上で、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、今後も引き続き、法曹人口の在り方について検討を行う必要がある。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成を目指して導入された法科大学院であるが、そもそも法学教育は大学において行われるべきものであるから法学教育を法科大学院で行う必要性は全く見出し難く、加えて法科大学院と司法修習との有機的な連携は機能しておらず、法科大学院が法曹養成のための教育機関としての役割を果たしているとは言い難いのが現状である。それどころか、大学卒業後の数年にわたる法科大学院での就学のために相当額の金銭的負担を強いることが「法曹志願者の減少」の一つの要因となっている。以上より、法科大学院に法曹養成のための教育機関としての役割を果たさせるためには、早急に、その廃止も含め大幅な見直しを図るべきである。なお、旧司法試験合格者の質が新司法試験合格者のそれに劣ることは全くなく(むしろ逆である)、旧司法試験制度が法曹志願者全体の質の低下を招くとの意見には全く根拠がない。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	法曹志願者の増加及び法曹の多様性を確保するためには、その要因の解消のための方策を早急に図るべきである。その方策としては、まず法科大学院生に対する経済的支援を充実させ、かつ司法修習生に対する費用を国庫で賄う給費制を復活させて、経済的理由によって法曹の道を断念することのないようにすべきである。さらに、その方策としては、受験回数制限の撤廃及び予備試験の拡充が不可欠である。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	法曹としての質の維持・向上を図るためには、司法修習生の修習専念義務は必要であり、加えて、法曹志願者の増加及び法曹の多様性を確保するためには、前記のとおり、司法修習生に対する費用を国庫で賄う給費制の復活は不可欠である。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	まず、法科大学院修了者の司法試験合格率の低さが法科大学院志願者の減少の要因となっていることは否めない事実であるが、その事実を捉え、司法試験合格率の低さを法曹志願者の減少の要因と直結することは事実と反する。旧司法試験制度の下における司法試験合格率の低さは周知の事実であるが、旧司法試験制度の下において法曹志願者が減少したとの事実はない。とはいえ、法科大学院修了者に司法試験受験資格を与える制度を維持する以上、法科大学院修了者の司法試験合格率の上昇を図ることは喫緊の課題である。そのためには、法科大学院における教育の質を向上させることに最優先に取り組むべきであり、加えて、法科大学院の定員削減、統廃合などの組織上の見直しを図るべきである。上記定員削減、統廃合などの組織上の見直しについては、自主的な方策に委ねることは最早限界であり、公的に、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策を早急に推し進め、さらに、認証評価による適格認定の厳格化を図るべきである。

		第3 2 (2)	法学未修者の教育	多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れることは、国民に身近で頼りがいのある司法の実現を目指した司法制度改革の理念に沿うものである。法学未修者の司法試験合格率の上昇が社会人経験者の志願者の増加に繋がることは明らかであり、法学未修者の司法試験合格率の上昇を図ることは上記司法制度改革の理念の実現にとって不可欠である。国民が司法において多様なバックグラウンドを有する人材に期待するのは、最低限の法律知識は必要であるが、それ以上に、多様なバックグラウンドで得た経験を司法の場で生かすことである。そのためには、「共通到達度確認試験(仮称)」や客観的かつ厳格な学修到達度を判定する仕組みの導入も有意義ではあるが、最優先にすべきことは、基本的な法律科目より、司法試験の合格に必要な法律科目を重点的に学ぶことを可能とする仕組みの導入である。
		第3 3 (1)	受験回数制限	法曹志願者減少の最も大きな要因の一つが受験回数制限であることは明らかであるから、受験回数制限は撤廃すべきである。また、法科大学院修了直後の合格率が最も高く、受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあることは否定しないが、それをもって期間の経過によって法科大学院における教育効果が薄れると結論付けることは不合理である。したがって、受験期間を制限することにも合理的な根拠はなく、受験期間制限も撤廃すべきである。また、受験期間制限が、司法試験受験者の多くを占める20歳から30歳代の者に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる、との意見もあるが、司法試験受験を継続するか、同受験を諦めて法曹以外の職業に就くかは、本人の選択の問題であり、司法試験の制度設計において配慮することではない。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいることなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な道を提供すべきとして導入された制度であり、予備試験は法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われる。上記制度趣旨の実現並びに法曹志願者の増加及び法曹の多様性を確保するためには予備試験の拡充が必要である。予備試験の受験資格制限は同制度趣旨の実現並びに法曹志願者の増加及び法曹の多様性の確保に逆行するものである。
		第3 5	継続教育について	法曹養成のための教育機関としての役割を果たしているとは言い難い法科大学院に、法曹資格取得後の継続教育への協力、法曹が先端的分与等を学ぶ機会の提供を期待することは不可能である。法科大学院に、法曹資格取得後の継続教育への協力、法曹が先端的分与等を学ぶ機会の提供を期待するとの制度設計を立てることは、法曹養成のための教育機関としての役割を果たしているとは言い難い法科大学院の定員削減、統廃合などの組織上の見直しを阻止し、その延命の道具として使われる結果となるに過ぎない。よって、法曹となった者に対する継続教育を法科大学院に担わせることは避けるべきである。
979	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)会社では試用期間中の生活費は貸与ではありません。賃金です。法律家になる人も会社員になる人も同じ社会人です。生活感覚からすると給費制が当然です。

980	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は現行の貸与制をやめて給費制にもどすべきです。 (理由)司法修習生は、日本の法曹界の未来を担うとても重要な人たちです。その人たちが修習の期間、生活の保障がされていないことを知り、大変驚いています。司法修習生は全国各地に配属されるので、親元から通うことができるのはほんの一握りの人だけでしょう。家賃をはじめ多くの支出をどのようにしているのでしょうか。また、司法修習生には、修習専念義務や守秘義務など厳しい義務が課せられているとききます。修習といいながら実質は勤務とかわらない状態で働かされて、それによる義務も発生しているにもかかわらず、生活が保障されないのはおかしな話です。先日、法科大学院の志願者が激減しているという新聞記事を読みました。これも修習費用が貸与制だから、人気落ちてきている現れではないかと思ってしまう。有能な人材が法曹を目指さなくなったら、日本国家にとって大きな損失です。日本のよりよき未来のために、給費制を復活させるべきです。
981	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹の中でも検察官や裁判官の数が絶対的に少なく裁判の長期化の弊害を招いている様に思われる。
		第2	今後の法曹人口の在り方	上記とも関連するが充実を図る為には法曹人口の漸増が望ましい。
		第3	法曹養成制度の在り方	現行の法曹養成制度とりわけ法科大学院制度は当初の理念とは異なる多くの矛盾を露呈した。早急に是正の施策を講ずるべきである。法科大学院卒業後5年以内3回の受験回数制限撤廃。司法修習生に対する給費制を従前通りに復活する事。
		第4	その他	早急に上記の改善策を実行すべきである。
982	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させてほしい。 (理由)奨学金で借金のある人は、修習でさらに300万円も借金をするのはつらいと思う。貸与制は金持ちでなければ法律家になるなど言わんばかりの制度で不当だ。給費制に戻すべきだ。
983	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援は必要。 (理由)健全性の観点から、ある程度の補助は必要と考える。
984	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
985	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、というのであれば貸与制では目的を達せられないと思います。奨学金+この貸与両方とも借金です。若者が、社会人としてスタートする時に多額の借金を背負ってはあまりにも酷です。給費制に戻して下さい。

986	5/9	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)法曹の多様性確保、地域司法発展の確保、地方在住等の法曹志望者の機会確保のため、地方法科大学院に対しては、積極的な公的支援を行うべきである。</p> <p>(理由)法科大学院制度を法曹養成の本道とする以上、全国のどの地域に在住していても、法科大学院に進学する途が確保されていないことは当然である。地方在住者にとって、東京等の法科大学院に進学する場合にかかる生活費等の経済的負担が大きいことはもちろん、家庭の事情などで地元を離れることができない人も少なからず存在する。そのような人にとって、地方の法科大学院が廃止されると、法曹への途が閉ざされてしまうことになる。たしかに、予備試験が存在するが、予備試験はあくまでも例外的な存在であり、同じ法曹志望者であるにもかかわらず、地方在住なのか都市部在住なのかによって、法曹になるための選択の幅が大きく異なるのは、公平の観点からみて非常に問題である。法曹志望者が等しく法曹を目指せる環境が整備できて初めて、法曹の多様性を確保でき、地域に根差した司法を発展できることから、地方の法科大学院に積極的な公的支援をすべきである。</p>
987	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を復活して下さい。</p> <p>(理由)法曹の担い手が経済的理由で選別されるのは、国民の権利を守る使命にそぐわないと思います。</p>
988	5/9			<p>中学校教員として25年間(公立12年・国立13年)勤めてきました。現在の法曹の状況を見たときに、教育の現場と共通点があります。ご存じの通り、教育改革と叫んではいるものの、旧態の教育制度で1つの教室に40名の生徒がおり、教員の力量に託されている実態があります。これは世界の先進国の中でも、非常におくれています(欧米の先進国で40人学級の国はない)「いじめ」などの大きな教育問題を抱えているにも関わらず、現場への支援が皆無であると言わざるをえない状況です。法曹についても、同じことがいえるではないでしょうか。裁判官や弁護士は1人あたり大量の事件を抱えており、裁判の進行が以上に遅かったり、訴訟をおこすことは一般市民にとっては大きな壁になっていたりしています。三権分立といわれている司法が弱いように感じる状況は、そのような点からもくるのではないかと考えます。「国民の生命財産を守る」という国が担う基本的な責務を果たすためにも、司法制度の改革が必要であると考えます。</p>

第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 法律相談などの一般市民に対する働きかけを活発に行う。</p> <p>(理由) 「弁護士に相談する」ことは、一般市民にとっては大きな壁があることは事実です。「費用はどれくらいかかるのだろうか」「このようなことで相談することではないのではないだろうか」ということで、本来なら法で守られる立場の人間が窮地に立たされている現状があると考えます。例えば、闇金融から借金した家族が電車で飛び込む事件がありました。もし家族に誰かに法律について知っていたら、もし家族の誰かに弁護士に相談することを考えたら、このような悲惨な結末にはならなかったでしょう。それゆえに、一般市民が法について知る機会を増やすためにも、無料もしくは安価な法律相談の場を多数設ける必要性があると考えます。今もたまたまそのような取り組みを耳にしますが、これでは不十分で「ここに行けば、いつでも相談できる」という機会が必要であると思っています。そうすることで、「大きな事件が起こっているから」とか「訴訟に発展せざるを得ない」ではなく、未然に防ぐことができる事象は多々あると考えます。</p> <p>それは、先にも述べた「国民の生命財産を守る」にも直結すると考えます。また、その運営には各自治体もしくは国が支援することも必要です。日本政府は、今までソフト面よりもハード面に予算をあててきましたが、「国民の生命財産を守る」ためにも、このような投資は必要不可欠であると考えます。「日本で生まれた人は法という大きな後ろ盾がある中で、安心して暮らせる」という安心感を養うことも法曹有資格者の役割であり国の責務であると考えます。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 法曹人口をより充実させる。</p> <p>(理由) 「弁護士に相談する」ことは、一般市民にとっては大きな壁があることは事実であり、事件や訴訟に発展してはじめて法曹資格者と関わることとなります。しかしながら、本来なら法で守られる立場の人間が窮地に立たされている現状があると考えます。例えば、闇金融から借金した家族が電車で飛び込む事件がありました。もし家族に誰かに法律について知っていたら、もし家族の誰かに弁護士に相談することを考えたら、このような悲惨な結末にはならなかったでしょう。それゆえに、一般市民が法について知る機会を増やすためにも、無料もしくは安価な法律相談の場を多数設ける必要性があると考えます。今もたまたまそのような取り組みを耳にしますが、これでは不十分で「ここに行けば、いつでも相談できる」という機会が必要であると思っています。そうすることで、「大きな事件が起こっているから」とか「訴訟に発展せざるを得ない」ではなく、未然に防ぐことができる事象は多々あると考えます。それは、先にも述べた「国民の生命財産を守る」にも直結すると考えます。近年の法曹人口の増加により法曹資格者の仕事がないという話をききますが、「裁判」や「訴訟」が彼らの仕事になっているからであり、国の支援のもと、それを未然に防ぐための取り組みが必要であり、それが仕事となるようにしなければならぬと考えます。また、日本の裁判は非常に遅く、裁判官も複数の事案を抱えていると聞きます。的確に、かつ敏速にすすめるためにも、裁判官の定数の抜本的な改革が必要ではないでしょうか。</p>

		第3 5	継続教育について	(意見)優秀法曹資格者が、若手法曹資格者を指導する教育制度をつくる。 (理由)私は中学校教員として長年学校現場を経験してきました。現在の教育制度では、長年経験を積んだベテランも、大学を卒業したばかりの若手も、同じように授業をもち、同じように担任をもちます。数十年前なら、制度化はされていませんでしたが、若手に対するサポートする体制があり、ベテラン教員も保護者も新任教員を育てる雰囲気があったように感じています。ところが、昨今の教育現場は多くの諸問題を抱えるようになり、また旧態の教育制度のままであることから、とくに新任教員の苦悩は大きいと考えます。そして、優秀な教員が赴任して数年で辞職するケースも多数あります。これは日本の教育の大きな損失であり、教育制度の改革が必要であると考えています。同様に、優秀な裁判官や弁護士は、優秀ゆえに仕事が集中し、その多忙さから能力や経験が共有される機会はほとんどないと聞きます。裁判官も弁護士も山積みされた書類の中、睡眠時間もとることができない状況がある一方、難関の司法試験に合格したにもかかわらず仕事がない状況もあります。そこで、優秀な裁判官や弁護士を国が期限付きで教育担当として雇い、若手の法曹有資格者を教育し、スキルの育成を行う制度が必要であると考えます。法治国家である我が国の法曹資格者の役割の重要性はいうまでもありません。それゆえに、法曹資格者の能力の育成は国力にも繋がると考えます。
989	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活すべきだと思う。 (理由)法律家というのは、とても大きな責任を負った職業だと思います。そしてとても大切な職業だと思います。そんな法律家になるために、借金をせねばならないのはおかしいです。国からのお金で一生懸命に学んでいける環境を保障してほしい。
990	5/9	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)弁護士人口の急増に疑問を感じる。年間合格者数を大幅に減らすべきだと思う。 (理由)弁護士の急増により、弁護士自身の生活が苦しくなってしまいます。様々な問題に一生懸命取り組むべきなのに、自分の生活が大変では、人の問題を解決できる訳がありません。
991	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべき。 (理由)国のお金で養成された弁護士であるからこそ、私たち市民は、お金の心配がなく安心して相談できる。給費制に戻すべきだ。
992	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制にするのはとんでもない話で給費制にするのが妥当です。 (理由)法律家の養成は国家の大きな責任であり、万人平等に法律家になることの出来る機会を与えるには、国が修習期間中の費用を持つべきであり、給費制にするのは当然です。貸与制にすると一部の金持ちしか法律家になれません。
993	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法曹有資格者の活動領域拡大に向けて、予算的措置をとるべきことについての言及が全くなされていらないからです。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)具体的な法曹の需要の積算なく、法曹人口の在り方について議論する中間的とりまとめには反対です(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法曹人口増は、潜在的な法曹の需要があることを前提に目指されましたが、法曹人口が増えても、あるとされた「潜在的な法曹の需要」は掘り起こされませんでした。これ以上、法曹人口を増やすことによって掘り起こされるべき需要は存在しないと言わざるを得ません。そうであれば、もはや法曹人口を増やす理由はありません。もし法曹人口を増やすのであれば、具体的な制度的予算的措置を国が講じ、これにより生じる具体的な法曹の需要を積算し、論じるべきです。具体的な法曹の需要の積算することなく、法曹人口のあり方について論じている中間的とりまとめは、過去と同じ轍にはまっているとわざるを得ず、このままでは同じ誤りを繰り返すに違いありません。</p> <p>(2)(意見)司法試験の年間合格者数は、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化していますから、新法曹を供給する必要性は低くなっています。また、ほとんどの法科大学院が定員割れしており、法曹の質を維持させるための競争率が担保されていません。そうである以上、年間合格者数を維持することはできず、減少させる必要があります。但し、その時期については、現在法曹養成課程にいる者に対し、不測の不利益を与えないよう、配慮するべきです。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います。具体的方策については、次の方法が適切です。①法科大学院の定員削減②法科大学院の統廃合③課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しの促進(公的支援の見直しなど)④法学未修者教育の充実(1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入、法律基本科目をより重点的に学べるシステムの改善)⑤法科大学院毎にカリキュラムの自由化。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>(理由)社会人未経験者の学生にとっては、なるべく早く社会に出て実務に触れた方が、よほどよい経験になります。従って、学部生にとっては、社会や実務に出ることを遅らせる法科大学院は無益どころか有害な場合もあると言うべきです。しかし、この弊害はむしろ予備試験の門戸を広げることによって解消させるべきです。一方、社会人経験者にとっては、就学する機会と時間を設けることができる点において法科大学院には意義があり、その限りにおいて法科大学院を維持するべきです。</p> <p>ただ、「プロセスとしての法曹養成」とは謳ってはいるものの、その内容は非常に抽象的で曖昧で、法科大学院がこれを達成できているとは実証されていません。「プロセスとしての法曹養成」を目指すのであれば、法科大学院毎の特色を強く打ち出すことができるようにするべきですが、カリキュラムの裁量が少なくこれを妨げています。法科大学院毎のカリキュラムの裁量を認めるべきです。</p>

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。①大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること②大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学の間、定職につくこともできず、収入を得ることができないこと③司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること④司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加しており、競争の激化で弁護士の収入が減少傾向にあること。</p> <p>(理由)資格取得までに要する時間が長く費用が高い一方で、資格取得によって得られるリターンが期待できないのであれば、誰もそのような資格を目指そうとはしません。法曹は、そのような資格になりつつあることです。</p> <p>イ。法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。①法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。②予備試験の門戸を広げるべきです。③司法修習生に対する経済的支援(給費制復活を含む)を充実させるべきです。④司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。⑤法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的予算的措置をとるべきです。</p> <p>(理由)資格取得までに要する時間を短くし、費用を下げる一方で、資格取得によって得られるリターンが期待できるようにすることが、法曹志望者増につなげることは明らかです。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>ア。(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)これは法科大学院生に限ることではありませんが、他の先進国に比べ、日本では給費型の奨学金が少なすぎます。これでは国際的な競争力を保つこともできません。</p> <p>イ。(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、給費制を復活させ、国が給付するべきです。国家財政の負担を軽減する必要があるとしても、司法修習にかかる実費に加え、生活保障として従前の給費制より低額での一律的給付をしなければなりません(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)司法修習生は修習専念義務を課せられており、兼業が禁止されている以上、最低限の生活保障としての一律給付は必要です。また、当然、実費についても支給されなければなりません。弁護士の収入は減少傾向にあり、これは国税局の統計からも明らかです。だからこそ法曹志望者が減少しているといえ、「弁護士は高収入だから貸与制でも容易に返済が可能であり、大丈夫だ」という法曹養成に関するフォーラムでの議論はもはや妥当しません。なお、中間的とりまとめは、貸与制を維持した上で司法修習生の修習専念義務の在り方を検討することに言及していますが、たださえ期間が短くなった司法修習では修習生に対して充実した研修を実施することが困難となっているのに、修習専念義務を緩和して修習生が修習に専念できない環境を作るようでは「司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成を行う」ことなどできるはずがありません。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。</p> <p>(理由)受験回数の制限は、法科大学院修了後に時間が経てば法科大学院での勉強の効果が薄れてくることを根拠としていますが、根拠として薄弱です。むしろ、法科大学院修了生が司法試験に合格できないのは、元々法科大学院が司法試験を合格するだけの能力がない法科大学院生を修了させていることに問題があるのであって、受験回数を制限することには理由がありません。逆に、受験回数が何回であっても、司法試験に合格するのであれば必要な能力を満たしているとも言えます。そのような者の受験を拒む必要はありません。</p>

第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見)現状の司法試験の科目数について、もっと限定するべきだと思います。 (理由)現状の司法試験の科目数について旧司法試験より多い反面、法科大学院での教育の質のばらつきが多くなっています。現状の科目数から減らし、より基本的な知識や能力を問えるようにすることが望ましいと考えます。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度は、制限的に運用すべきであり、門戸を広げるべきだと思います。 (理由)基本的に、法科大学院は費用がかかるほか、その期間収入を得ることができないので、全ての法科大学院生にとって法科大学院に通うことには大きな経済的負担があります。また、能力の高い者であれば、法科大学院に通わずに、なるべく早く実務に出て研鑽を積んだ方が、よほどためになります。予備試験制度は積極的に評価するべきだと思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、少なくとも前期修習を復活させるべきであると思います。 (理由)出身法科大学院毎に、司法修習生毎の能力のばらつきが大きく、その全体的な底上げのためには前期修習を復活させることが最も効率的であると考えます。
第3 5	継続教育について	(意見)法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。 (理由)法曹資格取得後の関心なくして、法科大学院が法曹養成機関として充実することは考えられません。
	最後に	(意見)以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。 (理由)過去に目指した司法制度改革が現在、失敗に終わったというべき状況にあるにもかかわらず、これを認めようとせず、抜本的な方針転換を行おうとしない時点で、今回の中間的とりまとめには価値がありません。反省なくして、改善はありえないからです。その理由として、法曹養成制度検討会議の構成員に過去の司法制度改革で自ら関与した者を委員としているほか、利害関係を有する団体の意見が強く出ていることが挙げられます。一方、法曹志望者が現在の法曹養成制度や法曹の魅力をもどのように感じているのか、また、国民が誠に必要としている法曹の姿が何であるのかについて真摯に議論がされているとは思えません。法曹養成制度検討会議の議事録をみて、失望や落胆、あるいは怒りを感じている法曹志望者は多いと思います。中間的とりまとめは、その内容を一から作り直すべきです。

994	5/9 第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域を拡充するという総論的な意見には賛成であるが、その具体策については以下のとおりほとんど示されておらず、そもそも法曹有資格者の活動領域自体が今以上に存在しているのか疑問と言わざるを得ない。</p> <p>(内容)(1)法曹有資格者の活動領域につき更なる拡大を図るために、分析検討をし、拡大に向けた取り組みを積極的に行う必要があるとの意見については、総論は賛成である。</p> <p>(2)企業内の法曹有資格者の活動領域があるとの前提の意見であるが、根本的に疑問である。企業内に法曹有資格者を求めるニーズは極めて乏しいからである。企業の多くは法務部で人材を育成すればよいし、顧問弁護士の活用で足りる。</p> <p>(3)国家公務員での法曹有資格者の採用についても、法曹人口が拡大する中でも、裁判所や検察庁は採用者をそれほど拡大しなかったことからしても、同様に公務員での採用を拡大していくという発想は根本的に疑問である。</p> <p>(4)地方自治体において法曹有資格者を活用していくとの意見も、そもそも法曹人口を拡大しなくとも現時点の人材において十分にその活用は可能であるし、多くの地方自治体自体が顧問弁護士を抱えていることからして、それとは別に地方自治体の職員として法曹有資格者を採用する必要性は現時点では全く感じられない。</p> <p>(5)法テラスの常勤弁護士の活動を通じて、福祉分野などの領域拡大を図るとあるが、その必要はない。法テラスの常勤弁護士を通じて行わなくとも、すでに弁護士会内でそのような受け皿は整っている。</p> <p>(6)刑務所出所者の社会復帰等に弁護士の法的支援が必要との意見であるが、そのような支援はむしろ行政が積極的に行うべき領域であり、私人である弁護士にそのような支援を丸投げするのは行政の怠慢である。</p> <p>(7)日本の弁護士の海外展開を促進するとあるが、そもそも現時点においても多くの弁護士はそのような業務には携わっていない。</p> <p>(8)法務省を始め関係団体や団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討するとあるが、何ら具体策すら提案されておらず、意見としての具体性を著しく欠いている。</p>
	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)3000人という数値目標を撤回した点は賛成であるが、今後も法曹需要が増加していくことを前提にした意見であり、このまま法曹人口を引き続き増加させる必要があるとの点は反対である。</p> <p>(内容)(1)法曹に対する需要が今後も増加していくことが予想されることを前提とした意見であるが、現時点より需要が増加するという見通しが全くの誤りである。インターネットの普及などにより、些細なことはインターネット等で簡単に調べることもできるようになった影響もあるのか(その答えが正確かどうかは分からないが、とりあえず本人はそれで納得できる)、法律相談件数も減少しており、むしろ需要は減少すらしているというのが現場の感覚である。したがって、需要が伸び悩んでいる現状において、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりがないとの意見は全く現状を無視した無責任な意見と言わざるを得ない。</p> <p>(2)3000人という数値目標が現実性を欠くという意見には賛成である。ただ、現状においては司法試験の誤りであったことを端的に認めるという意味では、適正な数値目標を掲げるべきである。適正な数値目標としては、兵庫県弁護士会が打ち出しているように少なくとも1000人以上の年間合格者は不要である。</p> <p>(3)今後の法曹人口の在り方については諸般の事情を勘案しながら、その都度検討を行うとしているが、そのような悠長なことを言っている時間的余裕はない。現時点において、毎年2回試験合格者の就職難が叫ばれている中で、このまま2000人ペースで合格者を送り続ければ、毎年就職できない法曹有資格者が蓄積されていくのであり、そのような状況は一刻も早く打破しなければならない。</p>

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度には反対であるが、法科大学院の教育の質の向上に努めるべきとの意見には賛成である。</p> <p>(内容)ア. 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがあるとの意見であるが、反対である。予備試験組の合格率が法科大学院修了組よりも明らかに高いことからしても、すでに法科大学院修了組の質が劣っていると思われる、法曹有資格者としての適性を備えているものを合格させれば、その質は維持できるのであり、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする必要はないし、それに拘泥するのは本末転倒である。金銭的な負担と時間をかけて法曹有資格者としての適性を身につけたいと考えれば法科大学院を修了すればよいであろうし、そのような負担と時間がなくとも適性を備えることができるものについては法科大学院を修了しなくとも、司法試験を受験できるように門戸を開くべきである。</p> <p>イ. 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持するとの意見は、上記のとおり反対であるが、法科大学院教育の質を向上させるべきとの意見については賛成である。すでに法科大学院の入学人数が激減しているように、「プロセス」としての法科大学院はその魅力を完全に失っている。前期のとおり、法科大学院修了を受験資格とすることは反対であるが、法科大学院がその役割を果たせるように見直しを行っていくことは現時点において法科大学院に入学している学生たちにとって有益であるし、法曹の質を高める一助にはなると思われる。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)総論は賛成であるが、どのような具体的な方策を講ずることができるのか疑問である。</p> <p>(内容)法曹志願者の減少要因を可能な限り解消するとの意見であるが、前述のとおり足かせになっているのはまさに「プロセス」としての法科大学院の存在である。法科大学院修了組の合格率は低率であり、おまけに合格後も法曹人口を徒に増やしたために就職が困難となっている。就職後も弁護士の過当競争はすでに始まっておりその所得は著しく下がっている。このように、今の司法試験は学生にとってはハイリスクローリターンな試験に成り下がっている。このような状況で法曹志願者を増加させることなどできるはずがない。少なくとも合格した後は就職やOJTが十分に可能な状況になれば、有為な人材は法曹を志そうとしない。このような状況を解消する方策を検討するというが、小手先の方策では解消するはずもなく、年間合格者を1000人、いや500人にまで戻す等のドラスティックな解消策を真剣に検討しなければならない。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制を前提とすることには反対である。</p> <p>(内容)貸与制を前提とした意見であるが、反対である。法曹は司法権の一翼を担うものたちであり、三権分立を支える人材である。立法と行政に多額の国家予算が注がれている中で司法分野への予算、特にこれらの法曹の卵である修習生に対して予算を注がないというのは明らかにバランスを欠く。ひいては我が国の三権分立の均衡を崩すことにもなりかね、極めて深刻な問題と言わざるを得ない。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>(意見)法科大学院制度を前提としているが、そもそも法科大学院制度自体の見直しを排除しないで、法科大学院の在り方については検討すべきである。</p> <p>(内容)法科大学院が存続し続けることが前提となっているが、その必要はない。何度も述べるように、司法試験合格者は法曹としての質を備えている者を合格させれば足りるのである。その手段の一つとして法科大学院を位置付ければよいだけである。必ず法科大学院を修了しなければならないというドグマは捨てるべきである。法科大学院の入学志願者数が減少し続けている現状を直視して、今こそ真剣に法科大学院制度自体の見直しを含めて検討すべきである。</p>

		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限制度は撤廃すべきであり、反対である。 (内容) 受験回数制限制度は撤廃すべきである。5年間に3回までという根拠が不明である。旧試験のように回数制限を設けなくとも、受験者はそれぞれ自身で法曹としての道を志すのか、断念するのかは各自が判断していくはずである。それどころかこのような回数制限制度は、法曹になりたい者の職業選択の自由を奪う制度であり、違憲の疑いすらある。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見) 試験科目の削減については賛成である。 (内容) 試験科目、選択科目の廃止については賛成である。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 予備試験制度についてその合格者を増加させる方向で見直すならば賛成である。 (内容) 予備試験制度についてその合格者を増加させる方向で見直すならば賛成である。
		第4	司法修習について	(意見) 賛成である。 (内容) より具体的な方策を検討すべきであり、賛成である。
995	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 友人が不正投資話被害に遭い弁護士さんと知り合い、この件を知りました。貸与制が国費でなく、民間業者委託となつては、法の番人の、法律家が裏社会に巻き込まれるのは、重大問題です。 (理由) そうした業者が住所を最高裁からしり、返済できないようわざとした場合、修習生は、業者が関連する案件には、適正な判断ができなくなります(政治の世界でもある通り)。又、いくら修習生だからといって、裁判所が、個人の私生活も自由に取扱っては良くないと思います。・修習期間が無収入なことに、つけこんではいけないと思います。以前は、国から貸与していたと聞きますが、それなら、実習生として、企業のように、何%か削った賃金で働くことはできないのでしょうか。全員一千万円もの預金がある子息・子女ではなく、そうした人しか、司法に進めないのは、おかしいと思います。「疑わしきは罰せず」など人権を一番に考えて支えられてきた司法が法律家の卵達を裏社会の危険にさらすのはゆゆしき事態だと思います。長年司法に関わる人々も含めて広く検討されることを望みます。

996	5/9 第2	法曹人口の在り方	<p>(意見)「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」について。年間合格者の数は速やかに1000人とし、最終的には700人とすべきである。</p> <p>(理由)「弊害の排除は喫緊の課題である」。ここのわずかに10年の間に、合格者2000人とただで、次のような弊害が拡散している。</p> <p>①就職先が無い。若者の不安を増大し、多数の学生が逃避している。</p> <p>②学費と国費の無駄遣い。</p> <p>③実際に、法曹としてレベルが著しく劣っている。</p> <p>④登録をあきらめて民間企業への就職や公務員試験を受け直す。</p> <p>⑤若手の「OJT不足」や「即時独立」と、ネット広告の氾濫により、国民へ低劣な法的サービスを垂れ流し始めている。</p> <p>⑥国民の間にあるはずだ、と喧伝された法的ニーズの予測が、余りに楽観的で、根拠のないものであることがすでに明らかになっている。もし、中間的とりまとめにあるように、「数値目標を定めない」まま、現状維持(2000人)が常態化すれば、事態はどんどん悪化するばかりであり、上記弊害はどんどん深刻化する。何も辞退の改善につながらない。おそらく、司法試験と</p> <p>研修所の二回試験を絶対評価で実施すれば、合格者は500人から700人程度に落ち着くはずである。既に、だぶついている若手弁護士を考慮すれば、合格者1000人としてもなお、人口増加の勢いは相当強いものにとどまることからすれば700人とするのが適正数である。しかしながら、法科大学院問題が決着を見るまで緩和措置を要する。そのためには、多くの弁護士会が決議しているとおり、「速やかに1000人とし、その後はさらに減員を検討をする」という数値目標を掲げて実行する必要がある。「他土業の役割が考慮されていない」。そもそも、日本には、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士、弁理士等々という、司法周辺職種が、厚く広く普及している。企業や役所の内部には、法学部を出て、実務に習熟した法務専門家がいます。そもそも今時の司法制度改革では、これらの法曹周辺職種の働きや弁護士との関係性が考慮されていない重大な欠陥がある。我が国では、これらの専門家が広く活躍しており、これら専門家の意見や指導により、深刻な紛争にまで発展しないことが多い。そこへさらに、弁護士を注入する必然性はそもそも無かったのである。他国を単純に参考としたこと自体が間違っていたのである。アメリカのように何でも訴訟で決着を付けようという国民的な風土も存在しない。「弁護士の敷居は高くない」。また、訴訟や調停になったとしても、裁判所を利用した人たちの行動調査結果(紛争行動調査基本集計書(有斐閣学術センター)、民事訴訟利用者調査(商事法務))を見ても、弁護士を探すのに苦労をしていない、弁護士の敷居は高くない、という結果が既に明らかにされている。従って、「弁護士に対する膨大な需要が眠っているはずだ」という予測事態が、少子化の中生き残りをかけようとした大学教授、利権拡大を図ろうとした文科省がねつ造した、幻想だったと言うべきである。(「二割司法」という指摘の誤り)。かつて中坊公平が「二割司法」という表現で、法曹サービスの不足を非難し、今時の法曹改革の口火を切った。しかし、前述の通り、他土業の働き、日本国民の紛争を良しとしない国民性に加え、法曹の世話にならずに生涯を終える国民の方がはるかに多いことを直視していない。医療サービスではガンの発生率がおおむね定まっていて、それ以外の</p>
-----	--------	----------	--

				<p>人たちに対して「あなたもきつとガンになるに違いない」から、医者を増やそうと考える者はいない。それと同様、法的サービスでも法曹による治療を要する問題の発生率はおおむね定まっている。「二割司法」と喧伝して、それ以外の国民に対しても、「あなたも弁護士が必要だ」と、弁護士を押しつけるのは国民を侮辱する間違った考えである。国民は、弁護士を必要と感じれば、弁護士を探してきちんと弁護士に行き着いているのである。（「中間とりまとめ」ですら有効策を見いだせない）「中間とりまとめ」の検討結果には、8項目が列記されている。これで一体どれだけの弁護士が必要だということか。これが全て順調にいったと仮定しても、せいぜい年間100人から200人の研修所卒業生しか必要としない。お寒い限りである。（裁判官検察官の増員が全くなされていない）一番重要なことは、裁判官と検察官を増員することであるが、それすら検討課題にならないというのは一体どういうことであろうか。裁判官、検察官は、現状、余りに人数が少なく、過重労働に陥っている。裁判官、検察官が少ないことによる国民へのしわよせはあまりにも甚大である。</p>
997	5/9	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)「司法試験という「点」のみによる選抜から法科大学院を中心とした「プロセス」としての法曹養成をめざす」という法曹制度改革の基本理念がもとも欺瞞であったことに早急に気づくべきである。</p> <p>(理由)(かつての司法試験制度の評価を見直す必要がある)過去の司法試験は、決して「点」の試験では無い。通過するのは「点」かもしれないが、そこを通過するために、全ての合格者と多くの受験生が、それぞれの努力と工夫により、自由に知識と理解と表現力を磨き、合格を勝ち取ってきたのである。それは、まさにその人の「人生」であり「生きざま」そのものであり、「自由で多様で重厚なプロセス」以外の何ものでもないのである。それをあたかも「点」のように軽々しく吐き捨てる大学教授と文科省の価値判断がそもそも間違っているし、従来法曹に対する侮辱である。大学教授は、予備校の定型的教育を批判する。しかし、そもそもそのような批判自体が間違いである。なぜなら、そもそも日本は大陸法系の成文法国家である。成文法制度では、条文を知り、理解し、解釈をし、あてはめをして表現することが求められる。この勉強は、定型的教育であり、マスプロ教育で足りるし独学でもできる。あてはめと表現は、ひたすら答案練習を繰り返して技術を磨くしか無い。そもそも司法試験とは、このような「基礎」だけができれば良いのであって、それ以上の応用力や即戦力まで要求する試験では無い。基本的知識と適用力、表現力さえ十分なら、応用や実践などたちまちできるようになる。つまり、司法試験は法科大学院が売りにする「ソクラテスマソッド」とマッチしないのである。野球に例えれば、走攻守の基礎体力が身につけて、はじめて高等戦術、連係プレー、実践練習をしなければならぬ。基礎体力の無い者にそのようなことを教える意味がないし、教えること自体が不可能である。司法試験も同じであり、基礎体力さえ確認できれば良いのであって、高等戦術、連係プレー、実践練習など、研修所を出てからやるべきことであって、法科大学院で教えることでも無い。かつて、司法試験の添削をした委員からは、「予備校の論証パターンを真似た金太郎飴のような答案ばかりだ」という批判があった。しかし、そのような受験生は合格しないから心配無用である。野球でも基本は皆が繰り返すものである。そのような定型的教育を繰り返すことで、徐々に、法解釈の力、適用する力、表現する力が磨かれてゆく。磨き足りない者は落ちてゆく。磨き終えた者が合格してゆく。野球の練習と全く同じである。かつて司法試験は、そういう、極めて合理的な試験だったのである。そういう、基礎的な教育、訓練をしようとすらしなかった大学教授は、学生のニーズに背を向け続けてきた。予備校の悪口を言う資格など無い。（司法研修所制度の復活が必要である)司法試験は、基本六法の知識と適用力と文章表現力を備えているかを確認するだけの試験にすぎない。司法研修所は、実務修習で法曹三者の仕事を知り、集合修習で法曹としての共通言語(書面の書き方や要件事実など法廷技術)を習得することになっていた。ところが、制度改革でこのシステムが半分以上に縮小されたため、今の卒業生は、実務の知識が不十分で、共通言語が話せない(つまり、書面の書き方が分からない、きちんとかみ合った法律論を戦わせることができない)。惨憺たる状況である。前期修習4ヶ月、後期修習4ヶ月、実務修習3ヶ月×4職種、合計1年8ヶ月の修習は絶対に必要であり、</p>

				<p>復活をさせる必要がある。法科大学院で、司法試験に合格する前に要件事実を教えるのは順番が逆である。野球の練習に例えれば、要件事実論は実践練習であり、試験に合格するだけの基礎体力の無い選手、あるいは試合に出ない(試験に合格しない)選手に教えること自体がナンセンスである。(OJT教育の復活が必要である)弁護士の仕事は医者と同じで、先輩の指導を受けながら臨床経験を積むことで、技術を習得するものである。少なくとも、3年から5年は、OJTが必要である。法科大学院で即戦力を身につけるなどと言うことは不可能である。従前は、イソ弁となることで、生活費をもらいながら勉強ができる臨床教育システムが自然と実践され機能してきた。ところが、合格者の激増で、そもそも行き場(就職先)が無くなるだけで無く、先輩弁護士も仕事が減って、イソ弁を雇う余力が無くなり、就職先の激減に拍車をかけた。ノキ弁、即独で、新人本人も不安だが、それ以上に、質の低い法的サービスを受ける国民が危険にさらされていることを知るべきである。(結論)今時の司法制度改革と法科大学院制度が、かつて立派に機能してきた法曹養成制度の充実したプロセスを、完膚無きまでに破壊し尽くしてしまったということである。「点からプロセスの教育」という、大学教授のセールストークが、全くの欺瞞であることに気づくべきである。</p>
998	5/9	第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法曹志願者が減少し、多様性の確保が図れなくなった最大の原因は、法科大学院という多額の経費を要し、司法試験に直結しない、巨大な参入障壁を設けたことと、受験回数の制限という巨大なリスクを設けたことと、合格者を増やしすぎたことにある。中間的とりまとめは、この点にあえて目を背けており不当である。</p> <p>(理由)(合格率に関する問題点)そもそも、7~8割の合格率を実現したければ、法科大学院の入学定員は、滞留者を考慮した場合、合格予定人数の1割増し程度に抑えなければならなかった。単純な算数の問題である。ところが、大学当局が喜び勇んで6千人もの法科大学院生を抱えてしまった。それだけで当初の合格率が実現できないのは小学生でも分かる算数の問題である。また、かつて合格率2パーセントを切ったときでさえ、3万人近くの受験者を集めたのであるから、合格率と志願者数に相関関係は無いと言うべきである。(新制度になり法曹をめざすことのリスクが無限大化した)旧制度に比較して、新制度の下では法曹を</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法科大学院に入り、多額の学費を納めなければならないというリスク。 ②受験回数の制限により、三振したら進路をあきらめなければならないというリスク。 ③試験に合格しても、生活の保障もないまま1年間、修習への専念を義務づけられ、借金を余儀なくされるリスク。 ④修習を終えても、新人があふれて就職先が見つからないリスク。 ⑤OJTも受けられない未熟な法曹として荒波に放り出されるリスク。 ⑥仕事も無く収入のあても無いリスク。 <p>(旧制度の優位性)旧制度の下では前項のリスクが無かったのである。結局、新制度のもとでは、志願者が減少し、進路変更を希望する多様な人材が参入できなくなるのは必然と言わなければならない。</p>
999	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)法科大学院生に対する経済的支援(奨学金や補助金による学費の軽減)を厚くして、司法修習生に対する経済的支援(給費制)を削減した今時の政策は誤りであることに気づくべきである。法科大学院への経済的支援を削減し、修習生への給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)(法科大学院生に対する経済的支援の誤り)法科大学院生は、必ずしも法曹になるとは限らず、途中で進路変更する者、三振して進路変更をする者が極めて多数に上る。法曹にならない者のために国家予算を費やすことも、法科大学院の生き残りのために国家予算を費やすことも、到底国民の支持を得られない。つまり、多大な国家予算を費やしても、法曹養成に資する投資効率が悪すぎると言わなければならない。また、通常の大学院で研究に従事する者と、なぜ差が設けられなければならないのか、通常の大学院で研究に従事する者も、社会に貢献しようという志や成果の面で違いがあるとは思えず、そこには何も説明ができていない。(司法修習に対する投資効率の正当性)それに引き換え、司法試験に合格した後の者に</p>

			<p>国費を費やすことは、法曹養成に資する投資効率としては最適である。かつての司法研修所と司法修習は、法律の解釈と適用について基礎的素養だけを身につけた司法試験合格者に、法曹界(法廷)で共通の言語が話せるようにするための技術(実践の基礎)を習得させるための、日本で司法(最高裁を頂点とする裁判制度)を成り立たせるための基礎訓練を実施し、裁判官、検察官、弁護士が同じ土俵に立って国民の権利実現に資することのできる法曹一元を担保する、極めて重要な機能を担っていた。(司法制度改革により誘発されたゆがみ)国家予算が法科大学院に振り向けられ、司法研修所や司法修習に対する国家予算が大幅に削減され、司法修習制度が瀕死の状態にある。そのために、今の新人法曹は、法曹としての共通言語を身につけないまま資格を取得しており、民事、刑事の裁判、ひいては国民の権利が危殆に瀕しているというのが実務家の実感である。研修所の教官や、裁判に従事する裁判官が、「最近の若手は余りにひどい」ということを身をもって実感している。それは、司法試験合格ラインの低レベル化と、司法修習の弱体化に原因がある。法科大学院に対する国費の支出と、司法修習に対する国費の支出は、上記の通り、法曹養成に対する直接さや投資効率の顕著な違いから、その説明を受けた場合の国民による納得の度合いは、天と地ほど違うのではないか。従って、法科大学院や法科大学院生に対する過大な国費の支出はやめて、司法修習の充実(復活)と司法修習生に対する給費制の復活に国費を振り向けるべきである。</p>
1,000	5/9	第3 2	<p>法科大学院について</p> <p>(意見)司法試験の受験資格を法科大学院修了者に与える規制を撤廃し、誰でも自由に司法試験の受験ができるようにするべきである。</p> <p>(理由)(資格試験に大学や文科省が介入するのは異常である)資格試験は、本来誰でも自由に受験できるようにすべきであり、公認会計士、税理士、弁理士、その他の資格を見ても大学が介入するものはない。司法試験も同様である。唯一、意思と薬剤師は医学部・薬学部の卒業を必要とするが、これは独学では習得ができないからである。法律の勉強は独学でできるし、旧制度の下では独学で合格して、立派に法曹として活躍ができた。法曹の場合は、試験合格後の司法修習で、独学では習得できない臨床の勉強を行えるようになっている。つまり、資格試験に大学が介入すること自体が異常であることを知るべきである。受験資格を修了者に限定しないと、法科大学院が潰れるという。しかし、世の中に存在意味のないものを残しておく必要はない。法科大学院が存続するために制度設計をすること自体が本末転倒である。</p> <p>(法科大学院の存在意義を再考すべきである)司法試験の勉強は独学のできるものである。わざわざその教育に国費を費やす必要はない。法科大学院が存在意義を主張したいのなら、卒業後の法律家に、専門知識を授けることのできる国内留学機関として、教育スキルを磨くべきである。弁護士が、職を休んで研究に没頭しても良いし、仕事をしながらあるいは夜間に、専門知識を勉強に行く教育機関は有意義である。(法科大学院には司法試験を重視する姿勢が無い)法科大学院に入学する者は、全員、司法試験合格を希望する。他方、大学教授と文科省は、法科大学院を「司法試験のための教育機関では無い」と平気で言うが、これは学生のニーズに背を向ける背信行為である。卒業生に聞いても、「法科大学院の勉強は司法試験に役立たない」と、皆、異口同音に答える。大学教授は教育の現場で「自分は司法試験を受けていないし実務のことなど分からない」と言うし、答案練習のようなことをやると怒られる、果ては、文科省から、予算が欲しいなら天下りを受け入れろとポストの要求まで来る、と嘆いている。受験回数の制限も、表向きは「若者の将来を</p>

				<p>心配して」と言われるが、学生本人に聞けば、全員が「受験は続けたい」と答えるはずである。これはすなわち、この制限は、つまるところ滞留者を排除して、合格率を高めたいという大学当局の利益のためにほかならない。制度自体が利用者(学生)のニーズを排除しているのである。このように、法科大学院は、学生のために作られたのでは無く、少子化の中、大学の生き残りや文科省の天下りポスト確保のために作られた、矛盾と欺瞞に満ちた存在と言うほか無い。(地方の小規模法科大学院は無駄である)そもそも、これほど多くの法科大学院を設置したことの反省がなぜないのか。7～8割の合格率を実現したければ、法科大学院の入学定員を合格予想者の1.1～1.2倍程度におさえない限り、その合格率達成は不可能である。こんな簡単な算数さえ、大学と文科省にはできなかつた。できなかつたのでは無く、計算をしたくないから無視したのである。地方の法科大学院を出たから卒業生が地元に着るとは限らない。地元で法曹を呼びたいのなら、事務所や経費の補助で誘致をするべきであって、多額の国費を費やして法科大学院を作っても、合格する保証も地元へ帰る保証もないのだから、全く意味がない。せいぜい10校も作れば十分だったのである。(法学未修者の教育について)法学の勉強は独学でもできる。未修者を、特に国費を費やして大学が教育する必要がどこにあるのか。未修者は、既存の法学部の専門課程(3年生)に編入して、2年間、基礎的勉強をすれば足りるのだから、そもそも未修者コースを設ける必要などなかつたのである。わずか1年で基礎的な法律知識を身につけることなど不可能である。最低でも2年は必要である。つまり、未修者コースは、所詮、法科大学院が組織拡大のために設けた無用なシステムに過ぎない。司法試験に多様な人材が挑戦できるようにするためには、全ての規制を撤廃すれば良いだけのことである。「共通到達度確認試験」などというものは、制度をなおいっそう複雑怪奇なものにするばかりで意味がない。その制度を運営するために、さらにどれほどの国費と人員を割かなければならなくなるのか。旧制度に一旦戻る勇気を持つべきである。</p>
1,001	5/9	第3 3	司法試験について	<p>(意見)司法試験の受験資格として、法科大学院修了を撤廃すべきである。受験回数制限を撤廃すべきである。司法試験は、かつてのような単純な試験に戻すべきである。合格者は、一定人数を必ず合格させるのでは無く、絶対評価も併用して、合格最低ラインを引き、それに満たない受験生は不合格とすべきである。(理由)(新制度の失敗)合格率7～8割という目標は、法科大学院の乱立と過大な学生募集により、達成不能である。文科省も大学教授も、最初からそのことが分かっているが事態をすすめた、犯罪に等しい責任がある。合格率が1～2パーセントの時さえ、およそ3万人の受験者を集めていたことからすれば、合格率と志願者の間に相関関係は無い。平成25年度の予備試験の志願者が過去最多を記録したこともその証左である。従って、法科大学院を中核とする司法試験制度改革は失敗に終わったことを認める必要がある。(法律は独学で勉強ができる)旧来から、法律学には無数の良書が出版されており、性質上、独学で勉強ができる。旧試験でも独学で合格する者は多数いた。わざわざ授業料を払って教わる必要はない。まして、多額の金を払って授業を受けることを「強制する」理由などどこにも無い。(本来、資格試験は誰でもが自由に受けられるべきものである)資格試験は、本来、誰でも自由に受験できるものであって、司法試験だけなぜこれほど厳格な参入障壁を設けなければならないのか、説明ができない。あらゆる人が、いつでも自由に受験ができるようにするために、法科大学院修了を要求せず、回数制限も撤廃すべきである。(回数制限の真の目的は何か)新制度では回数制限を設けた。その表向きの目的は、有為な人材をいつまでも試験に縛り付けるのは公私に損失が大きいと、いかにも美しいことを言う。しかし、受験生本人に言わせれば余計なお世話(自殺者も出た)であるし、その真の目的は、滞留者を排除して合格率を高めたい文科省と大学当局の利益のために過ぎない。従って、回数制限は撤廃すべきである。(方式内容、合格基準について)「制度の改善」と称して、試験の方式や内容が複雑怪奇になりすぎて、ますます受験生は不安に陥っている。単純でわかりやすいことで利用者に対する透明性が高まるから、制度は単純でなければならない。</p>

				過去の司法試験に戻した方がよい。それが一番の受験者の負担軽減である。また、近時の合格者の、法的知識の不足、論述能力の劣化、人格の未熟は、目に余るものがある。「法科大学院のために」2000人は合格させなければならないという制度目標のために、本来合格させるべきでない者まで多数合格させてしまっている。研修所の収容能力もあるから、合格者の最大枠は決める必要があるとしても、合格レベルに達していない受験生は容赦なく落とすようにしなければならない。さもないと能力に欠ける弁護士を社会に垂れ流すことになる。(予備試験制度について)平成25年度の法科大学院希望者は著しい定員割れをしている一方で、予備試験受験生は毎年増加し続けている。つまり、法科大学院は司法試験の世界から退場を要求され、予備試験こそが受験生の希望する試験であることが明らかになった。予備試験は、旧試験と同じである。従って、法科大学院修了を司法試験の受験資格から撤廃し、予備試験に一本化して、最終的には旧試験に一旦戻すべきである。その上で、旧試験制度が本当にいけなかったのかどうか、検証する必要がある。現時点での評価としては、新試験よりも旧試験の方が良かったというのが法曹界の評価結果であることは明らかである。要は、旧制度のまま合格者数を増やして、法曹人口の広がりのもたらず影響の度合いを見れば良いだけのことだったのである。
1,002	5/9	第4	司法修習について	<p>(意見)司法修習には、試験に合格した者に対して、民事、刑事の法廷技術という、「法曹としての共通言語」を習得させる独自の価値があるという、旧来からの存在価値を再認識するべきであり、「法科大学院との連携」なる標語は、非現実的であることに早急に気づくべきである。</p> <p>(理由)「司法試験の合格者と不合格者の隔たりは無視できない」司法試験の合格者と不合格者の間には大きな隔たりがあることは直視しなければならない。合格した者に、民事・刑事の法廷技術をたたき込むのが司法研修所の役割であり、それは司法を担う者としての「共通言語」だから、司法研修所で画一の教育をしなければならない。これに対して法科大学院は、司法試験に合格する前の教育機関で、法曹にならない者もいる。その者にまで法廷技術を教えることは不経済でありナンセンスだし法科大学院教育には全国的画一性も無いのだから、法廷技術を教える働きを期待すること自体に意味がない。従って、司法研修所と法科大学院の「関係」なるもの自体の意味がなんなのか分からない。そのようなものを観念すること自体が不合理である。(法曹一元の価値を再認識すべきである)そもそも、司法修習は、法曹一元を実現するための制度である。法曹一元とは、裁判官、検察官、弁護士が、同じ教育を受け、お互いがどの職種をもこなすことができるようにすることで、三者が同等の立場で仕事ができるようにすること、それが国民の権利擁護を保障するものであることを意味する。これが崩れたとき、明治時代のように、裁判官、検察官ばかりが高い地位を誇り、弁護士がこれに隷属して、国民の権利擁護が図れなくなることを忌避する制度的保障である。ところが、法科大学院に予算を取られる予算不足と合格者の激増で、司法研修所が軽視されている。裁判官、検察官は、成績優秀でないと採用されず、残りが弁護士となる、裁判所と検察庁は、弁護士を軽蔑し始めている。裁判所、検察庁がよく使う言葉は、「うちは上澄みを採用しているから合格者の質の低下は心配していない。」というものである。若手弁護士は、劣等感を持つため、裁判官、検察官と戦う気概に欠ける。結局、被害を被るのは国民である。法科大学院に予算を配分するのは間違っている。司法研修所は、前期修習を復活させ、修習期間を最低でも1年6ヶ月とし、修習生に対する給費制を復活させ、かつての司法研修所のようにその存在意義を復活させるべきである。(法曹の意味を再認識すべきである)一部の弁護士、具体的には企業法務に特化する弁護士からは、自分は法廷に出ないし、まして刑事も家事は扱わないから、司法修習など時間の無駄だと言う批判がある。しかし、それはひと握りの法曹に過ぎないし、そもそも法廷技術を習得しない法曹なるものを観念すること自体が奇異であることに気づくべきである。法曹とは、紛争の最終決着を裁判所で付けることのできる技術を習得している者である。法廷技術を習得しない者に法曹資格(弁護士資格)を与えること自体が自己矛盾である。法廷技術をたたき込むのは司法研修所しか無い。つまり、法曹の価値を創造し、担保するのが司法研修所である。法曹の価値と司法研修所教育は不離の関係にあることを再認識すべきである。</p>

1,003	5/9	第5	継続教育について	<p>(意見) 弁護士会に弁護士の教育を期待するなどということは、非常識甚だしいことに気づくべきである。これは司法研修所の教育を弱体化させた弊害であることに気づくべきである。</p> <p>(理由) (資格を取得したら弁護士は自由業であり弁護士会に教育などできない) 研修所を出て資格を取得したら、弁護士の進む方向も、仕事の進め方も、自由かつ無数にあるから、これに弁護士会が教育を施すことなど到底不可能である。しかも、教育を施すためには、人的、物的資源の手当が必要だが、それを誰が用意するのだろうか。弁護士会に弁護士の教育を期待できるとすれば、せいぜい弁護士倫理くらいしかない。(医師会に医師の教育ができないのと同じである) 医師会に医師の教育ができると考える人は無い。医師の教育は、研修医として、実務に出て指導医について、初めてそれが行える。それと同じように、弁護士会にも弁護士の教育などできない。司法研修所で教育を受け、法律事務所に勤務して先輩弁護士について習うことで、初めて教育が可能となる。弁護士会に教育機能を期待する中間的とりまとめは、現実無視の空論である。</p>
1,004	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制の復活を求めます。</p> <p>(理由) 修習で貸与することにより200～300万円の借金を負い、ロースクール等でも数百万円の借金を負います。貸与により、合計500万円以上の借金を負う修習生も少なくないと思います。低所得の相談者、依頼者には、破産等債務整理の相談者は少なくないです。自分より借金の総額が低く、時給も変わらない相談者が来た時に、弁護士になるために強制的に借金を背負った弁護士が、破産に協力できるのでしょうか。少なくとも共感、同情は困難となると考えざるをえないのではないのでしょうか。</p>
1,005	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対する経済的支援として、貸与制ではなく、給費制を求めます。</p> <p>(理由) ①司法試験は、公務員試験と同様に、最終的に国が合格を決定するものです。また、研修中であつたとしても、給料を支払わないということは、常識的に考えて、あってはならないことです。研修中なのですから、公務員の初任給程度で良いと思います。むしろ、国がサポートをしないで、修習生を放置してしまうと、社会的コストが増大すると考えます。ムダ使いを防ぐためにも、初任給程度であれば、慎ましい生活にも資すると考えられます。</p> <p>②経済的な債務やリスクを抱えないことで、修習生が熱意を持って、自主的・積極的に学習会・集会・会議・海外へのフィールド・ワークなどの活動ができるようになると考えます。コストを抑えることが、法律家のポテンシャルをつぶすことになってはいけません。修習生も、社会で支えるべきです。</p>
1,006	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的とりまとめに賛成である)。</p> <p>(理由) 国民に身近にアクセスできる司法制度を目指して、一連の司法制度改革が行われてきたと思うが、1人の国民の視点からみると、まだまだ弁護士をはじめとする法曹が身近にいるようには感じられない。医師にかかるのとは異なり、弁護士や裁判など物騒なこととは無縁のまま一生を終える人がほとんどではないだろうか。ただ、ここで疑問に思うことが、法律とはそんなに縁遠いものなのだろうかということである。スーパーで食料品を買うにしても、実は法律行為を行っているが、意識されていないだけのことである。しかし、現状では、交通事故や詐欺被害などんでもない大事が起こってから、弁護士に依頼する。私の理想とする司法のイメージは、「ちょっとそこまで、今度家を買う相談をしてくるわ～」といって、契約書をもって法律事務所へ訪れるぐらい身近に法曹がいることだ。ご近所のゴミ出しトラブルでも相談にいけるような敷居の低い</p>

		<p>法律相談所があってもいいと思う。そう考えると、現時点では、法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりには、いまだ限定的といわざるをえない状況にある。活動領域の拡大については、今後積極的に取り組んでいくべきという中間的とりまとめに賛成である。方策については、中間的とりまとめは、やや具体性に欠ける部分があるが、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策を検討し、拡大に向けて体制を整備するという方向性に賛成である。企業に法曹有資格者を常勤させることを法で義務づけせずとも、採用者数が急増しているということであるから、今後も積極的に取り組んでいくことが必要である。また、教育・福祉の分野においては、学校などにスクールカウンセラーのように派遣するという方法も考えられると思う。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要があると思います(中間的取りまとめに賛成である)。(理由)前述のように、国民と司法制度の距離はまだまだ遠く、もっと身近に利用できるには法曹人口を増加させる必要があると考える。</p> <p>(2)(意見)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。(理由)現時点では、残念ながら、法曹有資格者の供給がその需要を上回っている印象をうける。法曹有資格者の活動領域を政策として広げ、その基盤ができてから、法曹需要についての実証的データに基づいて合格者数を検討すべきである。具体的な数値目標を掲げる必要性は見いだせない。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。具体的には、法科大学院の統廃合が適切だと考えます。</p> <p>(理由)私は、法科大学院を修了したものの、新司法試験には合格できず、現在法律事務所の職員として働いている。その立場から意見を述べたいと思う。私は法科大学院が設立される以前のいわゆる旧司法試験も受験経験があるが、旧司法試験と比較すると、法科大学院における法曹教育には多いに意義があると思う。実務教員から学んだ起案の方法などは、現在でもその知識が役立っている。これは、机の上で基本書を読み、過去問を解いているだけでは、わからない経験である。法曹の質の向上という意味においても、原則として、法科大学院を修了したものに受験資格を与えるということには賛成である。ただ、問題は、法科大学院において、法律の基礎素養が身につける教育をうけられるかということである。私が在籍した</p>
第3 2	法科大学院について	<p>法科大学院では、教員の教え方に非常にばらつきがあった。新たな試みのため、教員の方も手探り状態だったと思われるが、学部での法律講義の延長上にあったものが大半であった。当時は、教員の専門分野が分かれており、例えば、民法の中の総論、物権等科目ごとに教員が代わるので、体系的に民法全体をつながりとして理解するには時間がかかった。本来であるならば、法科大学院の教育をうければ、司法試験に7、8割の確率で合格するはずであるのだが、実際に、そこまでの法律的素養が身に付く教育が受けられるのかといえかなり疑問である。そこで、修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが必要であり、そのレベルの教育を行うことのできない法科大学院は統廃合すべきである。</p>

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては、大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。、司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること、があげられると考えます。 (理由)旧司法試験時代において、法曹のイメージは、最難関な試験に突破したという尊敬や名誉、一生お金に困らない社会的地位を得られるというものであったと思う。しかし、法科大学院制度になってからの法曹のイメージは、中間的とりまとめに指摘してあるとおり、「お金をかけて、時間をかけて、苦勞して試験に合格しても、食べていけない」という全く割にあわない職業である。経験的に、法律を学ぼうとする者は、合理的な判断をする者が多いように思う。リスクを背負って法科大学院に入学するよりは、安定的な企業に就職する方がより現実的で合理的だ。現在、企業に就職している人であれば、なおさら、今の職をやめてまで法科大学院には入学しないであろう。</p> <p>イ。(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 (理由)法曹志願者自体を増加させるには、魅力的な職業でなければならない。まず、リスクに見合うリターンがあることが前提である。そのためには、司法修習終了後の就職の確保が最優先であると考え。もちろん、就職先がなければ、自分で開業したり、自分で新たな領域を見つければいい話である。しかし、現実的には、そんなにバイタリティあふれる人は少ないし、個人に任せるのは限界がある。就職先が確保できる数まで、法曹人口の数を減らせば手っ取り早く解決できるのであるが、それでは、国民の身近にある司法制度という元々の指針が達成できない。やはり、国として何かの制度的措置として、法曹の一定程度の需要の確保が必要であると思う。その上で、需要と供給のバランスをとりながら司法試験の合格者数を決定することが妥当だと思う。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>ア。(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援について、現在、充実していると思いますので、維持するべきだと思います(中間的とりまとめに賛成である)。 (理由)法曹志望者増加という観点からは、給費制にすれば志願者は増加すると思うが、そこまですると、ほかの制度とのバランスがとれないと思う。あくまでも、法科大学院は大学院の域をでないのであるし、私学の法科大学院は奨学金制度・学費免除の制度をとっているが大学院もある。この点からも現在の奨学金制度で充分だと思う。</p> <p>イ。(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的とりまとめに反対である)。 (理由)法科大学院生と異なり、司法修習生は司法試験に合格し、法曹になる資格が既に与えられているのである。司法修習は修習専念義務があり、しかも、時間が拘束されるのであるから、その間に働くことも現実的には不可能である。いわば、選択の自由が与えられていない。にもかかわらず、貸与制にとどまるのは、経済的リスクが大きいのではないだろうか。平たくいいすぎるが、試験に合格したご褒美として、修習期間中くらいは給費制にしてあげてほしい。</p>

第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見) 受験回数の制限については、撤廃するべきであると思います。</p> <p>(理由) この点については、私は、回数制限により新司法試験に失敗したという経験があるため、多少客観的視点に立てないという前置きをして理由を述べる。確かに、3回の受験回数を設ける、いわゆる3振アウト制は、20代～30代の若者を早く法曹の道から強制的に諦めさせるという点で有用である。早めに方向転換できるための親心制度というべきものであろうか。しかし、制度として、親心はいらない、余計なお世話、それは個人が決めるべきことなのではないかというのが正直な感想である。法曹教育が新鮮なうちに法曹になる方が望ましいというのも納得がいくが、それが、法曹の質の向上につながるとはいいいきれない。例えば、法曹にならなくても、法科大学院で得た法律的な素養を生かし、企業に就職し経験を積んだあとに、法曹の資格をとれば、法曹の多様性につながるのではないだろうか。受験回数制限をすることで、多様性への道を狭めているように思う。回数制限を設けるとしても、例えば、法科大学院を修了し、実務経験を3年以上積んだ場合には、もう一度限定的に受験資格を与える等の措置も考えられると思う。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見) 現状の司法試験の科目数について、現状の制度を維持するべきだと思います。</p> <p>(理由) 公法科目特に行政法などは実務上頻繁に使わないとしても、最小限の知識は必要だと考える。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>(意見) 予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。</p> <p>(理由) 法科大学院で充実した教育を受けられ、それが、法曹の質の向上に役立つということを前提にすると、法科大学院を修了した者に原則的に司法試験の受験資格を与えることが論理一貫している。しかし、経済的な負担がある法科大学院を修了しなければ受験資格が与えられないとするのは、富裕層のみ優遇されるといわれても仕方がない。医師とは異なり、特殊な技術が特に必要なわけでもなく、現に、旧司法試験制度で可能だったように必要な知識さえ身につければ国民に法的サービスを提供できるのが法曹である。とすれば、知識レベルや素養がある一定レベルに達していれば受験資格を与えるという予備試験制度は評価するべきだと考える。お金がなくても頑張れば一発逆転というイメージの旧司法試験と同じだが、そういう制度があっても面白くてドラマチックでいいと思う。運用次第で、法科大学院の意味がなくなるというのは、防止できると思う。</p>
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見) 司法修習の内容については、現状の制度を維持しつつ、さらなる充実を図るべきだと思います。</p> <p>(理由) 法科大学院である程度法曹教育を受けているということを前提にすれば、現状制度のように法科大学院との役割分担を行っていければよい。期間が短くなったことから修習期間は、給費制を検討すべきである。</p>
第3 5	継続教育について	<p>(意見) 法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。</p> <p>(理由) 法科大学院においては、各法分野の専門家、研究者がいるのであるから、実務を行う法曹とも連携して、研修などの役割を担うことが、効率的にも適切だと考える。</p>

			最後に	<p>(意見)以上のおおりのとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。</p> <p>(理由)法科大学院が設置され、新たな司法制度が運用されはじめたものの、思ったよりも法曹のニーズは伸びず、就職難、一見すると、法科大学院制度は失敗したかのように見える。しかし、国民がアクセスしやすく、身近に法律家がいるのか？と問われると、答えは否だ。今までのように、裁判に巻き込まれた場合にだけ、弁護士に相談するという限定されたニーズだけをとりえれば、法曹は今までの数で充分である。しかし、それでは、今までと同じ、法曹と国民との距離は縮まらない。例えば、お年寄りが、「なんだか怪しい」と思い、誰かに相談したくても、家族は自分のことで手がいっぱい、無料相談も予約がいっぱいで、時間がかかる。弁護士に相談したいが、お金もかかるし、そこまでのするほどでもない。誰にも相談できない間に、悪質な業者は言葉巧みに誘い、契約をかわしてしまうのが現実だ。そんなとき、すぐ相談できる場所があれば、詐欺被害を未然に防げるかもしれない。私はもっと身近に相談できる場があってもいいと思う。</p> <p>おそらく、法曹の数が増えれば、法律事務所も増える、自然と身近になるのではないか、という憶測があったと思う。しかし、個人では限界がある。司法修習を終えた直後、右も左もわからない状態で事務所を開こうとする者は少数であろう。就職できないなら起業しろと、20才～30才層にいうのは酷である。また、個人で生計をたてていくためには、それなりに顧客から報酬をもらわなければやっていけない。そうすると、法律相談30分5000円はもらわないと経営上厳しくなるというのはうなずける話である。ただし、それでは、お金のない者は相談にいきにくい。やはり、数を増やすだけでは、国民の司法に対するニーズを十分に満たすことは難しいのではないか。そこで、国の制度として何らかの方策をたて、法曹の活動領域を広げることが重要であると考え。例えば、市が法曹を常勤させ、学校区ごとに法律相談所を設立し、そこに派遣するなど、法曹の自助努力に任せるのではなく、抜本的な見直しが必要なのではないだろうか。もちろん、中間的取りまとめは、体制整備の必要性を指摘しているのであり、その点では評価できる。また、法科大学院に一定の意義を認め、維持するという方向性にも賛成する。就職難だから法曹が余っていると錯覚し、以前の制度に戻すということだけはしないほしい。中間的取りまとめでも指摘されているが、社会がより多様化複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくであろう。ただ、その多様化に対する対策がしっかりと検討されていないように思える。法曹人口という数の増減で調整するという方策で終わらせるのではなく、どうすればより国民が利用できるかという視点から制度を組み立て、方策を考えてほしいと願う。</p>
1,007	5/9	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政府の法制養成制度検討会議が今般公表した「法制養成制度検討会議・中間的取りまとめ」(以下、「中間的取りまとめ」という。)が「法曹有資格者の新たな分野への活動も広がりつつあるものの、いまだ限定的」と法曹有資格者の新たな分野への活動分野の広がりが限定的であることを認めたことは評価できる。 2. 潜在的な法曹有資格者の需要を掘り起こすことは、法の支配を社会の隅々にいきわたらせるという意味でも、現に供給過剰となっている法曹有資格者の働く場を確保する意味でも重要であり、「中間的とりまとめ」が、法務省を始め関係機関・団体が連携して弁護士を始めとする法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための取り組みが必要であるとし、そのための体制整備の必要性を指摘していることは当然である。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 中間的取りまとめが「司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものと言わざるを得ない。」として、事実上撤回していることは高く評価できる。21世紀に起こる日本の社会の進歩及び成熟の過程で法曹需要はその時々社会情勢において必然的に増減すると考えられる。したがって、法曹需要についての実証的データを検証したうえで法曹有資格者の供給数は決められるべきであり、観念的な数値目標が定められるべきものではない。また、現時点では、法曹有資格者の供給が、その需要を上回っていることは明らかであり、需給の均衡を図る必要があるものであって、司法試験合格者は段階的に年間1000人程度とするべきものである。なお、中間的取りまとめが「将来、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることもあり得る」かのごとく記載している部分には賛同し得ない。前期のとおり、法曹需要はその時々社会情勢において必然的に増減すると考えられる。したがって、法曹需要についての実証的データを検証したうえで法曹有資格者の供給数は決められるべきであり、「中間的とりまとめ」が有している現状認識を前提とすれば、将来の観念的な数値目標が定められるべき状況ではない。</p> <p>2. 現状では、法曹有資格者の職域拡大は限定的なものにとどまり、裁判官及び検察官の数はほとんど増えず、既存の法律事務所で採用することのできる新人弁護士に限りがあるため、法曹有資格者の就職難が生じている。中間的取りまとめが指摘するとおり「司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加しており、法律事務所への就職が困難」な状態となっており、修習終了後に法律事務所に勤務することなく、弁護士登録と同時に即時独立して開業する弁護士、及び、事務所に机を置かせてもらうが固定給のない弁護士の数は年々急増している。新人弁護士の就職難により、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足から実務経験・能力が不足した弁護士が社会に対する供給されかねない。</p> <p>法の支配のもとで市民が安心して生活を営むことができる社会を維持ないし発展させるためには、弁護士になろうとする者、新たに弁護士となった者が基礎的な能力を十分に養成できる状況を取り戻すことが急務であって、今後の法曹人口の在り方については、こうした観点からの検討も重要である。3. 中間的取りまとめは、裁判官や検察官の採用が減少傾向に転じていること、司法予算の減少の問題といった裁判所改革等の視点が欠落している。裁判官及び検察官の人員の伸びが弁護士人口の伸びに比較し極端に少なく、裁判所・検察庁といった司法の基盤整備がなおざりにされたまま放置されていることは、憂慮される事態である。今後の法曹人口増への取組について、在野法曹である弁護士の活動領域しか論じていないのは問題である。法曹人口問題対策には、全国各地における裁判所及び検察庁の人的充実が司法過疎対策の観点からも重要であり、欠かせない政策である。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>中間的取りまとめが、法科大学院を法曹専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院終了を司法試験の受験資格とする制度を維持するべきであるとしていること、及び、法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しが必要であるとしていることは、評価できる。特に、法科大学院の定数削減は急務である。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>司法試験合格の不確実性、司法修習終了後の就職難と法科大学院における時間的・経済的負担といった要因で、法曹志願者の絶対数並びに非法学部出身者・社会人の割合が減少しているとの中間的取りまとめの分析は、推論ではあるものの、的を射た指摘である。法曹志願者の減少は、法曹の質の維持を困難にするものであり、早急に対処されなければならない課題である。</p>

第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	中間的取りまとめは、法科大学院生につき、「通常の大学院生と比較しても相当充実した支援がされている」と述べているが、司法試験の受験資格を得るのに必須の法科大学院の過程を終えることにさえ、多額の授業料負担を余義なくされるのでは、経済的余力のある富裕層に属する過程に育った者しか、法曹を志さなくなる懸念がある。したがって、法科大学院生の学費等の負担が軽減されるよう公的な経済支援が一層なされるべきである。また、中間的取りまとめは、司法修習生に対する給費制の復活に消極的であり、貸与制を維持するべきであった。しかし、司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任であり、法科大学院への進学により既に経済的負担をかかえている司法修習生に対する経済的支援が貸与制にとどまるのでは、法曹をめざすことの経済的リスクの大きさのゆえに、有為な若者が法曹になることを断念することにつながりかねない。修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障するため、給費制の復活が必要である。
第3 2	法科大学院について	法科大学院については、形式的な設置要件を満たしただけで認可されており、発足当初から、大学院数、総定員数ともに過剰であり、入学者の質、教員の指導体制がともなっていない。プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関という看板にもかかわらず、その実質を備えていないのである。法科大学院については、適正規模における法曹養成教育の質を確保する必要性があり、学生定員・入学者総数の大幅な削減と、司法試験合格率が低い法科大学院を中心とした地域適正配置を考慮した統廃合を、直ちに実行するべきである。この点、中間的取りまとめも、法科大学院の統廃合や定数削減について言及するものの、切迫感に乏しい。法科大学院の統廃合や定数削減については、法令の制定による断固とした措置が必要である。
第3 3 (1)	受験回数制限	中間的取りまとめは、受験回数制限制度を存続させることを前提として一定程度制限を緩和することについて更に検討するとしている。現行の5年間で3回受験できるとの制度は、あまりに厳しいものであり、不合格のリスクを過度に恐れて法曹への途を断念したり、法科大学院での教育を終えながら受験を手控えたりする者が出る弊害を生じる懸念があるため、撤廃又は緩和の方向で早急に見直されるべきである。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	司法試験の科目として、現代社会において特に必要とされる消費者法を民法の一分野として出題範囲に加えるべきである。また、法曹倫理を試験科目とするべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	中間的取りまとめは、「予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの收拾を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるか検討する必要がある。」とする。予備試験制度は、法科大学院に行く経済的・時間的ゆとりのない社会人のための例外的措置として認められたものであり、今後とも維持されるべき制度である。その見直しの必要性及び見直しの方向性については、中間的取りまとめが指摘するとおり、制度の実施後間がないことから、今後の推移を見守ったうえで決するべきである。その際、2008年(平成20年)3月25日の閣議決定において「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について」「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を終了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」としていることについて、十分留意するべきである。

		第4	司法修習について	法科大学院教育から司法修習への円滑な移行と効果的な修習を実現するためには、修習生を集めて統一的、組織的な実務導入研修を実施することについて検討するべきである。
		第5	継続教育について	継続教育の必要性があること、及び、法科大学院が法曹への継続的教育機関としての役割を果たすことが期待されるという中間的取りまとめの指摘は適切である。
1,008	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給費制を再開して下さい。 (理由)夢を持って努力すればめざす法律家になれる世の中を!! 貧しい為に法律家になる夢をあきらめる優秀な人材をなくすように!! 市民のため、貧しく弱い人を救済出来る志を持った若者を法律家に!! 借金をたくさん背負って生活の為の仕事を選ばざるを得ない(人材低下)法律家にならぬよう。
1,009	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制には反対。給費制にすべきである。 (理由)貸与制の下では、経済的事情により法曹への道を断念する者が生じることは不可避である。貸与制を止め、給費制とすることで、はじめて法曹断念者の発生を阻止できる。
1,010	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすべきだと思います。 (理由)市民は利益を追求する弁護士ではなく、親身に寄り添ってくれる弁護士を求めています。法曹になるまでに多額の債務を抱えてしまう現状下、利益の出ない仕事を積極的にするのは困難だと思います。
1,011	5/9	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生・ロースクールの貸与制から給与制への改善について。 (理由)市民集会で司法修習生・ロースクール生が直面している経済的な問題に対して改善の余地があると思ひ、意見を提出しました。未来の法曹界の人材育成のために、そして優秀な人材を確保するために司法修習生・ロースクール生への長期的投資の一環として制度を国が見直すべきだと思います。
1,012	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) なぜ貸与制でなければならないのか。 (意見の理由) 現場に出ていく前に、最も大切といえる研修の場である司法修習生の期間において、なぜ自己負担をさせなくてはならないのか疑問に思ったから。法曹関係者は、将来的には国民の公益のために骨身を削る者であり、優秀な者を育成することが求められていると考える。金銭面に余裕のある者だけが法曹関係者となるよりも、能力を持った全ての人が法曹関係者になれた方がよいと思う。

1,013	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 給費制は必要 (理由) 司法修習において、貸与制ゆえに夢を諦めてしまう人が多くいるという現状に非常におどろきました。私は、教員を目指していますが、この現状は初任者研修の期間に給与が払われないということになり、納得がいきません。市民の役に立ちたいという目標を掲げて目指す人も多い中で、返済のために長い期間働かなければならないというのを、本来の目標を達成できず、無力感を覚えてしまうのではないかと思います。
1,014	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容) 法曹を目指す人の経済的支援のために司法修習生への給付制を再開すべきであると思います。 (意見の理由) 法曹を目指す人は様々な面で経済的負担が大きいと思います。特に司法修習生は1年間もの間お金を借りなければ、ほぼ収入がない状態になってしまい、多額の借金をすることになる。このような経済的負担から法曹になる立派な夢をあきらめてしまう人も多い。これでは法曹に有望な人材が行くことが少なくなってしまう。このままでは法曹界の質の低下が起こってしまうのではないかと思います。
1,015	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容) 現在の司法修習生における「貸与制」を、従来の「給費制」に戻して欲しいです。 (意見の理由) 法曹を目指しながらも、経済的事情が理由で、夢を諦めざるをえなくなった人はとても多いです。自分は中学の頃から教師になりたいという夢をもっていますが、もし教員になるための制度が、貸与制の修習や大学院卒業が強制になれば、自分も諦めるしかなくなると思います。親に迷惑はかけたくないし、将来は不安なうえに、就いたと思えば借金まみれでは不平等です。自分と同じように夢を追い続けている人を、金銭面からそれを断念させるようなことはあってはいけないと思います。
1,016	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容) 司法修習生に対する貸与制の見直しを求めます。また、修習の際の必要最低限の費用(住居手当や引越費用など)に対する支援を考えていくべきだと思います。 (意見の理由) 司法修習生が貸与制の導入によって経済的に困難な状況であることは明らかだと思います。高い志を持って、市民を守る法律家になろうとする人たちが、次々とそれを諦めることになっているのは由々しき事態だと感じます。修習を受けるにしても必要な費用は少なからずあり、それらをすべて当人負担にすることにも疑問を感じます。是非とも、これからの司法社会を守るためにも、現制度の見直しをお願い致します。

1,017	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容) 司法修習生を貸与制から給与制に戻すべきだと考える。</p> <p>(意見の理由) 司法修習生が貸与制になったことで、経済的理由で法曹になるのをあきらめる人が多くいる。これは憲法の中でいわれている平等権に反していると考えます。司法修習生は学ばなければいけないのに加えて、経済的なストレスも増大してしまうことも考えられる。以上の理由から、司法修習生を給与制に戻すべきだと考える。</p>
1,018	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容) 修習生として貸与制の下で学んだが、経済的に苦しく、給付制に変えるべき。</p> <p>(意見の理由) ・借金が750万円にものぼっている ・返済が苦しい ・就活も非常に大変だった(秋田⇄東京で月3~4万はかかってしまう)</p>
1,019	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容) 「貸与制」から「給費制」に変えていただきたい。</p> <p>(意見の理由) 経済的な理由だけで自己実現を果たせない人が増えている事態がおかしいと考えるためです。将来の法律家を目指す子どもたちや、次世代の人々があきらめざるをえない状況をどうにか変えて欲しいと考えています。</p>
1,020	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容) 司法修習の「貸与制」を「給与制」に戻して欲しいです。</p> <p>(意見の理由) 法曹を目指している熱意ある人たちが、経済的理由によって諦めなければならないのはとても残念なことです。また、修習に専念し公務員と同程度の拘束時間でありながら、無給であり、お金が足りなくてもアルバイトは禁止と言うのは大変厳しいものです。市民を守る法曹を育てる環境を良くしてください。</p>
1,021	5/9	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見の内容) 給費制を復活すべき。</p> <p>(意見の理由) 経済的な余裕がないと法律家になれないとは憲法の法の下での平等に反する！一部の富裕層の子しか法律家になれなければ、誰が、弱者や貧困者の権利を守るのか！元来、司法試験は、あらゆる国家試験の中で最も平等な試験と言われてました。本来の姿を復活させるべきである。</p>

	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見内容) 現在の司法試験受験者及び法科大学院志望者の激減に対する処方として、法曹有資格者の活動領域を拡大するという方は適切ではない。</p> <p>(理由) 法曹有資格者とは、司法試験合格者を指し、必ずしも弁護士資格を取得している者に限定されない(法曹の養成に関するフォーラムの論点整理)。すなわち、任官、任検せず、また弁護士登録をしない司法試験合格者というものの存在を認めることは、法曹を法廷弁護士と法廷外弁護士に区分するようなものであり、そのような存在を我が国で認める実益があるのか非常に疑問である。我が国においてはこれまで争訟性のある事案の処理を行う専門家として法曹が認知、認識されており、そのような争訟性のある事案の処理の経験のない法曹有資格者を必要とする必要があるのか大きな疑問である。むしろ、率直に、司法試験に合格し、かつ、二回試験に合格しながら、任官、任検せず、また弁護士登録をしないすくなくからずの法曹有資格者が出てこざるをえない原因等に目をむけるべきと考える。そのことが、現在の司法試験受験者の激減、法科大学院志望者の激減に対する処方となるものである。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見内容) 当面の間、年間1,000人以下に引き下げる数値目標を設定し、実際に必要な法曹人口を適宜検証しながら、より適正な人数まで引き下げることを目指すべきである。</p> <p>(理由) 栃木県弁護士会においては、既に、2009年(平成21年)5月30日、「適正な弁護士人口に関する決議」を採択し、その中で、司法試験合格者を年間1,000人程度まで減少させるべきであると提言している。その後の弁護士人口の激減は、2009年当事に危惧していたことが現実となったものである。そもそも、平成14年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画において、平成22年ころには司法試験の合格者を年間3,000人程度とすることを目指すとされたが、その根拠も明確でなく、目標自体が誤りであったことは既に明白となっている。中間的とりまとめにおいては、「現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。」としているが、その認識自体は正しい。しかし、「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標を設けないものとするのが相当である。」としているが、二回試験を合格しても弁護士登録しない、あるいは出来ない人数が増えている現状からは、むしろ、当面は年間1,000人以下に引き下げる数値目標を設定し、実際に必要な法曹人口を適宜検証しながら、より適正な人数まで引き下げることを目指すべきである。</p>
第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見内容) 即時に司法修習生の給費制を復活し、不利益を被った新司法65期の司法修習修了者にたいしても遡及的に支給すべきである。</p> <p>〔理由〕 司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制に移行することにより、司法修習生には相当程度の負担となっている。抑も、司法は社会の正義を実現し国民の権利擁護のための最終セイフティ・ネットである。その担当者である法曹の養成は国民の要請でもあり、国家として適切な制度を構築することは国家の責務である。即時、給費制を復活し、しかも遡って、新司法65期の司法修習修了者から支給すべきである。</p>

		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見内容) 受験回数制限は、直ちに撤廃すべきである。また、法科大学院卒業が、司法試験の受験資格をされていること、の理由についても徹底的に検証すべきである。</p> <p>(理由) 法科大学院制度が創設される以前から、法科大学院教育は実務と乖離しており、授業料が高額であることから法曹への途を閉ざすことになる、との批判がなされてきた。その後の推移は、まさにその批判が的中したものである。法科大学院制度が存続するとしても、その教育効果は低減していくとの理由から受験回数を制限することには何らかの実証的な検証もなされておらず、受験回数制限は直ちに撤廃すべきである。また、法科大学院卒業が、司法試験の受験資格とされていること、の理由についても徹底的に検証すべきである。法科大学院制度の創設にあたっては、多様な人材を法曹に確保することがあげられたが、現状を見ると、その教育期間の長期化も相まって、経済的余裕のある人材しか法曹を目指すことが困難になり、法曹希望者が激減していると言わざるを得ない。旧制度の方がむしろ多様な人材を確保していたものである。</p>
1,023	5/9	第1	法曹資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 個別領域についての「法曹資格者の活動領域拡大」の指摘は正当であるが、その対象の関係諸機関が明確になっていない。「法務省を始め関係諸機関」は、具体的な官庁「経産省」「総務省」「厚労省」などの官庁に指摘し、財政的な措置については「財務省」に対して指摘すべきである。経済団体についても経団連・同友会・日商を具体的に指摘して、目標を掲げるべきである。今後についても、「体制の整備について検討する必要がある」ではなく、「体制整備に着手すべきである」。</p> <p>(理由) 「法曹資格者の活動領域の拡大」は優先的課題であり、具体性をもたなければ、絵に書いた餅になる。対象を明らかにし、その具体的措置も明確にすべきである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 「第2、今後の法曹人口の在り方」は、妥当である。 但し、第1段については、第2段、第3段を踏まえて、第1段の「必要性」も再検討されるべきである。第1段は、「法曹人口」は現状でもぞうかしていくのであり、必要性を強調する必要はないと思われる。</p> <p>(理由)「検討結果」からみると、第2段、第3段を踏まえて、第1段が検討されている。ところが「結論」は、逆になっている。「今後の法曹人口の在り方」はあくまで現状を踏まえて議論されるべきである。現状でも法曹人口は増加していくのである。それゆえ、第1段については、第2段、第3段を踏まえて、第1段の「必要性」も再検討されるべきである。</p>
		第3 1	法曹養成制度の在り方	(1)プロセスとしての法曹養成(2)法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保については妥当である。

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成過程における経済的支援</p>	<p>(意見) 第1段「法科大学院生に対する経済的支援」法科大学院は法曹養成制度の根幹をなすべき存在であり、法科大学院生はよりよき法曹を生み出すためにも、文科省所定の他の大学院生に比しても手厚い経済的援助措置がなされるべきである。なお、法科大学院は、法曹養成制度からみて法務省の管轄とされるべきである。 第2段「司法修習生の経済的支援」司法修習生の経済的貧困については、十分に資料が提出されていると思われるので、多言をしないが、経済的事情によって法曹への道を断念することがないように、具体的道筋が明確にされていない。現状では「必要となる措置を更に検討する必要がある」とされて、「理由」で「本検討会議において更に検討する必要がある」とされている。本検討会では、貸与制にこだわることなく、給費制も視野にいれ、具体的な行程が検討されるべきである。 (理由) 法科大学院が法曹養成制度の根幹であり、よりよき法曹を生み出すためにも、法科大学院生は文科省所定の他の大学院生とは別の存在である。それゆえ手厚い経済的援助措置がなされるべきである。法曹養成制度について、給費制が貸与制に変更されたが、あくまで財政的な問題に尽きる。法曹人口が年間3,000人程度を目指すという数値目標を前提としていたのであり、これについて現状数値目標を設けないことになったのであるから、経済的支援についても貸与制を前提とせず、給費制も視野にいれた具体的な行程が検討されるべきである。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見) この点についての法科大学院の問題点の指摘は妥当である。また、課題を抱える法科大学院の組織的見直しも必要である。しかし、法科大学院の現状を見ると、自主的な見直しは困難であると思われ、改善の見込みのない法科大学院について、即時「新たな法的措置を設ける」べきである。ただ、その場合、大都市の大規模法科大学院大幅定員削減と、法科大学院生が法曹の道に入れるために、地域適正配置そして夜間開講などの特殊性は十分に考慮すべきである。 (理由) これまで法科大学院に対しては、様々な試みがなされてきたが、志望者の減少そのみならず法学部の志望者も減少している。法学部全体の危機である。法科大学院・法学部の現状を見ると、自主的な見直しは困難であると思われる。改善の見込みのない法科大学院について、即時「新たな法的措置を設ける」べきである。ただ、その場合、大都市の大規模法科大学院の大幅定員削減と、法科大学院生が法曹の道に入れるために、地域適正配置そして夜間開講などの特殊性は十分に考慮すべきである。</p>
<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>(意見) 法学未修者にとって、2年間で法学修了は酷である。重点的にマスターできる教授方法を試行すべきである。 (理由) 多様な人材が法曹になるためには、法学未修者の入学が必須である。現に新64期には、第一期生として、多様な人材がそろっていた。これらの未修者が、年間で法学修了は酷である。重点的にマスターできる教授方法を試行すべきである。</p>

第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限は合理性がある。ただ、未修者を中心に現状の5年3回については心理的に相当のプレッシャーになる。そこで、当面5年5回まで制限緩和をすべきである。 〔理由〕 上記のとおり。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準、合格者決定	(意見) 負担軽減を考慮することはいいが、基本科目(憲法・民法・商法・会社法・刑法・刑訴法など)について、理解ができるということがわかるようにしてほしい。 (理由) 法曹の質について、は基本科目を重視すべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 予備試験の受験資格については、現役の法科大学院生の受験を制限すべきである。 (理由) 予備試験は、法科大学院を経由せずに法曹への道を開くもので、少なくとも現役の法科大学院生の受験を制限すべきである。
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見) 内容は当然である。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習の現状は、法曹教育として不十分であり、充実のために、司法研修所の容量や、修習期間(1年)や前期修習の復活も含め、また選択型実務修習のありかたを再検討すべきである。 (理由) 法修習の現状は、法曹教育として不十分であることは、法曹の質が表している。その期間が短いこと、最初から実務修習に入ることから、十分な修習ができない状況にある。法曹養成の人数が限定されるとすれば、司法研修所の容量、将来前期修習の復活や期間の延長も含めて再検討されるべきである。また、選択型実務修習は、実務庁(裁判所・検察庁・弁護士会)の過度な負担をもたらしており、また、司法修習生からもそれほど評価が高いとはいえない。というのも時期が2回試験前であって、修習生にはそれどころではないというところである。司法修習を全体として再検討をすべきである。
第3 5	継続教育について	(意見) 継続教育について取り上げたことについては高く評価する。法科大学院の必要協力も必要不可欠である。そのため国家的な財政援助をすべきである。 (理由) 継続教育について取り上げたことについては高く評価する。しかし、法曹三者の取り組みを進めるとしても、法科大学院の協力は当然としても、国家予算の措置が必要不可欠である。

1,077	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>・今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である) (理由) 今後もリーガルサービスの普及に努めていくべきだから。しかし、刑務所出所者等の社会復帰とはいっても、弁護士は公務員ではないから、費用対効果がなければ実践する弁護士はすくなくなってしまう。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1) ・増加させる必要はないと思います。(中間的とりまとめに反対である) (理由) 裁判官、検察官を増員すべき、裁判官、検察官となるにふさわしい優秀な人材が弁護士に流れており、もったいない。簡易裁判所判事や副検事の人数を減らしても実現すべきである。弁護士の増員は緩やかすべきだが、裁判官・検察官は増やすべき。 (2) ・裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である) (理由) 現在は、受験者数も減少しているので、合格者も減少させるのが自然な流れ。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>・維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います。(中間的とりまとめに賛成である)・具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の定員削減。法学未修者教育の充実(1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入、法律基本科目をより重点的に学べるシステムの改善) (理由) 修了者のうち7~8割が司法試験に合格するためには、大規模校の定員を削減すれば容易に達成できる。</p>
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア・大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること・司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きいこと・全体としての司法試験の合格率が低いこと・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること・司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 (理由)今の法曹界には明るい話題が少ない。 イ・法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。・司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。・司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。・法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 (理由) 司法修習生の生活状況と就職状況が好転すれば法曹志願者も増えると思う。具体的には給費制復活と合格者の減少。国は裁判官・検察官を増員すべき。国家公務員・地方公務員への道についても、任期付という理由でためらうひとが多い、終身雇用で安定できるなら志望する人がもっと増える。</p>

第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>ア・現在極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である)</p> <p>(理由)</p> <p>貸与増額といっても結局借金だから、三振した者や、実務家で多くの借金を背負ったものはその返済に苦労しているから。</p> <p>イ・司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である)</p> <p>(理由)</p> <p>貸与制が前提では、法曹への道を断念する人が出てくるのを止めることはできないから。給費制復活が世論の理解を得られないというのであれば、世論調査でもしてその根拠を示すべき。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>・撤廃するべきであると思います。</p> <p>(理由)</p> <p>この回数制限によって法曹にふさわしい人間が法曹になれなくなっている。3回受けてもあきらめるのか続けるかは最終的に本人の自己決定に委ねるべきである。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準、合格者決定	<p>・旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。</p> <p>(理由)科目が多く詰め込み教育になっている。審査委員が法科大学院で授業をおしえるのはやめるべき、法科大学院間で不公平が生じている。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>・制限的に実施すべきだと思います。</p> <p>(理由)</p> <p>予備試験を積極的に評価すればそれは結局のところ従来の旧試とかわらないものであり、法曹の多様性を実現することはできない。</p>
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>・前期修習を復活させるべきであると思います。・修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。</p> <p>(理由)</p> <p>貸与制を前提の上での修習期間の延長には反対。徒らに借金を増やして修習生を苦しめるだけである。給費制を復活させて、従前に近い形での修習に戻すべき、現在の修習では各分野について十分に修習を行うことができず、かつ、任官・任検のリクルートの側面が強すぎる。</p>
第3 5	継続教育について	<p>積極的に行うべきだと思います。</p> <p>(理由)</p> <p>法科大学院在学中は司法試験のことで頭が一杯になり、司法試験に関係ない科目については、意欲的に受講できない場合や、単位数などの都合で履修できない場合も多い。</p>
	その他	<p>下記のとおり意見があります。</p> <p>法科大学院においては、地方の法科大学院を残すべき、詳細は12Pに記載</p>

			最後に	<p>おおむね反対です。 (理由) 現在の法曹界には明るい話題が少ないです。法律家をどのようにして育成するかという問題は、日本が法治国家である以上、重要な問題である。霞ヶ関の一室の会議で決めるのではなく、広く国民の意見を聞き、現場の実務家の意見も十分に聞くべきである。国会の場でも十分に議論するなどしていただきたい。かつて長岡藩の藩士小林虎三郎は、百俵の米を売り、学校設立の費用とした。米百俵の精神という有名な逸話である。国の発展には人材育成は不可欠であり、そこへの投資を惜しんではならない。現在の財政難を理由に、貸与制や法科大学院への補助金を切ることは、やがて何十倍もの損失が生じるおそれがある。日本は資源の少ない法治国家であり、優秀な法律家はかけがえのない財産である。中間的取りまとめでは、目先の問題について解決しようとする姿勢はあるものの、法曹養成についての10年、20年、30年以上という長期的視点ができて来ない。長期的視点についても明らかにすべきである。それをせずして結論をだすことは、目先の問題の解決に終始し、根本的な解決にならない。</p>
5/10	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価		<p>(意見) 地方の法科大学院には公的な援助等を積極的に行い、地方の法科大学院の存続を図り、教育内容を充実させるべきである。 (理由) 都市部の法科大学院が残り地方には法科大学院がないということになると、地方の大学生や社会人が法律家になりたければ、都会に行きアパートを借り、授業料を払って法科大学院に通うということになる。すると、法科大学院の入学金や授業料だけでなく、アパート代等生活費がかかる。いくら奨学金が充実していたとしても、結局のところ借金として返済が必要になるならば、法曹になるまでに多額の借金を背負わねばならなくなる。そうすると、経済的によゆうがない地方在住の人や糧の事情により東京等で生活をする人ができない人は法曹になることができず、法曹の多様性の実現は困難となる。そこで、地方の学生都市部には行かなくても、自宅から通学できる人や都市部よりは安い家賃で生活できる点を活かし、学生の負担を極力下げるとい意味で地方の法科大学院を存続させるべきである。私の知り合いの中には、地方の法科大学院出身者で家事や子育てを理由に東京の法科大学院に通うことができず、地方の法科大学院に進学して、家事と育児を両立させて無事司法試験に合格し、実務家となった人がいる。現在、司法試験を作成する考査委員が都市部の法科大学院で講義をしていることが多いことや司法試験の合格率が大規模校の方が良いことも相俟って、地方の法科大学院の入学者が減少傾向にある。この現状を打破するためには、考査委員が講義をすることを廃止することや、地方の法科大学院が優秀な実務家教員を登用することを国が積極的に支援するなど、抜本的な改革や地方の法科大学院への更なる支援が必要であると考え。地方の法科大学院を減らすのではなく、地方の法科大学院に自らの人生を賭けて入学した学生の一人でも多くの者がその夢を叶えることができるようにするためには何ができるのかという視点が重要である。国にはより積極的な支援を求める。教育内容を充実させ、夢と希望をもって入学した学生の道が閉ざされることがないようにしていただきたい。</p>

1,078	5/10		<p>日本の法学教育が、国際的な潮流の中で立ち遅れ、「ガラパゴス的」状況にあることは否定できないと思いますが、この状況の打開は、法学部の在り方を徹底的に変えることから出発すべきです。法科大学院の成果はそのために活用できるでしょう。司法審当時とは日本社会の状況は大きく変化しており、国際的にも法曹への需要は減っています。アメリカのロー・スクールの危機を解明した高名なダマナハ教授の著書が指摘するとおりです。検討会議でも、法科大学院の求めたものがなぜ実現できないのかの根本の点が論じられていません。法科大学院を整理統合し、地方に若干の配慮をすれば、「プロセス教育」の理念は活かされ、司法制度審議会が拙速に設立を求めた法科大学院は厳しい批判を乗り越えられるとは、到底思われません。検討会議の前提には「フォーラム」があり、そのまた前提には、佐藤「司法審」元会長が主導され、千葉景子法務大臣(当時)に提出された「法曹養成制度改革に関する提言」(2010年2月24日)があり、ここで司法審の基本路線と「プロセス教育」の堅持が低減されています。フォーラムから検討会議は、この提言の延長あるとしか考えられません。現状の問題の起点である司法審を絶対化しては、問題の解決はできません。検討会議の方向では、まず法学部教育は衰退し、法科大学院の教育にあたるべき法学研究者は供給されなくなっていくでしょう。検討会議が、法曹人口増員の政策目標を、実現的な見通しを欠いたものとして撤回すべきとされたことは、この法曹人口の大量増員という政治的な目標と法科大学院設置とを接合させた、司法審の誤った設計を打破しようという趣旨だと、私は理解しました。法科大学院の提言から設置に至る過程はきわめて拙速でした。法科大学院をアメリカのロー・スクールをモデルとして創設するという目標がたてられますと、あとは一気呵成にそのための手続きを進めるという手法でした。国際的な潮流である人材の早期の養成は、法学部教育の改革とセットでなければ達成できないと思われますのに、検証もしないまま、法学部が存在しないという、皮相なアメリカの法学教育の理解を前提に、法学部教育との連携を一切切断した法科大学院ができました。アメリカの大学の学部段階に、法学部が存在しないのは、歴史的な経緯の故であり、決して「理論的」に検討された結果ではないのです。それにもかかわらず、司法審は法学部教育との連続を否定し、多様な人材を法曹に送り込むために「法学未修者」という概念を「創出」し、これを一定数入学させることを法科大学院設立・維持の必須要件としました。「法学未修者」が一年で法学部教育を受けた者と同水準になるという現実不可能な設計をしたのです。法学部卒の「未修者」がいるという事実の前に、これも事実上破綻しています。これだけの大改革が、施行期間もないまま施行され、法科大学院修了を司法試験の受験要件とすることが、「プロセス教育」の意味になってしまっています。大学は司法試験受験のための機関になり、そのための制度設計が専門職大学院です。認証評価によるクオリティ管理は、当然のことながら司法試験合格者数という明認されやすい指標で行われながら、司法試験受験のための教育はしてはならないと言うのが「プロセス教育」の意味になっています。法学部受験者が激減しているのは、法科大学院に入らなければ司法試験でさえ受験できないという、法学部に学ぶ意味の喪失であることは争えないと思います。法学部生、あるいは法科大学院生の意見の実状を調査されるべきです。このままでは、教員の、実務と理論の架橋のための必死の努力も活きません。認証評価を重視するというなら評価機関に、真に法的思考にとって必要な教育は何かを知る能力があるのか、まず評価機関の「評価」をすべきでしょう。アメリカには裁判所の監督のもとで、専門家を動員した制度改革のための制度があり、そのために稼働中のシステムをいったん停めるというstructural injunctionという手法があります。アメリカをモデルにし、司法改革の理念を求めのなら、これを採用して司法審の設計をはじめから見直すことを考えてみてはいかがでしょうか。なお、法学者がすべて法科大学院の拙速な設置に問題を感じていなかったのではないことを示す文書が、司法審当時、日本学術会議2部(当時は法学と政治学が一緒でした)から出されています。日本学術会議のウェブサイトにもアップされているのと、字数を超えることもあり、タイトルにとどめさせていただきます。</p>
-------	------	--	--

1,079	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由) お金持ちでも良い弁護士はいるが、300万円も借金が増える貸与制ではお金持ちしか弁護士になれず人材が偏ってしまう。普通の市民感覚を持つ人も弁護士になれる制度でなければ、市民目線で事件に取りくんでくれる弁護士がいなくなってしまう。お金のある人もない人も、志がある才能ある人達が弁護士になれるよう、貸与制ではなく給費制にすべきです。
1,080	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見) 司法(最高裁判所)のみならず、行政(法務省)予算も大幅に増大すべきである。 (意見の理由) 司法国家、法治国の在り方としては、在野法曹と呼ばれる弁護士の数を増やせばよいというものではないということは誰にでも分かることであり、国家的制度としての活動領域の在り方としては最高裁判所、法務省が協力して人的、経済的拡充を図るべきである。
1,081	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見の内容) 法治国家だからといって弁護士が多ければ良いというものではない。万事をアメリカナイズすることで事足りるものでもないと思う。日本には日本独自の在り方を見極めるべきである。 (意見の理由) 弁護士や司法制度を国民の利用に資するためには、裁判所、検察庁、その他関係職員の増大など釣合のとれた行政運用が大事である。
1,082	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見の内容) 修習費用は給費制とすべきであります。 (意見の理由) 法曹一元は昭和39年の臨時司法制度調査会意見書で将来の望ましい在り方として方向付けられたが、実現には至っていない。法曹養成は国家責務である。費用負担は国家の責務であろう。生まれた時期が悪かったのですまされる問題ではないと考える。
1,083	5/10	第3 2	法科大学院	(意見) できれば廃止すべきである (意見の理由) 修習給費制度の問題とも関連がある。さらに司法試験そのものとの関連がある。何故に法曹のみが法科大学院で学ばなければならないのか。「蛍雪の功」「蛍雪時代」の蛍雪とは何か、大学院は無料ではない。受験者が減少するのは、単一の理由ではなからうが、やはり金銭問題は避けては通れない。「第3の司法試験について」の受験回数無意味な制限と大学院制度は撤廃されるべきである。

1,084	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 私は、従来のように、給与制にすべきと考えます。</p> <p>(理由) 私は、かつて、小さい会社を経営していた兄の急死で、弁護士さんにお世話になったことがあります。兄は、4億円の負債を残しており、どうしていいのかわかりませんでした。裁判費用を出せる見通しはありませんでしたが、とにかく相談だけでもと思って出かけ、出会った弁護士さんは、私が裁判費用を負担する心配が殆ど無いシステムの説明も含めて、本当に親切に対応してくださいました。あの弁護士さんと出会わなければ、やけを起こして犯罪にはしってたかも知れません。こうした私の経験からも、我が国が平和的に豊かになっていくためには、法的秩序に守られていることを皆が熟知する必要があると考えます。司法制度に頼る人たちは、弱者が多いのです。自分の力ではどうすることもできないから、不慣れた法律に頼ろうというのです。裁判官はもちろんですが、弁護士も、そういう弱者に、正義と秩序に依拠した法的解決を導く極めて公的な存在だと考えます。そういうとても公的な職業に、国が税金を使って援助するのは当然のことと考えます。借金を抱えて司法界に入ったり、経済的理由で司法への道をあきらめるなんて、あってはならないことです。そんな事態が深刻化すると、高潔であるべき裁判官や弁護士が、お金のことを優先するようになってしまいかねません。そうすると、生活困窮者が犯罪に走ることも増えるでしょう。修習生時代の費用を国が負担するのは、一般社会が新人と研修するのと同じです。どうか、国で負担してやってください。日本の裁判員制度の弱点の一つに、時間がかかりすぎることがあげられていますが、もっと裁判官も弁護士も増やす必要があります。一部「質の低下」が言われていますが、そんなものは実践の中で淘汰されていきます。</p>
1,085	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	①国の施策で、法曹人口を増やしたのだから、国又は地方公共団体で、雇用を確保すべきである。②企業の法務部(一定数の法曹有資格者を従事させる法規がなければ、雇用の確保は難しい。)
		第2	今後の法曹人口の在り方	増やす必要はない。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールは廃止すべきである。
			その他	ロースクール修了生、高学歴ワーキングプアに陥っている。
1,086	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見の内容) 弁護士急増政策は司法制度改革の質的向上に役立っていない。養成制度見直しの一環として漸増政策へと転換すべきである。</p> <p>(意見の理由) 一般国民に信頼され、安心感を与えられるよう司法試験合格者を厳選するようシステムも変更すべきである。又実務を一定期間経験させるため、借免許制度の創設を検討することが望まれる。</p>

1,087	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見内容) 中間的とりまとめが、「法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。」と指摘したことは評価できるが、活動領域拡大のための立法面、行政面での検討がさらにひつようであり、また、法律扶助制度の拡充を始めとして、司法へのアクセスの改善や裁判官・検察官の増員、地・家庭支部の適正配置等、司法基盤の整備についても検討がなされるべきである。</p> <p>(理由) 法曹有資格者の活動領域拡大として、企業、行政、自治体や国際業務等への領域拡大を指摘し、法曹有資格者の意識改革や自助努力とともに関係機関・団体が連携して取り組む必要性を指摘した点は評価できるものであり、それを促進するために、立法的・行政的措置についての検討が更に必要となる。企業の法曹有資格者の採用増にとどまらず、一定の規模以上の会社に対して弁護士による社外役員を義務付ける制度の導入も検討されるべきである。また国、地方公共団体の法曹有資格者の採用者数を積極的に増加させると共に、福祉分野における高齢社介護の地域包括センター等との連携等も早急に検討されるべきである。それらの制度を整備するための財源の確保についても検討すべきであるし、法律扶助予算を拡大する必要もある。グローバル化の中、国際的な素養を身につけた法曹の養成制度についての具体的な議論もする必要がある。また、司法制度改革が目指した、国民に利用しやすい裁判制度を実現するためには、法律扶助制度の拡充をはじめとする、司法へのアクセス改善、証拠収集制度・判決履行制度の拡充など民事司法改革とともに、裁判官・検察官の増員や支部の適正配置等の人的・物的面における司法基盤整備が不可欠であり、これらの改革についての検討がなされるべきである。司法制度の基盤整備のためには民事司法改革が不可欠であるが、この点は検討不十分である。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見内容) 今後の法曹人口の在り方について、中間的取りまとめが、現在の法曹養成制度を取りまく状況に鑑みれば、司法試験の年間合格者数3,000人という数値目標は、現実性を欠くとして事実上撤回したことは、評価できる。また「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けない」としたことは理解できるが、当面の合格者数については減少させ、急増から漸増へ転換する方向性をより明確にすることが必要である。</p> <p>(理由) 法曹人口(専ら弁護士人口)の大幅な増加にもかかわらず、訴訟事件や法律相談件数は増えておらず、弁護士の裁判以外の分野への進出も限定的であり、司法修習修了者の就職難が深刻化し、実務経験による技能習得の機会が十分得られない新人弁護士が増えている。このような現状を踏まえるならば、中間的取りまとめが、「司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠く」としたことは、評価できる。法曹人口の適正さを確保するためには、その前提として、司法基盤の整備を含めた司法機能の充実と法的需要ならびに法曹の役割拡大に向けた真摯な取り組みこそが必要である。しかし、これらの具体化には時間を要することから、今後の方向性を検討するために中間的取りまとめが現時点での数値目標を掲げなかったことは理解できるが、当面の合格者数については減少させ、急増から漸増へ転換する方向性をより明確にすべきである。</p>

<p>第3 1 (1)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成</p>	<p>(意見内容) プロセスとしての法曹養成については、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、「制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織的見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。」としたことは評価できる。</p> <p>(理由) 現行の法科大学院制度は、多様なバックグラウンドを持ち、意欲があり、コミュニケーション能力等に優れた人材を多数輩出することを可能とする制度であり、一定の成果を上げ、多くの実務家が自ら後進の育成に関与で切る異なった意味も大きい。しかし、他方で、法科大学院の乱立により司法試験合格率の低迷、教育の質の格差拡大の懸念が生じており、更に、法曹人口の急増による司法修習生の就職難もあり、法科大学院は入学志願者の急激な減少という危機的な状況に直面している。こうした現実を考えると、「法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直し」や「法学未修者教育の充実など法科大学院の質の向上」は、早期に対応すべき喫緊の課題である。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>(意見内容) 法曹志願者が減少した要因として、中間的取りまとめは、司法試験合格状況における法科大学院格差、司法修習終了後の就職難、法科大学院の時間的・経済的負担による法科大学院入学リスク等を取り上げているが、給費制から貸与制への移行を要因の一つとして取り上げなかったことは問題である。またそれらが、多様なバックグラウンドを有する人材の確保を困難にしている要因にもなっていると、それら「要因を可能な限り解消して」、「法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため」、「具体的な方策を講ずる必要がある。」としていることは評価できるが、特に、法科大学院における時間的・経済的負担を軽減するために、法学部を含めた養成期間の短縮や、学費の低額化や給付奨学金制度の創設等や給費制の復活についても検討がなされるべきである。</p> <p>(理由) 中間的取りまとめの要因として挙げている、法科大学院の時間的負担について言えば、高校卒業から法科大学院・司法修習を経て法曹になるまでに通常7年半以上を要し、医師養成過程と比較しても長く、負担は大きい。中間的取りまとめが、法学部教育も含めた養成期間の短縮として例示している、いわゆる「飛び入学」や、また現在一部の法科大学院で行われている学部3年終了時から既習者コースへの入学のほか、学部の2年終了時から未修者コースへの入学など、幅広い進学メニューを検討するべきである。また、経済的負担については、学費負担の軽減化、給付制奨学金の創設等や給費制の復活についても検討がなされるべきである。</p>

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成過程における経済的支援</p>	<p>(意見内容) 中間的取りまとめは、「法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がなされている」としている点でも評価できず、また、「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、…司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的が掲げられてはいるが、あくまで「貸与制を前提」としている点では評価できない。</p> <p>(理由) 法科大学院の学費は一般大学と比較して著しく高額であって、法科大学院生に対する奨学金制度も給付金で無く貸与金である。平成24年に行われた日本弁護士連合会の調査によれば、司法試験合格者のうち法科大学院等の奨学金債務を負う者は52.5%であり、平均借入額は340万円にもなっている。この実態を見る限り、「相当充実した支援がなされている」とはとても言い難いものであり、前記のとおり、学費の減額、給付制奨学金制度創設が必要とされている。また司法修習生については、「貸与制」が「前提」とされる限り、果たして、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがない」ような制度、方策が考えられかどうか、極めて疑問である。貸与制の下では、修習専念義務が課せられている司法修習生の大半が、国から修習資金の貸与を受けるほかに、司法修習終了までに約300万円の借金を背負うといわれている。そして、司法修習生の半数以上の者が、法科大学院での奨学金と司法修習での借入れによって、司法修習終了までに640万以上の借金を背負うことになる。近年の司法修習終了後の就職難・収入減を考えると、この借金を返済することは困難である。66期司法修習生の9割近くが貸与を申し込み、基本月23万円の貸与金により生活している現状であり、将来に対する不安を持ちながら、生活を送っている司法修習生も多く、更にはそのために司法修習を見送る司法試験合格者の例も報告されている。加えて、法学部志望者数も著しく減少している。このような状況下において、司法界に多様で能力のある人材が供給されなければ、近い将来人材の枯渇を招き、司法の機能が十分に働かなくなるおそれがある。司法修習生は、将来の司法を担うべき役割を付託された者であり、そのために修習専念義務を負い、法曹としての人格と実務技能の習得のために精励しているのである。司法制度における法曹の存在意義の重要性を鑑みれば、多様で能力のある人材が司法界で活躍するためにも給費制復活への道筋を示すとともに、「司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的を真に実現するための具体的措置に向けた検討が必要である。</p>
-------------------------	------------------------	--

<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見内容) 法科大学院生制度の改革について、中間的取りまとめは、「教育力に課題のある法科大学院」については、定員削減および統廃合などの組織的見直しを進める必要があるとし、「教育力に比して定員が過大な法科大学院」については入学を定員の削減方策を検討・実施し、全体の定員についても過大であるから見直しを行うべきであるとしている店は評価できるが、そこで示された方策が、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方策を強化するという内容にとどまり、定員削減と統廃合に向けたより抜本的な方策についての検討が先送りになっている点で、実効性のある改革の方向性を示しておらず、極めて不十分である。</p> <p>(理由) 多様で質の高い法曹の養成に向けて法科大学院の現状を改善するためには、多様性の確保と地域適性配置の観点を踏まえつつ、法科大学院の統廃合と定員の削減を促進することが必要である。中間的取りまとめが、教育力の弱い法科大学院、定員が過大な法科大学院について、定員の削減や統廃合等の組織的見直しを示唆したことは評価できる。しかし、方策として、組織の見直しを基本的に法科大学院の自主性に委ね、公的支援(補助金等)や人的支援(裁判官・検察官教員派遣)の見直しを強化することでそれを促進するにとどめ、強制退場等の法的措置についても、「自主的な見直し」が一定期間内に進まない場合に設けることを検討するとして、当面は直ちに強制退場措置は取らないことにしていることから、実効性の点で大いに疑問がある。法科大学院の地域適性や夜間法科大学院への配慮について視野にいれながら、明らかに適正基準に満たない法科大学院については、自主的見直しを促進することも必要であり、また、ぜんたいの定員の削減を進めるために、大規模定員校の定員の削減について検討することも不可欠である。法科大学院の自主的努力にとどめることなく、法的措置を含む抜本的な方策の検討が必要である。</p>
<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>(意見内容) 中間的取りまとめが、「法学未修者の教育の保証」を取り上げたことはひょうかできる。そして、法学未修者の質を維持するために「1年次から2年次に進級する際の『共通到達度制度確認試験(仮称)』の導入実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討するべきである。」としていること、並びに「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。」としていることも評価できるが、法学未修者にとって過度の負担や切り捨てにならないよう、慎重な検討が必要である。</p> <p>(理由)「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。」としている点は評価できるが最低限度に必要な基本的な法律科目等、未修者を想定した教育内容・方針を具体的に検討する必要がある。法学既修者であろうと法学未修者であろうとも最低限度習得しなければならない基本的な法律科目は存在するのであり、その点についての検討をせず、到達度試験のみを取り上げれば、かえって法学未修者の切り捨てや法学未修者の養成期間の長期化を招くような試験とならないような配慮が必要である。</p>

第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見内容) 司法試験の受験回数については、「受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨を踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。」としたことは評価できるが、当面の間、5年以内に5回まで受験できるとするなど、一定の緩和を行うべきである。</p> <p>(理由) 司法試験の受験回数について、現行の5年3回という受験回数制限は、一定期間・一定回数内い司法試験に合格するか否かを試すことが法科大学院を基本とする法曹養成の制度趣旨に沿うものとして導入された制度である。しかし、司法試験の現状は、当初想定を大きく下回る合格率にあり、現行の受験回数制限は受験者にとって過度の制約となっており、いわゆる「受験控え」による歪な状況が生じている。このような状況を踏まえ、現在の受験回数制限については、当面の間、5年以内5回まで受験できるとするなど、一定の緩和を行うべきである。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見内容) 司法試験と法科大学院との連携について、「法科大学院教育との連携や、司法試験の受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。」との点は評価できる。</p> <p>(理由) 中間的取りまとめが指摘するように、法科大学院教育においては、基本的な法科科目をより重点的に学習できるよう改善を図る必要がある。司法試験についても法科大学院における教育との連携を図る必要がある。これに対し、現状の司法試験は、科目数が多く、司法試験受験生にとって負担が過大となっている。中間的取りまとめが例示する選択科目の廃止などの科目削減について、積極的に検討すべきである。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>(意見内容) 予備試験制度については、「引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続した上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。」としているが、予備試験制度の制度趣旨を逸脱することなく運用されるよう、実施状況を踏まえ、見直しについて検討すべきである。</p> <p>(理由) 予備試験制度は、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成において、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度」であり、その制度趣旨は明確である。他方、法科大学院は、法曹養成のための中核的教育機関として設置されたものである。したがって、予備試験制度は、法科大学院を中核とする法曹養成制度の補完的的制度であり、この点に関する司法試験法等改正の際の衆議院法務委員会附帯決議(平成14年11月12日)は、「法科大学院を中核とする法曹養成制度理念を損ねることのないよう司法試験予備試験の運用に努める」とし、参議院法務委員会も同様の附帯決議を行っているところである。ところが、実際には、これまでの予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、法科大学院を受験しようとする者や法科大学院の在学生在が単なるバイパスとして利用しており、予備試験の出願者は平成24年度で9,000人を超え、平成25年度で1万1,000人を超えている。このようなじたいでは本来の予備試験の制度趣旨を逸脱しており、実施状況を速やかに検証し、見直しを検討すべきである。</p>

		第3 4 (1)	法科大学院教区との連携	<p>司法修習と法科大学院との連携について、「司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。」としているが、司法修習と法科大学院との役割分担は必ずしも明確でなく、連携は不十分である。少なくとも法科大学院において実務への導入教育を担えない現状においては、司法研修所における統一的導入教育の実施を検討すべきである。</p> <p>(理由) 法科大学院と司法修習との連携は不可欠であるが、現時点では必ずしも適当に連携されているとはいえない。中間的取りまとめは、「法科大学院教育と司法修習の役割分担について、法科大学院教育は、法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し、司法修習は、法科大学院における教育を前提とし、これと連携を図りながら、実務修習を中核とする実務に即した教育を行う過程と位置付け」しているが、法科大学院から司法修習への移行は円滑さを欠く状況にある。法科大学院生度が導入される前の旧司法修習において行われていた前期修習は、新修習にあつては、法科大学院がこれに替わる教育をおこなうとの想定の下に廃止された。しかし、多くの法科大学院においては、要件事実、事実認定、法的文書作成などの教育が十分になされていないため、実務修習に支障を来す事態も生じている。それを少しでも是正するため、平成24年度から日本弁護士連合会は司法研修所の協力を得て、弁護士導入講義を開始したが、2日間と期間が短い。また、各配属庁や弁護士会で個別になされている導入修習あるいはそれに類似した修習についても、いずれも期間が短く、かつ統一的な教育を提供できるという状況にはない。このような状況を踏まえ、せめて、司法研修所における1ヶ月程度の統一的導入修習の実施を検討すべきである。</p>
		第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見内容) 司法修習の内容について、「司法修習の実施を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。」との指摘は評価できるが、選択型修習を有効なものにするためには実施時期、実施期間の検討が必要である。また選択型実務修習の有効性が検証されていない場合には、その廃止も検討されるべきである。</p> <p>(理由) 司法修習制度は、裁判実務を学ぶ場であり、その位置付けは軽視されるべきではないが、加えて、多様な知識・技能の習得の機会を設けることも必要である。選択型実務修習もその一態様である。選択型実務修習を充実させるために海外での研修なども検討されてよい。ただ選択型実務修習がいわゆる二回試験の直前に実施されており、選択型実務修習に専念できない司法修習生もいることから、実施時期、実施期間等の検討が必要である。司法修習の更なる充実にためには、一定期間の統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等が有効であるところ、選択型実務修習の有効性が検証されない場合には、統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長とあわせて選択型実務修習の廃止も検討されるべきである。</p>
		第3 5	継続教育について	特に意見はない。
1,088	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給費制の廃止に反対します。貸与制に反対します。</p> <p>(理由) 弁護士がこころざしをもって社会正義のために活躍しようと思っても、たくさんの借金をかかえては、思うように活躍できません。優秀な人材が法曹界からいなくなるように、えん罪や貧困問題の救済等で活躍する弁護士が少なくなるように司法修習生の給費制は維持すべきです。</p>

1,089	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	借金をしなくては法律家になれない制度では、金持ちの子どもだけが法律家になってしまう。そんな法律家ばかりでは、市民の感覚からかけ離れた裁判になってしまうのではないか。
1,090	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	修習生は研修をするから、即戦力として役に立つという訳ではない。でも、普通の会社員や公務員も最初のうちはみんな即戦力にはならないが、研修中だから給料を払わないなんていう雇い主がいたら労基署の指導を受ける。修習生だけがどうして給料をもらえないのか？
1,091	5/10	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)法科大学院の統廃合や定員のあり方の検討に際しては、「地域を考慮した全国的な適正配置」との当初理念に基づき、司法試験合格者数の実数値のみならず、法曹人口の少ない地域の実情を考慮の上検討いただきたい。 (理由)■■■■■■■は、■■■■■■■大学院法務研究科(■■■■■■■法科大学院)が設置されて以降、地域と地域住民から学んでいただき、日々の生活の支えとなっていただきたいとの思いから、連携を深めてまいりました。2007年には、県内に先駆けて、雲南市と島根大学との間で「包括的連携に関する協定」を締結し、この連携の一環で、住民の借金・生活苦を法的に打開する法律相談会を実施するなど、連携・交流を進めております。社会生活の困難の背後に、法的対応をすべき問題が多く含まれており、住民の生活を法的にも支えるために、山陰法科大学大学院は、雲南市民にとって不可欠な存在となっております。こうしたことから、法科大学院の統廃合や定員のあり方の検討に際しては、地方の法科大学院が全国的な適正配置のもとで、地域に深く根差し教育してきたこれまでの実績を踏まえ検討されることを強く要望するものです。
1,092	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)研修医に研修費を支給しているのだから。
1,093	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく給費制への復活をお願いします。 (理由)私どもの障害者施設へ毎年、司法修習生の方が研修に来られます。障害者問題や障害特性について、直接、見聞し体験することは、大変重要な事だと思えます。広く見聞を広め、障害者の権利擁護のために活躍されることを望んでいます。そのためにも、安心して研修できる環境が必要です。給費の復活をしていただき、後に国民のために働いていただけるようにお願い致します。
1,094	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)研修医に研修費を支給しているのと同じように、司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)お金がないと、気持ちに余裕がなくなり、仕事にも勉強にも集中できなくなります。法律家の人たちは、しっかりと学んでもらい、近い将来、市民・社会の役に立つ人材となつてはばたいしてほしいと思えます。
1,095	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしい。 (理由)実際に貸与制の下で修習しました。私は、事情により、貸与を受けることにためらいを感じたので、貸与を受けずに貯金等でしのぎました。修習中は、なにかと出費を強いられることが多く、かなり切りつめた生活をしました。教官との飲み会(実質強制参加)が続いたときは、お金が足りなくなり、食費等も切り詰めていました。とてもみじめな思いで1年間すごしましたので、これからの修習生には同じ思いをしてほしくないと思えます。

1,096	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)研修医にも研修費を支給しているのだから司法修習生にも研修費を支給してください。 (理由)研修期間に研修費を支給することは医者に限らず通常の職業訓練でもおこなわれています。職業を遂行するのに必要な研修中に自腹で生活をまかなうことは、研修本来の趣旨に反するものです。
1,097	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)研修医に研修費を支給しているので、同じように司法修習生にも研修費を支給してください。 (理由)お金をもっていないと弁護士等になれないという事態が生じるおそれがある。そうすると、法律家になれる人が限られてしまう。
1,098	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)研修医に研修費を支給しているのだから、司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)希望の道を断ち切るような施策だと考えます。
1,099	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に研修費を支給してほしい。 (理由)研修医には研修費が保障されているのだから、司法修習生も同様に支給すべきと思う。
1,100	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を出すべき。借金付けにこれ以上させる事は絶対に許されない。 (理由)お金持ちしか弁護士になれなくなり、貧しい人が機会をうばわれる。社会的弱者に目配りできる人材がいなくなり、弁護士は体制権力側の補完物になり下がってしまう。絶対に許されない。弁護士は苦労人ほどなり、様々な社会経験を積んだ人がそれを活かせるようにすべきだ。さらに一度試験を受けたら5年以内に試験資格がなくなる事も、絶対に許されない。
1,101	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に研修費を出して下さい。 (理由)研修医には研修費が支給されています。同じように国を支える役目の人になるのですからよろしくお願ひしたいです。
1,102	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)研修医に研修費を支給しているのだから。
1,103	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給すべきだ。 (理由)今までも司法修習生に研修費を支給していたものを、打ち切りしてしまうということに問題がある。なぜなら、医師になろうとする研修医には支給しており、医師の卵は研修中の生活が保障されるが、司法修習生のみ研修費を支給しないのは、公平ではない。
1,104	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給すべき。 (理由)研修医に研修費を支給しているのだから、同じにすべき。

1,105	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給してください。 (理由)研修医にも支給されているため。
1,106	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の研修費を国が負担すべきです。 (理由)法律家は社会的弱者の人権を守ることにも力を尽くさなければならないはずで、一定の財力をともなった人材のみにしか法律家になる道が開けないということは、偏りをもたらし、人権尊重のアプローチに一定のフィルターがかかる可能性を否定できません。医者の子である研修医には、国が研修費を出しているにもかかわらずそれを法律家の子には出さないことには、不公平感があります。
1,107	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、給費制にするべきである。 (理由)・大学やロースクール時に多額の奨学金を借りている人が、さらに貸与制によって多額の借金を負うことになれば、弁護士になってから、お金にならないが社会的に意義のある事件をやる余裕がなくなるのは当然である。・それ以前に、現在、弁護士が増え、訴訟件数は減少し、弁護士間の所得格差が拡大しているため、所得が低く、かつ多額の借金も抱えているということになれば、近年の弁護士の不祥事に見られるように、弁護士のモラルが低下していくことも懸念される。・給費制だけの問題ではないが、年々弁護士の就職が難しくなっており、就職活動が熾烈な争いとなっているように感じる。その上、貸与制により、金銭的な不安もあるとなれば、修習生のメンタルが非常に心配である。
1,108	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)年間合格者3千人の目標を撤回するのはやむを得ないが、引き続き法曹人口の充実、特に地方の中小都市の「司法過疎の解消」に積極的に取り組むべきだ。 (理由)若手弁護士の就職難やいきなりの独立が「法曹の質」に懸念を残す現状を考えれば、「年間合格者3千人」の目標を撤回するのもやむを得ないと考える。そもそも3千人の数に特別な理由があった訳ではなく、法曹の道へ進もうとする有望な若者や社会人が将来に躊躇を覚えるような事態はやはり改善されるべきだろう。その一方で、なぜ目標がつかずいたのかの検証は十分に行われたとは言いがたい。想定が甘かったのか。それとも弁護士など法曹関係者が十分に需要を開拓できなかったのか。国のインセンティブ的な政策が不十分だったのか。そのあたりの検証を抜きにした安易な見直しでは司法改革の理念に逆行する。身近で利用しやすい司法サービスの実現のためには引き続き法曹人口の充実を図るべきなのは言うまでもない。弁護士過剰はあくまで都市部でのことであり、地方や田舎は「司法過疎」がまだまだ続いている。岡山県でも弁護士の94%は、岡山と倉敷の県南2市に偏在している。若手を中心に中小の都市に進出するケースが見られ始めたのは大変喜ばしいが、都市と地方の法的サービスの格差はもっと真剣に是正されるべき課題である。地方都市で住民と身近に接する「わが町の弁護士さん」すなわちマチベンの養成こそ、これからは必要だ。司法改革の旗を降ろさず、身近な司法の実現を目指してほしい。

		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)統廃合は避けられないが、地方の法科大学院はその特色を生かしながらより一層の充実が必要だ。 (理由)法科大学院の乱立が司法試験の合格率の低迷につながっているのは間違いない。教育の質を確保するためには大胆な統廃合や定員の大幅減が必要だろう。自主的な見直しがふさわしいが、第三者機関の認証制度などで強かに推し進める必要もあるかもしれない。ただ、その場合でも地方の国立大などにある大学院に関しては、履修者の利便性や地方の法的サービスの充実などを考慮しながら見直しを丁寧に進めていくべきである。単に、合格者数などで足切りするのではなく、成績が伴わない地方の大学院には教師の派遣や教育環境の整備など底上げするような措置をしてもよいのではないか。国土にバランスよく法曹人口を充実させていくためにも地方の強化は必要と思われる。地方の法科大学院には地方ならではの特色を持つ強みがある。例えば岡山県では、全国的に知られる社会福祉法人「旭川荘」などの福祉施設や二つの医科系大学を中心に医療機関が充実しており、福祉・医療分野に優れた法曹養成が可能だ。こうした特色を生かした大学院経営を目指すべきだろう。</p>
1,109	5/10	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)枠内に、「○法科大学院の全国適正配置の観点から、地方の法科大学院を公的支援の見直しの対象や新たな法的措置の対象としない。国は、地方の法科大学院に対し、財政、人事など全面的に支援する。」という趣旨の文章を追加すべきです。 (理由)私は、■■■■■として、山陰法科大学院(島根大学大学院法務研究科法曹養成専攻)の設置に深く関わった者です。島根・鳥取両県各界の方々のお力添えのお蔭で、平成16年4月、山陰地域に唯一の法科大学院である山陰法科大学院が誕生しました。山陰法科大学院は、かつて司法過疎地といわれた山陰地方において、法科大学院の全国適正配置という当局の方針のもと、島根・鳥取地域に愛着をもち生涯密着して生きる両県民の生活と権利を法的に守るものです。いわば「社会生活上の医師」ともいえる実務法律家、法律専門の職業人を養成する高等教育機関です。設置にあたって、私は、「小さく産んで大きく育てる」ということが念頭にありました。そこには、設置時の定員こそ30名と少数ですが、法曹養成の教育機関として質の高い、ユニークな教育を行い、「地域と法」や両県法律事務所等と連携した「エクスターンシップ」など、山陰地域で学んだことを、山陰地域はもちろんのこと、全国的に、また韓国・中国などアジア地域でも生かしていける精鋭に育つことを期しました。現在まで、山陰法科大学院の司法試験合格者は18名と少数ではありますが、着実にその実績を残し、弁護士、検察官、企業法務担当などとして大いに活躍しています。また、その他の終了制も、島根・鳥取両県庁をはじめ、地方自治体や企業の法務分野、あるいは行政書士などとして法律分野の専門的スキルをもつ人材として活躍しています。弁護士となった修了生は、山陰両県で活躍している者が半数を超える状況にあり、法科大学院の設置目的でありました山陰地域に深く根差した法曹が着実に養成されています。ここ数年、法科大学院をとりまく状況に著しい変化があり、山陰法科大学院をはじめ、地方の法科大学院は厳しい状況に直面しています。しかし、地方の法科大学院が直面する課題のうち、司法試験合格率の伸び悩みは、司法試験全体の合格率の低迷が大きな要因です。また、志望者の激減は、弁護士の就職難や減収が不安を煽るような文脈で報道され続けていることなどがあり、法曹志望者の絶対数が少なくなる中、入学定員の多い大都市圏の法科大学院が法曹志望者を囲い込んでいることに起因するものです。つまり、地方の法科大学院が苦境に立たされているのは、我が国の構造的な問題が主な原因といえます。また、他の地域出身の弁護士や、他の法科大学院を修了してUターンした弁護士も増え、山陰地域の法曹過疎はほぼ解消しているという声も聞かれます。ところが、島根県弁護士会が平成24年に実施したアンケート調査では、山陰地域には住民に身近な弁護士がまだまだ足りないという声が多く寄せられたとのこと。また、そのような弁護士を育てる法曹養成機関の存続を望む声もまた多数寄せられています。このような状況の中、今年1月10日には、山陰法科大学院を含めた地方のユニークな大学院や少人数の法科大学院が置かれている厳しい状況を打開する方途がないものか、是非とも存続・発展の方策を講じていただきたいとの願いを、私が筆頭呼びかけ人となり、法曹養成制度検討会議、</p>

				中央教育審議会、日本弁護士連合会、最高裁判所、法務省、文部科学省などに要請するとともに、山陰法科大学院にも要請しました。これが、「山陰法科大学院の存続・発展を求める訴え(アピール)」です。アピール呼びかけ人は26名に及びました。呼びかけ人には、設置促進期成同盟以来、中心的な役割を果たされた島根・鳥取両県知事、両県弁護士会長、両県司法書士・行政書士会長、島根大学元学長・名誉教授、法科大学院設置関係者・前教員・修了生が含まれています。地方の法科大学院は、その地域で生きる人たちの支えとなっています。法曹養成制度検討会議の委員の皆様、法務省、文部科学省をはじめとする政府諸機関の皆様におかれては、全国適正配置が求められた趣旨を顧み、制度の改善に地域の声をしっかりと反映させていただきたいと願っております。
1,110	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 私は、2010年8月から2012年3月までの約2年弱の間、■■■■■として、日弁連の法曹人口政策の策定に関わり、法曹人口に関する全国の弁護士の意見と取組みの実態をつぶさに見てきました。日弁連の意見は、既に法曹養成制度検討会議に資料として提出されているはずの2012年3月15日付の日弁連の「法曹人口政策に関する提言」のとおりです。弁護士は利害関係当事者なので、その弁護士からのパブリックコメントはあまり顧みられることはないかも知れませんが、「中間的とりまとめ」の『今後の法曹人口の在り方』については、その議論を公開された議事録等で確認してきた者として、些か実際の議論の内容と乖離しているように思われます。現在の司法の現場の実態を知る者として、また日弁連の中の様々な意見・議論を知る者として、意見を申し述べます(あくまで個人的意見です)</p> <p>2. 「中間的取りまとめ」の『今後の法曹人口の在り方』の冒頭の要旨の一番目の○においても、当然のように「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され」とありますが、検討会議において、「今後も法曹需要が増えていく」ということに関して具体的な資料やデータに基づいて議論や検討がなされていたでしょうか。確かに、2001年の司法改革審議会の意見書では同様の司法需要予測が示され、日弁連もそれを前提として法曹人口増員政策に賛成してきました。その際の「法曹需要の増加」という予測には二つの意味があったものであり、一つには「司法あるいは法曹が果たすべき役割の拡大」、すなわち「法曹の役割及び活動分野を、従前の訴訟・紛争解決業務だけでなく、企業活動や自治体行政・立法の分野にまで広げてゆく、所謂大きな司法の実現」の社会的需要が増加するということ、もう一つには「潜在的な法曹需要の具現化」、すなわち「従前の訴訟・紛争解決業務の分野でも、法曹や司法制度による支援・救済が必要なトラブルであるにもかかわらず、様々な社会的要因でこれを利用できない隠れた需要が社会には数多く存在し、それが規制緩和による事前規制社会から事後救済社会に変遷していく中で具現化していく」ことによる個々の需要の増大に繋がる、というものでした。そして、「それらの需要増大に対応するために、法曹人口の大幅増加が必要であり、その結果、法の支配が社会の隅々にまで行き渡り、弁護士が市民にとって身近で頼りがいのある存在になる」というのが、少なくとも日弁連が考えていた司法改革の『司法の容量の拡大』であったと思います。その「そういう社会になっていくべき」という理念自体は、今でも維持されるべきだと思いますし、その目的達成のために必要な範囲での法曹人口の増加は、理念としては今後も方策としてあり得ると思います。しかし、司法制度改革審議会の議論でも、当時の日弁連の議論でも、「そのような二つの法曹に対する社会的需要の増大が、具体的にはどのようなペースで増えていき、それに対応するためにはどのような訴訟制度や司法基盤の整備が必要であり、どのようなペースでの法曹人口増加が必要か」という実証的検討が、今から見れば大いに不足していたのではないかと思います。司法制度改革審議会意見書では、ともかくまず大幅に法曹人口を増やすことが至上命題であるかのように、「2010年までに法曹人口5万人(弁護士1人あたり国民数でフランス並み)を達成する」という目標の下、司法試験合格者「年間3000人」</p>

という数値目標が示されました。しかし、何故5万人なのか、何故年間3000人という激増ペースにしなればいけないのか、目標の5万人に達した後は増加を抑制するのか否か、法曹人口をただ増やしさえすれば予測する法曹需要増加に繋がるのか、といった点に関しては、具体的な論証がなく見切り発車であったと思います。そして、「審議会意見書は国民の代表の声」という世論に抗しきれず、日弁連もこれに従ったというのが実態だったのではないのでしょうか。しかしながら、その後の10数年で、「法曹の活動分野の拡大」も「潜在的な法曹需要の具現化」も、当時の予測と大きく異なり、実際の法曹需要がそれほど拡大していないことは、日弁連や法務省から検討会議に提出された数々の資料からしても、明らかだと思います。検討会議の「中間的取りまとめ」でもそれを認めるからこそ「民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的と言わざるを得ない状況にある」という現状認識が示されているのであり、その結果、「ここ数年、司法修習修了生の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれる」という弊害が認定されています(真の弊害は単に就職難ということではありませんが、後述)。そうであるならば、今後も理念を追って法曹人口増員政策を続けようというなら、12年前の失敗を繰り返すことなく、現時点であらためて具体的なデータ・資料に基づき、「法曹に対する社会的需要の増大が、今後は具体的にはどのようなペースで増えていき、それに対応するためにはどのような訴訟制度や司法基盤の整備が必要であり、どのようなペースでの法曹人口増加が必要か。」というバランスの取れた法曹人口政策を、具体的に検討・立案すべきです。しかしながら、これまでの法曹養成制度検討会議で、そのような実証的かつ具体的な今後の法曹人口増員の必要性と在り方の議論・検討が十分になされたとは思えず、更に時間をかけてもっと議論・検討すべきです。3. 「中間的取りまとめ」は、現在の司法の現場における問題として「ここ数年、司法修習修了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれる」という現状認識のみを示していますが、弊害としてより重大なのは、単に「新人弁護士の就職難」という事象なのではなく、その就職難が招いている問題点、即ち ・即独や軒弁が増えて、先輩法曹とのオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)が不足し、その結果法曹としての実務経験と実務処理能力の質の低下が懸念されること、 ・司法試験を目指す者や法科大学院を目指す者のみならず、法学部志望者自体が減少しており、その結果、法曹を目指す層の相対的な質の低下が避けられない、といった「法曹の質」の低下の危機こそ認識されるべきです。実際に、検討会議での法曹人口に関する議論では、そのような問題点も具体的に言及され論じられていたと思います。それなのに、「中間的とりまとめ」では、そのような「新人弁護士の就職難」が招く真の弊害の問題が、全く触れられていません。何故に、そのような問題意識を、検討会議で議論されているにもかかわらず敢えて捨象してしまうのでしょうか。上記のような現状認識をしながら、そこから導き出された結論が「現時点において、司法試験の年間合格者数を3000人程度とするべきとの数値目標を掲げることが、現実性を欠く。」ということだけなのは、検討会議の検討状況を十分に反映しているとは思われません。上記のような弊害が今現に発生しているのは、まさに『現在の法曹需要の現実』と『現在の合格者数(2000～2100人)』の結果です。そうであるとすれば、今現在発生している上記のような「法曹の質」に関わる弊害や問題を解決するためには、単に「3000人目標を撤回」するだけではなく、現時点でどのような法曹人口対策(具体的には毎年の適正な合格者数)が必要かということについても、検討会議で具体的に議論し、最終取りまとめで提言がなされるべきではないのでしょうか。その場合、現在の合格者数(2000～2100人)でそのような問題が発生している訳ですから、合格者数が今現在の水準で良いという結論には決してならないはずで、検討会議でも、萩原委員ほか何人も委員が、現状より合格者数を一定程度減らしたところから改めてスタートすべきではないかと発言されています。それなのに、検討会議におけるそれら現時点での弊害対策としての司法試験合格者数の在り方の議論が、「中間的とりまとめ」では一切触れられて

				<p>いないのはどういう訳でしょうか。今現在の合格者数(2000~2100人)を下方修正する必要性についても、検討会議での議論も踏まえた問題的が「最終取りまとめ」でなされるべきではないでしょうか。4.「中間的取りまとめ」の「検討結果」の記述の冒頭文章の最後で、「なお、もとより、実際の司法試験合格者は、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から適正に判定されるものである。」と述べているが、これは何のための「なお書き」でしょうか。司法試験の資格試験性を強調し、現状の2000~2100人という合格者数が「適正に判定」された合格者だと言外に述べて、現状合格者数の弊害(就職難によるOJT不足や法曹志望者減少等)を理由とする適正合格者数論(弁護士会主張)を牽制するものではないのでしょうか。しかし、司法試験が「資格試験」の一面を持つことは否定しませんが、現実には、長年その時々のある一定の合格者数の中で争ってきた「競争試験」であるということは、まぎれもない事実ではないでしょうか。2000年以降、旧試験制度のまま700名程度だった合格者が1500名程度まで急増しましたが、旧試験制度の受験生の相対的なレベルがそんな短期間に上昇したとは、とても思えません。このような、意識的な合格者増員が政策的に行われたこと自体、司法試験がそのような政策的な配慮もあり得る「競争試験」であることを如実に示しています。そうであるとすれば、「法曹の質」の観点から、「合格後の司法修習や弁護士登録後のOJTが適正に行うことが可能な人数」という政策目標の下に、合格者数を一定レベルで抑えるということも、認められるべきだと思います。</p>
1,111	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に研修費を支給して下さい。 (理由)研修医は研修費を国が負担しているから。</p>
1,112	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制復活させるべきです。 (理由)現状のように、借金して法律家(弁護士)になっても、目先の利益で、弁護を引き受ける人が多くなるのではないかと思います。このような状態が続けば、市民の力になろうと思って弁護士を目指す人が減少してしまうのではないのでしょうか。まして、お金に余裕のある人だけしか法律家(弁護士)になれない状況をつくりかねない。周りには、利益が目的ではなく、市民のためにいろいろな活動をされている弁護士がたくさんいます。そのような弁護士を増やすためにも、貸与制ではなくて給費制にすべきである。</p>
1,113	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する貸与制の経済的支援について、給費制へ戻すことを検討すべきである。 (理由)現在、法曹家になるためには、法科大学院に通い司法試験に合格し、1年間の司法修習を経て試験に合格しなければならぬ。法科大学院に通う学費も国立でも110万円程度、私立であればその倍・・・アルバイトをしながら大学院に通うのも大変な負担である。そのうえ、司法修習期間の1年間無給で、アルバイトも出来ずに民間企業で言う所の”研修”の期間を過ごすことになるとうどうだろうか？(貸与制であっても返済するのだから無給と一緒に)金銭的な負担が大きく、一般家庭出身のものであった場合”法曹家”になりたいという気持ちがあっても、あきらめざるを得ない。いくら頑張ってもお金持ちでなければ希望の職に就くことが出来なくなってしまうのではないか。その不安を少しでも軽減するため、給費制を復活するべきである。</p>
1,114	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)現在の司法修習生の貸与制廃止について、ご検討いただきたい。 (理由)・強制的に借金を負わせるというのは、おかしいと思う。・修習中にお給料ももらえず、アルバイトも禁止され、学生時代に奨学金を借りていただけ、更に借金が増えることになり、やる気があってもお金の心配がついてまわる。お金の心配をせずに、弁護士になれるよう給費制へ再改正すべきだ。</p>

1,115	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制前提ではなく、給費制の復活について再度検討すべき。 (理由)・借金をしなければ法曹になれないとなれば、優秀な人材を確保できないのでは。・かと言って、法曹になる上で重要な勉強期間(司法修習)にアルバイト等を許すのも、何か違う気がする。修習に集中すべき。・多額の借金を背負ったスタートを強いる制度が良いとは思えない。・志の高い全ての人に拓かれた制度を望みます。
1,116	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、給費制にするべきです。 (理由)庶民にとって、身近なところで、親身になって相談できる弁護士さんが必要になっています。困っている庶民の立場にたってくれる弁護士さんは少ないのです。貸与制になると、ますます、庶民出身の弁護士さんが減ってしまうのではないかと心配します。ぜひ、給費制にもどしてください。
1,117	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹需要が満ちあふれているという妄想とも言うべき取りまとめであり、撤回すべきである。 (理由)1. 法曹有資格者の活動領域という発想自体が誤りである。というよりも悪質なすり替えの論理である。司法審意見書においては、このような「法曹有資格者」なる用語は用いられていなかった(考え方は同じだったという弁明が聞こえてきそうだが。。「法曹」というよりも「法曹有資格者」なる全く別の概念を持ち出し、司法試験合格者数の激増を正当化しようとする姿勢がまずもって姑息である。訴訟事件の件数が明らかに減少傾向になっているのは数字上も明らかであり、裁判所が裁判官の採用を増やさないということからみても、もはや現状では訴訟事件数が増加するなどということはありません。法律相談件数も、法テラスの無料相談だから一定増加したにすぎず、それが訴訟事件件数に結びついていないことから、潜在的な需要などなかったことを示している。それとも、この中間的取りまとめをされた方々は、個々の国民による訴訟件数が飛躍的に増加することを望んでいるのか。一体、どの程度の訴訟件数になれば潜在的な需要が顕在化したというつもりなのか。この中間的取りまとめをされた方々に聞いて見たいものだ。この中間的取りまとめには、このような将来における具体像が一切ないのが特徴で、議論の経過をみても、本来、潜在的な需要などと言うだけで全くもって抽象的・観念的な議論が繰り返されるだけで無内容そのもの。2. (1)検討会議の前身であるフォーラムの取りまとめでは、労働事件や消費者事件が多くあり、そのためにも法曹人口増加が必要だと言っていたが、これが今回の中間的取りまとめで落ちているのはせめてもの良識だろうか。(2)本来、消費者事件は、消費者庁の設置とともに消費者行政こそ力を入れなければならない。本来的に消費者事件を弁護士に依頼せよなどという自己責任の原理を押しつけるものではないからだ。一般的に誰でも起きうる消費者事件は、本来的に行政によって解決されるべきものであり、だからこそ、特商法の改正などが行われ、その都度、悪徳業者への規制は強化されてきたではないか。委員の中には岡田ヒロミ委員のように消費者系の委員がいるようであるが、現場から離れているのか、その当たりの常識的な消費者問題をご存じないようであり議事録発言を読んだときは愕然とした。なお、付け加えておくと、私は消費者事件を多く手がけているが、行政の隙間のような事件も多く、また訴額も小さい(悪徳業者から10万円を請求され、訴訟まで起こされた。5000円の費用で対応し、勝訴判決も得た。実費で10万円を超えたが、だからといって依頼者に請求できるものではない。)。ほとんどタダ同然で弁護団を組んで対処している。むしろ実費は持ち出しである。競争原理では絶対に対応できない。一定の経済的基盤があってこそ、このような対応はできるのであって、食えるか食えないかのような状態では、絶対に対応できない。それからもう1つ付け加えておこう。現状では既に弁護士が食えるか食えないかという職業に陥り、その結果、新規登録弁護士ほど厳しい状況に置かれているのは周知の事実である。だから弁護士を目指す者が激減した。ところが、そのような状態であろうと、それでも弁護士をやりたい、法曹になりたいという人は素晴らしいと持ち上げるような議論のやり取りもあったようだ。しかし、このような経済法則を無視した制度が成り立つはずもないことくらい、

わからないのであろうか。それこそ食うや食わずでも歯を食いしばって信念に従った弁護士になるなんていうのは、戦前の共産党の地下活動と同じ発想だということがわからないだろうか。食べなくても歯を食いしばって闘争するなんていう姿を想定して今時の改革があったのであれば笑止である。特に人権擁護活動について経済的基盤がない人権擁護活動などあるのか、私は問いたい。個人的にどうこの問題ではない、職業として成り立つのかを問うているのである。(3)労働事件も同じ。給与未払いなどのような誰にも起きるような事件については労働基準監督署の機能強化などにより対処することが基本である。検討会議には労働組合の委員もいるようだが、労賃の回収が弁護士だなんて言っているようでは、もう労働組合の役割を終えたということか。それとも大企業の単産が中心だから、中小零細の労働者なんて相手にできないということなのか、いずれにしても本末転倒の議論だということだ。3. 本来的に潜在的な需要などない。企業や自治体が必要とするのであれば、とくに採用している。中間的取りまとめは、あたかも「必要でしょ！」と言わんばかりにいかにも押しつけがましい。このような取りまとめは恥ずかしいから止めた方がよい。本来、必要とされていないような「法曹有資格者」なる概念を持ち出しても、「需要」が喚起されることはない。法廷法曹の需要がないから敢えて作り出した造語であろうが、法曹需要の議論においてはすり替えも甚だしい。ここでいう「法曹有資格者」が、単なる法学部卒では何故、ダメなのか、大学院卒の者では何故、ダメなのかという視点が全くもって欠如し、法曹人口の激増ありきという視点から出発していることがすべてにおいて、この中間的取りまとめの破綻を物語っている。

第2

今後の法曹人口の在り方

(意見)未だに司法審路線の誤りを認めず、法曹人口を増やせなどと述べているのは、問題外であり撤回すべきである。司法試験合格者数を直ちに1000人以下にするよう明記すべきである。
 (理由)1. ここでは、法曹有資格者人口とは言わないのか。それはそうだろう。ここで法曹有資格者人口などと表記したら、もう既存の弁護士が飽和状態にあることを認めることになるのだから。全くもって都合のよい作文だ。その結論が法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりない、という結論がどこから導かれるのか、不思議でならない。というよりも、そのようなことは結論が導かれる動機がどこにあるのかは誰もが認識していること。法科大学院制度を維持するためには、司法試験年間合格者数を最低でも2000人は維持したいから。法科大学院制度の失敗を認めたくないからですよ。誰の目から見ても法科大学院制度は失敗した制度。司法審で議論されているときから問題点を指摘されていたが、反対していた立場から見れば、やっぱりね、という結末であるが、この現実を受け入れられないようでは、どうかしている。
 2. 司法試験年間合格者数が3000人の撤回なんて当たり前。しかし、それ以上に数値目標を設けないなんていうのは、やっぱり法科大学院制度を維持したいから。その程度のことは、誰もがわかっているんですよ。弁護士人口は明らかに現状で過剰なんだから、これ以上増やしてどうするの？自治体や企業？全国の自治体や企業に御用聞きにでも行ってみたらいい。何人ご用命ですか？ってね。それでも法曹有資格者を増やすんだ、企業や自治体に潜在的需要があるって言うなら、当事者に聞いてみたらいい。そして、その結果を発表したらいい。結局、検討会議がやったのは一部のヒアリングもどきだけ。これで潜在的需要があるって判断してしまうのもどうかと思う。司法試験年間合格者数は直ちに1000人以下にすべきことは当然である。常識を持って判断してもらいたい。3. ところで、現状2000人の合格者を出しているんだから、その実力があって認められているのだから、この現実を重くみるべきだという趣旨の発言が井上正仁委員からなされているが、詭弁というものだ。そこには2000人は確保したいという願望がありありと見える。もともと、

		<p>司法試験委員会の判断基準など公開されていないし、点数自体は相対的なもの、さらには2000人を合格させてきたことは政策的なものであることは自明のことではないか。第6回フォーラムの中でも鎌田委員は、「新司法試験になって受験生のできが悪くなって、司法試験の採点委員は2,000人合格させるんだって苦労すると言われていましたけれども、私、旧試験の司法試験委員をやっておりまして、500人合格させるにも本当に苦労しました。合格最低点をこんなに低い点まで下げているかという感覚、これは試験を採点した人の実感としては常にそうなんだと思うんですね。」と言っているのではないか。見聞した中でも他の学者審査委員は、異口同音に同じように発言しているのではないか。500人だってレベルが低いのであれば、2000人であればどうなるのかが自ずとわかること。井上正仁委員の発言は詭弁であって、中間的取りまとめでも、「実力を下げて合格させて何が悪い、もう法廷法曹は前提にしていけないんだ、法科大学院制度を維持するためにはどうしても2000人合格が必要なんだ。」とはっきり言ったら良いではないか。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院制度は廃止し、司法修習を法曹養成の中核とすべきである。 (理由)1. 法科大学院から司法試験受験要件を取り払ったら、質の低下を招くかのように述べているが、現状で質を維持できているという前提に立っているのであれば、その前提こそ誤りである。もう質は下がっていることを認めるべきであろう。前述したとおり、500人でも合格者を選定するのに苦労したのではなかったのか。だから質を下げても合格者を激増させたのではないのか。受験要件から外したら、さらに下がるって？それはそうかもしれない。もともと法科大学院制度の目的は、司法試験年間合格者数を激増させるが、数だけ増やしたら間違いなく質が下がる、だから、法科大学院課程を修了させることによって全体の底上げを図ろうとしたのだから。それを抜きにしても2000人も合格させたら、間違いなくまぐれ合格が出てくるだろう。旧試験ではC評価、D評価が合格することなどから。しかし、それは2000人も合格させるから選抜機能が失われるのであって、1000人以下にすれば質の問題は生じない。司法審が議論されているころ、平成11年から13年に掛けての議論の中でも法務省の担当者は、司法試験の選抜機能は維持できていると報告していたのではないか(第15回議事録、小津法務大臣官房人事課長(当時)の説明)。その当時の合格者数に戻せば足りる話である。2. そのようにいえば、当時から予備校の弊害があったんだ、という主張が聞こえてきそうだが、それならば口述試験でふいに掛ければ良いのではないか。論点で事前に用意していないものは答えられないというのであれば、落としたら良いのだ。それで問題は解決する。2000人も合格者を出すから口述試験ができない、悪循環の見本みたいなものだ。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)中間的取りまとめで言われていることは全く無内容であり、法科大学院制度を維持できるだけの方策がないことを露呈した。撤回の上、法科大学院制度を廃止すべきである。 (理由)多様性、それ自体が一体どのような意味を持つのか判然としないが、単に法学部以外の出身者、あるいは社会人を指すのであれば、法科大学院制度を廃止すれば足りる話。それにしても中間的取りまとめに書かれたこの部分は、全く無内容。解決に向けて何の方向性も示せてはいないではないか。取りまとめにも値しない文章の羅列に過ぎない。</p>

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見)法科大学院制度は廃止すべきであり、法科大学院への補助金は今後は廃止すべきである。司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。 (理由)1. 法科大学院生に対する経済的支援が相当に充実しているとは恐れ入った。借金が増えているだけではないか。法科大学院を擁護する人たちは、借金ができることが素晴らしいことだと口を揃えて言う。後藤昭教授の口からも出てきた。「単なる司法試験受験生だったらカネは貸してくれない、法科大学院生だからこそ貸してくれるのだ。」この中間的取りまとめでは、すべて借金であることの自覚、認識が全くない。数百万円、場合によっては1000万円もの借金を背負うことがどのようなことか認識されているのだろうか。奨学金問題は、その取立が社会問題化している昨今であるが、「充実」とは結局のところ、普通よりも多い借金をこしらえていることの裏返しに過ぎない。法科大学院制度は廃止しかない。これ以上、法曹志望者に経済的負担を課さないでもらいたい。司法試験年間合格者数を1000人以下に絞れば(これでも多いのだが)、選抜機能は維持できるのだから、法科大学院制度は無用の長物である。はっきりいえば必要のない人材養成に明け暮れている税金の無駄遣い。法科大学院制度という利権にまみれた莫大な税金の垂れ流しにすぎず、即刻、廃止すべきであろう。法科大学院が廃止されても誰も困らない。困るのは、利権にまみれた人だけだ。2. 修習生に対する給費制を明記しないのはとんでもないことだ。給費制は復活させるべきである。人材養成として、司法試験に合格した者に行う臨床教育であり、本来的に合格者数を1000人以下にするのであれば、充実した修習ができるはずだ。その中で従来どおり給費制を復活すべきなのは当然だ。法曹は、単なるビジネス資格ではない。公益性のある資格であり、その人材養成に税金を注ぎ込むのはむしろ当然である。すべて借金という自己負担で誕生する法曹など、単なるビジネス資格でしかない。そういう法曹(有資格者)を目指すというのであれば、そのようにはっきり言ったらいい。しかし、それと矛盾するような人権擁護活動を弁護士の職務などとは言うべきではない。ビジネス資格というのであれば、人権もカネで買うということだが、地獄の沙汰もカネ次第、何だかいかにも下品な発想だ。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見)取りまとめに書かれている内容で質の向上など無理。質の向上が無理ということを示した以上、法科大学院制度を廃止以外の選択肢はない。 (理由)1. 法科大学院における教育が行き詰っていることは自明のこと。この中間的取りまとめに書かれていることは、いかにも漠然、抽象的なものであり、これで本当に質の向上などができようはずもない。教える側の質が低いのか、入学してくる学生の質が低いのか、少なくとも一線級の教員なんて、そう多くはないんですよ。学生も同じ。大学生の学力低下が社会問題になっている中で、質を維持して大量に何千人もの法科大学院課程修了者を送り出すなんて、本気でできると思っているの？ 現実的に考えるのであれば、法科大学院は10校以下に統廃合し、定員も1000人程度ということになろう。そこまで絞り込まなければ、現状の危機的状況は回避できない。今年度の実入学者数も2700人弱と散々たる状況ではないか。2. もっとも、そこまで統廃合するとなると司法試験前研修所に近くなり、ほとんど意味がない(違いがあるとすれば授業料の徴収の有無か)。要は司法試験年間合格者数を1000人以下にするのであれば、法科大学院制度そのものが不要であり、質の議論などする必要がなくなる。</p>

		第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>(意見)法科大学院制度自体廃止すべきであるが、未修者コースをどうにかしようとする自体が無理。</p> <p>(理由)1. 共通到達度認定試験(仮称)に期待しているようであるが、全くナンセンス。これでは未修の者が法科大学院に入学しても、2年目になる前に放り出されるようなもので、そこで別の点による振るいに掛けているだけのこと。何故、未修者コースの志望者が激減しているのか全く理解しないと言わざるを得ない。途中で振るいに掛けるから未修者コースの見かけの司法試験合格率は上がるだろうが、結局、卒業できないなら同じこと。会社を辞めたり、卒業後の進路としては全くもって不適格ということを実感しないと。2. もう一言、言っておくと、入試に法学の試験を科さないことが一番の問題。要は未修者コース自体が破綻しているということ。法学には向き不向きもあるんだから、やっぱり入学してみて向かないと思う人は多々あるわけ。それが悲劇的なミスマッチになっているんだから、1年目終了時に振るいに掛けるという手法がいかにナンセンスかは自覚した方がいい。</p>
		第4	司法修習について	<p>(意見)司法修習の期間は2年にすること。前期修習を復活させ、従来の司法修習に戻すこと。司法修習生に対する給費制を復活させること。</p> <p>(理由)これはひとまとめにして意見を述べておく。少なくとも従来の司法修習、最低でも1年半、可能であれば2年修習に戻すべきであり、そこでの養成内容は、法廷法曹を前提とすべきである。勝手に「法曹有資格者」なる言葉をつくって、法廷法曹とは無縁の「法曹」を養成するための司法修習にしてしまうのはもってのほかである。しかも、現状の司法修習では臨床教育にもなっていない。単なる見学である。一番の矛盾は、それぞれのOJTはそれぞれの分野でということであろう。弁護士としての就職がままならず、しかも事件数の減少の中で、弁護士登録しても、即独やケータイ弁などと言われるように全くOJTの機会もないのであるから、もはやそれぞれの連携などという次元ではない。完全な破綻なのだ。運良く就職できた弁護士も同様。事件数の減少と弁護士の激増によって1人あたりの事件数は激減しているのだから、新人弁護士がほとんど法廷を経験していないなどという話も珍しいことではない。例えて言うのであれば、献体もないのに医者を養成するようなものであろう。適正な規模(1000人以下)とした上で、充実した司法修習を実現すること、これに尽きる。</p>
1,118	5/10		はじめに-私の経歴	<p>1.私は、旧試験における合格者であり、新試験およびその前提制度についての経験はありません。そこで、新制度に関しての正確な理解に乏しいかも知れませんが、働きながら合格し、現在まで弁護士として働いている経験と、において業務を行っていることによる現状意識に基づいて意見を述べたいと思います。2.私は大学入学後眼病を患い、長期入院し、またアルバイトをしながら大学法学部をようやく卒業しましたが大学卒業後に司法試験にチャレンジし続けました。法律はほとんど独学であり、夜間部の授業にももぐり受講し(当時はオープンであった)、民間会社を経て地方公務員の時に10回目の受験でようやく合格いたしました。当時(昭和50年代)の合格率は2%にも満たないものでしたが、それでも毎年実力が向上するのを実感しながら希望を持ち懸命に勉強していました。現在は、プロセスによる法曹養成ということで、時間はともかくお金がかかり、一度ドロップアウトした身の私としては、受験しようと思わなかったと思います。少なくとも当時のほうが平等で開かれた試験制度であり、人生再チャレンジに適した試験制度だったと思います。</p>

		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	1、司法を担う法曹の役割は、憲法の予定する司法権を全うすることだと思います。司法の独立はすなわち弁護士の自治、独立を前提とするものだと思いますし、改革すべきは立法、行政に追随する司法を正すことです。2、法的サービスを提供しているのは何も弁護士だけではありませんし、社会の隅々に弁護士を配置するというのも現実的ではなく、その需要もありません。司法改革制度のなかの1つに法テラス設置、民事法律の扶助の拡充があり、弁護士と市民の垣根として費用の問題大きいとされているなか、市民の需要が大きくなり起こされると予測されました。しかし多重債務事件の急増に伴い、相談件数、代理受任件数も増えましたが、ここ数年は多重債務事件の減少に伴い減少し、その他一般事件は一貫して増えておりません。このことは、そもそも日本国民は法的トラブルを好まず、また解決のためにコストをかけようとはしないのではないかと思います。3、このような状況のなか、弁護士数のみ増加させることは(裁判官、検察官は定員があります)、サービス業としての弁護士業のみに片寄り、司法権を支える側面がないがしろにされてしまいます。
		第2	今後の法曹人口の在り方	法科大学院制度は将来的には廃止すべきだと思います。今年の法科大学院入学者は2600名程度と聞いていますし、90%の法科大学院で定員割れているとの報道もなされています。需要もないのに、大学を出るだけでも経済的負担は重いのに、さらに時間と金をかけてまで法曹を目指そうとする志願者が激減するのは当然のことです。
		第3 3 (1)	受験回数制限	私は、前述のように徐々に実力がつき、当時論文試験の不合格者に対する成績公表では、5科目がA評価、2科目がB評価、総合A評価を得た3年後に最終合格しました。現在の回数制限では、合格前にきりすてられていました。
			その他	最後に、司法修習生の給付制は是非とも実現して下さい。司法を担う法曹を目指す若者たちに借金を負わせるというのは何という国家なのでしょう。司法修習生はほぼ全員給付なしでは生活できないと思います。親に経済力があっても、平均30歳の司法修習生を親から自立しない者として扱うことになりかねません。経済的に自立し、何ものからも干渉を受けない法曹を育てるのが国家の責務ではないでしょうか。
1,119	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生の修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由) 市民のニーズに応えられるように法曹の質を確保するためには、司法修習制度が必要です。そうである以上、弁護士を含め法曹となるもの全員にその養成費用と司法修習期間中の生活保障は不可欠です。健全な法曹を養成させるため、ぜひ給費制を復活させて下さい。
1,120	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与性ではなく、給費制にするべきです。 (理由) 借金をしなくては法律家になれない制度では、裕福な家庭の子供でなければ法律家になれない(私は裕福な家庭ではなかったもので、現在の状況では弁護士になれなかったであろう)。普通の家庭で生まれ育った人でも法律家になれるよう、給費制を復活してほしい。

1,121	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生費用は貸与性ではなく、給費制にすべきである。</p> <p>(理由) 現代の教育費の高額化により、授業料など奨学金の利用が多数あることで、教育の収入格差が発生していることから、さらに法曹を目指す人たちに経済的な負担をしいることになる。高額所得者しか法曹界を選択できないという状況になりかねない。また、法曹界で仕事をした後も、貸与制では返済が発生し社会正義のため、依頼者の利益を守るという点からも、自己の経済的な観点で仕事をするような法曹人が増えてしまうのではないかという懸念もある。</p>
1,122	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>修習費用は貸与性ではなく給費制にすべきである。法曹育成は国家の責任であり、優秀な人材を養成できなければ将来の国家間競争に太刀打ちできない。司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を実施するためには、給費制度は不可欠である。</p>
1,123	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 1、「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない」との意見に反対する。2、「現状においては、司法試験の年間合格者数値目標は設けない」との意見は首肯できない。500人程度を目安にすると明記するべきである。</p> <p>(理由) 筆者は、実務年数満22年になる大阪弁護士会所属の弁護士である。主たる業務内容は、訴訟事件ほか、倒産事件、なかんずく破産事件の破産管理人を担当することが多い。これらの業務に携わって、近年、感じることは、依頼者の主張する利益について、その当不当を問わず、やみくみにこれを代弁する弁護士が増えてきているということである。おそらく経済的困窮から、本心では受任したくもない事件をやむなく受任し、依頼者に迎合した事件処理をせざるをえない状況にある弁護士も少なくないと思われる。このように経済的に困窮した弁護士が存在するということが、近年の弁護士による不祥事の増大の一因となっていることは明らかである。筆者が弁護士に登録したての頃は、相手方ですら「誰それ(依頼者)は信用できないが、弁護士の先生なら・・・」と弁護士の助言に耳を傾けてくれたり、弁護士というだけで「代理人」の資格を信頼してくださり、和解契約締結とともに、領収証の準備も出来ていない段階から和解金を支払ってくれたりしたものであった。かつては、弁護士も、あたかも金融機関のATM同様、一種の社会インフラといえるような存在ではなかったであろうか。それが近年では、相手方のみならず、依頼者からさえ、弁護士に金銭を預けることに不安を抱く依頼者が少なくないと聞く。では紛争に巻き込まれた者は、一体、誰に心の拠り所を求めればいいのか。嘆かわしい限りである。ノブレスオブリージュ(高貴は義務を伴う)という言葉がある。社会的に大きな責任を担うべき者にはそれなりの入用を賄えるだけの(裕福とまではいなくても生活の不安を覚えなくて済む程度の)経済的基盤が与えられなければならない。これは弁護士に限ったことではなく、銀行員や税理士等、他人の財産の管理に携わる者に必須の要素であると考え、旧大和銀行が国有化された際、同銀行の行員の年収が300万円になる等と取り沙汰されたことがあった。300万円が安いとは決して思わないが、毎月の入用がいくらであるかは人それぞれの家庭事情により異なりうるであろうから、そのように行員自身が生活苦に陥るかもしれない金融機関には、お金をあずけたくないとおもったものである。よって、司法改革後の増員により、既に弁護士需要が飽和状態にあることに照らせば、司法試験の年間合格者数は当面500人程度を目安とすべきである。</p>

<p>第3 1 (1)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成</p>	<p>(意見) 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は即刻廃止すべきである。</p> <p>(理由) 1、我が国における法学研究機関について近年、法科大学院出身の弁護士に接することがあるが、社会経験の乏しさに由来する紛争解決能力が不十分なのはいたしかたないとしても、積極的に事件解決に取り組む姿勢が見られず受動的であることは非常に気がかりである。相手方として交渉をしていても「先生はどういう解決をおかんがえですか？」と聞いてくるばかりで、自分自身で考えた解決策を持ってこないことが多い。単に、依頼者と相手方との主張のキャッチボールを取もつことをもって交渉業務であるとかんがえているのではないかと思ってしまう。このような消極姿勢は、法科大学院のお仕着せのカリキュラムで、法学研究者や実務家教員のいうことを無批判に受動的に受け入れる習慣が身につけてしまっているからではないかと思う。筆者は、学生時代、法学部の講義を聴講するも、そもそも教員ですら講義に対する明確な目的意識が見受けられて幻滅し、ほどなく必須科目以外は全く出席しないようになり、ほぼ独学で旧司法試験の受験勉強をし、満23歳の誕生日前に最終合格を果たした。このような受験準備がいいのか議論のありうるところかもしれないが、少なくとも、限られた時間の中で、何をすれば効率よく最終合格を果たせるか、という目的意識を常に念頭におきながら、勉学に励んだとの点は正しかったと考えている。自分としては、合格のために自分で考え工夫としたのだと思っている。それを今では受験テクニックと呼ぶのかもしれないが、仮にテクニックであっても、与えられた課題の解決のためみずから積極的に考え取り組む姿勢は、受験であれ、法曹実務であれ、必要不可欠である。一定の結果達成がなしうるのであれば、そのプロセスについては、各人の創意工夫を尊重することが、結果の成否にかかわらず、人間性の成長につながると思う。現在の法科大学院のように毎日ぎっしりとカリキュラムを詰め込み、決められた科目を受動的にこなさせることが果たして学生の全人格的成長に役立つのだろうか？ 2 法知識を習得する目的法律というものは紛争について当事者や国民が納得できる解決を図り社会平和を維持していくためのものである。「法の支配」を、字面通りに受け取り、法律が社会を規律していく規範の全てだと考えたりしてはいけないし、一般国民に法律を理解させ従わせなければならないというような考えは論外である。</p>
-------------------------	---------------------	--

				<p>国家権力が法の下にあるとしても、方は国民のためにあるのであり、国民の有する一般常識とか法感情というものが、尊重されなければならない。このような視野が欠落した法律解釈は、社会には受け入れられずほどなく見向きもされなくなる。このような考えに立ちつつ、紛争当事者とその納得を得て適正解決に導くには、実定法学はもとより、法哲学や法制史等自然科学など法学以外の面でも一定の教養を備えていなければならないし、さらにまた社会経験の蓄積により人間洞察力が培われ人格的な深みをもつのでなければ、当事者に感銘力を持って接することはおぼつかない。筆者は最近、複数の訴訟において、法学研究者と法律論の議論を戦わせたことがあった。彼らの意見は、なるほど、いずれも実定法の文言解釈や制度間の整合性に配慮したという点で精緻な解釈論ではあるものの、法の趣旨や沿革に立ち返った検討がおろそかであるように思われ、大局観点に立った先例的価値のある解釈論を提示するには程遠い内容のものであった。近時、法科大学院において、司法試験合格率を重視するあまり、大学における法学研究が極端に実定法学に偏ったものとなっているのではないかと懸念する。主としてこのような研究者教員らが指導する法科大学院で、はたして、「旧試験時代の受験テクニックによる合格者」らを凌駕するような人間性豊かな法曹を育成することができると考えているのだろうか？かつて法の民といわれた古代ローマ人は、大学には法学部を置かなかったそうである。法律を学ぶのは市民として当然のこととして、街頭で行われる裁判を傍聴することで、法知識や法感覚を身に付けたと聞く。現代でも、大学における法学研究は、基礎法学(法制史学、比較法学等)に重点を置くべきであり、実定法学の解釈運用のスキルは主として実社会において培われるべきである。法曹には、実定法学は必要であっても、そのスキルを法科大学院で習得させることは必須ではなく、旧司法試験や予備試験を通過しう程度の一定の資質がある人間であれば、実務(実務修習を含む)において身につける方が近道であると信じる。3 小括よって、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は即刻廃止すべきである。</p>
1,124	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容) 司法修習生に対する給費制の復活が必要。 (意見の理由) ・ロースクール時代に多額の借金を負っている者が多く修習生に対する貸与制は法曹志望者に多額の借金を強いる。・他の職業においても研修期間中無休ということは考え難いこととの均衡・修習中アルバイトができないことも考慮すべき。</p>
1,125	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 研修医が国のお金で研修してるんだから、修習生が研修で給料もらえないのはおかしいので、給費制復活を求めます。 (意見の理由) 研修医が国のお金で研修し、その研修した医者は国民に治療という形で還元している。弁護士も結局は、国民に人権保護という形で還元するのであるから、国費で投入されるべきである。</p>
1,126	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見内容) 経済的支援は必要であると考えます。従って、司法修習生の給与制度について支持します。 (意見理由) 結局、裕福な学生でないと弁護士になれない社会では疑問を感じますし、世の中の中核であるべき学生にチャンスを与えられる社会を求めます。また、弁護士は庶民の身近な存在であって欲しいと思います。</p>

1,127	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生の貸与制は直ちに廃止し、給費制に戻すべきである。 (理由) そもそも、なぜ貸与性にしたのか、その理由が全く理解できない。司法修習制度は、司法制度の担い手である法曹を養成する制度であり、これは当然に国家の責任である貸与制により、経済的理由から法曹を目指す有能な人材が激減している現実に向けなければならない。
1,128	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生への給付制を復活させてほしい。 (理由) 経済的な理由で司法修習生への道をあきらめることのないようにしてほしい。いい法律家を育て、日本の司法を担ってもらえる人材を育てるため、この制度は必要。人材育成をもっと長い目で見ていかなければだめ。
1,129	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (意見理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保証する給費制が必要不可欠です。
1,130	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹界の充実(とりわけ裁判官と検察官)の充実をはかるべきだと思います。
		第2	今後の法曹人口の在り方	司法試験合格者は1000人程度にすべきです。
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制を復活し、修習期間も2年間とすべきです。
			その他	検討が必要なのは、市民のために役立つ法曹をどのように養成するかということだと思います。
1,131	5/10	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	1、意見 地方の法科大学院への公的支援を一層強化充実させ、地方の法科大学院の存続を図り、教育内容を充実させるべきである。 2、理由 法曹の多様性確保、地域司法の発展は、司法改革の最重要な理念である。地方法科大学院への公的支援を一層強化充実させ、教育内容をより一層充実させることで地方の法科大学院の司法試験合格率が向上し、ひいては入学者を増加させることができることになる。法科大学院の統合等によって、地方の法科大学院を廃止する等ということになれば、前記のとおり司法改革の最重要な理念を没却することになり、司法改革そのものを後退させることになる。

1,132	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給費制を復活すべきだと考えます。</p> <p>(理由) 今回そうした立場で日々労働者、また弁護士・法律家のみなさんとも仕事を通して接する中で考えた意見を述べさせてもらいます。労働者の状態で最も強く感じることは、非正規の労働者の相談が増えていること、労働法の順守義務を無視した経営者がふえていることです。簡単に首を切られ、生活の場が奪われている、賃金が支払われない、残業代金が支払われない、業務中の事故であっても労災手続きがされない、また、会社のパワハラで精神疾患が増えているなどです。生活の場を奪われること、自ら職場を去っていく労働者、法律違反だと分かっても泣き寝入りしている人も増えています。労働組合として、未組織労働者には団結することをはじめ、労働組合法をはじめとした労働諸法制について学習の機会を増やすことも考えてきました。もちろん、労使交渉から労働争議に発展する場合もあり、労働者の権利を守る仕事は、弁護士のみなさんに協力を求めることはますます多くなっています。同時に、最近の特徴として弁護士の側からも、労働団体・奈労連に相談してみることが先だからと相談が持ち込まれることも多くなってきています。今こそ、若い弁護士にどんどん労働事件にかかわってもらいたい、ともに、格差と貧困からくる問題点、現状の解決に近づくことができると考えています。また、労働争議になる前に法律の相談を活発にし、ルールに基づく交渉を含めて解決に導くことも大変重要なことだと考えています。今、弱い立場の人は、どのようにして問題を解決することができるのかわからず、わかってても多額な金銭がかかりすぎてなかなか相談もできないと、金銭の負担に苦しみ悩んでいます。</p> <p>今こそ、若い弁護士に格差と貧困、その貧困層(さまざまな意味における貧困)の相談にのってもらえる体制の充実が課題だと考えます。弁護士と言えば、イメージとして「一生の間には事件の依頼はまずないだろうが、それでも依頼するには多額の依頼金(着手金)が必要になる」ということで、相談の前にあきらめている人も多くあります。弁護士の仕事として、今後労働者の依頼、弱い立場の人の立場に立って交渉や裁判にかかわってもらいたいと思います。若い弁護士に聞くことですが、修習期間は修習に専念しなければならない義務があること、正規に弁護士登録されるまで不安があること、その最大の理由は金銭がないとゆとりをもって勉強ができないということです。家族の負担は相当なものであり、アルバイトもできない中、家族を含めてローンを借りなければならないということが現実だということです。これまで、社会保険、生活費が保証されていたということでしたが、今回のようなままでは、金銭にゆとりのある家庭がある人しか弁護士になれないということになります。弱者を救済する仕事が多いことから法テラスの制度も生まれたということで、どの人にも等しく機会が開かれているものでなければなりません。また、その弁護をする人もどんな家計の状況にある家庭で育ったとしても等しく機会が保証されるべきだと考えます。ローンを借りればその返済に苦勞し、本来の弁護の目的、精神さえ結果として軽視されるということも生まれるのではないのでしょうか。弁護士になるための貸与制度にも反対であり、元の給付制度に戻すべきと考えます。「実務の知識や技法を身につけるには、その間アルバイト等の兼業は禁止し、実務トレーニングに専念させるため、国から給与が出ていた」ことの意義を改めて踏まえなおすべきです。改めて強調しますが、現在は、必要な生活費を貸与する制度に変わり、将来約300万円に上る貸与金を返済しなければならないこと、法律家を目指す人が経済的理由からその道を断念する事態も懸念されていると聞きます。よって労働者の実情と弁護士の実態がうまくかみ合うための制度の見直しが必要です。</p>
-------	------	----------------	-----------------	---

1,133	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>この問題を考える場合、法曹有資格者(以下法曹という)の活動領域の現状の正しい認識がまず必要である。そのうえで、近未来において活動領域が拡大しうるか否か、さらに活動領域が拡大することが国民にとって真に望ましいことなのかどうかを考えなければならない。しかし、検討会議の議論はそれらが十分に検証・分析・考察されていない。50年もの長きにわたり、法曹としての業務に携わっている者の経験をとおして考察するならば、法曹の活動領域は限定的であり、この数十年来、拡大せず、むしろ狭まっていると思われる。かつて多かった交通事故に関する損害賠償事件の大半は現在保険会社の業務になり、また不動産賃貸借をめぐる紛争も社会構造の変化により激減した。相続をめぐる紛争は少子化傾向によって減少する一方、相続業務の処理は信託銀行や税理士が市民の身近な情報をいち早くキャッチして需要に応じている。会社の大企業には、法務部があり、会社の内情に精通した法学部出身者が適宜に処理できる体制を有している。このような日本の社会構造においては、どうしても法曹でなければできない業務は訴訟事件を中心とする限定的な領域とならざるを得ず、争訟を好まない国民性もあって、その需要もまた限定的である。このような社会構造や国民性は短期に変わる可能性がないばかりか、そのこと自体が日本の社会の1つの在りようであり、国民性に根差すものでもあって、かならずしも非難されるべきものでもなく、是が非にも変革を必要とするものでもない。法曹の活動領域の拡大が社会の正義を高め、国民を幸せにするという考え方は短絡的かつ観念的であり、法曹の大量増員そのものを目的とした作為的な口実であったとしか思えない。中間とりまとめにおいて、「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」とされているが、過剰な法曹が活動領域を求めて、法的紛争を掘り起こすことに狂奔するならば、それはよりよい市民社会にとって脅威となり、大きな弊害を生む結果となることが危惧される。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>すでに法曹の過剰は明らかである。このままでは社会的な弊害が大きくなる一方である。司法改革という名の弁護士大量増員政策の誤謬をこの段階で根本的に是正することが必要である。そのためには、一旦思い切って新しく法曹資格を取得する者を減員し、すでに過剰に増えてしまった法曹が社会的な需要に吸収されるまで、その減員政策を継続する必要がある。このことは法科大学院の利害と衝突することになるが、法曹人口を適正化するためにはやむを得ないと考えるべきである。法曹の在り方が法科大学院の在り方を決めるのであって、決してその逆ではない。司法試験合格者を年間1000人に原因しても法曹人口は増え続け、過剰状態を有効に是正できない。したがって、思い切って、誤った司法改革が始まる以前の年間500～600人程度まで減員し、現在の過剰状態が次第に解消して、需給のバランスを取り戻すのを待つべきである。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>2年間の司法修習制度を復活させるべきである。この修習制度は司法試験合格者の大量増員のために、制度を維持できなくなって変容を余儀なくされたものであって、制度自体に欠陥があった訳ではない。かつての司法修習制度が非常に優れたものであったことは公知の事実である。また、司法修習生の給費制も復活させるべきである。四方を担い、国民の基本的な人権の擁護と社会正義の実現を使命・職責とする法曹の養成に国費が支給されることは十分な合理性がある。法科大学院の修了を司法試験の受験資格の原則的要件としている現行司法試験制度は、国家の行う試験として極めて異常かつ不当である。かつての司法試験は、誰でもいつでも受験することのできる国民に公平・平等に開かれた試験であった。厳しい試験ではあったが、富める者も貧しい者もそれをめざす志と努力があれば法曹になるチャンスは平等であった。その制度のもとに戦後数十年、法曹界は多様で有為な人材を集めてきた。しかるに現行制度は、予備試験という例外はあるにせよ、法曹を目指す者は修学の期間が長く、経済的な負担も重い法科大学院への入学を余儀なくされる。</p>

				この法科大学院を中核とする法曹養成制度は、当初の制度設計の誤りから、今、多くの矛盾に直面している。法科大学院の修了を司法試験の受験資格の原則的要件とする制度はすみやかに撤廃し、公平・平等な開かれた司法試験に戻すべきである。ちなみに、受験者が予備試験へ流れるのを防ぐために、予備試験の要件をさらに厳しくする方策が考えられているとも聞かすが、矛盾を矛盾で糊塗するような方策は問題の解決にならないばかりか、混迷を深めるばかりである。法曹人口と法曹養成制度が適正化した場合、法科大学院の存亡が問われることになるが、今後、法科大学院は、国の支援のもとに、それぞれの大学が独自の在りようを模索していく以外に道はないと思われる。法科大学院の生き残りのために、法曹人口や法曹養成制度の在りようが歪められることは本末転倒であって許されないことを強調しておきたい。
1,134	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきです。 (理由) 貸与制になってから借金を抱えて弁護士になる人が増え、自分の生活不安を抱えた状態で、困っている市民のために働く余裕があるのか不安に思います。市民の味方になる弁護士を育てるためにも、給費制を復活するべきです。
1,135	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 貸与制には反対であり、直ちに給費制が復活されるよう求めます。 (理由) ・司法修習生は奨学金を借りている場合が多く、重い借金を負担させることになる。・経済的に見合わないものの、権利保障のために対応が必要な事件に取り組むことが難しくなる。
1,136	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見) 経済的な裏付けがある活動領域かどうかが大重要である。そもそも、「法律による解決＝善」という考え方が問題である。 (理由) これまで開拓されていなかったということは、経済的に割に合わないということであろう。経済的な裏付けも無くそんなところに活動領域を広げるべきというのは、単なる精神論に過ぎない。また、法律による解決が善いと考えること自体、法曹の傲慢である。我々は欠陥商品売っているのであるから、「2割司法」でも十分である。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見) 司法試験合格者は、今すぐにでも1000人以下とすべきである。 (理由) 法的需要が増大すると考える根拠が不明である。裁判所の新受件数は、2003年をピークに減少を続けている。2009年の件数は、2000年の件数よりも大幅に減少している。その中で、民事法律扶助によらない本当の意味での有効需要は、さらに少ないはずである。弁護士過疎地の解消のためには司法試験合格者1000人で十分過ぎる。現状が就職困難となっているのは明らかであるから、需要と供給の適正化を考えるならば、1000人以下とすべきである。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見) 法科大学院を中心とする法曹養成に反対。 (理由) 厳しい司法試験を突破して司法研修所および実務庁での司法修習で実務の基本を体得し、その後、弁護士であれば法律事務所に就職してオンザジョブトレーニングを経験する。3年過ぎ、5年過ぎて、一応、弁護士としてやっていけるようになって、日々の研鑽を怠らない。これがプロセスとしての法曹養成である。合格者増加とセットになった法科大学院制度は、これを全て破壊した。だいたい文部科学省・法科大学院が法曹養成の中核になること自体がおかしい。今後、改善を期待することも困難である。

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)認識には概ね賛成であるが、そもそも法科大学院制度に未練がある点で誤っている。 (理由)認識は良い。合格者の増大に伴う就職難と高額な学費負担を強いられているにもかかわらず司法試験合格が不確実な法科大学院であれば、有能な人材が挑戦すべきでないと考えるのは当然であり、この間、法科大学院の受験者が激減したのは当然である。また、実際、司法試験や二回試験の合格レベルを落とし続けてきたといわれている。合格者2%当時の旧試験が志願者を十分に確保していたのは、司法試験合格＝法曹になることに魅力があったからだ。端的に言えば、カネになったということだ。司法試験合格者を減らして資格に希少価値が出れば、却って有能な人材を確保しやすくなる。人材の多様性も同様で、弁護士になったとき、自らのバックグラウンドがセールスポイントになると思うのなら、放って置いても多様な人材が確保される。人為的に対処すべきではない。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を維持する前提からして反対 (理由)司法制度を担う法曹養成は国の責務であり、給費制は絶対に必要である。予算のことを考えるのであれば、法科大学院の廃止、司法修習生の数の減少で足りる。今後も貸与制を続ける、つまり弁護士の職務の公益性を否定していくのであれば、この財政難の時代に無理して法曹養成に国費を使うこともない。法科大学院制度もろとも、司法試験制度もなくしてしまったらどうか。
		第3 2	法科大学院について	(意見)検討に値しない。 (理由)法科大学院制度という「国体」を護持する前提に反対。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限自体を撤廃すべき。 (理由)制限する理由に合理性がない。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)考え方に反対。 (理由)法科大学院関係者の言い分には全く説得力を感じない。法科大学院卒業を受験資格から外せば、不合理を根本的に解決できる。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)内容を充実させるのは良いが、環境面に無理があると思う。 (理由)現行1年間の修習の内実は極めて貧乏なものになっている。ウチの修習生を見ていると、弁護修習の2ヶ月間はあっという間で、成果がどれだけ上がっているか疑問である。ほとんどの修習生は就職難の現実と直面して学習に打ち込むことが困難になっている。司法修習の内容を充実させるためには、その前提を整えるべき。つまり、合格者を減らして就職状況を適正化し、給費制とし、修習期間を1年半ないし2年に戻し、前期修習を設けるべきである。
1,137	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)合格者を1,000人～1,500人に減らすことを条件として、給費制に戻すべきである。 (理由)国民の理解を得るために、従前の人数にまで減少させることを条件として給費制を訴えるべきである。人数と給費制との議論は別であるが、人数を減らせば給費制による国民負担も減ることになるから、ただ単に給費制を訴えるよりも効果的である。給費制を第一に考え、有用なものは使うべきである。
1,138	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべきと考えます。 (理由)法曹の質の確保のためには司法修習は必要なものです。そして、司法修習に専念できる環境の整備も必要です。そのためにも、修習中の費用の負担と生活の保障は、国家の責務であると思うからです。

1,139	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきです。 (理由)借金をしなくては法律家になれない制度では、お金持ちの子供ばかりが法律家になってしまいます。お金がない人は、奨学金を利用し、アルバイトをし、さらに修習費用まで貸与制になったら、法曹を目指せません。国が責任持って法曹家を支えるシステムを援助すべきです。
1,140	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)合格者3000人目標の撤回のみではなく、1000人程度とする旨のより具体的な提言が必要である。 (理由)弁護士需要の大幅な増加の見通しのない現状で法曹人口を急激に増加させることは無用な混乱をもたらし、司法制度そのものを悪化させることとなるので、無理の少ない増加をめざすという意味で合格者数を1000名程度とすることが望ましいと考える。
1,141	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国の責務と思います。司法修習生を修習に専念させて修習をより充実したものにするためにも、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保護する給費制が必要不可欠だと思います。
1,142	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習を義務づけ、兼業禁止とする以上、生活保障は必要。 (理由)制度設計の問題であるが、弁護士になってから多額の借金を返済しなければならないとすると、金もうけのために働く弁護士が増え、市民のため、ボランティア的な仕事(刑事、民事扶助等)を行わなくなってしまう。
1,143	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責務であり充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は不可欠である。そのためにはロースクール制度と合格者数を見直し冗費を給費費用に回し、法曹の質を高めて国民の信頼を回復すべきである。
1,144	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年、給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

1,145	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験の合格者は毎年1000名程度とすべきである。</p> <p>(理由)司法試験の合格者数が2000名を超えるようになったが、実際のところ、法曹に関する需要拡大はほとんどなく、また弁護士が大幅な過剰状態にある。また、司法修習修了者について、就職難の状況は厳しさを増しており、弁護士未登録者も増大している。さらには、就職難に伴い、司法修習生が就職活動に追われ、司法修習義務が疎かになる上に、開業の際にも、いわゆる即独やノキ弁、宅弁と言った形での開業を強いられ、先輩弁護士からの十分な指導を受けられる体制がとれないことで、OJT不足の問題が生じてしまう。また、弁護士人口は増加したが、民事裁判の新受件数や弁護士会に対する法律相談の申込件数は減少し、期待された企業内弁護士や地方自治体や官公庁からの弁護士需要も伸び悩むなど、業務の新規開拓は進んでいない。本来、弁護士は、国民の憲法上の人権を守るべき立場にあるが、弁護士急増により個々の弁護士の収入は減少し、またOJTの不足により実務経験不足の弁護士が事件を担当する機会が増えていくことで、適正なリーガルサービスの提供が困難になり、国民の人権擁護を十分に果たせなくなる可能性も大きくなる。</p> <p>これにより弁護士への信頼も失墜し、ひいては司法制度自体への信頼が損なわれることになってしまう。2001年の司法制度改革審議会意見書において、弁護士人口については5万人とすることが1つの目安とされているが、合格者数が1500人だと、シミュレーションの結果によれば2027年には5万人を突破し、6万6000人に達することが予想される。これに対して、合格者を1000人とすれば、最終的に5万人で均衡することになる。よって、上記のような弊害を除去することや、司法制度基盤の整備が今後行われていくことに照らし、特にOJTの機会を十分に確保するためにも、早急に司法試験合格者を1000名程度に引き下げるべきである。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制を過去にさかのぼって復活させるべきである。</p> <p>(理由)現在法曹志望者数が大きく減少しているが、これには、経済的負担の重さが大きな理由となっている。法科大学院の学費の負担が大きく、そのために司法試験合格までに大きな負債を負ってしまう志願者が多く中で、さらに司法修習生の給費がなくなることで、さらなる経済的負担が発生している。そもそも、司法改革の目標は多様な人材を法曹界に入れることであったはずだが、現状は、明らかにこの目的に反した状況になっている。そればかりか、法曹という司法権の担い手の養成には、国が責任を持つべきであるが、その養成の費用を支給せず、司法修習生に無収入を強いる現在の制度については、その合理性自体に疑問がある。このような状況から、当然給費制は復活させられるべきであるが、将来のみではなく、司法修習生に対する公平な経済的配慮の観点から、過去にさかのぼって給費制は復活させられるべきである。</p>
1,146	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は給費制に戻すべきです。</p> <p>(理由)貸与制では、裕福な人しか弁護士になれなくなってしまうのではないかと不安に思う。お金がないと成れない職業であってはならないと考えるので、給費制に戻すべきだ。</p>
1,147	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	活動領域そのものは多々あると考えるが、実績がないところに雇用や需要は生まれにくい。これから少しずつ増えていくのであり、受け皿ととらえるには違和感がある。
		第2	今後の法曹人口の在り方	くえるか否かではなくOJTの機会が減れば、かえって質が低く市民のニーズを受けとめることはできないことに留意する必要がある。

		第3	法曹養成制度の在り方	現時点では、金銭面、時間、いずれも投下資本にみあわない状態である。また、やはり教育機関としては、研修所が一番すぐれている。
1,148	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習の費用は給費制にすべきだと思う。 (理由)1000万近い借金を抱えたら、金にならない仕事はうけない弁護士が増える気がする。市民の味方になる弁護士を増やすためにも、給費制を復活させるのがよいと思う。
1,149	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)研修医には、研修費を支給しているのだから。
1,150	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)研修医には研修費を支給しているのと同じ扱いをお願いします。
1,151	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給すべきです。 (理由)弁護士の年収の少ないのを知った。弁護士を目指す人が減っては良くない。
1,152	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給すべきです。 (理由)研修医にも研修費を支給しているのですから、研修習生にも支給すべきです。
1,153	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の方々にも研修費を補助できるよう支給をお願いします。 (理由)研修医に支払いされているのになぜ司法修習生にはないのか。研修費を支給してください。
1,154	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)研修医の方々にも研修費を支給しているのだから、少しでも経済的な基盤を補償してあげたい。
1,155	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも、研修費を支給して下さい。 (理由)研修医に研修費を支給しているのだから弁護士の修習生にも支給して下さい。お金をもっている人しか弁護士になれないのでは、せっかくの才能も無駄になり、不公平です。援助の必要な人にはしっかり払って下さい。
1,156	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を前提とせず、給費制に戻すべき。 (理由)司法試験に合格し、裁判官・検察官・弁護士となる方々の修習期間についてはどんな職業であれ働いているのだから国費で給与を支給し、修習に専念してもらうべき。法曹界の充実のために。

1,157	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大に対する社会的ニーズが存在しないことは明白であり、法曹有資格者の活動領域拡大の必要性はない。</p> <p>(理由)中間的取りまとめは、あくまでも法曹人口を過剰に増加することを前提としており、その発想そのものが誤りである。司法改革が始まって12年以上が経過するが、法曹有資格者に対する社会的ニーズは認められていない。マスコミ等にて「潜在的ニーズの存在」が取り上げられる傾向にあるが、「潜在的ニーズの存在」なる抽象的な文言に留まり、未だ具体的なニーズの存在に言及しないこと、社会的ニーズが存在しないことの証左である。また、企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大には、必ずしも法曹資格が必要なわけではない。企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域に進出するために法科大学院の多額の学費等経済的負担と時間をかける人は少ない。福祉分野、刑務所出所者等の社会復帰等については、弁護士の関与よりも、むしろ行政にて、弁護士の関与を不要とする程度の制度を積極的に構築していくべき分野である。行政の対応が不十分な現時点においては、弁護士が関与せざるを得ない状態が続いているに過ぎず、そのような状態を拡大させることは、行政の怠慢とも言い得るものである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)年間司法試験合格者数は500人にすべきである。</p> <p>(理由)弁護士の仕事を習得するためにオンザジョブトレーニングは必要不可欠であるところ、これまでに就職できなかった弁護士が滞留している。弁護士の社会的ニーズは経済的・社会的ニーズ等により左右されること、今後、未曾有の少子高齢化社会が到来する我が国社会において弁護士や法曹有資格者のニーズは、益々減少することが見込まれる。実際、事件数は減少する一方である。需給バランスを失った弁護士の供給を続ければ、弁護士による消費者被害が発生しかねない。現に、弁護士による不祥事が多発し始めている。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験受験資格要件から撤廃すべきである。</p> <p>(理由)法科大学院修了を受験資格とすることにより、法曹志願者にとっては、法科大学院修了までの時間及び経済的な負担が増すことになった。そのため、そのような時間及び経済的負担に耐えうる者しか法曹を志すことができなくなった。法科大学院を受験要件とする限り法科大学院は法曹志願者にとっては参入障壁にほかならない。また、「プロセス」としての法曹養成は、司法試験に続く、司法研修所におけず司法修習を充実させることで充分可能であり、法科大学院を必要とする理由にはならない。</p>
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法曹志願者の減少の主な原因は、司法試験合格率ではなく、法科大学院修了を受験資格としていること、及び、司法試験合格後の弁護士としての就職率の低下によるものである。具体的な方策としては、まずは法科大学院を受験資格とすることを撤廃すべきである。</p> <p>(理由)旧司法試験においては、合格率が約2パーセントであっても志願者は増加していた。法科大学院修了のために過大な時間及び経済的負担を課せられることこそが、志願者減少の要因である。また、かような多大な負担を伴い、法曹資格を取得したにもかかわらず、弁護士志望者の就職は困難を極め、弁護士登録を諦める者も年々増えつつある。払った負担に見合った効果が得られない現状を知った上で、法曹志願者が増加するわけがない。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における貸与制を廃止し、給費制を復活させるべきである。 (理由)貸与される奨学金制度を充実させても、現状の弁護士としての就職状況に鑑みれば、法曹資格取得後に返済できるだけの資力が得られない可能性が十分ある。奨学金という名の多額の借金を背負った法曹資格者、特に弁護士は、借金返済のために、本来の職務である社会正義に反した職務に関与せざるを得ない状況に追い込まれる可能性が十分考えられる。そのような状況は、国民の人権擁護に著しく反するものである。
		第3 2	法科大学院について	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格から撤廃すべきである。法科大学院制度をあくまで前提としていること自体が誤りである。 (理由)前期記載のとおり、法科大学院を受験資格としている限りは、法科大学院は法曹志願者にとっては参入障壁でしかない。また、法曹養成の中核は、司法修習制度、及び、オンザジョブトレーニングである。
		第3 3	司法試験について	(意見)司法試験の受験回数制限を撤廃すべきである。予備試験制度の廃止や受験資格制限を設けることには反対である。 (理由)司法試験受験を継続するか否かは極めて個人的な問題であり、自己の人生をどう生きるかは、個々人が自由に選択すべきものである。受験回数制限は法科大学院制度存続のため以外に理由がない。教育効果が薄れるというのであれば、教育効果が薄れるような法科大学院における教育内容こそが問題である。また、予備試験制度の志願者が増加しているとすれば、まさに現在の法科大学院制度が参入障壁となっていることの現れである。法曹志願者の多様性確保のためには、むしろ予備試験制度の促進をすべきである。
		第3 4	司法修習について	(意見)前期修習を復活させるべきである。法曹養成は司法修習において一元的に行われるべきである。 (理由)法科大学院教育は司法試験合格前に行われるため、合格こそが第1の関心事である法科大学院生にとっては、試験科目以外については関心が高くなく、負担でしかない。そのような状態でいくら教育を行っても、教育効果を上げることは困難である。司法試験合格後、前期修習を行うことで、実務に当たるための導入教育を行う方が教育効果は高い。
1,158	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきである。 (理由)1. 医師の卵である研修医との不平等、不均衡。 2. 貸与制であると経済的支援が受けられない修習生は、不本意にも多額の借金をする。その後弁護士登録をして働き始めたとしても、借金を返済するための手段として安易に”金になる事件”、例えば過払返還請求事件だけや専門外の事件まで受けるなどして、本来の市民の法的利益が受けられなくなる懸念がある。修習に専念できないことで専門的知識があるとされる。弁護士の質と品位の低下も規定され、早急に国は給費制に体制を整え直すべきである。

1,159	5/10		<p>政府の法曹養成制度検討会議が中間的取りまとめ(案)を公表した(「以下、「中間的取りまとめ」という。)。今後、パブリックコメントに付された後に最終的な取りまとめが行われ、これを踏まえて法曹養成制度関係閣僚会議が政府としての措置を決定するものとされている。「中間的取りまとめ」は、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度の在り方という、法曹養成制度及びこれに関連する法曹の在り方に関わる重要事項についての検討結果を取りまとめたものである。しかし、「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」(平成23年2月10日、以下「1000人以下決議」という。),「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の見直しを求める決議」(平成25年2月8日、以下「法科大学院制度見直し決議」という。)を行ってきた当会としては、「中間的とりまとめ」の内容は極めて不十分と言わざるを得ない(両決議については、当会のホームページ■■■■■を参照されたい)。</p>
		第2	<p>今後の法曹人口の在り方</p> <p>「中間的取りまとめ」は、司法試験の年間合格者数3000人という数値目標は現実性を欠くと認めたものの、これに代わる数値目標を示さなかった。毎年2000人以上もの司法試験合格者が生まれて司法修習生の就職難が年々深刻化し、弁護士の経済的基盤の悪化も報道される一方、法科大学院の経済的、時間的負担、20%台の合格率といわゆる三振制などの問題が山積し、法曹志願者にとって法科大学院へ進むことが大きなリスクとなっている。法科大学院適性試験の受験者は、制度開始時の6分の1にまで減少し、今年の法科大学院入学者も2698人にまで減少したが、現在の状況下においては当然のことであろう。司法試験合格者2000人強でこのような歪みが生じており、3000人という数値目標が非現実的なのは今さら言うまでもないことである。当会の1000人以下決議では、司法試験合格者について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とすることを求めていたが、その後2年を経て更に状況は深刻になっている。現状から1~2割程度の減員では問題解決など望むべくもないのであり、最終的取りまとめにおいて、司法試験合格者を直ちに1000人以下にするとの具体的な数値目標を掲げるよう強く求める。</p>
			<p>法科大学院制度の改革について</p> <p>「中間的取りまとめ」では、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方策を強化するという内容等を提言するにとどまっているが、法曹志願者減少など前記諸問題の抜本的解決に繋がる内容とは思われない。当会は、「法科大学院制度見直し決議」において、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」には構造的欠陥があり、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保の観点から有害であるとして、法科大学院の修了を司法試験受験資格としないことを求めたが、本年2月23日に埼玉弁護士会、3月29日には札幌弁護士会も同趣旨の決議を行った。このような受験資格制限撤廃は、法曹養成制度検討会議の和田吉弘委員も言及するところであり、現在の法曹養成制度を改善するための有力な意見の一つである。この点につき、「中間的取りまとめ」は、「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」などとして切り捨てているが、法科大学院教育が全体として十分な成果を上げているとは言い難く説得的ではない。現在の法科大学院制度をいかに残すかではなく、法曹養成制度を将来に向けていかに立て直すかという観点から検討すれば、受験資格制限の撤廃以外に選択肢はないものとする。</p>
		第3 3 (1)	<p>受験回数制限</p> <p>「中間的取りまとめ」は、これを維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制度を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討するとしているが、「1000人以下決議」で、受験回数制限撤廃を訴えた当会としては到底容認できない。かかる不合理な制限は早急に撤廃されるべきである。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	「中間的取りまとめ」は、貸与制を前提としており、「1000人以下決議」、「法科大学院制度見直し決議」のいずれにおいても、給費制の重要性を訴え、その存続、復活を訴えてきた当会としては強く反対するものである。国民の人権擁護のため司法基盤を整備するのは国の責務であり、その意味で法曹養成のための給費制は必須である。したがって、司法修習生に対する経済的支援は給費制を前提としなければならない。「中間的取りまとめ」は、当会が「法科大学院制度見直し決議」で懸念していたとおり、法曹養成制度の抜本的改善策とは程遠いものであった。パブリックコメントを通じて厳しい意見が多数寄せられることは必至であると思われるが、今後このような国民各層からの意見を真摯に受け止め、「中間的取りまとめ」を抜本的に改めて、現在の法曹養成制度の歪みを是正し、国民の人権擁護に資するべく、実効性のある最終取りまとめとするよう要望する。
1,160	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきである。 (理由)・ロースクールでの経済的負担に加えて、貸与制による将来の経済的負担を強いられる現在の司法修習制度では、有能かつ情熱あふれる人材が集まらなくなってきた。・また、修習中は、広く社会の見聞を広めたり、様々な活動に参加することが将来の実務にとって貴重な経験になるが、経済的理由から活動が制約される現状も既に発生しており由々しき事態である。一刻も早く給費制を復活させることこそ国にとって重要であり、十分国民の理解を得ることは可能である。
1,161	5/10	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見) 枠内に「○地域適正配置の理念に沿って、地域に根差した専門職業人養成機関である地方法科大学院については、適正な公的支援策を講ずべきである。また、夜間法科大学院についても、多様な人材、社会人からの入学機会を保障するため適正な支援策を講ずべきである。」の主意を活かした文章を追加し、さらに(検討結果)欄中に「地方法科大学院及び夜間法科大学院は、全国の地域の持続的発展、地方自治を専門職業人養成によって保障し、また社会的経験のある多様な層からの人材養成を確保するものであることから重要な役割を担っている。これらの諸特徴をもった法科大学院については、一律の公的支援見直しから除外し、財政面での支援、配慮を行う必要がある。」の主意を活かした文章を追加すべきと考えます。 (理由) 1. 今日の法曹養成制度の基本構想の原点は、司法制度改革審議会意見書に示された諸項目の実施にあります。そこでは、社会生活上の医師とも表現された法律専門家が、掛け替えのできない一回きりの人生を日々の生活者として送る人々に、全国遍く手を差し伸べることができる新しい国際化の中での日本社会の在り方と人的な関係を示すものでした。このことは、今日でも基本的に変化はなく、むしろ重視されるべきことです。したがって、多様な社会生活を送る人々に対しては、多様な法曹の養成が不可欠であり、このことにつき、つぎの一文が示されていました。「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間法科大学院の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう」に努めるべきと。 2. 私が市長として行政を担当する浜田市は、司法制度改革審議会が設置され、意見書をまとめる過程で、委員の皆様、司法過疎の現状につき、視察していただき、意見交換の機会を持っていただきました。日本弁護士連合会は、当時、弁護士過疎(「ゼロワン地域」)の浜田市の状況から、日本で初めての「ひまわり公設法律事務所(国弘正樹弁護士)」を配置されました。市民に法的問題を身近に相談・解決してくれる法律専門家の存在は、市民に一条の光明を齎しました。また、前記意見書は、全国適正配置で法科大学院が設置されることを示し、これに沿って、2004年に島根大学の大学院に法務研究科(山陰法科大学院)が設置されました。

				<p>私は、その間、山陰法科大学院の設置促進のために企画されたシンポジウムにパネリストとして参加し、また山陰法科大学院設置促進期成同盟(2002年)に加わり、地方の司法過疎の解消と行政への法曹の参画の必要性を訴えてきました。それは、自治体の首長・担当者として、都市部ではない身近な地域の分かる法律家の必要性を行政裁判事案で痛感したことから、やむにやまれぬ思いで山陰地域に法曹養成教育機関の設置を願ったことにもよります。3. 本浜田市からも、山陰法科大学院に進学する市民の子弟も生まれてきており、他日、山陰の司法過疎を解消し、また行政へ法律専門家として力になれることに、市民と子弟は希望をつないでおります。山陰地域は、他の地方地域と同様、人口減少に依然として歯止めがかからず、その理由の一端に子弟・子女の高等教育機会を得るための都市部への人口流出があります。地方における司法過疎を食い止め、地域・地方自治を高めるためには、地方に育った子弟が高等教育及び専門職業人養成まで整備、完結しておくことが不可欠と思うのです。高額な教育経費、生活費の過度の負担をすることなく、安心して生育した地域で専門職業人養成教育が受けられることは、しっかりと保障されてしかるべきことだと考えます。また、</p> <p>夜間法科大学院は、社会的経験を積んだ、あるいは積みつつ、多様な人材を法曹に受け入れ反映し、多様な国民の信託に応えるためには、法曹養成教育で配慮して存置すべき重要な柱となる制度であることから、その存続のために十分な財政的支援と配慮が必要です。4. 山陰法科大学院は、3年制の法科大学院として、地元の島根・鳥取両県の経済界、自治体、法曹界、司法・行政書士会、教育界等の各界の人々によって構成された、前述の山陰法科大学院設置促進期成同盟の要請に応える形で設置されました。今日、地方の法科大学院の厳しい状況の中にあつて、この期成同盟の会長であつた丸磐根氏を筆頭呼びかけ人として、山陰法科大学院の存続・発展アピールが、両県知事をはじめ、各界の人々26名によって出されており、私もその呼びかけ趣旨に賛同しております。そこには、如上のごとく、山陰地域、とりわけ専門職業人養成機関である山陰法科大学院への思いがあるからです。山陰法科大学院は、履修科目の「地域と法」などに見られる特色あるカリキュラムの教育実践によって、地域に根差した山陰法科大学院を修了した者のうち、18名の司法試験合格者は半数が、山陰地域で弁護士として活動しています。また、「地域と法」科目のフィールドワーク地として、浜田市にある島根あさひ社会復帰促進センター(PFI刑事施設)を選び、レポートを完成させたことを聞いております。(山陰)地域で育ち、地域に学び、地域で活躍する法曹養成教育、プロセスとしての地域に根差した教育こそが、入学者、司法試験合格者数が少なくとも、着実にやられることが地方自治の時代には、とくに意識的に追及されるべきと感じております。地域に根差した法曹の人材養成機関として、司法制度改革審議会意見書の理念に沿って、人材を輩出してきた地方の法科大学院が、また夜間法科大学院が存続・発展できるよう慎重な配慮が行われ、そのための措置が講じられるべきと考えます。</p>
1,162	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する経済的支援として、給費制を全面的に復活させるべきである。</p> <p>(理由)司法修習期間中は、修習専念義務があり、アルバイトでさえも兼職が禁止されている以上、その間の生活費を保障するべきである。国家が個人の職業を得て生計を立てることを禁止しておきながら、生活費を借り受けることを強要することは妥当ではない。一般企業の研修期間中であっても(すなわち、企業の売上に結びつくような能力のない段階でも)、企業はきちんと労働者に給与を支払っている。また、私は新第64期司法修習生として、司法修習開始直前になって給費制が復活するという恩恵を受けた。私の実家は、私が17歳の時に父が無くなり、それ以来母子家庭であつた。必ずしも裕福ではなかったが、母は子どもの教育にきちんとお金を掛けてくれ、法科大学院を卒業することもできた。ただ、学部卒業後にまで、親に全面的に生活費を頼ることはできないので、奨学金を借入れ、週3~4日アルバイトをしていたこともある。奨学金の残債務額は、現在でも180万円ほどある。これらの奨学金に加えて、修習中の生活費も貸与制ということに</p>

			<p>なれば、弁護士の業務開始当初から、かなりの金額の返済義務を負うことになり、精神的及び経済的なプレッシャーを負うことになったと思われる。現在の司法修習生に対する生活費の貸与制は、修習生が法曹となった後、貸与額の返済が可能である(＝そのくらい余裕がある程度に仕事がある)ことが前提になっている。しかしながら、現在の和髙弁護士を取り巻く経済状況は必ずしも余裕があるわけではない。この点については各種データが出ていると考えられるので、2年目の弁護士である私の実感するところを述べたいと思う。現状では、仕事の「数」がないわけではないが、そのほとんどが法テラスの代理援助(経済的に余裕のない方であっても、法テラスに弁護士費用を立て替えてもらえる制度。そのほとんどは、着手金も私選の場合と比較して半額程度の法テラスによる基準で決められている。)を利用したものであり、実際の収入額は多くなく、「ここまでやっても、この程度しかもらえないのか。」という気持ちになることも多い。月に100万円の「売上」を確保しようとする(いわゆる「イソ弁」で、「収入」に見合う売上はこの程度である。)、最初は着手金のみが収入であるから、ひと月に8～9件程度の法テラスの代理援助事件を受任しなければならない。しかし、近時の弁護士数の増加により、新件の受任機会は減少していることから、この程度の事件を受任するのはかなり困難な状況である。それでも、今まで弁護士費用が支出できなくて、弁護士の利用を躊躇していた方が、弁護士を使って紛争解決することができるよう、なるべく多くの事件を、代理援助を使って受任しているのが現状である。今はこのようなことができているけれども、次の世代やもっと後の世代はどのようなようになってしまうのだろうか、そうなったときの自分は大丈夫だろうか、という不安に駆られるときもある。このような若手弁護士の意見を、新氏に受け止めていただきたい。以上より、司法修習生の生活費を貸与制とすることについて、合理的理由はないし、貸与額を返済していくことが可能であるという立法事実もないのである。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育		<p>(意見)未修者については、法科大学院における選抜制度を廃止し、既修者のみの選抜制度にすべきである。</p> <p>(理由)法科大学院において、「未修者」と「既修者」に選抜制度が分けられた趣旨は、多様な人材を確保するため、社会人経験者等の法的知識のない者を、「未修者」として法科大学院に入学させることにあったものと考えられる。しかしながら、現在の司法試験の受験区分からも明らかなどおり、「未修者」にも法学部出身者が多数含まれており、そのなかでもほとんどが社会人経験等もなく、学部からストレートに法科大学院に進学した者である。現在の弁護士業界における就職難や、司法試験の合格率の低下により、国家資格としてのうまみがなくなった結果、現在働いている勤務先を辞めてまで、司法試験に挑戦しようとする社会人経験者はもはやいないものと思われる。</p> <p>そして、1年でも多く勉強期間を確保したい法学部生と、1人でも多く入学者を確保したい法科大学院の利害が合致し、「未修者」における本来の多様な人材の確保という趣旨は形骸化し、学部からストレートに法科大学院の「未修者コース」に進学する者を増加させているものといえる。このような形骸化した「未修者」について、法科大学院における選抜制度を維持しておく必要はないし、そもそも法学部出身であっても法的素養は身につけているはずの者に対して、特別な教育を施す必要もない。したがって、法科大学院における未修者の選抜制度を廃止し、既修者のみの選抜制度にすべきである。</p>

1,163	5/10	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)法科大学院を設置した本来の目的を見ると、各大学が学問的研究のために設置することではなく、わが国の法律家を育成することを目的としているのであるから、国が積極的に指導者を準備し、地方にも同等のことができるように協力すべきで、各大学になげて、基準を充足しない大学を廃校にするのは、誤りである。</p> <p>(理由)大学院と言う名前はあがるが、本来は、法曹の養成機関である。従って、全国に存在する大学院での教育内容や、進級・卒業レベルは同程度であることが求められるはず。また、地方の人のために地方に大学院を設置する以上、それらの内容を維持する責任は、大学だけでなく、国の責任でもある。同レベルの教育を実施するために、地方の大学だけでは、人材・費用の確保が困難なら、国が肩代わりしてでも援助するのが理屈である。大学院の定員は、地方の実情にあわせて、決めれば良いこと。制度を設けておきながら、何らの人的・経済的支援もせず不適合という判断をすることは、国としての責任を果たしていない。</p>
1,164	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)司法修習生に対して、修習期間中は、修習に専念してもらい、生活や移動のための費用を含めて、それらの資金を給付すべきである。</p> <p>(理由)裁判官・検事・弁護士は、日本の司法のために、経済的な理由によることなく、国民の中から優秀な人材を確保できる制度にしておく必要がある。試験に合格しただけでは、裁判官等にはなれなくて、更に実務の経験を積むことを条件としているのであるから、国が求める専門家であれば、国が費用を負担するのは、当然の理である。</p>
1,165	5/10	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養 成	<p>(意見)法科大学院制度を残すのであれば、少なくとも東京・大阪以外の地方都市に設立されている法科大学院については、バランスをとって残すようにするべきである。</p> <p>(理由)大学院で勉強した者の中から、法曹資格者を出したいという以上、入学者が少なくとも、地方でそうした教育を受けられる仕組みにしておかないと、地方の優秀な人材を確保できないからである。また、予備試験があるといっても、大学院に行けない人のための制度であり、本来的には、大学院に行くことが制度の趣旨であるとするなら、矛盾することを実施していることになる。矛盾を避ける意味でも、本来の趣旨からしても、地方にできるだけ法科大学院を残しておくべきである。</p>
1,166	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)司法修習生を修習に専念させる為に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要だと思えます。</p> <p>(理由)貸与制になってから多い人は1000万円も借金を抱えて弁護士になると聞いたが、自分の生活も大変な人が困ってる市民のために働く余裕があるのか不安である。弁護士になった人全員が稼げるわけでもないのにお金を返せない人も出てくるのではないのでしょうか。司法修習を国から義務づけているなら給費制が必要だと思う。</p>
1,167	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)貸与制ではなく、以前の給費制に戻さないと法曹を志す人で一般の人がいなくなってしまうと思えます。</p> <p>(理由)法科大学院まで修了するのにもお金がかかるのに、司法修習を無給で1年間できる若者はいません。将来法曹を志す人間があきらめざるをえないような今の制度では日本の将来が本当に心配ですし、自分の子供が検事になりたいともし言ってもサポートしてあげられる自信がありません。優秀な人間、法律に従事するにふさわしい人間に日本の法曹を担ってもらえるよう、是非お願いします。</p>
1,168	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)貸与制に反対です。</p> <p>(理由)法曹を養成するのは、国家の責任であり、お金も出すべきです。司法修習生を修習に専念させて、充実した修習を行うためには、修習に必要な費用と期間中の生活を保障する給費制が不可欠です。</p>

1,169	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制に反対です。 (理由)法曹を養成するのは国家の責任だと思います。弁護士、裁判官等を研修に専念させ、充実した司法修習にするためには必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
1,170	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制には反対です。 (理由)一般企業の新入社員研修は企業が金銭を負担して社員を教育しています。しかし、修習生だけ負担をしなければならないのはおかしいと思います。情熱を持った若い人材が金銭的理由で法曹を目指すことをあきらめなければならない世の中なんて不公平です。
1,171	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制に反対。 (理由)金銭的理由で職業選択の道が実質制限されてしまう現状の先には、法が一部の人間の物になる危険性と隣り合わせの不安を感じる。
1,172	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制では対応として不十分！ (理由)資金面でも無理があり、モチベーションの低下につながる。
1,173	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)弁護士人口の急増はよくない。合格者数を現状より、大幅に減らすべきである。 (理由)今後も急増が続くと過当競争が激しくなり、弁護士の質が下がります。アメリカのような極端な訴訟社会になるのは困ります。
1,174	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の年間合格者数を1,000人～1,500人まで減らすべきである。 (理由)現在の制度では、法曹になるための費用が多額である一方、合格者が多すぎるため就職難が生じている。その結果法曹志望者が激減しており、合格者のレベルは益々下がるものと考えられる。これは、司法サービスを利用する国民にとって大きな不利益である。また、訴訟事件数は増えておらず、予想されたような弁護士に対するニーズはない。司法試験の合格者数を年1,000人～1,500人にしても弁護士の人口は増加していくものであり、合格者数を至急減らすべきと考える。
1,175	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を至急復活させるべきである。 (理由)法曹になるための経済的負担の大きさが法曹志望者の減少の大きな原因と考えられる。日本がより貧しい時代から、法曹養成は国が行ってきたものであり、司法修習生には給費が支給されてきた。法曹に優秀かつ多様な人材を集めるためにも給費制は必要である。貸与制を維持しながら修習専念義務を見直すというのは、本末転倒である。
1,176	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	本来は、法曹養成制度改革前に、十分に検討して、改革すべきところを、今になって検討するとは、どの様な感覚なのか理解できない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	現状でも今後の人口減少社会となることを考えると極めて悲観的である。通常会社であれば破綻一直線である。

		第3	法曹養成制度の在り方	旧司法試験の何が悪かったのか全く理解できない。法科大学院は廃止すべきである(廃止しなくても自然死となると思われるが・・・)。
		第4	その他	今更であるが、制度改革は完全に失敗した。今後も有意な人材はこの分野に来ないであろう。
1,177	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)弁護士となって2年8ヶ月になります。おからの就職難から即時独立いたしました。言うまでもなく、あまりに拙速な法曹増員が原因で私のように修習終了後、勤務先が見つからないまま、実務の場に投げ出される弁護士は少なくありません。昨日(5/10)の毎日新聞の記事にもあるとおり、弁護士の「2割が年収100万円以下」という状況にあります。幸い私の経営は3年目に入って、かなり余裕がでてまいりましたが、初めの1、2年は長年従事していた低賃金のアルバイトに戻ったほうがマシといえるレベルでした。この記事にかかれていることは肌で感じて知っています。現在40歳ですが、めっきり白髪が増えました。正直なところ、何度か死を考えたこともあります。若い頃からの夢の行き着く先はこんなものか、と。私が修習を受けた当時は、給費制でありましたが、貸与制ということであつたらさらなる経済的苦境に追い込まれていたことは間違いないと思います。日々の業務で感ずるのは、国民の弁護士という職業に対する高い信頼です。「社会正義の実現」(弁護士法1条)が弁護士の務めだ、という意地だけが自分を支えました。しかし、それにもやはり限界があります。「正義」の担い手には、勿論、時には高楊枝を啜るようなやせ我慢も必要でしょうが、かといって、あまりに空腹にすぎるのは、危険極まりないと思います。事実、私も金銭面での誘惑には何度もうち負けそうになりました。今後、若い法曹志望者が、安心して修習を受け、実務につくことができるよう、何卒給費制の復活を検討されるようお願い申し上げます。
1,178	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制に戻すべきです。 (理由)財力のある人だけが、弁護士・検事・裁判官になれるという社会にする必要があるのでしょうか。これまでどおり、修習生が将来に不安を感じることなく司法修習を行えるよう、また誰もが財力に限らず希望の職業に就けるよう、国が責任を持つべきだと思います。
1,179	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容) 給費制を復活させるべきである。 (意見の理由) 私は、民事介入暴力対策やヤミ金対策など、いわゆる「お金にならない仕事」を多く取り扱っている弁護士である。このまま貸与制が存続し自らの借金を心配しなければならぬとすると、このような仕事を扱う弁護士が減り、結局、一般国民のためにならない結果になると考える。
1,180	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見の内容) 給費制を復活させて欲しいです。 (意見の理由) 経済的リスクを憂いて法曹への道を諦める人や”借金”返済に奔走する弁護士が増えるのは社会的な損失だと思います。

1,181	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見の内容) 司法制度の担い手である法曹を養成する責任を国としてしっかりと果してください。</p> <p>(意見の理由) 修習の期間、生活の不安からかいほうされ、専念できる為の保証を行っていく事が国家の責任です。</p>
1,182	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>意見内容 司法修習生に対する経済的支援の在り方について、「貸与制を前提」とすることは誤りであり、不当である。司法修習生の修習のための費用を支給するにあたっては、返済義務のない給付制とすべきである。</p> <p>理由 当職は、司法改革の理念には基本的に賛同する弁護士であるが、法曹養成制度の検討会議の議論内容及びこれに先立つフォーラムでの議論内容等が概ね非現実的であり、その議論結果とされる中間的取りまとめの内容が司法改革の理念の達成を阻害することを危惧している。以下、特に、法曹志望者に対する影響がきわめて大きい、司法修習生に対する経済的支援の在り方について述べることとする。(1)貸与制を実施・継続すべき立法事実が存在しないことア中間的取りまとめの「(検討結果)」には、「貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきである」とある。ここで、そもそも「貸与制を導入した趣旨」自体が法曹養成制度検討会議の中で明示されていないが、過去のフォーラム等での議論を見る限り、貸与制の導入理由は、要するに、法科大学院支援等の司法改革を行うにあたっての予算不足に尽きるようである。しかるに、現時点では、予算の都合を根拠とした貸与制導入にはもはや合理性があるとは認められない。イそもそも、法曹養成制度検討会議の委員である法科大学院関係者は、貸与制を導入して司法予算を節約すれば法科大学院支援の予算が増えると考えているようであるが、およそ非現実的である。従来の給付制による司法修習生の給与は司法予算から支出されるものであるが、法科大学院関係の予算は基本的に文科省予算である。司法予算が減額されることで文科省予算が増える関係があるとは現実的には考えられない。</p>

ウ次に、貸与制の前提とされる予算不足が存在しないか、貸与制による予算削減効果がない。本来、予算の都合ということで給費制廃止を議論するのであれば、具体的にいかなる項目についてどの程度予算不足が生じるのかという点、及び、貸与制による予算削減効果について、具体的な数値に基づく議論をしてしかるべきであるが、司法制度改革審議会においても、フォーラムにおいても、法曹養成制度検討会議においても、具体的な検討がなされた形跡が全くない。この点、司法改革の目的として、「2割司法」の打破を本気で考えているのであれば、実際には法律援助等の予算は単純計算で5倍かかるはずであるし、当然ながら、裁判官検察官の増員に伴う多額の人権費上昇は当然に考慮しなければならない。当たり前のことであるが、こういった司法改革のための将来の支出の確保の観点からは、給費制を廃止してわずかな浮きを確保するだけでは全然予算が足りない。したがって、司法改革の理念達成のために予算が必要というのであれば、給費制を廃止しようがすまいが、先に、司法関連予算全体についての予算枠の大幅拡大が必要である。にもかかわらず、過去の議論は、法曹養成制度検討委員会を含め、司法関連予算全体でどれだけ拡大が必要か等を考慮せず、また、絶対に必要な司法関連予算の増額の手段を全く検討しないまま、既存の予算の削減である給費制の廃止を決定したにすぎないのである。司法改革の理念の達成のためには、どう考えても司法予算の大幅増額が必要であるが、特に法科大学院関係者が給費制廃止・貸与制実施による予算削減に強硬にこだわっていることにおよそ合理性があるとは考えられない。要するに、司法改革に本気で取り組むつもりがあるのであれば、司法予算の大幅増額を実現することを目指すべきなのであり、司法予算の大幅増額を目指す以上は、予算不足を理由とした給費制廃止の必要性は全くなくなるのである。なお、現在、司法試験合格者は年間2,000人程度にとどまっているところ、2,000人に対して1年間給費を支給しても、過去年間1,500人に1年半の修習を行っていた時代に比較して、すでに給費制による支出額は減少しているのである。次に述べる通り、貸与制による予算削減効果はきわめて疑わしいが、仮に貸与制に予算削減効果があるとしても、予算削減だけであれば、過去の給費制によっても達成できるのである。

エさらに、仮に全く司法関連予算全体の増額もせずに司法改革を行うことが絶対条件であり、既存の予算の削減が必要不可欠であるとしても、以下のとおり、給費制を廃止することで、予算の都合なるものにどの程度の貢献があったのかが全く不明確である。給費制を廃止して貸与制を実施することで、どの程度予算が浮くのかすら不明である。当然ながら、貸与制にしても予算上の効果があまりないのであれば、貸与制は単に弊害しか生まない制度ということになる。

この点、給費制廃止を求めた者たちが期待する司法試験合格者3,000人時代が来れば、貸与制実施により、将来は、常時2万人以上の債務者を管理して返済させなければならない。オリコに機関保証させている修習生でなければ、返済が滞った場合のコストが多額に上るのであれば、なおさら貸与制のメリットは減少する。特にフォーラムの議論に対しては拙速との批判すらあったにもかかわらず、あえて給費制を廃止しなければならないというのであれば、それだけ、「司法改革」に伴う他の司法関連の支出のために現に予算が逼迫しているはずである。また、貸与制実施のおかげで浮いた予算は、当然、他の司法関連の支出の増額に反映されていなければならない。ところが、貸与制の実施によって浮いた予算が、「司法改革」のためのどのような用途にあてられるかについては、全く具体的に議論された形跡がない。付言すると、貸与制といえども、返済がなされるまでは、一方的に支払う金銭である。仮に、貸与制で貸したお金が返済されてからようやく予算の余裕が出るという制度設計前提としているのであれば、貸与金として支払う金銭と返済を受けた金銭の年ごとの収支がトントンになるのは15年後という気の長い話である。それ以後、はじめて、貸与制による予算削減効果が生じるのである。「貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討通過」というのは、要するに、給費制を廃止して司法予算を節約して実行可能になる施策があるとしても、その実行可能時期は16年後ということいみするのであるか。オ以上のとおり、給費制の廃止は、実際には、予算の確保の為に他に採りうる手段の検討すら行わないどころか、給費制の廃止が予算の確保のために必要な手段なのかすら検討されないという、机上の空論のみで決められたものに過ぎない。必要不欠な司法予算全体の増額を行わないまま、予算の都合のために、未来の司法を支える新人や法曹志望者のみに真っ先に重大なしわ寄せが生じる貸与制を正当化する根拠は全く存在しない。

(2) 貸与制を定める裁判所法改正は、憲法上違憲と評価されること。フォーラムや法曹養成制度検討会議では、司法修習生は教育を受ける身分であるから給与を支払うべきではない旨の意見を述べる法科大学院関係者がいたようであるが、およそ教育に関わる者の意見とは思われない。司法修習生は、司法試験に合格し、司法修習生に採用され、教育を受ける者である。大学受験に合格して大学に入学した者に大学教育を受ける権利(憲法26条)があるのと同様に、法科大学院を卒業し、難関を突破して司法修習生に採用された者には、司法修習を受ける権利(憲法26条)があることは明白である。従前の給費制の制度趣旨は、要するに、司法修習生の教育を受ける権利を実質的に保証するための、給付型の奨学金である(念のため申し添えると、司法修習生がフルタイムで拘束されることから、給費は、生活費に係る部分も含めて司法修習生の学習支援のための金銭である。)。したがって、司法修習生が給費を受ける権利もまた憲法26条の保障が及ぶことは明白であるところが、給費制の廃止・貸与制の実施により、給付型の奨学金が廃止され、貸与型の奨学金のみしか支給されないことになった。かかる制度の改悪により、司法修習生の学習権は一方的に製薬されることは明白である。給費制の廃止・貸与制の実施は違憲である。(3) 法曹養成制度検討会議及びこれに先立つ議論における、貸与制を支持する意見がいずれも非現実的であること。ア予算削減のためには貸与制など実施すべきでないこと仮に司法修習は全くの教育であって労働と評価すべきものではなく、司法修習生に給費を支払うべきではないという見解が正しいのであれば、予算削減のためには、貸与制などないほうがよい。なぜなら、貸与制がなければ、司法修習生は生活保護を申請することにより、

生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助という8種類の保護(生活保護法11条)生活保護を使えば修習に伴う転居費用や修習地毎の不公平等についてもきめ細やかに対応できる。司法予算を減らすことが目的であれば、司法修習生の生活支援に必要な費用は厚労省予算の項目に押しつけてしまうべきである。無論、上記の議論は、貸与制という無駄に複雑で効果の薄い制度の非現実性をあげつらうものにすぎず、給付型の司法修習生への資金援助を貸与制に切り替えることの無意味さを理解してもらうことを目的とするものである。イ法曹志望者激減に至っている現状を法科大学院関係者が理解していないこと。当職は、司法改革の理念に賛同する者であるが、そのための制度設計に関しては机上の空論が行われたにすぎず、重大な弊害が生じていることを指摘せざるを得ない。あくまでたとえ話であるが、問題の本質を理解していただくために、次の例を考えていただきたい。「我が社は、社員数3万人を擁する、この業界で我が国の市場を独占する巨大企業である。このたび、我が社規模をさらに拡大して我が社への需要に応えるために今後年間2,000人の新規採用をする方針をとることにした。我が社の業務の社会的重要性に照らし、我が社は新入社員に対して極めて高い能力を要求している。そのため、我が社に入社するには、まず、法科大学院を卒業した上、合格率3割の入社試験に合格する必要がある。法科大学院の学費だけでも300万円程度が必要な場合もあるが当然自己負担である。必要であれば奨学金を借りるよう。さらに、当社の入社試験に合格しても、さらに1年間の研修を受けなければならない。研修期間中は当然兼業が禁止される。このような関門をくぐり抜ければ、あくまで平均値では年間千数百万円の高い収入が得られることになっている。もっとも、我が社の給与体系は基本的に出来高制であり、年間2000人の新規採用を行うことを目的としている。このような社員の競争の結果、低い収入しか得られず転職を余儀なくされる社員もいるであろうが、市場原理によれば、高い収入を得る社員は高い能力を持っているはずなので、顧客の利益を重視するのであればむしろ好ましい結果である。なお、社員相互の競争は社内全体で行われるので、新入社員であっても容赦なくベテラン社員と競争してもらう。このような競争がきついというのであれば、新入社員が自ら率先して新しい業務をいかたくすべきである。繰り返すが、我が社では、あくまで平均値では難関千数百万円の高い収入が得られることになっており、社会貢献の面でも重要な業務である。優秀な人材を求めするために、新卒・中途採用を問わず広く門戸を開いているので、既に社会人となっている人でも、退職して法科大学院に入学し、我が社の入社試験にチャレンジしてほしい。」我が国の優秀な大学生が、将来の進路を検討する際に、このような企業・業種にどのような印象を受けるであろうか。そして、給費制を廃止し、貸与制を実施することは、要するにこういうことである。「我が社の新入社員の研修は厳しく、1年の長きにわたるが、個々の社員がスキルを身につけるとい個人利益となるものである。これまでは新入社員研修期間は、公務員の最低基準程度の給与の支払いと社会保障を行ってきたが、受益者負担の原則からすれば、自らの利益のための研修を受ける新入社員に給与を支払うのは不合理である。そこで、我が社は、このたび研修期間の給与等を全廃することとした。その代替措置としては、新入社員が毎月23万円程度の金銭を我が社から低利で借り入れる制度を設けた。1年間で300万円程度の負債となるが、繰り返すとおり、あくまで平均値では年間千数百万円の高い収入が得られるのであるから、このような制度を導入した趣旨からすれば、この制度を変更すべきであるとは考えていない。このような貸与制を前提とした上で、新入社員に対する経済的支援については、新入社員研修の位置づけを踏まえつつ、より良い社員育成という観点から、経済的事情によって本採用の道を断念する事態を招くことがないよう、我が社においてもさらに検討する。」法曹養成制度を検討するにあたっては、我が国の司法制度が求める優秀な人材が、法律分野と他の業種・業界とを比較検討して、法曹を志望するかどうかを決定することを忘れてはならない。にもかかわらず、中間的とりまとめや法曹養成制度検討委員会の議論状況を見ると、我が社へのエントリーを考えて法科大学院を希望する者

				<p>が激減している原因を、我が社の入社試験の合格率が低いことや、さらに多くの新入社員を採用しようとしないうこと、あるいは、新規の業務が拡大されず、従来型の業務を新入社員とベテラン社員が奪い合っていることにあたるなどと考えている者がおり、それどころか、そのような見解が是とされているようなのである。法曹志望者として想定している優秀な人材が、上記のような法曹検討会議やそれに先立つフォーラム等の議論を見て、我が社の将来性についてどのように感じるか、それとも、優秀な人材が非現実的な思考を是とすることに期待するのか、よく考えた上で議論が行われるべきである。ウ貸与制その他の若手しわ寄せ策が何を意味するのか、フォーラム委員等が理解していないこと過去のフォーラム委員（主に法科大学院関係者）や法曹養成検討会の出席者（主に事務局）が、貸与制その他の若手のしわ寄せ策が、理念としては結構出るが、実際の制度としては客観的にどのような機能をもつのかについて、驚く程に現実認識が欠けているので、念のために申し添える。一部フォーラム委員のために分かりやすく言うと、司法業界に新規参入する若手予算不足のしわ寄せが行き、より経済的に苦しくなるというのは、要するに新規参入する者にとっての経済的な参入障壁を新たに設けているだけである。司法業界に意図的な過当競争がもたらされ、新規参入者が地歩を固めることをより困難にさせることも、参入障壁をより高めている。明らかに、司法制度改革の理念なるものと矛盾する制度設計である。単に司法試験の合格率を上げて合格者を増やせば旧司法試験よりも参入障壁いが、そのような委員は、一般教養を欠いており、学識経験者と呼ぶことははばからざるを得ない。司法業界は、医者と一緒に商売としてやっているわけではない。医者の業界に経済競争をもたらしことがどのような帰結をもたらずであろうかくらいのことは頭の中でシミュレーション出来る程度の思考能力を持つ者によって、改めて現実的な議論が行われるべきである。（4）結論 以上のとおり、貸与制を維持すべきとのとりまとめは、「貸与制を導入した趣旨」も、「貸与制の内容」も、「これまでの政府における検討経過」も、全て非現実的であり、合理性があるとは全く認められない。優秀な人材を集めることが司法改革であるというのであれば、最低限、優秀な人材から軽蔑されない程度の検討を行うべきであることはもちろんのこと、直ちに給費制を復活させるべきである。</p>
1,183	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>（内容）司法修習生の修習ための費用を支給するにたつては返済義務のない給付制にすべきである （理由）貸与制であることが、参入障壁となり優秀な人材獲得を困難にすることとなる。優秀な人材を獲得できないことにより質の低下につながり、ひいては三権のうち1つである司法権の根幹をゆるがすことにつながる</p>
1,184	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>（内容）司法修習期間の費用は貸与制ではなく、給費制にすべきである （理由）奨学金の大半が利子つき貸与制ということだけでも経済大国どころか文明国として恥ずべきことなのに司法修習費用まで給費制を廃止して貸与制にするなど許されない。ただちに給費制にもどすべきである。</p>
1,185	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>（内容）修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 （理由）司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。市民のニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには司法修習が必要です。弁護士となる者についてもその費用負担と司法修習期間中の生活保障は国家が行うべきです。</p>

1,186	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(内容) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき (理由) 司法修習生は最高裁判所の辞令によって全国各地に配属されますが、引越費用や家賃など修習に必要な費用まで自己負担であるため自宅から離れた場所に配属されると負担は特に大きくなります。司法修習生には修習専念業務や守秘義務が課されています。このような義務の下、それに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理です。
1,187	5/10	第3 1 (1)	プロセスとしての法制養成	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) 市民のニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには、司法修習が必要です。そうである以上、弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は、国家が行うべきです。
1,188	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	「中間的とりまとめ」は、「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑み」、これまでの「司法試験の年間合格者数を3,000人程とする」との数値目標は「現実性を欠く」とし、「司法試験の年間合格者数の数値目標を設けないものとする」と提言している。司法試験の年間合格者数を3,000人程度、司法試験合格率を7、8割程度とする司法改革審議会最終意見書の提言を前提として現在の法科大学院制度が創設された経緯からして、3,000人程度という数値目標を現在の時点で放棄することは私たち法科大学院関係者にとっては「今さら何を」との感を禁じ得ず、はしごを外された思いである。しかし、年間司法試験合格者数に数値目標を設けないとする場合でも、現在の司法試験の年間合格者数の2,000人を下回ることではないことを明示すべきである。2,000人さえ下回ることとなれば、「法科大学院を中核よとするプロセスとしての法曹養成制度」そのものが成り立たない。「中間的とりまとめ」は「全体として法曹人口を引き続き増加させる必要があること」に変わりはない」と明記しているから、年間司法試験合格者数を2,000人未満に押さえることを考えてはならないと思われるが、この点で明確にすべきである。
		第3 1	法曹養成制度の理念と現状	「中間的とりまとめ」が「法曹養成制度の在り方」を検討する際の基本的姿勢として「法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持」と明言したことは、正当である。本研究科はこれまで、法曹養成の理念を志し高く掲げ、そのための十分な教育体制を整備して少人数教育を実施し、研究者教員と実務家教員がそれぞれの教育経験や職務経験を生かして多様な教育実践を積み重ね、この間に245名の司法試験合格者を送り出してきた。これらの合格者は、本学のスクールモットーである「Mastery for Service」の精神を体現した信頼される法曹として、全国各地で多方面に活躍している。ことは他の法科大学院も同様であり、この間、個々の法科大学院がそれぞれに法曹養成の理念を掲げ、そのための教育体制の整備と多様な教育実践に取り組んできた。この点で、「中間的とりまとめ」は法科大学院が制度発足以来果たしてきた役割と取り組みを正しく評価している。しかし、以下に記述するとおり、今回の「中間的とりまとめ」は法科大学院の発展を阻害するような提言を含んでいる。

<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>「中間的とりまとめ」は、「教育力に課題がある法科大学院」の定員削減と統廃合、そして「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院」の入学定員の削減を提言している。十分な「教育力」を備えていない法科大学院が統廃合や定員削減を迫られていることはやむを得ない。問題は、「中間的とりまとめ」が想定している「教育力」の中身とその評価基準にある。この点で、「中間的とりまとめ」は、「法科大学院は、法曹養成のための専門大学院であり、その終了者に司法試験受験資格を与える制度としていること」から、「修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる」としたうえで、「充実した教育を行い、修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で、司法試験合格率が低く、入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり、このような課題のあるについては、教育の質を向上させる必要がある」と指摘している。ここには法科大学院の「教育力」や教育の「充実」度あるいは「質」をもつぱら司法試験合格者数や合格率で評価し、司法試験合格者数や合格率が低迷し入学定員を大きく下回る法科大学院は「教育の質」や「教育力」に問題があるとして、統廃合や定員削減が必要だとする思考が見てとれる。「中間的とりまとめ」は、この観点から法科大学院の統廃合や定員削減の措置をとるべきことを助言している。この提言の内容とその元にある思考には大きな疑問がある。法科大学院によっては司法試験合格率や定員充足率に大きな差があることは事実であるが、それが個々の法科大学院の「教育力」や「教育の質」あるいは「充実」度に起因しているという「中間的とりまとめ」の思考は一面的である。問題は、「充実した教育」を行う「教育力」を備えた法科大学院でも司法試験合格率が低迷し、その結果入学定員が大きく下回る事態が生じていることにある。その原因は、法科大学院の「教育力」や教育の「質」とは無関係に、従来の大学受験ランク的評価の下で法科大学院の序列化が進行していることにある。その結果、法科大学院の東京集中化や法科大学院志望者の特定大学への集中化が進んでいる。このような事態から目を背けていては、法科大学院の地域適正配置や多様性という司法改革の目標も達成できない。法曹養成制度検討会議に求められているのは、法科大学院が備えている「教育力」をどのように活用し発展させていくのか、その具体的方策を提言することである。その方策の一つとして、大規模法科大学院の定員を100名まで一律に削減するとともに、かつての国立大学一期校入試、二期校入試の制度のように法科大学院の入学試験をグループ化する方策を真摯に検討すべきである。こうした方策をとることで、法科大学院の「教育力」が十分に活用でき、法科大学院の地域適正配置と多様性も確保できることになる。「中間的とりまとめ」の上述のような思考の下に法科大学院の統廃合と定員削減を進めることは、法科大学院の少数化と東京一極集中化を招き、かえって「法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度」の理念に反する結果となりかねない。「中間的とりまとめ」も認めているように、法科大学院は「プロセスとしての法曹養成」制度の「中核」に位置するものであるから、その「教育力」や教育「充実」度あるいは「質」をみる場合、法科大学院が送り出してきた法曹の質とともに、教育体制や教育条件、カリキュラムを含む具体的な教育実践を中心として法科大学院の教育内容を総合的、多面的に評価すべきである。司法改革審議会最終意見書が法科大学院の教育の質の評価を厳正な認証評価制度に委ねたのも、そのためであった。認証評価機関による厳正な認証評価ではなく、司法試験合格者数や合格率の数値のみで法科大学院の統廃合や定員削減を求める「中間的とりまとめ」の思考は、司法改革の法曹養成制度の理念に反する。「中間的とりまとめ」は法科大学院の統廃合や定員削減を助言するのみで、法科大学院の地域適正配置や多様性を確保しようという問題意識は見えてとれない。「中間的とりまとめ」は昨年9月に文部科学省が公表した法科大学院への「公的支援の見直し」の方針と同じく、かつて予備校教育の弊害をもたらした司法試験至上主義的、競争主義的思考の偏りにすぎている。</p>
-------------------------	----------------------------	---

		第3 2 (2)	法学未修者の教育	「中間的とりまとめ」は、「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組み」として「共通的到達度確認試験(仮称)」(以下、「共通試験」という)の導入を提言している。このような「共通試験」の導入には反対である。法科大学院は多様なバックグラウンドを持った人材を法曹として養成すべく3年未修コースを原則とし、同時に、法科大学院創設後も法学部が存続することを前提として、その短縮コースとして2年既修コースを置いた。「共通試験」の導入は、この仕組みを根本的に組み替えて、2年既修コースを原則化し、3年未修コースの1年次を2年既修コースの関門たる「共通試験」のための予備学習期間とする結果となってしまう。これは、法曹養成過程としての3年未修コースの意義を実質的に否定する提言である。多くの法科大学院は成績評価規準の厳正化・統一化・透明化や進級制度の導入など厳正な成績評価や修了認定のための努力を積み重ねているが、「中間的とりまとめ」は法科大学院のこうした教育努力や教育実践に目を閉ざしている。「共通試験」のようなペーパー試験依存的な教育手法が法曹手法として本当に正しいのか、根本的に考え直す必要がある。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	「中間的とりまとめ」でも指摘されているように、予備試験制度の現状は明らかに制度趣旨に反した運用となっている。したがって、現行の予備試験制度は廃止すべきである。もし残すとしても、経済的理由や年齢による受験制限、法学部在學生や法科大学院學生の除外等の措置をとるべきである。法曹志願者の多様性は法科大学院制度によって確保し、法科大学院を経由することによる経済的負担は法科大学院在學生への給付奨学金制度の導入によって、また、法科大学修了後は司法修習生への給費制の復活によって解決すべきである。
			その他	「中間的とりまとめ」は適正試験制度について言及していない。しかし、現在の適正試験は法曹となる適正を判断する試験としての有効性が実証されているとは言い難い。かえって法曹志願者の多様性を阻害し、法科大学院志願者を減少させるものとなっていることが懸念される。適性試験は各法科大学院が実施している入学試験で代替できるものであり、その廃止を検討すべきである。
1,189	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見概要)非正規雇用者の増大、メンタルヘルス不全・パワハラなどの増加で労働者のいのちと健康の危機が進行する中、労働者の権利を守るうえで法曹関係者の役割が大きくなっており、この分野で弁護士が積極的にかかわることができる制度、システムを整備することを求めます。 (理由)私は、日頃仕事が原因でけがや病気になった労働者、過労死に遭遇した家族・遺族などの相談に応じてますが、相談してくれるのは氷山の一角との思いを強めています。同時に会社の対応が労働基準法や労働契約法、労働安全衛生法や労災保険法などに無理解な場合が多いことに困惑しています。国の政策が新自由主義的改革を進める中で、営利を強く求める状況が広がり、雇用制度も非正規雇用者が1/3を超える状況となり、同時に労働組合の組織率が低下して来ています。こうした中、無権利で事業主に意見を言えない労働者が増加し、メンタル不全や過労死・過労自殺へとつながっています。厚生労働省はメンタル、パワハラ対策などで事業主向けに様々な「指針」を出していますが、それに沿った対応ができるのは一部の大きな企業でしかありません。多くの中小企業はそのことさえも知らない状況です。労働者、とりわけ青年労働者がまともな労働を実現するために、弁護士が積極的に役割を果たしてほしいと願っています。弁護士に相談できる労働者はごく限られています。労働者が気軽に相談できて、企業に参加する弁護士とも連携して、事業主とのトラブルをスムーズに解決できるシステムを構築してもらえないかと思っています。もちろん労働組合を通じて労働委員会制度や労働審判などの制度は必要ですが、労働組合に入ること自体をためらう労働者に対してスムーズな問題解決ができるように願っています。また、事業主に対して労働関係法や厚生労働省の「指針」などの存在を知らせ、良質な雇用を作ることに力を発揮できるようにすることも可能となると思います。

		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>過労死・過労自殺事案、うつ病の労災申請事案では「36協定違反」「サービス残業」などが付きまっています。労働局・労基署はこれに対応する体制をとれていません。結局労働者の権利は侵害されたままです。本来は国家公務員が増員されて対応できるようにすればいいのですが、当面はそれを望むことはできません。弁護士が労働事案を通じて企業の法違反を指摘し改善させることができる制度が実現できれば、違法な長時間労働や「ただ働き」を減らし、うつ病や過労死をなくすことにつながると思います。</p> <p>(理由)月の時間外労働が160時間にもなり、心疾患で亡くなった青年の労災申請で、会社が「36協定」を結んでいないことがわかり唖然としました。こうした事案で労働局に要請し話し合いしましたが、実態は把握していても「対応することができない」との回答です。定員の削減で違法な働かせ方に対してまともに対応できていないのです。労働者は労基署への信頼も低下させています。これを放置することは許されないと思います。まさに法曹関係者が活動する重要分野です。労働法を活かす労働現場を作ることが重要です。また、ルールを守らせるため労災で業務上認定を受けた場合、請求者の了解を得て企業名を公表することの法制化を求めるなど、弁護士が積極的に活動できるように必要な制度を作っていただきたいと思います。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見概要)司法修習生に対して研修費を支給してください。</p> <p>(理由)私が依頼している弁護士は、うつ病で退職を余儀なくされた退職者の立場に立って、面談や民事対応を気軽に進めてくれています。報酬は二の次で労働者の権利のために働いてくれています。このような弁護士がいるから無権利な人たちが司法制度を活用することが可能になるのです。やる気のある若い弁護士が1千万円もの借金を抱えてるとしたら、本来そのように働く弁護士も「ためらい」が生じるでしょう。中には企業に雇われて借金を優先することになるでしょう。現状でも法科大学院を出て弁護士になるのは「恵まれた家庭」の人がほとんどです。その上、修習生に対する経済的支援を「貸与制」にするのであれば貧乏人の子供は法曹関係者から排除されることになるでしょう。医師の研修費は支給しているのに弁護士の修習費は出さないというのは絶対に納得できません。</p>
1,190	5/10	第3 1 (1) 第3 1 (2) 第3 3 (2)	プロセスとしての法曹養成 /法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保 /方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(内容)</p> <p>①健全な法曹養成のプロセスを阻害している法科大学院と新司法試験(現行司法試験)を廃止し、旧司法試験制度に戻すべきである。</p> <p>②仮に旧司法試験制度に戻せないのであれば、和田委員が提案する法曹養成学部案(第6回会議資料2)・司法学部案(下記参照)を採用すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>私は以前に下記の総務省行政評価局が実施した「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」に対する意見2011.1.11提出28番と2011.1.28提出77番)を提出している(以下「総務省提出意見〇番」という。)。今回の意見も総務省に提出したものと重複する点や引用が多々あると思うが、この点はご了承いただきたい。※総務省法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会http://www.soumu.go.jp/mainsosiki/kenkyu/houkadaigakuin/index.html</p> <p>①現行の法曹養成制度に関しては多くの問題点が指摘されているところ、「法曹の要請に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。」(平成22年11月24日(衆議院法務委員会決議))を忠実に実行して抜本的な改革を行うためには、法曹志願者の経済的事情(多額の学費、2～3年の拘束等)で左右され、且つ、教育効果面で弊害の著しい(近時の採点実感等に関する意見における基本的な知識・理解に欠けるとの司法試験考査委員の指摘等)、法科大学院、新司法試験制度の廃止、受験資格について平等で、且つ下記のように教育効果の高い旧司法試験制度に戻すべきである。すなわち、旧司法試験制度においては大学で所定の教養科目の単位を取得するのみで、二次試験を受験でき、受験資格を得るために特別な時間的・経済的負担は不要であり、旧司法試験受験に際して法律基本科目を十分学習し(基礎力の習得)、司法修習で実務の基礎を学び(応用力の修得)、その後いわゆる</p>

居候弁護士として先輩から学ぶ(発展)という、プロセスによる法曹養成が健全に機能したといえる。それにもかかわらず、司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)に端を発する一連の司法改革は、制度改革の必要性が全くないのに新司法試験の受験資格に法科大学院修了を要するという時間的経済的に過剰な参入規制をかけた。その結果、①法科大学院適性試験受験者数の推移に見られる法曹志願者の激減、②平成18年の開始以降の新司法試験合格率の著しい低下、③要件事実論教育等の不統一(法科大学院ごとに扱う濃淡が著しく異なるともいわれる。)、④司法修習考試(二回試験)の不合格者の比率の増加、⑤弁護士人口増加による居候弁護士への就職困難等、多くの問題を惹き起こし、従来確立されていた基礎から応用、そして発展へという、健全なプロセスによる法曹養成を却って崩壊させている。そこで、法科大学院・新司法試験(現司法試験)の導入は失敗に終わった旨を宣明にし、早々に司法試験法等を改正し、健全なプロセスである旧司法試験を中心とした法曹養成制度に戻すべきと考える。

この点で、旧司法試験に戻した場合には、いわゆる司法浪人の問題が再浮上するとの意見もあるが、資格試験浪人の問題は何か司法試験に限ったものではなく、法曹人口の増大により司法試験の魅力低下が指摘される昨今においては、敢えて長期の司法浪人をしようとする者も少ないであろう。また、旧司法試験が一発試験であるとの指摘もあるが、旧司法試験二次試験は、時期を異にする短答式試験、論文式試験、口述式試験で構成され、受験生の多様な能力を測れるようになっており、一般試験との批判は妥当しない(むしろ、短答式試験と論文式試験を連日で実施する新司法試験(現行司法試験)の方が、一発試験の性格が濃いのではないか。)。②仮に旧司法試験に戻すのが困難であれば、和田委員が提案する(法曹養成学部案(第6回会議資料2)・司法学部案(下記参照)を採用すべきである。この点は、私は以前、総務省提出意見28番で同趣旨の制度を提唱しており、以下当該部分引用する。「法曹志願者にとって時間的経済的負担の大きい法科大学院制度を廃止して、法科大学院の機能を移転させた司法学部(仮称)を創設して、その修了者に司法試験受験資格(回数制限なし)を付与し、他の学部出身者には簡素化した司法試験予備試験にて受験資格(回数制限なし)を付与する等の規制緩和をするという案です。すなわち、前述のように現行の法科大学院・新司法試験による法曹養成制度は、新司法試験合格者数激減にみられるように教育効果が薄い割には時間的経済的負担が大きく、また、法科大学院適性試験受験者の激減にみられるように、法曹志願者の支持を失ったといえます。そこで、法曹養成制度としては旧司法試験の存続・・・が選択肢として最良と思われませんが、現行制度を活用できる次善にの策として、法科大学院を一旦廃止し、法学部とは独立した法曹養成教育専門の4年制の学部である司法学部(仮称)を創設し、法科大学院の人的物的機能を移転させ、司法学部卒業者に回数制限なしの司法試験の受験資格を付与する等の規制緩和を図ることで提案させていただきます。もっとも、法科大学院における失敗を踏まえて司法学部では、①履修対象を法律基本科目のみに絞り、要件事実論等の統一性を図るために法律実務基礎科目は司法修習で行う、②法学部と協力関係を図りつつも司法学部の教員は法曹実務家中心で行う、等の改革を行う必要があります。これにより、学部修了のいで司法試験の受験が可能になり、法曹志望者の時間的経済的負担は大幅に緩和される(親としても大学院は無理でも子供が希望すれば学部は卒業させてあげたいと思うのが一般的かと思われます。)また、多くの人は高校在学の頃までに法曹を志望するか否かを考えており、卒業単位数を若干増やしても学部を法曹養成の中核とするのは現実的な政策と思われます。さらに、法科大学院制度における法学既修者と法学未修者の格差問題も生じないこととなります。また、司法学部以外の卒業生には法律基本科目に限定し簡素化した予備試験に当たる試験を実施し、その合格者に司法試験の受験資格を付与すれば機会の均等は図れます。そして、司法試験法4条の受験回数制限は、法曹志望者に過度な萎縮効果を与えており、撤廃するのが妥当と考えます。受験回数制限を撤廃すれば司法学部卒業や下記司法試験二次試験(司法試験予備試験に相当)合格は、一種の法律学検定試験

のような機能をも備えて、民間企業の法務部員・法律事務所職員・法律系公務員採用の際に考慮し得る等の利点も考えられます。そして、この案に依拠した場合の具体的な司法試験制度体系(教育効果を考慮して基礎力を問うものから徐々に応用力を問うものに進みます。)は、以下のようなものが想定されます。①司法試験第一次試験(旧司法試験一次試験に相当)教養科目のみの試験、大学での所定の教養科目の単位取得者は免除。②司法試験第二次試験(司法試験予備試験に相当)法律基本科目の基本的な知識の正確な理解を問う試験(短答式&論文式)。司法学部修了者は免除。現行の新司法試験のような短答式・論文式双方の試験を同時期に実施し、短答式試験合格者のみ論文式試験を採点し、短答式試験の成績を最終合格判定に考慮する。試験科目は当該科目の学術上・実務上の重要性和受験生の負担を考慮して、短答式は憲法・民法・刑法、論文式は憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法とする。③司法試験第三次試験(新司法試験本体に相当)法律基本科目の基本的な知識の正確な理解とその応用能力を問う試験(論文のみ)。第二次試験論文式試験よりは若干長文の問題文にして規範知識のみならず充実したあてはめができるかも問うものとするが、法律実務基礎科目(要件事実論等)は問わずに司法修習(旧司法試験下と同じもの)の対象とする。試験科目は当該科目の学術上・実務上の重要性和受験生の負担を考慮して、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・選択科目(行政法・倒産法・知的財産法・労働法から1つ選択)とする。」(引用は以上である。)現時点でも、上記は次善の策として、私の意見として変わりはない。そもそも、検討会議の議論において、和田委員の未修コース廃止案、法曹養成学部案(第6回会議資料2)以外の法曹養成制度における抜本的改革の具体案が殆ど出てこないのは甚だ遺憾であり、反対に和田委員の案は非常に評価できる。もっとも、和田委員の法曹養成学部案は少なくとも5年制としているが、私は、旧司法試験下では学部在学中に合格した者もいること、受験生の経済的な負担を考慮して他の文系学部と差異を設けるべきではないと考え4年制で良いかと思う。

以上のように、具体的な改革案を提案したが、中間的とりまとめを見ても、和田委員を除く他の検討会議のメンバーや法務省大臣官房司法法制部などは法改正を伴う抜本的な改革を如何にして避けるかのみを考えているとしか思えない。現行の法曹養成制度は既に実質的に崩壊している(本意見を提出した平成25年5月9日には「法科大学院が9割超で定員割れ」「2割の弁護士の所得が100万円以下」等が報道されているが、政府とくに法務省による対応が会議を作るだけの延ばしに終始したことにも大きな要因があると考え)。そこで、省庁・裁判所・日弁連等との間で調整が困難であると逃げるのではなく、すくなくとも既存の設備の再利用が可能な法曹養成学部案・司法学部案を軸に抜本的な改革案を再検討すべきである。なお、司法試験ないし予備試験の科目から法律実務基礎科目を外すべきとの理由について一言付け加えておく。この法律実務基礎科目に関しては、旧司法試験のもとでは司法修習課程(特に前期修習)で教育されてきたのにもかかわらず、現行制度のもとでは実務と理論の架橋と称して法科大学院課程で教育され、また、予備試験の論文式試験と口述式試験の科目とされている(司法試験合格者・司法修習生の増大による司法修習生に費やす予算的な限界が実質的な理由とも考えられる)。しかし、法律基本科目に正確な知識・理解が十分に固まっていないのに実務性の強い要件事実論や事実認定の教育を受けるのはむしろ有害であり、従来確立されていた基礎からの応用、発展へという、健全なプロセスにより法曹養成を却って崩壊させている。また、要件事実論教育の不統一は今後の実務へ深刻な影響を与える可能性がある。そして、司法試験合格者3000人計画が破綻した以上、前期修習を復活させても旧司法試験時代よりも必要な予算が過度に増大するとは考えられない。よって、法律実務基礎科目は司法修習課程での教育対象とすべきである。この点、第7回会議議事録23項～24項において、和田委員も前期修習復活の必要性を述べており、私もこれに賛成する。

<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>(内容) ①現行の受験回数制限制度は廃止すべきである。②緊急の課題として、司法試験法第4条第2項を廃止すべきである。 (理由) 私は、前述のように、旧司法試験制度に戻さないし司法学部案を提案しており、これに依拠すると受験回数制限は設けない。また、仮に現行制度に依拠したとしても、受験資格を得るために経済的な負担が多い法科大学院課程を経ることを実質的に強要し、5年間3回まで受験できるという受験回数制限制度は、法曹志望者の職業選択の自由に対する過度な制約である。そして、第6回会議議事録7項から8項に記載されている和田委員発言にみるように、受験回数制限は司法試験の不人気に拍車を駆けており、早急に廃止すべきである。さらに、予備試験等で受験資格を正当に取得したにもかかわらず、受験ができないというのは、極めて不合理であることから、司法試験法第4条第2項による受験制限も早急に廃止すべきである。</p>
<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>(内容) ①旧司法試験とほとんどかわらない合格率の低さを早急に改善すべきである。②予備試験における一般教養科目の廃止ないし学部における教養課程修了者の免除措置を早急に講じるべきである。 (理由)①この時点、私は以前、2011年1月28日提出の総務省提出意見77番で意見を述べており、以下当該部分引用する。 「…(予備試験の)合格者が少なかった場合でも法科大学院制度にとどめを刺す結果となるように思われる。例えば、仮に平成23年の予備試験に1万人受験して予備試験の合格者100人に留まったとする(合格率1%)。」その100人が平成24年の新司法試験を受験した場合、予備試験と一部共有化がなされている短答式試験の合格率は限りなく100%に近づく。そして、論文式試験においても予備試験段階で新司法試験本体と多くが兼務する考査委員による合格判定がなされていること、法科大学院修了者と比較した答案練習量の多さ等を考慮すれば相当健闘するものと推測され、最終結果として予備試験合格者の新司法試験合格率は有力法科大学院を抜いてトップになる可能性も十分にあり得る。そうなれば、法科大学院の面目が丸潰れとなり、マスコミも書き立てるであろう。また、このような結果となった場合、予備試験が法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験(旧司法試験法5条1項)である以上、平成23年の予備試験の結果は法科大学院修了以上の学力を要求していたこととなり、その後の予備試験の合格者を増加せざるを得なくなるのではないか(この点、平成21年5月21日衆議院法務委員会における加藤副大臣(当時)は『…あるいは、試験をやってみた後の新司法試験の合否の結果というのも一つの参考になるかもしれませんが、…』と答弁している。) 結局、予備試験は新司法試験と合流させる以上、合格者が多かろうが少なかろうが法科大学院の崩壊を加速させる。法科大学院課程修了者以外に法曹への道を確保する手段としては、旧司法試験の並存の方がまだ法科大学院の延命になったのではないか。…」(引用は以上である。) 要するに、2011年1月時点で私が予想した通りの状況が起こっており(平成23年と同24年の法科大学院修了者の予備試験合格率は5パーセント台であり、平成24年司法試験(新司法試験)における予備試験合格者の合格率は7割弱にも達し、首位の法科大学院の合格率より高い。)、予備試験合格者を絞ったことが却って法科大学院ひいては法学部の破綻を招いているのではないか。むしろ、予備試験の合格率を高め、司法試験(新司法試験)における法科大学院修了により受験資格を得たものと予備試験合格により受験資格を得た者の合格率を均衡させる必要がある。現状の予備試験の合格率は、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定するとの司法試験法第5条第1項の趣旨に反するといわざるを得ない。</p>

				<p>②この点、私は以前、総務省提出意見28番で意見を述べており、以下当該部分を引用した上で、今回の私の意見に代える。</p> <p>「司法試験予備試験(旧司法試験法5条)における一般教養科目を廃止、または、予備試験を一般教養科目のみで行う予備一次試験(学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習が終わった者には免除(改正後の旧司法試験に関する規定4条1項1号参照)と法律科目で行う予備二次試験に分ける等の司法試験法の改正を行うことが緊急の課題と考えます。</p> <p>すなわち、司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的としている(司法試験法5条)にもかかわらず、法科大学院で履修対象とされていない一般教養科目を予備試験の試験科目としている司法試験法5条2項8号・同条3項1号は、予備試験制度の趣旨に反する立法過誤とも言うべき不当な参入規制と考えます。この点、司法試験委員会会議(第60回)議事要旨(法務省HP)には司法試験委員会委員の発言として、『…法科大学院では一般教養科目を履修していないという指摘があるが、法科大学院生は大学を卒業しているので、当然、一般教養科目を履修している。他方で、受験資格に制限のない予備試験においては、法律に定められているとおり一般教養科目を課すのは当然のことで、一定程度の割合で一般教養科目を受験してもらう必要があると思う。』とありますが、それならば予備試験を2つに分け一般教養科目については旧司法試験一次試験においてなされた免除措置を設ければ足りると考えます。そして、予備試験に一般教養科目を課するのであれば法科大学院入学やその履修課程で一般教養科目を必須とするのが公平であるが、それが出来ない(ないしする必要がない)のであれば公平の原理に反する不当な参入規制は早々に撤廃すべきであると考えます(内閣府規制改革会議『更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～(平成21年12月4日)』56P参照)。」</p>
1,191	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>意見の内容 司法修習の費用は、貸与制ではなく給付制にすべきです。</p> <p>意見の理由 貸与制になった場合、大学や法科大学院でも奨学金を使用した時には、1000万円もの借金になるとききました。また、そうでなくても数100万の借金と聞きます。</p> <p>法曹、特に弁護士は国民の権利を擁護する立場で、「(判読不能)」にはお金にならない仕事もすることがあります。借金を背負ったままでは、お金にならない仕事をしなくなったり、やりたくてもできないことができると、結局誰が私たちの権利を守るのでしょうか。弁護士の社会的正義を守るという使命を果たさせるためにも、修習費用は給付制にすべきです。</p>
1,192	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>意見の内容 ・司法修習生の修習については、早急に給費制を復活させるべきです。</p> <p>意見の理由 ・修習を給与でまかなえば、弁護士の経済的状況が急速に悪化していることもあり、返済の負担を回避するため、余程経済的に恵まれた人しか、法曹を目ざさなくなります。社会の中の弱い人達の気持が分からない弁護士だけが残るとすれば社会的弱者のための活動をする弁護士も減ります。また様々な階層の出身者から弁護士が集まらなくなるとすれば弁護士の質もさがります。その不利益を受けるのは結局は国民です。貸与制は最終的には国民の裁判を受ける権利を侵害することになります。社会的格差と困難が広がり、今ほど人権や法の支配が必要なきはありません。そのために、国民への法的支援を充実させるためにも、直ちに給費制を復活させるべきです。国費で修習を受けた人は、必ず社会のために働こうと思うはずで、給費制と国民の利害は一致します。</p>

1,193	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 修習費用は貸与制ではなく給費制に戻すべきです。 意見の理由 司法は公的な制度である修習費用を給付するか貸与するかは、法曹養成に掛かる費用を公的に負担するか私的に負担するかという問題である。公益をにう法曹養成にかかる費用は公的に負担つまり給付すべきである。
1,194	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 司法修習生にたいする経済的支援は貸与を前提とするのではなく、給費制とすべきです。 意見の理由 現在の制度設計では、まずロースクールにお金がかかる。そして修習中もお金を借りる。それで大量の債務を抱えて弁護士になるのでは、金かせぎになるしかないのではないか。あるいはお金持ちの子息しか弁護士になれない。それではゆがんだ弁護士しか生まれないので貸与制に反対です。
1,195	5/10	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 給費制を元に戻して下さい。 意見の理由 優秀で献身的な法曹は自信と誇り、経済的な余裕を持って出発しなければならない。借金を持った人間が度して社会奉仕こうげんができるか？
1,196	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給与の支給制度を元に戻して下さい。 (理由)充実した修習を行わせる為に、司法修習生には、修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課させています。この様な義務の下、実際の事件処理に、関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理である。
1,197	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)法曹養成は国家の責任です。修習専念義務に対応するものとして、給費制は当然の要請です。貸与制は、借金をかかえたまま就業をスタートすることを必然的に招来することになり、職業選択の自由への侵害となる可能性は否定されません。充実した修習は国民への義務であり、それを経済的に担保するのが給費制です。

1,198	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制は絶対に復活して下さい。</p> <p>(理由)①弁護士、裁判官、検察官に採用、仕事をするために研修、修習は、いわば企業が労働者を採用し、仕事をさせるために研修しています。企業は当然に賃金を支払っています。払わなければ違法だと問題になります。</p> <p>②高校・大学、法科大学院で奨学金など400万～500万の借金をかかえている人がいます。司法修習生になって、給費制がなければ更に300万近くの借金になってしまいます。</p> <p>③700万～1000万近くの借金をかかえたまま、弁護士になった方はまず借金の返済が先にたつて、志はあっても弱者救済、クレジット・サラ金被害者の救済に取り組むことができない。お金になる仕事に走ってしまうという弁護士さんも実際にいます。お金持ちでないと弁護士になれない制度はおかしいです。</p> <p>④クレジット・サラ金被害をなくすために手弁当に全国各地を走り廻りがんばってくれた弁護士さんが多くいて下さり、被害者は助かりました。金利引下げ、総量規制、取立て規制を柱とする貸金等法の大改正のため弁護士さんが本当ががんばってくれました。正に多重債務問題の解決に大きく進みました。借金をかかえたままの弁護士はこのような活動はできないと思います。なので、給費制の復活は国民の生活と権利の実現に直結する問題です。</p>
1,199	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき。</p> <p>(理由)貸与制になって金のない修習生はこれまでの奨学金に加えて大きな借金をかかえ込みます。晴れて修習が終わっても弁護士としての仕事も成り立つだけの状況ではありません。どうして返済してゆけるのでしょうか。結局、金持の子しか弁護士にはなれない貧乏人排除の構造を作り出していると思います。これでは弱者を誰が擁護出来るのでしょうか？</p>
1,200	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に給付制を復活して下さい。</p> <p>(理由)子が大学を出、法科大学院を出る頃は、親が高齢化しています。通常社会人になる年頃の子どもは、生活費を自立する必要があります。研修を受ける時修習専念義務がある状態で、借りて借金を受ける時、負担をはじめに負うと、報酬にかかわりなく社会的に意義のある仕事をするのが困難になります。富裕層だけが裁判官等になることは空恐ろしい社会です。</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)三回不合格で受験資格なくなる制度は廃止して下さい。</p> <p>(理由)様々な事情で困難を抱えた人こそ、苦しい人を助ける法律家になることができます。しかし、時間をかけて法律家になる道をふさぐことは、市民にとってマイナスです。三振制はなくして下さい。</p>
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見)法科大学院に入らなければ、司法試験を受けられない制度も根本から見直すべき。</p> <p>(理由)法科大学院に多額の費用がかかり、時間がかかり、求人のタイミングをのがします。かつてのように働きながら受験できるようにするべきです。</p>

1,201	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給与支給(給費制)を速やかに復活して下さい。弁護士は金持ちしかねないような社会は暗黒の社会です。世の中は、生活に困窮している人が増えていますがそのように理解のある弁護士がいなくなることは、司法の敗北につながります。豊かな未来を子供に残してやってあげるためにも、給与制を復活して下さい。</p> <p>(理由) 弁護士の貧困、生活困窮になっていることで、日常の業務に余裕がないため、そのしわよせは相談する市民の生活に影響が出ています。昔は、ボランティア、手弁当でも社会正義の実現のために立ち上がってくれる弁護士さんが多かったのですが、最近では、返済にきゅうきゅうして、社会問題への取り組み司法が本来取り組むべき行政問題などに取り組む弁護士さんが減少しています。これは、司法のみならず国家全体の損失となっています。市民は、もっと敷居の低い弁護士さんを求めています。そのためには、弁護士にも借金づめの生活をさせてはいけません。</p>
1,202	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の修習費用は貸与制ではなく給費制に戻すべきです。</p> <p>(理由) 国家権力の三権の一翼を担う司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。国会議員の劣化が顕著になっている現状を見るにつけ、そのことを痛感します。司法修習生に修習専念義務を課してアルバイトも許していないのに、給費をしないのは余りにも乱暴だと思います。充実した修習を遂げさせ、司法の質を高めることは国家の財産にもなります。ぜひ、給費制にして下さい。</p>
1,203	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきである。給費制に戻す増?、65期、66期司法修習生に対してもさかのぼって、給費の補償が行われるべきと考える。</p> <p>(理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任であり、当然に給費制に戻すべきである。司法修習生の修習を充実させるために修習専念義務を課していることを考えても、それに見合う生活保障を行うことは国家として当然の責務である。</p>
1,204	5/10	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給費制を復活して下さい。</p> <p>(理由) 国の責任において法曹を育てて下さい。給費制によって法曹になった私は、国(国民)に対する恩返しをしなければならないという気持ちで仕事をしています。弁護士が貧しく、借金に追われていたら、弁護士の不祥事がふえるばかりだと思います。</p>
1,205	5/10	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見の内容) 冒頭枠内の末尾に、「○上記法科大学院の定員削減や統廃合を検討するにあたっては、法科大学院の地域適正配置に十分配慮する必要がある。」との項目を挿入し、加えて、「(検討結果)」の欄の末尾に、「法科大学院の定員削減や統廃合は、画一的な基準を適用した場合、地方の法科大学院の存続に影響が出ることが考えられる。法科大学院を中核とした法曹養成制度を前提とした場合、法曹志願者の側からすれば、従来の制度では不要であった学費等の経済的負担を強いられることになったのであるから、可能な限りその負担が軽減されるよう配慮する必要がある。地方に在住する法曹志願者への配慮の観点から、法科大学院の地域適正配置には十分配慮したうえ、画一的な基準のために地方の法科大学院が統廃合の対象になることがないよう、実情に応じた対応がなされるべきである。」との項目を挿入すべきである。</p> <p>(理由) 当会は、当会と同様に地方の法科大学院を擁する地域の10の弁護士会と共同した会長声明(2013年(平成25年)1月28日)において、国に対し、法科大学院の地域適正配置の理念を最大限に尊重</p>

		<p>すること、地方の法科大学院について国立大学法人運営費交付金又は私立大学等経常費補助金を減額しないこと、及び地方の法科大学院に対して適正な公的支援を行うことを求めた。しかし、本項においては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念の維持と、その現状改善策としての法科大学院の定員削減及び統廃合に言及するものの、地域適正配置に関する配慮は一言も触れられていない。新たな社会を見据え、それに対応するための法曹養成制度として「プロセス」を重視し、法科大学院を中核として専門的教育を行うことの意義は重要ではあるが、一方では、法曹志願者にとっては従来不要であった学費や下宿代等の経済的負担を増加させたことも事実である。志願者に対して過剰な定員となっている法科大学院の定員削減及び統廃合は、法科大学院制度全体の改善という点では意味のあるものと思われるが、仮に全国一律の基準によって統廃合等が検討された場合、そもそも志願者の絶対数が少ない地方において、定員充足率等の基準をもとに、当該地方の法科大学院が統廃合等の対象とされるおそれがある。地方の法科大学院は、同一県内に1校しかないところも多く、その法科大学院が廃校となると、その地方に住む法曹志願者は、否応なしに他県の法科大学院に通わざるを得ず、下宿代や通学費等の経済的負担が追加的に必要となり、それがゆえに法曹への途を断念せざるをえなくなるおそれもある。また、地域に法科大学院が存在することの意義は、法曹養成のみにとどまらず、地域司法の充実・発展、地方分権を支える人材育成など、その地方における法化社会実現のための重要なインフラとなりうるものである。広島県においては、広島大学及び広島修道大学の2校が法科大学院を設置しているが、2007年(平成19年)から2012年(平成24年)までのデータをみても、両校を修了して弁護士登録をした者のうち、67%にあたる60人が当会に登録(中国地方で見ると81%にあたる72人が中国地方弁護士会連合会内の弁護士会に登録)して活躍し、人的な側面からも地域司法の充実に寄与している。以上の点からみても、地方の法科大学院については、代替性のある都心部の法科大学院の統廃合とは異なる別段の配慮が必要であることは明白である。よって、上記「(意見の内容)」のとおり修文を行い、全国適正配置の問題が今後の法曹養成についての検討に際して十分に配慮されるよう位置付けを行うべきである。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見の内容)冒頭枠内の末尾に、「○法科大学院の地域適正配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討する必要がある」との項目を挿入し、加えて、「(検討結果)」の欄の末尾に、「・以上のような法科大学院に対する公的支援の見直しや法的措置の検討にあたっては、法曹志願者の多様性確保の観点から、重要な役割を担っている地方の法科大学院及び夜間法科大学院に対しては、基準の緩和や追加支援を行う等の配慮を行うことについても、本検討会議において検討する必要がある。」との項を挿入するべきである。</p> <p>(理由)本項においては、現状の法科大学院が抱える問題に対し、その現状改善策として公的支援の見直しや法的措置を検討するといった法科大学院制度自体の規模縮小のみに目が向けられており、法曹志願者の多様性確保についての積極的な方策、特に地方の法科大学院や夜間開講等の特性を有する法科大学院(以下単に「夜間法科大学院」という。)の存続や発展に関する検討については「配慮についても充実した法曹養成制度を再構築するという観点からすれば、司法試験の合格率が低いからといって、その弥縫策として分母である受験者の絞り込み(法科大学院の定員総数削減)を行ったとしても、帳尻合わせに過ぎず、早晚新たな問題に直面することになり、根本的な解決にはなりえない。中間的取りまとめにおいても言及されている「法曹志願者減少」に歯止めをかけるという観点からすれば、むしろ志願者の間口を広げて多様な法曹を養成する、すなわち全国津々浦々から、あらゆる階層の人材がチャレンジできるようにすべきであり、それを支える地方の法科大学院及び夜間法科大学院については、公的支援を財政面、人的支援の両面から拡充し、法的措置の策定にあたっては別の基準を設けるなど、特段の配慮をすることこそが必要である。よって、上記「(意見の内容)」のとおり修文を行い、多様性確保の観点については、法曹養成制度検討会議内において具体的な提言を行うよう求めるものである。</p>

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

(意見の内容) 枠内の「○司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」とあるのを、「○司法修習生に対する給費制を復活させる。貸与制実施の際に司法修習生であった者及び現に司法修習生である者については、給費制があった場合と同様となるよう遡及して適切な措置を講じる。」とすべきである。また、(検討結果)の「そして、具体的な支援の在り方については、給費制とすべきとの意見もあったが、貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきである。その上で、司法修習生に対する経済的支援については、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習に伴い個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮や、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を本検討会議において更に検討する必要がある。」とあるのを、「そこで、貸与制を廃止し、従来の給費制を復活させるものとする。現に司法修習生である者については、直ちにこれを適用すべきである。また、給費制の復活により、貸与制の実施期間中に司法修習生であった者については、貸与を受けたときに給費制があったものとして、公平の観点から、貸与金の返済免除や一定額の金銭を給付するなど、遡及して措置を講じる必要がある。」とすべきである。

(理由) ■■■■■また、日本弁護士連合会においても、2010年(平成22年)5月28日定期総会における決議及び多数の会長声明により、給費制の維持及び復活を求めてきた。しかし、今回の法曹養成検討会議の中間的取りまとめは、給費制ではなく、既に実施されている貸与制を前提とするものとなっている。これは、司法修習の意義及び給費制の性格と役割の正しい理解に基づくものではない。司法修習は、憲法上司法制度を担うこととされている裁判官、検察官及び弁護士である法曹を育成するため、同一の司法修習を受けさせるものである。司法修習を実効性のあるものにするため、修習中は司法修習生に対しては、修習専念義務が課されている一方で、生活費等最低限の資金を給付することにより、司法修習生の生活基盤を確保し、もって司法修習に専念させてきた。法曹は、憲法上も社会生活上も、我が国の司法制度を支える公共的基盤と位置づけられている。この基盤となる人材を、給費制で支えた司法修習により育成することは、成熟した立憲主義国家そして権利を擁護される国民にとって、必要不可欠な仕組みである。しかしながら、検討会議は、検討結果において、「貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきである。」としている。ここでいう「これまでの政府における検討結果」とは、2011年(平成23年)5月に、関係閣僚の申し合わせにより設置された法曹の養成に関するフォーラム(以下「フォーラム」という。)における検討結果を指すと思われる。このフォーラムにおいては、司法制度全体としての財政負担を考えると、司法修習に要する経費を国庫負担とすることに加えて、すべての司法修習生の生活資金まで給与として支給する給費制を維持することについて、国民の理解を得ることはもはや困難であると考えられたことから、国民の理解を得つつ、修習に専念できる環境を確保するために、必要に応じて修習期間中の生活資金を貸与する貸与制を導入する、との意見がとりまとめられていた。しかしながら、このとりまとめ意見においては、上記の司法修習生に対する給費制の意義が十分に考慮されていなかった。また、給費制について、その正確な制度内容はもちろん、司法修習の実態についてすら、国民には広く知られているとは言い難いものであった。したがって、フォーラムの意見においては、給費制の維持について「国民の理解を得ることはもはや困難である」とされているが、そのような検証はされていないし、給費制の重要な意義をふまえれば、「国民の理解」は十分に得られるはずである。このたびの中間的取りまとめを示した検討会議は、裁判所法改正の際の衆議院における附帯決議に基づいて、司法修習生の経済的支援に関してさらに議論を深めるために設置されたものである。にもかかわらず、従前のフォーラムの見解を前提にしており、

			<p>司法修習と給費制に関する十分な検討がされていない。また、上記附帯決議において、検討会議は、「法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の法曹養成制度の問題状況を踏まえ、その原因を探求の上、法科大学院における適正な定員の在り方や司法試験の受験の在り方を含め、質の高い法曹を養成するための法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を一年以内に取りまとめ」るものとされている。しかしながら、このたびの中間的取りまとめは、司法修習生に対する必要な措置について「必要となる措置を更に検討する必要がある。」としか述べていない。ここで「検討する必要がある」と述べられているとおり、司法修習生の経済的支援については早急に措置がとられなければならない状況にある。ところが、このたびの中間的取りまとめにおいては、その必要な措置について、その内容も、検討のスケジュールも、具体的に明らかにされていない。司法修習生は毎年採用されるものであり、1年が経過すれば修習を終えてしまう。その間、司法修習生に対する経済的支援の必要性がありながら、具体的措置の検討をしないことにより支援を怠れば、日々、我が国の司法制度を支える公共的基盤は毀損していくことになる。したがって、直ちに司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。その場合、貸与制が実施されていた期間に司法修習生であった者及び司法修習生である者は、全部又は一部の司法修習期間において貸与制が適用されていたので、給費制の復活により、給費を全期間に受けていた従前の司法修習生との間で不合理な差異が生じる。そこで、修習資金の貸与を受けていた者についてはその貸与金の返済を免除し、貸与を受けていなかった者については、当該司法修習期間について給費制があったものとして一定額の金銭を遡及して給付するなどの措置を講じる必要があると考える。</p>
1,206	5/10	第3 1 (2)	<p>（意見）現在の法曹養成制度の最大の課題は法曹志願者数減少であり、この傾向に歯止めをかけ、法曹志願者を増加させるためには、現在の法曹養成制度を抜本的に改革する必要があります。具体的には、①司法試験の合格者を1000人程度にすること、②法科大学院の課程修了を司法試験の受験要件としないこと、及び③司法修習の給費制を復活することが必要です。 （理由）(1)はじめに。 私は、仙台弁護士会に所属する司法修習43期の弁護士です。■■■■■になります。しかし、以下に述べる意見は、上記の組織や団体とは無関係であり、あくまでも私の個人的な見解です。そして、法曹養成問題を考える場合には、視点をどこに置くかによって結論が異なってくるものと解されるところ、私は、「市民にとって役立つ司法」の視点から私見をまとめ、パブリックコメントに意見を提出することとした次第です。なお、意見の骨子をご理解いただき易くするために、正確な数字や出典等の引用は省略しましたので、ご了解ください。 (2)法曹養成検討会議で検討すべき点は何か。 ア. 法曹養成制度検討会議は、司法制度改革による新しい法曹養成制度がうまく機能していないことを踏まえ、その問題の原因は何かを捉え、これを解決するために必要な措置を講ずることが求められていると考えるべきだと思います。もちろん、私も、法曹養成制度検討会議の設立の経緯や、同会議は「法曹の要請に関するフォーラム」の論点整理の内容等を踏まえつつ検討をなすべきことは承知しております。しかし、論点整理された内容についても、論点間で必ずと重要性に差異があるのであり、その差異を踏まえ、重要な論点はより深く検討され、メリハリのついた取りまとめがなされるべきでしょう。そのような重要性の差異を考えずに総花的に全論点を検討し、取りまとめることが求められているとは考えられません。ところが、中間的取りまとめを拝読すると、どうも論点を列挙した平板なものに思われ、メリハリが感じられません。 イ. では、最大の問題点は何でしょうか。これは、ほぼ異論がないところだと思いますが、法曹志願者の</p>

減少、いや、より厳しく事実をとらえれば、法曹志願者の大激減という問題です。法曹志願者が大激減しているということは、優秀な人材が法曹を目指さなくなっていることを意味し、それは法曹の質の低下を招くものであることは明らかであり、司法を利用する市民にとってもきわめて由々しき問題です。

ウ. 小括。したがって、法曹養成検討会議で検討すべき最大の論点は、なぜ、法曹志願者が大激減しているのかであり、これを食い止め、法曹志願者を増やすためにはどのような措置を講ずるべきかという点です。そう考えた場合、中間的取りまとめは全く不十分だと言わざるを得ません。上記の問題の原因の捉え方も十分ではありませんし、必要な措置として挙げられているものは弥縫策にすぎず、到底この問題を解決できるものと思われません。

(3) 法曹志願者大激減の原因は何か

法曹を1つの職業として選択するという過程を経るものです。そして、現在の法曹養成制度にあたっては、上記の他の職業との比較において、法曹は就職して報酬を得るまでに著しく時間と金がかかるものとなっています。すなわち、国家、地方公務員や企業、団体への就職は、大学在学中に試験に合格すれば、卒業後すぐに就学して給与を得ることができるのに対し、法曹になるには法科大学院に進学し最低2年間学び、課程終了後司法試験に合格し、1年間の司法修習を経る必要があります。法科大学院の学費も小さくなく、司法修習も給費制が廃止されています。旧司法試験時代の法曹養成制度はそうではありませんでした。他の職業と同様に、大学在学中に試験に合格すれば、卒業後すぐに司法修習生となって給与を得ることができました。結局、司法改革審議会は、法曹となるために総との時間と金のかかる法曹養成制度を作ってしまったと言わざるを得ず、その結果、図らずも法曹を目指す有為な人材を他の分野に逃がしてしまっているのです。この現象は、ひいては法曹の質を低下させることにつながることも必定であり、市民にとって役立つ

司法の観点からは、大失敗と断じざるを得ません。なお、法曹を目指す市民の視点から見れば、新制度は、法曹資格を得るための司法試験の受験に大きな壁を設け、かつ受験回数制限を課しており、旧制度が、いつでも、だれでも、何度でも司法試験を受け得たのに比して、きわめて大きな制約となっています。

イ. 弁護士となるためには相当の時間と金がかかることに加え、弁護士の就職難や弁護士の収益が低減しているという事実は、法曹志願者にとって、弁護士という職業の魅力を奪うに十分です。そして、弁護士の就職難や弁護士の収益が低減したのは、司法試験合格者を増やしすぎたためです。ここ数年2000人前後で推移している合格者数ですが、それでも上記のような弁護士の就職難や弁護士の収益の低減を生んでおります。

ウ. 小括。法曹志願者が大激減している原因は、法曹となるために相当の時間と金のかかる法曹養成制度及び合格者数が多すぎることです。

(4) 法曹志願者大激減に歯止めをかけ、法曹志願者を増やすためにはどのような措置を講ずべきか。

ア. 司法試験合格者を1000人にすること。法曹志願者大激減の原因は上記のとおりですから、これを是正する方法は自ずと明らかです。まず、司法試験合格者を現在の2000人から減らすことです。では何人すべきか。私は、1000人程度、すなわち、現在の合格者数の半減が適切ではないかと考えます。それは、まず、現在の弁護士数で弁護士の偏在・過疎問題が一応の解決を見るとともに、被疑者国選弁護人制度の対応がきちんとなされている等、弁護士に対する市民の司法的需要に corres 応することができていると解されるので、市民にとって役立つ司法の観点からも現状で十分な弁護士数となっていると言えるからです。そして、次に、1000人の合格者のうち、裁判官・検察官に計200名程度が任官しても、毎年800人程度の弁護士新規登録数があれば、今後も弁護士数は増加を続け、市民の司法的需要の増加に対応していけると考えます。これ以上の人数を合格させるときは、法曹の質の低下は免れず(OJTも十分期待できません)、また、弁護士の就職難も解消されないでしょう。

		<p>イ. 法科大学院の課程修了を司法試験の受験要件としないこと。次に、司法試験を受けるために必ず時間と金をかけさせるのは適当ではなく、法科大学院の課程修了を司法試験の受験要件とすべきではありません。これは法科大学院を廃止せよとする意見ではなく、司法試験受験のために法科大学院に行く者があってもいいし、行かない者があってもいいという、多様性を認める考えです。法科大学院の課程修了を司法試験の受験要件としないこととなれば、適性試験も予備試験も不要になりますし、法科大学院に対する多額の補助金も大きく減額できるでしょう。</p> <p>ウ. 司法修習の給費制を復活すること。司法修習制度が創設された昭和21年当時は、現在よりも日本という国がずっと貧しかったにもかかわらず、給費制が採用されました。司法修習制度の重要性はその当時に比べて決して減っているものではありません。また、給費制の見直し論は、司法試験合格者数＝</p> <p>司法修習生数が数年後に3000人になることを前提に出てきた議論であり、その前提が崩れている以上、直ちに撤回されるべき考えです。司法修習生の給与が復活することになれば、司法試験に合格すれば収入が得られることとなり、法曹志願者を増加させる要因になりますし、司法修習生が経済的な不安なしに修習に専念し、より良い法曹となることができる体制を作ることが、市民にとって役立つ司法の観点からも重要です。問題は財源ですが、私は、給費制に必要な財源は、特別枠として新たに予算を付けることとし、現行の司法予算の中から振り分けないのが良いと考えます。そうすることによって、全体としての司法予算が増大しますし、給費制復活によって司法予算の使い道が減らされることもなくなるからです。そして、上記のとおり、法科大学院の課程終了を司法試験の受験要件からはずし、法科大学院に対する補助金を大きく減らした分を給費制に回すことで、十分対応可能だと考えます。これは予算上の費目が異なるかもしれませんが、国家として法曹養成にかかる予算という観点からは、その流用が認められてしかるべきだと考えます。</p> <p>(5) 中間的取りまとめに対する批判的検討 以上、(2)ないし(4)において、私見を述べましたが、その観点から、中間的取りまとめについて、批判的検討を加えさせていただきます。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>①(問題の所在)の前半部分では、法曹志願者の減少が取り上げられていますが、危機感、切迫感が感じられず、問題の重要性の認識が足りないと感じざるを得ません。</p> <p>②また、(検討結果)で、法曹志願者減少の原因として、司法試験の合格率が低いことを挙げているのは不適切です。旧試験時代には合格率約2%でも、現在よりずっと多くの法曹志願者がおりました。それは、旧試験がいつでも、だれでも、何度でも受けられたうえ、合格すれば司法修習生として給費をもらえ、弁護士の就職も難しくなく、弁護士になれば相当の収入が期待できたからでしょう。この点の分析、原因探求が不足していると感じます。さらに、リスクとして、大学卒業後数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することを指摘しておきながら、その対策として(4)記載の考察がなされず、法科大学院に行かなくとも司法試験を受けられるようにしようと考えないのは不思議でなりません。金銭面は経済的援助、時間面は養成機関の短縮で図るといのはいかにも迂遠であり、端的に法科大学院に行かなくても司法試験を受けられるようにすればいいだけです。法科大学院の課程終了を現在のまま司法試験の受験要件とし続けるときは、法曹志願者激減に歯止めはかからないと断言します。</p> <p>③なお、法曹の多様性の問題ですが、現実的に考えれば、それは、大学進学後に進路を法曹に変えたものを増やそうとすることに外なりません。市民に役立つ司法の観点からは、そのことにどれだけの意味があるかは疑問です。画一的な法曹よりも多様性のある法曹の方が望ましいことは異論がないでしょうが、多様性を目指した制度設計が求められているほどの意味はないと言えるでしょう。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>①法曹人口の在り方、すなわち司法試験に何人合格させるべきかは、法曹養成制度の出発点です。これを何人と考えるかによって、他の論点に影響が出てくる問論であり、いわば先決問題と言える論点です。この点、私は、市民にとって役立つ司法が実現できるだけの数の法曹がいれば十分であり、多ければ多いほど良いというものではないと考えます。具体的には、上記のとおり、1000人で十分だと思います。したがって、中間的取りまとめが、3000人は現実性を欠くとしていることは適切です。しかし、現状で数値目標を設けないとするのは相当ではありません。なぜならば、この法曹養成制度検討会議は、司法試験の合格者数を具体的に設けることを求められていると考えるべきだからです。ここで決めなければ誰が決めるのでしょうか。</p> <p>②なお、将来3000人とする現実性が生まれる可能性などは、確たる根拠があるわけでもなく、司法改革審議会に対するリップサービスあるいは願望的観測に過ぎず、取りまとめで書くべきではありません。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>①まず、現行制度が、司法試験という「点」のみによる選抜から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指して導入された肯定的に評価されていますが、この説明は首肯できません。たしかに、旧司法試験は開かれた試験であり、誰でもが受けられた試験ですから、その前に特定の制度は設けられていませんでした。しかし、法学部の講義を受けて受験した者も大勢いましたし、そうでなくとも、旧試験に本気で合格しようとした者は、2%の壁を突破するべく必死の努力をして臨んだものでした。この法学部の講義や必死の努力を無と評価し、現行制度の方が「プロセス」だから優れているというのはおかしいでしょう。また、必死の努力は能動的、チャレンジングなものでしたが、法科大学院に通って20%以上の合格率の司法試験の準備をする受動的、受身の勉強よりは、はるかに緊張感を持ち、集中したものであったと言えます。さらに、そもそも、法学教育と司法試験、司法試験と司法修習及び法学教育と司法修習は、それぞれ有機的に連携しているとも言えるのかも疑問です。司法試験は法曹になろうとする者の学識及びその応用能力があるかどうかを判定するものですから、現実の法学教育と連携しない可能性もありますし、司法修習が司法試験に連携している事実も実感ありません。そして、法学教育と司法修習はそれぞれ独立に行われているというのが実態でしょう(例えば、前期修習廃止にともなって法科大学院がその代替教育機関となるという議論もありましたが、現実にそうならないことは争いありません)。</p> <p>②次に、現行の法曹養成制度の中核は法科大学院教育であるとの認識が示されていますが、法曹養成制度の中核は、司法試験に合格し、法曹三者と親しく接し、実務に密着した修習を重ねている司法修習と考えるべきだと思います。法科大学院で学んだものの司法試験に合格しない者が大勢出ている現状ではなおさらです。</p> <p>③第3に、法科大学院教育が相応の成果を上げているとする点も誤った評価です。新司法試験の論文採点者の感想が公表されていますが、その内容等を見れば、現在の受験生の2000番(すなわち合格最低レベル)の方が旧試験の論文試験受験生の2000番(当時のC評価の最低レベル)よりも低いレベルにあると思います。この点は、新旧試験双方の試験委員を務めた方や司法研修所教官の経験者に聴取り調査をすれば明らかになるでしょう。また、理由付けに、終了年数が経過するにつれて合格率が低下する傾向を挙げていますが、この傾向は法科大学院教育の成果と何の関係もありません。多くの受験生は法律を学んで6年程度の経験を有しているところ、そのような学習経験で20%程度の合格率の司法試験を1発で合格できないような受験生は、その後7年、8年と経験を積んでも合格率が上昇しないのは当然でしょう。</p>

		<p>④第4に、法科大学院において優れた教育がされている例も報告されているとありますが、そのような論法ならば、旧試験時代の予備校でも、優れた教育がされている例はいくつもありました。予備校で初めて法の趣旨から考える法解釈を学び、法律がわかったという経験を述べるベテラン法曹も、私を含めたくさんおります。また、優れた教育の例としてソクラテスメソッドが挙げられていますが、法律の学習においては、双方向の授業である必要はなく、教授の話が学生が一方的に聴いて、ノートを取り、復習の際に自分でその意味を考え抜く勉強の方が優れているとも言えると思います。とくに学生の質がそろわない場合にはソクラテスメソッドは時間の無駄以外の何物でもなく、学生を選ぶ教授法なのです。</p> <p>⑤以上から、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成というのは、美辞麗句の理念に過ぎず、これを堅持する必要はありません。逆に、このプロセスが法曹志願者を大激減させているというデメリットを直視し、定員削減や未修者教育の充実という、法科大学院制度を維持しつつ、その中身に修正を加える方策では最大の問題が解決できないことを理解するべきです。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>①法科大学院の課程修了を司法試験の受験要件としなければ、法科大学院に対する補助金は大きく減額できるし、大学院生に対する経済的援助も必要ないでしょう(経済的援助を必要とする受験生は法科大学院に行かなければよいだけです)。</p> <p>②司法修習生に対する経済的支援は、貸与制を前提とするとしていますが、給費制にすべきです。経済的支援という名の貸金とは比べ物になりません。そもそも給費制をやめ貸与制となったのは、司法修習生の大幅増加に対応できる制度の必要ということであり、3000人合格を所与の前提としていたのですから、その前提が崩れ、上記のとおり1000人の合格者数を打ち出すべきであることからすると、この機に給費制を復活させることは十分理由があることです。また、国民の理解という視点でも、質の高い法曹を養成するためであれば、修習専念義務を有する司法修習生に給与を支給することには理解が得られると考えます。公務員でなく公務に従事しない者に給与を支給するのは異例とは言っても、約65年の長きにわたり行われてきた異例であって、これを復活することについて国民から異議が出るとは思われません。</p>
		<p>(6)結論——中間的とりまとめでは何がまずいのか</p> <p>中間的取りまとめ記載の各方策では、法曹志願者大激減の問題を解決できません。私が終始述べているとおり、法曹養成における現在の最大の問題点は法曹志願者大激減であり、これが解決できなければ、質・量ともに豊かな法曹を養成することは不可能となります。本日5月8日、今年の法科大学院の入学者総数が2698人であるとの報道に接しましたが、このうち課程終了し、司法試験を受験する方は何人になるでしょう。これまでの比率(入学者の75%程度が課程終了)によれば、2033人程度が課程終了することになりますが、このうち2000人が合格する司法試験では法曹の質の低下は避けられないでしょう。そして、今後もこの傾向が続くとすると、日本の将来の法曹の質には大きな不安が残ると言わざるを得ません。私も法曹の一員である以上、後輩法曹の質が低くなる事態は避けたいと強く願うものであり、そのためにも法曹養成制度検討会議には、取りまとめにおいて英断をお願いしたいと思っています。作ったばかりの制度の根本を変えることは避けたいとか、せっかくできた制度なのだから維持したいという考え方は、市民にとって役立つ司法の視点とは相容れないものです。この10年の法曹養成制度が失敗に帰したことは明らかなのですから、失敗した制度にこだわることなく、市民にとって役立つ司法の確立、そのために優秀な法曹を養成するためにはどうすればいいのかのみを考えて、最終的な取りまとめを行っていただきたいと切望します。</p>

1,207	5/10 第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験年間合格者数の数値目標撤回に反対。 (理由)(1)世界の弁護士人口。 ■■■■■その世界のリーガル・プロフェッションの立場から、標記「中間的とりまとめ」について、所謂パブリック・コメントとして、所見を申し述べたいと思います。IBAは、137ヶ国、199の弁護士会によって構成される一種の世界弁護士連合会です。世界最大の法曹団体で、その参加の法曹人口総数、推計で500万人くらいに上ります。これが、ほぼ現在の世界の弁護士総数だと考えていただいても大きな間違いではないでしょう。この数字から見れば、近年の法曹養成制度改革後も3万3663人(2013年4月現在)にとどまっている日本の法曹人口は、未だ極端な過少状態にあると言わなければなりません。 (2)日本の法曹養成制度は現代のリーガル・サービス需要に対応しているか？ 「中間的とりまとめ」は、その「第2」において、合格者数の数値目標撤回について、「司法試験の合格者数が平成22年以降も2,000人から2,100人程度にとどまること、近年、過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない」とし、「司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることから、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く」と断言しています。需要が不足するから供給を制限するというのです。しかし、これは、私の見るところ、問題の見方が逆です。そもそも、問題はロースクールから司法試験、そして司法研修所へと繋がる「プロセス」としての現在の法曹養成制度が、3,000人の需要を生み出せるリーガル・プロフェッションを養成できていないというところにあるのではないのでしょうか？ 需要がないのではなく、供給されているものが需要にマッチしていないのではないのでしょうか？ 司法修習生の人数に問題があるのではなく、その教育の内容に問題があるのではないのでしょうか？ 日本のリーガル・プロフェッションは、未だに「法曹」と呼ばれるだけあって、著しく裁判に偏っていて、現在の法曹養成「プロセス」にあっても、この訴訟偏向に顕著な改革が見られません。特に司法研修所における教育はほとんど専ら裁判教育です。私が研修を受けた半世紀も昔、研修所教育は色濃く裁判官養成教育でしたが、仄聞するところ、近時カリキュラムにおいても、司法試験の出題方式にしても相当の改善がみられるものの、その本質は変わっていないというのです。それは、ある意味当然です。司法研修所は最高裁判所の付属機関であるからです。その結果、裁判しかできない「法曹」を生み出すばかりで、多様な分野に法の支配を実現できるユニバーサルなスキルを持ったリーガル・プロフェッションの養成ができていないのです。英米のロースクールでは、この弁護士のユニバーサルなスキルを「ローヤリングのスキル」と呼んで重点教育項目にしていると聞いています。アメリカには120万人の弁護士がいて訴訟天国だと言われていますが、120万の弁護士のうち、弁護士名鑑マーチンデル・ハベルに訴訟弁護士として登録している弁護士の数は117,300人しかいないと聞いています。10%以下です。イギリスにはソリシターは14万人くらいいますが、訴訟専門弁護士パリスターは1万人以下です(ここに紹介した数字は、アメリカやイギリスで訴訟をやる弁護士がそれだけしかいないという意味ではありません。これらの訴訟専門を標ぼうする弁護士の周囲に、訴訟を助ける多くのアソシエイト弁護士やソリシターがいることはご承知のとおりであります。)。そう言えば、外国でローヤーとは、必ずしも法廷に出るリティゲーターやパリスターを意味しません。訴訟は司法制度の根幹ですが、弁護士の仕事の太宗ではないのです。韓国は法曹養成制度において最も日本に近い制度を採用してきた国です。近年、ロースクール制度の導入などで日本を上回る速度で制度改革を進め、司法研修所研修を廃止して、司法試験の合格率を75%に引き上げ、二年間の実務研修(クラークシップ)に置き換えたと聞いています(ソウル国立大学法科大学院、Prof. Hi-Taek Shin)。この、リーガル・プロフェッションの法廷ばなれともいふべき世界の大勢からみると、「中間的とりまとめ」が司法研修所における裁判技術教育にこだわって、司法修習生の人数抑制に動いているのは「逆コース」だと言わざるを得ません。</p>
-------	---------	-------------	--

第3	法曹養成制度の在り方	<p>(意見) 裁判外の多角的な分野(特に国際的分野)で活躍できる法曹人材の養成制度が必要である。</p> <p>(理由) (1)「中間的とりまとめ」の法曹養成制度は国際競争に耐えられるか？</p> <p>「中間的とりまとめ」は、法曹養成の国際面について「日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。」と述べるにとどめています。しかも、それを、現在の司法研修所で完結する「プロセス」としての法曹養成制度の中にもどのように埋め込むのか明らかにしていません。有体には、他人任せなのです。明らかにできないのもやむをえないでしょう。なぜかと言うと、司法研修所で完結する「プロセス」は裁判技術教育だからです。裁判ばかりはどこの国でも極めて国内的で、そこから国際的なリーガル・プロフェッション養成のカリキュラムを導き出すことはできません。しかし、今世紀に入って国際弁護士業務は大きな発展を遂げ、世界経済成長の帰趨に無視し得ざる影響をもたらす存在になっています。これを国際貿易機構(WTO)や経済協力開発機構(OECD)のような国際通商の世界では「リーガル・サービス貿易」と呼んでいます。この世界では、日本の弁護士の存在は、「一定の役割」どころか重大な役割を果たすことが求められているにも関わらず、ほとんど空白状態です。この空白は、現在、既に欧米の弁護士やローファームによってどんどん埋められています。彼等の国境を越えた活動を支える国際法的枠組み、WTOやEU(欧州共同体)、FTA(自由貿易協定)などがあるからです(WTOサービス貿易理事会事務局バックグラウンド・ノート2010年6月「リーガル・サービス貿易」参照)。この国際的なリーガル・サービスの分野では、世界中の弁護士とローファームが互いに競争していますが、今や、そのマーケットへリーガル・プロフェッション人材を供給する各国ロースクールも互いに競争しています。これを日本流に表現すれば、法曹養成制度の国際競争です。こうなると、日本のロースクールに飽き足らない日本の学生には、英米やオーストラリアのロースクールに進学し、そこで弁護士資格をとって国際弁護士の道を進もうというものも増えてくるでしょう。彼らには外国法事務弁護士として日本にUターンして来るという道も開けています。既に、日本弁護士連合会に外国法事務弁護士として登録している日本人外国弁護士の数は登録外国法事務弁護士総数363名中70名に上っています。これは、日本人リーガル・プロフェッションの司法研修所離れと呼ぶべき現象です。「中間的とりまとめ」が、この法曹養成制度の国際競争に格別の関心を払った様子がないのは残念です。裁判法曹ではないリーガル・プロフェッションの養成供給など我関せずということで、現在日本の法曹養成制度は国民の付託に応えていると言えるのでしょうか？</p> <p>(2) TPPと「中間的とりまとめ」</p> <p>日本政府は、最近、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の締結に向けて加盟各国と交渉に入りましたが、リーガル・サービスを含むプロフェッショナル・サービス貿易の自由化はその重要なアジェンダの一つです。これを弁護士に付いて言えば、TPPによって、この地域において弁護士や法律事務所が自由に国境を越えてリーガル・サービスを提供する法的枠組みが生み出されることを意味します。こうして生み出される新しいクロスボーダーのマーケットにおいて、法の支配と正義を確保する責任が日本の法曹にもあるとすれば、「中間的とりまとめ」にはリーガル・サービスの国際通商政策という視点がなければならなかったと言わざるをえません。そういう視点からみれば、日本の現代法曹養成制度は、裁判技術だけではない、グローバルに適用できる弁護士技術をもった多数のプロフェッションを養成する制度でなくてはならないという考えが出てきたことでしょう。このリーガル・サービス・グローバル化は、先行する英米を負って、ヨーロッパ諸国でも、ロシアでも、インドでも、中国でも、そして中東ですら、通商と教育の重点政策になっています。これは、私がつぶさに実見してきたところです。他方、弁護士養成の数量抑制に転じている国は日本以外には見たことがありません(人数が多すぎて競争過多だと嘆いている国は、アメリカを初め幾つかありますが。)</p>
----	------------	---

				<p>結論。「中間的とりまとめ」は、過払い金返還訴訟以外には民事訴訟も増えていないと指摘していますが、専門外ながら私の意見を言わせてもらえば、最近の原発事故や巨大災害、医療過誤や学校でのいじめなど、全国に多発する大量の案件に日本の司法と法による救済が足りないという国民の怨嗟の声が聞こえるような気がしています。法による救済を求める問題は増えていないのではなく、制度的に放置されているのではないのでしょうか？ 法曹養成制度の数値目標は、こういう法的救済の空白を早急に埋めるためではなかったのでしょうか？ 以上に述べてきた理由により、私は、検討会議に対し、イ) 一方で法曹人口拡大の数値目標を堅持し、ロ) 他方、国民に身近で頼りになり、社会の隅々に進出する法曹を育成するために、現在の裁判教育偏重の法曹養成プロセスをユニバーサルでグローバルなリーガル・プロフェッション養成の教育制度に改革していくことを提言されるよう求めたいと思います。</p>
1,208	5/10	総論	<p>○「中間的とりまとめ」にもあるように、法曹養成制度は、司法制度改革審議会において司法制度全体の改革の中で検討・決定されたものである。裁判員制度、弁護士制度の在り方、法曹の活動領域拡大などと並んで、プロセスとしての法曹養成が設定されたものである。そして、法科大学院以外に、プロセスとしての法曹養成の中核的機関は存在しない。仮に、法科大学院制度を縮小することとなれば、司法制度改革の担い手として想定した質・量の法曹を要請する機関が存在しないこととなる。</p> <p>○法曹の活動領域・法曹人口・司法試験等を通じたトータルかつ抜本的な改革により、法科大学院を中核とする法曹養成制度を安定的に運用し、法曹志願者にとって魅力あるプロセスとしての法曹養成制度とすることこそ、司法制度改革の最も重要な土台である。とりわけ、法科大学院の改革は、職域拡大との関係抜きには行えない。法曹の職域拡大が不十分である限り、法科大学院の改善改革努力だけでは成果を得ることはできない。法曹の職域拡大は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。</p> <p>○本学は、小規模ながら、弁護士はもちろんのこと、裁判官、検察官、さらに公務員に有為の人材を送り出している。特に国家公務員のみならず、地方公共団体に法曹資格をもった政策担当者として採用された者がいるなど、公共部門への貢献も顕著に認められる。全国で、本学を含む公立法科大学院2校が、中核的な法曹養成機関の一角を占め、地域で活躍し、地方分権を支える人材を輩出することの意義は大きい。公立法科大学院は、比較的低廉な授業料で法曹養成を実施しており、地方分権を支える人材を、経済的負担を軽減する形で要請することは、非常に重要な意義がある。経済的支援を必要とする法曹志望者に対する救済策としての予備試験は、現状において、「点としての法曹養成」を実現しているにすぎず、経済的支援の実体を伴っていない。このような支援を必要とする者に対しては、地方公共団体の財政支援により、プロセスとしての法曹養成を実現していくべきである。</p>	
		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>○「中間的とりまとめ」では、地方自治体における活動領域の拡大については言及があるものの、国家公務員の採用については問題の提起がなく、法務区分の新設の現状を肯定しているように読める。しかし、この制度も到底十分なものといえず、地方公務員とともに、国家公務員の採用についても、より多くの受入について具体的な検討を早急に進めるよう強く要望する。企業、地方公務員、国家公務員のすべての領域において、職域拡大のための具体的な対策を、一定期間内に目標を定めて取り組むべきである。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	○3000人の目標については、期限付きの目標としては見直すこともやむを得ない。しかし、職域拡大を前提とし、将来的な目標としては極めて妥当なものであり、この目標を将来的な目標として放棄すべきでないことを明記すべきである。さらに、積極的に「数値目標は設けないものとする」との記載は、法曹志願者にとって不安を募らせる以外の何ものでもない。少なくとも、現状において、例年2000人程度の人材が、水準を超えるものとして試験に合格している。それに引き続き司法修習においても、従来の旧司法試験時代と比較し、資質において大きな相違がないとされている。旧試験と比較し、合格者が増加しているにもかかわらず、質の低下が起こっていないことは、まさに法科大学院の教育成果そのものである。当面の目安として、最低でも現状の人数を維持すべきことは明記すべきである。そうでない限り、いたずらに法曹志願者の不安を煽り、志願者を更に減少させる効果をもたらすだけである。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	○プロセスとしての法曹養成を重視することを放棄しない限り、その唯一の養成機関は法科大学院である。予備試験を存続させることは、まさに「プロセスとしての法曹養成」を否定するものである。また、一部の法科大学院で新旧・修了認定が十分でないとの指摘がなされているが、大学に対する認証評価において、法科大学院における認証評価制度ほど厳格な認証制度は存在しないことも、あわせて記載すべきである。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	○司法試験合格率の低迷が法曹志願者の減少を生んでいると評価しているが、学生定員が大幅に減少したことにより、合格率は早々に上昇に転ずるはずである。また、法科大学院に入学することの時間的・経済的リスクがあるとの指摘もなされているが、旧司法試験時代にも、何年も浪人を続けるリスクはあった。むしろ、法科大学院において体系的・実践的な教育を受けることにより、質・量ともに格段に充実した人材を養成することができる。経済的なリスクに対しては、別途支援の方策をとるべきである。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	○国として司法制度改革推進を打ち出した以上、法科大学院生に対する経済的支援はさらに充実させる必要がある。例えば、裁判員制度に対する国家的な支援体制と比較すれば、法科大学院に対する経済的支援は十分とはいえない。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	○本学は、小規模校ながら、公的分野に力を置く特色ある公立の法科大学院として、入学志願倍率、司法試験合格率ともに、大規模校と遜色のない教育効果を上げている。この間、小規模校についても一律に学生定員減を求められているが、そのことは法科大学院修了生数の抑制にほとんど意味を持たない。大規模校、小規模校といっても、それぞれに個別・特有の課題があり、個別的な対応が必要である。 ○法的措置についての言及があるが、事前規制をせずに設置を認めた経緯がある以上、事後的に法的措置を認めることは、事前規制をしなかったことと矛盾する。自主的な組織見直しを重視すべきである。
第3 2 (2)	法学未修者の教育	○共通到達度確認試験の早期の実現が指摘されている。しかし、未修者教育の問題は、そのような形式的な切り口で解決することは困難である。法曹は、単に「幅広い常識のある者」というだけではなく、法律という道具を扱う技術者であり、とりわけ未修コースの養成課程にある者については、法曹になるための法的な知識、思考力等を獲得する速度や切っ掛けに違いがあることが指摘されている。共通到達度確認試験の導入は、全国一律の画一的な教育を事実上強制しかねない危険を孕み、場合によっては将来性のある未修者を切り捨てる虞があることも認識すべきである。したがって共通到達度確認試験の実施は、その実施母体も含めた慎重な検討が必要である。

		第3 3 (1)	受験回数制限	○合格率は、法科大学院終了直後が最も高く、その後3回目までは順次減少し、その後は極めて低くなる。これを前提とすると、受験回数の増加は、プラスの効果が考えにくい上に、確実に合格率の低下を招くものであることから、受験回数制限の緩和はすべきではない。
		第3 3 (3)	予備試験制度	○「中間的取りまとめ」においても、予備試験が経済的事情や実社会での経験を積んでいるといった者が合格する制度になっていないことが指摘されている。他方で、時間的・経済的負担を理由に予備試験を法曹養成の重要な制度として位置づけるべきとの意見があるとの指摘もなされている。しかし、予備試験が本来の狙いとは異なる実態として用いられていることを踏まえると、司法制度改革のプロセスとしての法曹養成に真っ向から反する予備試験を維持することは、法曹養成制度全体を揺るがすものになりかねない。経済的支援については、別途、法科大学院生への支援として一層の充実を図るべき問題であり、また時間的負担という点は、幅広い知識をもった法曹養成を図る以上、ある程度の時間的負担は制度上やむを得ないものである。
1,209	5/10			政府の法曹養成制度検討会議が中間的取りまとめ(案)を公表した(「以下、「中間的取りまとめ」という。)。今後、パブリックコメントに付された後に最終的な取りまとめが行われ、これを踏まえて法曹養成制度関係閣僚会議が政府としての措置を決定するものとされている。「中間的取りまとめ」は、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度の在り方という、法曹養成制度及びこれに関連する法曹の在り方に関する重要事項についての検討結果を取りまとめたものである。しかし、「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」(平成23年2月10日、以下「1000人以下決議」という。)、 「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の見直しを求める決議」(平成25年2月8日、以下「法科大学院制度見直し決議」という。)を行ってきた国会としては、「中間的とりまとめ」の内容は極めて不十分と言わざるを得ない(両決議については、当会のホームページ■■■■■を参照されたい)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	「中間的取りまとめ」は、司法試験の年間合格者数3000人という数値目標は現実性を欠くと認めたものの、これに代わる数値目標を示さなかった。毎年2000人以上もの司法試験合格者が生まれて司法修習生の就職難が年々深刻化し、弁護士の経済的基盤の悪化も報道される一方、法科大学院の経済的、時間的負担、20%台の合格率といわゆる三振制などの問題が山積し、法曹志願者にとって法科大学院へ進むことが大きなリスクとなっている。法科大学院適性試験の受験者は、制度開始時の6分の1にまで減少し、今年の法科大学院入学者も2698人にまで減少したが、現在の状況下においては当然のことであろう。司法試験合格者2000人強でこのような歪みが生じており、3000人という数値目標が非現実的なのは今さら言うまでもないことである。当会の1000人以下決議では、司法試験合格者について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とすることを求めていたが、その後2年を経て更に状況は深刻になっている。現状から1~2割程度の減員では問題解決など望むべくもないのであり、最終的取りまとめにおいて、司法試験合格者を直ちに1000人以下にするとの具体的な数値目標を掲げるよう強く求める。

		法科大学院制度の改革について	<p>「中間的取りまとめ」では、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方策を強化するという内容等を提言するにとどまっているが、法曹志願者減少など前記諸問題の抜本的解決に繋がる内容とは思われない。当会は、「法科大学院制度見直し決議」において、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」には構造的欠陥があり、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保の観点から有害であるとして、法科大学院の修了を司法試験受験資格としないことを求めたが、本年2月23日に埼玉弁護士会、3月29日には札幌弁護士会も同趣旨の決議を行った。このような受験資格制限撤廃は、法曹養成制度検討会議の和田吉弘委員も言及するところであり、現在の法曹養成制度を改善するための有力な意見の一つである。この点につき、「中間的取りまとめ」は、「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」などとして切り捨てているが、法科大学院教育が全体として十分な成果を上げているとは言い難く説得的ではない。現在の法科大学院制度をいかに残すかではなく、法曹養成制度を将来に向けていかに立て直すかという観点から検討すれば、受験資格制限の撤廃以外に選択肢はないものとする。</p>
		第33(1) 受験回数制限	<p>「中間的取りまとめ」は、これを維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制度を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討するとしているが、「1000人以下決議」で、受験回数制限撤廃を訴えた当会としては到底容認できない。かかる不合理な制限は早急に撤廃されるべきである。</p>
		第31(3) 法曹養成課程における経済的支援	<p>「中間的取りまとめ」は、貸与制を前提としており、「1000人以下決議」、「法科大学院制度見直し決議」のいずれにおいても、給費制の重要性を訴え、その存続、復活を訴えてきた当会としては強く反対するものである。国民の人権擁護のため司法基盤を整備するのは国の責務であり、その意味で法曹養成のための給費制は必須である。したがって、司法修習生に対する経済的支援は給費制を前提としなければならない。「中間的取りまとめ」は、当会が「法科大学院制度見直し決議」で懸念していたとおり、法曹養成制度の抜本的改善策とは程遠いものであった。パブリックコメントを通じて厳しい意見が多数寄せられることは必至であると思われるが、今後このような国民各層からの意見を真摯に受け止め、「中間的取りまとめ」を抜本的に改めて、現在の法曹養成制度の歪みを是正し、国民の人権擁護に資するべく、実効性のある最終取りまとめとするよう要望する。</p>
1,210	5/10	全体を通じた総括的意見	<p>・「中間的とりまとめ」では、あるべき法曹像が何なのかが明確にされていない。あるべき法曹像が明確になってはじめて、その像を担う人材の養成について検討できるはずであるが、いまなお、あるべき法曹像が明確になっていない。これを明確にしたうえで、さらに各課題について掘り下げをする必要がある。</p> <p>・「法や公正など社会の基本的価値を踏まえ、社会生活上の問題の発見・予防・解決・調整・それらの支援などを適切に遂行し、法の支配の拡充に貢献できる、普通の職業としての専門職」という像を、「あるべき法曹像」に据えるべきである。このような法曹の活動を通じて社会の隅々まで法の支配が行き届き、透明で公正な社会の実現を目指すこと、これが究極の目標であることを再確認すべきである。</p> <p>・受験者の4分の3を人為的に不合格にしている、知識偏重のいたずらに難しい(実務家も教員も合格できないような)司法試験の問題性を直視すべきである。そのような司法試験が、有為の多様な人材を多数損なっており、それが法曹志願者の減少を招き、また学生や法科大学院をいやおうなくペーパー受験技術志向に</p>

向けさせている。司法試験は合格者数を制限しない適切な資格試験として、改革されるべきである。

- ・裁判向け書類作成の事務能力の育成を中心とする義務的司法修習についても、制度に内在する重大な問題を検討すべきである。現在の義務的司法修習は廃止し、司法試験合格者に仮の実務資格を付与して、就職先で一定期間実務(裁判に限らない)の取り組み(給与の支給を受ける)をさせたくて本資格を与える制度にすべきである。
- ・司法試験を合格者数を制限しない適切な資格試験として改革すること、裁判中心の義務的な司法修習を廃止すること、司法試験合格者には仮の実務資格を付与し、就職先での一定期間の実務(裁判に限らない)の取り組み(給与の支給を受ける)をさせたくて本資格を与える制度にすることを前提に、法科大学院の原点に立ち返って教育の一層の改善(臨床教育の必修化を含め)・拡充を図り、これらを通じて、あるべき法曹像
- ・司法制度改革のグランドデザインに立ち返った更なる検討が、今こそ求められる。

■■■■■、断るまでもなく本意見はわたくし個人のものであり、所属する団体等とは無関係である。

第1

法曹有資格者の活動領域の在り方

「中間的とりまとめ」では法曹有資格者の活動領域の広がり「限定的といわざるを得ない」とされるが、その背景には、①養成される法曹の像がまだ裁判における書類作成事務中心の限定的なものになっており、それを前提にした養成課程になっていること、②そのためもあり、社会も「法曹は裁判を担当する先生」という旧態とした認識から抜け切れず、それが社会ではそんなにたくさんの「先生」は必要ないという観方につながっていること、そして、③司法試験合格者数が依然として抑制され、弁護士市場への参入が制限されていること(それがまた「難しい試験を通過してきた先生」という感覚を自他ともに残す原因になっている)が、大きな要因として潜んでいると考える。新しい法曹の幅広い活動領域への浸透には、これらの転換を図ることが前提として必須である。もとより新しい法曹の中から裁判実務のスペシャリティを磨き、優れた実績をあげて尊敬され、名実ともに「先生」と呼ばれる弁護士が輩出することを否定する訳ではなく、むしろ多様な人材が裁判分野に参入し、新しいアプローチで積極的に取り組むことを通じて、裁判分野の実務が活性化されることが期待できるものとする。後述のようにわたくしは、現在のような義務的な司法修習は廃止すべきものとするが、任意の研修プログラムとして様々な裁判実務に関するものを積極的に提供することには大いに賛成であるし、法科大学院においても裁判実務の講座を充実させるべきだと考える。これからの法曹は「法や公正などの社会の基本価値を踏まえて社会生活上の問題の発見、予防や解決、調整、それらの支援(以下、問題解決等という。)を適切に遂行し、法の支配の拡充に貢献する、普通の職業としての(「先生」ではない)専門職」という像を担うべきものである(だからこそ社会の隅々にまで活動領域を広げるべきものである。)、そのような能力を育成する養成課程を構築し(裁判以外の幅広い分野で社会の中に入り込んで問題解決等に当たるためには、詰め込んだ法律知識や若干の応用程度のことで対応できないのであり、ABAマクレート・レポートに示されているような実務家の土台となる様々な技能や基本的価値観を育成する臨床的な教育が重要となる。)、しかるべき専門教育課程できちんとした成績評価(前記のような臨床的教育の重要性を踏まえれば、知識を問うペーパー試験だけではない臨床的・形成的評価が重要になる。)を受け修了した者に対しては、更なる参入障壁を設けることはしないという制度を、もう一度司法制度改革の根源に立ち返って構築し直すべきであるとする。「中間的とりまとめ」の「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」には活動領域のいくつかについて示されているが、なにゆえこれらの領域で法曹有資格者が有用な働きができるのか明確に示されていない。それは、そこでいう法曹が如何なる働きをするものとして措定されているのかが明確ではないからであろう。例えば「企業の分野」で企業の良心としての自覚を持ちつつ、組織内でチームを組んで協働し、企業運営に潜む法リスクの発見、予防、契約書作成、審査、契約交渉、コンプライアンスを浸透させる社内実践、不祥事発生時の調査活動、プレス対応、様々な紛争の交渉を通じた解決などなど、企業の最前線でオン・ゴーイングのビジネスをサポートする力を発揮できる専門性を有する法曹という像(そしてそのような人材の育成課程)を明確に示すことができ、はじめて「新しい法曹は企業にとって

		有用である」ことを表明できるはずである。企業は、「裁判をやる先生」を社内に抱える必要は感じないであろう。しかし企業の円滑な活動をサポートする法務サービスへの需要は広大なものがある(首都圏だけでなく、全国各地の地方においても)。ただ、これまでの弁護士像は上記のようなニーズに適合的ではなかったのである。
第2	今後の法曹人口の在り方	「中間的とりまとめ」は「司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとする」としている。しかしその前提には、司法試験合格者の人数を国家が制限することは当然の前提として認めているものと考えられ、賛同しがたい。司法試験は純粋に資格試験(法科大学院でしかるべき教育を修了した者について、実務法曹の出発地点で必要な基本的素養を有することが確認された者は全員合格とする試験)として再構築されるべきであり、人数制限は全面的に撤廃するべきである。この文脈からも、収容能力に限定のある司法研修所という施設を前提にする義務的な司法修習制度は廃止すべきである(義務的な司法修習を廃止すべきより内在的な理由は後述する)。法曹人口問題で聞かれるのは、「就職先がないから、司法試験合格者を減らすべきだ」という声である。これは、①「合格しても就職が難しいのだから、親心で合格しないようにさせてやる」(一種のパターナリズム)というのか、あるいは、②「就職が難しい状況で合格者を増やすと、弁護士の値崩れが起こるからそれを防止するため、参入規制を図る」ということであろうか(さらには「新規参入が増えると、悪いことをする人が増える」という声もあるが、新規参入者が悪いことをするというデータがあるのだろうか。また「年々新規参入者の質が落ちてきて、依頼者に迷惑をかける」という声も聞く。これもいつの時代でも聞かれる声であり、熟達先輩から見ると、いつの時代でも新規参入者は未熟なのである。)。いずれにしても、合格者を人為的に抑制する理由として正当なものではない。日本は明治時代以来、国家が法曹人口を抑制し、弁護士会ですら(そして戦後新憲法の人権国家になった以後ですら)それに賛同してきた伝統があるが、筋論としてはたして正当なことなのか否か、よく議論する必要がある。「中間的とりまとめ」では「…弁護士が一人もいない地域がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなった」というが、ゼロワン地区の解消というのは裁判所が設置されている区域を基準にした話に過ぎず、「国民が法的サービスにアクセスしやすくなった」などというには程遠く、裁判所のない地域には一人の弁護士もいない地域など全国いたるところにある。大都会にすらまだまだ弁護士を利用できない人々が潜在しているし、企業にもまだまだ法の支配は行き届いていない(著名大企業の不祥事の数々を見ただけでも明白である)し、ましてや地方の中小企業に潜在するニーズは広大なものがある(「裁判をする先生」を社内に抱えるニーズは少ないが)。なお、「中間的とりまとめ」は、「…実際の司法試験合格者は、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、適正に判定されるものである。」というが、司法試験は現に実務家になっている者や法科大学院の教員でも異口同音に「自分が受験しても合格できない」と胸を張って言うほどに、いたずらに難しい試験になっており、とても適正なものとは言えない。これは合格者数の人為的な制限をするために、点数に差が出る問題設定等を必然的にせざるを得ない、「振るい落としのための試験」としての司法試験の宿命である。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	「プロセスとしての法曹養成」の理念の堅持は、重要である。しかし、その理念は現実にはスポイルされつつある。「法曹養成」の中味の在り方は司法試験の在り方が規制しており、現状は極めて深刻な状況にあることを認識する必要がある。前記のように、実務家や教員ですら合格できない「振るい落としのための試験」となっている司法試験の合格率は25%前後になっており、法科大学院で然るべき厳しい教育課程を経たうえでも更に、受験者の4分の3が不合格になっている(そして5年間で3回不合格であれば、退場させられる)という二重の締め上げを受けるのであり、この過酷な試験に合格できるよう、学生は(そして法科大学院は)いまや必死になって受験対策をせざるを得ない状況になっている(このことはいわゆる上位校の教員や学生からしばしば聞くことである)。広く社会に役立つ実務家としての基本的素養を修得させるべきプロセスとしての教育は、いまや試験に合格するための受験対策になり、合格するための教育に成功し、合格者を増やし、合格率を上げている法科大学院がよい大学院という評価を受けることになっている。このために、

		<p>司法試験科目の知識の積み上げや応用、その文章化といった講座には学生も力が入るものの、実務家として必要な様々な臨床科目や先端分野の科目など司法試験と関係がないように見える講座は、軽視されるようになる(更に司法試験受験対策という内向き志向は、国際分野への関心をも削いでおり、国際分野の講座の受講者も大きく減じつつあると聞く)。現状においても「旧司法試験下の受験技術優先の傾向」が既に広がりつつあるのである。司法試験はペーパー試験である。しかも、手書き、司法試験六法以外の資料の参照不可、短時間で多数論点の詰め込まれた架空の長文設例で、一問ごとに使える時間は非常に短く、じっくりと考えることは許されず、しかも、試験全体では多数科目にわたり、数日間にわたる朝から夕刻までの長時間での耐久レースという設えになっている。もちろん実際に実務家は短時間で緊急対応しなくてはならない事案に取り組むこともある。しかし、司法試験はそのような緊急対応の能力を測るためのものではない。あるべき理念に沿って教育が施される法科大学院での然るべき課程を経た人材についてなされる、実務家の出発点となる基本的素養の修得の確認という位置づけであるべきである。司法試験は、そのような位置づけから大きく外れているといわざるを得ない。いたずらに難しい試験を上位で合格する人々の中に、おそらく優れた人材がいるだろうことは想像がつく。旧司法試験はそのようなコンセプトだったのであろう。問題は、振るい落とされた人々は能力がないと言えるのかということである。私の知る限り、5年間で3回の試験に振るい落とされた人々の中に、法曹として実務に出れば大いに活躍するだろうことが期待できる、多数の人材が含まれている(特に社会人経験者や他学部出身の純粋未修者の中に非常に優れた人材がいるが、現在のような司法試験に合格するのは至難の業である。)。司法試験は、このような多数の有為の人材を損なっており(そしてそのような司法試験の状況のゆえに、法曹志願者も減少しているのであって)、日本の国家に大きな損失をもたらしつつある。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>法曹志願者の減少は、前記のように司法試験が受験者の4分の3を振り落すものとして機能し、大きなリスクとなっていることに根本的な原因がある。「中間的とりまとめ」は「全体としての司法試験の合格率がそれほど高くなっておらず」というが、「合格率」を人為的に低くしておいて、あたかも受験者(ないし法科大学院)側に原因があるかのようにいうのは、正当ではない。また、法律一辺倒ではない多様なバックグラウンドを有する人材も、司法試験に大きなリスクがある以上、法科大学院に志願することを控えるのは当然である。司法試験の根本的な改革が必要である。「就職が困難だから、法曹志願者が減少している」という主張もあるが、就職うんぬん以前に新規参入への大きな障壁が設けられていることこそが、根本的な原因である。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>法科大学院生に対する経済的支援の一層の拡充は、大いに望まれる。司法修習について、「中間的とりまとめ」は「法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程」と位置付けている。しかし、裁判向けの効率的な書類作成の事務能力の修得を中心とする司法修習を司法試験合格者全員に義務として課すことは、前記の新しい法曹像からして余りにも旧態依然であり、そのような義務的司法修習は廃止すべきである。司法試験合格者には、弁護士補ないし研修弁護士というような見習い実務家としての資格を与え、就職先から給与を得て実際の仕事に取り組むべきものとし、数年後に最終の資格認定を行う制度にすべきである。見習い資格者を雇用する就職先には、(研修医と同様に)国からの補助が給付されるべきである。就職先への就職は競争である。就職先は多様となり、前記の司法試験の改革と相まって、多様な人材が参入し、多様な分野で活躍する道が開けることになる。</p>

第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	法科大学院は新しい法曹像を担う人材の育成の場として、必要かつ十分な教育力を保持すべきことは当然である。そのような教育力を保持しているかを、適切な民間機関が第三者の観点から評価をし、適格認定をすることも(その評価が適切なものであることを条件として)必要である。しかし、現在の議論の大勢は、司法試験合格率や合格者数に着目して、良い法科大学院と悪い法科大学院を区別している。それは、ペーパー試験である司法試験の受験技術の修得の良否であり、実務家養成の教育力という観点ではない。そこを見誤ったまま、法科大学院の整理統合などを強権的に進めることは賛同しがたい。第三者評価は、万が一にもこのような強権的排除の意向に沿った評価に傾くことのない、透明で公正な評価がなされるべきであることは、いうまでもない。
第3 2 (2)	法学未修者の教育	「共通到達度確認試験(仮称)の導入の早期実現」がうたわれているが、それが法律知識偏重のペーパー試験となれば(そしてそれがいたずらに難しいものになれば一層)、法科大学院はますますペーパー試験受験技術の予備校と化することになる。医師養成なども参考に、臨床教育の形成的評価も取り込むものとするべきである(その前提として臨床科目の必修化も必要と考える)。
第3 3 (1)	受験回数制限	司法試験を受験者のほとんどが合格する試験として改革すれば、受験回数制限の問題は重要性を失う。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	「受験者の負担が重い」というのは、単に科目数が多いという問題だけではない。受験者の4分の3を振り落とすために点数に差が出る問題設定をし、実際に4分の3の受験生を不合格にする(実務家や教員が受験しても合格できないような、いたずらに難しい試験)という点が問題であることが認識されるべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度を拡充すれば、知識偏重のペーパー試験ですべての結果が決まるべきだという考えがこれまで以上に支配し、実務家に不可欠な臨床の理念や技術の習得を含めたプロセスとしての法科大学院教育は意味のないものと考えられるようになり、法科大学院制度は崩壊する。予備試験制度は、あくまでも実社会で十分な経験を積んだことが認められるような場合に限定すべきである。
第3 4	司法修習について	前記のように、裁判向け書類作成の能力習得を中心とした義務的な司法修習は廃止すべきである。法科大学院において、裁判実務を含めより実務的な教育を拡充することは必要である(現状では模擬裁判などが選択科目になっているが、必修化すべきである)。司法研修所が新人弁護士を含め、オプションとして様々な裁判実務向けの研修を用意することは大いに推進すべきである(裁判の専門性を身に着けたい人は、そのような研修を受ければよい)。
第3 5	継続教育について	法曹資格取得後の継続教育の必要は、言うを待たず必要なことである。法科大学院も継続教育の体制を整備すべきである。
	結びに代えて	「中間的とりまとめ」は、リーマンショック以来の困難な社会的・経済的状況にあって様々な意見が渦巻く中で、全体にわたって様子見ないし玉虫色のまとめになっているように思われる。しかし、そのような困難な状況にあってこそ、大きなビジョンを見失わない骨太の議論が必要だと思う。今こそ司法制度改革のグランドデザインに立ち返った、深い議論が求められるときである。

1,211	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>政府の法制養成制度検討会議が今般公表した「法制養成制度検討会議・中間的取りまとめ」(以下、「中間的取りまとめ」という。)が「法曹有資格者の新たな分野への活動も広がりつつあるものの、いまだ限定的」と法曹有資格者の新たな分野への活動分野の広がりが限定的であることを認めたことは評価できる。21世紀に起こる日本の社会の進歩及び成熟の過程で法曹需要はその時々々の社会情勢において必然的に増減するのであり少なくとも法曹需要が増大し続ける傾向にあるとの予測は現時点では成り立ち得ない。この点、中間的取りまとめが法曹有資格者の社会的ニーズに対する当初の予測を見誤っていたことに対する原因究明や検証及び法曹有資格者の活動領域拡大についての現実的な道筋を提示していない点は不十分と言わざるを得ない。中間的取りまとめが当初の予測を見誤ったことに対する原因究明や検証等をすることなく、関係機関等に法曹有資格者の活動領域拡大に向けての積極的検討等を要請しているのは現実的ではない。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 当会は、2010年(平成22年)3月23日、総会において「政府に対し、司法試験合格者を年間3000人程度にするとの政策について直ちに直に見直し、司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とするよう求める。」との「適正な法曹人口に関する決議」を採択している。その意味で、中間的取りまとめが「司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものと言わざるを得ない。」として、事実上撤回していることは高く評価できる。21世紀に起こる日本の社会の進歩及び成熟の過程で法曹需要はその時々々の社会情勢において必然的に増減すると考えられる。したがって、法曹需要についての実証的データを検証したうえで法曹有資格者の供給数は決められるべきであり、観念的な数値目標が定められるべきものではない。また、現時点では、法曹有資格者の供給が、その需要を上回っていることは明らかであり、需給の均衡を図る必要があるものであって、司法試験合格者は段階的に年間1000人程度とするべきものである。なお、中間的取りまとめが「将来、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることがあり得る」かのごとく記載している部分には賛同し得ない。前記のとおり、法曹需要はその時々々の社会情勢において必然的に増減すると考えられる。したがって、法曹需要についての実証的データを検証したうえで法曹有資格者の供給数は決められるべきであり、「中間的とりまとめ」が有している現状認識を前提とすれば、将来の観念的な数値目標が定められるべき状況ではない。 2. 現状では、法曹有資格者の職域拡大は限定的なものにとどまり、裁判官及び検察官の数はほとんど増えず、既存の法律事務所で採用することのできる新人弁護士に限りがあるため、法曹有資格者の就職難が生じている。中間的取りまとめが指摘するとおり「司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加しており、法律事務所への就職が困難」な状態となっており、修習終了後に法律事務所に勤務することなく、弁護士登録と同時に即時独立して開業する弁護士、及び、事務所に机を置かせてもらうが固定給のない弁護士の数は年々急増している。新人弁護士の就職難により、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足から実務経験・能力が不足した弁護士が社会に対する供給されかねない。法の支配のもとで市民が安心して生活を営むことができる社会を維持ないし発展させるためには、弁護士になろうとする者、新たに弁護士となった者が基礎的な能力を十分に養成できる状況を取り戻すことが急務であって、今後の法曹人口の在り方については、こうした観点からの検討も重要である。 3. 中間的取りまとめは、裁判官や検察官の採用が減少傾向に転じていること、司法予算の減少の問題といった裁判所改革等の視点が欠落している。裁判官及び検察官の人員の伸びが弁護士人口の伸びに比較し極端に少なく、裁判所・検察庁といった司法の基盤整備がなござりにされたまま放置されていることは、憂慮される事態である。今後の法曹人口増への取組について、在野法曹である弁護士の活動領域しか論じていないのは問題である。法曹人口問題対策には、全国各地における裁判所及び検察庁の人的充実が司法過疎対策の観点からも重要であり、欠かせない政策である。</p>

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	中間的取りまとめは、法科大学院を法曹専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院終了を司法試験の受験資格とする制度を維持するべきであるとし、法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しが必要であるとしていること位置づけをふまえるならば、法科大学院の改革は急務である。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	中間的取りまとめは、「法曹志願者の減少は、」全体としての司法試験合格率高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である」として司法試験合格率が低いことを志願者減少の要因の主な原因の一つに上げている。しかしながら、司法試験合格率が低いことが法曹志願者減少の主な理由とは思われない。中間的取りまとめは、旧司法試験において合格率2%の時代であっても司法試験受験者数は増え続け5万人以上にまで増加した歴史的事実を無視している。この点、和田委員が2013年(平成25年)4月9日付意見書において「①司法試験の時代においては、合格率が2%でも志願者が大多数に上っていたこと、②合格者を増やすことにより、就職難をより激化させて弁護士の職業としての魅力をさらに失わせるのであれば、たとえ合格率が高くても多大な時間と費用とをかけて弁護士になろうとする人が増えるとは思えないことなどから、そのような見解に賛成することはできない。有為な人材が集まりにくくなりつつある現状に、相当の危機感を持つべきである。」と的確な指摘をしている。法曹志願者減少の主な理由は、法曹自体の魅力が失われていることにあると言っても過言ではない。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	中間的取りまとめが「司法修習に伴い個々の司法修習生の間を生ずる不均衡への配慮や、司法修習生の修習専念義務の在り方も含め、必要となる措置を本検討会議において更に検討する」として、司法修習生の貸与制を前提に個別の経済的支援の言及に止まっている点は賛同できない。司法修習生の給費制は復活されるべきで、貸与制移行後の司法修習生の償還は全額免除されるべきである。また、司法修習生の修習専念義務は法曹養成課程において必要不可欠で、修習専念義務を廃止の方向での見直しが行われるべきではない。中間的取りまとめにおいても「司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれており」「司法修習生の修習期間中の生活基盤を確保」する必要があることを認めている。司法修習生の貸与制について、現在のような深刻な就職難、新人弁護士の急激な条件悪化等の状況からして、新人弁護士にとって無利子であっても300万円もの貸与は非情な重圧となる。実際、貸与制に移行した平成24年度は修習辞退者が62人に急増した。司法修習生の貸与制は、法曹志願者にとっては参入障壁以外の何ものでもない。法曹は、人権擁護のための三権分立の一翼を担う司法制度の根幹を形成する。制度を活かすのは、すなわち人である。法曹の養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権保障擁護の観点からして、充実した司法修習により適正な法曹を育成することは国の責務である。司法修習生の給費制は法曹養成にとって不可欠な要素であり、司法修習生に修習専念義務を課さなければ貸与制に移行してもよいという問題ではない。

第3 2	法科大学院について	中間的取りまとめは、「司法試験合格率が低迷し、法科大学院を修了しても、司法試験に合格して法曹となることができる見通しが低いことが、法科大学院の志願者が減少している一つの要因となっている」として「法科大学院全体として修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要」とする。しかしながら、司法試験合格率が低いことが法科大学院志願者数激減の主な要因に該当しないことは前述した通りである。そもそも企業、地方自治体、国家公務員、海外展開等中間的取りまとめが「法曹有資格者の活動領域」で指摘している分野は、必ずしも弁護士資格を取得しておくことが必要不可欠な活動とは思われない。
第3 3 (1)	受験回数制限	中間的取りまとめは、受験回数制限制度を存続させることを前提として一定程度制限を緩和することについて更に検討するとしている。しかしながら、受験回数制限については合理性が認められない。法曹の給源の多様性が失われるのみならず、公平の原則に反するからである。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	中間的取りまとめが「法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を測ることとされることから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要がある」と共に試験科目の削減を行う等検討する部分は賛同できる。法律基本科目の習得は、どのような分野で活躍するにしても、法曹として活動するための礎となるべき、職業を全うするためのきわめて重要な土台作りである。法曹としての土台となる法律基本科目の習得が強固なものでなければ、いかなる分野に進出したとしても応用力が身につかず、法曹としての社会的使命を果たすことが困難となりかねない。よって、中間的取りまとめが、法律基本科目を重視し、法科大学院教育との連携を図ると同時に試験科目の削減等検討を鮮明に打ち出している本項部分は高く評価できる。
第3 3 (3)	予備試験制度	中間的取りまとめは、「予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの收拾を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるか検討する必要がある。」とする。しかし、問題は、予備試験制度の見直しの方向性である。政府は、2008年(平成20年)3月25日閣議決定において「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について」「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う」と決定した。ところが、実際は、平成24年の司法試験の結果においては、予備試験合格者組の最終司法権合格率が68%であったのに対し、法科大学院修了者組の最終的な司法試験合格率は25%であった。平成24年度司法試験の結果は、上記閣議決定に明らかに反していると言わざるを得ない。上記閣議決定のみならず、法曹の給源の多様性確保及び公平の原則からしても少なくとも予備試験合格者と法科大学院修了者との間の不均衡は是正すべきである。
第4	司法修習について	「第4項司法修習」について「法科大学院教育との連携」及び「司法修習の内容」についての中間的取りまとめの記載内容には概ね賛同できる。

1,212	5/10	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」について。</p> <p>(意見)上記については、「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数を1500人以下にし、更に5年後に再度見直しをすることが相当である。」とすべきである。</p> <p>(理由)中間的とりまとめが、今後の法曹人口の在り方について、司法試験の年間合格者数3000人という数値目標を事実上撤回したこと自体は評価できるものであるが、法曹養成制度全体をどのようにしていくのかという制度設計が欠如している。</p> <p>中間的取りまとめは、「今後の法曹人口の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要…その都度検討を行う必要がある」と述べているが、司法制度改革以降も、弁護士人口だけが大幅に増加し、他方で訴訟事件や法律相談件数は増えておらず、弁護士の裁判以外の分野への進出も限定的である。また、司法修習終了者の就職難が深刻化し、実務経験による技能習得の機会が十分得られない新人弁護士が増えている。かかる状況は、給費制の廃止等と相俟って、法曹志望者を激減させる原因ともなっている。したがって、現在の合格者約2000人を減少させ、法曹人口の増加率をより緩やかにしていく必要がある。当会は、このような状況を踏まえ、■■■■■において、「法曹人口・法曹養成に関する決議」を採択し、政府に対し、司法試験の年間合格者数を1500人以下とすること及び更に5年後に再度見直しをすることを求めた。これは法科大学院の総定員を2500人程度に減少させ、かつ法科大学院における一層厳格な修了認定により2000人程度が卒業するものとして高い合格率を実現するという制度設計を前提としており、これにより前記の問題点を解消しようとしたものである。</p> <p>しかし、中間的取りまとめには、このような制度設計が全く欠如している。上記制度設計を前提にして、中間的取りまとめに「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」とあるのを、「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数を1500人以下にし、更に5年後に再度見直しをすることが相当である。」とすべきである。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」について。</p> <p>(意見)上記については、「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、司法修習の位置付けと司法修習生の修習専念義務の存在を踏まえ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、給費制を復活させる必要がある。」とすべきである。</p> <p>(理由)中間的とりまとめは、司法修習生に対する経済的支援の在り方について、「より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的が掲げられてはいるが、あくまで貸与制が前提とされており、上記目的を実現するための具体的措置が示されていない。そもそも、司法修習生には修習専念義務が課せられている。これは、司法に携わる者としての中立性・</p>

公正性などの司法修習という特質から求められる当然の義務である。この結果、司法修習生はアルバイトなども禁止され、無収入で1年間生活をするという状態に直面するのである。昨今の就職難、弁護士の収入減を考慮すると、貸与制でいいというのは現実的ではない。このような状況が、法曹志望者の激減を招いていることを直視すべきである。また、収集の費用は受益者である司法修習生が負担すべきと言われることがあるが、司法修習生のみが受益者ではなく、司法という社会インフラを利用する国民も受益者であることができ、国家がインフラ整備の費用を負担することには合理性がある。さらに、資産のある者には修習資金を与える必要がないと言われることがあるが、同じように修習専念義務を負わされているにもかかわらず経済的理由により異なる取扱いをすることは、合理的理由のない差別である。こうしたことから、政府に対し、当会は、■■■■■において司法修習生の給費制を維持することを求め、■■■■■において給費制の復活を求めたものである。したがって、中間的取りまとめに「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」とあるのを、「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、司法修習の位置付けと司法修習生の修習専念義務の存在を踏まえ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、給費制を復活させる必要がある。」とすべきである。

第3
2
(1)

教育の質の向上、定員・
設置数、認証評価

「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に制限している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。
このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定との関係等にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。」について。
(意見)上記に「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。」とあるのは、「全体として定員が過大になっていることから、定員削減を進めるべきであるが、これに当たっては定員の上限を定め、大規模法科大学院の定員を大幅に削減して、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。」とすべきである。また、「このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定との関係等にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、

更に検討する必要がある。」とある次に「(ただし、)法科大学院の地域適正配置の観点から、地方法科大学院の定員削減や統廃合については慎重になされるべきであり、却って地方法科大学院に対しては積極的な公的支援を行うべきである。」との一文を付け加えるべきである。

(理由)法科大学院制度の改革については、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方を強化するという内容等にとどまっており、大規模校を中心とした大幅な定員削減が必要という点や法科大学院の地域適正配置の重要性が明確にされていない点で問題である。法科大学院の総定員の8割以上が東京、大阪、名古屋の大都市圏に集中している。総定員を2500人程度にまで減ずるためには、大都市圏の大規模法科大学院の定員を大幅に削減する必要がある。地方の小規模法科大学院の定員削減や統廃合を行っても全体の大幅な定員数の削減にはつながらず、到底2500人規模への削減はできない。他方で、地方在住者に対してその地域の法科大学院で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することは、公平性・開放性・多様性の確保を目的として地域適正配置を求めた司法制度改革審議会の理念に直結するものである。そして、このことこそが、地方の法科大学院志願者の経済的負担を大きく軽視し、地方の法曹志願者を維持するだけでなく、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展に貢献し、地方自治・地方分権を支える人材を育成することに繋がる。すなわち、法曹の多様性・公平性の確保・地域司法の充実等の観点から法科大学院の地域適正配置の意義をより明確にすることが必要である。こうしたことから、当会は、■■■■■
■法科大学院の総定員の削減にあたっては、地域適正配置の観点から、地方法科大学院の定員削減や統廃合によることに反対し、かつ地方法科大学院に対し積極的な支援をすることを政府に求めるとともに、その理由中で大規模法科大学院の大幅な定員削減を求めたのである。また、2012(平成24)年12月27日の会長声明で、法科大学院の全国適正配置の意義を重視し、これを担保して地方法科大学院がその使命を実現できるよう、国立大学法人運営交付金又は私立大学等経常費補助金を減額せず、地方法科大学院への公的支援を一層強化することなどを政府に対して求め、2013(平成25)年1月28日にも、これと同趣旨の11弁護士会会長共同声明を出している。したがって、中間的とりまとめに、「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。」とあるのは、「全体として定員が過大になっていることから、定員削減を進めるべきであるが、これに当たっては定員の上限を定め、大規模法科大学院の定員を大幅に削減して、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。」とすべきであるし、また、「このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定との関係等にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。」とある次に、「(ただし、)法科大学院の地域適正配置の観点から、地方法科大学院の定員削減や統廃合については慎重になされるべきであり、却って地方法科大学院に対しては積極的な公的支援を行うべきである。」との一文を付け加えるべきである。

1,213	5/10	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(1)「○法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。」について。そのような活動は、既に、法テラスの常勤弁護士でない、通常の弁護士が取扱っている部分である。また、「法テラスの常勤弁護士の所要の態勢の確保」の意味がやや不明瞭であるが、法テラスの常勤弁護士は、例えば、■■■■■弁護士会では、法テラス山口法律事務所の現行のスタッフ弁護士3名態勢を2名態勢に減員するように、法テラス側に申し入れたところである。他の地方の県庁所在地の法テラス事務所の常勤弁護士の員数についても、その所在地の弁護士会が、同様に減員を希望する傾向が益々強くなってきているはずである。</p> <p>(2)「○刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する。」について。そのような活動も、既に、法テラスの常勤弁護士でない、通常の弁護士が取扱いつつある分野であり、「法テラスの常勤弁護士の所要の態勢の確保」がなければ達成しえない分野ではない。</p> <p>(3)「○日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。」について。そもそも、司法試験や司法修習で要求される資質ではなく、法科大学院及び司法研修所で修練される分野でない。基本的には法学部その他の大学学部の教育課程で対応すべき分野である。これまで平均年間約4万人合計約200万人の法学部修了者と約20万人の弁護士隣接業種などが、適材適所に役割を分担し、それで十分足りている。そういう分野にも、弁護士が必要だという主張の論拠は、結局、「難関試験に合格した人間」だという御墨付きがあれば、仕事を確保しやすいからという幻想を抱いているからにすぎない。しかし、法曹養成制度がそうした御墨付きを与えるためのものではない。また、法曹人口がこのまま増えれば、そうした御墨付きも色褪せる。そして、そもそも限られた国家予算・人的資源を投じて法曹養成制度を維持するからには、公益性の高い分野を扱うことを弁護士の本旨と捉えるべきであり、「個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待される」人材の養成は、法曹養成制度とは別の枠組みで、その受益者たる国際的大企業が、その経費で実施すればよい。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)「○社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。」について。緩やかな増加であれば、基本的には賛成である。年間の司法試験合格者数を500人としていた時代には、地方、特に過疎地域で公益性が高い分野での取り組みが十分でなかった側面は否定しがたい。しかし、今後は、司法試験の年間合格者数を1000人にまで減員しても、法曹人口は5万人程度まで増加するのであり、こうした1000人論も決して法曹人口減員論・現状維持論ではない。そして、もはや、弁護士1人当たりの新受件数は激減しておりいったん司法試験合格者数を1000人として、需要を含めた諸事情を考慮しながら、合格者数を調整していくべきである。</p> <p>(2)「○現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、</p>

司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」について。3000人程度とすることが現実性を欠くとの認識には大いに賛成である。今後は、「法科大学院の存立という目的達成のために、司法試験の年間合格者数を多めに設定する。」というような本末転倒な思考を採らないことが肝要である。

(3)「○今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」について。基本的には賛成である。そして、弁護士には、ここ数年、収入が激減している者が多く、現状の2000人程度の司法試験合格者数では、法曹の職業的魅力(法曹資格の価値)が著しく低下し(…「恒財なければ恒心なし。」という諺を想起されたし。…)、そのために法曹志願者激減という危機的な事態に歯止めをかけられない。

このままでは、今後、更に法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。法曹過剰は司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。よって、早急に、司法試験の年間合格者数を1000人にまで減員すべきである(500人まで減員するというのでは、社会の支持が得られない)。また、裁判官や検察官の定員増加も課題であるところ、「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」では、その点は全く触れられていない。更に、裁判所の改革も含めた被害者救済制度の拡充(例えば、強制執行制度の実効化のための財産開示制度の拡充)についても、全く触れられていない。被害者救済制度の拡充がなく、裁判所の利用価値が低いままでは、弁護士の需要も増加しない。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

「○「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」そして、検討結果では、「新しい法曹養成制度における中核的な教育機関である法科大学院では、ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業が実践され、学生に物事の本質や判断の分岐点を考えながら学習を積ませるようになるなど、優れた教育がされている例も報告されている。また、司法試験の結果においても、法科大学院終了直後の受験者の合格率が最も高く、終了後年数が経過するにつれて合格率が低下する傾向が定着し、法科大学院の教育と司法試験との連携が相当程度図られているといえ、これらの点により、法科大学院教育は、相応の成果を上げているといえる。」とする点について。まず、法学部のある我が国において、時間も金もかかる法科大学院を上乗せする制度は、設計ミスである。法科大学院創設のための「点からプロセスへ」というスローガンも誤導である。実務家の法曹養成の中核は、法科大学院ではなく司法修習である。

○JT(オンザジョブトレーニング)も重要である。これまでも、法曹養成は、「プロセス」であったのである。法科大学院が「プロセス」の中核的な担い手として有効に機能するとの思考は、実務を知らない法科大学院関係者の傲慢以外の何ものでもない。また、「ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業」が役立つのは、各法分野の体系的理解が既に十分できた者を対象にする場合だけであり、結局、司法試験合格前の学生の学習の到達度からすると、実際には、ごく一部の非常に優秀な学生を対象とする場合にしか効果が期待できないはずであり、上記報告は一般化できない。更に、司法試験の結果に関して、法科大学院終了直後の受験者の合格率が最も高いとしても、それが法科大学院教育の成果と結びつける根拠は薄弱である。結局、「司法試験予備校に勝る法科大学院の教育力」など何ら実証されていないばかりか、高額費用と時間を法曹志望者に負担させ、また、膨大な国費を投入しており、現行の法科大学院を存続させる価値は全くないというのが、もはや法曹界での主流の見解と言いうる。よって、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする規制は、直ちに撤廃すべきである。

		<p>「〇「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。」について。仮に法科大学院制度の存続を前提に考えると、「教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。」という論には異論がない。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>「〇法曹志願者の減少は、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体と市の司法試験合格率は高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また、このことは、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる</p> <p>〇上記要因を可能な限り解消して法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため、法曹としての質の維持に留意しつつ、司法試験の合格率の上昇に資するような観点から、個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある」について。まず、法曹志願者激減の厳密な分析が行われていない。この点、法科大学院制度の擁護論者は、司法試験の合格率が低いことが志願者の激減の理由だと主張するが、旧試験で合格率が約2%でも志願者が非常に多かったことを考えれば、司法修習終了後の就職活動が厳しく、かつ、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することの方が志願者激減の直接的原因である。そして、「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」では、司法修習終了者の就職状況について、一定の方向性を打ち出すが、その内容は具体性に乏しく、また法曹養成課程（法科大学院、司法修習）における経済的支援についても何ら新機軸を打ち出せていない。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>「〇法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。</p> <p>〇司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」について。司法修習生の貸与制を維持するとしている点は非常に問題である。司法制度を担う法曹養成は国の責務であり、給費制は絶対に必要である。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>「〇法科大学院は、法曹養成のための専門職大学であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度（例えば7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。</p> <p>〇個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。</p> <p>〇司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度のものが司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。</p> <p>〇法科大学院が全体としてこれまで法曹有資格者を輩出してきた教育力については、評価できる。したがって、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方の検討においては、まずは、このことを踏まえて</p>

検討すべきものである。

○現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を埋めていくようにするなどして、法科大学院として行う教育上適正な規模となるよう、改善策を検討・実施すべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。

○司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に制限している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。

○自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定との関係等にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。」について。

(ア)まず、「法科大学院が全体としてこれまで法曹有資格者を輩出してきた教育力については、評価できる。」としている点は不当である。法科大学院の修了を司法試験受験の要件とする程の価値のある教育力が、これまでの法科大学院に「全体として」あったとは世間一般の誰も評価していない。

(イ)また、「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり…法科大学院として行う教育上適正な規模となるよう、改善策を検討・実施すべきである。」としているが、そうした法科大学院が、仮に東京大学、京都大学、早稲田大学、慶応大学、中央大学の設置した法科大学院を指すとすれば、それは、単なる言いがかりである。実際に、これらの5つの法科大学院はいずれも司法試験の合格率が高い。

また、教員1人当たりの学生数という点でも、これらの5つの法科大学院は多数のスタッフを揃えており、他の法科大学院に比べると、相対的には問題が少ない。

(ウ)なお、法科大学院の統廃合を進め、法科大学院の総定員を減少させようとする方策はもはや不可避であるとして、定員の多いこれらの5つの法科大学院の定員(平成24年度の合計は1170名)を減らして、法科大学院の採算ラインとされる定員30名を、地方特に九州、四国、中国、東北、北海道の各地方所在の各法科大学院に振り向けようとする考えがあり、それらの地方大学院関係者は、それを強く要望しているようである。しかし、そうした地方への配慮は慎重になされるべきである。まず、地方の法科大学院の存続を目指す立場からは、自宅から通学できて、コストが安くつくという点を強調する。しかし、実際に、九州、四国、中国、東北、北海道の各地方では、元々、その地方にある既存の法科大学院まで自宅から通学できる人口はさほど多くない。結局、自宅から通学できてコストが安いというのは、地方の一部の学生の便宜には適うが、

地方の多くの学生は、その便宜を享受できない。地方の多くの法曹志願者は、結局、自宅から離れて、法科大学院の所在地で生活する他ないのであり、そうしたコストをかけるのであれば、少しでも司法試験の合格率の高い法科大学院に入りたいはずである。そして、今のところ、九州、四国・中国、東北、北海道の各地方内の法科大学院の中では、司法試験合格率(対受験者合格率)は、それぞれ九州大学の26.2%、広島大学の20.9%、東北大学の22.0%、北海道大学の34.0%が一番高い。しかし、首都圏の上位の大学の合格率は、東京大学(定員240名)51.2%、慶応大学(定員230名)53.6%、一橋大学(定員85名)57.0%、中央大学(定員270名)41.3%、首都大学東京(定員52名)39.6%となっており、関西圏では、京都大学(定員160名)54.3%、神戸大学(定員80名)51.2%、大阪大学(定員80名)45.8%であり、法曹志望者にしてみれば、切磋琢磨できる環境のある、これらの大学が設置する法科大学院を指向するのは当然である。…首都圏に学生、教員とも優秀な人材が偏在するからといって、無理矢理、首都圏の

大規模法科大学院の定員を大幅に減らすとすれば、法曹志望者の一部は仕方なく地方のダメな法科大学院に入る羽目になる。「お先真つ暗な気持ち」で司法試験を目指す法曹志望者の気持ちを少しは思いやるべきである。そもそも法律学の性格上、中央集権国家である日本においては、首都圏の大学の優位は揺らぐはずはない(実際に、東京大学の教授を中心に、多くの場合、首都圏の大学の教授が、様々な立法過程に参画している。そして、事実上の立法者といえる大学の教授と、その立法内容を批判的に研究する大学の教授のどちらに教わるべきか、「学者ではなく、法曹実務家」を目指す以上、議論の余地はない)。文部科学省は、今後、助成金の打ち切りを仄めかすなどして、法科大学院の統廃合を進めるものと思われるが、こうした司法試験の合格率こそ最大のメルクマールとするのが道理に適う。結局、九州、四国、中国、東北、北海道の各地方で存続させるべき法科大学院は、まず九州大学、東北大学、北海道大学である。そして、中国・四国地方については、広島大学と岡山大学のどちらか、または、広島・岡山連合大学に改組したものとすれば(エ)また「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」では、「教育の質」を向上する必要性を明記しつつも、その具体策を提言していないことは問題である。そもそも、日本の大学制度は、ドイツの帝国大学の制度を範としたため、「大学の自治」が帰結され、大学の教授の地位は超然としたものとなり、大学教授は研究を第1とし、教育を第2とする傾向が強い。そのため、初学者に対して、丁寧に体系的授業をするということが基本的に苦手であり、また、そうした心掛けさえない者も多い。従って、基本的に大学の教授に、初学者向けの授業を法科大学院でもらうというアイデア自体、根本的に大間違いである(そのため、司法試験予備校が繁盛しているのである)。しかし、法科大学院制度の存続を前提とすれば、以下のような方策が考えられる。

①予備校の人気講師(特に伊藤真氏。二弁の前会長の橋本副孝氏)を読んで、分かりやすい授業の仕方

大学教授に「教授」してもらおう(皮肉)。なお、橋本副孝氏は以前、早稲田セミナーで素晴らしい民訴の授業をしていて、かなりの人気講師であった。同氏オリジナルのテキストも秀逸であった。そして、両名とも、その授業は非常に精密で、通説・判例を体系的に満遍なく教えるものであった。なお、伊藤真氏が開発したとされる「論証ブロック」を取り上げて、予備校が小手先の受験テクニックばかりを教えているなどという批判は、単なる言いがかりである。

②法科大学院の教員への登用には、猶予を設けて司法試験合格を要件として課す(これも皮肉・・・何割かは落ちるのではないか)。

③小・中・高校の教科教育の手引きとなる学習指導要領のようなものを法科大学院にも綿密に策定すること。超然とした地位を有する日本の大学の教授は、平然と自分の研究分野に偏った授業をしがちである。そして、それを指摘するとすぐに逆上してしまう。しかし、法科大学院の授業を担当するにあたり、そうした傾向を薄めないと、学生は限られた時間で高い学習効果が得られない。そして、学習指導要領のような縛りは嫌だとかいう教授が多数在籍する法科大学院は有害・無益であり、補助金を打ち切る等の処分をすべきである。

④現役学生、卒業生、他の教員、法曹三者による授業評価をして、不良教員を処分するシステムを構築すること(そうしたシステムは、アメリカの大学では、当然のように構築されている。アメリカの大学では、教授は大学の経営組織の外にあり、教授自身、厳格な審査の対象とされており、授業を重視するシステムが採られている。その意味で、アメリカの大学は日本の司法試験予備校をはじめとする各種資格予備校に近い。結局、日本の一連の大学院重点化政策は、ろくな授業も提供できないくせに、薬剤師資格、教員資格、公認会計士資格、法曹資格・・・と、いずれも資格取得を目指す者から、高額な金員を巻き上げる点で、「悪徳資格商法」と大差ない。)

第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>「○法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入の早期実現を目指すとともに、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討すべきである。</p> <p>○法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組の導入を検討すべきである。」について。法学未修者の法的知識を、たった1年で既習者と同じレベルになることを求める制度設計自体が無理であり、未修者コースにおいても、既に法学既修者の割合が70%を超えていること(全体では87%)について何ら検討が行われていないのも問題である。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>「○受験回数制限は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。」について。受験回数制限の「緩和も考えられる」としたが、制限する理由に合理性がなく、制限を撤廃すべきである。「法科大学院の教育が薄れないうちに」と言うが、5年しか教育効果が持続しないような法科大学院の教育は改善すべきである。また、法曹の魅力が薄れつつある現在、5回以上受験するほど法曹に魅力を感じる者については、その志を尊重し、受験を認めるべきである。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>「○法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことを考える。」について。試験の方法は、旧司法試験の方式(短答、論文、口述)に戻すべきである。いわゆる六法と行政法、労働法、倒産法は、法曹として必須であり、「負担軽減」は、更に法曹の質を低下させる。そして、担当で基本的知識の有無を確認して、論文試験の実施可能な人数に絞り込み、天王山たる論文試験で、「事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文章表現力、実践的な能力の判定にも意を用いて、総合的に評価」すべきである。そして、口述試験で、論文で判定した能力が本当にあるか、再評価するというスタンスが最適である。口述試験実施の労力が多大なことは分かるが、手抜きをすべきではない。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>「○予備試験制度については、制度の実施後間もないことから、今後、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを改めて検討すべきである。」について。予備試験受験者が多いので将来見直しを検討すると言うが、予備試験組の司法試験合格率が大学院組より約3倍も高いので、合格率が均衡するように予備試験合格者を拡大することが公平である。この点、規制緩和改革推進のための3カ年計画(改定)(抄)(法科大学院関係)に関して、</p> <p>「15 競争政策、基準認証、法務、資格分野 (2)基準認証・法務・資格分野 ③法曹人口拡大等 キ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。【平成19年度以降逐次検討・実施】(法務アc(ア))」</p> <p>という閣議決定(平成20年3月25日閣議決定)がなされている。この閣議決定は誠に当を得たもので、今後も、遵守されるべきである。なお、法科大学院関係者の中には、予備試験経由の司法試験合格者の比率が更に高まるのを恐れて、「試験の点数には反映されない能力を法科大学院修了者は身につけている」などと主張する者がいるが、法曹養成制度が危機的状況を迎える中、そのような詭弁に翻弄されている余裕は皆無である。</p>

		第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	「○司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、必要に応じてその連携の更なる強化に向けた検討を行うべきである。」について。司法修習について、法科大学院教育との連携が図られているとはとても言い難い。「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」が指摘する、法科大学院の「実務への導入教育」とは、いかなるものか不明であり、司法修習を担当する側としては、そうした法科大学院の役割にはもはや全く期待していない。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	「○法曹が幅広い領域で活動することを更に促進するため、司法研修所において、選択型実務修習の充実に引き続き努力すべきである。」について。まず、司法修習について「多様な分野について知識、技能を習得する機会がより多く設けられていることが望ましい」と言うが、専門性の高い養成を行うべきであり、広く浅い教育をしかも1年で行おうとすること自体が間違いである。また、前期修習は、実務修習の効果を上げるために必要不可欠である。強い復活の要求があるのに、十分検討していない。
		第3 5	継続教育について	「○法曹となった者に対する継続教育の在り方について、弁護士会の取組を更に進めるとともに、法科大学院においても、法曹資格取得後の継続教育について、必要な協力を行うことを検討すべきである。また、法科大学院には、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。」について。法科大学院が法曹資格者に対する継続教育に必要な協力を検討するのは、所詮、法科大学院の生き残り策の一つであろうが、それが、例えば、医療界における学会認定専門医制度のような機能(これは、診療報酬点数、病院の設置基準に具体的に反映する)につながるのであれば、弁護士自治に反し、断固反対する。弁護士に対する継続教育については、あくまで弁護士会のイニシャティブが侵されてはならない。
1,268	5/11	第2	今後の法曹人口の在り方	意見の内容 司法試験合格者数急増に反対します。 意見の理由 新聞報道により弁護士人口の急増のため新人弁護士が就職難だと聞きます。大学、法科大学院学費貸与で多額の借金を抱えれば、よい仕事をするより金儲け優先になり、人権感覚のある弱い国民の味方になってくれる弁護士が減ってしまうので反対します。
1,269	5/11	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 従来どおりの給費制に戻して下さい 理由 「自由と正義」のために社会で活躍すべき修習生の皆さんが、最初から借金を抱えて活動しなければならないのはどうでしょうか？。安定した地位にあってこそ、理念をもって働いていけるのだと思います。お金がないと修習も困難をきたすような制度は、反対です。すぐ給費制に戻すことが社会にとっても大事だと思います。
1,270	5/11	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、 ・今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります。(中間的とりまとめに反対である) <理由> 中間的取りまとめでは抽象的なことしか書かれておらず、具体的なことが分かりません。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)法曹人口は、今後、 ・増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である) <理由> 旧司法試験制度の時の人数に戻すべきです。法曹人口が増えたため、地方でも就職は困難だという先輩の意見を聞きます。</p> <p>(2)司法試験の年間合格者は、 ・裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 上と同じ。</p>
第3 1 (1) /第3 2	プロセスとしての法曹養成/法科大学院について	<p>法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、 ・撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 法科大学院修了を受験資格とするのは、私のように経済的理由で進学できない者にとって不利すぎます。予備試験ルートで受験するとしても、多大な費用と時間がかかります。法科大学院でさえ、「司法試験の勉強がしたいのにできない」との意見があります。法科大学院は司法試験受験生のためのプロセスにはなっていません。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます ・大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること ・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること ・司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 <理由> 旧司法試験は誰もが受験料さえ払えば受けることができました。今の制度では、まず法科大学院を修了しなければなりません。これは私のように、大学の学費を奨学金でまかなう身では、経済的に無理ということになります。予備試験→司法試験も今まで以上の時間がかかり、法曹志望を諦める人が多くいます。法曹を諦めるのは誰でしょうか？子持ちの主婦、仕事をしている人、経済的に苦しい人。法科大学院制度が始まってから、これらの多くの人が諦めました。修習が貸与制になったことで諦めた人もたくさんいます。不安なく司法試験を受けられるのは、親にお金をいくらでも出してもらえる一部の大学生くらいです。これのどこが法曹の多様性に向かっているといえるのでしょうか。</p> <p>イ 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。 ・司法修習生にたいする経済的支援を充実させるべきです。 ・司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。 ・上記以外の方法をとるべきです。具体的には(給費制に戻す) <理由> 旧制度なら、誰もが司法試験を受けることができます。旧制度の人口に戻せば、給費制に戻しても問題ありません。</p>

第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>ア 法科大学院生について 現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、 ・現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 法科大学院修了を受験資格にするのならば、学費は給費制にすべきです。新制度では、今までの司法修習での費用を受験生に負担させるために全てやっているのですか？</p> <p>イ 司法修習生について ・司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 大学生のアルバイトでさえ、研修期間は給料がもらえます。司法修習では、アルバイトもできない、給費されない、借金をしなさい、修習が強制ならば、給費して下さい。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>受験回数の制限については、 ・撤廃するべきであると思います。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>現状の司法試験の科目数について ・旧司法試験より、多いので、もっと制限するべきだと思います。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>予備試験制度は、 ・特に意見はありません。 <理由> 旧制度に戻していただければ、予備試験は続けなくて済みます。経済状況や回数で受験を制限することは、絶対にやめてください。法曹への道がさらにせまくなるだけです。</p>
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>司法修習の内容については、 ・前期修習を復活させるべきであると思います。 <理由> 予備試験ルート合格者は、前期修習に値する法科大学院を修了していません。そんな状態で実務修習では不十分です。その法科大学院でさえ、前期修習に値する内容とはいえません。</p>
第3 5	継続教育について	<p>法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、 ・そのような役割を持たせるべきではないと思います。 <理由> お金持ちしか利用できないのなら、予備校にまかせればよいと思います。</p>

			その他の意見について	特に意見はありません。
			最後に	<p>以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対です。 <p><理由> 私は大学の法学部に通っています。大学の学費を出すのが限界で、貸与の奨学金でまかなっています。法科大学院なんてとても無理です。「法科大学院を修了すればほぼ確実に司法試験に合格できる」なら、貸与でさらなる奨学金をもらってでも進学すると思いますが、そんな保証はありませんよね。</p> <p>ですので、予備試験に受かることができなければ、法曹になることを諦めます。入学4年生次に受かることができなければ、他の道へ進みます。</p> <p>私のように、現在の制度では諦める人、特に経済的理由で諦める人がたくさんいます。法曹に必要な人材とは、ダブルスクールしている大学生ではなく、社会に出たことがあり、多様な経験をもっている人ではないのですか？</p> <p>私の知り合いで司法試験、予備試験を目指して社会人の方は、仕事でとても悔しい思いをして、つらい経験をして、こんな時自分に力があれば、と思って法曹を志し、勉強してらっしゃいます。法曹になるべきはこのよう方だと思います。</p> <p>私は経済的に不可能ですが、大学生の多くは法科大学院に行くことができます。しかし、主婦の方や社会人の方、高卒の方は予備試験を受けるか諦めるしかないのです。旧制度が終わって、たくさんの方が諦めたと聞きました。</p> <p>私が申し上げたいことは、予備試験を廃止し、法科大学院修了の受験資格を撤廃し、司法試験が誰でもいつでも受けられるようにしてほしい、ただこれだけです。</p> <p>稚拙な文章で申し訳ありません。少しでも読んでいただければありがたく思います。どうか法曹志望の夢を守って下さい。</p>
1,271	5/11	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>意見 給費制の復活と早急実施をつよく希望します。</p> <p>理由 法曹三者の統一修習を期間としても修習内容としても十二分に行うことは三権分立の一角をになう司法充実のための必須要件です。主権者国民に奉仕する資質と姿勢を貫徹させることは、市民、国民のための司法を実現するために必要不可欠です。給費制の復活と早急実施は、これらの要請に十分に応えるうえで、なくてはならないものです。ぜひとも給費制を早急に復活、実現してください。</p>
1,272	5/11	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数・認証評価	<p>意見 地域的配置の特性を有する地方の法科大学院に対する「配慮」は、その存続のために、より強力な公的支援をするべきである。</p> <p><理由> 司法制度改革は、司法を地方にもくまなく行き渡らせる理念のもとに、法科大学院を地方に適正配置したはずである。適正配置された地方法科大学院の存続の危機は、司法改革の制度設計にかかわる。危機の理由は多々あるのだけれども、まずは地方法科大学院に対しては、その存続を図るために、大都市圏の法科大学院とは異なる別の尺度による対応が必要であり、そのための強力な公的支援をするべきである。</p>

1,273	5/11	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 修習費用は貸与制ではなく給費制にするべきと考える。 理由 貸与制にしたとしても、弁護士になってからの収入確保が困難な現在の弁護士業界ではその返済が極めて厳しい。弁護士としての職務内容よりも報酬額などを重視することになれば、一般市民が司法サービスを受ける利益も害されかねない。弁護士となってから返済の見通しが立ちづらいことが明らかであるにもかかわらず、貸与制を維持することは制度としても成り立っていないと思う。
1,274	5/11	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 司法修習生に対する給費制を復活すべきである。 意見の理由 「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」にしなければならないという目標については異論のないところだと思います。しかし、現実には、65期修習生の給費制訴訟用の陳述書を拝見すると、無事修習を終えて弁護士になった人の中にも、経済的には綱渡りであった方がかなりいます。また、経済的な事情から修習生仲間や教官との飲食会を自粛したり、参加したい修習を諦めたり、書籍の購入を控えざるを得なかったそうです。そうすると、その影には暗数として、ロースクールと修習中の数百万円ものローンに尻込みして法曹への道を断念した大学生の数が、かなり存在しているとみるべきです。また、修習期間中は、同期や教官との付き合いの中で揉まれる中で、さまざまなものを吸収し、将来を考える時期であり。生活に追われることなく精神的にもある程度のゆとりを持たせることが必要です。この点は、法律家に何を求めるのかによりますが、企業が安く使える単なる法律技術者の促成栽培ではなく、市民にとって一生に一度あるかどうかという人生の一大事の際に、暖かく寄り添ってくれる人間としての幅のある法曹への成長を期待して教育するというのであれば、社会にとって必要な費用と考えるべきです。
1,275	5/11	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 経済的な事情にかかわらず、司法修習生の生活は保障すべきであり、給費制を復活させるべきである。 理由 裁判官、検察官、弁護士は、司法制度を運営するために不可欠な憲法上存在を明記された役割であり、国家機関にとって不可欠な職業である。その養成のための費用は、当然、国家が負担すべきである。その為の費用を惜しむことは、国家としての任務の放棄である。
1,276	5/11	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです 理由 修習は本来国が責務として行うべきものです。修習に集中するためには、最低の経済的援助を国が行うべきだと考えます。

1,277	5/11	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数・認証評価	<p>意見 全体として法科大学院の志願者が減少している要因と、個別の法科大学院の志願者が減少している要因とを適切に区別した記載に改めるべきである。</p> <p>理由 司法試験の全体の合格率が上がらないのは、合格者を毎年2000人程度と固定化していること、すなわち法曹人口の政策問題であり、これ自体は、個々の法科大学院の教育の質とは関係のない事柄である。仮に、司法試験合格率の低い法科大学院の統廃合がなされても、その分他の法科大学院の合格率が下がるだけであり、(受験者全体の数が変わらないことを前提とする)、個々の法科大学院の教育の質とは関係なく生じうる事象である。したがって、司法試験全体の合格率が上がらず、それにより法科大学院の志願者が減少しているとするのであれば、法科大学院の質が悪いために合格率が上がらないとの誤解を招きうる表現は避けるべきである。</p>
1,278	5/11	第1 第2	法曹有資格者の活動領域の在り方 今後の法曹人口の在り方	<p>1①第1 法曹有資格者の活動領域の在り方 ②「法曹有資格者」というもの自体を検討すべきである。 ③「法曹有資格者」という場合、弁護士、検察官、裁判官になりうる資格としてとらえられる。 法曹資格を目指す者の多くは、いわゆる上記法曹三者を目指している。そうであれば、活動領域の拡大といったところで、広がりや欠くといえる。そして、今、合格者は増えたが、裁判官、検察官はもとより弁護士としてすら勤務先がないとすれば、法曹志願者が減少することは当然のことである。増大した法曹有資格者を吸収する先を探すというのではなく、色々な分野で働く優秀な人材は当然に法曹資格を持っているという社会が、司法制度改革においては想定されていたのではない。 「法曹資格」というものは、多くの仕事において、基礎的な資格として機能し、それぞれの職種が流動的になってこそ、社会の活力となり得るのではないかと考える。まず、法曹三者に限っての、法曹一元化を推進することも望ましい。現在のように、目指す者は、「法曹三者」を目指し、人数が多いから、需要を探すというのは本末転倒であると思う。 かつて、司法試験というものは、「法曹三者」への就職試験であったのだと思う。しかし、今は、「資格」なのだと思う。その点にはっきりと目を向けた検討をしなければ、養成制度を検討したところで無意味であると考え。</p> <p>2①第2 今後の法曹人口の在り方 ②「法曹」というもの自体を検討すべきである。 ③「法曹」とは何か。 いわゆる「法曹三者」を指すのであれば、今の状況は弁護士の人口のみが激増している状態であると思う。あらゆる市町村に弁護士が複数、各支部に裁判官、検察官を常駐という政策をとっても、それほど多くは増えないであろう。実際はそれすら困難である。かつて司法試験とは「法曹三者」という一種の「会社、社会」への就職試験であった。その商域が広がらないのに、採用人数を増やしても無理なのはあきらかである。しかし、今、司法試験に合格することは「資格」なのではないか。弁護士登録の有無にかかわらず、自治体や会社で働く者は「法曹三者」ではない。3000人合格という時の、「法曹」とは何なのかをあらためて検討すべきである。従来の「法曹三者」にこだわった検討など無意味である。 「法曹」とは何かを検討することで、職域の拡大、志願者の減少、養成、支援の在り方などの検討も初めて可能となると考える。</p>

第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>3①第3の1(3) 法曹養成過程における経済的支援 ②司法修習生については、給費制でなければならない。 ③貸付さえあれば、経済的支援として十分であるかのような記載は、今現在の大学生、大学院生を知らない年齢層の者が検討したものとしか考えられない。大学で奨学金を受けていた者は、大学院への進学を躊躇し、司法試験に合格しても、また借入れをしなければならない。経済的に余裕のある者には、その負担や恐怖が想像できないのであろう。</p> <p>私は、09年の司法試験合格者であり、本来、最後の給費制の対象者であった。私は、以前、自治体に勤めており、法科大学院制度に期待し、貯蓄と退職金を学費に、奨学金を生活費にして進学した。09年の試験に合格できなかった場合、その後の受験はしないつもりであった。経済的に不可能であったからである。司法修習生の間、給費制であることで、なんとか生活が成り立ちうると考えて進学した。そうでなければ、断念していた。</p> <p>貸与制導入の趣旨、これまでの検討経過というが、なんの検討がなされたのであろう。本当に必要なら、新司法試験と同時に始めればよかつたではないか。一度09年まで延び、さらにまた延びた。その後も震災の影響もあり、まともな議論などなされていない。</p> <p>返還できる資力があればいいというものではない。奨学金などと含めた多重債務になることの負担を委員は知らなすぎる。検察官、裁判官であれば、5年後には初任給調整手当も少なくなり、地方勤務の場合、地域手当もない。奨学金などの負担のない、経済的に裕福な生活をしてきたものならともかく、そうでない者は、返還が困難になる。その者は、公務員だから免除するともいうのか。</p> <p>守秘義務、専念義務、さらには政治活動、表現活動にも厳しい制約を課し、特別権力関係の中にある者に対して、金を貸し付けるなどあり得ない。</p> <p>「修習」の有り様そのものを検討することなく、貸与制を正当化することはできない。現在の「修習」制度を維持するのであれば、給費制は当然のことである。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>4①第3の3(2) 方式・内容、合格基準・合格者決定 ②試験科目の削減は不要である。 ③かつて、司法試験では、憲法、民法、刑法、商法、訴訟法、選択科目2つという時代もあった。今の科目数は必ずしも多くはない。全て法科大学院で学んできたものであり、減らすことが負担軽減になるとも思えない。</p> <p>また、選択科目は、実務において、即重要になるものが多く、プロセスとしての法曹養成において、大きな意味がある。行政法も同様に、「法曹三者」以外にすすむ者にとって、法的な思考を試すよい科目である。</p> <p>一方、合格者の決定方法については、一定水準にある者は合格させるべきと考える。「法曹三者」への就職試験ではなく、「資格」なのだから、水準を充たしているものは、合格でないとおかしい。合格人数の調整は、問題の難易を通じて行うべきである。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>5①第3の3(3) 予備試験制度 ②予備試験制度にも、受験資格を設けるべきである。 ③現状では、旧司法試験と同じになっている。</p> <p>大学生、法科大学院生が受験するのでは、本来の制度趣旨に反する。年齢または職歴などで制限を設けるべきである。</p>

		第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>6①第3の4(2) 司法修習の内容</p> <p>②「司法修習」そのものを検討すべきである。</p> <p>③現在の司法修習は、「法曹三者」になるための基礎訓練「だけ」しかしていない。「法曹有資格者」になるために</p> <p>「法曹三者」なるための訓練を受けているのである。</p> <p>企業や自治体に入るものにとって、修習で学ぶ内容は直接には役に立たない。もちろん、考え方は大変役に立つし、直接役に立つ場面もある。しかし、大半は無駄である。</p> <p>逆に、修習を受けた者は、「法曹三者」になるのが普通だと考えています。一部を除けば、企業法務や官公庁を志望するものは極めて少数である。これでは、「法曹有資格者」の活動領域の拡大など望むべきもない。志望する者が少ないのであるから。</p> <p>現在の修習は、法曹三者になるための基礎訓練としては大変優れているものだと思う。期間が短くなったからこそ、修習生は集中的に緊張感を持って臨んでいる。経験したことはないが旧修習のような、ご褒美的な期間ではない。法科大学院や実務修習で学んだことが、集合修習で立体的に見えてくることは、現修習だからこそと思える。</p> <p>しかし、法曹三者以外を最初から希望する者にとって、法曹資格を得るために必要な内容であろうか。「法曹」、「法曹有資格者」というものに遡って検討を加えないことには、活動領域の拡大などありえず、合格者が減ることで、さらに志願者が減るといふ悪循環が加速することは容易に想像できる。</p> <p>法科大学院を廃止して、旧来の試験に戻したとしても、志願者は簡単には増えず、活動領域も拡大せず、制度改革前よりも閉塞した状況になるのではないか。修習の内容のみならず、修習そのものについても検討すべきである。</p>
1,279	5/11	第2	今後の法曹人口の在り方	合格者1000人。
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制復活。
1,280	5/11	第2	今後の法曹人口の在り方	合格者1000人。
		第3	法曹養成制度の在り方	給費制復活。
1,281	5/11	第2	今後の法曹人口の在り方	合格者1000人。
		第3	法曹養成制度の在り方	給料制復活。

1,282	5/11		修習生の給与について	私が修習生であった当時は、給与は給費制でした。私自身は経済的に余裕がありましたが、経済的に余裕のない修習生は、給費制で非常に助かっていました。給費制の元で、生活を心配することなく法律を勉強することにより、自己の経済的事情よりも、他者、特に弱者への思いやりを持つことができ、また社会に対する関心を維持することができます。自己の経済的事情を心配しないといけない状況になれば、他者への思いやりは失われます。法曹には、弱者への思いやり、社会への強い関心を持った人材が必要です。貸与制があれば、修習生時代は生活を心配しなくてよいかもかもしれません。しかし、弁護士になってから、やはり、その返済のために自己の経済的問題を優先させることとなります。医師の研修医制と比較しても、給費制は是非、復活させるべきです。これまで、弁護士が弱者救済や、社会矛盾の解決に果たしてきた歴史をみれば、給費制にかかる国家予算程度は、全く惜しくはない金額というべきです。法曹を金銭の下僕にすることで、国家予算が問題ならば、下記のとおり、司法試験合格者を減少させることも、問題解決に役立つと思われます。逆に国家、社会は大きな損失を被る結果になるでしょう。なんとしても、給費制を復活させるべきです。
			司法試験合格者数について	私は、司法改革の際、フランス並みの法曹人口を目指すべきと考えました。しかし、司法試験合格者が年約2000名の現在でも、就職先のない弁護士が多数出てきています。このような状況に照らせば、合格者2000名はあまりに急増に過ぎたようです。昨年の研修所卒業生のうち就職できたのは約1500名と聞いています。一昨年は、かろうじて約2000名の新卒者全員が弁護士事務所に採用されたそうですが、既に新卒者の採用は飽和状態になっているのです。そのため、昨年の採用者が1500名になったのでしょうか。したがって、将来、弁護士事務所が採用できる新卒者は、1500名を下っていくと予想されます。したがって、適正な司法試験合格者は、せいぜい1000名程度であると考えられますので、司法試験合格者もその程度に制限することが必要です。
1,283	5/11	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制を復活させて下さい。 (理由) 法律家は、国民の人権を守る砦の役割を果たします。とくに弁護士は、憲法に基づき、人権侵害に立ち向かい、人々の生活を守る役割を果たさなければなりません。こうした法曹を養成することは、国の責任として行われるべきことです。ロースクールでの高い学費を負担した上に、修習期間の生活費が貸与制となれば、多額の借金を抱えて、法曹のスタートを切らなければならない事態となり、借金を返すために、お金の儲かる仕事しかないような弁護士にならざるを得ない傾向となります。これは国民の人権擁護の観点から見て極めて憂慮すべき事態です。したがって、給費制を必ず復活させて下さい。それが国の責任であると考えます。
1,284	5/11	第3 4	司法修習について	(意見) 司法修習について、修習内容をさらに充実したものとするために、司法修習の内容を前期修習2ヶ月、分野別実務修習8ヶ月、後期修習2ヶ月とすべきである。そのために、司法試験の年間合格者を1500名以下とすべきである。 (理由) 1. はじめに ■■■■■。司法修習の現場を担当し、法曹養成に関与して来た者として、司法修習について意見を述べさせていただきます。 2. 導入的教育とりわけ前期修習の必要性 (1) 周知のとおり、現在の司法修習は、法科大学院において実務導入教育が行われることを前提として、修習期間が1年間に短縮され、分野別実務修習8ヶ月、選択型実務修習2ヶ月、集合修習2ヶ月となっている。この短縮された修習期間において、密度の濃い修習を行い、修習の実を上げるため、司法研修所の

各教官室は、カリキュラムの内容に工夫を凝らし、最大限の成果を上げるよう努めているし、各教官は、心血を注いで修習生の指導に当たっており、現在の司法研修所は、与えられた期間の中で、ベストに近い修習を実施していると評価して良いと考える。

(2)このような司法修習の現状であるが、今更言うまでもなく、司法修習の中核は分野別実務修習にあり、司法修習の内容をさらに充実させるためには、分野別実務修習をさらに充実させる必要がある。ところが、現在の司法修習は、法科大学院における実務導入教育が不十分であり旧司法修習で実施されていた座学による前期修習を受けずに、いきなり分野別実務修習から開始されるため、開始直後の第1クールにおいては、法科大学院における教育と実務とのギャップに戸惑い、せつかくの実務修習の期間を無為に過ごし、半分程度の期間が経ってからようやく実務修習が充実したものとなるという修習生が多く見られた。とりわけ、第1クールが弁護修習に当たった修習生は、個別指導担当弁護士の事務所にて一人で配属され、他の修習生との情報交換もままならず、実務修習の目的が良くわからないまま修習期間を過ごし、他方、個別指導担当弁護士からは、実務をほとんど知らない修習生に対して不満や失望を抱かれるという極めて不幸な状態におかれるということも、少なからず見られたところである。日弁連は、そのような現状に鑑み、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い、修習の効果を上げるために、導入的教育の必要性を最高裁判所司法修習委員会に強く訴えた。その結果、第66期修習生から司法修習開始の冒頭において全国統一のカリキュラムによる弁護導入講義が民事弁護1日、刑事弁護1日の合計2日間実施されることとなった。この弁護導入講義については、司法修習生からも各地の弁護士会及び個別指導担当弁護士からも概ね積極的な評価がなされていると聞いている。しかしながら、実務修習を充実させるための導入的教育について合計2日間の弁護導入講義だけでは十分とは言えない。また、弁護科目だけでなく、裁判科目、検察科目においても法科大学院教育から司法修習への導入的教育を行うことが必要なはずであり、現在は、各実務修習の冒頭でそれらの教育を行っていると言っているが、その分、実質的な実務修習が削られることになるのであるから、実務修習を充実させるべきという要請には反することになる。

(3)そこで、私は、旧司法修習において実施されていた前期修習を復活させ、2ヶ月程度の期間を前期修習に充て、そこで全修習生に対して統一的な導入的教育を実施すべきと考える。前期修習において実務の作法、実務の視点を予め教育することは、分野別実務修習を最初からより充実したものとするを可能ならしめるものであるし、それにより、修習生も、法的紛争解決のための実務的知識・技法と法曹としての思考方法を修得しやすくなるものである。また、導入的教育を前期修習に委ねることは、実務修習における指導担当者の負担の軽減にも繋がることにもなる。さらに、前期修習は司法研修所におけるクラス単位で実施されるものであるから、クラスの一体感を醸成することに役立つものであり、ひいては、統一修習の意義である法曹三者の一体感を醸成し、司法の円滑な運営を可能ならしめるということにも資することになるのである。

(4)もともと、新司法修習制度を開始するにあたっては、法科大学院において、前期修習に代わる実務導入教育が実施されることが期待されていた。しかしながら、現在の法科大学院において行われている実務との架橋を意識した教育は、要件事実教育程度であり、訴状・準備書面・弁論要旨等の実務的な法的文書の作成指導が十分に行われているとは言えず、また、実務の慣行や実情についての情報提供も不十分であって、実務的な視点や感覚を身につけさせるための導入教育としては不十分である。現在の法科大学院においては、前期修習に代わる実務導入教育が実施されているとは言えない状況である。もとより、これらの教育は、司法研修所において本格的な教育が実施されるべきであるが、修習期間が1年間に短縮され、しかも前期修習が廃止された新司法修習制度では、これらの教育にかけられる時間に限界があるのであり、司法修習において有効な教育を施すためには、法科大学院において前期修習程度の実務導入教育が実施されることが期待されていたものである。とりわけ、法律実務家において、法的文書作成能力は不可欠

であり、そのためには、法曹養成の課程において、ある程度の時間をかけてこの能力を涵養する必要がある、「プロセス」としての法曹養成を目指して法科大学院を新しい法曹養成制度における中核的な教育機関としたのであるから、法科大学院において、法的文書の作成指導についても実務修習にスムーズに移行出来る程度の導入教育が行われる必要があるはずである。にもかかわらず、仄聞するところ、法科大学院側では、「実務的な書面を起案させる教育は、法科大学院教育において必ずしも必要ではない。」、「司法研修所で行われているような白表紙起案を法科大学院において行う必要はないし、またそのようなことは現実には無理である。」等の意見があるようであり、「前期修習に代わる実務導入教育」の実施を事実上放棄しているように見受けられる。また、各法科大学院によって、教育内容にバラツキが見られ、現在の法科大学院制度では、レベルを統一することは現実的に不可能である。このように、現在の法科大学院において「前期修習に代わる実務導入教育」が、当初の制度設計どおり実施されていると言い得ない以上、「法廷実務家に限られない幅広い分野で活動する法曹に共通として必要とされる法律実務についての基本的知識と技術、さらに、法曹としての職業意識と倫理観の習得」を目標とする新司法修習の理念を実現し、その中核となる実務修習を充実させるために、法科大学院から実務修習へとつなぐ統一的な実務導入教育として、司法研修所において前期修習を実施する必要があると言える。

3. 前期修習の実施と選択型実務修習との関係について

(1)現在の1年間という修習期間を前提とする限り、前期修習を実施した場合は選択型実務修習の実施を断念せざるを得なくなる。しかしながら、私は、選択型実務修習よりも前期修習を行うことの方が司法修習をより充実させることになると考え、前期修習を実施するために、選択型実務修習を廃止することはやむを得ないと考える。

実務修習については、全国的プログラムと各実務庁で用意されたプログラムが実施されているところであり、各実務庁は、司法修習をより充実させるために多種多様なプログラムを用意され、そのために多大な労力を注がれている。ところが、これを受ける司法修習生の側では、実務能力を高めることに直結する模擬裁判のような体験型のプログラムを敬遠し、負担の少ない講義中心のプログラムを好む傾向があるようである。特に、この傾向は選択型実務修習の終了直後に試験を迎えるA班の修習生において顕著であり、A班の修習生の中には、ホームグラウンドにおける修習に多くの時間を割き、しかもホームグラウンドで試験に備えての勉強をしている修習生が多くいることが指摘されている。それ故、誠に遺憾ながら、せっかく各実務庁において多大な労力をかけて用意しても、希望者がいないために実施できないプログラムも存在するのであり、現在の選択型実務修習は、その実施にかかる費用及び労力とその効果が見合っていないと思料する。また、現在実施されているプログラムの中には、修習生の進路とリンクさせ、修習終了後の進路として希望している者しか実質的に受けられないようなプログラムも散見されるものであり、それは司法修習生を公平に扱うという観点から好ましいものとは言えないと思料する。これらの点からも、選択型実務修習を実施するよりも前期修習を復活させて実施することの方がより司法修習を充実させることに資するものと思料する。

(3)なお、今般の「中間的取りまとめ」において、「司法研修所において、選択型実務修習の充実に引き続き努力すべきである。」とされている。それ自体は、選択型実務修習が実施される限りにおいては、的を射た見解であると思料するが、前述したとおり、選択型実務修習の実施よりも前期修習の実施が優先されるべきであると思料する。

4. 前期修習の実施と司法試験合格者との関係

(1)ところで、現在の司法研修所の収容能力を前提とする限り、前期修習を実施するためには、司法修習生

収容できる大きさであり、教室の数は20室程度である。しかし裏から言えば、1500名であれば、前期修習が実施できるのである。

(2)そして、この1500人という人数は、我が国の司法をとりまく現状、すなわち、訴訟事件数がほとんど増加しておらず、法律相談数はむしろ減少している状況、司法修習生を採用する法律事務所が減少し、修習生の就職が厳しさを増している状況、法曹の職域が拡大されていない状況等に鑑みれば、将来の法曹人口を考えてみても十分な人数であり、現実的に妥当な人数である。さらに、司法修習生の人数を現在の2000人から1500人に減少させれば、法曹養成にかかる国庫負担も低額で済むことになるから、給費制を復活させることも可能となり、給費制になれば司法修習生の経済的な負担を軽減し、より修習に専念することが期待できる。

実施することについて障害はないと言える。

5. 結語

以上詳述した理由から、司法修習を(意見)のような制度とすべきであり、そうすることにより、現在の司法修習制度をより充実した制度とすることができるものと思料する。

第3
3
(3)

予備試験制度

(意見)予備試験制度について、極めて制限的な位置づけとし、合格者数を司法試験合格者の1%程度とすべきである。また、現役の法学部生及び法科大学院生には、受験資格を与えないようにすべきである。

(理由)

1. はじめに

■■■■■。司法修習の現場を担当し、法曹養成に関与して来た者として、法曹養成制度について意見を述べさせて戴きます。

2. 予備試験制度が設けられた趣旨

(問題の所在)に記載されているとおり、予備試験制度は、司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、司法試験を公平な試験とし、法曹資格取得の途を誰にでも開かれたものとするために必要な制度である。しかしながら、新しい法曹養成制度においては、法科大学院を法曹養成制度の中核に据え、「プロセス」としての法曹養成を目指したものであるから、新しい法曹は、法科大学院において法学教育を受けている者に限られるべきであり、司法試験及び司法修習もそれを前提として制度構築がなされるべきである。そうだとすれば、予備試験制度は、例外的なものとして極めて限定的に運用されなければならないはずであり、予備試験の合格者は、極めて少数しか認めてはならないはずである。

3. 現在の予備試験制度の実情

しかるに、過去2回実施された予備試験の受験者には、法学部生及び法科大学院生が多く含まれているものであり、予備試験制度が設けられた理由であり、「経済的に法科大学院に進学することが出来ない者」やこれらの者が予備試験を受験する理由としては、①予備試験合格者に対する評価が高く、就職をする上で有利に取り扱われること。②法科大学院を卒業するよりも早く司法試験に合格出来れば、それだけ学費を節約することが出来ること。③予備試験の受験回数は、司法試験の受験回数に数えられないことから、不合格となったとしても何らの不利益もなく、それ故、予備試験を司法試験の模擬試験として利用することが可能であること。等が挙げられている。その結果、予備試験の出願者は、年々増加し、平成25年度の出願者は、前年比23%増の1万1255人になったものであり、このまま行けば、予備試験の出願者はさらに増加することが予想される。このような事態は、予備試験制度が設けられた趣旨に反していることは明らかであって、望ましい現象であるとは言えないものである。

4. 予備試験制度の改善策

			<p>受験資格を与えることを容易にすれば、法科大学院に進学せずに、予備試験合格を目指す者を増加させることにつながり、ひいては法科大学院制度を崩壊させることに繋がりがかねない。このような事態が、司法制度改革審議会が目指した、法科大学院を法曹養成制度の中核とする「プロセス」としての法曹養成に反することは明らかである。よって、そのような事態を回避し、法科大学院を法曹養成制度の中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持し、定着させるためには、予備試験制度を極めて限定的な制度として位置づけ、その合格の要件を厳格にすべきである。そして、そのためには、合格者の数を極めて少数にすべきであり、司法試験合格者の1%程度(現在の2000人を前提とすれば、20人程度)とすべきである。このように予備試験を狭き門とすることにより、法曹を志す者を法科大学院への入学へと誘導することが出来るようになる。また、予備試験制度が設けられた趣旨からすれば、現役の法学部生及び法科大学院に予備試験の受験資格を与えなければならない理由はないはずであり、これらの者には受験資格を与えない制度とすべきである。</p> <p>5. 結語 以上詳述したとおり、私は、新しい法曹養成制度構築の趣旨及び予備試験を設けた趣旨に立ち返り、予備試験制度を上記(意見)に記したような制度とすべきであるとするものである。</p>
<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>		<p>(意見)法科大学院における法学未修者の標準修業年限を4年とすべきである。 (理由) 1. はじめに ■■■■。司法修習の現場を担当し、法曹養成に関与して来た者として、法曹養成制度について意見を述べさせて戴きます。 2. 法学未修者の標準修業年限を4年とすべき理由 (1)現在の法科大学院の修業年限は、法学既習者については2年、法学未修者については3年として制度設計がなされているが、(問題の所在)に記載されているとおり、法学未修者の司法試験の累積合格率が約6割から7割であるのに対し、法学未修者は約3割から4割となっている。この法学未修者の中には、法学部を卒業したにもかかわらず、法学未修者として法科大学院に入学している者が少なからず含まれている現実を考えると、純粋な法学未修者の司法試験の累積合格率はさらに低い割合になることは明らかである。それ故、法学未修者の修得度が法学既修者に比べて著しく劣っていることが実証されていると言える。 (2)私は、この現実について、法学未修者が法学既修者に比べて能力が劣っていると見るべきではなく、法学未修者については、法学の修得にかかる時間が足りず、そもそも法学未修者の標準修業年限を3年とした制度設計に無理があったと考える。けだし、法学既修者が法学部において4年間の時間をかけて修得した法律学の基礎的な学識を、法学未修者は法科大学院における教育を受ければ1年間で修得できると考える合理的な理由は見当たらず、無理があると考えるからである。他方で、大学における法学部教育においては、1年次から憲法、民法、刑法の基礎的な講義をカリキュラムに採り入れている大学もあると思われるが、基本的には、教養課程2年間、専門課程2年間としてカリキュラムを組んでいると思われるので、法学未修者が法学既修者と同等の法律額の基礎的な学識を身に付けるためには、最低でも2年間程度の時間は必要であるはずであるし、法科大学院において法律学の基礎的な部分に専門特化したカリキュラムを組めば、法学未修者でも2年間の時間をかけることにより、法学既修者と同等の法律学の基礎的な学識を身に付けることは可能であると考えられる。 (3)そこで、私は、法学未修者の法科大学院における標準修業年限を4年とし、最初の2年間で、法学既修者と同等の法律学の基礎的な学識を身に付けさせ、その後の2年間で、法学既修者に対して実施するのと同様の法理論教育及び実務導入教育を実施する制度が合理的でありかつ現実的であるとする。 3. 結語 よって、私は、法学未修者の標準修業年限を4年とすべきと考えるものである。</p>

1,285	5/11	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活してほしい。 (理由)当初から借金がある状態で法律家のスタートを切るのは妥当ではない。医師の研修費と不均衡である。
1,286	5/11	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>1. 中間的取りまとめの記載については、反対である。</p> <p>2. 中間的取りまとめは、法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるが限定的であるので、関係機関・団体がニーズを分析して、拡大に向けた取り組みを行う必要があると指摘する。そして、その需要として、企業内法曹有資格者、公務員、福祉分野、刑務所出所者の支援、個別のビジネスサポートや国際投資ルールの策定を挙げる。</p> <p>3. しかしながら、そもそも法曹とは、弁護士のみならず、裁判官、検察官の3者を指す用語のほずであるところ、中間的取りまとめには、裁判官、検察官の需要及び増員についての指摘は全く見られない。法の支配を全国あまねく展開するというのであれば、個々の紛争についての判断を行う裁判所の充実が不可欠であり、その中核をなす裁判官の数を揃え、裁判所の受け皿を整備することが不可欠のほずである。しかしながら、現状では、国家財政の悪化・公務員の合理化の影響もあってか、地方の裁判所支部はどんどんその機能が縮小されており、裁判官が常駐しないことにより法廷の開廷日がほとんどなかったり、保全執行等を遠方の本庁で行わなければならないなどの弊害が生じている。その上、現場の裁判官は多数の事件を抱え、私的な時間を犠牲にしてまで深夜まで過酷な労働に従事している者も多数存在するよう感じられ、余裕のある事件処理が十分出来ていないと感じられることもままある状態である。弁護士の数をいくら増員しても、弁護士が持ち込む法的紛争を解決するための裁判所の機能が従前のままでは、結局、法の支配とやらを実現することにはつながらないのではないかと懸念される。加えて、簡易裁判所の裁判官の大半が司法試験合格者ではない現状からしても、法の支配とやらを実現するためには、司法試験合格者に入れ替えられなければならない。そして、検察官についても、現場の検察官が、裁判官同様過酷な労働を強いられている事例は、多々耳にするところである。さらに、検察においては、司法試験に合格していない副検事とその職務の相当量をこなしている状態である。法の支配とやらを図るためには、副検事全員について、司法試験合格者に入れ替えることが筋ではないのだろうか。さらに、近年の検察における不祥事の続発からみても、その体質をあらためるべく、成績重視ではなく多様な人材を多数登用する必要がある。</p> <p>4. また、そもそも、裁判所の取扱事件は、減少傾向にあるのであり、過払い事件の収束と相まって、その傾向は年々強まっていくことは明らかである。弁護士会は、従前より、業務拡大、法的需要のすくい上げを狙って、膨大な時間と費用、人間を費やして、様々な調査を行い、様々な期間に働きかけてきたのであるが、その結果として、大幅に増員された弁護士を吸収するだけの有効需要を見つけれられていない。中間的取りまとめは、今後ニーズを分析し関係機関と連携して取り組みを行うなどとのんきなことを述べているが、そんなことはとっくの昔に十分に行われていたことである。今更そのようなことを平気で述べる委員は、一体これまで何をしてきたのかと強く問いたいものである。その上、中間的取りまとめは、具体的な需要として、どのようなモノがあるのか明確に述べることも出来ていない。多くの企業が、従業員として、法曹資格者を採用する必要がないと考えていることは既に明らかである。従業員として法曹有資格者を雇うコストよりも、顧問弁護士等に頻りに相談するコストの方が安いからであり、従来の法学部を出た者を法務部員として育成する方が合理的であるからにすぎない。当然であるが、企業は営利を追求するものである以上、必要性・有効性がないと判断したモノについては、いくら法の支配とやらに役立つからといって採用することはしない。どうしても企業内の法曹資格者を増やしたいのであれば、一定規模の企業に対して、一定割合の法曹有資格者の雇用を法的に義務づければどうか。</p> <p>5. さらに、公務員についてであるが、国家財政・地方財政の厳しい折に、わざわざ法曹有資格者を大量に雇用する役所などあるはずがない。公務員の合理化に対する厳しい世間の目がある現状において、そのような決断を行うことは異議を容れず国民や住民の理解を得られるのであろうか。加えて、役所の求人の大半は、任</p>

		<p>ことが求められているという点において、法曹有資格者を宛てる必要性があるのか疑問である節もある。公務員の法曹有資格者の現実の需要とやらは相当程度限定されたものにすぎないことは明らかである。</p> <p>6. また、刑務所出所者への支援については、そもそも行政が行うべき領域である。刑務所出所者が出所後一番困るのが、職が中々見つからず生活出来ないという問題であるが、法曹有資格者は、職安ではない。さらに、刑務所出所者の再犯の問題については、精神医学や社会福祉等法曹有資格者とは異なる専門領域であり、法曹有資格者であっても容易に出来るものではない。加えて、そのような支援については、当然ながらペイする仕事ではなく、財政的支援の裏付けなしに、法曹資格者に仕事をさせるということは、法曹資格者をタダで奴隷のようにこき使うということに他ならない。中間的取りまとめに上記支援を記載した委員は、刑務所出所者をめぐる問題をきちんと理解しているとは到底考えられない。</p> <p>7. さらに、福祉領域の支援についても、行政が行うべき領域であり、その問題の大半は、行政が、福祉領域にどれだけ財政的手当を施すことができるかに尽きるというべきである。法曹有資格者を増やせば福祉領域に対する支援が容易に出来るなどという絵空事はどのような思考回路から出てくるのか全く理解できない。</p> <p>8. 加えて、渉外業務を含むビジネス領域については、大手法律事務所、海外の法律事務所を含めた激戦区となっており、各自、必死に仕事を奪い合っている状態であって、かかる分野に法曹有資格者に対する大幅な需要があるなどとは聞いたこともない。</p> <p>9. いずれにせよ、中間的取りまとめが掲げた法曹の活動領域については、法曹に対する現実を踏まえない空論にすぎないのであって、大幅な時間と費用と人員を投じた法曹養成会議の出したモノとしては、お粗末にすぎると言わざるを得ない。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1. 中間的取りまとめの記載については、反対である。</p> <p>2. そもそも、法曹人口については、既に飽和状態にある感が否めない。司法修習生が就職のため、厳しい経済状態を押し、各地を行脚しなければならず、司法修習を終了しても就職できなかった者が続々と生まれてきている。さらに、司法修習生に対する求人条件も加速度的に悪化している。しかも、弁護士会の法律相談センターの相談枠は、従前に比べて充足率が急速に悪化しており、法テラスの相談件数についても頭打ちになっていると聞き及んでいる。加えて、個々の法律事務所の中には、大々的に広告宣伝活動を行って焼き畑農業のごとく顧客の奪い合いをしているところも多く、新たな有効需要が明確に見えていない現状では、これ以上、法曹人口を増やす必要性はなく、年間3000人も法曹(裁判官、検察官の大幅増員がない以上、そのほとんどが弁護士とならざるを得ないが)を誕生させる必要性はない。中間的取りまとめは、社会の多様化、複雑化により法曹に対する需要の増加が予想されると述べているが、何一つ、明確な法曹に対する需要について明言出来ていない。仮に、法曹に対するさらなる需要があるとしても、それは、職業として到底ペイしない分野にすぎず、相応の財政的支援が期待できない現状では、有効需要として捉えるに値しないものである。</p> <p>3. このような現状に鑑みれば、司法試験合格者数は、多くても、年間1000人程度とするべきである。(むろん、その状態でも、年間の法曹有資格者では無くなっていく者が500人程度であることから、法曹人口自体は、増加を続けることになる)。</p>

	第3	法曹養成制度の在り方	<p>1. 中間的取りまとめの記載については、反対である。</p> <p>2. 中間的取りまとめは、法科大学院を法曹養成の中核と位置づけているようであるが、そのとらえ方は、誤っているとしか言いようがない。もともと法科大学院構想は、法科大学院の数を絞って、入学者の数も絞り、法科大学院への入学試験で選抜された入学者を集中的に鍛えて、その大半を司法試験に合格させるというものであったはずであり、国費で司法試験合格者の研修を行ってきた司法研修所の企業を民間に一部委託し、国費投入を抑制するという性質のものであったはずである。しかしながら、現実には、法科大学院は、少子化による志願者減少に悩んだり、制度変更を機にランクアップを目論む大学関係者らの思惑等もあり、制度開始当時から林立状態に陥っていたのであり、法曹の大量増員を吸収できるだけの有効需要が見いだせない現状では、不合格者、合格はしたが仕事にありつけない者を大量に生み出すだけの極めて経済効率の悪い、入学者に多額の負担を強いる制度となってしまう。法科大学院制度は、その始まりから既に行き詰っていたのである。おまけに、法科大学院において主に教鞭を握っているのは、司法試験に合格した実務家ではなく、従前法学部等において教鞭を握っていた研究員教員であり、法曹としての基礎である基本法の学習時間も限られ、在学中の司法試験対策も制限されるなど、司法試験に合格すること、法的知識のみならず法律基礎実務を習得することが前提の専門職大学院としてはおおよそ理解しがたいような制度となっている。おまけに、学費は高額であり、在学中にフルタイムの仕事と兼業することは困難であって、法科大学院卒業までにかかるコストは少なく見積もっても数百万円を下らない。しかも、有効需要を伴わない法曹有資格者の大量供給によって、法曹有資格者の職務条件は、加速度的に悪化しており、もはや一般市民が通常営める程度の生活すら危うい状況となっている。そのような状況下では、法科大学院制度は、単なる経済的参入障壁としてしか機能しない。現に、法科大学院に対する志願者は年々加速度的に減少し続けている一方、予備試験受験者は一定程度の歩留まりを見せており、法曹を志願する者にとって、法科大学院を選択しないかできれば選択しない者が増加していることは客観的データからみても明らかである。法科大学院制度は、法曹養成の前提をなす法曹志願者、特に合理的経済的計算の出来る優秀な志願者から忌避されているのである。これでは、当初想定されていたような多様な人材など集められようもない。</p> <p>3. 法科大学院制度については、多額の国費が補助金として投じられているが、その補助金に見合うだけの成果を上げているとは到底思われない。法曹養成に対して、法科大学院制度に対して多額の国費を投入できるのであれば、同じだけ若しくはより少ない国費を司法研修所に追加投入し、司法研修所の機能を充実させ、司法試験合格者に対して手厚い措置を施す方が、よっぽど司法機能を充実させることにつながるのではないか。また、法科大学院自体が、法曹養成制度として素晴らしいものであれば、法科大学院卒業を受験要件としなくても、法科大学院への志願者が大幅に減少するというにはならないのではないか。現状では、法科大学院卒業を司法試験の受験要件として残す積極的必要性は認められない。</p>
1,287	5/11		<p>私は、小さな労働組合の書記長をしています。現在、不当解雇事件で弁護士先生にお願いして裁判を闘っています。ベテランとともに若手弁護士に積極的に頑張ってもらっています。新聞報道などによると、弁護士になるために多額の借金をしなければならない状況だそうですが、それでは若手の弁護士さんは、ローン返済のため労働事件の様な、無償の活動に余裕を持って取り組めないというのです。これでは、司法改革が労働者や弱者救済の妨げになってしまいます。お金持ちしか司法に判断してもらえない社会となってしまいます。身近な弁護士制度にするためにも給付制度が必要ではないでしょうか。今回の「中間的取りまとめ」は、ロースクールや司法修習生の生活面へのバックアップが全く不十分です。法律家でさえもこんな待遇では、労働者の待遇が改善するはずもなく、経済的にも不合理です。司法修習生の給与保障などを積極的に取り組んでください。さらに、労働事件では、裁判に時間がかかり費用回収が難しいうえ、社会常識を知らない裁判官による不当判決もたくさんあります。裁判官の人数をふやして裁判を迅速化するか、弱者の視点を持つような勉強、弁護士や裁判官が余裕をもって活動できるように国が支援してほしいと願っています。</p>

1,396	5/11	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にアルバイト禁止や守秘義務の厳しい義務だけおわせて費用は自分でと言うのはおかしいと思います。 (理由)今の制度では普通のサラリーマン家庭で法曹界を望む事は困難でしょう。給費制の復活を望みます。
1,397	5/11	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制度の復活が必要と考えます。 (理由)弁護士として出発するとき給付金の返済をかかえていると収入につながらない仕事を受任されなくなりはないか心配です。消費者被害など回収が困難な案件に積極的に取組んでいただける人材が今でも不足していると感じています。経済的に豊かなくても弁護士になれるよう、弁護士になってからも経済的不安のないように願います。
1,398	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、給費制に戻すべきだ。 (理由)奨学金で借金のある人は、修習でさらに300万円も借金をするのはつらいと思う。貸与制は、金持ちでなければ法律家になることも許されないという制度ではあんまりだ。市民の生活に役に立つ法曹人を国の責任で育てる(特に経済面)でなければ統治国家として成立しないと思うので修習は必要だし、それに専念するためには、修習に必要な実費と生活費の保障が不可欠だ。法律を勉強し頑張る超難関の司法試験に挑戦している人たちが、貸与を受けた借金をその後必ず返せるという時代ではなくなっている。そもそも修習時の生活費はどこから捻出しろというのか、あまりに国としては情けない制度だと思う。多重債務者を増やす制度だ。
1,399	5/12	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)(1)「中間的取りまとめ」には、「司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものといわざるを得ない。」との結論だけで、司法試験の年間合格者数を激増させたことによる弊害を解決するためにどのような法曹人口対策が必要かという点についての提言がない。特に、「中間的取りまとめ」で論じられているように、今後の法曹人口の在り方についてはその都度検討を行うのではなく、更なる合格者の減員こそがその対策であるというべきである。 (2)法曹養成制度検討会議としては、「法の支配」を社会の隅々にまで浸透させるという司法改革の目的を達成するため、多くの有為な人材を法曹界に迎え入れる体制を維持しつつも、十分に顕在化していない法的需要と増員ペースの不均衡が生み出す問題点を直視し、これを適切に調整して弁護士の質を維持し向上を図りながら、特に若い世代の弁護士が社会のあらゆる分野で存分に活躍できるような制度設計と具体的な諸方を研究・提言していくべきである。 (理由)(1)法曹人口の大幅増加は、今回の司法改革をその人的基盤において支えるものである。また、数多くの質の高い法曹を社会に送り出すことを通じてわが国社会に法の支配を確立するという改革理念の正当性は、今日においても何ら失われていない。しかし、市民に信頼され、頼りがいのある司法を実現するためには弁護士の質の確保が必要であるところ、司法試験合格者の急増化は、新人弁護士の就職難、OJT不足が質の低下の懸念を招き、また法曹志望者の減少も引き起こしている。法曹養成制度検討会議は、このような司法試験の年間合格者数を激増させたことによる弊害について現状認識をしていながら、この解決に向けた提言がなされていない。これらの弊害を踏まえるならば、司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指す司法制度改革審議会意見書の方針は、今や現実的ではないし、現状のひずみの中においてはもはや適切ではない。さらに、弁護士の増員ペースを緩和させなければ、新人弁護士の就職難、OJT不足から生じる弁護士の質の低下の懸念、さらには法曹志望者の減少などの弊害が増幅することは

				<p>明白であると言わざるを得ない。</p> <p>(2)「中間的とりまとめ」では、「司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標」を設けないとしているものの、今後の法曹人口の在り方についてはその都度検討を行うとしている。しかしながら、上記弊害の対策は、「司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標」を撤回して、法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要、司法基盤の整備状況などを考慮しながら、これらとバランスの取れた弁護士増員ペースをとる必要があり、そのためには司法試験合格者数の減員をはかるべきである。具体的には、当面、上記弊害が増幅することは明白と思われる現状に鑑み、司法試験合格者1,500人を目指すべきであり、さらなる減員数は、法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである。すなわち、今後とも、司法改革の理念に基づく司法基盤の一層の整備・拡大を推進していくべきであるが、一方で市民が必要とする弁護士の質と量を検討・検証し、これに到達するために必要十分な毎年の合格者数、法科大学院教育の向上による卒業生の「質」の確保、司法修習生の就職難とこれによるOJT不足から生じる新人弁護士の質の低下の懸念を回避するために適切な合格者数などをバランスよく考慮していくことが必要である。</p> <p>(3)このようにして弁護士の質を維持し向上を図りながら、特に若い世代の弁護士が社会のあらゆる分野で存分に活躍できるような制度設計と具体的な諸方策(今後の活動領域の拡大状況、法曹への需要、司法アクセスの進展状況等を含めた対策)を研究・提言して、真に市民が利用しやすい、頼りがいのある司法の実現に向けて努力していくべきである。</p>
1,400	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域拡大のために関係機関が連携して努力すべきではない。大量の法曹を生み出す必要がないと思います。</p> <p>(理由)弁護士が世の中に溢れています。直ちに司法試験合格者数を減少させることによって対応すべきです。法曹有資格者の活動領域拡大で解消できるものではありません。社会が法曹有資格者活動領域を拡大するために何故努力しないといけないのかわかりません。そのような必要はないと思います。中間的取りまとめに記載されている地方公共団体、企業、福祉関係等中間的取りまとめに書かれてある職業に法曹資格は不要です。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)年間司法試験合格者数を直ちに500人にすべきだと思います。</p> <p>(理由)弁護士が多すぎて就職先がないと聞いています。需給バランスを欠いた弁護士増員政策は、国民が不幸になるだけだと思います。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院は廃止すべきだと思います。</p> <p>(理由)法曹になるのになぜ法科大学院を出なければならないのか、その理由がわかりません。法科大学院は経済的差別であり、学歴差別です。誰でもが法曹を目指せる社会にすべきだと思います。法科大学院制度は廃止すべきです。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきです。</p> <p>(理由)司法修習が法曹養成の中核だからです。</p>
		第3 2	法科大学院について	<p>(意見)法科大学院は廃止すべきだと思います。</p> <p>(理由)法科大学院制度は莫大な税金を使っています。社会的損失だと思います。</p>

		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限は撤廃すべきです。 (理由) 何回も受けたいと希望する人の選択の自由を奪ってはいけないと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 予備試験制度は拡大すべきです。
		第3 4 (1)	法科大学院との連携	(意見) 法科大学院と連携する必要はないと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習は2年に戻し、前期修習を復活させるべきです。 (理由) ちゃんとした法曹を育てるには最低2年程度は必要で、実務修習前の前期修習も法曹養成にとって必要不可欠の過程だと思えます。
1,401	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生に対する給与は復活するべきだ。 (理由) 国で司法試験に受かった者は、司法修習生として勉強するように定めていて、その期間アルバイトも禁止しているのなら当然ながらその期間、国が経済的にも支えるのがあたり前だと思う。1年間アルバイトできないのに、貸与制にするなんてひどいと思う。
1,402	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 若い弁護士先生は、給与でなく貸与制になったことでとても苦勞しているの、給与制に戻した方がいいと思う。 (理由) 私は保険の外交員をしているが、若い弁護士先生たちは司法修習生のときに借金があるのでなかなか保険にも入れないと言っている。話を聞くと、とても司法修習生のときに苦勞しているようなのでかわいそう。給与制に戻してあげてください。
1,403	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) これ以上、市民感覚からずれた法曹を増やさないためにも給与制にするべき！！ (理由) 私は20才のとき、職場の上司から性暴力を受けた。訴えたいと思ってもお金もないし、私が国家公務員だったので、なかなか引き受けてくれる弁護士はいなかった。相手が国になるのでそういう難しくお金にならない仕事はしないという理由からだ。これ以上、市民感覚からずれた法曹を増やさないためにも司法修習生にはちゃんと給与を払って、たくさん勉強してもらって市民の気持ちができる法曹になってもらいたい！
1,404	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制の復活を求めます。 (理由) 法曹になるために事実上約300万円の借金を強制されることになる制度はおかしいと考えます。経済的余裕がある人しか法曹を目指せない制度のもとでは法曹の質に偏りが生じかねないと危惧しています。

1,405	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求めます。 (理由)法曹三者の職務は、完全な自由市場の競争原理が妥当するものではなく、金銭に換算できない公益的な側面を多分に有しています。しかし、法科大学院と貸与制による司法修習が義務づけられている現在では、法曹となる時点で、多額の奨学金・貸与金の返還義務を負わざるを得ません。社会人となる時点で既に数百万円の債務を抱えているというのは、一般の新社会人よりもはるかに過酷な環境です。そのような状況では、収入の確保に意識が集中してしまうのもやむを得ず、公益的な活動を行っていく意欲の低下を招きます。それは結局、国民への司法サービスの質の低下を招くということに他なりません。
1,406	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制の復活を求めます。 (理由)三権分立の一翼を担う司法、この司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任だと思えます。だからこそ、修習専念義務を課して実務家を養成するわけですし、その制度自体なくてはならないものだと思います。でも、修習生も人間で、生活があるわけですから、収入がないと暮らしていけません。貸与金があるから生活できるでしょ、というならば、全ての生活保障を貸与にすることもできてしまうけれども、自活できない人にそのような制度を強いる国家ではないでしょう。そのような惨い制度を、修習生に強いることが、許されていないはずないからです。
1,407	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制の復活を求めます。 (理由)ロースクールに通うため、多額の奨学金の貸与を受けた。これに加えて、給費の貸よを受けて、かつ就活が上手くいかなかった場合、自己破産しかねない。コストパフォーマンスが悪いため、優秀な人は法曹を目指さなくなるおそれがある。法曹会の質を維持したいなら給費制にすべき。
1,408	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習生の給費制復活を希望いたします。 (理由)法曹志望者は司法試験合格後、直ちにその志望に応じて弁護士・検察官・裁判官職につくというのが本来のあり方であり、原則だと思います。しかし、現行制度では、その原則を修正し、司法修習という法曹三者のもとの研修を義務づけています。どのような目的があるにせよ、国家政策として司法修習制度を維持するのであれば、研修を義務づけられている司法修習生に対して、相応の給費がなされるのが筋であると思えます。
1,409	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習生の給費制復活を希望いたします。 (理由)ロースクールが設立され、そこを卒業する必要になり、奨学金で入学しているので、合格し修習生になった時点で800万円の借金をかかえている。さらに貸与制で年300万円近くの借金をし、合計で1000万円を超えることになる。職業を選択するのにこれだけ多くのお金が必要なのが他にはなく負担が多すぎる。
1,410	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)貸与制反対 給費制を復活すべきである。 (理由)大学、ロースクールで奨学金を借り、さらに司法試験に受かっても1年間アルバイトもできず、各地で修習する為の生活費又は交通費、就職活動で多額が金額が奨学金となつてのしかかる。親も援助することは不可能である。従って健全な法曹として裁判官、検事、弁護士を選ぶのでしかなく、少しでも給料の高い弁護士をめざさざるをえないという状況になる。これは将来の日本の法曹を育てる立場から許すことはできない。給費制に戻すべきである。社会人として働く前に多額の借金を子供に背負わせることは親としてのしひない。

1,411	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制にすべき (理由)たださえロースクール制度によって学費がかさんでいるのに、そのうえ貸与制というのでは、あまりに国の政策に振り回されている感が強すぎる。国としてはフォローとして給費制くらいは維持すべきだと思う。一般的にも大学卒業後すぐにロースクールに入学して一発合格になっても25才~26才という年齢になっており肩身の狭い思いをしているはずだから、そのうえできた借金を重ねる貸与制ではいつまでも気苦労が絶えない。
1,412	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。貸与制にするなら、アルバイトを可能にすべきです。 (理由)修習専念業務を課され、アルバイトを禁止された状態では、給費制にしてもらわないと生活が立ち行かなくなる。自宅から遠く離れた場所で修習する場合の住居費や交通費まで自己負担だなんて、あまりに理不尽だと思う。国から借金してまで研修を受けなければならない資格なんて、法曹以外に存在しない。多額の借金を背負った状態では法曹に求められる公益活動をやる余裕がなくなる。
1,413	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。国家が法曹になるのにふさわしい者として認めた司法試験合格者については国家が費用面においても責任を持って修習させていただきたいです。私たち司法修習生はロースクールに通うために多額の借金をしてきており、現在はいずれ返済しなければならぬ貸与金で、その借金を返済するという自転車操業状態です。法曹を目指すことにより、必然的にこのような経済苦を抱えなければならない現状では、優秀な人材が法曹界に集まらなくなってしまうと思います。他人のために奉仕できるような人材を広く集めるには、生まれながらに経済的に恵まれているわけではない人も法曹を目指そうと思えるような制度が必要であり、そのためには修習費用を給費制にすべきと考えます。
1,414	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制にして下さい。 (理由)修習期間中、生活費用をかせぐ手段がないため。
1,415	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)修習生は研修だから即戦力として役に立つという訳ではないかもしれない。でも、普通の会社員である私は入社して1年間は戦力となるどころか給料をもらって教育を受けさせてもらっている。だから修習生だけが給料をもらえないのはおかしい話である。
1,416	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきである。 (理由)法曹家は国民の人権と秩序を守る国を支える重要な人材である。そのような人たちが修習費用が貸与制であるがために法曹家を目指すことを断念せねばなくなることは大変な損失である。修習費用を給費制にし、親の経済力に関係なく志高き人材が夢を追いかけられるようサポートすることは、長い目でみれば国の財産となるのだと思う。

1,417	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)原則として給費制の復活を検討すべきであり、財政的事情からやむを得ない場合においても返還免除等の措置を構ずる必要があると考えます。</p> <p>(理由)昨今の経済状況においては、司法修習生が修習期間中の生活費を自己で負担するという制度では司法修習生に対する負担は非常に重いものになると思います。このことは、今後法曹を目指す世代においてその選択を断念せざるを得ないことになりかねません。そのような事態が生じることとなれば司法制度改革によって目指された幅広い分野、才能を有する人材を法曹への提供という理念は達成されないことはおろか、従前のレベルの法曹の質を確保することも難しくなるおそれがあるというべきです。このことは法曹が担う司法という国家の根幹を支える機能のせい弱性を生み出しかねず、検討が必要です。また、他の国家資格者の研修期間中の待遇との比較においても給費制を採用することは著しく均衡を欠く制度設計とは考えられません。以上の観点から、私は前述の意見を正当と考えるため、再度検討を行うべきであると考えます。</p>
1,418	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)修習費用は、貸与制ではなく給付制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。「国民の理解が得られない、税金から給与を払うなんて・・・」との反対理由があるとのことですが、法曹三者は平等に育てる必要があるとスタートの考え方からすれば、三者を等しく扱うのは当然です。むしろ我々一般人の権利を一番身近で守ってくれるのは弁護士のはずですから、より育成の必要性を感じています。また法曹資格を得るためには、司法修習が義務とされている点国家資格である点で医師と同様です。研修医は待遇の悪さが社会問題となり、近年給与も向上、改善されました。公益性の高さ、育成の必要性から考えれば、司法制度の質を維持するためには、司法修習生を同様に扱うべきです。</p>
1,419	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)修習生の給費制復活を希望します。</p> <p>(理由)専念義務があるにもかかわらず交通費すら出ないというのではあまりに待遇が悪すぎる。就職も厳しい状況なので貸与が返済できるか定かではない。</p>
1,420	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)給費制に戻すべき。</p> <p>(理由)国民の基本的な人権を守る法曹の志願者が激減していることが、各種調査・統計上明らかである。その一つの原因は法曹を志す場合のリスクの大きさにあり、業務開始当初から多額の借金を背負わせる貸与制は、このリスクを最も端的に増大させているといえる。このままでは優秀な人材が法曹界へ足を踏み入れることはなくなってしまい、また借金を抱えた若手弁護士による不適切な活動も予想される。他人を守るには、まず自己の生活の基盤がある程度安定していた方がよいのは自明であり、即刻貸与制をやめるべきである。</p>
1,421	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)給費制の復活</p> <p>(理由)法科大学院での授業料、生活費の支出でも苦しい中、合格後の生活費まで何らの給費のないまま自分で負担しなければならぬのは酷にすぎる。</p>

1,422	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法試験に合格しても就職が厳しいこのご時世、将来の生活に不安を抱えている人が多いと思います。そうすると、貸与されたお金はなるべく将来の返済のために使わないで貯めておこうと思う人もいるのではないのでしょうか。でも、修習費用は日々の生活するためだけでなく、修習の実をあげ法曹としての素養を身に付けるためにも支給されるものだと思います。例えば、修習中に興味を持った分野についても深く勉強したいと思った時、専門書を購入しようと思うのですが、専門書も安くありません。そんな時、給費制であれば特に気にする必要はないのですが、将来修習費用を返済しないといけないと思うと、専門書を購入するののためらってしまうことがあります。そうすると、結局修習の実があがらず、ひいては法曹のレベルが低下してしまうのではないかと危惧しています。
1,423	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は、貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)生活保障が必要です。借金を負いながらでは修習に集中できません。最高裁の指揮監督下に置くなら、最低限の生活保障は当然だと思います。
1,424	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
1,425	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制を復活させるべきだと思います。 (理由)ロースクールの学費という負担に加え、修習中も貸与制となれば、学部、ロースクールで学生支援機構等で借金している場合、借金の総額は1000万にのぼることもある。これは過大な負担であり、実際に金銭的原因でロースクール進学や修習を諦めざるをえないが出ており、これは日本社会の今後にとっても重大な問題と考える。また、地方修習を経験している立場からすれば修習前の引越費用(新しく一人暮らしをする場合、家具の購入も必要)や東京で就職活動をするための交通費の負担が著しい。最近では弁護士となったあとの収入も保証されているわけではなく、貸与制下で”赤字”を出さないための本の購入を諦める人もおり、法曹の教育上、大きな問題である。
1,426	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容・理由)貸与制になってから、その貸与金を利用する際にいつも「このお金は借金なんだ」と思うようになり、興味をもった勉強に対して本をお金を気にすることなく買いたいなど、常にお金を使うことを自分のやりたいこととバランスを図っている。自分が寂しくなることがあります。法曹になり私たちに国は期待してくれないのか、ここまで日々悩んで生活していることに。法曹になることを選んで本当によかったのかと思うこともあります。給与制が復活して心おきなく修習に専念できるようになりたいと心から思います。
1,427	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)貸与制に反対し、給費制復活を求めます。 (理由)家庭環境が豊かでない者でも法曹を目指すことを断念せざるを得ない現制度は妥当ではない。
1,428	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制を復活させてください。 (理由)現在修習生ですが、経済的に苦しいです。借金で勉強の本を買ったり、検察官や裁判官の飲み会に行かねばならないのは大変心苦しいです。300万円+奨学金(200万円)の負担があつてスタートするのはとても経済的に苦しいです。

1,429	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制にすべき (理由)充実した司法修習をし、社会に還元するためには、金銭的負担で活動を制限せざるをえない状況は望ましくない。
1,430	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制に戻すべき (理由)給費が国家財政を大きく圧迫することは考えられない。三権の一つを担う法費の養成につき国家がコストを負担とするのは当然と考える。
1,431	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容・理由)法曹への過程として司法修習は必須だと思いますが、修習専念義務や守秘義務を守り、高度な内容の修習を受けながら、生活保障がなく、大変厳しい期間となっています。修習の内容に見合った形で国から支援頂けるよう、給費制を復活させるべきだと思います。
1,432	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制に戻してほしいです。 (理由)修習期間が1年間と短い中で、いろんな所に行ったり現場の人に話を聞いたりしたいと考えてます。しかし、積極的に動くにはお金が必要で、お金がないために行動を控えざるを得ないことも多くあります。これでは、1年間という短期間の間に貧欲に学ぶことができません。1年間に法律家になるための勉強をしなければならないのに、その準備をすることができないのは酷です。ボーナスまではいらないので、給与だけでも考え直してほしいです。
1,433	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容・理由)給料が出ないし、生活できません。
1,434	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)司法修習生には修習専念義務という厳しい義務を課せられております。このような義務の下、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活の保障を行わないことは不合理だと思います。なので修習費用は貸与制ではなく給費にすべきだと思います。
1,435	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	合格者数が増加した現状においては、司法修習生全員に対して、以前と同様の金額を給費することは国家の財政上困難かもしれません。そこで、以前の半額を支給することや、それが難しいとしても、日々修習他に赴くための交通費等の実費を支給することなど、折衷的な案も検討されるべきだと思います。
1,436	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて充実し司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。

1,437	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです 理由 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 修習地は最高裁判所が決定しますが、修習地への引越代や家賃も自己負担なので、修習生の負担は大きいです。このままでは、修習生が安心して修習に集中できません。
1,438	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 給費制に戻すべき 理由 ・貸与制を前提とすると、法曹三者になった時に、300万円程度の借金を背負うことになり、法曹業界全体が沈んでしまうことになる。 ・貸与制を前提としたことで、法学部希望者が減り、法曹業界自体の大きな損失となる。 ・準公務員でありながら、給料が出ないことで、実務に入る前の1年間である司法修習に専念できない。
1,439	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見と理由 貸与制に反対です。経済的に余裕のない方が、能力も志もあるのに、法曹を諦めざるを得なくなってしまうので、それが日本の国策として良いとは思えないからです。
1,440	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見と理由 (1)下宿を借りることになる人には、住居費の支給をすることが、最低限必要だと思う。それをする事なく、第一希望以外の修習地を指定することは許されないとと思う。 (2)修習にあたって、書籍等の購入、交通費など、修習の趣旨に反しない支出も当然あり得るため、一人一月5万円位の支給は必要であると思う。 (3)修習専念義務は、平日17時以降、土日は課すべきではないと思う。ただし、現在の修習制度は、維持されるべきだと思う。(将来の進路にかかわらずみんなです)
1,441	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 修習専念義務を例外的に免除する制度をもうけるべき 理由 修習が私達の将来にとっても重要な影響があるものであることはわかっているのですが、生活のためにお金を借りざるを得ない状況であっても、借りずに暮らしたい人や、就職難で借金を返せるかわからず、アルバイト等をしたいという人もいます。そのため、例外的に修習専念義務を免除する制度を作ってほしいです。
1,442	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見と理由 修習地が福岡になりましたが、東京で就職希望のため、就職活動の交通費で約50万円ほど支出しました。修習地は100%第一希望の地にする又は、第一希望以外の地にする場合は一定の経済的支援は必要だと思います。

1,443	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見と理由 貸与制そのものに反対である。給費制を復活させるべき。 私は実家から通える名古屋・岐阜を第一・第二希望としたが、福島に決定された。そのおかげで一人暮らしを強制され、就職活動で名古屋に通うため交通費も莫大である。なぜこんな負担を背負わなければ理解ができない。私が弁護士を目指したときには貸与制なんて話は聞いてなかった。しかも、今の弁護士(特に若手は)は別に裕福でもない。貸与金を返せるか今から不安で仕方がない。なぜ私達がこんな目に…
1,444	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 給費制に戻して下さい。 意見の理由 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。給費制がなければ、司法修習生は修習に専念できません。私は、現在、■■■■■大学法学部に通っていますが、生活保障のないことが大変不安です。是非、給費制に戻していただくことを希望します。
1,445	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 給費制復活の希望 意見の理由 私は現在■■■■■大学の法学部の一年生です。法学部に入り、法律の勉強をしていく内に、その興味深さや法律の大切さを知り、弁護士を目指してみたいと思いました。しかし大学院の学費も高く、さらに司法修習期間に借金をすることになると、経済面でとても苦しいため、弁護士を諦めることとなります。そのため、給費制に戻していただくことを希望します。
1,446	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見の内容 司法修習生への給与支給を復活してください。 意見の理由 私は現在■■■■■大学法学部に通っています。弁護士になりたいと思い、法学部に進学しました。ですが、法科大学院の学費は高額ですし、弁護士になろうにも、金銭的な面で、負担が重いです。その上、無事司法試験に合格しても、弁護士になるために必要な司法修習も自己負担となると、意欲があるだけでは弁護士になれないということになります。これでは、法曹の養成という国家の役割を十分に果たせていないのではないのでしょうか。
1,447	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 給費制に戻すように 理由 20数年法律事務所で働いていました。仕事をとおして知り合った多くの弁護士は、冤罪をはじめ、市民の様々な困難な事件に熱心に取り組んでいます。 また、大学も奨学金の助けで卒業しています。ちなみに地方から都会への子供に大学を卒業させようとするには、家が一軒建つほどお金がかかるといわれています。家族の負担を考えると、大学を卒業した上に修習にお金が掛かるため法律家になることを断念するようなことをこれ以上おこさせないようにすることではないのでしょうか。

1,448	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見 給費制の復活を求めます 理由 私の息子は弁護士をしています。弁護士登録をした後、早期に独立したため心配もしたのですが、何とか無事に事務所を運営しているようです。しかし仮に司法修習の間に300万もの借金が増えていたとしたら、奨学金の返済もあわせて、どうなっていたかと思います。貸与制は返済しなければならない借金を増やすので長い目で見ると法曹になろうとする人にとって足かせになると思います。せつかく合格したのですから修習期間中くらいは給費をしてあげてほしいです。
1,449	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	意見と理由 ・私は上記の意見・考え方に賛成です。憲法では、国民一人一人に教育を受ける権利されているわけですし、経済的な部分も国が司法修習生不利にならないような政策を講じるべきであると思います。経済的理由で夢を断念せざる方がいることを真摯に受け止めて、司法修習生を含めて、もっと国民一人一人の声を吸い上げて、前に進む措置講じていただきたいと強く願います。
1,450	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<活動領域の広がりについては現状では限定的である> ・活動領域の是非は、受け入れ側が何のために法曹有資格者を雇うかという理由にかかわると思われる。例えば「企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始まりから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に生かすことが可能となる」ということに留まらず、企業のコンプライアンスの強化や企業活動全体について法曹としての視点を生かした役割(規定や就業規則に謳うだけではなく、セクハラ、パワハラ・健康被害等を未然に防ぐ取り組みなど)も期待される。 ・企業内弁護士については、特に、過労死などの最悪な事態を未然に防ぐような取り組みも期待したい。そのためにも、使用者側に都合のよい意見を出すように弁護士に求めてきた場合、それに応じなくても良い(倫理観)ということも制度として保証されるべきである。 ・医療においても、医療過疎・事故訴訟のために弁護士を顧問として雇うのではなく、日常で起こりうる、医療従事者と患者のトラブルを前向きに防止したり、緊張性の高い関係を緩和したりする(医療従事者同士や患者との考えや意見の不一致、特に、入院治療などの終了を告げる不一致)取り組みが期待される。 ・地方自治体については、法曹有資格者はほぼ存在しないと思われるが、住民同士や行政サービスに関するトラブル、環境問題(原発等のエネルギー問題をふくむ)、市町村長期総合計画の作成等に地域住民の視点にたった、法曹有資格者の参加が必要であり、これを実現するための財源の確保についての政策的措置も必要である。 ・「法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓」とあるが、法テラスの常勤弁護士の活動に限定されるべきものではなく、一般の弁護士の活動への広がりを促すことが重要ではないか。その際の法律扶助予算全体の拡大も必要。 ・法テラス常勤弁護士の福祉分野における期待される役割としては、各自治体における高齢者を対象としている地域包括支援センター等との連携(実務としてかかわれば、高齢者介護だけが問題ではないケースも多いが)や、刑務所出所者を支援する更生施設等との連携など、法律相談、生活保護、成年後見の市町村申し立てなども重要な役割である。 ・司法過疎を解消するためには、弁護士以外の法曹や司法職員の増員も必要。

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p><法曹養成機関としての法科大学院の重要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野における法曹有資格者のニーズを拡大する取り組みを積極的に行う前提として、法曹有資格者が、各分野におけるニーズに応えられる能力や資質を有していなければならない。そのためにも、法科大学院が果たさなければならない役割は大きく、その内容の充実が求められる。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞報道などによると、弁護士になって就職先がない、仕事がないという状況から、法曹志願者も減少していると思われる。前述の法科大学院における教育内容や方法について、実務家教員を登用するなどの対応は、これまでもまして重要となっている。
第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・また、高額と思われる授業料負担の軽減や給付費の復活は日本の法曹界における危機的な状況を防ぐためにも、また、あまねく国民の多様なニーズに応えるための法曹教育のためにも、必要であり、急務でもある（司法試験合格のためにはアルバイトをする余裕はないのでは）。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数・認証評価	<p><定員の削減について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の地域適正配置を考慮し、都市部の大規模・中規模の定員を削減することが適切な方法であると思われる（一定の教育の質が保たれる状態が必要） <p><地域適性配置・夜間法科大学院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・枠内に定員削減及び統廃合などの組織見直しについて、地方法科大学院および夜間法科大学院について、一定の時間猶予を与えるなどの特例措置を認める旨の文章を追加すべきである。 ・さらに、枠外の（検討結果最後の文章）について、地方法科大学院及び夜間法科大学院は、法曹の多様性の確保に重要な役割を担っている。また、地方法科大学院は、司法過疎の解消、地方司法の充実・発展（地方大学医学部にも同様の役割があると考え）および地方自治体を支える人材育成に貢献している。このため、これらの特性を有する法科大学院については、特例措置を儲け、地方司法の発展の観点から積極的支援を行う旨の文章を追加し、「なお書き」を削除すべきである。 <p>地方においては医療過疎で苦しんでいるところも多く、それらの解消が課題になっている。今後の医療においても司法においても制度・政策の充実を願う。</p>

1,451	5/12	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>意見内容 司法試験合格者数が増加されたが、裁判官や検察官の大幅な増員はなく、結果として弁護士だけが大幅に増員された。</p> <p>現状では、地方裁判所における常勤裁判官が少ないことなど、地域の隔たりなく司法サービスを受ける環境は実現しているとは感じられず、また、弁護士については、期待されたほど弁護士の活動範囲の広がりが見られないために過剰供給となり、司法サービスの質低下が感じられる。法曹人口の急増をやめ、弁護士以外の法曹の増員を求める。</p> <p>理由1 私は札幌市にある法律事務所で事務職員として働いている。地方支部で行われる訴訟の場合、裁判官が週2日しか裁判所にいないため、裁判期日を決める場合に、弁護士の都合と合う日が中々なく、日程調整が難しく、結果として裁判期間が長引くことが多々ある。裁判所は、何年も前から裁判手続きの迅速化を進めているようだが、裁判官が常勤していない地方の裁判所では、訴訟の進行具合は数年前となんら変わらないと感じている。困っていることを裁判で解決したいけれど、裁判は長くかかるし、解決まで待てないとする市民は、裁判所の裁判官が常勤できるよう、裁判官の増員がなされることを希望する。</p> <p>理由2 司法試験合格者数激増の結果、弁護士ばかりが増員されたが、弁護士の活動範囲が広がらないため、過剰供給になっている。その結果、利益優先に考える弁護士が増え、司法サービスの質が低下したと感じられることがあった。事務所の弁護士に債務整理を依頼されたAさん。実は数ヶ月前に別の弁護士に依頼をしていた。過払い事件は解決してくれたが、債務が残ってしまう借り入れについては、債権者の主張する金額でこれまで通り支払うしかないとのことだった。Aさんの収入は不安定であり、約定通りの支払いが困難で、また自宅を担保にした借り入れでもあったので不安も大きく、困り果てている様子であった。</p> <p>債務が残ってしまうとされた借り入れについては、取引期間や契約内容についての考え方に債権者側と弁護士側で見解の相違があり、過払いなのか債務額が残るのか、残るとしたら金額はいくらになるのか等の争点があった。過去のさまざまな判例を検証して互いに譲歩して、やっとAさんが支払える金額で交渉がまとまった。Aさんが最初に依頼をした弁護士は、過払いを回収してそこから報酬を得て、残った債務は仕方がないのだからそのまま払いなさい、という対応だった。対応が誤りであるとは言えないが、簡単に報酬を得られる仕事だけ優先して、お金にならない面倒なこと(債務額に争いがあるもの)を避けていたのではないかと、本当にAさんの経済的立ち直りを考えて任にあたっていたのか、という点で弁護士の対応に大いに疑問を感じた。Aさんのケース以外にも似たような事例があった。</p> <p>法曹人口の急増によって、司法サービスが質、量ともに充実されてきたとは到底思えないので、これ以上弁護士だけが増加する状態は是非とも防いでほしい。急激な法曹人口の増加には反対である。弁護士だけが増加する状態は是非とも防いでほしい。急激な法曹人口の増加には反対である。</p>
-------	------	----	-------------	---

1,452	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)意見 司法修習生への経済的援助は給費制を前提に検討すべき。 ロースクール制度自体が失敗であることをきちんと認識した上で法曹養成制度を見直すべき。</p> <p>(2)理由 受給者負担だと言うが、修習制度が司法を担う法曹を養成する制度であることを考えれば、受給者は国民全体なのではないか？就職難で弁護士の収入も低下している現状で、修習生の負担ばかり増やすような制度は成り立たなくなるのは目に見えている。そうなった場合に最も被害をこうむるのは一般国民である。一部の委員から当事者の声が出され、「給費制の復活を」という意見が上がっているにも関わらず、それらの意見を無視して「貸与制ありき」で議論を進めるのはなぜか？委員の中にはロースクール関係者もあり、ロースクール制度確保するために都合のいいように話を持って行っているように感じる。フォーラムでの検討結果を再考するための検討会議なのに、その構成員にフォーラム委員を全員入れたのでは同じ議論が繰り返されるだけではないのか。 予備試験経由の合格率をみても、ロースクールは意味がないのは明らか。多様な人材確保をうたっていたが、結局ロースクールに進学してくるのは金持ちの子供ばかりで、社会人からは敷居が高くなっただけ。このままでは大学卒業後すぐ働きたくないモラトリアムな子供ばかりが弁護士となり、弁護士の質も低下すると思う。</p>
1,453	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)修習生の給費制度を復活して下さい。</p> <p>(2)研修期間に無給というのは納得出来ません。研修義務を課しているのなら、安心して本人がしっかり学べる状況を作ってあげるべきです。</p>
1,454	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)修習生を以前の待遇に戻してあげてください。</p> <p>(2)6~7年前のように研修費等の支給をお願いします。一部の限られた人しか目指せられない。</p>
1,455	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)修習生に給料を出してください。</p> <p>(2)ぼくはまだ小学生だけど難しい試験に合格した後も借金をしないといけない仕事にみりよくを感じません。このままだと弁護士を目指す人がいなくなってしまうと思います。</p>
1,456	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)修習生に給料を出してあげて下さい</p> <p>(2)研修医に研修費を支給しているのだから司法修習生にも研修費を支給して当然だと思います。</p>
1,457	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(1)司法試験に合格した司法修習生に国が給与を支給しないのは納得いかない。</p> <p>(2)優秀な弁護士になる為の人材が減って、限られた人間にしか志せず法律家を目指す人がいなくなるから。子育て世代の者としては、国が支給すべきだと思う。</p>

1,458	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(1)ロースクールに行っている間は他でいう専門学生と考えたら、お金がかかるのもいたしかたないと思うが、国家試験に合格し、日本の法律の専門家としてスタートする人達が修習生とは言え、時間の拘束に対する報酬を最低限でも得られないと言うのはおかしいと思う。 (2) 一般企業においても研修期間であっても給与はでるから。
1,459	5/12	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(1)現在の貸与制に反対する。給付制の復活が望ましいが、少なくとも寮制度の充実、通勤費の支給といった何らかの公的扶助は不可欠と考える。 (2) ・研修医と比べても修習生の労務の遂行性に劣るところはない。司法修習生も専念義務を課されて、長時間の拘束の下、弁護士事務所等で弁護士同内容の労務に従事しており、修習の名の下に労務遂行性を否定するのは合理的でない。 ・研修医は研修費の受領に加え、研修先の医院寮制度の充実によって研修中の生活の安定が保証されている。これに比べ司法修習生は全国各地への赴任が強制されるにも関わらず寮制度はおよそ充実しているとは言い難い。また、通勤費も自己負担であり修習中の生活安定への配慮をあまりに欠く。 ・貸与制への移行の背後には、弁護士は将来十分な所得が保障されているため研修費まで国が負担する必要はないとの実質論があると思慮される。しかし、現在、若手弁護士の貧困化は社会問題化しており、新聞等でとりざたされる程である。よって国には、現状をふまえた制度設計の再考が求められる。 ・貸与制への移行は司法試験合格者数3000人の実現に伴い、国庫負担が大きくなることと関連して決定された。しかし、後者は実現不可能となり撤回されている。このような状況下で貸与制の続行はいたずらに修習生への負担を強いるもので合理性を欠く。
1,460	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	活動領域を広げることに反対はしないが、あくまで、司法の場(裁判官、弁護士、検察官)の領域での機能充実を図るべき。その意味では、裁判官の増員を図るべき。家裁調停委員の弁護士も割合も増やすべきです。
		第2	今後の法曹人口の在り方	需要、供給の実態を踏まえれば、司法試験の合格者数を1500名～1000名に減らすべき。数が多すぎることは、逆に弊害を惹き起こす。
		第3	法曹養成制度の在り方	国民各層から有能な人材を集めなければ、国際社会から取り残される。その意味でも「金がかかりすぎる」現在の法曹養成制度を抜本的に改めるべき。具体的には、司法修習生の給費制の復活。ロースクール生への経済的援助(返済義務なき奨学金の拡大など)を実施すべきである。
		第4	その他	国民が幸せになるには、人権が保障されることが不可欠であり、その実現のために、法曹の役割はますます重要になっている。経済原理を法曹養成分野に持ち込むべきではない。また、法科大学院と法曹養成の関係についても、再検討を始めるべきである。

1,461	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制から給与制へ戻すべき。 (理由)現在、弁護士の就職難は、年々厳しいものとなっており、就職できないまま修習を終えるものも少なくない。また、個人的な経験であるが、修習地が就職希望地から離れた場所になってしまった場合には、生活費の負担だけでなく、就職活動のための交通費だけでも非常に高額になってしまうので、修習生の経済的負担は以前よりも大きくなっている。いわゆる即独をする修習生もいるが、その場合には、まずは自分の生活を確保しなければならず、利益優先的な業務活動をせざるをえない。かりに就職できたとしても、弁護士になった時点で借金が数百万円とある状況では、まずはその返済のために利益優先での業務を行わざるを得ず、本来弁護士が社会に期待されている、人権擁護等の活動を積極的に行うことができない。法科大学院制度の導入により、もともと経済的な負担が大きくなっており、修習生になってからも貸与制では、まさに経済的に余裕のある人しか法曹になれない制度になっている。さらに、現在の就職難の状況にも照らせば、法曹を志す人材が減少するのは当然であり、貸与制を前提としたまま、優秀な人材が集まるはずがない。貸与制を前提とするという結論ありきの議論では無意味であり、現在の法曹界の状況を直視し、直ちに給費制を復活すべきである。</p>
1,462	5/12	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>法科大学院を修了しても司法試験に受からない。弁護士になっても就職先が見つからない。こうした現状を変えるためには、司法試験の合格者数を(判読不能)し、法曹養成のあり方をそのものを再検討する必要がある(判読不能)法科大学院制度の趣旨は(判読不能)なければならない(判読不能)。 不(判読不能)な日本の現在の状況においては学歴や経歴、実績と言う定(判読不能)な能力よりも(判読不能)的能力が(判読不能)。又、それと同時に弁護士という職業は、一般社会における不特定多数の人と接するがゆえに(判読不能)を駆使(判読不能)ニーズを見極め又その代弁者としての(判読不能)不可欠である。ゆえに学生時代の(判読不能)の中で社会貢献の(判読不能)ことができる(判読不能)ボランティアや社会奉仕活動(判読不能)きちんと(判読不能)。そして、それらの過程の中で、人間同士の信頼関係の構築(判読不能)お互いを尊重し、喜び合う、助け合う精神を育み、(判読不能)見つめ直す貴重な機会になると思われる。 私は現在、看護師に従事している。その立場からその根拠を述べたいと思う。 看護師は、人間の命を(判読不能)という尊い仕事であるがゆえ、その責任の重さや倫理観等、専門職として夜勤もあり肉体的にも精神的にもハードな仕事である。 しかし、現代のIT時代の若者たちは、学生時代、勉強に励み、実務をこなし最終的に国家試験にパスし、国家資格を得ても、いざ実際の臨床現場に出ると、学生時代の夢や希望は一瞬にして消失する。 理想と現実のあまりのギャップに耐えられず、話でしか聞いたことがない現実のクレームの対応や、複雑な組織化された中での自分のスタンスがわからなくなり混乱し、入社拒否、うつ状態等を呈し、すぐに辞めてしまうのだ。 このような状況を少しでもくい止め、新卒ナースの自己肯定感を高め実践力を身につけさせる現場教育のひとつに、プリセプター制度というものがある。言わば先輩ナースが新人ナースに対し、目標達成到達プログラムを組み、実践の看護業務の中でマンツーマンで対峙し、ひとつひとつの看護行為をしながら手とり、足とり対応する。まずはやってみせる。そして次はやらせながら教えてゆく。時間と手間をかけながら、ある時は厳しく、また上手にでき患者様にも負担なくスムーズに終え、喜んでいただけたら優しく認め、正しく評価し、次へつなげてゆくという過程の中、看護師を一人前に育てあげてゆくというものである。</p>

				<p>ひとつひとつのステップに対し、具体的かつ前向きな助言をすることにより、実践力を高め、成功体験を多く積むことにより職業人として、成長してゆくことを目的としているが実務トレーニングありきの専門職ゆへの目標設定をし、その問題解決能力を養うことが大切だと考える。又、対示する患者様に満足していたかということももちろん評価しなくてはならない大きなポイントである。</p> <p>現代の物があふれ、我慢や忍耐も少なく恵まれたハイテク社会で育ってきたIT時代の辞書よりもパソコン。何よりコンビニ世代の若者たちの教育は法曹の世界のみならず教育機関や医療その他の世界も同様であると推察するところである。昔の職人のように“先輩の技を見て盗み取る”ということは、とうてい望むべくもない現実の中、仕事をすすめるための手段としてのテクニックを磨くことは、(判読不能)である。「神は細部に宿る」又、日々起きる悲惨な事件や事故について、一国民として、“本当に公平な裁判はあるのだろうか？”と思うときがある。そして、現代にそぐわない法律に何の疑問を感じることもなく、過去の判例に習った判決しか出せないような法曹関係者を育てたところで、国民の利益や幸福につながるのか疑問に感じるところである。例えば、判決に何年も費やして時間がかかり過ぎた結果、加害者及び被害者やその家族が高齢になってゆき、亡くなってしまいうこともあるし、事件そのものが風化して、いつの間にかマスコミの話題にも載らなくなり、忘れられてゆく等。</p> <p>被害者、加害者やその家族に関わる事件の関係者の精神的苦痛を推察すると、いろいろな事情があるにしても、もっと迅速な対応が国としてできないものかと考える。</p> <p>以上、私個人の見解としては、一般(判読不能)の感覚があり、どんどん変化してゆく現実の日本の状況に即し、未来に向けて臨機応変に時代に呼応する法曹関係者を養成するような教育プログラムをぜひとも考えていただきたいと思うところである。</p>
1,463	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 現行の貸与制から、給付制への転換を望みます。仮に給付制の復活が難しい場合、所得に応じた返還免除など、経済状況に考慮した措置が必要と考えます。</p> <p>(理由) 現在の貸与制を維持した場合、法曹を志す者の経済状況はますます悪化します。法科大学院での学費負担は決して軽いものでなく、奨学金等ですでに数百万の借入をしている修習生にとって、現在の貸与制は極めて重大な負担を負わせるものとなります。このままでは経済的に余裕のある一部の者しか法曹を目指せなくなり、開かれた司法への改革とは逆行する状況になりかねません。どうか、給付制への転換を実現していただきますよう、お願いいたします。</p>
1,464	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習に必要な費用、めいもくは給料ではなくていいが働いているのにゼロは不合理だと思った。</p> <p>(理由) (判読不能)は修習生でも出してあげるべきだと思う。例えば、国から一部修習先から一部等。ハローワークでも職業訓練だって一部出るのだから、難しい職業を志す人に対して、将来の希望らしき何かは必要だと思いました。</p>
1,465	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は、貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 充実した修習を行わせるために、司法修習生には、修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課されています。このような義務の下、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理です。</p>

1,466	5/12	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)最低でも一般の人と同様に生活出来る程度の給与を出すべきだと思う。</p> <p>(理由)世の中働けない人には国が手助けしているのに働いてはいけないという事義務付けているならばその間どの様に生活するのか！ 家に余裕がない人はどうしようもなくなると思います。裕福な人だけにならぬ様対応すべき。</p>
1,467	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)実証的かつ財政的な裏付けもない単なる抽象的な願望にすぎないものであり、責任のある会議での結論とは到底思えない。</p> <p>(理由)中間的取りまとめは、法曹有資格者の活動領域について拡大に向け様々な取組みの必要性を主張しているが、それらのほとんどは新たな予算措置が必要なものばかりで、関係各所の了解を取れるのだろうか。まさにむりやりひねり出した机上の空論というべきものである。また、活動領域の中にはもともと行政の職員が行うべき職域もあり、行政庁の職員を削減する昨今の風潮の中で、このような主張がどれだけ実現するのか真剣に考えているのだろうか。さらに、弁護士の海外展開に至っては、法曹養成制度検討会議で出す案として果して妥当なのか極めて疑問である。弁護士が海外展開するかどうかは、クライアントとの関係や市場のニーズで決まるものであり、わざわざ法曹養成検討会議が言い出すことではないであろう。これでは、戦前に行われていた国内では食えないから海外へ行けという移民の勧めと同じである。国家の機関が設置した会議での議論とは思えない。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験の年間合格者数3000人と言う数値目標を放棄したことは評価できる。法曹人口引き続き増加させる必要があることについては変わりはないという点については、実証的な裏付けもない単なる抽象的な願望にすぎないものであるから不当である。現時点では、すでに法曹人口は抑制期に入っているというべきである。</p> <p>(理由)中間的取りまとめが、事実上年間司法試験合格者数3000人数値目標を放棄したことは、当然であるといえる。そもそも、合格者3000人という数値自体何らかの実証的な裏付けがあって作られたものではなく、当初から破綻することが確定している数であった。もともと、合格者3000人という根拠は、日本は諸外国に比べて法曹人口が少ないということに基づくものであったと思われるが、日本には、司法書士、税理士、不動産鑑定士、弁理士、行政書士等といった法律隣接職種というのが存在し、それらは諸外国では弁護士としバリストに相当するものであり、司法研修所も法廷法曹を念頭に置いて教育してきたことから、日本の法曹は法廷法曹を前提としていた経緯がある。イギリスにおいても、法廷に出ない事務弁護士であるソリシタの数に比して、バリストの数は圧倒的に少ないものであり、従来の日本の法曹人口は、法廷法曹に限っても決して少ないということにはなかった。法廷以外の様々な法律事務については、弁護士以外でも上記の士業が担ってきたものであり、これらの者を加えれば、日本において法律事務に携わる者の数は諸外国と比して少ないということは決してない。しかしながら、司法改革における議論では、そのような事実は意図的に等閑視され、法科大学院の設置を所与のものとする制度設計が行われた結果、合格者3000人という実態を見ようとしない過度な目標が掲げられ、それに基づいて司法試験の合格者が野放図に増やされることとなった。その結果、毎年多くの弁護士が供給されることになったが、実際のニーズがそれに追いつくことはなく、法律事務所への就職も十分にできない修習生が続出することになった。そして、法科大学院への多額の授業料の</p>

支出と司法修習所の給費制の廃止と相まって、多くの若者の法曹離れを引き起こしていることは、この間法科大学院への志望者が激減していることに如実に表れている。このようなひずみが生じたのは、潜在的な需要の創出という観念的なお題目の下に、供給を増やせば需要が創出されるという誤った考え方に基づくものであり、早晚破綻するものは誰の目から見ても明らかであった。このようなひずみをただすためには、本来は、現行の司法試験合格者の大幅減員をして供給を抑制する他ないはずである。合格者3000人というのはまさに机上の空論と言うべきものであり、今回の撤回は現実を直視するならば、当然の結論となる。にもかかわらず、中間的取りまとめは、合格者3000人は撤回したものの、具体的な合格者数については、何ら明言していない。このままでは、なし崩し的に年間2000人弱の程度の新規の司法試験合格者が排出され続ける懸念があり、これでは問題の解決にならない。もし、司法試験の合格者を現在のままで維持するのであれば、法廷法曹については、明らかに年間2000人増える必要は現在の日本にはないのであるから、司法試験合格者数にかかわらず、司法研修所の収容人数を年間1000人と定めて、その年の司法試験合格者から任命するにすれば良いのではないか。法廷法曹にならずに、他の職種に就く者については、司法試験合格者に事務弁護士といった資格を法廷法曹の養成は司法研修所を経て二回試験に合格した者のみから構成するにすれば良いと考えられる。そもそも法廷に立つということは、公務の一面があるのであり、それ故、かつては研修所から修習生は給与を支給されていたのである。法廷に立たない弁護士は国費で修習させる必要など全くない。もともと、司法改革においては、法廷法曹以外の領域にも進出することを予定していたのであり、司法試験合格者で法廷法曹以外の途に進む場合にまで修習させる必要はないのであるから、現時点のように司法試験の合格者が2000人程度で推移し続けるならば、司法試験合格と司法研修所の採用とは分けて考えざるを得ないと思われる。このように、司法修習生の採用を1000人程度に絞る代わりに、当然修習生には国から給与が支給されるべきである。そして、修習の実を上げるためには修習期間2年とすべきである。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

(意見)法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄することこそ、法曹養成の再生への途である。
(理由)法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成が全く評価されていないことは、法科大学院進学者が年々減り続けており、9割以上の大学院で定員割れを起こしていることから明らかである。すなわち、お金を払ってまでも、法科大学院で学修したいという者が減っているということである。他方、予備試験の受験者数は年々増加傾向にある。このことは、法曹志望者の多くが法科大学院でのプロセスによる法曹養成に全く期待していないことの証左である。したがって、このまま法科大学院を存続させても税金の無駄遣いとなることは明らかなので、法曹養成の入り口での法科大学院の役割は不要であり、司法試験の受験要件から法科大学院修了を外すのが妥当である。「プロセス」というのであれば従来の司法試験→司法修習→二回試験→実務という方がプロセスによる法曹養成としては遥かにましである。なお、中間的取りまとめでは、「「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄すれば、法曹養成課程の中核である法科大学院教育の成果と意義が十分に活かされないだけでなく、旧司法試験下での受験技術優先の傾向が再現されることにもなりかねず、法曹志願者全体の質の低下を招くことが危惧される。」などと主張するが、本当に受験技術偏重を廃したいのであれば、司法試験の内容を改善することでも十分に対応できるはずである。そもそも、旧司法試験時代多くの受験生が予備校に通って司法試験の勉強を行っていたのは、法学部の授業が学者教員の興味のある分野のみの教授に偏し、網羅的に知識を伝達するということを怠っていたことが多い(もちろん例外はある。)ということに加え、旧司法試験自体がその採点基準も含め、極めて秘密主義的に運用されており、論文試験については、受験生に合格に必要な要件とはどのようなものかという情報を十分に開示してこなかったことから、多くの受験生にとって予備校に通わなければ、網羅的な法律知識の取得ができず、また限られた試験時間の中でどのような答案を書けば合格できるのかということがわからなかったからである。

		<p>また、短答試験についても、過度に複雑な形式の出題がなされた結果、制限時間内で解くことは極めて困難となり、予備校等で特別な対策をしなければ合格できない試験になってしまっていた。しかも、短答試験は当時60問中7～8割程度の正解をしないと合格できなかったことから、合格ラインに多くの受験者がひしめき、1点を稼ぐために受験生がしのぎを削ることになった。受験技術が蔓延したといわれるのは、そうしないと試験に合格できない旧司法試験の出題の姿勢に問題があったのであり、受験生の質の問題とは無関係である。旧司法試験でも、その後、論文試験に出題趣旨を公表するなどの一定の情報開示があったものの、それでも十分であるとはいえなかった。現行司法試験では、短答試験も論文試験もだいぶ改善してきており、論文試験については出題者が求める合格答案のイメージが具体的に知られるようになったのは良いことである。このような情報が開示されれば、受験生は、その方向で学修すれば良いという指針が得られるのであるから、受験技術というようなものは不要となる(とはいうものの、司法試験も所詮試験である以上、合格するための一定の受験技術というものはなくならないように思われる。ちなみに、日本がお手本としたアメリカでもロースクールの卒業生は、卒業後「Barbri」という予備校に通ってBar Examの準備をするのは有名な話である。)。受験者の質の確保というのであれば、司法試験という選抜制度を維持する以上、司法試験の出題及び採点について受験生に十分な情報を与えた上で、受験者の質を維持するように司法試験側が誘導するということが解決する問題であり、法科大学院での教育がなければ質が維持できないというのは倒錯した議論であるといわざるを得ない。残念ながら、法科大学院が設立されて10年も経つにもかかわらず、教員の方がそのあたりの意識改革ができておらず、相変わらず学部時代のような授業を行っている方が多いのはいかんともしがたい事実である。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)未だに法曹志願者の減少を全体としての司法試験合格率が低迷していることに求めている点については、現実を見ない世迷い言である。 (理由)法曹志願者が減少しているのは、法科大学院に進学することによる金銭的負担、修習中の給費制廃止によるさらなる経済的負担、修習終了後の就職難と法曹になることが経済的に割に合わなくなっている現実があるからであり、司法試験の合格率が低いからではない。もし、これが事実なら、旧司法試験が合格率3%程度しかなかったにもかかわらず、多くの受験者を集めていた歴史があったことを説明できない。それゆえ、中間的取りまとめが、未だに法曹志願者の減少が司法試験合格率の低迷にその一因を求めていることは、現実を無視した驚くべき思考停止状態であるといわなければならない。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)返還を前提とする奨学金の充実などは、法曹志望者を多重債務者にするだけであり、これを充実した経済的支援などと位置づけるのはミスリーディングである。経済的支援というならば、少なくとも法科大学院を存続させるのであればその授業料を無償にし、修習生への貸与制を撤廃した上で、給費制に戻すというくらいの結論に至ることがどうしてできないのか理解に苦しむ。 (理由)法科大学院生による経済的支援について相当充実した支援がされているというのは事実と反する。一部の学費免除や返還免除の奨学金を受けている者がいるが、あくまで少数であり、多くの者は返済の必要な奨学金あるいは学資ローンを利用している。これらは所詮借金であり、将来返済が必要とされているものであることには変わりはなく、充実した経済的支援でもなんでもない。法曹という職業に就くために借金をすることを前提とする制度設計は、多くの者の参入の意欲を抑制する方向に働き、現実にもそのようになっている。これは司法権の一翼を担う人材の育成としては極めて問題のあるものといわざるを得ない。</p>

		<p>また、司法修習生は、法廷実務に直接触れる研修であることから、すでに法曹の見習いとしての立場であり、学生とはその身分を異にする。どの職場でも自社の社員に給与を支払いながら研修を行っているのであって、修習生が修習を行うために給与を支給されるのは、研修の実態からいってむしろ当然である。修習生については中間的取りまとめは、貸与制を前提とするとしているが、修習生の実態をまるで理解できていない(むしろ無視している。)結論であるとしかいいようがなく、このことは法曹養成制度検討会議が真剣に法曹志望者に対する経済的支援をする気がないことを見事なまでに物語っている。真に法曹志望者への経済的支援を考えるのなら、そもそも法科大学院修了を司法試験の受験要件から外し、修習生に給与を支給する方が遥かに法曹志望者に対する経済的支援である。また、法曹養成プロセスの一つとして法科大学院を存続すると主張するのであれば、少なくとも法科大学院の授業料は無償にすることぐらいは当然すべきである。法曹志望者へ余計な自己負担を求めることを前提とするような制度を存置した上で、奨学金の充実などというのは、真の経済的支援とは全く無縁のものである。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)法科大学院を存置することを前提とするからこのような議論をしなければならないのであり、法科大学院を法曹養成のプロセスから排除すれば全てが解決する問題である。</p> <p>(理由)現在の法曹養成の混乱は、ひとえに膨大な税金を投入して法科大学院を設置し、法科大学院修了を司法試験の受験要件としたことから生じているものであり、法科大学院修了を司法試験の受験要件から外せば、これらの問題は全て解決するものである。法科大学院の存続を前提として、その内容を云々することは思考の無駄遣いである。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育	
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数制度を維持するという点については不当であり、受験回数制限は撤廃すべきである。</p> <p>(理由)受験回数制度は、司法試験合格率が7割以上であることを想定していた制度設計であるが、すでに合格率7割は実現できていないのであるから、5年で3回までという受験回数制限はその根拠を失っているものというべきであり、また、受験生にいわゆる「三振」の恐怖を与え、受け控えという受験を委縮させることを余儀なくさせるような受験回数制限は直ちに廃止すべきである。なお、中間的取りまとめでは、受験回数制限を設けることの合理性として、「法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は人生で最も多様なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転身を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。」ことを挙げているが、大きなお世話としか言いようがない。各自の進路をどのようにするかは、その本人が自由意思で決定すれば良いことであり、上から目線でそれを剥奪する制度は職業選択の自由を奪いかねないものであり、およそ近代国家の取るべき方策とはいえない愚策そのものである。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見)現行の司法試験の科目の見直しには賛成である。</p> <p>(理由)現行の司法試験は、短答式試験が憲法・民法・商法・刑訴法・民訴法・行政法、論文式試験はこれらに加え選択科目と多岐にわたるが、特に短答試験の科目の多さは、受験生の負担という面からも、基礎学力の涵養という点からも問題が大きい。憲法・民法・刑法は、全ての法律の基礎となるものであり、特に民法の知識は実務に就いてからも必須であり、民法の実力がないと実務法曹としては役に立たない。現行司法試験の受験者は、多くの科目を勉強しなければならないことから、おのずと民法の学修時間が足りなくなり、受験生の民法の実力低下を来していることは多くの関係者から指摘されているところである。したがって、短答試験については、旧司法試験と同様に、憲法・民法・刑法の3科目に限定すべきである。しかし、旧司法試験は、平成時代には、憲法・民法・刑法各20問合計60問を3時間30分で解く形式であり、1点に多くの受験者がひしめき、ちょっとしたミスで落ちるという点で非常に過酷な試験となってしまった過去がある。</p>

		したがって、旧司法試験の短答試験のようなものに戻すのは妥当とはいえない。憲法・民法・刑法おのこの50問くらいの出題にして幅広く基礎的な知識を問う出題形式にするのが良いと考える。論文式試験については、民法の重要性から民法の配点を高めるなどしてその比重を高めるべきである。また、憲法については、いわゆる統治分野の問題を出題するべきである。現行司法試験は、人権分野中心の出題となってしまっているように思われるが、統治も人権保障にとって不可欠な制度であることから、それらの理解を問うことは、憲法の理解を図る上で必須である。行政法については、個人的には必要な科目であると思うが、必修科目とするほどのものとはいえない。選択科目の一つとするのが良いと思われる。なお、選択科目については、応用系の科目であり、それだけで可否を分かち科目にすることは司法試験の選抜機能という点から疑問であることから(例えば、民法がからきしできないのに、選択科目が異常にできたが故に合格してしまう事態が生じている。)配点を他の科目に比べて大幅に少なくすべきである。合格水準や合格者の決定の在り方については、出題趣旨の公表、採点実感等、旧司法試験時代とは比べものにならないほど充実してきているのは良い傾向であると思う。これらについては、今後もさらに充実させて、受験者の質を維持するための手段として頂きたい。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度を見直すのではなくて、法科大学院制度を見直す方が先である。 (理由)法科大学院の入学希望者が年々減少している反面、予備試験志願者が年々増加していることは、予備試験が悪いのではなくて、法科大学院制度に誰も魅力を感じない現実から生じているだけのことである。すでに東大の法学部生をはじめとして学部在学中に予備試験合格を目指すことが一種のステータスになり、在学中の予備試験合格が新たなエリートコースになりつつある。予備試験に何らの受験制限がない以上、導入当初から本来の趣旨とは別に学部生のバイパスとして使われることは当然予想されたことであり、その予想通りに自体は進んでいるにすぎない。加えて、予備試験合格者の司法試験最終合格率が圧倒的であったことも、法科大学院制度が予備試験に負けたことを意味しているものといえる。法科大学院制度そのものが我が国ではもともと無理のある制度であったということを正面から認め、司法試験一本にすれば全てが解決する。法科大学院存続を前提とするから予備試験の処遇についてあれこれ議論が必要になるのであり、全く思考の無駄遣いであるとしかいいようがない。
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)法科大学院は従来の前期修習の役割を果たしていないので、今後司法修習では前期修習を復活させるべきである。 (理由)新修習が始まって6年が経過するが、およそ法科大学院での実務修習の代替ができていないことが研修所で導入教育をしなければならぬ事態に至ってしまったことから明らかになった。このことは、法科大学院にもはや司法研修所と連携して実務教育を行う能力がないことを端的に示している。それゆえ、司法研修所では、入所後統一的な実務教育を行うために、前期修習に相当する修習期間を復活させるべきである。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見)修習生に対する給費制を復活させた上で、修習期間を2年とするべきである。なお、司法修習は、法廷法曹養成に特化すべきである。</p> <p>(理由)中間的取りまとめ案は、新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討すべきであるとしているが、これはもともと法廷法曹養成機関としての司法研修所の役割を無視し、法廷法曹(バリスタ)と事務法曹(ソリスタ)との区別もしない浅薄な議論というべきである。事務法曹を養成するならば、国費を使った司法修習は不要である。司法修習は、もともと法廷に立つ法曹三者が共通のプラットフォームを身につけ、訴訟を円滑に行うためになされるものである。このように、法廷活動という公務という側面があることから司法修習生に対し給与を支給した上で、法廷技術や作法を伝授する場として司法修習はあったのである。現在、修習期間は1年に短縮され、修習生の数が多いため、十分な修習が行われておらず、修習自体が非常に空虚なものになってしまっている。また、修習生の給費制が廃止され、貸与制に移行した結果、修習生は経済的な問題にも直面し、余裕のある修習を行い得ない事態が生じている。充実した修習を行い、法廷法曹としての導入教育としての修習を維持しようとするならば、給与制にした上で、2年間の修習期間は不可欠である。そしてそのためには、修習生の数も1000人が限度であるといえる。なお、法廷に立つことをしない事務法曹については、司法研修所での修習は不要であるから、司法修習は法廷に立つことを前提とする教育を行うことで十分であり、むしろそれに特化すべきである。現在の修習が法廷外の修習に力を入れようとしているのは、逆に有害ですらある。</p>
		第3 5	継続教育について	<p>(意見)法科大学院を存続させるならば、入り口ではなく法曹になってからの継続的な研修機関の一つとして位置づけるべきである。継続教育を担う研修機関としての法科大学院ならば賛成である。</p> <p>(理由)法科大学院での教育が必ずしも十分に行われていない実態が明らかになるにつれ、法科大学院そのものへの批判が多くなってきている。そもそも、学者主体の法科大学院を司法研修所で行われてきた実務教育を代替するという発想そのものが現実を直視しないものであったが故に、その問題がこの間顕在化してきたにすぎない。したがって、現時点においては、法曹養成の入り口という観点からは法科大学院の使命は終えたと評価するのが妥当である。しかし、法科大学院を全廃することかどうかはまた別問題であろう。入り口での教育には失敗しているが、継続教育という観点からは役に立つ可能性もあるのではないかと。例えば、すでに法曹資格を持っている者に対して、弁護士会とタイアップするなどして生涯学習や研修の機関としての役割を持たせ、高度に先端知識を伝授する場とすれば、最先端の理論的な議論は大学がもっとも得意とするところであり、既に法曹私学を持っている者に対する教育であるから、それなりにニーズはあると考えられる。その点で、中間的取りまとめの意見に賛同したい。</p>
1,468	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域拡大の必要はないと思います。</p> <p>(理由)弁護士が世の中に溢れる社会が良いとは思いません。法曹資格を有するからといって信頼できるわけではないと思います。法曹有資格者でなくても地方公共団体、企業、福祉関係等で活躍することは十分にできます。これら職業に法曹資格は不要です。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)年間司法試験合格者数を直ちに500人程度にすべきだと思います。</p> <p>(理由)弁護士が多すぎて誰でもが訴え、或いは、訴えられるアメリカ型社会にはなってもらいたくありません。弁護士大増員政策は間違っています。国民が不幸になるだけです。</p>

		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院は廃止すべきだと思います。 (理由)法科大学院は、お金がなければ入れません。まずは、四年大学を出なければならず、法科大学院を受験要件とするのは学歴差別です。誰でもが法曹を目指す元の制度に戻すべきだと思います。法科大学院制度は廃止すべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきです。 (理由)法曹養成の中核である司法修習にしっかりとお金を出して人材育成をすべきです。
		第3 2	法科大学院について	(意見)法科大学院は廃止すべきだと思います。 (理由)法科大学院は、法学部のある日本の社会には無意味だと思います。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限は撤廃すべきです。 (理由)何回も受けるかはその人の自由でしょう。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験は拡大すべきです。 (理由)予備試験を制限すべきとの理由がないからです。
		第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)法科大学院教育との連携は必要ないと思います。法科大学院制度自体に合理性がないからです。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習は2年に戻し、前期修習を復活させるべきです。 (理由)弁護士の質の低下が目立ちます。司法修習は最低2年程度必要で、人数を少なくして、その代わりしっかりと教育をしてもらいたいと思います。実務修習前の前期修習も法曹養成にとって必要不可欠だと思います。
1,469	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者が真に不足している領域があるのであれば、法定雇用率を定めるなどして実効性を確保すべき。具体的な見通しが無いのに活動領域の拡大を論じる段階ではない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	法曹人口は既に全体として過剰となっている上、法曹の質をこれ以上低下させないためにも、司法試験合格者数を年間1000人以下に抑制すべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院への入学希望者が激減している現実を直視し、司法試験受験要件と結びついた現行の法科大学院制度は廃止すべき。違憲の疑いがあり、民間労働者への悪影響も懸念される司法修習の貸与制も見直す必要がある。

1,470	5/12	法曹養成制度検討会議 「中間的取りまとめ」	<p>(意見)中間的取りまとめでは、「貸与制を前提とした上で」とした上で、問題の所在としても「貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきである」とあります。しかし、貸与制を導入した前提事実がもはやない中で、不要な保証を求めたり、裁判官・検察官の身分保障を阻害したりする貸与制を維持する理由はありません。司法修習生に対する貸与制は速やかに廃止し給費制を復活させるべきです。</p> <p>(理由)1. 財政負担抑制の要請という前提がなくなったこと 2004年の裁判所法改正のとき、法科大学院を中核とする新制度のもと、司法試験合格者が増加し司法修習生も増えることから、財政支出抑制が必要だという趣旨から、貸与制の導入が決定されました。しかし、現実には司法試験合格者は増えず、さらには合格者数3000人を目標とする閣議決定が非現実的であるということも最早公式見解となっています。そのような中、今もって貸与制を維持するための前提事実がありません。</p> <p>2. 保証が不要であること 現在の貸与制は、110万円以上の年収のある保証人二人を求め、それができなければ国が斡旋する信販会社の機関保証を求めるといった内容です。法曹養成検討会議の前身であるフォーラムでは、弁護士は将来の高額所得が見込まれるなどの議論もされていました。しかし、貸与を受けた本人からの返済が十分見込まれるのであれば保証人は不要です。機関保証にいたっては、民間企業である信販会社に、国家財政から保証料名目で利益を供与しているのと同じです。貸与を受けた本人の資力が乏しい場合には返済免除の制度を作るなどというのであれば、ますますもって保証は不要です。</p> <p>3. 裁判官・検察官の高度な身分保障に反すること 司法修習生の間、貸与制を利用した裁判官・検察官は、その返済が開始する5年目から完済まで、返済金額分だけ給与が実質的に減額されます。同じ時期に同じ内容の司法修習を受けたにも関わらず、貸与制を利用した裁判官・検察官と、貸与制を利用していなかった裁判官・検察官と、待遇の格差が生じる仕組みです。裁判官の高度な身分保障は憲法が明文でそれを規定していますが、独任制の官庁として刑事訴追権を独占し準司法作用を営む検察官も、三権分立の趣旨に照らせば、その身分保障は憲法上の要請といえます。裁判官・検察官への高度な身分保障は、それら官職にある者らが、何者にも介入されず、その良心と憲法と法律に忠実に職務に誠実であれば、決して待遇は損なわれないというものです。ところが貸与制は、裁判官・検察官に任官する前の経済事情という、本人の職務に無関係な事情で、裁判官・検察官に経済格差を作り待遇を不安定にするところ、まさに憲法が要請する裁判官と検察官の高度な身分保障に反するものです。</p> <p>4. まとめ 司法修習生への貸与制への批判は、司法修習生の専念義務と全く矛盾することであるとか、単純に経済的に苦しい者をより苦しくする制度だとか、枚挙にいとまありません。私も貸与制に反対する理由としては、それら全てを書き連ねたいところです。しかし、それらについては多くの意見が寄せられていると考えると、私としては上記1から3に限定して特に意見を述べました。法曹養成検討会議が司法修習生への経済的支援について論理的に途筋の通る結論を最終的な意見としてとりまとめることを強く期待します。</p>
-------	------	--------------------------	---

1,833	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)</p> <p>私は今年の春に法学部に入学し、法曹を目指しています。大学の学費も奨学金を借りているため、貸与制になると不安が大きくなり、勉強だけに集中するのが難しくなります。また、経済的に余裕のある者が法曹を目指しやすくなるということは、不平等だと思います。以上のことから貸与制ではなく給費制にするべきです。</p>
1,834	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>1. 法曹養成制度を検討するのに、なぜ、この問題をまず取り上げるのでしょうか。もし、法曹有資格者を増員させるべき立法事実が真実存在していたのであれば、このような議論をするだろうか。わが国において、3000人も法曹有資格者を毎年生じさせるべき需要はなかったわけである(あれば、今頃、そんな議論をする必要などないわけである)。わが国において、法曹有資格者に対する需要がそれほど高くはなかったにもかかわらず、法曹有資格者を大幅に増員させてしまったというのが私の考えです。</p> <p>2. この議論の前提として、法曹有資格者としての弁護士が活動領域を広げるために、法曹人口を増やすべきであるという根拠と考えられているのではないかと思います。法曹有資格者が社会の様々な分野で活躍できるコンプライアンスが確立された社会づくりを目指す、という聞こえはいいですが、法曹有資格者が入り込まないといけないような不法な社会が現状なのでしょうか？ 法曹有資格者の活動領域というのは自ずと限られており、司法という世界がもっぱら事後的に法を適用して紛争解決を目指すという行政組織とは異なった機能の仕方であることから、必然的なことだと思います。確かに、地方では、弁護士がいないことから、法の理念に反するような違法な組織の暗躍などが見られたようです。しかし、これは、弁護士を地方に根付かせる別途の方策を講じることにより防止すべきであって、必要となる法曹の数はたかが知れています(なぜなら、日本には、都道府県は47しかないからです。1000も2000もあれば、従来の弁護士の業務をするだけの需要に応えるのみでも、地方に散らばるだけでも、1000人や2000人の需要があるということになりそうですが、実際はそうではありません。このような需要を満たすための必要な人数はたかが知れています)。活動領域の拡大というのは、およそバブルの華やかな時代に、経済活動が活発化すれば、法曹が大幅に不足することになりかねない、という発想にでも基づくのでしょうか？ 現在、需要の根源である人口は大幅に増加しており、これに伴う社会的紛争の増加は不可避であり、現時点から、有能な法曹を大幅に増加させる制度的手当が必要だ、といえるような立法事実はあるのでしょうか？ 訴訟の新受験数などの推移を見ても、従来型の弁護士業務の総量は、限定されており、むしろ、減少傾向にあります。今後とも、わが国の人口は減少することは避けられず、この傾向が大きく反対方向に触れる可能性は少ないと思われます。逆からいえば、今頃、活動領域の問題をテーマにしていること自体が上記立法事実がなかったことを物語っているようなものです。法曹人口を大幅に増やしても、毎年毎年不足しており、どこまで増やすか検討せざるを得ない状況だったとすると、そもそも法曹有資格者の活動領域をどうしたらいいでしょう？ という疑問など発生する余地もないはずですが、このような立法事実もないのに、制度的に大幅な法曹有資格者増加を招く法科大学院制度を導入したことは誤りであり、法曹志望者が大幅に減少してしまうという旧試験当時には考えられもしなかったゆゆしき事態に陥っている現状を素直に認識すべきです。</p> <p>3. 仮に潜在的にはそういう需要があるなどという論調(非現実的であり与するつもりはありません)がありますが、それを開拓するのに、なぜ新人の法曹有資格者を大量に生み出すという方法論を採るのでしょうか。</p>

需要が拡大することができるというのであれば、まず、それを先行させてから、その需要に見合った大幅な法曹有資格者の要請方法を考えるべきではなかったのでしょうか。根本的に(1)立法事実の見誤り、(2)仮にその立法事実があったとしても、方法論の誤りがあったといわざるを得ません。

4. 地方の司法過疎を解消するという議論について

地方での司法過疎を解消するためには法曹有資格者を増員すべきであるという意見についてですが、確かに増員すれば、地方でも構わないと考える弁護士が出てくることは事実で、現にいわゆるゼロワン地域は解消されています。しかし、そもそも地方での需要というのは小さいものです(都道府県が47しかない)。また、地方でも開業していいという発想を持ってもらうためには、合格者数を減少させた場合、それなりの工夫を続けるべきであり、現在、取り組んでいる日弁連の司法過疎対策についてはさらにこれを推し進めるべきです。単純に数を増やして解消すればいいというものではないと思っています。私が■■■■■という支部に赴任していたときの経験談ですが、同支部管内には、弁護士が5名ほどしかおらず、ゼロワンではないものの、非弁の探偵のような人物が個人の自己破産の申立書を作成して、その本人と一緒に裁判所まで来る(当時、原則面談をしていた)という状態でした。当時、地元の弁護士は、徐々に合格者を増やしていた状況にあっても、都会に増えるだけでこちらまでなかなか回ってこないとぼやいていました。都会では過剰となっても、地方では不足する、これはある程度やむを得ないことだと思います。私自身、その地方で生活していて、さしたる不便はなく(ネットや通販があれば、それほど不便とは思わないものです)、なんとかなれば、裁判官を退官して弁護士になれば、それなりにいい暮らしや地方ならではの楽しみもたくさんある、とは思いました。しかし、一生そこで生活する、いってみれば、骨を埋めるという気持ちににまではなれませんでした。やっぱり、その地元の出身者ならともかく、そうでない者にとっては、地方にいと、置き去りにされたような気持ち、どうしても都会が恋しいような気持ちになってしまうのです。地方への弁護士人材の供給については、単に合格者を増やすというだけではなく、それなりの工夫が必要だと考える所以です。今後の法曹養成制度の帰趨にかかわらず、この対策は必要だと思います。

第2

今後の法曹人口の在り方

1. 現時点では、社会の需要に見合わない、しかも、能力を有しない法曹有資格者が増大してしまったため、当面、旧試験時代と同様の数値に戻して、社会の法曹に対する人的需要に応じて、適宜、調整的な要素を持たせながら、運用していくということが適切なあり方であると考えます。

2. 諸外国と比べて人口比では日本は少ないからこの程度なら需要があるだろうというマスコミなどでよく評論家が引き合いに出した発想は捨て去るべきです。社会における需要をこのような安直なまた実体を直視しない発想で計ることは愚かだといえます。すなわち、法曹有資格者に対する需要の度合いが例えば訴訟社会といわれるアメリカとは大きく異なるのは明らかです。道路の窪みで転んで怪我をしたクレマーでもなくごく普通の主婦が医者の次に訪れるのが法律事務所であり、弁護士に勝訴できるかどうか、できるなら、いくら取れて、報酬はいくらとするか、までしっかり決めて契約していく、というようなアメリカではごくごく当たり前のことは日本では考えにくい。医者の次は近所で井戸端会議をして、ご近所の奥さんの同情を買うネタにしているだけかもしれません。もともとの需要の度合いが違うこと、それが社会的な条件や文化等に根差すものであって、良いとか悪いとかいった次元の問題ではなく、欧米並みにしないといけないという発想自体問題があります(もし、本当にそういう訴訟社会を目指すのであれば、法曹有資格者をとにかく増やすという方法論自体問題です。まず、社会自体を変えなければならぬはずで、それに何年かかるのでしょうか。)。このように、需要の度合いがもともと違うのだから、人口比で同じくらい増やすという議論はおかしい。例えば、沖縄でエアコンの世帯普及率が90パーセントだと仮定して、同じ比率で北海道でエアコンを売ることができるでしょうか? 答えは明白です。アメリカの人口比までいなくても、フランス程度には、とかいった議論は、このような実証的裏付けを欠くものであって、相当ではないことは明らかです(また、この手の議論をしている際に、法曹有資格者をどのように解するかも踏まえる必要があります。イギリスのような制度では、税理士や司法書士も法曹有資格者に入っていないとおかしいと思います)。そして、現在の法科大学院制度は、

沖縄でのエアコンの世帯普及率と同じだけ、北海道でエアコンを販売できるという前提(誤った立法事案)に基づいて、北海道に支店をたくさん設けて、大量の営業マンをその本人負担で高額の研究費用を支払わせて投入しているようなものです(方法論の誤り)。このような会社が存続できるでしょうか? そのようないい加減なマーケティングをするような企業は潰れて当然ですが、立法に先だって、法曹に対する人的な需要をどのように調べたのか、いまさらながら、素直な疑問を禁じ得ません。なお、仮に社会情勢が大きく変化して、逆に法曹人口を増加させなければならない事態となったときに、旧来の弁護士会の圧力で増加を阻止することが社会的には許されない事態であれば、合格者の調整について、法曹三者以外の第三者委員会的な諮問機関を設けて、その意見も加味して法曹人口を決していくことにより、需給の調節を計るというのが一つの方策でしょう。例えば、地方において法律相談しようにも弁護士がいないというような事態があるのかどうか(既に解消されていると思います)といった事実根拠に基づいた方法によるべきでしょう。

3. 旧試験当時、500人時代から1000人時代に移行した時点で、正直に言って、修習生には質的な変化が見られました。ひとつは、民法が苦手などという基本法が十分理解できていない人が散見されるようになったことです。さらに、法律以前の物事についての考え方の理解の仕方などについて、問題があるように感じる人も見られました(例を出すと、分筆した土地とその元になるもと地番の土地とどちらに縄伸びが生じるか、ということの説明するのに、私が元の地番の土地と分筆した地番の土地とのどちらに縄伸びが生じますか、と聞いても分からないという人もいました。旧試験500人当時では考えられません)。500人時代には、不得意科目があると、どうしても合格できなかったようです。それが枠を拡げると不得意科目があっても、何とかこなしてしまったというのが実態かもしれません。その意味で、旧試験に戻した場合、500人よりも多い合格者とする場合には、それなりの手当が必要ですが、例えば、500番から1000番までの能力の人を2年間で500番以内の能力に引き上げることができるというのであれば、法科大学院という名称はさておき、それなりに意味があると思います。但し、それができるという大学院は限られているはずですし、修了しただけではだめで、それ以外の審査を必須とすることになるでしょう。東亜大学の通信制の大学院で、法学専攻を修了すると(厳密には、税法の論文を提出する必要がある)、税法の科目のうち、2科目が未合格(税理士試験では、科目ごとに個別に合否が判定されるので、総合的に不合格でも、残り1~2科目通れば税理士になれるという状態がある)であれば、国税庁の審査を受けて、税理士として登録させてもらえるというやり方をしています。一発受験の弊害を除去し、かつ、試験により、能力を自ら身に付けていくという実務家として必要な能力は、一応必要ですが、一発試験の弊害は除去できるといういわば折衷的なやり方ですが、将来的に法科大学院が生き残る途があるとすれば、このような補完的なものではないかと思っています。しかし、それでもそのようなこと(500番から1000番までの能力の人を500番以内に引き上げる)ができる場所は数校程度だと思います。大半は廃校すべきです。

4. 旧試験時代にも社会人からの合格者は少なからずいました。広く社会全般からの給源を確保するため、受験資格に制限を設けず、予備試験を原則として、法科大学院を順次廃止していくべきです。現在の合格者数と法科大学院の内容では、全くの粗製乱造であり、旧試験当時の態勢にいったん戻して、前期修習を復活させるべきです。法科大学院の入学志願者が激減しており、法曹を目指す若者がいなくなってきた、という法曹の給源の多様化とは、全く逆の事態に陥っており、旧試験当時には想定できなかった深刻な問題となっています。しかし、なぜ、法曹を目指す若者が少なくなってしまったか、という問いに対する答えは、実はあまり難しくありません。上記の例のとおり、北海道にエアコンを売りに行く新人営業マンの状況が分かれば、それでも、私費で研修を受けて、売れないエアコンを売りに行こうと考える若者がどれだけいるか、と考えれば、答えは一目瞭然です。しかも、法律家の仕事は、責任も重いものです。それをするのに、それなりのペイがない(どころか、多額の出費が避けられない)というのであれば、志願者など減る一方なのは当然です。

かつて、ある地方自治体で管理職を志願制にする代わりに、管理職手当をなくすという試みをしたことがあったと聞いています。その結果はどうであったか。志願者などいなかったそうです。責任は増えるのに、ペイされないというのに、敢えてそれを選ぶ人はいないわけです。現在の上記の法曹志望者の減少は、あまりにも当然のことが起こっているだけなのです。何の不思議も感じません。なお、私が裁判官をしていた当時、事務官の有志を対象に、書記官研修所の入所試験の勉強会(飽くまでも勤務時間外の任意のもの)をしていました(今でも判事補がしてくれていると思います)。事務官だけでなく、司法試験受験のため勉強会に来ている書記官もいました(複数知っています)。実務も知っていますので、裁判官に任官している人も知っています(複数います)。今のように法科大学院出身者に限って司法試験の受験資格を認めるという制度になれば、事務官や書記官が法曹になる途は途絶えているのではないのでしょうか。このような制度は正しい方向を向いているとは到底思えません。テレビを見ていると、たまに法科大学院を出て、弁護士になれた、社会人からの転身で、法科大学院制度があればこそ、弁護士になれた、という話がありましたが、それは間違いで、飽くまでも簡単になった(合格レベルが下げられた)からなれた、というだけです。合格レベルが下がったが、逆に、仕事を辞めて、高い学費を払うことが必要となったことが大きなハードルになっているはずで、関税は下がったが非関税障壁が新たに立ち塞がった、ということと同じです。法科大学院は、法曹を志す社会人にとっては、非関税障壁です。

第3

法曹養成制度の在り方

1. 直ちに旧試験のシステムに戻し、前期修習及び給費制を復活させるべきである。
 (1) 実務修習前の前期修習は、必要である。これは、実務が事実認定作業に重きがあること、実際に生起する事件に応じて法律を解釈適用していくというスタンスが受験とは大きく異なり、大学の授業でも受けることのできないものであって、いわば頭の切り替えに必要なことからである。私自身も事例問題では、所与のものどされる事実関係を認定する難しさや生の事実に法律を解釈適用していくという作業との違いにとまどいを覚えたことは事実である。このような実務家による前期修習のプロセスなくして、効果的な実務修習はのぞめない。しかも、実務修習自体も短期化するということになる、実務家を養成するための司法修習制度がおよそ実りの少ないものになってしまうのである。実務への導入なく、短期で終えるということは、修習生がそれだけ「お客さん化」することを意味する。どのような職場でも、職場見学などはあると思うが、その世界のことをほとんど知らない人が短期間その職場にいても、得るものはそれだけ少なくなってしまうわけである。
 (2) ところで、この前期修習を法科大学院が行うという発想は、結論として言えば、あまりにも無責任な安請け合いだったというほかない。実務を知らない大学教員がそこまでできるはずもなかったのである。実際にも、現在、法科大学院関係者がこれはできなかつたと認めているようであるが、私としては、それ以前の法曹養成自体そこまでしてこなかつたし、予備校をバカにして、そのノウハウも調べもせず、結局、粗製乱造をしただけで、上述のとおり、法曹志望者の激減という大失態を招いてしまったという点まで素直に認めてもらいたいと願う次第である。
 (3) 給費制については、アルバイトなどを禁止し、修習専念義務を課している以上、復活すべきである。法律家になったとたん、数百万円もの借金を背負っているというのは異常である。結局、経済的に恵まれたものしか法律家を目指せないという事態になっており、これでは法曹の給源を広く社会に求めることなどできようはずもない。

2. 法科大学院でこれ以上、法曹の粗製乱造は認めるべきではない。そもそも、大学教員は実務家のための試験である司法試験を軽視する傾向があり、司法試験予備校などは、受験テクニックを教える程度の浅はかなものであるとバカにしてきた。しかし、大学受験などと異なり、司法試験は、大人の試験であり、法解釈学は単なる暗記で乗り切れるものではない(但し、実務家の試験であるから、当然覚えていないと困る基礎知識はたくさんある、これを効率良く暗記することは必要である)。暗記のテクニックを教えるだけの簡単なものなら苦労はしない。もちろん、すべての法体系について広く解釈学を身に付けるというのは理想であろうが(学者もすべてそのようなものを身に付けているのだろうか？むしろ、専門分野に特化して視野狭窄に陥っていないだろうか？)、それは、実際には困難であり、基本法についての理解を問うもので取りあえずは満足せざるを得ない(かつて、NHKの番組で、最高裁判事が取材を受けて、旧試験当時であるが、500名程度しか合格者が出ない試験だが、法律家として最低限のものでしかないと言われていたことを思い出す。確かに最低限だが、実務家となれば、それを活用し、伸ばし、他の法分野においても、解釈適用を計っていくことが可能となるのである。)。現在、粗製乱造された弁護士が裁判所の訴訟指揮の内容も理解できない、とか、これまで見られないような勝てるはずもない訴訟を起こしてくるだとかいった弊害(実例は、弁護士に聞けばよい、枚挙に暇がない。)が顕著になっている。法科大学院で質的低下を防ぐことなど、それまで法曹養成に携わったこともなく、むしろそれを蔑視してきた方々にとって可能であったとは思えず、現に失敗している。これ以上のこの制度の存続は弊害しかない。法務省のホームページで、2回試験の大量不合格についてのコメントでは、本人がいくら努力しても、法的な解釈能力が身に付くとは考えられない(有り体に言ってしまうえば、箸にも棒にもかからない)というのがあったと思う。法科大学院を修了して、司法試験に合格していてそうなのだから、成功しているとは、とても言えないはずである。

3. 法科大学院での教育方法として、いわゆるソクラテスマソッドの効用が議論されることがある。しかし、その効用は(実務家として必要な能力としては)限定的であり、また、これを習得したかどうかの判定は、結局、ペーパーテストによっているはずである(議論した者しか合格させないという扱いはできないはず)。

4. 法曹志願者が激減してしまう現状を直視すべきであり、法科大学院関係者は、廃止を受忍すべきである。

その他

1. 私の経歴等について
私は、司法修習40期で、■■■■■の5年生在学中に合格し、裁判官に任官し、その間、■■■■■法務局の訟務検事に出向し、その後、退官して、■■■■■で弁護士を開業しています。この間、司法修習生はたくさん見てきたし、指導担当となったこともありました。また、地方■■■■■で支部長として赴任したこともあります。大学は、上記のとおり他学部であり、基本的に法学部の授業を受けていたものではなく、司法試験の予備校に通っていました。大学教員から見れば、典型的な受験オタクでしょうか。合格後は講師のアルバイトもしていました。しかし、弁護士となってから、一から勉強し直そうということで、■■■■■の通信課程を修了し、さらに■■■■■の通信課程で法学修士を取りました。

2. 私が今高校3年生だと仮定して、法曹を目指すか、ということを考えてみると、まず、目指すことはありません。父は、私立中学の国語教師であり、身内にも法曹はいません。反対はされましたが、司法試験の

				<p>予備校の授業料等全面的に支えてくれました。いわゆるダメもとでやるだけやればというスタンスです。しかし、これが高額な法科大学院に通った上で、修習は自費で、知り合いもいない弁護士事務所に就職できるかどうか分からない、もちろん、任官できるかどうかなど全くの未知数、という状況で、高校3年生の私は、そんな世界に飛び込むことはできないと判断すると思います。もし、この文章をここまで読んでいただいたあなたがもし、私と同じ旧試験合格者であったとして、この同じ仮定に立って、法曹の道を目指されますか？ 結局、弁護士の子弟が法曹となりやすい制度になっていませんか？ ■■■■■法科大学院で入試を実施した際に、法曹を志す動機はと聞かれた受験生がこう答えたそうです。「父が弁護士をしているから。」</p> <p>3. 今般の法科大学院制度は、わが国の法曹養成制度において、歴史的失策であったといわざるを得ません。立法事実としての法曹に対する需要の見誤り、それに対応する方法論の誤りが失策の内容であることは、上述のとおりです。弁護士の業務は、どんな事務所でも、顧客あつての生業であり、過当競争に曝されることは、事業自体の行き詰まりとなりかねません。今すぐに、合格者数を減少させなければ、弊害がどんどん広がることが懸念されます。もちろん、弁護士の数が少なすぎることで、既得権的な業態となることは、避けるべきですが、今の状況は、明らかに過剰です。</p> <p>4. 旧試験の500人規模の時代に、例えば、法学部の3、4年生を対象に、どの程度の成績の学生に、実務家としての素養を身に付けるためのどのような訓練をすれば、法曹としての能力が備わるか、という実証的な研究をしておくべきでした。その上で、徐々に合格者を増やしつつ、能力不足が起こるとすれば、それを防ぐ制度的手当を考えることができたはずです。今のような法科大学院の乱立は、そもそも防ぐべきだったのです。1階(法曹になるための能力を身に付けさせる教育内容の確立)が立っていないのに、2階(取りあえず3000人目標)から家を建てるのに等しい暴挙だったと思います。1階がないという状況は、東大も、一人の合格者も出したことがない大学も(もっといえば、法学部もないような大学でも)、どこでも一緒だったので、イコールコンディションのため、多くの参加が可能だったともいえます。濫立した原因の一つです。もちろん、文部科学省の所轄としたことで、省益を考えれば、法科大学院は多いに越したことはなかったと考えられます。省益が絡むと、制度を治しにくくなるのも困ったものです(頑張ってよ、法務省さん)。</p> <p>5. そもそもアメリカでロー・スクールができたきっかけというのは、法学部が未だ充実しておらず(ドイツのように法学部卒業イコール法曹有資格者という程度になりようもなかった)、イギリスからアメリカに渡ってきた人々のなかで、法学部出てました、というだけで、それなら弁護士やりなよ、というレベルからスタートしていたという社会的、文化的条件があつたのです。当然、レベルは低い。そこで、その底上げをするために、ロー・スクールという方法を探ったわけです。しかし、日本において、同じような必要性はなかった。あつたとすれば、上記で述べた500番台から1000番台までの人をなんとか500番以内の能力まで引き上げる、という程度ではなかったのかというのが私の考えで、しかも、それは、かなり難しいもの(どこの大学でもできたとは考えられない)。であり、需要は限定的です。どうしてもアメリカと同じものが良いという発想を持っていた総理大臣の考えでこんな変な物を作つたというのが私の見方です。</p> <p>6. 今までになかった変な物(法科大学院)を作つて、失敗したとしたら、その変な物をなくすしかないでしょう？ いつなくすのですか。いつですか？ 今でしょう？ 今！</p>
1,835	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 司法修習生は、いろんな実例を経験し、人間的にも公平で、私利私欲の無い法曹であってほしいです。そのためにも、借金を持ちながらの勉強では、ギスギスした人間になってしまいます。これからの日本国を背負っていく人達に、給費制で、経済的に支援が必要であると思います。</p>

1,836	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由) 現状では貸与制という借金以外では修習生が生活する手段がないと思う。修習生を弁護修習のときに誘いづらい。本人にお金の負担になるのはわかっているのに若手弁護士の方としては修習生分も費用を負担してあげないといけないかもと思う。給与制であれば修習生の経済事情に気兼ねなく誘えるのに。
1,837	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。修習生を修習に専念させて、充実した修習を行うためには必要な費用と期間中の生活を保証する給費制が必要不可欠です。 (理由) 実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理だから。
1,838	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給与制に戻す必要があると思います。 (理由) 私は医療者です。司法修習生は医療の場でいえば研修医になるでしょう。研修医は給与をもらい働き学んでいます。司法修習生も同じ立場ではないかと思います。裁判官や検察官と対等な弁護士という人を助ける職業の人が、人を助ける前にお金や生活に困るというのはいかがなものでしょう。
1,839	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制を復活させるべきだと考えます。 (理由) 法曹と言う存在は一種の社会資本・公共財と考えられます。したがってその養成のために税金を使うことは認められると思います。因みに、私の息子は現在弁護士となりましたが、大学在学中に奨学金を1ヵ月50,000円、法科大学院在学中に奨学金を1ヵ月88,000円借りていました。給費制だったおかげでそれ以上の「借金」を背負わずに済みましたし、その分、社会貢献に努めなければならないと活動しています。
1,840	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保証する給費制が必要不可欠です。

1,841	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は給費制にするべきです。 (理由) 司法修習生は修習に専念する。そのためにも給費を受けて安心してしっかり勉強する期間であるべきだと思います。
1,842	5/12	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	公共性の高い活動をもっとしてもらえるような経済的な基盤を整備すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	急激に増加させすぎ。司法試験の合格者を減らすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	借金を背負わせないよう給与を支給すべき。
		第4	その他	司法研修の期間、内容を充実させるべき。
1,843	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習費用の給費制を復活させるべきです。また新65期、66期の貸与制になった方々に対してもさかのぼって給費制を適用して下さい。 (理由) 私は消費生活相談員です。消費者の契約トラブルや製品事故被害の救済には大変な手間と時間が必要です。相談員のレベルでは解決困難な投資被害や振り込め詐欺に近い出会い系サイト被害は被害額も高額です。現場は高額な報酬が見込めず、その上労力と時間を要する問題にとり組んで下さる弁護士さんを必要としています。とりわけ、インターネットにも強い若手弁護士さんの活躍を切望しています。その為には、弁護士になった時に借金まみれになるような事なく安心して学んで頂ける給費制を復活して下さい。国民は全て消費者です。全ての国民が弁護士を身近に感じる国を目指して下さい。
1,844	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	活動領域の拡大の取り組みは的を得ていますでしょうか。ニーズを多角的に分析することには賛成しますが、ニーズのない、あるいは少ないところを掘り起こしてまで増やすかのような観点は賛同し難いですね。増員を維持するためのニーズの掘り起こしにさえ見えますが、若しそうなら全くナンセンスです。個々の国民の周囲に豊富に法曹を配備することが国民の求めている司法なのでしょう。言うも愚かしいことですがアメリカ人は紛争が生じますと直ぐに裁判するのは多民族社会だからであり、この場合は周囲に豊富に法曹が配備されていることが望ましいでしょうが、我が国はほぼ単一民族社会であってアメリカほどには裁判が利用されません。従って法曹に対するニーズもその分少なくなります。それから企業や行政が実際に内部の頭脳として弁護士のニーズを持っているのでしょうか。企業に勤務する社員は総じて優秀であり、自分たちの抱える法律問題に必要な知識は、弁護士と違って狭い範囲で足りるのですから、これの習得くらい簡単になし得る能力を持っています。従って資格が要求される手続き場面や判断に迷って意見を聴きたいときに弁護士を

			<p>外注する方が、内部に雇用するよりも明らかにコストが低くてすみます。司法改革をミスリードしてこられた方々が思っておられたほどにはニーズはないのだと思います。無いところを又掘り起こしても又々失敗して国家的損失をまたぞろ招いてしまうことを懸念致します。(根拠のない世間話で、ここで主張するものではない余談ですが、私は思い出します。司法改革初期のころ、司法試験合格者に関するプライベート議論の中で、増員に反対する私に対し、どなたかは忘れましたが「中央に行かないからそんなことが言えるのです。中央に行けばそんなことを言える雰囲気ではないのです。もう決まっているようなものです」と言われたことがあります。どこまで信じて良いか根拠のない話ですが一度や二度では有りませんでした。私達にはどうすることも出来ない大きな力が働いているのかもしれないと、ミステリアスな気分になったことがありました。)</p>
	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>審理に時間が掛かり過ぎるという点がいまも存在するならば、裁判官検察官を増員すべきでしょう。司法試験の合格者数を増やしたことで弁護士の就職先がない、コンビニのレジのバイトの方が収入が多い、事件の筋が悪くても着手金を得るために立件する、品位に疑問ある広告が目立つ(相談料無料・交通費負担。学歴・経歴の表示もあると聞きますが、私は接してません。医師法等には広告の制限の規定があり違反者は処罰の対象になっています。弁護士法には制限の規定が有りません。その理由に思いを致すとき、品位に疑義ある広告に心が傷みます)、或る損保会社の社員が事件処理の詳細なマニュアルを作成し、この通り処理する条件で或る事務所に委任を申し出た噂を耳にしました。法曹志願者の激減、若い弁護士の作成した内容証明の文に稚拙なものが多くなった等々質の低下も指摘されている。このようななかでは、司法試験の合格者の数は、精々1年で1000人までか。</p>
	第3	法曹養成制度の在り方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実務家の養成は司法修習の充実でよいのではないか。何かと不都合が生じている法科大学院の廃止も視野に検討されるべきでは。 2. 司法修習の期間がたった1年とは、お粗末ではなからうか。 3. 司法修習生の給費制復活。裁判官・検察官・弁護士の三者相まって司法が健全に機能することは、即ち国家権力機構が健全に機能するための必須条件です。従って、法曹養成は国が行うべきであり、司法修習生の貸与制の維持に反対します。給費制を復活させるべきであると考えます。
1,845	5/13	第3 1 (1) プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)「プロセス」としての法曹養成の考え方を維持することに賛成である。 (理由)法科大学院における教育は、問いに対する自分なりの答えを見つけ出す「思考過程」の構築に重きを置くものであるが、この「思考過程」構築力こそ、実務における問題解決能力の下地となるものである。この点が、試験傾向対策としての論点学習に傾斜していた旧司法試験勉強との一番の違いであるとする。ソクラテスマソッドなどの双方向性の議論は、自己の思考過程を明らかにし、自らの言葉で説明する訓練の場である。このような法科大学院教育が、その後の司法試験並びに司法修習と有機的に連携することが、充実した法曹養成制度には不可欠であるとする。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習において、アルバイト等の副業を禁じる現状のままでの「貸与制」維持には反対である。</p> <p>(理由)法科大学院生は大量のカリキュラムや課題をこなす必要があり、法科大学院生活の中で副業により貯蓄等を行うような時間を持ちにくい。会社員としての地位を確保され、給与を支給されながら出向として就学するような極めて希な場合を除き、圧倒的多数の法科大学院生が、通常の大学生と同様、無収入の状況下で法科大学院生活を過ごし卒業することとなる。そのため、司法試験合格後の司法修習生活は、往々にして経済的基盤が確保されない状況でスタートする。司法修習生は、必ずしも、親の収入などによる生活基盤の支えを得ている者ばかりではない。貸与制を受けることでしか生活を確保できない者にとっては、法曹になった時点で、すでに少なくない負債を抱えることとなる。また、弁護士業界における昨今の就職難では、司法修習生にとって、法曹資格を獲得すれば経済的に安定するという見込みも立ちにくい。このような先行き不安が、法曹志望者の数を減らす一因になっている。さらに、貸与制移行後、司法修習生活での適切な支出(専門書の購入や、同期等との交流)についてさえ消極的になる傾向が生じているものとする。現行の貸与制は、このような背景の中で実施されているのである。したがって、単に貸与制のみを維持するのでは、充実した司法修習を実現することさえ危ぶまれるのではないかと考える。法科大学院から繋がる司法修習において、充実した法曹養成を行い、有能な人材の法曹界離れを食い止めるためにも、給費制の復活、あるいは、修習に差し支えない状態での副業を認めた貸与制に変更すべきである。</p>
1,846	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>意見 給費制にすべきです</p> <p>理由 修習専念義務がある以上当然のことです。</p>
1,847	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 法科大学院や修習による学習では、地方自治体や国家機関で活躍できるほどのノウハウを学ぶことができない。また、職域の拡大は重要であるが、弁護士の数が少ないとして簡裁分理権を認めた司法書士や隣接業種の廃止等も視野に入れ抜本的な見直しが必要である。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見) 法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) OJTを受けられないような新人弁護士や依頼者からの預かり金を横領する老弁護士といった弊害が生じているため</p> <p>(2)(意見) 司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 前記と同様。</p>

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見) 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由) 法科大学院自体が濫立しており、教育能力の乏しい学校も多数存在する以上、学者のために税金を使う制度ではないため、法科大学院を減少させるべき。また、一定の法科大学院を卒業した場合には、科目免除等を設けるべき。
第3 2	法科大学院について	
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア.(意見) 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。 ・大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。 ・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。 ・司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 (理由) 法曹になれない可能性もあり、多数の借金を負ってまで就職が困難な弁護士になろうとする人は物好きか安定している二世しかない。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。 ・法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ・司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです (理由) 法科大学院は多すぎです。減らして、補助金を学費免除に使って下さい。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア.(意見) 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 イ.(意見) 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、国が給付すべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由) 司法修習生は、司法という国家機関の一部を担う人々を育てるための制度です。これにお金をかけないのは、人材育成の観点から問題がある。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。 (理由) 3回で受からなければ別の道に進むべき。これが本人のためである。

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見) 現状の司法試験の科目数について、旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。 (理由) 科目が多すぎて全体的なレベルが下がっています。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。 (理由) 法科大学院に金銭的・時間的な面で行けない人もおり、このような人にチャンスを与えるべきです。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。 (理由) 法科大学院は事前研修の代わりとして機能していないため。
		第3 5	継続教育について	(意見) 法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。 (理由) 弁護士の勉強や実務の発展のためにも使用するのは有益である。
			その他	修習生の貸与制については即刻給費制に戻すべきです。貸与制に変わったことで、修習に対する意欲や修習内容に悪影響を及ぼしています。また、法曹は若者にとって魅力のない職業となっています。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。法科大学院制度や隣接士業務との関係性を見直し、これに使われている税金を修習制度に転用すればいいと思います。大学の教員に実務を教える能力はないです。
1,848	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 研修医に研修費を支給しているのだから、司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由) 司法試験に合格した法律家の卵は、大半が借金までして研修しています。そのため、気持ちの余裕すらなく、研修している表情も、以前と比べて、大変暗い人が多い。さらに、法律家になった後も、経済的負担を意識して、プロポノ活動や無資力な国民に対する事件に関与することに躊躇している人が増えています。このことは、国家全体に対する損失であると思います。

1,849	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	とくに弁護士の活動領域を広げるためには、経済的に困難であっても弁護士を利用できる法律扶助の制度の拡充が不可欠です。現在の制度を改め、償還を原則不要とすること、報酬基準を適正に引き上げることが必要です。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1) 弁護士の経済的基盤を危うくするような急増は、弁護士による国民の人権保障という任務の全うの妨げとなります。適正な数におさえるべきです。 (2) 裁判官と検察官の数(とくに支部)を増やすべきです。
		第3	法曹養成制度の在り方	(1) 法曹としての基本的な力をつけるためには、修習期間の延長(1年を2年に戻すこと)が必要です。 (2) 誰でも法曹になれる機会を保障するため、修習生への給費制の復活を求めます。
1,850	5/13			私は、■■■■■また、旧司法試験・新司法試験に合格した司法修習生の個別指導を毎年担当させていただき、そして、■■■■■このような経験から次のとおり意見を述べるものです。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	中間的取りまとめで、「法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある」としていますが、そのような懸念をもって現行の法曹養成制度を堅持する理由にはならないと考えます。法科大学院教育を修了した司法試験合格者は毎年2000人を超えています。そのなかに司法修習を経て法曹にふさわしい能力を身につけることができない合格者が相当数います。そうした合格者は旧司法試験下の受験技術優先の傾向のなかで合格したと言われた合格者よりも能力は劣っているといえます。したがって、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を堅持することが重要なのではなく、質の高い法曹を誕生させるための法曹養成制度を再構築することが重要であることを明示すべきです。
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	中間的取りまとめにおいて、「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方の検討においては、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである」としていますが、意味が不明です。司法試験の受験資格が法科大学院の修了者に与えられているのですから(司法試験法4条1項1号)、法科大学院が全体として司法試験合格者を相当数輩出してきたのは当然のことです。したがって、検討の際に考慮する事実にはなりません。考慮されるべきは、個別の法科大学院において、単年合格率・累積合格率において目標に近い合格者を輩出してきた法科大学院がある一方で、目標にほど遠い合格者しか輩出できなかった法科大学院が多数存在するという事実です。
第3 2 (2)	法学未修者の教育	中間的取りまとめにおいて、「法学未修者の教育の質の保証の観点から、1年次から2年次に進級する際の共通到達度確認試験(仮称)の導入の早期実現を目指す」としていますが、法科大学院入学後に到達度の判定を行う試験制度を導入するよりも、入学前の適性試験において厳格に適正の有無を判定すべきです。法学未修者で法科大学院において法理論教育と実務教育の導入部分の教育を受けて司法試験合格レベルに達することのできる者はかなり限られていることから、入学段階で素養の有無を厳格に判定すべきです。		

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>中間的取りまとめにおいて、「司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行う(選択科目を廃止するなど)ことなどを検討する」としています。これには反対です。中間的とりまとめは、法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされることから、司法試験についても連携を図る必要があるとしています。しかし、現状においても、法科大学院生は在学中に司法試験科目を中心に学習しており、法科大学院制度創設の際に想定された実務導入部分の科目や先端科目・展開科目については学習がおろそかになっています。選択科目を廃止するならば、司法試験科目しか学習しないという姿勢を強めるだけであり、法科大学院制度の理念から逸脱した実態をもたらすだけです。</p>
		第3 4	司法修習について	<p>中間的取りまとめにおいて、司法修習について、法科大学院教育との連携の更なる充実を向けた検討を行うべきであるとしたこと、司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきであるとしたことに賛成します。しかし、中間的とりまとめは、導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより、集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されており、としています。そのような評価を是認することは誤っています。そこでいうところの「必要な水準」が低いがゆえに、必要な水準に達すると評価しているに過ぎません。集合修習を経て二回試験に合格すると法曹になることができますが、二回試験合格者にも、裁判官、検察官、弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力(司法試験法1条参照)が不足している者が多数います。その原因は、法科大学院修了者で司法試験に合格した時点での能力に疑問のある者が多くなっていることと、司法修習期間が短縮された一方で個々の配属庁に配属される司法修習生が増大したことから一人一人の司法修習生の修習内容が希薄になったためです。現行のプロセスとしての法曹養成制度を堅持するというのであれば、法科大学院教育のみならず、司法修習も更に充実させる取り組みが必要です。</p>
1,851	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対する給費制を復活するとともに、新65期及び66期司法修習生に対しても遡及的に適切な経済的措置が取られるべきである。</p> <p>(理由) 第1. 給費制の意義 司法修習制度は、法曹が、基本的人権の擁護を使命とし、高い公共性を有していることに鑑み、国家の責任において実務に必要となる技法、知識及び法曹倫理を修得させ、質の高い法曹を養成するとの理念に基づくものである。司法修習においては、裁判官や検察官だけでなく、弁護士についても、同一の養成課程によって、一元的に育成を図り、もって基本的人権の擁護と社会正義の実現という高い公益性を有する使命を果たすことができるように配慮されている。このように、司法修習制度は、質の高い法曹の育成によって国民の利益に資する極めて重要な意義を有する制度である。そして、司法修習生には、このような重要な意義を有す</p>

る司法修習において、自らの能力を最大限に高めるべく、修習専念義務が課されており、この義務を十分に果たすために国庫から給与が支給されてきたのである。これにより、個々人の経済状況を問わず、質の高い法曹の養成が可能となっていた。このように、司法修習制度は給費制と一体となって初めて十分な効果を発揮するものであり、給費制は大きな意義を有しているのである。貸与制への移行はこのような司法修習制度を根本から変革するものであり、我が国の司法を支える法曹の基盤を脆弱化させ、ひいては国民の権利保障を後退させてしまうことになる。給費制を復活させることへの反論として、一般的に弁護士は高収入であり、貸与制による借入れも容易に返済が可能であるとの意見もある。しかし、司法制度改革において、将来の弁護士に対する社会的需要の増加を見込んで急激に弁護士人口を増加させた結果、近年の新人弁護士の就職難は年々深刻化しており、今後弁護士の収入が減少していくことは容易に想像できる。したがって、弁護士業務を開始する時点で多額の債務を負うことに対する司法修習生の精神的負担は計り知れないものがあり、実際の返済も困難になっていくものと考えられる。また、裁判官や検察官となる者だけでなく、弁護士となる者の職業訓練に国費から給与を支給することには国民の理解を得られないとの意見もある。しかし、弁護士は国民の基本的な人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、三権分立の重要な構成要素であることから、一定の高さの能力と知見を備えた弁護士を育成して広く国民に充実した法的サービスを提供することは、まさに国民の利益に資するものといえる。司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任であり、司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠である。

第2. 法曹志願者の減少

以上のような給費制の意義に加え、貸与制の導入によって、法曹志願者が激減していることから、給費制を復活すべきである。現行法制下において法曹となるためには、原則として、法科大学院において2年または3年の専門課程を履修、卒業して司法試験の受験資格を取得し、司法試験に合格する必要がある。そのため司法試験に合格する前にも、法科大学院の入学料や授業料、その間の生活費等を負担しなければならず、多くの法科大学院生がこれらの費用を奨学金等によって賄っており、司法修習生として採用された時点で多額の債務を負っている者が多い。さらに、貸与制により、約300万円の債務を背負うこととなる。法曹としての業務を開始する時点でこれほど多くの借金を背負うことは余りにも精神的負担が大きく、法曹志願者が激減している大きな要因であることは疑いようがない。我が国においては、ある程度均一で高い質を持った法曹によって司法が担われており、法曹資格を与える際に、厳しい基準を設け、法曹を志願する者全てが必ずしも法曹になることができるわけではない。そのため、依然として多くの企業が新卒採用を重視していることも相まって、法曹を目指すこと自体が人生を懸けた大きなリスクを伴うものである。価値観が多様化した現代社会において、法曹という職業は学生にとって、自己実現のための多くの選択肢の一つに過ぎず、黙っていても良い人材が集まるといえる時代は終わっている。多くの選択肢の中で、給与が保証される給与所得者と、大きなリスクを伴い、最初から多額の借金を背負った状態で業務を開始することとなる法曹との選択を迫られた場合に、前者を選択せざるを得ない者も多く存在する。「中間的取りまとめ」においては、法曹志願者が減少している理由として、司法試験合格率の低迷、修習終了後の就職難、数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することが指摘されている。これらのうち、司法試験合格率の向上、修習終了後の就職難については、法科大学院のあり方や司法試験合格者数の見直し、あるいは法曹の活動領域の拡大によって、今後改善される可能性がある。また、法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担については、自らが教育を受けるための対価であり、場合によっては予備試験という代替手段が存在する。しかし、生活費の借入れを行うことへの抵抗感はいずれも次元を異にする問題であり、本来法曹を志望していた優秀な人材が他の職業を選択する大きな要因となっていることは明らか

				<p>である。このように、経済的負担への抵抗感から法曹への道を断念する者が多くなるとすれば、司法の担い手は経済的に余裕がある者たちだけに偏ってしまい、市民感覚との隔たりが大きくなり、国民の利益につながるものではない。司法が、多様で意欲のある、優秀な人材に担われることによって初めて国民の利益となる充実した法的サービスを提供することができるのである。貸与制は、多様な人材の確保に反し、結局は国民の利益に反するものというべきである。点のみによる選抜からプロセスとしての法曹養成へという理念の下、法科大学院の設立によって、かく法科大学院が切磋琢磨し、優秀な法曹の育成のために不断に努力されていることは、我々も認めるところである。しかしながら、そのような制度を導入したことにより、そこでの教育を受けることをそもそも諦めてしまう者が数多く発生してしまっていることを我々は直視しなければならない。これ以上の法曹志願者の減少を食い止めるためには、司法修習生への給費制を復活させることが不可欠である。我々は、現状の貸与制の下において、法曹を目指して法科大学院に入学し、司法試験に合格した司法修習生と日々接しているが、彼らは生活を切り詰め、欲しい書籍の購入も我慢し、就職先が決まらない不安を抱えながら、懸命に修習に取り組んでいる。しかしながら、貸与制であるにもかかわらず、法曹を目指すことを選択できた彼らの背後には、そもそも生活費を借り入れるという経済的負担への抵抗から、法曹となることを諦めた多くの者が存在しているのである。</p> <p>第3. 結論</p> <p>以上の理由により、当PTは、司法修習生に対する給費制を復活するとともに、公平の観点から、新65期及び66期司法修習生に対しても遡及的に適切な経済的措置が取られるべきであると考えている。</p>
1,852	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	1年間の司法試験合格者数を1,000人程度とするべきである。
		第3 2	法科大学院について	司法試験の受験資格から法科大学院修了という要件を撤廃するべきである。
		第3 3 (1)	受験回数制限	不合理であり撤廃するべきである。
		第3 4	司法修習について	前期修習及び司法修習生の給与制を復活するべきである。
1,853	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)</p> <p>修習費用は給費制にすべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>生活不安を抱えていては質の高い人材は育成できません。逆に生活不安のない裕福な人しか養成時期を通過できないような制度では格差が生じます。いずれにせよ日本のような裕福かつ先進国でこのような無思慮な制度がまかり通るようでは、たとえばTPP以後日本の法曹界自体、海外との競争に破れ、支配されないとも限りません。国の責任で充分かつ高度な人材養成を行うべきです。外交官と法曹生は国の宝です。</p>
1,854	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)</p> <p>修習費用は貸与制でも良いが免除制も並行導入すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>一時的に貸与しても、修習後に経験なり、実働年数を過ぎた時点で免除制を導入した方が良いと思う。</p>

1,855	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
1,856	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 貸与、給費両方が良いと思います。 (理由) すべてをどちらかにするのはバランスを欠くと思うので。
1,857	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にするべきだと思います。 (理由) 司法に携わる人達の育成は国の援助があるべきだと思います。なぜなら、将来は国民の為に働く人材であるからです。
1,858	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にするべきだと思います。 (理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。市民のニーズに応えられるような質の確保を希望します。
1,859	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費にすべきです。 (理由) 充実した修習を行わせるために、司法修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課されています。このような義務下、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理だと思います。

1,860	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) 司法制度を担う方々に対して、すべての市民が(特にお金持ちだけが希望をかなえる)平等に修習出来ることが望まれます。
1,861	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 新しい制度を考える時期。支援金の支給はするべきだが、将来返金する制度を検討。 (理由) 国の司法制度をになう人の公的な教育は必要。
1,862	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うのは国家の責任です。修習に必要な費用と修習期間中の生活保障する給費制が必要です。 (理由) 最高裁判所の辞令により全国に配属される司法修習生は、交通費・宿泊費・引越費用・家賃など修習に必要な費用が自己負担である。これは修習生にとって大きな負担となり、金銭的余裕のない人には法曹界への扉を閉めてしまう。このような不合理を是正するため給費制の復活を強く望みます。
1,863	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習費用は、貸与制ではなく、給費制にした方がよい(すべきです)。 (理由) 法曹を養成するのは国家の責任であり、充実した司法修習する為には、必要な費用と修習中の生活を保障する給費制が必要です。
1,864	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見) 「法テラスの常勤弁護士を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓を」とあるが、法テラス常勤弁護士のみを拡充することによって対応すべきではない。 (理由) 昨今、いじめなどが多発する教育現場や認知症、障害者の成人後見など法曹有資格者を必要とする人々は増加すると考えられる。また、身近な例であるが知人が大企業を相手取って訴訟を起こそうとした時、適切な弁護士を見付けることに非常に苦労したのである。つまり、一般の弁護士の有用性が多くの人々に認識されてこそ、その活動領域が広がるものと思う。故に、「常勤弁護士の活動を通じ」と限定する必要はない。

		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要がある」とあるが、どこまでを考えているか具体的に検討して提言すべきである。</p> <p>(理由) 日本の裁判は時間が掛かり過ぎるといわれる。判決はその後の行政に影響を与えるものであり、原告が亡くなってからの判決については言を俟たない。これらの解消のためには裁判官や検察官、そして裁判所書記官など弁護士以外の法曹や司法職員の増員が不可欠である。さらに、法の支配を広めること、司法過疎の解消、司法サービスの充実した提供のため、地方におけるこれらの人的・物的な整備を望むものである。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生への支援の在り方については、「貸与制を維持すべきである」とされているが、給費制を復活すべきである。</p> <p>(理由) 司法修習生は兼業・アルバイト禁止の無収入で、貸与しか受けられないことになると、経済的に余裕のある人しか法曹を目指せなくなる。これでは、庶民の暮らしを知る法曹が確保出来なくなる。また、生活資金の貸与を受けて弁護士になれば返済のため報酬目当てに国民の権利を侵害した側の弁護をする人が増加する危険もある。司法試験に合格しながら、経済的理由で修習を断念することがないように給費制を復活すべきである。</p>
1,865	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 法曹有資格者は年々の若年労働者の採用とは違い、ほとんどの場合、企業・組織内に1人ないし数名いれば足りる特殊な専門職人材であり、年々の採用も必要ない。また特殊な専門職人材としての要求水準を、修習を終えたばかりの者ではたいてい満たしておらず、企業・組織内で育成していく必要がある。そのような条件の中で、声高に採用を呼びかけても、余り効果はないというのが実感である。企業・組織は必要があればきちんと必要な人材を確保している。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見) 法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 需要に対し、もう十分に必要な人口を達成している。今後も年々一定数の供給はあるのだから「増やす」必要は全くない。</p> <p>(2)(意見) 司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人以下、具体的には1000人くらいが適切だと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 明確に供給ペースをスローダウンしないと、就職難・質の低下・有能な志望者の減少を食い止められない。</p>

第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見) 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 2	法科大学院について	(理由) 法科大学院の「実験」は意味のあるものだったと思うが、従前の司法研修所方式に比べれば、法曹養成にとって余り有効でないことがはっきりしたと思う。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。 ・大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。 ・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。 ・司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。 ・司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ・司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。 (理由) 多様性は、以前においても一定程度確保されていたと思う。多様性が金科玉条のように目標に据えられるのはおかしい。必要なのは多様性自体ではなく、プロフェッショナルとしての専門性、誠実性、倫理性、勤勉さ、正義感である。厳しい競争のあるところに敢えて身を投じ、それを乗り越えて人のために仕事をしたいという人材こそが法曹有資格者にふさわしい。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア 法科大学院生について ・特に意見はありません。 イ 司法修習生について 司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由) 裁判官にも検察官にも弁護士にもなれる法曹を養成する以上、それは国のインフラ整備である。そのために専念義務を課すべきであり、課す以上、給費が当たり前である。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。 (理由) 職業選択の自由である。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見) 特に意見はありません。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 特に意見はありません。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。 (理由) 司法試験に合格した後、これから自分を法曹として国家が養成しようとしているのだという明確な自覚のもとに受ける以前の司法研修所による教育はとても充実しており、教育効果も非常に高かった。
		第3 5	継続教育について	特に意見はありません。
			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。
1,866	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の年間合格者数は現在の合格者数よりも大幅に減少させるべきです。 (理由)最近弁護士の急な人口増で新人弁護士が就職難なっていると聞きます。新人だけではなくベテラン弁護士の生活までもジリ貧になっていると先日(5月8日付)の毎日新聞の記事に載っていました。借金し事務所を維持していると書いてありました。自分の生活が成り立たない人が人を守る事ができるでしょうか。仕事を全うできる環境にするためにも弁護士人口の在り方について実情に即したものにすべきで急激なやり方は問題が生じると思います。
1,867	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制を復活させるとともに65期及び66期司法修習生に対しても遡及的に適切な経済的措置が取られるべきである。 (理由)大学(4年)、法科大学院(2年or3年)に多額の学費がかかる中で、合格後も貸与制となれば、そもそも法曹を目指す意欲を失わせてしまう(弁護士になれば貸与金など返済できるという事後の問題ではなく、事前の心理的抑制を重視すべきである。)。弁護士は医師とは違い、事件を受けるか否かの自由がある。金持ち出身の弁護士はお金にならない事件をやりたいがらない。金持ちだけが弁護士になった場合、真の弱者は救済されなくなってしまうのではないか。
1,868	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年、給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

1,869	5/13 第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)(1)○1つ目「更なる(活動領域の)拡大を図るため」「拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある」とする点は、そのような発想は本末転倒であり、やめるべきである。ただし、国や地方公共団体が需要を満たすために行動すること自体は否定されるものではないが、その需要が国や地方公共団体の財政支出に見合うものであるかどうか慎重に検討すべきであり、○2つ目以降についても同様である。</p> <p>(2)○3つ目に関し、国は、司法修習修了生を法務省等で積極的に採用し、法案の立案作業等に從事させることとし、法務省等について、裁判官や検察官を出向させることをやめるべきである。</p> <p>(3)本中間的取りまとめでは、裁判官・検察官の活動領域について触れていないが、裁判官や検察官の充実を図るべきである。</p> <p>(理由)(1)民間の市場原理からすれば、国や地方公共団体が活動領域の拡大を図らなくても、弁護士が余っている以上、法的需要があればそこに供給されるはずである。それにもかかわらず、国や地方公共団体が活動領域の拡大を図るということは、市場原理からすると経済的合理性がない需要に対して供給することを意味し、つまりは財政支出を伴う可能性が高い。しかし、国や地方公共団体が需要を見出だして供給することは、例えばかつての第三セクターの乱立、破綻による無駄な財政支出が思い出される。このような無駄な財政支出は現在でも無数に見られるものである。国が需要の拡大を図るという発想は安易かつ危険であり、財政支出ばかりが拡大する一方で国民にとってそれに見合った利益がないという結果になる危険性は非常に高い。そもそも、就職難のため法曹志望者が激減しているから国や公共団体が需要を創設する、という発想自体、目的と手段が逆転し、本末転倒であるからやめるべきである。本来は、需要があるが経済的合理性がなく、そのため市場原理では供給のなり手がいないが、その需要が公益的な必要性が高いから、財政出動すべきだ、という発想になるはずであり、国選弁護がその例として挙げられる。したがって、国や地方公共団体が需要を満たすために行動すること自体は否定されるものではないが、その需要が財政支出を伴ってでも満たされるべき需要であるかどうか、慎重に検討すべきである。</p> <p>(2)現在は、法務省の職員のかなりの部分を裁判官や検察官が占めているが、権力分立の観点から、このような人事交流はやめるべきである。裁判所は、行政処分の違憲性、違法性も判断しなければならないのであるから、裁判官が法務省に出向することは、癒着であるとの批判を免れず、このような人事交流は、行政訴訟において住民側の勝訴率が低いことにつながっているといわざるを得ない。検察官も、公務員の犯罪行為をも追及しなければいけない立場であるから、準司法機関として、法務省への出向をやめるべきである。裁判所や検察官は、人事交流があろうとも、中立な立場で仕事をしていると言うであろうが、国民から中立性を疑われる外形の存在自体が弊害である。法務省の職員には専門的な能力が必要であることは確かであるから、法務省において、司法修習修了生を職員として採用し、教育する構造にすべきである。そのうえで、必要があるのであれば、法務省と裁判所・検察庁とで情報交換をすればよい。ただし、その情報交換には透明性を確保し、可能な限り公開の場で行い、議事を公開すべきである。</p> <p>(3)裁判所、特に家庭裁判所の審理の遅さは目に余るものがある。私は沖縄で弁護士をしているが、成年後見申立ての際、即日面接ができるまで2か月近く先になる、と言われることがある。また、各種申立てをしてから裁判所が期日の指定等をするまで2か月以上かかることがある。裁判所、特に家庭裁判所の人事の充実が急務である。さらに、一般市民を調停委員とすることはやめて、調停段階から裁判官が担当するようにすべきである。調停事件といえども紛争であるが、これを一般市民が調停委員として扱うのは適切ではない。私が調停事件を見た限り、調停委員と裁判官では紛争解決能力に雲泥の差があるといわざるを得ない。弁護士が社会生活上の医師であれというのであれば、裁判官も、調停事件や少額裁判など、これまで必ずしも適切に解決されてこなかった事件に携わることとし、社会生活上の医師としての役割を果たすべきである。検察官も、副検事制度はやめて、司法修習を修了した法曹がすべて検察権限を行使すべきである。法的な需要は、裁判所や検察庁にこそ理もれている。裁判官や検察官を増員すべきである。予算は必要となるが、そもそも司法制度改革と予算の削減は矛盾している。予算が限られているというなら、司法制度改革自体無理であることを説明し、理解を得るべきである。</p>
-------	---------	-----------------	--

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)(1)○1つ目「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、」とあるが、最終とりまとめでは、その需要に対する供給は、財政出動を伴う必要が高いことを明記すべきである。そのことと併せて、現在の就職難からすれば、「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない」としている点は、実体とかけ離れているといわざるを得ず、この点は削除すべきである。</p> <p>(2)○2つ目に関し、司法試験の年間合格者数は、当面の間、1,500人程度とするのが妥当であると考えられ、数値目標は、その後の就職状況等の動向を踏まえて漸次見直していくべきである。</p> <p>(理由)(1)第1で述べたとおり、現在満たされていない需要は経済的合理性を無視した重要である可能性が高い。したがって、これが満たされるには財政出動が必要となる可能性が高く、そのことを無視して法曹人口が増加しても、有効な需要とならず、仕事に溢れる人が増えていくだけである。したがって、その需要に対する供給は、財政出動を伴う必要が高いことを明記すべきである。このように、需要に対して供給していく際に財政出動を伴うとなると、自ずと財政上の限界が生じることとなる。加えて、現在既に相当な就職難であることからすると、「法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない」とするのは実態とは合っていない。したがって、この部分は削除すべきである。年間合格者数を1,500人とした場合、法曹人口は増えていくのであるが、現状では、あえて法曹人口増加の必要性を強調するような状況にはない。</p> <p>(2)また、本年1月時点での弁護士未登録者数は363人であるとのことであり、登録した者も、即独した者が一定数いることからすると、すくなくとも500人以上は供給過剰であると考えられる。そこで現状では、現在の2,000人程度の合格者数から500人程度は減らし、合格者数は1,500人程度とするのが適当であると考えられる。ただし、弁護士の多数派は、司法試験合格者数を1,000人ないし500人にすべきであると考えていると思われるが、合格者を増やすことにより法的知識・思考力面が低い者が多くなる、就職難により法曹志願者数が減るというデメリットが存在する一方、合格者数を増やすことにより厳しい競争が生じて法的な部分を除いたサービスが向上するという国民にとってのメリットも考えられるので、極端に合格者数を減らすことが妥当であるかは疑問である。ただし、法科大学院の責任を減らすために合格者を増やすべきだという発想は、目的と手段を誤ったものであるからやめるべきである。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)この部分は全面的に削除し、全く新しい法曹養成制度を構築し直すよう、明記すべきである。その案として、法科大学院は、司法試験合格者を教育する期間に構成し直し、司法試験合格後1年は法科大学院で学び、残り1年を司法修習とすべきである。</p> <p>(理由)現在、最も問題があるのがこの法曹養成制度の部分であることは論を待たない。その原因はいくつかあるが、根本的には、①学費が高すぎる、②必要となる補助金も高すぎる、③大学はその実態が研究機関であって、初学者に法学の基本中の基本を分かりやすくかつ網羅的に教育する機能はそもそもない、といった点が挙げられる。これらは構造的な問題であって、克服は不可能である。まず、①学費が高すぎることについては、職業選択の自由を侵害するものであって、特に資力がない者については決定的である。奨学金制度があるといっても、多額の借金の返済を先送りすることとなり、現在の就職難や三振がある下では、法曹を志願することを躊躇するに十分である。②必要となる補助金も高すぎることについては、法科大学院への多額の補助金が、司法修習生の給費制復活の支障になっているとの認識は多くの弁護士がもっているところであり、したがって多くの弁護士が法科大学院に対して強い敵意をもつ原因の一つとなっている。このように、司法関係者間で鋭く対立するような状況では、法曹養成制度を改善しようとしても、単なる関係者間の利害調整に終始せざるを得ず、国民のため、法曹志願者のための改善は不可能である。さらに、③大学の实態は研究機関であり、大学が学生に対して、法学の基本中の基本から分かりやすく教育してきた実績は全くない。その講義は自己の研究内容に偏重し、初学者にはおよそ向かない内容であり、網羅性も全くないものであることは、大学の法学部の講義に出席したことがある者であれば誰もが知っていることである。そもそも、独学しようが、予備校を利用しようが、大学の講義を利用しようが、結果として必要な能力が身に付けば構わないはずなのであるし、人には個性がある以上、各人にとって適切な学習方法は人それぞれなのであるから、勉強方法は自由であることを原則とすべきである。少なくとも、初学者を教育する能力はないと</p>

		<p>いわざるを得ない法科大学院の過程を必修とするのはやめなければならない。旧司法試験の弊害として、「受験技術優先の傾向」ということが挙げられていたが、その受験技術とは何であるのか、またその技術が実は実務で必要ないし有益な技術なのではないか、法曹としての能力を測定する機能を失っていたというような事実があったのか、全く実証されていない。旧司法試験で合格した私の認識からすると、旧司法試験に対して寄せられた批判というものは、ほとんど事実に基づかないか、偏見に満ちたものであった。私が感じた旧司法試験制度の問題点といえば、かつて合格者数500人時代では合格者数が少なすぎたことと、実務と乖離した試験問題が一部見られたことくらいであり、いずれも改善可能なものである。研究者たる大学教授の教育を受ける価値があるとすれば、むしろ司法試験合格後のことである。法学の先端を研究している者の話を聞いても、基本が身に付いていなければ理解不可能なのであり、現在の制度のままでは、大学教授による供給と、学生の需要とが完全にミスマッチしており、お互いに永久に不幸である。関係者間のwin-winを図るには、法科大学院の過程は、司法試験合格後1年とするのが妥当である。そうすれば、プロセス教育の理念に反することもない。そもそも、司法制度改革審議会意見書では、多様な人材を確保すべく、未習者が原則とされた。しかし、現在、法曹志願者が激減しているのは主に純粋未習者である。純粋未習者の司法試験合格率は極めて低いことは、大学に初学者を教育する能力がないことを端的に示している。もはや、法科大学院修了を司法試験受験資格とすることは、多様な人材確保と逆行するものであり、制度として誤っていたことを示している。旧司法試験制度では、司法試験合格者数500人という状況では多様な人材確保にも限界があろうが、1,000人ないし1,500人であれば、例えば社会人でも仕事をしながら勉強し、そのまま合格を目指すか、手応えを感じれば勝負をかける年だけ仕事をやめて勉強に集中するなどしてリスクを減らすことができ、現在の制度よりはるかに多様な人材が法曹になることができる。大学教育にも価値があるのは確かであるが、司法試験合格前の者を教育しようという現実を無視したことはやめ、司法試験合格者に対してさらなる質の向上を目指して教育をすることを考えるべきである。</p> <p>いずれにせよ、現在のような、司法関係者間においてlose-loseの関係しか築けない制度では何をやっても絶対にうまくいかない。もちろん、国民が最大のwinnerでなくてはならないが、そのためには、司法関係者間がwin-winの関係を築けるものであることが不可欠である。現在の枠組みにとらわれている限り、法曹養成制度の改善は絶対がない。Googleやappleやamazonに見られるようなイノベーションこそ法曹養成制度改革に求められる。その根源は、義務にはなく、自由にある。法曹志願者を義務から解放しなくてはならない。法科大学院教育は司法試験合格後、しかも1年間となると、かなりの数の法科大学院が統廃合せざるを得ない。しかし、現状では、法学部の志願者も減少しており、大学の法学部すら危機的な状況である。法的需要が増えているといっているのに、法学部の志願者が減っているのはなぜか。大学の法学部こそ、需要に応え、その復権を図るべきであり、ミスマッチであるにもかかわらず供給を義務づけるような誤った発想はやめるべきである。現状のままでは、志願者数の激減に歯止めをかけることは絶対にできず、司法権の弱体化が進む。そうなれば、国民にとっては多大な迷惑になるのである。</p> <p>繰り返すが、必要なのは、既存の枠にとらわれない、全く新しい発想である。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>(意見)法曹志願者の減少の改善、法曹の多様性の確保のためには、原則として法科大学院の課程修了を司法試験受験資格としていることをやめる以外の方策はない。法科大学院は、司法試験合格後の研修機関としての活用を考えるべきである。</p> <p>(理由)「プロセスとしての法曹養成」で述べたとおりである。</p>

第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)(1)○1つ目について、法科大学院は、司法試験合格後の研修機関としてその位置づけを変更すべきである。そのうえであれば、一定度の経済的支援は、職業訓練の一環として行われる以上必要であるし、対象が司法試験合格者に限られている以上、必要以上の額になることもない。</p> <p>(2)○2つ目について、司法修習は、その核心部分が実地研修たる実務修習であることを踏まえ、給費制を復活すべきである。</p> <p>(理由)(1)「プロセスとしての法曹養成」とおり、法科大学院を司法試験合格後の研修機関にすると位置づけると、通常の大学院の課程とは異なった職業訓練校としての位置づけになる。したがって、経済的支援を行うにも国民に対して理解は得やすいはずである。</p> <p>(2)司法修習生に対しては、給費制を復活させなければならない。弁護士が司法制度改革に協力できない大きな理由の一つがこの給費制の問題である。貸与制は司法修習を破壊するものである。貸与制を続けられ、司法修習はかわいそうだからやめよう、という声が出てくる。しかし、その帰結は、質の向上やプロセス教育と全く相容れないものである。また、司法修習がなくなれば、裁判官や検察官は独自の研修を行うこととなるが、そのように裁判官や検察官が国家機関の狭い世界に閉じこもっていくことは、裁判官や検察官は非常識なのではないかと常に疑問を持っている国民が望んでいることか。あるいは、裁判官室でどのように裁判に向けた合議が行われているか、検察官室でどのように取調べが行われているか、そういったことを理解していない者が弁護士になっていくことは、国民が望むことか。絶対にそうではないはずである。また、これまでは、自費で留学する者も少なからずいたが、奨学金債務や修習費用債務がある状況では、今後は自費で留学することもできなくなり、グローバルな人材も減ってしまおうであろう。この点は、司法制度改革の理念に逆行するものである。国民は、司法修習を単なる勉強であると誤解している側面があるが、実態は、その大半は実務修習であり、研修医と同じようなオン・ザ・ジョブ・トレーニングである。国民に対して、机上の勉強にお金を払わせているかのようにミスリードすることはやめ、その実態が研修医と同じような実地研修であることを踏まえ、給費制につき理解を得るべきである。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)教育の質については、認証評価機関による評価が機能しないことは、問題が解決されていない現状をみれば明らかである。原則として法科大学院修了を司法試験受験資格としていることをやめ、自由競争がより機能するようにすべきである。</p> <p>(理由)教育の現場を見ているのは利用者たる学生であり、認証評価機関には教育を適切に評価できる機能はない。教育の質に対する評価は利用者である学生の判断こそ最大の材料である。原則として法科大学院修了を司法試験受験資格とし、自由競争を制限していることこそが、教育の質が向上しない大きな原因である。原則として法科大学院修了を司法試験受験資格としていることをやめるべきである。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>(意見)法科大学院には、法学未修者に対して適切な教育サービスを提供することは不可能である。大学は、その実態が研究機関であるという現実を直視し、法学未修者に適切な教育ができるなどという現実離れた認識をもつのはやめ、司法試験合格後の教育機関としての役割を果たすべきである。</p> <p>(理由)前述したとおりである。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数制限は撤廃すべきである。</p> <p>(理由)法科大学院修了を司法試験受験資格としなければ、働きながら受験することも可能である。したがって、受験回数が増えることの弊害は少ない。職業選択の自由を制限してまで受験回数制限をすべき合理的理由はない。司法試験合格者数を1,000人ないし1,500人とする限り、司法試験が極端に難化することはない。受験回数制限に合理的な理由はない。</p>

<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>(意見)(1)現在の司法試験は総合的に見て旧司法試験より優れている。ただし、行政法は選択科目とすべきである。 (2)選択科目をなくすことは慎重に考えるべきである。 (3)短答式試験科目は、行政法を除き、減らすべきではない。 (理由)(1)現在の司法試験は、旧司法試験と比較して、より実務に近い内容となっており、実務家登用試験として優れている。実務家に必要なのは事案分析能力であり、それと比較すれば法律の体系的理解は次点である。そのことは、実務家の仕事内容を想起すればすぐ分かることである。法学の理解は必要ではあるが、その点に傾倒した試験問題は不適切である。ただし、科目数が多すぎて受験生に負担が大きいか、という問題は存在する。現在の司法試験から必修科目を減らすとすれば、行政法しかない。行政法も重要な科目であることは疑いないが、実務上利用する頻度は他の科目と比較して多くはないといわざるを得ない。行政法は選択科目とすべきである。 (2)一方で、選択科目をなくすことについては、選択科目について多数の良質な教科書が発行され、選択科目について研究や教育が進むなど、副次的な効果も見逃すことはできない。選択科目をなくすことについては慎重に考えるべきではないか。 (3)短答式試験科目は、これを減らしても、論文式試験がある以上、受験生の負担を減らす効果は限定的である。かえって、短答式試験を基本三科目などとした場合、旧司法試験のときのようにその試験問題が難化するおそれがある。必修をやめるべき行政法を除き、短答式試験科目を減らすべきとは考えない。</p>
<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>(意見)(1)これを制限すべきとの意見も一部あるようであるが、制限すべき理由はない。法科大学院修了を司法試験受験資格とすべきでないとする立場からは、可能な限り拡充すべきとの意見になる。 (2)大学の一般教養課程を修了した者を対象に、一般教養科目は免除すべきである。 (理由)(1)予備試験を制限すべきでなく、むしろ拡充すべき理由は、法科大学院修了を司法試験受験資格とすべきでないとする理由と共通するので、先に記載したとおりである。予備試験合格者は採用段階で重宝されているのが実態であり、このことは、法科大学院教育そもそもの価値が低いことを端的に示している。予備試験を制限すれば、一定の優秀な人材を失うことになる。 (2)大学の一般教養課程を修了した者には、一般教養の課程を経ている以上、一般教養科目は不要である。そもそも法科大学院の入試でも教育課程でも一般教養科目はなく、これを予備試験の受験科目とする理由は全くない。</p>
<p>第3 4 (1)</p>	<p>法科大学院教育との連携</p>	<p>(意見)法科大学院を司法試験合格後の教育機関とすべきとの立場からすれば、かつての前期修習で行われてきた教育内容は、法科大学院でこれを実施するのが妥当である。 (理由)法科大学院を司法試験合格後の教育機関とすれば、法科大学院でかつての前期修習の内容を実施することは可能となるはずである。そのうえで、前期修習に相当する科目についても、理論と実務の架橋を図った上、適宜、先端科目や司法試験科目以外の授業も併せて実施すれば、法曹の質は相当程度向上する可能性がある。本気で法曹の質を高めたいと考えているならば、法科大学院は、司法試験合格前の学生を教育できるといった誤った発想はやめ、基本が身に付いた司法試験合格者の質を向上させることを考えるべきである。</p>

		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)選択型実務修習は、充実できるのであれば望ましいといえるが、受入体制の問題もあり、慎重に検討すべきである。また、法廷での修習がおろそかになることのないようにすべきである。 (理由)いくら法曹の活動領域が拡大しているとはいえ、法廷活動の専門家は一部を除き法曹しかいないのであるから、法廷活動能力の低下は国民の権利・自由を守る機能の低下に直結する。法廷での修習がおろそかになることのないようにすべきである。
		第3 5	継続教育について	(意見)法科大学院は、司法試験合格後の研修機関として特化することに加え、法曹となった者に対して専門的な教育サービスが提供できるのであれば、望ましいことであることは間違いない。 (理由)意見のとおりであるが、これを実現するには、法科大学院側が、教育能力の向上を図る必要がある。実務家の需要を満たす教育プログラムを用意できるのであれば、これを利用したい者は出てくるであろう。間違っても義務づけという安易かつ無駄の多い制度に頼ってはならない。
1,870	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生については、給費制とする方がいいと思います。 (理由)どのような制度も、結局、良質の人材により運営されなければ、システムが崩壊してしまいます。貧すれば鈍するという故事があるように、建前だけでは、システムは崩壊してしまうと思います。社会基盤をより良いものとするためには、必要な費用なのではないでしょうか。
1,871	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。 (理由)企業や行政など、いわゆるパブリックな場に於いては、法曹有資格者の専門性を生かせる活動領域を積極的に拡大させるべく、取り組んでいって欲しいと思う。一方、私人に於いては、以前に比べ、権利を守るために方に訴える人が増えたというものの、裁判所の敷居はまだまだ高く、欧米並みの裁判へのなじみは広がっていないように思う。そこで、まちかど奉行的な、弁護士に間に入ってもらってトラブルを解決するというような、簡易で、かつ厳正公平な判断をしてもらえらる機関をもっと増やし、トラブルを軽度なうちに相談し、解決できるような(しかも経済的に)しくみを検討してもらいたい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)人数ではなく、質が大切である。増加させることにより、以前より学識・能力が低下しては意味がない。方法が非常に困難であるだろうが、むしろ常に一定の絶対評価で、資格を認めるべきである。 (2)(意見)司法試験の年間合格者数は、そもそも国家が具体的な人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)上記(1)と同じ。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の定員削減。法科大学院の統廃合。

第3 2	法科大学院について	(理由)受験予備校でテクニックを修得して、法曹資格を得るのではなく、真に必要な、知識・能力プラス人間性も養えるべき場としての法科大学院であるべきである。試験と言う一瞬の評価ではなく、2年ないし4年の間でその人の法曹人としての能力・資質を自他ともに判断すべきである。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 (理由)司法試験合格は、将来の就職・ペイ・やりがい、すべてがほぼ100%約束されていると思えばこそ、様々なリスクがあっても目ざすことのできる目標であるはずだったのではないのでしょうか。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. (意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、充実していると思いますので、維持するべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。 (理由)能力はあるが経済的に困難な人に対して、公的に授業料免除の大学院生枠も作るべき。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。 (理由)いつまでもあきらめずにチャレンジするか否かは個人が判断すべきこと。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について。現状の制度を維持するべきだと思います。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度は、積極的に評価するべきだとも思います。 (理由)大学院を出ていなくてもそれに相当する能力資質を持っているのであれば構わない。
第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、現状の制度を維持しつつ、さらなる充実を図るべきだと思います。
第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
	その他	社会のニーズを見誤った結果としての法曹人口の増加と、法曹資格を持っていないがらの未就職者の増加→法曹界への魅力の低下→法曹志願者の減少→有能な法曹人の減少。この悪循環を一刻も早く断ち切るためには、再び少数精鋭のプロを選ぶ司法試験の位置付け復活のための手段を、迅速に講ずるべきである。

			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
1,872	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給費制度を復活すべきである。 (理由)貸与制では①経済的余裕がある者しか法律家になることが困難となるし、②法律家になったあとに借金返済を最優先する仕事形態をとらざるを得ない者が増えてしまう。これでは「社会正義の実現」も「人権の擁護」もおぼつかない。なお、②については本来は大学や大学院の奨学金のあり方や家庭の経済負担の問題も抜本的に改革しないといけない(例えば学費軽減や奨学金の貸付型から給付型への転換など)。
1,873	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給費制はもとにもどすべきです。 (理由)子どもが裁判官、検事、弁護士になりたいと思った時に借金をすることになるとお金の心配であきらめなければならない社会はおかしい。借金まみれの法曹の方々には自分の人生をかけて解決してもらったら大変、不安です。
1,874	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給付は復活させるべきである。 (理由)法曹養成は、国民全体で支えるものであるため国民が安心して生活できるためにも、しっかりした法曹界が必要である。
1,875	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)最大限の経済的支援をすることを求めます。 (理由)司法修習期間が短縮化されたので修習内容の充実化が求められ、修習に専念する必要は高まっています。修習専念義務を解除してアルバイトを認めることは、修習の本質をゆがめるのでそれはできません。修習専念義務を前提とする限り、経済的不安を解消するための支援をできるだけ行って下さい。将来、国選弁護、登板弁護で司法制度に貢献する弁護士を育成するという視点からも支援は必要です。
1,876	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	希望的観測での行政・会社における需要拡大は考えるべきではない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	現時点でも明らかに過剰である。年間の司法試験合格者数を1000人程度にしても純増としては十分である。
		第3	法曹養成制度の在り方	受験資格を法科大学院卒としても、結局、優秀な人材が予備試験又は他業種に流れるだけである。旧試験に戻した上で、修習の充実(少なくとも1年半)による実務家育成が望ましい。
		第4	その他	修習生への給費制は必須である。経済的困窮の中では、広い視点を持ち、人権感覚を磨くよりも、当面の生活が優先されることになる。自分で(又は家庭の支援で)法曹になったのだからとその資格を自己のためだけに使うことを正当化する論理が若い法曹に広がっていくことが大変危惧される。公的に給費制により養成を支えられたことで、広く社会に自分の力を還元していこうという方向付けが従来はなされていた。経済性重視の法曹が急増することは引いては市民の司法に対する信頼を損なうものである。

1,877	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)国として、司法試験の年間合格者数の数値目標を設けるか、設けないのであれば、少なくとも今後の社会が必要とする「法曹人口の規模」について一定の目標を示した上で、それに応じた「法科大学院の規模」の在り方について議論すべきである。</p> <p>(理由)本取りまとめにおいては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当とされているのと同時に、今後の法科大学院の入学定員に関して、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきとされている。各大学においては、法科大学院の教育の質の向上に向け、定員の見直しを含む自主的な取組を検討・実施しているところであるが、このような取組を検討・実施する上では、司法試験の年間合格者数や社会の求める法曹人口数が極めて重要であり、それらの数値が示されないまま、各大学がそれぞれに修了者の相当程度が司法試験に合格できるようにすることだけを指針として定員を見直すように求められても、大学は社会が必要とする法曹数の計画的養成に適切に対応・貢献することが困難と思われるため。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院を中核的な教育機関とするプロセスとしての法曹養成は今後とも維持していくべきである。その上で、法科大学院教育の抜本的な改革のみならず、活動領域・法曹人口・司法試験等を通じたトータルでの抜本的な改革を通じて制度の安定化を図るべきである。</p> <p>(理由)司法制度改革の理念の実現は、ひとり法科大学院だけでなく、広く関係者がその所掌する事務・制度等についてトータルとしての改革を行い、相協力して、その理念の実現に努める責任があると考えため。</p>
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法曹有資格者だけでなく、それ以外の法科大学院修了者の活動領域の在り方やその拡大方策についてもご検討いただきたい。</p> <p>(理由)法曹志願者減少の要因を解消し、また多様性を確保するには、法曹有資格者だけでなく、それ以外の法科大学院修了者の活動領域の在り方を検討し、その拡大方策を示す必要があると考えため。法科大学院制度は、当初から、修了者のうちある程度の人数は司法試験に合格できないことを想定していたはずであるから、法科大学院はもとより関係者は、それらの者が法曹以外の職業につくことを前提とした対策を講じる責任があると考え。</p>
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院に対して、新たな法的措置を設けることを検討する必要があるとされていることについては、まず各大学の自主的な改革努力を促す措置を継続的に実施することが先決であり、新たな認証評価項目の提示や改革のあり方の多様性を確保するための方法についてご検討いただきたい。仮に法科大学院に対して強制力を伴うような厳しい改革を検討する場合には、大学で自主・自律的な改革が行われていることも踏まえ、明確な基準や適切な手続等について慎重にご検討いただきたい。</p> <p>(理由)法科大学院制度そのもの、ひいては大学の自治に関する事項であり、全ての法科大学院に対して、重大な影響を与えると考えるため。</p>
		第3 3 (3)	予備試験制度	<p>(意見)予備試験制度の見直しを行うに当たっては、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の趣旨を十分に踏まえた上でご検討いただきたい。</p> <p>(理由)法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、今後とも堅持する必要があると考えため。法曹資格取得への多様な途筋の確保という観点では評価すべきであるが、それが法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の趣旨を損なうことになっては本末転倒である。予備試験の受験資格や受験回数について、踏み込んだ議論が必要ではないかと考える。</p>

		第3 5	継続教育について	(意見)継続教育に関して、法曹三者と法科大学院が必要な協力をを行い、社会のニーズに応える多様な人材を育成していくべきである。 (理由)法曹になった者に対して、法曹三者と法科大学院が協力して継続教育を行うことで、質の高い教育が可能となり、社会のニーズに合った法曹を確保できると考えるため。また、継続教育は、法曹を目指す者にとっても、将来設計に役立つ重要なものであり、法曹養成制度における重要な一つのプロセスであると考えられるため。
1,878	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされている部分について。 (意見)法曹の多様性の確保、弁護士人口の地域的偏在是正の観点から、地方法科大学院に対しては、積極的な公的支援を行うべきである。 (理由)経済的理由や親族との関係で転居が困難な場合、生活拠点に近い地方法科大学院が存在しなければ、事実上法科大学院への入学はできない。法曹の多様性を確保すると司法制度改革の趣旨を鑑みると、都市部等への転居ができない地方在住者が法曹になる機会を断たれることのないよう、法科大学院の配置において地方法科大学院の必要性を重視すべきである。また私は地方法科大学院出身であるが、私の同級生においては、同地方に弁護士として定着する者が多い。地方法科大学院出身の司法試験合格者の増加は、弁護士人口の地域的偏在の是正に相当程度寄与をしていくと考えられる。偏在是正のためにも、地方法科大学院の教育を充実させることが必要であり地方法科大学院への公的支援を積極的に行うべきである。
1,879	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	一般市民の法曹へのアクセスを容易にし、裁判官・弁護士・検察官の活動領域を充実させるべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	ロースクール受験者が著しく減少している現在の状況に鑑みれば、司法試験合格者の人数を減少させなければ、法曹の質を維持できなくなる。1年1000人程度が適正である。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールに多額の資金を投じた上、司法修習中の生活を貸与によってまかなう現状では、経済的理由で法曹への道を断念する人材も少なくない。司法修習生に修習専念義務を課す以上、修習に専念できるだけの経済的援助を行うべきである。
1,880	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見) ○検討会議は、法曹人口と法曹養成制度全体が抱えている現在の切迫した課題を直視した上で、今後の法曹人口の在り方と法曹養成制度の在り方に関する具体的指針を示し、国の施策の方向性を基礎付ける内容の最終取りまとめを行う責務がある。 ○検討会議は、法曹志願者の急減、弁護士の就職難とOJT不足などの現に生じている法曹崩壊の危機的状況を直視し、当該危機的状況の解消の具体的見通しを明確にすべきである。 ○検討会議は、司法改革以降現在までの法的需要の実態を率直に見据え、将来の法的需要を慎重に予測した上で、「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」(意見の内容)で指摘する観点に基づく検証を踏まえて、司法試験合格者数を検討すべきである。 ○早急に年間の司法試験合格者数を1500人以下とし、更なる減員については現実の法的需要を検証しつつ、漸増のペースを適切に調整していくべきである。

○今後の法的需要の検証については、適切な予算措置を講じた上で日本国が公式に行うに相応しい分析を専門機関に依頼して継続的に行い、それに応じて司法試験合格者数を決定する常設組織を別途設けるべき

1 法曹崩壊の致命的症状

法曹養成制度検討会議は、司法改革による法曹人口の大量増員政策と法科大学院を中核とした法曹養成制度の推進によって、結果として、法曹志願者が急減し、弁護士の就職難が深刻化している事態が発生し、日本の法曹が崩壊の危機に瀕しているという現状の認識を出発点としなければならない。現状を放置することなく、具体的指針と方向性を示して、将来の法曹のあるべき姿を明確にすることにより、法曹及び法曹養成制度に対する国民の信頼を取り戻すことが、検討会議に課された使命である。最終取りまとめでは、まず、この点を明確にしなければならない。

法曹志望者の急減

法科大学院志願者数は、法科大学院制度が始まった平成16年度の7万2800人から平成24年度には1万8446人へと急減しており、平成16年度を100とすると平成24年度は25.38パーセントにまで急減している。法科大学院受験者数でも、平成16年度の4万810人から平成24年度には1万6519人と40.62パーセントまで急減している(第2回・資料2・P9「(4)法科大学院志願者数・受験者数、入学定員・入学者数の推移」)。

法科大学院は複数受験が可能であることから、法科大学院志願者数または法科大学院受験者数をそのまま法曹志願者数とみることにはできないが、法科大学院受験のために必須とされている適性試験の受験者実数は法曹志願者実数を推測する上での重要な指標となる。法科大学院適性試験の受験者実人数をみると、平成15年度の3万5521人(大学入試センター受験者数)から平成24年度は5967人(統一試験実人数受験者数)と16.80パーセントにまで激減している(参考資料2・目次18)。

法科大学院入学者数と適性試験受験者実人数の推移を対比すると次のとおりとなる(当年度入学者は前年度適性試験を受験していることから当年度入学者数と前年度適性試験受験者数とを対比する。)

法科大学院入学者数(入学定員)／適性試験受験実人数(前年実施分)／対入学者数比率(%) (入学者数÷適性試験受験実人数)

平成16年度	5,767(5,590)／35,521／16.24
平成17年度	5,544(5,825)／21,429／25.87
平成18年度	5,784(5,825)／17,872／32.36
平成19年度	5,713(5,825)／16,680／34.25
平成20年度	5,397(5,795)／14,323／37.68
平成21年度	4,844(5,795)／11,870／40.81
平成22年度	4,122(4,909)／9,370／43.99
平成23年度	3,620(4,571)／7,909／45.77
平成24年度	3,150(4,484)／7,249／43.45
平成25年度	2,698(4,484)／5,967／45.22

法科大学院入学者数は平成17年度から定員割れが続き、平成24年度の入学者数3150人は定員4484人の70.25パーセントという惨状である。平成24年度の法科大学院の競争倍率の平均は2.53倍であるが(第4回・資料3・P14)、平成24年実施の適性試験受験者実数と入学定員をみると既に1.33倍にまで低下しているのである。

なお、今年8日に文部科学省より報告されたデータによると、平成25年度に学生を募集した法科大学院は74校中69校、募集定員は4261人であったが、法科大学院入学者数は2698人(前年度比85.65パーセント)と募集定員の63.32パーセントに止まり、学生を募集した法科大学院修了を司法試験69校のうち93パーセントに当たる64校が定員割れで、定員を充たしたのはわずか5校にすぎない。

旧司法試験受験者数は、平成12年度3万6203人(合格者数994人・合格率3.1%)、平成13年度3万8930人(合格者数990人・合格率2.9%)、平成14年度4万5622人(合格者数1183人・合格率2.9%)、平成15年度5万166人(合格者数1170人・合格率2.6%)と推移し、法科大学院制度が始まった平成16年度も4万9991人(合格者数1483人・合格率3.4%)であった(参考資料1・目次31の資料・P355「11 志望者数の減少」、合格者数・合格率については第2回・資料1・P41「旧司法試験の受験者数・合格者数等の推移」参照)。

法科大学院制度が始まる直前の平成15年度の旧司法試験受験者数5万166人と比較すると、平成25年度適性試験受験者実数5967人は11.89パーセント、新司法試験受験者数8387人は16.72パーセントとなっている。この10年間で法曹志願者は1割近くまで激減してしまったという驚愕すべき実態がある。適性試験受験者実数5967人と予備試験受験者数7183人を単純に合算しても(実際には重複者が相当数存在する。)1万3150人、26.21パーセントに過ぎない。

合格率3.4パーセントの旧司法試験に対して5万166人も法曹志望者が存在していたのが、司法試験合格者数は2000人から2100人程度まで急増したにもかかわらず、法科大学院制度が始まった平成16年度からわずか8年間の間にここまで法曹志願者が激減してしまい、また、本年度東京大学文科1類の志願倍率が初めて3倍を割り込んだことに象徴されるように、大学受験生の法学部離れも急速に進んでおり、法曹志願者の減少は広く深く浸透しつつある。まさに日本の法曹は危機的状況に陥っているといえる。

中間的取りまとめでは、「法曹志願者が減少する要因としては、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験の合格率がそれほど高くなっておらず、また、司法修習を終えた後も、法律事務所等に就職して活動を始めることが困難な者が増加しているといわれる状況にある一方、大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから、法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられている状況にあると考えられる。」(P9)とされているが、法曹志願者減少の直接的な原因は、弁護士数の急増による弁護士供給過多によって、弁護士の就職難と、特に登録年数が若い弁護士の経済的基盤の低下がもたらされたことと無関係ではないと思われる。

弁護士未登録者数の急増

年間1500人ペースでの急激な法曹人口の拡大は明らかな弁護士供給過多を生じており、このことを端的に示しているのが、弁護士未登録者数の急増である。一括登録時点以降1年以内に相当数が登録しているものの、一括登録時点における未登録者数の急増は、弁護士供給過多による就職難の状況を端的に示している。司法修習修了者のうち一括登録時点における弁護士未登録者数は、60期(平成19年度)103人、61期(平成20年度)122人、62期(平成21年度)184人、63期(平成22年度)258人、64期(平成23年度)464人、65期(平成24年度)546人と年々急増している。65期の司法修習修了者2080人に占める弁護士未登録者546人の割合は26.3パーセント、任官者・任検者164人をのぞいた1916人に占める割合は28.50パーセントに達している(第7回・資料6・日弁連提出資料参照)。

弁護士の経済的基盤の低下

国税庁統計年報のデータによると、平成18年度から平成23年度における、所得額70万円以下の弁護士数の推移は次のとおりとなっている。

平成18年度 3人
平成19年度 8人
平成20年度 2661人
平成21年度 4920人
平成22年度 5818人
平成23年度 5714人

所得額70万円以下の弁護士数は、平成18年度はわずか3名に過ぎなかったものが、平成20年度に2661名となり、平成23年度は5714名にまで急増している。平成23年度の確定申告をした弁護士2万7094人のうち5714人、21.09パーセントもの弁護士が70万円以下という明らかに生活に困窮するレベルの所得しか得ていないという状況に陥っている。

弁護士数は、平成13年度から平成23年度にかけて1万8246人から3万518人と1万2272人増加しているが、このうち平成18年から平成23年にかけての増加数は2万2056人から3万518人と8462人であり(第2回・資料2・P4「法曹三者の人口の推移」、弁護士の増加数に迫るだけの数の低所得弁護士が発生しているということになる。

当連合会は、平成25年2月25日付第10回法曹養成制度検討会議に関する声明において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めている。

・本検討会議において、今後の司法試験合格者数を決定するにあたっては、司法改革以降の具体的な法的需要の検証を行った上で、将来合理的に予測される具体的な法的需要に見合ったものとするのが不可欠である。

・検討会議では、司法改革以降現在までの法的需要の実態を率直に見据え、将来の法的需要を慎重に予測した上で、隣接法律専門職種の役割も踏まえた上で、司法試験合格者数を検討すべきである。

国分委員が第10回検討会議で適切に表現するとおり、「日本においては過去10余年の司法改革の成果の部分とともに、合併症を超え致命的な症状が生じている」のである。もはや悠長に対症療法で誤魔化しうる状況ではなく、早急に外科手術を施さなければならない。

総務省・政策評価においても、「現状の約2000人の合格者でも弁護士の供給過多となり、就職難が発生、OJT不足による質の低下が懸念」と明確に指摘されているところであり(参考資料1・目次32の「【主な勧告事項1】司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討」、弁護士供給過多の解消に向けた政策は、日本の法曹の崩壊を回避するための喫緊の課題である。

2 具体的指針の必要性



当連合会は、平成25年2月25日付第10回法曹養成制度検討会議に関する声明において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めていた。

・本検討会議において、今後の司法試験合格者数を決定するにあたっては、司法改革以降の具体的な法的需要の検証を行った上で、将来合理的に予測される具体的な法的需要に見合ったものとするのが不可欠である。

・検討会議では、司法改革以降現在までの法的需要の実態を率直に見据え、将来の法的需要を慎重に予測した上で、隣接法律専門職種の役割も踏まえた上で、司法試験合格者数を検討すべきである。

具体的指針の放棄

しかし、中間的取りまとめは、「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」として、法曹人口に関する具体的指針を示すことを放棄し、その理由は「大幅な法曹人口増加を早期に図ることが必要な状況ではなくなっているため」としている。司法試験の年間合格者数の数値目標は、大幅な法曹人口増加を早期に図るために必要なのではなく、我が国の将来の法曹に関する具体的指針と方向性を定めるために必要なことである。

司法制度改革推進計画は、法曹人口5万人という将来ビジョンをその実現に向けた司法試験年間合格者数3000人という具体的数値目標を定めたが、具体的な法的需要の予測に基づくものではなかったことから、結果として法曹崩壊の危機的状況をもたらすことになった。

司法試験合格者数年間3000人という数値目標は現実性を欠くとしてこれを撤回すべきことは当然として、検討会議に求められていることは司法制度改革推進計画に替わる将来ビジョンと具体的指針を定めることであり、その前提として、司法試験の年間合格者数の具体的数値目標を定めることが不可欠である。

中間的取りまとめは、3000人目標撤回に関する後ろ向きの記述に終始し、当面の間は現実の危機的状況を放置すると宣言しているに等しいが、今まさに司法の担い手である法曹の危機的状況に直面していることを踏まえれば、検討会議の使命として、せめて当面の減員の目安程度は示すべきである。

外部有識者委員の意見

将来ビジョンとそれに向けた具体的指針の必要性については、関係政務等委員も「司法は法治国家の中の非常に重要なインフラでありきちんとした制度設計が必要である」と意見を述べているところであるが(松野信夫法務大臣政務官・第2回)、法曹養成に関するフォーラム及び検討会議の有識者委員選考の経緯及び趣旨からすると、検討会議の取りまとめは、単に法科大学院関係者及び法曹関係者以外の外部有識者委員の意見を尊重して行われるべきである。しかし、外部有識者委員各位は次のとおりの意見を述べているにもかかわらず、中間的取りまとめではこれらの意見が全く反映されていない。

(清原委員)

・法科大学院の定数を考慮し計画行政を進める上で「法曹人口」をどのくらいの規模に設定するのは基本的な課題である(第12回意見書)。

(翁委員)

・今回、こういう機会なので、あらゆるところに目を配って、丁寧な検証を経て、いろいろな数字について考えていくということをもう1回してはどうか(第2回)。

(国分委員)

・需要を意識した設定があり、それに応じた法科大学院の学生数というものがあってしかるべきではないか。ある程度絞り込んでその上で徐々に活動領域を拡大する努力をし、それに応じて司法試験合格者を決める、少しづつ数を増やしていくというのが現実的ではないか(第2回)。

・弁護士人口は自らの職域拡大の努力と社会からの需要の拡大に見合った形で漸増すべきものであり、政策的に急増させることで需要喚起を狙うのは間違った手法である(第10回)。

(萩原委員)

・具体的削減人数・達成目標人数の最終的決定にあたっては時間軸を明確にし、活動領域別に可能な限り定量的な需要予測を行い、合理的数値を算出すべきである(第2回意見書)。

・法曹人口のところの司法試験の合格者の水準をどの程度に持って行くかというところがまずベースで、その上に法科大学院で7割・8割の人達が司法試験に受かるというような段取りの中で、全体の規模の問題が議論されるべきである(第4回)

まず法曹人口の問題があり、その関連で法科大学院の人数をどれくらいにすべきかなど全部総合的に考えて決めていかないと決めにくい(第6回)。

・合格者数が需要に応じたレベルになれば修習を終わった人のほとんどが就職できるのであり、不安になっている人達が多数いるというのは合格者が多いということに基本的な問題がありはしないか、根本的な問題は司法試験の合格者数が適切なのかという点に帰着する(第8回)。

・全体の検討の中で、将来を見越した上で望ましい司法試験の合格者数のレベルがあり、それにふさわしい法科大学院の定員というものが見いだせるとすれば、その結果次第で法科大学院をどのような方法で整理統合すべきかの具体的な意見が出てくる(第9回)。

(久保委員)

・萩原委員の法曹人口に関する意見に賛成である。今の社会が必要とする一定のレベルを持った法曹を確保するために法曹志願者をどのくらい確保すべきかということから逆算して法科大学院の在り方を考えるべきである(第4回)。

(田島委員)

・適切な目標はどのくらいに置くのか、それに基づいて法科大学院の定数をどうするのか、その中から7割・8割の目指した人の大部分が合格できるような仕組みをどのようにして作るか、設計をしていくときに基本とするのが〇〇〇人という目標になるのであり、現実的に具体的な達成目標を出すべきではないか(第10回) いずれの委員の意見も、法曹人口と法曹養成制度に関して、法曹崩壊の危機的状況にあることを認識した上で、具体的指針を定め、将来の我が国の法曹に向けた方向性を定めなければならないとの危機的意識に基づいている。鎌田委員も、「わが国の法曹養成制度自体が大きな危機に瀕しているのだという指摘も全くその通りでそれに直接答えなければいけない」(第10回)と認めているところである。

そして、複数の委員が適切に指摘するとおり、司法試験の年間合格者数を何人とするかは、法曹養成制度の在り方、法科大学院の定員数・設置数、司法修習の在り方など、検討会議において議論してきた全ての論点の基礎となるものであり、これを明確に定めないと全ての論点において具体的な方向性が定まらないこととなる。

佐々木座長自身、第9回検討会議の取りまとめで「法曹人口問題などほかの論点等の関係でどういうふうに全体の絵を描くのかという観点を忘れないで検討を引き続き進めていってできれば一つの結論を出すように努力してまいりたい」旨発言し、第10回検討会議の取りまとめでも「かなり絞った形のそれなりに筋が見えるような話をできればつくりたい」旨発言していたところである。

最終取りまとめでは、中間的取りまとめの白紙のキャンパスに、まずは司法試験の年間合格者数の目標を定め、全体の絵を描かなければならない。

3 司法試験の年間合格者数の目標

司法試験の年間合格者数の目標は、司法改革以降の具体的な法的需要の検証を行った上で、将来合理的に予測される具体的な法的需要に見合ったものでなければならない。この点については、国分委員及び萩原委員が適切に指摘しているところである。

(国分委員)

・需要を意識した設定があり、それに応じた法科大学院の学生数というものがあるべきではないか(第2回)。

(萩原委員)

・具体的削減人数・達成目標人数の最終的決定にあたっては時間軸を明確にし、活動領域別に可能な限り定量的な需要予測を行い、合理的数値を算出すべきである(第2回意見書)。

司法改革以降の具体的な法的需要及び将来合理的に予測される具体的な法的需要に関しては、■■■■■において詳述するとおりである。

全裁判所の全事件(民事・行政・家事・刑事・少年)の新受件数は、平成13年から平成23年にかけて72.08%に縮小し減少傾向が続いている。相談件数は、弁護士会及び法テラスの相談は平成13年から平成23年にかけて132.84%に増加しているものの、平成21年をピークに減少傾向にあり、消費生活相談センターの相談も架空請求相談で激増した後急減を続けている。労働相談についても、一定の増加はあるはあるものの、ほぼ平成21年をピークに頭打ちとなっている(第10回・資料1・P49～52)。

任期付公務員数は平成24年は平成23年から10人増加し149人となったが十分な受け皿とはなっておらず(第10回・資料・P55)、企業内弁護士については「今後も長期にわたり法曹有資格者の採用が増加し続けることは考えられず受け入れには限界がある」(萩原委員・第2回)。

弁護士の供給過多となっていることは、司法改革以降の具体的な法的需要の推移を詳細に検証するといわば当然の結果であり、将来の法的需要を予測しても、弁護士数を増加させ続けながら現にある弁護士供給過多を解消していく見通しは立たない。

久保委員は、第10回検討会議において、「今回の基礎資料のどの分野を見ても目立ったような需要の増大というのは見られない。」とした上で、「10年間に潜在需要を掘り起こす努力が不十分だったと考えた方がよい。」「司法のアクセス向上にこつこつと努力すればひいては需要の喚起とか潜在需要の掘り起こしにつながる可能性がある。」との意見を述べているが、この10年間に法律相談センター・公設事務所・法テラスを設置し、法律扶助を拡大する等して司法アクセスの解消に取り組んできた結果なのである。

今後も司法アクセスの向上に取り組むべきは当然として、「潜在需要の掘り起こしにつながる可能性がある」というだけで、現状の「致命的な症状」を放置し悪化させるべきではない。

検討会議事務局が作成したシミュレーション(第10回・資料1・P10)によると、平成50年頃まではほぼ司法試験合格者数が500人を超えた分だけ法曹人口が増加することとなる。そして、ここ数年間は任官は100人弱、任検は70人程度で固定されていることから(第10回・資料6-2・P17)、政策的に任官者・任検者数を増加させない限り、司法試験合格者数のうち170人を超える部分は弁護士となることになる。司法試験合格者数2000人の現状では、毎年1500人ずつ法曹人口が増加していき、現在の「致命的症状」をもたらした急増ペースを維持していくということになり、到底取り得ない。

司法制度改革審議会意見書は、平成30年(2018年)ころまでに法曹人口を5万人にするという絵を描いた。

そして、平成24年には法曹人口は3万5159人に達している。

平成25年からも司法試験の年間合格者数を現状どおり2000人とすると、法曹人口は平成33年には5万3877人となり(第10回・資料1・P10)、司法制度改革審議会意見書が想定した急激な法曹人口増加のペースとほぼ替わらないこととなる。

平成25年より司法試験の年間合格者数を1000人にしても、法曹人口は毎年500人ずつ増加し続け、平成30年には4万871人となり、平成50年には5万1033人となって司法制度改革審議会意見書が描いた将来法曹人口5万人を超えることとなる(第2回・資料5-2)。年間合格者数を1500人とすると、法曹人口は毎年1000人ずつ増加し続け、平成30年には4万3371人となり、平成37年には5万485人となって5万人を超えることとなる(第10回・資料1・P10)。

平成11年に年間1000人、平成16年に年間1500人と増加させていった司法試験合格者数を、年間2000人に急増させたのが平成19年以降であるが、逆にこの頃にそれまでわずかに増加傾向が見られていた相談件数等まで減少または頭打ち状態となって、司法修習修了者の一括登録時点における弁護士未登録者数が100人を超えて急増し、年間所得70万円以下の弁護士数が数千人規模で出現し、法曹志願者数の激減傾向に歯止めがかからなくなり、ついには日本の法曹は司法改革の合併症を超えて「致命的症状」にまで今後、潜在需要の掘り起こしの可能性があるとして、積極的な施策を施していったとしても、その効果が発揮されるまでには相当の年数を要することとなる。国分委員と萩原委員が適切に指摘するとおり、司法試験合格者数は早急に現在の需要に見合った数にまで削減し、「致命的症状」の解消と活動領域拡大の努力を続けた上で、法曹人口を将来の具体的な法的需要の増減に見合った形で漸増させていくべきである。

(国分委員)

ある程度絞り込んでその上で徐々に活動領域を拡大する努力をし、それに応じて司法試験合格者を決める、少しずつ数を増やしていくというのが現実的ではないか(第2回)。

・弁護士人口は自らの職域拡大の努力と社会からの需要の拡大に見合った形で漸増すべきものであり、政策的に急増させることで需要喚起を狙うのは間違った手法である(第10回)。

(萩原委員)

・合格者数が需要に応じたレベルになれば修習を終わった人のほとんどが就職できるのであり、不安になっている人達が多数いるというのは合格者が多いということに基本的な問題がありはしないか、根本的な問題は司法試験の合格者数が適切なのかという点に帰着する(第8回)。

・現状レベルの2000~2100人でも相当程度の合格者が就職に苦しんでいるという実態がある。2000人程度から相当数削減して、そこを起点として、将来いろいろ条件が整ったときに増やしていくという意見もあるのではないか(第11回)。

かかる観点から検討すると、年間の司法試験合格者数は早急に1500人以下とし、更なる減員については現実の法的需要を検証しつつ、漸増のペースを適切に調整していくべきである。

		<p>4 法的需要の検証体制</p> <p>中間的取りまとめは、「今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」としている。</p> <p>年間の司法試験合格者数を早急に1500人以下とした上で、今後も継続して漸増のペースを適切に調整していく必要があるが、司法試験合格者数はあくまで具体的な法的需要に見合ったものでなければならない。法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの進展は、法的需要の増大に結びつきうる要因ではあるが、直ちに具体的な法的需要に結びつくものではないことに留意する必要がある。</p> <p>また、具体的な法的需要の検証は、司法試験合格者数という法曹養成全体の制度設計の要を基礎付けるものである以上、日本国が公式に行うに相応しい分析を専門機関に依頼して行うべきであり、当然それに要する予算措置を講じる必要がある。</p> <p>そして、専門機関の分析に基づいた具体的な法的需要の増減の判断に応じて、司法試験の年間合格者数を決定する常設機関を設けることにより、継続的に法曹人口の漸増のペースを調整することができる体制を整備しなければならない。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)</p> <p>○法科大学院制度を維持し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を維持していくのであれば、法科大学院制度を一から設計し直すくらいの覚悟を示す必要がある。</p> <p>○教育の質の確保を最優先し、法曹有資格者の活動領域を拡大させ具体的な法的需要を喚起するだけの質の高い人材の養成するために必要な施策を不退転の決意をもって直ちに断行しなければならない。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(理由)</p> <p>1 ■■■■■■</p> <p>当連合会は、平成24年11月20日付第4回法曹養成制度検討会議に関する声明において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会議では、法科大学院について検討するにあたり、期待される法曹の役割は何かを再度明確にした上で、それに対する具体的な法曹需要の検証をするべきである。 ・検討会議では、法科大学院について検討するにあたり、法科大学院の抱える問題点を十分に検証した上で、法曹養成制度全体についての抜本的見直しを含めて、あるべき法曹養成制度について検討されるべきである。 ・検討会議では、論点整理で整理された法科大学院に関する各論点については、法科大学院修了を司法試験受験資格としない場合も想定して検討されるべきである。 ・論点整理において整理された「定員、設置数」の論点については、法科大学院修了を司法試験の受験資格としていることの是非という論点及び年間の司法試験合格者数を何人とするかという論点と密接に関連することを意識して検討されるべきである。 <p>2 現状の正しい認識に基づく制度の抜本的見直しの必要性</p> <p>法曹人口・法曹養成に関する司法制度改革推進計画の問題点は、具体的な法的需要の検証を行うことなく、司法試験合格者数3000人という数的目標を達成させることを最優先とし、その手段として法科大学院制度の制度設計を行った点にある。また、法科大学院制度を設計するにあたり、法的需要を創出するだけの人材を輩出するために必要な密度の濃い高度な教育を行うために必要な基盤はどうあるべきかという検討が抜け落ちていた。</p>

本来、まずは高度な法曹教育を行える体制を整えて実績を積み、高度な法曹教育を受けた質の高い法科大学院修了者が新たに多様な分野で活躍することにより具体的な法的需要を喚起して法曹の活動領域を拡大し、それに応じて法科大学院設置数・定員数を増加させるとともに、司法試験合格者数を増加させるべきところである。

ところが、法科大学院は、学校教育法上の専門職大学院として制度設計され、専門職大学院設置基準に基づく認可主義が採用されたために、74校・入学定員5825人もの法科大学院が設立された。新たに活動領域を拡大させ法的需要を喚起していけるだけの質の高い法曹を養成するために法科大学院はどうあるべきかという理念に基づく全体の制度設計がスタート時点から放棄されてしまったものと言わざるを得ない。このようにして平成16年4月にスタートした法科大学院制度と司法試験合格者急増政策は、当然のごとく5年後には深刻な状況をもたらした。

平成20年5月23日付最高裁判所事務総局「最近の司法修習生の状況について」(参考資料1・目次13)では、

- ・司法修習生間の実力にばらつきが出てきており、下位層の数が増加してきているように感じる。司法試験合格者数の増加と関係があるのではないか。
- ・生きた事件を素材とする実務修習を実のあるものとするには、民法、刑法等の基本法の論理的・体系的な理解が不可欠であるが、階層の司法修習生の中には、これらの基本法について表面的な知識を有することどまり、その理解が十分でないため、具体的事案に即した適切な分析検討ができていない者が相当数含まれているのではないか。
- ・基本法の理解不足を克服できなかった一部の司法修習生は、司法修習プロセスを通じて伸び悩んでいた。
- ・基本法の理解が不十分なまま、司法修習で所期の成果を収めることは難しいのではないか。

と、特に司法修習生における実力不足の下位層の増加に懸念が表明された。

法曹のあり方を考える若手国会議員の会は平成20年5月28日付「法科大学院を中核とする法曹養成制度の見直しについての申し入れ【緊急】」(参考資料1・目次14)において、「受験資格を制限する以上は、法科大学院には旧制度と比べて絶対の法曹養成結果を出すことが求められているにもかかわらず、その重い責任を自覚して、法科大学院が設置認可されたとは思えない状況である。」として法科大学院修了者に限定されている現在の新司法制度の受験資格のあり方を根本的に見直すことを提言するとともに、「本来は法科大学院とはよりよい法曹を養成する手段として設立されたにもかかわらず、現状では法科大学院を存続させること自体が司法制度改革の目的化されてしまっていることは誠にもって嘆かわしい。いまこそ、冷静に司法制度改革の検証を始めるべきである。事は一刻を争う。」と提言した。

自由民主党・法曹の資質について考える会は平成20年6月5日付「意見書」(参考資料1・目次15)において、「新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めた結果、平成22年ころに3000人を合格させることは現実的ではないことを、政府として明確に宣明すべきである。現時点で得られた法科大学院の実態に関する情報や司法研修所での二回試験の結果、法律事務所の実務指導許容能力等をふまれば、毎年適正な合格者数はせいぜい現在の半分程度の1000人であると考えられる。」とし、さらに、「本来司法改革が目指していたのは、多様な社会経験を持った人材が法曹として活躍することであり、司法試験は、仕事をしながらでもチャレンジできる試験であるべきである。新司法試験の受験資格を法科大学院修了者に限っていることは大きな誤りである。」「法科大学院が真に価値ある教育を行っていれば、法曹志望者や司法試験に合格した後の者、直接司法試験合格を目指さなくても高度で実務的な法学をさらに学ぼうとする者などがおのずと集まるはずである。」として「法科大学院は、純然たる実務的な法学教育機関とし、司法試験と切り離す」と

それから、さらに5年が経過した。司法試験年間合格者数は平成20年の時点で政府目標を事実上放棄したものの2000人から2100人程度に止められ、法科大学院については制度の抜本的な見直しは行われることなく、当時既に現れていた司法改革の合併症は「致命的症状」に至るまでになった。平成15年に3万5521人(大学入試センター受験実人数)であった適性試験受験実人数は、平成20年の時点で1万1870人にまで落ち込み法曹志願者数の減少は歯止めがかからない状況に陥っていたものが、平成24年は5967人(統一試験受験実人数)と法科大学院定員4484人に迫るまでに至った。平成20年の時点で緊急手術が必要であったにもかかわらず、対症療法を施すのみであったために、今や瀕死の状態にある。当連合会は、このような危機意識のもと、検討会議に対し、先の声明を発出した。

検討会議は、この間の経緯と現状をまずは正しく認識し、この課題の解決に正面から向き合うべきである。中間的取りまとめは「法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」とするが、もはやここまで法曹志願者が減少している中で、法曹志願者全体の質の低下を防ぐために法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を維持すべきであるというのでは、検討会議は問題の本質を正しく理解しているのか疑われかね法科大学院制度を維持し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を維持していくのであれば、法科大学院制度を一から設計し直すくらいの覚悟を示す必要がある。教育の質の確保を最優先し、法曹有資格者の活動領域を拡大させ具体的な法的需要を喚起するだけの質の高い人材を養成するために必要な施策を不退転の決意をもって直ちに断行しなければならない。

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

(意見)

○法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援の在り方は、司法試験の年間合格者数を1500人以下とすることと合わせて法科大学院の入学定員数を相当数削減することを前提として、検討すべきである。
○司法修習生に対する給費制を復活するとともに、給費を受けていない第65期及び第66期司法修習生に対する遡及的措置を採るべきである。

(理由)

1 ■■■■■

当連合会は、■■■■■において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めていた。

・検討会議では、平成24年7月27日に成立した裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律の一部を改正する法律において「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべき」とされたことを受けて同会議が設置されたという経緯を重く受け止め、司法修習生に対する給費制を復活すること及び給費を受けていない第65期及び第66期司法修習生に対する遡及的措置を採ることを検討すべきである。

2 法曹養成の全体設計の中での検討

中間的取りまとめは、司法試験合格者数の目標の設定をせず、法科大学院入学定員数も明確に示さず、法曹養成の全体設計を不明瞭にしたままで、「貸与制を前提とする」と結論づけている。

しかし、第2及び第3の2(1)において指摘するとおり、司法試験合格者数は早急に1500人以下とすべきであり、それに合わせて法科大学院の入学定員数は相当数削減すべきであって、現状よりも、司法試験合格者数は500人以上減少し、法科大学院入学者数も相当数減少することとなる。

したがって、最終的取りまとめでは、司法試験合格者数は1500人以下に減少しそれに合わせて法科大学院入学者数も相当数減少することを前提として、法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援の在り方について再度検討しなければならない。

特に、給費制の廃止は、司法制度改革審議会意見書で司法制度改革には予算の確保が不可欠であると指摘され、司法制度改革推進計画においても司法制度改革推進法に定める基本方針を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずることとするとされたにもかかわらず、適切な予算措置がとられずに、司法関連予算という枠組みの中で司法改革を実施したことにより、そのしわ寄せとして実行されたものである。「司法関連予算が増大した、修習生が増えるから修習生に回すお金はないということで、修習生にしわ寄せがいつているところに大きな問題がある」(国分委員・第8回)のである。

「合格者の数を減らせばその分修習生に対する給費や手当に回せるという関係には必ずしも成り立たない」(井上委員・第8回)とか「法曹志願者の養成への手厚い支援の原資を法科大学院に対する財政支援を削ってということについては絶対に賛成できない」(鎌田委員・第8回)という意見もあるが、司法試験合格者数の削減と法科大学院入学者数の削減は財政的見地から方向づけられるものではなく、日本の法曹養成の全体設計の中で方向付けられるものであって、その結果として予算が削減されるに過ぎない。

したがって、司法試験合格数と法科大学院入学者数の削減により必然的に生じる予算の削減分は、適切に法曹養成課程における経済的支援に充てられるべきである。

3 法曹の「致命的症状」の改善

平成23年5月に法曹の養成に関するフォーラムが、新60期から新64期までの司法試験合格者を対象に行った調査によると、回答者(発送数8649・回収数2238・回収率25.9%)のうち、大学または法科大学院のいずれかで奨学金を利用したことがある人の割合は48.3%、そのうち法科大学院でのみ利用した人の割合は30.1%であるが、調査時点における回答者の残債務額の平均値は347万2178万円に達しており、1000万円を超えると回答した人もいる(第3回・資料22・P81)。

また、日本弁護士連合会が新65期司法修習生を対象に行ったアンケート調査の結果(第3回・日弁連提出資料)によると、1年間の司法修習期間中に生活費等として支出した平均額は、住居費負担のない人で165万6000円(月額13万8000円)、住居費負担がある人では258万9600円(月額21万5800円)となっている。諸手当が支給されなくなってきたことで、修習配属地に住居を有する修習生と有しない修習生の間で経済的負担に差が生じるという不平等も生じている。

法曹志願者は、法科大学院の高額な授業料の負担を迫られる中で、平均して約350万円の借金をした上、司法試験合格後も司法修習期間中約260万円の生活費の支出を余儀なくされることとなるのであり、かかる過酷な経済的負担が法曹志願者数の急減という法曹の「致命的症状」をもたらした原因の一つとなっている。このような「致命的症状」を早急に改善するためには、法曹養成課程における経済的支援をより一層手特に、給費制を廃止し貸与制へ移行した裁判所法等の改正には、「我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指すものの経済的な負担を充分考慮し、経済的事情によって法曹の道を断念する事態を招くことがないようにすること」との附帯決議がつけられているところであるが、上記日弁連アンケート調査の結果によると、給費制による給費を受けることができなくなった新65期司法修習生で回答をした人(717人)の28.2%(202人)が司法修習を辞退することを考えたことがあると回答し、その理由として、74.8%が弁護士の就職難をあげ、86.1%が貸与制をあげている。

司法試験に合格していながら、経済的理由により法曹への道をあきらめることを検討した者が3割近くもいるという実態が、給費制の廃止により現に生じているのであって、まさに給費制の廃止が「経済的事情によって法曹の道を断念する事態」を招いている。

4 法曹養成は国家の使命であること
 司法修習は司法修習生に対して司法を担う法曹としての高い専門性を修得させるために国家の施策として、国家の責任において行っているものである。
 田島委員が指摘するとおり、「少なくとも合格した後はしっかり国家が育てるという覚悟が必要」(第3回)であり、「国家が本当に大切だと思うものは万難を排してでも手厚くやるという意思が必要」(第8回)である。
 また、国分委員が指摘するとおり、「いつから大人として扱うつもりなのかを国家が考えるべきであり、司法試験に合格した時点から大人として認めるべき」であって、「給費制は復活すべき」なのである(第8回)。
 最終取りまとめでは、司法修習は国家の施策として国家の責任において行うものであることを明確にした上で、給費制の復活を提言すべきである。

第3
2
(1)

教育の質の向上、定員・設置数、認証評価

(意見)
 ○まずは、平成24年の適性試験受験実人数が5967人と平成15年の16.80パーセントにまで激減し、法科大学院制度は破綻寸前であるという危機意識を正面から打ち出すべきである。
 ○法科大学院修了を司法試験受験資格の要件とする現行法を維持するのであれば、早急に司法試験合格者数に応じて法科大学院の入学定員を相当数削減する措置を講じるべきである。
 ○入学定員減員措置を講じるにあたっては、全国適正配置の理念に基づき地方の小規模法科大学院を存続させるための措置も併せて講じるべきである。

(理由)
 1 定員・設置数
 上記1(1)及び(2)で述べたとおり、法科大学院制度を維持し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を維持していくのであれば、法科大学院制度を一から設計し直すくらいの覚悟を示す必要がある。
 教育の質の確保を最優先し、法曹有資格者の活動領域を拡大させ具体的な法的需要を喚起するだけの質の高い人材の養成するために必要な施策を不退転の決意をもって直ちに断行しなければならない。
 最終取りまとめでは、「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者数を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。」と指摘するのではなく、まずは、平成15年に3万5521人(大学入試センター受験実人数)であった適性試験受験実人数が平成24年は5967人(統一試験受験実人数)と平成15年の16.80パーセントにまで激減し、法科大学院定員4484人に迫るまでに至り、法科大学院制度は破綻寸前であるという危機意識こそ正面から打ち平成24年実施の適性試験受験実人数は5967人、平成25年度の法科大学院入学者数は2698人で、対入学者比率(入学者数÷適性試験受験実人数)は45.22パーセントであり、平成24年の適性試験受験実人数は対前年比82.31パーセントである。仮に適性試験受験実人数は平成25年以降も同率で減少すると仮定し、対入学者比率を平成25年度の45.22パーセントに設定すると、適性試験受験実人数は平成25年4911人、平成26年4042人、平成27年3327人となり、この場合の法科大学院入学者数は平成26年度2221人、平成27年度1828人、平成28年度1504人になると推計される。
 司法試験年間合格者数を直ちに1500人以下とすべきことについては「第2・今後の法曹人口の在り方」において述べたとおりであるが、現状のままでは、数年後には法科大学院入学者数自体が司法試験年間合格者数の目標値を下回ることさえ現実的に想定されるまでに至っている。
 このような状況において、「法科大学院の自主的な組織見直しを促進し」「一定期間内に組織見直しが進まない場合」に「新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。」というのでは、この期に及んで再度現状を放置すると宣言するに等しく、法曹志願者の減少には歯止めがかからず、先の推計が現実のものとなる。
 第5回検討会議・資料2-2のシミュレーションによると、現行の受験回数制限のもとで司法試験年間合格者数を1500人とした場合、累積合格率70パーセントを確保するための入学定員数は2142人、累積合格率80%を確保するための入学定員数は1875人である。

受験回数制限を5年5回に緩和すると累積合格率は若干下がることとなり、入学定員数をその分削減する必要があるが、法科大学院修了を司法試験の受験資格要件とする制度を維持するのであれば、累積合格率は相当程度は確保する必要があり、また、法曹有資格者の活動領域を拡大させ具体的な法的需要を喚起するだけの質の高い人材を養成するという観点からも、入学定員数は相当数削減する必要がある。なお、実際の司法試験受験者数は法科大学院修了者と予備試験合格者を合わせた数となるが、法科大学院の実際の教育レベルが向上すれば予備試験のレベルも向上することとなり、適正な受験者数に収斂していくものと想定される。

2 地方への適正配置

当連合会は、■■■■■において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めている。

・検討会議では、法科大学院の「定数、設置数」の検討にあたっては、全国適正配置の理念に基づき地方の小規模法科大学院を存続させることを重視すべきである。

中間的取りまとめでは、本論点の最後に、「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされているが、「配慮」の具体的な内容が不明確である。

九州沖縄7法科大学院のうち6校に関する、平成16年度から平成24年度における全入学者数と、それに占める地元県出身者の割合、九州沖縄8県出身者の割合は次のとおりであり、6校平均で入学者の約46パーセントが地元県出身者であり、約72パーセントが九州沖縄出身者であって、各法科大学院が地元の法曹志願者の受け皿となっている。

全入学者／地元県出身者／九州沖縄出身者
九州大学 833／306(36.73%)／587(70.47%)
久留米大学 214／96(44.86%)／188(87.85%)
西南学院大学 354／189(53.39%)／309(87.29%)
福岡大学 308／197(63.96%)／136(44.16%)
熊本大学 239／104(43.51%)／199(83.26%)
鹿児島大学 183／81(44.26%)／115(62.84%)
6校合計 2131／973(45.66%)／1534(71.98%)

また、当連合会構成員である■■■■■8県の弁護士会全体における平成19年度から平成24年度における新規登録弁護士数は合計934人であるが、そのうち当連合会管内法科大学院(上記法科大学院に琉球大学を加えた7校)出身者は260人で27.84パーセントを占めており、各法科大学院は九州管内における弁護士の重要な供給源となっている。

司法は社会生活における重要な基盤であるが、具体的な法曹養成の在り方は地域社会のインフラに直結する問題であり、地域社会の実情に根ざしたものであることが求められるところである。

最終取りまとめでは、早急に法科大学院の入学定員数を喚起するだけの質の高い人材を養成するために必要十分な教育体制の抜本的見直しと法科大学院の統廃合を進めるにあたり、地域における法曹志願者の重要な受け皿となり、かつ、地域社会への弁護士供給の役割を果たしているという地方の小規模法科大学院の存在意義を認識した上で、全国適正配置の観点から地方の法科大学院を存続させるべきことを提言すべきである。

<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>(意見) ○大量の資格喪失者の発生は司法改革による法曹の致命的症状の現れの一つであることを認識した上で、これに対する緊急の措置を講じる必要がある。 ○当面の間、少なくとも現行の5年内3回という受験回数制限の内容を緩和し、5年内5回とすべきである。 (理由) 1 ■■■■■■ 当連合会は、■■■■■において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めている。 ・検討会議では、司法試験における受験回数制限は、法科大学院を修了していながら法曹を志す機会さえ奪われてしまった人を大量に発生させ、法曹に多種多様な人材を確保する上で障害となっていることを十分に考慮した上で、司法試験における受験回数制限を撤廃することを検討すべきである。 2 大量の資格喪失者の発生 当連合会が検討会議に対して受験回数制限を撤廃することの検討を求めたのは、5年内3回という受験回数制限により、法科大学院を修了していながら司法試験受験資格を喪失した者があまりにも大量に発生してしまっているからである。 平成17年度修了者(受験者実数2122人)のうち受験回数制限内に合格できなかった者は604人、平成18年度修了者(受験者実数4244人)のうち受験回数制限内に合格できなかった者は2056人、平成19年度修了者(受験者実数4658人)のうち受験回数制限内に合格できなかった者は2385人であり、法科大学院を修了しながら受験回数制限のために受験資格を喪失した者が3年間で合計5045人に達している(第6回・資料1・P43)。3年間の法科大学院修了者の受験者実数合計1万1024人の45.48%が受験資格を 3 緊急措置としての制限緩和 そもそも、受験回数制限は、司法試験年間合格者数3000人の目標を前提として、修了者の7、8割が司法試験に合格するような法科大学院制度を想定して設けられたものであり、現状ではもはや当初想定した制限の合理性は失われていると言わざるを得ない。 資格喪失者の大量発生は、法曹志願者の急減や弁護士の就職難などとともに法曹の「致命的症状」の一つであり、早急に対策を講じる必要がある。 司法試験の年間合格者数を1500人以下とし、法科大学院入学定員を相当数削減する措置を講じても、現状の受験回数制限のままでは当面の間は相当数の資格喪失者が発生し続けることになり、「致命的症状」の改善は遅れることとなる。 当面発生し続ける資格喪失者の法曹を志す機会を確保するために、緊急の措置として当面の間は受験回数制限の撤廃又は緩和を実行すべきであり、少なくとも現行の5年内3回という受験回数制限の内容を緩和し、5年内5回とすべきである。</p>
<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>(意見の内容) ○検討会議では、予備試験の実態が提示している課題を直視し、予備試験を排除・制限するのではなく、適正な入学定員における法科大学院の教育の質の向上や法曹養成課程における経済的支援の充実といった問題に真摯に取り組むべきである。 ○平成24年度適性試験受験者実数が5967人にまで落ち込む中で、予備試験制度が法曹志願者の貴重な受け皿となり、法曹の多様性確保の機能を担っているという実態を重視すべきである。 ○受験回数制限を維持するための許容性として予備試験制度の公平な運用が不可欠である。 ○予備試験の可否判定は、現実の法科大学院修了者と同等の学力を有しているかどうかを基準として判断すべきである。</p>

(意見の理由)

1 ■■■■■■

当連合会は、■■■■■において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めていた。
・検討会議では、予備試験が、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨から、それらの者にも公平に新司法試験の受験資格が与えられる様に配慮する必要がある(司法試験管理委員会「予備試験の実施方針について」第1項参照)ことを踏まえ、現に多種多様な人材が司法試験の受験資格を求めて予備試験を受験しており、予備試験受験者の相当数が法科大学院修了者と同等の基礎的素養を有していることを十分に考慮した上で、予備試験合格者数のあり方を検討すべきである。

2 社会的需要の存在

法曹志願者の急減に歯止めがかからず法曹が危機的状況に陥っている点については「第2 今後の法曹人口の在り方」において指摘するとおりであり、法曹志願者数の実態評価の上で重要な指標となる適性試験受験者実数は平成15年度の3万5521人(大学入試センター受験者数)から平成24年度は5967人(統一試験実人数受験者数)と16.80パーセントにまで激減している(参考資料2・目次18)。特に、社会人入学者数は、平成16年の2792人から平成24年は689人にまで激減し、全入学者における割合も平成16年の48.4パーセントから平成24年は21.9パーセントまで減少しており、法曹の多様性は失われつつある(第3回・資料1・P25)。他方、平成23年度予備試験の受験者数は6477人で、同年度の適性試験受験者実数7249人の89.35パーセントに達する。最終学歴が法科大学院修了(336人)及び法科大学院在学中(198人)の者を控除した受験者数も5943人であり(参考資料3・目次50)、これは平成23年度司法試験受験者数8765人の約68%に相当する。平成24年度予備試験の受験者数は7183人(前年度比110.90%)で、同年度の適性試験受験者実数5967人の120.37パーセントとこれを超えるまでになっている。最終学歴が法科大学院修了(492人)及び法科大学院在学中(555人)の者を控除した受験者数は6136人(全年度比103.25%)であり(参考資料3・目次51)、これは平成24年度司法試験受験者数8387人の約73%に相当する。予備試験は今や法科大学院を志す者よりも多くの法曹志願者を集めるまでになっており、特に、司法試験受験者の7割に相当するだけの社会人の受け皿として機能しているのである。法科大学院修了者・法科大学院在学中を控除した予備試験受験者数6136人は法科大学院へ入学する全社会人合計689人の8.9倍となっている。平成23年度予備試験の受験者数6477人を職種別にみると、公務員599人、会社員1287人、自営業335人など多種多様である(参考資料3・目次50)。平成24年度予備試験の受験者数7183人を職種別にみても、公務員618人、会社員1236人、自営業337人などほぼ同様である(参考資料3・目次51)。予備試験は法曹志願者の受け皿となっているのみならず、法曹志願者の多様性確保において重要な役割を果たしていることがわかる。経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格を取得する途を確保するという予備試験の制度趣旨と予備試験が果たしている機能を尊重すべき点については、複数の外部有識者委員も意見を述べているところである。

(岡田委員)

・予備試験受験生はものすごく幅広く、なおかつ優秀で意欲があるというのであれば、この制度自体は無視できないのではないか。(第7回)

(清原委員)

・社会人で幅広い経験を積んだ方がロースクールに行かずに司法試験を受けることができることは重要

である。(第7回)

(田島委員)

・予備試験は法科大学院に行けない人や5000人近くいる三振した人にチャンスを与えるもので、もっと充実していくようになったらいい。

3 予備試験合格者数・司法試験合格率の増加

平成23年度と平成24年度を比較すると、上記のとおり予備試験受験者数は110.90パーセントと微増であるが、予備試験合格者数は116人から219人、188.79パーセントと2倍近く急増している。平成24年度の予備試験合格者のうち予備試験合格に基づき司法試験を受験した者は85人であるが、司法試験合格者数は58人で、合格率は約68%と法科大学院修了者の合格率約25%の約2.7倍に達している。合格者の絶対数でみると全法科大学院別合格者数で10番目に相当し、合格率をみると全法科大学院中第1位となる(第6回・資料1・P180～182)。また、司法修習修了者の弁護士就職難の中にあつて、予備試験合格に基づく司法試験合格者には就職難は無縁であるというのが現状である。

4 法曹養成制度に対する課題の定時

予備試験に対する社会需要の存在と予備試験合格者数・司法試験合格率の実態は、萩原委員が指摘するとおり、「プロセスとしての法曹養成制度に対するある種挑戦というか批判というか課題の提示」であり、「プロセスとしての養成制度全体が本当に受験者にとって魅力のあるチャレンジに値するような制度になっているかどうかということに問題の本質がある。」(第7回)。

予備試験の在り方についても、当然、法曹養成制度全体の設計の中で検討すべき問題であるが、予備試験が突きつけている課題を直視し、予備試験をいわずらに問題視しこれを排除・制限しようとするのではなく、まずは法科大学院における教育の質の向上や法曹養成課程における経済的支援といった問題の改善に真摯に取り組むことが求められている。また、第6回会議・事務局提出資料1(4)・P33に整理されているとおり、「予備試験による再チャレンジが可能」ということが受験回数制限制度の許容性となっているのであり、今後も受験回数制限を維持するのであれば、その合理性を確保するためには予備試験制度を公平に運用することが不可欠となる。予備試験は、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として行われている(司法試験法第5条第1項)。司法試験の年間合格者数を1500人以下とし、法科大学院入学者数を相当数削減した上で、経済的支援をより厚くし法科大学院において実践的で高度な教育を実施することができれば、必然的に法科大学院課程の修了者と同等の学力の程度も向上するはずである。

5 予備試験の合格者数の在り方

予備試験合格に基づき司法試験を受験した者の合格率は約68%と法科大学院修了者の合格率約25%の約2.7倍に達しているということは、予備試験受験者の中には実際の法科大学院修了者の能力と同等の能力を有すると認められる者が予備試験合格者数以上に相当数いるということである。逆に言えば、予備試験受験者に対して、あるべき理想の法科大学院修了者の能力と同程度能力を要求しているということになる。予備試験の可否判定にあたっては、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも公平に新司法試験の受験資格が与えられるように配慮することが求められている(司法試験管理委員会「予備試験の実施方針について」第1項参照)。そして、平成21年3月31日付「司法改革推進のための3か年計画」(再改訂)の閣議決定(参考資料1・目次23)においても、「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と

		<p>法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う。」とされているところである。したがって、予備試験受験者と実際の法科大学院修了者を公平に扱うためには、予備試験の合否判定は、純粹に、現実の法科大学院修了者と同等の学力を有しているかどうかを基準として判断しなければならない。</p>
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	<p>(意見の内容) ○検討会議は、現状における法科大学院における教育内容とその成果を正しく認識し、法曹養成における司法修習の果たす役割の重要性を踏まえた上で、司法修習の内容を検討すべきである。 ○検討会議では、新司法修習における修習期間と修習内容について、2年間かけて行われていた旧司法修習と同程度の成果を得ることができるかという見地から、法科大学院における実務導入教育の現状、法科大学院終了から司法修習を開始するまでの期間、法科大学院を経由しない予備試験合格に基づく司法試験合格者の存在を踏まえた上で、検討することが求められている。 ○最終取りまとめでは、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野における実務修習を効果的に行うために必要な期間と集合修習の役割を十分に考慮した上で、修習期間を少なくとも1年6ヶ月間とすること及び前期集合修習を復活することを提言すべきである。</p>
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見の理由) 1 法科大学院教育との連携 中間的取りまとめが、「司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られている」としている点は、現状の正しい認識に基づくものではなく誤りである。検討会議においても、第7回会議において最高裁判所小林審議官が「法科大学院教育と司法修習の役割分担の位置付け」について説明し、田中委員がかかる位置付けに言及したに過ぎない。中間的取りまとめの「(検討結果)」は、すべて第7回会議の最高裁判所提出資料の説明の中で述べた説明部分を要約したものであり、「集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されている」かどうか、「法科大学院との連携に関する取組は相当程度効果を上げている」かどうかは、検討会議において議論された結果ではない。この点は、第11回会議で提出された座長試案に対し、田島委員が第12回会議提出意見書において、「19頁の司法修習のところは、あたかも問題が全くないかのような記述になっているが、私が直接きいてきたところと全く異なるし、この検討会議でもそのような議論にはなっていないかと思う。」と指摘しているにもかかわらず、パブリックコメントに付された中間的取りまとめでも全く修正がなされていない。そもそも、法科大学院の設置数・定員数が過剰であり、法科大学院の間で教育の内容・質にばらつきがあり、早急に法科大学院の教育内容の改善と質の向上を図らなければならないというのが検討会議における委員の概ね一致した共通認識のはずである。かかる現状の法科大学院において、実務への導入教育が相当程度の効果を上げているという評価はできないはずがない。司法制度改革審議会意見書では、法科大学院は「法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分(例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分)をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」とされたが、法科大学院がそのような内容の教育体制を</p>

実施できているかどうかという問題以上に、かかる教育の成果を上げているかどうかは厳格に検証すべきである。検討会議が、このような現状認識と問題意識を正しく共有しない限り、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を立て直すことは到底期待できない。

2 司法修習の内容

当連合会は、平成25年1月16日付第7回法曹養成制度検討会議に関する声明において、検討会議に対し、本論点の検討に関して次のことを求めている。

・検討会議では、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野における実務修習を効果的に行うために必要な期間と集合修習の役割を十分に考慮した上で、実務修習のための導入修習としての前期集合修習を復活することを検討すべきである。

司法修習は、法曹の担い手を養成するという極めて重要な国家の施策であり、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野における実務修習を効果的に行うことができるように環境を整備することは、国家の責任である。52期の旧司法修習までは、修習期間は2年間であり、最初に4ヶ月間の前期集合修習を行った上で、1年4ヶ月間の実務修習(民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の各分野各4ヶ月間)を行い、再度4ヶ月間の後期集合修習が行われていた(53期以降の旧司法修習では修習期間が1年6ヶ月間で、前期集合修習3ヶ月、実務修習1年、後期集合修習3ヶ月。参考資料3・目次55)。当然、法曹としての資質を養成するために必要な期間及び内容として行われていたものである。検討会議では、新司法修習における修習期間と修習内容について、2年間かけて行われていた旧司法修習と同程度の成果を得ることができるかという見地から、法科大学院における実務導入教育の現状、法科大学院終了から司法修習を開始するまでの期間、法科大学院を経由しない予備試験合格に基づく司法試験合格者の存在を踏まえた上で、検討することが求められている。法曹の養成に関するフォーラム・論点整理では、本論点の検討状況として、「従前の司法修習における前期修習を法科大学院がすべて代替するという前提には立っておらず、そうすることは現実にも困難である。他方、いわゆる即独弁護士の増加を背景として、法曹としての初期OJTの必要性が高まってきていることもあり、その双方との連携を視野に入れて司法修習の在り方を考える必要がある。」との意見が述べられている。また、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける意見として、法科大学院における法律実務教育の内容は、法科大学院の間で格差があるにもかかわらず、これを補う機会のないまま、司法修習の最初から実務修習が行われている点に問題があるとして、実務修習の開始前に導入的な研修を行うべきであるとの意見があった。」とし、「(この意見に対しては、)法科大学院における実務教育を従来の司法修習における前期修習を代替するものと位置づけるのは誤解であり、実際にも、それを完全に代替するようなものとするのは、法科大学院のカリキュラム構成上、可能でなく適切でもないとの指摘があり、法科大学院における実務教育と司法修習の役割分担を明確にすべきではないかとの意見があった。」としている。すなわち、有識者の間においては、法科大学院における実務教育は旧司法修習において前期集合修習が果たしていた役割を代替するものではなく、実務修習へ適切に導入するための前期集合修習が必要であることが認識されているところである。また、すべての法科大学院において必ずしも十分な実務導入のための研修が行われていない現状において、司法修習生は、最短でも3月の法科大学院終了から11月の実務修習開始まで約8ヵ月間、現行の受験回数制限のもと最長で約5年8ヶ月間もの間実務導入のための研修を全く受けずに実務修習に入ることを余儀なくされている。また、田島委員が第7回会議で指摘するとおり、弁護士の就職難の現状において、司法修習生は就職活動のために相当の時間と労力を費やさざるを得ない状況に陥っている。そのような状態で2ヶ月間という短期間において民事裁判、刑事裁判、検察、

				<p>弁護の各分野の実務修習において期待される十分な成果を得ることはできないと言わざるを得ない。中間的取りまとめでは、「司法研修所及び配属庁会において、修習の開始前後に導入的教育が実施されている」と記載されているが、実際にはガイダンス的なものを数日間行っているに過ぎず、十分な導入修習が行われているとは到底言えない。清原委員は「修習内容の問題点は実務に即した本来の研修の充実が図られることも記述される必要がある」と指摘し(第12回・提出意見書)、田島委員も「一定の期間をさいて導入修習を行い、分野別実務修習は実務に即したものに十分時間をかけられるようにする必要がある」(第12回・提出意見書)と指摘しているところであるが、司法修習の現状を正しく認識した上での適切な意見である。そもそも、司法修習期間の1年への短縮と前期修習の廃止は、司法試験の年間合格者数3000人という目標にあわせて、その受け入れ体制や財政的事情から行われたのが実情であるが、司法試験の年間合格者数を1500人以下とすることにより充実した司法修習を実施する体制整備は可能である。したがって、全ての法科大学院において実務導入のための必要十分な教育が実現されるようになるまでの当面の間は、修習期間を少なくとも1年6ヶ月間とし、かつ、前期修習を復活すべきである。</p>
1,881	5/13	第2	<p>今後の法曹人口の在り方</p>	<p>(意見1) 法曹に対する需要が今後増加すると予測するのは誤りである。 (理由1) (1)はじめに 司法制度改革審議会意見書(以下「司法意見書」という。)が、法曹の人口を急激かつ大幅に増加させるべきであるとした根拠は、我が国が事前規制型社会から事後救済社会へと移行することに伴い、社会における法的需、殊に弁護士に対する需要が大幅に増大していくとの予測がなされたことにある。 しかしながら、前期司法審の予測は、少子高齢化が進行する日本社会の実態を直視せず、また、争いや裁判を嫌う日本社会特有の法文化を十分考慮せず、さらに隣接士業等の存在や職域も考慮に入れず、社会科学的な統計の裏づけもなく行った極めて楽観的な予測であった。 ところが、法曹養成制度検討会議(以下「検討会議」という。)・中間的取りまとめ(以下「中間的取りまとめ」という。)も司法審意見書の前期予測を今なお踏襲し、法曹に対する需要が今後増加するなどと予測している。これは明らかな誤りである。 (2)裁判所における弁護士の需要 ア 裁判所事件数 実際には、裁判所の事件数は、司法制度改革当時以降減少している。裁判所の司法統計によると、平成13年度の裁判所の総新受事件数(当該年度に新受した民事・行政事件、刑事事件、医療観察事件、家事事件及び少年事件の件数。但し、刑事事件、医療観察事件及び少年事件は人数。)は約563万件であったのに対し、平成23年度には約406万件となっている(以上、平成13年度及び平成23年度の各司法統計年報の民事・行政事件編第1表参照)。 このうち統計数値の採用基準の変更により雑事件が約77万件減少している事を考慮しても、この約10年間に、裁判所の事件数は約80万件、約14%減少したことになる。 イ 弁護士選任状況 加えて、裁判所の事件について当事者が従来よりも代理人弁護士を選任するようになってきているかという点につき、民事第一審査通常訴訟既済事件における代理人弁護士選任状況を見ると、原告側当事者弁護士を選任した事件の割合は、平成13年度の74.2%から平成23年度の73.4%へと微減しているほか、被告側については平成13年度の44.1%から平成23年度の34.1%へと1割近く減少している。双方が代理人弁護士を選任していない事件の割合については、平成13年度の21.1%から平成23年度の22.6%へと増加している(検討会議・法曹人口に関する基礎的資料(以下「基礎的資料」と略す。)4(1)エ)。</p>

ウ 裁判所の事件に関する弁護士への需要

前期ア及びイより、この10年の間に、裁判所の事件に関して弁護士に対する重要は実際には増加していないことは明らかである。

そして、今後、日本の人口減少はこれまで以上に急速に進むことも又明らかであり、さらには、製造業を中心に大企業のみならず中小企業も海外に生産拠点を移転する動きが続いているのであるから、抜本的な司法制度の改革がなされない限り、裁判所が取り扱う事件数は今後増加するどころか減少の一途を辿ること

(3) 法律相談件数

法律相談件数についても、平成19年以降は横ばい或いは減少傾向にある。法律相談の件数(弁護士会による有料相談等の各種相談、日本司法支援センター(法テラス)による無料相談及び交通事故相談センターにおいて把握した相談件数)は、平成15年度においては約55万3千件であった。これが平成19年度には約66万7千件となったものの、その後、平成23年度には約61万件になり、微増或いは近年は減少傾向にさえある(基礎的資料4(2)ア)。

(4) 組織内弁護士

ア 企業内弁護士数は、平成13年以降増加しているものの、その総数はわずか771人(平成24年6月現在)に留まり(基礎的資料4(4)ア)、日弁連が平成21年実施した「企業内弁護士の採用に関するアンケート」においても、企業内弁護士を採用していない企業の約95%が、「顧問弁護士や企業内法務部があるので不自由していない」、「やってもらう仕事がない」などの理由でこれからの採用に消極的であって、今後の大幅な需要拡大は見込めないのが現状である。

イ 政府や自治体内の職員としての弁護士の需要については、任期付公務員として採用されている弁護士数は、平成17年に59人であったのが平成24年149人となり次第に増えているものの(基礎的資料4(4)ア)、日弁連が平成22年4月実施したアンケートにおいては、未採用の地方自治体の94.5%が、「今後も採用予定はない」と回答しており、この分野でも、抜本的な対策を講じない限り今後弁護士に対する需要が増

(5) 潜在的需要

中小企業、学校、市町村や都道府県等の地方自治体、各種福祉団体やNPOなど、弁護士の援助を必要としながら実現していない団体が一定数存在することは事実である。また、身近に知り合いの弁護士がいないことや弁護士に依頼する費用がない等の理由で弁護士の援助を受けられていない市民も、未だ一定数存在することも事実である。

したがって、個々の弁護士や各地の弁護士会は、これまで以上にこれらの潜在的な法的需要に応える努力をしなければならないし、当会もその努力を続けているところである。

しかしながら、昨今の急激な弁護士人口の増加は、個々の弁護士や各地の弁護士会の努力によって見出される新たな法的需要を遥かに超えるほどの急増である。

また、弁護士数を増加させれば前記の潜在的な法曹需要に応えることができるほど物事は単純ではなく、法律扶助予算の拡大等の財政策や現在以上に司法制度を利用しやすくするための抜本的な制度改革なくしてはなし得ないことが明らかである。

また、本来は、法的需要が存在する場合にこれに応えるべく供給の担い手を増やすべきであって、供給の担い手を増やすことによって需要を増やそうとすることは倒錯した論理である。

さらに、潜在的需要を掘り起こす活動は、必ずしも法律家の介入には馴染まない紛争についてまで法的紛争化を助長させ、かえって望ましい解決を遠ざける危険とも隣り合わせにある。潜在的需要の顕在化を弁護士数増員によって図ろうとすれば、弁護士が、自分が生存競争を生き抜く手段として当事者を煽るなどして、徒に紛争を作出する危険すらあるのである。

(6) 新たな需要

中間的取りまとめの挙げる「新たな需要」の存在について、その全てを否定するものではないものの、いずれについても、仮にそのような新たな需要が一部見られるにせよ、今後、弁護士の増員を「現在のような急ペースで」行う必要はなんら見当たらない。

(意見2)

(1) 全体としての法曹人口について、は現在のペースで増加させるべきではない。

(2) 司法試験の年間合格者数については、年間1,000人程度とする数値目標を設けるべきである。

(理由2)

(1) はじめに

ア 弁護士の職責は、市民の権利や利益を擁護し、社会正義を実現することであり、その職責は極めて重い。このような重大な職責を果たすためには、法的事実に関する広く正確な理解と知識、法的思考・応用力の適切さ、法律実務の習得、法律家としての倫理意識・人の痛みを理解できる受容性、共感力やリーガルマインド等を要し、弁護士業務に高度の専門性と継続的な研鑽が求められている。

また、弁護士にはかかる法的サービスの担い手として技術的専門性が存するのみではない。我が国の法制度は、戦後、弁護士に対し、紛争解決の担い手としての役割に加え、司法の一翼を担う者としての公的役割を与えてきた。

司法の役割とは、紛争の解決を通じて正当な権利・利益の実現を図り、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにある。弁護士も、司法制度の一翼を担う在野法曹として、基本的人権の擁護と社会正義の実現が使命として課されているのである(弁護士法第1条第2項)。

あるべき弁護士人口を検討するにあたっては、弁護士業務における前記のような重要性和専門性を考慮すると同時に、我が国において、弁護士には、司法制度の一翼の担い手としての公的な役割が与えられているところ、以下に詳述するとおり、法曹需要の社会科学的検証に基づかない近年の弁護士人口の急増政策は、弁護士の職務の適切性を危機にさらすとともに、弁護士の公的役割に基づく諸活動を停滞させ、司法制度の基盤を危うくするものとなっている。

(2) 弁護士間の過当競争による国民及び業務の悪影響

ア 弁護士業においても、業務の質の向上や弁護士費用の適正化のためには、弁護士間において、適性かつ妥当な限度での競争が必要不可欠である。

しかしながら、弁護士数が実際の湯ようを遥かに超えて激増していることにより、業務の質の向上等をもたらすに必要な範囲を超えて、弁護士間に過当競争が生じつつあり、かえって利用者に不利益をもたらしかねない事態となっている。

イ 例えば、従来の弁護士は集客のために多額の経費をかけることはしなかったのであるが、昨今、顧客獲得競争の激化に伴い、弁護士としての品位を欠く大規模な広告宣伝等をする弁護士が増加している。

広告宣伝費用は弁護士費用に上乗せされ、最終的に利用者たる国民の負担となる。他方で、広告宣伝等により国民に与えられる情報の価値は、弁護士業務の個別専門性に照らせば当該法的サービスの判断材料としては乏しいものであり、かえって、利用者に誤った情報が提供される事態すら生じている。例えば、「着手金無料」などの広告に誘引されて事件を依頼した利用者が、実際には、合理的な弁護士費用より遥かに高額な報酬を請求されたり、委任した事件が弁護士側の経済効率に見合わないと分かるや辞任されるなどの不利益を受ける現象も、残念ながら、一部の弁護士について見られる。

ウ また、通常的自由競争論が妥当する分野であれば、供給の拡大によってサービスの質は向上し、費用は適正化・低額化するはずであるところ、弁護士業務についてはこの経済原則が必ずしも妥当しない。利用者と弁護士との間には圧倒的な情報格差があるうえ、殊に刑事身柄事件等においては、利用者が実際に弁護士を必要とする場面では切迫した状況にあり、十分な情報による適切な判断は実際には困難である。

弁護士数の急増かつ大幅な増加は、一部弁護士において、過当競争を生き残るべく、一人の依頼者、一件の事件からより多くの利益を得ようとする不適切なインセンティブをも生みつつあり、弁護士費用がかえって高額化したり、本来なら訴訟提起になじまない紛争が訴訟化されるような現象も一部にみられるようになってきた。

(3) 公益(的)活動の衰退・機能不全への懸念
弁護士は、弁護士法1条に定められた弁護士の使命である基本的人権の擁護、社会正義の実現のため、通常の業務に加えて様々な公益活動を行っている。例えば、当会の人権擁護委員会においては在監督等からの人権侵害救済申し立て案件を調査・審査の上、違法な人権侵害行為が認められる場合には当該刑事施設に対して警告・勧告等を行い、人権侵害を見逃すことのないよう活動しているところである。これらの活動においては、申立人からの報酬受領などはまったく行われていない。

また、上記のような純粋な意味における公益活動以外にも、社会問題となった消費者被害事件、死刑判決に係る刑事再審事件などについて、その職責の重さに見合わないほど低額な報酬しか受け取っていないにも関わらず、前期の弁護士の社会的使命に鑑みて、積極的に取り組んできた弁護士が多数存在する。このような弁護士の公益(的)活動は、一般的な弁護士において経済的基盤が存在し得ることを前提に成り立つのであって、適正且つ合理的な限度を超えた自由競争は、弁護士の経済的基盤を根底から破壊し、弁護士にそのような公益(的)活動を期待できない事態を招きかねず、その悪影響が最終的には市民に及ぶことになる。

(4) 弁護士の質の低下
ア 弁護士業務には前述の通り、法的事項について広く正確な理解や知識、適切な法的思考、法律実務の経験や研鑽による習得、高い法曹倫理やリーガルマインド等を要求されるのであり、合理的な限度を超えた過当競争の結果としてこれらを欠く弁護士が増加すれば、弁護士制度を利用する市民不利益を及ぼすことになる。

従来、一定以上のレベルの司法試験、充実した司法修習、新人時代のオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)、イところが、昨今司法試験合格者の平均レベルが低下し、司法試験合格者の中に、従来にも増して、基礎的な法的知識を欠く者が相当数見られるようになってきている(平成20年5月23日再考裁判所総務局「最近の司法修習生の状況について」参照)。これは、法曹志願者の減少及び法曹養成制度上の問題にも関わる現象であるものの、最大の原因が、司法試験合格者数の大増員であることは明らかである。

従来であれば到底司法試験に合格しなかったような、基本的な法的知識を欠く者が、司法試験に合格してしまうケースが年々増加しているのである。

ウ 司法修習の充実という点についても、司法試験合格者数の大幅な増加によって、司法修習生を受け入れる側の裁判所、検察庁、弁護士会において、きめ細かな指導が難しくなり、司法修習生においても、年々激化する就職活動に時間や労力を割かれるあまり、司法修習に専念できない者が増加している。

そのため、司法修習制度自体としても、修習期間の短縮、前期修習の廃止、給費制から貸与制への移行などにより教育効果が限定され希薄化しがちであることに加え、司法修習生においては、前記の原因により、その限られた司法修習の機会さえ十分に生かせず、修習内容を十分習得できない状況となっている。

エ 司法修習を修了して弁護士登録した新人弁護士についても、勤務弁護士としてOJTによって法律法律業務の研鑽を積むことを必要としながら、「就職難」によってこれが叶わず、実務能力が不十分なまま即時独立を余儀なくされる者が増えている。

弁護士の実際の業務においては、事件の見通しや対処方針の立て方、依頼者や利害関係者との接触距離の取り方、解決へ向けての具体的活動に関係する実務能力、実務感覚、弁護士倫理やリーガルマインドの涵養こそが重要であるところ、新人弁護士にとって、こうした能力は、雇用主弁護士等の先輩弁護士と多くの行動を共にし、一緒に多数の具体的な事件に取り組んでこそ体得できる面が大きく、このような過程を経て次第に一人前の弁護士と成っていくのである。

ところが、需要を大幅に上回る弁護士の急増によってもたらされた「就職難」は、多くの新人弁護士からこのようなOJTの機会を奪い、登録年数を経ても実務能力、実務感覚の乏しい弁護士を多数存在させ、利用する市民にとって由々しき事態を現出させている。

オ 弁護士間の切磋琢磨や事実上の相互監視機能についても、弁護士会内の会員数が増え人的関係が希薄化し、弁護士同士の関係が、専門家集団としての関係から、顧客や事件を必要以上に奪い合う関係へと変質しつつあり、かつての機能が弱まっていることが懸案されている。

カ その結果、弁護士の職責の重大さや、求められる専門性・実務能力については、社会の国際化、急速な技術革新、価値観の多様化により、従来以上に高度な水準が求められているにもかかわらず、これを担う弁護士の質や、法律専門家としての職業意識が変容しつつある。

質の低下については、法科大学院教育や弁護士会の研修等によって対処すべきであるとの指摘もあるものの、それには自ずから限界がある。上記はいずれも司法試験合格者或いは現実の需要に対して弁護士の「数」が増え過ぎたことを主たる原因としており、弁護士の大幅な急増が、司法修習制度の法曹養成制度を揺るがし、新人弁護士の採用状況や就労環境を混乱させ、弁護士会の良き文化的伝統を崩しつつあるという総合的な混乱状況を招いたことによって生じたものであって、これらを、法科大学院教育や研修によりカバーし得るなどというのは非現実的で無責任な論である。

したがって、仮に、司法試験合格者を現状の2,000人程度に維持する場合、今後もさらに弁護士の質の低下が続くことは明らかである。

キ さらに、これまでに述べた諸弊害、すなわち、弁護士間の過当競争や、弁護士と成っても人権擁護などの公益活動に十分取り組めないことなどにより、弁護士という職業の魅力は急速に失われつつある。裁判官や検察官についても、退官しても弁護士資格がある事が、在官中の職務の独立性をもたらしたその職業的魅力となっていたもので、弁護士の職業的魅力の低下は、法曹全体の魅力の低下に繋がっている。

そのために、従来とは異なり、有為で多様な人材が法曹を志望しなくなり、法科大学院及び司法修習修了に要する経済的負担等ともあいまって、法曹志願者数の激減をもたらしている。このことは、法科大学院志願者の激減が如実に示していることは勿論、平成25年度の東京大学進級振り分けや大学入試において、受験生の法学部離れが顕著であったことにも現れている。

法曹志願者が減少してゆけば、法曹の質はさらに低下することは避けられず、いわば負のスパイラルが生じつつある。

(5) 地方における司法過疎問題

ア 司法制度改革以降、熱意ある若い弁護士が地方へと広がり、弁護士の過疎・偏在問題が一定程度解消されてきたことは事実である。

しかしながら、これは、弁護士会による地方での法律相談の拡充や、ひまわり基金事務所や法テラス事務所の設置等司法制度の整備と相まって実現されてきたことであって、弁護士の増員のみによって果たされた成果ではない。

イ もし仮に、弁護士の増員のみによって弁護士過疎・偏在問題を解消しようとするのであれば、それは、「都会であぶれた弁護士が地方に行く」という過程を想定するものであるところ、あまりに地方を愚弄する論である上、その過程で都会では必然的に過当競争が生じ前期各弊害が生じるものであって、弁護士過疎・偏在対策として妥当な方法ではない。

ウ さらに、司法過疎の解消においては、裁判所及び検察庁の充実が不可欠であるところ、司法制度改革以後も裁判官及び検察官の増加数は微増にとどまっている。

そのために、弁護士人口だけが激増しても、裁判官や検察官が十分に増員されない地方の司法制度は必ずしも充実されたとは言い難いものであって、昨今の弁護士激増政策によっては、地方の司法過疎は解消されていないのである。

(6) 自由競争による淘汰論は誤りであること

ア 司法審意見書は、弁護士人口の増大により、弁護士間に自由競争が生じ、質の低い弁護士は淘汰されるため、法曹の質は高まるという前提に立っている。

イ しかしながら、法が、弁護士について資格制度を採用し、司法試験を課し、専門家たる司法試験委員会に資格付与の是非を判定させているのは、法曹の職務の専門性ゆえに、法的知識の正確さや、法的思考の適切さ等については専門家でない利用者にとっては必ずしも容易に判断し得るとは限らないことに鑑み、そのような能力については国が責任をもって判断し、もって、資格を有する弁護士について市民が安心して利用できる制度とするためである。

ところが、現在の運用は、司法試験を易化し、法的知識などの不十分な者に弁護士資格を与えているもので、弁護士を資格制度とした法の趣旨に反する運用であり、安心して弁護士を利用したいという市民の意に

ウ また、自由競争による淘汰の過程で必然的に生じる被害がある。「弁護士の自由競争による質の低い弁護士の淘汰」の過程においては、質の低い弁護士によって被害に遭う利用者が必然的に生まれることが予定されているのである。

エ 現在のように司法試験を容易化させる運用は、法的知識、法的思考力等の不十分な者には資格を与えないという国の責務を放棄することである。前記諸能力の不十分な者にも安易に資格を付与しておきながら利用者に実害を出した後淘汰すればよいなどという論は、国の責任を放棄し、それによる被害を利用者たる市民に皺寄せするものであって、不合理極まりない。

(意見3)

法曹人口及び司法試験合格者における【意見2】は、法曹養成制度の整備状況にも関わらず、年間司法試験合格者に早急に1,000人程度とすべきである。

(理由3)

(1)【意見2】に述べた弁護士増員に伴う諸弊害は、いずれも、「弁護士或いは司法試験合格者の数を増やしすぎたことそれ自体によって」生じたものであり、法曹養成制度を今後いかに整備し改善しようとも、弊害の多くは除去し得ない。

したがって、【意見2】に挙げた司法試験合格者の減員は、今後の法曹養成制度の整備・改善状況に関わらず行うべきである。

(2)なお、司法試験合格者を減少させると、司法試験成績の芳しくない法科大学院の存続が困難となり、仮に、この法科大学院が地域に唯一の法科大学院である場合、当該地域の法曹志願者においては法曹となるため要する物理的、経済的負担が増大するという事態が生じうる。もっともかかる事態は、法科大学院修了を司法試験受験資格とする現行制度を前提に生じる事態であるところ、後述の通り現行制度は抜本的見直しを要するものであるし、仮に一定期間現行制度を維持せざるを得ない場合にも、予備試験合格率の調整、地方在住の法曹志願者に対する経済的支援、地域適正配置に十分配慮しつつ法科大学院の定員削減をなすこと等によって対処することが適切であり、「地方の法科大学院の経営を維持し、組織を存続させるために、法曹人口を急増させる」などという施策は明らかに不合理である。

<p>第3 1 (1)・(2)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成/法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>(意見) 「プロセス」としての法曹養成の理念を維持する場合にも、法科大学院が「プロセス」の中核たるにふさわしいものであるか否かについて、現行制度の抜本的見直しを視野に入れた検討をすべきである。</p> <p>(理由) (1)法科大学院志願者等の推移を見るに、適正試験受験者数について平成15年度の約3万5千人(大学入試センター実施分)から平成24年度には約6千人(適正試験管理委員会実施分)へと約6分の1に減少し(検討会議第3回資料1・18頁)、総入学者数については平成16年度の約5,700人から平成25年度の約2,700人と約52%減少している(同25頁、平成25年度については報道)。 (2)これは、司法試験合格率が25%程度であること(なお、週司法試験の時代、毎年の合格者が約500人、合格率約2%であった時期においても、毎年約2万人が司法試験を受験していた。したがって、現在司法試験合格率が25%程度であるという事実が、「単独で」志願者減をもたらしているのではなく、後記受験回数制限や、法科大学院制度の問題点とあいまって志願者減をもたらしていることに留意しなければならない。)司法試験を5年以内に3回しか受験できないことや、司法試験合格後の「就職難」、法曹の職業的の魅力が減じつつあることに加え、法曹を目指すことがこのようにリスクの高い進路選択であるにもかかわらず、法科大学院修了に要する経済的、時間的、体力的、心理的負担が多であることも大きな要因である。 今後、法曹会に多様で有為な人材を呼び戻すためには、年間司法試験合格者を1,000人程度とすることにより法曹人口を適正数に是正してゆくこと等によって、「就職難」を解消し、法曹の職業的魅力を回復させることに加え、法曹養成制度についても、より合理的な制度への抜本的転換を視野に入れた検討をなすこと (3) そのような視点から、当会は法曹養成制度の在り方について、すでに平成23年8月6日付意見書において、現行法科大学院制度は原則として法科大学院修了を司法試験の受験資格としているにもかかわらず、これに見合った内容となっておらず、年を追って入学者が減少し、優秀な人材が司法界に集まらなくなることが危惧される状況に至っている上、法曹を目指す学生に多大な経済的及び時間的負担を強いているのであり、このような現状を抜本的に解決するためには、法曹養成制度を大学院レベルではなく、大学の学部レベルに移行することを真剣に検討すべきである旨提言している。 (4) 現行制度においても、当会が提言した前記新制度においても、ロースクールの修了を司法試験の受験資格とすることによって、法曹志願者に、ロースクールという「プロセス」を強制する制度を選択している。また、従来から、司法修習の修了が原則として法曹となる要件とされており、法曹志願者には「司法修習というプロセス」も課されている。 ある「プロセス」を強制する制度を、正当性と合理性であるものとするためには、当然のことながら、そのプロセスにおける教育内容が、強制するに値するものであることとする。そして、その教育的価値が、強制に伴う負担及びその負担があることによって不可逆的に減じられる志願者の多様性よりも上回ることを要する。 そうでなければ、当該プロセスを強制する法曹養成制度は、職業の自由や法の下での平等といった主観的権利の問題としても、人材登用制度の客観的合理性の問題としても、極めて深刻な問題を孕むことになる。</p> <p>(5)ところが、現行制度においては、一部の法科大学院においては優れた教育がされている例も報告されるものの、入学者選抜や進級・終了認定が十分機能せず、教育体制も十分整わないなど、強制する価値のある教育が実践されているとは言い難い法科大学院も散見される。 のみならず、法科大学院制度全体においても、制度上合的に期待する教育の価値と、法科大学院修了に伴う多大な負担及びそれによって志願者の多様性が大きく損なわれることとのバランスの問題が、十分に検討されてきたとは言い難い。</p>
-----------------------------	--	---

		したがって、今後我が国において「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する場合にも、法科大学院は法曹養成の「プロセス」の中核たるにふさわしいものであるか否か、強制するにふさわしい「プロセス」とは何かについて、現行制度の抜本的見直しを視野に入れた検討をすべきである。
第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由) (1)法曹は、国の司法制度を支える重要な社会基盤であり、法曹の仕事は国民の権利・義務に直接関わるため、法曹には、法律実務について十分な理解や法曹としての高度な倫理意識等が必要である。 司法修習制度は、法曹となる者がこれら必要な素養を身につけるためのもの」であり、国が責任を持って法曹を養成し、以って市民の権利を守るためのものである。 そのため、法曹となるべき司法修習生にたいしては、修習専念義務と兼業禁止義務をかずこととともに、その間無給ととなることに鑑み、生活費を保障して身分を安定させ、両者あいまって、質の高い司法修習の実施を可能としてきたのである。 司法修習生側の意識としても、国から給費を受けて養成されることにより、法曹の公的役割を深く自覚するという効果もあった。 (2)ところで、法科大学院制度が採用されている現在においても、司法修習制度の義務に変化はない。 むしろ、前期修習が廃止され、修習期間が短縮されたことに伴い、司法修習生はこれまで以上に修習に専念し集中して取り組むことが要求されるのである。 ところが、給費制の廃止は、給費制と表裏の関係にあった修習専念義務と兼業禁止義務を骨抜きにする危険があり、質の高い司法修習の実施を危うくするものである。 (3)また、日弁連が平成24年5月実施したアンケートによると、司法修習生のうち28, 2%が司法修習を辞退することを考えたことがあると回答し、その理由として、86. 1%が貸与制への移行を、74, 8%が弁護士への就職難・経済的困窮を挙げた。 司法修習生の多くは、法科大学院の奨学金等の返済義務を負担しており、貸与制によって借金が上乗せされることは、有為で多様な人材が法曹の途を断念する一因となっている。 法曹となる者の出身層が経済的富裕層ばかりに偏ることは望ましくない事態であることは明白であって、かかる事態を避けるためにも給費制を復活させるべきである。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見) 法科大学院修了を司法試験受験資格とする現行制度を維持する場合、司法試験年間合格者数を1, 000人とする制度のもと、法科大学院の総定員数についてもこれに近い数字に削減すべきである。</p> <p>(理由) (1)現行の法科大学院制度を今後も一定期間継続せざるを得ない場合においても、法科大学院の改善は急務である。 (2)司法試験合格者は前記の通り年間1, 000人程度とするべきであるところ、法科大学院の総定員数についても、司法試験合格者の減少の仕方に添うかたちで、同程度の数に減少させていく必要がある。</p>

(3)なぜならば、法科大学院というプロセスを強制する以上、それは強制する価値のあるプロセスでなければならないため、法科大学院の実効性を十全に確保する必要がある。
 そのためには、法科大学院生が、法科大学院における教育内容に集中して取り組めるような環境設定が不可欠である。
 したがって、法科大学院修了後に課される司法試験においては、法曹として必要とされる法的知識、法的思考力・応用力、文章作成能力等を満たしているか否かを問い、これを一定限度満たしていれば合格できるようにすべきであって、そこに受験生間の競争性があってはならない。

(4)この点、司法修習や、医師における医学部の過程も「強制されたプロセス」であるところ、かつて多くの司法修習生が二回試験に必要な限度を遥かに超えた修習内容を習得してきたのも、医師志願者が、医学部において医師国家試験合格に要する限度を遥かに超えた知識や技能を修得しているのも、プロセスの最後の試験(二回試験、医師国家試験)において競争性がなく、各々のプロセス(司法修習、医学部)における修習や学習に集中できるためである。
 (なお、二回試験は現在も競争性のない試験であるが、司法修習生数の急増による受け入れ側の限界及び「就職難」や、貸与制への移行による修習専念義務の形骸化という別の要因によって、司法修習の実効性が失われつつあることは既述のとおりである。)

(5)仮に、法科大学院の後に競争性ある司法試験が課される場合、法科大学院生は、在学中の多くの時間、労力、意識を司法試験対策に割られることとなり、法科大学院というプロセスの教育効果は限定的なものとなり、「法科大学院課程は強制する価値のあるプロセスでなければならない」という現行制度の本質的養成を満たさない事態に陥るのである。

(6)司法試験の競争性をなくす方法については、司法試験合格率は、まずあるべき法曹人口に照らして司法試験合格者数を限定し、法科大学院定員数をそれに適合させることによって維持すべきものであって、現在の法科大学院定員数や入学者数の方から逆算して司法試験合格者の目安を設定することは明らかに不合理である。
 また、競争性をなくすといっても、司法試験の合格レベルを下げることは許されず、それは一定以上に維持すべきことは既述のとおりであるから、これと競争性をなくすことを両立させるためには、法科大学院における未修習制度の在り方、入学試験方法、共通到達度試験の導入等を含めた進級・修了認定方法等についても抜本的な見直しを要することとなる。

第3
3
(1)

受験回数制限

(意見)
 司法試験受験制限を撤廃すべきである。
 (理由)
 (1)受験回数制限は、他大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるという理由によって導入されている。
 しかしながら、法科大学院における教育効果とは具体的に何であり、それは時間の経過によって薄れるものであるか否かなどについて、これまでほとんど検証がなされておらず根拠薄弱といわざるを得ない。
 (2)中間的取りまとめは、受験回数制限について、本人に早期の転身を促すとか、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るなどの理由で肯定的に評価している。
 しかしながら、前者については、司法試験受験生にのみこのようなパターンリスティックな観点強力な制約をすることは、我が国の法体系に整合しない。
 後者についても、他の専門課程(医学部、教育学部等)出身者については同種の受験制限がないのに法学専門教育についてのみかかる制限を課す理由はない。

(3)むしろ、受験回数制限は、短期間に多くの勉強時間を確保しやすいような経済状況生活環境にある受験生のみを過度に有利にするものであって、法曹の給源を偏らせた養成を削ぐという現行制度の消極面を助長するものである。

第3
2
(1)

教育の質の向上、定員・
設置数、認証評価

(意見1)
「○ 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方に付いては、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。」につき、
「○ 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方に付いては、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出し、また、地域司法の充実・発展に貢献してきた事実を踏まえて検討すべきである。」と変更すべきである。
(理由2)
(1) 司法制度改革審議会意見書が制度設計の基本的考え方として指摘しているように、法科大学院を全国に適正配置し、地方在住者がその地域で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することが、司法制度改革の目的に直結する理念として非常に重要である。
実際に、各地方における法科大学院の存在は、従前であれば金銭的・距離的關係から通学が困難であった地方在住者に対して法曹となる機会を与えており、地方の隅々まで法の支配を実現するといった地域司法の充実・発展に十分に貢献してきたものである。
しかしながら、法曹養成制度検討会議での協議においては、法科大学院の地域適正配置による地域司法への貢献といった事実は十分に評価されているとは言い難く、法科大学院の統廃合の議論においても、単純に司法試験合格者の輩出数といった数の議論になりがちである。
このように合格者数の多寡という単純な基準によって統廃合や定員数を議論することは、かえって司法制度改革の理念をそこなうものである。
そこで、法科大学院の統廃合や定員の問題については、合格者の輩出数にとらわれることなく、地域司法への貢献を十分に評価したうえで検討すべきであり、これを明記すべきである。
(2) ■■■■■大学法科大学院は、司法制度改革の理念に忠実に、これまで社会人経験者、多学部出身者を数多く受け入れており、法律学の純粹未修者でも法律を理解し学習できるように、法律の考え方といった基礎に重点をおいた地道な教育を行っている。また、■■■■■弁護士会及び会内に設置された法科大学院バックアップ委員会は、「自らの後継者は自らの手によって育てるという弁護士自治の理念」に基づき、実務教育にも力を注いでいる。加えて、教員は学生と授業以外においても密接に係わり、個々の学生の学習進行具合に応じて、学習方法から日常生活の過ごし方まで適切な指導を行うようにしている。
そもそも、■■■■■大学院は、県民からの13万人にも上る設置要望署名により、県議会の議決を経て、国に対して設置を要請して設立された法科大学院であり、地元の■■■■■弁護士会との連携を通じて地域の司法水準を向上させようという高い理念に基づいて設立された法科大学院である。■■■■■弁護士会は、その理念に基づき、■■■■■大学法科大学院に対して積極的な支援を行ってきた。

具体的には、実務教員の派遣、模擬裁判への講師派遣、ロークリニック・事務所訪問の受け入れ、各種指導ゼミの実施等を行っており、地方法科大学院の特色を生かして、学校側と弁護士側が、指導する学生の情報を共有し、適宜教育方針について検討を行い、相互に連携して機動的な指導に取り組んでいる。実務家教員は、自らの仕事を犠牲にしてまでも、法解釈の基礎や法的事実の分析、さらには法解釈の根底において持つべき価値を徹底して教え、また被害者や子供、生命といった実務における重要な視点を切り口にして、法的基礎学力と法実務との架橋となるような授業を実践している。また、実務家教員以外の弁護士と学生とが触れ合う機会も、年間70回以上に及び、他の法科大学院に比べて非常に多く設けられている。学生らは、地元の弁護士を通じて、司法試験に対するアドバイスのみならず、弁護士業務の実態と地域司法における実状についても、直接知ることができ、地域司法に対しての関心を抱くに至っている。様々な住民がいかなる法的サービスを望んでいるかを身をもって感じ取ることができる場合も多く設けられている。

現在、■■■■■大学法科大学院出身の法曹は総勢12名であるが、そのうち約割りにあたる8名が■■■■■弁護士会に登録して活躍しており、■■■■■大学法科大学院は確実に地域に根ざした法曹を排出しているといえることができる。

また、■■■■■大学法科大学院出身者で■■■■■弁護士会に登録した弁護士は、例外なく、地域の公益活動に積極的に取り組んでおり、地域司法の充実、発展に大きく貢献してきている。■■■■■弁護士会においても、人権擁護委員会や法科大学院バックアップ委員会等の中核を担う活躍もしている。

■■■■■大学法科大学院は、現時点での司法試験の合格者数は決して多いものとは言えないが、着実に地方に根差した法曹を排出しているのである。

(3) 以上のように、地方法科大学院においては、合格者数の多寡にかかわらず、地域司法の発展に貢献しているのであり、これを軽視すべきではなく、この点をとりまとめにおいて明記すべきである。

(意見2)

枠内に、

「○ 定員削減及び統廃合などの組織見直し、財政的、人的支援の見直しを行うに際しては、法科大学院間における司法試験合格者数の多寡にとらわれることなく、地域適正配置の理念に基づいて判断を行う必要がある。」旨の文章を追加すべきである。

(理由2)

(1) 中間的取りまとめにおいては、「定員削減及び統廃合などの組織見直し」、「財政的、人的支援の見直し」をうたっており、現状の法科大学院制度の縮小を進める内容となっている。そして、見直しの基準となる学校については、「教育状況に課題がある法科大学院」という表題がなされている。

しかし、「教育状況に課題がある法科大学院」という表現のみでは、単純に合格者数の少ない学校＝教育状況に課題がある学校という認識に陥りやすく、【意見1】で述べた地域司法に対する貢献を見落とすことになりかねない。

(2) 旧司法試験制度においては、法曹を目指す者は殆どが司法試験予備校(以下「予備校」という。)を利用していたが、身司法試験制度のもとにおいても、(受験指導に長けた)予備校が果たす役割は依然として大きいというのが偽らざる実情である。

一方、■■■■■大学法科大学院を含む地方の法科大学院においては、このような受験指導体制に特化していないため、合格者が大都市圏に偏重してしまう傾向にあることは否めないところである。更に、合格者数の多寡の結果により、入学者希望者や法科大学院への様々な支援が大都市圏にある法科大学院に集中するといった悪循環に陥っている。しかしながら、これらは決して望ましいことではない。■■■■■大学法科大学院においても、法科大学院が担わなければならない役割は大都市圏の学校に負けず劣らず大きなものがあり、財政的・人的支援をより必要としているのである。

				<p>しかしながら、合格者数を判断基準として重視してしまうと、真に財政的・人的支援を必要としている地方大学院への支援が制限され、地方における統廃合が進み、ひいては日本中の地域の隅々まで法の支配を実現すべく、(その地域の実情を知り尽くした)同地域に密着した法曹を育てなければならないといった、法科大学院の地域適正配置の理念に反することに繋がる。</p> <p>よって、合格者数はあくまでも一検討材料に過ぎず、地方法科大学院においては地域適正配置の理念こそを重視すべきであり、各種制度の見直しに当たっては、これを十分に考慮した上で判断すべきである。</p>
1,882	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>この問題を考える場合、法曹有資格者(以下法曹という)の現在及び予測される将来の活動分野の正しい認識が必要と考える。</p> <p>更に、あえて活動領域を拡大することが国民にとって真に望ましい事なのかどうかを考えなければならない。しかし、検討会義の議論はそれらが十分に検証・分析考察されていない。</p> <p>法曹としての業務に携わってきた40年の経験を通じて考察すると以下のように、法曹の活動領域は限定的であり、この数十年來、拡大せず、むしろ狭まっていると思われる。</p> <p>①かつて多かった交通事故に関する損害賠償事件の大半は現在保険会社の業務になっている。</p> <p>②不動産賃貸借をめぐる紛争も社会構造の変化によって激減した。</p> <p>③相続をめぐる紛争は少子化傾向によって減少する一方、相続業務の処理は信託銀行や税理士が市民の身近な情報をいち早くキャッチして需要に応えている。</p> <p>④会社関係の紛争や金銭トラブルも相当部分が税理士の助言などによって解決されている。</p> <p>⑤破産・民事再生・債務整理・過払い金返還請求等の事件は、企業の淘汰、事件の掘り起こし終了、法改正によってほぼ解決し、今後の需要はない。</p> <p>⑥大企業には、法務部があり、会社の内情に精通した法学部出身者が適宜に処理できる体制を有している。</p> <p>⑦少子高齢化・経済の低迷、大企業の海外進出等、これまでの法的重要を支えてきた日本社会の条件が大</p> <p>⑧日本の社会構造においては、どうしても法曹でなければならない業務は訴訟事件を中心とする限定的な領域とならざるを得ず、争訟を好まない国民性もあって、その需要もまた限定的である。このような社会構造や国民性は短期に変わる可能性がない。そのこと自体が日本の社会の1つの在りようであり、国民性に根差すものであって、かならずしも非難されるべきものでもない。</p> <p>⑨特に、未曾有の災害を経験した東北(特に福島、宮城、岩手3県)では災害に関連する法律問題や企業の復興に関する各種紛争を市民援助も含めて行政が対応できる仕組みが出来ている。この仕組みは当面継続されると予想される。</p> <p>⑩中間とりまとめにおいて、「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」とされているが、これまでの一応の努力にも拘わらず、重要として目立ったものが生まれた訳ではない。上記⑧に記載したように、過剰な法曹が活動領域を求めて、法的紛争を掘り起こすことになれば、無用な法的紛争を作出することになり、それはよりよい市民社会にとって好ましいことではない。紛争を自助努力で解決してきたこれまでの社会の巧まざる機能を壊し、訴訟社会を生み出す結果となりかねない。</p>

		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>①すでに法曹の過剰は明らかである。このままでは社会的な弊害が大きくなる一方である。司法改革という名の弁護士大量増員政策の誤謬をこの段階で根本的に是正することが必要である。</p> <p>②そのためには、一旦思い切って新しく法曹資格を取得するものを減員し、すでに過剰に増えてしまった法曹が社会的な需要に吸収されるまで、その減員政策を継続する必要がある。</p> <p>③このことは法科大学院の利害と衝突することになるが、法曹人口を適正化するためにはやむを得ないと考えるべきである。法曹の在り方が法科大学院の在り方を決めるのであって、決してその逆ではない。</p> <p>④司法試験合格者を年間1,000人に減員しても法曹人口は増え続け、過剰状態を有効に是正できない。したがって、思い切って、誤った司法改革が始まる以前の年間500～600人程度まで減員し、現在の過剰状態が次第に解消して、需給のバランスを取り戻すのを待つべきである。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>①2年間の司法修習制度を復活させるべきである。この修習制度は司法試験合格者の大量増員のために、制度を維持できなくなって変容を余儀なくされたものであって、制度自体に欠陥があった訳ではない。かつての司法修習制度が非常に優れたものであったことは公知の事実である。短期間の修習では良質の法曹の養成は出来ないことは、現行の修習制度で明らかになっている。</p> <p>②司法修習生の給費制も復活させるべきである。司法を担い、国民の基本的な人権の擁護と社会正義の実現を使命・職責とする法曹の養成に国費が支給されることは十分な合理性がある。また、職務専念義務があって、アルバイトも出来ない修習生が無給であることは矛盾である。</p> <p>③法科大学院の修了を司法試験の受験資格の原則的要件としている現行司法試験制度は、国家の行う試験として極めて異常かつ不当である。かつての司法試験は、誰でもいつでも受験することのできる国民に公平・平等に開かれた試験であった。富める者も貧しい者もそれをめざす志と努力があれば、法曹になるチャンスは平等であった。その制度のもとに戦後数十年、法曹会は多様で有為な人材を集めてきた。しかるに現行制度は、予備試験という例外はあるにせよ、法曹を目指す者は修学の期間が長く、経済的な負担も重い法科大学院への入学を余儀なくされる。この法科大学院を中核とする法曹養成制度は、当初の制度設計の誤りから、今、多くの矛盾に直面している。ちなみに、受験者が予備試験へ流れるのを防ぐために、予備試験の要件をさらに厳しくする方策が考えられているとも聞くが、矛盾を矛盾で糊塗するような方策は問題の解決にならないうざかりか、混迷を深めるばかりである。</p> <p>④法曹人口と法曹養成制度が適正化した場合、法科大学院の存亡が問われることになるし、現にいくつかの法科大学院でその状況が生まれている。法科大学院は、国の支援のもとに、それぞれ大学が独自の有りようを模索していく以外に道はないと思われる。法科大学院の生き残りのために、法曹人口や法曹養成制度の有りようが歪められることは本末転倒である。</p>
			最後に	<p>「改革」の名のもとに、本来追及すべき方向とは逆向きの制度の改変が行われた。当初多数の法曹が今回の改革の危険性を指摘したが、現在の結果は、その指摘が正鵠を得たものであったことを証明した。今回の制度見直しに当たっては、この失敗を教訓に思いきった是正とすることを希望する。</p>
1,883	5/13			<p>I、総論：キャリア・パスの弾力化と法科大学院の多様性の確保の必然性 専門職大学院としての法科大学院の主要な役割が、在学生に法曹として必要な知識・能力を習得させること、より具体的にいえば司法試験に合格し裁判実務に携わることのできる専門家の養成にあることは疑いがない。しかし、「中間的取りまとめ」が「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」において法曹有資格者職域の拡大を提唱していることの意義をより強く自覚して、今後の法曹養成制度の改善策が模索されるべきである。</p>

すなわち、これまでは司法試験に合格し、司法修習を修了して裁判実務に携わることが法曹有資格者の単一のキャリア・パスとして念頭に置かれがちであった—そしてこれが今後も中核的なものであることを否定するものではもちろんない—ところ、法曹の職域の拡大は、法曹の果たすべき役割や法曹に対するイメージの多様化を意味する。したがって、法曹の果たすべき役割等の多様化に応じて、法曹有資格者のキャリア・パスも複線的ないしは弾力的なものとして構想する必要がある。より具体的には、司法試験に合格し、司法修習を修了して狭い意味での「法曹有資格者」となる者のみを念頭に置いたキャリア・パスだけではなく、司法試験に合格したが司法修習を選択しなかった者や、ロースクール修了後司法試験を受けなかった者や司法試験に合格しなかった者をも念頭に置いたキャリア・パスの在り方検討対象とされるべきである。

このように、法科大学院を修了した多様な者の多様なキャリア・パスを構想するならば、それに伴って法科大学院では、法曹としての必要最小限の知識や能力を超えた、プラス α の能力を法科大学院の学生に身につけさせ、そのプラス α の能力を「売り物」にして、法科大学院の修了生が自らの未来を切り開いていけるようキャリア・パスが整備されるべきである。

以上のことに鑑みると、それぞれの法科大学院が、法科大学院において身につけるべき法曹としての必要最小限に知識や能力以外に、その法科大学院で学べば、どのようなプラス α の能力が身につけられるかを「売り物」にして、法曹志望者の獲得競争を繰り広げられるような状況、すなわち法科大学院の多様性が確保される状況を作出するべきであり、司法試験合格率のみを単一の基準として法科大学院の統廃合を進める方向性は容認できない。以上のことを念頭に、以下では個別の論点について意見を述べる。

第1

法曹有資格者の活動領域の在り方

(1) 検察官・裁判官の増員の必要性:「中間的とりまとめ」においては、企業、国家公務員、地方自治体、法テラスの常勤弁護士等々に言及し、法曹有資格者の活動領域の拡大・充実を検討すべきとする。しかし、司法制度改革の基本的な発想は、従前の事前規制型の社会から事後的な紛争処理型の社会への移行に伴う法曹の必要性の増大を念頭に、「社会生活上の医師」である法曹があまねく存在する社会を目指すというものであった。事後的な紛争処理型の社会への移行に伴い、弁護士だけではなく、紛争の処理の場の中心となる裁判にかかわる検察官・裁判官もまた多忙となり、増加する事件を処理するために検察官・裁判官を増員する必要性が発生するはずである。

ところが、弁護士人口については2000年に17,130人であったのが2010年には28,828人と10年間に1.68倍、11,700人弱増加したのに対して、裁判官はこの間2,213人から2,805人(1.27倍、600人弱の増)、検察官は1,375人から1,806(1.31倍、430人程度の増)にとどまっている。裁判実務に携わることが法曹有資格者の中核的なキャリア・パスであることも念頭に置いて考えるならば、「中間的とりまとめ」で言及されている職種に加えて、検察官・裁判官の増員も必要と考える。

(2) 法曹有資格者の職域拡大の必要性と現行司法試験の内容の見直し:「中間的とりまとめ」は現行司法試験の内容的な妥当性を所与の前提としたうえで、それに合格できない法科大学院修了者は法曹としての能力を有していないと決めつけているように見受けられる。しかし、法曹有資格者の職域拡大の必要性を強調するのであれば、法曹有資格者といえるか否かを判定するための試験である司法試験についても、裁判実務にかかわる知識・能力を判定することに重きをおいた現在の試験内容が、妥当なものであるかどうかを慎重に検討する必要がある。法曹有資格者の活動領域の拡大を念頭に、多様な活動領域のうちどこで活動するにしても、法曹である以上は絶対的に必要とされるような知識・能力を修得しているか否かを判定する試験へと、司法試験を再構築していくことが求められるように思われる。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>・司法試験は法曹市場の需給調整のための試験ではないことの再確認の必要性:ここで「中間的とりまとめ」は、3,000人という数値目標を維持するか否かを論じ、その末尾で、今後の法曹人口の在り方を検討する際の指標として、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や法曹に対する需要を挙げる。しかし、市場の需要を指標としつつ数値目標を論ずる議論の仕方は、かつて酒税法の下で採られていた酒類販売免許の需給均衡要件を想起させるものであり、これこそ司法制度改革審議会の基本的な認識と正面衝突するものである。すなわち、司法試験は、いうまでもなく、法曹として必要な最低限度の知識や能力を修得しているかどうかを確認するための試験であり、法曹市場の需給調整のための試験ではない。そうすると、今後の法曹人口の在り方を検討する際に市場の需要を指標のひとつとすることは妥当ではない。</p> <p>また、そもそも司法試験が法曹として必要な最低限の知識や能力を修得しているかどうかを確認するための試験であるとする、数値目標の設定自体が不適切である。ここでは司法制度改革審議会意見書が、「実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とする、あくまで『計画的にできるだけ早期に』達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある」と述べていたことを改めて想起すべきである。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>①法科大学院生に対する経済的支援のより一層の充実の必要性:「中間的とりまとめ」は、「法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされている」との認識を示す。しかし大阪市立大学法曹養成専攻の場合、経済的理由による退学者4名、給学者37名、授業料未納による除籍が7名(いずれも2004年以後の積算数値)にのぼっており、現状において十分な経済的支援があるとは到底いえないとの認識を持っている。</p> <p>②貸与制の見直しの必要性:「中間的とりまとめ」は、司法修習生に対する経済的支援については「貸与制を前提」とする。しかし、法科大学院生時代において十分な経済的支援がないままに、さらに司法修習時代にも「貸与制を前提」とするとなると、「経済的な事情によって法曹への途を断念する事態」が増幅されるのは火を見るよりも明らかである。職業経験を積み、経済的な安定を手に入れた者が、それをなげうって、自らの職業経験を活かしつつ法曹として活躍することを奨励とするならば、法曹となるまでの期間において、それなりの経済的保障を提供することが必要である。「貸与制を前提」とすることは、「よりよい法曹養成」という目的を達成する手段として明らかに不合理である。加えていえば、3,000人という数値目標を放棄するという「中間的とりまとめ」の立場からすれば、3,000人という数値目標を前提として導入された貸与制に対する見直しの必要性が提言されて然るべきである。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>・司法試験合格率という数値の重視と司法制度改革の理念との定職:「中間的とりまとめ」は、「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべき」と述べるとともに、「法科大学院ごとに見ると、司法試験合格率や入学定員の充足状況等のばらつきが大きく、一部の法科大学院において、司法試験合格率が著しく低迷しており、入学者数が定員を大きく下回るなど深刻な課題を抱えている」ことに論及している。こうした行論からは、修了生の司法試験合格率が低い法科大学院は、法科大学院としての適格性を欠いているという認識を読み取ることができる。しかし、それらの法科大学院も認証評価機関による適格認定を受けているのであり、にもかかわらず司法試験合格率という数値を重視してそれらの法科大学院の統廃合を推し進めようとする思考は、司法試験という「点」による選抜から「プロセスとしての法曹養成」へという、法科大学院制度の創設へと結びついた司法制度改革の基本理念に反している。そもそも法科大学院は、修了生のうちのどの程度の割合が司法試験に合格しているかよりも、法曹として必要な知識や能力のうちで、法科大学院において修得すべきものではあるが、司法試験によってはその有無を測り得ないものを、修了生に十分に身に付けさせているかどうかによって評価されるべきである。</p>

		第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>・共通到達度確認テスト(仮称)の導入論に対する批判:「中間的とりまとめ」は1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入の早期実現を提唱し、併せて2年次から3年次への進級においても、客観的かつ厳格に学習到達度を判定する仕組みの導入を検討すべきとする。しかしこれこそまさに、司法制度改革審議会が否定した、試験という「点」における選抜の再導入に他ならず、到底受け入れられない。これまでも、法科大学院において身に付けるべき法曹として必要な知識が「共通的な到達目標」として設定されているが、それは、法科大学院終了時に「到達」すべき目標という趣旨であり、今後もそうしたものにとどめるべきである。1年次修了時、2年次修了時の「共通的な到達目標」を設定したり、実際にそこまで到達しているか否かを全国統一的な試験によって確認したりすることは各法科大学院のカリキュラム編成の自由を過度に制限することになり、適切ではない。また、教育の画一化は、法科大学院生が新たな問題に対し、自らの知識を総動員して正面から立ち向かう経験を積む機会を制約することにもつながりかねない。専門知の確実な習得は、法科大学院生にとって重要な課題であるが、修得すべき専門知を過度に画一的なものに見なすべきではない。法科大学院生が修得すべき専門知の詳細や、そうした専門知を修得していくプロセスの設計については、個々の法科大学院の創意工夫に委ねるべきであり、そのうえで、最低限の品質管理は設置基準および認証評価によって行っていくことが望ましい。</p>
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>・選択科目見直しに関する検討の必要性:「中間的とりまとめ」は選択科目の廃止を含めた試験科目の削減を行うことなどを検討するという。しかしこのことは、法曹有資格者の活動領域の拡大と逆行する。それゆえ、選択科目は存続すべきである。</p>
		第3 3 (3)	予備試験制度	<p>・予備試験対象者の限定の必要性:「中間的とりまとめ」は、予備試験について引き続き検討課題とするが、その検討に当たっては、司法制度改革において司法試験という「点」のみによる選抜の仕組みの持つ限界に対する認識から、「プロセスとしての法曹養成」という発想が導き出されたことを再確認すべきである。すなわち、司法試験をどのような内容のものにするにせよ、そもそも、ある者が法曹として必要な最低限の知識や能力を有しているか否かを、司法試験のみによって、過不足のなく測定することが著しく困難であるという認識が「プロセスとしての法曹養成」という発想につながったはずである。これを換言すれば、法曹として必要な知識・能力には、法科大学院において修得すべきものではあるものの司法試験によってはその有無を図ることができないものがあるということになる。</p> <p>そうとすれば、予備試験は、存続させるとしても、その対象者を、様々な経済的支援策を講じたとしても、法科大学院における学習がどうしても不可能な者に限定すべきである。より具体的には、予備試験が法科大学院に進めない特別な事情がある場合にのみ認められる例外的なルートである以上、法科大学院生より有利なルートとならないよう、例えば年齢宣言(最短で法科大学院を修了した者の修了年齢である24歳以下の者には受験資格を認めないなどの制限)を検討すべきである。いずれにせよ、法曹になるためには法科大学院で学ぶことが原則であり、予備試験は例外的なルートであることを前提としなければ、法科大学院制度自体の否定につながりかねない。</p>
1,884	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	職域拡大を行政や会社企業に行うことは弁護士の独立性を害しないか。
		第2	今後の法曹人口の在り方	市民の為に質の高い弁護士を育てるような司法試験合格者数1500~1000人が良い。

		第3	法曹養成制度の在り方	司法修習生への給付制は必要。研修期間は2年間が良い。
		第4	その他	新しいロースクール制度を設けたことが問題ではなかったか。役所の勝手か？
1,886	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 二つ目の「○」について。司法修習生への経済的支援は、給費制を直ちに復活させ、貸与制の下ですでに司法修習を終えた者、及び現在司法修習生である者へ対し、速やかな補償をすべきである。</p> <p>(理由) 第1 はじめに 私は、■■■■■司法修習生として貸与制下の司法修習を余儀なくされた者であり、貸与制における司法修習下の実情を実体験に基づき熟知している者として意見する。 中間的とりまとめは、貸与制の論拠が実態を持たないこと、貸与制における修習実態を一切考慮せず実際に貸与制下において困難に直面した司法修習生はもちろん貸与制となったため司法試験合格後も司法修習生になることすらできない者が多数いるという状況を無視したものである。 このため、「貸与制を前提とし」「経済的な事情によって法曹への道を断念する事情を招くことがないよう」としている時点ですでに破綻した内容であり、直ちに給費制を復活させることを強く希望する。</p> <p>第2 貸与制それ自体が不合理であること 1 総論 中間的とりまとめが前提とする貸与制を前提とする経済的支援は、修習専念義務による収入を得ることを禁止されることの代替として、国から貸与を得られるようにし、修習に取り組むことができるよう配慮し、それで基本的に足りるとするものである。 しかし、私が実際に貸与制下において修習をした体験からすると、かかる内容は前提となる事実を欠くことは明白であって何ら合理的理由はない。</p> <p>2 貸与を受けること自体の困難性について (1)まず、貸与制司法修習に際し、貸与制による貸与金を得ることについて、そもそも連帯保証人を立てることが不可能な場合があること、機関保証によるリスクの大きさからこれを断らざるを得ないという事実があることを無視している。 (2)連帯保証人には一定の資力を要求され、場合によっては全額の債務弁済責任を負うことから、一般的に連帯保証を頼めるのは主債務者の親族関係者である。しかし、貸与を受けざるを得ない者は、両親等の収入がない(年金生活者等も含む)、すでに両親等が他界しており経済的に不安定な状況にある、親族関係とも疎遠である、という事情を抱えた経済的困難者であって、そのような者が連帯保証人2名を探すこと自体が容易ではない。そして、現在の法曹養成制度上、法科大学院の学費等ですでに奨学金で平均300万円以上の債務を抱えている者が新第65期貸与申請者の半分以上を占めており、こうした経済的困窮者が多数いる状況にある。 私自身、両親が年金生活者であり、借金の連帯保証をすること自体困難であったことなどから、連帯保証人2名を得ることができなかった。</p>

(3)また、貸与制においては、オリエンコーポレーションによる機関保証により連帯保証人を付けられない者への手当をしているとされる。しかし、親族等との保証と異なり、返済が滞った時点で直ちにオリエンコーポレーションが全額代位弁済をし、速やかに求償請求を受けることになる。貸与返済ができない経済状況においては求償請求に応ずることはほぼ不可能であって、破産せざるをえなくなる。そして、機関保証を受けている者は前記のとおり経済的困窮者が多数であり、経済的困窮者であればあるほど貸与制によって極めて高い確率で法曹資格を失うリスクを負うことになる。

これに加え、後述の通り弁護士の就職状況は悪化の一途であり、収入も激減していることから、将来的に貸与返済自体が困難となり破産によって法曹資格を失うリスクは極めて高い状態となっている。

私自身、こうした機関保証自体が内包するリスク、および弁護士の収入不安に加え、持病をかかえており将来の収入の不安定なリスクが健康な者よりも高いため将来にリスクを残すことができないと判断し、結局貸与を受けられず貯蓄を切り崩して堪え忍ぶことになった。

3 貸与を受けられず司法修習を辞退する者が存在すること

(1)以上のような貸与を受けることの困難性及び、法科大学院までの奨学金返済が多額であること、また、後述するとおり弁護士の就職難や収入激減などによる貸与金返済が困難であることから、司法試験に合格したにもかかわらず司法修習を辞退せざるを得ない状況に追い込まれた者が現に存在している。

(2)すなわち、給費制であった新第63期の司法修習辞退者は16名であったところ、司法修習直前に給費制維持がなされた新第64期では45名、新第65期では48名と約3倍に激増している。これは貸与制に移行したことその他に要因がなく、貸与制が原因であることによることは明白である。

実際、私の知り合いの平成23年度司法試験合格者には、新第65期司法修習を辞退せざるをえなかった者がいるが、その者の話によると、すでに法科大学院等で1000万円以上の奨学金返済を抱え、さらに司法修習で最大300万円もの借金をかかえることはできず、今後の生活状況や就職不安等から、司法修習へ行かずに働くことを選択せざるをえなかったとのことであった。

4 小括

以上のとおり、貸与制それ自体が経済的困窮者への法曹を目指すことを極めて困難とするものであり、経済的当てとして何ら機能していないことは明白である。

第3 法曹の経済状況の現状からの貸与制の許容根拠の不存在

1 総論

貸与制移行に際し、許容性の一つとされた前提事実である法曹が将来的に安定した高収入を得られるため貸与返済は容易である、との点につき、現在は弁護士の就職難及び収入の激減している。中間的とりまとめはこうした現状を一切考慮していない点においても事実を踏まえていない点においても不当であり、現在においては貸与制を許容する根拠事実は存在しない。

2 弁護士の就職および収入状況について

(1)新第65期の司法修習後の弁護士一斉登録日における未登録者は546人であり、司法修習修了者の4分の1以上となっている。これは、既存の法律事務所への就職はもちろん、独立開業(いわゆる即独)すらできなかった者が多数おり、安定した収入を得る前提すら欠く者が極めて多数に及ぶことを示すものである。私自身、持病を抱えていたことも相まって20以上の弁護士事務所に話を伺い8月末頃になってようやく就職できたが、司法修習中の就職活動は極めて厳しいものであった。そして、集合修習中も就職活動をしていた者が私の同一修習組に多数おり、就職が決まらず修習を終えた者も複数いた。

(2)これに加え、弁護士の大半は個人事業主として活動しているが、その2割は、経費などを引いた所得が年間100万円以下であること、500万円以下だと4割にも及んでいることが国税庁の統計で判明している。これらの大多数を占めるのは若手の弁護士であり、今後貸与制により多額の借金を負った状況の中で貸与金を返済できる経済的状況にないことを示すものである。

3 小括

以上のとおり、現在においては弁護士の就職難は極めて深刻な状況であり収入も激減していることは明白であり、将来の安定的高収入を前提とする貸与制を許容する根拠は一切なく、この意味においても何ら合理性はない。なお、こうした状況に加え、法科大学院及び貸与制による経済的負担の拡大により法曹志願者が激減している点を付言しておく。

第4 司法修習の国家的意義及び実態上給費制が不可欠であること

1 総論

中間的とりまとめによると、司法修習生に対しては「司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から」経済的支援をする必要があるとしている。しかし、以下の通り、「貸与制を前提とした」ものではかかる目的を達成することは不可能であることは明白である。

2 司法修習の意義と給費の関係について

(1)司法修習は、憲法にも明記された裁判官、検察官、弁護人(弁護士)の養成のため、国家の責務として行われ、質の高い法曹を育成すべく、司法試験合格者から司法修習生を採用し、司法修習生は法曹実務の現場において実務に携わりながら研修を受け、考試合格により法曹資格を付与するという仕組みになっている。

このため、司法修習生には守秘義務や修習専念義務を課され、司法修習中には司法修習生に兼業禁止等による経済活動の自由や全国配属による居住移転の自由、政治活動の権利制限等、及び実際の司法修習において、平日9時から17時まで修習専念のための時間的拘束を受けるなど国家公務員に準じた制約を受ける。その反面として給費を付与していたものであって、かつての司法修習生便覧(57期司法修習まで)にはこれが明記されている。

(2)しかし、これらの司法修習の理念及び修習専念態様は従来の司法修習生と何ら変化がないのにもかかわらず、新第65期からは給費制が廃止され、それ以降の修習期の司法修習生は、前記のとおり貸与制には何ら合理性がないのにもかかわらず、修習専念義務のみ活かされて権利制約を受け修習をせざるを得ない立場に追いやられている。そして、司法修習期間が短期になったことにより、十分な司法修習をするために従来の旧修習期に比べハードスケジュールとなっており、実際上の修習のための負担は増加傾向にある。

私自身、新第65期司法修習生として約1年間司法修習に取り組んできたが、後述の通り実務修習期間の短さもあいまって、実際は毎日20時近くまで修習をしており、新第65期より前の修習期の先輩弁護士等から話を聞いてもむしろ忙しすぎるくらいである、とのことであった。

(3)また、私が司法修習中、指導担当の弁護士及び先輩弁護士から、新第65期より前の司法修習生は給費を受けていたことから、修習開始の訓示の際に給与をえている以上国家公務員と同様公僕としての自覚をするよう訓示されていたとの話を伺っていた。そして、かかる状況で育ててもらったという恩義から、弁護士になった後も公益活動に力を尽くそうという意識が芽生えたとのことであった。

しかし、新第65期では、修習生の身分として様々な制限を受けるのに代価もない状況にあり、経済的にも苦しい状況の最中、修習への士気が低下し精神的に滅入っている者も複数いた。教官の話によると、刑事分野の修習で士気の低下する修習生はかつてもいたが、修習全般でこうした状況となる修習生はこれまでいなかったとのことである。

私自身、出費を出来る限り削らなければならず、後述のとおり、通勤費、昼食代、書籍購入代を削らざるを得ない状況であり、精神的に追いつめられた状況での修習を余儀なくされていた。このように、司法修習における給費は、法曹の公益性をはぐくみ、公僕としての自覚を芽生えさせ、司法修習へ何ら経済的不安なく司法修習に取り組むことにも寄与しており、単なる金銭的問題以上の効能を有している。

3 修習にあたって必要な出費について

(1) 司法修習を受けるにあたっては、修習中の生活費、通勤費はもちろんのこと、配属地が実家から通えない場所になった場合や集合修習での住居費、実務庁での起案や課題提出に要するノートパソコン等の備品代やスーツ、バッグ等の衣料費、学習のための書籍代等のもとより、その他健康保険や年金等の諸費用の支出も必要となる。このため、下宿等をしない場合であっても1月平均約15万円、下宿等を必要とする場合は約20万円を超える出費を余儀なくされるものである。

私の場合、実務修習中は実家通いであり、集合修習中も司法研修所の寮に入寮できたものの、上記の出費に加え持病通院のための医療費が月々1万円程度必要となり、書籍購入すらままならない状況となった。このため、通勤費を削るべく修習配属庁まで約40分～50分自転車通勤を余儀なくされた。また、昼食代にも事欠く状況であり、弁当持参し出費を相当節減したにもかかわらずしたが、貯蓄をほとんどすべて使い果た

(2) そして、これらの新第65期以降の司法修習中に必要となる出費は、司法修習の実態が新第64期以前から何ら変わらない以上、基本的には給費相当額が必要となる。私が新第64期の先輩弁護士に話を伺ったところ、基本的に修習内容は同じであり、修習期間中に要する出費等はほとんど変わっていなかった。

しかし、新第65期以降においては、司法修習が国家の司法を担う人材を養成する極めて重要な位置づけであるにもかかわらず、修習専念義務を課す一方で何ら修習中の生活費手当すらなく(なお、貸与制の不合理性は前述したとおりであり、そもそも借金であって国からの手当ではない)満足に修習に取り組むことすら困難としている状況にある。

(3) なお、中間的とりまとめでは、「貸与制を前提」に修習配属地等において不利となった司法修習生へ一定の補助を検討する方向性を打ち出しているが、そもそも下宿等をしなくても司法修習においては旧来の給費制程度の出費が必要なのであって、問題の解決にならない。「貸与制を前提とした」ものでは国家の責務としてなされる質の高い法曹養成目的それ自体を否定するものであって、かかる目的を達成することは不可能で

				<p>4 修習専念義務に関する付言</p> <p>(1) 中間的とりまとめによると、経済的支援の在り方の言及の部分において「司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」とし、とらえ方によっては修習専念義務を緩和し司法修習にアルバイト等を認めさせることも検討しうるかのようなニュアンスととれる言及がなされている。</p> <p>(2) しかし、司法修習は国家の司法権の重要性から十分な法曹養成の必要から国家の責任として行われ、そのために修習専念義務を課しているという趣旨からすると、そもそも司法修習中に副業的なことを認めること自体司法修習の趣旨に反する。</p> <p>また、研修医への給与支払いの国家的助成がなされているところ、これは司法修習制度を参考に、医師の養成という国家的利益を実現するため、アルバイトなどをせずとも研修期間中十分生活が保持でき、研修に専念できるようにする趣旨であった。もし、司法修習生の専念義務を緩和しアルバイト等を解禁することを中間的とりまとめが想定しているとする、司法修習という法曹養成の根幹の存在意義それ自体に反するものであり、国家の法曹養成の責任放棄であって、ひいては国民全体の司法を享受する利益を損なうものである。</p> <p>(3) これに加え、現在の司法修習は、実務修習が裁判所(民事、刑事)、検察庁、弁護士会及び選択型、集合の各修習はわずか2ヶ月しか行われていない。前記修習がなく、法科大学院教育が前記修習の代替をなしていない(そもそも実務科目を必修科目としていない法科大学院もあること、司法試験受験前であり合格率が低下する現状で試験結果に関係のない実務科目に十分取り組む余裕がないこと、法科大学院生という地位において司法修習生前記修習と同様の実務教育をすること自体限界があること等)現状において、各実務修習は法律実務について基本的なことも分からない状態から開始され、あっという間に修習期間が経過し、ほとんど何も出来ず「お客さん」で終わってしまうことも多々ある状態である。私の周囲の司法修習生の大半は、実務修習期間は短すぎて慣れた頃に終わる、という感想であった。</p> <p>(4) このように、現在の極めて短期間となっている司法修習において、法曹としての素養を十分に身につける為には、修習時間とされる平日午前9時から午後17時、及び土・日・祝日や自由研究日等も含め修習の準備や勉強等に取り組まねばならない。私自身、司法修習中に平日9時から17時という時間を超えて修習するのが通常であり、それに加えて休日等も勉強会等をしてきた。そうしないととも修習の実をあげることは不可能であったからであり、アルバイト等をしている時間的余裕は全く存在しない。</p> <p>したがって、現状の司法修習においては、かつでの司法修習よりもさらに修習に専念し取り組まなければならない状況下にあつて、修習専念義務を緩和するようなことは、修習それ自体を破綻させるものに他ならない。</p> <p>(5) 中間的とりまとめがこのような司法修習の実態を無視し、場合によっては司法修習生の副業を認めるような検討を予定しているとするならば、国家の責務を放棄することにほかならず、ひいては国民の裁判を受ける権利等国民の権利実現にも重大な影響を生じさせるものであることを付言する。</p> <p>第5 終わりに</p> <p>以上のとおり、貸与制を前提とする中間的とりまとめは貸与制それ自体はもちろん、司法修習の実態や現状の法曹の経済的環境等貸与制を論拠づける事実欠くものであつて、何ら合理的根拠を見出すことはできない。</p> <p>そして、国家の責務であるはずの法曹養成の中核たる司法修習が貸与制により損なわれ、法曹を目指す者はもちろん、ひいては国民全体の司法への信頼を失わせ国家的損失が生ずるものである。</p> <p>直ちに給費制を復活させ、貸与制下で司法修習生であった者、現在司法修習生である者への補償をすべきである。</p>
1,887	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>「中間まとめ」が、「大きな司法」を実現するための「司法の充実強化」の前提である「法曹資格ある裁判官の人員の増大の必要性」について、何も述べていないのは疑問である。</p>

		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1 「中間まとめ」は、「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され」と述べるが、根拠のない「予想」である。その根拠のない「予想」を前提に、「中間まとめ」が「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要がある」と断定しているのは不当である。</p> <p>2 「年間合格者数を3,000人程度とする」目標を撤回するのは当然であるが、「現状において数値目標は設けない」とするのは無責任である。</p>
		第3	法曹養成制度の在り方	<p>1 法科大学院制度(司法試験を受けるための資格として、原則として法科大学院修了を要件とする制度)は、廃止すべきである。「プロセスとしての法曹養成」なる用語は、言葉遊びの類に過ぎない。実際、法科大学院制度のなかった旧司法試験下の法曹が、法科大学院修了の新司法試験下の法曹より能力が劣るという事実はないだろう。そうであれば、法科大学院制度は、「時間と金の浪費」との非難を免れない。</p> <p>2 司法修習生については、給費制を復活すべきである。給費制とすべき理由は、従来説かれている「法曹の役割・使命」論の他、「人材獲得」の見地からも、次のとおり言える。即ち、どこの社会でも、「良い人材」を求めようとするならば、待遇を良くしなければならぬのが当然である。「2～3年間の法科大学院での高い経済的出費に加えて、1年間の無給の修習」などという悪条件では、法曹になる魅力は減ずるばかりであり、「良い人材」は他に逃げてしまう。</p> <p>3 「法科大学院制度は廃止すべき」だから、同制度廃止までの間、「受験回数制限は撤廃」「予備試験制度は大幅拡充」すべきである。「良い人材」をつなぎとめるためにも、少なくとも予備試験合格者と法科大学院修了者との司法試験合格率が同程度となる迄、前者の司法試験合格者数を増大すべきが当然である。</p>
1,888	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)「地方大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされている部分について。地方の法科大学院に公的な援助を積極的に行い教育内容を充実させること、都市部に法科大学院が集中している状況を改善すること等によって、地方の法科大学院の存続を図るべきである。</p> <p>(理由)現在、地方の法科大学院の入学者が減少し、司法試験合格率も低迷する等、地方の法科大学院は苦境に立たされている。そして、このような数字的結果が芳しくない法科大学院は撤廃すべき、との意見がある中で、地方の法科大学院は存続の危機にあると言える。</p> <p>地方に法科大学院を設置することの趣旨は、地元の社会人を含む多様な人材に法曹になる途を確保すること、地方の法科大学院出身者が地元で根付いた法曹となることで地域に貢献する法曹を養成すること等である。このような地元の法曹を地元で養成するという地方の法科大学院の意義を軽視すべきではない。そして、前記地方の法科大学院の趣旨・意義を鑑みれば、入学者や司法試験の合格率等の数字だけで、公的支援の打ち切りや統廃合についての判断をすべきではない。</p> <p>私自身、地元の法科大学院(■■■■■法科大学院)出身であり■■■■■に法科大学院がなければ、経済的な理由で法科大学院に進学することもなかった。また、私と同じように、■■■■■に法科大学院がなければ、法曹を目指さなかった、目指したくても目指すことができなかったであろう者が多数いる。また、定員が少ないという地方の法科大学院の少人数教育ゆえのきめ細かい指導によって、地方の法科大学院だからこそ司法試験に合格することができた者も多数いる。</p>

				確かに、法曹人口の問題とリンクして、法科大学院の統廃合等の問題を検討しなければならないが、前記地方の法科大学院の意義等に鑑みれば、地方の法科大学院に公的な援助を積極的に教育内容を充実させ、地方の法科大学院を存続させるべきであり、統廃合の問題については、都市部の大規模校の定員を削減する等、都市部に法科大学院が(定員数としても)集中している状況を改善する方向で調整するべきである。決して、地方に法科大学院がなくなることで、法曹への道を断念せざるを得ないという事態を招いてはならない。
1,889	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 中間的取りまとめは貸与制を前提とした内容になっているが、貸与制ではなく給費制にすべきである。 (理由) 貸与制は、新65期司法修習生から始まったばかりの制度であり、貸与制に移行したことによる弊害等の検証が十分なされていないにもかかわらず、貸与制を前提とした議論を進めることは妥当ではない。法曹になるためには、現在、原則として法科大学院を修了しなければならないが、法科大学院において多額の経済的負担が生じるにもかかわらず、司法修習においても無収入でたいよしか受けられないとなると、従来の旧司法試験時代と比較して、経済的負担が著しく大きくなっている。このことが法科大学院への志願者の激減の一因になっている。 また、司法試験に合格した者の多くが弁護士となるが、弁護士では会務として社会的活動を行っている。このような会務等の社会的活動において、給費制という制度が弁護士となった後に積極的に社会的活動に携わっていくことへのインセンティブになるものとも思われる。 前記の点に鑑み、貸与制を前提とした議論を進めるべきではなく、給費制にすべきであると考えます。
1,890	5/13	第3	法曹養成制度の在り方	(意見) 「法科大学院生への援助、教育内容の見直し」、「法曹人口の急激な増加の見直し」、「修習生の費用負担の軽減」。以上の点について、現在の法曹養成制度を根本から見直して、現実性のある施策を真摯にご検討頂くことを期待しております。 (理由) 私の娘は現在弁護士を目指しており、法科大学院に在籍中ですが、予備試験に合格し、この5月15日から始まる司法試験を受験します。私は、受験生の親の立場から法曹養成制度について、一言意見を申し上げます。 なお、私自身は、2年前に民間企業を役員定年で退職し、現在は次の仕事の準備中であり、年金で生活しております。 娘が在籍する法科大学院は国立ですが、授業料は年間約80万円です。毎日、10時、11時迄学校の図書館(?)で勉強するので下宿しています。その生活費が月額12万円。その他専門書の購入等で年間250万円必要ですが、とてもアルバイトをする時間が無いと言うことで、全額親が負担していますが、私の年金の大半はそれに費やしてしまいます。これが2年と最近では司法修習生も無給でしかもアルバイト禁止と言うことと聞いていますので、法科大学院、修習生の期間を併せた3年間で、入学金とか交通費を入れればざっと800万円以上の高額な費用が掛かります。 大学を出たばかりの娘にそんなお金はありませんので、親が出すか奨学金を受給するしかありません。親にとってもなかなか負担ですが、かといってそんな高額な借金を娘に負わせて人生のスタートをさせるのも親としては不安です。幸い、我が家は妻も働いていますので、何とか費用を出してやることができますが、娘の大学の同級生には、とても優秀な人で裁判官を志望していたが、親の経済状態が悪いので、早く働いて親を助けたいと、法科大学院への進学を諦めた人もあるそうです。

				<p>娘が、法科大学院に在学中であるにもかかわらず、予備試験を受けたのは、1年でも早く合格し、親の負担を減らしたいという事ようです。</p> <p>しかも、最近では、急激な法曹人口の増加で、修習が終わっても、受け入れ先がなく、就職出来ないことも珍しくなく、低い所得を覚悟しなければいけない人も増えたと聞きます。私の知人の子どもさんが修習が終わったものの今も就活をしていると聞きました。親としては、もう、弁護士にこだわらず、パートでも何でも働いて欲しいと愚痴を聞きます。</p> <p>私は、この社会が、そんなに弁護士等の増加を望んでいるとは思えませんが、これまで少なすぎたというのであれば、一定の増加はやむを得ないかと思いますが、何事も急激な変化は悪い結果を生みかねません。種をまき、たっぷり水をやることは必要ですが、バケツの水を急激にぶちまけると種も流れてしまいます。急増は間違っています。</p> <p>最近、法科大学院の入学希望者、そして法学部の入学希望者が激減していると聞きますが、それは、当然の結果ではないでしょうか。</p> <p>高邁な理想論はともかくも、これだけ長い期間と高額のコストをかけて、就職もままならない、所得も下がるとなれば、合理的に考えることができるのであれば、まず自分も目指さない、人にも勧めない選択ではないでしょうか。娘は、困っている人、立場の弱い人の力になりたいと願ってこの道を選んだのですから、親としてはできる限りの援助はいたします。</p> <p>しかし、このままの養成制度で手をこまねいていると、司法の世界に優秀でかつ熱い志を持っている人は集まらないことは必至です。</p> <p>学生時代、司法は国家の三権の一つと学びました。また、日本の司法の清廉さは世界に冠たるものであると聞いています。</p> <p>そのような大切な司法の世界が、若者の目指すもので無くなっていいのでしょうか。</p> <p>司法に幅広い人材が集まりますこと、私の娘がその一員として夢を叶えてくれることを心から願っております。</p>
1,891	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	活動領域は全く広がっていない。企業内弁護士も弁護士としての活動ではなく、一従業員としての仕事しかさせてもらっていないという話も聞く。
		第2	今後の法曹人口の在り方	活動領域が広まっておらず、さらに訴訟件数が減少している現状では、これ以上増やすべきではない。既存の事務所が新人を吸収しきれず、即独立したり、あるいは、いったん就職しても直ぐに事務所を離れて独立する若手がどんどん増えている。これではOJTも十分ではなく、スキルも上がらない。結局、不利益を被るのは国民である。
		第3	法曹養成制度の在り方	司法修習制度については貸与制を廃止し、直ちに給費制に戻すべき。そのうえで前記修習を復活させるべき。法科大学院制度については維持しても構わないと思うが、法科大学院合格の段階で十分に絞りをかけ、合格した以上はほぼ全員が法曹となれるような制度に変更すべき。現状の司法試験合格率では、多額の法科大学院費用をつぎ込みながら司法試験に合格しなければ何も残らないというのでは、リスクが大きすぎて誰もチャレンジしないのは当然。豊富な社会経験を有する優秀な人材がとて集まらない。これは極めて深刻な事態である。給費制と前記修習の復活は急務である。
1,892	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹資格者のニーズを十分に検討した上で、資質の向上を第一優先とする。

		第2	今後の法曹人口の在り方	法曹資格者の資質向上を第一優先として、無意味な法曹人口の増加より、資格者として市民の立場に立つ法曹の充実を優先すべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	法曹資格者としての資質を持ち、市民の立場に立つ法曹の充実を希望する。
1,893	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	裁判官、検察官、弁護士の需要検討をお願いします。
		第2	今後の法曹人口の在り方	弁護士の就業先の確保増大の検討を願います。
		第3	法曹養成制度の在り方	市民の為に努めていただけるように経済的支援の検討を願います。
1,894	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	弁護士、検察官、裁判官それぞれの役割が全うできるよう専門性のより高い活動を行ってほしい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	単に増加することだけでなく、質をともなった法曹の育成が大切と考えます。
		第3	法曹養成制度の在り方	市民の為に努めていただけるよう、社会的・経済的援助の支援制度を希望します。
1,895	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	司法制度そのものを見直し、法曹人口の増加養成がどれだけ必要とされるのか、事実需要において例えば法科大学院の定員を減らすなど、今一度検証が必要と感じます。結論的には行政・会社等広げる必要なしと考えます。
		第2	今後の法曹人口の在り方	現代社会において「社会が多様化する中、引き続き法曹人口を増やす必要がある」とした一方で、法律相談が予想ほど増えず、弁護士の就職できない現実があり就職難が起きている、との現実問題としてある以上、法曹人口の増加については見直すべきだと考えます。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院からの合格率が低い実態で、乱立した法科大学院を存続させる意味がない等の意見がある事については同館です。経済的事情で進学できない人の為に、もっと支援が必要だと感じます。
			その他	法科大学院は出たものの司法試験では不合格。そんな修了者が一般企業に職を求めても年齢の高さや社会経験がない為、就職が困難な状況である事、そのものも深刻であり改善すべきです。

1,896	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官と弁護士と検察官の需要を検討し、その充実を最優先すること。
		第2	今後の法曹人口の在り方	弁護士が就職先がないようでは健全な法曹は育たないので、合格者を適正な人数にすること。
		第3	法曹養成制度の在り方	金がない者も法曹になれるように司法修習生の給付制や奨学金など経済的支援制度が必要。
			その他	市民の立場に立って頑張る法曹を養成してください。
1,897	5/13			<p>(意見) 中間的取りまとめの「はじめに」について。質・量ともに豊かな法曹を養成することは目的ではなく手段であること、目的は国民の期待に応える司法制度の構築であることをまず確認すべきです。</p> <p>(理由) 国民の期待に応える司法制度を構築するうえでどのような質(資質、能力、そのレベル)が求められ、質を前提とした量としてどの程度が必要なのか。また、そのような法曹をどう養成するのか。弁護士があふれて事件の取り扱いをする、何でも訴訟を進め過度な訴訟社会を招く、そんな社会を国民が期待しているとは思えません。必要なところに、そして必要なときに頼もしい権利の担い手がいて、その権利の担い手が相当な(社会的に期待できる解決に導く、その様な法曹を養成する制度としてのあるべき姿、それが、貴検討会議に求められる役割だと思います。まず、何のための法曹養成なのかということをもう少し丁寧に確認すべきだと思います。</p>
1,898	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 司法試験合格者数をまず1,500名程度とし、その後段階的に1,000名程度まで減少させ、常に社会の動向から必要な合格者数を見直すべき。</p> <p>(理由) 法曹人口について、社会にとって必要な法曹は、多種・多様な国民のニーズ、救済が必要な人へのアクセス障害の程度など法曹を必要とする容量を検討して導き出すべきで、法曹資格をもった商売人では社会にとって必要な法曹とは言えないと思う。むしろ、紛争を食い物にするような法曹は、我国にとって存在自体迷惑でもある。少なくとも今の多くの弁護士は法律の専門家として社会のお役に立ちたいと考え、そのスキルを磨いている。今ならまだ間に合うと思う。国民の権利の担い手としてふさわしい新規法曹が誕生するシステムとすることが。その道筋をお示して頂きたい。弁護士は、自ら食べていかなければなりません。その意味で商売人でないとは言いませんが、その側面が過度になると国民の権利の担い手といえなくなる、ただ急激に増員することは、その確率が高くなります。</p>
1,899	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策については取りまとめる必要はありません。(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) この問題では国民的議論がまだまだ不十分だと考えます。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法曹有資格者の活動領域の拡大などと同時に取り組まなければ、資格だけ持っていかず場がないという事態がさらに広がる恐れがあると考えます。</p> <p>(2)(意見)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)。 (理由)数値目標を設定したあと、目標と現実には差があった場合、どうするのか? その都度、検討していくかからないのではないかと?</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。具体的方策については、特に意見はありません。</p>
第3 2	法科大学院について	
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。全体としての司法試験の合格率が低いこと。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>イ.(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 (理由)国民の所得が落ち込む中、多額の費用がかかる法曹への道はすすめないのが現状です。若者が将来、法曹になりたいと思った時に、安心して学べる保障が必要です。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>イ.(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)どうしても給費制の復活とさらなる充実が必要です。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。</p>

		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、制限的に実施するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、現状の制度を維持しつつ、さらなる充実を図るべきだと思います。 (理由)充実しようにも、給費制がなければ不可能です。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、そのような役割を持たせるべきではないと思います。
			その他	すでに書きましたが、親が教育費を払えるかどうかで将来が決まってしまう日本の現状をさらに悪化させるような、貸与制はおかしいと考えます。給費制の復活を強く求めます。
			最後に	(意見)以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。 (理由)制度や内容の改革は、国民的議論をふまえて腰をすえてじっくりと取り組むべきですが、給費制の復活は、今すぐにすすめないと、貸与制の時期の修習生との違いなどさらなる矛盾が広がります。ただちに対応を。
1,900	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制では不十分であり、給費制を復活させるべきである。 (理由)私は貸与制一期生として司法修習を終えましたが、貸与制の下での修習では、「より良い法曹養成」は実現できないと実感しています。以下、詳細に述べます。 1 配属庁について 司法修習生は、配属庁について第1から第6希望まで調査票に書くことができますが、第1希望に通らない人はもちろん、書いてもいない修習地に配属される人も相当数います。以前、政府では第1希望か第2希望にさえ通ればよいという議論がされた向きもありますが、実際の理解が不十分です。 実家から通いたいと考えている人にとっては、第1希望に通らなければ多くの場合(特に東京・大阪近辺以外)、一人暮らしをしなければいけないということには代わりありません。 また、一定の人的関係がある人(親や配偶者等)が法曹関係者として働いている人や、現に裁判の当事者となっている人などは、原則、その地域での修習はできないため、そもそも第一希望として記入することもできませんから、第1希望や第2希望に配属される人が多いから、多くの人には金銭的負担は少ないというのは乱暴な議論です。 さらに、配属庁が選べないということは、その後の就職活動や、実家への規制(特に、実家で不幸事があった人や要介護者がいる人には必要性が高いものです)の費用にも大きく影響します。単純に、引越が必要になるというだけの問題には留まらないのです。このように、修習に伴う不可欠の実費まで個人負担で、さらに個人間の差まで是正されないというのはあまりに不合理だと思います。

2 修習生と新人研修

修習生は、研修をしている身ですが、学生よりも、圧倒的に労働的な側面が強いものです。弁護士事務所で見つけた文書がほぼそのまま採用されたという人も少なくないですし、調査したことはそのまま利用されます。また、私自身の経験でいえば、検察庁で20件近い取調べに主任(実際に話を聞く人)、又は副主任(側でメモを取り、パソコン入力する人)として立ち会い、中には、暴力団関係者の取調べをしたこともありました。しかも、事件関係者がまだ逮捕されていない段階で、「(事件関係者に)いつ刺されても覚悟はある」と公言している検事と同じくらいの気構えで取り組まなければと思った記憶があります。

確かに、多くの修習生は、後に民間人として働きますから、通常の公務員や民間の新人社員とは違います。けれど、司法修習は、法曹となる者には司法修習を受けさせなければ、質の高い法曹を確保することが困難で、ひいては国民の不利益となるという視点から、国が責任を持って行っている制度だと聞いています。そうだとすると、最終的には、民間で働く元修習生も、修習で得た成果を国家(ひいては、国民)のために使っているはずですが。

このように考えると、司法修習生について「単なる研修だから」とか「勉強だから」といって、何らの給付をしな

3 兼業禁止は必須であること

また、そんなに生活が苦しいのなら、アルバイトでもさせればいいというのも、修習生の実態を理解していただいていないご意見だと思います。

修習生は、裁判所、検察庁、弁護士事務所、どこで修習をしても、その地域で実際に起きている事件に接し、当事者の方と顔を合わせる機会も多くあります。外部の人からみれば「裁判所の人」「検察庁の人」「弁護士事務所の人」であり、事件に関わるプライベートな内情をよく知る人の一人になるわけです。そんな人が、夜、コンビニや居酒屋で働いているのに出くわしたら、事件関係者はどのような気持ちになるでしょうか。守秘義務があることは頭では分かっているけど、「自分の秘密にしたいことを知っている人が、こんなにオープンな場で働いている」というのは抵抗があると思いますし、少なくとも気まずくてその店舗や施設の利用を避けた。また、実際の日程を見ても、アルバイトをすることは不可能です。修習生には一応定時はありますが、夜10時頃まで残って記録を検討し、締切りの迫った書類を作成することも多く、かなり不規則な時間帯で働いています。平日みっちり修習をした後の土日は体力的に追い詰められていますし、さらに、それに加えて、就職活動や家族サービスなどが必要です。修習生がアルバイトを始めるということは、一日12時間、週7日間、稼働させるようなものです。物理的に無理ですし、強靱な体力の持ち主であっても、修習に集中できるような状況ではありません。

以上のような実態に照らすと、中間的取りまとめのうち、「修習専念義務の在り方なども含め」検討することが何を念頭においているのかは定かではありませんが、少なくとも兼業禁止を緩めることは絶対にあってはならないことです。

4 貸与制では不十分

また、確かに、無利子でお金を貸してくれるなんてありがたい制度ですが、法曹養成制度における経済的支援としては不十分です。現行制度の下では、修習生はロースクールまでの奨学金で平均300万円の借金を抱えており、貸与金と合わせると借金総額1000万円を超える人も珍しくありません。また、就職難により、現在まで就職先が決まっていない同期もいます。さらに、就職できても、毎年の手取りが20万円を割り込み、奨学金の返済に追われている人も多くいます。こうした中では、5年後からとはいえ、将来の貸与金の返済は、「弁護士だから借金くらい返せる」というのは、現在の若手弁護士の窮状を無視した話ですし、病気も怪我もせず、親の介護の負担も妊娠・出産、子育ても他人に押しつけて仕事だけに没頭することができる人恵まれた環境の人を念頭においているようなものです。

貸与を受けているひとは、できるだけ貸与金を使わないように抑制的になり、貸与を受けずに済むなら無理をしてでも貯金で1年間乗り切ろうという人も多くいます。どちらの場合も、書籍や食費を削り、交通費が出せずに修習の効果を上げる学習会やシンポジウムへの参加ができないといった、弊害が生じています。本当に司法修習を「法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程」と認めていただければ、しっかりと修習に集中できるように、返済の心配をしなくてよい、経済的支援を行ってほしいと思います。

5 法曹志願者の激減

また、最近、偶然話した法学部の学生は、「予備試験を受けて、新司法試験を受けて、合格したら裁判所職員として働いて、修習に行かずに弁護士資格を手に入れるつもりだ」と話していました。

このように、多くの法曹志願者にとって、金銭的負担の有無は進路選択に大きな影響を与えています。志ある人かどうかは、生まれた家の経済事情によって左右されるものではありません。本当に志があり、優秀な人が、経済的なことは心配せずに法曹を目指せるようにするためにも、貸与制では不十分です。

6 まとめ

このように、司法修習生に対する経済的支援は、貸与制では不十分で、給費制を復活させるべきです。国の財政難はよくわかりますが、他に削ることができるものはあるはずで、国家予算に占める司法予算の割合の異常な低さは、三権分立を唱える国家としていかなものかと思うレベルです。

確かに、従来の給費制では、貯金ができるほどの給費を受けていた人もいたかもしれません。しかし、それは、生活費や修習に必要な費用として共通する費用の上に、定期代等の各種交通費、住宅手当、扶養手当、寒冷地手当などを適切に上乗せすることで、そうした事態は防止できます。こうしたきめ細かな給付基準を設定する他、空いている公務員宿舎を活用する等の工夫も合わせれば、予算への影響は最小限に抑えられるはずで、

一時の支出を惜しんで人材育成をおろそかにしては、市民へ必要な法曹の質を確保することはできません。一日も早い給費制の復活を望みます。

				<p>貸与を受けているひとは、できるだけ貸与金を使わないように抑制的になり、貸与を受けずに済むなら無理をしてでも貯金で1年間乗り切ろうという人も多くいます。どちらの場合も、書籍や食費を削り、交通費が出せずに修習の効果を上げる学習会やシンポジウムへの参加ができないといった、弊害が生じています。本当に司法修習を「法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程」と認めていただければ、しっかりと修習に集中できるように、返済の心配をしなくてよい、経済的支援を行ってほしいと思います。</p> <p>5 法曹志願者の激減</p> <p>また、最近、偶然話した法学部の学生は、「予備試験を受けて、新司法試験を受けて、合格したら裁判所職員として働いて、修習に行かずに弁護士資格を手に入れるつもりだ」と話していました。</p> <p>このように、多くの法曹志願者にとって、金銭的負担の有無は進路選択に大きな影響を与えています。志ある人かどうかは、生まれた家の経済事情によって左右されるものではありません。本当に志があり、優秀な人が、経済的なことは心配せずに法曹を目指せるようにするためにも、貸与制では不十分です。</p> <p>6 まとめ</p> <p>このように、司法修習生に対する経済的支援は、貸与制では不十分で、給費制を復活させるべきです。国の財政難はよくわかりますが、他に削ることができるものはあるはずで、国家予算に占める司法予算の割合の異常な低さは、三権分立を唱える国家としていかなものかと思うレベルです。</p> <p>確かに、従来の給費制では、貯金ができるほどの給費を受けていた人もいたかもしれません。しかし、それは、生活費や修習に必要な費用として共通する費用の上に、定期代等の各種交通費、住宅手当、扶養手当、寒冷地手当などを適切に上乗せすることで、そうした事態は防止できます。こうしたきめ細かな給付基準を設定する他、空いている公務員宿舎を活用する等の工夫も合わせれば、予算への影響は最小限に抑えられるはずで、</p> <p>一時の支出を惜しんで人材育成をおろそかにしては、市民へ必要な法曹の質を確保することはできません。一日も早い給費制の復活を望みます。</p>
1,901	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	資格の必要な裁判官と弁護士と検察官の需要を検討してその充実を最優先すべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	市民の立場に立って頑張る法曹を養成することを基準とすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり、市民の為に頑張る法曹を養成することを目的とする。
1,902	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の需要を検討し、その充実を最優先するべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	就職先はないようでは、健全な法曹は育たないので、日本の法文化に合わせ合格者の人数を調整していくべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	専門知識と人権感覚があり、市民の為に頑張る法曹を養成するため経済的支援制度が必要。

1,903	5/13		<p>(意見) ①定員が「法科大学院として教育を行う教育上適正な規模となる」ようにするため、大都市(とりわけ東京都内)に設置されているいわゆる「大規模校」の法科大学院の定員を大幅に削減すべきである。具体的には、「第3の2(1)」の囲み枠に書かれた項目のうち、第5番目の文章の第1文と第2文の間に、「具体的には、適正な規模で効果的な教育を展開するために、大都市圏、とりわけ東京都内に設置されている定員150名を超える大規模な法科大学院の定員を大幅に削減したうえで、定員上限(100～150名)程度を設けるべきである。」という1文を付加すべきである。【項番「第3の2(1)教育の質の向上、定員・設置数、認証評価」関連】 ②合格率が低迷する司法試験の方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、これまでの司法試験の実施状況について徹底した情報開示を行うとともに、それをふまえて抜本的な改善を目指すための議論を行うべきである。具体的には、「第3の3(2)」の囲み枠に書かれた項目を、「司法試験の合格率が25%程度に低迷している現状をふまえて、採点基準や採点の方法・経緯にかかわる情報を含め、これまでの司法試験に関する情報を全面的に開示したうえで多角的に検証するとともに、司法試験の方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方を抜本的に改善する方策について、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減も考慮しつつ、第三者機関を設けて検討する。」と改めるべきである。【項番「第3の3(2)方式・内容、合格基準・合格者決定」関連】</p>
	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見) <u>定員が「法科大学院として教育を行う教育上適正な規模となる」ようにするため、大都市(とりわけ東京都内)に設置されているいわゆる「大規模校」の法科大学院の定員を大幅に削減すべきである。具体的には、「第3の2(1)」の囲み枠に書かれた項目のうち、第5番目の文章の第1文と第2文の間に、「具体的には、適正な規模で効果的な教育を展開するために、大都市圏、とりわけ東京都内に設置されている定員150名を超える大規模な法科大学院の定員を大幅に削減したうえで、定員上限(100～150名)程度を設けるべきである。」という1文を付加すべきである。</u> (理由) [1]“過大”な「不合格者」を輩出している「大規模校」の状況 今回公表された「法曹養成制度検討会・中間的取りまとめ」(以下、「中間的取りまとめ」という。)では、「法科大学院として教育を行う教育上適正な規模となるようにすべきである」という提言の前提として、「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大となっている」という指摘がなされている。これは、「問題の所在」や「検討結果」の内容をみる限り、主に地方にある中小規模の法科大学院を念頭に置いた記述であろう。 ところが、法曹養成制度検討会議のホームページにおいて参考資料として公表されている資料(参考資料2「法科大学院について」/以下、断りのない限り、本パブリックコメントで掲げる数値はこの参考資料2に基づくものである)によれば、実際には、平成24年現在の法科大学院の定員数4,484人のうち、東京都内に設置されている法科大学院の定員数の合計は2,257名と、全体の約50.3%と過半数を占めている。また、そのうち定員が150名を超える法科大学院の定員数の合計は1,180名と、過半数を占めている。 もっとも、上述した「中間的取りまとめ」の提言では、「司法試験合格者数の推移等を見つつ」という留保が付けられている。したがって、いわゆる「大規模校」は司法試験合格率が高いということを理由として、定員見直しの対象外となる可能性が高い。 しかしながら、いわゆる「大規模校」ほど、司法試験不合格者を“過大に”輩出しているという現状を直視する必要がある。</p>

例えば、早稲田大学は、定員270名であるが、平成24年度の合格率は32.8%である。また、平成21年度修了生の平成24年度段階での合格率(修了後3年以内の合格率)は54.1%である。すなわち、平成24年度の受験者のうち317名が不合格となり、かつ、修了後3年以内の修了生は3年間の合格者を累計しても105名が不合格(または未受験)となっている。同様に、定員150名以上の大学に目を向けると、明治大学(定員170名)の平成24年度合格率は20.4%、平成21年度修了生の合格率は平成24年度段階で42.4%であり、やはりそれぞれ319名、114名が不合格となっている。いずれも、1校のみで、地方のいわゆる「小規模校」数校分の「不合格者」を輩出している計算となる。

これに対して、中央大学(定員270名)は、兵士得24年度合格率41.3%、平成21年度修了生の平成24年度段階での合格率70.5%、同様に、東京大学(定員240名)は、それぞれ51.2%、71.0%、慶応義塾大学(定員230名)は、それぞれ53.6%、75.8%となっており、合格率だけを見れば、高水準を維持している。しかし、「不合格者数」という観点からすれば、中央大学は、平成24年度の受験者のうち287名、修了後3年以内の修了生のうち82名、東京大学は、それぞれ185名、86名、慶応義塾大学は、それぞれ161名、58名を輩出している計算となる。東京に存在するいずれの大規模校も、地方の「小規模校」をはるかに上回る「不合格者」を世に送り出しているのである。

以上の数値は、「参考資料2」を一読すれば、容易に理解しうるものである。ところが、第4回法曹養成制度検討会議では、「大規模校」に属する委員から、次のような発言がなされている。

「大規模校の定員削減については、私は大規模校の一つに属していますので、非常に話しぶりいんですけども、大規模校を代表するという意味ではなく、この制度にずっとかかわってきた者として申し上げます、大規模校の多くは、さっきの資料に見るとおり、善戦している。かなり良質の教育を提供しているのに、全体としての学生定員を減らす、特に大規模校の定員を減らせば中小規模あるいは地方の法科大学院にその分、学生が流れるだろうという想定で、そのような提案をなさっておられると思うのですが、そのために良質の教育をし、実績もあげているにもかかわらず減らしなさいと言えだけの正当な理由が果たしてあるのか、私は甚だ疑問だと思います。」(法曹養成制度検討会議第4回(平成24年11月29日開催)議事録24頁/下線は意見提出者が付記)

たしかに、合格率だけ見れば、「善戦」していると評価することができるかもしれない。しかし、上述したように、毎年、いわゆる「小規模校」の何倍にも相当する「不合格者」を輩出している現状を見れば、「良質の教育をし、実績もあげている」と胸を張っていえる状況であるとはいえないであろう。そもそも、毎年のように、中央教育審議会大学審議会法科大学院特別委員会に設置されているワーキング・グループによって教育内容のチェックを受ける中・小規模の「重点校」あるいは「継続校」とは異なり、大規模校は、5年に1度の「法科大学院認証評価」で教育内容をチェックされるだけである。しかも、「重点校」・「改善校」の中には、相当程度教育改善が行われているという評価がなされている法科大学院も増えてきている、いわゆる大規模校においてこれらの大学と同様の教育改善がなされているという「客観的な評価」がなされているのであれば、「良質の教育をし、実績もあげている」ということも客観的に論証されるが、そうした「客観的な評価」は議論の中では一[2]「大規模校」の定員削減に関する意見の重要性

大規模校の定員については、法曹養成人口削減の関係で日本弁護士連合会からも、強い削減要請が出ている。(1)で紹介した委員の発言も、同じ第4回法曹養成制度検討会議でなされた次のオブザーバーによる発言をもとにしたものである。

「次に、大学院の定員でございますが、現在、関東、関西の二大都市圏に集中する定員100名以上の大規模校10校だけで、実に学生定員総数の4割、入学者総数の半分近くを占めておりまして、一種の寡占状態にあります。したがって、定員の大幅な削減による合格率の向上を図る場合には、大規模校の定員の削減がどうしても必要だと考えております。また、双方向の少人数教育の徹底・充実という観点からは、学生数を適正規模に限定する必要があるとございますし、教員と学生の大都市への集中の回避という観点からも、上限を定めるなどの方法によりまして、大規模校の定員を絞り込むことが適切と考えられます。」(法曹養成制度検討会議第4回(平成24年11月29日開催)議事録21頁/下線は意見提出者が付記)

意見提出者は、法曹養成制度の理念そのものを失わせる法曹養成人口の削減論そのものには、まったく与するつもりはない。しかしながら、現状においても大規模校の定員削減という意見がきわめて強く主張されているにもかかわらず、そのような意見には耳を傾けないという態度をとることは、定員の適正化を図るための「公正」な議論を進めるという観点からは断じて許されないことに留意すべきである。

[3]合格率のみではなく、教育内容をふまえた「適正」な定員配置の必要性

ところで、同じ第4回法曹養成制度検討会議で、首都圏の地方自治体の長を務めるある委員は、次のような発言をしている。

「『定員』については、私は、『学生満足度』と関係があるのではないかなとも思っています。先ほど、(中略)未修と既修の定員のバランス、そして、総数のバランスの中から相対的によい授業ができて、結果として司法試験への合格率も高いのではないかというような説明がありました。私は、これはもちろんそういう『結果』として出てくるものですが、裏側として、しっかり『学生満足度』というのも置いていただきたいと思っています。相対的に多い人数でも適応出来る学生もいるかと思いますが、やはり適正な『定数』、あるいは授業をするときの教室での受け入れる人数、そうしたものを考えて『定数』を決めていくということも必要ではないかと思っています。そうなりますと、『定数』を考えるときに、やはり法科大学院が置かれているのは司法試験を受験することができる資格を付与できるという大なる役割があるわけがございますので、その部分でのみ『教育の質』であるとか『定数』であるとか評価されがちになります。けれども私は、法科大学院はもちろん司法試験に受験できる資格を持つという大きな使命があるとしても、(合格率が)100%にはならないであろうという、これまでの経過からの認識もございます。したがって、法科大学院で学んだ学生が、たとえ司法試験に合格しなくても、あるいは受験しなくても、そのことによってその数年間の学びが社会的に評価されるような指標ももう一方でしっかり持っておかないと、単に『教育の質』にしても『定数』にしても、司法試験に合格可能な在り方だけが追求され過ぎてしまうという、過度な反応を気にする者の一人でございます。」(法曹養成制度検討会議第4回(平成24年11月29日開催)議事録17頁/下線は意見提出者が付記)

この意見は、法科大学院に属さない委員の率直な見方であり、まさに慧眼というべきである。すでに、(2)で述べたように、「大規模校」であれば質の高い教育がなされているという客観的な評価は、少なくとも法曹養成制度においては十分に示されていない。むしろ、中・小規模の法科大学院の中には教育改善が非常に進んでいると評価されているところが複数存在する。いわば、そうした法科大学院こそが、「適正」な規模で教育を行っているのである。しかしながら、その成果が現れるためには、数年を要する。それを見守らないままに、単年ごとの合格率のみで(しかも、大規模校が排出する「不合格者“数”」に着目しないままに)「適正」な法科大学院の選抜がなされようとしている状況は、まさに「不適正」な状況にあるということができよう。

以上の点を考慮すれば、とりわけ東京に集中する「大規模校」の定員を削減して、法科大学院の規模を「適正」化し、「適正」な教育を実現することは、今回の「中間的取りまとめ」でも、定員が「法科大学院として行う教育上適正な規模となる」ことを求める提言をした法曹養成制度検討会議に課された喫緊の課題であるということができよう。具体的には、多数の「不合格者」を輩出している定員150名を超える法科大学院の定員を大幅に削減したうえで、定員上限(適正な教育を実現するためには、100名程度、多くても150名が適切であろう)を設けて、上記の提言を実質化することを目指すべきである。

<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>(意見) <u>合格率が低迷する司法試験の方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、これまでの司法試験の実施状況について徹底した情報開示を行うとともに、それをふまえて抜本的な改善を目指すための議論を行うべきである。具体的には、「第3の3(2)」の囲み枠に書かれた項目を、「司法試験の合格率が25%程度に低迷している現状をふまえて、採点基準や採点の方法・経緯にかかわる情報を含め、これまでの司法試験に関する情報を全面的に開示したうえで多角的に検証するとともに、司法試験の方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方を抜本的に改善する方策について、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減も考慮しつつ、第三者機関を設けて検討する。」と改めるべきである。</u></p> <p>(理由) [1]司法試験の内容を客観的に分析・評価の必要性和そのための資料公表の必要性 今回の「中間的取りまとめ」では、「第3 法曹養成制度の在り方」の1・2では、いわば法曹の「入口」にあたる。法科大学院をめぐる現状について、教育内容、定員・設置数の在り方などを含め、全体の3分の1強という相当の頁数(全21ページ中の8頁)を割いて全体的な見直しへ向けたかなり積極的な提言が行われている。また、「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」「第2 今後の法曹人口の在り方」「第3 法曹養成制度の在り方」の4・5では、最終的な「出口」にあたる司法試験合格後の法曹のあるべき姿について、詳細な検討が行われている。 ところが、「入口」からスタートして、最終的な「出口」にたどり着くまでの最大の関門である「司法試験」については、「第3 法曹養成制度の在り方」の3で、わずか3頁で、しかも受験回数制限や試験科目の削減など、いわば「枝葉」の問題のみが指摘されるにとどまっている。全体の論調からすると、司法試験合格率が低迷しているのは、「法曹」の入口での法科大学院の教育の在り方にのみ大きな原因があるかのような書き方になっている。 しかしながら、「入口」の法科大学院の教育の問題点を検証するのであれば、その成果を測るための「関門」である司法試験の内容も同時に検証しなければならないはずである。司法試験が、法科大学院と同様に、第三者機関による客観的な評価を経たうえでその内容の適切性や正当性が完全に担保されているというのであればともかく、そうではない以上、司法試験の合格率の低迷は、適切な問題が出題されていない等、その内容そのものに原因がある可能性も高いのであるから、司法試験の在り方自体を正面から検証すべきことは当然のことである。 実際、この点については、第3回法曹養成制度検討会議において、法曹ではなく医師である委員から、次のような発言がなされている。 「法曹の外から伺っておりますと、かつての法曹養成は司法試験という点で選抜する、それまでは各自の努力に負っていたわけです。大学を通したプロセスの教育では、各自の努力もさることながら、大学全体のシステムとして余裕を持って法曹人を育てることになります。カリキュラムは司法試験のためのものではない、司法試験に当然合格するように教育するのだということです。教育し、卒業させて不合格というのはどこに問題があるのでしょうか。法科大学院の教育にあるのか、いや、司法試験が25%しか通らないとしているからなのか。資格試験、入学試験、そして、法科大学院を終わった後に司法試験が待っている。司法試験が実質的な選抜になっていると思えてなりません。しかも司法修習の後に2回試験すらある。このように何回もコンペティションを行うシステムで良いのでしょうか。それでは、法科大学院の教育に余裕がなくなって当然と、危惧されます。学生のみならず、教官陣も精神的に余裕がなくなっていき、あるいは法科大学院が予備校化していつてしまうのではないのでしょうか。以上が、医師養成の側から見た現在の法曹養成システムに対する感想です。」(法曹養成制度検討会議第3回(平成24年10月31日開催)議事録13頁/下線は、意見提出者が付記)</p>
-------------------------	-------------------------	--

このようにきわめて正鵠を射た発言がなされているにもかかわらず、同会議の議事録を見る限り、その後、司法試験の在り方そのものについて、正面から議論はなされていない。しかしながら、上述のような意見も提示されている以上、同会議においても司法試験の在り方そのものを、客観的な形で分析・評価することは、法曹養成制度の在り方を考えるうえでは避けて通ることができない喫緊の課題といえることができるであろう。

そのためには、まず、法科大学院制度が発足した後に実施された(新)司法試験について、分析・評価を行うことが必要となる。ところが、とりわけ検証が必要な司法試験論文式試験の問題は公表されているものの、終了後に公表されるのは「論文式試験出題の趣旨」と「採点実感等に関する意見」および合格点や得点分布が示された「司法試験の結果(総合評価)」のみであって、具体的な採点基準や採点の方法・経緯などは一切公表されていない。また、法科大学院協会は、毎年、所属する各法科大学院に対して「司法試験に関するアンケート調査」を行い、その結果報告書を公表しているが、これはあくまで寄せられた意見の集約にとどまり、司法試験そのものを客観的な分析・評価したものではない。基礎的なデータがなければ、前段に述べたような客観的な分析・評価をすることはできない。したがって、まずは、各年度の司法試験の具体的な採点基準や採点の方法・経緯などを、早急に公表すべきである。

[2] 純粋な第三者機関による司法試験の内容に関する検証の必要性

[1]で述べた資料の公表をふまえて、次に行うべきは、司法試験の内容について検証を行う機関の設置である。もっとも、試験の出題を担当する法務省、司法試験委員会あるいはその関係機関は、いわば「当事者」であり、客観的な検証をする機関としてはふさわしくない。また、「法科大学院」は、受験生を送りだす法科大学院の参加によって運営されているものであることをふまえれば、法務省とは逆の意味で「当事者」であって、同様に検証期間としては適切な存在であるとはいえない。さらに、法科大学院の設置・認可を担当する文部科学省やその関係機関も、いわば「当事者」と同様の立場であって、やはり検証機関たりえないであろう。

そうであるとすれば、従来の司法試験の在り方を検討するためには、法務省や文部科学省など既存の機関から独立した純然たる第三者機関を設置することが望ましい。構成員は、法曹三者や法科大学院関係者にとどまらず、試験出題分析・統計分析の専門家や医師等他の国家資格試験の出題等に携わった経験のある者など、多様な形にすべきである。なお、今回の法曹養成制度検討会議の構成員も一定の多様性をもっているようには見受けられるが、例えば、法科大学院からの参加者は、本来であれば大幅な定員削減が求められるはずの大規模な法科大学院に所属する者に限定されており、公平・公正な人選とは言いがたい。より多くの意見を吸い上げて議論を展開することができるよう、人選にも徹底して配慮すべきである。

なお、このような機関は、関係諸機関の連携をふまえて内閣官房のもとに置かれるのが望ましい。ただし、今回の法曹養成制度検討会議のように「関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に」という条件付きではあるが、「法務省において処理する」ということになると、いわば「当事者」が事務処理に携わることになり、公平・公正な審議を担保することができなくなる可能性がある。そのような誤解を避けるためにも、内閣官房において、すべての事務の処理をすることが望ましいことも付言しておきたい。

1,904	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者(法科大学院卒業生を含む)の活動領域の更なる拡大を図るためには、受け入れ側の企業、団体等への働き掛けだけではなく、志望する側における意識も変える必要があることから、法科大学院における学生への周知や就職活動への支援などの施策を講じていただきたいと考えます。</p> <p>(理由)企業においては法曹有資格者のみならず、企業法務の高ポテンシャル人材として、法科大学院卒業生の採用を積極的に進めているものの、法科大学院側においては卒業後の進路としての民間企業法務部への就職について、消極的な対応が見受けられるほか、学生自身においても、司法試験に失敗した場合の滑り止めの意識が根強いとの印象が拭えません。法科大学院を法曹養成の中核とする考え方を否定するものではないが、法曹の養成のみを目的とするものではなく、民間企業や地方公務員、その他公的機関も将来の進路の選択肢であることを学生に周知すべく、法科大学院における進路アドバイスや企業への就職支援活動により、学生の目が企業や地方公務員にも向けられるような活動が必要と考えます。</p>
1,905	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>中間的取りまとめは、大量の司法試験合格者を続けて法科大学院制度の存続を図ろうとするために、企業における法務従事者として、法曹という同じ名称を付した資格の取得者(「法曹有資格者」)を配置することにより、法曹の活動領域が拡大されると言う。しかし、これは法曹資格の拡張(水増しの量産)と表現されるべきことで、法曹の活動領域の拡大ではない。そのような広い領域の大量の人材を一括して養成する制度は、少子化時代に突入して、学生と補助金を確保するのに懸命な教育機関(ないし、そこで職を得る者)の目的や利益に合致するかもしれないが、そのような養成制度は従来からの厳格な法曹養成のレベルを著しく低下させ、国が責任をもって法曹養成を行う制度を後退させ(給費制の復活を一層困難にする)、更には法曹を変質させ、地位を低め、司法の独立性を危うくし、弱体化させ、国民の信頼を失わせることになる。</p>
		第2	法曹人口について	<p>司法審意見が、「社会がより多様化複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」との推測のもとに大幅な法曹人口を喫緊の課題であったことは、大きな間違いであった。司法審意見書の2001年以後も、さして弁護士に対する需要拡大はなく、弁護士が大幅な過剰状態になった。遅くとも、2007年3月の弁護士2万3000人時点で飽和状態となり、既に2008年3月の2万5000人で過剰状態になったと考えるべきである。中間的取りまとめは、この無謀な増員計画の間違いについて、その原因を検証しようとせず、誠実な総括も反省も一切示さず、逆に、この早期達成を喫緊課題とした大幅増員政策をとったことについて、過疎対策、アクセス改善、活動領域拡大の足掛かりの成果だと言って正当化している、しかし、今後も需要が増加する見込みはなく、法曹に対するニーズが増えるとする中間的取りまとめの記述は、司法審に続く二度目の虚偽(デマ)と言うしかない。法曹の増加(供給)が需要を顕在化させるという説も唱えられた。しかし、これも、もはや全く説得力を失い、完全に間違いであったことが実証されている。そこで、中間的取りまとめは、活動領域について「広がりがいまだ限定的」、「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」と述べているが、この需要を否定する調査結果が多くあり、再び同じ誤りを犯すことになる。専門家に対する需要は、費用支払の根拠、支払の意思及び財源が無ければ拡大しないというのが実際である。弁護士需要の分野の現状は、ほとんど無償又はそれに近い法的サービスを求める需要が残っているだけである。3000人目標について、現時点で掲げ続けることが「現実性を欠く」と述べているが、司法審意見書が発表された2001年当時においても、需要拡大の根拠及び財源的裏付けはなく、無謀・無責任な数値目標であった。検討会議中間取りまとめの「現実性を欠く」という程度の表現では、責任や反省が感じられない。そして、3000人目標は撤廃するが、新たに数値目標を設けずに、「その都度検討する」と述べている。事件数及び法律相談など弁護士の仕事と収入が著しく減少しており、司法修習生の就職難も年々厳しくなっている。需給の均衡を保った適正な弁護士人口を維持する</p>

				<p>ためには、少なくとも合格者年間1000人以下の方向性を明示すべきである(1000人合格でも毎年500人増加し、将来、法曹人口は5万人以上になる)。要するに、中間的取りまとめでは、弁護士的大幅過剰及び法曹の質の低下を解決せず、一層悪化させる。合格者1000人以下の方向性を明確にしなければ、法曹の職業としての精神的・経済的魅力(法曹資格の価値)が低下し、そのために法曹志願者が激減し、出身階層が偏るという事態に対して歯止めをかけることができない。</p>
	第3 3	司法試験について		<p>司法試験の合格率を高くすれば、法科大学院志願者の減少に歯止めがかかるとする考え方がその典型であるが、運転免許制度や教員免許制度などと違って、法学部を出ても法科大学院で高額な学費と生活費が要る制度である以上、そのような結果にはならない。この合格率を問題とする考えは、教育機関の経営などの都合を優先させる資格取得をめぐる教育産業の論理であり、法曹の質の確保という国民が安心できる資格制度を犠牲にするものである。資格取得の経費の高額化と資格の価値の低下は、矛盾する関係にあることが根本問題である。</p>
		その他		<p>司法拡充のためには財政的裏付けが必要であるが、中間的取りまとめは、それを全く議論していない。裁判官や検察官の執務環境は悪化し、採用数も減少傾向に転じ、司法予算は1割も減少している。検討会議の中間的取りまとめは、裁判所改革と裁判充実と全く触れられてない。裁判が被害救済に不十分で利用価値が低いままでは、弁護士需要は増加しない。裁判所の都合のみを優先させ、審理の迅速化ばかりを図るのは、裁判所の利用を遠ざけるばかりである。具体的に、主尋問軽減のための陳述書の拡大的利用、反対尋問の負担軽減のための尋問調書制度の新設、民事審判制度の導入及び本人訴訟における弁護士強制の導入などは、裁判所都合の省力・迅速化を目的とするもので、今以上に裁判の形骸化と裁判会議をもたらすことになる。</p>
1,906	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)「法曹有資格者」という概念は用いるべきではない。また、法曹需要があるかのような前提で「関係機関・団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に取り組む」としている点も、反対である。</p> <p>(理由)(1)中間的とりまとめでは、「法曹有資格者」という概念が用いられているが、これは司法審意見書にも見られないものであり、かつ、その意味するところが明らかにされていない。仮に、法曹の活動領域が、裁判実務以外の企業や自治体に拡大していくとしても、裁判実務に通じ、訴訟等による最終的解決の見通しを立てることのできる能力を備えていなければ、裁判外の交渉や紛争解決、事前予防等を担うことはできない。中間的とりまとめで用いている「法曹有資格者」という概念が、裁判実務に関する能力を備えていない者をも含めているとすれば、「法曹」の概念とは別の概念であり、「『法曹』有資格者」という概念を用いることは適当ではない。また、もし、司法試験に合格し司法修習を終了しても弁護士登録できないまま(=「法曹」ではない)活動する者を「法曹有資格者」と言うのであれば、「法曹有資格者の活動領域」という表現で、あたかも「法曹の」需要があるかのように描き出すことはミスリーディングである。「法曹有資格者の活動領域」が法曹(この場合は弁護士)ではない者の活動領域をも指すとは、一般には受け取れない。</p> <p>(2)日本には全国に法学部があり(平均年間約4万人の法学部修了者を輩出)、長年に渡って、幅広い分野に一定の法的知識・素養をもった人材を輩出してきた。そこが、法学部がなく法律を学ぶのはロースクールであるアメリカと、根本的に制度設計が違うところである。中間的とりまとめでは、「企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大など」と言われるが、いずれの分野も、法曹資格が必要な領域ではない。まして、法科大学院という、いろいろな面で参入障壁となっている制度(後述)を経由させる必要性は全くない。法学部の教育課程で対応すべき分野であり、法曹とは役割分担することで十分な分野である。中間的とりまとめが、法学部の教育課程で対応すべき分野まで、あえて「法曹有資格者の」活動領域という表現を使うことで、法科大学院制度を維持しようとしているのではないか。中間的とりまとめは、日本における</p>

		<p>法学部の存在、位置づけを全く無視している。この間の政策によって、現状は大変深刻である。法科大学院制度という参入障壁の存在や、弁護士人口激増による就職難の問題などがあいまって、法曹志望者の激減のみならず(数の上でも多様性や質の上でも、有為の人材が集められなくなっている)、日本における法的分野の裾野である法学部の不人気化も著しく、裾野自体がやせ細っている。この深刻さは放置できない。なお、法曹志望者の激減は、司法試験合格率が原因ではない(旧司法試験が2%程度の合格率でも多くの志望者を引きつけ続けたことでも、明らかである)。</p> <p>(3)中間的とりまとめは、「法曹有資格者の活動領域は、…いまだ限定的」として、「関係機関・団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に取り組む必要がある」としている。しかし、この間の法曹(実際は弁護士)人口激増政策は、法曹に対するニーズがあるから増加させるとしたはずなのに、今になって無理やりに活動領域を「開拓」しなければならない(ニーズを無理やりに作り出さなければならない)というのはおかしい。そもそもが間違っていたということである。法曹に対するニーズがそれほど無いという事実を認め、出発点の誤りを認めることから、初めて本当の改善策が出てくる。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)(1)「法曹に対する需要が増加していく」「法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない」という表現は、司法制度改革審議会意見書の発表から10数年間の法曹に対する需要の低迷ぶりという現実をふまえておらず、削除すべきである。</p> <p>(2)「年間3000人程度を撤回」した上、さらに、年間1000人程度の合格者数を目標に、段階的に合格者数を減少させるべきである(すみやかに開始)。</p> <p>(理由)(1)中間的とりまとめは、第1では表題で「法曹有資格者の活動領域」とし、第2では「法曹人口」と、「法曹有資格者」と「法曹」を使い分けている。前述したとおり、「法曹」で統一して分析すべきである。</p> <p>(2)「法曹の需要」が今後も増加していくという実証的・具体的根拠は全く示されていない。中間的とりまとめで、問題状況として挙げられている内容は、現状の2000人程度の合格者で既に発生していることであり、しかも年々状況は悪化の一途をたどっている。この事実を直視するならば、現状の年間約2000人の合格者から大幅に減らす必要があることは明らかである。合格者数を1000人に向けて段階的に減らしても、法曹人口は増加し続ける(法曹の自然減は年間500人程度と見込まれ、それを上回る合格者であれば、法曹人口は増え続ける)。なお、法科大学院入学者数は減少の一途であり、2013年度は2700人を割り込んでおり、今後も減少を続けるだろう。</p> <p>(3)年間合格者数を現状より大幅に減少させて、合格者の質を維持し、かつ司法修習を充実させて実務に即した研修を積ませ(給費制を復活させることが、安定して司法修習に専念できるために不可欠)、就職難を改善して法律事務所に就職してOJTの機会を持つことができるようにすることが、一般市民にとっても大切である。弁護士に相談・依頼することが一生に1回あるかないかの一般市民にとって、弁護士を選択するのはなかなか難しい面が否めないものであるから、質の確保の制度的担保が重要である。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)(1)法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることをやめ、いつでもだれでも司法試験を受けられるようにすべきである。そして、司法修習を法曹養成の中核とすべきである。なお、受験資格制限が撤廃さ</p>

第3
1
(2)

法曹志願者の減少、法曹
の多様性の確保

れるまでの間は、予備試験制度を開かれたものとするべきである。
(2) 法曹志望者の減少要因の中に、「司法修習の給費制から貸与制への移行」を挙げていないのはおかしい。この要因を加えて、要因解消策として給費制の復活を明記すべきである。
(理由) (1) 「点からプロセス」「法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成」という表現の前に思考を停止すべきではない。この表現の内容を、検討しなおす必要がある。従前の制度が果して「点」のみだったのか。どこかの時点では必ず「点」がある。法科大学院制度でも「点」があり、むしろ法科大学院入学の「点」を断念せざるを得なかった者には受験資格すら与えられない苛酷かつ閉鎖的なもので、多様性の理念とは正反対の効果をもたらしている。従来制度では、司法修習が重要な「プロセス」だった(法学部での教育・学習も、受験勉強も、すべて「プロセス」であるが)。司法修習は、司法試験に合格した者に対して行なう教育であるから、最も合理的な制度だった。「実務と理論の架橋」も、具体的な内容は無いままだった。そもそも、司法試験に合格する前に(しない者も相当数いるのに)前期修習に代替できる内容を教えるのは不合理だし、現実にも不可能である。
(2) 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度(以下「法科大学院制度」という)が生じさせた諸問題を直視し、受験資格とすることをやめるべきである。前述のとおり日本の法科大学院制度は、日本には大学に法学部があるのに、アメリカのロースクール制度(法学部がないので法律を学ぶのはロースクール)を、木に竹を接継ぐように上乘せしたものである。法学部生にとっては、法学部の年限の後に法科大学院の年限を強制される。法学部の存在意義が希薄化する。法科大学院修了を司法試験の受験資格とされたために法曹志望を断念せざるをえない者の存在を、真正面から考える必要がある。法科大学院への入学を断念し法曹を志望できなくなる要因は、経済面だけではなく、地域、仕事、家庭責任(扶養義務、育児、介護、家族との同居等)、身体条件、学歴など、さまざまな要因がある。学費と生活費の経済負担を強制し、仕事をなげうって無職になることを強制し、家庭責任を放棄することを強制し、法科大学院に通える場所に居住することを強制する——それらの強制に応えることができない者には法曹を志すことを無理矢理断念させる制度である。従来制度であれば、そのような制限はなかった。「多様な法曹」とは全く逆の事態をもたらし、法科大学院に通うことのできる階層・出身・立場の者しか法曹になれない事態をもたらし、そのような法曹によって担われる司法のあり方に悪影響を及ぼす。従前の制度は、いつでも、どこに居住していても、どのような学歴であれ、働きながらも家庭責任をこなしながらでも、司法試験を受験することができた。中間的とりまとめが「旧司法試験下の受験技術優先の傾向が優先されることにもなりかねず」としているものは、旧司法試験に対する事実を反したレッテル貼りである(旧司法試験でも単なる受験技術優先で合格できたわけではない)。法科大学院に行くことを強制し、うまくいかなかった場合のその後の人生設計の困難さを、一定割合の人間に必然的に強制する苛酷な制度である(しかも借金漬け)。法科大学院修了を受験資格とする問題と、弁護士人口の激増による弊害の両方があいまって、広範な危機が進行している。法曹志望者の激減状況と法科大学院の定員割れは年々悪化し、ついに入学者が2700人を割り込んだ(中堅校ですら数十%の定員充足率でしかない。旧国立で入学者が1ヶタの例も)。これでは法曹志望者の選抜機能すら喪失している。法学部の沈下、法律研究者養成の困難等。司法修習辞退者の数も増加。有為の人が法曹を希望しない。多様な人が法曹になれない。法学部という裾野自体がやせ細る。実務を批判的に検討する研究者が養成されなければ、実務追従ばかりになってしまう。なお、法曹志願者の減少は、決して司法試験の合格率が要因ではなく(旧司法試験は2%でも極めて多数の志望者を引きつけ続けた)、法科大学院修了を司法試験受験資格とする参入制限や法律事務所への就職難などで、法曹をめざすことが魅力の乏しいハイリスクの道に

なっているからである。法曹志願者の減少は、多様性の喪失の面でも、有為の人材を引きつけられないという面でも、母数の少数化の面(選抜比率)でも、さまざまな意味で選抜機能を失うこととなり、司法を担う「人」の面から司法制度を危機的状況に陥らせる。端的にその問題要因を解消する、すなわち、法科大学院修了を受験資格とすることをやめ、合格者数を現状より直ちに大幅に減少させていき(1000人程度を目標に段階的に、かつ速やかに開始)、給費制を復活させ充実した司法修習できちんと研鑽させること等が、法曹志願者を増大させ、多様性を確保し、質を維持するために必要不可欠なことである。なお、受験資格の制限を撤廃することが実現できるまでの間は、予備試験が開放性、公平性、多様性を保つ上で必要不可欠であるから、予備試験に制限をもうけるべきではない。

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

(意見)「貸与制を前提とした上で」、「司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め」という表現は削除すべきである。給費制はすみやかに復活させるとともに、第65期司法修習修了者と第66期司法修習修了生に対しても、既に貸与された金員の返還免除など必要な措置が取られるべきである。司法修習において前期修習を復活させるべきである。

(理由)(1)司法修習生の給費制を復活させるべきか、それとも貸与制を維持すべきかについて、検討会議においても、特にフォーラムの委員でなかった数名の委員からは、司法修習生の置かれた深刻な状況を踏まえた意見が相次いで出されている。ところが、中間的とりまとめにおいては、「貸与制を前提とした上で」、「貸与制を維持すべきである」などの表現があえて入れられたことは、極めて不当である。削除すべきである。そもそも、フォーラムでの議論に問題点があったからこそ、2012年7月衆参両院での裁判所法等改正案の可決成立に際し、「我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様かつ有意な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること」等について、新たに設けられる合議制の組織に「特段の配慮」を求めた附帯決議がなされた。そして、フォーラムの委員に4名の新メンバーを加えた検討会議が設置されたのである。つまり、検討会議での議論や取りまとめは、上記附帯決議の趣旨をふまえるべきであるにもかかわらず、あたかもフォーラムで十分に議論済みであるから貸与制を維持するべきであるかのような意見が出されているのは、附帯決議の趣旨を没却するものである。

(2)司法を担う法曹を養成することは国の責務である。だからこそ、司法修習生の給費制は、現在よりもはるかに財政難であったにもかかわらず、国が責任をもって司法インフラを整備するという理念で創設された。その理念は現在でも重要である。その理念のもとで養成された法曹は、法曹の公的使命を自覚する。そして、多様な有為な人材が法曹を志す上で、必要な制度的担保である。貸与制が導入されたために、法曹志願者の急減に拍車がかかっている現実を直視すべきである。司法修習は単なる研修ではない。司法修習を通じて、実際の事件に接して法曹三者の思考過程や仕事を学ぶことができ、法科大学院の机上の理論ではない実務基礎教育を受けて、国民に役立つ能力を身につけるための重要な制度である。国家公務員に準ずる者としての身分で、修習に専念することが求められる。1年に短縮されただけでも短すぎるのに、修習専念義務の緩和などは本末転倒である。また、司法修習生は全国すべての都道府県に実務修習で配属される。これまでも、実務修習地やその近辺で弁護士登録する例がよく見られ、全国的な配置の上で事実上重要な機能を果たしてきた。地域的な法科大学院の配置を考える以上に重要な、「地域での法曹養成機能」である。他方で、配属される際には必ずしも司法修習生の希望どおりになるとは限らない点からも、給費制の復活が必要不可欠である。公的資金の使い方として、司法試験に合格した司法修習生に給費を使うことが、極めて合理的効率的である。

第3 2	法科大学院について	<p>(意見)中間的とりまとめが挙げる改善策では、既に生じている問題を解決できる見込みは乏しい。法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることをやめることが、抜本的な解決策となる。</p> <p>(理由)前述したとおりである。なお、「法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を多数輩出してきた事実をふまえて」検討すべき、としている点について。法科大学院修了を受験資格として参入制限したのであるから、「法科大学院が司法試験合格者を多数輩出」するのは当然であり、それを踏まえて検討すべきというのは趣旨が判らない。</p>
第3 3	司法試験について	<p>(意見)(1)受験回数制限には合理性がないから、撤廃されるべきである。</p> <p>(2)司法試験を易しくするという点には反対である。</p> <p>(3)法科大学院修了を受験資格とすることを撤廃するまでの間は、予備試験枠こそが、開放性、多様性、公平性を確保するための、命綱であるから、制限することは許されない。</p> <p>(理由)(1)受験回数にかかわらず、司法試験に合格できる能力があるなら、強制排除する合理的理由はない。</p> <p>(2)司法試験を易しくするのは反対である。司法試験は「法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定することを目的とした試験」である。何割もの合格率の試験で(数割の合格率でさえ、まして5割を超えるならなおさら)、問題をやさしくしたら、狭い出題範囲のみの勉強を浅くしただけでも通ってしまう者が一定割合発生する。成文法の国である日本では、司法試験で法律知識を問うことによる学習誘導機能があること(試験の厳しさが学習の動機付けになるのは人間心理)を忘れた議論である。未修者の問題は、完全未修者に1年で既習者の1年目と同レベルに達することを求める、無理のある制度設計自体にメスを入れるべきである。</p> <p>(3)法科大学院修了を司法試験の受験資格としない(法科大学院教育が本当にすぐれていれば、法科大学院修了者が就職でも有利となるはずだろう)。法学部を充実させる(他学部出身者や社会人は、希望があれば学部編入を認める)。その方が、経済的にも年齢的にも人生設計からも、負担が少ない。そのことが実現するまでの間、予備試験ルートを広げる。少なくとも「法科大学院修了と同様」の内容に徹すべきであり、一般教養試験は課すべきではないし、司法試験を2回受けさせるに等しいような内容・合格基準はおかしい。現状では、予備試験ルートこそが、開放性、多様性、公平性を確保するための命綱であるから、制限することは許されない。</p>
第3 4	司法修習について	<p>(意見)前期修習を復活させ、従来の司法修習に戻すべきである。給費制を復活させるべきである。司法修習を法曹養成の中核に位置づけるべきである。</p> <p>(理由)詳細は前述したとおりである。実務科目は、司法試験に合格した司法修習生が、修習(現場)で実地訓練における教育でなければ、教育効果をあげることは難しい。実務修習につく前に前期修習を行うことは、実効性ある実務修習を行う上で必要不可欠である。前期修習は、すべての分野(民事弁護、刑事弁護、民事裁判、刑事裁判、検察)について、実務修習の基礎になる教育を一度に学ぶことができる。それに比べて、ほんの数日の導入的教育などではあまりにも不十分である。にもかかわらず、中間的とりまとめで、「相当程度効果を上げている」との評価は、事実とあまりにもかけ離れている。なお、法科大学院で前期修習に代わる教育をしていないことについては、法科大学院関係者も認めているところである。研修医の制度が必要なように(研修医は給与を支給される)、一定の実務教育を積まずに、かつ登録する際にも勤務弁護士になれずOJTの機会に不足するのは、本人にとっても依頼者にとっても不幸である。なお、1年に短縮された司法修習の期間は短すぎ、その中で、「選択型実務修習」はどれだけの意味があるのか疑問である。むしろ、選択型実務修習の期間を前期修習にふりあてるべきである。</p>

1,907	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)地方の法科大学院を存続・充実させるための公的支援を積極的に行うべきである。 (理由)法科大学院が都市部に偏在することになれば、地方在住の者が法曹を目指す場合、都市部在住の者との間で、経済的な負担に大きな格差が生じる。それだけでなく、地方に法科大学院がないことによって、経済的な理由・家庭の事情などから、地方在住の者が法曹を目指すことを諦めざるを得ない事態も生じる。このような事態は、地方在住の者が法曹になる機会を奪うことになり、極めて不公平である。また、多様な人材が法曹になる途をつくり、司法の質的・量的な拡充を図ろうとした法科大学院制度の趣旨にも反する。
1,908	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)弁護士人口の急増は好ましくない。質の向上に務めるべきである。 (理由)依頼者の立場から、弁護士は一定の経験を積み重ね、正しい知識と判断に基づいたアドバイスをいただきたい。その観点から人数をやみくもに増やすのではなく、少数で質の高い弁護を受けられ安心して全てを任せられるからです。
1,909	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年、給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
1,910	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)従前どおり、司法修習生に対し、研修費を支給するようにすべきです。 (理由)私は、1960年代から70年代にかけての高度経済成長政策のもとで、全国各地で公害が発生し、日本は、さながら“公害列島”化してしまったと言われる中で、40数年にわたり、一般市民として、また、■■■■■として、■■■■■■■。そして、水俣病や大気汚染など多くの公害裁判闘争で被害者勝利の判決を勝ち取ることができたことを生涯の誇りと考えております。その経験の中で、なによりも大きな役割を果たしたのが、「国民のいのちとくらし、自然環境を守らなければ」との熱意をもった弁護士たちの奮闘だったと実感しております。いま、こうした役割を担うべき若者の多くが、経済的余裕によって弁護士になる道が閉ざされてしまうことは、国家的損失です。一般市民の立場に立った、弁護士を守り、育てることを国の政策として強めることを願うものです。
1,911	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります。(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)中間的とりまとめに記された方策では、活動領域の拡大として見込める量が明らかに小さいため。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです(中間的取りまとめに反対である)。(理由)中間的取りまとめをみると、手段と目的が逆になっています。法曹人口を増やすことありきの議論にしか思えません。</p> <p>(2)(意見)司法試験の年間合格者数は、裁判官、弁護士がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。(理由)今後、法曹に対する需要は今後も増加が予想されると記されているが、全く根拠がない。実際、需要は増加しておらず、就職できない司法試験合格者が続出するなど、供給過多が顕著。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の定員削減、法科大学院の統廃合。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>(理由)法科大学院において、充実した教育を受けることにより、レベルの高い質のよい法曹を育てることができる。試験対策にとらわれず、実のある学習に集中できるようにするために7~8割の合格率を確保できるような体制が必要。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。全体としての司法試験の合格率が低いこと。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。</p> <p>(理由)多様な法曹を確保したいという目標と、多額の借金を負って勉学に励んでも就職困難という実情は、明らかに矛盾しています。</p> <p>イ。(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。</p> <p>法科大学院生の定員数を減らし、合格率を上げるべき。 (理由)多様な法曹を育てるべく、社会人でも挑戦する価値のある体制を築くべき。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>ア。(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則とするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)十分な経済的支援を行わなければ、多様なバックグラウンドの人材は集まらない。</p> <p>イ。(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)国が多様な法曹の育成に積極的に取り組むべき。経済的支援を十分に行わなければ、多様なバックグラウンドの人材は集まらない。</p>

		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。 (理由) 上述のとおり7～8割の合格率に上げるのであれば、現状の制度を維持する方法で問題ないと考えます。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見) 現状の司法試験の科目数について現状の制度を維持するべきだと思います。 (理由) 法曹になる以前から、法曹となるために学んでおくべき科目についてできる限り身につけておくべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、特に意見はありません。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由) 実務上のスキルを身につける貴重な機会だと思うので、より充実した修習を実施すべきだと思います。いきなり最初から、派遣先の実務修習が始まり、各修習が2か月というあまりに短期の修習で終わってしまうのでは、十分な素養を身に付けることはできないと思います。
		第3 5	継続教育について	(意見) 法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。 (理由) 法曹資格を取得し、実務を始めた段階だからこそ、学びたいことはたくさんあります。
			最後に	(意見) 以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。 (理由) 中間的とりまとめは、法曹に対する需要の増加が見込まれると述べてつ、活動領域を拡大する必要があるとも述べており、明らかに矛盾しています。需要増加の具体的な根拠が全くない一方で、法曹人口の過多・社会人志望者の激減は明らかです。法科大学院の定員数・司法試験合格者数を絞り、腰を据えて、法科大学院での学習や司法修習に取り組めるよう国が積極的にバックアップしないと、多様な法曹の輩出は困難です。
1,912	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	1 「法曹有資格者の活動領域の在り方」について (1) 結論 問題外である。法曹有資格者の活動範囲は、これ以上拡大する余地は小さい。 (2) 理由 法曹有資格者である必要のある業務領域は少ないといってよい。法曹人口を激増させておきながら、その活動範囲は今後考えるなどというのは泥縄であり、無責任極まりない。仮に活動範囲を拡大できるとしても法曹人口の激増との著しい不均衡は明らかである。 2 企業内の法曹有資格者について (1) 結論 問題外である。ニーズがあるとしても、そのニーズは少ない。

(2)理由

そもそも企業において法曹有資格者を置く必要性がそもそも疑問である。法曹有資格者であるから企業の内情に精通した企業法務に携れるというものではない。

仮に企業において法曹有資格者を置く必要があるとするならば企業から有為の人材を出して法曹資格を取得させるのに時間と費用がかかる現状の法曹養成制度は、むしろ好ましくないことになる。

3 国家公務員について

(1)結論

問題外である。現状認識、今後の見通しについて間違っている。

(2)理由

法曹資格を得た人材を国家公務員として採用したいというニーズがあるとしても、そのニーズは多くはない。旧来の法曹養成制度下で法曹資格を取得した者についても任期付き公務員等として採用した実績はあるのであり、法科大学院を中心とする法曹養成制度だけではニーズに応えられないという道理はない。

4 地方自治体について

(1)結論

問題外である。現状認識、今後の見通しについて間違っている。

(2)理由

地方自治体で実際に法曹有資格者を採用した事例など限られており、そもそも地方自治体における法務を法曹有資格者でなければ担えないことなどない。

5 福祉分野におけるスタッフ弁護士の活用について

(1)結論

問題外である。活用の余地はないだろう。

(2)理由

そもそも福祉分野においてどのように法曹有資格者を活用するのかのモデルしか提示できないのは、検討会義の想定が机上の空論であることを示している。

6 刑務所出所者等の社会復帰等において法曹有資格者が果たす役割について

(1)結論

問題外である。そんな役割を果たすのは法曹有資格者でない。

(2)理由

保護司の仕事を法曹有資格者がやるということが無意味だろう。法曹有資格者である必要が何処にもない。どのような役割を法曹有資格者でないと果たせないかをきちんと論証してみせたらいかがか。

7 日本の弁護士の海外展開について

(1)結論

問題外である。かかるニーズに現在の法曹養成制度が合っていない。

(2)理由

日本で食えなくなった弁護士を海外に放り出すという発想か？ 日本の法曹有資格者でなければ海外展開業務に関与できないというのは意味不明である。もし中小企業の海外展開を支援するるのであれば、海外の法科大学院に社員を派遣して法曹資格を取得させようとする中小企業に補助金でも交付した方が有益だろう。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)結論 問題外である。当面は800人程度の合格者、そのうち400名が弁護士となるような制度設計を考えるべきである。</p> <p>(2)理由 そもそも、ありもしない法曹ニーズを想定した3,000人の司法試験合格者という目標が馬鹿げていたのである。第1で述べたように、そもそも法曹有資格者への社会的ニーズ自体が少ない(このことをまず真摯に認めるべきだ)のに関らず2,000人強の司法試験合格者を出し続けること自体も疑問である。このことが弁護士の経済難、司法修習生の就職難を招いている。</p> <p>増えすぎた法曹人口をこれから適正人口に調整していくためには毎年800名程度の司法試験合格者で、そのうち400名は裁判官、検察官として採用されるようにすべきである(裁判所・法務省に働きかけて)。法曹ニーズは弁護士という在野法曹ではなく裁判官、検察官の増員の方にある。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>1 法曹養成制度の理念と現状</p> <p>(1)プロセスとしての法曹養成</p> <p>①結論 検討会義の言っていることが意味不明である。</p> <p>②理由 そもそも新司法試験で「点」としての選抜をやっており、しかも「線」の一端を担う法科大学院で実務法曹の養成につながる有益な教育を行っておらず、逆に司法試験受験教育をやっている現状ではプロセスとしての法曹養成など空虚なスローガンに過ぎない。</p> <p>(2)法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p> <p>①結論 法曹資格取得の時間と費用の点、法曹資格取得者の多様化が図られていないという現状認識は正しいが、その余は問題外である。</p> <p>②理由 法曹志願者の減少は、法曹資格者(弁護士)の収入が激減しているにも関わらず、法科大学院を卒業しなければ司法試験の受験資格が得られず、法科大学院の卒業までに2～3年という期間を要すること、学費が高いこと、在学期間に生活の糧を得る方法が事実上断たれることからすると資格取得コストが高すぎるからである。すなわち、現在の法曹養成制度のもとで法曹資格取得は費用対効果が小さいから志願者が減少するというのは当然のことである。</p> <p>法科大学院間の合格率のばらつきなど関係ないし、合格率が伸びないことと法曹志願者の減少との間には因果関係がない。これは旧司法試験が実施されていた時代には、合格率が2～3%であったにも関わらず</p>

				<p>4万人以上の受験者がいたことから裏づけられる。</p> <p>旧司法試験制度下において多様な人材確保が図られていたにも関わらず、現在の司法養成制度では図られないのであれば、制度として失敗であることの一つの証左であろう。</p> <p>(3) 法曹養成制度における経済的支援</p> <p>①結論 問題外である。早急に給費制度を復活させるべきである。</p> <p>②理由 法科大学院の学費、在学時代の生活費、司法試験合格後の貸与制度(65期以降)によって法科大学院出身の弁護士が借金まみれになっている過酷な現状から目を逸らして寝言を言っているのではないかと思えない。法曹養成は社会に一定の水準の能力を持った実務法曹を送り出すという意味で社会的意義が大きく、国が司法修習生に給費を出すことについて予算措置をして再度給費制度を復活させるべきである。</p>
1,913	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>■ 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。有資格者が増えているのだから、有効活用すべきである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います。(中間的とりまとめに反対である)</p> <p><理由> 裁判官はぜひ増やす必要があると思うが、弁護士の数を増やす理由が見当たらない。裁判所では、件数が多く、時に停滞している事件がある。裁判官を増やすしか事態を改善できない。</p> <p>(2)司法試験の年間合格者数は、</p> <p>■ そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思いますが、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います。</p>
		第3 1 (1) /第3 2	プロセスとしての法曹養成/法科大学院について	<p>法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、</p> <p>■ 撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である)そして、現在の法科大学院教育の質の向上について何らかの方策をとるべきだと思います。</p> <p>・具体的方策については、次の方法が適切です。</p> <p>■ 法科大学院の定員削減</p> <p>■ 法科大学院の統廃合</p> <p>■ 課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しの促進(公的支援の見直しなど)</p> <p>■ 法学未修者教育の充実(1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入、法律基本科目をより重点的に学べるシステムの改善)</p> <p><理由> 法科大学院で学んだことは、実務でも役に立っているという実感はある。大学卒ですぐ法曹になるよりは、レベルの高い法科大学院で学ぶことは有意義なことであるし、その後も役立つと考えるから。</p>

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>ア 法曹志願者が減少し、法曹の多様性の確保が困難となっている原因としては、以下のものがあげられると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること ■ 全体としての司法試験の合格率が低いこと ■ 司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること ■ 司法修習修了後も、就職して法曹として活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること <p><理由> 貸与制、高いローの学費からすれば、親がお金持ちしか法曹になれない。</p> <p>イ 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ■ 司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 <p><理由> 法科大学院の授業料は高額であるが、授業が忙しくアルバイトをする時間は全くない。費用が高額であるために、優秀であっても、お金がないという理由で断念する人がたくさんいるだろう。司法修習生についても同じことが言える。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成過程における経済的支援</p>	<p>ア 法科大学院生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、不足しており、さらなる拡充をすべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である) <p><理由> 貸与ではなく、給付の奨学金をもっと導入すべき。</p> <p>イ 司法修習生について</p> <p>司法修習生に対する具体的な経済的支援については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的とりまとめに反対である) <p><理由> 修習専念義務があり、かつ通常の職業人と同じように拘束されるのに、それに対応する給付がないということは、通常の間感からは考えられない。</p>
<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>受験回数制限については</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 撤廃するべきであると思います <p><理由> 司法試験は、法科大学院内の勉強で、合格するような設計にはなっていない。単純な繰り返しによる暗記がある程度必要である。多様な人材が合格できるようにするのであれば、受験制限をなくすべきである。多様な人材であれば、法科大学院の卒業時のライフステージも異なり、それぞれの受験勉強に割くことが出来る時間は異なる。一律に受験制限をするのは多様な人材を排除する方向につながる。</p>
<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>現状の科目数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。 <p><理由> 科目数が多ければ、単純な暗記に頼る必要が出てくる。</p>

		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、 ■ 積極的に評価するべきだと思います。 <理由> 別ルートで法曹になることを確保することになる。法科大学院に、経済的理由、家族責任のため、行けない人も法曹の道を確保することになるから。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、 ■ 前記修習を復活させるべきであると思います。 ■ 修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 <理由> 修習期間はあっという間で、いきなり実務修習だったので、実務修習は非常に戸惑った。前期修習があれば、実務修習での実も上がったのではないかと感じる。実務修習はたったの2ヶ月で、一つの事件を最初から最後まで見ることはなく、断片的な形で学ぶことができなかった。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、 ■ 積極的に行うべきだと思います。 <理由> 実務に出てからも、アカデミックでの議論を知っておくことは、実務にも役立つ。アカデミックでしか法律に携らない学者にとっても実務家と議論をするのは、有益で、法科大学院の質も上がると考える。
			その他の意見	上記意見のほかに、 ■ 特に意見はありません。
			最後に(中間的取りまとめ全体に対する意見)	以上のおりであり、中間的とりまとめ全体に対する意見としては ■ おおむね反対です。
1,914	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	■ 法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策については取りまとめる必要はありません。(中間的とりまとめに反対である) <理由> 法曹有資格者の需要は、社会の要請に委ねるべきで、国家が、活動領域を広げる方策を取りまとめるべきではない。例えば、これまで、企業や地方自治体などは、法務部等のそれぞれの組織の中で、人材を育成し実務を動かしてきた。これまでの実務で社会に悪影響があったならともかく、中間とりまとめにあるような活動領域を拡大させるかどうかは、企業や地方自治体等の判断に任せるべき事項である。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)法曹人口は、今後、 ■増加させる必要はないと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 現在の法曹人口で、どのような問題があるのか。中間的とりまとめでは、抽象論だけで、何も述べていない。司法サービスを全国に行き渡らせるということについては、法テラス事務所の設置等の方法により解消すべき問題であり(この問題については、既にゼロワン地域はなくなりつつあり、ほとんど解消されている)法曹人口を増加させて解決すべき問題ではない。</p> <p>(2)司法試験の年間合格者は、 ■ 裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 増加によるメリットは見えず、弊害が生じてきている。法曹領域の拡大という話は目的と手段が逆になっている。需要があれば増加させるべきであるが、需要がないのに増加をさせ、需要が足りないというのは本末転倒である。司法アクセスの問題は、上記のとおり、法曹人口の増加によって、解決する問題ではない。</p>
第3 1 (1) /第3 2	プロセスとしての法曹養成/法科大学院について	<p>法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、 ■ 撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <理由> 法科大学院を受験資格とする必要はない。受験生に法科大学院修了という経済的負担を強ければ、法曹を目指す人間に偏りが出る可能性がある。中間的取りまとめによれば、「法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある」とされているが、予備試験合格者の方が、合格率が高いという客観的な結果と矛盾するもので理解できない。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>ア 法曹志願者が減少し、法曹の多様性の確保が困難となっている原因としては、以下のものがあげられると考えます。 ■ 大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること ■ 司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きいこと ■ 全体としての司法試験の合格率が低いこと ■ 司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること ■ 司法修習修了後も、就職して法曹として活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること <理由> 法曹の多様性の確保は必要だと考えるが、現状では、上記のように、経済面での負担が大きすぎる。</p> <p>イ 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。 ■ 司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ■ 司法試験合格者数を減らし、法曹の資格としての魅力を回復すべきです。</p>

第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>ア 法科大学院生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特に意見はありません <p>イ 司法修習生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) <p><理由> 司法修習制度は、国家として法曹を養成する仕組みであり、研修医制度と同様に考えるべきである。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>受験回数の制限については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 撤廃すべきだと思います。 <p><理由> 受験回数を制限することのメリットが見えない。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>現状の科目数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現状の制度を維持するべきだと思います。
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>予備試験制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 積極的に評価するべきだと思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>司法修習の内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 前期修習を復活させるべきだと思います。 ■ 修習期間を、もっと多くとるべきだと思います。 <p><理由> これまでの法曹人口の激増の影響で、修習修了後、数年間いわゆるイソ弁護して法律事務所に勤務してから、独立するというある種の徒弟制度が維持できなくなっている。司法の質の維持という観点からすると、司法修習制度を充実させるべきである。</p>
第3 5	継続教育について	<p>法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 積極的に行うべきだと思います。 <p><理由> 先端分野を学ぶ教育機関はあっても良い。</p>

			最後に(中間的取りまとめ全体に対する意見)	<p>以上のおりであり、中間的とりまとめ全体に対する意見としては</p> <p>■ 反対です。</p> <p><理由></p> <p>法曹人口の問題についてのみ、もう少し補足すると、法曹人口を増加させるということは、日本社会を、アメリカ型の訴訟社会に変質させていくというものであり、これまでの日本社会のありようを変質させるものになる。そのような変質は、日本が長年にわたり、培ってきた歴史、風土からには、なじまないものだと思われ、日本国民が望むものではないものとする。</p> <p>仮に法曹人口を増加させ、社会のありようを変質させる方向に向かわせるのであれば、民主国家である以上、少なくとも、その点についてのコンセンサスを図るべきである。</p>
1,915	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>司法試験合格者はさしあたり1500名以下とし、さらに修習生の就職状況などを勘案して、少なくとも新人が生活できないような事態が生じないようにすべきです。</p> <p>1 あまりに急増していること</p> <p>私は、43期の弁護士で、修習修了と共に宮崎市内の法律事務所に勤務し、5年後に独立し、今日に至っています。私が登録した当時県内の弁護士は41名でしたが、今はなんと119名となっており、実に3倍にふくれあがっています。しかも、ここ6年ほど毎年10名以上増加しており、半分近くが60期台ということになります。新人が増えて活気づいた面はありますが、明らかに仕事が減っており、特に若手は独立してやっていくことは到底無理だと思います。</p> <p>数年前まで、国選事件は義務としてやっているという認識の会員が多かったと思いますが、今は、やりたい人が増えているようで、私たち20年以上の会員にはあまり回ってきません。</p> <p>民事でも同様で、弁護士会が実施する法律相談や地方自治体が主催する法律相談なども義務的にやっており、以前は急用で代わってもらいたいときなど代わりの人を見つけるのに大変苦労していたのですが、今は、若手が二つ返事で引き受けてくれます。それだけ、リーガルサービスの態勢が充実したと言えますが、行き過ぎてしまうと、仕事の取り合いになり、結果として、司法の世界までが「粗製濫造」の傾向に陥ることになりかねないと思います。</p> <p>2 修習生の萎縮効果</p> <p>ここ3年、事務所で修習した司法修習生を見ると、二回試験が終わった段階でもまだ就職が決まらず、卒業後に泣きつかれ、私も一度は採用を決断したほどでした。既に2名の若手がおり、もう1人雇うことは事務所としても冒険であり、当然ながら迷いました。そこで、実に心苦しかったのですが、こちらで聞いている最低給与で、かつ2年の期限付きという条件でした。最終的には2人とも偶然にも空きが出た事務所が見つかり就職できました。とにかく神経をすり減らしており、こんな状態でまともな修習ができるんだろうかと心配しており</p>

		<p>3 即独立の心配 このままのペースで増えると、私が登録した22年前の4倍である200名になることもそう遠くないと思われます。就職の無い修習生が、いきなり独立して仕事をすることを想像するとぞっとします。今でも、私と新人が組んで受任した事件で、依頼者との打ち合わせを新人だけに任せると不安がられます。ましてや、1年目、2年目の人がいきなり独立した場合、依頼者はすぐに逃げていくのではないかと思います。問題は深刻になるだけだと思います。</p> <p>4 既存事務所への影響について 当然ながら、このままの調子で増えていった場合、ベテラン弁護士でもボランティア的事件はできなくなります。事務所には事務員もいます。事務所の賃料やコピー代等固定経費が出ていきます。このような状況が続いたとき、弁護士が疲弊し、これまでの社会的に信頼される活動をしていたところから離れがちになることになり、結局、社会的な信頼も失うことになりはしないか、懸念されます。</p> <p>5 結論 ともかく、現在の約2000名増を早急に改め、せめて1500名を下回る状態にもっていき、さらに就職の実情を見ながら、適正人口を検討すべきです。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成制度における経済的支援</p>	<p>「法曹の養成に関するフォーラム」が司法試験合格者を対象に行った調査によると、回答者の奨学金等の残債債務が実に約350万円にのぼるとのことであり、多い人は1000万円を超えると紹介されています。さらに、修習生になってからも給費がないことから、住居費負担がある人で約260万円程度の出費が必要となります。地方の修習生の多くは県外出身者であり、住居費の負担が不可欠であり、苦しい生活を余儀なくされているようです。単純に言って、平均で、610万円の負債を抱えて弁護士になるのですから、その負担は明らかです。</p> <p>さらに開業時には入会金等の費用がかかり、また、平均給与が地方では額面で30万円程度にしかならないという状況下、これでは開業当初からまずは借金の返済を頭に仕事をしなければならなくなり、プロボノ活動はもとより、弁護士会の会務すら遠ざかることになり、弁護士の公益的活動が弱まっていくことが強く懸念されます。結果的ではありますが、現在、ロースクール志願者が激減しており、司法試験合格者も相当程度減員せざるをえないと思います。当初想定されていた合格者が想定より大幅に減少するのですから、予算的な問題もそれほど支障はないと考えます。</p> <p>私の夫は、修習中に給与を頂いていましたので、弁護士開業時借金はありませんでした。大変ありがたい制度だと思いました。そのこともあって、弁護士になってからも社会に恩返ししなければならないと言って、国選事件や費用がもらえない行政事件、労働事件などにも関わっています。あまり関りすぎるのは事務所経営上困るのですが、それでもそのような姿勢が社会的にも信頼されていると思っています。給与制度は弁護士に対して使命感をもたせるものであり、絶対必要だと思っています。</p>

		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数	<p>法科大学院の地方の配置は不可欠と考えます。 私は、一昨年から、■■■■法科大学院の非常勤講師をしておりますが、地方には地方でしか受験できない人がおり、定員を減らしてでも存続させるべきと強く考えます。受験生の中には、医師の資格を持ち夜勤のアルバイトをしながら大学に通い、検察官を目指している人がいます。目を赤くして授業を聞いている姿に胸を打たれました。また、司法書士の資格を持ち、司法書士事務所に勤務しながら、空き時間に受講している人もいます。この方は妻子がおり、鹿児島を離れての受験は不可能であり、このような人の可能性を奪うべきではないと考えます。</p> <p>地方でも教育の質の向上に努力しています 私は、宮崎市内で弁護士事務所を開業しており、■■■■大学に出向くには3時間程度の時間を要します。大変な負担ではあります。しかし、私自身■■■■大学の出身者であり、地方の大学だからこそできる少人数 ゼミにより、合格のための力(基本法の理解など)をつけさせてもらったと考えており、御礼の意味を込めて、年4回の集中講義を実施しております。準備も大変ですが、私自身が体験した事件にもとづいて事例を作成して、学生と一緒に検討し、「模擬相談」「模擬弁護団会議」をしながら講義を進めており、自画自賛ですが、学生が「実務は面白いですね」と目を輝かせてくれています。現地の実務家とうまくタイアップして行われる授業により、十分実務感覚が磨かれるものと考えます。地方は「少人数」で密度濃く関れる良さをもっています。地元の弁護士の協力も互いに顔が見えることから、内容の交流等も気軽にできる長所があります。工夫の仕方次第で、さらに質の向上を図ることは可能だと思います。</p>
1,916	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>そもそも、司法制度改革において、社会から必要とされるべき存在は法曹であって、法曹有資格者ではなかったはずである。司法試験合格者は、単に法曹となるために必要な法的な知識を有すると認められるだけでなく、社会に存在する紛争を法的に解決する能力を修得して初めて法曹資格を取得し、法曹としての活動が可能となるのであって、司法試験に合格するだけで司法修習またはこれに変わる実務経験を経ていない者を「法曹有資格者」と称し、その活動領域を論じることには違和感を禁じ得ない。法曹有資格者の活動領域の拡大は、国家戦略として司法試験合格者数を大幅に増加させることによって、司法試験に合格しても司法修習またはこれに代わる実務経験を経て法曹としての活動をしない者が出現する中で議論が行われるに至ったものであって、法曹の増員を求める本来の司法制度改革の理念とは方向の異なる議論であることに留意が必要である。</p> <p>もっとも、司法試験に合格しても法曹とならない者が出現しつつある現状を踏まえれば、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取り組みを積極的に行うことについては賛成である。しかし、列挙されている各分野の活動に関して言えば、「法務省を始め機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある」との取りまとめがなされているが、そのみでは不十分である。</p> <p>企業や弁護士などの民間の自助努力に頼るのではなく(それ故に今までの活動領域の拡大が限定的であった。)、まずは、法曹養成制度検討会義において、官公庁において、積極的に法曹有資格者を採用し、法曹有資格者の関与が適切と思われる分野に次々と人材を投入することから始める必要があることを打ち出すべきである。官公庁において法曹有資格者が国家の様々な分野で活躍すれば、それ自体活動領域が拡大することになるうえ、それに対応して民間においても法曹有資格者の役割、必要性が周知され、法曹有資格者及びそれを利用する市民の意識改革に繋がっていくものと確信する。そして、官公庁や企業に</p>

		<p>において、司法修習を経ていない法曹有資格者や司法修習を修了したばかりの弁護士をどのように位置付けて採用し、教育していくかなどの採用の問題、法の支配の観点から官公庁や企業の方針に対し不適法意見を出した場合など組織の中における弁護士の独立性がどのように維持されるべきかなどが問題として検討されなければならない。</p> <p>なお、国家公務員への登用について取りまとめに記載されている司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)の新設については法曹有資格者の活動領域の拡大というには限定的であり、ふさわしい例示ということができないので、少なくとも本分に採り上げる必要はないと考える。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1 法曹に対する需要について</p> <p>法曹養成制度検討会議の中間的とりまとめの「社会がより多様化、複雑化する中法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」と指摘している点については、一般論としては理解ができないわけではないが、現在、司法修習修了者の終了直後の弁護士未登録者数が年々増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況を生じていること、この10年間をみても、一時的な現象である過払金返還請求訴訟を除けば、民事訴訟事件数は横ばいないし減少傾向にあり、その他の訴訟・調停・家事事件等もさほどふえていないこと、法廷以外での新たな分野への進出も限定的であること等からすれば、極めて安易な法曹に対する需要予測と言わざるを得ず、そのように判断するのであれば、そのように判断した具体的な資料やデータが示されるべきである。</p> <p>また、日本の人口は今後大きく減少することが確実視されていること、国民があらゆる法的問題を法に従って解決するという認識を共有できる社会が十分に醸成されていないこと、現状の法曹人口の増加は弁護士のみが急増している歪な増加であることからすれば、仮に法曹に対する需要があるとしても、その需要に対して国民が利用しやすい司法基盤の整備なくして国民の期待に応えていくことは不可能であると言わざるを得ない。法曹人口の増加は、弁護士だけでなく、裁判官、検察官、弁護士がバランスのとれた形で増加できるような仕組みを作る必要があるし、司法予算も十分に確保されなければならない。さらに、法曹養成制度検討会議の中間取りまとめでは、これまでの急激な法曹人口の増加によって、どのような法曹が世の中に輩出されているのかについての現状認識が全く欠落している。「法曹の量」だけではない「法曹の質」に対する検証が全くなされておらず、現状のまま法曹人口を増加することによって近い将来に国民が蒙るかもしれない損害などの有無についての言及も全くない点で不十分である。</p> <p>2 司法試験の年間合格者数を3000人程度とする数値目標の撤回について</p> <p>法曹養成制度検討会議が、司法試験の年間合格者を3000人程度とする数値目標を撤回する議論に至ったことについては、遅すぎたという点を除けば、むしろ当然の結果として評価することができる。しかしながら、法曹養成制度検討会議の中間取りまとめの結論として、「現状においては、司法試験の合格者数の数値目標を設けない」としている点については到底賛成することができない。法曹人口とりわけ弁護士人口の増加に見合った法的需要が顕在化しておらず、現実に起こっている新人弁護士の就職難やOJTの機会が奪われていること、さらに社会人からの志願者を含む法曹志願者の減少していること(この傾向は本年度においても前年度より25%減少し、制度を開始した2004年度のわずか19%という形で加速度的に減少している)などの弊害を早期に解消し、「法曹の質」を確保するためにも、今求められているのは、今後の数値目標を現在の2000～2100人からさらに減員して、まずは1500人程度とする方向を明確に打ち出すことであ</p>

		<p>3 今後の法曹人口の在り方について</p> <p>法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめのこの点に関する検討結果では、「将来、司法試験合格者を3000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることあり得ることは否定しないものの、」との指摘がなされているが、極端な法曹人口増加論者へのリップサービスとしても不自然に過ぎ、蛇足であるから削除すべきである。前項2にも指摘したように、まずは、今後の司法試験合格者の数値目標として1500人程度を打ち出すとともに、然るべき中立的な常設の専門機関を作って、定期的に、現実の法的需要、司法基盤整備の状況、法曹養成制度の整備状況、法曹の質などを検証しながら、あるべき数値目標を設けるようにすべきである。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>「プロセス」としての法曹養成を専門職大学院において行う意味が、単なる学部での法学教育だけでなく、より実務と研究を融合した法曹養成教育への発展と、その結果としての司法試験合格と意義ある司法修習への連携を有機的に進め、多様な背景を持つ法曹を社会において確保しようということにあることを、より積極的に評価すべきである。言い換えれば、理想的な法科大学院教育が実現されるのであれば、法学教育と司法試験受験勉強との断絶、法学教育と司法修習の乖離が著しかった従来制度よりも制度として優れた側面のあることを、より明確に評価すべきである。予備試験経由で司法試験・司法修習へ直結させる場合との差異があることも、併せて明確に指摘すべきである。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少	<p>法曹志願者減少の要因が、現在の法曹養成制度のリスクとコストが現在の法曹資格取得後のキャリアパスに見合ったものとなっていないことや、確実に法曹資格取得まで導ける法科大学院の不足により、全体として法曹志望という道についての社会的に消極的評価を生んでいることは否定できない状況と推察されるので、この点を明確に指摘すべきである。</p>
第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>法曹養成制度検討会議では、修習資金の一部給付についてのさまざまな意見が出されているにもかかわらず、従来の貸与制に固執した意見も少なくなく、今回の取りまとめは何らの方向性を示すこともできていない。これは国会において貸与制をとった場合の経済的支援の適切性について付帯決議が出されていることを、看過するものである。修習専念義務の在り方を検討するにあたっては修習専念義務が司法修習制度の不可欠な内容となっていること、また、仮に修習専念義務を緩和して修習時間外の短い時間について副業的なアルバイトを許容したとしても司法修習生に対する経済的支援問題の本質的な解決にはつながらないことを踏まえ、給費制にもどすなどの貸与制自体の妥当性について、再考することを考えるべきである。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数	<p>法科大学院が、①法曹養成のための専門職大学院であり、②その修了者に司法試験受験資格を与える制度であることを前提として、③修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるための「充実した教育」を行うべきことを確認したことは評価してよい。但し、ここで「充実」すべき教育の内容やその方法については、未だ法科大学院各校において大きなばらつきがあり、そのばらつきは大規模校・伝統校にすら見られることを忘れてはならない。大規模校・伝統校においても制度創立当初に予想された以上の司法試験不合格者を出していることをみても、その問題は、法科大学院の規模や所在というよりも、法曹養成のための専門職大学院として備えるべき教育力について、各校が何処まで真剣に取り組んでいるかという意識の差にあるといわざるをえない。</p> <p>法科大学院の定員削減や統廃合等の組織的な見直しに関し、「教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また全体としても定員が過大になっている」という前提認識は正しいと考えられる。しかし、</p>

		<p>これが規模の大小や伝統校か新設校かを問わない事態であることもよく踏まえた上で、定員充足率や司法試験合格率などを考慮しつつ、法科大学院に対してもっと思い切った抜本的な見直しの早期実施を求めることを明示すべきである。</p> <p>法科大学院に対する認証評価は、定員充足率や司法試験合格率だけでは測れない各校の教育体制や教育力を確認する方法として有効なものである。しかし現在の認証評価は、3つの団体によって行われ、かつその審査基準や審査方法がそれぞれの評価機関によって異なっており、必ずしも法曹養成のための専門職大学院としての教育能力や環境が、統一した観点から評価されてはいない。法科大学院自身の自主的な組織見直しと、それによる課題改善の見込みがない法科大学院であるということについてどのような視点で留意すべきかを具体的に検討すべきである。</p> <p>改善見込みがない法科大学院について、「新たに法的措置」を設けることについても「更に検討する必要がある」というが、これでは問題を先送りすることになりかねない。法的措置について新たに設けることを明示すべきである。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>法科大学院においては、本来、法曹の多様性を確保するために法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者を受け入れ、法曹として育てることが重要な使命とされている。かかる点からすれば、法科大学院の1年次において法律基本科目を重点的にかつ能率よく法学未修者に理解させるための教育内容や教育方法の充実が法科大学院で求められていることは当然といえる。</p> <p>しかしながら、ここでの「基本的な法律科目」の履修についての到達度について、基本書に記載されているような最低限の基本的な知識についての理解を試すことは必要不可欠であるが、そのみでは十分ではない。その知識を事案に即して適用するような能力も含めた、実務的な観点での到達度を測り得るような確認試験とすべきである。また、2年次・3年次においても、法学未修者については引き続き基本的な法律科目の習得についてフォローアップができるようなカリキュラムの立案や教育方法の工夫を、法科大学院に求めるべきである。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>法科大学院修了者の相当程度(7, 8割)が司法試験に合格するという政策目標は累積合格率の問題であるところ、受験回数を経るごとに合格率は著しく減少していることから、受験回数制限を3回から5回に緩和した場合でも、その影響は限定的である。その意味ではこの問題は技術的なものであって、個々の受験生にとって受験機会を保障されるという主観的な影響は大きい。現在のように初年度合格者が多数を占めているのであれば、5年3回を5年5回に変更しても、客観的な影響は小さいのではないと思われる。と考えられる。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>法科大学院においては、志願者が減少するのみならず、旧試験受験経験のある者が修了して、入学者の質が低下しつつあるとの指摘がなされている。個々の法科大学院修了者には極めて優秀な者が含まれていることは看過すべきではないが、法科大学院における厳格な成績評価修了認定が徹底してなされているとはいいがたい実情も踏まえると、総体としての修了者の質の低下もまた懸念されるところである。</p> <p>ところが、合格者数は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にある。現在、司法試験合格者数については、平成22年(2010年)に司法試験合格者を3000人とする閣議決定による政策目標が存在するため、下方硬直性を有しているとの指摘がなされている。</p> <p>質の低下に対する懸念が指摘されていることからすると、政策的な法曹人口増員目標によって合格者数を維持することは止めるべきであり、むしろ厳格な成績判定を行い、その結果に基づいて合格者数を決定すべきである。</p> <p>政策的な見地からは、法曹志望者が激減していることの大きな原因である法曹資格取得者の就職難を</p>

		<p>解消することは喫緊の課題であり、法曹の活動領域の拡大状況を見定めつつも、そのような観点から司法試験合格者を減少させることについても検討の必要がある。なお、その際、司法試験合格者数の減少は法曹人口の減少を意味するものではないことに十分留意すべきである。</p> <p>質の低下に対する懸念があり、厳格な成績判断が求められていること、法曹に対するニーズが今後ますます多様化することが予想されており、法曹養成制度はこのニーズに応えるものであることが求められていることからすると、短答式試験の出題範囲を限定したり、選択科目を廃止するといった受験者の負担軽減のみを考慮して科目削減を行うことは相当ではない。</p> <p>もっとも、旧司法試験とは異なる採用基準で採点及び合否判定が行われており、答案の一部が「優秀」「良好」ではなく、「一応の水準」に留まったものでも司法試験に合格できる現状に鑑みると、民法などの基本科目の試験内での比重などについては十分な検討を行うべきである。</p> <p>法科大学院における実務導入教育の成熟が遅れており、実務修習の円滑な実施が困難となっている現状に鑑みると、司法試験の各科目の出題内容における実務基礎科目の要素を強めていくことも検討すべきである。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>予備試験制度については、いまだ実施開始から2年であることから、今後のデータの蓄積とこれに基づく検証を持つことが必要である。予備試験を拡大すべきとの意見については、法科大学院を法曹養成の中核とすることについて懐疑的な立場からの意見もあるが、法科大学院の改善が遅々として進まないため法科大学院の教育内容の充実を促す立場からの意見もある。</p> <p>一方で、既に経済的・地域的に法科大学院教育を選択しえない社会層のための試験となっているのかどうか、あるいは司法試験に対する屋上屋を重ねる試験になっているのではないかという指摘が各方面からあるだけに、予備試験の意義と現状認識については見解として取りまとめるべきである。</p>
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	<p>法曹養成制度検討会義が取りまとめた「司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られている」との記述は正鵠を得たまとめとは言い難い。法科大学院における教育内容はばらついており、法科大学院から司法修習への円滑な移行を目指し、「導入的教育」の名の下に数日の司法研修所教官の「出張講義」が行われているが、教官の負担は大きく、実務修習を円滑に実施するために十分な内容であるとは言いがたい。また、これを補完するために日弁連や各地の弁護士会も「事前研修」を実施しているが、必ずしも統一的には実施されておらず、その内容も十分とは言えないものである。このような現状を踏まえると、少なくとも法科大学院における実務導入教育が相当程度充実しその効果が確認されるまでの間は、新60期司法修習生に対して実施したのと同様、分野別実務修習を行う前に、司法研修所において司法修習生全員を集めて統一的な導入的教育を行うことが必須のものとして提案されるべきである。</p>

		第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>司法修習の更なる充実に向けた検討を行うことには意義はないものの、法曹養成制度検討会議の取りまとめとしては具体的な指摘がなく、インパクトのないものになっている。</p> <p>現在の司法修習制度は司法試験合格者3000人に対応することと法科大学院において充実した実務教育が行われることを念頭に置いて設計されたものであるところ、司法試験合格者数3000人の数値目標が撤廃される一方で、法科大学院における実務教育が充実しその成果が確認されるまでにはまだ相当な期間を要することが見込まれるのであるから、今後予定される司法試験合格者の数に応じて司法修習の内容の見直しが必要であると思われる。</p> <p>なお、選択型実務修習の有用性については理解できるが、その内容、期間、時期が現在のままでよいかについては疑問がある。とりわけ、人気の集中するプログラムにはなかなか受講できないことが多いとか、二回試験直前に選択型修習を行うこととなる修習生にとっては集中して修習できないという実情を踏まえると期間を2ヶ月前としてかつA班とB班が後期集合研修と交互に実施している現状を改め、期間を1ヶ月に短縮して後期集合修習と2回試験の実施後に選択型実務修習を実施することによって、選択型実務修習そのものも一層充実させることができるし、前期に代わる導入的教育の期間を捻出することも可能である。</p>
		第3 5	継続教育について	<p>法曹養成制度検討会議の継続教育に関する取りまとめについては、法科大学院が資格取得後の法曹の継続教育に関るべきことも含めて、特に反対はしない。</p> <p>社会の変化に応じて法的ニーズも複雑化・多様化してくることが予想されるが、それに対応した専門的な知識・技能が法曹に求められ、その能力を維持・向上させるために法曹資格取得後の継続的教育が重要な役割を担っていることはむしろ当然のことである。</p> <p>しかしながら、こうした継続的教育を、弁護士会ないし法曹三者が行っていくとしても、一部に見られる司法修習終了時点での法曹としての基本的能力のレベルの低下を補うために、この継続的教育を利用するのは本末転倒であることを指摘しておきたい。なぜなら、こうした基本的能力は、本来、法科大学院教育と司法修習が担うべき役割であるはずであったからである。司法制度改革による司法試験合格者の増員と修習期間の短縮が行われて以来、法曹三者がそれぞれ別個に新人の研修を行う事態が定着しつつあるが、これは統一的修習の理念にもとるものであり、法曹養成制度の充実によって解消されるべきものである。</p> <p>また、司法改革による急激な弁護士人口の増加が、いわゆる「ノキ弁」や「即独」を生み、こうした法曹に対する実務家によるOJTが困難となり、弁護士会としてもその対応に努めているところであるが、これは国策として実施した法曹増員政策の誤りに起因するものであるため、国としても何らかの支援をする必要であると考えるものである。</p>
1,917	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 司法試験の年間合格者数はすみやかに現在よりも大幅に減らすべきである。</p> <p>(理由) 弁護士の急増が続くと競争がひどくなり弁護士の人権課題に取り組みなくなるのではと心配です。</p>

1,918	5/13 第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)「中間的取りまとめ」において、「現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。」として、同数値目標を事実上撤回した点は評価できる。また、司法制度改革によって、弁護士が1人もいない地方裁判所支部がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと、法曹が自治体、企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなどの成果が認められるとする点についても、特に異論はない。しかし、今後の法曹人口の在り方について新たな数値目標を設けることをせず、今後の法曹人口の在り方については、「法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況などを勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」とした点については、①法曹人口の増加ペースに関する今後の方向性を何ら明確に示しておらず、②「その都度検討」された結果がいつ政策に反映するのかも不明であるため、全く評価できない。国民に対して良質な法的サービスを広く提供するという観点からは、法曹人口について急増から漸増へ転換する方向性を、直ちに、より明確に示すことが必要である。具体的には、①司法試験の年間合格者数について、少なくとも、当面1,500人程度にまで減少させるとの数値目標を掲げるとともに、②時をおくことなく引き続き継続的な検証を行い、その結果によってはさらに合格者数を引き下げる必要がある。</p> <p>(理由)(1)経済がグローバル化し、急速な少子高齢化、過疎地域の増加など社会が著しく変化する中、法曹が社会において果たすべき役割はますます大きくなっており、質・量ともに豊かな法曹を養成し、全体としての法曹人口を増加させるべき必要性が高いことについては、当会も共通の認識を有している。当会においては、質・量ともに豊かな弁護士を多数輩出・育成するという観点から、■■■■■法科大学院への講師派遣などを通じて司法試験受験生に対する法教育に積極的に関与し、会内研修を数多く実施するなど会員の知識レベルの向上を図る取組みを長年実施してきた。また、当会においては、ベテラン・中堅の弁護士が登録したばかりの新人弁護士を自己の事務所で雇用し、実務を通して指導・教育し、一人前の弁護士に育て上げる(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)という伝統を長年維持してきた。</p> <p>(2)さらに、ここ数年、当会には、毎年20人を超える人数の弁護士が登録し、弁護士が長年いなかった■■■■■などの地域に1人ないし複数の弁護士が事務所を構えることになったほか、企業に就職して企業内弁護士として活躍する会員も徐々に増えつつある。このように、司法制度改革によって、法的サービスへのアクセスという点で、■■■■■においても一定の成果が上がっているのは事実である。</p> <p>(3)しかし、法曹有資格者の活動領域の拡大や司法基盤整備が弁護士人口の急激すぎる増加の前に追いついていない状況の中、今後、司法制度改革の目的を真の意味で実現するためには、法的サービス提供の量的拡充ではなく質的拡充にもっと重点を置かなければならない。そして、■■■■■に限らず、全国のあらゆる地域の国民に対して良質な法的サービスを継続的に提供するためには、各地域の弁護士一人ひとり職務を安定して継続することができるための最低限の経済的基盤を有し、かつ十分な教育・訓練を受ける機会を与えられることが必要である。そのために、法曹人口増加のペースは、弁護士の経済的基盤を不安定化させることなく、弁護士に十分な教育・訓練を受ける機会を保障するために適切で無理のない程度に抑えられるべきである。しかるに、ここ数年の弁護士人口の急増によって、地域の弁護士を取り巻く就職状況及び経済状況は年々深刻さを増しており、■■■■■も同様の状況に陥っている。当会においては、2008年(平成20年)3月31日時点では登録会員数が229名であったが、それからわずか5年後の2013年(平成25年)3月31日時点では登録会員数が341名まで急増した。このような急増に対応して、当会では毎年、会員に対して新人弁護士を積極的に採用するよう呼びかけ、採用を予定している事務所が合同で行う就職面談会も実施してきた。しかし、就職面談会においては、採用予定事務所数が6事務所であるのに対し面談申込者数は54名(2011年(平成23年)から2013年(平成25年)までの平均)と、需要と供給の著しい</p>
-------	---------	-------------	--

不均衡が浮き彫りとなる事態が毎年続いている。また、■■■■■内の弁護士過疎地域も少なくなり、当該地域が弁護士数増加の受け皿となることにも限界が見えつつある。その結果、弁護士登録後にベテラン・中堅弁護士の事務所に就職せず、経済的安定性を確保できる見通しのないまま、すぐに自己の事務所を設立する弁護士、ベテラン・中堅弁護士の事務所内の一角を借りるものの、同事務所から十分な額の給料や事件の配点・紹介などを受けることなく、収入を継続的に確保する見通しのたない新人弁護士、所属事務所を早期に退職して十分な経験を積まないまま独立することを余儀なくされる若手弁護士などの数が激増する事態となっている。つまり、経済的に安定して職務を継続していくことに不安を抱え、ベテラン・中堅弁護士から実務を通して十分な教育・訓練を受ける機会に恵まれない弁護士の数が急増するという状況が生じており、当該状況が当会や当会会員の努力だけでは対応しきれないほど加速度的に深刻化している。この状況がこれ以上続けば、弁護士会のオン・ザ・ジョブ・トレーニングのシステム全体が崩壊するおそれがある。この状況は、司法試験の年間合格者数について急増から漸増へ転換する方向性を、直ちに、より明確に示さなければ、改善するどころかますます悪化するばかりである。そうすると、事件漁りともいべき需要の掘り起こしがはびこり、国民に対して広く良質な法的サービスを継続的に提供することはますます困難になっていく。しかし、「中間的取りまとめ」においては、この点に関して、諸々の状況を勘案しながら、その都度検討すると述べているだけである。それでは、上記状況悪化に対して何らかの策を講じることなく放置しているに等しく、司法制度改革の本来の目的が失われ、取り返しのつかない結果を招くおそれがある。■■■■■に限らず全国的に見て、司法試験の年間合格者数が1,500人程度から2,000人程度へと増加した段階において、新人弁護士の就職難などの問題が急速に深刻化した。当会は、かかる観点から、2012年(平成24年)3月、司法試験の年間合格者数を当面1,500人程度に抑えることを提言した。しかし、その後、現在までに弁護士をとりまく経済環境は加速度的に悪化したため、いまやその程度の削減で状況が改善するかどうか、深刻に懸念される。したがって、①司法試験の年間合格者数について、少なくとも、当面1,500人程度にまで減少させるとの数値目標を掲げるとともに、②時をおくことなく引き続き継続的な検証を行い、その結果によってはさらに合格者数を引き下げるべきである。

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

(意見)司法修習生に対する経済的支援は、貸与制を前提とするのではなく、給費制を復活することによって図られるべきである。
(理由)(1)法曹の養成に関するフォーラムから法曹養成制度検討会議における検討過程において、「司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれており、司法修習生は、修習期間中は修習に専念することが求められていることから、司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し、修習の実効性を確保するための方策として、司法修習生に対する経済的支援を行う必要がある」という検討結果に至ったとされる。そうであれば、給費制を復活することによって、司法修習生に対する抜本的な経済的支援を行うべきであり、貸与制を維持しつつ、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」、「必要となる措置を更に検討する必要がある。」という検討結果は支持しがたい。また、この必要となる措置の検討にあたり、「司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め」、「更に検討

する必要がある。」という結論は、戦後のわが国の司法における司法修習生の地位を軽視するものであり、支持しがたい。

(2)まず、貸与制を導入した主な論拠の一つは、公務員ではなく公務に従事しない者に対する国の給与支給は異例であることとされる。しかし、この論拠は、元来、司法修習生の地位の重要性を軽視しているものである。すなわち、戦後一貫してわが国の司法は、日本国憲法の下で三権の一翼として国民の人権・権利擁護のため重要な役割を求められ、司法修習は、この司法を担い司法作用をつかさどる法曹である裁判官・検察官・弁護士の養成のための統一修習制度として制度化されたものである。そして、これら法曹の資格要件としての司法修習生の地位の重要性に鑑み、司法修習に人材を吸収し、また司法修習生を修習に専念させるなどの見地から、特に一定額の給与が支給されることとされていたものである。かかる日本国憲法の要請や社会的背景に何ら変わりはなく、また、司法修習生は、司法の担い手たる法曹の予定者として、国の厳格な規律の下、国の権力行使に関与し、国民の権利義務に関与し、国民の権利義務に関わる法曹の職務そのものに密接に関連する準備過程に従事していることにも何ら変わりはない。にもかかわらず、司法修習生が司法修習に専念できる制度的担保としての給費制を廃止し貸与制を導入したことは、そのこと自体に疑義がある。まして、「司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め」、経済的支援の在り方をさらに検討するという立論は、司法が日本国憲法の下で三権の一翼として国民の人権・権利擁護のため重要な役割を求められているからこそ、司法修習生の修習専念義務があるという大前提から外れており、支持できない。

(3)次に、貸与制を導入した論拠の別の一つである、今次の司法制度改革に基づく諸施策の実施に伴う財政負担、司法修習生の大幅増加と新たな法曹養成制度の整備に伴う財政負担については、「中間的取りまとめ」の別の箇所の検討結果と整合しない。すなわち、「中間的取りまとめ」の「第2 今後の法曹人口の在り方」において、「近年、過払金返還請求事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがえることからすれば、現時点においても司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものといわざるを得ない。」との検討結果が記されている。そうであれば、司法制度改革が想定した財政負担は、当初より少なくなっているのであるから、司法制度改革に伴う財政負担を論拠として貸与制を維持すべきとは言えない。

(4)さらに、給費制から貸与制への移行は、低所得者に対する必要な措置をとることによって、法曹志望者の大幅減少に大きな影響を与えないという予測に基づいて行われた。しかし、「中間的取りまとめ」の「第3の1(2)法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」の「(問題の所在)」において、「新しい法曹養成制度の導入後、法科大学院の志願者数は年々減少を続けており」とされているとおり、既にかかる当初の予測に反する事態が生じている。

(5)そして、給費制から貸与制へ移行したため、司法修習生は経済的に困窮し、多数の司法修習生から、司法修習配属地で住宅を借りるにあたり契約を断られた、貸与金返済の経済的不安から、書籍購入や医者にかかることを自粛したなどの声が寄せられている(日本弁護士連合会が平成24年6月から7月にかけて第65期司法修習生に対して実施した「生活実態アンケート」参照)。このように、貸与制は、司法修習生が司法修習に専念するに当たり大きな妨げとなっている。

(6)以上のとおり、司法修習に対する経済的支援は、貸与制を前提する限り、法曹養成制度の大前提に合致せず、司法修習生の困窮とこれに伴う法曹志望者の大幅減少により、国民の人権・権利擁護の司法基盤を危うくしているという現実に歯止めをかけるものにはならない。したがって、貸与制を前提とした経済的支援ではなく、端的に給費制を復活することによって、司法修習生に対する経済的支援を図るべきである。

<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見)法科大学院の定員削減及び統廃合を進めていく必要性はあるとしても、司法試験の合格率や定員充足率などの指標のみを基準として強権的に推し進めることには問題がある。また、「法科大学院の自主的な組織見直しを促進させるために公的支援の見直しの方策を更に強化」する必要性があるとしても、司法試験の合格率や定員充足率などの指標のみを基準とするべきではなく、地域適正配置に最大限配慮する姿勢を明確に打ち出すとともに、独自の創意工夫をしている法科大学院に対しては積極的な評価を与えるべきである。</p> <p>(理由) (1)2004年(平成16年)4月に始まった法科大学院制度は、これまでに多種多様な人材を法曹界に送り出すなど一定の成果をあげているが、その一方で、司法試験合格率の低迷や、法科大学院への入学志願者の減少といった課題に直面しているのも事実である。かかる課題を克服するために、今後、法科大学院の定員削減や統廃合を進めていく必要性があることについては理解できる。</p> <p>(2)しかし、法科大学院の定員削減や統廃合が、司法試験の合格率や定員充足率などの指標で推し進められた場合には、大都市圏のごく一部の法科大学院のみが存続する一方で、地方法科大学院のほとんどは統廃合の対象となるか撤退を余儀なくされる事態となり、地域適正配置の実現は困難となってしまう。家庭の事情や経済的理由などで地方を離れることができない法曹志望者にも法曹になる機会を実質的に保障するためには、地方の法科大学院が必要である。また、法科大学院の中には、他には余り見られない独自の取り組みを始めているところもある。例えば、当会が支援している■■■■■法科大学院においては、司法試験合格後の継続教育を行う「■■■■■法科大学院弁護士研修センター」を設けて、組織内弁護士となる者を養成し、企業、地方自治体及び病院などへ派遣することを目指す取り組みを始めている。このような同大学院の取組みは、地方における法曹需要の新規開拓という点からも有意義なものであるといえ、法曹養成制度検討会議■■■■■会議においても取り上げられた(同会議における資料■■■■■及び同会議議事録■■■■■参照)。しかし、司法試験合格率や定員充足率などの指標のみで法科大学院の定員削減や統廃合が進められた場合には、このような各法科大学院による独自の創意工夫については全く考慮されないことになってしまう。</p> <p>(3)さらに、これまで文部科学省は、法科大学院に対し、授業において司法試験の受験指導をすることを禁止してきた。にもかかわらず、司法試験の合格率のみで各法科大学院の「教育の質」を判断するということは、一貫性を欠く。司法試験合格率を上昇させることが教育の質の向上に直結しているという考え方を採用するのであれば、まず、文部科学省が法科大学院における司法試験の受験指導を正面から認めることから始めるべきであろう。</p> <p>(4)以上のとおり、法科大学院の定員削減や統廃合を進めていく必要性はあるとしても、司法試験の合格率や定員充足率などの指標のみを基準として強権的に行うべきではない。また、法科大学院の自主的な組織見直しを促進させるために公的支援の見直しの方策をさらに強化する必要性があるとしても、司法試験の合格率や定員充足率などの指標のみを基準とするべきではなく、地域適正配置に最大限配慮する姿勢を明確に打ち出すとともに、独自の創意工夫をしている法科大学院に対しては積極的な評価を与えるべきである。</p>
-------------------------	----------------------------	--

<p>第3 4 (2)</p>	<p>司法修習の内容</p>	<p>(意見)一般論としては概ね是認できるが、その「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力を習得していくための指導」の名の下に、司法修習において、法廷弁護士としての基礎知識を習得させるための教育水準を下げてはならない。</p> <p>(理由)(1)「中間的取りまとめ」の「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」検討結果のとおり、弁護士の活動領域を拡大すべく努力すべきであることは疑いない。しかし、当会は、この「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力を習得していくための指導」が、法廷弁護士としての基礎知識を習得させるための教育水準を下回ってもよいものとして、誤って広まることを危惧する。</p> <p>(2)当会は、2012年(平成24年)9月、新第65期司法修習生に対し、シンポジウムにおける使用のため匿名ではあるが公開を前提にしたアンケートを実施した。そのうち、司法修習の意義に関する司法修習生の具体的な回答は以下のとおりである。また、同アンケートにおいては、■■■■■に配属された42名の新第65期司法修習生中20名からの回答があったが、実務修習について否定的意見を持つ回答は皆無であった。</p> <p>問い:あなたは、司法修習を通して、どのようなことが学べ、得られたと思いますか。</p> <p>回答:①実務に就いてからでは見ることのできない裁判所、裁判官や検察官の考え方、ものの見方を間近に見ることができ、今後自分が弁護士として仕事をする際の違う方向からの視点が得られたことが大変貴重な体験だったと思う(同旨多数)</p> <p>②教科書で学んだ内容が具体的な事件に適用されている場面を見ることができ、よりの確なイメージが持てるようになった。(同旨多数)</p> <p>③実務において重要なこと、実際の紛争解決にどのようなことをする必要があるか。起案するための注意点。</p> <p>④世の中には様々な紛争があり、その解決には法曹の役割が重要であること。そしてその仕事はやりがいがあること。</p> <p>⑤法曹三者の業務の実情、様々な業種の人たちとの交流などによる社会勉強ができた。</p> <p>以上の回答によれば、実務修習の意義は、司法修習が短縮されても依然失われていない。また、以上の回答は、法曹養成制度検討会議第11回会議において提出された和田吉弘委員の「およそ法廷外の弁護士活動も、最終的に法廷に持ち込まれた場合にはその事案が裁判所によってどのように判断されるか、ということ念頭に置きながら行う必要があるのは当然であり、法廷弁護士としての基礎知識さえ不十分であるというのであれば、それは法曹とは言えないであろう。」という意見を裏付けるものといえる。</p> <p>(3)「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力」は、司法修習終了後の継続教育(継続研修)において自主的に法曹が身につけることができる。しかし、法曹三者それぞれの体験を通じて、その事案が裁判所によってどのように判断されるかを体験することは、実務修習以外に機会がなく、法曹養成制度の基本はやはり長年の教育ノウハウの蓄積に基づく実務修習にある。したがって、司法修習においては、法廷弁護士としての基礎知識を習得させることが必要であり、「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力」の名の下に、司法修習における教育水準を下げるようなことがあってはならない。</p>
-------------------------	----------------	---

		第3 5	継続教育について	<p>(意見)一般論としては概ね是認できるが、弁護士会による弁護士に対する継続教育が過度に強調されることによって、現行の司法修習が、さらに短縮化・簡素化され、また、統一修習制度が解体され分離修習とされるようなことは、絶対にあってはならない。</p> <p>(理由)(1)「中間的取りまとめ」において「法曹となった者に対する継続教育について、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進める必要がある」と指摘されたのは、弁護士研修制度が裁判官・検察官における研修制度又は医師・公認会計士などの他の専門家集団に比して不十分であるという認識に基づくものであると思われる。</p> <p>(2)そもそも、弁護士研修は、医師・公認会計士など他の専門家集団における研修制度と同様、継続研修であり、生涯研修であるべきである。また、弁護士は、日本国憲法の下で三権の一翼として国民の人権・権利擁護のため重要な役割を求められているから、弁護士会は、裁判官・検察官における研修制度の充実に対応して、弁護士に対して充実した研修を行わなければならない。さらに、弁護士会は、他の専門家集団と異なり、弁護士自治を認められ、個々の弁護士に対する懲戒権を付与されている存在である。したがって、弁護士会が、弁護士に対する充実した継続教育(継続研修)に取り組むことは当然である。</p> <p>(3)そして、日本弁護士連合会は、司法修習期間が2年から1年6か月に短縮された第53期司法修習生(1999年(平成11年)4月採用)の司法修習修了に合わせて「新規登録弁護士研修ガイドライン」を定め、その後の司法修習期間の短縮又は法曹養成制度の変更に伴い、その内容を逐次改訂してきた(なお、同ガイドラインの最新版は、法曹養成制度検討会議第8回会議の資料として、当時の日本弁護士連合会副会長である橋本副孝オブザーバーから提出されている)。これは、弁護士のさらなる資質向上のための継続研修のみならず、弁護士全体の能力を底上げし、弁護士に対する信頼を維持するためには、司法修習期間の短縮等に伴い、新規登録弁護士研修に対する研修が必要になっているとの認識に基づくものである。しかし、弁護士会による新規登録弁護士に対する研修は、決して、司法修習に代替するものではない。日本弁護士連合会が毎年12月に行ってきた全国研修担当者会議においても、新規登録弁護士研修は、本来司法修習において行われるべきものであるとの意見も出ている。</p> <p>(4)そのため、当会は、弁護士会による弁護士に対する継続教育が過度に強調されることによって、現行の司法修習の期間がさらに短期間となり、また、法廷弁護士としての基礎知識の習得に必要な教育内容が簡素化され、さらに、統一修習制度が解体され分離修習とされることにつながるのではないかと危惧しており、かかる事態に至ることには強く反対する。</p>
1,919	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>3000人目標を撤廃することは当然である。早急にしなければならない。需要をはるかに超えているという現実を直視しなければならない。合格者数を1500人まで増やしてきた状況で、それをいきなり3000人にする、という構想自体に非常に無理があった。供給さえ増やせば需要も増える、というのはサプライサイドの経済学の考え方であり、それを無批判に法曹人口に持ち込んだことが誤っている。「法律家の数を増やせば仕事(紛争)も増える」というのは、本来法律家が言うてはならぬことであり、国民が求めていることでもない。また、新たな数値目標を設けないということは、採用サイドでは枠を作らないということなのだろうか？ そうであるならば、恣意的な運用を招くおそれがあり、適切ではないと思う。ガイドラインとしての数値目標は常に持つべきであり、それを持ったうえで常に検証する、という姿勢が必要である。政策的見地からも、新規目標を設定せず「3000人目標」を撤廃するだけでは十分な「打ち消し」にならない。「当面1500人、その先はその都度検証して」とすべきだと思う。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	「貸与制を前提」とするとのことであるが、合理的な選択肢として、＜生計がたつようにするか、給費するか＞の二者択一しかない。収入を得られない状況を強いたうえで貸与制、というのなら、法曹になったのちの経済状況が返済に十分でなければならない。現実がそうでない以上、給費制をとるしかない。供給を緩めて(法曹になった後の収支を悪化させておいて)貸与制、というのは、経済・経営学的に無理がある。現状では、大半の者にとって負担が重く、奨学金と同様に「貸与金を返済できない」ケースが続発する恐れがある。法曹という特殊な仕事の場合、「仕事に誇りを持てる」業態を維持することが必要である。今の状況ではそれが困難になっていき、優れた人材が法曹を志願しなくなる恐れがある。そうした結果だけは、どうにかして避けなければならない。
		第3 2	法科大学院について	すでに予備試験という、「法科大学院を経由しない」バイパスができてしまっており、法科大学院は「時間と金のかかる予備校」になってしまっている。今後は法科大学院間の競争・淘汰が加速されて、一部の院しか生き残れないことになる恐れがある。「地域に法曹養成の拠点を持つ」ことは必要なのに、いまのままではそれが非常に困難になる。それを避けるためには、法科大学院の抜本的な強化を図る必要がある。例えば、司法試験を、答案能力だけを審査するのではなく、企業の面接のように全人格的な審査をするようにしてはどうか？ 社会は「需要と供給」が基本である。それを基本に据えて、法科大学院のあり方についての抜本的検討を至急に行う必要がある。
1,920	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)年間合格者3千人の目標を撤回するのはやむを得ないが、引き続き法曹人口の充実、特に地方の中小都市の「司法過疎の解消」に積極的に取り組むべきだ。 (理由)若手弁護士の就職難やいきなりの独立が「法曹の質」に懸念を残す現状を考えれば、「年間合格者3千人」の目標を撤回するのもやむを得ないと考える。そもそも3千人の数に特別な理由があった訳ではなく、法曹の道へ進もうとする有望な若者や社会人が将来に躊躇を覚えるような事態はやはり改善されるべきだろう。その一方で、なぜ目標がつかずいたのかの検証は十分に行われたとは言い難い。想定が甘かったのか。それとも弁護士など法曹関係者が十分に需要を開拓できなかったのか。国のインセンティブ的な政策が不十分だったのか。そのあたりの検証を抜きにした安易な見直しでは司法改革の理念に逆行する。身近で利用しやすい司法サービスの実現のためには引き続き法曹人口の充実を図るべきなのは言うまでもない。弁護士過剰はあくまで都市部でのことであり、地方や田舎は「司法過疎」がまだまだ続いている。岡山県でも弁護士の94%は、岡山と倉敷の県南2市に偏在している。若手を中心に中小の都市に進出するケースが見られ始めたのは大変喜ばしいが、都市と地方の法的サービスの格差はもっと真剣に是正されるべき課題である。地方都市で住民と身近に接する「わが町の弁護士さん」すなわちマチベンの養成こそ、これからは必要だ。司法改革の旗を降ろさず、身近な司法の実現を目指してほしい。

		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)統廃合は避けられないが、地方の法科大学院はその特色を生かしながらより一層の充実が必要だ。</p> <p>(理由)法科大学院の乱立が司法試験の合格率の低迷につながっているのは間違いない。教育の質を確保するためには大胆な統廃合や定員の大幅減が必要だろう。自主的な見直しがふさわしいが、第三者機関の認証制度などで強かに推し進める必要もあるかもしれない。ただ、その場合でも地方の国立大などにある大学院に関しては、履修者の利便性や地方の法的サービスの充実などを考慮しながら見直しを丁寧に進めていくべきである。単に、合格者数などで足切りするのではなく、成績が伴わない地方の大学院には教師の派遣や教育環境の整備など底上げするような措置をしてもよいのではないか。国土にバランスよく法曹人口を充実させていくためにも地方の強化は必要と思われる。地方の法科大学院には地方ならではの特色を持つ強みがある。例えば岡山県では、全国的に知られる社会福祉法人「旭川荘」などの福祉施設や二つの医科系大学を中心に医療機関が充実しており、福祉・医療分野に優れた法曹養成が可能だ。こうした特色を生かした大学院経営を目指すべきだろう。</p>
1,921	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)弁護士人口の急増はよくないと思います。過当競争になると弁護士が人権課題に取り組むことができるのでしょうか。</p> <p>(理由)国民にとって弁護士に依頼するようなケースがあるのは、一生に一度あるかないかの事だと思います。そんな時にはやはり信頼できる弁護士に依頼したいものです。その場合やはり弁護士の質が問われると思いますし、そこを維持していくには人口増は逆効果だと感じます。弁護士だけに限らないと思いますが、新人の時代にしっかり実務経験を積ませてあげることや、質を高め、意識の高い弁護士を作ることが国の役目だと感じます。</p>
1,922	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)「法曹有資格者の活動領域」の「更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して」「拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある」との部分は反対である。</p> <p>(理由)まずもって、「法曹」の養成制度を検討するはずの本会議が、「法曹有資格者」なる概念を持ち出し、その活動領域の更なる拡大を議論すること自体が無意味かつ有害というべきである。法曹有資格者とは、司法試験に合格しながら法曹の職に就けなかった者を指すと思われるが、それらの者も本来であれば法曹の職に就くことを望んでいたはずであり、そうであるにも関わらず法曹の職に就けなかった原因を分析することなくして法曹有資格者の活動領域の拡大を図るというのは、この問題の本質から目を逸らせることにしかない。この問題の本質とは、一向に顕在化しない「潜在的な需要」なるものを唱え続け、社会が実際に必要とする数以上に法曹を増やそうとした点にある。法曹の活動領域が拡大していくことには反対しないが、それは押しつけであってはならず、現に需要が存在する分野に法曹が進出していくというものでなければならない。まずは、現に法曹の活躍が期待される分野を把握すると共に、その分野で必要とされている法曹の数もきちんと見極めた上で、「法曹」の活動領域の拡大が議論されるべきである。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)・年間の司法試験合格者数について、3000人との非現実的な数値目標を撤回することは賛成であるが、より積極的に合格者数減少の数値目標を掲げるべきで、具体的には年間1000人程度とすべきである。</p> <p>・法曹人口の中で、弁護士に比べて増加数が極端に緩やかとなっている裁判官、検察官について、現在の2倍程度の人口となるよう具体的な数値目標を掲げるべきである。</p> <p>(理由)もともと、年間合格者数3000人との数値目標については何ら裏付けとなる根拠が存在せず、現在、過剰供給による弊害が随所に現れていることからすれば、この数値目標を撤回することは当然である。なお、現在の法曹養成制度検討会議は、一部の良識ある委員を除いて、過剰供給による弊害について触れようとしないが、現実を意図的に無視した卑怯な態度と言わざるを得ない。その上で、法曹人口のあり方を検討するに当たっては、裁判官、検察官、弁護士のそれぞれについて必要とされる人数を検証し、そのような体制に向けた具体的方策が提唱されるべきであるが、不思議なことに、裁判官と検察官の数については、その増加のための具体的方策が何も検討されてこなかった。現在の状況は、弁護士ばかりが急増する一方で、裁判官や検察官の数は緩やかにしか増えておらず、そのために裁判官は1つ1つの事件にじっくり取り組むことが出来ず、相変わらず事件の滞留がおきてしまっている。法曹人口のあり方を議論するのであれば、真っ先に裁判官の数を諸外国に比べても適正な人数にまで増やすことが議論されるべきで、あわせて検察官の数も増やし、そのために必要な予算措置についても議論がなされるべきである。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることから撤廃すべきである。</p> <p>(理由)点による「選抜」から、プロセスとしての「法曹養成」を目指して法科大学院が導入されたという説明自体がおかしいというべきである。そもそも、法科大学院が設置される以前から、2年間(途中から1年半に短縮)の司法修習、その後のオンザジョブトレーニングによって「プロセスとしての法曹養成」はなされていたのに、現在の状況は、求められる役割を果たせない法科大学院にプロセスの一端を中途半端に担わせ、その影響でもともと存在していたプロセスとしての法曹養成制度が半ば崩壊しているという最悪のものとなっている。また、法科大学院修了が受験資格とされたことで、法曹志願者にとっては経済的負担や法曹になれるまでの時間が一律的に増すことになり、その結果、法曹志願者は激減し、給源の多様性も失われつつある。法科大学院修了要件は、法曹志願者にとって参入障壁に他ならず、速やかに撤廃されるべきである。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)・法曹志願者減少の要因として、司法試験合格率が高くなっていないことを挙げることに反対だが、それ以外に挙げられている要因については概ね賛成である。</p> <p>・法曹志願者減少の最大の要因として、法科大学院修了が司法試験の受験資格とされていることを指摘するべきである。</p> <p>(理由)旧司法試験では、合格率が2パーセントでも法曹志願者は増加し続けていて、最も多いときは司法試験志願者数は5万人を超えていた。新司法試験の合格率は、最も低いときでも25%程度であり、旧司法試験に比べて合格率が高くないなどとはおおよそ言えない。そうであるにもかかわらず、法曹志願者が激減している原因に率直に目が向けられるべきである。そして、法科大学院入学者数が激減し続ける一方で(平成25年度の入学者数はついに全体で2700人を割り込んだ)、予備試験受験者数は年々増加している(平成25年度の志願者数は約1万1千人である)という事実を虚心坦懐に検討すれば、法科大学院の修了要件が法曹志願者激減の元凶であることは自ずと明らかである。中間的取りまとめは、あくまでも法科大学院の受験資格要件を前提とした偏頗な検討に終始しており、これが根本的に改められない限り、何を議論しても無意味と言わざるを得ない。</p>

第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給与制を復活させるべきである。 (理由)法曹養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権擁護機能の観点から充実した法曹養成は国の責務である。司法修習生の修習専念義務を外せばよいという問題ではない。司法修習生の経済的不安を除去し、司法修習に専念できる環境を整備してこそ、充実した法曹養成が達成できるというべきである。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格から撤廃すべきである。 (理由)法曹養成の中核はあくまでも司法修習制度である。司法試験受験要件から法科大学院修了を外し、司法試験合格者数を減少させて法曹としての魅力を復活させれば、法曹志願者は自ずと増加する。その上で、法科大学の統廃合や定員数等については、大学自治の観点から各法科大学院の自主性を重んずるべきであり、国が口出しをする必要はない。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限は撤廃すべきである。 (理由)受験回数制限は、法科大学院制度存続のため以外に根拠が存在しない。この回数制限のために、いわゆる三振者の中には、法科大学院に再入学する者までいる。しかし、三振者であっても、法科大学院を修了したということは司法試験を受験できるだけの教育は受けたはずであり、時の経過によって教育効果が薄れるなどということはないし(あるというのであればその根拠を示して欲しい)、仮に、5年で教育効果が薄れるというのであれば、法科大学院における教育こそが見直されるべきである。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度の廃止や間口を狭めることには反対である。 (理由)現在の制度の下での予備試験制度は、法曹志願者の減少を食い止める唯一の歯止めとして機能しているというべきである。給源の多様性を高め、法曹志願者を増加させるためには、むしろ予備試験制度の間口を広げるべきである。
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)法曹養成は司法修習制度において一元的に行われるべきであり、法科大学院の修了を司法試験の受験資格から撤廃するべきである。 (理由)法科大学院教育は、法科大学院により内容及び質等様々であり、統一的な法曹養成は不可能である。実際、検討会議のメンバーである法科大学院関係者も、従来の前期修習に相当する教育を法科大学院で行うことは出来ないと認めている。また、法曹倫理等の実務科目を法科大学院で行っても、司法試験に合格することが関心事である学生には負担でしかないし、実務科目は現場を見た上での実地訓練における教育でなければ、教育効果を上げることは難しい。結局、法曹養成は、司法試験合格後の司法修習において一元的に行われるのが最も効率的なのである。そうであれば、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする必要もない。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)前期修習を復活させるべきである。 (理由)実務修習につく前に前期修習を行うことは、実効性ある実務修習を積む上では必要不可欠である。そして、前記のとおり、検討会議のメンバーである法科大学院関係者も、従来の前期修習に相当する教育を法科大学院で行うことは出来ないと認めているのであるから、前期修習を復活させるより他に方法はないというべきである。

1,923	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)法科大学院の地域的配置を考えるにあたっては、まずは入学定員の多い法科大学院の定員を大幅に削減した上で、地方ごとの法的サービスの需要、地域への貢献度などを考慮する必要がある、合格率や定員充足率といった目に見える数字のみを重視すべきではない。</p> <p>(理由)現在、法科大学院の大部分は大都市圏に集中しているが、経済的な理由で大都市圏の法科大学院へ進学できない者も数多くいる。経済的理由で法曹の途を断たれる者が増えてくれば、多種多様な人材を確保するという法科大学院設立当初の理念は、一層実現が困難になる。そういった者の受け皿としても地域(理想としては各県に1校程度)に法科大学院が配置されている必要がある。これは、同じ社会インフラ養成機関である大学医学部が公私を問わず各県1校は配置されていることとの対比からもある意味当然の要請ともいえる。また、大都市圏の法科大学院の中には定員が多過ぎ、従前の司法研修所における前期修習と同程度のきめこまやかな教育が出来ているとは思われない大学院も見受けられる。そういった大学院においては、司法試験の受験科目を重視した教育が行われ、実務を意識した教育(たとえば法律事務所エクスターンシップ)が軽視される傾向にある。こういった実務を意識した教育を行わ(え)ない法科大学院こそが「理論と実務の架け橋」になっていないとして非難・縮小の対象とされるべきである。地方に設置された法科大学院には、地域に根差した法律家を育てるという重要な役割があり、単に合格率や定員充足率といった数字のみでその必要性を判断されてはならない。法的サービスの需要は地域ごとで異なるのであって、市民のニーズや声を聴かずして法科大学院の地域的配置の問題を議論するべきではない。</p>
1,924	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)給費制を採用すべき。</p> <p>(理由)経済的に落ち着いた状態で勉強することで、公益を図る弁護士としての使命を自覚することができる。</p>
1,925	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)司法修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきである。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任であり、司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は不可欠である。弁護士就職難の時代にあり、貸与金の継続的支払いが極めて困難な事態があることは周知の事実である。</p>
1,926	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)地方法科大学院や夜間の法科大学院には配慮をおこなうべきである。</p> <p>(理由)経済的理由により、地元の地方法科大学院や夜間の法科大学院にしか進学できない者もいるため。</p>
1,927	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	<p>(意見)貸与制ではなく、完全な給費制にして、基本的人権を守る法曹育成を願っています。</p> <p>(理由)例えば、2008年秋のリーマンショックの影響で日本でも非正規雇用されている労働者が派遣切りにあつたとき貧困問題としてクローズアップされました。その後も生活保護受給者の増加、所得格差が広がりがつづけています。受診を抑制する方向を選択する病気がちの人々の例ひとつをみても、いろいろな領域で貧困が進んでいるように感じます。私は市民の一人として、法律家を目指す方々には基本的人権の擁護者になってほしいと願っています。一年の修習期間中、修習に専念することを保障するひとつとして貸与制ではない給費制こそがふさわしいと考えるのが私の理由です。</p>

1,928	5/13	その他	<p>中間的取りまとめについては、前提事実に多くの誤認があり抜本的に見直されるべきである。そもそも、委員の選任の段階において、発言内容から前提知識に誤った事実認識が明らかで不適格な委員が多く含まれており、委員を入れ替えて位置から議論をやり直すべきである。理由については以下詳細する。</p>
	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>拡大されるべき活動領域について、想定されている各分野はそもそも「法律家」のどのような能力が期待されているのか、そもそも必要とされているか否かすら不明である。国や地方自治体の官庁や企業内における法務分野については、外部から資格を取得した知識しかなく実務経験が無い新人法律家が突然入って即効のある有益な仕事ができるはずもない。このあたりは、むしろ、その内部業務に習熟したものに法律学を修得させるほうが効率的である。よって、これからも官公庁や企業において、特に司法研修所修了したばかりの実務経験の無い「法曹資格者」が歓迎されることは想定しがたく、この分野での就業者が大幅に増加することはない。刑務所出所者等の社会復帰にあたっては、法律家として何を期待されているのか全く不明である。生活支援、職業訓練などは行政が行うべきであり、法律家が関与する場面は限られるのは明らかである。一部行政へつなぐ場面があるとしてもその報酬がどこから支出されるかも不明なところである。個別のビジネスサポートや国際的な貿易、投資ルールの策定等についても極めて限られた分野であり、ここで議論されている法律家養成とは別の専門分野である。これらの専門分野は法科大学院教育や司法研修所の教育等従前の法曹教育とは別に必要に応じて少数の専門知識を有する有数な人材の養成を検討されるべきである。少なくとも仕事のない法律家の失業対策で進出して成功するような仕事ではない。そもそも多くの特に法曹関係者ではない委員に誤解があると思われるが、資格を得られれば法律家としての能力が身につくのではなく、弁護士としての能力は事務所に所属し、民事刑事幅広い事件を受任して仕事を処理して身につけるものである。よって、司法修習を終了し、法曹資格を得ただけで経験のない者は、一般の公務員、従業員ともほとんど違いもなく、国や企業が採用を躊躇するのは当然である。結局のところ、あたかも法科大学院教育が万能であるかのように大風呂敷を広げているのであり、法律家として何ができる人材を育成しようとするのか現実を見つめて検討し直すべきである。</p> <p>あと、重大な問題点は、拡大される活動領域の仕事をしてどこからその報酬が支出されるかについてまったく議論が欠如していることである。「法曹有資格者」が民間事業者としてその「自己責任」において開拓されるべきことを想定し、国が予算等を講じて施策として推進するなどは考えていないようである。指摘されている活動領域の多くは国の予算措置がとられなければ民間事業者が参入することはなかった分野であり、採算が見込めるならばすでに参入がなされていたはずである。現在、国も企業も財政状況の悪化を理由に経費節減をされるなか、従前になかった新たな分野に資金を投入することは考えにくい状況である。予算措置もない中では、ボランティア活動を推進しているにすぎないことになり、実現しないことは明らかである。</p>
	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>前にも述べたようにボランティア活動にしかならないような分野は需要とはいえず、法曹人口を増加させるべき実質的な法的需要などほとんどないに等しいことがむしろ明らかとなった。平成のはじめころまで、司法試験の合格者がわずかに500人程度であったころ、その後増加し、ここ数年では1年で2000人も合格させ大半が弁護士となるようになった。法曹人口を増やす必要があったところまで否定はしないが、もともと、計画当初から弁護士急増に見合った仕事量が追いつかないことは見通しが立てられるべきであったのではあるが、今後調整し減少させなければならぬのは明らかである。国の経済成長が続き合格者が少ない時代においては、弁護士になれば高所得も期待できたのかもしれないが、景気も低迷しかつての約4倍程度の弁護士が毎年増えてもなお高所得が得られるなどあり得ないことである。現実、税務申告をした弁護士の約2割が所得100万円以下とされており、所得が少なく税務申告をしていないと思われる弁護士を加えると相当数の弁護士の収入が生活が成り立たないほど少ないことが明らかである。弁護士資格を得さえすれば</p>

		<p>弁護士登録者数がいかに増加する状況においても従前どおりの高収入を得られるであろうことを前提に制度設計をしていることから、破綻が生じているのである。法曹資格を得るためまず法科大学院に入学のため多額の奨学金を借り入れ、司法修習にあたっては貸与によりさらに借金をしてようやく仕事に就いたところ、ほとんど無報酬に近いボランティアの仕事に積極的に従事することを期待できるはずもない。現状からすれば、数年間合格者0人として新規に輩出されなくとも、有効な需要は十分賄えるともいえる。現在の合格者を1000人程度に減少させるとしても、年に500人程度は増加するのであり、法曹人口全体としてみれば緩やかになるとはいえ増加する点に留意すべきである。日本の国全体として、人口減少傾向が続く中、法曹の需要のみがこれに反比例して増加することは考えにくいことである。まさに市場原理によって、法科大学院の入学者、志願者ともに年々減少している現状を直視するべきである。後述もしているが、法曹養成には予算がかかるのであり、これを有効に支出されなければならない。現在は、司法試験の受験にも至らない法科大学院生にも予算が投入され、合格した者も多くが能力不足の法律家が粗造乱造されているのでは予算の明らかな無駄である。予算の使い方としては、司法試験合格者を対象に司法研修所での教育に予算を集中的に投入する方法は基本的に間違っていないと思われる。法曹に対する需要や有能な法曹養成の観点からすると、合格者はせいぜい1000人が相当である。もっとも、近年の急激な主として弁護士の増加している現状では、1000人でも多すぎ、就職難などの問題は継続して発生することは確実である。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>「プロセスとしての法曹養成」という概念自体が実態とかけ離れた空疎なものとなっている。そもそも、どのような法律家を育成することを想定しているのかが明確でないまま議論がされている。このようにそもそもどのような法曹養成を目指すのかというテーマが不明確であるが、当初予定された法科大学院での教育は従前の法曹養成でなされていた成果すら中途半端で消化不良であり、修了したものの多くは法律家に必要な知識を習得できていない。結局のところ、従前の旧司法試験合格者と比較しても低レベルの人材を多数輩出しているにとどまっている。これは弁護士として、新人弁護士、司法修習生を間近で見ての実感である。実際、司法試験合格者であっても近年では驚くほど基礎的知識の欠如していることは採点講評からも明らかとなっており、習熟度も出身法科大学院、修了者毎にばらつきがあり、修了したというだけで司法試験合格をさせることはできないのは当然のことである。法科大学院関係者は、法科大学院の教育効果をことさらに誇張するが、このように、現実には法科大学院での教育に特段成果らしいものはなく、合格者激増と相まって弊害ばかり目立つのである。よって、法科大学院その修了を司法試験の受験資格とすることに合理性が無いのである。単純に従前どおり広く受験資格を認め、司法試験に合格したものに法曹資格を与えれば良いのであり、法科大学院と受験資格を切り離すなど制度を抜本的に見直す必要がある。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>司法試験受験資格を法科大学院修了という要件とすることにより、法曹志願者の減少とともに多様な人材の流入を阻害している。むしろ、従前の旧司法試験が社会人経験者も一定数合格し、司法研修所においては年代層も社会経験も多様な人材がともに学ぶことにより豊富な人材育成がなされていた。法曹志願者が減少しているのは、まず法科大学院に入学が必要であり、時間と金と労力をかけても司法試験に合格する見込みが立たないだけでなく、司法試験に合格し弁護士になっても収入になる仕事がなく生活費すら得られない若い弁護士が多数いる中では当然である。むしろ、いまなお減少しているとはいえ、予備試験受験者を含めて法曹志願者が一定数存在しているが、彼ら彼女らが弁護士を中心とする司法の業界の現状について正確に認識して受験を目指しているかは疑問である。</p>

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>そもそも前に述べたようにどのような人材育成をしようと意図するかにより、経済的支援の方法は変わってくると思われる。前述のように結果的に法科大学院は、新しい行政分野や国際ビジネスで活躍できるような結局、何の役にも立たない人材しか輩出されていない。そのため、司法試験には合格できなかったものの法科大学院を終了した人材も即戦力として国や自治体、企業において必要とされず、むしろ、若い大学の新卒の方を重用するのは当然である。言うまでもなく国の予算は有限であり、支出の対象を限定しなければならないが、現在の法科大学院を中心とした予算投入は無駄ばかり目立つことから抜本的に見直さなければならない。従前は、少数の司法試験に合格した者(平成13年頃まではせいぜい1000人)を対象に集中的に予算が投入され、効果的に教育がなされていたのである。法科大学院発足後は、ほとんど合格者も輩出しない法科大学院にも多額の補助金がなされ、結果的に法曹関係の仕事に関係しない者にも予算が使われる結果、予算全体は増加したのかもしれないが、法曹一人あたりの育成に十分な予算がかけられなくなった。従前、司法試験合格者には1年半(司法修習52期以前は2年間)の司法修習が課され、その間公務員に準じた給料が支給されていたのが、わずか1年に短縮され昨年無給とされ、法律実務家になる直前段階の者に十分な予算がかけられなくなった。基本的には、従前の制度の利点に着目し、法律実務家になることが確実な限定した人数、すなわち司法試験に合格した司法修習生に重点的に予算をかけて育成する方法に転換させるべきである。もっとも、現在の司法試験の合格者2000人程度は多すぎるのであり、実務の現状からすると多くとも1000人以下とするべきである。そのうえで司法修習生に対する給費制は復活させるべきである。法科大学院の教育的成果は乏しいにもかかわらず、2、3年の通学を強制されその間数百万円の授業料を負担させられ、司法試験合格後の司法修習において給費制が廃止され貸与制となったことと相まって、法曹資格の取得コストが著しく増大した。奨学金一般について返済が滞っていることが社会問題化しているが、元法科大学院生の奨学金の返済不能が修習生の貸与制となったこととあいまって社会問題化することは時間の問題である。司法試験に合格できなかったものはもちろんのこと、運良く司法試験に合格し弁護士になったものの収入に恵まれず、奨学金、貸与金を返済する見込みの立たないものが多数いる。まもなく、法科大学院修了者で司法試験合格有無にかかわらず、自己破産する者が多数出ることには確実である。その現状が明らかとなっていることから、現在、法曹志願者は激減しているのであり、今からその対策を検討されなければ後世の歴史に残る手遅れとなる。よって、もはや小手先の経済的支援のみで対応できる問題では無い。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>^</p>	<p>法科大学院の教育内容については直接関わったことがないが、大学法学部教育の延長上にあるものと思われる。実務に接するようになって、法学部の分野においては、大学の研究者が実務との乖離を実感するようになった。法科大学院においては、司法試験受験を目的として学生が入学してくるにもかかわらず、司法試験の合格もしていない教員が受験とは離れた自分の趣味の分野のみを教えて受験に向けた指導など全く行われていないところもあるようである。旧司法試験を丸暗記だけで合格しているなど誤った事実認識の下で批判し、法科大学院の教育を「高く」評価する教員もいるようである。残念ながら法科大学院の教員の中には自身が旧試験の合格どころか受験経験すら無いためか誤解し、これを真に受けた法科大学院の学生が結果的に、基礎知識の理解記憶すらできないものも出ており、当然司法試験に合格できるはずもないいわゆる三振し、受験資格を失う者も少なくない。合格者がほとんどいない教育成果がゼロの法科大学院にも補助金が投入されているが、ドブに捨てるようなものである。特に地方の法科大学院においては、もはや合格レベルに達する教育体制に改善することすら困難であり、比較的合格者を多く輩出している法科大学院においても程度問題であり、本質的には変わりはない。よって、法科大学院は受験資格を条件とする存続する意義は見当たらない。</p>

第3 2 (2)	法学未修者の教育	そもそも、まったく法律の学習もしたこともない人でわずか3年で司法試験合格レベルに達することができるのは1を聞いて10を知る天才的な能力を有するごく一部の優秀な人のみである。実際、大半の未修者は落第状態であり、理念倒れは明らかである。法科大学院の教育が司法試験予備校の開校しているいわゆる「入門講座」と比較しても初学者にとって極めてわかりにくいものであり、少しは見習うべきである。法科大学院の制度そのものが問題であるが、このような法曹になる見込みがほとんどない人に税金を費やすのは無駄遣いである。そもそも、既習者であっても現在のレベルは法律実務家を本格的に養成する基準として低すぎるのであり、ましてや全くの未修者は入学者にとっても不幸な結果をもたらすのである。法科大学院は、ほとんど実現するはずもない「夢」を若者に振りまき、多額の学費を詐取する消費者被害の加害者といっても過言ではない。
第3 3 (1)	受験回数制限	合格水準に達しているならば受験回数にかかわらず受験の機会を奪われる合理的な理由は見当たらない。たとえば、法科大学院修了後、しばらく受験を中断していた人が思い直して受験を再開し合格水準に達したならば受験を拒む理由はないものと思われる。多額の学費を投入しているから多少時間が掛かっても司法試験に合格したいと思うのは当然のことであり、これを合格の見込みがないと決めつけられ他の職業への転身を強制するというのも余計なお節介である。回数制限は法科大学院運営者が見かけの合格率を高く設定しようとした意図で設定されたものであるが、まったく受験者、教え子である学生のことを考えていない制度である。受験回数云々ではなく、法科大学院修了あるいは予備試験を要件とすることなく、従前のように大学卒業すれば誰でもいつでも受けられる制度にするべきである。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	旧試験のときに準じて実施し、口述試験を復活させるべきである。5月に択一試験、7月に論文試験、10月に口述試験と3回にわたって試験を実施する方法はある意味プロセスによる選抜となっていたものと思われる。受験科目は専門分野の法律について選択科目とすることは排除されるべきではないが、民法刑法の実体法、訴訟法を中心に合否が決定されるべきである。旧試験は極めて公平な試験であったというべきであり、複雑な制度になれば不公平、不公正な問題が起こるものである。
第3 3 (3)	予備試験制度	前提として法科大学院修了を司法試験の受験資格とするべきではないから、これを前提として予備試験制度は廃止するべきである。予備試験の受験者が増加しているが、たいした教育効果も無い法科大学院を避けようとするのもっともな傾向である。現状の法科大学院を存続させたまま、予備試験の入口を制限するべきではない。司法試験の勉強に有害である法科大学院に高額な学費を支払うのは馬鹿らしく、同じ法曹を目指すのであれば予備試験に集中するのは当然である。従前は大学卒業するのみで司法試験合格して給費制の下での司法研修を受けることができたところである。法科大学院に多額の学費と2、3年間の生活費を負担し、さらに修習も貸与制となったところ、その経済的負担の増加に対してあまりにも鈍感に過ぎる。
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	そもそも、法科大学院の教育が迷走しており、連携が想定できる状態になく、一旦法科大学院は廃止するべきである。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	法律実務家の養成を目的とすることを考えると従来の司法修習は評価されるべきであり、実務経験としては法科大学院その他の制度で代替し得ない制度であるから拡充するべきである。現在修習期間はわずか1年に短縮され、腰を据えて実務を学ぶまもなく資格だけは与えられ実務に放り出される状態となっている。ただでさえ短い修習期間内に就職が厳しく就職活動に追われ、これに給費制が廃止され貸与制となったことが追い打ちをかけている。結果として、仮免許レベルにも達しない低レベルの新人たちが次から次へと一般道路を走行するようになり交通渋滞、交通事故が多発するようになっている。法科大学院や司法試験合格段階においては実務に通用する教育がなされない以上、司法修習の段階できちんと責任を持って教育がされる制度が構築というか、再建するべきである。前述のように合格者を多くとも1000人以下に限定した上で修習期間を前期修習を復活させ少なくとも1年半以上とする司法修習と給費制を復活させるべきである。
		第3 5	継続教育について	現状の法科大学院制度を巡る混乱は、実務と研究の乖離を明らかにしたものと見える。もっとも、議論を見ているとそのような理解はないようである。長期的な視野に立っていえば、弁護士として実務を担当している際、研究者の助言援助を仰ぎたいと思うことも多々あり、法科大学院が実務家の活動のバックアップとなり相互協力関係を構築する余地はあると思う。もっとも、現在の法科大学院は、実務と研究の橋渡しといった高度な機能を期待できるような状況にはない。法科大学院を司法試験受験資格と切り離しても存続が可能であれば、連携を検討されるべきである。
			その他	近年の法曹養成制度の変革は結果としては改悪としかいいようのない混乱を現場にもたらしているが、これにより被害を受けているのは法曹になったばかりあるいは目指そうとしている若者である。法科大学院を中心とした改革により過大な期待をもってこの世界に入ったものの、司法試験合格を果たせず、さらには弁護士資格を得たものの生活費程度の収入すらも得られず、奨学金などのための借金だけが残るといった夢を破られる事態は早期に解消し、少しでもこれ以上の被害拡大を防ぐべきである。このような事態が続くと優秀な人材が法律家を目指さなくなり、ひいては三権分立の一角の司法権が崩壊する事態となることを自覚されるべきである。
1,929	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき。 (理由)修習を法曹になる義務を法律上、専念義務も課している以上、その間の生活費相当の金銭も保障すべき。法律の専門家は法治国家において重要な職業であり質の低下はこれ以上あってはならない。貸与制は法曹に金銭的余裕を奪い、のびのびと仕事のできる環境を奪うことにつながる制度である。

1,930	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)中間取りまとめ「第1」の内容は、総じて、現在の方策を引き続き実施するという内容にとどまってお り、極めて不十分である。国家戦略の中に法曹の役割を位置づけ、法曹の活動領域の拡大をはかるための 政策的措置を提言すべく、最終取りまとめに向けて検討を進めるべきである。</p> <p>(理由)私は、佐藤幸治京都大学名誉教授、北川正恭早稲田大学教授、小島邦夫経済同友会専務理事(当 時)、そして現在法曹養成制度検討会議の座長である佐々木毅元東京大学総長と共に、2010年2月24日 に「法曹養成制度改革に関する提言」を公表した。当時から3年余が経過したが、同提言は今日においても 基本的に妥当する内容をもっていると認識している。同提言では、当時の政府の「新成長戦略」が目指すべ きとしていた「課題解決型国家」の担い手として法曹を位置づけること、そのために、「国内裁判担当者」から 「国内外過大解決者」への法曹像の転換をはかるとともに、国家公務員、地方公務員、国会議員政策秘書、 企業などへの法曹の登用促進をはかるための制度的措置が必要であることを提言した。最終取りまとめに 向けても、このような観点からの検討が必要である。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)「司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、 現実性を欠く」として、「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとする ことが相当である。」とすることは、司法制度改革審議会意見書の改革理念の変容を意味するものと受け止められ る懸念がある。そのような誤解を招かないためにも、3000人の数値目標は維持すべきである。</p> <p>(理由)私は、佐藤幸治京都大学名誉教授、北川正恭早稲田大学教授、小島邦夫経済同友会専務理事(当 時)、そして現在法曹養成制度検討会議の座長である佐々木毅元東京大学総長と共に、2010年2月24日 に「法曹養成制度改革に関する提言」を公表した。当時から3年余が経過したが、同提言は今日においても 基本的に妥当する内容をもっていると認識している。同提言では、2010年内に実行に移すべき事項として 新司法試験合格者を年間3000人程度にすることを掲げたが、その後も合格者は2000名程度の人数にと どまり、今日に至っている。中間的取りまとめが指摘するように、過払金返還請求訴訟事件を除く 民事訴訟事件数や法律相談件数がさほど増えていないこと、法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現 時点では限定的といわざるを得ない状況にあること、ここ数年、司法修習終了者の終了直後の弁護士未登 録者が増加する傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることなどか らすれば、現在ただちに司法試験合格者3000人という数値目標が実現できないことについては、やむを得 ない面もあるかもしれない。しかし、そのことから直ちに、3000人という数値目標を掲げること自体を「現実 性を欠く」と断ずることには論理の飛躍がある。中間的取りまとめ自体が指摘しているように、社会が多様 化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想されるが、それだけでなく、今、現在 もなお、法曹に対する国民の需要が満たされているとは到底いえない状況にある。そうであるにもかかわらず、 現在、上記のような困難な状況が生じているのは、そのような国民の法曹に対する需要と法曹とを結び つけるための取組が、弁護士をはじめとする法曹自身の側においても、国の政策においても極めて不十分 な状況にあるからである。そういう状況の中で3000人という数値目標を掲げること自体を「現実性を欠く」と して撤回することは、国民の法曹に対する需要と法曹とを結びつけるための取組の進展を阻害することにも なりかねない。したがって、3000人という数値目標は維持すべきである。</p>

		<p>第3 1 (1)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成</p>	<p>(意見)法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を堅持しつつ、「国内裁判担当者」から「国内外課題解決者」への法曹像の転換を促進する観点から、法科大学院教育の内容、司法試験、司法修習の在り方を抜本的に見直すべきである。</p> <p>(理由)私は、佐藤幸治京都大学名誉教授、北川正恭早稲田大学教授、小島邦夫経済同友会専務理事(当時)、そして現在法曹養成制度検討会議の座長である佐々木毅元東京大学総長と共に、2010年2月24日に「法曹養成制度改革に関する提言」を公表した。当時から3年余が経過したが、同提言は今日においても基本的に妥当する内容をもっていると認識している。同提言では、当時の政府の「新成長戦略」が目指すべきとしていた「課題解決型国家」の担い手として法曹を位置づけること、そのために、「国内裁判担当者」から「国内外課題解決者」への法曹像の転換をはかるとともに、そのような新しい法曹像を前提とした法曹の養成にふさわしい法科大学院教育の内容、司法試験、司法修習の在り方の検討の必要性を提言している。このような観点から、法科大学院教育の内容についても見直すべき点があることは事実であるが、とりわけ司法試験、司法修習は、「国内裁判担当者」という法曹像を前提とした色彩を色濃く残しており、そのことが、上記観点からの法科大学院教育の見直しを阻害していることも否定できない事実であり、抜本的な見直しが必要である。なお、司法修習については、「国内外課題解決者」養成の観点に立った場合、法曹資格を取得するために必須の制度として現在の内容のまま維持する必要性があるのかを含めた抜本的な検討が必要と考える。</p>
		<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>(意見)予備試験制度について、「制度の実施後間もないこと」として、「データの収集を継続して行った上で」「見直す必要があるかどうかを検討すべきである」としている点は、極めて問題である。予備試験制度は、あくまでも「司法制度改革審議会意見書において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者」のためのごく例外的な法曹資格取得のルートとして設けられたことは明らかであり、そのような趣旨に沿った制度として運用されるよう、受験資格の制限や試験内容の見直しが早急に図られるべきである。</p> <p>(理由)私は、佐藤幸治京都大学名誉教授、北川正恭早稲田大学教授、小島邦夫経済同友会専務理事(当時)、そして現在法曹養成制度検討会議の座長である佐々木毅元東京大学総長と共に、2010年2月24日に「法曹養成制度改革に関する提言」を公表した。当時から3年余が経過したが、同提言は今日においても基本的に妥当する内容をもっていると認識している。</p> <p>同提言は、予備試験制度の運用が開始される前のものであったことから、これが実施されれば、「法科大学院を中核とする法曹養成制度に大きな影響を与えかねない状況にあることから、その実施を当面延期し、存否を含めて内容を抜本的に見直す」べきであると提言した。その後、遺憾ながら2011年から予備試験が実施されるに至っているが、予備試験ルートで司法試験に合格した者の相当数が法学部生、法科大学院生で占められるという状況が生じており、このことは、予備試験が制度趣旨とは異なる、制度創設時に懸念された「特急券組」のためのルートに陥っていることを意味している。また、今年度の予備試験出願者数は1万人を超え、さらには、司法試験受験予備校の隆盛とともに多数の法学部生、法科大学院生が予備試験を受験する状況が生ずるなど、まさに懸念した、「法科大学院を中核とする法曹養成制度に大きな影響を与えかねない状況」が生じている。このような現状を放置しては、法科大学院を中核とする法曹養成制度は危殆に瀕することにもなりかねない。したがって、予備試験については、「意見内容」に述べた内容の見直しが早急に図られるべきである。</p>
<p>1,931</p>	<p>5/13</p>	<p>第1</p>	<p>法曹有資格者の活動領域の在り方</p>	<p>従来領域(裁判関連)の需要を見極めるべき。インハウスや行政の弁護士は、それほど要らないのではない(法学部出身者で足りる)。</p>

		第2	今後の法曹人口の在り方	就職難の状況では、優秀な人が法曹をめざさず、社会にとって有害。合格者は増員前と同程度(1000人か)にすべき。
		第3	法曹養成制度の在り方	従来型の司法試験でよい。その方が多様な人材が集まる。資格試験を受けるために数年ロースクールに行かなければならない現状では社会人として立派にやられている人はまずめざさない。言い方は悪いが落ちこぼれが起死回生のために利用するだけだと思う。
		第4	その他	ニュースを見ていると一連の「改革」は失敗しているように思う。速やかに軌道修正していただきたい。
1,932	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)法曹界の現状から年間3,000人を想定し施策対応していくことは、現実性を欠き、法曹の質を維持することに留意し、活動領域の拡大や法曹需要等を勘案しつつ必要に応じ検討、とする中間報告に賛成します。</p> <p>(理由)国民の権利意識の向上、地方分権の受け皿となる地方自治体の能力向上、グローバル競争にさらされる企業活動、巧妙悪質化する犯罪などの例を挙げるまでもなく、法曹に対する需要は今後広範囲にわたり増大し、それに十分に対応できる体制整備が社会経済の安定と発展に極めて重要であるということは理解できます。しかし、そのスピードと需要量の予測が過大すぎた、或いは理念先行であったのか。結果的に、司法修習修了者の就職難、法曹志願者の減少、人材離れ、司法試験合格者の減少など、司法制度改革が目指す「質・量ともに豊かな法曹を養成する」という理念の逆を行くかの状況になっています。</p> <p>法科大学院の9割が定員割れなど、こうした問題がマスコミに大きく報道されるような状況が続けば、これまで築き上げてきた国民の高い信頼性を失いかねず、また、現実問題として多すぎる法曹人口と需要のギャップは若手にとって報酬問題もさることながら、実践を通じたスキルアップに支障がでないかと危惧します。高度に専門的な知識と幅広い経験や社会性等を要求される司法集団として、その質を維持できる司法試験合格者のレベルと、合格者が一定の案件を抱え能力アップ、スキルアップしていける環境、即ち、業務量と対応人員の視点が司法行政の運営に不可欠です。法曹は人ですから、一朝一夕に体制の強化はできません。中期的な視点で先行的に体制整備していくことは必要だと思いますが、現状はまず質の維持回復を優先すべきだと思います。</p>
		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)上記に関連しますが、中間取りまとめに記載されていない裁判官の増員は考えられませんか。政策当事者である政府の所轄事項ですが。</p> <p>(理由)結審の迅速化は大きな課題です。社会も経済もスピードアップしています。利害関係に早期に結論を出す、或いは新たな事項に対して早く社会規範を示すことは、国民生活にも経済活動にも極めて重要なことです。裁判官の増員で短縮効果が期待できるなら、費用対効果等も含め検討に値すると思います。いずれにしても何らかの検討結果をお示しいただけたらと思います。</p>

1,933	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	意見の内容 支援すべき 意見の理由 現行の制度では金持ちの子女しか法曹を目指すことができない。弁護士は自浄作用があるが、裁判官や検察官は利用者が選ぶことができない。常識のない金持ちのおぼっちゃまにしか判断を受けることができない国民の不利益は危機的ではある。そもそも「経済的支援」という言葉すらおかしく、国が統治機構の一角である司法のエリートをどのように養成すべきか検討されるべき。
1,934	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策については取りまとめる必要はありません。(中間的取りまとめに反対である) (理由)法曹本来の活動領域に法曹が十分足りていない(後述するように地家裁支部の統廃合や簡裁の廃止など)ので、まず、その部分を充実させるべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います。(中間的取りまとめに反対である) (理由)少なくとも、裁判官、検察官の不足(裁判官1人あたりの事件数や、副検事、検取事務官のあり方から明らか)を解消しなお、弁護士不足というデータが出るまで、法曹人口を司法試験合格者の増加によって増やす必要なし。 (2)(意見)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)1や2(1)で述べたとおり、法曹人口の増加＝弁護士人口の増加にすり変えられている。これを、まず、裁判官・検察官の増加とつなげ、なお法曹人口が不足となって初めて司法試験合格者数の問題になると考えます。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)法科大学院制度を維持するのであれば、米国のように学部レベルでは法学部を廃止すべきでしょう。仮にそうだったとしても、法科大学院の授業料や法科大学院で学習中の生活補償がなければ、経済的にしんどい層は、制度として、法曹になれないという根本的問題があります。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 (理由)現行の司法試験制度であれば、私は上の理由から法曹になることはできませんでした。我が身に引きつけて考えれば、上のような理由を挙げることとなります。 イ。(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 (理由)前の設問に同じ。

第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア。(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則とするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)給費制の奨学金でない限り、法科大学院だけでも多額の債務を負担して法曹となる仕組のひずみは解消されないと思います。 イ。(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)一方で修習専念義務を課し、他方で給費制を廃止することができる法的理論が理解できません。最近の修習生は、実務修習中も、法曹となるための“幅広い修習”をする余裕を失っています。給費制廃止もその一因だと感じます。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。 (理由)受験回数制限の合理的根拠が理解できません。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見)現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。 (理由)司法試験の科目(方式、内容)等は負担を軽減した上で、修習期間を2年に戻し、充実した収集で、法曹としての素養を身につけるべきだと思います。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。 (理由)法科大学院に進めない層の救済の意味合いと、現行法科大学院教育への信頼感のなさから。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。 (理由)記録の読み方、起案をする際の「文法」など、今の修習中の水準は、前期修習なしに底上げは難しいと考えます。なお、修習期間は少なくとも従前の2年間は必要と思います。
第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
	その他	(意見)以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。 (理由)現行の法科大学院、司法試験、修習制度が上手く機能していないことは明らかだと思います。従って、現行各制度の改善にとどまる中間的取りまとめは、そもそもの立脚点を誤っています。法曹の質の低下は、司法における救済を必要とする人権の主体の権利保障の危機です。単に若手弁護士の「就職難」の問題ではありません。抜本的制度見直しが必要だと強い危機感を持っています。

1,935	5/13		法科大学院制度について	<p>(意見)法科大学院制度そのものの廃止も検討されるべきである。</p> <p>(理由)従来「実務」も「教育」も放棄してきた大学教授が、実務家の養成に関するということ自体不合理であった。中間的取りまとめは、各法科大学院ごとの合格率に差があることをもって、「教育力の低い法科大学院のあり方を是正すべし」という意見を出してお茶をにごしているが、複数の法科大学院があれば合格実績に差が生じるのは当たり前であり、かかる当たり前のことをもって法科大学院制度自体の保持を図っているようにしか見えない。</p>
1,936	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	<p>(意見)法曹養成制度を検討する場合は、税理士制度及び税理士の果たしている役割に配慮すること。</p> <p>(理由)税理士制度は、税務に関する法的サービス提供者として、国民・納税者に浸透し信頼される制度として定着している。平成25年3月末日現在、全国の税理士登録者数は73,725人に上り、全国15税理士会には原則として税務署ごとに496の支部があり、47都道府県の全てに税理士の活動領域は広がっている(参考資料参照)。我が国の法的サービス提供者の中で最も国民に身近な専門家が税理士である。また、税理士会は、税理士が税務において国民・納税者が求める質の高い法的サービスを提供し得るよう、研修制度の充実に積極的に対応している。税理士法第39条の2は「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と規定している。これを受け、税理士会研修細則において、税理士は税理士会、日本税理士会連合等が実施する研修を1年間に36時間以上受講することが定められている。</p> <p>研修科目は、税法、税制改正、経済、会社法、民法、国際課税、公益的業務、税理士業務等多岐にわたっており、公益的業務、税理士業務等多岐にわたっており、税理士は、税理士会・日本税理士会連合等が行う、全国統一研修会、マルチメディア研修、公開研究討論会などさまざまな研修を受け、資質の維持向上を図っている。我が国においては、税務に関する法的サービスの提供は税理士が独占的に担っている(税理士法第52条)。ドイツ、韓国等には日本の税理士制度に類似した制度があり、ドイツにおいては約8万人の税理士が税務業務を行っている(参考資料参照)。中国、ベトナム等、近年急速に経済成長を遂げているアジア諸国においては、日本の税理士制度が評価され、これを参考とした税務専門家制度が相次いで創設されている。我が国は、ドイツや韓国と同様に税理士という税務の専門家が、戦後60年に亘り、税務に関する法的サービス提供者としての役割を担い、安定した財政基盤と経済発展の一翼を支えている。したがって、法曹養成制度を検討する場合は、このことに配慮する必要がある。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)法曹養成制度の検討を進める際には、税理士制度に与える影響を十分配慮すること。</p> <p>(理由)当会は、他士業制度の改変により急激に増員された他士業資格者が、無条件で税理士業務に参画することに問題意識を持っている。弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)は、税理士法第3条第1項第3号により、税理士となる資格を有する。しかし、弁護士制度と税理士制度とは、社会的使命及び業務内容が異なることから、資格付与にあたっての資質の検証も別個に行われるべきであるとの視点から、現在税理士法改正に向けた要望を取りまとめ、その実現を目指している。弁護士は、弁護士法第1条第1項において、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」としており、一方税理士は、税理士法第1条において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」としている。弁護士と税理士は、それぞれ重要な使命を持った職業専門家であるが、その専門性は異なっている。</p>

			<p>弁護士は、現行の法曹養成制度における専門家としての資質の検証は行われているが、それをもって、税務に関する専門家としての資質の検証が十分であるとはいえない。両制度の創設以来半世紀を超えた現在、納税者の求める税理士の業務は、税法だけでなく、会計の知見を要する高度で複雑な業務に進化している。平成24年3月末日現在、弁護士資格での税理士登録者は464人であり、いわゆる通知弁護士等は3,263人(注1)である。法第3条第1項第3号により税理士登録した者の中には、申告書作成並びに税務顧問としての仕事は事務所の従業員に任せ、税理士会の行う税務支援事業(注2)及び義務である研修に全く参加しない者も多い。また、通知弁護士には、税務支援事業への従事義務及び研修への受講義務は課せられていない矛盾もある。税理士法における税理士資格取得制度は、現在、法改正の実現を目指しているが、弁護士法では、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる(弁護士法第3条第2項)」とされていることから、法曹養成制度の検討を進める際には、税理士制度に与える影響を十分考慮しなければならない。</p>
第2		<p>今後の法曹人口の在り方</p>	<p>(意見)法科大学院修了者の税理士資格取得制度における取扱い(試験科目の一部免除等)については、現行法を維持すること。 (理由)税理士法第7条第2項は、「税法に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項第1号において「税法に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位(学校教育法第104条に規定する学位をいう。次項及び次条第1項において同じ。)又は同法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか1科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該1科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。」と規定し、法科大学院修了者の税理士試験科目の一部免除等について定めている。 なお、国税審議会の認定にあたっては、認定申請に必要な書類として、申請書や学位等の取得証明書等のほか「学位論文の写し」の提出が求められている。法科大学院は専門職大学院の一つであるが、専門職大学院設置基準上は、過程の修了要件として論文の提出が必須とされていない。したがって、法科大学院修了者(法務博士)が税理士法第7条による試験の一部免除を申請する場合は、税法に属する科目を一科目合格したうえで、修士課程を修了した者と同様、研究指導に基づく学位論文の写しを提出しなければならない。当会は、現行税理士法における法科大学院修了者の試験科目の一部免除等に係わる取扱いについて、税務の専門家としての資質の検証を確保し得るものであると評価している。</p>

1,937	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)司法制度改革が目指した質・量ともに豊かな法曹を支える「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持するとともに、その法曹養成の中核として法科大学院が引き続き位置付けられるべきであること。</p> <p>(理由)・中間的とりまとめでは、法科大学院において優れた教育がされている旨が報告されるとともに、司法試験の結果において法科大学院修了直後の受験者の合格率が最も高いこと等により、法科大学院教育が相応の効果を上げていると評価している。法科大学院は総体として、司法制度改革が掲げた「プロセス」としての法曹養成の中核的機関として機能していることから、今後も引き続き「プロセス」としての法曹養成の考え方を堅持するとともに、その教育の質の充実・強化を図りながら、法曹養成を担っていくことが適当である。</p> <p>・一方、中間的とりまとめでは、法曹養成の教育機関として十分な役割を果たしていない法科大学院に対しては、定員の削減や統廃合などの組織見直しが提言されている。しかしながら、18歳人口の半数以上が大学に進学するユニバーサル段階を迎えるとともに、社会人など多様な国民層が高等教育にアクセスする我が国の高等教育の現状に鑑みれば、むしろ、法科大学院における教育の充実・改善を一層支援するための施策の拡充こそが重要と考える。例えば、法学未修者に対する教育をはじめ、他の法科大学院の範と成り得る教育取り組みを法科大学院間で共有するための支援策などが望まれる。</p>
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)私立の法科大学院の定員の削減や統廃合などは政府によって強制的に行われることなく、私学の自主性を前提とした議論がなされるべきこと。私立大学における教育の質保証は、各私立大学によって自主的・自立的になされるべきである。</p> <p>(理由)・これまで私立大学では、自己点検評価や認証評価、教育情報の公開など教育の質保証に積極的に取り組むとともに、大学進学者が18歳人口の半数を超えるなかで、多様化した学生に対応し、初年次教育やキャリア教育、学生の主体性や汎用的な力を育むアクティブラーニングなどを導入し、教育内容や教育方法の改善に現在取り組んでいる。こうした教育の質の充実・向上を指向する私立大学の姿勢は、法科大学院においても何ら変わることはなく、「プロセス」としての法曹養成の趣旨に共鳴したディベートやインタラクティブ授業の導入などにより、知識偏重の教育から脱却した教育が実施され、現在においてもその質の改善を目指して、不断の努力が重ねられている。</p> <p>・私立大学において、こうした高等教育の質保証に向けた各種の自助努力が重ねられているのは、「大学教育の質を保証すべき主体は、第一義的には大学自身でなければならない」ことが各私立大学に共通して強く自覚されているからに他ならない。</p> <p>・このように、私立大学は自主性を旨とする高等教育機関であり、その教育の質保証は、今後においても各私立大学によって主体的になされなければならないが、中間的取りまとめで指摘される定員の削減や統廃合などが政府の主導によって強制されることはあってはならない。法令等に基づく政府の規制は最小限に留められるのが適切であると考えられる。</p> <p>・なお、中間的取りまとめに指摘される我が国の法曹養成の現状を鑑みるに、私立の法科大学院においてもその教育の一層の充実強化に今後も引き続き取り組んでいかなければならないが、同時に、当初想定されていた法科大学院の出口である職域拡大が十分進まなかったことも、質・量ともに豊かな法曹養成を実現する上で重大な課題であることから、そのための具体的施策が示されることを期待する。</p>

1,938	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域のあり方	<p>(意見)各分野における法曹有資格者のニーズの検討が不十分なままに、拡大に向けての取り組みを行うことは困難である。</p> <p>(理由)法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ(以下、「中間的とりまとめ」と言う。)では、企業等における法曹有資格者の役割・有用性の周知をあげている。有資格者の活動領域として、企業、自治体等における採用が大きな柱と思われるので以下論じる。</p> <p>(1)一定の実務経験を有する有資格者の採用について 企業にしてみれば、既に顧問弁護士を有しているところでは、新たに自社に有資格者を雇い入れる意味合いは不明であるし、顧問弁護士のいない企業にあっては、実務経験豊富な弁護士を雇い入れるための給与(費用・予算)の問題がある。 国家公務員や地方自治体にあっては、顧問弁護士との住み分けの問題は企業同様にあるし、契約期間を一定年数に限るのであれば、有資格者にとって現状の顧客との関係を断ち、事務所運営に区切りを付けてまで、実務経験者が公務員として働く動機付けにはなりにくい。</p> <p>(2)実務経験のない有資格者の採用について 企業にしてみれば、実務経験のない有資格者を採用するメリットの少なさが問題となる。自治体にしても、実務経験のない(または少ない)有資格者の採用を行っても、ただちに業務の適正化・迅速化に資するとは考えられない。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)中間的とりまとめの前提(法曹に対する需要は今後も増加していく)自体に疑問がある。合格者の数は、さらに制限せざるを得ない。</p> <p>(理由)中間的とりまとめは、「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していく」と予想しているが、我が国の人口は、既に減少過程に入っており、そうであるにもかかわらず法曹に対する需要だけが増加し続けるという見解は疑問と言わねばならない。また、昨今の報道等でも明らかなどおり、弁護士自体の就職難が指摘され、限られた事件数を取り合う現状が見られるところ、法曹に対する需要が増加しているとは到底実感出来ない。例えば、毎年の新規訴訟案件数や、受任に至った相談案件などの客観的データに基づき、法曹に対する需要を数値として見極めながら、法曹人口の増加を検討しても遅くはないはずである。なお、昨今、司法試験合格者数が増加する中で、裁判官、検察官の採用枠は、弁護士登録のそれと比べてその伸び率は圧倒的に少ないと言わざるを得ない。増加した合格者をほとんど弁護士会で吸収することを前提とする制度はいびつなものと言うべきである。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了と司法試験の受験資格は切り離して考えるべきである。</p> <p>(理由)司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者についてのみ認めるとの主張には、その根底に、「法曹志願者の質の低下を避ける」という考え方がある。しかしながら、これまでの過去60年にわたる法曹が、法科大学院修了者の法曹に比べて質が低いかということのようなことはない。法科大学院修了者に特定の受験科目の免除等を与えるというような制度であれば理解可能であるが、法科大学院修了者が、司法試験の受験資格であるとの主張は、法科大学院の存続を理由づけるための逆さまの議論としか思えない。</p>

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法曹志願者が減少するのは当然である。合格率を上げることによる志願者増、多様性確保を図るのは誤りである。</p> <p>(理由)上記でも述べたとおり、法曹に対する需要が増加しているとは言えない社会状況の中、巨額の経済的負担を負ってまで法曹になろうという志願者が増加する理由はない。そもそも中間的とりまとめ案は、「質・量ともに」豊かな法曹の養成を目指しているところ、まずもって適正な「量」とは何名のことなのかを示すことが出来ない状況である。それは曖昧不明確な需要を前提としているために、適正な法曹の「量」が算出できないためと思われるところ、合格しても就職できない、仕事がないという現状があるなかで、法曹志願者の増加は到底期待できない。なお、法曹志願者が減少している中、無理に合格率を上げれば、それこそ「質」の低下は目に見えているし、法曹需要の適切な認識無き法曹人口の増大は、新たな就職難を産み、さらに法曹志願者数を減少させるという連鎖を招くことは明らかである。</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数制限制度は撤廃すべきである。</p> <p>(理由)中間的とりまとめ案は、受験回数の制限が、「本人に早期の転身を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会」になるなどとしている。しかし、このような主張は、当初想定されていた7割程度の合格率が確保されることが前提であるはずである。実際には、合格率は当初の予想を大幅に下回り、法科大学院の養成機能(法科大学院の修了を司法試験の受験資格とするのであれば、司法試験に合格できるような教育を施すこともまた、法科大学院の役割であろう。)が果たして十分であったか大いに疑問である。可否の結果を受験生に押しつけながら、一定回数以内に合格しなければ、受験の資格すら剥奪するというのは、暴論と言わねばならない。</p>
1,939	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)「法科大学院の統廃合や定数削減の検討にあたっては、地方法科大学院の存在意義に照らし、地域適正配置の理念を重視して実施すべきである。」「法科大学院の地域適正配置を制度的に担保するため、適正な公的支援を行うべきである。」との文章を追加すべきである。</p> <p>(理由)(1)法科大学院制度は、司法試験合格率の低迷、入学志願者の減少等の深刻な課題に直面しており、とりわけ地方の法科大学院は同様の問題で厳しい状況に置かれている。このような状況からすると、法科大学院の統廃合や定数削減の検討は避け難いと言える。しかし、法科大学院の地域適正配置の理念は、法の精神・法の支配があまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活に息づくために不可欠なものであり、地方の法科大学院は、競争原理による統廃合等や公的見直しによって撤退を余儀なくされてはならない。この点、「法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ」では、最後の一文で「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」と触れられているに過ぎず、不十分である。そこで、法科大学院の地域適正配置の重要性を明確にするため、上記1の意見の趣旨にある文章を追加すべきである。</p> <p>(2)司法制度改革審議会意見書は、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。」「21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。」と述べ、法曹の多様性の確保の重要性を指摘している。</p>

			<p>家庭の事情や経済的理由等で地方を離れることのできない者が、その地域において教育を受け法曹になる機会を実質的に保障するためには、法科大学院の地域適正配置が不可欠である。また、地方の法科大学院は、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展に貢献し、さらには、地方自治・地方分権を支える人材を育成するという観点からも重要な役割を担っている。</p> <p>(3) 当会が■■■■■■弁護士会及び■■■■■■弁護士会とともに支援する■■■■■■法科大学院は、■■■■■■において唯一の法科大学院である。同大学院は、これまで社会人経験者、他学部出身者、家庭や経済的事情等から地域を離れることのできない者等の様々な人材を受け入れ、法曹となるための教育を受ける機会を提供してきた。また、同大学院は、リーガルクリニックやエクスターンシップの実施、会員の実務家教員・非常勤講師選任等、北陸三県の弁護士会と共同して地域に密着した法曹養成教育を行ってきた。■■■■■■法科大学院のみならず、地方の法科大学院は、地域に根ざした教育を特色の一つとしている。このような地域に根ざした取り組みは、法科大学院生がその地域に関心を向け、その地方で開業する一つの契機ともなっている。現に、同大学院からの司法試験合格者数は、これまでに46名に達しており、弁護士登録をした合格者の7割弱が北陸三県の弁護士会に登録する等、地域の司法を担う人材として貢献している。このように、地方の法科大学院は、多様な人材を受け入れ、地域に根ざした法曹を生み出し、全国あまねく法の精神・法の支配を実現するという司法制度改革の基本理念を具体化してきているのである。</p> <p>(4) 地方の法科大学院は、競争原理による統廃合等や公的見直しによって撤退を余儀なくされてはならない。法科大学院の統廃合等の検討にあたっては、地域適正配置の理念を重視して実施すべきである。そして、地域適正配置を制度的に担保するため、地方の法科大学院に対して適正な公的支援が行われるべきである。</p>
1,940	5/13	第2	<p>今後の法曹人口の在り方</p> <p>(意見) 司法試験年間合格者は、500～800人に減らすべきである。</p> <p>(理由) 「法曹に対する需要が今後も増加していく」とあるが、どこにそのような根拠がありますか。片や「民訴件数や相談件数はさほど増えておらず」とありますが、かえって減っている実態を直視すべきであり、上記の記載前提の置き方に矛盾があります。日本では、会計士、税理士、司法書士、行政書士等の各種士業の制度が定着しており、これらの士業を撤廃するのであれば格別、この成熟した国家、人口動向、経済力などを考慮すれば、500～800人程度に減らすべきは、明らかです。大学院も廃止又は減らすべきです。</p>

1,941	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)同行末尾に取りまとめ意見の説明として「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされている点について、こうした配慮がなされるべきことを指摘したことは評価できる。しかし、各項の取りまとめ意見として囲み内に記載されていない点、及び多様性の確保、法科大学院の理念にそった教育の質の向上の観点からの地域適正配置の重要性・地方の小規模法科大学院の存在意義を踏まえての指摘となっていない点において、不十分と言わざるを得ない。</p> <p>そこで、(1)地域的な適正配置等の観点からの配慮についての記述を、本項の冒頭囲み内に取りまとめ意見そのものとして記載すべきである。</p> <p>(2)また、後記③2項、3項で述べるような、多様性の確保、法科大学院の理念にそった教育の質の向上の観点などからの地域適正配置の重要性・地方の小規模法科大学院の存在意義を、具体的に指摘・記載すべきである。</p> <p>(3)なお、定員削減や統廃合を進めるための基準は、少人数教育や臨床的教育のための態勢整備の状況など教育内容、方法、態勢そのものを基準化することを基本とし、仮に司法試験合格率を基準に組み込むとしても、未修者修了者の合格率や、いわゆる純粋未習者修了者の合格率を主な基準とすべきことを、指摘・記載すべきである。</p> <p>(理由)1はじめに 法科大学院をめぐる問題状況を改善するために、法科大学院の大幅な定員削減や統廃合に向けた施策を強化する動きが強まっている。そのこと自体は、法科大学院の実入学者が2698名にまで減少するという深刻な事態を受けて、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を理念にそって改善、発展させていくために必要であり、総定員は実入学者と同程度の規模に圧縮されるべきである。もっとも、定員削減や統廃合が、当該法科大学院の教育能力を適切かつ総合的に検証することによってではなく、司法試験合格率、入試競争倍率、定員充足率などの数値基準のみによって進められるとすれば、多くの地方法科大学院はますます困難な状況におかれ、撤退を余儀なくされ、壊滅状態となることが必死である。しかしながら、司法制度改革審議会意見書は、多様性の確保を旨とし「全国的な適正配置となるよう配慮すること」としており、その意義を再度確認しておく必要がある。</p> <p>2地域適正配置の意義・地方の小規模法科大学院の存在意義 地方の法科大学院が壊滅状態となれば、その地を離れることに困難を抱える地方在住者が法曹になるための教育を受ける機会を失い、弁護士会が積極的に地方法科大学院と連携・協働し地域を支える法曹を地域の中で自らの手で育てることもできなくなり、弁護士会や地方財界・諸団体との協力のもと、地方法科大学院が実際に地域に貢献し、地域司法の拠点としての教育研究機関として発展しようとしている芽を摘むこととなる。</p> <p>私は、定員20名という地方の小規模法科大学院の実務家教員として教壇に立っているが、そこではこの間、家庭の事情や経済的理由等で当地に法科大学院がなければ法曹の道を目指すことは出来なかった者、当地で企業の従業員や公務員として活躍してきた社会人などから、多くの入学者を受け入れてきた。法科大学院を修了し司法試験合格後には、多くが地元弁護士会に登録し地域司法の担い手、当該</p>
-------	------	----------------	---------------------	---

法科大学院の支援者として活動している。また、気概をもって法テラスのスタッフ弁護士となり、またなろうとしている者の割合も相当数にのぼる。さらに、修習生にはならないまま公務員として元の職場に戻った者、元の職場ではないもののやはり司法修習を経ずに公務員となった者などもおり、まさに多様な人材を受け入れ、多様な法曹を育成してきたと自負している。また、私の所属する法科大学院自体が、地域の財界や諸団体、弁護士会などの支援のもとに設立され、その後も連携しながら、地域司法の拠点としての実績を積み上げつつある。中国法の授業を相当数の弁護士が科目履修生として受講したり、自治体・NPOと実施するなど、実際に地域に貢献する活動も行ってきた。このような取り組みは、地方の小規模法科大学院においては、具体的内容は様々であるとしても、多くの地方法科大学院でなされており、他方、都会の大規模法科大学院においては殆どなされていないものと思われる。こうした取り組みや、その発展可能性は、法科大学院が今後日本社会において果たすべき重要な役割を示唆しており、また「社会生活上の医師」たる法曹を養成する法科大学院がその理念にそって発展していくためにも、その芽を摘むことなくのびしていくべき課題である。全体としての定員削減が必要であるとしても、このような取り組み等の実情を十分に踏まえることなく、司法試験合格率、入試競争倍率、定員充足率などの数値基準のみによって地方の小規模法科大学院の統廃合を進めれば、法科大学院全体が司法試験合格率を競う受験予備校化することが危惧され、法科大学院制度をその理念にそって改善・発展させていくことに逆行する。

3 教育内容の質の向上の観点からの地方小規模法科大学院の意義

また、具体的な教育内容に目を向けても、多くの地方法科大学院において、司法試験合格率や定員充足率では苦戦してはいるものの、理論と実務を架橋した「社会生活上の医師」の養成に相応しいものとするための努力が、法学未修者を主たる対象に、少人数教育の利点を生かし、また地元単位弁護士会との連携のもとにエクスターンシップなどの臨床的教育を充実させるなどして、法科大学院の理念に忠実に模索されてきた。医師養成においては、各県に定員100名程度の医大が設置され、多数の医師によるマンツーマンに近い臨床教育が実践され、医大は地域医療の拠点として機能している。これと同規模の配置とし教員態勢を整備することを現時点で法曹養成制度として実現することは現実的ではないが、法科大学院の配置についても、将来的なひとつの理想型として念頭に置き、その方向に向けた模索は続けるべきである。その可能性の芽となる、地元弁護士会などの支援のもと改善努力を続けている現にある地方法科大学院を、壊滅状態に陥らせることは回避されるべきである。私の所属する法科大学院においても、未修者中心で、既修入学者は1割程度以下である。そして、マンツーマンに近い少人数教育のもと、相当程度の成果をあげている。臨床的教育という観点からも、院生全員が、クリニックかエクスターンシップを受講し、模擬裁判も受講するという態勢がとられている。そして、そうした中で、例えば、平成24年度司法試験合格者は7名であったが、その全員が未修の修了者であり、うち法学部以外の出身者＝いわゆる純粋未修者が4名おり、うち1名は長年企業で働いてきたいわゆる社会人大学者であった。

他方、都会の大規模法科大学院の多くは、本来未修コースが原則であるのに、次第に既修者中心にシフトし、全体として、司法試験合格率を競うために既修者を主たる対象としたものに変質しつつある。また、都会の大規模校では、その規模が大きすぎることや、弁護士会との1対1の連携関係を築くことが難しいことなどから、クリニック・エクスターンシップ、模擬裁判は、選択科目として一部の者しか受講することができない。加えて、院生が、一見すると司法試験に役立つとは思えないこうした科目の受講を避ける傾向が進行している。こうした現状を踏まえて、法科大学院の理念にそった教育の質の改善を行おうとするのであれば、理念に忠実な教育実践を模索してきた地方の小規模法科大学院における発展可能性の芽をさらにはぐき、他方、大規模法科大学院に対しては、少人数で十分な臨床教育も可能となる態勢の整備を促し、例えば各法科大学院の定員の上限を100名程度に減らし、弁護士の実務家教員を大きく増加させ、全院生がクリニック・エクスターンシップ、模擬裁判などを受講するシステムを構築していく方向でなされるべきである。

			<p>こうした観点からも、地域適正配置の意義を強調し、地元単位弁護士会などの支援のもと改善努力をつづけている現にある地方法科大学院を壊滅状態に陥らせることを回避すべく最大限の配慮することは、法科大学院という制度をその本来の理想・理念にそって改善・発展させていく上で、とりわけ重要な前提と言わなければならない。</p> <p>4 定員削減・統廃合の推進の基準のあり方について</p> <p>なお、現在、定員削減・統廃合の推進の基準とされている司法試験合格率、入試競争倍率、定員充足率などの数値基準は、こうした法科大学院の理念にそった教育実践の内容等とは無関係に設定されており、そうした数値基準による統廃合の推進は、かえって、未修コースを原則とする本来の理念や、クリニック・エクスターンシップ、模擬裁判など臨床的教育の一層の後退を招き、法科大学院制度全体を、司法試験予備校化するという最悪の事態に陥らせることが危惧される。</p> <p>こうした観点からすれば、定員削減・統廃合の推進のための基準は、未修コースを原則とする理念を堅持しているかどうか、きめ細かい少人数教育が可能な態勢、臨床的教育を全ての院生が受講する態勢となっているか、ないしはそのような態勢とすべく具体的な努力を行っているかなど、教育内容・方法・態勢そのものを基準化すべきである。また、少なくとも、仮に、例えば司法試験合格率をその基準の中に組み込むとしても、その基準は、全修了生の合格率ではなく、未修者修了生の合格率、いわゆる純粋未修者合格率を主な基準とする(当該法科大学院の教育能力をはかる上では、既修者合格率よりも、いわゆる純粋未修者合格率の方が重要かつより適切な指標となると思われる)など、その基準の運用が法科大学院の基本理念を損なうこととならないよう慎重に吟味した上で設定されるべきである。</p>
1,942	5/13	第3 2 (1)	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p> <p>(意見)法曹の多様性の確保、地域司法の充実等の観点から、地方法科大学院への公的支援を一層強化し、その存続に積極的な配慮をすべきである。</p> <p>(理由)多様なバックグラウンドを持った人材が法曹となることが、今後の日本の司法の発展に不可欠である。弁護士の職域拡大、特に企業内弁護士等の増大にとっては、これまで一般企業に就職していた人が法曹となることが最も望ましいはずである。新司法試験受験者数と合格者数との適切なバランスのもと、一般企業で何年か勤め上げ、法科大学院に入学し、司法試験に合格、その後再び企業にもどるという循環ができることが必要はずである。現在の、法曹における、弁護士中心主義、弁護士の高所得を前提とした諸制度、これらを払拭したうえで、法科大学院という専門教育を受けた真の法曹を、社会の隅々まで行き渡らせるという壮大な構想を実現することは、日本の司法の発展にとって不可欠なはずである。</p> <p>その場合、バックグラウンド、これまでの職種が多様であることは、地域的多様性を当然に伴うものである。地域企業、地域自治体において勤めていた者が、法科大学院に通い、法曹となるには、その地方に法科大学院がなければ実現できない。これが、一部地方、特に東京への法科大学院が集中している現状においては、法科大学院を志願する者、すなわち、法曹を志願する者は、いきおい都市部での弁護士志願者が多くなるのである。</p> <p>社会人入学者の増加、企業内弁護士の増加にとって真に必要なのは、地方法科大学院の充実なのであって、それにより、地方の多くの資質ある法曹志願者が、法科大学院生となり、法曹となり、地域の企業、自治体に再び戻ることが期待できるはずである。地域企業の勤務者は、当然その地域に強い結びつきを有しており、そこで、取引先関係、同僚といった職業上の関係、妻や子どもといった家族的関係をその地でもっている。この結びつきを壊してまで法曹になろうとせざるを得ないため、その結果法曹となった際のリターン、その</p>

他をより高いものを目指しがちである。望ましいのは、かかる結びつきを有したまま法曹になる道があることである。地域に法科大学院がなければ、家族を犠牲にせざるを得ないわけであるが、ワークライフバランスが国家的課題になっている現代社会において、法曹となるために家族の犠牲を仕方のないものとして切りすててすることはできない。そして、何より、こうした強い結びつきを有したまま法曹になることで、その結びつきを壊すことは困難となり、地域への定着、そして出身企業へ戻ることも期待できるのである。つまり、ある企業で働いている者が、その企業と何らかの形で結びつきながら(働きながら、あるいは休職というかたちをとっても、他の同僚や取引先などと関わりを壊さない間に)法曹となることによって、その企業へ再び戻るというプロセスが期待できるのである。社会人でなくても、地域法科大学院の意義は少なくない。地域への定着、特にその地域の弁護士ではなく、その地域の企業、自治体、民間団体などへの定着を考えると、その地域に法科大学院があることが、その定着を促す最大の誘発剤となるはずである。

最後に重要なのは、その地域の人を育てるというだけではなく、その地域の人を育てることができることである。ある地域の法曹(もちろん、広い意味で)が、東京でしか算出されないというのは、その地域の法曹にとって、これほど不幸なことはないであろう。その地域の法曹が、その地域の法曹を育てるからこそ、その地域での定着が期待できるし、より多様な人材を育成することができるのである。こうした観点からすれば、地方法科大学院を、単にその合格率のみで切りすてるのではなく、その必要性を前提とした上で、人材面、財政面でのより積極的な支援をすべきである。これまで述べた理由から、かかる地域法科大学院への積極的な支援こそ、企業内弁護士の拡大、法曹の職域の拡大にとって不可欠であると考えられる。中間的とりまとめにおいては、「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」として、単なる「配慮」としているが、法科大学院制度の存在意義を見いだすためには、地域、夜間開講の地方法科大学院に対する支援は、喫緊かつ最も重要な課題であり、早急に支援策を検討しなければならない。地域、夜間開講法科大学院の衰弱は、法曹養成制度全体の陳腐化をもたらし、日本の司法それ自体の衰退を招くものである。東京で、いかに合格率の良い、法科大学院が生き残ったとしても、それは、東京で弁護士をしたいか、裁判官になりたい者の巣窟を提供するだけであり、真に、地域の企業から、社会の中から法曹の需要を感じ、法曹となり、その地域に還元したいと考えるものは、ますます法曹から離れて行くのであろう。経済的見返りというくだらないものにとらわれず、弁護士という肩書きの陳腐化を恐れず、実力や情(あるいは、その場の空気とか権威とか)ではない「法」による支配を実現するために、法曹資格取得後、自治体に就職し、あるいは民間企業に就職し、その理念を実現しようと考えているものは、「無資格の法曹」として社会の中に溶け込んで行くであろう。こうした「無資格の法曹」達に対し、法曹の資格をあたえることこそが、法曹養成制度の役目であり、法科大学院制度発足の眼目であったはずである。これができない法曹養成制度がもたらす「法曹」は、その見かけの権威だけが立派なだけの陳腐化したただの肩書きにすぎなくなるのであろう。司法試験合格者数を削減し、地方法科大学院を潰すことは、愚に愚を重ねるものでしかない。今、緊急に行うべきは、合格者数を何人にすべきかというようなどうでもいいことではなく、地方法科大学院、夜間法科大学院、そしてそこに通っている法科大学院生、通おうと目ざしている者に対し、いかなる支援が出来るかを考える事なのである。

1,943	5/13 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士人口については、ただ単純に数を増やすのではなく、需要と供給のバランスを見ながら適正数を見出していくことが必要です。</p> <p>(理由) 弁護士が増えることにより、広く、気軽に法サービスが受け易くなることは、市民にとって大変有用なことです。しかし、数を増やさんがためにハードルを引き下げれば、質(能力)の低下は避けられません。市民が求めるのは量的な満足の前に質的な満足です。弁護士に依頼したにも関わらず、事件処理や結果に納得や満足がいかないのでは意味がありません。一般の市民にとって、事前に弁護士の力量を正確に知る術はないのです。弁護士が増えても、それによって競争が生まれ、結果的に優秀な弁護士が残り、質は維持されるのだらうという考え方もあります。しかし、過度な競争は、弁護士による不正や価格競争を誘発しかねず、又、経済的な事情から優秀な弁護士までが淘汰されてしまうことも懸念されます。そもそも、門戸を広げすぎた結果、弁護士が過剰となり、資格を得たにもかかわらず職に就けないという状況は、明らかに本末転倒だと思います(この時点で既に将来の優秀な人材を失っているともいえます)。従って、弁護士人口については、適正数が見出されるまでは増員数を調整する必要があると思います。ただ、調整の方法は、司法試験合格者を制限するだけでなく、質の維持という点からも、教員免許更新制のような制度を導入し、一定レベルを確保する(不適格者を排除する)仕組みなども考えて良いのではないのでしょうか。</p>
1,944	5/13 第2	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士人口のむやみな増加はどうかと思う。弁護士さんの人数ばかり増えてもそれが行き過ぎた集客にも繋がり、負の問題が生じるのではないかと思う。</p> <p>(理由) 私は、弁護士さんとは一生縁がなく、関わることはないものと思っていました。しかし納得いかぬ事が生じ弁護士さんの助けが必要となりました。私の担当して頂いた弁護士さんは良心的に献身的に対処して下さい、頭が下がります。何も分からぬ庶民の安心して頼れる弁護士さんを望みます。そのためにもむやみな弁護士さんの急増には反対です。美しい文化の日本がアメリカのような訴訟社会になるのはまっぴらです。</p>
1,946	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 活動領域を広げるために司法予算を大幅に増やし、司法関係の基盤を整備、拡充すべきです。</p> <p>(理由) 司法改革の目的の1つは法の支配の実現とそのため司法基盤の拡充、整備です。司法基盤の人的拡充は弁護士だけでなく裁判官、検察官の拡充が必要です。この間の司法試験合格者数の増加により弁護士数は格段に増加し、ほぼ国民の需要を満たす段階にきていますが、裁判官等はほとんど増えず、大幅増員が必要です。日本の司法予算は0.4%足らずで余りに貧弱であり、司法基盤拡充のための大幅な増加が必要です。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 現在の弁護士の増員は急激すぎてペースの抑制が必要です。又司法試験合格者ももう少し減らすべきです。</p> <p>(理由) 弁護士数について司法改革意見書では大幅な社会需要を前提に年間3,000人の試験合格者を目ざすものとなりましたが、この10年間位の状況はこの前提が根拠のないことが明らかになり、弁護士の就職難も起きています。質の高い弁護士を社会の需要に見合った数で養成する必要があるため、そのためにはペースを大幅に下げる必要があります。司法試験合格者をもっと少し減らすべきです。</p>

		第3 2	法科大学院について	<p>(意見)大学院全体の定員は大幅に削減すべきですが、地方出身者の法曹への道が確保されるよう、地方の存続を維持した適正配置が必要です。</p> <p>(理由)司法試験合格者を減らすために、法科大学院の定員はそれに連動して減らすべきです。現在の法科大学院は首都圏や関西圏の大都市に集中していますが、地方からの、又地方での法曹育成、活動のために地域の法科大学院は是非、存続させ、支援をすることが必要です。</p>
		第3 3	司法試験について	<p>(意見)司法試験の受験回数制限はすべきではありません。</p> <p>(理由)まず3回という制限に合理的理由はありません。費用、時間、労力をかけて法科大学院で勉強するのに3回しか受験できないというのは余りにも酷です。旧試験時代何回もチャレンジし、法曹になり、市民のために立派に活動している人が多くいます。社会経験をした、多様な人材が法曹界に入ることは大変意義のあることです。</p>
1,947	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされている部分について。地方法科大学院については、画一的に統廃合の基準を適用すべきではなく、可能な限り存続の方向で支援を行うべきである。</p> <p>(理由)新司法試験制度の発足によって、予備試験ルートを除けば、法科大学院の修了が受験の要件となり、旧司法試験制度時代よりも、受験資格を得るために2～3年分の学費が余分にかかるようになった。給費制の廃止と相まって、法曹資格を得るために荷重な負担が志願者にかかるようになってきている。このような中で、経済的事情から、地域の法科大学院を選択する必要に迫られている志願者も相当数いるのであり、そのような志願者が、経済的な理由から法曹への道を閉ざされるようなことがあってはならないため。</p>
1,948	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)法治国家である日本において、法はお互いを尊重し正しく生きるための基本でなければなりません。近年の急激な法曹人口の増加施策には危機感を抱いています。弁護士の質の低下は私たち国民の生きる基本を危うくすると言っても過言ではありません。弁護士は数ではありません。人間として質が高く、人の痛みを理解でき、複雑となっている人間社会において判例にとらわれることなく正しい人の道を司法体系として確立していける弁護士を、いかに育成していくかが、まず進めていかなければならない施策です。</p> <p>(理由)私は悪徳業者によりだまされ、破産・家庭崩壊状態に追い込まれ自殺まで考えた者です。弁護士によっては自己責任との冷たい話もありましたが、当時の厳しい判例の中で弁護を引き受けていただいた心温まる先生にお会いし十数年闘っております。まさに地獄に仏とはこのことです。この悪徳業者との判決では完全勝利の和解が成立し、人生謙虚にやり直さなければならぬと自らの甘さも反省した矢先、税務署からこの取引に関する納税決定を受けました。その金額は悪徳業者によって騙し取られた金額の数倍に及んでいました。</p>

				<p>税務裁判で悪徳業者による不法行為(一任取引などいわゆる客殺し)であったことは明らかなので、当該取引は私の取引ではないと訴えましたが認められず、一度も自由に出来なかった所得で私は、滞納者という不名誉なレッテルと破産状態となっています。このような状態においては、現在の判例や税務法体系では、手数料を稼ぐ目的で、私の名義を使って取引をした悪徳業者に騙された私のような被害者は救済されないのが現実です。実質給料を差し押さえられている状態では弁護士費用も出すことが出来ません。しかし、十数年にわたり闘い続けていただいている弁護士先生がいらっしゃいます。その姿に励まされ私は生きています。こうした心ある弁護士先生を多く養成することは大切だと思いますが、今のような急激な質が低下するような増加施策には疑問を抱きます。どうか司法は正しい人の道を追求する質の高い法曹によって運営されることを強く熱望いたします。</p>
1,949	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)「○現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を埋めていくようにするなどして、法科大学院として行う教育上適正な規模となるよう、改善策を検討・実施すべきである」との記述に関し、とりわけ入学定員の大きな法科大学院の入学定員を削減する旨を明記すべきである。</p> <p>(理由)平成24年度の法科大学院の総定員をみると、その80%以上が東京、大阪、名古屋の三大都市圏に立地する法科大学院に集中している。とくに、法科大学院の総定員の26%が東京の大規模な法科大学院上位5校によって占められている。法曹養成制度検討会議のホームページ上で公開されている参考資料2「法科大学院について」65頁の「法科大学院の入学定員の推移」でも示されているように、法科大学院各校が定員削減を進めた結果、平成17年度には5,825人であった総定員の合計は、4,484人まで減少している。もっとも、同じ参考資料2の66頁「各法科大学院における入学定員見直し状況」で示されているように、すでに小規模の法科大学院はいずれも定員を大幅に削減しており、これ以上小規模校の定員削減や統廃合を行っても、法科大学院の総定員自体を大きく変更することはできない。したがって、冒頭に述べたように、大規模な法科大学院の定員を大幅に削減しなければ、法曹希望者が減少している現時点では、「全体として定員が過大となっている」状況を変えることはできないと考えられる。</p>
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開校等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である」との記述は、これを枠囲みの中に記載し、なお書きのような副次的な位置づけではなく、重要事項として位置づけるべきである。</p> <p>(理由)『司法制度改革審議会意見書』(平成13年)は、公平性、開放性、多様性の確保の観点から、法科大学院の設置について、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである」と提言していた。しかし、このような地域的配置の観点からみると、現在の法科大学院における最大の問題点は、法科大学院が大都市部に偏在し、とりわけ東京へ過剰に集中していることにある。平成24年度の法科大学院の総定員をみると、すでに上の「意見1」で言及したように、その80%以上が東京、大阪、名古屋の三大都市圏に立地する法科大学院に集中し、他方、東京に立地する上位5校の大規模法科大学院が、総定員の26%を占めている。しかも、司法試験の合格者数という点では上位に位置しつつも、それ以上の不合格者を出している法科大学院やその教育力に比して入学定員が過大な法科大学院が存在する。</p>

他方、地方の法科大学院は、概ね小規模であるにもかかわらず、これまで、地元出身者を多く受け入れ、地域に法曹を輩出し、地域のニーズに応じてきたという実績について一定の評価をすべきである。たとえば、■■■■■法科大学院の経験でいえば、平成23年までの司法試験合格者19人のうち、■■■■■内の法律事務所に弁護士として勤務する者11人(58%)、■■■■■庁に勤務する者1人と、■■■■■内において職を得ている者が約3分の2を占めている。また、法テラス法律事務所の「司法過疎地域事務所」に勤務する弁護士も2人存在する。さらに、地方の法科大学院が地域で果す継続教育機関としての役割と期待は非常に大きい。実際に、■■■■■法科大学院では、平成24年度・同25年度にあつては、地域の弁護士や民間企業の法務担当者を合計で10人以上、中国関連法を受講する科目等履修生として受け入れるなど、いわゆるリカレント教育の場として地域から寄せられる大きな期待にも応えている。このように、地域の法科大学院が地域で活躍する人材を、地域の弁護士会や地域の企業などとエクスターンシップの受入や継続教育を通じて協働しつつ、養成することは、地域の人材養成力の維持・向上にもつながり、その意義は非常に大きい。この点に関連して、「中間的取りまとめ(第3、1、(3))」は、法曹養成課程における経済的支援として、法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援の更なる充実を図る必要があるかどうかについて検討の必要性を説いている。地元法科大学院がないため(廃止される場合も含む)、大都市の法科大学院に入学するとなるとその経済的負担はさらに膨れあがることに留意すべきである。以上の状況をふまれば、法曹養成制度検討会議としては、法科大学院について、大都市とくに東京への偏在を解消し、継続教育期間としての役割を含めた積極的な理由から適正な配置を行うことを重要な検討課題として掲げたうえで、地方での法曹養成機能をいっそう強化し、そのための支援をするという観点から「法科大学院の地域的配置」を検討すべきである。

第3

予備試験制度

(意見)予備試験を廃止すべきである。仮に存続させるのであれば、これが例外的制度であることが明確になるような合理的な指針を示し、かつ、適切な運用を図るべきである。
 (理由)「中間的取りまとめ」が、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する方針を明確に示したことは(第3、1、(1))、これを高く評価したい。もっとも、『司法制度改革審議会意見書』(平成13年)は、「適格認定を受けた法科大学院の修了生には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることにすべき」としつつも、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格修得のための適切な途を確保すべきである」ことを提言していた。これを受けて創設されたのが、予備試験制度である。このように、予備試験制度は、本来、特別な理由に基づいてのみ受験が認められるべき例外的な制度である。ところが、予備試験制度は、実際には、たとえば、大学法学部在学中あるいは卒業直後に受験するケースが少なくないように、法科大学院進学のリスク・コストを安易に回避するバイパスとして使われている。仮に、このような現状を追認・放置するようなことになれば、「プロセス」としての法曹養成は画餅に帰し、法科大学院制度が瓦解することにもなりかねない。そもそも、『司法制度改革審議会意見書』(平成13年)も、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮」することを求めていた。したがって、予備試験制度は、例外的なルートであるとの趣旨に即した運用を徹底すべきである。

1,950	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>1 中間的取りまとめでは、「第3 法曹養成制度の在り方 1 法曹養成制度の理念と現状」において、「(1) プロセスとしての法曹養成」が検討されている。我々は、この点に係る中間的取りまとめの見解、すなわち「法科大学院を中核とする『プロセス』としての法曹養成の理念を堅持したうえで、法科大学院教育を充実させるために必要な方策をとる必要がある」という意見に賛同する。これは、法科大学院1期生として、法科大学院の課程を通して学んだことが、現在、実務家法曹として案件に取り組むにあたっての基礎的な能力や素養となっていることを実感するからである。すなわち、我々が修了した法科大学院では、民事法や刑事法等の諸科目について、あらかじめ設例又は判例の事案とともに検討すべき観点が呈示され、それについて、自らの考えをまとめた上で授業に臨み、教員からの質問や指摘に対して適宜適切な対応を行うことが求められた。学生は、このような授業に臨むにあたり、前もって事案を理解するのはもちろんのこと、検討のために必要となる基本的知識や判例等を確認・整理した上で、当該事案に対して法をどのように適用すべきかについて自らの意見を整理し、そうした意見を他者に示すことができるように準備しなければならなかった。また、授業においては、あらかじめ準備した意見を他者に示した上で、教員の先生や他の学生の意見も踏まえて討議し、自らの考えについて再検討をする必要があった。実務に携わるようになった現時点から振り返ってみれば、このように日々の授業において求められた、①事案の理解、②前提となる法令等の確認、③法適用に関する検討、④検討結果の表現、⑤他者との討議、⑥それを踏まえた再検討という一連の行為は、まさに実務家法曹が、実際の案件を取り扱ってゆくにあたって行うべき所作そのものだといえる。法科大学院において、各法分野の第一線で活躍されている研究者教員及び実務家教員の先生から指導を受けつつ、こうした実践を繰り返したことにより、我々は実務法曹として身につけておくべき基礎的な能力や素養を、まさに体得することができたもので、これは実務においても有意に働いているものと確信している。したがって、我々は、こうした自らの経験等に照らし、法科大学院が提供し続けようとする「プロセス」としての法曹養成の意義を認識し、その理念に賛同するものである。</p>
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>2 そのうえで、我々は、「第3 法曹養成制度の在り方 1 法曹養成制度の理念と現状 (2) 法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」で検討されているように、法科大学院教育のより一層の充実化がはかられ、法曹志願者の数や多様性を確保するための具体的な方策が講じられることが望ましいと考える。我々が上記1のような認識に至るのは、まさに法科大学院において、教員の先生から適切な課題と緊張感のある授業が提供され、また切磋琢磨できる仲間恵まれたことによるものであり、法科大学院においては、常にこうした観点での教育の質の維持や向上が意識されなければならないであろう。また、志願者の減少については、法科大学院に在学することの負担に加え、合格率(法科大学院在学者と司法試験合格者の数の関係)、司法修習における給与制の廃止、その後の就職に関する問題等の要因が組み合わさって生じているものと思われる。法曹養成制度、さらには法曹制度全体のあり方として検討され、何らかの方策がとられるべきだと考える。多様性の確保については、未修者が基本的科目を短期間で重点的に学べるよう、必要な人的・物的なサポートがなされるべきであろう。また、あわせて既習者については、法科大学院のみならず、学部教育も法曹養成教育の一環となることを前提として、学部における教育内容の充実(基本的科目の習得とともに、より幅広い知見が習得できるような教育プログラムの提供。既習者の中でも多様な意識を持つ者の養成)につき、より積極的な検討がなされてもよいのではないかと思われる。</p>

1,951	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)「○現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を埋めていくようにするなどして、法科大学院として行う教育上適正な規模となるよう、改善策を検討・実施すべきである」との記述に関し、とりわけ入学定員の大きな法科大学院の入学定員を削減する旨を明記すべきである。</p> <p>(理由)平成24年度の法科大学院の総定員をみると、その80%以上が東京、大阪、名古屋の三大都市圏に立地する法科大学院に集中している。とくに、法科大学院の総定員の26%が東京の大規模な法科大学院上位5校によって占められている。法曹養成制度検討会議のホームページ上で公開されている参考資料2「法科大学院について」65頁の「法科大学院の入学定員の推移」でも示されているように、法科大学院各校が定員削減を進めた結果、平成17年度には5,825人であった総定員の合計は、4,484人まで減少している。もっとも、同じ参考資料2の66頁「各法科大学院における入学定員見直し状況」で示されているように、すでに小規模の法科大学院はいずれも定員を大幅に削減しており、これ以上小規模校の定員削減や統廃合を行っても、法科大学院の総定員自体を大きく変更することはできない。したがって、冒頭に述べたように、大規模な法科大学院の定員を大幅に削減しなければ、法曹希望者が減少している現時点では、「全体として定員が過大となっている」状況を変えることはできないと考えられる。</p>
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	<p>(意見)「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開校等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である」との記述は、これを枠囲みの中に記載し、なお書きのような副次的な位置づけではなく、重要事項として位置づけるべきである。</p> <p>(理由)『司法制度改革審議会意見書』(平成13年)は、公平性、開放性、多様性の確保の観点から、法科大学院の設置について、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである」と提言していた。しかし、このような地域的配置の観点からみると、現在の法科大学院における最大の問題点は、法科大学院が大都市部に偏在し、とりわけ東京へ過剰に集中していることにある。平成24年度の法科大学院の総定員をみると、すでに上の「意見1」で言及したように、その80%以上が東京、大阪、名古屋の三大都市圏に立地する法科大学院に集中し、他方、東京に立地する上位5校の大規模法科大学院が、総定員の26%を占めている。しかも、司法試験の合格者数という点では上位に位置しつつも、それ以上の不合格者を出している法科大学院やその教育力に比して入学定員が過大な法科大学院が存在する。他方、地方の法科大学院は、概ね小規模である。しかし、これまで、地元出身者を多く受け入れ、地域に法曹を輩出し、地域のニーズに応えてきた。意見社が所属する■■■■■法科大学院にあっても、平成23年までの司法試験合格者19人のうち、■■■■■内の法律事務所に弁護士として勤務する者11人(58%)、■■■■■庁に勤務する者1人と、■■■■■内において職を得ている者が約3分の2を占めている。また、法テラス法律事務所の「司法過疎地域事務所」に勤務する弁護士も2人存在する。さらに、法科大学院が地域で果す継続教育機関としての役割も非常に大きい。実際に、■■■■■法科大学院では、平成24年度・同25年度にあっては、地域の弁護士や民間企業の法務担当者を合計で10人以上、中国関連法を受講する科目等履修生として受け入れるなど、いわゆるリカレント教育の場として地域から寄せられる大きな期待にも応えている。このように、地域</p>

				人材を、地域の弁護士会や地域の企業などとエクスターンシップの受入や継続教育を通じて協働しつつ、養成することは、地域の人材養成力の維持・向上にもつながり、その意義は非常に大きい。実際、静岡法科大学院を初めとする地方の法科大学院は、地元を離れることができない事情のある社会人に法曹への途を開いてきた。この点に関連して、「中間的取りまとめ(第3、1、(3))」は、法曹養成課程における経済的支援として、法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援の更なる充実を図る必要があるかどうかについて検討の必要性を説いている。地元で法科大学院がないため(廃止される場合も含む。)、大都市の法科大学院に入学するとなるとその経済的負担はさらに膨れあがることに留意すべきである。以上の状況をふまえれば、法曹養成制度検討会議としては、法科大学院について、大都市とくに東京への偏在を解消し、継続教育期間としての役割を含めた積極的な理由から適正な配置を行うことを重要な検討課題として掲げたうえで、地方での法曹養成機能をいっそう強化し、そのための支援をするという観点から「法科大学院の地域的配置」を検討すべきである。
		第3	予備試験制度	(意見)予備試験制度を廃止すべきである。仮に存続させるのであれば、これが例外的制度であることが明確になるような合理的な指針を示し、かつ、適切な運用を図るべきである。 (理由)「中間的取りまとめ」が、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する方針を明確に示したことは(第3、1、(1))、これを高く評価したい。もっとも、『司法制度改革審議会意見書』(平成13年)は、「適格認定を受けた法科大学院の修了生には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることにすべき」としつつも、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格修得のための適切な途を確保すべきである」ことを提言していた。これを受けて創設されたのが、予備試験制度である。このように、予備試験制度は、本来、特別な理由に基づいてのみ受験が認められるべき例外的な制度である。ところが、予備試験制度は、実際には、たとえば、大学法学部在学中あるいは卒業直後に受験するケースが少なくないように、法科大学院進学のリスク・コストを安易に回避するバイパスとして使われている。仮に、このような現状を追認・放置するようなことになれば、「プロセス」としての法曹養成は画餅に帰する。そもそも、『司法制度改革審議会意見書』(平成13年)も、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮」することを求めている。したがって、予備試験制度は、例外的なルートであるとの趣旨に即した運用を徹底すべきである。
1,952	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開校等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である」とされている箇所について。地方法科大学院については、画一的に統廃合の基準を適用すべきではなく、可能な限り存続させる方向での支援を行うべきである。 (理由)司法制度改革の主たる眼目は、法曹が社会の隅々に進出することにより、国民に身近で頼りがいのある司法を実現することであった。しかしながら、地方都市の弁護士である自身の実感としては、「国民」どころか「市民」としてさえ「身近で頼りがいのある司法」が実現されていない。地方法科大学院が地域の実情に通暁する法曹を養成し、地域に根付かせ、地域のリーガルサービスを充実させること、いわば「地産地消」を実現させることが「市民」延いては「国民」としての「身近で頼りがいのある司法」の実現につながると考えるからです。
1,953	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策について、中間的取りまとめの方策では限界があります。(中間的取りまとめに反対である) (理由)処遇面の2極化。

第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要があるかについては、特に意見はありません。 (理由)以前の有資格者とのレベルの差があるように感じられますので、判断し難い。 (2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います。(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)
第3 2	法科大学院について	(理由)法曹界への希望と情熱を持った人の意欲は考慮してあげれば良いと思います。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きいこと。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア.(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則とするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) (理由)合格して法曹界に身を置く場合は返済不要とかの対応はされているのでしょうか？ イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、国が給付するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)
第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、特に意見はありません。
第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。

		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、どちらともいえません。
1,954	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>そもそも、増員前まで弁護士の数が足りなかったという前提自体が怪しい。少なくとも、登録後30年以上現実を見てきた私の経験上、弁護士のほぼ半数が所属していた東京(三会)は常に弁護士過剰だった。他方、過疎地では弁護士が足りなかったことは想像できるし、弁護士不在地域も現にあった。弁護士人口の過不足を判断するためには、大都市・過疎地を合わせた、日本全体として弁護士が不足していたのかを判断する必要があるが、その計算はされていない。ある外国では人口あたり何人の弁護士がいると言ってみても、諸外国の法制度および諸国民の法意識に差がありすぎて同様にすればよいとはいえない。例えばすぐに隣人を訴えるような国と比較するのは有害である。そのような国になっては困るという考えの方が健全である。これを明らかにしようとするれば、まず偏在を解消した上で、都市部も過疎地もお不足なのか、それとも都市部の過剰は続くのかによるが、これは実験されていないから、不明というのが正確である。偏在を解消するために弁護士増員が必要だというのは間違いである。</p> <p>日弁連がしたように、過疎地に公設事務所を作るという方法で、少なくとも弁護士不在は解消できる。したがって、弁護士不在や偏在の解決と弁護士増員の間には、因果関係(条件関係)はない。取りまとめ7頁の7行目以降に、「上記数値目標は、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であったことから、早期に達成すべきものとして掲げられた目標であり、このことを含めた司法制度改革によって、弁護士が1人もいない地域がなくなり、国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと(中略)など、成果が認められる。」という文章があるが、増員によって偏在が解消されたと評価するのは、単純な因果の流れを言っているだけで、風が吹いて桶屋が儲かったというのと同じレベルであり意味はない。増員によって偏在を解消しようという方法は、増員すれば都会で食えなくなる弁護士がやむを得ず過疎地に行くだろうというもので、非人間的である。過疎地対策には、弁護士増員もあるが、公設事務所設置もある。弁護士増員を選択するのは間違った政策である。この間の大増員で、弁護士の経済は窮迫化し、自殺者も出ている現実を直視してほしい。</p>

			<p>事柄の性質上、あまり報道はされないが、壮年会員の死去が知られるたび、仲間内で死因についてひそひそ話がされるのは日常的なことになっている。また、不祥事が多発していることは周知のことである。そもそも、法務省は一般市民とは異なり、弁護士の実情について相当正確に理解しているはずである。したがって、遅ればせながら今回の3000人目標が撤回されたのであろうが、もっと早く政策転換すべきであった。法務省に接触している弁護士の中には、増員を主導した者もいて、これらはこの重大事態の責任回避を第一としている可能性もあるから、国の統治を預かる立場の人は、いきさつにとらわれず、真実を見破る見識を持ってほしいと思う。日本国が良心的に法の支配の浸透を求めるならば、まず過疎地域や弁護士不在地区へ弁護士常駐や巡回ができるように、支援する態勢をとることである。なぜ過疎地に弁護士が行かないのかを考えれば、弁護士業として経済的に成り立つほどの需要がないこと、弁護士業の宿命としてその土地に骨を埋める覚悟が要求されること、子女の教育をはじめ本人の決意だけでは解決できない問題があることなど、サラリーマン階層とは異なる問題があるからである。</p> <p>したがって、弁護士会が交代制で過疎地に弁護士を派遣するのが、おそらく唯一の解決法であると思う。ただし、当然赤字になる。この赤字を弁護士会に負担させるべきか、公費で補てんすべきかを良く考えるべきである。私は当面、弁護士会が支出しても大した問題ではないと思うが、弁護士の相当部分に経済的余裕がなくなれば、それも不可能となろう。</p>
1,955	5/13	第2	<p>今後の法曹人口の在り方</p> <p>(意見)今日の我国において、どの位の法曹人口が求められているかということについての十分な調査、検討なしに「適正な法曹人口」を語ることはできない。</p> <p>(理由)</p> <p>1、はじめに——法曹人口増員策の進行によりみえはじめた弁護士過剰の問題</p> <p>法曹人口増員がスタートした1999年ころから、弁護士人口の急速な増大が始まり、弁護士人口は今日においては過去9年間で1万1000人近くの増員に至っている。このような法曹人口増員策の背景的理由となっているのは、法曹実務家とくに弁護士数がその需要・必要数からみて不足しており、国民への法的サービスを十分に確保するためには弁護士の大幅な増員が急務であるというにある。こうして1990年までは年間500人前後の合格者数であったものを、1999年には約1000人とされ、2002年には、「2010年からは毎年3000人程の合格者数を確保していく」という方針が示され、その下に法曹人口の急速な増員がはかられてきているのである(なお、合格者数は2002年から約1200人、2004年から約1500人、2007年からは約2000人とされてきている)。</p> <p>このような法曹人口(現実的には弁護士人口)の増員策により、全国の弁護士数を急速に増大させることになった結果、とくに弁護士過疎地といわれてきた地域での弁護士の確保がしやすくなり、各地での市民の弁護士へのアクセス可能性を拡充してきた等の積極面はあったが、他方では、弁護士1人あたりの仕事数が減少していくという事態が発生し、とくに新人弁護士の就職や新規開業の可能性が年々狭められてくるなどの実情の中で若年層を中心に司法試験離れや司法修習修了者の弁護士不登録数の増大等の傾向も見えはじめる等、弁護士の過剰に伴う弊害ともいえるべき現象が表出しつつある。</p> <p>2、我国に真に必要とされる法曹人口についての十分な検証と検討をなすこと</p> <p>このような現実をふまえ、我々弁護士の大方の問題意識として、年間3000人を目標とされている法曹人口増員策は見直されるべきではないかということがいわれている。</p>

他方では、弁護士はまだまだ不足しているとして弁護士の更なる増員を求める議論も国民の中に根強く存在している中で、我々はこの法曹人口増員問題をどのようにとらえ、議論をどのように展開していくべきであろうか。法曹人口増加問題については、当初の方針どおり年間3000人まで必要(もっと増員を求める意見もある)とか、年間1500人程度に見直すべきではないかという、将来的にはどの位の人数の法曹が適当かということ視野におきつつも、現実の年間に必要と思われる合格者の人数がどの位が適当かという形で議論がなされている。しかし、それでは今日の国民の生活、国民・企業の活動等にとってどの位の人数の法曹実務家が必要であるのかという肝心の問題については、十分な検証と検討がまだなされているとは思えない。そもそも、法曹人口数はどの位が適正であるかを考えるのに、我国においてどの位の法曹人口が必要かつ十分であるのか——の十分な検討を尽くすことなく、いたずらに年間法曹人口の数字のみを負うことは不毛の議論という他ない。

私は、まずは適正な法曹人口をさぐるための必要な調査と検証を本格的になし、これを明らかにしていくこと、その上で適正な法曹人口について議論をなすことが今日求められていることであると考えている。ただ、このような調査・検証が十分になされているとは言い難い今日において、あえて法曹人口の適正数を論じるのであれば、民事・刑事等のこれまで弁護士が受任し、関与した事件数・訴訟数・弁護士が受ける相談数等と弁護士数の増員状況等を具体的にみていく他ないと思われる(このような客観的数字をふまえることなく、ただ感覚的にこの人数では多すぎるとか、足りないとかいうのはナンセンスである)。

3、訴訟事件数、相談件数等からしても過去10年間の法的需要の増加は認められない

今日の民事・刑事等の事件数、弁護士が受ける相談数、弁護士過疎地といわれる地域での弁護士数等の検討からすると、それは以下にみるように、現在の弁護士数の維持があれば国民的需要には十分対応できる状態になりつつあることがうかがえる。即ち、日弁連の資料によれば、この10年の訴訟事件数及び

法律相談数の経緯は以下のとおりとなっている。

①全裁判所の新受全事件数について2001年と2010年を比較すると、民事・行政事件は309万8011件から217万9351件へ(91万8660件減少)、家事事件は59万6478件から81万5052件へ(21万8574件増加)、刑事事件は164万9946件から115万8442件へ(49万1504件減少)、少年事件は28万7682件から16万5058件へ(12万2624件減少)となっている。日弁連は以上につき、「民事・行政事件の事件数の減少には、破産事件における事件番号の振り方の変更など現実の紛争の数的変化を反映していない要因も含まれているにしても、『弁護士不足が解消されれば直ちに現実化する法的需要』なるものがあつたとは言い難い」とコメントしているところである。

②法律相談件数について2003年と2010年で比較すると、総件数は55万3093件から62万7329件(7万4236件増)と増えているが、この間弁護士人口が1.5倍になったことと釣り合うほどの増加ではない。その内訳は、有料法律相談は25万3177件から11万1176件へ(14万2001件減)、無料法律相談(法テラス含む)は29万9916件から51万6153件へ(21万6237件増)、となっている。

以上、裁判所の訴訟事件は全体として減少傾向にある一方、弁護士の法律相談件数は漸増状況である。このように、この10年間の訴訟事件数と相談事件数の増減数を全体としてみると、国民の法曹需要はこの10年で決して増加しているとはいえず、弁護士数のみ大幅に増加しているのが実情である。この7年間で相談件数が増加している要因としては、市民の弁護士へのアクセスの機会をより拡充するために、弁護士会、法テラス等が中心となって、市民むけの有料・無料の法律相談の機会を急速に増加させてきたことが考えられる(宮崎県内においても10年前よりも市民むけの法律相談会は倍以上となっている)。しかし、このような努力にも拘らず法律相談件数は7年間で15パーセント位しか増加していないし、弁護士の法的業務の中心というべき訴訟事件に至っては10年前と比較すると全体として2割以上も減少しているのである。

4、新人弁護士、受験生等を中心にあらわれはじめている弁護士急増の弊害
弁護士の数は若手・新人を中心に各地で倍増しつつあり、その結果、弁護士1人あたりの相談・依頼者数の減少、訴訟事件の減少等は確実に進行しており(先にみたように、この10年で訴訟事件は全体で約2割余り減少していることに対して、弁護士数は1.5倍に増加していることに照らしてもこのことは明らかである)、このまま増員が進行すれば、ややもすると、とくに新人弁護士を中心に、弁護士業務が経済的に成り立つだけの相談・依頼事案・訴訟事件がこなくなるのではないかという危惧さえも生じ始めているのである。このため、今日では新人弁護士の中には自己の事務所を開業することも、又、法律事務所に就職することもできず、いわゆる携帯弁護士として自宅を拠点にして細々と仕事と生活をしていくことを余儀なくされている者がおり、運良く就職できた弁護士も将来契約期限がきた後の生活に不安を抱いているという実情がある。さらに、雇用可能な法律事務所の数も遅くない時期に限界に近づくことが予想されているが、そうなれば先に述べたいわゆる携帯弁護士は益々増加していき、携帯弁護士としての生き残りさえできなくなる日がくるのもそう遠くない状況となっている。このような状況下で、職業としての弁護士に対する魅力が急速に低下しつつあり、司法試験の受験者数そのものが低下するとともに、受験者層についても有意な人材が法曹をめざすことを回避するという傾向が加速し、大量合格制とあいまって弁護士の質の低下を来すのではないかということが強く懸念されている。昨年度は、司法試験に合格し司法修習を終えた者の約20パーセントが弁護士登録をしないという事態が発生しているが、このことは、もはや合格者となり司法修習を終了しても簡単には弁護士としての仕事に就ける見通しが不確かな(少なくともそのように考える合格者が2割近くに至っていること)段階に至りつつあることを物語っている。

5、弁護士は「社会的正義の実現と人権の擁護」の精神に基づき社会的・公的役割を果たすことが求められている

弁護士の急増により、弁護士1人あたりの仕事が減少していくという問題は、ほとんどが個人経営である弁護士の経済状態にも少なくない影響を与えることになるが、このような経営の圧迫は弁護士がこれまでなしてきた公的役割を果たす意欲とこれを果たすための経済的余裕をも喪失させることにもなりかねない。即ち、弁護士は法的サービスの提供により自己の利益を得ようとする単なる職業専門家(その意味での法的プロフェッショナル)にとどまるのではなく、その職務の遂行において社会正義の実現と人権の擁護をなすこと、この精神に基づき在野の法律実務家として社会において公的役割を果たすことを求められている。現実には弁護士は弁護士会の諸活動を通じ、又、弁護士としての職責を生かす等してこれまで数多の分野で社会的役割を果たしてきたが、その少なくない部分は無償のもので、必ずしも経済的利益と結びつかないものも多い。又、訴訟事件等においても、公害事件や刑事冤罪事件、消費者救済事件、住民訴訟、環境訴訟、人権擁護のための事件等々においても、少なくとも当初はいわゆる「手弁当で」といわれるように、弁護士が無償に近い状態でとりくむなど「社会正義と人権擁護」のために果たしてきた事件は数知れないものである。弁護士がこのような事件にたとえそれが無償でも、経済的採算性が期待できなくともとりくめてきたのは、弁護士が経営ひっ迫に陥ることなくそのような社会的、公的役割を果たすだけの一定の経済的安定が保たれていたからである。

6、このまま弁護士の過剰が進行していけば、我国の弁護士の性格、役割の大きな変貌を招くおそれがある。

10年前と比べると、弁護士が1.5倍増したといわれる今日においてもこれまでのような弁護士の社会的役割は果たされてはいる。しかし、今後このまま弁護士が増大していくことになれば、個々の弁護士の仕事の減少の進行が強まることは確実であり、そうなれば、弁護士の経営状態は一般に厳しいものとなり、弁護士が業務としての採算性がなく、経営に役立たないような問題で社会的役割を果たすことは抑制されてしまう

ことになろう。しかし、そうなれば、在野法曹の中心としてその社会的役割が期待されこれ果してきた我国の弁護士の性格、役割そのものが大きく変ぼうせざるをえなくなる。即ち、経済的には成り立たないようなものでもその社会的役割を果そうとする弁護士が減少していく一方で、外国の例にみるように同業者との競争に打ち勝ち、経済的に成功することだけを考え、そのための過度の利益追求(例えば、過度の事件化、弁護士費用の過大な取得、利益率の低いような経済的弱者の依頼の回避等々)に陥る者が増大し、結局はこのために弁護士倫理の低下を招く事態にまで発生しかねないことになろう。仮に、このような事態になれば、弁護士過剰の中で最初に淘汰されていくのは、経済的利益の追求に執着することなく、たとえ採算に合わないようなことでも社会正義と人権擁護の立場から弁護士の職責としての社会的役割をまじめに果たそうとする弁護士層ということにもなりかねない。

7、高い倫理性・公益性が求められる弁護士には、業務上の競争を通じた淘汰による過剰調整の考え方はなじまない。

そもそも、我国の弁護士は在野法曹として法律実務の専門性を生かして国民の生活、人権等を擁護する職責を与えられており、その職務の遂行その他の活動においても高い倫理性が求められている。弁護士の職業はその職務の性格からして医師や教師と同様、聖職ともいべきものであって、同業者間の競争によって利益追求をなし、淘汰によって「優秀な者(経済的に)」が生残っていくという概念には本来なじまないものである。このように考えても、国民の客観的需要からみても過剰ともいえる弁護士の増大を続けることをよしとし、過剰となる部分については弁護士間の業務上の競争を通じた淘汰によって調整していけばよいというのであれば(私は年間3000人の法曹人口をめざそうという今日の法曹人口増大策にはまさにそのような考えが根底にあるのではないかという強い疑いを有しているが)、それは上に述べた弁護士の職責の内容とその重さを理解しない者の暴論という他ない。

8、今日、国民の法曹に対する需要を満たす上で重要なのは、国民の法曹へのアクセスを容易にするための関係者の具体的とりくみと努力である

国民の法曹に対する需要を満たすという観点からしても、ただ単に弁護士数が飛躍的に増大すればこれが解決するという問題ではない。たしかに、そのために一定数の弁護士の存在は当然に必要となろう。しかし、今日、市民が弁護士への相談・依頼のアクセスがしにくいとか、適当な弁護士がなかなかみつからないとかいうのは、現実には弁護士が不足しているということよりも、むしろ弁護士の法的サービスを受けたいとする市民が弁護士に容易にアクセスできるような環境が十分に整っていないという点にあるように思われる。だとすると、国民の法曹に対する需要を満たす上で今日重要となるのは、むしろ「司法制度や弁護士の利用が市民にとって魅力的でアクセスも容易である制度的枠組みを作ることが必要」(日弁連提言案より)というべきであろう。例えば、昨年12月、全国の弁護士過疎地域(いわゆるゼロ・ワン地域)がほぼ解消されるに至った

ことについていえば、それがたしかに弁護士の増加が過疎地域におもむこうとする弁護士数を増加させ、これを比較的容易にしたという側面を否定するわけではないが、これは日弁連が弁護士過疎の解消をめざして2000年から多額の費用を投じ、全国にひまわり基金法律事務所を設置する等して意識的に過疎地解消をめざしてこれまでとりくんできたことの成果という側面が大きいのである。このように、今日では国民の法曹に対するアクセスを容易にするための法曹、自治体、国等関係者による具体的とりくみと努力・工夫こそが求められているのである。

9、おわりに——それでは今日の年間合格者数はどの位が適正と考えるべきか

(1)それでは、今日の国民の法曹に対する需要と弁護士の増員の現状をふまえたとき、年間どのくらいの法曹人口数が適正といえるのか。我国における適正な法曹人口をさぐるための十分な検証と検討を経ることなく、この点について正確な議論をすることはできないこと、現状では、その十分な検証と検討がなされて

				<p>いるとは思えないことについては、先に述べたとおりであり、このような私の立場からは今正確な適正とされる人数を語ることは困難である。しかし、この点において、あえて今日の年間の法曹人口についての私的意見を述べるとしたら、これを当面は年間合格者800人とするのが適当と考えている。その根拠は、この10年間の法曹人口増員策の進行で全国の弁護士数は、今日では10年前と比較して1.5倍増を果してきており、すでに述べたように、このような現状で、新人、若手の弁護士を中心に弁護士過剰ともいべき諸問題がすでに発生しつつあるということである。先にみたように、今日、携帯弁護士が増えつつある事実、又、2011年には司法修習修了者の中に弁護士登録をしない者がついに2割に達した事、しかも、このような未登録者は毎年倍増に近い状態で加速度的に増大しつつある事実は、まさに弁護士過剰状態が急速に進行しつつあることを端的に示すものである。他方で、弁護士過疎地への弁護士の複数就任の実現、法律相談、訴訟件数からみて弁護士が不足するという状況はほぼ改善・解消されつつあるという今日の状況からすると、弁護士の増員をことさらに進める必要性はかなり低くなりつつある(例えば宮崎県弁護士会の実情をみても、今日では弁護士会、自治体等の主催する法律相談会においても相談予定枠に比べ相談者数の方が少ないという事態も発生しつつあるし、他方では、当会の今日の弁護士数からして市民むけの法律相談会はまだ相当数増やすことができるだけの人的余裕がでてきている。又、過疎地の公設事務所にしても、今日では希望者が多すぎてその中から選抜しているというのが実情である)。このように、今日弁護士数としてはすでに国民の需要に十分対応できるだけの数に至っていると考えられ、むしろ過剰傾向が始まっていると思われることからしても当面は漸増で十分であり、ここ数年漸増を維持する中で、真に必要な法曹人口をさぐるための具体的検証と検討をあらためて深めるべきだと思っている。</p> <p>(2)1990年以前は年間500人前後の合格者数が長年続いていたことから(今後、年間500人の弁護士が廃業していくものと想定すると)、今日、年間800人の合格者を出した場合、年間の実質増員数は300人程度と考えられ、10年間では実質約3000人の増員となる。これは今日の増員レベルからするとかなり低い増加になるが、私は少なくとも今日が過剰に近い数字に近づいていると考えられることからすると、この位の増加で十分であると考えている。これに対して、年間1500人程度の合格者数が相当であるとする意見もあるが、年間の合格者数を1500人とした場合は、弁護士数の年間の実質増員数は約1000人、10年間では約1万人の増員がみこまれることになる。しかし、このように1年に1000人単位で増員していくことは弁護士の過剰状態を一層進行させることになり(10年間で1万人もの増員となることは、今日の弁護士需要の客観的状況からしても大幅な過剰状態となることは明らかと思われる)、まさに先に指摘した弁護士過剰の弊害を増幅させることになると思う。</p>
1,956	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士人口の急増はよくないので、合格者数を現状より、大幅に減らしていただきたいと思っています。 (理由) 弁護士は知性と人間性が要求される聖職だと思います。我々国民の人権を守るため、御尽力下さるようになるためには、育成など色々な環境が必要だと思います。そんな中、大切な人材が、過当競争下で、少しでも損なわれることのないよう、弁護士人口の急激な増加は改めていただきたい、よろしくお願い致します。</p>
1,957	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士人数を急激に増やすことについての不安。 (理由) 「多すぎる」弁護士を作り出すことによって過当競争になり、金もうけ優先になってしまわないかと思う。</p>

1,958	5/13	その他	<p>貴会議におかれては、昨年8月の設置から12回の会議を開催され、日本の法曹養成制度について検討を重ねて来られた。今般「中間的取りまとめ」を策定せられたご尽力に対し、改めて委員各位及び関係者各位に対し、敬意を表するものである。「中間的取りまとめ」においては、第1 法曹有資格者の活動領域の在り方、第2 今後の法曹人口の在り方、第3 法曹養成制度の在り方 など法曹養成制度及び法曹の在り方に関わる重要事項についての検討結果が公表された。日司連としては、日本の司法制度を現場で担う法律実務家が今後どのような役割を担っていくのかという観点から、特に司法アクセス障害の解消と弁護士以外の職能の活用に焦点をあて意見を申し述べる。</p>
	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>弁護士をはじめとする法曹有資格者が、官公庁、企業、海外展開へとその活動領域を拡大するための方策が検討されているが、この点に関し日司連としては、司法制度改革審議会意見書で示された「法の支配を全国あまねく実現する」との理念を貫徹することが何よりも重要な視点であるとの認識から、その検討の中に、司法機関内部の充実と司法アクセス障害の解消という二つの重要な課題を盛り込むべきであると考え。つまり、司法機関内部の充実について、「法の支配を全国あまねく実現する」との理念は、国民にとって利用しやすい司法制度の実現をはかることをその重要な要素としていると考え、その点からは、法曹有資格者の活動領域を「司法の外郭」へ求めるだけでなく、司法関連予算の充実を訴えつつ、裁判官・裁判所事務官等の増員を促進し、裁判が国民にとって法的紛争解決手段として十分に利便性があり、身近な手続きであるとの認識を国民に浸透させる具体的方策の検討が必要である。それが、潜在的な法的ニーズを顕在化させ、法律家に対する需要を喚起することにもなる。弁護士職をはじめとする法曹有資格者につき、積極的に裁判官、検察官への登用をはかり、訴訟等の円滑化により当事者の満足形成を促進する等の施策も必要である。また、司法アクセス障害の解消は、「法の支配を全国にあまねく実現する」との理念に直結する課題である。貴会議の「取りまとめ」中には、「弁護士が1人もいない地域がなくなり」(7頁9行目)との認識が示されているが、それは、弁護士の、いわゆるゼロワンマップが地方裁判所の管轄を基本とした単位で見た場合であって、市区町村を単位として見た場合には、都市部と地方での弁護士人口格差は未だ解消されていない。すなわち、これまでの弁護士人口の増加に関する諸施策においても、弁護士の地域的偏在の是正について、未だ十分な効果を生じているとは言えないと考える。そもそも「弁護士が1人もいない地域」がなくなったとしても、1人しかいない地域では、対立する両当事者双方が、代理人を活用することはできず、なお司法過疎地域であるということを改めて認識しなければならない。加えて、法テラスの常勤弁護士、日弁連が設置する公設事務所の弁護士は、比較的短期間の任期で交代するため、長期にわたる法的支援を必要とする成年後見人、不在者財産管理人、相続財産管理人等に就任して継続的に業務を行うことは困難であって、その就任状況は芳しくない。このような弁護士過疎状況が存続している現状において、後述の法曹人口増加策に一定の歯止めをかけるのであれば、今こそ、司法過疎地域を現場で支えてきた実績を有する司法書士の、さらなる積極的活用策を今後十分に検討すべきである。なお、弁護士職の活動領域の拡大を国家施策とするのであれば、それが弁護士のためではなく、国民のためであることは当然のこととして、その施策につき、それが国民にどのような影響を及ぼし、どのような利益となるかを明らかにし、社会一般の理解を得ることが不可欠であろう。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>■■■■■は、「中間的取りまとめ」においては、司法試験の年間合格者数3000人の数値目標が現実性を欠くとして事実上撤回されたと認識している。一部の法曹界からは「歓迎」の意見が示されている。しかし、前述したとおり、今日までの法曹人口増加策が、それが企図された目的を十分に達成しておらず、かつ、その具体的内容、すなわち、当該施策が国民の司法アクセスにどのような影響を与えたか等について、客観的なデータに基づく分析がなされていない以上、■■■■■としては、この点に関する具体的評価は、現時点ではできない。司法制度改革審議会意見書においては、国民生活が多様化するに従い、法曹需要はますます増大するであろうと予測し、法曹人口の大幅な増加策が提案され、日本弁護士連合会もそれに賛同した。しかしながら、法曹に対する需要が当初の予想に反してさほど増加しなかったとの指摘があり、そのことが弁護士供給を急激に増大させる必要がないという意見の一つの論拠とされ、合格者数値目標の撤回につながっている。しかし、法テラスが実施した「法律扶助へのニーズ及び利用状況に関する調査（2008年実施）」や「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査（2012年実施）」のアンケート結果においては、法的問題を認識しながら法律専門家に相談しなかった理由として、「相談しても無駄と思うから」「費用がかかりそう」「時間や手間がかかりそう」などの回答があり、弁護士等の法律専門家や裁判手続きに対するネガティブなイメージが先行し、司法へのアクセスを断念する国民が少なからず存在していることが窺われる。■■■■■は、法曹人口の在り方の検討にあたっては、顕在化した法的ニーズに対応する法曹資格者数を机上のみで論ずるのではなく、これまで法的な問題に直面している国民が、弁護士にその問題解決を依頼しなかった理由などの実情を踏まえ、それが何故なのかを分析し、現場で発生している事実を重視すべきであるとする。我が国では、弁護士以外にも様々な分野で高い専門性をもつ隣接法律専門職がその専門分野において国民の問題解決の担い手として活動しており、弁護士が一定程度増加した現在においても、それら隣接法律専門職に対する国民の法的需要が減少したとは認識されていない。</p> <p>逆に、平成14年司法書士法の改正により、簡裁訴訟代理権等を取得した司法書士に対する訴訟関連業務の需要は、その後飛躍的に伸びているという事実がある。司法制度改革審議会が目指した「国民に身近で頼りがいのある司法の実現」の理念で描く「国民」の中には、地理的事情、経済的事情の他、情報不足や心理的負担など、法律家へ容易にアクセスできない事情を抱えている者が多くいることを念頭に置くべきである。それら多様な事情を抱える国民に寄り添う法律家は必ずしも一元的な養成課程を経た法曹有資格者だけでは十分ではなく、一定の分野で弁護士と同一の職域を有し、登記法等の分野では高い専門性をもって活動する司法書士をどのように積極的に活用していくかということも視野にいれて検討していくべきである。国民にとって利用しやすい司法の実現のためには、弁護士職と司法書士職をはじめとする他の専門士業の存在や歴史的に果たしてきた役割を前提にすべきである。したがって、法曹人口の在り方を検討するにあたっては、市民が法的問題の解決をどのように行っているのか、また弁護士以外の隣接法律専門職をどの程度利用しているのか等の検討を抜きにすることがあってはならない。その検討は、日本の司法制度の在り方を考えるためには是非とも必要である。■■■■■としては、貴会議が、■■■■■が指摘する上記課題について、司法機能の充実と法曹の役割拡大をはかる司法制度改革の理念に基づき、法曹三者だけではなく広く国民各層からの意見を十分に受け止めて検討を深め、最終的取りまとめにおいては現在の司法制度を支える法曹養成制度及び法曹の在り方とともに、当該課題への対応に向けた具体的な施策を提言されるよう期待するものである。なお、■■■■■においては、司法アクセス障害の解消に引き続き鋭意努力を継続していく所存である。</p>
----	-------------	---

1,959	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠く、は妥当な判断である。そうだとすると、なぜ、そのような誤りをおかしたのかの原因の究明が不可欠であり、まず、それをなすべきである。</p> <p>(2)現状においては、年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である、というのは無責任である。原因究明と合わせて、原因に対する対策を検討する中で、真剣に論じられるべき問題である。現状の2000人も、あるいは、1500人も妥当でないことは、取りまとめ文書の6～7頁に記載されている事実からも、明らかである。なお、「過払金返還請求訴訟事件を除く」は、現時点では妥当しないことは明らかである。そこで、以前の1000人(以下)の規模にすることと、それによる需要の状況などを踏まえての検証、を提言すべきである。</p> <p>(3)そして、合わせて、裁判官、検察官、とくに裁判官定員の見直しを早急に検討すべきである。司法予算の減少を止め、むしろ、増額すべきことも提言すべきである。</p>
		第3 2	法科大学院について	<p>(1)地域適正配置の方針を堅持すべきである。とくに地方の法科大学院に対して、適正な公的支援を行うべきである。</p> <p>(2)それと合わせて、大都市の有名校への学生の集中を抑制する方策を講じるべきである。</p> <p>(3)プロセスとしての養成という実績が、実際の合否には考慮されていないが、これを改めるべきである。試験内容の改善が必要である。</p> <p>(4)法科大学院生に対する経済的支援につき、奨学金の拡充など、より積極的な取り組みがなされるべきである。</p> <p>(5)授業時間の割り振りについて柔軟に対応できるような仕組みとすべきである。例えば、30人を超える場合には二クラスに分けることは意義があるが、15人程度の場合は一クラスにして、二クラスの場合の90分と90分との同一の内容の授業の繰り返しではなく、従来の90分授業と新しい内容の90分授業ができるようにすべきである。</p>
		第3 3	司法試験について	<p>(1)5年間で3回を廃止して、5年間で5回とすべきである。</p> <p>(2)試験科目の削減は反対する。従来の教養科目等の2科目の廃止自体、法律学以外の広い知識や見方を涵養するという方向に逆行していたものであり、問題であった。今、更に削減するのは、法曹の質の確保からみて問題である。</p>
		第3 4	司法修習について	<p>(1)市民の期待に応える法曹を養成するためには、貸与制を廃止して、給費制を復活すべきである。それは国の責任である。</p> <p>(2)司法修習の期間は、現在の1年間から、従前の2年間もしくは1年半とすべきである。そして、法曹の質を確保するために、従前の前期修習を復活すべきである。</p>
		第3 5	継続教育について	<p>(1)弁護士の継続教育だけではなく、裁判官、検察官の継続教育を具体的に検討すべきである。特に、昨今の検察官不祥事を見ると、検察官倫理の徹底が極めて重要である。</p> <p>(2)法科大学院において継続教育を実施するというのは現実的ではなく、反対である。</p>

1,960	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)「法曹有資格者の新しい分野における活動」の「更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して」「拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある」との部分には反対である。</p> <p>(理由)中間的取りまとめは、あくまでも供給過剰し続けることを前提としており、発想そのものが間違っている。そもそも「法曹」は、法律家という専門家(スペシャリスト)を育てるもので、ジェネラリストを育てるものではない。法律家は、人権を擁護する機能を有するが、濫用ないし悪用されれば、人権を侵害しかねない危険がある。法曹有資格者の数は社会的ニーズを満たす必要最小限に留めるべきである。司法改革では、法曹に対するニーズがあるという理由で弁護士数を激増させたはずで、本末転倒である。ニーズがないことが判明した以上、法曹有資格者数の減少に方針転換すべきである。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)年間司法試験合格者数を500人程度にする等1000人未満の数値目標を掲げるべきである。</p> <p>(理由)現在の3万人程度の弁護士数でも多過ぎ、過剰供給による質の低下やオンザジョブトレーニングの欠如といった弊害が顕著に現れている。法曹養成制度検討会議の委員は、きわめて一部の委員を除いて法曹有資格者の過剰供給による弊害や問題点について触れようとしめない。過剰供給による弊害や法曹志願者数の激減について問題意識が欠如した委員が多すぎる。司法改革の失敗により司法制度は機能不全に陥りつつあり、市民の人権擁護機能も十分果せなくなりつつある。法曹養成制度検討会議のほとんどの委員は、司法制度改革の検証を真面目には見えない。実際、中間的取りまとめでは、裁判官乃至裁判所改革についても全く触れられておらず、法曹養成制度の検証になっていない。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることから撤廃すべきである。</p> <p>(理由)法科大学院修了を受験資格とすることになり、法曹志願者にとっては経済的負担や法曹になれるまでの時間が一律的に増すことになった。その結果、法曹志願者は激減し、給源の多様性は失われつつある。法科大学院修了要件は、法曹志願者にとって参入障壁にほかならない。</p>
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法曹志願者減少の主な要因は司法試験合格率ではなく、法科大学院修了を受験要件としていることにある。</p> <p>(理由)旧司法試験では、合格率が2パーセントでも法曹志願者は増加し続け、一時期司法試験志願者は5万人を超えるに至った。法科大学院入学者数は激減し続ける一方で、予備試験受験者数は年々増加している。統計的事実を虚心坦懐に検討すれば、法科大学院の修了要件が法曹志願者激減の元凶であることは自ずと明らかである。法曹志願者を増やすには、まずは、法科大学院修了を受験資格要件から外すべきである。中間的とりまとめは、あくまでも法科大学院の受験資格要件を前提とした偏頗な検討に終始しており不合理である。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給与制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)法曹養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権擁護機能の観点から充実した法曹養成は国の責務である。司法修習生の修習専念義務を外せばよいという問題ではない。</p>

		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・ 設置数、認証評価	(意見)法科大学院制度をあくまでも前提としているところが間違っている。 (理由)法曹養成の中核はあくまでも司法修習制度である。司法試験受験要件から法科大学院修了を外し、司法試験合格者数を激減させて法曹としての魅力を復活させれば、法曹志願者は増加する。統廃合や定員数等については、大学自治の観点から各法科大学院の自主性を重んずるべきである。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限は撤廃すべきである。 (理由)受験回数制限は、法科大学院制度存続のため以外に根拠が存在しない。法科大学院教育が機能していれば、5年以上経っても教育効果が薄れることはなく「法科大学院教育の効果が薄れないうちに司法試験を受験させる」などと言った議論には根拠がない。仮に、5年で教育効果が薄れるというのであれば、法科大学院教育の方をこそ見直すべきである。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度の廃止や間口を狭めることには反対である。 (理由)給源の多様性を高め、法曹志願者を増加させるためには、むしろ予備試験制度の間口を広げるべきである。
		第3 4 (1)	法科大学院教育との連 携	(意見)法曹養成は司法修習制度において一元的に行われるべきである。 (理由)法科大学院教育は、法科大学院により内容及び質等様々であり、統一的な法曹養成は不可能である。法曹倫理等実務科目を法科大学院で行っても受験に合格することが関心事である学生には負担でしかない。実務教育は現場を見た上での実地訓練における教育でなければ、教育効果を上げることは難しい。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)前期修習を復活させるべきである。 (理由)実務修習につく前に前期修習を行うことは、実効性ある実務修習を積む上では必要不可欠である。
1,961	5/13	第1	法曹有資格者の活動領 域の在り方	(意見)「法曹有資格者の新しい分野における活動」の「更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して」「拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある」との部分には反対である。 (理由)中間的取りまとめは、あくまでも供給過剰し続けることを前提としており、発想そのものが間違っている。そもそも「法曹」は、法律家という専門家(スペシャリスト)を育てるもので、ジェネラリストを育てるものではない。法律家は、人権を擁護する機能を有するが、濫用ないし悪用されれば、人権を侵害しかねない危険がある。法曹有資格者の数は社会的ニーズを満たす必要最小限に留めるべきである。司法改革では、法曹に対するニーズがあるという理由で弁護士数を激増させたはずで、本末転倒である。ニーズがないことが判明した以上、法曹有資格者数の減少に方針転換すべきである。

第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)年間司法試験合格者数を500人程度にする等1000人未満の数値目標を掲げるべきである。 (理由)現在の3万人程度の弁護士数でも多過ぎ、過剰供給による質の低下やオンザジョブトレーニングの欠如といった弊害が顕著に現れている。法曹養成制度検討会議の委員は、きわめて一部の委員を除いて法曹有資格者の過剰供給による弊害や問題点について触れようとしめない。過剰供給による弊害や法曹志願者数の激減について問題意識が欠如した委員が多すぎる。司法改革の失敗により司法制度は機能不全に陥りつつあり、市民の人権擁護機能も十分果せなくなりつつある。法曹養成制度検討会議のほとんどの委員は、司法制度改革の検証を真面目にしているようには見えない。実際、中間的取りまとめでは、裁判官乃至裁判所改革についても全く触れられておらず、法曹養成制度の検証になっていない。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることから撤廃すべきである。 (理由)法科大学院修了を受験資格とすることになり、法曹志願者にとっては経済的負担や法曹になれるまでの時間が一律的に増すことになった。その結果、法曹志願者は激減し、給源の多様性は失われつつある。法科大学院修了要件は、法曹志願者にとって参入障壁にはかならない。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)法曹志願者減少の主な要因は司法試験合格率ではなく、法科大学院修了を受験要件としていることにある。 (理由)旧司法試験では、合格率が2パーセントでも法曹志願者は増加し続け、一時期司法試験志願者は5万人を超えるに至った。法科大学院入学者数は激減し続ける一方で、予備試験受験者数は年々増加している。統計的事実を虚心坦懐に検討すれば、法科大学院の修了要件が法曹志願者激減の元凶であることは自ずと明らかである。法曹志願者を増やすには、まずは、法科大学院修了を受験資格要件から外すべきである。中間的とりまとめは、あくまでも法科大学院の受験資格要件を前提とした偏頗な検討に終始しており不合理である。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給与制を復活させるべきである。 (理由)法曹養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権擁護機能の観点から充実した法曹養成は国の責務である。司法修習生の修習専念義務を外せばよいと言う問題ではない。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)法科大学院制度をあくまでも前提としているところが間違っている。 (理由)法曹養成の中核はあくまでも司法修習制度である。司法試験受験要件から法科大学院修了を外し、司法試験合格者数を激減させて法曹としての魅力を復活させれば、法曹志願者は増加する。統廃合や定員数等については、大学自治の観点から各法科大学院の自主性を重んずるべきである。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限は撤廃すべきである。 (理由)受験回数制限は、法科大学院制度存続のため以外に根拠が存在しない。法科大学院教育が機能していれば、5年以上経っても教育効果が薄れることはなく「法科大学院教育の効果が薄れないうちに司法試験を受験させる」などと言った議論には根拠がない。仮に、5年で教育効果が薄れるというのであれば、法科大学院教育の方をこそ見直すべきである。

		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)予備試験制度の廃止や間口を狭めることには反対である。 (理由)給源の多様性を高め、法曹志願者を増加させるためには、むしろ予備試験制度の間口を広げるべきである。
		第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)法曹養成は司法修習制度において一元的に行われるべきである。 (理由)法科大学院教育は、法科大学院により内容及び質等様々であり、統一的な法曹養成は不可能である。法曹倫理等実務科目を法科大学院で行っても受験に合格することが関心事である学生には負担でしかない。実務教育は現場を見た上での実地訓練における教育でなければ、教育効果を上げることは難しい。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)前期修習を復活させるべきである。 (理由)実務修習につく前に前期修習を行うことは、実効性ある実務修習を積む上では必要不可欠である。
1,962	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	1、中間取りまとめは活動領域について「広がりがいまだ限定する」としているがもともとそれほどニーズはなかった。しかるに「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」との推測のもとに大増員が行われたことに対し、中間とりまとめは、誠実な総括と反省がなく、同じ誤りを繰り返そうとしている。 2、中間とりまとめは「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」と言うが、法曹に対する潜在するニーズを法曹の増加が顕在化させるという主張が間違いであったことは既に実証されている。既に増加した法曹を吸収するだけの活動領域の広がりが今後あるとは予測できない。法テラス常勤、企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大で大幅な供給過剰は解消しない。
		第2	今後の法曹人口の在り方	中間とりまとめは3000人目標は撤廃するが、新たに数値目標を設けずに「その都度検討する」と言うが、無責任である。3000人という目標を現時点において掲げることは現実性を欠くと中間取りまとめは指摘する。それならば将来、再び現実性が出てくる可能性があることを否定するものではない、というような、根拠のない幻想によることなく現時点での現実性を検証し、現時点での方向性を明示すべきである。法曹志願者の激減、就職難、法律事務所の経営破綻等の危機を直視するならば司法試験合格者数1000人以下の目標を明示し、この危機に歯止めをかけなければならない。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院を設置した真の意図は、司法試験合格者を大幅増員すると司法研修所の定員も増加し、司法修習生への給料も増加し国家財政への負担が大きくなるので、司法修習で行われていた教育を法科大学院に一部移し司法修習期間を短縮し、国家財政への負担を減少させようとの意図があった。しかし、質の高い法曹の養成は国家の責務であり、そのための負担を法科大学院を設置して法曹志願者個人に負担させようとする意図は間違いである。成文法の国である我が国において、ソクラテスマソッド等双方向の議論を重視した教育は必ずしも必要ない。「法科大学院修了直後の受験者の合格率が最も高く」と中間的取りまとめは指摘し法科大学院の成果を強調するが、法科大学院組より、予備試験組の合格率が約3倍も高いのは、どう考えるのであろうか。法学部、司法試験、2年の司法研究所、その後のOJTで、法曹の質に大きな問題はなかった。法科大学院を中核とする法曹養成は、法曹志願者に多数の費用負担を強いるので、反対である。

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	中間的取りまとめは、法曹志願者の減少の理由を司法試験合格率が高くなっておらず、時間的経済的負担のある法科大学院に入学しても就職状況も厳しいなどの理由をあげる。それらの理由の原因となっているのは法科大学院卒の必要性和弁護士の供給過剰である。中間的取りまとめは、この点の理解が欠如している。法曹の多様性について法学未修者を1年で既修者と同じレベルにしようとする制度に無理がある。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	第3 1 (1)に記載したように、司法試験の受験資格から法科大学院卒をはずし、司法研究所は2年で給費制にすべきである。多くの弁護士が発時点借金を抱えているというのは、国民にとっても不幸である。
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	法科大学院修了を司法試験受験資格からはずすのがよいとの意見である。そうすれば、自然に大学院は減少するであろう。仮に大学院終了者の約7～8割が司法試験に合格するようになったとしても、2～3割は合格しないのであれば、大学院の教育は、司法試験の受験をめざすものとならざるを得ない。
		第3 2 (2)	法学未修者の教育	前述(第3 1 (2))したが、法学未修者を1年で法学既修者と同じレベルにするのは無理な制度である。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数制限を撤廃すべきである。10年ぐらい受験をして、現在立派な弁護士になっている人もある。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	受験者の負担を軽くするため、1日司法試験程度に科目を減らすべきである。現在、基本的な法律科目が十分理解できてない合格者が散見される。
		第3 3 (3)	予備試験制度	法科大学院終了を司法試験受験資格の原則とする制度を続けるならば、法科大学院の時間的経済的負担を考えると、法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度として重要なものと位置付けるべきである。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	中間的取りまとめは「司法修習の段階でも、より多様な分野について知識、技能を修得する機会が設けられることが望ましい」と言うが、基本的分野のより高い養成を行うことが、国民にとって利益であり、広く浅い教育をしかも1年で行おうとすることは望ましくない。
1,963	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)①「司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標掲げは現実性を欠く。」との認識には賛成である。 ②「今後の法曹人口の在り方」を検討する上で、最も大事なものは、必要な裁判官数と検察官数である。司法の質を向上させ、司法が適正かつ迅速に紛争の解決を図る機能を発揮するには、現状の裁判官の数を2倍に、検察官の数を1.5倍にすべきである。 (理由)①について 司法試験で合格者とするか否かは、法曹としての最低限の資質、知識・能力を有すると判定できるか否かで決めるべきであり、最初に合格者数を決めて、資質・能力のない者でも決められた「合格者数」を満たすために合格者としてはならない。合格者数を急増させてから、一部の優秀な合格者が出てくる面は否定しないが、法曹としての資質・能力に疑問を感じる若手合格者が目につく。市民にとってはどの弁護士に依頼しても一定水準の法曹としての知識・能力を備えているという信頼感が必要である。

				<p>従って、「年間3000人の合格者」という数値を決めるのではなく、法曹としての資質・知識・能力の最低水準を割り出し、その水準に達していなければ、年間1000人しか合格者が出なくてもよい。</p> <p>②について 司法改革の中心は、裁判に対する信頼の回復と利用しやすさを図ることにある。ところが、現状の裁判官数は少なすぎ、1人の裁判官が抱える事件数が100件を超えている。そのために、裁判官は一つ一つの事件に向き合う時間が少ないため、不正確な事実認定や実態に合った適正な判断ができない事案が目につく。また、裁判官は多忙で、裁判官自身の人間としての素養を向上させる時間を持つのが困難になっている。従って、裁判官数を現状の二倍程度に増やし、裁判官が余裕をもって個々の事件に向き合うようにすることが、裁判に対する信頼の回復と迅速な事件処理にとって必要となっている。また、検察官数についても、現状は少なすぎ、捜査を担当する検察官は警察の集めた捜査記録を見て、警察で作られた被告人調書の要約版の検察官調書を作るだけしかできなくなっている。本来は、個々の検察官が、警察の捜査の指示をしたり、検察官が独自に捜査(特捜)をする時間とスタッフを持つべきである。そのためには、検察官の数も1.5倍程度に増やす必要がある。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する経済的支援について「貸与制を前提とした上で」という部分は削除・撤回すべきであり、修習期間中は、これまでどおり国家公務員に準じた額の給付と身分を保障すべきである。</p> <p>(理由)私が司法試験に合格したのは31才であり、すでに結婚していて、子供も養っていた。それまでは、アルバイトと親からの仕送りで生活を支えていたが、司法修習生になると、一切のアルバイトも禁止され、修習専念義務が課されるため、そのとき、もし給費制が廃止されていたら、無収入のまま、生活し子を養育しなければならなかったことになり、考えても恐ろしくなる。また、修習生は、私たちのころは、国家公務員共済にも入り、公務員としての身分が保障されていたが、「貸与制」になった今は、修習生の公務員としての身分がなく、かつ無収入であり、社会生活上の不利益が生じている(収入証明が出せないでマンションに入居契約できないなど)。司法修習生は、国が司法試験合格者に修習を義務づけるものであり、司法を支える人材の国家による養成であるため、公務員としての身分と給与をもって待遇すべきである。</p>
1,964	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです。(中間的とりまとめに反対である)</p> <p>(理由)裁判官、検察官の増加が見込まれない現状では、弁護士の数が増えるばかりだが、就職難の現状では、その数を増やしても就職難の状況を解消できない。</p> <p>(意見)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)</p>

第3 1 (1) 及び 第3 2	法曹養成課程における経済的支援及び法科大学院について	<p>(意見)・維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)</p> <p>具体的方策については、次の方法が適切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の定員削減 ・課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しの促進(公的支援の見直しなど) <p>法学未修者教育の充実(1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入、法律基本科目をより重点的に学べるシステムの改善)</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること ・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること ・司法修習修了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること <p>(理由)法科大学院の学費等の負担のみならず、修習においても貸与制として、更なる負担を強いられることが、法曹を目指すか否かという目的設定の際の足かせになっていると思います。</p> <p>(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ・司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ・法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 <p>(理由)法科大学院生、司法修習生に対する経済的支援がないことが、彼らの活動領域をせばめ、多様性の確保の障害になっていると感じるからです。</p>
第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をするべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)</p> <p>(意見)司法修習生に対する具体的な経済支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)</p> <p>(理由)ノキ弁・即独弁護士が増加すると、貸与金を返済できない人が増加する。国家の司法を支える法曹を育成するのは国家の責務である。貸与にすると、就職ばかりに気が入ってしまい、修習に集中できず、修習の阻害・障害となっている。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)回数制限自体は、維持するべきではありますが、回数を増加する等の制限緩和を考えるべきだと思います。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見)現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。</p>

		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 制限的に実施するべきだと思います。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由) 実務修習2ヶ月といっても、年末・年始やGW等が入ると、実質40日位しかなく、裁判所・検察庁で学べるものが明らかに少なすぎる。
		第3 5	継続教育について	(意見) 法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。
1,965	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) とりまとめが述べるように法曹資格者の活動領域の広がりや需要は限定的でしかなかったが、これが司法制度改革審議会の意見書が出たあと12年間もの長期間に挙げたわずかな成果であり、そう簡単に活動領域が広がる情勢にないことを再確認しなければならない。これから各分野のニーズを多角的に分析するとともにこれから解決策を検討し拡大に向けた取り組みを積極的に行うというとりまとめは、これまでの歴史と現状を無視するものであり、この改革の基になった司法制度改革審議会の意見書が出てから12年もたつて提案するようなことではない。</p> <p>(理由) これまでの12年間を全く無視した議論である。 おそらく、貴会議のとりまとめが、一番冒頭に法曹有資格者のニーズの拡大を取り上げたということは、少なくとも現状において、法曹有資格者のニーズ(重要)がこの改革において最も重要な課題であることを認めているということであると理解できる。</p> <p>しかし、司法制度改革審議会の意見書が出てから12年もの長期間を経過してこの惨状である。政府が提案したのであるから、まず国が積極的に公務員として弁護士を採用する政策がとられて当然であった。地方自治体に対しても積極的に弁護士を雇用するよう働きかけなければならなかったはずである。しかし、そのようなことは全くないに等しい。とりまとめには、公務員の期限付き雇用を指摘しているが、法曹特に弁護士という職業について全く理解をしていない。弁護士は、通常事件を受任して初めて成り立つ職業であるが、事件の依頼が来るまでには、事務所を設け、多くの人のつながりを持って、多くの場合時間をかけて依頼を獲得できるようになる仕事である。会社員や公務員のように、なればすぐに収入を得られる職業と違う。費用もかかる。使い捨てのような使い方をされても、期限後の弁護士としての仕事の目処は立たない。弁護士としては公務員の期限付き雇用を就職先としては考えにくい。特に実務経験者を求めるのであればなおさらである。</p> <p>そもそも、法曹人口を輩出するのに必要な基礎は、輩出された法曹(特にここでは大幅な増加をしている弁護士)が職業として成り立たなければならない。何故ならば、法曹になるための資格取得の期間及び努力とその経済的負担は一人の人生にとって並大抵のものではない。通常、高校卒業後、若しくは大学を卒業して就職する。はっきり言って多くの大学生はまともな勉強をしていない者の方が圧倒的に多い。弁護士になる場合、大学に行けばよいというものではない。時間をかけ、法科大学院に通う必要があり、多額の負担をし、受かるかどうか分からない司法試験を受け合格までしなければならない。並大抵の努力ではない。そこまでの努力をさせられ、借金までさせられて生活が成り立たないような職業など、当然見向きもされない。このような基本的なことを理解されていない方が法曹養成会議の委員の多くを占めることについては失望を感じざるを得ない。</p>

しかも、とりまとめのこの項で指摘されている今後拡大が見込まれるとする仕事は、多くはボランティアの仕事であり、弁護士が収入の糧を得られる様なものではないか、雇用する方が積極的にならない限り弁護士側で何か出来るものでないものばかりである。たとえば、具体例を挙げれば、朝日新聞を始めとする大手新聞社は、法曹人口について3000人合格を社説で何度も叫び合格の人数を減らすことをエゴだと非難しつつづけているが、あれだけ弁護士が必要と言いながら、かつ何千億もの売り上げを挙げているのに司法修習生からこの12年間一人も採用していない。本来マスコミとして弁護士が社内にいることは、人権侵害を起こす可能性が強い業種として当然のことははずである。そのような認識もないようである。

海外の取引の仕事等も挙げられているが、アメリカと日本では状況が全く違う。一方的に自分の国の言語(英語)と法律を押しつけ、自分達の考えで仕事出来るように圧力をかけて仕事ができる環境と、法体系も言語も全く違い、言語も法律も全てやり直す必要がある日本とは環境が違いすぎる。もし、企業がそれを望むのであれば、そのような弁護士を養成する機関を必要とする企業が出資して、自前で設置すればよいのである(利益を得るのはその企業であり、それこそ自己責任である)。国も国策として必要と考えるのであればそれに協力すればよい。合格人数を増やしたからといってそのような人間が増えるわけではない。そこまでの必要性を企業が感じていないから、以上のようなことをしなかったに過ぎない。このでの需要は、現在あるいわゆる渉外事務所に依頼することで不都合を感じていないに過ぎない。

この項の最後として、多くの法科大学院の関係者が委員としていらっしゃるが、大学や大学院においてでも司法修習生から教員としてではなく職員を雇用しているという話は聞こえてこない。今の状況からすれば法務博士を養成した大学の責任として、積極的に雇用すべきはずだと思うがどうしてそうしないのか不思議である。積極的な雇用を求める。そうすることが言動の一致した行動となる。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)合格者数は1000人以下と明示することを求める。 (理由)3000人の数値目標が現実性を欠くことはその通りである。しかし、今でも法曹に対する需要が今後増加すると言う認識は誤りである。</p> <p>すでに第1で述べたが、弁護士を増やすには、弁護士が職業として成り立たなければ、不可能である。多大な時間と経済的負担をしてまで弁護士になりたいと考える上では、間違いなく弁護士が経済的な面で今後職業として成り立つかどうかメルクマールとなる。経済的な面で今後職業として成り立たないならば、有為な人材も、弁護士になるより、経済的負担も少なく、また時間もかからない形で、大学卒業後直ぐに就職する方向に向くのは当たり前である。当然司法への有為な人材の参入は見込めない。</p> <p>この取りまとめは、司法制度改革審議会の意見書が出されて、これまでの12年の結果を無視して、何の具体的根拠を示すことなく、法曹に対するニーズについて間違った判断をした司法制度改革審議会の意見書の意見をそのまま引用している。このようなこれまでの歴史と現状を無視して、前記意見書の意見を前提に法曹養成と法曹人口について今後のことを考えることは間違いであることが明らかになっている。</p> <p>国民から一番望まれる弁護士像は、「信頼できる弁護士」である。信頼できる弁護士だからこそ、安心して依頼をすることができる。信頼できる一番の根拠は、弁護士が経済的に安定していることである。生活さえも成り立たない弁護士に弁護士の中心的業務であるお金にまつわる事件の依頼は怖くてできない。司法修習を終えても就職もできない者が約4分の1にも達し、就職できても軒弁や最初から独立する者も多い。多くのベテランの弁護士の事務所でも、軒並み担当している事件数が減少している。だからこそ、新たな弁護士の就職先もなかなか見つからない。しかもそのような状況だから有為な人材の法曹への志望が激減している。これらのことを認識することなく、司法改革を語ることは、現状を無視した司法改革である。</p>
----	-------------	---

		<p>このような問題を発生させたのは、まさに、司法試験の年間合格者を弁護士の需要についての何の具体的な根拠もない予測を前提に、無条件に増やした結果である。司法において、弁護士は、国民からの信頼があって初めて重要な役割を果たせる。人数がいても、依頼できる信頼できる弁護士がいなければ、国民は安心して、弁護士に依頼できない。法曹、特に弁護士の質とは、信頼できることが第1である。信頼できる弁護士と言えるには、弁護士が経済的に安定した状況にいること(少なくとも生活はきちんとしていけること)は必須である。さらに、十分な知識を持ちまた十分に訓練された弁護士でなければならない。</p> <p>しかし、現状をみれば、無計画に弁護士人口を増やしたために、まず、知識をきちんと有しない弁護士が増加し(昔に比べ格段に容易に合格できるようになっている。)、合格者人数を大幅に増やしたために、実務訓練をする修習期間も2年あったものを1年に削り、かつマセデュケーションになっており、経済的にも、基本的に多くの借金をしなければ、弁護士になれない制度を作り出した。さらに、大幅な合格者増により、多額の借金を背負っているのに、修習を終えても就職先さえできない者を多く作り出し、これまで弁護士が、行ってきた経験を積む場であるオン・ザ・ジョブ・トレーニングもできない状況になっている。</p> <p>信頼できる弁護士であるためには、前述したような条件が必要であるが、3,000人の年間合格者をめざしたために、2,000人の年間合格者の発生時点で、すでにそう簡単に解決できない問題(弁護士の信頼の喪失という問題)が生じている。信頼を回復するには、弁護士としての職業が成り立つ程度の適正な弁護士人口にする必要がある。本来、すでに、弁護士については、供給過剰であり、適正人口に落ち着かせるには、人数をこれ以上増やすことはできない。それでも、需要をオーバーしているのである。増やさないための合格者数としては、精々年間600人程度であるが(死亡や年齢で廃業する人の人数が精々その程度である)、貴会議がいう今後の需要増も含めて、600名から1,000名程度まで合格者を減らせば、今後の需要にも対応できる。このままの年間合格者数では、弁護士の信頼をこれからも醸成していくことは不可能である。</p> <p>仮に年間1,000名でも、4万8,000人まで増え、最終的には43,000人程度で均衡するので、これからでも最終的には1万人は増えることとなる。有為な人材を取り込み、かつ弁護士の信頼を少しでも維持し、国民による弁護士の有効利用をはかるのであれば、このように年間合格者を1,000人以下にしなければならない。もし、万が一、需要がかなり増える見込みが出てくれば、その需要の中身もみながら、合格者数を増やすことを考えれば十分に対応できる。</p> <p>以上の理由から、今後の司法試験の合格者を年間1,000人以下と明示する意見を述べる。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>(意見)とりまとめの意見、特に、法曹志願者、法曹多様性の確保をするために合格率をあげるという意見については到底賛同できない。法曹志願者が激減したのは、弁護士が魅力のある職業ではなくなったからである。</p> <p>(理由)第3の(1)についても賛同できないが、時間の関係もありこの点については、これ以上意見を述べない。</p> <p>本項についての意見の理由であるが、すでに、他の項で述べてきた通りである。弁護士という職業に魅力がなくなったからである。まずは、経済的にみても、大半の人が借金をしなければならず、就職も出来ず、弁護士として登録しても生活が成り立つかどうかさえわからない弁護士という職業に魅力を全く感じなくなったからである。合格率をあげても、前記のような状況があれば、敢えて危険を犯し、借金をしてかつ無駄な時間を浪費して弁護士になるというインセンティブは存在しないので司法試験を受験すること自体魅力を感じなくなっている。おそらく、これからもっと受験者数は入学者数減に比例して減るはずである。全くこの本質をみていないとりまとめの意見、特に合格率を上げれば志願者が増えるという意見には到底賛成できない。本質をみるべきである。</p>

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見) 司法修習については、貸与制を廃止して給費制性に戻し、かつこれまで貸与制で修習を修了した者にも、給費を支給すべきである。 (理由) 貸与制は明らかに憲法違反である。 給費は経済的「支援」ではない。「支援」とは、「力を貸して助けること」(大辞泉)である。国が法曹養成において、実務修習を必須と考え、修習の専念義務を課している。そのため、修習生は働くことができず、収入を得られなくなっている。 国が修習の専念義務を課すことで、収入を得られなくなったので、その部分について、義務を課した国が、その義務として、修習生に修習の対価として「給料」を支払うのは当然のことである。自分で義務を課し働く権利を侵害しておきながら、そのことを省みることなく、権利を侵害した国が本来負担しなければならない経済的負担をおこなわず、あたかも自分が援助者のごとく装って、「支援」と言うこと自体許されないことである。税金を負担した国民がいえば何でも許されるわけではない。国が刑罰権などの行使で正当な理由で拘束することにより、労働ができないようになることは憲法違反ではないが、そのような正当な権限も無いのに、自分の都合で、行動を制限し、その対価を支払わないことは、まさに労働をしてその対価を受け取る権利を侵害するものである。 もし、修習が、仕事ほどの価値がないというのであれば、その修習を主催する国が、きちんと、仕事としての価値のある修習(修習生が行う内容をきつくすることも含めて)を考え、そのようなものとして設定すべきである。それも行わずに、やっている内容は仕事ではないから、労働の対価としての「給料」を支給しないというのは、権力を笠に着た傲慢な違憲の行為である。憲法違反の行為である。 アルバイトができるようにするという話も出ているが、もし、それが、修習時間を自由につぶして働くことができるというのであれば、別だが、修習はきちんとさせて、修習時間外においてバイトをできるようにするというのであれば、働く時間を奪っているという事実を消し去ることはできない。また修習以外の過重な労働をさせているということとなる。「給費」は修習の対価としての「給料」であり、仕事の対価である。「支援」という言葉でごまかすことはできない。給費制にしなければ、憲法違反である。速やかに給費制に戻すべきであるし、貸与制で司法修習を行った者には遡って給費を行わなければならない。</p>
<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>(意見) 受験資格を法科大学院に限ること、また受験回数を制限を維持することには反対する。 (理由) 法科大学院の卒業を受験資格とすることは、誰にでも本来公平であるべき司法の本質に反し、職業選択の自由にも反する。もし、弁護士の法曹教育をきちんとするのであれば、司法修習をもっと充実すればすむことである。また本来、法学部があるのであるから、法学部のカリキュラムをもっと充実させるべきであり、高額な学費の支出を前提とする法科大学院を設置して、原則その出身者だけに受験資格を認めることは、司法の中に不平等を持ち込むこととなる。試験さえ合格できれば、誰でもなれた旧司法試験のほうが明らかに公平である。 受験回数についても、制限する理由が見いだせない。そもそも法科大学院卒業後5年も経過して、不合格になり、だれが積極的に採用をするのか、どうしてそのような考え方が出てくるのか理解できない。絵に描いた餅である。</p>

				<p>法科大学院の教育効果が薄れるというが、法科大学院の教育がそれほど素晴らしいという前提自体おかしなことである。しかし、早く合格した者も、遅く合格した者も予備試験組を除いては全部法科大学院卒の人間である。もし、時間が立つと効果が薄れるというのであれば、各個人でみれば、試験の成績が当然年度を経るごとに、成績が順次下がるはずであるが、そのようなことは何ら証明されていない。予備試験合格者のほうが合格率がずっと高いという事実からは、逆に、法科大学院の教育が劣っているということを証明していることとなる。きちんと証明されていない、法科大学院の教育効果が薄れるという抽象的理由で受験回数を制限することは理由がない。受験するかどうかは、自己責任の問題である。受験制限は、明らかに合格率確保のためのものであり、その理由を全く議論しない法曹養成検討会義の取りまとめは理由がない。</p> <p>なお、法科大学院終了直後のほうが合格率が高いことをあげているが、それは、一般的には、その中で優秀な人間(試験に強い人間と言ったほうがよいかも知れない)が先に合格するだけであり、落ちる人間も法科大学院卒業直後の人間であり沢山いる。予備試験合格者の合格率について全くふれないこと自体検証がきちんとされていない。</p>
1,966	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>「中間とりまとめ」では、「質・量ともに豊かな法曹を養成することの理念の下、全体として法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」としている。</p> <p>(意見)上記「中間とりまとめ」については反対である。</p> <p>司法試験合格者をとりあえず1,000名とし、その結果を検討しながら合格者数を1,000名以下とすることを含め逐次検討していくべきである。</p> <p>(理由)(1)「中間とりまとめ」は、法曹人口の増加と言っているが、裁判官、検察官の増加は特に考えられていないことから、法曹のうち弁護士の増加を展望しているものと考えられる。</p> <p>従って、ここでは弁護士の社会的役割とそれを果たすための質と量の関係について述べる。</p> <p>(2)国民が国政に基本的に求めているものは、基本的人権が擁護され、社会正義が実現される社会である。</p> <p>司法は、国政の中で具体的事件を通じて、人権擁護と社会正義の実現をはかる最後の砦の役割を果たしている、重要な国家制度である。</p> <p>そして、この司法を担うものは法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)である。</p> <p>弁護士は、公務員ではないが、基本的人権の擁護と社会正義実現の使命を有しており(弁護士法1条)、刑事裁判には、人権擁護と社会正義実現のため、弁護人として参加しなければならない憲法上の機関である。また民事訴訟・行政訴訟においては、司法が人権擁護と社会正義実現の最後の砦の機能を果たすためには、弁護士が関係者を代理して具体的事件を取り上げて訴訟を提起しなければ、裁判もあり得ないことから、司法は機能しない。弁護士の法廷活動があつて初めて、人権擁護や社会正義に資する政策形成判決がなされるのである。これまでなされた公害裁判、薬害裁判、消費者裁判で、その成果が示されている。</p> <p>刑事裁判で再審無罪となるケースにおいては、法曹三者のなかで司法における弁護士の役割は重い。</p> <p>また、通常、既存の法基準には、しばしば矛盾や不備が存在していることは周知の事実であり、こうした場合、裁判官、弁護士等司法に携わる法専門家はこれを補充・修正していく一種の創造的作業を行うものとされている。</p> <p>従って一般の事件においても、弁護士は、人権擁護と社会正義実現の使命のもとに事件処理を行うことにより、司法による人権擁護と社会正義実現の社会秩序が維持され想像されるのである。</p> <p>なお、弁護士は、予防法学的業務、あるいは交渉業務等の裁判外業務にあつても、弁護士業務の人権擁護と社会正義実現の使命性を離れた業務を行ってはならない。この使命性に基づく客観的な判断こそが、通常、裁判所においても正当と認められ、依頼者にとって結果的には利益になるはずのものである。弁護士は、業務基準について使い分けをしてはならない。</p>

		<p>(3) 弁護士における質 以上で述べたように、弁護士は司法においても、また司法外業務においても、基本的人権擁護と社会正義実現を使命として業務を行う社会的役割を果たすべきものである。 従って弁護士の質とは、基本的人権を擁護し、社会正義の実現をはかる使命感を保持し、いかなる権力にも屈することなく、弁護士業務においてその使命達成に努める倫理的質を法技術的質とともに有することである。 そして、この倫理的質を欠いた場合、法技術質があるのみでは、かえって社会的に危険な存在となるものである。</p> <p>(4) 弁護士が、いかなる権力にも影響されることなく、人権擁護と社会正義を実現する倫理的質を保持するためには、弁護士の権力に対する独立性及び経済的独立性が必要である。 裁判官にあつては、その独立性が重要であるとして、憲法上、その身分保証(憲法78条)とともに、経済面でも、相当額の報酬を保証し(憲法79条6項、80条2項)独立性を保つための一環としている。 これからしても独立性の保証は、権力などに対する独立性とともに、経済面からの保証も重要であることが叡知として示されているのである。 弁護士の独立性については、権力などからの独立性は弁護士自治によって保証されているが、経済面は、構造的には依頼者があつた場合の報酬に依拠するものであつて、その収入確保の保証はない。 しかしながら国からの経済的な保証等は、国民から依頼を受けて国家権力とも対峙することのある弁護士として、相当ではなく、その他適切な方法はない。 それにもかかわらず、弁護士の経済的保証は弁護士の独立性と前記弁護士の倫理的質を維持するために必要事である。これらのことから、弁護士の経済的保証としては、弁護士人口を過当競争に陥れることなく、バランスのとれた適正な弁護士人口とする方策をとるよりほかはないのである。 従って、弁護士人口政策はこの観点から検討されなければならない。現在、これまでの弁護士人口増加政策により、すでに弁護士人口は大過剰となり、大きな問題となっていることは周知のことである。しかるに今回の「中間とりまとめ」は、更に弁護士人口増加政策を踏襲するものであつて、あつてはならないものである。弁護士過剰が問題となっている現状においては、とりあえず司法試験合格社を1,000人として検証し、バランスのとれた適正な弁護士数となるようにするべきである。</p>
<p>第3 1 (1)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成</p>	<p>「中間とりまとめ」は、「法科大学院を中核とする『プロセス』としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招く恐れがある。」としている。 (意見)法科大学院を中核とする法曹養成制度を放棄し、従来通りの、誰でもが司法試験を受験できる制度とすべきである。法科大学院は、法曹養成に特化することをやめ、手薄となって問題化している研究者要請を主とし、他のニーズを開拓することに意を用いるべきである。 (理由)法科大学院制度は、司法試験の受験資格を得るまでに、長期の期間と、多額の経済的負担(授業料等)が必要であり、そして、たとえ合格し司法修習が終了しても、すでに弁護士の大量増加のため、新しく弁護士職務につくことが困難な事態となっている。 その結果法科大学院制度が発足してから今日までの状況は、法科大学院の志望者が激減し、いまや法学部志望者すら減少を示しているといわれている。 このことからすると、法科大学院制度のもとにあつては、有為な人材を得ることができず、全体として質の低下を招くおそれが明らかに高くなっている。 従って、現在の法科大学院を中核とする法曹養成制度をやめ、評価の高かつた従前の期間2年の司法修習による法曹養成制度とすべきである。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>上記「中間とりまとめ」は、「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」としている。</p> <p>(意見)上記「中間とりまとめ」には反対である。</p> <p>司法修習生は給与制とすべきである。</p> <p>(理由)司法修習生は、修習が終了して、裁判官、検察官、弁護士に分かれるまでは、志望別の教育は一切行わず、すべていずれにもなるものとして、統一、平等の教育をうける。そして、統一、平等の修習は、法曹三者は、職が違って、それぞれ人権擁護と社会正義の実現を使命とする職であり、修習中、それぞれの職場について教育をうけてそれぞれの内容を知ることにより、大局的に司法全体の在り方を感じ、総合的に力量のある、しかも国民の人権と正義を守ることに寄与する、民主的法曹を育てる基礎となるものである。司法修習生は、司法試験に合格した者の中から最高裁判所が任命する者であり(裁判所法66条)、修習期間中、最高裁判所の定めるところにより修習に専念する義務がある(裁判所法67条2項)。また司法修習生は、修習について「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官、又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるよう努力しなければならない」とされている(司法修習生に関する規則4条)。更に制度上修習期間中は他職にはつけない、守秘義務も有するものである(同条規則、2条、3条)。このように司法修習生は、最高裁判所から任命されたものであり、修習修了後は重要な国家事務を行うものであることから当然のことながら必要上修習専念義務を課されているものである。</p> <p>従前、国は、弁護士を含む法曹三者は、国家事務を行うものであるとして、法曹三者の養成制度であった司法修習制度において、司法修習生について給与制としていた。</p> <p>現在も、法曹三者の役割はかわっていないし、また司法修習生の任命、修習専念義務等まったく変わっていない。それにもかかわらず、給与制を貸与制に切り替えたことは、変更の理由もなく、きわめて不当である。また、経済問題のため有為の人材を失うおそれも生ずる。すみやかに給与制を復活すべきである。</p>
1,967	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	弁護士の基本は在野であろう。裁判官と検察官を増員させるべき。
		第2	今後の法曹人口の在り方	激増の結果、明らかに質の悪い者が増えている。1000～1500人で十分。
		第3	法曹養成制度の在り方	ロースクールを受験資格にする必要はない。研修を義務付け、兼業を禁止しながら貸与制とするのは憲法違反。
		第4	その他	ロースクールを撤廃し、修習を充実させるべき。

1,968	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	国民が、健全な生活を守る上で、法曹三者に求めているのは、常識・良識と高度な法的知識を兼ね備えた「法律の専門家」たる存在である。官公庁において、真の意味で弱者の立場を理解することができ、且つ、公平な立場で公共の利益をも考慮できる法曹有資格者が活躍することは、ある程度は意義があることだと思う。しかし、必要以上に行政や一般企業に弁護士が増えることが、望ましい状況であるとは思えない。むしろ、弱者の立場や心情を慮ることもできる、良識ある高度な法律のプロを養成し、裁判官や検察官を増やす必要があるのではないか。
		第2	今後の法曹人口の在り方	弁護士人口を無理に増やそうとした結果、現在、明らかに知識や常識に欠ける法曹有資格者が増えている。そのような法曹有資格者を増やすことに意味があるとは思えない。また、旧制度下においては、一生かかっても有資格者にはなれなかったであろう人たち（明らかな知識・技能不足の者）まで有資格者となることのできる制度にしてしまった結果、無駄に法曹人口が増えてしまった。そして、司法試験に合格しても就職さえできない人が増えているという状況になっている（必ずしも、能力的に劣る人や、知識に欠ける人が就職できていないわけではない。現在法曹有資格者として活動している者の中に、明らかな知識・能力不足の新試験合格者が多く存在することの方が問題である。）。知識の乏しい法曹資格者が増えることは、市民にとって、多方面でマイナスでしかない。一般市民が、法律のプロとして安心して頼ることができる高度な法的知識を持った人たちだけが取得できる「高度な資格」のレベルを保つことが重要であると思う。従って、現在の法曹人口の増やし方は直ちに改めるべきである。
		第3	法曹養成制度の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院修了を受験資格とするのは、直ちに撤廃すべきである（学歴制限は不要。旧試験方式に戻し、合格者人数も減少させることで、知識レベルは維持できると考える。） ・修習生への給費制を復活させるべきである（兼業禁止である以上、支給すべき。） ・修習期間を旧制度に戻すべきである（現行の期間では、研修不足。） ・受験回数制限の緩和（但し、法科大学院修了を前提としない場合のみ。） <p>現行制度を継続させた場合、金銭的に恵まれた者しか法曹を志すことができなくなり、将来、法曹界は、偏った人材だけで構成される奇妙な有資格者の集合体になりかねない。そうなれば、一般市民の感覚を理解できるものが減り、法曹人口を増やした意味などなくなるであろう。それどころか、法曹を志す人たちが減少することで、著しい質の低下に繋がると危惧する。</p>
1,969	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>○活動領域の対象が狭い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここには国家公務員、地方自治体、福祉等があげられているが限定的であり、それ以上に従来の訴訟等について弁護士の必要性和拡充もかかげるべき。 ・活動領域の拡大は、受け入れる側の理由が必要でありそれを明確にしつつ、受け入れる側は有資格者に何を望むのかの必要性を見出し、マッチングが大事である。 <p>○利用しやすいが大切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の人々からすれば、法曹、すなわち弁護士、検察官、裁判官その他そして裁判所、すべてが遠く感じられるのも現実。弁護士にとどまらず、法に係わる全てが主要都市だけではなく地方そして身近に存在する事それが活動領域の拡充につながると考える。

		<p>○法曹、有資格者の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領域の在り方を考えるうえで有資格者が各分野におけるニーズに応えられる能力や資質を有している必要がある。そのため法科大学院においては実社会で通用する教育を十分に行う必要があり、大学院の在り方は今後も検討する必要がある。 <p>○企業内法曹有資格者の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内での有用性は、法務全体の充実強化やコンプライアンスの強化など資格を生かした役割が期待される。その反面、企業有意の為、弁護士の意見を無視し企業に都合のいい意見を出すよう求められた時、それに応じないとその地位が脅かされることがないような弁護士の保障制度も必要である。 <p>○活動領域を考えるうえで財源の政策的措置を考えるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体や福祉分野を考えた時、有資格者の必要性を確信しても、それを実現するための財源の確保が難しい事を考えればそれは不可欠である。 <p>○地方自治体や福祉分野等その他の分野での連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会において団体や個人など全てにおいて法曹の必要性は、だれもが感じている事である。一般の人々が関わりやすくする為にも有資格者による連携を今後確立させる事も重要だと思う。
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>○法曹人口増は状況に応じて増やし、当面、1500人まで減員すること。そして、いま一度制度の見直しと受け皿を確保しつつ、法曹の魅力を回復する事が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹人口の在り方は全ての在り方に関わる。同時進行しなくては歪みとなってあらわれる。そのためには現在2000人前後で推移している合格者数は1500人前後で進める。これは司法研修所における集合修習を全員が同時に行える人数となり、新人弁護士のスキルの向上や、新人弁護士の就職難、ひいては、志望者の減少などの歯止めとなるからである。 ・試験合格者数は定期的に検討する必要がある、社会の動向や有資格者の現状を把握検討する機関なり団体等を明確にすること。 ・法曹人口を弁護士だけでなく以外の法曹や司法職員の増員も合わせて行う必要がある。そのことが広く法のサービス向上につながる。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>○法科大学院に入学するリスクを減らす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格率が高くない、弁護士になっても就職が難しい、大学院修了までの経済的、時間的負担を軽くするためには、大学院の定員を大幅に削減し合格率を上げることが学生の不満を解消する一つとなる。

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>○学費の低額化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その為に法科大学院を統廃合させ、法科大学院に対し、国の財政支援を行い、他の大学院より授業料の負担を軽減する事。 ・日本学生支援機構による「特に優れた業績による返還免除制度」の対象枠を増やし、法科大学院生を対象として給付奨学金制度を創設すること。 <p>○給費制の復活をさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹をめざす為には経済的負担は大きい。そのため、経済的に恵まれた人だけが目指せる法曹であってはならない。いろいろな状況で目指すので広い分野での活躍が期待できる。 ・法曹に携わる人として中立公正に物事を進める為にも、経済的負担が大きい事は緩和されるべき。
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>○定員を削減する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の維持、向上をさせるため、クラスの数や定員が適正であり一定の教員の質が保たれている事が必要である。現状を考えたとき、法科大学院全体の定員を大幅に削減すること、そのとき大学院の地域適正配置はしっかり保たれること(地域に不均衡がない)それにより地域格差が発生しないことが大切である。質の向上で追記すれば、大規模、小規模校での教育の格差を生じさせない事、大学院で受けるべき教育の質も考えたい。 <p>○定員削減、統廃合などの組織見直しを促進する上で地方法科大学院及び夜間法科大学院については、一定の時間を与える特例措置が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方及び夜間法科大学院は、法曹の多様性の確保に重要な役割があり、地方法科大学院は、地方過疎の解消や地域司法の充実、発展及び地方自治、分権を支える人材の育成にも貢献しているからである。上記の特性を有する大学院については地方司法の充実と発展の観点から積極的な支援を行うことも検討すべ
1,970	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)</p> <p>(理由)私は、自治体立単科精神病院の勤務医です。最近は触法行為を行った精神障害者の鑑定業務、医療、社会復帰の場面にかかわることが多い。特に精神障害を持つ人の社会での生活を支える点において、司法関係者特に弁護士の役割が大きいと考えている。地方自治体や精神科病院で法律家の支援を必要とされていることを留意いただきたい。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由)現状でも充分すぎると考える。</p> <p>(2)司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験</p>

		第3 2	法科大学院について	受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則とするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である) イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、特に意見はありません。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
			最後に	中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。
1,971	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。

第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見)法曹人口は、今後、増加させる必要があると思います(中間的取りまとめに賛成である)。 (理由)裁判を短期日に解決するために(スピード化)、裁判官等を増員するべきと思います。 (2)司法試験の年間合格者数は、そもそも、国家が具体的人数を設定するのではなく、受験者が、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、厳正に判定されるべきものだと思います。(中間的取りまとめに条件付きで賛成である)
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 2	法科大学院について	(理由)法科大学院は全国で平等に雇用されていないので。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア。(意見)法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 (理由)金銭的負担でなりたくてもトライできないのは平等性を欠く。 イ。(意見)法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 (理由)司法界の需要は増大する方向、誰れもがチャレンジでき、活躍の場を拡大すべきだ。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア。(意見)法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則にするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)経済条件にしばられないようにすべき。 イ。(意見)司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由)前項アと同じ。
第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限については回数制限自体は、維持するべきであります。回数を増加する等の制限緩和を考えるべきだと思います。 (理由)遅咲きの人もいます。その保障をある程度はつくるべき。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、特に意見はありません。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
			最後に	以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
1,972	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、増加させる必要があるかについては、特に意見はありません。 (2)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定すべきかについては、特に意見はありません。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の統廃合。
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、特に意見はありません。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、貸与制を維持すべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。
		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については特に意見はありません。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。

		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、特に意見はありません。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね賛成です。
1,973	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、その方策については取りまとめる必要はありません。(中間的取りまとめに反対である)。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)法曹人口は、今後、現状を維持すべきです(中間的取りまとめに反対である)。 (2)司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定すべきであり、3000人という数値が適切だと思います。(中間的取りまとめに反対である)
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃するが、法科大学院卒業者を何らか司法試験受験において優遇する制度にすべきだと思います。(中間的取りまとめに反対である)
		第3 2	法科大学院について	
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、不足しており、さらなる拡充をすべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費については、国が給付するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。

		第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については現状の制度を維持するべきであると思います。
		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、特に意見はありません。
		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。
		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、積極的に行うべきだと思います。
			最後に	以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。
1,974	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)「法曹有資格者」の概念を司法試験合格者以上とするのではなく、法科大学院修了即ち「法務博士」以上とすべきである。 (理由)日本の司法を支える存在を司法試験合格者以上に限定することは、多様な人材によって支えられている日本の司法の実情に合致していない。法務博士を加えて、それ以上とすることによりさらに日本の司法充実を図ることが可能である。法務大学院受験者の増加を期待できる。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)法務博士の地位を高め、その有効活用を図るべきである。 (理由)法務博士は学位ではあるが、単に司法試験の受験資格のみが与えられるにすぎないといっても過言ではない状態にある。法務博士の資格で就職しようとしても、司法試験に三回失敗したとのレッテルを貼られるだけという実情にある。人生を棒に振る失敗のリスクが高いのである。又、法科大学院生は一定の競争を経たうえで法曹という確固たる地位につくことを望んでいるのであり、単に司法試験合格率を高くするだけで、合格後の法曹が魅力ある地位とならなければ、参入する気はおこらない。一方、司法試験に失敗したとしても、法科大学院で学んだ成果をもって仕事につくことができれば、不安なく勉強に打込むことが可能となる。法曹志願者の増加を図るためには、法務博士が独自に用いられる環境が整えられなければならない。具体的には以下のことが考えられる。

		<p>①. 公務員 法務博士については公務員採用試験の受験資格から年齢制限をはずすべきである。専門職として公務員となる道が開かれたというメッセージは法科大学院志願者を増加させる。</p> <p>②. 受験科目の免除等により弁護士以外の他士業への参入を容易にする。</p> <p>③. 私企業において、法務博士が社外取締役や社外監査役の働きを補佐する、コンプライアンス部門の専門職として就職する道を拓くべきである。企業は資本金額や債務額など、その規模に応じ一定数の法曹有資格者（法務博士を含む）を置かなければならないものとする。</p> <p>多様なバックグラウンドを有する人材や社会人等は、現在の地位を投げうって参入しようとするのであるから、上記のような障害は現役学生以上に高いものといえる。法科大学院には助成金として、法科大学院生には奨学金としてそれぞれ多額の税金が投じられている。どんなに司法試験合格率を高めても、一定割合の不合格となる法務博士は存在するのである。法務博士を日本社会において有効に用いる環境を整えなければ、多大な損失である。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>(意見) 司法試験合格者数の確保という呪縛から解放された法科大学院の存在を許容すべきである。</p> <p>(理由) 法科大学院が合格者を輩出することに腐心することがなくなれば、個性豊かな法科大学院教育が期待できることになる。例えば、TOEIC800点以上の大学院生からなる外国語大学が設置する法科大学院などの誕生である。法務博士が法曹有資格者として、司法試験合格とは関係なく独自に用いられることが前提になる。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見) リーガルクリニックなどの臨床実務教育科目を必須科目とすべきである。</p> <p>(理由) 理論と実務の架橋は法科大学院教育の目指したところである。理論を学び、実務にいかに関用されているかを知る。実務を体験した上で、再び机上の理論の勉強に戻り、理論の理解を一層深めるという循環は有用であり、それが確立されなければならない。リーガルクリニックなどの臨床実務科目は必須科目とされるべきである。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>(意見) 法学未修者に対し、法的な思考力を養う為に適切な、創意工夫された教科が提供されなければならない。</p> <p>(理由) 欧米では全てが未修者である。欧米の初学者に対する教育を参考にした、抜本的に創意工夫された内容の教科が提供されることにより、まず法的思考の訓練がなされることが効率的である。例えば、民法など、法典の編綴に基づいて、順次条文の説明から入っていく現在の仕方は、理解力をつけるのに時間がかかりすぎる。単位数を増やせば解決することではない。まず法的な思考力を養ったうえで、体系的な法典全体の理解へとつなげることが肝要である。</p>

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>(意見)実務科目に対する理解力や習熟の到達度を検証するための適切な試験(口述試験を含む)が実施されるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>①試験を実施する側の都合や制約を前提にして、司法試験がどうあるべきかが検討されるべきではない。あくまでも国民にとっての良き法曹を選別するという視点に立って白紙で考えられなければならない。現在の制度は、臨床実務科目を全く履修していなくとも合格が可能であると言っても過言ではない。試験対策は受験予備校で充分であり、法科大学院での実務科目の履修は、時間が割かれるため受験する者を尻ごみさせているという実情がある。</p> <p>②実務科目に対する理解の到達度を検証するには口述試験が有用である。民事系では法律相談、刑事系では接見や公判手続全般での弁護士、弁護人の役割を受験生にしてもらい回答させるなどが考えられる。口述試験については実施する側に経験が不十分であるため、どう実施すべきかについてのノウハウが確立されていない。実施方法や採点基準など十分に研究した上で取組まれる必要がある。</p>
		第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見)司法修習所は民事系教科を増やすなど教育内容の検討を行ったうえ組織の改変をすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>①現在、司法研修所は、民事二教官室、刑事三教官室という組織である。このことから理解されるとおり、訴訟手続を中心とする伝統的な法曹の供給を前提に組織化されていると言っても過言ではない。従前どおりの教育を行うのであれば現在のままで一向に構わないが、その範囲を拡げ、それを超えた法曹養成教育を担うのであれば抜本的な組織改革が必要である。</p> <p>②それに伴い、大幅に民事系科目の増加させるなど、教育内容も改めることが求められるものと思われる。</p>
1,975	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>1 法曹有資格者の概念の問題性</p> <p>まず、「法曹有資格者」という概念自体が、司法制度改革審議会意見書では想定されていなかったことを指摘する。司法制度改革審議会意見書においては、「法曹の役割」は記載されていたものの、「法曹有資格者」の役割については触れられていない。司法制度改革審議会意見書には次のように記載されている。</p> <p>(引用開始)</p> <p>第3 21世紀の司法制度の姿</p> <p>1. 司法制度改革の三つの柱</p> <p>当審議会が本意見で提起する諸改革は、内外の社会経済情勢が大きく変容している中で、我が国において司法の役割の重要性が増大していることを踏まえ、司法制度の機能を充実強化することが緊要な課題であることにかんがみ、次の三点を基本的な方針として、各般の施策を講じることにより、我が国の司法がその役割を十全に果たすことができるようにし、もって自由かつ公正な社会の形成に資することを目標として行われるべきものである。第一に、「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。第二に、「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。第三に、「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める。</p> <p>(引用終了)</p> <p>ところが、法曹養成制度検討会議(以下「検討会議」という。)・中間的とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)においては、法曹に関する問題としてではなく、法曹有資格者の問題として議論がなされている。</p>

これは、法曹資格を有しながら法曹として働くチャンスが与えられない者(現実に弁護士として登録できない者が多数生じている)を視野に入れた概念と思料されるが、そのような概念を持ち出さざるを得ない点で既に、法曹への国民の需要がないことが明白と考える良いと思われる。法曹への国民の需要があるならば、法曹は引く手あまたの状況にあるはずであって、法曹有資格者が就職出来ない状況など考えられないからである。すなわち、検討会議は、国民の法曹への需要がないことを、うすうすは理解していながら、法科大学院を維持することを前提にすれば、法曹有資格者が今後も大量に輩出されることは不可避であるため、法曹有資格者という概念を持ち出すことにより、その活動領域を考慮しようとしており、司法制度改革審議会の意見書からは、相当離れた観点で議論を行ってきた危険性を看過してはならない。

2. プロフェッションとしての法曹

次に、上記引用の通り、司法制度改革審議会意見書においては、プロフェッションとしての法曹が想定されていた。プロフェッションの概念は多義的であるが、「プロフェッションとは、学識(科学または高度の知識)に裏づけられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動をおこない、よって社会全体の利益のために尽す職業である」(石村善助「現代のプロフェッション」(1969))と定義されるように、社会全体の利益のために尽くす職業、という点が通常の職業や単なる専門職とは異なる。そこには、個々の依頼者の具体的要求にも応じながらも、社会全体の利益という視点が必ず背後にはあるということだ。だからプロフェッションとしての弁護士は、依頼者のどんな要求にも応じる存在ではなく、依頼者の不当な要求の実現要求に対しては、明確にノーといえなければならないことになろう。ところが、検討会議議事録を見てみると、弁護士も自由競争を促進すべきだという意見が一部で未だに見られたように記憶する。自由競争は儲けた者が勝つ競争である。そこで、依頼者の不当な要求にはお応えできないとしてプロフェッションとしての矜持を守ろうとすれば、自由競争には敗れる可能性が高い。すなわち検討会議の一部の委員達は、司法制度改革審議会が目指したプロフェッションとしての法曹という観点を全く顧みずに議論を行ってきたきらいがあり、この点についても充分留意する必要がある。

3 検討会議の検討結果について

検討会議は、法曹有資格者の活動領域の広がりには未だ限定的であるとして、その拡大を図るべきと考えるようである(検討結果第1)。しかし、上記の検討結果は、司法制度改革審議会の意見書に反するものである。すなわち、司法制度改革審議会の意見書によれば、「実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるもの」とされているところ、現時点において、弁護士資格を有しながら弁護士として活動できない人間が相当数にのぼる現状では、法曹、特に弁護士に対する社会的需要は十分満たされており、社会は、これ以上多数の弁護士(法曹)の活躍を求めていると認識すべきである。また、マスコミ報道等から推測すれば、経済界からも弁護士不足を懸念する声は聞こえてこない。地方公共団体も真に弁護士不足を懸念しているのであれば、無医村が医師を高給で誘致する活動を行うように、弁護士誘致の活動を行うはずであるが、そのような活動例は耳にしない。このような状況下で、検討会議のように法曹の活動領域を拡大すべきと主張しても、それは、法曹に仕事をさせると社会がよくなるはずであるということを前提に、法曹の仕事を増大させろという要求に過ぎない。司法制度改革審議会意見書の社会の要請を全く無視した主張に過ぎないというべきである。また、法曹に仕事をさせると社会がよくなるはずであるという前提にも問題がある。例えば、弁護士数が圧倒的に多いアメリカで理想的な司法が実現されているかといえば、おそらくその答えはNOである。アメリカで弁護士は強欲で嘘つきであるとして

ジョークのネタにされている。また、アメリカ企業などは相当程度のリーガルコストを見込んでいるとのことであるが、リーガルコストは会社の有する価値を守ることはできても、新たに社会に価値を生み出すコストではない。リーガルコストがかさむことは、社会の問題解決に多大な支出を伴うという意味と同義であって、企業の負担するリーガルコストは製品等に転嫁され最終的には、国民の負担となっていく。そのような事態を真に国民が望んでいるのか極めて疑問である。確かに多民族国家であり法律くらいしか社会に共通の物差しがないアメリカでは、法律による解決を中心にしなければやむを得ない面もあるかもしれないが、少なくとも日本はアメリカと全く国情が異なる。冷静に、日本の国民が真にリーガルコストを負担してでも、法曹に問題解決を依頼したがるのを見極める必要がある。次に、福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野との記載(検討結果5)があるが、それは、弁護士の責任ではない。過払い金訴訟に多くの弁護士が関与したように、弁護士も職業である以上、福祉分野がペイするのであれば、当然進出するであろう分野である。しかし、私の経験では、福祉分野は、弁護士にとってペイしないか、弁護士がペイするだけの費用をとると依頼者の経済的 생활がより苦しくなるような事案が多い。ほとんどの場合、人は、10万円の事件を解決するために20万円の弁護士費用をかけようとは思わないし、弁護士としてもそのような事態は忍びないので、敢えて手がけない場合も多いのである。あらゆる法的ニーズを弁護士に解決させるべきと考えること自体が誤りである。弁護士が国家から生活を保障されているのであればいざ知らず、弁護士もひとつの職業である。生活を支える手段でもある。提供したサービスに見合う報酬を得なければ弁護士は生活できない。法的に困っている人がいるから弁護士へのニーズがあるはずだという主張は、例えば、バス停や地下鉄の駅でバスや列車を待っている人がいる、この人達には移動したいというニーズがあるのだから、タクシーのニーズは有り余っているはずだ、と言っているのと同様、何ら経済的合理性を考慮しない片面的な考え方である。法的に困っている方全てに、法的サービスを提供するなら、国家の財政的支出が不可避である。生活保護者への風当たりも強い現状で、そのような財政的措置を国民がどこまで納得できるのであろうか。

4 小括

以上のとおり、検討会議中間とりまとめは、社会の現実の要請を無視して、法曹有資格者の活動の場を拡大すべきであると主張しているものであり、法曹有資格者を社会に押し売りしようと言わんばかりの立場を堅持している。また、その立場は法曹有資格者を利用することについての国民のリーガルコストの負担を全く考えていないものであって、到底支持できない。素直に、現在の社会には、法曹有資格者に対する社会的ニーズがないと、どうして素直に認めることができないのか大いに疑問がある。

第2

今後の法曹人口の在り方

1 法曹に対する需要の問題

司法制度改革審議会が予測した、法曹需要は過払い金事件を除き完全に誤っていた。つまり、社会が進展しても法曹需要は増えなかったのである。当職の所属する大阪弁護士会でも、従来専門相談として相談日を特に定めて開催していた知財相談、建築相談、医療過誤相談などについて、相談件数があまりにも少なく、相談日を定めて弁護士を待機させても意味がないため、事務所待機型へと変更している。法律相談件数も激減し、大阪弁護士会が市民のために開設していた、千里相談センター、枚方相談センターも相次いで利用客が見込めず大幅な赤字となったため閉鎖となっている。裁判所データブック2012によれば、全裁判所の新受全事件数は、平成元年で4,339,574件であったものが、過払い金返還訴訟が多発した平成15年頃をピークに、平成23年では、4,059,776件に減少している。この間、弁護士数は、平成2年に14173名だったものが、平成24年には32134名になっている。裁判所が1年間に新しく受理する事件が30万件減っている

状況で、弁護士は約2.27倍になっているのが現状だ。そのような状況にあるにもかかわらず、検討会議は能天気にも法曹に対する需要は増加すると予想しており(検討結果2)、もはや現状認識能力に欠陥があると思えない検討結果を堂々と発表している。

2 司法試験について

検討会議検討結果1において、司法試験合格者は司法試験委員会において法曹となろうとする者に必要な学識と能力を適正に判定されているとされているが、この記載も誤りという他ない。法務省が毎年公表している、司法試験の採点に関する雑感を読めば明らかであるが、毎年のように基本的事項ができていないことが指摘され、その傾向はますますひどくなりつつある。旧司法試験の弊害と指摘されていた答案が定型的になりがちな傾向に関しても一向に改善されている様子が伺えない。そればかりか、法律的文章の基本中の基本である法的三段論法すらできていない受験者が目立つと指摘されるなど、法科大学院卒業者のレベルダウンは相当程度進行していることは否定しがたい事実であろう。ついには平成23年度民事系採点者は、「採点実感からすると合格者の答案であっても「一応の水準」にとどまるものが多いのではないかと考えられる。当然のことであるが、合格したからといってよくできたと早合点することなく、学習を継続する必要がある」(平成23年度司法試験採点実感に関する意見p23)とまで指摘し、警鐘を鳴らしている。おそらく、司法試験合格者3,000人の努力目標と現実の受験者の実力不足との兼ね合いから苦肉の策として2,000人前後の合格を法務省は認めてきたが、現実には、(一部上位合格者のレベルが決して低い者ではないことは認めるが)受験生を全体としてみた場合、受験生集団のあまりのレベルダウンの進行により、司法試験は法曹資格を適正に判断する試験ではなくなりつつある。

3 合格者目標数値について

今後は、社会の要請に応えるべく、法曹人口の増加を目指すべきとの記載(検討結果3)はあるものの、検討会議がようやく、司法試験合格者3,000人の目標数値の撤回を提言した点は、相当遅きに失した感はあるが、一応の評価はできる。しかし、そこでいう社会の要請については、学者・有識者が机上で議論するだけでなく、本当に国民が費用を払ってまで法曹・弁護士を利用したいと思っているのか、費用をかけても法律による解決を中心にして社会生活を行って行きたいと考えているのか等について、リーガルコストの負担も含めて、現実的な社会的要請の調査が行われることを希望する。従前、司法制度改革審議会の意見書において、何の根拠もなく安易且つ過大な需要増大予測を行いそれに基づいた施策を実行したあげく、法曹の職業としての魅力を喪失させ、法曹志願者を大幅に減少させてしまった大失敗を犯した轍を踏まないよう強く希望するものである。

4 小括

以上より、法曹需要は現実的に存在しないにもかかわらず、誤った予測のもと司法制度改革を敢行し、現在弊害が出ているにもかかわらず、現状の改善で足りるとしている検討会議中間答申は賛成できない。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

「プロセスとしての法曹養成」という言葉は、最も欺瞞に満ちた言葉である。少人数・双方向性の指導なら、旧司法試験時代であっても司法修習中に十分なされてきていたのであり、法科大学院の専売特許ではない。また、当職が弁護士会経由で某関西有力私立大学法科大学院の授業参観をしたところ、基礎的なことも分かっていない学生に、学者が教科書棒読みの授業をし、双方向性といっても単に指名して答えさせるだけというものであった。司法試験に合格した経験もなく、実務経験もない大学教員が学部の講義よりも多少丁寧に授業するだけであれば、到底プロセスとしての法曹教育は成立しない。さらに志願者が減少して優秀な人材が法曹界を目指すことを敬遠しつつある現状ではなおさらである。そもそも、法科大学院におけるプロセスとしての法曹養成が本当に機能し、法曹として必須の素養を法科大学院でなければ身に付けさせることができないのであれば、東京の大手法律事務所が(法科大学院を経由しない)予備試験ルートの司法修習生を採用しようとして走り回るはずがない。すなわち、プロセスによる教育が必要であると、いくら法科大学院が主張したところで、法曹実務界では、法科大学院教育よりも地頭の良さが求められているということである。結局、法科大学院の主張するプロセスによる教育には、その程度の価値しか実務界からは認められていないのである。また、受験回数制限に関して述べられているように、法科大学院関係者からですら法科大学院の教育効果は3年程度と見られているようである。この言葉が仮に正しいとすれば、法科大学院のプロセスによる教育は、わずか3年で消滅するような教育効果しか持たないものであることを法科大学院関係者が自認しているに等しい。その程度の持続効果しかないことを自認する法科大学院教育を、なぜ法曹を目指す司法試験受験者に強要する必要があるのか理解に苦しむ。万一、法科大学院の教育理念が正しかったとしても、現実には法科大学院制度は、質の高い法曹を生みだすことができない機能不全に陥っており、かつ、平成25年度法科大学院入学者は過去最低の人数になるなど、事態は悪化の一途をたどり、全く改善の兆が見えないのであるから、法科大学院による法曹養成制度は失敗であったと素直に認めるべきである。検討結果1では、法科大学院終了直後の者の合格率が高いから法科大学院教育と司法試験の連携が図られていると述べられているが、そもそも成績の良い者(能力のある者)が先に合格し、そうでない者が不合格となっていくのであるから、法科大学院終了直後の者の合格率が高いことは当たり前であって、なんら法科大学院教育との関連性は認められないはずである。旧司法試験下で受験技術優先であったとの指摘もあるが、それは出題の仕方を工夫することができなかった当時の学者・司法試験委員達の怠慢であって、出題を工夫することにより回避すべき問題であったはずである。またプロセスとしての法曹養成の考え方を放棄すれば、法曹志願者全体の質の低下を招くかのような記載もあるが、そもそもプロセスとしての法曹養成の中核として位置づけられた法科大学院が健全に機能できていない現状で、自らの怠慢を棚に上げて、なお法科大学院を維持しようとするポジショントークであるに過ぎない。旧司法試験下の受験生の最低点合格者の答案と、現行司法試験の最低点合格者の答案とを比較すれば簡単にいずれの受験生の方がレベルが

		<p>高かったのかははっきりするはずである。ちなみに現行司法試験の採点雑感を読めば、論理的に一貫していない答案、単なる利益衡量しか記載していない答案が相当数見られると指摘されている。検討結果2については、法科大学院の問題点を認めながらも、なおプロセスによる教育を堅持すべきとの意見が出されているが、そもそも司法改革は法科大学院のためのものではなく、国民のためのものであったことを完全に看過している。国民からすれば、プロセスを経ていようといまいと、きちんとした能力を有する優秀な人材を法曹として認定してもらいたいであろうし、法曹資格を国家が与える以上、最低限度の品質保証を求めているはずである。ところが、法科大学院が問題を抱え、その問題を克服できず、優秀な人材を法曹界に招き入れることの桎梏になっていることは明らかであるから、法科大学院が標榜する「プロセスによる教育」という理念が全く機能していないことになる。それにも関わらず、なおプロセスによる教育にこだわるのであれば、その提言は法科大学院の延命を図る以外の意味はない。したがって、再度司法改革は国民のための改革であったことに立ち返り、プロセスによる教育を標榜しつつ何ら成果を上げ得ない法科大学院制度の問題点を虚心坦懐に見つめ直すべきである。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>検討結果1において、検討会議は、法曹志願者の減少について、司法試験合格率があがらないことを理由に挙げているようであるが、そもそも、司法試験合格率と法曹志願者の減少は相関関係にはない。このことは、旧司法試験時代において司法試験合格率が低くても志願者が増加していた状況、予備試験において合格率が高くなくても志願者が増加している状況から見ても明らかである。したがって、司法試験合格率の低迷を志願者減少に結びつけて考察する部分において、検討会議の問題提起、検討結果は誤っている。また、法科大学院は多様な人材を法曹界に導く点においても、全く効果を発揮できていない。なぜなら、総務省の「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会」報告書添付の資料によれば、非法学部出身者の割合は、平成18年度が新司法試験11.5%、旧司法試験18.0%、平成19年度が新司法試験22.3%、旧司法試験23.0%、平成20年度が新司法試験21.6%、旧司法試験20.8%、平成21年度が新司法試験20.9%、旧司法試験27.2%、平成22年度が新司法試験19.0%、旧司法試験22.0%と平成20年だけ僅差で旧司法試験における非法学部出身者が下回っているものの、その他の年は、旧司法試験における非法学部出身者が比率で上回っている。すなわち、法科大学院制度を採用したからといって、多様な人材を法曹界へ導く効果は全く発揮されていないのである。したがって、いくら理念を語ろうとも法科大学院は現実的にはその理念を実現することは全くできていない制度であることは明白である。この点を措くとしても、無思慮な司法試験合格者激増の結果、社会には弁護士をこれ以上増加させるだけの社会的需要は、もはやないといっても過言ではない。もし、弁護士に対する社会的需要があるのなら、司法修習終了者は引く手あまたでなければおかしい。ところが現実には、司法修習を終了しながら弁護士登録できない者が続出している。この事実からすれば、いまなお弁護士に対する社会的需要があるという主張は全く根拠のないものという他ないからである。法曹志願者減少の原因は、法科大学院における時間的・経済的な過重負担と法曹資格取得後に資格取得に費やしたリスクに見合ったリターンが見込めないことに集約されていると見るべきである。</p>

		優秀な人材を獲得するためにはそれなりのリターンを用意する必要がある。名誉・金銭・権力など一般社会においてヘッドハンティングを行う場合にも当然同じ事がなされている。ところが、法曹資格を濫発し、あまりにも法曹資格の受験資格として受験リスクを引き上げたため、志願者が減少したのである。この事態を打開するためには、法科大学院卒業を受験資格とすることを撤廃して受験のためのハードルを下げる一方で、法曹資格の価値を高めるほかない。仮にそうであっても、真に法科大学院が法曹にとって必須の教育を実施できるのであれば、学生は殺到するはずであり、法科大学院卒業を司法試験受験資格とし続けることは、法科大学院維持のための方策以外の何物でもないというべきである。次に検討結果2において、法科大学院の養成機関の短縮、飛び入学の進学方法の検討も示唆されているが、それこそ法科大学院の標榜してきたプロセスによる教育の自殺であり、法科大学院制度と矛盾する提言であることに留意すべきである。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	法曹養成課程において、経済的支援が必要であることについては、賛成するが、その経済的支援において、法科大学院に対する支援は全く税金の無駄遣いであり廃止すべきである。そして右の廃止した部分に関して浮いた部分を用いるなどして、司法試験合格者の司法修習中の給費制を復活させるべきである。何故なら、芽が出るかどうか分からない単なる法曹志願者に対して税金をばらまくよりも、自らきちんと勉強して法曹の素養を身に付けたことを司法試験に合格することにより示した者に対して、経済的支援を行い、きちんとした法曹に育てることの方がよほど効率的だからである。この点、現在の法科大学院生への影響を懸念する声もありうるが、司法制度改革は、国民のための法曹養成を目指したはずであり、大学及び法科大学院のために新たな法曹養成制度を設置したわけではない。となれば当然、税金の投入の仕方についても、最も国民のためになり、且つ効率的な法曹養成制度を目指した方法を考えるべきである。現行制度は前述の通り、大学側にとっては都合が良いが、法曹養成制度として見る限り、あまりにも非効率的な税金の用いられ方をしており、強く再考を求めるものである。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	司法試験合格見通しが志願者減を招いているわけではないことは既に述べたとおりであり、現状認識に誤りがある。法科大学院全体として教育能力に問題があることは司法試験採点雑感でも明らかであり、単なる統廃合・定員削減程度では改善できる見込みは不明確である。最低でも、学者教員であっても司法試験合格を要件にするなど、根本的な改革がない限り法科大学院制度を維持したまま、法曹養成の質の向上は見込めない。法科大学院が相当数の法曹を排出したとしても、その法曹のレベルが問題なのであり、自画自賛に陥った検討会議の中間答申には大いに疑問がある。まず、多大なる税金の無駄遣いに陥った本件制度における責任を取らせることを前提に、法科大学院の廃止を含めた抜本的な改革がない限り法曹養成制度の改善は見込めないと思われる。
第3 2 (1)	法学未修者の教育	既に法科大学院制度では、旧司法試験制度時代と比較して、非法学部卒業者の比率が逆に下がっており、法曹給源の多様化が図られていないことは周知の事実である。裏を返せば、旧制度の方が法学未修者が法曹界に参入しやすいということである。この事実だけからしても、法科大学院存続の意味はない。改善策を縷々述べているが、結局法科大学院に当初期待された教育能力がなかったことの裏返しに過ぎない。
第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数制限の撤廃を図るべきである。大器晩成型の人間を法曹界から排除する合理的理由はない。また、法科大学院教育の効果がわずか数年で消えるのであれば、その程度の教育に多大な税金を投入する意味はない。

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	要するに司法試験を簡単にして合格させやすくせよとの意見と思われるが、反対である。そもそも法科大学院が当初の宣伝通り素晴らしい教育を行い、素晴らしい法曹を養成できているのであれば、むしろ法科大学院側は、逆に司法試験をどんどん難しくして予備試験合格者を司法試験に合格させないようにすればいい、と主張できるはずである。それが出来ないということは、現状の司法試験合格に耐えられるだけの教育能力がないから助けてくれといっているのと同じであり、法科大学院維持のための主張に過ぎないと考えられる。
		第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は拡充すべきである。司法試験法の予備試験に関する規定からすれば、予備試験合格者レベルが(法務省の考える～法律の想定する)、法科大学院卒業レベルであり、本来法科大学院がそのレベルまで到達していないものを卒業させることが問題の核心である。予備試験合格者の司法試験合格率は60%以上であり、あらゆる法科大学院の合格率を上回っている。このことは、法科大学院が厳正な卒業認定を放棄し、経営のため卒業資格を濫発している結果に過ぎない。真に法曹にとって素晴らしい教育を法科大学院が行っているのであれば、予備試験をどれだけ拡充しようと、司法試験で予備試験組に負けるはずはないし、法曹界でも予備試験組よりも法科大学院卒を選ぶはずである。結果的に予備試験制度を制限することは、法科大学院救済の意味しかないのである。
1,976	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)法科大学院の地域的配置につき、単に、枠外で、「なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とするのではなく、枠内で、「次世代法曹養成は地域の法科大学院及び弁護士会が担うべき性質のものであること及び多様な法曹の養成を実現する必要があることからして、法科大学院は、地域に適正に配置されるべきである。この地域適正配置を維持するため、地方法科大学院に対しては、積極的に適正な公的支援を行うべきであり、また、必要であれば、大規模校・中規模校の定員削減を図ることを優先して実施すべきである。」旨を明記すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>1 司法制度は、「社会のインフラ」であり、全国どの地域においても、国民のだれもが享受できることが必要である。法科大学院は、このような社会のインフラを提供するための最も基本的な施設であり、地域社会における司法制度の育成・充実に欠くことのできないものである。さらに、地方法科大学院は、各地域の法曹志望者のうちその在住する地域において法曹となるための教育を受けることを希望する者に対して、その希望をかなえることができる唯一の機関である。ところで、法科大学院は、学校教育法上の大学院とされたため、法曹志望者は、大学卒業後、さらに2～3年の期間、法科大学院で学ぶことを要求させることとなっている。しかも、多様なバックグラウンドを持った者が法曹となることができるように、法科大学院には、法学部の新卒者のみならず、他学部の新卒者や法学部及び他学部の既卒者及び社会人経験を有する者も入学するようになっている。このようなことから、法科大学院の学生の年齢は、概ね22歳以上である。このような年齢の者は、その者のみならず、その家族を含めた生活を維持するという家庭の事情を背負っていたり、経済的事情等で地域を離れられないという状況にある者も多い。そのような状況にありながらも法曹になる希望を有する者に、その在住する地域で法曹になる機会を与えている存在が地方の法科大学院である。このように、地方法科大学院は、地域を離れられないという状況を背負った法曹志望者の法曹になる機会を</p>

				<p>与えているとともに、法曹の多様性確保に重要な役割を果たしている。そして、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展、さらには、地方自治・地方分権を支える人材の育成にも貢献していること等を併せて考えれば、法科大学院の地域適正配置は、制度の見直しに当たっての単なる考慮要素ではなく、もっとも尊重すべき理念のひとつとされるべきである。</p> <p>2 また、当会が支援する熊本大学法科大学院(熊本大学大学院法曹養成研究科)は、熊本県在住者はもとより、鹿児島県、宮崎県、長崎県などの隣県からも多様な人材を受け入れ、九州地区の中心に位置する法科大学院として、九州地区在住の法曹志望者に対し、法曹となるための教育を受ける機会を提供してきた。その結果、同法科大学院を卒業し司法修習を終了したものの進路は、約58パーセントの者が熊本県内で、さらには合計約85パーセントの者が熊本県を含む九州内で、弁護士として活躍している。このように熊本大学法科大学院をはじめとする地方法科大学院は、多様な人材を受け入れ、地域社会に根ざした法曹を生みだしてきた実績がある。以上のとおり、地域においては、次世代法曹の養成を地域の法科大学院と弁護士会の協力のもとに推し進めている。このような地域における次世代法曹養成の実績をさらに伸長させていくことこそ、法曹の多様性確保に資するものである。しかるに、法科大学院の定員削減や統廃合が、司法試験の合格率、入学者選における競争倍率、入学定員の充足状況等の数値基準によって進められるとすれば、多くの地方法科大学院はますます困難な状況に置かれ、撤退を余儀なくされることが必死である。次世代法曹の養成は、各地域において、地域の法科大学院及び弁護士会が担うべきであるから、法科大学院は、地域に適正に配置されるべきである。そのために地方法科大学院については、公的支援の見直しの対象とするのは適当ではなく、むしろ国は、財政面をはじめとする積極的な支援策を行うべきである。</p> <p>3 さらに、多様な法曹を養成することを実現するためには、法曹養成機関の面からみて、少数の法科大学院で法曹を養成することは適切ではない。法曹養成を担う法科大学院及び弁護士会が多く存在することが必要である。法曹養成機関に入る人材が多様であっても、法曹養成機関が少数で結果的に金太郎飴のような教育になってしまえば、法曹として多様な人材の確保は難しい。そこで、法曹養成機関自体が多様であるべきである。多様な法曹養成機関を実現するためには、首都圏や大都市圏に集中している法科大学院を弁護士会の協力が得られる地域に分散させることが必要である。この分散を実質的に進めるため、首都圏・大都市圏の大規模・中規模定員の法科大学院の学生定員を削減することが必要である。</p>
1,977	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すべきです。 (理由)</p> <p>1 はじめに 私自身は、2008年に■■■■■大学法科大学院に入学しましたが、単なる学問的な側面からの知的好奇心にわずかばかり応えるということ以上に、法科大学院の意義がまったく見いだせませんでした。</p> <p>2 法科大学院の「質」は入学者次第 「優れた教育がされている例」がどこの法科大学院を念頭に置いているのか分かりませんが、少なくとも■■■■大ローのソクラテスマソッドは、問われたことに反射神経的に答えることができなければ、冷たい視線を浴びせられるだけ。また、限られた時間数と、教授の趣味から、未修者コースでさえ基本書が終わらないことは常態化していました。あの大学が司法試験合格の上位校にあるのは、もともと入学者に地頭の良い人が多いからに過ぎません。</p>

			<p>その反面で、多くの「落ちこぼれ」が留年の上、退学したり、司法試験に三振したりしています。そういう経験からして、司法試験の合格率が高くない法科大学院は、その大学院で改革をして「質の向上」を図れば改善されるというような問題ではないと思います。「法科大学院教育の成果」なんて心当たりがありません。</p> <p>3 教員の構成からして実務家養成には限度がある</p> <p>そもそも、法科大学院の教員の大半は、実務を知らない大学教授。実務家の養成課程において、法科大学院を必須とする理由がまったく理解できません。もちろん、法科大学院には実務家教員も何人が派遣されていますが、ほとんどの法科大学院生は、期末試験の難度の高い実体法の勉強に気を取られ、実務科目にあまり集中できません。修習生になったとき、実体法の試験勉強などせずに、実務の習得だけに専念できる状況が新鮮で、同時に大変ありがたいものだと感じました。</p> <p>4 学者層の弱体化を招く</p> <p>さらに、大学側も、学生が取られ、教員が取られ、赤字採算の法科大学院のおかげで、従来の大学院の衰退が進んでいます。いくら優れた法曹三者を育てても、実務を理論面から支える学者層が育たなければ、結局、全体として見たときに、市民に必要とされる質の高い法的サービスを提供することはできないと思います。</p> <p>5 時間的・金銭的負担が大きすぎる</p> <p>さらに、法科大学院は時間にして最低2、3年、金銭的には学費だけで国立でも240万円を超える負担があります。学部を卒業したての若年層も、既に収入を得始めた社会人層にも、入学のハードルは高いものです。時間を短縮するといっても、せいぜい飛び入学を認めて1年ですし、そもそも、一般教養を含む広い視野で学び教養を高める学部生活を短縮するようでは、法曹の多様性の確保という面からはマイナスです。また、学費もほとんどが貸与型の奨学金では、負担軽減というには不十分な措置ですし、学費が全額免除になる人はごくまれで、まして生活費は確保できません。このような、時間的・金銭的負担は、法曹志願者の法曹への道を断念させる大きな要因の一つとなっています。最近の学部生には、予備試験に合格しなければ、法曹への道は諦めるという人が大勢います。そうした法曹志願者という当事者の声に、法曹養成制度検討会議は真摯に耳を傾けたのでしょうか。</p> <p>6 まとめ</p> <p>以上のように、私は、自分自身の経験から、日本の法科大学院は、実務家を育てる機関には適さず、学者層の弱体化を招き、さらには法曹志願者の道を断つものであると考えています。ですから、法科大学院は実務家養成の課程における必須のものとして捉えるべきでなく、まして、司法試験の受験資格とする理由はありません。すぐにでも、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃してください。</p>
1,978	5/13	第2	<p>今後の法曹人口の在り方</p> <p>(意見) 司法試験の年間合格者数は現在よりも大幅に減らすべきである。 (理由) 弁護士の数が増え、「即独」「ノキ弁」などという言葉が聞かれるようになった。これは言葉ではなく、現実を反映している。現状でも弁護士の質にも問題が出てきていると思う。また、生活するのにいっぱいでは、きちんとした仕事ができず、人権課題などに取組むゆとりもなくなっている。</p>

1,979	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>1 (意見)法テラスの常勤弁護士に限らず、一般の弁護士の活動が広がるように、法律扶助等を充実させるべきである。 (理由)DV被害者(サバイバー)の支援は、単に避難場所を提供するだけにとどまらず、心理的なカウンセリング、親と一緒に避難してきた子どもへのケアや就学援助、社会的・経済的な自立支援など、福祉的な分野にも及んでいます。当シェルターは弁護士が副代表を務めていて、また熱心に協力してくれる弁護士も多く、法律扶助の対象にならないような支援活動も手弁当でしてくれています。「取りまとめ」では「法テラス常勤弁護士の活用」とありますが、同地域では法テラス法律事務所は釧路にあるだけで、帯広からは120キロメートル以上離れています。そんな遠くではなく、地元の弁護士にお願いしたいです。法テラス常勤弁護士に限る必要はなく、一般の弁護士が福祉等の分野で活動できるようにすべきです。そしてそのためには、適正な対価が得られるように、法律扶助の対象拡大や増額などが必要だと思います。</p> <p>2 (意見)弁護士だけではなく、裁判官等の地域的偏在の解消や基盤整備を盛り込むべきである。 (理由)十勝管内には本別町に家裁の出張所がありますが、裁判官は常勤しておらず、サバイバーが離婚や婚姻費用の分担等の調停を申し立てても、1ヶ月に1日しか期日の開かれる日がなく、当事者の都合が合わなければ次の月まで長く待たないといけません。また、釧路家裁帯広支部の調査官は3名しかおらず、子の引渡しや監護者指定といった事件でも、調査官が多忙で調査に長い時間がかかります。調停委員も、DVに対する理解が不十分でサバイバーに二次的な苦しみを与えるような人が未だにいて、どういう基準で選任されているのか疑問を感じます。「取りまとめ」では弁護士の地域的偏在の解消が挙げられていますが、裁判官や調査官などの偏在が解消されたり、利用しやすい基盤整備が進まなければ、地方の住民の法的ニーズを満たすことはできません。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)弁護士だけではなく、裁判官等の地域的偏在の解消や基盤整備を盛り込むべきである。 (理由)上記2と同様です。今後の法曹人口について検討する際に、弁護士の増員や活動領域拡大だけを議論しているのは偏っています。「法曹に対する需要」や「司法アクセスの進展」と言うのであれば、地方における裁判官等の増員についても議論すべきです。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)法科大学院生には公的な経済支援がなされるべきで、司法修習生には給費が支払われるべきである。 (理由)DV事件は一般的な家事事件に比べて労力が大きく、当シェルターが事件を依頼している弁護士には前記のとおりボランティア的な協力もしてもらっています。長年の暴力等によって心身とも疲弊しているサバイバーにとって、もしも依頼する弁護士がお金のことばかり気にしていたら、とても信頼関係を築くことはできません。最近、首都圏から帯広に出張して来て、債務整理のみの相談会を行う弁護士の新聞折込広告が多く入りますが、「国民に身近で頼りがいのある司法」とはこのようなものではないはずです。法曹は社会の基盤であり、また市民の信頼に応える責任のある仕事であるべきです。ですからその養成は国がきちんと責任を持つべきです。5月8日の日経新聞に、法科大学院の定員割れ・学生離れの記事がありましたが、志のある人が経済的な理由から法曹になるのを諦めたり、法曹になった時点で多額の負債を背負って返済に追われているようでは困ります。</p>
1,980	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>法曹有資格者の活動領域の拡大については、今後も積極的に取り組んでいくべきだと思います。(中間的取りまとめに賛成である)。</p>

第2	今後の法曹人口の在り方	(1) 法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (2) 司法試験の年間合格者数は、裁判官、検察官がほとんど増加せず、修習生の就職難が顕在化している現在、今後の年間合格者数は当面減少させるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上についての何らかの方策をとるべきだと思います(中間的取りまとめに賛成である)。具体的方策については、次の方法が適切です。法科大学院の定員削減。法科大学院の統廃合。
第3 2	法科大学院について	
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	ア. 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 イ. 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。法科大学院生に対する経済的支援を充実させるべきです。司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	ア. 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、現在、極めて不足しており、奨学金について給費制を原則とするなど、制度を抜本的に改めるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。 イ. 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	現状の司法試験の科目数について特に意見はありません。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。
第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習の内容については、特に意見はありません。

		第3 5	継続教育について	法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、特に意見はありません。
			最後に	<p>(意見) 以上のとおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、おおむね反対です。 (理由) 現状の法曹養成制度の問題点として以下、3点を指摘したい。</p> <p>1. 弁護士人口の増加により予想される国民が受ける不利益について 司法制度改革により急激に法曹有資格者が増加しているが、一方裁判官や検察官の数は増加していない。そのことにより、法曹有資格者の大多数が弁護士になるか法曹界とは関係ない職を選択することになるが、法曹有資格者の新たな就職先は少ないと考えられます。そうなると、選択肢としては弁護士しかなくなるが、司法修習を修了した法曹有資格者が、国民の期待に値する弁護士に直ちになれることはないのは当然のことだと思います。弁護士も医者が病院勤務などで実務経験を積み、自らの考えで患者の治療に当たれるようになるのと同じく、弁護士事務所に入り経験を積んで、国民が頼れる弁護士へと成長するものと考えます。しかしながら、多数の法曹有資格者は弁護士の経験を積むために、弁護士事務所への就職を希望しても、既存の弁護士事務所においては、急激に増加した新人を雇用するだけの需要を見込んでいないため、弁護士事務所に入ることなく、自ら弁護士事務所を開業し、弁護士業務を開始していると聞いております。私も一般の国民には、どの弁護士が良いのか、一概に判断することは出来ないと考えます。実務経験の少ない弁護士に自分の将来を託し、もし、敗訴するようなことになればと考えると、怖い思いがします。そのようなことがないよう、適正な法曹人口をお願いします。</p> <p>2. 法曹有資格者を目指す人たちへの支援体制について 平均年収が減少している昨今の経済状況において、法科大学院の授業料等の負担は非常に大きいと考えられます。そのため奨学金制度を利用している法科大学院生も多数存在していると聞いております。また、司法修習生への給付も給費制から貸与制に改悪され、法曹有資格者を目指すものにとって経済的環境は悪化の一途をたどっていると聞き及んでいます。このままでは、医者の息子が医者になるように、弁護士の息子しか弁護士を目指さないようになる可能性があります。経済的理由で有為な若者が、法曹界を諦めることがないよう、給費制の復活や奨学金への支援体制などを考えていただきたいと思います。支援体制の強化が国民一人ひとりが安心して、法の下での平等を享受できる施策だと考えます。</p> <p>3. 法科大学院の統合による総定員の削減について 親しい弁護士から司法制度改革により、法科大学院の乱造による若い弁護士の質の低下を心配していると聞いています。多くの法科大学院が定員割れに陥っていることから、法科大学院の統廃合により、法科大学院生の適正定員化を進め、レベルの高い法科大学院生を入学させ、司法試験有資格者として必要な教育を丹念に行い、一定水準にある司法試験有資格者を輩出して欲しいと考えます。</p>
1,981	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士の急増はよくないと思います。見直しをして下さい。 (理由) 弁護士の数が増えずで、就職(事務所に)できずに、経験も積まないまま個人事務所を開業される方が増えていると聞きました。正直、今後何かの時に依頼する側になる場合、とても不安に感じます。適切な数の弁護士を合格させることと、どの弁護士さんも、一定の研修期間を積んでほしいと思います。</p>

1,982	5/13 第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士が急増するのはあまり良い事ではないと思います。一定の質を確保する意味においても急増は良くない事のように思う。法科大学を充実させ入学者を制限し、卒業者の合格率がもっと上がるようになれば良いと思う。</p> <p>(理由) 司法修習制度をもっと充実させ、弁護士になってからも一定期間ベテランの弁護士さんのもとで弁護士の実務を経験し、質の良い弁護士さんになってほしい。</p>
1,983	5/13 第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>政府の法曹養成制度検討会議が今般公表した「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」(以下、「中間的とりまとめ」という。)が、「法曹有資格者の新たな分野への活動も広がりつつあるものの、いまだ限定的」として、法曹有資格者の新たな活動分野への広がりが限定的であるとしたことについて、それ自体は正しい現状認識であると考え。しかし、21世紀におこる日本の社会の進歩及び成熟の過程で法曹需要はその時々々の社会情勢において必然的に増減するのであり、少なくとも法曹需要が増大し続ける傾向にあるとの予測は現時点では成り立ち得ない。この点中間的とりまとめが、法曹有資格者の社会的ニーズに対する当初の予測を見誤ったことに対する原因究明や検証、及び法曹有資格者の活動領域拡大についての現実的な道筋を提示しないまま、法曹需要は今後拡大する、或いは拡大させるべきであるとの前提に立って議論を進めていることは、現実を無視した議論と言わざるを得ない。</p>
	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1 中間的とりまとめが「司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものと言わざるを得ない」として、3000人路線の見直しについて言及していることは高く評価できる、しかしながら、中間的とりまとめが「将来、司法試験の年間合格者数を3000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることもあり得る」かの如く記載している部分には賛同し得ない。最終取りまとめにおいては、司法試験合格者数を段階的に年間1000人に減ずべき方向性を打ち出すべきである。</p> <p>(1) 現状は、中間的とりまとめが指摘するとおり「司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加しており、法律事務所への就職が困難」な状態となっており、修習終了後に法律事務所に勤務することなく、弁護士登録と同時に即時独立して開業する弁護士及び事務所に机を置かせてもらうが固定給のない弁護士の数は年々急増している。また、全体としての訴訟事件数が年々減少傾向にある現状からして法律事務所における弁護士としてのニーズ拡大は見込めない。今後、需要の裏付けのない法曹が供給されることによりオン・ザ・ジョブトレーニングの機会が得られない等深刻な質の低下等社会的弊害が益々深刻化することが予想される。弁護士は、法律上、基本的人権の擁護と社会正義の実現という公的な使命を持っている(弁護士法第1条)。これは、すなわち、登録している弁護士全員が基本的人権の擁護と社会正義の実現を果し得る基礎的能力を有し、市民が安心して頼れる存在でなければならないということの意味する。新規に登録する弁護士のうち多くの者が実務法曹として十分な研鑽を積む機会もないという現状は、弁護士資格を有しているものが期待される基礎的能力を蓄積すべき制度的担保がないに等しい。そうなると市民が弁護士を頼っても十分な支援を受けられないばかりか、むしろ誤ったアドバイス等により被害を受けるおそれも益々高まっていくとさえ言える。法の支配のもとで市民が安心して生活を営むことができる社会を維持ないし発展させるためには、弁護士になろうとする者、新たに弁護士となった者が基礎的な能力を十分に養成</p>

		<p>できる状況を取り戻すことが急務である。中間的取りまとめは、司法試験合格者が社会的な需要を超えて過剰に供給されることにより、新たに弁護士になった者が就職の場と適切なオン・ザ・ジョブトレーニングを受ける機会を得ることができず、弁護士としての社会的使命や役割を全うすることが困難となり、ひいては市民に甚大な影響を与え社会的な弊害をもたらすという問題点について、正面から検討をしておらず、重要な視点が欠落していると言わざるを得ない。</p> <p>(2)兵庫県弁護士会など複数の弁護士会が、司法試験合格者を段階的に年間1000人程度を適正な法曹人口とする決議を可決している。なお、年間司法試験合格者数を1000人にしたとしても、トータルの法曹人口数は年間500人程度の増加で推移することが予想され、近い将来法曹人口は5万人以上に上ることが推計されるのであって、今後法曹有資格者の活動領域拡大に向け、具体的な検討がなされたとしても、司法試験合格者数は1000人程度のラインを超えるべきではない。</p> <p>2 中間的とりまとめは、裁判官や検察官の採用が減少傾向に転じていること、司法予算の減少の問題といった裁判所改革等の視点が欠落している。今後の法曹人口増への取組について、在野法曹である弁護士の活動領域しか論じていないのは、法務省管轄機関の意見書であることに鑑みても問題である。法曹人口問題対策には、全国各地における裁判所及び検察庁の人的充実が司法過疎対策の観点からも重要であり、欠かせない政策である。</p>
<p>第3 1</p>	<p>法曹養成制度の理念と現状</p>	<p>(1)中間的取りまとめは「法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」において「法曹志願者の減少は、「全体としての司法試験合格率が高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が難しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがある」とらえられていることが原因である」として、司法試験合格率が低いことを志願者減少の主な原因の一つに上げている。しかしながら、司法試験合格率が高くないことが法曹志願者減少の主な理由とは思われない。旧司法試験において合格率2%の時代であっても司法試験受験者数は増え続け、5万人以上にまで増加した歴史的事実が存在するからである。法曹志願者減少の理由の検討にあたっては、現在の法科大学院や司法修習制度における経済的負担や法曹自体に対する社会的評価等の問題を総合的に検証すべきである。</p> <p>(2)中間的とりまとめが「司法修習に伴い個々の司法修習生の中に生ずる不均衡への配慮や、司法修習生の修習専念義務の在り方も含め、必要となる措置を本検討会議において更に検討する」として、司法修習生の貸与制を前提に個別の経済的支援の言及に留まっている点は賛同できない。司法修習生の給費制は復活されるべきで、貸与制移行後の司法修習生の償還は全額免除されるべきである。また、司法修習生の修習専念義務は法曹養成課程において必要不可欠で、修習専念義務廃止の方向で見直しが行われるべきではない。中間的取りまとめにおいても「司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の過程として置かれており、司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保する必要があること」を認めている。司法修習生の貸与制について、現在のような深刻な就職難、新人弁護士の急激な条件悪化等の状況からして、新人弁護士にとって無利子であっても300万円もの貸与は非常な重圧となる。実際、貸与制に移行した平成24年度は修習辞退者が62人に急増した。司法修習生の貸与制は、法曹志願者にとっては参入障壁以外の何ものでもない。法曹は、人権擁護のための三権分立の一翼を担う司法制度の根幹を形成する。</p> <p>制度を生かすのは、すなわち人である。法曹の養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権保障擁護の観点からして、充実した司法修習により適正な法曹を育成することは国の責務である。司法修習生の給費制は法曹養成にとって不可欠な要素であり、司法修習生に修習専念義務を課さなければ貸与制に移行してもよいという問題ではない。</p>

		第3 2	法科大学院について	中間的とりまとめは、「司法試験合格率が低迷し、法科大学院を修了しても、司法試験に合格して法曹となることのできる見通しが低いことが、法科大学院の志願者が減少している一つの要因となっている」として「法科大学院全体として修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要」とする。しかしながら、司法試験合格率が低いことが法科大学院志願者激減の主な要因に該当しないことは前述したとおりである。そもそも企業、地方自治体、国家公務員、海外展開等中間的とりまとめが「法曹有資格者の活動領域」で指摘している分野は、必ずしも弁護士資格を取得しておくことが必要不可欠な活動とは思われない。
		第3 3 (1)	方式・内容、合格基準・合格者決定	中間的とりまとめが「法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされることから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要がある」「と共に試験科目の削減を行う」等検討する部分は賛同できる。法曹としての土台となる法律基本科目の習得が強固なものでなければ、いかなる分野に進出したとしても応用力が身につかず、法曹としての社会的使命を果たすことが困難となりかねないからである。よって、中間的とりまとめが、法律基本科目を重視し、法科大学院教育との連携を図ると同時に試験科目の削減等検討を鮮明に打ち出している本項部分は高く評価できる。
		第3 3 (2)	予備試験制度	中間的とりまとめは、「予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータ収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるか検討する必要がある。」とする。しかし、問題は、予備試験制度の見直しの方向性である。政府は、2008年(平成20年)3月25日閣議決定において「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について」「予備試験合格者にしめる本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」と決定した。ところが、実際は、平成24年の司法試験の結果においては、予備試験合格者組の最終司法試験合格率が68%であったのに対し、法科大学院修了者組の最終的な司法試験合格率は25%であった。平成24年度司法試験の結果は、司法試験の受験において、予備試験受験者の間口が法科大学院修了者の間口に比べ圧倒的に狭いことを意味しており、上記閣議決定に明らかに反していると言わざるを得ない。上記閣議決定のみならず、法曹の急減の多様性確保及び公平の原則からしても少なくとも予備試験合格者と法科大学院修了者との不均衡は是正すべきである。
		第3 4	司法修習について	「第4項司法修習」について「(1)法科大学院教育との連携、及び、(2)司法修習の内容」についての中間的とりまとめの記載内容には概ね賛同できる。
1,984	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための取り組みを積極的に行う必要がある事は、当初の司法制度改革の目的に沿うものであり、賛成である。

第2	今後の法曹人口の在り方	中間的取りまとめでは、「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され」とあるが、現時点でそのような予想に具体的な根拠があるのかは疑問である。予想に基づいて法曹人口の在り方を検討すると、その予想が現実化しなかった場合に需給ギャップが生じ、就職難を招いて、現実問題となっているOJTの不足等による法曹の質の低下を招く恐れがある。従って、定期的に法曹に対する需要を調査し、具体的に根拠のある需要に見合った法曹人口の在り方を検討すべきである。その意味で、現時点での年間合格者数と法曹の需要は見合っていないと思われるので、年間合格者数3000人の数値目標を撤回する事は評価できるが、現在の需給ギャップを埋めるために、年間合格者数2000名程度から漸次減少させ、年間合格者数を1000名から1500名程度までとする数値目標を掲げるべきである。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	中間的取りまとめでは、「法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方」が優れ、「司法試験という「点」のみによる選抜」は、「受験技術優先の傾向」が見受けられ、法曹志願者全体の質の低下を招くことが危惧される要因であるかのような考え方が底流にあるように見受けられる。しかし、旧司法試験による選抜であっても、その後の司法研修所による教育と実務修習、そして二回試験を経て法曹実務家になるという「プロセス」に問題があったとは思われない。また、「司法試験という「点」のみによる選抜」故に「受験技術優先の傾向」を生むとも思えない。現在、年間合格者数の増加と就職難により、出身法科大学院の名称と、大学院時代の成績、そして司法試験の合格順位が、その後の法曹実務家としての出発点たる就職時に考慮されるという状況が徐々に広がりを見せており、その結果、「受験技術優先の傾向」ばかりではなく、法科大学院の名称への拘りだけを生みだしかねない状況にあると思われる。法科大学院という制度を生みだして整えた以上、法科大学院の特色を活かし、その充実を図っていくという事には賛成であるが、その方向性を検討するにあたっては、過去の旧司法試験制度に弊害があったかのような考え方を出発点とする事には賛同出来ない。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	法曹志願者減少の主な要因として、中間的取りまとめが指摘するものがある事は理解できる。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	中間的取りまとめでは、「法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、相当充実した支援がされている」とし、今後も同様の支援を継続していくという趣旨に読める。しかし、他の大学院生と同様に比較する事には問題があると思われる。司法制度改革の目的は、法的救済の手をあまねく広げていこうという事であったはずである。その為に法曹人口の検討や、法曹の多様性を図ったはずである。前記の通り、法曹志願者の減少や多様性確保の困難は、法科大学院に入学する前の事情ではなく、法科大学院入学後の時間的・経済的負担と、司法試験合格率が概して高くない事と、司法修習終了後の就職難という各要因が相俟って生じているものである。従って、法科大学院生に対する経済的支援の内容は現状にとどまることなく、法科大学院への補助金等の政策を一層充実させて、授業料等の費用の低額化に努めるべきである。また、同様に、司法修習生に対する給費制の復活は、司法制度改革の目的達成の為に不可欠だと思われる。なお、司法修習生の経済的負担の軽減の為に、司法修習生の修習専念義務の在り方を検討するという、さも同義務を撤廃するかのような検討には反対するものである。「法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策を講ずる」のならば、司法修習生の経済的負担の軽減の為に、体力的、精神的負担を増し、充実させていかなければならない司法修習に集中できる環境を壊していく事態は避けるべきである。

		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	法曹志願者の減少や多様性確保の困難は、法科大学院間の司法試験合格率のばらつきや、全体としての司法試験合格率が低いという事が一因にあるという点は理解できる。一定の法曹志願者数とその多様性を確保するためには、前記の通り、全体としての司法試験合格率を上げ、法曹としての質向上に向けた研鑽努力に支障を来すような負担は極力避け、法曹実務家として歩むための就職窓口を広げる必要がある。また、前記の通り、現在、法曹人口との法曹需要との間には大きな開きがあると感じられ、司法試験合格者数の暫時減少を目標とすべきであると考え。従って、自ずと法科大学院の定員の減少は要請されるものと考え。後記する通り、地方にも配慮された法科大学院の大胆な整理統合により、法科大学院入学時に一定の選抜を図るべきである。
		第3 2 (2)	法学未修者の教育	法学未修者の教育については賛同できる。
		第3 3	司法試験について	司法試験制度について、受験回数制限に関しては撤廃すべきである。この点に国が関与すべきではない。なお、予備試験制度に関しては、それこそ法曹志願者の多様性を確保する為には残すべき制度であり、制限的にするべき方向での検討には賛同し得ない。
		第3 4	司法修習について	司法修習に関しては概ね賛同する。
1,985	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)</p> <p>ア 現状認識について、「法曹有資格者に対するニーズに増加は見られない。しかし、弁護士の大量供給及びこれに伴う弁護士の待遇悪化により、弁護士の採用・依頼コストが低下し一部の潜在的ニーズが顕在化している状況にある。」と明記すべきである。</p> <p>イ 「有能な法曹を社会の需要に応じて供給し、法の支配を貫徹させ、国民の権利擁護に万全を期すという国家目標」を、過度の政策コストをかけることなく、かつ、政策参加者に過度の負担を課すことなく実現するためには、直ちに以下の政策をとるべく方向転換をすべきであること、を明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹になる費用的・時間的コストを下げること。 ・法曹の仕事の魅力を高めるとともに、試験により、一定の競争を維持すること。 <p>ウ 法科大学院卒業生の質を確保するとともに、法科大学院の正当性を担保し、かつ、経済的問題にかかわらず法曹になる道を残すため、以下の点を明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備試験枠を堅持する ・司法試験において、法科大学院卒業者と、予備試験合格者を並列的に競わせ、その成績に応じて、それぞれの司法試験合格者数を決定する制度を導入すべきである。 <p>エ 司法書士に対する簡易裁判所代理権を直ちに廃止すべきであることを明記すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>ア 現状認識について</p> <p>法曹に対するニーズの面からいうと、過去も、現在も、法律に詳しく、仕事をそつなく行う相応の能力のある者(法曹)に対する潜在的ニーズは一定程度あるものの、法曹人口増大により、増えていない。このことは、裁判所係属事件件数が増加していないこと、裁判官・検察官の採用人数が増加していないことなどの</p>

データ、さらには、普通の人は「弁護士が増えたから弁護士に仕事を頼もう」とは思わないという常識から明らかである。以前は、弁護士の採用・依頼コストが相応に高かったため、その潜在的ニーズが顕在化していなかったにすぎない(しかし、公的扶助及び当番弁護士・弁護士の公益活動が、特に法的助力を要する領域について、それを補完する役割を果たしていた)。それが、近時の法曹増員政策により、法曹が大量供給されたことにより、需要と供給のバランスが崩れ、極めて低コストで法曹(弁護士)が雇用でき、また、依頼できるようになった。「弁護士の値段が下がっているから弁護士に頼もう」と思っているのである。当職は、企業内弁護士の待遇に関する情報を相当程度入手できる立場にいるが、例えば、現在、企業は、「大学院卒と同等の給与。弁護士会費は個人負担。」という条件でも弁護士が雇用できている。一昔前であれば到底弁護士が雇用できる条件ではなかったが、新人弁護士にとってみれば、「就職先がなく、ぷー太郎になるよりは」ということで、やむなくこれに応じている。その一方で、このような者は、法科大学院の学費・時間コスト・

司法修習生の貸与制という経済的・時間的コストを強いられているのであり、さらに、企業内弁護士は、弁護士法・弁護士倫理に基づく一般社員より加重された義務を負うのであるから、到底割にあうものではない。現在の法科大学院受験者の激減は、このような費用対効果の観点から極めて容易に説明が可能である。今後も、弁護士の採用コスト・依頼コストが下がる限りにおいて、法曹ニーズは顕在化するだろう。しかし、それは、「法曹ニーズが増大したから」ではなく、「弁護士を安く雇えるようになったから」ニーズが顕在化したに過ぎない。

イ あるべき政策の方向性

現在とられている、有能な法曹を一定規模で供給し、法の支配を貫徹させ、国民の権利擁護に万全を期するという国家目標自体に、反対はしない。しかし、現在、この政策は、法曹有資格者、とりわけ、法科大学院卒業者を中心とする若手弁護士の多大な時間・費用的コスト負担と、弁護士になった後の待遇の悪化という犠牲を強いることにより成り立っている。国家が、法曹が増大した後の法曹ニーズの状況についての目測を全く誤り、かつ、法科大学院の乱立を許して司法試験合格率を減少させ、さらに、法科大学院制度、修習生貸与制という法曹になるコストを増大させながら、その後の待遇の維持について何らの策も講じていない。このようなやり方が政策参加者たる法曹志願者に対してアンフェアであることは、明らかであろう。国家が政策を掲げる以上、国家が、それに参加する者、法曹志願者に対してある程度の道義的責任を果たす制度を模索すべきである。その方向性としては、2つの道がある。一つは、公的援助、公的負担を増大させるとともに、司法試験合格率を高め、法科大学院入学者・卒業生の「面倒を見る」ことである。もう一つは、国家の守備範囲を道義的責任をとれる程度に減少させ、ある程度の不利益(旧試験時にみられた法曹希望者の滞留とこれによる社会的損失)は、自己責任と割り切ることである。しかしながら、前者の方向性については、①法科大学院入学者選抜試験で競争を確保できなければ、優秀な人材が確保出来ないが、その経済的・

時間的コストの高さからそれを望みがたいこと(人材の優秀性は、母体のレベルと競争率に比例する)、②現在の日本の国家財政の下では財源確保が不可能と考えられること(それだけの財政出動をするメリットもない)、③弁護士自治に極めて深刻な影響を与えるであろうこと、というそれぞれ致命的な問題がある。そこで、後者の方向性を模索すべきである。すなわち、

「有能な法曹を社会の需要に応じて供給し、法の支配を貫徹させ、国民の権利擁護に万全を期するという国家目標」を、過度の政策コストをかけることなく、かつ、政策参加者に過度の負担を課すことなく(少なくとも自己責任といえるレベルで)実現するためには、直ちに、以下の政策をとるべく方向転換をすべきである。

・法曹になる費用的・時間的コストを下げること。

・法曹の仕事の魅力を高めるとともに、試験により、一定の競争を維持すること。

		<p>このような極めて政策コストの低い方法で、社会の需要に応えるだけの有能な法曹の質と量を確保することは十分に可能である。そしてこれは基本的に旧司法試験制度への回帰であり、当時認識された問題点である「予備校教育の弊害」は、なにが問題なのかを冷静に評価・判断した上（例えば条文の暗記等は、いかなる教育によっても必要なことであろう）、試験の採点基準の改善等の対処療法にて十分対応可能である。</p> <p>ウ 当面の措置</p> <p>以上が取るべき道と考えるが、上記方向性は、直ちに法科大学院を廃止すべきとの意見に結びつくため、過度の軋轢を生ずることなく上記方向性を漸次実現するためには、直ちに以下の制度を導入すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、予備試験枠を堅持する。 ・司法試験において、法科大学院卒業者と、予備試験合格者を並列的に競わせる。その試験成績に応じて、それぞれの資格者の司法試験合格者数を決定する。 <p>予備試験枠は、経済的に恵まれない人でも、企業に勤める人でも受験できるオープンかつ平等な試験であり、社会の優秀かつ多様な人材を確保するためには、なんとしても維持すべき制度である。そして、予備試験合格者と法科大学院卒業者とを、並列の試験により競わせることにより、制度間の適正な競争を確保することができる。これにより、法科大学院制度という国家の政策の正当性が担保するとともに、優秀な法曹が供給されることにつながるのである。</p> <p>エ 司法書士の簡裁代理権について</p> <p>もともと法曹人口が十分でないという立法事実を前提として、妥協的措置として、司法書士の簡裁代理権が認められている。しかしながら、司法書士は、法曹教育を受けているわけではなく、また、難しい資格試験を合格しているわけでもない。このような中、現在までに法曹教育を十分に受けた人材が大量に供給されているのであるから、上記立法事実は消滅していること、また、法曹の仕事の魅力を高めることにも繋がることから、司法書士の簡裁代理権は直ちに廃止すべきである。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)現在の法曹供給数では、法科大学院制度・司法修習制度の貸与制という法曹志願者に向けた時間的・費用的コストを正当化できない。現在既に供給過多であり、今後も、これまでに司法試験に合格した者の供給があることも踏まえ、一旦「500人」に減少させた上で、その実需と、新人弁護士を調査した上で、法曹になるために課したコストに見合うだけの待遇が得られているかを確認し、適宜、司法試験合格者数を増加、減少させるべきである。</p> <p>(理由)上記第1(理由)(特にア)のとおり。なお、司法制度改革審議会当時、弁護士数の国際比較について、隣接士業者の存在を考慮しないデータが用いられるなど、大いにミスリーディングなデータが用いられており、3000人という数値目標は全く根拠がなかったと考えられる。</p>

	第3	法曹養成制度の在り方	<p>(意見)</p> <p>ア 法科大学院制度は、莫大な法科大学院への補助金という形で国家予算を浪費し、政策参加者である入学者に過度の時間的・費用的コストを課す一方で、それに見合った成果(優秀な法曹の供給という目的)を達成していないし、今後もその見込みはないため、直ちに廃止が必要である。</p> <p>イ ①の実現が直ちに困難な場合のソフトランディングの方法として、法科大学院を統廃合するとともに、予備試験枠を堅持し、その卒業生・合格者を競争させ、その実績に応じて、次年度以降の各卒業生・合格者の定員を定めるべきである。</p> <p>ウ 経済的支援を必要とする者を法曹とすることのニーズは、奨学金等の経済的援助よりも予備試験枠の拡大により応えるべきである。</p> <p>エ 司法修習生の貸与制は、現状のままでは違憲と考える。給費制を復活すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>ア 法科大学院における「プロセス」教育を受けたから、その者が優秀であるなどという因果関係は全く存在しない。また、「プロセス」教育においては、客観的・公正な評価者がいるわけではないことから、その評価の恣意性も排除できない。一方で、日本を代表する法学者・実務家が英知を絞って出題した、択一、論文、口述試験において優秀な点数をとったということは、一定程度その者が優秀であることを推認させるであろう。その者が優秀かどうかは、原則として競争母体のレベルと競争率によるというのが真実である。また、その評価は、個人的な恣意を入れない、客観的かつ公正なものである。優秀な法曹の供給のためには、一定の競争を確保することが極めて重要なのであり、現行の法科大学院制度は、時間的・費用的なコストが高く、そのことが法曹の能力とは関係しない大きな参入規制として、人材の自由な競争を阻害し、かつ、その競争阻害性を正当化できるだけの成果を上げることは不可能であるから、廃止すべきである。</p> <p>イ しかし、これを強行することは利害関係者の反発を招き直ちに実現することは困難であると考えられるため、ソフトランディングの方法として、(意見)イに記載した形で、法科大学院制度と予備試験制度との制度間競争を実施すべきである。法科大学院における「プロセス」教育をしているから、その成果を判定する司法試験の成績は悪くてもよいということはないはずである。これにより、有能な人材の供給にとって、いかに幅広い人材の参入とその者たちによる競争が重要かが実証されるものと予想する。</p> <p>ウ 法科大学院生に対する経済的支援の必要性は認めるが、これを充実させたからといって優秀な法科大学院生が生まれるわけではないため、経済的援助は「援助がなければ法科大学院に通えない人」に援助の対象を限定するのがよい。しかし、このような需要には、経済的援助よりも予備試験枠の拡大により応えるべきである。そのほうがずっと財政負担が少なく、健全である。</p> <p>エ また、ここで詳しくは述べないが、現行の貸与制は、司法修習生を修習専念義務という形で時間的に拘束し、かつ、兼業禁止義務により生活費を稼ぐ手段を奪っている点において、その者の職業選択の自由・経済的自由権を侵害し、違憲であると考えている。いずれにしても、現在の法曹需要の下における国家の政策として到底正当化できるものではなく、修習専念義務を課す現行の司法修習制度を維持する限りにおいては、直ちに給費制を復活すべきである。</p>
--	----	------------	--

1,986	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 司法試験の合格者数は、直ちに年間1000人以下にしたうえ、5年程度で500人程度に減少させるべきです。</p> <p>(理由) (1) 司法制度改革審議会意見書によれば、法曹人口の増大は、国民の法的需要の増加が前提でした。しかし、訴訟事件の新受件数は平成15年の約611万件から平成23年は約405万件に減少しています。法律相談件数は、平成15年は約55万件であったところ、平成21年は約60万件であり、それほど増加していません。そこで、今後も訴訟や法律相談への需要が急激に増加すると予想することは不合理です。</p> <p>(2) 司法過疎対策も相当程度進み、周知のとおり、地裁支部レベルではゼロワン地域は解消されています。</p> <p>(3) 一方、企業内弁護士は、平成17年は122名だったところ、平成22年は435名に、任期付公務員は、平成17年は60名だったところ、平成22年は89名に、それぞれ増加しました。しかし、その増加人数は企業内弁護士が約300名、任期付公務員が約30名に過ぎず、今後飛躍的に需要が増加するとは考えにくいと思われます。</p> <p>(4) 加えて、報道によると、司法修習生の弁護士一括登録日における未登録者が、60期の100名程度から64期は400名程度、さらに65期は560名程度と飛躍的に増加しています。新規登録弁護士の中にも、直ちに独立した「ソクドク」、場所だけ借りている「ノキ弁」が相当数いると思われる、これら新規登録弁護士は十分なOJTが行われぬまま実務を担っている可能性が高いと考えられます。最近の法曹志願者の急激な減少は、これらの事情と無関係ではないでしょう。これらの事情は、法曹の質的低下を招きかねず、かえって国民に不利益になりかねないと思われます。</p> <p>(5) 日弁連の法曹人口政策に関する提言によると、司法試験合格者数を1000名にしても法曹人口は増加し、2053年頃に4万2000人程度で均衡すると試算されています。なお、弁護士、代理権付与弁理士、税理士、認定司法書士の総数は10万人に91人であり、先進国中最も弁護士人口の少ないフランスの10万人に50人の2倍近い人数です。</p> <p>(6) 以上を踏まえると、すでに法的需要に十分な法曹が生み出されているといえます。今後、法的需要が増大するとしても、その総数が飛躍的に増加するとは考えにくいところです。かえって、弊害が目立つ状況にあるといえるのではないのでしょうか。もっとも、現在法科大学院に入学している学生への配慮も必要です。そこで、意見の通り、まず合格者を1000名とし、5年程度で500名に漸減させることを提案する次第です。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。現行の貸与制では、引越費用や家賃、食費といった生活に必要な費用だけでなく、修習中の交通費や宿泊費といった費用も自己負担のため、修習生の負担は重く、多くの司法修習生にとって充実した司法修習を行うことは困難です。結果として、十分に修習の実をあげられないまま実務に出ることになりかねず、かえって国民に不利益を与えかねません。そもそも、司法修習生の修習専念義務は、司法修習中の生活保障が前提でなければならないはず(霞を食べて修習することは無理です。)。以上の次第で、修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p>

1,987	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見) 司法試験の受験回数制限は廃止すべきである。 (理由)</p> <p>1. 受験回数制限の残酷さ 現在、司法試験の受験資格を得るために多くの者は法科大学院に通い数百万円に及ぶ費用と数年間の時間を掛けなくてはならない。しかし、これだけの費用と時間をかけたにも関わらず、回数制限内に合格できなければ受験機会そのものが奪われてしまう。このことによる経済的・精神的打撃の大きさは言うまでもない。他方で、法曹と同じプロフェッションであり、受験資格を得るためにやはり多大な費用と時間のかかる医師の国家試験には受験回数制限がない(しかも合格率は司法試験よりも遥かに高い)。そして、受験回数制限がないことによって医師の国家試験に不都合が生じたなどという話は聞いたことがない。これらのことからすれば、受験回数制限のある現在の司法試験は、過酷で奇妙な負担を受験者に負わせているといえよう。このような制限が是認された背景には、新制度の司法試験における年間合格者を3000人とし単年合格率が7～8割になることが見込まれていたことがある。受験者の立場からすれば、新司法試験の制度設計に対し意見を述べる機会など事実上なく、受験回数に制限を加えるという新制度に不安・不満は当然あった。しかし、単年ごとに7～8割を合格させるのであれば我慢するしかない、というのが大方の意見であったと考えられる。しかし、新制度における司法試験合格率は当初の想定を大きく下回り2割台に低迷している。さらに『法曹養成制度検討会・中間的取りまとめ(以下、中間的取りまとめ)』は、「年間合格者を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く」とし、この数値目標を事実上撤回している。そうであれば、受験者数がこの先減少したとしても、合格率7～8割の達成は絶望的であろう。そして、合格率低迷の原因として法科大学院の数が当初の想定を遥かに上回ったことがよく挙げられる。そうであれば、このような状況下での受験回数制限は、制度設計の甘さを立場の弱い受験者に皺寄せするものである。従って、受験回数制限を受験者に課すことは、もはや過酷というよりも残酷というべきものであり、この制度は廃止されるべきである。</p> <p>2. 『中間的取りまとめ』への反論 この点、『中間的取りまとめ』は「受験回数制限を設けること自体は合理的である」とし、「受験回数制限は維持した上で、制度の趣旨を踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する」としている。そして、受験回数制限の合理性の根拠として(i)「受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当でないことと、(ii)「法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もある」こと、(iii)受験回数制限は、受験者にとって「早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会となること」を挙げている。しかし、『中間的取りまとめ』が受験回数制限の合理性根拠としている主張は到底承服できるものではない。</p> <p>(i)「受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来すること」は不适当というものの、「旧試験の下で生じていた問題状況」の内容が具体的に述べられておらず、これが何を意味するのか分からない。従って、このような不明確な主張によって受験回数制限の合理性は根拠付けられない。もっとも「旧試験の下で生じていた問題状況」とは、過酷な受験競争であった旧試験の下では受験者は受験テクニックに走らざるを得ず、法曹にとって必要な法的思考力・表現力等を正確に判定することが困難であったこと、と推測はできる。仮にそうであるとしても、このような主張によって受験回数制限の合理性は根拠付けられない。上述のように現在の司法試験は、受験資格取得のために多大な費用と時間がかかる上、ようやく得た受験資格を奪われる可能性も高い。その意味では、旧試験より競争率が低くなったとはいえ、過酷な</p>
-------	------	----------------	--------	---

受験競争であることに変わりはない。このような状況下において、限られた時間の中で確実に合格するために受験者たちが受験テクニックに頼ろうとすることは自然である。従って、受験回数制限を付したところで受験者たちが受験テクニックを使わなくなるとはいえない。そもそも、試験が限られた時間の中で自分の実力を示すものである以上、多かれ少なかれ受験テクニックは必要である。つまり、これを一概に否定すべきではない。受験テクニックによって法的思考力や表現力を正確に判定できないというのなら、工夫すべきは出題形式や採点方法ではなかろうか。受験機会を奪うことによって法的思考力・表現力等を正確に判定しようとするのであれば、それはお門違いというものである。

(ii)「法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要」があるというが、「法科大学院の教育効果」は「薄れ」るものだろうか。これは法科大学院修了直後の者の司法試験合格率が最も高く、受験回数・年数を経るごとに低下していることを根拠とする主張であろう。しかし、法曹養成制度検討会議の和田吉弘委員が指摘するように「受験者各人の学力レベルが時間とともに向上するとしても、合格レベルに達する人数の比率の関係から、1回目よりも2回目、2回目よりも3回目と合格率が低下する場合はありうる」。従って、合格率が受験回数・年度を経るごとに低下しているからといって「法科大学院の教育効果が薄れ」とまではいえない。むしろ、修了生各人の努力次第で「教育効果」を維持ないし向上させることは十分可能と考える方が常識に適うのであり、一定期間にしかも一律にこれが「薄れ」という主張は過度の擬制であろう。また、現在の司法試験の目的は法科大学院の教育効果を確認することであり、その確認には「法科大学院の教育効果が薄れ」ていないかどうかの判定も含むはずである。つまり、「教育効果が薄れ」ていないかどうかは試験を通じて判定するものであり、「教育効果が薄れ」たから受験を認めないという主張はそもそも理屈として成り立たない。

(iii)「早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる」というが、「転進」は極めて困難である。法科大学院は法曹養成機関であり修了者の「転進」へのサポートには限界がある。また、学部からストレートに法科大学院に入学しても受験期間終了時には30歳近くになっている。さらに、「法務博士」号の価値など社会で認められておらず、「法学専門教育を受けた者」に対する需要はほぼ皆無である。このような状況下で、法曹資格の取得に失敗した者の「転進」を受け入れ、その知識・能力を「活用」してくれる場など果たしてどれだけあるだろうか。なまじ「法務博士」号など持っている者は企業としても使いづらく、そのことが却って「転進」を妨げているとさえいえよう。つまり、法科大学院修了者は司法試験から締め出されれば、事実上行き場を失うといっても過言ではないのである。しかも、現在のように法曹資格が取得できない法科大学院修了者が大量発生しているのは、新司法試験の制度設計の甘さに起因するところが大きい。当初は7～8割の合格率を謳い法科大学院に大量の学生を受け入れておきながら、現在のように合格率が低迷し大量の受験者を司法試験から締め出している状況は、二階に上げておきながら梯子を外すのに等しいものといえよう。従って、司法試験から締め出された者を取り巻く厳しい状況からは目を背け、しかも修了者の多くをその厳しい状況に追い込んだ制度設計の甘さに対して何ら反省もせず、「早期の転進を促し、…法曹以外の職業での活用を図る」などと、司法試験から締め出すことがあたかも受験者の利益になるかの如き観念的な主張をすることは、あまりにも無邪気で無責任である。そもそも、司法試験は法曹という職業に就くためのものであり、これを受けることは職業選択の自由(憲法22条1項)で保障されている。この自由には「公共の自由に反しないかぎり」(同条項)という制限が付されているとはいえ、法科大学院を修了した者が長期に亘り司法試験を受け続けたとしても社会に害悪が生じるとは考えられず、それが「公共の福祉に反する」とはまではいえないだろう。そうであれば、たとえ有識者(と云われる

			<p>人々)が眉を顰めるとしても、司法試験を受け続けたい人は受けただけ受けてよいはずであり、「転進を促す」ことなど国はすべきではない。まして、「転進を促す」ために受験機会を取り上げるなど以ての外である。</p> <p>以上より、『中間的取りまとめ』の(i)～(iii)の主張は、受験回数制限の合理性を根拠付けるものではない。そして、受験回数制限自体の合理性が認められない以上、これを緩和したところでその不合理性が治癒されるはずもない。尚、『中間的取りまとめ』によれば「受験回数制限を緩和し、受験期間内において司法試験を受験できることとしても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も相当数いると想定されることからすれば、合格率の低下はそれほど大きくない、あるいは、累積合格率は低下しないとの指摘もある」ようである。しかし、受験回数制限を廃止しても「司法試験を受験しなくなる者は相当数いると想定される」のであり、受験期間を制限しなくても「合格率の低下はそれほど大きくない、あるいは、累積合格率は低下しない」ことになるはずである。従ってこの指摘は、受験回数制限の緩和ではなく廃止の主張につながるのではないだろうか。</p> <p>3. まとめ 社会正義に尽力する法曹という職業に憧れ、法曹資格を得るべく多大な費用と時間を掛け懸命に努力してきた者達を、合格までに時間が掛かるというだけで司法試験から締め出すのが、受験回数制限である。司法試験から締め出された者(それも多くは前途ある若者)がどれだけ大きな失望を味わうか、どれだけ大きな経済的痛手を受けるか、そしてどれだけ大きな不安の中に投げ込まれるか。法曹養成制度検討会議の委員達には、これらのことにもっと真摯に向き合って頂きたい。本検討会議は法科大学院の存続のために躍起になり、司法試験受験者のことは眼中に無いとの印象を受ける。まして、回数制限によって締め出された元受験者のことなど尚更である。司法試験受験者・元受験者は、試験制度に対する発言の機会が乏しく、弱い立場にあると言わざるを得ない。そして、弱い立場にある者の利益が無視されるのは世の常である。しかし、「司法」とは社会的少数者・弱者の声に耳を傾け、これらの者の権利・利益を守ることが使命であり、司法試験とはこの「司法」を担う者を選抜するためのものである。そうであれば、受験者・元受験者の言い分を無視して、この不合理な受験回数制限を維持することは「司法」の使命にもとることになる。以上より、受験回数制限は廃止されるべきと考える。そして、新方式の司法試験が、法科大学院修了者及び予備試験合格者が何度も「再チャレンジ」できる公正な制度となることを切に望むものである。</p>
1,988	5/13	第3 2 (1)	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p> <p>(意見)「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」とされている部分について。地方法科大学院に対しては積極的な公的支援を行うべきである。</p> <p>(理由)法曹の多様性確保は、法科大学院制度の根幹をなす理念である。そして、法曹の多様性を確保するためには、法科大学院への入学者の多様性を確保することが不可欠である。とりわけ地方在住の社会人にとって、在住地域に法科大学院があることは、それまでの生活環境を維持しつつ法曹を志すことのできる重要な要素となる。法曹の多様性を確保、法科大学院への入学者の多様性の確保のためには、地方の法科大学院の存在は重要である。そこで、地方の法科大学院に対しては積極的な公的支援を行い、法科大学院の統廃合等によって地方の法科大学院が廃止されることのないようにすべきである。</p>

1,989	5/13 第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験の年間合格者数を直ちに1500人以下に減員し、更なる減員についてはその後の法的需要などを検証しつつ、対処していくべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>1 法曹に対する需要が増加するという予測の具体的な根拠が乏しいこと。 中間的取りまとめは、「社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していく」と予想し、「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要がある」旨述べる。しかし、将来の法曹に対する需要の増加を裏付ける具体的なデータや資料は示されておらず、その予測は不確かである。むしろ、次のような事情を考えると、今後需要が増加していくとの展望には否定的とならざるをえない。</p> <p>(1)裁判所の事件数が減少していること。 最高裁判所の司法統計によれば、平成13年の全裁判所の民事・行政・家事・刑事・少年事件の新受件総数は563万2114件であったが、平成23年は405万9773件と72.08%に減少している。なお、民事事件のうち、第一審地裁民事通常訴訟新受件数は、平成13年の15万5541件から平成23年に19万6367件に増加している。しかしこれは、平成18年の最高裁判決を受け、過払金返還請求訴訟が急激に増加したことが原因であり、貸金業法の改正により、今後急速に減っていくことが予想されるものである。 実際、同新受件数は、平成21年の23万5508件をピーク時と比べ、平成23年は83.38%に減少している(第2回検討会議・資料2「法曹人口に関する基礎的資料」4(1)より)。このように、弁護士の伝統的な主要業務である裁判の件数は減少しており、この分野では逆に需要が減少しているのが実態である。</p> <p>(2)裁判外の業務の大きな拡大が見込めないこと。 裁判外の業務は、次の通り、需要の増加が限定的である。</p> <p>ア 企業内弁護士 企業内弁護士の数は、平成13年の63人から11年後の平成24年には771人へと増加しているものの(第9回検討会議・資料2「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大について(取りまとめ)より)、その間、弁護士数が、18,246人(平成13年)から32,134人(平成24年)へと増加していることに比べれば(検討会議第2回資料2「法曹人口に関する基礎的資料」2(5))、その増加数は微々たるものである。 また、企業内弁護士の待遇が一般社員と変わらない場合が多いことからすれば(検討会議参考資料4「法曹有資格者の活動領域」別冊NBLNo.135会社法務部【第10次】実態調査の分析報告抜粋より)、近年の企業内弁護士の増加は、司法修習者の就職難が影響していると思われ、必ずしも企業外弁護士と異なる法曹有資格者の役割、有用性が認められるようになった結果と見ることはできない。さらに、企業側の弁護士に対するニーズは、当該企業の業務に精通した弁護士の存在であり、新人弁護士の社員としての雇用ではない。そのため新人弁護士の雇用先として企業内弁護士を観念すること自体がミスマッチであるといえる。</p> <p>イ 公務員としての採用 国家公務員、地方公共団体における任期付公務員については、ここ10数年で若干の増加をしているものの、平成24年6月1日現在で行政機関において89名、地方公共団体において106名の弁護士が所属しているに過ぎず(弁護士白書2012年版より)、その広がりには限定的である。また、任期付公務員となった弁護士は、2～3年の任期終了後、再び就職問題に遭遇するのであるから、任期付公務員を、弁護士の就職難を解消する恒常的な需要の受け皿と見ることは出来ない。</p>
-------	---------	-------------	--

(3)我が国は近い将来大幅な人口減少時代を迎えること。

我が国の総人口は、今後、長期の人口減少過程に入り、平成38年(2026年)に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、60(2048)年には1億人を割って9,913万人となり、72年(2060)年には8,674万人になると推計されている(平成24年版高齢社会白書より)。このような人口の減少のために、紛争の絶対数が減少し、法曹需要の減少がもたらされることが予想される。司法制度改革審議会意見書も、「国民生活の様々な場面における法的需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化する」ことを予想し、その対応のために法曹人口を大幅に増加させた。

しかし、先に述べたとおり、同意見書提出後の10年間に於いて、法曹人口の増加に見合う法的需要は生まれておらず、その予測は誤りであったことが明らかとなっている。中間的取りまとめが、具体的な法的需要についての検証をすることなく、単に社会の多様化、複雑化を理由に需要が増加すると結論づけ、今後の方針を決定するのであれば、12年前の失敗と同じ過ちを犯すことになりかねない。

(4)隣接法律専門職の権限拡大及び増加

司法制度改革においては、司法試験合格者数年間3000人を目標とする合格者数増加策と同時に、隣接法律専門職の積極的な活用も図られた。平成14年以降、一定の条件の下で司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士に訴訟代理権を付与し、税務訴訟において税理士に出廷・陳述を認めるなど隣接法律専門職を活用するための法改正が行われた。その他隣接法律専門職には行政書士及び不動産鑑定士が存在するが、これら隣接法律専門職種は平成13年に既に17万1960人存在していたところ、平成24年には20万6572人(120.13%・3万4612人増)に増加している。

すなわち、平成13年から平成24年の間に弁護士と隣接法律専門職種をあわせて新たに4万8500人が増加している。また、簡易裁判所における民事訴訟等について代理権が付与された認定司法書士数は、平成24年には1万3898人に上っている(第2回検討会議・資料2「法曹人口に関する基礎的資料」の8「隣接法律専門職種の人口の推移」)。平成13年から平成24年の間の弁護士増加数1万3888人とほぼ同数の認定司法書士が供給されてきたことになる。このように、隣接法律専門職の権限拡大及びその増加の結果、弁護士業務との間に競業関係が生じている。制度設計上、これらの隣接法律専門職の関連業務に関して弁護士業務の需要の増加を期待することは困難である。

2 法曹人口の激増による弊害が深刻であること。

法曹三者の人口は、法曹人口急増政策により、平成14年に22,553人であったのが平成24年には36,824人と10年で14,271人増加している。その内弁護士人口は、平成14年に18,851人であったのが、平成24年には32,134人と13,283人増加しており、法曹人口の増加の大半は弁護士の増加が吸収している(検討会議第2回資料2「法曹人口に関する基礎的資料」より)。このように弁護士人口が短期間で急激に増加したために、次の通り弊害が生じている。

(1)司法修習修了者の就職難とOJTの機会を得られない新人弁護士の増大

弁護士人口が急増する一方で、法曹に対する需要は増加しなかったため、法律事務所などの弁護士求人は増えず新人弁護士の就職難が生じるようになった。第60期の司法修習修了者の一括登録時点での未登録者の数は102名であったが、その数は年々増え、第65期は未登録者の数が546名にも及んだ。その割合は司法修習修了者の26.3%にも達し、その率は今後益々大きくなることが予測される。このことは、資格取得後、法律事務所に勤め、先輩弁護士の指導を受けながら実務経験を積んでいくというOJTの機会を、得たくても得られない新人弁護士が増大していくことを意味する。

これは、我が国の法曹全体の質の低下につながりかねない重大な問題である。また、司法修習修了者の就職難は、人生における比較的若い時期における最低でも3~4年間という多大の時間とコストを投じて法科大学院及び司法修習を終えたものの、結果的に法曹として活動できない者を多数生み出していくことにつながり、社会的にも大きな損失を生じさせるものである。

(2) 法曹志願者の激減

法曹になるには、前記のとおり、人生における比較的若い時期における最低でも3～4年間という多大の時間とコストを投じて法科大学院及び司法修習を終えなければいけないが、そのような過程を終了しても法曹として活動できない可能性も年々高まっているため、法曹を目指すリスクは著しく高くなっており、それ故に法曹を志願する者が大きく減少してきている。各法科大学院への志願者数の合計は、平成16年で72,800人であったが、平成24年には18,446人と8年で25.3%に減少している。法科大学院志望者を法科大学院適性試験の志願者で見ると、平成15年は59,393人(大学入試センター39,350人、日弁連法務研究財団20,043人)であったが、平成24年では実志願者数が6,457人と10.88%に減少している。このことは、法曹に優秀な人材があつまらず、法曹全体の質が低下していく懸念を生じさせている。

3 現在の司法試験合格者数を維持するならば、弊害は拡大する一方であること。

司法試験の年間合格者数を現行の2,000人程度で維持するならば、法曹人口は年間1,500人ペースで増えていく、平成33年には50,000人を超え、平成60年には約86,300人となりピークに達する。このようなペースでの法曹人口の増加は、先の弊害を拡大する一方である。仮に司法試験合格者を年間1,500人としても法曹人口は増加していき、平成37年に50,000人を越え、平成60年に約68,800人でピークに達する。仮に年間合格者を1,000人としても、同様に法曹人口は増加し、平成50年に50,000人を超え、平成55年に約51,630人でピークに達する(以上、検討会議第2回資料2「法曹人口に関する基礎的資料」2(5)、資料5-2、「和田委員提出意見参考資料」より)。

上記の弊害を少しでも少なくするには、司法試験合格者の数を減員し、法曹人口増加のペースを遅らせることが不可欠である。なお、平成24年に行った長崎県弁護士会の会員アンケートによると、適正な年間司法試験合格者数について、回答者の86.25%が1,500人以下の数字をあげ、内、1,000人を適正と考える回答が最も多く、全体の45%であった(総会員数146名、回答率54.8%)。中間的取りまとめが、司法試験の年間合格者数を3,000人とするという数値目標を撤回したことは評価できるが、何ら現在の合格者数を減員した数値目標を設定しなければ、問題の先送りとなってしまう。法曹人口激増により生じた上記の深刻な弊害を緩和するためには、直ちに司法試験の年間合格者を1,500人以下に減員し、法曹人口増加のペースを遅らせることが不可欠である。そして、更なる減員については、その後の法曹需要などを検証しつつ、対応していくべきである。

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

(意見) 司法修習生の経済的支援は給費制を前提とすべきである。

(理由) 1 貸与制では、経済的に余裕のある人しか法曹を目指せなくなる。

法科大学院生・修了生は、司法試験に合格するまで勉強に集中しなければならず、アルバイトをする余裕はないから、法科大学院入学から司法試験に合格するまでの2年半から3年半の間は収入が見込めない。そのため、比較的多くの者が、法科大学院時代に3,000,000円～4,000,000円、あるいはそれ以上の借金を背負っている。更に、司法修習時代の1年間に、貸与制で年間3,000,000円前後の借金を背負うことになるのなら、法曹になる者の内の少なからぬ者は、司法修習終了時点で既に6,000,000～7,000,000円前後の借金を背負っていることになる。

ところが、近年の就職難を考えると、このような借金を背負い、多大の時間、労力を使って法曹としての資格を得たとしても、職に就けない可能性が少なからずある。しかしそれでは、経済的に余裕のない者が法曹を断念する場合も多く出てくると思われる。実際、日弁連が新第65期司法修習生に対して行った生活実態アンケートによれば、司法修習生になることを辞退しようと考えたことがある者が3割弱おり、その内の9割弱が「貸与制に移行したことによる経済的な不安」を辞退しようと考えた理由に挙げている。また、貸与制に移行したがために、修習を辞退する者も現に生じている。

衆議院法務委員会は、「法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること。」という附帯決議をしている。かかる決議を重視するべきである。

				<p>2 司法制度を支える法曹を養成するのは国家の責務であること。</p> <p>日本国憲法は、帝国憲法下で行政の監督下に置かれていた司法を独立させ、司法を、国家権力による人権侵害を防ぐ人権保障の最後の砦としていた。そして、司法を担う法曹を養成するため、国家による統一的な法曹養成制度として、司法修習制度が整備された。法曹は、裁判官、検察官、弁護士の三者に別れて職務を行うが、これら三者の分化は、司法に寄与する面の差異によるものであり、いずれの一つの職務の遂行が不十分であっても、司法の機能は不完全なものとなる。</p> <p>法曹の養成制度は、三権の一翼である司法権のあり方、ひいては基本的人権の擁護の根幹にかかわる重要な制度であり、司法修習制度は、戦後改革の中における新たな司法制度の役割、司法機能の充実のために果たすべき法曹の責務と一体性等を踏まえ、統一的修習として制度化され、その中で司法修習に専念できるようにするために給費制が実施されたものであった。すなわち、弁護士を含む法曹養成は、国家のために必要不可欠な人的インフラ整備として、国家の責任をもって行われるべきものとされた。</p> <p>法曹養成制度として、司法修習制度が整備された。法曹は、裁判官、検察官、弁護士の三者に別れて職務を行うが、これら三者の分化は、司法に寄与する面の差異によるものであり、いずれの一つの職務の遂行が不十分であっても、司法の機能は不完全なものとなる。法曹の養成制度は、三権の一翼である司法権のあり方、ひいては基本的人権の擁護の根幹にかかわる重要な制度であり、司法修習制度は、戦後改革の中における新たな司法制度の役割、司法機能の充実のために果たすべき法曹の責務と一体性等を踏まえ、統一的修習として制度化され、その中で司法修習に専念できるようにするために給費制が実施されたものであった。すなわち、弁護士を含む法曹養成は、国家のために必要不可欠な人的インフラ整備として、国家の責任をもって行われるべきものとされた。</p> <p>したがって、三権分立化における司法の役割からみて、国家の責務として、給費制が採用されなければならない。現行裁判所法の改正により行われている貸与制は、単に司法修習は個人が法曹資格を取得するものであってその費用は受益者となる修習生が負担すべきとの考え方に基づくものであり、その根幹には、法曹の養成を「社会のインフラ」から「個人的な資格取得」とみる、大きな思想の転換があるが、そのような考え方は司法修習の意義を矮小化するものであって到底支持できないことは、当会が平成23年11月15日付で出した「法曹養成制度全体の抜本的な見直しと司法修習生に対する給費制の存続を求める会長声明」において表明したとおりである。</p> <p>なお、司法修習生は、修習専念義務のもと、座学ではない実際の法律実務に従事しており、公務員と同程度の拘束があるのである。教育的な側面も有する研修医の業務に対して対価が支払われているのと同様に、司法修習生に対しても、その業務に対する対価を保障してしかるべきである。</p>
1,990	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)活動領域の拡大をさらに図るべきであることにそのとおりであると考えるが、福祉分野等については、これらの活動に対する適切な対価を得られる仕組みの構築(日弁連援助事業として行っている分野を含め、さらに法律扶助の拡大等経済的基盤の確立)が不可欠である。</p> <p>また、中間的取りまとめでは、これまでに活動していなかった分野への拡大を検討しているが、そればかりでなく、法曹の活動の中核分野である従来の訴訟関連分野についての法曹を関与をさらに充実させることが必要であると考え。また、そのためには、弁護士のみでなく裁判所・検察庁の人的・物的拡充、特に支部・簡易裁判所・区検察庁への裁判官・検察官の配置が必要であることを明確にすべきであると考え。</p> <p>(理由)中間とりまとめにおいては、活動領域の在り方として、法テラス常勤弁護士による福祉分野などの開拓、あるいは、刑務所出所者等の社会復帰等に関する法的支援などが例示されているが、これらは確かに今後必要とされる活動分野ではあるが、その一部である。なお、福祉分野の活動については主として法テラス常勤弁護士によることが述べられているが。</p>

		<p>これらの分野を始めとする多くの経済性の低い活動分野についても、法テラス常勤弁護士ばかりでなく、人数的にはるかに多い各地の弁護士が、日弁連援助事業を利用したり、あるいはこのような手当のない部分についてもボランティア的活動により開拓してきており、今後も常勤弁護士のみの活動が期待されるものではない。これらの分野についても、弁護士の援助を得られるようにするためには、これら活動について適切な対価を得られる仕組みを構築すべきである。</p> <p>また、いわゆる従来の活動分野とされる訴訟関連業務についても、地域に裁判所がない、あるいは取り扱える範囲が制限されている、裁判官・書記官の人数が少なく迅速な解決が行えないなどの理由から、利用者が法的サービスの利用を回避しているケースは多々ある。これら司法基盤の充実をはからずに、周辺分野への活動領域の拡大のみを議論するのは、まさに本末転倒である。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 日本における適正な法曹人口がどのくらいであるのかをまず検証することが必要である。そのうえで、司法修習、OJTを含めた養成力を考慮して、各時点における合格者数を決定すべきである。</p> <p>(理由) 中間とりまとめにおいては、なんらの具体的根拠もしめされないまま、「司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており、より多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加して行くことが予想され」と記載されているが、そもそも適正な法曹人口がどれくらいかという検証はなされていない。まず、適正な人口を検証した上で、そのためにはどのくらいの人数が必要かを検討すべきであると考え。しかしながら、法曹人口を急増させることの弊害はこれまでに明らかになったとおりであり、仮に、適正な法曹人口とするためにまだ相当数の法曹を養成することが必要であるとしても、現在弁護士としての就職・開業が困難な状況にあること、及び、司法試験合格後の研修等をさらに充実させる必要があること(司法試験合格により直ちに法曹資格を得るものではなく、合格者は司法研修所の研修を受けることが予定されており、試験に合格して法曹資格を得た後においてもさらに充実したOJTの必要があること)を考慮するならば、当面の司法試験合格者数は1500名程度とすべきであると思料する。</p> <p>司法試験は、資格試験であるので一定の水準に達しているか否かにより合否を決すべきであるとの意見もあるが、司法試験に合格するのみで法曹資格を与えられるものではなく、その後司法修習を行い二回試験に合格することにより資格を取得するものであるため、その養成が充実してなされる限度という制限が課されることは、試験の趣旨となんら矛盾しないと考える。</p>
第3 2	法科大学院について	<p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定員の上限・下限を定めるとともに、地域適正配置及び夜間法科大学院の充実を進めるべきである。 2 法学未修者については、法律学の基礎的な教育からはじめ3年間で司法試験受験に必要な学修を終えるようなカリキュラムとすべきである。 <p>(理由)</p> <p>1 中間とりまとめにおいては、法科大学院間のばらつきが大きく問題がある法科大学院とそうでない大学院があるとの前提ですべて論じられているが、成果を上げているとされている法科大学院についても、想定された合格率(中間とりまとめにおいても、例えば約7～8割と記載されている)には及んでいないもので、比較的合格率が良いとされる法科大学院についても問題がないという評価はなしえないと考える。特に大規模校においては、これまで一定の合格率を上げているとしても、結果として多くの不合格者を生み出している。</p>

			<p>司法制度改革審議会意見書においても、法科大学院の教育方法は、少人数教育を基本とするとされており、教育の質の向上の観点から、すべての法科大学院が適正な規模での教育を行うべきであり、そのためには定員の上限・下限を定め、大規模・中規模校の定員削減と、定員下限に満たないような小規模校の統廃合の双方を早急に進めるべきであると考えます。また、法科大学院の地域適正配置及び夜間開講は、法曹の多様性確保のために重要であり、問題のある法科大学院の定員削減・統廃合という消極的な面から検討するのではなく、積極的に充実、促進すべきであると考えます。</p> <p>2 多様な人材を求めるといふ見地から、法学未修者に対して法律学の基礎的な教育からはじめて3年間で司法試験受験に必要なまでの学修を終えることが原則とされたことからすれば、2年次からは既習者と同じ授業を受けることを前提とするのではなく、未修者が司法試験受験に必要なまでの学修をするのに必要なカリキュラムを3年間にどのように行うことが最適かを改めて検討すべきである。</p> <p>その意味で、法学未修者に1年間で基本科目全部について既習者と同等程度に達することを要求する共通到達度確認試験の導入には賛成できない。仮に、導入するとしても、すべての科目について到達度が確認できないと2年次に進級できないとするようなものではなく、到達が認められた科目については2年次以降の専門的科目の学修も認めるなど柔軟な適用が認められるべきであり、また、共通到達度確認試験の導入がさらにそのための試験勉強を必要とすることのないよう試験内容・実施方法については、十分に留意すべきである。</p>
	第3 4	司法修習について	<p>(意見)全科目について導入修習を行うことを含め、修習内容全体を充実させることが必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 法科大学院における実務導入教育との連携の強化にさらに務めたとしても、各法科大学院の教育内容・程度は本来的に様々であること、また、予備試験合格者も一定割合存在しており(予備試験に対する方針如何ではさらに拡大が予想される)、これらの合格者は実務導入教育は受けていないことから、一定の導入教育をすべての科目について行うことが、実務修習を効果的に行うために極めて有用であると考えられる。</p> <p>2 修習期間が短縮されたことと司法修習生の増加から、現実に体験しうる事件の数が少ないうえ、実際に事件の流れの一部しか体験できず、実務修習の基本である分野別修習が不十分なものになってしまっていることは修習を担当している指導担当者、また、修習生ら自身としても実感しているところである。</p> <p>その結果、修習終了試験に合格することはできたとしても、現実の実務経験が不十分なまま法曹資格を得てしまうことは避けられず、弁護士会では新規登録弁護士に対する様々な研修・OJTの機会付等の対策を講じているが、各地裁判所から若手弁護士に対する研修の申し出がなされることも増えており、早急な対応が必要である。</p>
1,991	5/13	第2 今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験合格者は減らしていくべきです。</p> <p>(理由)私は、■■■■■をしています。夫が弁護士で、税務上は専従者ということになりますが、実際に事件も担当しフルタイムで働いています。この仕事を始めて17年ほどになりますが、ここ6、7年、弁護士の数が毎年10名以上増加し2倍に増えました。ここ3年、事務所で修習した司法修習生をみると、最後の試験が終わった段階でもまだ就職が決まらず、いわゆる「のき弁」でもよいかから雇って欲しいと言われ、夫も一度はその決断をしたほどでした。最終的にはたまたま空きが出たようで、他の人よりも遅れて登録されましたが、神経をすり減らしており、こんな状態でまともな修習ができるんだろうかと心配しておりました。かわいそうで仕方ありませんでした。このままのペースで増えると、さらに3倍になることもそう遠くないと聞いていますが、就職の無い修習生が、いきなり独立して仕事をするを想像するとぞっとします。素人目に見ても、そんな方に依頼したいとは思いませんので、問題は深刻になるだけだと思います。また、当然ながら、このままの</p>

				調子が増えていった場合、ベテラン弁護士でもボランティア的な事件はできなくなります。事務所によっては事務員もいます。事務所の賃料やコピー代等固定経費が出ていきます。このような状況が続いたとき、弁護士が疲弊し、これまで社会的に信頼される活動をしていたところから離れがちになることになり、結局、社会的な信頼も失うことになりはしないか、心配です。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給与は復活すべきです。 (理由)私の夫は、修習中に給与を頂いていましたので、弁護士開業時借金はありませんでした。大変ありがたい制度だと思いました。そのこともあって、弁護士になってからも、社会に恩返ししなければならないと言って、国選事件や費用がもらえない行政事件、労働事件などにも関わっています。あまり関わりすぎるのは事務所経営上困るのですが、それでもそのような姿勢が社会的にも信頼されていると思っています。給与制度は弁護士に対して使命感をもたせるものであり、絶対必要だと思います。
1,992	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)志が高く、能力が高い者がお金を理由に諦めなければならないという事態は避けられるべきだと考えるからです。
1,993	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制がなくなったのは改悪だと思います。早急に戻してほしいのでお願いいたします。 (理由)給費制でなくなったことで、金銭的に不安のある人が(優秀な人でも)新司を受けなくなってきています。より広い層の中からふさわしい人材を選んで、国のために法曹になってほしい、と一市民として願っています。私の父が修習を受けたときは、この給費制のおかげで法の勉強に専念できた、とっておりました。
1,994	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制について私は復活するべきと考えます。 (理由)修習終了後の金銭面の負担が増えること(学生のほとんどが、奨学金を借りている)。金銭的な優遇がされていないこと。
1,995	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすることで、修習に必要な費用と修習期間中の生活が保障されるため、司法修習に専念することができ、より良い法曹を養成することができる考える。 (理由)司法修習生は、修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を負っているのに対し、それに見合う生活保障を行わないことは不合理である。
1,996	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき。 (理由)司法試験改革がなされて以降、法曹志望者の減少、法科大学院進学者の減少など良い話を全く聞きません。法科大学院がそもそも正規ルートであったにも関わらず、予備試験志望者が圧倒的多数という状況にあり、これでは旧試験と変わりがないように思われます。このような状況の背景には、法科大学院に通学するコストがあると考えますが、大学院卒業後も修習で自己負担が求められていることからすれば当然のことです。法科大学院は実務家養成に重要な役割を果たすはずですので、貸与制が、院の足を引っばっている状況は残念です。

1,997	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制度の復活に賛成。 (理由)私は人を助ける為、弁護士を目指しています。「人を助ける」という行為は誰もが小学校などの小さい頃から率先して行えと教えられているはずであり、この国の中でも美德とされています。その行為を職にしようとしている者を助ける制度は、あって当然と私は考えます。もし、貸与制を貫くのであれば、国の教え、今まで培ったものすら否定する。この国のことを考えているのであれば、人を助ける職をより活性化させる制度にするべきと考えます。
1,998	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	司法修習では、平日は毎日拘束され、アルバイトも一切禁止となれば、修習生の経済的負担が増えるのは目に見えています。そうなれば、法曹人口も減るもの問題となり、法曹への道も閉ざす(あきらめる)方々も出てくるのではないのでしょうか。防衛大学の学生のように公務員としてあつかい、給付をするべきではないでしょうか。
1,999	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活するべきだと考える。 (理由)ただでさえ、ロースクールにも行かなければならないことになったのに、それに加えて給費制も廃止されたとなると、まるでお金のない人は法曹になるなど言っているような気がする。金銭的な問題で志ある学生が法曹になるのをあきらめるというのはおかしいのではないかと思います。
2,000	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給費制を復活させるべきである。 (理由)法曹という市民の権利を実現させる職業はその重要性を考えれば、その衰退は避けるべきであると考えるからです。経済的な理由で法曹を目指すものが減ることはいけないと思います。
2,001	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべき。もしくは、修習専念義務を課さない。 (理由)私は、検察官志望です。検察官は、司法修習後、公の代表として、国のため、国民のために刑事事件を処理するのだから、国が責任を持って育てるべきだと思います。また、修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課し、実際の事件処理に関与させておきながら、それに見合った生活保障がなされず、実質的にタダ働きとなっていることは著しく不合理であると思います。
2,002	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現在の貸与制は、司法修習生の大きな負担になっていると思います。司法修習生はアルバイトもできないと聞き、更にくわえて、地方に配属された場合の引越費用や生活費まで負担しなければなりません。この制度では、経済的負担から法曹をあきらめざるをえなくなる学生が増えてしまうと思います。そのため、給費制に戻して頂きたいと思います。 (理由)司法修習生が経済的負担を気にせず、司法修習に集中できる環境が必要だと思います。また、法曹を目指している学生が、ただでさえ、学部や法科大学院の高い学費を支払うので、経済的負担によって夢をあきらめてしまわないためにも、給費制が必要だと思います。

2,003	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生への給費制度の復帰は必要であると考えます。 (理由)修習にあたって多くの義務が課せられ、場合によっては地方への配属も有り得る以上、修習生の負担はあまりにも思いものであり、お金を理由に法曹の道を閉ざされることはあってはならないと思うからです。
2,004	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生への給費制度の復帰は必要であると考えます。 (理由)修習にあたって多くの義務が課せられ、場合によっては地方への配属も有り得る以上、修習生の負担はあまりにも思いものであり、お金を理由に法曹の道を閉ざされることはあってはならないと思うからです。
2,005	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制に戻すべきであると考えます。 (理由)司法修習という制度があるのだから、費用も国が負担すべき。
2,006	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきである。 (理由)金銭的な理由でやる気のある人、又は実力のある優秀な人材が法曹をあきらめることになるのはよくない。
2,007	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にするべき。 (理由)どんな新入社員や医者や研究者の卵の研究生だって給料をもらっているのだから、普通にどんな人が考えてももらうべきだと考えるから。
2,008	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべき。 (理由)将来、より優れた法律家になるためには金銭の支援は不可欠であると思うから。
2,009	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給与制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。市民のニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには、司法修習が必要です。そうである以上、弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は、国家が行うべきです。
2,010	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給与制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。市民のニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるためには、司法修習が必要です。そうである以上、弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は、国家が行うべきです。

2,011	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給与制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。修習生は研修だから、即戦力として役に立つという訳でもないかもしれない。でも、普通の会社員や公務員も、最初はみんな教育する手間ばかりかかる。新入社員は即戦力にならないから給料を払わないなんていう雇い主がいたら労基署の指導を受けるだろう。修習生だけが給料をもらえないのはおかしいと思います。</p>
2,012	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給与制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。司法修習生は、最高裁判所の辞令によって全国各地に配属されますが、交通費や宿泊費、引越し費用や家賃など修習に必要な費用まで自己負担であるため、自宅から離れ実務庁会に配属される修習生の負担は特に大きなものとなっています。このような不合理を是正するためには給費制を復活させるべきです。</p>
2,013	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給与制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。司法研修制には、修習専念義務などの厳しい義務を課されています。このような義務の下、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理です。</p>
2,014	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。</p> <p>私は、弁護士5年目の弁護士であり、給費制のもと修習時代を過ごしました。当時を思い返すと、司法試験に合格して修習生になり、初めて国から給料をもらったときには、「司法の担い手」の仲間入りをするんだという意識を強く持ったことを、今でも覚えています。このとき感じた気持ちは、私の弁護士としての根幹にあり、今は、弁護士会を通じた公益活動も、時間を惜しまずに励んでいますし、お金にならない事件であっても必要であれば躊躇せず受任しており、微力ながら「司法の担い手」を日々の仕事で実践しているつもりです。しかし、給費制ではなく貸与制だったとしたら、私は上記と同じような気持ちを持つことができたかどうか、全く自信がありません。</p> <p>私もそうでしたが、司法試験に合格するまでは、親に経済的な援助をしてもらいながら勉強している学生がほとんどです。同世代が就職してスキルアップしているという焦りがある中で、司法試験に合格したにもかかわらず、更に親のスネをかじったり借金をしなければならないことは、なんと惨めで情けないことだろうと感じずにはいられません。将来の日本の司法を担うという希望どころか、経済的な不安の中、目先の生活の心配をすることになるでしょう。</p>

				<p>また、私は、給費制であった修習時代、修習に必要な書籍も堂々と購入して勉強していましたが、貸与制となれば、書籍1冊を買うのも躊躇してしまったと思います。なぜならば、「借金で本を買う」と「本を買わずに知りたいことを我慢する」ことを天秤にかけてしまうからです。借金は返さなくてはならないという常識を持った大半の修習生にとって、その天秤がどちらに傾くかは火を見るよりも明らかです。そのような経済的な制約の中では、絶対に修習に専念することはできず、司法の担い手となるはずだった若手法曹の質はどんどん低下していくでしょう。</p> <p>一部には、修習費用は貸与されるのだから問題ないはずだという意見もありますが、貸与とは「借金」なので、借金しながら修習に専念せよ、借金しながら市民のために労を惜しまない弁護士になれというのは、不条理な話です。</p>
2,015	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制に戻すべきだと思います。</p> <p>(理由) どの弁護士が実力があるかということは市民にはなかなかわからないところだと思います。どの弁護士に頼んでもいいよ国のお金で安心して依頼できる弁護士を育ててほしいと思います。又、貸与制はお金がある人でなければ法律家になるなど言わんばかりの制度でおかしいと思う。給費制に戻すべきだと思います。</p>
2,016	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制を直ちに復活されたい。</p> <p>(理由) 公益活動を今後の新人弁護士に要請するには、給費制という基礎が必要と考えます。米国の様な経済的強者がかなりの金額を公益活動に投じるという文化がない日本の現状(残念なことですが)ではこうせざるを得ないと思います。また、米国の場合、ローファームランキングのファクターにボランティア活動が入っているので、巨大ローファームであればあるほどボランティアをするのですが日本にはそういう状況もありません。予算は、裁判員制度を廃止すればねん出できます。</p>
2,017	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対する給費制を復活すべきである。</p> <p>(理由) 「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」にしなければならないという目標については異論のないところだと思います。しかし、現実に、65期修習生の給費制訴訟用の陳述書を拝見すると、無事修習を終えて弁護士になった人の中にも、経済的には綱渡りであった方がかなりいます。また、経済的事情から修習生仲間や教官との飲食会を自粛したり、参加したい修習を諦めたり、書籍の購入も控えざるを得なかったそうです。そうすると、その陰には、暗数として、ロースクールと修習中の数百万円ものローンに尻込みして法曹への道を断念した大学生の数が、かなり存在しているとみるべきです。また、修習期間は、同期や教官との付き合いで揉まれる中で、さまざまなものを吸収し、将来を考える時期であり、生活に追われることなく精神的にもある程度のゆとりを持たせることが必要です。この点は、法律家に何を求めるのかによりますが、企業が安く使える単なる法律技術者の促成栽培ではなく、市民にとって一生に一度あるかどうかという人生の一大事の際に、暖かく寄り添ってくれる人間としての幅のある法曹への成長を期待して教育するというのであれば、社会にとって必要な費用と考えるべきです。</p>

2,018	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹志願者の経済的負担を可能な限り軽減するべきである。具体的には、①法科大学院生に対する経済的支援、②司法修習生に対する経済的支援(給費制の復活)。 (理由)司法の役割は、少人数の人権を保障である。それゆえ、司法の担い手は、多種多様な人材から選抜される必要があり、有為な人材が、経済的理由から、法曹となることを断念するような事態は、断じてあってはならない。しかるに、現在、法科大学院を卒業するには多大な経済的負担を強いられ、司法修習生も貸与制により多額の借金をしなくてはならないことから、多くの有為な人材が法曹となることを断念せざるを得ない状況にある。このような状況が続けば、多種多様な有為な人材から法曹を選抜することは不可能となり、司法は機能不全に陥ることは必定である。それゆえ、法曹志願者の経済的負担を可能な限り軽減することが是非とも必要である。
2,019	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給与支給(給費制)を復活させるべきである。 (理由)司法制度を担う法曹は社会にとってインフラというべき存在であって(弁護士であってもその果たすべき使命や公益活動義務等からすれば検察官や裁判官と同様です)、その養成は国が責任を負うべき事項です。裁判所法が司法修習生に対し修習専念義務を課している趣旨(より質の高い法曹を養成する目的)からすれば、貸与制移行による問題を直視し、より充実した司法修習を実現するため、研修医と同様修習期間中の給与を支給し、その生活を補償すべきである。
2,020	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	司法試験に合格した修習生が、副業は絶対禁止の中で、親族に負担してもらって学んだり、貸与制で借金して学ばなければいけないのでは、あまりに大変です。これでは志があっても法曹志望をあきらめざるえません。きちんと経済的支援を行いこれから高い志をもって若い法曹が育つよう支援してください。
2,021	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	専業義務だけが課されるのには、疑問に思う。政府は本当に法曹を養成しようとしているのか?と。質の良い法曹を育成するのは、国益にかかわる問題だ。個人の経済に依存するべきものなのか? 安心して修習に専念できる環境づくりが大切だと思う。給与制復活を強く望む。
2,022	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習給費制は復活してほしいです。 (理由)生活に不安があっては勉強ができないし、実務家としての実力を発揮できないからです。
2,023	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)法曹は国の司法制度の担い手であり、国が責任をもって養成すべきであるから、その費用は国が負担すべきです。予算の問題があると思いますが、この国はそもそも予算に占める司法の割合が低すぎです。法テラスができたとはいえ、弁護士費用が得られない事件はまだあります。たとえば、当日急に来られたヤミ金被害者の委任を受け、ヤミ金に電話をかけ請求を止めた場合です。厳しい取立てに追い込まれた被害者を助けようとヤミ金に電話をしますが、これにより請求が止まり安心した被害者が法テラスの申請に必要な書類を持ってきてくれなかった場合など。このようなときでも人の役に立てて良かったと思い満足するためには、自分が経済的に追い詰められておらず、心に余裕がなければいけないと思います。

2,024	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)以前の様な給費制に戻して下さい!! (理由)弁護士を目指す人の全て(お金を持っている人もそうでない人も)が途中で夢をあきらめてしまうことのないよう、国が責任を持って、貸与ではなく、給費をするようにして下さい。将来のある若者たちをきちんと育成できるようお願いします。
2,025	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきだと思います。 (理由)修習期間中は最後の試験(これに合格しないと、法曹になれないと聞きました。)に向けての勉強でとても忙しく、アルバイトができる状況では全くないと聞きました。今までも弱者の味方となってくれていた弁護士がいるように、これから弁護士になる人にも積極的に取り組んでもらいたいので、給費制にすべきだと思います。弁護士が、多額の負債を抱えていると、心の余裕がなくなり、弱者への救済活動どころではなく、どんどん切り捨てていくような世の中になりそうです。
2,026	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、給費制に戻すべきです。 (理由)司法修習生を修習に専念させる以上、修習中の生活を国で保障するのは当然である。貸与制にすると、ロースクールの学費が高いことも加味すると、金持ちの子弟でなければ、法曹になりにくくなり、広く幅広い人材を育成することができなくなる。借金の返済に弁護士になってから追われるようでは、社会正義の実現のための活動に消極的になってしまう。
2,027	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすることが必要。 (理由)司法制度を正しく担い将来の法曹を養成することが重要であり、その責任は国家がもつべきである。お金の有無で司法修習に差が生まれる人は問題である。従って修習期間中の生活を確実に保障するために、給費制は必要である。
2,028	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、給与制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任だ。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習は必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は不可欠だ。自分も給費制のお陰で助かった。
2,029	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給与制にすべきです。 (理由)どの弁護士が実力のある弁護士か、市民にはわからない。どの弁護士に頼んでもいいよう、国の財政で、社会全体で、安心して依頼できる弁護士を育てるべき。

2,030	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費にするべきです。貸与では借金まみれになってしまいます。 (理由)社会正義を実現するのが司法だと思います。司法修習は社会に正義をもたらすための勉強です。借金が積み重なっていけば、金もうけの仕事を考えるようになるのは当然です。志の高い司法界になってほしいです。
2,031	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活し、修習生が充実した修習ができるようにして下さい。 (理由)裁判官・検察官・弁護士の養成は国家の責務です。未来の司法を担うこれらの人材が金銭的な余裕のある階層からしか出せないシステムでは、社会全体の質が低下します。民主的な法治国家の充実のためには、給費制の復活が必要不可欠です。
2,032	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、従来通りの給費制にして頂きたいです。 (理由)法曹の仕事は、国民の権利を守るなどの大事な仕事です。そのための人材を養成するため、高度な知識、人の気持ちがわかる人柄、教養など身につけるため、国が責任をもって養成して欲しい。そのために必要な生活の基盤をささえるべく、給費制にすべきと思います。お金持ちの人がなれるような、貧乏な子供の機会を失うことのないようすべきです。私は、今日、初めて近くの弁護士さんをお願いし、今までのイメージと全く異なり、身近な親近感・信頼感を得ました。良識ある弁護士さんが増えてほしいです。
2,033	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 1 私は、新司法試験出身者ではいちばん最後に、給費制の下で司法修習生となった、新64期の弁護士です。私は、司法修習生に対する経済的支援については、給費制の復活をもって行うべきであると考えております。 (理由) 2 借入れ＝債務負担をさせることは、経済的支援にはなりません。 (1) 借金をしないことは思想である 法曹志願者であった一個人の例として、私自身について述べます。 私は、未成年の頃から「お金を借りる」ということについて、いけないこと、卑しいこと、忌み嫌うべきこととして、両親や周囲の大人から教えられてきました。誰かが借金を頼みに歩いていると聞けば、周りの大人が「サラリーマンの妻は、旦那の給料の範囲で生活するのが当たり前。」と批判するのを聞いて育ってきました。そのため、私自身も、自分で生計を立てるようになる前から、「借金をしない」ということを、生きる上で譲ることのできない思想として持ち合わせています。そのような私の生活は、持ち合わせの範囲でだけ出費をし債務は負わないこと、何かがあってまとまった現金が必要になっても自分だけで賄えるように貯金しておくこと、そのために出費を抑えることを旨としています。誰かに支払を待ってもらっているお金があると、尊厳を傷つけられているような気持ちになります。ですから、日常生活の中で、やむなく両親に立替え払いをしてもらったことも時にはありますが、すぐに返さないと気が済まず、現金を引き出す時間がないといらいらしたり、落ち着かなくなってしまう。

学生の頃は、実家住まいだったので手持ちの現金は少なく、キャッシュカードも所持していなかったのですが、持ち合わせがないときに他人に立替え払いを頼むことも卑しいと感じていたので、友人から急な誘いがあっても、安心できる金額の現金を所持していない限り理由をつけて断っていました。それほど、債務を負わずに生活するということを大切に、借金を嫌っている私にとって、お金を借りざるを得ないということは、人生そのものを傷つけてしまう重大なことです。

(2) 法曹を目指すということは、私の人格を完成させること

他方、ある職業に就くかどうか、ということも、いうまでもなく、人の人生を左右することです。

私は子どもの頃、たくさんのコンプレックスを抱えていました。周りと同じでない、周りと比較して優秀な子でない自分は、他人には理解されない存在であると思っていました。そして、そうであるだけに、気持ちを分かってくれる人、声をかけてくれる人を待ち望んでいました。そのような私が、さまざまな壁にぶつかって物事が思うように進まない、主張や言い分を理解されない、生きにくい、といった状況の人たちの存在に目を向け、共に歩んでいける職業として希望したのが弁護士でした。ですから、弁護士になるということは、幼い頃から形成されてきた私の人格を完成させるということであり、決して譲ることのできないことでした。そうでなければ、これほど試験勉強に情熱を傾けることができたかどうか、今でも自信がないほどです。

(3) 借金と法曹との選択を強いられる貸与制

私は、新64期司法修習生になることができたために、給費制の下で修習を終え、借金を負わずに弁護士となることができました。しかし、現行制度のように貸与制の下で修習を受ける地位であったとしたら、弁護士になるためには必ず借金をしなくてはならない、という状況に追い込まれていたところでした。かつての私やほかの多くの法曹志願者にとって、貸与を受けずに1年間の生活費を賄うことは不可能だからです。

法曹になるには、法科大学院の入学試験、司法試験と続く関門を突破しなくてはならないので、修習の1年間を不自由なく過ごすほどの貯金を、学生時代のアルバイト等で形成することは考えられません。私の学生時代を振り返っても、大学入学直後から夜間のゼミに通い、大学3年生以降は試験勉強漬けでした。特に法科大学院時代は、週末も大学の自習室で勉強をしたり、答案練習会(模擬試験のようなもの)に出席したりと、休日のない生活を送っていました。勉強以外のことをしている時間には、「今この間にも、みんなは勉強しているんだ」もし合格できなかったら、新卒者と比べて就職は不利になるし、やり直しは一切きかないんだ…」と、プレッシャーで押しつぶされそうでした。そのような中で、アルバイトをしてまとまった賃金を得ることに時間を費やすような、物理的・精神的余裕はありませんでした。まして、実家から大学や法科大学院に通うことができない人は、家事の負担も背負いながら勉強していたのですから、なおのこと、自ら学費を工面することなどできなかったことと思います。

このように、法科大学院生は自分で生活費を稼ぎ貯金をすることができないので、親の脛をかじるか、借入れ(奨学金等)に頼ることしか生活をするすることができません。それは、司法修習生になった後でも同様です。司法修習生には修習専念義務がありますので、もとよりアルバイト等収入に結び付く行為は許されていませんが、そうでなくても、平日9時から17時までには修習時間とされ、裁判所や検察庁、法律事務所の一因として振る舞うことを義務づけられています。それは単なるルールではなく、依頼者や事件当事者・関係者の目から見れば、法曹と行動を共にし、実際の事件に携わりもする修習生は、とりもなおさず法曹の一因として見られるからです。

したがって、緊張感をもって修習に集中することは、自分のためのみならず裁判所などの組織に対する義務でもあるといえます。ですから、修習生がアルバイト等をして収入を得る行為に意識を傾けることは、修習で学ぶべきことを学びそびれてしまうという次元の問題にとどまらず、社会人として各方面に多大な迷惑をかけることも意味するのです。もとより修習専念義務辞退、廃止することは適当ではありませんが、仮に修習専念義務がなくても、修習生が自ら生活費を賄うことなど到底できません。これは、修習の実態を見れば容易に分かることです。

かといって、法科大学院まで卒業した身で、親から生活費をもらって暮らすことも、多くの者にとっては不可能なことです。

私は、法科大学院の既習者コース(2年課程)を卒業しました。私の卒業した国立大学の法科大学院に通うと、入学年に約100万円、それ以外に約80万円の学費がかかります。私の場合は、入学試験の成績により初年の約100万円については免除を受けることができましたが、2年時の約80万円は両親に負担してもらいました。もちろん、奨学金の借入れをしなかったのは、両親も私も借金を嫌っていたからです。

両親は、私の法科大学院の学費に加えて、妹の大学入学金・授業料も負担しています。妹は国立大学の医学部に入学しましたが、寄付金などと称して、入学金・授業料よりも20万円程度多く負担したそうです。加えて、実習に備えて損害保険への加入も義務付けられるなど、国立大学といえども馬鹿にならない出費があったと聞いています。

このような状況で、両親にさらに経済的依存を深めることは、まもなく父が定年退職を迎えるということも考慮すれば到底できませんでした。私は、上記の学費免除や実家から通うことのできる学校を選んだことに加え、司法試験受験予備校にも通わず自習に努めたので、進学にかかる費用を最大限抑える努力はしたと考えています。でも、それでも両親の負担能力には限界があり、いつまでも頼るわけにはいかなかったのです。そうすると、収入を得る手立てがなく、両親にも頼れない修習生が生計を立てる唯一の方法が、貸与制による借入れということになってしまいます。ここで良心の呵責を感じない人は、返済の不安を別にすれば、迷わず借入れを選ぶでしょう。

しかし、私のように借金を嫌い、借金をしてはいけないという思想を持ちながら法曹を目指す者は、法曹への道を諦めるのか良心に反して借金をするのか、人生の中の譲れない要素同士で二者択一を迫られることになるのです。これは、キリストの偶像を踏むのか、踏まずに処刑される道を選ぶのかというのに近い、身を切られるような選択といえます。

なお、私は64期司法修習生となる手続をしていた際、当時はまだ改正裁判所法の施行が延長される前であったため、貸与の申込用紙が配布されていました。私は結局貸与を受けることを決意し、申込用紙に記入をしました。それは、ほかでもない良心が、貸与を受けることをやむなしとして背中を押してくれたからです。「借金はだめ」とあれだけ言っていた両親が、「また制度が変わって、返済しなくてもいいことになるかもしれないから」と、貸与を受けることを許してくれたのです。両親は、志ある者に借金を強制する現行制度の不合理性に気づき、いつか貸与制が破綻して、給費制が復活する(それも遡及的に)という希望にすぎたのだと思っています。

私もその希望にすぎり、修習を終えたら貸与制のおかしさを社会に訴えよう、苦しむ人のためになりたいという夢を捨てることは、今まで費用をかけて合格させてくれた両親や大学の先生方への裏切りだ、と懸命に理由をつけて、やっとの思いで貸与を受ける決心をしたのです。しかし、私にとってはつらい選択でした。返済が始まる頃に夫や子どもがいたら、どんなに迷惑をかけてしまうだろうか。お金にならない、しかし社会の役に立つような仕事をするにはできるだろうか。そして何より、借金をしないで生きると決めたのに、夢のためとはいえ背いてしまうことになるのだ…。と、つらくて悲しくてたまりませんでした。

借金の嫌いな父は、私の連帯保証人にもなってくれました。もう一人の連帯保証人については、80歳を超えた母型の祖父に依頼しました。母方の祖父は、現役時代は信用金庫に勤務し、お金の使い方や貸し借りには厳しい人でしたが、それでも保証人になってくれました。もっとも、祖父は今年亡くなってしまったため、もし私が貸与を受けていたら、祖父の相続人である、やはり借金の嫌いな祖母と母が連帯保証責務を負担していたところ(そうすると、私は、両親と祖母という、私を養育してくれた大人のうち生存している者全員に、300万円もの債務を負担させるという大変な逆恩を犯してしまっているところでした。)。保証人になってくれる人がいなければ、制度上機関保証を受けなければならないところでしたが、保障料を天引きされ、滞納があればオリコへの返済で頭がいっぱいの人生になるのか、と考えると、今でも背筋が凍る思いです。

(4) 小括

借金をすることに抵抗のない人から見れば、私の葛藤は取るに足らないもののように見えるかもしれませんが、しかし、「エホバの証人」の信者が命をかけても輸血を拒むように、借金を強く拒みたい法曹志願者もいるのだ、ということは、是非知っていただきたいです。私のように、借金をしないことを旨として生きる者にとって、社会人として追っている義務に対する最低限の対価を得られるか否かということは、単に当座の現金を得るという意味にとどまるものではありません。それは、私が長年持ち続けてきた思想に反する行為をしなくても法曹の道に進むことができるかどうかを規定する、まさに生命線といえるものであり、借金をさせてやるから経済的支援としては十分だ、ということには決してなりえないのです。

3 法曹養成検討会議は、当事者の声を聴いていない

(1) 当事者の声なき「国民の理解」

貸与制が導入された当時、その理由としては、給費制が「国民の理解を得られない」と言われていたように記憶しています。しかし、ここでいう「国民の理解」とは何か、納得できる説明を聞いたことはありません。私の周囲で、司法修習生や給費制・貸与制について話しても、「知らなかった」と言われることがほとんどです。修習の内容や修習専念義務についてすべて知った上で意見を持っている人に出会う機会は、まったくといっていいほどありませんでした。

もちろん、「なぜ修習生だけが優遇されるのか」「みんな学費を負担して苦しいのに」「安い賃金で働いている人がいる一方で、なぜ研修の身分で給料をもらえるのか。恵まれている」といった意見を持つ人たちが、修習専念義務の存在、現在の弁護士の就職難や低収入、そして高等教育を受けるための学費がこれほど高額であるのは、諸外国と比較しても異例である(国際人権規約には、「中等・高等教育の漸進的無償化」が定められているところ、日本は平成24年2月までこの条項を留保し、遅れをとっていること等)ということについて正確な知識をもって発言しているかについては、まったく検証されていません。

(2) パブリック・コメント募集に対する姿勢も問われている

さらに言えば、「中間的取りまとめ」では、給費制を是とする意見についてはたった一言言及されているに過ぎず、なぜ必要とされたのか、当事者たる修習生の生活実態はどのようなものかについて、まったく言及されていません。これでどうやって、当事者の意思や実態を反映した結論を出すことができるのでしょうか。

加えて、このパブリック・コメントは平成25年5月13日を締切日としており、平成25年度新司法試験の終了(5月19日)を待たずに締切りを迎えてしまいます。そうすると、67期司法修習予定者を含む司法試験受験生は、パブリック・コメントを提出する機会すら実質的に奪われることとなります。本当に当事者の声に耳を傾ける意思をもってパブリック・コメントの募集をされているのか、疑問なしとしません。

「国民の声」を持ち出して給費制廃止を正当化するならば、パブリック・コメント募集に対する姿勢も同時に問われるものといわざるを得ません。

4 現行制度では、法曹は敬意をもたれる存在になり得ない

(1) 法曹が敬意を集めることは、紛争解決にとって重要である

誤解を恐れずにいえば、法曹がこれまでハイステータスな職業で在り続けたことは、紛争解決に役立っていたと考えられます。日常の業務の中で、紛争の妥当な解決に向けて、弁護士が依頼者を説得して妥協させたり、裁判官が当事者を説得して和解に導いたりすることは日常茶飯事です。また、検察官による取調べも、検察官が「偉い人」たることで、被疑者に対する感銘力を持ち得ている側面もあります。法律相談の現場でも、自己の請求が法的に認められることは難しいと薄々ながら感じている相談者が、「頭のいい人に『無理ですよ』って言ってもらったら、諦めがつくと思って」と言ってくる来訪し、大変すっきりした表情で帰っていくこともあります。法曹三者がすべて、市民から敬意をもって見られ、紛争解決のためアドバイスに従うに値する存在として扱われることによって、円滑に紛争が解決していくという面があることを、現場に身を置いて感じます。

(2) 金持ちしか法曹になれない制度は、「デモシカ法曹」を生むところが、貸与制を前提とする現行制度の下では、法曹になれるのは最低300万円の借金を返済する自信のある者か、貸与を受けなくてもよい財政的基盤のある者が大半を占めることとなります。能力があっても、修習期間中の生活費を賄えず、返済する自信もない者は、修習をあきらめざるを得ないのが現行制度です。そうすると、法曹は能力のある者が就く職業というよりはむしろ、経済的に余裕のある者が就く職業へと変わってしまいます。その結果、優秀な学生が経済的理由で断念したことで倍率の下がる中で、能力に乏しく就職や他の資格取得にあぶれた富裕層の子女が、「法曹にでもなるか」「法曹にしかなれない」と考えて法曹を目指す、という事態が起こりうるのです。このような「デモシカ法曹」がはびこる社会で、法曹の言葉が説得力を持ち、市民を紛争解決へと導くことができるとは考えられません。

(3) 「デモシカ法曹」の世界では法の支配は行き届かないもっとも、そのような中でも、困っている人に手を差し伸べ、紛争から人々を助けだす法曹の職務に心から魅力を感じて法曹を志望する者がいなくなるとまでは考えられません。経済的なリスクを冒しても、人格の完成、生き方として法曹を選び、志を全うする者は、少数ながら現れるでしょう。しかし、そのような者が豊かな能力を活かし、法曹として有能な職能を行ったとしても、市民の目は「デモシカ法曹」、どうせお金があるから法曹になれただけ、と見ることになってしまいます。これでは、能力ある者はますます法曹から遠ざかり、市民の法曹に対する信頼もますます低下するという悪循環に陥ってしまいます。こういった事態は、「国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化されることが予想され、法曹が社会の隅々に進出することが期待される」という司法制度改革の前提に逆行するものであり、司法制度の崩壊を招きます。法曹より“民事介入暴力の皆さん”の方がよほど有能だ、などと思われては、法の支配など遠ざかる一方です。

5 結語

以上述べたとおり、私は、司法修習生の経済的支援については、基本的に修習生が生活に困窮しない程度の給費の支払をもって行うべきである、と考えております。その金額や具体的運用については、さまざまな見解や費用対効果の問題もあるところと考えますので、具体的な見解を述べることはいたしません。もっとも、どの修習生も、少なくとも修習期間中に関しては、法曹としてのスキルを身につけるために必要なことを経済的不安なしに経験できるような、実りある修習制度であってほしいと祈念いたします。

2,034	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制をすべきである。</p> <p>(理由)司法修習は全国各地での実務修習を前提としており、実務修習地を自ら選択することができない。現在は修習地を訪れる交通費1回分のみ支給されているが、その他の引越代、賃料、生活費、等は修習生の負担となっている。修習専念義務がある以上、他からこの資金をまかなうことは出来ず、借金をしなければ修習が行えない状況にあり、制度として国の司法をになう者に借金をほぼ強制させるような点で欠陥がある。また、修習生の中には、高校、大学など奨学金で学費等をまかかってきた者も多く法科大学院の学費に至っては、大部分の者が奨学金を利用しており、その額が1000万にもものぼる者もいる。また、修習前に一度社会人を経た者は、前年度の住民税等の課税額が大きく、別途銀行等で借り入れざるをえない者もいる。すでに住居を有し、ローンを支払っている者は、修習先の賃料と負担が2重となり、1年という短期では他人にかしてその損失をまかなうことも出来ない。このように貸与制は様々な借金の上に成り立ち、修習をおえた後も多くの借金の返済におわれ、自由に法曹としての活動が行えなくなる点で、給費制とすべきである。</p>
2,035	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は給費制にすべきである。</p> <p>(理由)修習費用が給費でないと社会人が法律家になろうとすることをやめたり、また金銭的に余裕のない者が法律家になるのをあきらめるようになる(現にそうになっている)</p> <p>法律家に一部の者しかなくなってしまうことは格差社会をひきおこすとともに司法試験の志願者も激減し(現にそうになっている)、司法の質が落ち、無益な裁判が乱発しかねない。</p>
2,036	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は給費制にすべきである。</p> <p>(理由)司法修習は、その間の生活が保障された上で初めて専念することができる。また、貸与制にすることで、活動範囲が狭められてしまい、結果として司法、質を下りかねない。</p>
2,037	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制にすべきです。</p> <p>(理由)資力のある人しか法曹になることができない可能性が高い貸与制は国民にとってよいことではありません。</p>

2,038	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。</p> <p>(意見) 今回の中間的取りまとめにおいては、司法修習生の修習費用は、貸与制を前提とした上で、となっているが、修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 司法修習制度は、司法制度の担い手である法曹を養成する制度として不可欠なものであり、これまで国により給費制が長期間維持されてきたものであり、国の責任として現在の貸与制から給費制に速やかに戻すべきです。</p> <p>最近の悪質商法事件は、米国資産運用会社「MRIインターナショナル」による巨額資産消失疑惑等、被害金額の高額化や手口の巧妙化等が年々顕著で、その被害者救済において、弁護士等法曹界の果たす役割は年々大きくなっています。</p> <p>そういう中で、質の高い弁護士等の法曹の育成は、国民的要請であり、司法修習期間中ばかりでなく、法曹界に踏み出した後の経済的安定に寄与する司法修習生の修習費用は、貸与制から給費制とすべきです。</p>
2,039	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対する経済的支援の在り方について、給費制の復活を望みます。</p> <p>(理由) 私は■■■■です。複雑で巧妙化する相談内容にセンターでは対処できず弁護士相談を勧めることがあります。相談者自身の経済的事情とは別に弁護士からも行政の方でと、やんわり断られ受けられないことがあります。</p> <p>司法制度改革の目指す「国民に身近で頼りがいのある司法の実現」であれば相談事案の救済額の多寡に関係なく対応していただける弁護士が増える事を望みます。しかし修習生が借金を抱えて社会に出た際、消費者の小さな被害には目が向けられなくなるのではと危惧します。人格の問題ではなく、受けたくても事情が許さない事も考えられます。親の経済的事情に関係のないところで真に国民に寄り添う法曹の誕生を望みます。</p>
2,040	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対する給費制をぜひ復活させてください。</p> <p>(理由) 市民がより自由で活発な経済活動を営もうとするに当たり、自立的紛争解決の「装置」である司法は、不可欠の極めて重要な社会的な“インフラ”です。</p> <p>このインフラを公費によって整備するべく司法修習生に給費するのは当然のことであると考えます。</p>
2,041	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の権限、位置づけを明確にし、それに見合った待遇(経済的支援策)を検討すべきであり、自ずから、給費制、給付型がベースとなるべきです。</p> <p>(理由) (1) 習得専念義務の緩和は現実的ではない</p> <p>司法修習期間が2年から1年に短縮され、司法修習生は1年で法曹としての最低限のスキルとマインドを鍛え上げるためには、修習専念義務の緩和は現実的ではありません。</p>

(2) 司法修習の実態 具体的事件による実務トレーニング

短期間に法曹としてのスキルとマインドを養成するには、例えば弁護修習に当たっては相談に立会、自ら発問し、事情聴取メモを作成し、依頼を受ける場合の処理方針を指導担当弁護士と打ち合わせし、さらに申立書、訴状などを起案します。

民事であれば、口頭弁論に同席し、今後の解決に向けた方向性を考えて行きます。

司法修習は指導官の監督の下に生の事件を自ら解決するとの気概で取り組み(取り組むことが期待され)、検討会義の中でも田島委員が提案するような「司法官補」と称すべき法曹補助職の役割を担います。

(3) 現状の不利益

最高裁判所に任用されながら共済組合にも加入できません。住居を賃貸する上でも「司法修習生 収入なし」と記載せざるを得ません。働いていないとして保育園入所の優先順位が下がります。

(4) 修習生を正當に位置づけを

司法修習生を準公務員たる法曹補助職と位置づけ、研修日当(生活費)、住居費、及び旅費交通費等を研修を受けながら、法曹としての補助的業務を行うものとし、その費用を国が給費型で負担する制度が不可欠です。それにより、共済組合に加入可能となり、仕事で収入を得ることから保育所への入所が有利となる等の不都合の解消が可能となります。

(5) 若者の夢を壊さないで

ある集会で、法曹を目指す現役法学部生が法律家を目指す決意を語りながらも、「国はなぜに法律家を目指す者に幾重ものハードルを課すのか。法科大学院の高い授業料、生活費負担のための有利子奨学金、司法修習生への借金という「貸与金」、それでも私は目指していきます。しかし自分より優秀な仲間がその経済的負担の重さからあきらめていきます。経済的に恵まれていない者と、そうでない者との間で不平等が生じています。これは『差別です』と訴えていました。

今回の司法改革では多様で有為な人材を法曹界へ招き入れることが企図されたはずですが、ところが現実には経済負担と就職難が相まって法曹を目指す人が大幅に減少しています。ここを立て直さなければ司法機能が人的基盤の弱体化によって大きく低下することは不可避でしょう。

(6) 財源について

財政難の中、「給費制復活は現実的でない」、「国民の理解が得られない」との議論は承知しています。

ところで、昨年(2019年)の裁判所法一部改正の再の審議の中で公明党から賞与の廃止等の給費の削減案として71億円となるとの資産が出されていました。総務省からも2000人でも供給過多と言われた司法試験の合格者を例えば1500人まで減少した場合、給費額はさらに53億円まで削減可能となります。本年度の法科大学院の実入学者は公表されていませんが最小では2700名を切りました。

他方、法科大学院への財政負担は

平成20年92億円(実入学者5397人)1人当たり170万円

平成21年83億円(実入学者4844人)1人当たり173万円

平成22年71億円(実入学者4122人)1人当たり172万円

1人173万円に2700人分を単純に掛けると46.7億円になります。入学人数にかかわらず基礎的な財政支援もあるとしても、平成22年の71億円に対し大幅な減額が可能でしょう。

他方給費制によって、財政負担の急増が危惧されました。平成22年年合格者が3000人に増加した場合、1000名からは3倍2000人からでも1.5倍となります。ちなみに、平成22年度の給費額は96.2億円です。平成22年合格者3000人程度で試算すると144.3億円程度となります。つまり、平成22年度300人の合格者の前提で試算すると、法科大学院への財政負担71億円プラス給費額144.3億円、合計215.3億円と試算されます。

				<p>もし、司法試験合格者を1500人への減少で試算すると、給費(53億円)及び法科大学院への財政的支援(47.7億円)の合計額は100億円程度と試算され、3000人合格で試算された金額の半分以下にとどまります。</p> <p>(7)まとめ 検討会義では多様な議論がなされていますが、何よりも司法修習が専念義務を課してでも取り組むことが必要であるとの確認の下に、司法修習生を法曹補助職たる位置づけの下、準公務員として、前期修習の復活等修習を強化し、給費制、ベースとして給付型の制度として制度設計をすることを求めます。予備試験組の動向を注視する必要がある、最低限の法律家としてのスキルとマインドを醸成するため、修習の強化の中でその待遇も十分議論される必要があります。</p>
2,042	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにする」(衆議院法務委員会附帯決議)という国会の意思を踏まえて、司法修習生への経済的支援についての国の責務と実効的な支援策について具体的に明記すべきです。</p> <p>「司法修習に伴い個々の司法修習生の中に生ずる不均衡への配慮」に加え、修習専念義務が課せられたことに伴う生活保障や、交通費、修習に必要な基本的費用についての実費弁償等についても当然に盛り込むべきです。</p> <p>(理由)・貸与制移行に伴い、経済的理由で司法修習を断念したり、法曹への夢を諦めざるをえない若者が既に出てきているという現実を重くうけてみてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社に就職すれば、新人研修中や試用期間であっても給与が支給されます。司法修習生であっても、専念義務を課し拘束する以上、修習期間の生活を保障するのは当然のことです。 ・市民に寄り添う法曹を社会が育てることはコストではなく、社会全体の利益であり、社会的投資と考えるべきです。 ・中間的取りまとめでは「貸与制を維持すべき」とする一方で、具体的な経済的支援策についてはほとんど触れていません。法曹養成制度検討会議の議事録を拝見すると、給費制／貸与制の意見の違いを超えて何らかの支援措置が必要との声は共通認識であり、修習地の違いによる不均衡の是正や実費弁償を含め修習に必要な基本的費用を一定支給すべきとの傾聴すべき意見も出されています。こうした意見も踏まえて、実効的な支援策について早急に具体化し、結論を出すことが、国会の付託(附帯決議)に応えることだと考えます。
2,043	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)・弁護士の数の急激な増加には反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前のように司法修習生へ研修費を支給した方が良いと思います。 <p>(理由)私は10年弱法律事務所で法律事務員をしています。補助ではありますが、弁護士業務の一旦をになうことにより、依頼者の幸福や社会貢献できることを目指しています。特別な能力のない私でも、社会に貢献できることが、法律事務員の喜びややりがいです。</p> <p>しかし、弁護士が急激に増加すると薄利多売で事件の取り合いになったり、利益の出る事件だけ受けるようにならないか心配です。また、新規登録した弁護士が司法修習時代の借金を背負っているようでは、利益を優先するようにならないか心配です。</p> <p>弁護士が社会貢献のために働ける環境を強く希望します。</p>

2,044	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は従来長期間ずっと行われてきた給費制に是非すべきです。</p> <p>(理由) 三権分立の1つである司法を支える法曹を養成、確立するのは国の責任です。司法修習生が修習に専念し、その成果をあげるためにはそれに専念できるための条件、すなわち修習の費用とその期間の生活を保障する給費制が必要不可欠です。終戦直後の厳しい時代からこの目的のためにずっと行われてきた給費制を経済大国になった今になって何故やめるのか全く正当な理由が分かりません。修習生は職務専念義務からアルバイトも禁じられています。経済的に厳しい者でも高い志をもって法曹をみざす人材を確保するためにも是非給費制を復活させるべきです。</p>
2,045	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 貸与制前提では問題は解消されない。給費制にすべきである。</p> <p>(理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国の責任である。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠である。日本では、教育が自己責任となっており、社会(国)で人を育てていくという観点が抜け落ちてしまっている。北欧などのように教育も社会保障として位置づけることが必要である。所得にかかわらず、教育を保障することによって、その後、教育によって育てられた人たちは社会に貢献していくことができ、それが社会を活性化させ、社会の利益にもなる。</p> <p>大学から奨学金を借り始めると法科大学院修了までに奨学金は600万円にもなると言われている。その後、さらに司法修習期間中、修習専念義務があるというのに生活を保障する給与が支払われなくなれば、さらに奨学金を借りなければならず、奨学金の額は1000万円近くになる。これでは、社会に貢献していくことができる前提条件さえなくなる可能性がありしかも、現実問題として、お金がない人、社会的に弱い立場に置かれている人の人権を守る活動ができなくなる。</p>
2,046	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給費制復活に賛成します。</p> <p>(理由) 文明先進国としてささやかな費用を惜しんではならない。</p>
2,047	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制にすべきである</p> <p>(理由) 予算の分配は他の案件との譲り合いで、優先順位を判断すべきであり、法曹の生活困窮者がいるとは言っても、これまでと比べて収入が減ったというにすぎず、大部分は平均より多くの収入を得ている。貸与したとしても、後に返済できる可能性は高く、返済が真に困難な場合には個別の猶予措置等で対応が十分可能であり、給費制にするまでの必要性を感じない。</p>
2,048	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給費制に戻すべきだと思います。</p> <p>(理由) 司法修習生がアルバイトなどの兼業が禁止されているならば、お金の心配を少しでもしなくてよいように、又、市民の味方になる弁護士を残すためにも給費制に戻すべきだと思います。</p>

2,049	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 司法修習生に対する給費制を復活させるべきです。 (理由) 現在のままでは、数百万円の負債を抱えた状態で弁護士登録する者がますます増大し、新規登録弁護士の就職難や収入減という状況とあわせ、横領等の弁護士犯罪の温床になりかねません。また、若者にとって司法という世界がますます魅力のないものになり、優秀な人材は失われ、質の低下は避けられません。一度そうになってしまうと、回復にはその何倍もの月日がかかります。そのためにも、現在の流れを可及的速やかに止めるべく、対処する必要があります。
2,050	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 修習専念義務を従来どおり維持した上で、修習生に対する給費制を復活させるべきである。 (理由) 司法修習は法曹養成プロセスの中でも最も重要なものであり、修習生にはこれに専念する義務を課して研修の実を上げさせる必要があると考える。しかし、修習生に対する給費制が廃止された状態では、修習に専念することは覚束ないものであり、結果として法曹の質の低下をもたらすおそれがある。貸与制とすることによる法曹志望者の減少、それに伴う質の低下も懸念されることである。
2,051	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 経済的支援は貸与制ではなく給費制に戻すべきである。 (理由) 国のお金で安心して依頼できる弁護士を育ててほしい。そのためには、司法修習は必要だし、金もかかる。金持ちだけが弁護士になれる制度では、真に市民のための弁護士になってくれない。どの弁護士に頼んでも親身になってくれるためにも、国が面倒を国民の命を守ると同じようにみる給費制にすべきである。
2,052	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由) より良い法曹会を維持するために、司法修習生は国の責任で養成すべきであり、その間の費用は国で負担すべきです。民間企業でも数年間は給料を払いながら、実質的には教育をしています。又、費用を国が負担することで、低所得層の子供でも、より多くのチャンスが与えられる様になります。
2,053	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由) 修習中は、仕事もアルバイトも出来ないのだから、その間の生活保障は、当然なされるべきだと思います。修習生(法律家)は多くの人の中から選ばれるべきと思いますが、今の貸与制では、一部のお金に余裕のある人しか、できなくなってしまうと思います。一般の企業では、研修中に給与がでます。難しい国家試験に受かって、研修中なのに、給費がないなんておかしいです。

2,054	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。また、新65期の司法修習修了者及び66期の司法修習生に対しても、給費制を遡及的に適用すべきである。</p> <p>(理由)1 はじめに 今回の中間的取りまとめは、司法修習生に対する経済的支援のあり方について、貸与制を前提とした支援にとどめる旨の取りまとめをしている。し、以下に述べるように、司法修習は、単なる司法修習生の個人的な利益のために行われるものではなく、国民の権利擁護、国民のための良質な司法制度の維持・実現のために行われるものであり、司法制度を支える基盤である。かかる公益的な目的のために、法曹となろうとする者に対して1年間の修習を義務づける以上、1年間の修習生活に必要な費用＝給費を国が司法修習生に対して支払うのは当然の責務というべきである。すなわち、司法修習生に対する給費制(以下、単に「給費制」という。)を復活させるべきである。</p> <p>2 司法修習の法曹養成としての役割とその性質 現在の制度では、法曹になろうとする者は、司法試験に合格後、1年間の司法修習を行う必要がある。司法修習において、司法修習生は、最高裁判所によって決められた各配属地において、裁判所、検察庁、法律事務所及び埼玉県和光市の司法研究所において修習を行う。この間、司法修習生は、政治活動の制限、兼業禁止等の各種義務を負うとともに、平日の日中は収集に励む義務(時間的拘束)がある。</p> <p>司法修習は、司法修習生に法曹として必要最低限の知識・技能等を習得させることにより、いわば法曹の質のナショナルミニマムを確保するものである。ゆえに、司法修習は、最終的には司法制度を利用する国民の権利・利益の擁護に資するものであり、公共的な性質を有している。</p> <p>3 対価ないし補償の不存在 しかし、給費制が廃止され貸与制の下での現在の司法修習においては、上述のように司法修習が公共的な目的のために行われているにもかかわらず、1年間もの修習義務を負っている司法修習生に対しては、その負担に見合うだけの対価ないし補償が用意されていない。 司法修習生に対する貸与金は、いずれは返済しなければならないものであるから、対価ないし補償とはいえない。</p> <p>4 国家財政の窮状は給費制を復活させない理由とはなり得ない ところで、しばしば、国家財政が苦しいことが給費制廃止ないし貸与制導入の理由とされるように思われるが、給費制が始まった戦後は、現在以上に国家財政が苦しかったと聞いている。ゆえに、国家財政が苦しいことは給費制廃止の(給費制を復活させない)理由にはならない。 そもそも、給費制を復活させたとしても、現在2000名程度の司法試験合格者数を前提とする限り、給費制のために必要な予算は100億円にも満たないはずであり、国家予算の規模からすれば、それほど大きな金額であるとはいえない。少なくとも、法人税を引き下げる(日本の法人税は、各種控除等も勘案すれば、諸外国と比しても決して高いものではなく、法人税が高いからといって企業が外国に出ていくということにはならないという統計もある。)、在日米軍にいわゆる「思いやり予算」を与える(日本が支払わなければならない法的義務はない。)等して国の収支状況を悪化させてきた政府が言える資格のある理由ではない。上述の2例を改めるだけでも、給費制のための予算は十二分に確保することができる。いずれにせよ、国家財政が厳しいことは、給費制廃止の(給費制を復活させない)理由にはなり得ない。</p>
-------	------	----------------	-----------------	--

また、日本の司法予算の国家予算に占める割合は、諸外国と比較すると著しく低いにもかかわらず、その少ない司法予算に枠をはめて、そのしわ寄せを給費制の廃止によって賄おうとすることは、中間的取りまとめも言及しているような、多くの法曹となることを希望している者が「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態」を招いている要因の一つとなっている。

5 法曹となろうとする者達の経済的負担の重さ等について

そもそも、現在の法曹養成制度の下では、法曹となろうとする者は、原則として、法科大学院に2年間ないし3年間通い、法科大学院修了後5年間3回以内に司法試験に合格し、上述のとおり、1年間の司法修習を経て、いわゆる2回試験に合格した後に、ようやく法曹となることができる。

多くの法曹となろうとする者にとって、この間の生活費や学費等が大きな経済的負担となることは論を待たない。すなわち、法科大学院は一般に少人数教育でなされること等から学費が高めであり、また、現在の日本学生支援機構の奨学金はすべて貸与型の奨学金であり、原則として、いずれは返済をしなければならない（なお、近時、報道もなされているように、日本学生支援機構は、返済滞納者に対し、サラ金をも凌駕する強硬な債権回収手段を採っており、社会問題化している。法曹ないし法曹となろうとしていた者達がこのような取立被害に遭う日は、遠くないかもしれない。）。しかも、弁護士人口の増大により、弁護士になれたとしても、それまでの経済的な負担を問題にしないだけの収入を得られる者はごくわずかである。ゆえに、多くの者にとっては、大学学部・法科大学院から始まり、法曹となった後にまで続く経済的負担の重さを考慮せざるを得ない状況にある。

このように、現在の制度の下では、法曹となろうとする者が実際に法曹となるためには、多額の経済的負担が発生し、かつ、現在の奨学金や貸与金は、結局は、原則として返済しなければならないものであるから、仮に法曹になれたとしても（そして、法曹になれなくても）、その後、その負担を背負わされることになる。そのため、経済的な事情から法曹になることを断念する者が現に生じており、今後もそのような者が多数生じることが予想される。

6 現在の制度の不公平さ

上記5のとおり、現在の制度においては、法曹となろうとする者は、多額の経済的負担を覚悟しなければならず、資力のない者に対する「支援」も、単に責務を増大させるだけのもの（貸与制の奨学金、司法修習生に対する貸与制）に過ぎない。

そうすると、法曹となることを希望する者が、その経済的負担の大きさにもかかわらず法曹の道を実際を選ぶことができるかどうかは、経済的基盤（しかも、多くの場合、法曹となろうとする者自身の経済的基盤ではなく、親等の親族の経済的基盤）の有無ないし大小によって、その容易さが異なってくるという不公平が歴然と存在することになる。

また、給費制との関係では、司法修習の内容は新64期ないし旧65期までの司法修習生と新65期以降の司法修習生とで本質的に異なるところはないにもかかわらず、新64期ないし旧65期までの司法修習生がもらうことができていた給費を新65期以降の司法修習生はもらうことができていないという、不公平な事態も生じている。

7 法科大学院制度と給費制とは矛盾しない

ところで、給費制に関しては、しばしば、特に法科大学院関係者等から、法科大学院制度の存在や同制度を擁護する意図が看取し得るような、給費制への攻撃的な発言があるように思われる。また、一部の弁護士会から、現行の法科大学院制度について否定的な意見がなされることもある。

			<p>しかし、制度設計上、法科大学院制度と給費制とが論理的に矛盾するものではない。国家財政との関係でも、上述までのとおり、そもそもの、日本の司法予算の少なさ、高等教育予算の少なさ（給付型奨学金の不存在、学費の高さ等）を問題とすべきであって、法科大学院制度と給費制とが、予算等との関係上、択一的な関係に立つわけでもない。</p> <p>むしろ、司法改革の理念からすれば、（真に法曹養成の能力を有さない法科大学院は、各法科大学院の自主的な判断に基づいて統廃合されざるを得ないとしても、）給費制・司法修習のための予算も含む司法予算及び法科大学院のための予算の枠事態を、必要に応じて大幅に増大させることが求められるべきであり、決められた予算枠の中でそれをどのように分配するかというように考えること自体が適切ではないものというべきである。</p> <p>そもそも、法学・法律学を真に修め、法曹となるために必要な知識・思考力・技能等を身につけるためには、ごくわずかな例外的な逸材を除き、一般的には相当の年月をかける必要がある。その意味において、法曹養成にはプロセスの存在が不可欠である。</p> <p>そうであるとする、法曹となろうとする者達の間での生活や必要な費用を賄うための必要十分な経済的支援は、国の三権の一つである司法制度の根幹である人材を育てるための必要不可欠な支出というべきである。</p> <p>そして、上述のように、法曹となろうとする者の多大な経済的な負担等を考慮するならば、法科大学院段階において、給付型の奨学金制度の導入や各法科大学院への補助金を増加させることによる学費の引き下げ等を行うとともに、司法修習段階においては、給費制を復活させることこそが、志のある者が経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を防ぎ、より多くの者が法曹の道を志し、ひいてはより良い法曹養成制度を実現する途であるというべきである。</p> <p>8 結論</p> <p>以上のとおりであるから、司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。</p> <p>また、貸与制の下で修習を終えた新65期の司法修習修了者及び現在司法修習中の66期の司法修習生についても、上述までの負担の重さ等は67期以降の司法修習生と何ら異ならず、他の修習期の者との衡平も図る必要があるので、給費制の復活を遡及的に適用し、給費相当額を支給するか、又は、貸与金との対当額での相殺（貸与金と対当額において相殺することにより、新65期及び66期との関係で給費制を遡及的に適用しても、新たな予算はそれほど生じないですむ。）をなすべきである。</p>
2,055	5/13	第3 1 (3)	<p>法曹養成過程における経済的支援</p> <p>（意見）修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 （理由）司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。</p>
2,056	5/13	第3 1 (3)	<p>法曹養成過程における経済的支援</p> <p>（意見）修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 （理由）司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。</p>

2,057	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。
2,058	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。
2,059	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。
2,060	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給付制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給付制が必要不可欠です。
2,061	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)司法修習期間は言ってみれば”見習い”です。その期間は出来る限り修習に専念させられる環境を整えるべきであり、借金を背負わせて、将来の心配をさせるなんてあってはなりません。見習いといっても実務をします。給料が発生しても良いくらいです。“賃金なし”“バイト禁止”“お金がなければ借金をしろ”八方ふさがりでしょう。将来の日本を担う人材の芽をたかだか「お金がかかる」という理由だけで枯れさせてしまう貸与制。最も損をしているのは、その制度を導入している日本国自身だと思います！
2,062	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制は国が行う法曹養成の不可欠の要素の一つであり、その実施は国の責務である。 (理由)司法修習生に対する給費制問題 従来行われていた司法修習生の給費支給制度は平成23年度採用の修習生から中止され、現在は司法修習生が修習を受ける期間中(約1年間)は従来の給費にかえ、国がその生活費等を貸与するという制度に変更されている。 しかし、司法修習生は全員が国の法曹養成機関である司法研修所に所属した上、国の予算により施策として法曹養成を受けさせられるのである。 このような法曹養成の目的は我国の法曹、裁判官、検察官、弁護士になろうとする者について、国による統一的司研修を受けさせその修了を法曹資格取得の条件とすることにより我国の法曹の水準を一定の高さに維持し、もって法曹に対する国民の負託、期待に応えようとしたものと考えられる。我国の法曹制度を担い法治国家を支えると言う意味では、裁判官、検察官のみならず、弁護士もその公的役割が高く期待されているのであり、現にこれらの法曹三者が高い公的役割を果たしてきたことは論をまたない。

			<p>国が多額の予算をかけ国の施策として専門の法曹養成を行ってきたのも、法曹に求められるこのような高い公的役割を一定の水準を保ちつつ果たさせようというにある。 このような国が行う司法研修制度の意義、目的からすれば司法研修の維持運営に要する費用は全て、国において負担すべきことは当然のことである。</p> <p>むしろ司法研修制度の運営のために国は研修施設、教官、職員の確保その他の費用として多額の予算を計上し、これを維持してきた。この中には修習生の給費も当然含まれていたし、このような給費制は他の諸費用と同様、国の予算に計上され司法研修制度発足以来数十年にわたって維持されてきたのである。</p> <p>ところが、先にみたように平成23年度からこの修習生の給費制だけは中止されており、給費がなされなくなっている。これは法律上も行政上も全て国の責任と予算で司法研修制度を行うべきであるという法曹養成のしくみの一部を崩壊させるものであって制度的には明らかに間違っている。</p> <p>そもそも司法修習生は研究所に入所して以降は身分は国の管轄下にあり、司法修習生として年間を通じて、研究所、実務庁等に出頭し研究所の指示に従って実務経験を受けることを義務づけられる。もちろん、定められた研修時間中に拘束される一方、アルバイト等他の仕事につくことは一切禁じられている。しかも、このような禁止事項に反すれば最悪の場合は修習生を罷免されることもありうることになるのである。このように司法修習生はその修習期間中国から厳重な時間法的拘束を受け、その下で司法研修という「職務」に従事することが義務づけられており、他の職務にも就けないために他の収入の途も全く絶ざされていることからするとこのような修習生に、国としての給費を行わないことは理不尽極まりない話と言う他ない。</p> <p>例えば、企業が企業内において新入職員に1年間の研修(海外研修も含め)を義務づけて研修を行う場合には研修中であっても当該職員に所定の給与がきゆうされるのは当然の事であるが、もし、このような企業が企業の研修生に給費の支給をしなかったとしたらたとえ企業が研修中の給与相当額について支給ではなく貸与するという形をとったとしても明らかに労基法違反となり、責任者は当然に刑事処罰を受けることになる。</p> <p>これは企業のみならず、書記官や裁判官の研修その他国の機関の職員に対する研修においても同様に労基法違反になることは明らかである。</p> <p>このように、給費制の中止は違法の疑いさえ強いものであって給費にかわる貸与制は給費なしで修習生に研修義務としての職務をさせるための欺瞞的やり方であるといわざるをえない。</p> <p>このように考えてくると司法修習生に対する給費制は早急に復活させるべきである。</p>
2,063	5/13	第3 1 (3)	<p>法曹養成過程における経済的支援</p> <p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく、給費制にするべきである。 (理由) 弁護士になればそれまでの修学の借金を返せるという時代ではなくなっている。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習期間中に必要な費用等を保障する給費制が不可欠である。</p>
2,064	5/13	第3 1 (3)	<p>法曹養成過程における経済的支援</p> <p>(意見) 給費制にするべき (理由) 弁護士に依頼をする時に安心に依頼できる人かどうかの心配をしなくても良いように国のお金を使って安心してまかせられる弁護士をちゃんと育ててほしい</p>

2,065	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用について、給費制にすべきです (理由)・法曹志望を止めよう理由の1つが貸与制であり、多様な人材をよびこむという意味でも給費制の復活は大切 ・以前の給付額を維持できないのであれば小額でもいいから給費制を復活させるなどの手段もあるはず
2,066	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく給費制にするべきです！ (理由)修習期間の生活を保障してあげて下さい。 だれでも法曹界を目指すことのできる環境を作して下さい。
2,067	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にするべきです (理由)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行ってほしいから。
2,068	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)研修医に研修費を支給しているのだから、司法修習生にも研修費を支給して下さい (理由)修習生に借金を押付けるべきではない。 お金のない人は弁護士になれない。
2,069	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習の充実を図るべく、給費制復活されたい。人の育成は国家百年の計である。ミクロ的費用対効果論は愚策である。 (理由)(イ)ロースクールを卒業し、修習期間、さらには法学部まで含めると、約8年も無給である。法曹資格を得ても就職の保障はないのでは、明日の人は育たない。 (ロ)今、国家予算窮乏しているとはいえ、国家を支える人間を育てなければアジア他国に追い抜かれ先進国間競争にも負けてしまう。 (ハ)豊かな人格形成は、安定した生活から生まれる。
2,070	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきだ。 (理由)借金をしなくては法律家になれないような制度では、金持ちの子供が多く法律家になってしまう、偏ってしまう。市民感覚からずれた裁判になってしまうのでは。
2,071	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制の存続を求めます。 (理由)かつて経ざい大国と言われた日本が、司法修習生の給費制廃止とは、あきれています。市民の生活や命に深くかかわる仕事をしてもらうのに、お金の有る者だけが仕事出来る、ない人はあきらめなさい、というのは不公平です。ない人の中にこそ有能な人ざいが多いのです。金の心配をさせずに、国がめんどろをみて下さい。すばらしい社会を作してほしい。医師には国がめんどろを見ているのに、なぜ司法修習生に金を出せないのですか？医師も司法修習生も同じレベルで、国民にとっては大切な役目を持っています。
2,072	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)貸与制では法律家になる前に多額の負債を抱えることとなり、資力がない者が法律家になる途を閉ざすおそれがある。資力がなければ法律家にもなれないのでは。弱者の立場に立って尽力する法律家は途絶えてしまう。

2,073	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制にすべきです。 (理由)法曹人として国家が責任をもって指導すべき。 人の人生を左右する職業であり、その資質も含め責任をもって指導にあたって欲しいと思う。 経済的に余裕のある者しか法曹になりえなくなるが、社会の実情や市民によりそうこのことのできる法曹人を育成することも国家の責任だと思う。 ロースクール制度も反対だ。
2,074	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきである。 (理由)私は給費制により司法修習を受けたが、仮に、貸与制であったとしたならば、法科大学院の時に借りた奨学金とあわせて1千万円以上の借金を背負って弁護士をスタートさせることとなった。そうすると、司法試験に合格したにもかかわらず、金銭的な問題で修習できない者も出てくると思う。これでは、一部の金持ちしか法曹になれないゆがんだ社会となってしまふ。
2,075	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきである。 (理由)司法試験合格者とそうでない者では国家としての対応は、自ずと異なると思う。 つまり合格者は我国の法曹として、国民の権利の担い手となる者、そのような者には国民のためにしっかり勉強してもらい、法曹として最低限必要な能力を復習によって身に付けさせる。それが修習であり、そのためには、修習専念義務と給費制は環境として不可欠です。 統一修習によって、法曹三者の基礎を学び、実務でそれぞれの役割を果たす。もっとも弁護士が公益性を忘れ、自らの利益のために紛争を利用するようになったとき、そのような人を養成するために給費制があるのではないと給費というメリットを取り上げるのは仕方がないと思う。
2,076	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	統一修習によって、法曹三者の基礎を学び、実務でそれぞれの役割を果たす。もっとも弁護士が公益性を忘れ、自らの利益のために紛争を利用するようになったとき、そのような人を養成するために給費制があるのではないと給費というメリットを取り上げるのは仕方がないと思う。
2,077	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき。 (理由)奨学金がないと大学にも行けない人がふえています。 社会に出たときから、1000万円もの借金を背負わなければならないのは酷です。もっと未来を担う若い人たちに投資して下さい。そうでなければ、この国はますますひどい、情けない国になってしまいます。お金持ちしか、法律家になれないような制度はあらためて下さい。

2,078	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習費用は貸与制ではなく、給費制とすべきである。</p> <p>(理由)実務法曹(裁判官・検察官・弁護士)になるためには、修習を受けなければならない、修習中は、修習に専念する義務があつてアルバイトをすることもできない。およそ、労働能力を有する者から労働の機会を奪うのであれば、その損失を補償をすべきである。修習を義務づける以上は、その補償として給費を支給すべきである。国が法曹を教育し、司法に対する信頼を守ることを国が放棄するのでないならば、修習制度を維持することは不可欠であるし、修習制度を維持するのであれば、損失補償としての給費は不可欠である。</p>
2,079	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給付制の復活を求める。</p> <p>(理由)法曹三者には、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という大切な任務があります。これを最初に実感するのが修習時代であると思います。国より給料をもらい、勉強させてもらっているのは、以上のような任務であればこそであったと思います。国民の血税からお金を出してもらっているのであるからこそ、実務家になって、国民のために力を尽くそうと思うのではないのでしょうか。現実的な問題からしても、貸付制で何百万円も借金をする。それも、ロースクールに通うための学費も借金でまかなっているとすれば何百万円もの借金をかかえ返済しながら生活するとなれば「人権擁護」という高い志を持つ若い弁護士・検事・裁判官たちがその志を実現することは無理になるでしょう。このようなことは若い法曹にとっても、問題をかかえ、法曹の援助を求める国民にとっても不幸ではないのでしょうか。</p>
2,080	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制の復活または専念義務の廃止をすべきである。</p> <p>(理由)現在の制度は、司法修習の期間中無収入であることを強制するものである。それにもかかわらず修習においては生活費はもちろん、配属地までの引越費用や交通費等の修習に必要な費用が自己負担とされているのは著しく不合理である。そして、貸与制は、近年の弁護士年収の減少と将来への不安を感じる法曹志望者に対し追い打ちをかけるものであるから給費制の代わりとはなり得ない。</p>
2,081	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。</p> <p>(理由)僕は、現在、法学部1年生です。弁護士になることを目標に法学部に進学しました。この夢は絶対にあきらめるつもりはありませんが、法科大学院、司法修習にかかる費用は膨大なものであると知り、現実ではかなり厳しい状況です。僕もこれからアルバイト等を始め、将来のための費用を貯めるつもりですが、正直なところ限界があると思っています。給費制の復活を切に願います。</p>
2,082	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制の全面復活を希望します。</p> <p>(理由)志のある人が、経済的困難により、司法試験を断念してしまうという、現状が、正当なものであるとは思えません。法科大学院設置の目的とされている「法曹の質の向上」を達成するためには、経済面の負担を減らして、法曹を志す人を増やすまたは減らさないことが求められるのではないのでしょうか。いろいろな理由がありますが、事実として、法曹を志す人が減少しているところ、その大きな理由のひとつとして、金銭面の問題があげられるのは間違いないと思います。そこで、その問題を解決したときには、法曹を志す人が増え、質の向上が認められるのではないのでしょうか。そして、そのためには、経済的支援を受けることが必要不可欠であり、その支援のひとつとして、せめて修習専念義務のある修習生に対しては給費を与えることが必要であると考えています。</p>

2,083	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する国からの援助は必要であり、その援助は貸与制ではなく給費制であることが望ましいと考えます (理由)司法試験を合格し司法修習生となった人の多くは大学時代においても貸与制の奨学金の返済額が膨大なものとなっておりますし、修習に専念するためにアルバイトを禁止することはよいとしても、修習生時にかかる諸経費及び大学時代における借金を法曹になったときから負担していくのは大きな苦勞を伴うため、少なくとも修習生時代の国からの援助においては何らかの軽減が行われなければ、せつかく弁護士等になったとしても生活していくことは困難になると思われるからです。
2,084	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしいです (理由)現在法曹になるためには、原則ロースクールを卒業しなければならず、お金が非常にかかります。それなのにもかかわらず、司法復習においても貸与制で借金をしなければならず、このままでは、お金が無い人は、どんなに法曹になりたくてもなれません。そこで、ぜひとも給費制に戻してほしいです。
2,085	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべき (理由)金が全ての正義を語るわけではない。金の無い者には社会正義を実現する方法が無いのだとしたらそれらの者の代弁者は誰が担うのか。高階層から見下ろした景色は霧がかって良く見えない。
2,086	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援について、現行の貸与制から給費制に戻していただきたいです。 (理由)私は、大学へ進学するにあたり奨学金を利用しています。また、大学院に進学した場合にも、奨学金を利用しなければいけません。このような場合に、さらに司法修習期間中の生活賃金の貸与を受けなければならぬとすると、経済的負担はかなり大きいものになってしまうと思います。 大部分の学生が大学院の進学にあたり奨学金に頼っている状況においては、せめて、修習中の経済的負担を軽減していただければと思います。
2,087	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)1、ロースクールの授業料をせめて学部くらいの額にしろ 2、貸与制は廃止 3、給付制へ 4、専門家を育成したいのであれば医学部のような長期型の育成プログラムを構築すべき (理由)LS進学者の減少は各LSの授業料の高額によるものともいえる。LS制度の目的は幅広い人材の確保としているが、高額であること及び司法試験の合格率では仕事を辞して行くかわざわざ科学部から入学するメリットがないといえる。そうとあるならばせめて、授業料を安くするなど金銭支援を行わなければ上記目的に沿うようにする努力があるといえない。また合格後の修習中においては貸与制であることは問題であるといえる。貸与制ということは結局は貸さないといけないといえる。このことは、その後の安定した収入があることを前提にしているとも思えるが、実際には2割が年収100万以下と統計データがでている。このことからすると、その前提と乖離しているといえ、法律家を廃業においこんでいるのではないか。法律家を増加させてせる制度のはずが、減少させる制度であるともいえる。上記2つの理由から対策としてマズは経済的支援を行うことが安定供給につながるのではないかとはいえる。

2,088	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)1、司法修習生に対する給付制は、現状の制度と比して、妥当であると考える。 2、給費制に代わり、修習生の経済的困窮を解消する手段が存在するのであれば、速やかに実現すべきである。 3、貸与による方法は2で挙げた手段になり得るとは考え得ない。 (理由)1、司法修習制度は、我が国の司法の専門、高度かつ適正な法規運用の基礎となるものであって、疎かにできない類のもの(制度)である。 とするならば、修習におかえる専念義務等を公務員と同等とすることについては理解できる。</p> <p>であるならば、公務員と同等若しくはそれに準ずる立場として、国は金銭の給付を為すべき義務が在すると考える。 2、但し、給付制の復活を必ずしも要するものとは考えない。例として、兼業を許したり、貸与に対する免除制度(規定年数法曹として勤務すれば、免除する等)によって、目的を達することも不可能ではないからである。</p>
2,089	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給与の支給継続を求めます。 (理由)困った人、弱者を救出する弁護士は、企業弁護士と比べると必ずしも高収入ではないと聞いたことがあります。弱者の気持ちかわかる弁護士が増えて欲しいで、お金がないとなれない精度から脱却すべきだと思います。</p>
2,090	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習の間は、給費制にすべきだと思います (理由)私は、困っている人を助けたいという思いで弁護士を目指しています。法律を学修して、数年がたちますが、その間で法曹を目指す多くの優秀な友人と出会いました。しかし、年を追うごとに、その優秀な友人たちは、法曹になるという夢をあきらめていっています。その理由は、多額の資金がかかるということです。書籍代や受験料、ロースクールの学費等、「法曹を目指す」というだけで、たくさんのお金がかかるのです。その上、無事合格したとしても、無収入のまま、司法修習生活を送れと国は言っています。是非、給費制に戻していただきたいです。国には金銭的支援を司法修習の間だけでもいいからしていただきたいです。</p>
2,091	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制に戻してほしい (理由)法曹人口を減らせば払う額減るから給費制に戻せるのでは？ 生活が苦しすぎて法曹を諦めなければならないというのはとても辛いです。</p>
2,092	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習中の給費制について (理由)私は現在奨学金を借りて大学に通っています。法科大学院に行くことになればまた奨学金を借りて通うことになり、そのうえ司法修習の貸与の分を考えると正直これから先が不安すぎてこのまま勉強を続けるか、一般企業就職に切り替えるかかなり迷っています。ただ、小学生のころからの夢である弁護士という職業をあきらめきれないのも事実です。なのでせめて修習中生活を貸与制だけではなく給費制というかたちで保障していただければと思います。</p>

2,093	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)現状の貸与制は変えていかなければならないと思います。</p> <p>(理由)司法修習生は、最高裁判所の辞令によって全国各地に配属されますが、希望の配属地でなくても交通費や引越費用など修習に必要な費用まで自己負担であるため、自宅から離れた実務方会に配属される修習生の負担は特に大きなものとなっています。このような不合理を是正するためには給費制が大いに望ましいと思います。</p> <p>しかし、自己の能力次第では高収入の弁護士になることも出来るのだから貸与制でも問題なく、ましてや公務員にならない者(弁護士)になろうとする修習生に給料を与えるなど言語道断であるという意見も確かに一理あるのだと思います。けれども裁判官・検察官・弁護士が揃って法曹三者となるのであって、三者の質がそろってこそ機能するのであるから、給費制や食費、交通費等必要経費の領収書を提出し、それらを差し引いた分を最終的に返還すればよいとするなど少なくとも現状の貸与制は変える必要があると思います。</p>
2,094	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)1、給費制に戻すべき 2、ロースクールの授業料をもっと減額すべき</p> <p>(理由)1、そもそも戦後間もない、現在よりもっと景気が悪い時ですら給費制でした。それは、法律家は、国が解決できない問題を解決していくものであり、公益性があるからです。だから、実務家になる法律家の卵に「君達には期待しているよ」という意味でも、また朝9時から夜中までほぼ働いている状況なのに1銭もお金を支払わないのは明らかにおかしい。</p> <p>さらに一般企業において会社に入ったばかりの新入社員の研修は会社が支払う。なのに国は国のために働いていく法曹の卵にはお金を払わないのか。つまり期待されていないのだろうか。そして、お金ばかりかかる現在の法曹制度に優秀な人材は入ってこない。そして、この国は、ダメになっていく。国を良くするのであれば、教育にお金を払うべきだ。</p> <p>2、理系の大学のように器具を使うわけでもない。なのになぜこんなにロースクールの授業料が高いのか疑問でしかない。予備試験の志願者数の増加を見てもロースクールに行きたくない学生が多いのがわかる。</p>
2,095	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制を復活させるべき</p> <p>(理由)司法修習生には、修習専念義務や守秘義務など様々な義務が課されているのだから、それに見合った生活保障を行うべきであると思う。</p> <p>また、大学・大学院で奨学金を借りて既に借金がある場合、修習がより大変になる。</p> <p>以上から、給費制の復活を希望する。</p>
2,096	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制の全面復活を望みます。</p> <p>(理由)私は大学の法学部に在籍しています。私の大学では法曹を目指している人が減少しているのが実状です。私の周りで法曹を目指している人もどんどん目指すのを諦めています。その理由を聞いてみると、大学での奨学金をはじめとして、法科大学院での奨学金、そして貸与制といった経済的事情からくる将来への不安があることでした。このような現状では、志ある者が金銭面を理由に断念してしまい、法曹の質の低下を招いてしまいます。それを避けるための一つの方法として、給費制を復活させるべきだと考えます。</p>

2,097	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給費制に戻すべき。</p> <p>(理由) 私は現在■■■■■大学法学部に通っています。もともと弁護士を目指して法学部に進学しましたが、法科大学院の学費が高いこと、現在の弁護士の就職状況が厳しいことを知りました。その上、司法修習期間は借金をしなければならず、アルバイトも禁止です。正直なところ、大学の授業料も奨学金に頼っているので、これ以上借金を増やすことはできないと思います、法曹への道を断念せざるを得ませんでした。せめて、修習の間だけでも生活を保障してくれるのであれば私のように法曹になることを諦める人も少なくなると思います。給費制に戻して下さい。</p>
2,098	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法制度の担い手である法曹を養成する責任は国家にあります。司法修習生が修習に専念し、充実した司法修習を行うため、また、これから法曹を目指すという若者の志を守るため、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は必要不可欠です。現在の貸与制を廃止し、給費制を再び採用すべきです。</p> <p>(理由) 私は現在、■■■■■大学法学部に通い、弁護士になることを目指しています。学費を奨学金を借りて払っており、既に借金を抱えています。また大学院も、私の家の財力では学費を負担することは難しく、お金を借りるしかありません。現在はアルバイトをして学費を一部負担しつつ、大学院入試等費用を貯めています。しかし、これが限界です。仮に院を卒業し試験に合格したとしても、その時点で500万円以上の借金を抱えることとなります。加えて、修習も借金なんて考えただけで、私は自分の目標を達成することができるのか、やめた方が良くはないか...と考えてしまいます。でも、弁護士になって、人を救いたい。私の、私の様な若者の夢や志を、お金の問題なんかで摘み取らないで下さい。給費制の復活を心から望んでいます。</p>
2,099	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給付制を復活させるべき</p> <p>(理由) 学生と異なり、義務を課せられる以上、なんらかの支援があるべき</p>
2,100	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 貸与制には反対、給費制を復活させるべきです</p> <p>(理由) 法曹養成課程を給費制で支えるのは当然です。法曹養成は国家的任務であるにもかかわらず、自己責任で処理するのは自己矛盾です。司法予算確保は最高裁の重要な任務であるはずで、予算がないとの弁明は誰をも納得させない。若き法曹を希望を持って、その世界に送り出すのが行政の本命です。貸与制を多少縫ってみても、本質的欠陥はぬぐえない。</p>
2,101	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 貸与制を廃し、給与制を復活させるべき</p> <p>(理由) 司法修習生は裁判官や検察官に準じる義務も課されながら研修しており、司法修習は、公務研修に準じるもので、国が責任をもって費用を負担する必要があるから。</p>

2,102	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制は復活させるべき (理由)アルバイトが禁止されていて平日拘束されては生活費を稼ぐことはできず、非常に生活に支障をきたす恐れがあるから。
2,103	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)(そもそもこの程度のスペースでする議題ではないので割愛致します) 私は、給費生、貸与制どちらが正しいかについての個人的な意見は特にありません。ただ、給費制から貸与制に移らざるを得ない理由がどうしても理解できません。それは私が勉強不足の愚か者だからかも知れませんが、義務を果たす日本国民である以上、納得のできる説明を頂きたいと思います。 (理由)まず、財政難を理由にされている場合、司法修習生に予算を割く価値が無いと判断されたと思われる。司法修習生のほとんどは、法曹資格を得るのが、現行の制度でありますので、司法修習生に予算を割かないことは、法曹の存在価値を間接的に否定していることになるのではないのでしょうか。 また、公務員ではない弁護士になる者に税金で給与を支払うことを国民が納得しないことを理由とされるのであれば、国民の意思が明らかである証拠を示して頂きたいです。事実なく政府が国民の意思を代弁するなど言語道断です。以上のことから、貸与制の必要性が理解できませんので、再度のご検討をよろしくお願い致します。
2,104	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)現在の貸与制を元の給費制に戻してほしいです (理由)私は法曹を目指している大学3年生です。 法科大学院の学費が高いことは知っていましたが、修習期間の給費制が貸与制になったことによって更に経済的負担が大きくなったことにびっくりしています。私は合格して修習は実家から遠い、地方でしようと決めていました。しかし貸与制によって実質全て自己負担になってしまうと、地方でのひとり暮らしは経済的にとても困難になります。修習の間だけでも生活を保障してほしいです。給費制に戻してください。
2,105	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)新司法制度下での(ロースクール)給費制の復活は必須と考えます (理由)「貧すれば鈍す」では・・・ 法曹界の有能な担い手は育成できないのは明確

2,106	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する経済的支援は、貸与制ではなく、給費制とすべきである。(給費制を復活させるべきである)</p> <p>また、給費制を受けていない司法修習生であった者や現司法修習生に対しては遡及的措置をとるべきである。</p> <p>(理由)1 納税者の観点及び司法法曹の役割の重大さに照らせば司法試験合格者をあまり輩出できていない法科大学院に多額の助成金(補助金)を交付するよりも、間もなく法曹となり、法の支配を実現していく司法修習生に安心して修習に専念してもらう為に税金を支出する方が合理的である。</p> <p>2 またまた、法科大学院等で多額の借金を抱えている司法修習生にとって修習期間中に更に借金を抱え込むことになり、裕福な者にしか法曹になれなくなってしまうことが強く懸念される。</p> <p>3 さらに、修習地の未定は希望がある程度考慮されるにしても、全く希望していない地に配属になった司法修習生にとっては不公平感が生じるものと思われる。</p>
2,107	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)毎年のように事務所へ配属される修習生を間近で見えています。その後、弁護士となり活躍されていますが、昨年までと違うことは数百万円もの借金を背負っていることです。修習生は修習専念義務があるのでアルバイト等はできず、昼食を抜いたりと食費を削り、借金を少なくする工夫をされていました。生活費の心配をしながら勉強して、晴れて弁護士になっても借金を返済しなければならない心的負担は大変なものだと感じます。酷くなれば初めての事件が自分の破産事件という最悪な状況もあり得るのではないのでしょうか。弁護士と一緒に街頭に立ち給費制存続を市民に呼びかけたこともあります。心配ごとのない親身になって相談できる弁護士を求めています。市民・国民のニーズに応えられる弁護士となって私達国民に還元されるためにも給費制存続は不可欠です。</p>
2,108	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制を復活させること</p> <p>(理由)修習生は検察庁や裁判所など国家機関の中でも修習し、高度の秘密に触れる立場にあり、守秘ギムが課されているのである。高度の秘密を扱うために民間でアルバイトをすることは妥当ではないし、兼職禁止は当然。にもかかわらず、生活費を保障しないのは不当である。給費制が当然。「貸付制を前提」とすべきではない。一般の企業でも新人研修時であっても給付は支払っている。司法という国家作用の一翼を担う人材を育てるために国が金を出すのは当たり前です。</p>
2,109	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。市民のニーズに応えられる弁護士としての質を確保し、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てる為には司法修習は不可欠です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は当然のことであると思います。</p>

2,110	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)「貸与制を前提とした上で」とするのは反対である。給費制にもどすべきである。 (理由)お金のある人しか法曹になれないというのはおかしい。とりわけ法科大学院生の間、奨学金を借り、その返済が必要な人も多く、そのうえ、修習期間中についても貸与制で返還を義務づけられるのでは、法曹になる人が限られてしまう。
2,111	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習費用は給費制にすべきである。 (理由)弁護士は、依頼者の人権を守る為、経済的にペイしない事件も受任する。このような経済的損得抜きに活動しうるのも、修習費用が給費制であり借金にしばられず、弁護士として一年目から活動できていたからである。
2,112	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしい (理由)奨学金で借金のある人は、修習でさらに300万円も借金をするのはつらいと思う。
2,113	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻した方がよい (理由)最初から借金をしなくてはならないのは大変である。経済的事情によって、やる気熱意のある弁護士を育てられなくなるのでは困る。市民によりそう弁護士を残すためにも、お金持ちの人ばかりがなれてしまうようなことにならないようにするためにも、給費制に戻した方がよいと思う。
2,114	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制に拘泥することなく、司法修習生のためだけでなく司法サービスを利用する国民の立場から給費制復活を求める。 (理由)貸与制のせいで司法修習生は人権侵害とも言えるような過酷な状況で司法修習をしていると聞く。人並みの生活ができずして、どうして血の通った司法など実現できようか。司法を担う人を税金で育てるのは、司法を運営する国家の責任。司法は人権救済の砦、その司法は人によって成り立っている。困ったときは頼らざるを得ない司法を担う人材育成に税金を投入することに国民の理解は得られる。給費制復活が正義であると信じる。
2,115	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制に戻すべきだと考えます。 (理由)はじめは、給費制であることに修習生は恵まれていると思っていました。しかし、貸与制になることで、そもそも法律家をあきらめざるを得ない人達がいることを知り、それもまちがっていると思うようになりました。金銭的な条件が整っている人達だけがなれる職業であってほしくありません。学費の値上げ、法科大学院への入学、修習費用の貸与制と日本は法律家になるのにお金がかかりすぎます。お金がないと能力や志があってもなりたいたい職業に付けないという制度はおかしいと思います。三権分立の1つである司法権を担う法律家は国の責任できちんと養成していくべきと考えます。よって貸与制ではなく給費制に戻すべきです。

2,116	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制度の復活に賛成です (理由)貸与制度の下、地方の修習生が関東などで就職活動するには交通費等も大変かかりますが、それも自分が借金したお金で支出することになりますが、現在の就職難なども考えると、とても修習に専念できるような環境は整っていないと思います。 ようやく法曹になれても、十分なお給料ももらえず、借金だけが残るとなると、どんなに正義感があって能力がある人でも法曹を目指して頑張ろうとする若い人はどんどん減っていくと実感しています。</p>
2,117	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)私は、下記3点の理由により、断固として貸与制に反対し、給費制に戻すことを主張します。 (理由)1 修習が国家による兼業禁止の職業訓練であること 修習が法律に定められた職業訓練であり、かつ兼業が禁止されている以上、その期間の生活を国家が保障するのは当然のことです。この主張は、防衛大学校の学生や裁判所職員総研の研修生の例に鑑みれば、至極当然と言えます。仮に修習生の給費を廃止するならば、もはや空虚というほかない兼業禁止を撤回しなければなりません。土日に修習生と遊びに行く裁判官や弁護士がいる事実は、専念義務の空虚さを如実に物語るといっても過言ありません。 2 他の国家による職業訓練との不平等 「1」と関連しますが、他の国家による職業訓練では全て給費で賄われているのですから、修習生だけ貸与にすることは憲法で保障された平等原則に違反します。もし修習生の貸与を正当化するのであれば、少なくとも、防衛大学校の学生や裁判所職員総合研修所で研修中の事務官に対する給与を貸与に切り替えなければなりません。 3 貸与の不利益の大きさ もし民間企業で賃金を100%削減することになったら、会社はどうなるでしょうか。労働者が総決起して即座にストライキに突入します。国は、修習生に対して、それくらい重大な不利益を科しているのです。この不利益の大きさに鑑みれば、貸与制は到底導入できないはずで、国は修習生を侮辱しているというほかありません。これだけの理由により、貸与は絶対に許されない制度なのです。巷間言われる「在野の職業である弁護士を育成するのに給費は必要ない」という根拠がいかにも空虚なものであるか、火を見るより明らかです。1日も早い給費制の復活、そして新65期・66期に対する不利益措置の解消を強く要求します。</p>
2,118	5/13			<p>第1 基本的な考え方 「中間的とりまとめ」は、法科大学院制度自体の批判、法科大学院修了を司法試験受験資格とすることの廃止、予備試験ルートの本格的拡大などを求める法科大学院否定論に与することなく、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する方針を打ち出している。</p>

		<p>法科大学院制度は、確かに、司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者(とりわけ社会人・他学部生)の減少、それらの法科大学院教育へ与える悪影響など「負のスパイラル」と呼ばれる深刻な問題点を抱えているが、それは基本的にその総定員が多くなりすぎたことに起因しており、法科大学院制度そのものや、掲げられている理念、そこでの教育の内容や方法の基本的枠組みに起因しているものではない。法科大学院制度については、わが国において、初めて、法学研究と教育を担う研究者と実務家が協働して担う体系化された法曹養成システムを構築したこと、その下で法曹として必須な批判的・創造的な法的思考能力の養成が可能となったことの意義が改めて確認されてよく、その意味で、「中間的とりまとめ」が法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する方針を示したこと自体は、高く評価されることである。</p> <p>琉球大学院法科大学院は、島嶼県である沖縄県で生活する人々の法曹教育を受ける機会を保障し、歴史的にも文化的にも政治的にも様々な地域特性をもつ沖縄県において、地元の法的ニーズに対応したリーガル・サービスを提供していくという、本法科大学院が独自に果たすべき役割を実現していくために、競争性の確保及び多様な人材確保に関する取り組み、司法試験の合格者数の一定の確保に関する取り組み、修了生の進路・職域拡大などの取り組みを行ってきたし、未修者教育の充実に向けた取り組みを含め、今後も引き続きさらなる改善のための努力を続けていく所存である。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>第2 今後の法曹人口の在り方</p> <p>「中間的とりまとめ」は、「制度発足後、年間司法試験合格者数の目標も達成されておらず、法科大学院ごとの司法試験の合格状況にばらつきがあり、社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大もいまだ限定的であり、司法試験合格者数年3,000程度という数値目標を掲げることは「現実性を欠く」と述べ、現状においては、3,000程度という数値目標は「設けないものとするのが相当である」として、司法制度改革の主要計画の撤回を打ち出している。</p> <p>本来、法曹人口像は司法過疎をなくし、どこに住もうと十分な法的サービスを受けられるようにするのが狙いだったはずであり、いまだ限定的ではあるものの、「社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大」に向けた様々な取り組み・努力がなされその成果も現れつつある中で、司法試験合格者数の数値目標を撤回することは、一般に、「縮小すると分かっている業界に優秀な学生は集まらない」とも言われるように、この間の法科大学院志願者の減少傾向に一層の拍車をかけることにならないか、懸念される。</p> <p>現状において年3,000人程度という数値目標の達成が困難であるとしても、そのことから直ちに数値目標を諦めるのではなく、社会の求める目標値を具体的に検証した上で、司法試験合格者を増やすという方針はなお維持し、例えば、当面この間の司法試験合格者数(の平均数値)を数値目標として設定し、「社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大」を目指しながら、具体的な数値目標を設定することが必要である。</p>

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>第3 法曹養成課程における経済的支援について 「中間的とりまとめ」は、法曹養成制度の在り方の検討にあたっては、法曹志願者の減少の観点からも検討する必要があるとして、司法試験合格率の低迷、司法修習後の就職状況の厳しさとともに、法科大学院における一定の時間的・経済的負担を、その原因として挙げている。 琉球大学法務研究科は、意欲と能力のあるものが、経済的負担を理由に法科大学院への進学を諦めることなく、モチベーションを高めて日々の学修に打ち込むことができるよう授業料全額免除枠の拡大、授業料細目化設定などの経済的支援制度を導入しているが、全国レベルでも日本学生支援機構による奨学金について無利子奨学金の枠を拡大し、返還免除の可能性をさらに広げるなどの施策を採るとともに、司法修習生に対する給費制を復活すべきである。法曹養成課程における過度の経済的負担の解消に向けた取り組みが重要な課題として提起されているのではないか、と思われる。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>第4 法科大学院の入学定員や組織見直しについて 「中間的とりまとめ」は、「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する一方で、制度をより実効的に機能させる観点から、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しを促進する方針を打ち出している。そして、その具体的措置として、前者の「入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施する」ことを、後者の「組織見直し」については、「課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直し(財政的支援・人的支援)を更に強化すべきであり、それにとどまらず、「課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による的確判定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たな法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある」ことに言及している。 入学定員の見直しについては、現在の法科大学院の抱える問題が基本的にその総定員が多すぎることに起因していることに鑑みると、小規模校で行う定員削減よりも、むしろ大規模校・中規模校における定員削減の方がより効果的である。 また、現在の法科大学院制度を前提に、首都圏・近畿圏等に過度に集中している法科大学院の統廃合や定員削減が不十分なまま、地方の法科大学院が統廃合の対象とされれば、地域を支える人材を育て、地域司法の拠点となりうる教育研究機関がその地域からなくなってしまう可能性があり、法曹になるための教育を受ける機会を失う地方在住者が増えるなどの弊害が懸念される。「地域の隅々まで、多様な人材の輩出」という制度発足時の理念を考慮すると、地方に住む法曹志望者のために都市部に集中しすぎないよう配慮することが必要である。 さらに、「課題が深刻な法科大学院」に対する新たな法的措置を講ずることがそもそも制度的に可能であるのか、また、仮に法令上の措置に基づく見直しの基準として認証評価の不適を活用することを検討してこととしているのであれば、両者を連結させることがそもそも制度的に可能であるのか、慎重に検討することが求められる。「中間的取りまとめ」では「法的措置」の具体的内容については言及されておらず、今後の検討課題として先送りしているが、仮に最終報告でその具体的内容が示されるのであれば、その時には改めてパブリック・コメントに付する必要があると思われる。</p>

		第3 3	司法試験について	<p>第5 司法試験について</p> <p>現在の司法試験は、その基本的位置づけや、出題内容、出題方法などは、旧司法試験の弊害を克服するものであり、一般に、実際の出題内容等も個別的にみると理念に即した良問が多いと言われており、その成果は評価すべきである。</p> <p>しかし、現在の司法試験は、個々の問題は良問が多いと評価されるものの、出題の分量が多く、純粋な未修者が3年間で学修できる知識の量と比べて、過大な要求をしている。新司法試験の問題点を具体的に検証し、抜本的な改善が必要である。</p> <p>「中間的とりまとめ」は、司法試験改善策の案として、①受験回数制限の緩和、②試験科目の削減などを挙げている。具体的な改善策としては、①については、5年という年限制限は、法科大学院教育の成果を試す試験であることから設けられたものであるから、この制限は堅持しつつ、受け控えの弊害を解消するための緩和策として5回の受験機会を認めるべきである。②については、出題の分量や受験準備に要する負担の大きさなどを考慮し、必要な能力を的確に判定、判別するにふさわしい試験にするため、短答式科目を憲法、民法、刑法の3科目に削減すること、論文式についてもその出題範囲や論点・分量を限定・削減し、出題内容をじっくり考え回答できるものにするなど考えられる。</p>
		第3 3 (3)	予備試験制度	<p>第6 予備試験について</p> <p>予備試験制度は、本来、時間や金銭上の都合その他の理由により法科大学院を経由しない者に対しても司法試験受験機会を保障することを目的としている。しかし、現在運用されている予備試験は、受験資格についての制限もなく、誰でも予備試験を受験することができることになっており、予備試験の受験者数が法科大学院への受験者数と同数に近くなってくるという状況にある。予備試験においては、実務基礎科目、多様な展開・先端科目、基礎法隣接科目などが軽視されるなど、法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度における「プロセス」としての法曹養成という本来の制度の趣旨と異なった状況が顕在化してきている。</p> <p>法曹養成検討会義、「中間的とりまとめ」において述べているように、「既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学修に及ぼす影響等への懸念が示されている」という認識であるのであれば、「予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべき」として課題を先送りにするのではなく本来の目的に即した運用を図るべく、何らかの受験資格を設けるとともに、試験科目の見直しを行うべきである。</p>
2,119	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)司法試験合格者を当面(就職できなかつた者を吸収し終わるまで)の間、年間1000名に留め、その後は需要を勘案しながら、最大1500名の範囲内で徐々に増員して行くべきである。</p> <p>(理由)1 時の流れに身を任せた結果</p> <p>私は、日弁連が3000人賛成するまで、かつて日本が、あの巨大なアメリカにどうして戦争を仕掛けたのか腑に落ちませんでした。「狂信的な軍人が指導部を支配していたから」と説明されても、「まあ、狂信者なら無謀な決断もするだろうが、普通の人間の判断力とは無関係な世界だ。」位に受け止めていたのです。</p> <p>しかし、日弁連が3000人賛成へと方針を変換して行く過程を体験してみて、初めて、世の中がある一つの方向へ熱気を帯びて向かって行くときには、冷静な意見は存在していても、方向を変えることは非常に困難なのだ実感しました。</p>

戦前も、アメリカには絶対勝てないという、今から見れば至極真つ当な意見も当時から存在していたにも係わらず、非国民だの敗北主義だの、あるいは、「戦わない海軍に予算は要らない。」等と言われるのを避けるために消極意見は小さくなって行き、何十倍もの国力の差を意に介さない、何とかなる的な樂觀論に乗った勇ましい積極意見が大勢を占めて行ったように、我国には3000人推進派が期待する程の法曹需要は無いとか、諸外国との比較も大雑把すぎて到底根拠とはならないという、現状から見れば極めて的確な意見も出ていたにも係わらず、弁護士ギルドだとか、競争を恐れる弁護士だとか、「小さな司法」に甘んじる者だとか言うレッテル張りを避けるために、消極意見は(一部の弁護士を除いて)口にしづらくなり、眠っている法曹需要を掘り起こす努力をすれば適正な競争の範囲内に収まるはずだから、「法の支配」貫徹のための「大きな司法」実現を支える3000人案を推進することこそ、人権感覚溢れた市民のための弁護士の役割だという積極意見に大勢は傾いて行ったのでした。

ところで、旧軍部は、ガダルカナル戦以降、アメリカの圧倒的な兵力に押し捲られながら、その原因が、戦術レベルでは如何ともし難い生産力に差がある国家を相手に宣戦布告してしまったという根本的な判断ミスにあったことを直視せず、戦術によって何とか敗勢を挽回しようと足掻き、結局は、焼け野原になるまで敗戦を受け入れることができませんでした。

そして、3000人に賛成した当時の日弁連の認識では、合格者500人時代の日本の弁護士数1万人から、5万人への増加が必要ということだったはずですが、しかし、現在3万人の段階で、新人弁護士の就職難が深刻化し始めているのです。

即ち、合格者年間3000人はおろか、2000人が数年続いただけで、数百人の失業者(法曹として働けない者)が出るという、3000人決断当時には思いも掛けなかった事態が現実には起きている以上、我々も、冷静になってその原因を直視しなければ、旧軍部の愚かさを笑えないことになるでしょう。

尚、もし、合格者3000人を継続すれば、日本の弁護士数は、将来的には5万どころか10万を超えて行くと試算され、仮に有資格者の半数が淘汰されることが適正な競争だと仮定してみても(半数が法律家としては生活できないような試験に何百万も掛けて挑戦しようという人がどれだけ居るかは置くとして)、5、6万人が弁護士として生活できるなどということが実現不可能なことは、3万人でさえ就職口が無い現状に鑑みれば明白であり、流石に日弁連も、5万人の弁護士が必要とはもう言わなくなったようです。

2 ズレの問題ではない

貴会議は、中間取りまとめの第1「法曹資格者の活動領域のあり方」において、拡大に向けた取り組みを積極的に行うことで問題を解決できると捉えておられます。要は、法曹人口増加に比較して、活動領域拡大が遅れたことによる、両者のズレに原因を求めておられる訳です。

しかし、弁護士の活動領域の拡大は、3000人賛成へと向かう当初から、日弁連や各弁護士会の会長選挙等で常に公約として掲げられ続けて来たものであって、歴代の努力不足の積み重ねが今日の現状を招いた訳では決してありません。増加人数を受け入れる弁護士会側としては、それこそ必死の思いで、思いつく限りの手を打って来た結果が、貴会議が成果とされる、公務員や企業内弁護士の増加であり、あるいは、所謂弁護士ゼロワン地域の解消なのです。しかし、それらはこれまで長年掛けて増やした全てを合計しても、数百人単位の話であり、年間2500人も合格者を増加させる計画を前にしては文字通り焼け石に水です。

日本が飛行機を数百機作る間に、数千機生産できる国家とは所詮端から太刀打ちできないのです。戦前に作り溜めた戦力を消耗すれば、後は、圧倒的な生産力で押し捲られるだけであったように、数十年に亘った500人時代に蓄積された弁護士不足が埋まった後は、就職できない弁護士が溢れ出るだけであり、その現象が既に始まっているという現実から目を背けてはなりません。

裁判官や検察官の増員は、弁護士会だけが唱え続けてきたところですが、合格者数の拡大に比して微増に留まり、大幅増員の声は裁判所や検察庁からは全く聞こえて来ません。他の役所にしても、公務員削減を求める国民の声の中、法曹資格者だからといって大量採用ができる訳がありませんし、国際競争に勝ち抜くためにリストラに励まざるを得ない民間企業は尚更です。

この先、さらに、採用拡大への努力を続けて、何百人かは吸収できるかも知れませんが、また、今回の御提言の中にも、刑務所出所者の社会復帰の支援等見るべきものはありますが、いずれも、必要な人数は百人単位の話であって、年間2500人の増加を吸収するには程遠い規模でしょう。

現状を前にしても尚、活動領域の拡大で過剰人員を吸収できるという発想は、太平洋で米軍の大攻勢に押し捲られているにも係わらず、大陸方面ではまだ大いに勝っているとして敗勢を糊塗し、インパール作戦で局面打開を図らんとする類の愚挙に過ぎません。

3 3000人案の無謀性

計画通りに行っていれば既に平成22年頃には達成しているはずの3000人が未だに達成できず、それどころか同年頃より2000人が数年続いただけで、そして、5万人の弁護士が必要だったはずが3万人に達した現段階で、既に新人数百人が法曹としては働けず、今後も2000人を続ける限り、その人数は増大して行くことが目に見えているという現状は、計画そのものが無謀だったことを示しています。

増員推進の意見は、世論を欺くため、スタートを1000人からとして論じていますが、戦後何十年にも亘って500人の時代が続いていたのです。しかし、それでは法曹需要を満たすことが到底できなかつたことから、弁護士会も進んで1000人に増やしたのですが、1000人を長年続けた場合の影響を見極めること無しに、1500人、2000人へと増やして行ったことが、今日の結果を招いている訳です。

500人から3000人へは6倍です。さらに、弁護士の増加だけを見れば、500人時代に裁判官・検察官になる150名を除くと弁護士は350人位のところ、3000人中裁判官・検察官が少し増えて計200人になったとして、弁護士は2800人ですから、8倍の増加になります。

仮に、医学部の定員を6倍なり8倍にして、増えた人数は医師の活動領域の拡大への努力と、適正な競争による淘汰で何とかするという話なら、その胡散臭さは誰でもすぐにわかることですが、医者と違って、一般の市民は、弁護士を依頼するようなことは、一生に一度あるかないか、むしろ無いの方が圧倒的に多いので、切実な関心を抱くことなく、増えればいざというとき安上がりだろう位に考え、弁護士を安く使えば有り難いという企業と、少子化で学生数が減少して行く穴埋めにロースクールを拡大すれば、予算と権限が増えるという文科省の官僚の省益拡大を目指す動きが、財閥や勢力拡大に励む陸軍に引っ張られて大陸奥深くまで戦域を拡大して行った戦前の日本のように、法曹界をミスリードしてしまったのです。

4 どこで間違ったのか

3000人の根拠として、弁護士1人当たりの国民の数を他の先進国と比較し、最も少ないフランス並にするには3000人が必要と説明されました。最も少ないフランス並なら、増えすぎることは無いだろう、フランス並になってから、後どれくらい増やすか考えれば足りると多くの人は考えました。

しかし、実は、先進国と比較するとき、法廷弁護士が数百人で足りている英国は比較の対象から必ず除外されていました。除く理由は、バリスター(法廷弁護士)とソリスターに分かれている英国の法制度が我国とは異なっているからと説明され、多くの人は納得したのです。

しかし、では、基準とされたフランスやドイツ・アメリカ等他の先進国の法制度は、果たして我国と似ているのかどうかについては、調査検討されたという話を聞きません。

実際、我国では、縦割り行政の影響からか資格が多岐に分かれていて、特許に関する弁理士、税務に関する税理士、登記に関する司法書士、行政文書に関する行政書士、社会保険に関する社会保険労務士、中小企業の経営に関する中小企業診断士等の所謂隣接士業や、不動産取引における宅建主任等が、既にそれぞれの領域で存在しており、それらを合わせた法律業務にかかわる職業人は、500人時代の弁護士不足を除けば、足りていたのです。

そもそも同じ世界で先進国として似たような経済活動をしていながら、日本だけが突出して法律家が少なくて済んでいたなどということは有り得ないことであり、最初からおかしな話ではあったのです。たとえば、不動産取引において、日本の宅建主任や司法書士の活動領域に当る仕事は各国に存在するはずであり、それらを担う職業人も一括りに弁護士(ローヤー)としているだけではなかったのでしょうか。このような、他の先進国における隣接土業の有無や従事者数を把握すること無しに、日本は弁護士の数が極端に少な過ぎると結論づけて、せめて最小のフランス並にと立案された3000人計画そのものが、我国の法曹実需に比して膨大過ぎたのです。

他の根拠とされた国民に対するアンケート結果も、弁護士に相談してみたい問題がある程度の回答を、自ら足を運んで、有料で相談する程度の問題なのかどうかを吟味することなく、眠れる法曹需要と捉えてしまったのも安易でした。実際、無料電話相談を担当していると、受話器を置く間もない程電話が鳴りますし、自治体の実施している無料法律相談もすぐに枠が埋まる程盛況ですが、相談内容は、有料の弁護士会の相談に比べ、只だから聞いてみようという程度のもが多く、事件として弁護士会に紹介するものは、数十件中1件位というのが実状なのです。当事者が費用を掛けてまで解決するには及ばないと考えているようなもので、眠れる法曹需要だとし、楽観の上に楽観を重ねて、3000人賛成へと突き進んで行ってしまった訳です。

5 今何が起きているのか

司法修習を修了しながら就職口が無いために法律家としては食べては行けない新法曹資格者は、太平洋戦争で言えば、最前線のニューギニアで、糧道を絶たれて餓死して行く兵隊です。

しかし、影響を受けているのは新人だけではありません、東京弁護士会の法律相談センターは、稼働率の低迷に苦しみ、何年も前から、予約が入らないことを理由に担当弁護士をキャンセルすることで費用を節約し、遂に今年に入って、弁護士の日当を半額にせざるを得ませんでした。これは、太平洋戦争で言えば、ナントカ島守備隊の苦戦の様相であり、遠からず、法律センターの赤字を支えきれなくなって廃止に追い込まれたり、法律事務所の破産という、玉砕が相次ぐ戦況となるでしょう。そして、その波は、若手に留まらず、程なく弁護士の中堅層にも及び、御聖断の無い限り本土玉砕戦に至るでしょう。

勿論、各弁護士は、生き残りを掛けて、「大空の侍」のように、敗勢の中でも自分だけは生き抜けるよう、技量の向上に努めてはいるのですが、撃墜王になれるのは全体から見れば極少数に留まります。1人で敵機を60数機も撃墜した「大空の侍」が5000人も居れば、日本は負けなかったのにという発想が馬鹿げたものであるように、制度全体を考えると、個々人の超人的努力・能力に期待すれば、大局を見誤ります。

6 司法焼け野原状態を回避するために

(1) 実は、私は、一旦決まった3000人は、弁護士の質の劣化(大企業や公務員に就職できる知的レベルの学生の殆どが法律家を目指さなくなることや、貧すりゃ鈍すの類の不祥事の多発等)の被害が、広く国民に及ぶような、司法焼け野原状態になるまでは、終戦同様、撤回されないものと思っていました。

前述の通り、一般市民の多くは、医者と違って、弁護士に用の無い人生を送るので、深い関心を持ちにくい問題であり、弁護士が増えれば、いざと言う時安く済むかもという程度にしか考えないであろうこと、弁護士の殆どは富裕層だというイメージが未だに抜き難いこと、企業にとってはどの弁護士に頼もうが大差ない典型的案件は価格破壊こそ望むところであること、一旦作ってしまった多数のロースクールは、専属の教員の職場であり、ロースクール生から多数の司法試験合格者を出すことが当然求められることから、ロースクールが淘汰によって減少するまでの間は、司法試験受験者に対する一定割合の合格者を出さざるを得ないこと、危機を真っ先に実感する弁護士の集団である弁護士会も、執行部が一旦賛成した計画が、実は間違っていたとは面子に掛けても言わないのであることは、軍人が容易に降参とは言えないのと同様であろうということなどからです。

(2)しかし、3000人から1500人へと主張を変えざるを得なかった日弁連のみならず、貴会議におかれても、3000人という数値目標を外されたのを見て、流石に、日本人も、戦前・戦中より賢くなったのかも知れないと思ひ直し、危機を訴えるために、本意見書を作成することにしましたのです。勿論、数値目標を撤回したからと言って、貴会議の構成員の中には、さらなる法曹増員を主張されている方が少なくないことは承知しておりますし、現場から遠い人程、牟田口司令官のように現実離れした積極策を捨て切れないというのが人間の性であります。けれども、また、かなり的人数の方が、現状は当初の計画が予定していたものとは全く異なっていることに危機感なり違和感なりを持たれたからこそ、3000人は撤回された訳でもあります。その方々にこそ、司法焼け野原状態に陥る前に、現実を見据えて頂きたいのです。

(3)ところで、仮に、1000人という私の意見を採用して頂いた場合であっても、来年からという訳には行きません。現ロースクール生や、企業への就職活動を行わず法曹を目指そうとしている大学4年生3年生に対する救済措置として、現在の2000人を5、6年は維持せざるを得ないでしょう。それだけでも、現在3万人の弁護士が、1万人増えるのです。数百人単位の職域拡大が、幾つか成功しても、1万人の大部分が溢れ出すことは必死です。つまり、今からプレーキを踏んだとしても、安全速度に落ちるまでには、かなりの時間がかかるということです。

幸い今現在は、弁護士の不祥事といっても、多くは、女性問題で金が掛かったとか、余りに高齢であるとかいう、言わば病理現象的事案に留まり、普通の弁護士でさえ信用できないという窮状にまでは陥ってはいないようです。但し、友人の不動産業者が、弁護士なら家賃の支払いの方は間違いなからうと、ある地方で「弁護士ビル」と称されている建物を数年前に買い入れたところ、半数が賃料滞納者だったそうで、「弁護士って、とんでもねえな。」と言われて、返す言葉もありませんでした。危機はすぐそこまで追っています。

(4)また、現行司法試験の合格者も、旧司法試験の合格者上位校出身者が多いところをみると、受験者の知的レベルも下がってはいません。しかし、これは、言わば過去の遺産を食い潰しているに過ぎません。合格者の大部分は、法律事務所に何とか就職できており、数年前までは、何とかほぼ全員を吸収できていたのです。しかし、大学1年生が、自分達の何年か上の先輩達が、何百万もの学費を掛けてロースクールに進み、司法試験合格後1年間は無収入で修習した挙句に、就職できるのは半分とか上位3分の1とかいう状況に陥ったのを目にすることになれば、大企業への就職や公務員試験に流れるでしょう。

既に、法学部志望者の減少や、ロースクール受験者の激減は始まっており、上記心配が決して杞憂ではないことは明白です。増員論者は、ロースクール受験者の激減を、司法試験合格率の低さに求めています。合格率2%の旧司法試験の受験者が2万5000人乃至4万人だったことや、ロースクールに多額の学費を払わずに済む予備試験受験者の急増を見れば、詭弁に過ぎないことは明らかだと思います。たとえ合格率は低くても、合格後に価値有る道が開かれているのであれば、挑戦する人間は決して少なくないのです。

学生や大学卒業生の目には、既に、法曹が数百万円のロースクールの学費を負担する程の価値有る進路とは映らなくなりつつある事実を率直に認めるべきだと思います。

(5)このように主張すると、法律家の魅力は収入ではないという反論がつきものです。

確かに、医者になっても、高収入に目もくれずに、人命を救うべくアフリカに行って、一生を捧げるような若者が何年かに一人位は出るでしょう。しかし、制度を考えるとときには、そのような伝記の主人公のような極少数者を前提にすべきではありません。

各医師が、個人の心掛けとして赤ひげを手本にすることは大切ですが、日本の医療制度を考えると、1万人の赤ひげが必要と言うのでは、制度設計に無理があるということです。あるいは、日本の看護制度を考えると、1万人のナイチンゲールを要するような計画は、計画自体が荒唐無稽なものなのです。軍事作戦でも、乃木将軍の旅順要塞突入戦や、牟田口司令官のインパール作戦のように、現実離れした作戦ほど、前線の兵に犠牲を期待するものです。制度を考えると、旧日本軍の精神主義に陥ることなく、無理なく勝てる合理的な米軍方式を見習うべきです。

我々は、子供の頃から、風邪をひいたと言えば近所の医者に掛かり、結膜炎だ中耳炎だと言えばやはり近所の医者に掛かって、虫歯になれば歯医者に通いました。それらの医師は、決して伝記の主人公になるような人ではありませんでしたが、知的労働者の中では普通のレベルの親切な専門家が身近に多数存在し、専門職として生計を維持して行けるような制度設計こそが当を得たものなのです。つまり、大学で机を並べていた鈴木さんや高橋君が、あるいは商社マンや銀行員になり、あるいは公務員になるように、弁護士としても食べて行けるようであれば、商社マンや銀行員や公務員になれる層は法曹界には来なくなるということです。

私も、儲けようなどと思って弁護士になった訳ではありません。しかし、難関の司法試験を突破すれば、先にサラリーマンとして社会に出たクラスメート達とも、生涯賃金において左程遜色は無かろうという程度の期待はありました。大学を出た後何年も難しい試験に挑戦した結果、合格しても生涯の平均収入が中小企業のサラリーマン並だったとしたら、果たして受かるかどうかわからないような試験に挑まずに、手堅く公務員試験や、大企業に向けての就職活動に向かったと思います。

私は、何年か前から、大学の司法試験サークルにOBとして顔を出すのは止めにしました。誘ってくれる後輩諸君には恐縮なのですが、弁護士の魅力を語ることによって、大企業への就職の道が開かれている大学生に、5年後10年後には就職できるかどうかさえわからなくなっている世界へと誘うことに躊躇を覚えるようになったからです。その数年前から、司法試験サークルでさえ、司法試験を目指すという学生は激減し、企業への就職や公務員試験を考えていると言う学生が目立って増えておりましたので、私が心配しなくても、学生の方がしっかりと現実を見ているようにも思うのですが、他人の人生だからと言って、無責任に就職できない世界へと誘うことにはどうしても躊躇を覚えるのです。

(6)同様の動きは、司法のみならず、行政においても起きているように見受けられます。かつては、東大生の中でも最優秀の人材は、研究者になるか、大蔵省や通産省を目指したものです(因みに、私は東大出身ではないので、遠慮なく誉めます。また、人材の多様性という点で、高級官僚に東大生が多過ぎるのを改善すべきと言うのは、ここでは別論として置きます。)。その背景には、勿論国家の結論という仕事のやりがいは当然として、民間企業に比べ給料は格段に低くても、安い官舎や恵まれた退職金・年金に加え、所謂天下りによって、生涯収入は、見掛けの給与の差ほどには開きが無くなるということもあったと思います。

しかし、優秀な人材を、民間に行った大学の同級生より遥かに安い賃金で使うということは、結果において安物買いの銭失いでした。彼らは、現役時代の、能力に比して低すぎる賃金の埋め合わせをするために、多数の天下り先を作り上げたのです。そして、天下り先を作るためには、そのための職員や部屋も必要ですので、トータルで見れば、初めから民間準拠の給与を支払っておいた方が遥かに安上がりだったのです。抽象論としては国家・国民のための仕事に誇りを持つ高級官僚が、天下りに対する世論の批判を浴びても恬として恥じずに、既得権をできるだけ守ろうと努める背景には、民間に行った大学の同級生との余りに大きい給与の格差を、天下りで多少埋め合わせているという意識があるからだと思います。

ところが、昨今は、天下りを含む公務員の特権に対する風当たりが強くなり、以前のように、民間大企業に比べての賃金の低さを埋め合わせることができる見通しが立たなくなってくると、今や、東大生の中でも、かつては大蔵・通産を目指した優秀な層が公務員にはならず、外資系企業等に流れるようになって来たと言及びます。

これも一大事であり、今のところはかつて採用した一流の頭脳が管理職になっているからよいものの、数十年後、官僚上層の質が劣化してしまうのでは国益が大きく損なわれます。戦後の復興から現代まで、優秀な官僚は日本の強みの一つだったはずですが。

もともと超一流の頭脳は、人類のためにも医学や科学の研究者になって貰いたいところですが、次の層位の人材が我国の外交や財政・通商産業政策の中枢を担ってくれるようでは困ります(尚、司法のように、他人が作った法律を運用する仕事は、もう一つ下の知的レベルで足りると自覚しております)。そのためには、天下りという変則的な収入充足手段は全面的に廃止する代わりに、公務員上級職(但し、叩き上げからも人材を登用するため、1種試験合格者以外にも内部昇進試験は設けます。)の退職金・年金を含めた生涯平均収入を民間大企業のその85%程度(仕事のスケールや、絶対に倒産しないことを考えると100%にしないで堅実な思考の学生は来ます)とすべきだというのが私の持論です。しかし、こう言うと、公務員に給与は民間に比べ高いという世論受けする反論が必ずありますが、公務員の1種試験に受かるような学生は、大企業に就職出来る学生と机を並べているのであり、民間の全平均と比較しても意味はありません。天下り防止がようやくすすみつつある中で、代替する民間大企業との給与格差の是正手段が世論の不人気のために設けられていないため、行政中枢部の劣化も密かに進みかねないのではないかと云うことが、迫り来る司法の人材の劣化と共に懸念されるところです。

(7)そもそも、優秀な人材の確保には、一定の収入が必要とされるのは、法曹や上級公務員に限らず、民間サラリーマンの世界でも同じでしょう。マスコミや商社・銀行などが高い平均賃金を確保しているのは、そうしなければ、求める人材の層が、入社試験を受けてくれないからです。生涯賃金が半分になっても仕事のやりがいで同じ人材が来てくれるなら、コスト削減が至上命題の企業が不必要な人件費を支出し続ける訳がありません。

そこを無視して、赤ひげ弁護士やナイチンゲール公務員を期待し、それを前提に制度設計を考え、弁護士が幾ら増えて、中小・零細企業の会社員並かそれ以下の低収入に喘ぐようになっても、あるいは、天下りの完全禁止が実現しても公務員上級職の給与水準が現行のまま、今まで通り、大企業の幹部候補生を目指すのと同等の質の大学生が、司法や行政で確保し続けられると楽観しているとすれば、それこそ、平成のインパール作戦だと言えましょう。

司法においても、行政においても、人材の質の劣化による不利益は、結局、国民に及ぶのであり、過去の遺産を食い潰してしまい、劣化が始まる前にどちらも早急に手を打つべきです。

(9)勿論、2000人を続けても、判事や検事という司法公務員を目指す200人位の層(かつての大蔵省や通産省を目指した東大生中心の層)と、渉外事務所を目指し、パートナーへの競争に挑む同数位の層(サラリーマンで言えば、外資系コンサルタント会社を狙うような自信家の層)は残るでしょう。しかし、それ以外の層は、何百万ものローンを背負ってまで、大企業への就職を棒に振って、ロースクールを目指さなくなるに違いありません。そうなると、司法修習生の知的水準は、判事・検事・生涯弁護士を目指す層と、それ以外の層とに2極化してしまい、やがては戦前のように、判事や検事の試験と、弁護士の試験が分離され、統一修習も無くなり、判・検事が、判・検事になれなかった法律家として弁護士を下に見るような世界に行き着くのではないのでしょうか。

そうなれば、一般市民の側にいる弁護士の質は、判事や検事が、大学受験のときに滑り止めにさえしなかったような大学の卒業生が大半を占めるようになるでしょう。そのような状態が、司法が身近なものになったと喜んで良い事態ではないことは明白であるとするならば、可及的速やかに過剰な弁護士増員に歯止めを掛けなければなりません。

2,120	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)直ちに遡及的に司法修習貸与制を撤回し、給費制に戻すべきである。</p> <p>(理由)・法曹に対する魅力が大きく低下し、優秀な人材の確保が困難になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士は、被疑者弁護、国選弁護など刑事司法において公的な役割を担っている。隣接士業はこのような役割を担っておらず、弁護士が公的な存在である事は明らかである。 ・司法修習生には修習専念義務が課されておりアルバイトなどは禁止されている。それに対応する形で生活保障として給費が支給されてきた。また自らの希望に関らず遠隔地の修習を強いられ、引越し費用等修習生に多額の費用負担が発生している現状もある。国が公費を支出する事は極めて正当なものである。これに対して法科大学院は多額の税金を投入されながら、公的役割を担っているとは言いがたい。また、合格者が極めて少数にとどまる法科大学院が多数あり、そのような大学院に対する公的支援の再検討により給費制予算を確保することは十分に可能である。
		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数制限は即時に撤廃すべきである。</p> <p>(理由)・当初想定されていたのは、5年3回で70パーセント台という合格率である。しかし、現実には想定には程遠い20パーセント台であり前提が大きく崩れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師国家試験・看護師国家試験・薬剤師国家試験等、生命に重大な影響を及ぼす医療系の国家試験においても受験回数制限は存在しない。 ・ある委員から法科大学院の教育効果が5年なくなるという発言があったがエビデンスは全くない。また仮に教育効果が5年でなくなるものなら、そのような法科大学院制度に多額の税金を投入することを正当化できないであろう。
2,121	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>私大法学部3年生です。</p> <p>私は、中学3年生より法曹への憧れをもって勉学に励み、高校を経て、地方私大ではありますが、法学部へと進学することができました。</p> <p>しかし、私大であるため、当然学費は割高です。また司法制度も変わり、法曹志望者は原則ロースクールへの進学が義務付けられるようになったため、学費の負担がさらにかかります。そこでロースクール進学は金銭的な事情で諦めざるを得なくなりました。</p> <p>現在は、その負担を減らすべく、予備試験経由で司法試験を目指していますが、時期が時期であるため、就職活動をメインにしていかなければなりません。</p> <p>司法試験の受験資格すらない私が、このような意見を提出するのはおこがましいことかもしれませんが、司法制度改革と司法修習生の給費制廃止によって法曹への道が閉ざされかけている方は私以外にもたくさんいることでしょう。そのような人への最初の希望となるのが、給費制の復活だと思います。</p> <p>したがって私は貸与制には反対で、給費制の復活を望みます。</p>

2,122	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成制度	(意見)法科大学院修了を受験資格とする制度を撤廃すべきである。 (理由)現在、法曹志望者が激減している主な理由は、法曹になるまでにお金と時間がかかりすぎることにある。お金と時間がかかる仕組みの中で法曹を志すことができるのは、お金と時間の余裕がある限られた者である。法曹は、基本的人権の保障や法の下での平等を実現する仕事に携る者であり、様々な背景を持った多様な人材が求められる。法曹養成の仕組みは、できるだけ広く開かれているべきである。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制を廃止し、給費制に戻すべきである。 (理由)(1)第1の理由と同じ。 (2)特に、司法修習制度は、法曹が、基本的人権の保障や法の下での平等を実現する重要な仕事に携る者であることから、司法試験合格者に対して直ちには法曹としての活動を認めず、①法曹三者それぞれの立場から実際の「生きた事件」に主体的に携わさせることにより、法的問題解決のための実務的な知識・技法と法曹としての心構え・見識を身につけさせること、②志望のいかんにかかわらず、裁判、検察、弁護の法曹三者すべての実務を体験させ、法曹全体に対する理解を深めさせ、法曹としての一体感を体得させること、を目的として、第二次大戦後、作られたものである。 つまり、司法修習制度は、基本的人権の保障、法の下での平等、市民の権利の保護・実現という高度に公益的な要請から作られた仕組みであり、司法修習生はその要請に基づき、修習専念義務を負いながら、公務員に準じた立場で最高裁判所の監督のもとに、実務研修に従事している者であり、実質的な労働者と言える。 したがって、司法修習生の生活費及び修習に伴う必要経費は給費として支給するのが当然である。貸与制は直ちに廃止すべきである。 (3)なお、修習専念義務についてこれを緩和する意見があるが、修習専念義務は司法修習の目的実現のためには不可欠なものであり、緩和すべきではない。
2,123	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,124	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,125	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,126	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,127	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,128	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,129	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,130	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,131	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,132	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,133	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,134	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,135	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,136	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,137	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,138	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,139	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,140	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,141	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,142	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,143	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,144	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,145	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,146	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,147	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,148	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,149	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,150	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,151	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,152	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,153	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,154	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,155	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,156	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,157	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,158	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,159	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,160	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,161	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,162	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,163	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,164	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,165	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,166	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,167	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,168	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,169	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,170	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,171	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,172	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,173	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,174	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,175	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,176	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,178	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,179	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,180	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,181	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,182	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,183	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,184	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,185	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,186	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,187	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,188	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,189	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,190	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,191	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,192	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,193	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,194	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,195	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,196	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,197	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,198	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,199	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,200	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,201	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,202	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,203	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,204	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,205	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,206	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,207	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,208	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,209	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,210	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,211	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,212	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,213	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,214	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,215	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,216	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,217	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,218	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,219	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,220	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,221	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,222	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,223	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,224	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,225	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,226	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,227	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,228	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,229	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,230	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,231	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,232	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,233	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,234	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,235	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,236	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,237	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,238	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,239	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,240	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,241	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,242	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,243	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,244	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,245	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,246	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,247	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,248	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,249	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,250	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,251	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,252	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,253	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,254	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。

		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,255	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	旧司法試験復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。弁護士の質向上、時にはつけこむ弁護士がいる。
2,256	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,257	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,258	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。

2,259	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,260	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,261	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,262	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,263	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。

		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,264	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,265	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,266	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,267	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,268	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。

		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,269	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,270	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	旧来のままでよい。
		第2	今後の法曹人口の在り方	多すぎる。司法試験合格者は500人が限度。
		第3	法曹養成制度の在り方	法科大学院廃止、旧司法試験復活。修習期間2年。給費制復活。
		第4	その他	弁護士が過剰すぎる。
2,271	5/13		はじめに	<p>■■■■■は■■■■■の会員が属する政策団体の一つである■■■■■の登録15年目以内の若手会員で構成されており、現時点で900名以上の会員を擁している。</p> <p>我が国の司法制度は、法曹志願者の急減等によりその根幹が揺るぎかねない重大な危機に直面していると言わざるを得ず、法曹養成問題は最優先に解決しなければならない重要課題である。一方で、新しい法曹養成制度の導入後に弁護士となった若手弁護士(司法修習第60期以降の弁護士)は激増の一途をたどり、既に全国の弁護士の3分の1超を占めるに至っている(平成25年5月1日現在の弁護士会員の総数34,035名に対し、司法修習第60期から第65期までの弁護士会員の合計数11,908名)。これら若手弁護士が司法を牽引していく役割を担っていくことには疑いなく、実際に法科大学院教育を受け、弁護士となって依頼者や相手方に身近に接して実務経験を積んだ若手弁護士が、法曹養成問題について議論を重ね、その意見を現実の政策に反映していく意義は計り知れない。</p>

		<p>■■■■■は、昨年度より法曹養成問題に関して、意見交換や情報収集などの研鑽を積んでおり、法科大学院を卒業した弁護士向けにこのテーマに関するアンケートを実施した(400名以上の回答が得られた)。今回の中間取りまとめに対する意見公募を受けて、主要メンバーにより、これまでの研鑽の成果を踏まえて、多岐にわたる問題に関して、課題の抽出とこれらに対する対策を意見としてまとめたものである。</p> <p>法曹養成問題においては、法曹人口や法科大学院を含めた法曹教育の問題は言うまでもなく重要であり、司法システムの充実・強化のためには有為な人材の育成・確保が不可欠であるという視座を基本としつつ、単なる理念のみではなく、実際の実務や教育の現場を踏まえた地に足の付いた議論が欠かせない。問題解決のためにはそれだけにとどまらず、法曹養成の目的である司法制度そのもののあり方、実際の司法制度が権利の実現を求める市民の期待に応えられているのかという側面にも切り込んでいかなければならない。</p> <p>■■■■■としては、なるべく広い視野から、実際の教育や実務の経験を生かしながら、本意見を作成した次第である。本意見が我が国の法曹養成問題の改善、ひいては司法制度の前進に少しでも役立てていただきたいと切に望むものである。</p>
第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>【中間的取りまとめ】</p> <p>○ 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。</p> <p>○ 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。</p> <p>○ 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。</p> <p>○ 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>○ 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。</p> <p>○ 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討すべきである。</p> <p>○ 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの新設等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。</p> <p>○ 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。</p>

【意見】

◇ 新たな分野への活動領域の拡大を議論する以前に、法曹の中核的な活動領域(裁判を中心とした人権擁護、権利実現、紛争解決に関する活動領域)における課題及びこれに対する施策(権利保護保険の拡充や民事法律扶助の拡大などの経済的施策や強制執行制度の拡充や損害賠償制度の改正などの民事司法制度自体の改革など)について、直ちに優先して議論すべきである。

◇ 法曹又は法曹有資格者の組織内における登用にあたっては、受け入れる側である組織において、法曹又は法曹有資格者の有用性のみならず、その独立性を確保することの重要性に対する理解が不可欠であって、組織内における法曹有資格者の独立性確保のための体制整備等に関する組織内コンプライアンスの醸成に尽くす必要がある。

◇ 日本の弁護士が国際社会において活躍するためには、諸外国の法制度下において、日本の弁護士が日本法に関する法律専門家として安定的かつ保障的に法律事務を取扱うことが制度的に担保されるように、また、諸外国において現地国法に関する法律事務を取扱う資格を取得するために国籍要件や長期在留要件が存在する場合にはこれらを撤廃するように、諸外国に働きかけることが期待される。

◇ 法曹の中核的な活動領域における経験は、新たな活動領域においても極めて有益であることを念頭に、新たな活動領域への進出促進にあたっては、中核的な活動領域において一定の実務経験を有する法曹の進出促進に力を尽くすべきである。

◇ 弁護士が弁護士会による多様な研修・情報提供を中心に日々研鑽を積んでいることに鑑み、新たな活動領域において活躍する法律家については、単なる法曹有資格者ではなく、弁護士であることが望ましく、法曹有資格者の弁護士登録を促進すべきである。

[理由]

◇ 法曹の中核的な活動領域は、裁判を中心とした人権擁護や、権利実現、紛争解決に関する分野であるが、そもそもかかる分野においても、いまだに権利実現を求める市民の期待に十分に答えられていないし、十分に司法に対する需要に対応しきれていないとはいえない。例えば、司法アクセス障害の問題がある。一般市民が本来なら当然に実現されるべき権利を実現できていない現状の司法アクセス障害を解消するためには、単に法曹人口を増やしても解決できるものではなく、また法曹の自助努力を待つだけではなく、抜本的な政策対応が不可欠である。具体的には、一般市民(特に経済的弱者)による司法の需要が必要な経済的裏打ちを有しないために弁護士とのマッチングが実現し難いような場面においては、経済的裏打ちの不足を賄う経済的施策として権利保護保険の拡充や民事法律扶助の拡大などを早急に検討する必要がある。

また、民事司法制度自体に関しても、例えば強制執行制度は財産の把握等の面で不十分であるとか、損害賠償制度も十分な救済がなされているか疑問であるというように、つとに問題視されるところである。法曹人口を増やして法曹教育を充実させたとしても、肝心の権利実現のための司法制度自体に問題があれば意味がなくなると言わざるを得ず、民事司法制度の改革は国を挙げて取り組む課題であると考えられる。

法曹養成検討会議においては、残念ながらかかる点での議論が深まらなかったものと思料する。法曹の新たな分野への活動領域の拡大を議論する以前に、これらの中核的な活動領域における課題について検証し、これに対する施策について直ちに優先して議論すべきである。

◇ 近年、企業又は行政による法曹又は法曹有資格者の登用が増加しており、法の支配の理念を社会の隅々まで浸透させる観点からも望ましい。ところで、企業又は行政といった組織内において法曹又は法曹有資格者が期待される役割は、組織内における法の支配の貫徹であって、その法律専門家としての知見を組織内の活動に活用することである。

そして、法曹又は法曹有資格者が組織内においてこのような役割を十分に果たすためには、組織の意思から独立した立場において法的見解を述べる地位が確保されていることが必要である。そのため、法曹又は法曹有資格者が組織内において活躍することを促進する観点からは、受け入れる側である組織において、法曹又は法曹有資格者の有用性を理解するのみならず、法曹又は法曹有資格者の独立性を確保することの重要性を理解することが必須であって、そのための体制整備等に関する組織内コンプライアンスの醸成に尽くす必要がある。

◇ 日本の弁護士の海外展開を促進し、その活動領域を拡大するには、まず、諸外国において、日本の弁護士が日本法に関する法律専門家として安定的かつ保障的に法律事務を取扱うことができる環境が整備されていることが重要である。日本においては、外国法事務弁護士制度が存在し、外国弁護士は、日本の法務大臣の承認を得て日本弁護士連合会に登録することにより、外国法事務弁護士として、日本国内において、諸外国においても、日本の弁護士が日本法に関する法律専門家として安定的かつ保障的に法律事務を取扱うことが制度的に担保されるように、日本における外国法事務弁護士制度のような制度の導入が期待される。また、日本の弁護士の海外展開が促進されれば、日本の弁護士が現地国の法律事務を取扱う資格を取得する(現地国の弁護士となる)ことへの需要も高まることが想定される。しかしながら、諸外国の一部においては、現地国法に関する法律事務を取扱う資格を取得するためには、国籍要件や長期在留要件が存在する場合があります。これらの資格取得要件が日本国籍を有する者による現地国での資格取得の障害となることが想定される。そこで、これらの資格取得要件が存在する諸外国に対しては、これらの資格取得要件を撤廃するように働きかけることが期待される。

◇ 近時、法曹又は法曹有資格者による新たな活動領域への進出が限定的ながらも広がりつつあるが、そのうち比較的多数を占めているのが弁護士登録後間もない弁護士や弁護士未登録者である。もとより、弁護士登録後間もない弁護士や弁護士未登録者であっても法曹又は法曹有資格者として、十分に新たな活動領域における活躍が期待できる存在であるが、法曹の中核的な活動領域における経験が新たな活動領域においても極めて有益であることは否定できない。そのため、新たな活動領域への進出促進にあたっては、中核的な活動領域において一定の実務経験を有する法曹の進出促進に力を尽くすべきである。

◇ 弁護士会は、日々、多様な法分野や先端的な法的取組みに関する研修や情報提供を実施しており、弁護士は、これらの研修や情報提供を中心に日々研鑽を積んでいる。法曹が法律家として有用であることは、司法試験合格や司法研修所修了によって法曹としての資格を取得したことのみ起因するのではなく、日々の研鑽によってその法的知見が培われていることによるものである。そのため、新たな活動領域において活躍する法律家としては、単なる法曹有資格者ではなく、弁護士であることが望ましい。弁護士登録がなされていないと弁護士倫理に関する弁護士会による指導監督が及ばない点についても留意し、新たな活動領域において活躍する法曹有資格者について弁護士登録を促進することが必要である。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>【中間的取りまとめ】</p> <p>○ 社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。</p> <p>○ 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。</p> <p>○ 今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>◇ 法曹に対する需要が今後も増加していくことが予想されることについて特段の異論はないが、法曹人口を引き続き増加させる必要があるとの認識には賛成できない。法曹の量については、今後の需要の増加を見込んだ上で当面必要となる人員はすでに確保できており、むしろ増加した法曹と法曹に対する需要の適正なマッチングが機能していない点に課題が生じている。需要増加に対する抽象的な見込みを前提に法曹人口の増加を継続することや法曹又は法曹有資格者の活動領域の拡大をあらかじめ織り込んで法曹人口を論じることには反対する。</p> <p>◇ 法曹人口の増加という観点では、弁護士について十分な人口増加がみられるが、裁判官及び検察官については人口増加が不十分であり、速やかに判事・検事的大幅増員及びそのための予算措置を講じるべきである。また、司法試験(旧司法試験を含む。)の合格者が増加している今日、司法試験の合格者以外の者から登用する簡易裁判所判事の制度や副検事の制度は、速やかに廃止すべきである。</p> <p>◇ 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標が現実性を欠くとの認識、現状においては司法試験の年間合格者数の数値目標を設けないことが相当であるとする意見については、賛成する。</p> <p>◇ 今後の司法試験の年間合格者数について、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要があるとの意見には概ね賛成であるが、法曹の質の維持に関しては、単に「法曹としての質を維持することに留意しつつ」では足りず、「法曹としての質を維持することを大前提</p>
----	-------------	---

に」、司法試験の年間合格者数の目安を判断しなければならない。この点、近年、司法試験の年間合格者数が2,000人程度で推移しているが、現状の上記諸事情を勘案する限り、現時点で2,000人という人数は多きに過ぎるとの認識である。

【理由】

◇ 法曹に対する需要が今後も増加していくことが予想されることについて特段の異論はない。しかしながら、法曹の量については、2000年ころ以降、年間1,000人から2,000人を超える司法試験合格者が誕生しており、今後の需要の増加を見込んだ上で当面必要となると見込まれる法曹人員の数はすでに確保されている。現時点で、いまだ司法アクセスの障害が解消されていない場面は少なくないが、これらは、法曹人口が不足していることに原因があるのではなく、増加した法曹と法曹に対する需要について、適正なマッチングが機能していないことに原因があるというべきである(なお、これらの課題の解消のためには、権利保護保険の拡充や法律扶助の拡大などの経済的施策が必要であることは、「第1法曹有資格者の活動領域の在り方」において述べたとおりである。)。そのため、法曹人口を引き続き増加させる必要があるとの認識には賛成できない。また、法曹に対する需要増加という抽象的な見込について特段異論がないことは上記のとおりであるが、このような抽象的な見込みを前提に法曹人口の増加を継続することは適当ではない。また、中間的取りまとめでは、「司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、…(中略)…弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された」と記載しているが、司法制度改革審議会意見書では、「公的機関、企業、国際機関」への進出が「期待されている」と述べられているにとどまり(司法制度改革審議会意見書Ⅲ第3-2)、「必要がある」とは述べられていないのであって、かかる引用は誤っている。これらの組織に法曹がどれだけ進出するかは、一義的には各組織の個別ニーズに委ねられているところ、企業が必ずしも法曹有資格者の採用に魅力や必要性を感じていないことは、法曹養成制度検討会議の第1回会議における議論から明らかであり、これら各組織における潜在的需要の掘り起こしは容易ではない。そのため、法曹又は法曹有資格者の活動領域の拡大をあらかじめ織り込んで、法曹人口を論じてはならない。

◇ 法曹人口の増加という観点では、弁護士について十分な人口増加がみられるが、裁判官及び検察官については人口増加が不十分である。都市部の裁判官や検察官は、多忙を極めており、人員不足が深刻である。また、常勤裁判官や常勤検察官が配置されていない支部も多数存在する。常勤裁判官や常勤検察官を配置するに見合う事件数が存在しないことを理由にするようであるが、常勤裁判官や常勤検察官が配置されていないために事件が本庁に流れている側面があることは否めない。そのため、速やかに判事・検事の大幅増員及びそのための予算措置を講じるべきである。また、司法試験の合格者以外の者から登用する簡易裁判所判事の制度や副検事の制度は、法曹人口が不足している時代においてこれを補うために機能してきた制度である。司法試験(旧司法試験を含む。)の合格者が増加している今日、簡易裁判所判事の制度や副検事の制度は、速やかに廃止すべきである。

◇ 近年の司法試験においては、一定の能力水準への到達度によって判定する資格試験としての性質と法曹人口政策から導かれる一定の合格者数の数値目標との乖離が著しかったといえ、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標が現実性を欠いていることは明らかである。また、司法試験の合格発表の度にメディア等で「3,000人程度の目標達成できず」などと報道されたことから、3,000人程度という数値目標が独り歩きしていたと言わざるを得ない。そのため、当面は、数値目標を掲げずに、「プロセス」としての法曹養成の理念のもと、司法修習を開始するために必要と考えられる一定の能力水準の到達度の有無をもって司法試験の可否を判断すべきである。

◇ 今後の司法試験の年間合格者数について、法曹としての質を維持することを大前提に、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。この点、近年、司法試験の年間合格者数が2,000人程度で推移しているが、現状において上記諸事情を勘案する限り、現時点で2,000人という人数は多きに過ぎるとの認識である。

プロセスとしての法曹養成

[中間的取りまとめ]

○ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。

○ 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある

[意見]

◇ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念には合理性があり、賛成する。

◇ 予備試験制度を併有しつつも、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする現行の制度を維持することが適当であると考え、それは、法科大学院を中核とする法曹養成の理念の優位性を評価するためであって、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃することが、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがあるとする意見については、現状の法科大学院教育が抱える多くの課題を軽視するものであって、賛成できない。

◇ 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持するためには、到達点として位置付けられる司法修習終了時において求められる法曹の質の程度について再整理することが必要である。

◇ 「プロセス」としての法曹養成の理念の下で制度をより実効的に機能させるために、教育体制が十分でない法科大学院の組織見直しの促進や法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要があることに異論はないが、「プロセス」としての法曹養成である以上、法科大学院の問題点のみを取り上げて、単独で議論することは適当ではなく、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携を念頭に改善策を検討する必要がある。

第3
1
(1)

[理由]

◇ 法科大学院では、法曹倫理に関する講義や模擬裁判などの臨床科目が存在するほか、基本科目についても学理的な側面のみならず実務的な側面も併せて学ぶことができるカリキュラムを実施することが可能となり、法律実務家の養成のためのシステムとして優れた可能性を含んでおり、現実に成果を挙げつつある。そのため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念には合理性があり、今後も堅持する必要がある。

◇ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念には合理性があると考えるところ、これを堅持するためには、予備試験制度を併有しつつも、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする現行の制度を維持することが適当である。もっとも、現在、いくつかの法科大学院には多くの課題が存在しており、「プロセス」としての法曹養成の中核として十分に機能するためには改善すべき点が少なくない。現時点では、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を採用していることが、法曹志願者全体の質の維持に貢献していると手放しに評価することには疑問を禁じ得ない。予備試験制度を併有しつつも、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする現行の制度を維持するためには、現状の法科大学院教育が抱える課題を解消することが急務である。

◇ 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持するためには、法科大学院・司法試験・司法修習の各プロセスにおいて到達すべき水準について十分に検証の上、各プロセスを担う法科大学院・司法試験委員会(法務省)・司法研修所(最高裁判所)が共通の認識を保持することが不可欠である。とりわけ法曹の質の低下という意見が呈されることがある現状においては、最終的な到達点として位置付けられる司法修習終了時において求められる法曹の質の程度について再整理することが必要である。

◇ 後述するように現在の法科大学院の在り方については、多くの課題が存在すると考えられ、「プロセス」としての法曹養成の理念の下で、中核となる法科大学院がより実効的に機能するためには、抜本的な対策が必要である。具体的には、教育体制が十分でない法科大学院については組織見直しが必要であり、その促養成である以上、法科大学院の問題点のみを取り上げて、単独で議論することは適当ではなく、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携を念頭に改善策を検討する必要がある。

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 法曹志願者の減少は、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験合格率は高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また、このことは、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。 ○ 上記要因を可能な限り解消して、法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため、法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。</p> <p>[意見] ◇ 法曹志願者が減少しているという事態は、日本の司法システムの維持の観点から、看過してはならない重大な問題であるとの認識を再確認すべきである。 ◇ 法曹志願者の減少の原因についての認識には概ね賛成する。但し、旧司法試験の時代においては、2～3%程度の合格率であっても相応の法曹志願者が維持されていたことからすれば、法曹志願者の減少の原因としては、司法修習終了後の就職状況が厳しいこと、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることに、より重点があると考えられる。 ◇ 法曹志願者の減少の原因が、法曹の多様性の確保を困難としている要因としても当てはまるとの点については、基本的に異論はないが、法曹の多様性を確保するためには、法曹志願者という分母の確保以外にも多様な方策を講じることが可能であるから、法曹の多様性を確保することが困難となっている要因を、法曹志願者の減少の原因のみに位置付けることは適当ではない。</p> <p>[理由] ◇ 新しい法曹養成制度の導入後、法科大学院の志願者が年々減少を続けていることは明らかな事実である。もとより、新しい法曹養成制度の導入当初においては、合格率2～3%程度の従来の司法試験制度から合格率70～80%とも言われた新しい司法試験制度への移行に対する期待感や滞留していた旧司法試験の受験者の乗り換え需要もあり、多くの志願者が殺到したとの評価も可能であり、単純に制度導入当初の志願者との比較において、減少していると断じることはできないが、平成16年の制度導入後9年を経て、志願者減少に歯止めがかからない現状は、明らかに法曹志願者そのものが減少していると評価すべきである。</p> <p>そして、このような法曹志願者の減少という事態は、将来における日本の司法システムを支えようとする有為な人材の減少を意味するのであり、日本の司法システムの維持の観点から、看過してはならない重大な問題である。法曹養成制度検討会議においては、まず、法曹志願者の減少という事態が抱える問題の重大性について認識を再確認すべきである。なお、そもそも法学部の志願者自体が激減している点についても留意しなければならない。</p>
-------------------------	---------------------------	---

◇ 法曹志願者の減少の原因は複合的であると考えられ、一概に論じることはいできない。しかし、新しい法曹養成制度の導入後に法曹資格を得た多くの弁護士(概ね司法修習60期以降の弁護士)は、法科大学院を経由することによる時間的・経済的負担と法科大学院修了したとしても司法試験に合格できない可能性を総合勘案し、法科大学院への入学の是非を検討しており、これらの要因についての消極的評価が法曹志願者の減少につながるものと考えられる。司法修習終了後の就職状況が厳しい現状については、近時、社会一般において社会問題として認識されるに至っており、今後ますますの法曹志願者の減少に追い打ちをかけることが懸念される。上記のとおり、法曹志願者の減少の原因は複合的であると考えられるので、その要因の優劣を判断することは困難であるが、旧司法試験の時代においては2～3%程度の合格率であっても相応の法曹志願者が維持されていたことからすれば、法曹志願者の減少の原因としては、司法修習終了後の就職状況が厳しいこと、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることに、より重点があると考えられる。

◇法曹の多様性を検討するにあたっては、法学部以外の出身者か否か、社会人経験の有無などのバックグラウンドの多様性のみを議論するのではなく、法科大学院在学中や法曹になってからの国際留学経験、多様な分野への出向経験、他の専門職(公認会計士や医師など)の資格保有の有無など多面的に検討する必要がある。また、仮に、バックグラウンドの多様性を確保することに着目したとしても、多様性の確保のためには、単に法曹志願者という分母を確保する以外にも、例えば、就業経験のある者について法科大学院への入学を職業訓練に位置付けて各種助成を行うなど多様な方策を講じることが可能であるから、法曹の多様性を確保することが困難となっている要因を、法曹志願者の減少の原因のみに位置付けることは適当ではない。

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。 ○ 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。</p> <p>[意見] ◇ 法曹として有為な人材を確保することは、我が国の司法システムを充実・強化するために必要不可欠な前提であり、法曹養成課程における経済的支援は、単なる経済的困窮者に対する支援という観点ではなく、我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点から積極的かつ戦略的に検討されなければならない。 ◇ 法曹志願者の減少という事態に鑑みれば、法科大学院生に対する経済的支援についても充分であると即断すべきではない。我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、法科大学院生に対する経済的支援について、単に通常の大学院生との比較という理由から、現状で充分であるなどと判断することは適当ではない。業績優秀者に対する奨学金返還の減免等の運用における対象拡大など、更なる支援の充実・強化が必要である。 ◇ 司法修習生に対する経済的支援については、従前の給費制を復活させることが必要である。我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことに配慮するのみでは明らかに不十分であって、社会人経験を有する優秀な人材が従前の生活水準を相応に維持しながら司法修習に専念できるように支援しなければならない。 ◇ 経済的な事情に対する配慮を理由に、司法修習生の修習専念義務の在り方について検討することには反対である。我が国の司法システムを支える有為な人材の育成のためには、司法修習期間における修習専念義務は不可欠であり、司法修習生の経済的基盤に対する配慮から修習専念義務を緩和することは本末転倒である。</p> <p>[理由] ◇ 法曹として有為な人材を確保することは、我が国の司法システムを充実・強化するために必要不可欠な前提である。そのため、政府は、法曹として有為な人材を確保するために必要な施策を積極的に実施しなければならない。しかしながら、これまで法曹養成課程における経済的支援は、経済的困窮者に対する支援という側面から検討されてきた傾向がある。このような検討の視点は適当ではなく、法曹養成課程における経済的支援については、我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点から積極的かつ戦略的に検討されなければならない。 ◇ 中間的取りまとめにおいては、法科大学院生に対する経済的支援について既に相当充実した支援が実施されているとの評価がなされているが、法曹志願者の減少という事態を看過した評価であり適当ではない。我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、優秀な人材や社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を、時間的負担と経済的負担を要する法科大学院に呼び込まなければならない。かかる観点からは、法科大学院生に対する支援を、単に通常の大学院生との比較において検討することは適当ではない。法科大学院生に対する経済的支援についても、業績優秀者に対する奨学金返還の減免等の運用における対象拡大など、更なる支援の充実・強化が必要である。</p>
-------------------------	------------------------	--

◇ 我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、司法修習生に対する経済的支援についても、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことに配慮するのみでは明らかに不十分である。司法修習生が、将来における貸費の償還開始後の生活を憂慮する必要がないようにすることはもとより、社会人経験を有する優秀な人材がこれまでの生活水準を相応に維持しながら司法修習に専念できるように、現行の貸費制ではなく、従前の給費制に復することが必要である。

◇ 我が国の司法システムを支える有為な人材の育成のためには、司法修習期間における修習専念義務は不可欠である。かつて2年間であった司法修習期間が1年間に短縮されており既に司法修習のスケジュールがタイトになっており、より一層の修習専念が必要となっている現状において、修習専念義務を緩和することは司法修習期間における成果を低減させることにつながりかねず、適当ではない。司法修習生の経済的基盤に対して配慮が必要であるならば、国家の政策として必要な手当を実施すべきであって、司法修習生の経済的基盤に対する配慮から修習専念義務を緩和することは本末転倒である。経済的な事情に対する配慮を理由に、司法修習生の修習専念義務の在り方について検討することには反対である。

<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>[中間的取りまとめ]</p> <p>○ 法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度(例えば約7～8割)が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。</p> <p>○ 司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。</p> <p>○ 個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような課題のある法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。</p> <p>○ 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。</p> <p>○ 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。</p> <p>○ 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。</p> <p>○ このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。</p> <p>[意見]</p> <p>◇ 法科大学院の修了者の相当程度の者が司法試験に合格できるという制度設計、相当程度の者の割合として法科大学院修了者の約7～8割という目安の設定は、いずれも適当であると考え、法科大学院においてそのための充実した教育が求められるとの意見に賛成である。</p>
-------------------------	----------------------------	--

- ◇ 現在の法科大学院が抱える課題に鑑みるに、法科大学院における教育の質を向上する必要があることはもちろんであるが、それだけでは不十分で、法科大学院の入学定員の削減及び統廃合や法科大学院の修了認定の厳格化が必要である。
- ◇ 教育状況に課題がある法科大学院については、入学定員の削減及び統廃合などの組織見直しが急務である。教育の質を向上させることは当然に重要であるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、いたずらに改善のための猶予期間を与えることは、単なる延命措置に過ぎず、かえって法科大学院生の貴重な時間と機会を奪うことになりかねず適当ではない。
- ◇ 法曹の多様性を確保する観点から夜間法科大学院の存在は重要であり、多くの法科大学院において夜間の開講を促進する施策等は有益であるが、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、夜間法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではない。もっとも、夜間法科大学院の教育成果については、短期的な司法試験の合格実績のみによって判断すべきではない。
- ◇ 法科大学院の地域適正配置は、地域司法の充実の観点からも重要であり、地方法科大学院には独自の存在意義があるが、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、一定の地方に唯一の法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではない。
- ◇ 入学定員の削減にあたっては抜本的な削減が必要であり、「現在の入学定員と実入学者数との差を縮小する」という削減方針では不十分である。
- ◇ 課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援(財政的援及び人的支援)の見直しの方策を更に強化すべきであるとの意見には賛成である。その際、法科大学院の適正な数及び規模並びに組織見直しによる教育の質の改善に対する見込みを念頭に公的支援の選択と集中が重要である。
- ◇ 法科大学院における教育の質の向上の観点からは、法的文書作成能力の向上のためのカリキュラムの重要性を再確認すべきである。

[理由]

- ◇ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を実現するためには、法科大学院の修了者の相当程度の者が司法試験に合格できるという制度設計が望ましく、具体的には、約70-80%程度の者が司法試験に合格できるという目安が適当であると考えられる。このような制度設計を実現するためには、法科大学院における教育が約70～80%程度という司法試験の合格率に見合う内実のあるものである必要があり、法科大学院には、より一層の充実した教育の実施が求められる。
- ◇ 法科大学院において、将来の我が国の司法システムを支える有為な人材を確保・育成するためには、高い水準の司法試験合格率を達成・維持することが不可欠である。現状の法曹入口が抱える問題に鑑みれば、高い水準の司法試験合格率を確保するためには、単に法科大学院における教育の質を向上することでは不十分で、法科大学院全体の入学定員の削減及び各法科大学院における修了認定の厳格化が必要である。法科大学院全体の入学定員を削減する観点からは、各法科大学院における定員削減及び統廃合について抜本的な対応が必要となる。各法科大学院における修了認定の在り方については、認証評価において厳格に検証されるべきである。
- ◇ 法科大学院が法曹養成するための専門職大学院であることに鑑みれば、教育結果の最たる指標である司法試験合格率において低迷する一部の法科大学院には、教育状況に課題があることを否定できない。これらの法科大学院については、入学定員の削減及び統廃合などの組織見直しが急務である。各法科大学院において、教育の質を向上させることは当然に重要であるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、教育の質を向上させる機会としていたずらに改善のための猶予期間を与えることは、単なる延命措置に過ぎず、かえって法科大学院生の貴重な時間と機会を奪うことになりかねない点に留意しなければならない。

◇ 法曹の多様性を確保する観点から、夜間法科大学院の存在は重要である。この点、夜間の開講を理由とする財政的支援や優遇措置を講じるなどによって、現在は夜間の開講を行っていない法科大学院において夜間の開講を促進する施策等は有益であると考え、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、夜間法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではないと考える。もとより夜間法科大学院において教育効果を司法試験合格等の結果として実現することは、通常の法科大学院に比して考慮すべき要素が存在することから、短期的な司法試験の合格実績のみによって安易に判断すべきではない。

◇ 法科大学院の地域適正配置は、地域司法の充実の観点からも重要であり、地方法科大学院には独自の存在意義があると考え。しかしながら、地方法科大学院であっても、教育効果が上がらず、将来の法曹となる司法試験合格者を輩出することができない地方法科大学院は、地域司法の充実に寄与しないのであるから、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、一定の地方に唯一の法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではないと考える。

◇ 法曹志望着が減少している今日、法科大学院の改革・改善は急務であり、入学定員の削減にあたっては、法科大学院修了者数に占める高い水準の司法試験合格率を達成することを念頭に抜本的な削減が必要であり、「現在の入学定員と実入学者数との差を縮小する」という削減方針では不十分である。

◇ 法曹志望着が減少している今日、法科大学院の改革・改善は急務であり、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを待っていたのでは遅きに過ぎる。もっとも、大学の自治の観点から強制的な再編は慎まなければならない。そのため、法科大学院に対する公的支援(財政的支援及び入的支援)の見直しの方策を更に強化することによって、法科大学院の組織見直しを促進することが必要である。そして、公的支援の見直しを行うにあたっては、法科大学院の適正な数及び規模並びに組織見直しによる教育の質の改善に対する見込みを念頭に公的支援の選択と集中が重要である。

◇ 法科大学院における教育の質の向上の観点からは、法的文書作成能力の向上のためのカリキュラムの重要性を再確認すべきである。実際に法科大学院教育を受けて実務に出た若手弁護士の中でも、文書作成を行い、然るべき第三者から評価を受けることにより、能動的かつ実践的に法的思考力を高めることができるという声は多く、認証評価にあたり「司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育」の概念や「司法試験の受験指導に過度に偏した教育」の概念が過度に拡大解釈され、法的文書作成能力の向上のためのカリキュラムが軽視され、又は敬遠されることがあってはならない。

<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討するべきである。 ○ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。</p> <p>[意見] ◇ 1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」の導入については、一般に、2年次より法学未修者と法学既修者が同一カリキュラムで受講することとなる現在の法科大学院の実情に鑑み、賛成である。さらに、「共通到達度確認試験(仮称)」において一定のレベル以上の成績を得ていることを、1年次から2年次の進級についての全国一律(最低基準)の進級要件として設定すべきである。 ◇ 2年次から3年次への進級にあたって到達度を判定する仕組みを導入することには反対である。 ◇ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能にするための仕組みを導入することには賛成である。なお、重点的に学ぶためには、基本知識の習得や法的文書、作成能力向上のためのカリキュラムが重要である。</p> <p>[理由] ◇ 法学未修者は、一般に法学既修者と同一カリキュラムで受講することとなる2年次開始時点において、法的思考力や法的議論能力はさておき、基本的な法的知識の習得程度や法的文書作成能力に関して、法学既修者との間に大きな差異があるとの声が散見される。法学未修者は、1年次に基本的な法的知識の習得などを終えて法学既修者と比較して大きく異なる程度の学習到達度を達成していると想定してカリキュラムを編成している法科大学院がほとんどであるから、1年次から2年次に進級する際に、一定の到達度を確認するシステムを設けることには合理性がある。また、法学未修者にとっても自己の学習スケジュールを策定するにあたって有益であると考えられる。そして、各法科大学院において短期間で基礎的理解を習得させる必要がある法学未修者の教育に関する創意工夫や苦勞が伝えられる中、各法科大学院の教育状況のばらつきを早期に把握し、全国の法科大学院との比較における到達度を確認することは有意義である。そのため、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験(仮称)」を導入することは適当であるとする。但し、「共通到達度確認試験(仮称)」が過度に知識偏重の試験内容とならないように留意する必要がある。</p>
-------------------------	-----------------	--

また、各法科大学院における修了認定の厳格化が求められていることからすれば、「共通到達度確認試験(仮称)」において一定のレベル以上の成績を得ていることを、1年次から2年次の進級についての全国一律(最低基準)の進級要件として設定すべきである。

◇ 上記に対し、2年次から3年次の進級にあたっては、統一的な到達度を確認する必要性は乏しい。法科大学院では、多様な実務科目や先端科目を設定し、法科大学院生が司法試験の受験科目にとらわれずにこれらの有意義な科目を適宜履修することが求められている中で、2年次から3年次の進級の際に必要な到達度を硬直的に設定することは、法科大学院の設置理念と矛盾しかねない。当該仕組みの導入は、法科大学院生による学習スケジュールの設計に関する自由度を阻害し、過度な競争や到達度試験対策のための偏った学習を誘発する可能性がある。また、仮に法学未修者についてのみ実施することとすれば、法学既修者との間で無用な取扱いの差異を設けることになりかねない。そのため、2年次から3年次への進級にあたって到達度を判定する仕組みを導入することは適当ではない。

◇ 法学未修者は、法的思考力や法的議論能力はさておき、基本的な法的知識の習得程度や法的文書作成能力に関して、法学既修者との間に大きな差異があるとの指摘があり、これを補うために、基本的な法律科目をより重点的に学ぶ仕組みが必要である。このような仕組みを導入しても、2年次及び3年次には、法学既修者と同様に、多様な実務科目や先端科目を履修することが想定されていることから、法科大学院の設置理念と矛盾するとは考えられない。なお、基本的な法律科目を重点的に学ぶためには、基本知識の習得や法的文書作成能力向上のためのカリキュラムが重要である、実際に法科大学院教育を受けて実務に出た若手弁護士の中でも、基本知識を確実に身につけることが実務において肝要であり、法科大学院はこの点の教育を重視すべきであるとの声もある。これらのカリキュラムは、法曹としての素養を培うために必要不可欠な事項であるにもかかわらず、ともすれば、「司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育」や「司法試験の受験指導に過度に偏した教育」などと評価されかねない。これらのカリキュラムが法科大学院の認証評価にあたり、教育実践の実態を踏まえることなく、安易に「司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育」や「司法試験の受験指導に過度に偏した教育」などと評価されないように留意しなければならない。

<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適切かどうか、更に検討する。</p> <p>[意見] ◇ 法科大学院の修了者の約70～80%程度の者が司法試験に合格できるという制度設計が適当であり、これを実現するためには一定の受験制限(受験回数又は受験期間の制限)が必要である。 ◇ 法科大学院教育と司法試験の連続性を重視する観点からは、法科大学院修了後の司法試験の受験回数による制限ではなく、法科大学院修了後の期間による制限が適当である。 ◇ 司法試験合格率が25%前後に低迷している現状においては、少なくとも当面、現在の受験制限を緩和することが必要であり、具体的には「法科大学院修了後5年以内」(受験回数に着目すれば5回)という制限が適当であると考ええる。</p> <p>[理由] ◇ 法科大学院の修了者の約70～80%程度の者が司法試験に合格できるという制度設計が適当であることは、既に述べたとおりである。そして、高い合格率を達成・維持するためには、一定の受験機会にもかかわらず十分な到達度が得られない者について受験継続を制限することが必要であり、一定の受験制限が必要である。 ◇ 現在の受験制限は、「5年以内に3回」という制限であり、受験期間と受験回数が一致していない。これについては、特別な事情により受験できない場合があり得ることに配慮したものの説明がなされているが、結果的には、受験控えを誘発しているにすぎない。複数回数の受験が可能である以上、特別な事情により受験できない場合について既に一定の配慮がなされているのであり、期間と受験回数が一致しない制限は適当ではない。そして、「プロセス」としての法曹養成の理念の下で法科大学院教育と司法試験の連続性を重視する観点からは、法科大学院修了後の司法試験の受験回数による制限ではなく、法科大学院修了後の期間による制限が適当である。 ◇ 上記のとおり、受験制限は、高い水準の合格率を達成・維持するために必要なものであり、当初約7～8割を目安として設定された司法試験合格率が25%前後に低迷している現状においては、現在の「5年以内に3回」という受験制限は受験者にとって厳しい制限となっており、実際に法科大学院生はもとより、既に合格した司法修習生や弁護士からも受験制限の緩和を要望する声大きい。そのため、少なくとも当面、現在の受験制限を緩和することが必要であると考ええる。具体的には「法科大学院修了後5年以内」という制限が適当であると考ええる。</p>
-------------------------	---------------	---

<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。</p> <p>[意見] ◇ 法科大学院教育との連携や司法試験受験者の負担軽減を考慮して検討を進めることには賛成するが、その手段として、試験科目の削減を行うことについては反対する。短答式試験では出題範囲の限定等の方法、論文式試験では論点数の限定、回答時間の若干の延長等の方策を中心に検討を進めるべきである。 ◇ 法務省が公表する「論文式試験出題の趣旨」や「採点実感等に対する意見」は、合格基準の推測にとって有益であるから、今後もこれらの資料の公表を継続するべきである。</p> <p>[理由] ◇ 短答式試験については、現在の司法試験では、旧司法試験の短答式試験科目に含まれていなかった会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法が試験科目に含まれている。この点、確かに、旧司法試験に比較して短答式試験の負担が重くなっているようにも思われるが、現在の短答式試験の出題内容は、旧司法試験のそれよりも基本的事項を素直に問うものが多く、回答時間にも比較的余裕があるうえ、論文式試験の採点を行うこととなる合否判定ライン(いわゆる足切りライン)は、例年、350点満点中210点から220点で推移しており、6割強の正答を得られれば「足切りライン」を突破できることを考えると、短答式試験の負担が過大であるとまではいえない。むしろ、実務に必要な幅広い基本的知識を身につけた法曹を養成するためには、短答式試験の科目数を維持することが望ましい。法科大学院教育との連携や司法試験受験者の負担軽減を実現するためには、科目数の削減ではなく、出題範囲の限定等で対応することが望ましい。例えば、手形・小切手法の分野については、例年、短答式試験で2～3間程度が出題されているところ、同分野について法科大学院の授業でほとんど扱われず、受験者としてもこの2～3間のために相当程度の勉強時間を費やす必要があることに鑑みると、試験の出題範囲からは同分野を外すなどの対応も一案である。 ◇ 論文式試験については、「プロセス」としての法曹養成の理念のもと、その中核とならる法科大学院において多様な法分野について修得することが想定されていることからすれば、司法試験においても法律基本科目以外の選択科目について到達度を評価することが必要である。過酷な受験競争が問題視されていた旧司法単に受験者の負担軽減のために選択科目を廃止することは適当ではない。受験生の負担軽減のためには、選択科目の廃止以外の方策を検討すべきである。具体的には、例えば、論文式試験の必須科目における論点数の限定及び回答時間の若干の延長等の方策を検討することが一案である。現在の論文式試験では問題文の量及び論点数が多い一方で、法務省が公表する「出題の趣旨」等によれば必須科目では法律に対する極めて深い理解を問うているというのであるから、1科目当たり2時間という現在の論文式試験における回答時間は、相当短いと言わざるを得ない。その結果、受験者は、高い出題レベルの問題を前に必ずしも十分に考える時間を確保することができず、途中答案や表面的な回答に終始することが往々にしてあるように思われる。そのため、必須科目においては、法律に対する深い理解をしっかりと答案に反映できるように、論点数の限定及び回答時間の若干の延長等の方策が考えられる。なお、現在の司法試験では、問題文に事実が多く盛り込まれ、これを評価して衡量するという作業も必要となるところ、この部分で各受験者の実力の違いが相当程度現れることから、論点数を限定したとしても受験者の実力を適切に測ることは十分可能である。 ◇ 合格基準については、法務省が公表する「論文式試験出題の趣旨」や「採点実感等に対する意見」によって概ね知ることができるため、今後もこのような資料の公表を継続することが望ましいと考える。</p>
-------------------------	-------------------------	--

<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。 [意見] ◇ 当面は、必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の見直しの必要性について検討すべきという意見に賛成する [理由] ◇ 予備試験制度は、経済的事情や時間的制約から法科大学院への入学をする者や既に実社会で十分な経験を積んでいることから法科大学院での教育を希望しない者に、法曹となるための受け皿として機能することが期待できる制度であると考え。法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度の理念に適合しているか否かについては、時間的・経済的負担を要する法科大学院に対する補完として機能するとして積極的に評価する意見や法科大学院を回避するバイパスとなってしまうとして消極的に解する意見など様々な意見があるが、いずれにしても、制度の実施後間もないことから、当面、現状程度の難易度で実施しつつ、当初の制度趣旨を実現しているか、あるいは新たな制度意義を見出すことができるかなどについて、改めて検証することが必要である。</p>
<p>第3 4 (1)</p>	<p>法科大学院との連携</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。 [意見] ◇ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているとの現状認識については疑問がないではないが、これらの連携が必要不可欠であり、今後より一層、連携状況の把握に努めるべきことは明らかである。 ◇ 従前の前期修習に準じた導入修習を、司法研修所において集合修習の形態によって実施すべきである。 [理由] ◇ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているとの現状認識については疑問がないではないが、これらの連携が必要不可欠であり、今後より一層、連携状況の把握に努めるべきことは明らかである。 ◇ 法科大学院教育に実務への導入教育の側面が含まれているとしても、法科大学院における教育の水準は必ずしも一様ではないこと、司法試験において実務導入教育の成果が評価の対象とされる場面が限定されていると考えられることから、司法修習開始時に統一的な導入的教育を実施する必要性が高い。新60期においては、実務修習前に、司法研修所において1か月間の導入修習が実施されたが、現在は、これが廃止されている。そして、現在では、各配属庁において、分野別の導入的教育が実施されているようであるが、実務修習の成果向上のためには、各分野別実務修習の開始前に司法修習の全体像を見渡すべく、司法修習開始時に、すべての実務修習分野について導入修習を実施することが望ましい。そのため、従前の前期修習に準じた導入修習を、司法修習開始時に、司法研修所における統合的なカリキュラムとして集合修習の形態によって実施すべきである。</p>

<p>第3 4 (2)</p>	<p>司法修習の内容</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。</p> <p>[意見] ◇ 司法修習の実情を踏まえつつ、更なる充実に向けた検討を行うべき点に異論はない。 ◇ 従前の前期修習に準じた導入修習を、司法研修所において集合修習の形態によって実施すべきである。 ◇ 司法修習においては、単なる「汎用的能力の修得」に留めるべきではなく、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護の各分野において、高い専門性を有した実務能力の修得が実現できるように、法曹三者が一体となって取り組まなければならない。法曹三者による統一修習の重要性を再確認し、司法修習の形骸化による実質的な分離修習に陥ることがないように注視していかなければならない。 ◇ 選択型実務修習については、自己開拓プログラムを含む多岐に渡る分野から自主性をもって選択して指導を受けることができるものとして積極的に評価できる。もっとも、制度導入後間もないことから、実施状況や新しい分野の開拓可能性を勘案の上、常に検証を重ねていくことが必要である。</p> <p>[理由] ◇ 司法修習の在り方については、1999年に司法修習期間が2年間から1年6か月間に短縮され、その後、段階的に短縮され、現在の1年間に至るまでの間に、司法修習のカリキュラムも大きな変更を重ねている。司法修習期間の短縮やそれに伴うカリキュラムの変更による影響について十分な検証がなされているとは言い難い。そのため、今後、司法修習の実情を踏まえつつ、更なる充実に向けた検討を行うべきであることは言うまでもない。 ◇ 上記「(1)法科大学院教育との連携」において記載のとおり、法科大学院における実務導入教育の水準は必ずしも一様ではなく、司法試験においても実務導入教育の到達度を十分に評価できているとは考えられないことから、司法修習開始時に統一的な導入的教育を実施する必要性が高い。現在では、各配属庁において、分野別の導入的教育が実施されているようであるが、実務修習の成果向上のためには、各分野別実務修習の開始前に司法修習の全体像を見渡すべく、司法修習開始時に、すべての実務修習分野について導入修習を実施することが望ましい。そのため、従前の前期修習に準じた導入修習を、司法修習開始時に、司法研修所における統合的なカリキュラムとして集合修習の形態によって実施すべきである。 化していることは適当ではない。司法修習においては、単なる「汎用的能力の修得」ではなく、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護の各分野において、高い専門性を有した実務能力の修得を実現することが必要であり、そのためには、法曹三者が一体となって取り組まなければならない。司法修習の目的を単なる汎用的能力の修得に矮小化することは、裁判官・検察官・弁護士としての専門的実務能力の修得のための研修等を、任官又は弁護士登録後に法曹三者がそれぞれ実施することになりかねない。かかる事態は、司法修習を形骸化し、実質的に分離修習に移行することに陥りかねない。法曹三者による統一修習の重要性を再確認し、充実した司法修習の実施のために注視していかなければならない。 ◇ 選択型実務修習については、自己開拓プログラムを含む多岐に渡る分野から自主性をもって選択して指導を受けることができるものとして積極的に評価できる。もっとも、制度導入後間もないことから、実施状況や新しい分野の開拓可能性を勘案の上、常に検証を重ねていくことが必要である。</p>
-------------------------	----------------	---

		<p>第3 5</p>	<p>継続教育について</p>	<p>[中間的取りまとめ] ○ 法曹となった者に対する継続教育の在り方について、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに、法科大学院においても、法曹資格取得後の継続教育について、必要な協力を行うことを検討すべきである。また、法科大学院には、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。</p> <p>[意見] ◇ 法曹の継続教育を議論する前提として、法曹に対する継続教育の制度は、あくまでも法曹の自己研鑽のための制度でなければならず、法曹の独立性を損なうものであってはならないことを確認しなければならない。</p> <p>◇ 法曹の独立が確保されている限り、法曹の自己研鑽のための制度について、法曹三者が協力して取組を更に進めることや法科大学院が必要な協力を検討することには賛成である。また、法科大学院が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することについても、賛成であり、弁護士会との適切な協力関係のもとで実施されることを期待する。</p> <p>[理由] ◇ 法曹がその職責を全うするためには、その独立性が確保されなければならない。そのため、法曹に対する継続教育の制度は、あくまでも法曹の自己研鑽のための制度でなければならず、法曹の独立性を損なうものであってはならない。</p> <p>◇ 法曹の自己研鑽のための制度について、法曹三者が協力することは非常に有益である。現在も、弁護士会の研修において裁判官に講師を依頼することは日常的に行われており、最新の裁判実務を前提とした講演・講義には受講者である弁護士から極めて高い評価を得ている。今後も引き続き法曹三者が協力して取組を更に進めることが重要である。また、弁護士会の研修・シンポジウムにおいて研究者に講師・パネリストを依頼することも日常的に行われており、研究者による講演・講義のニーズは高い。現在のところ、研究者に対する講演・講義の依頼の多くは、研究者個人に対して行われており、今後、法科大学院との交流、連携が深まることは望ましいと考える。法科大学院に法曹実務家にとっての学びの場としての機能も併有させるのであれば、そこで提供されるカリキュラムについては理論と実践、学理と実務が伴うものであることが求められる。法科大学院の教員(実務家教員を含む。)と先端分野等に携わる法曹実務家の交流を図るべく、法科大学院と弁護士会の間で適切な協力関係が構築され、法曹実務家の研鑽機会が提供されることを期待する。</p>
<p>2,272</p>	<p>5/13</p>			<p>1 検討会議の構成について 法曹養成制度検討会議には、司法改革を推し進めたメンバーが多く、しかも改革の結果生み出された法科大学院に関係する委員も多い。これらの委員は、司法改革が間違いであったといわれることに生理的な反感を覚えるらしく、いつも改革の理念は正しかったとの前置きから話を始め、改革擁護に徹している。その様な委員の意見は基本理念から説き起こしているようでいて、実は、実情と関係のない抽象的な観念を弄んでいるだけで、中身は空疎である。そのような立場の委員は、改革が間違っていたとか、法科大学院は不要だなどといわれることには耐えられないようで、そのような発言に対しては真摯に聞く耳を持たず、改革の理念を持ち出して直ちに反駁し、検討会議は根本的な議論が難しい状態である。改革の結果、今日の混乱が生じているのであるから、正しい改革などではなかったことが誰の目にも明らかであるにも拘わらず、誰一人その責任を認めようとはしない。このような委員が多数参画するこの諮問会議の議論は、司法改革を進めた</p>

責任を追及されたくないとか、法科大学院にとって不利益な方向は避けなければならないとかの不純な動機を持つ委員が多いことから来るバイアスが掛かっていると云わなければならない、その答申は初めから方向性が決まっているようなものである。各種審議会に共通する弊害とはいえ、このような審議会の意見を基に、国家の基本的な制度である司法の先行きが決められることは、国民にとって実に不幸なことといわなければならない。また、検討会議の前身である「法曹の養成に関するフォーラム」当時から委員であった者が17名中13名を占めており、これではフォーラムの結論と異なる意見でまとまるはずがない。フォーラムのとりまとめでは問題解決にならないから検討会議が設けられたにも拘わらず、フォーラムの議論からはみ出ることを拒否する委員が多く、新しい委員からはそれでは意味がないとの不満も表明されている。検討会議発足に際して新しく選ばれた4名の委員は、行きがかりにとられず、真剣に考えて真摯な意見交換をしており、好感が持てる。この先の国会においては、行きがかりにとられない真摯な議論がのぞまれる。

2 元々、深刻な弁護士不足などなかった。

司法改革は、司法の拡充を目指したとされるが、裁判官や検察官はろくに増員されることなく、弁護士のみが激増する結果となっている。そして、弁護士があふれかえる現在においても、改革を進めた者達からは、未だ弁護士は不足しているとの論が、臆面もなく繰り返されている。そもそも、改革以前において、深刻な弁護士不足などはなかったのである。無医村が医師を求める様に、どこかの弁護士過疎地の自治体が、弁護士獲得を目指して活動しているとか、どこかの業界が弁護士不足を問題にしているなどという話は、当時であっても聞いたことがなかった。我が町にも弁護士を招こうというような話が報道された記憶さえもない。当時、弁護士は平均的に仕事が忙しかったことから、ある程度は増やしても良いだろうというのが弁護士業界における平均的な弁護士の実感にすぎなかった。当時においてさえ、弁護士不足が急場の問題とされたことはなかったのであるが、当時と比較して弁護士が激増した現在、弁護士不足などということはありません。

弁護士激増政策が提起された当時、これに反対する弁護士達は、当時500名程度であった司法試験合格者を当面700人から800人程度に増員して様子を見るべきと主張していた。もしそのような漸増政策が採用されていたならば、法科大学院を設ける要もなく、就職出来ない弁護士があふれかえるという状況にもならなかったはずで、司法は今よりもずっと安定し充実していたはずである。今でも弁護士不足があると主張する者は、「益々高度化し複雑化するから」などという抽象的な憶測ではなく、どの分野にどの程度の弁護士不足があるのかを実証的に明らかにすべきである。

3 法曹激増政策の目的

消費生活相談員の岡田委員や連合の南雲委員までもが、現在でも弁護士増員が望ましいというが、その根拠は「社会の紛争が増えているから」とか、「潜在的な需要はあり今後も拡大の可能性はある」とかの独断的な抽象論であって、全く薄弱といわなければならない。司法改革が、新自由主義改革に基づくもので、政治改革、行政改革に次ぐ改革の総仕上げとして実施されたもので、新自由主義改革の結果、競争に落ちこぼれた弱者が引き起こす抵抗運動が社会秩序を害するのを防ぐ為、民事・刑事の紛争を効率よく処理する為(有り体に言えば、不満を押さえ込む為)にこそ、司法改革が必要だと考えられたものである。曾て、司法のあり方などに興味さえも持たなかったことがなく、小さな政府を唱えていた経済界が、「大きな司法」などと率先して司法改革を謳ったのは、この間の事情をよく現わしている。体よくいえば、司法改革はセーフティネットの一環なのである。この方向を無反省に進めることは、弱者救済に背く結果をもたらすことを、消費者や労働者を代表する委員達が、どうして理解しないのであろうか。弁護士を庶民とかけ離れた特権階級とでも位置づけていて、「彼らが食うに事欠いても知ったことではない。」と思っているのであろうか。改革に反対する弁護士達が、弱者の為に行動して来たことを知らないものであろうか。これらの委員には、我が国の

弁護士が弱者の権利を守ってきた歴史を知って、弁護士激増政策が何をねらったものであるのかを正しく理解してほしいものである。弁護士激増政策の目的はこのようであったが、実際には、紛争は多発しなかった。新自由主義改革は法令の改廃を伴っているから、我が国では普通、法に抗って紛争を起こす者は少ないことから、紛争が激増する事態は生じなかったのであろう。その結果、余り反る弁護士だけが取り残される結果となった。しかし、法科大学院という弁護士生産設備を作ってしまったことから、それが桎梏となって、容易には後戻りできないでいるのが現状である。

4 潜在的需要などはない。

検討会議では、今だに法的な潜在需要があるとの誤った議論をしている。潜在需要を掘り起こす為、弁護士の活動領域を拡大する必要があるとか、そのためにどうすればよいかなどの議論が喧しい。しかし、これらの議論は、実は司法改革の結果有り余る弁護士が生み出され、法科大学院が乱立していても今後も弁護士激増が続くにも拘わらず、そのはけ口が容易に見つからずに困り果てているということに他ならない。需要があるから弁護士を増員するのではなく、弁護士を過剰生産する設備を作ってしまった結果、製品を卸す先を見つける必要に迫られているのである。国民は、少なくとも現在においては、弁護士不足などとは少しも考えていないと思われる。企業に送り込めとか自治体に送り込めとか、その他にも潜在的には大きな需要があるとかの議論が盛んであるが、企業も自治体も、以前から弁護士との接触はあったのだから、本当に必要ならば、弁護士が余り反っていて安い費用で雇える現在、引っ張りだこになる筈であるが、そのような現象は起きない。消費者センターが弁護士を必要とするのであれば、余り反る弁護士がいる現在、なぜ採用しないのか。財政的制約があるというかも知れないが、インハウスローヤーは現状特別な待遇ではない。一般職員の枠を当てれば十分に採用可能である。したがって、潜在需要などという話は妄想といって悪ければ机上の空論でしかない。もし、今後ニーズが顕在化して弁護士不足が生じれば、その時点で増員すればよい。それでは間に合わないというような急迫な需要は考えられない。弁護士不足を前提とする議論は為にするもので、まともに取り合う値打ちもない。

5 法曹有資格者の活動領域のあり方

弁護士業は営業ではない。営利事業特に最近の営業においては、物もサービスも既に隅々まで行き渡っているにも拘わらず、心理学までも動員してコマースを流し続け、消費者の購買意欲をかき立て、物やサービスを売り込むことが当然とされている。そこでは、本当の意味でのニーズがあるなしに拘わらず、消費者を煽り、消費者の不安をかき立て、消費者の心理を操作して、消費者の自発的欲求に基づかない物やサービスを売りつけるのが当然視されている。そのような感覚に慣らされた者は、弁護士業についても、うまく消費者の購買意欲をかき立て、業務を拡大すればいいとの発想に陥っている。しかし、弁護士は営業ではなく、弁護士の業務の目的は公益である(弁護士法1条)。したがって、自発的な依頼もないのに、消費者を勧誘して仕事を作り出すことは避けるべきである。「業務拡大の努力」を強調する意見は、弁護士業務の公益性性格を充分理解しないものである。

6 法曹養成の理念

変化する社会の需要に応えるべく、質・量共に豊かな法曹を養成するとの理念は、言葉としてはそれなりに立派であるが、その理念に基づいて設けられた筈の法科大学院は、実際には司法試験合格者を激増させる為に作られた制度に過ぎない。そのような理念は、法科大学院のみが立脚するものではなく、改革前においても基本的には同様であったというべきで、以前の法曹養成制度に根本的な問題があったから、新たな

理念が導かれた訳でもない。ただ、従前の司法研修所における養成制度では、人的・物的能力からして、年間3000人に及ぶ合格者を養成することなど出来ないことから、司法試験以前に教育をして、司法修習は簡略に済ませる為に作られたのが法科大学院である。法科大学院を創設する代わりに、司法修習を2年から1年に短縮したが、このことは、従前2年を掛けて行ってきた実務家養成教育のうちの1年分を、法科大学院に移管したことを意味するが、現状の法科大学院が、そのような機能を代替してはいないことは明らかである。その結果、最低限の実務能力に欠ける弁護士が大量に生み出されてきている。つまるところ、法科大学院は法曹激増政策を支える為に作られたものにすぎず、その理念などは取って付けたに過ぎないものである。このような理念を振りかざしたからといって、望ましい法曹養成制度が導かれるものではなく、未だにその理念を金科玉条のように奉るのは、笑止の沙汰といわなければならない。

7 7,8割の合格率はなぜ必要か

司法改革論者や法科大学院関係者は、7,8割の合格率ということを言い続けるが、なぜ7,8割が必要なのかを考えるに、多額の学費を払い、2,3年に亘る貴重な時間をつぎ込ませるためには、法科大学院に入学すれば概ね司法試験に合格して法曹になれるという期待を若者に持たせることが必要だからである。これは、法科大学院に入学する者との間の、一種の約束となるのであり、この約束を守らなければ法科大学院の信頼は地に落ちると考えるからである。しかし、未習者は法曹としての資質があるかどうかを問われないうまま入学するのであるから、期待を裏切る結果は避けようがない。これを避けるためには、法科大学院入学時に法曹としての基本的な素養を試すことが不可欠となる。しかし、それをするとすると、入学試験は結局司法試験と同じ資格を予め試すこととなり、法曹資格を試す司法試験の前に法曹資格を要求すると同じことになってしまい、タウトロジエとなって、逆に法科大学院の存在意義がなくなるという自家撞着に陥ってしまう。この

矛盾は、法科大学院修了を司法試験の受験資格とするところから発している。すなわち法科大学院の制度に内在する欠陥である。法科大学院は未習者を原則とするとされている。しかし、法学部以外の他学部出身であるとか、社会経験がある者を排除する必要がないことは当然としても、そのような人たちを特別珍重がる必要もない。そのような人たちが、法学部出身者よりも幅広い人格をもち、法曹として打って付けであるかの如く考えるとすれば、それは根拠のない妄想である。法学部に入学して法律を学び、法曹を目指してきた人材を中心に制度を設計することこそが自然で、その中にこそ相応しい人材が多く存在すると見るべきである。未習者教育を原則とするとの方針が、アメリカの猿まねという以外にどのような理念に基づいているのかは知らないが、社会一般に対して、法科大学院の必要性をアピールする為だったのではなかろうか。未習者コースの学生の多くが隠れ未習者である実情は、そのことを示している。7,8割の合格を実現しなければならないとの縛りがあるから、法的措置を講じてでも法科大学院を統廃合するなどという愚かな方針が出て

来るのである。文科省は設置基準を作って、それに適合するとして法科大学院の設置を認めてきたのである。それを今になって、新たに特別な基準を設けて、それに適合しなければ認可を取り消すなどということが許されるのであろうか。学問の自由、大学の自治、法律不遑及の原則を踏みにじることにはならないのか。法曹を養成する制度が、このように権利侵害の上に築かれても良いのであろうか。それこそ大学に対する「国家的詐欺」ではなかろうか。

8 共通到達度確認試験

未習者が2年次に進級する際に振るい落とすことによって、修了生の司法試験合格率を上げるということらしく、進んで既修者の進級時にも適用するとの議論もあるようだが、法科大学院生にとっては、折角入学しても途中で振るい落とされるという意味では、司法試験で振るい落とされるのも確認試験でふるい落とされる

のも、同じことである。学生は、入学試験に合格して、人生の貴重な一時期を費やし、また高額な授業料を払いながら勉学に励んでいるのであるから、少なくとも2年ないし3年の規定の期間内は合格水準に達するように法科大学院から教育を受ける権利を有するのではないだろうか。そのような約束ではなかったのか。7,8割の基準といい、共通到達度確認試験といい、甘い言葉で若者を誘って入学させておきながら、無情に切り捨てることに心が痛まないのであろうか。このような手前勝手な制度にすれば、若者が更に法科大学院を敬遠する契機になると思われるが、それをどう評価しているのであろうか。以前の司法試験は、完全に自己責任だから、受験生は誰にも文句を言えなかったが、7,8割の合格率という甘い言葉に誘われて入学して、厳しく振るい落とされる結果になった法科大学院生は、浪費した時間と費用を返してくれと言いたくなるのではないだろうか。

9 法科大学院修了を司法試験の受験要件から除外すべきである。

すべからく国家試験は、広く国民に開かれたものでなければならず、やむを得ない場合に、必要最少限度の制限が認められるに過ぎない。全ての国民は職業選択の自由を有することからして、当然のことである。従前の司法試験は、第1次試験、第2次試験に別れていて、第2次試験の中に短答式試験・論文式試験・口述試験があった。大学の教養課程を修了しているなどの要件を充たす場合に、第1次試験が免除されるなどの特典はあったが、第1次試験を受験するには何らの資格を要せず、たとえ義務教育を経ていない者でも受験することが出来た。学歴や資力とは全く関係なく、誰でも受験することが出来たのであって、完全に解放された試験だったのである。ところが、現行の制度は、原則として(予備試験の例外はあるが)法科大学院を修了することが受験資格とされており、高度な資格制限となっている。法科大学院を修了する為には、2,3年の時間と多額の費用が必要であり、この制限は大きなハードルとなっている。このような狭い道を造って、

国民の職業選択の自由を厳しく制限する必要がどこにあるというのであろうか。従前の法曹養成制度には欠陥があるとして法科大学院制度が生まれたが、そこには本当の意味での職業選択の自由を制限するだけのやむを得ない必要性などはなかった。受験予備校で、暗記中心の一律的な答案技術偏重教育が行われていて、合格者の答案が金太郎飴のようなどといわれたが、その点にしてもきちんとした検証が行われた訳ではなく、いわば濡れ衣をかぶせる形で予備校を悪者に仕立て上げた向きがある。従前の制度の下で法曹となった者に、能力的な欠陥が多く認められたなどというような問題があった訳でもない。したがって、特別の必要性がないにも拘わらず、法科大学院修了を受験要件とすることは、職業選択の自由を不当に制限するものであって、憲法違反の疑いが強い。法科大学院制度を擁護する者には、職業選択の自由を制限するに足る必要性を実証する義務がある。もし、従前の法曹養成制度に不十分なところがあったのであれば、修習期間を2年から3年に延長するとか、財政的な援助をして専門教育を強化するなどの改善策が相応しかったものである。

10 予備試験

司法改革の責任者や法科大学院関係者は、予備試験の現状は、法曹養成制度にとって有害であり、このままでは法曹養成制度を根底から崩すことになるという。法科大学院協会の専務理事である一橋大学法科大学院後藤教授が検討会議に招かれて公言しているのであるから、この認識が法科大学院関係者の一般的認識と見て差し支えはないだろう。しかし、その様な矛盾は、法科大学院制度に内在するものであることを理解すべきである。すなわち、法科大学院の教育が、法曹養成にとって不可欠なものなどではないから、予備試験合格者が高率で司法試験に合格するのである。上記の認識は、予備試験は経済的困窮者や社会人からの挑戦者の為にあるのだから、学生やロー生や予備校生の受験は制限すべきであるという意見に

つながっているが、経済的困窮者や社会人にのみ受験を認めることは、法科大学院修了者に対する逆差別にあたることを理解していないものである。経済力のある者は法科大学院に行けばよいとして、経済力のない者に認められた予備試験受験の機会を奪うことには、何らの合理性もない。経済力がある者には、なぜ予備試験を受けさせてはならないのか、経済力を有すれば不利益取り扱いを受忍しなければならないのかを合理的に説明することなど出来る筈がない。経済力がない人「でも」受験できる制度を作るということは許されても、経済力がない人「しか」受験させない制度を作るということは許されてはならない。生活力がない人にだけ社会保障措置を施すこととは、訳が違うのである。したがって、予備試験は、誰でも受験できるものとしてしか存在し得ない。ついでながら、経済力をどのように審査するのかを考えれば、技術的にも不可能であることは明らかである。このようなことを大真面目で議論する法律家とは何なのか。呆れる外はない。この問題は、法科大学院終了を司法試験の受験資格とした基本政策の設計ミスから発生するもので、法科大学院終了を受験資格とする制度を廃止する以外に解決の道はない。日弁連も、法科大学院擁護の為に、予備試験受験の受験資格を制限するというが、人権擁護の殿堂たるべき日弁連が言うことではない。

11 給費制復活問題

司法試験に合格した者に司法修習を義務付けながら、その間の生活を保障しないなどという考えが横行することは、理解できない。法曹の役割の重要性からして、司法試験合格者に司法修習を義務付けることは当然であるが、司法修習を義務づけることは職業選択の自由に対する制限と見るべきであり、1年間の私生活を拘束するものであるから、その間の生活を補償すべきは当然で、それは国家の義務である。そもそも国家が修習生を「支援する」などという観念こそが間違いである。修習生は、研修所によって「採用」されるものであり、準公務員というべき立場にあるのであって、給費制には何らの不合理もない。司法修習生は結果として弁護士になれば私人なのであるから、そのような者を国費で養成する必要はないとの議論もあるが、司法修習は、修習生が法曹3者のどれになるかが決まっていなかったことを前提としているのであるから、裁判官や検察官になる者と弁護士になる者を区別することは出来ない(進路希望に拘わらず法曹3者を公平に養成する為、以前の修習では、指導者が修習生に進路希望を聞くことは差し控えるべきとされていた)。弁護士希望は国費で養成するべきではないというのであれば、裁判官や検察官になる修習生を、弁護士会や指導弁護士が、費用を負担して修習させる必要はないことにもなる。これとの関係で、弁護士は民間事業者であるから自由競争するのが当然で、競争の中から優秀な弁護士が生き残るとの考えに立つのであれば、弁護士が公益の為に費やされる多額の会費を拠出することも、弱者の為に献身的な業務をすることも(趣味でない限り)必要がないことになる。それでは、弁護士法1条の使命はどうなるのであろうか。論者は、本当にそれでよいと考えているのであろうか。給費制は不要であるなどという意見は、制度全体が見えていない近視眼的なもので、到底認められない。貸与制にすることとの関連で、修習専念義務を緩和すればよいなどの議論もあるが、専念義務を課す必要がないような修習であれば、本来それを義務づける意味もないことになってしまい、本末転倒も甚だしいものである。

12 各委員の意見の検討

(記述の中の①②③は検討会議の回数を、〇〇Pは議事録の頁を、「意見書」は該当者が会議に提出した意見書の記載であることを示す。)

①伊藤委員は、フォーラム当時からの委員で、元検事で法科大学院教授である。現在の合格者数を基準として、その7,8割が合格するように法科大学院の定員を規制すればよいとの意見であるが(⑩10P)、現状の2000人あまりの合格者から生み出される大量の弁護士が、如何に問題であるかが全く理解されていない。

弁護士の潜在需要はまだまだ幾らもあるというが(同所)、司法審意見書以来需要は全く現実化していないという事実経過を無視していると共に具体性がないもので、到底評価できない。新しい活動分野として、法テラスの活用を考えるべき(⑨7P)というが、弁護士業が民間人に委ねられていることを理解していない。法テラスという国営事務所に弁護士業を任せるとなれば、弁護士の国家対抗的機能はなくなってしまう。「まだまだ弁護士を必要としているところは非常にたくさんある。」というが、どこにどの程度の規模の需要があるというのか、具体的に示してほしい。従前の効率的で懇切丁寧な法曹養成制度の下で生まれ経験を持つ委員が、このような見解であることは理解しがたい。

②井上委員は、元司法審の委員であり、法科大学院の教官でもあり、フォーラム当時からの委員でもある。今日の混乱状況については、一番責任のある立場であるが、その責任を感じさせる発言は全く見られない。未だに潜在需要が多いと考えており、現状で資格が認められている者が2000人程度いる(試験に合格している)ことは確かなのに、それを人為的に削っても良いものかという(②15P)が、2000人という人数こそが人為的に生み出されたものであり、しかも、3000人目標という縛りの中で、司法試験委員会が殆ど目をつむる思いで無理矢理合格させた人数であることは十分承知しているはずであるにも拘わらず、このような発言をすることは、為にするものであって無責任も甚だしいというべきである。予備試験の受験資格も制限するという(⑦3P)し、予備試験の問題状況は切迫しているから早急に対応するべきという(⑩29P)が、上記のとおり、資格制限は法の下での平等に反するもので、法律家として許されない見解といわなければならない。若い人は、経済的な魅力などではなく、やりがい求めて法曹になろうとしているともいう(⑧7P)が、殆ど根拠のない浮世離れした独断であるばかりか、真意であるとも思えない。アメリカでも、ロースクールの卒業生は日本の数倍の借金を背負いながら、就職できるのは50%程度に過ぎないとして(⑧31P)、だから問題はないとも言いだけであるが、アメリカにおいても、そのような実情が問題にされている(元ワシントン大学ロースクール教授ブライアン・タマナハ著「アメリカ・ロースクールの凋落」)ことに触れないのは公正ではない。委員は、司法審委員としての責任を内心感じているからこそ、逆に司法審意見書の理想ばかりを強調して責任逃れをしようとしているものと思われ、現状の問題を真に解決しようとする意欲は全くないと見なければならない。

③岡田委員は、フォーラム当時からの委員で、消費者センターの相談員ということで、自ら国民の意見を代弁しているという(⑧28P)が、我が国の弁護士をどうすることが真に国民の為になるかの高次元での考察が欠けている。弁護士が余っているとはどうしても考えられないという(②18P)が、狭い自分の活動範囲内の経験で、しかも不採算ニーズを前提にした判断と思われる分析で、到底承認できない。消費者保護の分野で必要な弁護士が不足しているというのであれば、あふれている弁護士をどうして雇わないのであろうか。今時、安い給料で雇うことが幾らも出来るのにである。法曹になる人が、全部意欲があってエネルギーがあって頭が良くてという人ばかりになると困る、国民が利用する法曹三者は私たちの痛みや苦しみを理解できる人であってほしいという(⑦8P)、法曹がエリートばかりになっては困るという意味と思われ、「国民法曹」の位置づけを間違っているらしい。弁護士会はノキ弁や即独に頭を悩ませているが、力のある有資格者が出てくればノキ弁でも即独でも充分仕事をやってゆけると言う(⑩19P)が、実情を知らないものである。給費制にも反対して、生活が大変ならばアルバイトでもすればいいという(⑧28P)が、司法修習の本質を全く理解しないものである。全般的に、本質を欠いた意見ばかりで、この問題の重要性が理解されていないと思える。「国民の代表」として、もう少ししっかりして貰いたい。

④翁委員は、フォーラム当時からの委員で日本総合研究所理事とのことである。予備試験の資格制限は

設けるべきではない(⑦12P)、現在の法曹養成課程は時間的に長すぎる(⑪26P)など、本質的に優れた意見を述べる点はあるが、半分程度の会議にしか出席しておらず、しかも発言が非常に少なく、見解の全体像が分からない。積極的な発言がのぞまれる。

⑤鎌田委員は、法科大学院協会副理事長でフォーラム当時からの委員である。未だに3000人の目標はおろすべきではなく、社会人は現状に喜んでいる(②7P)という恐れ入った見解の持ち主である。法科大学院でなければ身につかない教育もある(⑦9P)、海外の交渉で弁護士が不足している(②15P)、経営的に成り立つかどうかを抜きにすれば、法的サービスは全く行き届いていないとしかいいようがない(⑩9P)、などというが、無責任な言いたい放題としか聞こえない。合格者を減らすというのであれば、司法試験は資格試験であるという看板を下ろし、就職試験、実務家登用試験、開業認定試験に変えていくという理念の転換を図らなければならない(⑪19P)が、司法試験は昔から、単なる資格試験などではなく、実態は競争試験、選抜試験であったもので、最近の改革論者が激増を図る口実として勝手に資格試験と位置づけたに過ぎないものであるから、殊更に言い立てるのは誤りである。委員の真意は、給費制に関して、「皆様がそういう人たちにより手厚い支援をすべきであると応援していただけることは大変ありがたいとは思っていますが、その原資を法科大学院に対する財政支援を削ってということについては絶対に賛成できないということだけ申し上げておかなければならないと思っています。」(⑧17P)と発言している点に現れているように、法科大学院の権益保護と自己弁護のみがその動機と見るべきである。その発言は、社会の隅々に法の支配を及ぼすという司法改革の理念は堅持すべき(⑩9P)など、抽象的な理念を振り回して法科大学院の利益を擁護しているにすぎず、我が国の司法の将来を本当に案じていると感じさせる発言は全くみられない。法科大学院を修了して司法試験に合格した7,8割は天国であるが落ちた2,3割は地獄でよいのかと問い掛けている点は理解できるが、合格した7,8割のうちの2,3割が地獄を味わっている現状をどのように評価しているのであろうか。

⑥清原委員は、検討会議になって新たに加わった委員で、三鷹市長であるが、この問題をどの様に解決すればよいかを真摯に考え、自己の経験に照らして望ましいと考える方策を積極的に提言しており、好感される。ただ、自治体は弁護士を必要としているが財政的な理由から弁護士を採用できないという(⑨8P)が、既に述べたとおり、現在では安価なコストで弁護士を雇い入れることができるのであるから、通常の採用枠の中で弁護士を採用することは容易である。実際には採用していないことからして、本当に必要性を感じてはいないものといわなければならない。法科大学院修了を受験要件とし、プロセス教育に切り替えたのだから、その教育成果が現れるような司法試験にすべきというが、現実の法科大学院教育が想定された効果を発揮していないのであるから、司法試験を法科大学院教育に合わせることは問題がある。弁護士業務の実情には通じていないと見えて、本当に重要なのは何かの観点では少しずれると感じる。

⑦久保潔委員は、読売新聞の論説委員でフォーラム当時からの委員である。マスコミは、司法改革を手放しで礼賛し、これに異議を唱える弁護士を、既得権益の擁護だとか、ギルドの発想だとか口を極めて非難してきた経過があることからして、今日の事態については、十分な責任を感じなければならない立場であるが、それを感じさせる発言は全くない。未だに、貸与制は採用からまだ一年しか経っていないから、給費制にすることは国民の理解が得られない(⑧29P)、国民の側から見れば、まだとても弁護士の供給過剰などとは言えない(⑩8P)などと、根拠もなく国民の目線を持ち出すが、従前の視点が間違っていたことが明らかとなった現在、このような無責任な発言を繰り返すことは許されないといわなければならない。今後とも、司法改革への取り組みを強化して、質・量共に豊かな法曹の養成という理念の下で、改めて法曹志願者の増加と多様性の

確保に努力すべき(⑩10P)との結論は、今や不見識と評されるべきであろう。

⑧国分委員は、検討会議になってから新たに選任された委員で、医師である。委員は、この問題の重要性を十分に理解し、心を砕いて解決策を模索していることが議事録から読み取れる。検討会議は新しい組織であるから、フォーラムで議論済みとの態度は合点がいかないとの批判(意見書)は、当然である。政府が3000人と決めても、その目標が達成出来ないのは、クライアントの側にそれだけの財政的な裏付けがないからである(②17P)との指摘は、慧眼である。医師の養成と比較して、修習生に給費制は当然との意見(⑧27P)であり、医師や弁護士を国民全体の利益という高みから眺めていることを伺わせる。「恒産ない弁護士に恒心を求めることは酷である」(⑩5P)というが、酷であるというのではなく、制度論としては、「求めることは不可能」と言うべきであろう。2000名前後の合格者数を前提にするとの意見(⑩11)は、現在生じている問題の深刻さに対する理解が未だ不十分というべきであろう。

⑨田島委員は、検討会議になって新たに選任された委員で、社会福祉法人の理事長であるが、非常に精力的に研究し、積極的に発言している。弁護士に市場原理は妥当しない(②11P)、予備試験は充実させるべき(⑦3P)、弁護士が増えすぎて地域が疲弊している(⑧8P)、試験に合格した後のところがだんだん悪くなっていて、プロセスとしての制度が一番うまくいっていない(⑧24P)、法曹三者というのは国家の中枢を担う非常に大切な部分なのに、法曹になろうとする者が借金でスタートするというのはすごくおかしい(同所)、司法試験に合格した者にとって修習は義務であって、専念しなければならない(⑧25P)、3000人も2000人も何らの根拠がないことが分かった、司法改革の理念というが、司法界の現実とはかけ離れている、以前司法試験に挑戦したことがあり、法曹界にあこがれを持っていたが、こんないい加減なことが起こっていると思うと悲しくなる(⑩11P)、合格率が言えない法科大学院がざらざらあって何の反省もしていない、そんなものがなんで法科大学院なんだ(⑩12P)、法科大学院と司法修習がうまくいっているとは思えない(⑩34P)、弁護士が増えても採算面から手が届きにくい分野が残り、場合によってはそのような分野の切り捨てが起きる可能性がある(意見書)、現在の司法修習は優れた法曹を養成しようという国家の意思が足らず揺らいでいるというべき(意見書)など、問題の本質に鋭く迫る議論は、司法の門外漢とはとても思えない慧眼である。ただ、法曹の活動領域はまだまだ多く存在しているので掘り起こすべき(意見書)との認識や、成績の上がらない法科大学院は、強制的にでも退場させるべき(同)と主張するところは、問題である。

⑩田中委員は、元裁判官で法科大学院の教官であり、フォーラム当時の委員である。法曹界の実情も法科大学院の実情も十分に理解しているはずであるにも拘わらず、法科大学院の目線でしかものが見えないと思われ、3000人目標は改革の理念が詰まったもので、大切にしなければならないという(⑩21P)が、抽象的な観念を現実に優先させ、法科大学院の權益を第一に考えるもので、全く説得力がない。法科大学院は制度導入から8年しか経っておらず、教育制度はめまぐるしく変えてはいけないという(②26P)が、この制度自体が、司法審の審議終盤にろくな議論もなく、アメリカの制度の猿まねで導入されたものであることを忘れた意見であろう。

⑪南雲委員は、連合の事務局長であり、フォーラム当時の委員である。このとりまとめは、これから法曹を志す者にとって、将来の不安を払拭し質量共に豊かな法曹を養成してゆくという理念の実観を伝える

メッセージにならなければならない(⑪6p)などと司法審意見書のお題目を並べる程度で、白己の思想表明といえるような発言はない。12回の会議全体を通じて、殆ど発言がなく(4回程度)極めて不熱心である。司法改革の基本目的が、司法審意見書どおりの理想的なものではなく、経済界の矛盾を覆い隠す為の方便であったことを理解しているはずであるにも拘わらず(理解していなければ何をか言わんやである)、弁護士激増を単純に礼賛することは到底理解しがたい。それでは労働者階層の人々に対する責任を果たすことは出来ないであろう。

⑫萩原委員は、企業人でありフォーラム当時からの委員であるが、問題に真摯に取り組む姿勢が好感される。企業には、有資格者(弁護士)だからといって採用するとの姿勢はないし、優遇するとの考えもないことを明確に表明している(⑨4P)。だから、この先、企業におけるインハウスローヤーが大幅に増加するとは思えないという(⑨5P)が、それが実情であろう。大学時代を入れると、法曹になるまで7年半とか8年半とか掛かるプロセスの長さが問題(⑪26P)というが、全くそのとおりである。

⑬丸島委員は、日弁連において司法改革に長く携わってきたもので、フォーラム当時からの委員である。弁護士激増の病理現象の深刻さは充分認識しているが、改革を推進してきた立場からの責任があり、意見もその桎梏を感じさせるものである。日弁連の意見書もあって、2000人では何ともならないことを強調はするが、法科大学院の擁護に徹していて、7,8割の合格率に固執しており、予備試験の受験資格を制限するというのも、弁護士として許されないものである。

⑭宮脇委員は、フォーラム当時からの委員であるが、殆ど発言しておらず、出席回数よりも欠席回数の方が多く、問題解決に取り組む熱意があるとは思えない。給費制について、修習生の経済力が様々だから、それぞれの経済力に応じて支援すべきという(⑧21P)が、そのいうところの支援は、国家の恩恵と捉えているようで、根本的に間違いである。

⑮山口委員は、フォーラム当時からの委員で、経済学の教授であるが、出席率が非常に悪く(第11回までに3回)、殆ど発言がなく、意見書の内容も問題の根幹については殆ど触れておらず、枝葉末節の事項ばかりで熱意が感じられない。意見書では、弁護士と中小企業をつなぐコーディネーターのような法律職種を多数育成し、彼らが幅広い法的ニーズの開拓を担う様にすべきではないかとの意見を述べているが、無責任な思いつきと評すべきだろう。

⑯和田委員は、検討会議になって新しく選任された弁護士委員である。この問題の解決に掛ける熱意たるや、敬意措く能わざるものである。日弁連の責任者や、オブザーバーなども足元にも及ばない程である。のみならず、この問題の本質を見事に喝破し、十分な検討を踏まえたうえで、全く正しい意見を述べていて賞賛に値する。枚挙に暇がないから、個別の指摘は控えるが、全面的に賛同するといってほぼ差し支えがない。魑魅魍魎が跋扈するこの検討会議で、このような委員が存在することが、せめてもの救いである。

13 中間的とりまとめに対する意見

小生の基本認識は以上のようなものであるが、このような認識に立って中間的とりまとめに対する意見を端的に要約すると、以下のとおりとなる。

第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	今後、法曹の活動領域が拡大する可能性も否定はしないが、現在議論されている拡大分野は、法曹資格を必要としない分野であったり、拡大するとしてもそれに必要な人数は少数であって、現在問題になっているような大量増産の根拠になる様なものではないことから、法曹人口問題と活動領域の拡大問題は連動しておらず、切り離して議論するべきである。
第2	今後の法曹人口の在り方	法曹に対する需要が今後も増加するとの基本認識に立っていることが根本的に間違っている。2000人の法曹を生み出し続けることが重大問題なのだから、直ちに少なくとも1000人以下にすることを提言すべきである。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	法科大学院を法曹養成の中核とする方針を撤回し、その修了を受験資格とすることをやめるべきである。定員削減や統廃合によっては、現在の問題を根本的に解決することは出来ない。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	志願者減少の第一の原因は、弁護士が世にあふれて就職さえも出来ず、職業としての魅力がなくなったことによるものである。多様性というが、従前においてもそれなりに多様な人材が獲得されていたものであると共に、法科大学院制度はそれ以上の多様性確保に失敗しているばかりか、多様性は失われつつある。
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	法科大学院に対する経済的支援はロスが多すぎる。その財源は司法修習生に対する給費制復活に使用すべきである。
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	法科大学院制度は、その基本設計自体に根本的な問題があり、改善によっては問題は解決しない。定員削減や統廃合や認証評価の問題ではない。法科大学院修了を司法試験の受験資格から除外するべきである。
第3 2 (2)	法学未修者の教育	未習者を法曹の給源の中心に据えること自体が間違っている。
第3 3 (1)	受験回数制限	仮に法科大学院の存在を前提にしても、受験回数制限には合理性が認められない。直ちに撤廃すべきである。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	司法試験は受験生に過大な負担を掛けすぎているので、負担軽減には賛成であるが、司法試験の内容を法科大学院教育の現状に合わせることは反対。
第3 3 (3)	予備試験制度	予備試験の受験資格制限は、法の下での平等に反して許されない。法科大学院を廃止しないのであれば、むしろ予備試験を拡充すべきである。
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	司法試験の内容を現状の法科大学院教育に合わせるというのであれば、反対。

		第3 4 (2)	司法修習の内容	司法修習は法曹養成の要であり、非常に重要であるので、修習期間を2年間に戻し、充実させるべきである。
		第3 5	継続教育について	法曹資格を取得したものに対する法科大学院の支援は不要。もし国家が専門教育に注力するのであれば、司法修習終了後1年間、専門教育を受ける研修所付属機関を設けて任意で受講することとすればよい。
			結論	我が国の法科大学院制度は、アメリカのロースクール制度を殆ど無批判に丸写しで導入したものである。その結果、我が国の法曹養成制度は混乱の極みで、法科大学院は満身創痍というべき状態にある。大学に法学部がないアメリカで唯一の法教育機関であるロースクールと、膨大な法学部出身者を抱える我が国とを区別することなく、同列に論じることの愚かさや、成文法主義の我が国と判例法主義のアメリカとの相違も無視して、制度を丸写しすることの愚かさや、今日浮き彫りとなっているのである。アメリカにおいてさえ、乱立したロースクールが大量の弁護士を生産し続けてきたにもかかわらず、中・下層階級にはリーガルサービスが行き届いてはおらず、どこの州においても、本人訴訟の割合が高いこと(ブライアン・タマハナ著「アメリカ・ロースクールの凋落」207頁)を思えば、我が国の法曹養成制度を、改めて一から築き直す必要があることは明らかといわなければならない。
2,273	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見) 「法曹有資格者」という言葉はおかしいと思います。 (理由) 「法曹有資格者」という言葉は、法曹の資格を有しながら、法曹として活動できない者がいることを意味します。「法曹」養成を議論しているのに、法曹以外の者になることを想定するのはおかしいです。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(1)(意見) 法曹人口は、今後、増加させる必要はないと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由) 旧司法試験1500人合格、優先枠なしが適切だったと思います。 (2)(意見) 司法試験の年間合格者数は、国家が適正な数値目標を設定するべきであり、3000人という数値が適切だと思います(中間的取りまとめに反対である)。 (理由) 受験生が予測可能な数値にすべきです。裁判官・検察官を増やすべきです。
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見) 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、撤廃して、法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。
		第3 2	法科大学院について	(理由) 法科大学院制度自体に反対です。受験資格としないだけでなく、法科大学院の廃止を求めます。

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>ア. (意見) 法曹志願者が減少し、法曹の多様性確保が困難となっている原因としては以下のものがあげられると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要すること。 ・司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きいこと。 ・全体としての司法試験の合格率が低いこと。 ・司法修習が、給費制が廃止されて貸与制になっていること。 ・司法修習終了後も、就職して法曹としての活動を始めることが困難な者が大幅に増加していること。 ・制度が安定しないこと。 <p>(理由) 受験生を振り回しすぎです。合格率8割と言いながら、3000人合格でも法科大学院の修了生の半数は不合格となるほど法科大学院を濫立させ、しかも3000人合格すら守られなかった。矛盾だらけの制度は、敬遠されます。</p> <p>イ. (意見) 法曹志願者を増加させ、法曹の多様性の確保を図る方法としては、以下の方策をとるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法修習生に対する経済的支援を充実させるべきです。 ・法曹としての活動領域を増やすため、国として何らかの制度的措置をとるべきです。 ・上記以外の方法をとるべきです、具体的には旧司法試験の復活。 <p>(理由) ・裁判官・検察官も増やすことが必要です。 ・司法試験に合格した後の修習が無給では、目指しにくいと思います。 ・給費制でなければ修習は無理です。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>ア. (意見) 法科大学院生について。現在、法科大学院生に対してなされている、経済的支援(授業料の減免、無利子・有利子(低利子)で最長20年間で返済する(独)日本学生支援機構の奨学金制度、無利子奨学金の業績優秀者の奨学金の返還減免、貸与月額も増額など)について、特に意見はありません。</p> <p>(理由) 法科大学院は廃止すべきです。</p> <p>イ. (意見) 司法修習生について。司法修習生に対する具体的な経済的支援については、司法修習にかかる実費のみならず、従前の給費制を復活するべきだと思います(中間的取りまとめに反対である)。</p> <p>(理由) 無給なのに「貸与制」という言葉でごまかし、連帯保証人2人かオリコの保証を要求し、修習後の住所の報告まで事後的に義務づけるやりかたに反対です。</p>

第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数の制限については撤廃するべきであると思います。 (理由) もう一度法科大学院に行くか、予備試験に合格すればまた受験できるのだから、無意味です。期間制限もおかしいです。特に女性は、出産や育児で受験を中断したら、期間内に戻れません。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見) 現状の司法試験の科目数について旧司法試験より、多いので、もっと限定するべきだと思います。 (理由) 旧司法試験に戻すべきです。
第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 予備試験制度は、積極的に評価するべきだと思います。 (理由) 予備試験は、法科大学院よりも公平な制度だから。もっとも、法科大学院制度自体に反対なので、司法試験の受験資格としては予備試験も不要で、旧司法試験の受験資格に戻すべきと考えます。
第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見) 司法修習の内容については、前期修習を復活させるべきであると思います。修習期間を、もっと多くとるべきであると思います。 (理由) 旧司法試験・2年修習・給費制の頃は、司法修習はとても魅力的な制度であり、法曹を志す強い動機づけとなった。しかし、現在の制度では、前期修習の有料化すなわち法科大学院制度と、わずか1年の無給(貸与は誰でも受けられるわけではない)の修習では負担ばかり大きく魅力のない制度となっている。法科大学院は前期修習の代替たりえていない。
第3 5	継続教育について	(意見) 法科大学院において、法曹資格取得後の継続教育機関としての役割を与えることについては、そのような役割を持たせるべきではないと思います。 (理由) 法科大学院制度自体について反対です。廃止してください。
	その他	このパブリックコメントの募集期間は、司法試験の直前期です。法曹養成について、いちばんの利害関係人である司法試験受験生の意見をきこうとしない点で、正当性に疑問があります。

			最後に	<p>(意見) 以上のおりであり、中間的取りまとめ全体に対する意見としては、反対です。</p> <p>(理由) 今まで何を議論してきたのか。真剣に議論してきたとは思えません。当事者の意見に耳を傾けないのは何故ですか。これ以上受験生を振り回すのはやめてください。法科大学院を廃止し、旧司法試験を復活させ、修習を2年間の給費制に戻してください。司法制度改革は多くの法曹志願者の未来をつぶしました。改革の中で潰えていった多くの仲間がいました。多忙なため、かけこみでの乱筆・乱文のパブリックコメントになってしまいましたが、ここで書かなければ意見なしと思われることをおそれ、書いています。寄せられた意見をしっかり読んで、今度こそまともな議論をしてください。</p>
2,274	5/13			<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」を読ませて頂きましたが、法科大学院制度など、いくつか気になることがあり、以下項目に沿ってパブリックコメントとして意見を述べさせていただきます。私は医師で、幾許か医学教育に携わってきましたが、医学教育との比較の中でかなり疑問を感じざるを得ないことがあります。もちろん部外者であり、詳細を把握できていないことからくる誤解があるでしょうし、また意見の一部が真摯に法曹養成に携わっている方々の感情を逆なでする可能性もあります。さらに今回時間が極めて限定されたため、論拠を明確に示すための文献検索をおこなう時間がなく、伝聞的な言説になっている個所もあります。ただし医学教育との対比をするなどで、検討会議の委員の先生方と異なる視点を提示できるかも知れません。法曹養成は医学教育と並ぶ国家の大切な柱と思っている素人の素朴な疑問、意見であることを御理解頂き、どうぞ御寛容頂ければ幸いに存じます。</p>
		第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>①「法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る」ことは必要か <意見> 必要ではない。司法による決着を安易に用いることは、我が国の慣習になじまない。また国際化などに備えるためには、数ではなく質の向上を優先すべきである。</p> <p><理由> 法科大学院設置と司法試験合格者数の大幅な増員に対し、この制度が開始される前に、解剖学者の養老孟司先生が日本は慣習法の国であり、欧米のような司法で物事を決着させようとする姿勢がなじまないとされていたのを読んだことがある。詳細は不確かだが、概要はこのようなことだったと記憶する。養老先生の言説を正確に辿ることは必要ではなく、この内容が正鵠を射ているかがここでの問題である。法とは最低限のものがあればよく、諍いも個々の間の話し合いで収まればこれに越したことはない。さらに決着がつかないとき、横町の御隠居や、親戚の小父さんなどが双方をなだめて、いわば三方一両損のようにして解決してきた歴史が我が国にはある。司法による白黒つけた裁定よりも、親族間や町内の長い付き合いにおいて、かえって良い結果を齎していたことは十分に想像できる。司法の関与が極力少ない平穏な社会を壊してまで、何故敢えてその需要を人為的に喚起しようとするのか理解ができない。訴訟として無理な案件を、無理に司法の場に持ち込むケースが増加しているとの報道もある。需要の増加といっても、このようなケースがまず先行するならば、制度設計そのものが誤っていたことに他ならない。また特許などを巡る国際的な活動のできる弁護士の養成が必要としても、それは数の問題ではなく、質の問題として語られるべきである。ただしその質の確保が、数の問題以上に深刻なことを後述する。</p> <p>②地方自治体や福祉分野などの需要について <意見></p>

何をするために、どういう職種をもうけるのか。さらにそれが司法修習生が就職先として魅力を感じるかなどの調査もない。具体的な議論の対象になるほどの内容に乏しい。

<理由>
 司法試験合格者数を大幅に増加させたとき、地方自治体などに専門職としてその受け入れ先を作り、また明確に職務内容を定めた事例はあるのだろうか。福祉の現場も然りである。需要があるかも知れないという想像と願望しかないままに合格者数のみまず増加させるというのは無責任といえないだろうか。また法テラスにおける災害被災者に対する常勤弁護士による法律相談などの公益性の高いサービス、ということも挙げられているが、単なる法律相談ならば、大学の法学部の教官のボランティアでもすむことではないだろうか。さらに司法の介入が必要な事例のみ、実務家として弁護士が担当すればよいと思う。それとも大学の法学部教官は法律相談にも応じられぬほど実際の社会のトラブルに対する実務能力に欠けるのだろうか。

人文系大学教官より休暇を遥かに取りにくい医師だが、かなりの人数が無償のボランティアとして災害の現場へ赴いた実績がある、また災害現場への派遣以前に、大学病院、一線病院、地域医師会でも日頃から災害救助への取り組みを行っている。2年前の震災の際に、どれ程の法学部の大学教員、特に法科大学院の教官が現場に行って法律相談に応じていたのだろうか。このようなときに法学部教官が自ら需要を喚起した実績はどの位あるのだろうか。さらに急な災害などに備えて、日頃から法律相談を行っている体制作りはあるのだろうか。平時の際の体制作りもないままに、有事の際のことに言及することなどできない。弁護士資格やその経験のない法学部教員が、法学部ではなく法科大学院で司法試験を目指す院生の指導を行っていると聞くと、もし司法の場よりは遥かにハードルが低いはずの法律相談すら日頃からできていないのならば、そもそも無資格の法学部教官が、法科大学院で実務を教えるということが無理なことを、自ら証明していることにならないのだろうか。

第2

今後の法曹人口の在り方

<意見>
 法曹人口増やすべきか、減らすべきかについては、あくまでも正確な統計に基づくべきである。現在の司法修習生が就職先さえ決まらないような事態を招いたのは、不確かな根拠に依る目標値の設定に由来する。まずはこの反省をおこない、議論の根拠を明確にすべきと考える。

<理由>
 第1の①でも述べたが、社会の多様化、複雑化が我が国においてどの位法曹需要を必要としているのか、科学的に推計を行ったデータがあるのだろうか。まず単純な社会とは何を以ていうのかという定義の問題、そしてそれが当てはまる年代を設定する必要がある。そして多様化、複雑化の定義も行わなければならない。漠然とした印象でいつかも不明瞭な昔を単純な社会とし、逆に現在を多様化、複雑化しているとして比較をおこなうことはできない。さらに定義が明確になり、法科大学院の設置直前においてすでに社会の多様化、複雑化があったとしても、法曹人口がそれほど増加していなかったはずである。したがって社会の多様化、複雑化が法曹人口の需要を必要としているかはしっかりとした検証がなされていなかったのではないだろうか。さらに一步譲り必要としているとしても、どの位必要という議論がしっかりとした数字に基づいてなされなければならない。このように何段階もの検証が必要な作業が手つかずにいるまま、無責任な目標値の設定がおこなわれ、また今後も行われようとしている印象を受ける。漠然とした印象や感情でものをいう危険さの具体例を法曹関係で1例、さらに医学分野とも関連する1例を提示する。

例1)「昭和30年代は貧しいながらも希望に満ち溢れ、現在のような殺伐とした世の中ではなく、社会が暖かく、長閑であった。」という言説をよくみるが、統計によれば少年犯罪や少年などの殺人事件が今よりもはるかに多くみられていたのが実際のところであり、過去が事実よりも美化されてしまっているに過ぎないことがわかる。この様な議論から、不必要な現在の否定と過去への回帰が語られることになるのである。

		<p>例2)「昔は家庭での出産が多く、子供達はこれに触れることで、生命への尊厳を学んだ。」という言説も想像以外のなにものでもない。例1で示したように、家庭での分娩がまだ多かった昭和30年代の殺人などの少年犯罪の数をみれば、妄想に過ぎないことがわかる。さらに困るのはこれを真に受けて幼児がいるにもかかわらず、家庭での出産に踏み切る母親なのである。日本の世界1、2位を競う周産期死亡率の低さは、感染症を新生児にうつす危険性の高い兄や姉から病院で徹底して隔離していることに由来する。漠然とした印象で裏付けもなく情緒に訴える議論の無責任さが、乳児の生命を大きく脅かすことになってしまうのである。次に、3000人とした根拠を示さぬままに現実性を欠くとする論拠には驚かざるを得ない。まず目標設定の論拠が全く不確かだったことを反省し、その上で今度は法曹人口の需要を科学的に論じるべきではないのだろうか。片方で今後需要は伸びると幾度も謳いながら、片方で具体的に示せない、示すことができないとするのはパラドックス以外のなにものなのだろうか。結局さしたる根拠もないまま法曹人口の需要がのびるとしたが、うまくいかないことが社会問題化してきた。ただしのびるとしておかないと法科大学院の制度の根幹が揺らいでしまう、しかし根拠がないまま強引に見切り発車したため、司法試験の合格者率が振るわなかったり、研修先や就職先すら確保できなくなるなどの問題がでてきても、一体何人にすべきかの議論すら覚束ないのが実情なのではないのだろうか。</p>
<p>第3 1 (1)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成</p>	<p><意見> 法科大学院制度が司法試験に対して優れた教育制度であるという保証が乏しい。現在の養成制度をもっと根本から見直すべきである。</p> <p><理由> 「法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度の撤廃をすることで、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招く」とあるが、法科大学院教育が優れたものであることと、それを法科大学院志望者から強く支持されていることが前提でなければこの意見は成り立たない。しかし現状は司法試験への教育がかなり制限され、院生のかなり多くが予備校の教材に依存するというダブルスクール化に似た状況があると聞く。この現状について、予備校講師や予備校生からの本音を聞く作業は重要といえる。法科大学院生として言えない本音が、予備校生としての匿名の意見ならば聞けるはずである。</p> <p>また(検討結果)にある法科大学院修了直後の受験者の合格者率が最も高いから、法科大学院教育が司法試験との間には相当の連関があるとするのも論理的に無理がある。試験を前提とした講習においては、ほとんどの場合終了直後の合格者が高いのが一般的である。具体的には大学受験に対する現役の高校生や医師国家試験の受験生をあげることができる。優秀な受験者はすぐ合格するし、逆にすぐ合格しない受験者は優秀でないからなかなか合格しないのである。多様な教育コースがあって、ある教育コースのみ合格率が高ければ、そのコースの教育方法が優れているといえる。しかし法科大学院修了者しか原則司法試験を受験していないのだから、終了直後の合格者率が高いから、法科大学院教育がよいなどとは全くだめである。さらには、医学部受験の際の大学医学部の偏差値と医師国家試験の合格率は決して相関していないが、法科大学院の場合、学部入学の際の偏差値と司法試験合格者数や率の間には相関性がかかり存在している。難関校や旧司法試験の合格者数に実績があった大学ほど、法科大学院においてもその大学の出身者の率が高いと思われる。</p> <p>つまり医師の育成には、入学時の個人の能力以上に医学部の教育が関与するが、法科大学院教育はその逆で、教育よりも入学してくる個人の資質に負うことが大きいといえる。法科大学院の各校毎の合格者数の歴史はそれを証明していると考えられる。現状司法試験に合格するためには、優れた資質であることが最大の条件で、司法試験予備校であろうと、法科大学院であろうとこの条件以上のものではないのではないだろうか。</p>

<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p><意見> 経済的な問題が法曹志願者を減少させている。さらにそれが志願者の多様性どころか合格者の質の低下をもたらしている可能性が高い。</p> <p><理由> 法曹志願者の減少について、(検討結果)に「司法修習を終えた後も、法律事務所等に就職して活動を始めることが困難な者が増加しているといわれる状況にある一方、」とあり後半は法科大学院での経済的負荷のリスクが述べられている。まず日本語がおかしい。Aの理由はBであるが一方、Cでもあるという文では、BとCは相反する内容でなければならない。上記の文は志願者数の減少が将来と目の前の経済的な問題によるとしており、前半も後半も経済的理由という同質の内容である。また増加しているといわれる状況という文においても、「いわれる」を入れることで、その可能性もあるが、そうでない可能性もあることになる。いくつもの法律事務所にアンケート調査をおこなえば、就職の倍率がいかに現在高いかがわかるし、第一この数年の司法研修の修了者の追跡調査がなされていないのだろうか。このような簡単に取れるデータも取らず会議を重ねても無意味だし、逆にデータがあるならば、いわれるなどというあいまいな表現を使うべきではない。さて志願者の減少だが、すなわち質の低下がおこっているとみるべきなのである。例えば500人の合格者に対し20000人の志願者がいた試験が、2000人合格者に対し半分の10000人に志願者が減少したとする。この場合以前合格していた500人を形成したグループが、現在の上位500人のグループと対応しているかの吟味は大切である。かつての試験でも合格した様な優秀な層が、現在の志願者になっていない危険性が極めて高いのではないのだろうか。弁護士のような極端な収入の減少が生じれば、優秀な層から他職種へ流れることは一般的なはずである。数年前産婦人科崩壊といわれるほど公的病院から産婦人科医の離職が相次ぎ、お産の施設がなくて妊婦が困る状況がおきた。当時の産婦人科学会の責任者の著書によれば、石原都知事にお願ひし、都立病院の産婦人科部長の給料を大きく増額するなど待遇を改善したという。この結果都立病院に産婦人科医がまた戻ってきているそうである。医療訴訟のリスクが最も多い産婦人科でさえ、リスクの回避がなされていなくても、経済的な補償が、よい人材の確保につながっている。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p><意見> 質の良い志願者の確保、またこれが合格者数の増加につながるので、まず第1になすべきことである。</p> <p><理由> (2)にもある様に、志願者の減少が経済的な理由と大きく関係している。医師の場合、研修医制度が変更に伴い研修医の経済的な支援はかなり改善された。以前は保険証も交通費もせず、特に私立大学においては本来支給される手当も大学に入り、研修医は殆ど無給の状態にあった。したがって、民間病院の夜の当直のアルバイトをする(現在は医療業務以外のアルバイトも禁止)などの必要があった。当時においては、研修医からすれば司法修習生はかなり恵まれた存在に映っていた。ただし無給に等しい以前の研修医でも、民間病院でのアルバイトで食べていく道があったが、司法研修生においてアルバイト禁止のまま待遇が改悪されては、志願者が減少するのは当然といえる。早急に元に戻すべきではないのだろうか。</p>

<p>第3 2</p>	<p>法科大学院について</p>	<p>3,4,5とも関連する教育についての項目で、特にこの2の比重が多いことから一括してこの項目で問題を論じる。</p> <p><意見> 現在の形の法科大学院の存在には疑問を感じざるを得ない。もし法科大学院が存続するならば、司法試験に合格していない法学部教員から実務家主体の教育に移行すべきである。さらに法学者であり実務家でもある教官の育成が急務と考える。</p> <p><理由> まず「法科大学院の統廃合……法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討する」の文章が不思議である。現在法科大学院終了者しか司法試験を受けていないのだから、法科大学院から合格者数がでるのは当たり前で実績でも何でもない。以前の司法試験で、「司法試験予備校が合格者を相当輩出してきたから、司法試験予備校の教育が司法試験にもっともよくこの制度をかえるべきでない」というようなものである。定員数についても「法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹需要、司法試験合格者数の推移などを見つつ、見直す」とあるが、活動領域が拡大し、需要はあるとして、合格者数を増加させたのだから、合格者数に見合う需要がなかったことをまず反省すべきである。裁判官や検事の定員を原則増やさなければ、司法研修所終了後約9割が法律事務所に勤め弁護士になることは最初からわかっていたはずである。そうならば現制度に移行するかなり前から法律事務所の業務拡大がなされる施策をおこない、法律事務所が新しく弁護士を受け入れる土壌を育成しておく必要があったはずである。実際は司法書士の業務内容の拡大にともなう弁護士業務の縮小など、決して法律事務所に有利な方策がなされてきたとは思えない。また就職先として法科大学院も含めてなぜ大学が積極的に受け皿になろうとしないのだろうか。大学教員であり弁護士でもある大学人の育成も法科大学院として大切な業務といえる。8割が医師の資格さえない生物学者などの教官によって医学部教育がおこなわれ、医師になったあとはその9割が開業医に就職し、医学部の教官になるものは一部に過ぎないとしたら国民のだれもが異常に感じるはずである。以前、歯科医師は資格を取ったあとは歯科開業医に就職し、実際の臨床の腕を磨き新たに開業するというケースが多くみられた。しかし現在は研修制度がもうけられており、卒後ある期間大学で研鑽を積む歯科医は増えている。一時代前は、研究は大学だが、実地の医療は開業医とされる風潮が歯科にはあったようである。しかし歯科医療が大きく発達するに伴い、大学での研鑽が大切になってきたと思われる。ただし歯学部で歯科の学生を指導するのは歯学部の病院で臨床にあたる大学人の歯科医師であることは昔から変わりはない。以前は法学部出身者あるいは在籍者でも、有能な人材ほど弁護士資格を取り、大学には残らなかったと聞く。結局大学での法理論の研究と実際の法が適応される場とは乖離し、法学者と弁護士の棲み分けがなされた世界があったのだろう。しかし法科大学院を設置するならば、大学人であり弁護士でもある人材の育成は急務といえよう。外科医でもないどころか医師でもない生物学者が外科を教え、教え子の卒後の研修先すら覚束ないまま外科医を育てた気になっていれば異常極まりない。法科大学院の現状はまさにこのように映る。法科大学院や法学部が積極的に司法修習修了後の受け皿になればかなりの問題の解決につながるのではないのだろうか。ともかく無資格者が実務家になる教育をおこなえると思っている現状は変えなければならない。法の実務など資格も経験もなくも教えられるということは、実務家の知識、経験を全く認めていないことになる。したがって実務家に対する畏敬の念など持っているとは思えない教官が、その実務家を目指す学生を教育していることになるが、本当に教育が成り立つのだろうか。ともかくウイトゲンシュタインの「論考」を引用するまでもなく、「語り得ぬものには沈黙しなければならない」ことは大切である。</p>
-----------------	------------------	---

			<p>さて司法試験の内容だが、受験の小手先テクニックでは受からないようにするために法科大学院の制度にしたのに、司法試験予備校やその教材に頼るような実質上のダブルスクール化が行われているのならば、司法試験の内容はそもそもそう改善の余地が乏しい洗練されたものであった可能性がある。したがって教育方法もある程度確立され、それをうまく教える能力のある予備校の教員や教材の需要があるのは当然ではないだろうか。それならば法科大学院そのものがおよそ無用だった可能性が出てくる。中学受験に対して受験問題の内容が変更されることなくゆとり教育がおこなわれれば、進学塾とのダブルスクール化が小学校でおこることになる。学業が優秀な小学生にとって小学校が勉強を学ぶ場ではなくなっている。ダブルスクール化とは、小学校であれ、大学院であれ本来の学校が機能不全に陥っていることを示しているのである。したがってある種のダブルスクール化は、法科大学院への強烈な本音の批判なのであり、もっと真摯に受け止める必要がある。</p>
		<p>全体に対する意見</p>	<p>「会議の取りまとめ」の内容が項目別にもかかわらず重複が多くみられ、コメントもまた重複が多くなりました。医学部教育とその後の卒後教育と比べたとき、あまりにも法科大学院の教育には問題があり、また無責任な印象を受けます。また「取りまとめ」には、詭弁とも思われる言説やパラドックスともいえる自己矛盾な言説に感じられる内容が多くみられることは指摘した通りです。結局、少子高齢化対策のための大学法学部の生き残りや法学部教官の思惑の方が、国民のための司法やその専門家を指す学生の将来よりも優先されて議論されているからなのではないでしょうか。法曹制度検討会議の委員にはもっと司法試験合格者をいれるべきです。また委員でなくてもオブザーバーとして、法曹関係の様々な職種について法科大学院の卒業生を、バイアスを避けるため10・20名程度入れるべきではないのでしょうか。予備校関係者だって、目蔭者扱いをせず委員やオブザーバーに入れたほうが良いと思います。さらに弁護士資格のある政治家はどうでしょうか。自民党なら谷垣禎一先生、高村正彦先生、民主党なら枝野幸男先生、公明党なら山口那津男先生など国民から高い見識と高潔な人柄を支持されている方々がいます。また自民党の古川俊治先生は医師であり弁護士ですから、医学部教育と法科大学院教育の対比を鮮やかに論説して下さい。さらに現職国会議員が無理なら、政界を引退された自民党の津島雄二先生や公明党の神崎武法先生など素晴らしい方がいらっしゃいます。制度設計など国家や行政の関与が強く求められる内容に対し、政治家と弁護士を兼ねた方達の意見は極めて重要と思えますし、様々な方策が具体化されていく期待感を持つことができます。会議の取りまとめの内容は、具体性に極めて乏しいことが欠点なのだと思います。以上ですが、中間とりまとめの問題点に対する素人の愚かな言説と断じず、幾許かでも耳を傾けて頂ければ幸いです。</p>
2,275	5/13		<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に関する意見募集について、下記のとおり意見を提出します。</p> <p>1 当会会長声明 1枚 (中間的取りまとめ第2、第3の1(3)及び同2(1)に関するもの)</p> <p>2 当会意見書(上記意見募集以前の当会決議等をまとめたもの) 5枚 (中間的取りまとめとの対応については別紙のとおり) 参照資料として</p> <p>(1)平成25年3月18日付け当会適正な司法試験合格者数に関する決議 (2)平成24年6月12日付け日弁連「法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)」に対する当会の意見 (3)平成22年5月26日付け当会平成22年度定期総会司法修習生に対する給費制の存続を求める決議</p>

- (4)平成22年11月4日付け司法修習費用給費制に関する「裁判所法の一部を改正する法律」施行にあたっての■■■■■弁護士会会長談話
- (5)平成22年11月26日付け司法修習生に対する給費制を1年延期する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立にあたっての会長声明
- (6)平成23年9月2日付け法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめにあたっての会長声明
- (7)平成24年11月30日付け司法修習生への給費制復活を含む適切な経済的支援を求める会長声明
- 3 当会司法修習委員会の意見書 6枚
- 4 当会司法問題対策委員会の意見書 12枚
- 5 当会法科大学院委員会意見書 23枚
- 6 当会司法修習費用給費制維持緊急対策本部意見書 3枚

法曹養成制度検討会議・
中間的取りまとめに関する
会長声明

政府の法曹養成制度検討会議における「中間的取りまとめ」が公表され、現在、パブリックコメントに付されている。今後、パブリックコメントの結果を踏まえて、同会議が最終的な取りまとめを行い、法曹養成制度関係閣僚会議が、今年8月2日までに一定の結論を得るとされている。この「中間的取りまとめ」は、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度の在り方という、法曹養成制度及びこれに関連する法曹の在り方に関わる重要事項についての検討結果を取りまとめたものであるが、現時点における様々な問題への対処としては、不十分な点も少なくない。すなわち、第1に、今後の法曹人口の在り方については、司法試験の年間合格者数3000人という数値目標は現実性を欠くとして事実上撤回したことは評価できるが、法曹人口の大幅な増加にもかかわらず、訴訟事件や法律相談件数は増えておらず、法曹の法廷以外の分野への進出も限定的であり、更に司法修習終了者の就職難が深刻化し、実務経験による技能習得の機会が十分得られない新人弁護士が増えている等の現状からすれば、中間的取りまとめにおける対処では不十分であるといわざるを得ない。日本弁護士連合会は、昨年3月15日、司法試験合格者数について、まず1500人まで減員し、さらなる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的重要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである等の提言を行っており、当会も、今年3月18日、同合格者数を1000人以下に減少すべきである等の決議を行った。これらの決議にあるように、当面の合格者数を減少させ、急増から漸増へ転換する方向性をより明確にすることが不可欠である。第2に、司法修習生に対する経済的支援の在り方については、「より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的が掲げられてはいるが、あくまで貸与制が前提とされており、上記目的が実現されるとは考えられない。当会では、給費制存続に向けた決議を行い、給費制復活のための会長声明等を発表しているところであり、今後予定されている最終的な取りまとめ及び関係閣僚会議においては、給費制の復活が明記されるべきである。第3に、法科大学院制度の改革に関する具体的施策としては、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方を強化するという内容等にとどまっており、法科大学院制度の危機的な現状についての認識が不足していると言わざるを得ない。現に、今春の法科大学院の入学者数は定員4261人に対し2698人と過去最低を更新したのに対し、「予備試験」出願者数は1万1255人と過去最多に達している。この入学者激減への対策は喫緊の課題として検討される必要があり、中間的取りまとめにあるような弥縫策では、この事態を解消することは困難と言わなければならない。当会では、昨年6月、「法科大学院制度の改善に対する具体的提言(案)」についての日本弁護士連合会からの意見照会に対し、法曹志望者が激減している事態を踏まえ、「法科大学院課程修了を司法試験の受験資格から除外すべき」との法科大学院制度の抜本的改革を促す一つの視点を示したところである。その他、中間的取りまとめについては、法曹の活動領域拡大に向けた国の積極的な取組、司法試験受験回数制限の緩和、制度趣旨を踏まえた予備試験の在り方に関する検討、司法修習の充実に向けた検討など、その内容を具体化すべき課題が少なくない。当会は、法曹養成制度検討会議が、これらの諸課題について、パブリックコメント等を通じて寄せられる意見を十分検討し、最終取りまとめにおいては、現在の法曹養成制度等の問題の解決に向けた抜本的な施策を提言されるよう強く期待する。

<p>第1</p>	<p>法曹有資格者の活動領域の在り方</p>	<p>「○法曹有資格者の活動領域は、広がりがつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。」について。弁護士の急増にもかかわらず、裁判官はそれほど増えず、裁判官不足による訴訟遅延は、国民を裁判から遠ざける要因となっている。裁判官不足を補うために人証や検証を制限する等、審理の希薄化が進むなど簡略な審理に止めることでは、当事者の納得できる裁判とはならないばかりか、国民の権利を守るという司法の機能が不全であることとなる。このような状況では、国民が裁判を利用しようという気持にならないのは当然のことであり、国民の潜在的な需要を喚起するためには、現在の我が国の裁判制度と裁判所のあり方を見直す必要がある。(平成25年3月18日当会「適正な司法試験合格者数に関する決議」。以下、「合格者数に関する決議」という。)</p> <p>「○企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。</p> <p>○国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。</p> <p>○地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。」について。企業や国・地方自治体、あるいは海外等に需要があるという議論もなされているが、日弁連の調査結果は、見るべき需要がないことを報告している(弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討プロジェクトチームによる2008年3月7日付け報告書)。仮にあったとしても、毎年何百人とか1000人とかの弁護士を吸収できるような規模のものでないことは明らかである。(合格者数に関する決議)</p> <p>「○法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。</p> <p>○刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する。」について。仮に潜在的な需要があるとすれば、それは弁護士不足によって生じているものではなく、弁護士にとってはボランティア的に従事しなければならない不採算業務であるか、現在の裁判制度や裁判所のあり方等に起因して発生したものであると考えるべきであろう。無償でサービスを得られるのであれば弁護士に依頼したいというケースが多くあるであろうことは推測できる。しかし、無償では弁護士業務が成り立たないことは明らかである。こうした潜在的な需要を本当に現実の需要に変えようというのであれば、弁護士費用を公的に負担する制度の拡充が必要不可欠である。(合格者数に関する決議)</p> <p>「○日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。</p>
-----------	------------------------	---

		また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。」について。企業や国・地方自治体、あるいは海外等に需要があるという議論もなされているが、日弁連の調査結果は、見るべき需要がないことを報告している(弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討プロジェクトチームによる2008年3月7日付け報告書)。仮にあったとしても、毎年何百人とか1000人とかの弁護士を吸収できるような規模のものでないことは明らかである。(合格者数に関する決議)
第2	今後の法曹人口の在り方	「○社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない。」について。いわれるような潜在的な需要は存在せず、弁護士過剰の弊害が現実化しつつある。この点については、合格者数に関する決議のとおりである。 「○現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」について。年間合格者数の数値目標を1000人以下にすべきである。この点については、合格者数に関する決議のとおりである。 「○今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」について。上記のとおり。
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	「○「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。 ○「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。」について。(2)以下について述べるとおり、反対である。
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	「○法曹志願者の減少は、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験合格率は高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また、このことは、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。」について。合格率の低迷そのこと自体は志願者減少の理由にはならない。この点については、平成24年6月12日「日弁連」法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)に対する■■■■■弁護士の意見書(以下、「法科大学院に関する意見書」という)第2・2(2)のとおりである。司法試験の受験資格を得るためには、法科大学院課程の修了が条件となっており、それが志願者減少の主たる原因である。この点については、法科大学院に関する意見書第5・3のとおりである。法曹志願者数の減少の理由は、法科大学院制度のあり方にもかかわるが、根本的には弁護士としての職の魅力が急速に失われた結果である。合格者数に関する決議2(3)のとおりである。

<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>「○法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。」について。法科大学院制度が持つ基本的構造こそが社会人を含む法科大学院志願者を減少させる大きな要因となっている。この点については、法科大学院に関する意見書第2・2(1)のとおり、現状において、奨学金を受領できるとしても生活費を工面できない者は、法科大学院を志願することを断念せざるをえないこととなる。言い換えれば、経済的に恵まれた者だけしか進めない制度が法科大学院制度と言っても過言ではない。法科大学院に通うことそれ自体によって生じる時間的負担、職を有したまま法科大学院で学ぶことが基本的に不可能であることも障壁となっている。</p> <p>「○司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」について。貸与制を前提とした意見には反対であり、給費制を復活すべきである。貸与制の問題点、給費制の必要性については、当会平成22年5月26日「司法修習生に対する給費制の存続を求める決議」、平成22年11月4日「司法修習費用給費制に関する「裁判所法の一部を改正する法律」施行にあたっての■■■■■弁護士会会長談話」、平成22年11月26日「司法修習生に対する給費制を1年延期する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立にあたっての会長声明」、平成23年9月2日「法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめにあたっての会長声明」、平成24年11月30日「司法修習生への給費制の復活を含む適切な経済的支援を求める会長声明」のとおりである。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>「○法科大学院は、法曹養成のための専門職大学であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度(例えば7～8割)が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。」について。法科大学院課程修了を司法試験の受験資格から外すべきである。この点については、法科大学院に関する意見書第5・3ないし6のとおりである。</p> <p>「○司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度のものが司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。」について。合格率の低迷そのこと自体は志願者減少の理由にはならない。この点については、法科大学院に関する意見書第2・2(2)のとおりである。</p> <p>「○個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。」について。法科大学院の統廃合や定員削減を内容とする問題意識が現状の問題点に合致していない。この点については、法科大学院に関する意見書第2・1、第3・1(1)のとおり、法科大学院志願者数、適性試験志願者数、実入学者数とも、制度発足以後、激減している。この原因は、第2・2(2)のとおり、合格率が低いことによるものではない。第3・1(2)のとおり、こういった状況下で、学生定員の削減をはかることは、さらに志願者数を減員させることになりかねず、法学部志望者や法曹志望者を法曹の世界から遠ざける方向に作用し、その結果ますます法曹の質を維持できない状況に陥らせる虞が高い。大学の自治と自主性、教育の自由に対する干渉となりうることを当然のごとく提唱している。この点については、法科大学院に関する意見書第4・1(2)イのとおり、大学の自治と自主性に対する干渉となっている。現在の法科大学院は、文部科学省による設立認可を経て設立されたものであり、その運営は基本的に大学の自治のもとに行われている。しかるに、</p>

その統廃合をはじめとして、学生定員の上限・下限、入学試験の競争倍率、学生の定員充足率、司法試験合格率等において大学が遵守しなければならない基準を設定し、これに違反した大学に対しペナルティを科することを当然のように考えることは、大学の自治との関係で問題がある。法科大学院の統廃合は、実現困難な非現実的な提言である。この点については、法科大学院に関する意見書第4・1(2)ウのとおりである。

「○今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。この点については、法科大学院に関する意見書第3・2のとおり、現在問われているのは、いかにして優秀で多様な人材を法曹界へ迎え入れることができるのかであり、そのためには、現在発生している問題の根本的原因が現在の法科大学院制度にあることを認識した上で、その改革の検討をしなければならない。

「○現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。」について。法科大学院の統廃合や定員削減を内容とする問題意識が現状の問題点に合致していない。この点については、法科大学院に関する意見書第2・1、第3・1(1)のとおり、法科大学院志願者数、適性試験志願者数、実入学者数とも、制度発足以後、激減している。この原因は、第2・2(2)のとおり、合格率が低いことによるものではない。第3・1(2)のとおり、こういった状況下で、学生定員の削減をはかることは、さらに志願者数を減員させることになりかねず、法学部志望者や法曹志望者を法曹の世界から遠ざける方向に作用し、その結果ますます法曹の質を維持できない状況に陥らせる虞が高い。

大学の自治と自主性、教育の自由に対する干渉となりうることを当然のごとく提唱している。この点については、法科大学院に関する意見書第4・1(2)イのとおり、大学の自治と自主性に対する干渉となっている。現在の法科大学院は、文部科学省による設立認可を経て設立されたものであり、その運営は基本的に大学の自治のもとに行われている。しかるに、その統廃合をはじめとして、学生定員の上限・下限、入学試験の競争倍率、学生の定員充足率、司法試験合格率等において大学が遵守しなければならない基準を設定し、これに違反した大学に対しペナルティを科することを当然のように考えることは、大学の自治との関係で問題がある。

「○司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。」について。法科大学院課程修了を司法試験の受験資格から外すべきである。この点については、法科大学院に関する意見書第5・3ないし6のとおりである。この点については、法科大学院に関する意見書第4・3(2)のとおり、確かに、学生の経済的負担を軽減するための予算措置を講ずること自体は、望ましいことである。しかしながら、司法修習生に対する給費制の問題を念頭におくと、司法試験に合格するかどうか分からない段階で、国が法科大学院及び大学院生のために、今後も100億円を超える規模の多額の金額を投入し続けることには疑問があると言わねばならない。

「○このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。」に

		<p>「○。入子の自由と自己は、教育の自由に対する「○」となつたことを当然のこと、提唱している。この点については、法科大学院に関する意見書第4・1(2)イのとおり、大学の自治と自主性に対する干渉となっている。現在の法科大学院は、文部科学省による設立認可を経て設立されたものであり、その運営は基本的に大学の自治のもとに行われている。しかるに、その統廃合をはじめとして、学生定員の上限・下限、入学試験の競争倍率、学生の定員充足率、司法試験合格率等において大学が遵守しなければならない基準を設定し、これに違反した大学に対しペナルティを科することを当然のように考えることは、大学の自治との関係で問題がある。</p>
第3 2 (2)	法学未修者の教育	<p>「○法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「○共通到達度確認試験(仮称)」の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討するべきである。 ○法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。」について。教育の自由に対する強い干渉であると言わなければならない。すなわち、成績判定、進級・修了判定は、基本的に教員の教育権に属する事柄である。この点については、法科大学院に関する意見書第4・2(2)イのとおりである。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>「○受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。」について。極めて問題であり、受験回数制限は、完全に撤廃すべきである。この点については、法科大学院に関する意見書第4・5(2)のとおりである。</p>
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>「○法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。」について。司法試験合格者の質の低下が指摘されているにもかかわらず、これをさらにやさしい試験に変えるというようなことは、事態の解決につながらないばかりか、逆行することにもなる。したがって、基本的には賛成できない。この点については、法科大学院に関する意見書第4・5(2)のとおりである。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>「○予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。」について。法科大学院課程修了を司法試験の受験資格から除外すべきである。この点については、法科大学院に関する意見書第5・3ないし6のとおりである。</p>
第3 4 (1)	法科大学院教育との連携	<p>「○司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。」について。現状は、実務との架橋を強く意識した教育とはほど遠いものとなっているという指摘がある。また実務との架橋を強く意識した教育を行うとしても、基礎的な法律的知識が不足している法科大学院生を相手にする場合にはその教育効果が上げられないという指摘もある。この点については、法科大学院に関する意見書第4・2(2)アのとおりである。</p>

適正な司法試験合格者数に関する決議

日本弁護士連合会は、2012年3月15日、「法曹人口政策に関する提言」(以下、提言という)を理事会で採択し、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべき」であることを提言し、その実現を政府を初めとする関係方面に働きかけてきた。

しかしながらこの提言後も、平成24年度の司法試験合格者数は、2102人と従前同様にほぼ据え置かれたままになっている。提言が検証するべきであった法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要及び問題点の改善状況を見ても、この1年間に期待された状況の好転は見られない。法科大学院教育や司法修習制度に格別の改善がなされたとか、教育効果が向上したとかの情報はないばかりか、司法修習生に対する給費制は廃止されたままで、司法試験に合格しながら司法修習を受けることを躊躇するものが3割近くもいるという異常な状況にあり、法曹養成の状況はむしろ悪化しているともいえる。法的需要は増大しないばかりか、期待された潜在的な需要は現実化していない状況にある。そのため、弁護士の激増に伴う混乱状況はますますその深刻さの度合いを深めていると言っても過言ではない。

毎年12月の一括登録時点における弁護士未登録者数は、毎年増加しており、通常の勤務弁護士としての就職ができない層が広がっている。これは、これまで重要なオンザジョブトレーニングとしての機能を果たしてきた勤務弁護士の慣行が一部において崩壊を始めていることを意味している。このような混乱状況の中で国民の基本的な人権を守るという重要な使命をになう弁護士の質を維持できるのかという危惧が増大している。また就職さえもままならないことに象徴される弁護士の職業としての魅力の減退は、法曹志願者数の著しい減少につながっている。法科大学院入学のための適性試験の志願者数並びに法科大学院の入学者数は、当初と比較して、毎年大きく減少している。これらの状況は、法曹界に有為かつ多様な人材が集まらなくなってきていることを示しており、このままでは司法が人的側面から空洞化していくことにもなりかねず、今まさに国の将来にとって極めて重大かつ深刻な事態を迎えているといわなければならない。

現在の事態が更に進展することを食い止めるためには、このような状況を座視することはできない。速やかに司法試験合格者数を年間1000人以下に減少させるべきである。

以上のとおり、決議する。

第17号議案 適正な司法試験合格者数に関する決議採択の件

1 司法試験合格者数を巡る現状と審議会における審議状況

(1)合格者急増と審議会の設置

司法試験の合格者数は、司法制度改革審議会(以下、司法審という)意見書(2001年6月12日)に基づいて急速に増員されたが、2008年に2200人に達した状態で頭打ちとなっており、当初の目標とされた3000人を達成するめどは全く立っていない。弁護士の就職難が急速に進むなど、急増した法曹を十分受け入れることのできる社会的状況が存在しなかったことや、合格者の急増によって合格者の質が低下したことなどが原因として指摘されている。一方、新設された法科大学院制度についても、志願者数の激減、司法試験合格率の低迷をはじめ、その教育内容についても様々な問題点が指摘されている。

このような問題点を解決するため、2011年5月、政府関係者と有識者で構成される「法曹の養成に関するフォーラム」(以下、フォーラムという)が設置された。フォーラムは、2011年8月31日、司法修習生に対する給費制を廃止して貸与制にするべきである旨の第一次とりまとめを行い、2012年5月10日に論点整理をとりまとめた後、活動を休止した。そして、同年8月、フォーラムの委員を基本的にそのまま残し、これに新たに4名の有識者を加えた「法曹養成制度検討会議」(以下、検討会議という)が発足し、2013年4月までに要綱素案をとりまとめるべく、現在精力的な審議が続けられている。

日本弁護士連合会(以下、日弁連という)は、2012年3月15日、「法曹人口政策に関する提言」を理事会で採択し「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべき」であることを提唱した。しかし、検討会議では、司法試験合格者数の減員を明確に求める意見も出されてはいるものの、それは少数にとどまっている、むしろ同会議の有識者には法科大学院関係者が多数委嘱されていることもあり、司法試験合格者数の減員が実現されるか否か覚束ない状況というべきである。減員に反対する主な見解は、まだまだ潜在的な需要はあるとするものである。

(2)潜在的な需要論について

潜在的な需要があるという見解は、司法審の時代から増員の根拠として常に主張されてきた。弁護士が増えれば、この潜在的な需要が顕在化するともいわれてきた。しかし、そうした見解の下に弁護士数を激増させてきたにもかかわらず、現実には需要が喚起されることはなかった。

2003年と2011年を比較してみると、弁護士人口は1万9508人から3万0485人へと56%増加したにもかかわらず、裁判所の全事件数は611万5202件から405万9773件に34%も減少した。

なお、この事件数の変化は、破産事件における事件番号の振り方の変更などによって生じたものもあり、現実の紛争の数的変化を反映していない要因も含まれてはいるが、少なくとも事件数が増えていないことは事実である。そして、地裁民事第一審通常訴訟事件(ワ号事件)は、2009年の23万5508件から2011年の19万6380件にまで減少し、過払金事件を除くと約10万件にすぎない。これは、弁護士1万人時代の事件数に相当する。

このような事実は、弁護士を増やせば需要が現実化するという訳ではないことを示している。むしろ、いわれるような潜在的な需要は存在しないことをあらわしていると見るべきであろう。仮に潜在的な需要があるとすれば、それは弁護士不足によって生じているものではなく、弁護士にとってはボランティア的に従事しなければならない不採算業務であるか、現在の裁判制度や裁判所のあり方等に起因して発生したものであると考えるべきであろう。無償でサービスを得られるのであれば弁護士に依頼したいというケースが多くあるであろうことは推測できる。しかし、無償では弁護士業務が成り立たないことは明らかである。こうした潜在的需要を本当に現実の需要に変えようというのであれば、弁護士費用を公的に負担する制度の拡充が必要不可欠である。

また、弁護士の急増にもかかわらず、裁判官はそれほど増えず、裁判官不足による訴訟遅延は、国民を裁判から遠ざける要因となっている。裁判官不足を補うために人証や検証を制限する等、審理の希薄化が進むなど簡略な審理に止めることでは、当事者の納得できる裁判とはならないばかりか、国民の権利を守るといふ司法の機能が不全であることとなる。このような状況では、国民が裁判を利用しようという気持ちにならないのは当然のことであり、国民の潜在的な需要を喚起するためには、現在の我が国の裁判制度と裁判所のあり方を見直す必要がある。

なお、企業や国・地方自治体、あるいは海外等に需要があるという議論もなされているが、日弁連の調査結果は、見るべき需要がないことを報告している(弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討プロジェクトチームによる2008年3月7日付け報告書)。仮にあったと国民が弁護士を依頼するのは一生に一度あるかないかのことだからである。そのため、多くの国民が「淘汰される」弁護士によって被害を蒙ることになる。弁護士をこのまま大量増員することは、国民の被害を大量発生させることにもなりかねない。

日弁連の提言(4頁)でも述べているように、自由競争によって弁護士の質を担保することはできないことから、資格認定を厳格にすることによって、国民生活を守る必要があるのである。

(2)弁護士の就職事情とOJT

従前は、新人弁護士は既存の事務所に勤務弁護士として就職し、先輩弁護士の指導の下で研鑽を積んで独立するというのが通常であった。この勤務弁護士の慣行は、司法修習を修了しただけではまだ一人前といえない新人弁護士を実践的に鍛える場(オンザジョブトレーニング以下「OJT」という)を提供するものとして、重要な意味を有するものである。

ところが、合格者の急増によって、弁護士の就職状況は様変わりをしている。たとえば、一括登録時点における弁護士未登録者数は、2011年12月の400人(20.1% 修習修了者に対する未登録者の割合である)から2012年の546人(26.3%)にのぼった。このうち、弁護士会費の支払いを1ヶ月遅らせる目的のものは約30%程度で、就職できなかったことによるものが約70%程度と推測される(法曹養成検討会議資料「弁護士未登録者数の推移比較」)。仮に就職という形をとったとしても給料はなく、事務所の一角に机だけを借りて仕事をする勤務形態(いわゆる軒先弁護士)、あるいは事務所への就職ができず、最初から1人で独立する就業形態(いわゆる即独弁護士)が広がっている。OJTの一環であった勤務弁護士の慣行が一部において崩れてきているのである。

勤務弁護士の経験を経ないことによるOJT機能の低下は、深刻な事態として受け止めるべきである。このまま需要と供給のアンバランスが続くなら、実務経験の乏しい弁護士が大量に生まれることとなり、国民の基本的な人権を擁護する機能が大きく低下し、国民生活にも重大な影響を与えることになりかねない。

(3)法曹志願者数等の激減

以上のような弁護士の世界の激変状況は、法曹志願者数等にも大きな影響を与えている。すなわち、法科大学院入学希望者が必ず受験しなければならない適性試験の志願者数は、適性試験が実施された最初の年である2003年には約5万人と考えられていたが、2012年には6457人(うち、法科大学院入学有資格者の受験者数は5801人)にまで落ち込んだ。10年で10数%にまで減少したことになる。

これを提言発表の前後で比較すると、適性試験の受験者は提言発表の前年である2011年に7829人であったものが、提言発表後の2012年には6457人に減少し、法科大学院の入学者数も、提言発表の前年に3620人であったものが、提言発表後には3150人に落ち込んでいる。さらに今年は約2500人にまで減少するとも言われている。更には潜在的な法曹志願者とでも言うべき大学受験生の法学部離れとしても表れており、法学部志願者は2012年に比べて2013年は、国公立では8%、私立では4%減少している。

かつての司法試験は、合格者500人前後、合格率2~3%という難関であったが、常に2~3万人が受験していた。それがここまで落ち込んだ理由は、法科大学院制度のあり方にもかかわるが、根本的には弁護士としての職の魅力が急速に失われた結果であるといわなければならない。すなわち、司法試験に合格できたとしても、就職できるかどうか分からない、仕事があるかどうか分からない、生活していけるかどうか分からない、法科大学院並びに修習期間中に抱えた多額の借金を返済していけるかどうか分からないということになれば、法科大学院において多額の金銭的負担と長年月をかけ困難な勉強にも耐えて、石にかじりついても法曹になりたいという意欲が薄れていくであろうことは見やすい道理である。

このこととの関連で、注目されるのは、司法試験に合格した65期の修習生のうち3割弱のものが司法修習を辞退することも考えたという調査結果(2012年日弁連アンケート調査)である。その理由は、貸与制に移行したことによる経済的な不安を挙げるものが9割弱、就職難や弁護士になってからの経済的困難を挙げるものが7割弱となっている。

既に司法試験に合格したものでさえ、法曹になることをこのように躊躇している事態は、まさに異常といわなければならない。

法曹志願者数が激減しているという事実は、法曹界に有為かつ多様な人材が集まらなくなっていることを示している。今更申すまでもなく司法は、三権の一翼を担う国家の根幹をなす制度であり、国民の基本的な人権

を守る最後の砦として機能すべきものである。この司法を担う法曹に人材が集まらなくなるということは、人的側面から司法が空洞化していくことを意味しており、国の将来にとって極めて重大な事態であるといわなければならない。先述したとおり、法曹志願者数が年々しかも大幅に減少している状況を鑑みれば、今や待ったなしの状況と言っても過言ではない。この深刻な事態を一刻も早く解決しなければ、取り返しのつかない事態を招くことになりかねない。

3 司法試験合格者数を年間1000人以下にすることの必要性

(1)2012年3月提言以降における事態の変化

したがって、提言の趣旨に従うなら、速やかに司法試験合格者数を1000人以下にすべき時期に来ているというべきである。

(2)会員アンケートの結果

2012年1月に実施した当会会員を対象としたアンケート調査(回収率30%)では、適正な司法試験合格者数を尋ねたのに対し、1000人以下とする回答の合計が65.5%を占め、1500人に減員し更なる減員は検証しながら行うという回答27.4%を大きく引き離していた。仕事量に関する質問についても、減少しているが61.9%、増加しているが41%であり、愛知県の弁護士の充足状況に関する質問については、過剰が78.9%、不足が0.6%という結果であった。

また、同年10月に実施された中弁連のアンケート調査における当会会員の回答(回収率17%)では、適正な合格者数に関する質問に対し、1000人以下が合計84%(内訳500人17%、800人16%、1000人51%)、1500人が15%、2000人が3%であった。また、仕事量に関する質問は、減少が62%、増加が8%、弁護士充足状況に関する質問については、過剰が84%、不足が1%という結果であった、このように、会員の意識としては、1000人以下にすべきであるとするものが圧倒的多数であった。

(3)まとめ

弁護士の充足状況は、東京・大阪・名古屋を初めとする大都会においては既に飽和状態を乗り越えており、弁護士の世界に参入できないものが続出する状態にある。地方都市やかたて弁護士過疎といわれた地域においても、既に充足されているというのが大方の弁護士の実感であろう。従って、これ以上弁護士を増加させる必要性はないと言える。

法曹三者での毎年の自然減は約500人程度である。従って、弁護士の過剰を食い止めるためには、本来であれば司法試験の合格者を500人程度に減少させることが必要となる。

しかしながら、現在2000人程度の合格者数を、一挙に500人程度とすることには、弁護士の適正人口を実現すること自体の効果とは別に、様々な問題が生じ得ることも考慮しなければならない。

例えば、3000人の合格者を供給することを前提として開設された法科大学院制度との兼ね合いは、困難な問題である。法科大学院のために法曹養成制度があるのではなく、法科大学院は望ましい法曹養成制度のためにあることからすれば、あるべき法曹制度が優先することは当然のことである、しかしながら、法科大学院関係者、特に法科大学院で学ぶ若者達が現に存在していることも無視することは許されないことであり、合格者の減員は、あまりに急激であってはならない。即ち、国家政策の転換をはかる場合はそれなりに慎重さが求められるものであるから、直ちに500人にすることが正しいとは言い切れない。

このような考案に基づき、当会は司法試験合格者を速やかに1000人以下にすることを提言するものである。

日弁連「法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)」に対する当会の意見

2012(平成24)年3月27日付け「意見照会」(日弁連法1第387号)による日弁連「法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)」について、当会の意見は下記のとおりです。

(意見の趣旨)

「法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)」は、現在の法曹養成過程において発生している問題を解決する方策にはなり得ないものであり、このような各提言にはいずれも反対である。この問題を解決するためには、法科大学院課程の修了を司法試験の受験資格から除外することを提言すべきである。

(理由)

第1 日弁連提言案の背景事情とその内容・立脚点

1 日弁連「法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)」の内容

2012(平成24)年3月27日付け「法科大学院制度の改善に関する具体的提言(案)」(以下「提言案」という)は、「法科大学院志願者は、絶対数においても、非法学部・社会人の割合においても減少を続けている」ことを指摘し、その原因として、「当初想定を大きく下回る司法試験合格率、司法修習生のいわゆる就職難、これらの状況下における経済的負担感の増大などの理由」を挙げている。

また、「法科大学院による教育の質の格差によって、法律基本科目等の基本的な知識・理解が不十分な修了者、論理的表現能力が十分な修了者が一部に見られるなど、法曹の質の確保という観点から看過できない状況が生じている」とし、法科大学院のあり方について、緊急に改善を要すべき大きな課題に直面しているとしている。

そして、その改善策として提言の趣旨第1項(1)(2)において、法科大学院の統廃合定員削減(入学者総数年間3000人を下回ることを目指して)を中核とした諸施策を提言している。法曹志願者の激減に歯止めをかけることが出来るかどうか、当面の最も重要かつ深刻な課題であることからすると、この提言の趣旨第1項(1)(2)による施策が、本提言の要であると言っても過言ではない。

2 提言案の基本的考え方

法科大学院修了者の7～8割が司法試験に合格できるという当初の構想は、大半の修了者が司法試験に合格できるという安心感を学生に与えることで、学生が受験技術の習得に走ることなく、落ち着いて法科大学院での学習に専念させることに大きな理由があった。

そして、提言の趣旨第1項(1)(2)の法科大学院の統廃合と定員削減案は、法科大学院の学生定員を削減すれば、司法試験受験者数が減り、司法試験の合格者数が変わらなければ合格率は上昇することになる。そうなれば、法科大学院の志願者も増え、非法学部・社会人の割合も増大することになる、という考えに立脚するものである(法科大学院センターニュース2011(平成23)年5月1日発行)、と思われる。

こういった考えに立脚して、日弁連は、緊急事態に対応する策として、2009(平成21)年1月16日付け「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」を公表し、法科大学院の1学年総定員数を当面4000名程度にまで大幅削減することを提言した。さらに、日弁連は、2年後の2011(平成23)年3月27日付け「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」で4000名程度にまで1学年総定員の削減を緊急に実現するよう求めつつ、さらなる削減を提言した。今回の提言案は、従前の提言を念頭に、法科大学院の統廃合と入学者総数年間3000人を下回ることを目指した定員削減を提言するに至っているのである。

第2 法曹志願者の激減の実態とその原因

1 法科大学院志願者数等の激減の実態

2012(平成24)年1月30日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第46回)が発表した「法科大学院の現状に関するデータ」によれば、法科大学院志願者数の推移、入学定員、実入学者数の状況は、別紙1のとおりである。

別紙1の表によれば、法科大学院志願者数等は2007(平成19)年以降いずれも減少している。別紙1の志願者数は、一人の者が複数志願しているため、直ちに志願者実数とは言えないとしても、当初の3分の1以下となっている。また、実入学者数は、初年度を除き毎年定員数を割り込んでおり、後に述べるように2009(平成21)年以降は極めて大きく割り込む状況となっている。

また、法科大学院適性試験志願者数の状況を示すと、別紙2のとおりである。別紙2の表によれば、法科大学院発足の初年度である2003(平成15)年における適性試験志願者数は、大学入試センターが3万9350人、法務研究財団が2万0043人で、重複志願者を除いても約5万人が受験したとされていた。それが2011(平成23)年の適性試験の志願者実数は、法務研究財団のみの7829人(大学入試センターは適性試験から撤退した)へと激減し、当初の約15%になってしまった。

2012(平成24)年の全国統一適性試験第1回志願者数が前年比12.6%減の5186名、第2回志願者数は前年比19.1%減の5974名であり、前年度の志願者実数7829名を前提として、今年度の志願者実数を16%減(第1回、第2回の前年比の平均値)と想定すると、6577人になる。制度発足時の実に7分の1(約13%)以下になってしまった。

司法試験を受けるためには法科大学院課程の修了が必要とされ、法科大学院に入学するためには必ず適性試験を受けなくてはならない。適性試験志願者実数が即ち法曹志望者数となり、その志望者数が6000人台にまで減少している現状にある。したがって、日弁連が指摘しているように志願者数の大幅な減少に歯止めをかけることが緊急課題となる。

2激減の原因

(1)現行法科大学院制度の基本的構造

現行の司法試験制度では、原則として法科大学院課程を修了することが司法試験の受験資格となる。それゆえ、法曹を志す者は、法科大学院で学ばなければならないこととなるが、法科大学院に通うことそれ自体によって経済的にも時間的にも多大な負担を伴うことになる。さらに法科大学院に入学しても司法試験に合格することができないかもしれないという不安に加えて、合格しても司法修習生の就職難といった状況下にあっては、法曹を志願する者は、これらの厳しい負担を覚悟しなければならない事態になっている。

即ち、法科大学院に入学して、3年間学ぶと、学費だけでも、平均して、国立においては約271万円、私立においては約427万円を要し、加えてその間の生活費も負担しなければならない。たとえ、奨学金などによって学費が賄える者であっても家庭を抱えるなどして生活費の負担に耐えられない者は、法科大学院に通うことが事実上困難となる。

したがって、奨学金を受領できるとしても生活費を工面できない者は、法科大学院を志願することを断念せざるをえないこととなる。言い換えれば、経済的に恵まれた者だけしか進めない制度が法科大学院制度と言っても過言ではない。

加えて、法科大学院に通うことそれ自体によって時間的負担も生じる。職を有したまま法科大学院で学ぶことは基本的に不可能であり、法科大学院に入学しようとするれば、現在の職を辞めなければならない。大学時代に受験を志望する者(優秀な人材も多く含まれると推測される)や既に職を得て働きながら法曹に転職を考えている者たちにとって、法科大学院の存在は高い障壁となっている。

このような法科大学院制度が持つ基本的構造こそが社会人を含む法科大学院志願者を減少させる大きな要因となっている。

提言案は、「法科大学院志願者は、絶対数においても、非法学部・社会人の割合においても減少を続けている」ことに危機意識を募らせているが、その現状の問題点は、上記のように現行法科大学院制度の基本的構造に由来しているといわねばならない。

(2)合格率の低迷そのこと自体は、志願者減少の理由にならないこと
第1回の予備試験が実施された2011(平成23)年の予備試験志願者数は、法科大学院在學生を除くと8699人となっている。これに同年の適性試験志願者数7829人を加えると、1万6528人となる。しかし、予備試験志願者の中には法科大学院への進学もあわせて考えている人(適性試験志願者)が含まれているので、同年の法曹志望者数はさらに減少することになる。そのうえ、2012(平成24)年の法科大学院適性試験志願者数が激減していることはすでに述べたとおりである。

これに対し、旧司法試験の時代は、1990年に至るまで長期にわたって合格者数が約500人、合格率が2パーセント台という時代が続いていたが、その間の受験者数は常に約2万数千人を維持していた。旧司法試験当時、2万数千人いた志願者が、現在では、1万数千人にまで激減してしまったことになる。

そして、旧司法試験が合格率2パーセント台という極めて厳しい試験であっても、2万数千人が受験していたという事実は、合格率の高低が志願者の増減に結びつくものではないことを端的に示している。

したがって、司法試験の合格率の低迷そのこと自体は志願者減少の理由にはならない。

第3 提言案の基本的問題点

1 提言案には、志願者数・入学者総数の減少実態に合った問題意識がないこと

(1)ところで、先述したように日弁連は、定員数の削減を提言し続けてきており、現実的に2010(平成22)年度から4000人台の定員数に削減され、2011(平成23)年には4571人にまでなっている。しかしながら、志願者数も同じように減少してきており、一向に志願者数の減少傾向に歯止めがかかっていない。そのうえ、合格率も過去最低を更新中である(2011(平成23)年度23.5パーセント)。

さらに、別紙1の表から、志願者数減少のみならず、さらに2009(平成21)年から2011(平成23)年にかけて実入学者数が激減し、2011(平成23)年度は3620人である。また、入学定員数との差は、2009(平成21)年から2011(平成23)年にかけて921人、787人、951人と大きな隔たりがあるのが特徴的である。

この状況からすると、これからも実入学者数が減少していくことは必至であり、提言案のように、入学者総数年間3000人を下回ることを目指して定員削減を提言しなくとも、近い将来入学者総数年間3000人を下回ることは十分予想されるところである。

現時点で、2012(平成24)年度の入学者総数の正式発表がされていないが(3000人を割り込んだとの情報もある)、仮に入学者総数年間3000人を割ったり、その前後であれば、今回の提言案は、あえて提言する必要のないものになる。そればかりか、法科大学院の統廃合や定員削減を内容とする提言案それ自体の問題意識が現状の問題点に合致していないことを露呈してしまうことになる。

(2)提言案では、さらなる志願者数の減員及び法曹の質の低下を招く危険性が大きいこと

すでに述べたように、提言案の立脚する考えは、司法試験における合格率の低さにより志願者が減少しているため、入学者総数が年間3000人を下回るように定員の削減をはかり、合格率を高めれば、志願者数が増える、というものである。

確かに、法科大学院発足当初のように、多くの希望者が殺到し、その中から入学者総数を年間3000人に削減するのであれば、優秀な人材を確保することができ、法曹の質を維持しながら合格率を高めることに意味があったと言えるのかもしれない。

しかし、すでに述べたように、現在は法科大学院志望者数は激減している状況である。

こういった状況下で、学生定員の削減をはかることは、さらに志願者数を減員させることになりかねず、法学部志望者や法曹志望者を法曹の世界から遠ざける方向に作用し、その結果ますます法曹の質を維持できない状況に陥らせる虞が高い。

2 提言案の立脚する考えでは、現状の問題点を解消できないこと

合格率の高低が志願者の増減に結びつくものではないことは既に述べたところである。そして現状の問題点が現行法科大学院制度の基本的構造に由来するものであることも前述のとおりである。

このような現状は、司法の未来にとって極めて深刻な危機的状況であると言わなければならない。経済的理由から或いはまた時間的な理由から、有為の人材が法曹界を敬遠し、或いは法曹界に入ることが出来なくなることは、結果として、司法の人的基盤を弱体化させ、司法を崩壊させることになる。

現在問われているのは、いかにして優秀で多様な人材を法曹界へ迎え入れることができるのかであり、そのためには、現在発生している問題の根本的原因が現在の法科大学院制度にあることを認識した上で、その改革の検討をしなければならない。

第4 提言案は、弥縫策に過ぎず、しかも重大な問題を孕んでいること

1 提言案1 (1)(2)について

(1)提言案の内容

提言案(1)は、入学者数3000人を下回ることを目指して統廃合と学生定員削減のために、以下の①～④の措置を提言している。

①学生定員の上限・下限設定

②入学者の競争倍率2倍以上、定員充足率5割以上

③必要専任教員数増員など教員体制の充実

④司法試験合格率が著しく低い法科大学院の統廃合を目的とした措置

提言案(2)は、法科大学院の適正配置と学生の多様性確保(夜間法科大学院)のために提言案(1)の統廃合と学生定員削減に伴う措置の猶予、経済的支援、実務家教員派遣を提言している。

(2)問題点

ア 多様で高い質の法曹養成を図ることができるのか疑問であること

提言案は、多様で高い質の法曹養成に向けて、法科大学院の統廃合と学生定員の削減の促進が必要であり、そのための措置として、上記の①～④のほか⑤教員審査の運用改善⑥司法試験合格率の確保を提言している。

ここで述べられている措置の主眼は、高い質の学習内容を提供できるといったいわば学習提供者側の問題を念頭にしている。

しかし、すでに述べたように、定員削減は、志願者数を更に減員させ、その結果法科大学院生のレベル低下を招くことは必定である。さらに3000人実入学者数を前提に司法試験合格者数1500人の競争では現在よりも高い学習効果を得られるのか、大いに疑問である。そのうえ、前述したように、すでに入学者数は、昨年より500人減の3000人前後程度になっており、このまま何もしなくても、実入学者は2000人台になることは必定である。

要は、ここでは、少人数に高い学習内容を提供できるという学習提供者側を問題にするのではなく、志願者数の激減からもたらされる法曹の質の確保をいかに図るのかという、学習を受ける側の学習効果を問題にするべきなのである。

イ 提言案(1)、(2)は、大学の自治と自主性、教育の自由への干渉になっていること

すでに述べたように提言案(1)(2)は、現在発生している問題点の解決にならない。加えて重大な問題は、以下に述べるように、大学の自治と自主性、教育の自由に対する干渉となりうることを当然のごとく提唱している点であるといわねばならない。

すなわち、提言案(1)に記載された諸施策は、基本的にほぼ全てが大学の自治と自主性に対する干渉となっている。現在の法科大学院は、文部科学省による設立認可を経て設立されたものであり、その運営は

基本的に大学の自治のもとに行われている。
しかるに、その統廃合をはじめとして、学生定員の上限・下限、入学試験の競争倍率、学生の定員充足率、司法試験合格率等において大学が遵守しなければならない基準を設定し、これに違反した大学に対しペナルティを科することを当然のように考えることは、大学の自治との関係で問題がある。このような提言を、大学と同様に自治権を有する日弁連が行うべきではない。
また、個別の教員審査の厳格化の主張は、教育の自由に対する干渉以外のなにものでもない。一部において教育能力に問題のある教員が存在していることは否定できないが、これも基本的には大学の自主性によって解決されるべき問題である。
提言案1(2)は、上記ペナルティを緩和することで法科大学院の「適性配置」(1都道府県に1校以上の法科大学院が存在するようにする)と夜間法科大学院の設置を促進しようとしている、しかし、そもそもそのようなペナルティを前提とすることが問題であることは前述したとおりである。また、日弁連が支援を必要と認めた法科大学院には実務家教員を派遣するというが、支援の必要の有無をどう判定するのか、結局、法科大学院の質の高低を日弁連が判断することになり問題であると言わざるを得ない。
ウ 法科大学院の統廃合は、実現困難な非現実的な提言である。
法科大学院の統廃合問題は、結局のところ大学の自治の問題であるから、提言案がどれほどの有効的なものになるのかは疑問である。
確かに、法科大学院の中には事実上の「撤退」が決定されたり、「統合」された例が報道されている。文部科学省が打ち出した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直し」(2010年9月16日)に基づく補助金の削減(「入学者選抜における競争倍率=合格者数÷受験者数が2倍以上」の条件など)が影響したと思われるが、これら撤退或いは統合するに至った決定的な理由は、志願者を集められなかったからであると言われている。
また、その他、法曹志望者の減少により、入学者確保に苦労している法科大学院は、数多く存在する。入試の倍率が2倍以上ならば補助金の削減を免れることになるので、合格率が低迷している大学院の多くは、補助金の確保を維持するために受験者数の半分を合格者数と決定せざるをえない。そのため、多くの法科大学院において、入学者数は入学定員を下回ることになった。経営の面から言って、大半の法科大学院が経済的問題に直面していることは想像に難くない。
しかしながら、今後、「撤退」や「統合」をする法科大学院がどの程度出てくるのか、新司法試験の合格者を輩出できないことで「撤退」する大学院が続出するのは、単純には考えられない。
法科大学院制度は、少子化時代に掲げる大学の経営戦略の一環としての側面を持つものである。法科大学院の運営は、大学院の経営もさることながら、大学全体の経営に関わる問題である。すなわち、法科大学院を作ることによって、自校から司法試験合格者を輩出し、法学部、ひいては大学全体の宣伝・集客(志願者数増)に繋げるというものであった。大学の「広告塔」のために作った法科大学院を簡単に「廃校」にすれば、宣伝効果としては逆効果であり、かつ、今までに費やした資金が無駄になってしまう。そのため、現に、多くの法科大学院が授業料免除などの「特待生」制度を設け、例えば、既修者コースの入学者全員を授業料免除にしている大学や、「学習奨励金」なる金銭支給制度を創設した大学までも存在し、入学者の確保にしのぎを削っている状況である。
3年前から文部科学省が定員削減を要請し、各法科大学院が応じてきたのは、全法科大学院の「一律削減」だったからである。東大や京大を先頭に、全ての法科大学院が横並びで定員を削減した。しかし、地方の小規模法科大学院の場合、そもそも定員自体が少ないところにさらに定員削減を行ったため、これ以上削減する余地はほとんどない。一方、都市部に多い大規模法科大学院の場合、新司法試験の合格率において

多くが上位であり、志願者の確保も地方の法科大学院と比べれば容易であるため、そもそも定員削減の動機を見だし難く、これ以上の定員削減は大学経営の観点からも応じられないという事情がある。したがって、提言案の「統廃合」は、実現可能性という点からみれば、絵に描いた餅(画餅)と言わざるを得ない。

「統合」についても同様である。法科大学院の連合では、大学の広告塔にはならないので、特に私立大学において「統合」する法科大学院はほとんど発生しないと予測される。

今後、多くの法科大学院はあらゆる手段を使って入学者の確保にしのぎを削ってくると思われる。すでに述べた特待生制度は法学既修者コースが中心であり、要するに、新司法試験に合格する可能性が高い人材を集めることによって、法科大学院の生き残りを図っていくことが予想され、このことは総務省においても認識されているところである。即ち、2012(平成24)年4月総務省「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書」(以下、「評価書」という)では、「これまで行われてきた定員削減については、未修者のみの削減や未修者の削減率が大きくなっており、(多様性の確保を目的とした)法科大学院の制度設計に反することのないよう注意が必要。」と述べられている(評価書52頁)。

2 提言案1 (3)について

(1)提言案の内容

法科大学院教育の質の向上のため、提言案1(1)(統廃合、削減)に加え、以下のような提言をしている。

- ① 法律基本科目の年間履修単位数の上限について緩和
- ② 実務基礎科目群の必要単位数を12単位に増加
- ③ 法律基本科目について、文書作成指導の充実
- ④ 弁護士実務家教員の法科大学院運営関与の実質化
- ⑤ 適性試験に関し、大学院成績との相関性検証に必要な情報の開示
- ⑥ 適性試験に関する足きり(適性試験の入学最低基準点の設定)
- ⑦ 未修者の進級判定厳格化

(2)問題点

ア 上記①、②について

司法制度改革審議会意見書第2の2項「法科大学院」のエ「教育内容及び教育方法」において、法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも合わせ実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである、とされている。

しかるに、現状は、実務との架橋を強く意識した教育とはほど遠いものとなっているという指摘がある。また実務との架橋を強く意識した教育を行うとしても、基礎的な法律的知識が不足している法科大学院生を相手にする場合にはその教育効果が上げられないという指摘もある。

従来の旧司法試験制度下において、前期の司法修習は、法理論の学習をしてきた司法試験合格者に対し、実務の基礎を学習させ、分野別実務修習での修習効果を高める架橋的役割を果たしていた。しかし、現状の法曹養成制度の実態は、理論と実務を架橋する前期修習に相当する学習が提供されておらず、或いは極めて乏しい状況にある。

こういった状況を前提に、そもそも、民事、刑事実務の基礎の学習をするためには、ある程度レベルの高い民事実体法、民事訴訟法、刑事実体法、刑事訴訟法などに関する知識と理解が必要である。これら理論教育を受け理解をした後に、その積み上げ的教育として実務基礎教育が行われることによって、十分な効果が発揮されるものである。提言のように実務科目の割合を増やすことは、法律基礎科目の割合を相対的に減じることになり、かえって、法科大学院生の学習に悪影響を及ぼす虞れすらある。したがって、かかる

提言は、改善案と言うよりもますます法曹としての質を維持出来なくすることにつながると言わざるを得ない。イ 上記③以降の多くの項目が大学の自治と自主性に対する干渉であり、教育の自由に対する侵害となっている。

すなわち、③で「法律基本科目についても……文書作成指導が積極的に行われるようにすること」を提唱しているが、そのようなことは教員の教育権に関わることであり、基本的に教員の自主的な判断に委ねられるべき問題である。日弁連は、従前、法律基本科目における文書作成指導を予備校における答練と同視し、法務研究財団も文書作成指導に熱心な法科大学院を認証評価において不適合とするなどの措置をとってきた経緯が存する。ところが、今度は文書作成指導に熱心でない法科大学院を不適合にすることになりかねず、矛盾した施策と受け取られても仕方のないところである。

⑤の適性試験に関する情報開示の義務づけ、⑥の適性試験における入学最低基準点の設定なども、大学の自治に対する干渉である。特に、適性試験の成績が法律学の履修能力とほとんど関連性を有しないことは、法科大学院関係者の間ではほぼ常識となっている。適性試験で一定得点以上の点数をとらないと法科大学院に入学できないといった措置をとることは、その必要がないばかりか、むしろ有害なことですらある。⑦の進級判定の厳格化を求めることも、教育の自由に対する強い干渉であると言わなければならない。すなわち、成績判定、進級・修了判定は、基本的に教員の教育権に属する事柄である。

3 提言案1 (4)について

(1)提言案の内容

法科大学院修了までの経済的負担軽減のための措置として

- ① 統廃合促進を前提に、各法科大学院に対する財政支援増加
- ② 「返還免除制度」拡大、給付制奨学金制度
- ③ 学部の早期卒業(3年卒業)

(2)問題点

確かに、学生の経済的負担を軽減するための予算措置を講ずること自体は、望ましいことである。しかしながら、司法修習生に対する給費制の問題を念頭におくと、司法試験に合格するかどうか分からない段階で、国が法科大学院及び大学院生のために、今後も100億円を超える規模の多額の金額を投入し続けることには疑問があると言わねばならない。

4 提言案1 (5)について

法科大学院に対し、入学者選抜、教育内容、進級・修了認定、修了者の進路等の情報開示を義務づけることを提言しているが、各種情報開示の義務づけも、大学の自治に対する干渉であると言わざるを得ない。

5 提言2について

(1)司法試験をあるべき法科大学院教育を踏まえたものに改善するための措置として、提言案は以下のとおりである。

- (1)短答式試験科目の削減、出題範囲の限定、出題内容の基本的事項への限定、司法試験法第2条第2項の合否判定制度の見直し、短答式と論文式との配点比率の見直し
- (2)論文式試験における論点数と回答すべき分量の大幅削減
- (3)合否判定について外部からの検証が可能となるような情報開示
- (4)受験回数制限を、当面の間5年5回

(2)問題点

司法試験合格者の質の低下が指摘されているにもかかわらず、これをさらにやさしい試験に変えるというようなことは、事態の解決につながらないばかりか、逆行することにもなる。したがって、基本的には賛成

できない。

(1)は、「短答式試験の現状が、法科大学院教育のあり方や法曹の多様性確保に悪影響を与えている」としているが、そのような事実は立証されていない。提言案は「出題内容の基本的事項への限定」を提唱しているが、すでに基本的事項に関する出題が多く良問であるとの評価がかなりなされているところである。そもそも法曹にとっては、基本法に関する満遍のない知識が必要である。論文式試験だけにすると、重要な論点に学習が偏り、論点ではない部分の条文に関する知識がおろそかになりかねないという問題がある。したがって、短答式試験は、法曹として必要不可欠な基本的知識を試すために積極的な意義のある試験と位置づけられるべきである。

こうした意味において、短答式試験の「科目の削減」や「出題範囲の限定」は行うべきでない。

(2)は、論文式試験において論点の数を大幅に減らすことを提唱しているが、これも問題である。論点の数を大幅に減らせば、受験者にとっては「当たり外れ」が大きくなる。すなわち、全体として理解が遅れている受験生も、たまたまよく勉強したところが出題されれば、好成绩を収めることができることがあるし、逆に優秀な受験生にとっても、たまたま不得手なところが出題されれば、不幸な結果になってしまうこともあり得る。試験は、できる限りそのような偶然性に左右されることがないように問題にするべきである。

(3)は、すでに民法等の「採点実感」において、「優秀」「良好」「一応の水準」「不良」の各レベルに相当する答案はどのようなものであるかが開示されている。しかし、それは、どの論点を書けていれば「良好」と言えるという程度の話であり、あまり実質的な参考になるようなものではない。このような形式的なことで、「合否判定の結果について外部からの検証が可能になる」ものではない。

(4)は、「司法試験の受験回数制限を当面の間5年5回等に緩和すること」を提唱するものであるが、極めて問題である。まず、「5年5回」に緩和するのではなく、受験回数制限は完全に撤廃するべきである。受験生の意思に反して行われる回数制限には合理的な理由を見いだすことはできない。法科大学院生の精神的不安に最も大きな影響を与えているのが、この受験回数制限であるとも指摘されている。したがって、その一刻も早い撤廃を目指すべきである。

第5 当会の意見

既に述べたように、本件提言案は、現状の法曹志願者の激減という極めて深刻な問題点に目をそむけたものであって、改善策としての体をなしていない。そのうえ、大学の自治等に介入する虞のある内容になっており、日弁連の見識が問われかねない。

したがって、当会は提言案に反対せざるを得ない。

2 しかし、ここで立ち止まることはできない。日弁連の提言案は法曹志願者の激減という事態に対処するために、法科大学院制度の改善を提言したのである。当会もかような深刻な事態に対する対応策について意見を述べなければならない。

3 すでに述べたように現在発生している問題点は、現行法科大学院制度の基本的構造に由来するものである。

現在、法曹界とりわけ弁護士の世界は、司法修習生の就職難が顕在化している。そして、法科大学院に通うことは、それ自体に伴う経済的な負担(すなわち、学費、多くの学生が現実にダブルスクールとして通っている予備校の学費、在学中及び合格までの生活費の負担など)や長期間にわたる時間的な負担が伴うことは既に指摘したとおりである。

こういった状況下で、多額の借金を負ってまで、経済的にも希望が持てない法曹界に入ろうとする者が減少するのは至極当然のことである。また、経済的負担には耐えうるけれども時間的負担に耐えられない人も多くいることが想像される。法曹を志す者にこのような経済的・時間的負担を強い、そしてそれをこれからも

強い続けるのは、法曹を志望しようと考えている社会人や学費や生活費の経済的負担に耐えられない人にとっては、現行制度が法曹への道を断念せよと言うに等しい。すなわち、経済的、時間的理由から有為な人材が法曹への道を断念せざるをえない制度は不公平、不平等であり、これを許容し続けることは不正義であると言わざるをえない。

司法試験の受験資格を得るためには、法科大学院課程の修了が条件となっており、それが志願者減少の主たる原因である。

現在、日弁連は直ちに1500人にまで司法試験合格者を削減するよう舵を切ったばかりであり、直ちに司法修習生の就職難を克服できるわけではないし、弁護士の経済的事情も特に魅力的なものになる見通しは全くない。

しかし、私たちはこの現状下でもなお有為で多様な法曹志願者を確保しなければならない。そのためには法曹志願者の法科大学院課程を修了することに伴う経済的負担及び時間的負担を軽減する必要がある、当会はその施策として、法科大学院課程修了を司法試験の受験資格から外すべきことを提言するものである。このように制度を変更することにより、いつでも誰でも自由に受験することが可能となり、有為で多様な人材が法曹を志願することができ、かつ開放的で実力本位の司法試験が実施されることになる。

このような制度であれば、法科大学院の定員を削減する必要もなくなる。また、法科大学院に進学するかどうかも学生が自由に判断することができるようになり、現在のような過酷な経済的・時間的・精神的負担から解放されることになる。

したがって、法曹志願者数が回復することは容易に予測できる。この点について、当会は、全会員1551人に対しアンケート調査を実施した。回答者数409人(旧司法試験合格者260人、新司法試験合格者60期以後145人)回答率26.4%であった。このアンケートのうち、法科大学院の修了を司法試験の受験資格としていることについて、反対が57.4%であり、賛成が26.1%であった。なお、新司法試験合格者は、賛成が49.3%であるが、反対25.0%と分からない22.9%を合わせると47.9%の者が、賛成と回答していない状況である。

このアンケート結果から、当会会員の過半数が、法科大学院課程修了を司法試験の受験資格から外すべきである、と考えていることが推定される。

4 この当会の意見に対して、法科大学院が成り立たなくなってしまうのではないかの疑問もある。しかし、法科大学院は質の高い法曹を養成し、法の支配を通じて国民の幸福と利益を実現するために存在している。法科大学院のために法曹養成があるのではない。全ての制度を法科大学院存立のために設計するというのは本末転倒であると言わなければならない。

5 しかも、この当会の意見が実現されることになったとしても、法科大学院が直ちに消滅することにはならない。法科大学院が真の意味で「点から線へ」の教育がなされ、理想的な法曹養成教育を行えば、法科大学院の知名度を上げ、自ずと学生は集まってくるはずである。司法試験を単なる受験テクニックだけでは合格しにくいものにし、法科大学院で理想的な法曹養成教育を行って、予備校ではなく法科大学院を卒業した人の方がよく司法試験に合格するようにすることこそが本来の法科大学院のとるべき途ではないか。

6 この当会の意見から、法科大学院課程修了ルートによる司法試験合格者と非法科大学院課程修了ルートによる司法試験合格者が存在することになり、両合格者については、共通に司法修習が行われるべきである。

現行法科大学院在学学生等を含む司法試験受験生に対し、制度改変による不利益が生じるとすれば、しかるべき配慮を検討するべきである。

別紙1

法科大学院志願者数/入学定員数/実入学者数

H16年度 72800人/5590人/5767人
H17年度 41756人/5825人/5544人
H18年度 40341人/5825人/5784人
H19年度 45207人/5825人/5713人
H20年度 39555人/5795人/5397人
H21年度 29714人/5765人/4844人
H22年度 24014人/4909人/4122人
H23年度 22927人/4571人/3620人
H24年度 ?人/?人/?人

上記、志願者、入学定員数、実入学者数は、平成24年1月30日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第46回)が発表する「法科大学院の現状に関するデータ」による。

別紙2

適性試験管理委員会作成資料による

法科大学院適性試験志願者数

大学入試センター実施/日弁法務研究財団・商事法務研究会実施

H15年度(2003) 39,350人/20,043人
H16年度(2004) 24,036人/13,993人
H17年度(2005) 19,859人/10,725人
H18年度(2006) 18,450人/12,433人
H19年度(2007) 15,937人/11,945人
H20年度(2008) 13,138人/9,930人
H21年度(2009) 10,282人/8,547人
H22年度(2010) 8,650人/7,820人
H23年度(2011) 全国統一適性試験 第1回5946名 第2回7386名 志願者実数7829名(2011年実施報告書7頁)
H24年度(2012) 全国統一適性試験 第1回5186名 第2回5974名 志願者実数?

司法修習生に対する給
費制の存続を求める決議

第1 決議事項

平成22年11月1日より、司法修習生に対して給与を支給する制度(以下「給費制」という。)が廃止され、修習資金を貸与する制度(以下「貸与制」という。)が実施されようとしているところ、当会は、給費制を存続するための法改正を早急に行うことを、国会、政府及び最高裁判所に対して、強く求めます。

第2 決議の理由

1 貸与制による弊害

現在、法曹(裁判官、検察官及び弁護士)になるためには、大学卒業後2年間又は3年間法科大学院に通うことが必要です。そのため、司法修習生の半数以上が、法科大学院在学時に奨学金等の貸与を受けており、その平均借入金総額は300万円以上に達しています(平成21年日弁連実施アンケート結果)。このうえ、給費制が廃止され貸与制により新たに約300万円の債務を負うこととなれば、司法修習生は、多額の借金を

抱えたまま法曹にならざるを得なくなります。加えて、近年の厳しい就職難から就職先が見つからないまま修習を終了する者も多数出ており、法曹になっても経済的状況が好転するとは限らない事態が生じています。このような状況が常態化すれば、経済的事情から法曹への道を断念せざるを得ない者が続出し、高い志や能力を備えた有為な人材が法曹界に集まらなくなることが強く懸念されます。

2 司法修習における給費制の意義

そもそも法曹養成は、単なる職業人の養成ではありません。国民の権利擁護及び民主主義の確立にとって重要な法の支配の実現にかかわるプロフェッションとしての法曹、高い公共性や公益性を求められる者としての自覚を有する法曹を養成するものです。それゆえ、法曹養成制度の適切な設計と運用は、国及び社会の極めて重要な責務というべきです。司法修習生に対する給費制は、アルバイト等を禁止し修習に専念させる(修習専念義務)と同時に、国費によって養成されたとの自負から法曹としての社会的責任と公共心を醸成するものです。司法修習生に対する給費制を維持することは、法曹養成の根幹をなすものといえます。

3 給費制廃止理由の不当性

給費制が廃止された理由は国の財政事情にあります。そもそも裁判所関係の年間予算(司法予算)は、国家予算の約0.4%を占めるにすぎません。三権分立の一翼を担う司法予算がこれほど少額であること自体が諸外国と比べても異常であり、予算を理由に給費制を廃止することは許されません。

4結語

以上の理由から、当会は、国会、政府及び最高裁判所に対し、給費制を存続するための法改正を早急に行うことを強く求めます。

司法修習費用給費制に関する「裁判所法の一部を改正する法律」施行にあたっての■■■■■談話

今月1日、司法修習生に対する給費制を廃止し、貸与制への移行を定める「裁判所法の一部を改正する法律」が施行された。

この間、当会は、司法修習生に対する給費制維持を最重要課題の一つに掲げる日本弁護士連合会とともに、法施行前の法改正の実現を求めて、請願署名活動、市民集会の開催、国会議員要請等の活動を行ってきた。給費制の存続を求める請願署名は、約5ヶ月の間に全国で約60万筆余が集まり、市民の中にも、経済的な事情によって法曹志望を断念させないため給費制存続を求める声は強まっている。

貸与制のもとで、給与が支給されないこととなる新64期司法修習生の中には、連帯保証入が立てられず、貸与申請ができない者がいたり、無収入であることを理由に実務修習期間中の赴任地におけるアパートの賃貸借契約を締結することが困難となる者がいたりする等の事態も既に生じている。

日弁連は、今臨時国会中に、貸与制の導入を少なくとも1年間延長し、給費制が継続されている環境のもとで、法曹志望者に対する経済的支援のあり方を含めた法曹養成制度全般に関する改善方策が検討されるよう、施行された「裁判所法の一部を改正する法律」の再度改正を強く求めていく方針を固めている。

当会としても、ここに改めて、司法修習費用の給費制継続のため、今月1日に施行された「裁判所法の一部を改正する法律」の、今臨時国会における再度改正を強く求めるものである。

司法修習生に対する給費制を1年延期する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立にあたっての会長声明

本日、裁判所法の一部を改正する法律が国会で承認され、司法修習生への給与の支給が、平成23年10月31日まで、1年間延長されることとなりました。

給費を廃止する裁判所法の施行後、1か月を経過することなく、給与の支給を1年間延長することができたのは、ひとえに市民、各政党・国会議員、法曹関係者のご理解とご協力があったからであり、心から感謝いたします。

しかし、より大きな課題を与えられることにもなりました。

衆議院での附帯決議では、政府及び最高裁判所に対し、「個々の司法修習修了者の経済的状況を勘案した措置の在り方」「法曹の養成に関する制度の在り方全体」について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを求めています。

法曹(裁判官、検察官、弁護士)は、国の予算を用いて養成すべき社会資源であり、給費制が廃止されて、

		<p>経済的な理由から法曹への道を断念せざるを得ない事態が発生することはなんとしても避けなければなりません。</p> <p>私たち弁護士会としては、附帯決議にある検討作業に協力するとともに、司法修習生の給与が恒久的に支給されるべく、市民から理解を得られるように引き続き努力する覚悟です。</p>
	<p>法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめにあたっての会長声明</p>	<p>1.内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより開催されている「法曹の養成に関するフォーラム」(以下「フォーラム」という。)は、2011年(平成23年)8月31日、司法修習生の給費制問題について貸与制への移行を基本とする第一次取りまとめを行った。</p> <p>法曹の養成制度は、国権の一翼である司法権のあり方にかかわる重要な制度であり、なかでも司法修習生の給費制は、法曹志望者が経済的な理由で法曹への道を断念しないため、また、司法修習に専念できるための制度である。ところが、フォーラムは5月25日から8月31日までに5回開催されたが、給費制の問題を法曹養成制度全体の議論に先行して切り取り、わずか2回の審議により本取りまとめを行った。</p> <p>給費制の問題は、今後議論される法曹人口に関する目標の妥当性や、法科大学院の在り方等の法曹養成制度全体にかかわる重要課題と密接不可分の関係にあるものであり、法曹人口や法曹養成制度の問題に先行して結論を出せるようなものではない。しかも、東日本大震災の発生によりフォーラムの開催は遅れ、十分な時間をかけることができなかつた事情は何ら考慮せずに、このように拙速な取りまとめを行ったことは、昨年11月に給費制を暫定的に維持して十分な議論を求めた国会の意思にも反し、稚拙、不当と云わざるを得ず誠に遺憾である。</p> <p>2.現在、法科大学院適性試験志願者数は激減している。その最大の原因は、法曹を志望すること自体が大きなりスクを抱えるようになったことにある。すなわち、司法試験合格率が予想に反して低率な状況下において、例えば、就職している社会人は、法科大学院に進学すれば、高額な学費を負担しなければならないうえ学業に専念するために、事実上、勤務先を退職しなければならない状況に追い込まれたりする。また、司法修習生になれば修習専念義務のためにアルバイトさえできない。過半数の司法修習生はそれまでに相当額の奨学金等の借入金を負担している上、さらに修習費用の貸与を受ければ借入金額は大幅に膨らむ。それだけでなく、二回試験に合格して司法修習を修了しても、司法修習生の大部分が目指す弁護士は、これまでにない就職難の状況にあり収入を得られないリスクも否定できない。結果として、経済的に裕福でない者ばかりでなく、特に社会人が職を辞してまで法曹を志望しても法曹になれないという高いリスクに加え、法科大学院への進学から司法修習修了後に至るまで、就職して収入を得ることができないリスクをも考慮したとき、法曹への志望を断念せざるを得ない状況となっている。</p> <p>このまま、司法修習費用給費制を廃止して貸与制を実施するならば、経済的理由により法曹への道を断念する傾向はさらに進み、我が国の司法制度を衰退に追い込むことは必至である。</p> <p>3.よって、当会は引き続き給費制の存続を訴えるとともに、少なくともフォーラムで法曹養成制度全体の議論が結論を見るまでの間は貸与制を実施しないよう法改正を求める次第である。</p>
	<p>司法修習生への給費制の復活を含む適切な経済的支援を求める会長声明</p>	<p>本年11月27日より、第66期の司法修習が開始され、■■■■■内にも98名の司法修習生が配属された。</p> <p>司法修習生は、司法を支える裁判官・検察官・弁護士(以下「法曹」という。)としての広汎かつ専門的な素養を身につけるため、修習期間中、司法修習に専念する義務を負い(裁判所法第67条第2項)、休日も含めアルバイト等の兼業・兼職が禁止され、自らの労働により収入を得る道は閉ざされている。しかも、司法修習生の配属地は最高裁判所が決定するため、全国各地に希望に反して配属され、従前の居住地からの引越費用や賃料等の住居費などの出費を余儀なくされることも多々存在している。</p> <p>このような司法修習の意義及び司法修習生の実態を踏まえ、従前は司法修習中の生活費等の必要な費用は国費から給与として支給されていた(以下「給費制」という。)ところが、昨年11月から給費制は廃止され、必要費用を貸し付ける制度(以下「貸与制」という)が導入されるに至っている。</p> <p>当会では、本年6月、貸与制の下ではじめての修習となった新第65期司法修習生に対し、修習期間中の</p>

<p>生活実態を明らかにすることを目的としてアンケート調査を実施した。この集計結果によれば、当会へ配属された司法修習生の月額支出額は平均19万144円であり、このうち、住居費の負担がない者の平均額は17万512円、住居費の負担がある者の平均額は23万8625円であった。また、配属地への引越が必要だった者は約6割を占め、引越費用や住居初期費用等、司法修習の開始に先立って要した費用の平均額は26万8461円にのぼっている。さらに、当会が司法修習生からヒアリングをしたところ、経済的理由から法曹への道を諦めた人が周囲に少なからず存在していることが明らかとなり、不安視されたとおり貸与制を理由に修習を断念するものさえ現れてきている。加えて、司法修習生の中には、大学及び法科大学院の奨学金等に関し、数百万円から一千万円以上の返済義務を既に負担している者が半数以上存在しており、これらの返済金に貸与制による借金が加算されることにより、経済的事情は深刻さを増すばかりである。</p> <p>こうした経済的負担の重さに加え、昨今のいわゆる弁護士の「就職難」という厳しい現実もあいまって、法曹志願者は大幅に減少しており、有為で多様な人材が法曹の道を断念するという事態が現実が生じている。</p> <p>本年7月27日に成立した裁判所法の一部を改正する法律によれば、「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべき」ことが確認された。これを受けて、同年8月21日の閣議決定により法曹養成制度検討会議が設置され、現在検討が進められている。</p> <p>当会は、司法修習の意義、そしてこの度明らかとなった司法修習生の実態を踏まえ、有為で多様な人材が経済的事情から法曹の道を断念することがないように、早急に給費制復活を含む司法修習生に対する適切な経済的支援を求めるとともに、新第65期及び第66期の司法修習生に対しても遡及的に適切な措置が採られることを求めるものである。</p>	<p>「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」の司法修習に関する部分についての、当委員会の意見は以下のとおりである。</p> <p>第1「法曹養成検討会議の中間的取りまとめ」(以下、単に「中間的とりまとめ」という。)の第3法曹養成制度の在り方の「4 司法修習について」では、</p> <p>(1)法科大学院教育との連携 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携のさらなる充実に向けた検討を行うべきである。</p> <p>(2)司法修習の内容 司法修習の実状を踏まえつつ、選択型実務修習を含めて、今後とも司法修習のさらなる充実に向けた検討を行うべきである。</p> <p>とし、それぞれ問題の所在・検討結果を述べている。</p> <p>しかしながら、これらの検討結果は、法科大学院の現状及び各地で実施されている分野別実務修習の実態を無視したものであり、これに賛成することはできない。</p> <p>第2 理由</p> <p>■■■■■ 弁護士会では、司法修習生および同修習生の指導弁護士にアンケートを実施し、かつ、意見交換を行っているが、その結果は、次の通りであった。</p> <p>1.司法修習終了時の指導弁護士に対するアンケート結果などからみる司法修習生像</p> <p>(1)司法修習委員会と法科大学院委員会は、指導弁護士に対して、司法修習終了時にアンケートを実施している。そのアンケート結果(抜粋)は次のとおりである。</p> <p>①「条文・判例・学説等の法律的な体系的知識」について旧修習時代と比較して、「変わらない」という回答が</p>
---	---

最多数派であるが、変動している。すなわち、新60期では、「大変優れている」と「優れている」の割合が22%であり、これと「変わらない」62%を加えると、84%の指導弁護士が旧修習と同程度以上と感じていたのものが、新61期では71%、新62期では71%、新63期では74%と低くなっている。「劣っている」と感じた指導弁護士の割合は、11%、27%、23%、15%と変化し、新63期では、「大変優れている」と「優れている」の合計割合13%は「劣っている」15%より下回った。

本来であれば、法科大学院という専門的に法律を教授する大学院にて法律基礎科目及び実務基礎科目を学習してきたのであるから、旧修習と同程度以上のレベルに位置しなければならない筈である。

②実務的な取り扱いに関する知識について

旧修習時代と比較して「変わらない」が最多数派である。

しかしながら、「大変優れている」「優れている」の合計割合の推移は、新60期33%、新61期11%、新62期19%、新63期11%である。他方、「劣っている」「大変劣っている」の合計割合の推移は、新60期14%、新61期40%、新62期27%、新63期33%であり、新61期以降はいずれも優れているグループより劣っているグループの割合が多い。新60期と新61期以降との大きな違いは、新60期は既習者コースの院生のみであることと導入修習が含まれているが、新61期以降は未習者コースの院生との混在となったことと導入修習が実施されなかったことである。新61期以降の修習生において劣っているグループの割合が増大しているのは、上記の違いが原因となっている可能性が高い。

③前期修習終了に相当する力量が備わっていると感じられたか

新60期については「感じられた」46%が「感じられなかった」27%を超えていたが、新61期から逆転状況となり、新63期では過半数の指導弁護士が前期修習に相当する力量を備えていないと感じ、わずか20%の指導弁護士のみが前期修習終了に相当する力量が備わっていると感じたのみであった。

このことは、法科大学院における実務教育が不十分であることを意味するとともに、分野別修習を受けるだけの実務基礎知識が不十分なまま、分野別修習に臨まざるをえない司法修習生が過半数存在するということを意味する。

なお、本件提言の理由記載事項との関係でいえば、上記アンケートの他項目では、口頭でのプレゼンテーション能力及びコミュニケーションを図る能力の調査項目もあるが、旧修習時代とほとんど変わらないという状況である。また、IT・判例検索・情報収集等リサーチに関する知識の項目では新司法修習生が優れている、という評価を受けているが、これは、単に、調査・検索のためのツールが時代とともに変化しただけで「優れている」と評価している方は、この最先端の調査・検索ツールを使いこなしていないという意見もあるのであって、法科大学院制度になったことの利点といえるか否かには問題がある。

また、「多様なバックグラウンド」という点について、新修習の最初のころはともかく、現状では法学部からそのままロースクールに進級する状況が多く、多様なバックグラウンドを有する状況が減少しているということが、問題となるべきである。

(2)指導弁護士と司法修習委員会との意見交換会での意見について

前記のとおり、司法修習委員会では、各クール終了時に指導弁護士との意見交換会を実施している。その際の意見(抜粋)は次のとおりである。

①複数の指導弁護士が「修習生の知識不足」を指摘し、基本法に関する知識不足の指摘もなされた。個別修習は基本法についての一定の理解や知識を土台として、その上での実務教育を行うべきところ、土台が不十分であるので、実務修習が十分にできない状況が認められることとなる。中には「もう一度法科大学院へもどって勉強して欲しい。」と指導弁護士に感じさせる程度の修習生も存在した。

②複数の指導弁護士が、「起案が不十分」であることを指摘している。

起案については、具体的な内容が伴っていない、「レポート的な起案」(事務的、報告的な文書)という意見が多い。

③複数の指導弁護士は「前期修習がないので、基礎部分が抜けている感じがする。」「主張と立証とを混同している。準備書面を作成させると、要件事実と事情との区別ができない。必要がないのに、途中から法律論を展開してしまう。」「刑事記録の閲覧にいったら、2分程度で、見終わりましたと言ってきた。どこを見ているのか分からない。」「民裁修習が終わっているにもかかわらず、ツボがわかっていない。この事件勝てますか、という結論のみを聞いて、どうやったら勝てるかというようなことを考えていない。」などと述べている。

④少数ではあるが、優秀な司法修習生であって、極めて充実した司法修習が送れた、という意見もあった。

⑤上記意見を受けて

多くの指導弁護士は、修習生の知識不足及びレポート的起案に対応しなければならず、起案の添削的作業に多くの時間を取られることになる。その結果、本来の弁護実務修習で学ばなければならない筈の、弁護士としての実務的知識、技法や弁護士としての思考方法、倫理観、心構え、見識等についての修習に宛てる時間が削られてしまうことになる。

これらの指摘は、法科大学院における実務導入修習が不十分な修習生が多くいるため、生の事件を取り扱う実務においては、どのような観点から、どのような箇所を注意し、確認すべきかという実務修習に臨むための要点とでもいうべき箇所の理解が不足しているために生じた問題といえる(従前は前期修習を通じて理解できていた筈である。)

このような実務修習にあたっての基礎的な土台というべきものが養成されていないので、同じ生の事件を修習の題材として提供していても、十分にこなすことができていることを示している。その結果、指導弁護士としては、基礎的な土台からの説明をせざるをえず、更に同一の課題を繰り返して修習させざるを得ない状況になっている。前述の指摘に即していえば、刑事記録の閲覧が2分程度で終了する筈はなく、もう一度、記録の見方から教えた上で記録閲覧をさせなければならない。主張と立証を混同したり、要件事実と事情を混同した書面の提出をうけた指導弁護士は、そもそも主張とは何か・立証とは何か、そもそも要件事実がどうい趣旨のものか・事情とは何か、ということから説明せざるをえなくなり、その理解をさせた上でなければ当該生の事件における主張の整理と立証の要否・有無の検討はできないこととなる。更にいえば、当該生の事件の筋や事件の見通しなどの議論も不可能である。

実務修習に臨むにあたって必要となるべき観点などの教示をうけることができずに実務修習をすることは、司法修習生にとって、十分な研修を受けたとは言い難い状況である。

また、少数ではあるが、優秀な司法修習生であるという評価も存在することも事実である。このことは、法科大学院における実務関係の教育内容に大きなバラツキが存在していることを推測させる。もっとも、個々の修習生の個人的能力によるものである可能性もある。

2、司法修習生(新60期から新62期)に対するアンケート(法科大学院における実務教育関係)結果からみる司法修習生像

(1)起案に関連して

①民事事件の起案についていえば、訴状の起案は、72%(新60期)、76%(新61期)、70%(新62期。以下同じ順番で並んでいる)、答弁書の起案は61%、66%、62%と割合高いが、30%前後の修習生は法科大学院で起案を全く経験していない。

②刑事事件の起案についていえば、弁論要旨の起案は、37%、43%、38%であり、控訴趣意書の起案は4%、1%、1%であり、60%前後の修習生は弁論要旨の起案を経験していないし、控訴趣意書についてはほとんどなされていない。

起案をしていないということは、単に形式的な起案を作成していないということにとどまらず、起案の対象となる事件の実体や争点を考慮したことがないことを示しているし、証拠との関係も検討していないことを意味する。法科大学院での教育が上記程度であることを前提として、実務修習を行わなければならない状況にある。

(2) 模擬裁判経験に関連して

① 民事模擬裁判の経験者は、50%、44%、52%と50%程度に留まるのであり、半数程度の修習生は模擬裁判を経験していない。

② 刑事模擬裁判の経験者は、64%、68%、71%と民事よりは高いが、30%以上の修習生は模擬裁判を経験していない。

模擬裁判を経験していない修習生は、民事訴訟法、刑事訴訟法といった訴訟法の理解について、法律書による知識しか有していないのであって(その知識の程度の問題は別論として)、実務的知識、技法の理解が乏しいこととなる。

(3) 倒産法、民事執行法、民事保全法、労働法、知的財産法の履修程度を聴取しているのは、どの分野の履修を経てきたかということを確認しているものであるが、各科目ともせいぜい50%程度の履修であり、幅広い分野を履修してきたとは認められない。

(4) 要件事実についての学習は、96%、100%、99%と高い。その学習の深度について問題があることは別として、ひとつおりの講義はなされているようである。

(5) 事実認定の在り方については、63%、48%、37%と年々減少傾向にある。従来の前期修習においては、証拠にもとづく事実認定を検討し(証拠と主張、証拠と公訴事実との関係)、一通りの理解をした上で分野別修習に

臨んでいた。しかし、現時点では60%以上の修習生が、事実認定の在り方を学ぶことなく、分野別修習に臨んでいることになる。

また、事実認定の在り方の学習割合が減少傾向にあることは、法科大学院において事実認定の学習機会が減少していることを意味する。

(6) 上記アンケートは、起案を経験したことがあるかという問いかけであり、当該起案についてどのような講評がなされ、どのような学習をしたのかということまでは確認できていない。

上記アンケート結果からすれば、各法科大学院の実務導入教育のばらつきは極めて大きく、かつ重要な教育内容も欠落しているというべきであり、相当多数の司法修習生に実務修習前に最低限身に付ける必要がある知識や技量に不足があるということになる。

※ なお、上記アンケートは新60期から新62期司法修習生及び新60期から新63期担当の指導弁護士までにしか実施されていないが、新司法試験制度が継続されるにしたいが、法科大学院教育は、より合格率の増大を目指した司法試験受験教育に重点が置かれ、実務導入教育が減少してきていることは、容易に想像できるところであるし、また、その後も継続実施されている司法修習生及び指導弁護士との意見交換会においても、そのように実感している。

3. 上記、指導弁護士及び司法修習生に対するアンケート結果に基づけば、司法制度改革が目指した法曹養成制度——司法試験という「点」のみによる選抜から法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・

スクールである法科大学院を設け、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」として法曹養成制度は、その機能を発揮しているとはいいがたい。

実務修習現場において感じることとして、法科大学院教育において、前期修習部分に相当する実務導入教育が欠如しているということである。

中間的とりまとめでは、司法研修所及び配属庁における修習開始前の導入的教育が実施されていることを捉えて、「法科大学院との連携に関する取り組みは相当程度効果を上げていると考えられる」と検討結果で述べているが、実務修習現場担当者として、到底賛同できるものでない。わずか数日の導入的教育で前期修習に相当する教育を実施することは不可能である。分野別実務修習期間は各2ヶ月と短縮されているが、ただでさえ短縮された修習期間をさらに割いて、導入的教育を指導弁護士において行っているのであって、本来分野別実務修習で求められている修習の内容を僅かしか実施できていないのが現状である。

4.さらに、中間的とりまとめは、選択型実務修習を含めて司法修習のさらなる充実に向けた検討を行うべきであると結論づけている。

選択型実務修習の意義については、司法修習生の視野及び将来の活動分野の拡大に資するものであることについてはこれを否定するものではないが、それは、あくまでも司法修習生が法律実務家としての知識・技能等を相当程度修得されていることが大前提となっはじめて言えるものである。

上記のごとく、修習生の法律実務家としての知識・技術等が未熟な状況では、多様な分野についての知識・技能等を修得する機会が設けられることよりも、法律実務家としての知識・技術等を深めることに、より時間を割くことのほうが重要であると考え。

確かに法科大学院教育が充実し、前期修習に相当する部分に関する教育が十分に実施されるようになれば、選択型修習を充実させる意義はあるが、法科大学院教育の改善が速やかに実行されるとは考えにくい。

少なくとも分野別実務修習期間が大幅に短縮された現況では、選択型実務修習を充実させるより、その期間を分野別実務修習に振り分ける方が有意義であると考え。

先般、予備試験受験者数が1万人を超え(平成25年5月2日付読売新聞朝刊)、法科大学院の今年度入学者数が2693人(同年5月8日中日新聞夕刊)に減少したと公という記事が新聞に掲載された。

司法試験合格率は、法科大学院修了者よりも予備試験合格者のほうが、圧倒的に高い。この傾向は、今後とも続く想定されるが、予備試験合格者組が増加することは、法科大学院教育を受けていない、即ち実務導入教育を受けていない司法試験合格者(司法修習生)が増加することを意味する。

法科大学院教育や予備試験制度については、本書では意見を述べないが、少なくとも現状の実務修習現場を預かるものの立場から言えば、修習期間の延長や前期修習の復活を含む大規模な司法修習の改善を目指すべきと考え。

法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめに対する意見書

第1

法曹有資格者の活動領域の在り方

1 現実無視、理念先行の「司法改革」の失敗

法曹養成制度検討会議中間的取りまとめは、法曹が国家社会の様々な分野において幅広く厚い層をなして活躍することが、21世紀の我が国に強く求められ、それが国民の生活に不可欠であるとする理念(司法審は、これを「法の支配の理念」と称している)を唱える司法制度改革審議会意見書を支持する立場をとっていると思われる。しかし、この理念と我が国の実際の社会の間には大きな乖離があるために、高度な専門性を備えた資格者の供給と実際の需要との間で適正な均衡を保つ政策をとる必要があり、この法曹人口政策においては、法学部修了者及び弁護士の隣接業種の専門家の極めて多数の存在を十分に考慮しなければならないが、司法審意見書はそのような観点を欠落させていた。そのために、司法改革以後、これらの

司法の土台というべきものが大きく崩れた。今、その修復が喫緊の課題である。

ところが、中間的取りまとめは、「質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現」が困難になっていることを理由に、法曹養成について対策を考えなければならないとしているだけである。しかし、司法改革による深刻な影響は、弁護士、司法及び大学にまで及んでいる。法科大学院制度は、我が国の法学部制度、司法修習制度及び研究者養成などと整合しないもので、法学教育、法学研究、研究者養成を困難にしている。

そのために、我々は、この弁護士の需給の均衡の回復を求めるだけでなく、司法改革で唱えられた理念自体の根本的な見直しを要求しなければならない。

2 弁護士需要の間違った増加予測に対する無検証、無反省

司法審意見が、「社会がより多様化複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」との推測のもとに大幅な法曹人口増加を喫緊の課題であるとしたことは、大きな間違いであった。司法審意見書の2001年以後も、さして弁護士に対する需要拡大はなく、弁護士が大幅な過剰状態になった。遅くとも、2007年3月の弁護士2万3000人時点で飽和状態となり、既に2008年3月の2万5000人で過剰状態になったと考えるべきである。

中間的取りまとめは、この無謀な増員計画の間違いについて、その原因を検証しようとせず、誠実な総括も反省も一切示さず、逆に、この早期達成を喫緊課題とした大幅増員政策をとったことについて、過疎対策、アクセス改善、活動領域拡大の足掛かりの成果だと言って正当化している。しかし、今後も需要が増加する見込みはなく、法曹に対するニーズが増えるとする中間的取りまとめの記述は、司法審に続く二度目の虚偽（デマ）と言うしかない。法曹の増加（供給）が需要を顕在化させるという説も唱えられた。しかし、これも、もはや全く説得力を失い、完全に間違いであったことが実証されている。

そこで、中間的取りまとめは、活動領域について「広がりがまだ限定的」、「関係機関、団体が連携して有資格者の活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である」と述べているが、この需要を否定する調査結果が多くあり、再び同じ誤りを犯すことになる。専門家に対する需要は、費用支払の根拠、支払の意思及び財源が無ければ拡大しないというのが実際である。弁護士需要の分野の現状は、ほとんど無償又はそれに近い法的サービスを求める需要が残っているだけである。

3 法学部卒業者と弁護士隣接業種との役割分担を無視した活動領域拡大論

企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大と述べているが、これらの領域は、法曹資格を必要とする領域ではない。これらの領域では、司法試験や司法修習で要求される資質が必要ではなく、法科大学院及び司法研修所で修練されることが必要な分野ではない。基本的には法学部の教育課程で対応すべき分野である。これまで法学部修了者が平均年間約4万人合計約200万人も社会に輩出され、約20万人の弁護士隣接業種が存在し、適材適所に役割を分担してきた。それで十分足りてきたことである。

4 法曹の活動領域拡大の過大評価

法テラス常勤、企業内、地方自治体、海外での活動領域の拡大に取り組むべきであると述べているが、年間約1800人ももの大幅な供給過剰を解消する規模のものではない。雇う側には財源不足の問題があり、雇われる側の立場も、多くが期限付きであるために不安定である。

第2	今後の法曹人口の在り方	<p>1 中間的取りまとめに対する批判の基本的な点</p> <p>(1)合格者3000人計画の破綻に対する検証と責任問題抜き審議 司法試験合格者の年間3000人目標の大増員は、大きな間違いであったが、この間違いを犯した原因を全く検証していない。司法審意見書の2001年以後も、さして弁護士に対する需要拡大はなく、弁護士が大幅な過剰状態にある。2007年3月の弁護士2万3000人時点で飽和状態となり、2008年3月の2万5000人で過剰状態になったと考えるべきである。今後も需要が増加する見込みがほとんどなく、法曹に対するニーズが増えるとする中間的取りまとめの記述は、全くの虚偽である。</p> <p>(2)数値目標の放棄と危機的事態の放置 3000人目標は撤廃するが、新たに数値目標を設けずに、「その都度検討する」と述べている。全く無責任と言うほかない。担当する事件数及び法律相談など弁護士の仕事と収入が減少しており、司法修習生の就職難も年々厳しくなっている。需給の均衡を保った適正な弁護士人口を維持するためには、少なくとも合格者数1000人以下の方向性を明示すべきである(1000人合格でも毎年500人増加し、法曹人口は5万人以上になる)。そうしなければ、法曹の職業的魅力(法曹資格の価値)が著しく低下し、そのために志願者激減という危機的事態に歯止めをかけられない。</p> <p>(3)法曹の質の低下と弁護士過剰の弊害を無視した合格者激増路線の継続 このままでは、今後、有為な人材が益々司法に来なくなり、法曹の質が著しく低下し、法曹が独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。弁護士過剰は司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。 このような、極めて深刻な法曹の質の低下と弁護士過剰による過当競争の弊害について、検討会議は全く議論していない。法曹志願者の激減、就職難及び法律事務所の経営破綻に対する危機感が不足し、委員によっては全く欠如している。そのため、偏った議論と結論に陥り、法曹の質の低下と弁護士過剰の弊害を論じないので、弁護士増加一点張り路線の提言となる。</p> <p>(4)裁判所改革と裁判充実の欠如 司法拡充のためには、財政的裏付けが必要であるが、それが全く考えられていない。裁判官や検察官の執務環境は悪化し、採用数も減少傾向に転じ、司法予算は1割も減少している。 裁判所改革と裁判充実に全く触れられてない。裁判が被害救済に不十分で利用価値が低いままでは、弁護士需要は増加しない。</p> <p>2 適正な司法試験合格者数と弁護士の需給の均衡を保つ必要性</p> <p>(1)司法試験合格者数の急増による法曹の質の低下 司法試験の合格者激増に伴って、司法修習修了試験の不合格者が多くなった(2006年に100人を超える)。司法試験の合格ラインが著しく下げられた結果の表れと考えざるを得ない。 「司法改革」により、修習期間は2年から1年に短縮され、また、勤務弁護士の給与が大幅に減少したにもかかわらず、年々修習修了者の就職難がひどくなり、オン・ザ・ジョブトレーニング(OJT)の機会が失われてきた。 司法修習生の日本弁護士連合会への一括登録日の未登録者が、2007年以後年々増加し(2007年10月と12月の60期103人修習修了者の3.3%、61期122人5.1%、62期184人6.7%、63期258人11.0%、64期464人20.1%)、2012年12月の未登録者は4人に1人以上の546人にのぼった(修習修了者2080人の26.3%)。これまでは、12月の未登録者の多くが翌年1月末頃までに登録を終えるが、2013年2月1日現在の最新65期の未登録者は267人であった。 この間に、従来の勤務弁護士の形態でない不安定な就労の弁護士や、事務員を減らして弁護士を雇った</p>
----	-------------	---

ために弁護士が事務員を兼ねることなどが増加した。弁護士を諦めて法曹以外の職に就く者が年間100人を超えて出現するようになった。弁護士登録をしても、正規に就職ができず、「ノキ弁」「即独弁」と呼ばれる形態で弁護士をする者が非常に増えている。司法試験及び二回試験の合格ラインが低下し、そのうえ修習期間の半減及びOJT不足が生じ知識・技能等を修得することが困難になっている。そのために、利用者に対する法的サービスの質の低下が指摘されている。

(2) 弁護士人口の激増と弁護士過剰の弊害

案じた通り、弁護士が2万5000人を超え、遅くともリーマンショックに端を発した国際金融危機による不況と過払金事件が減少し始めた2008年秋以後、弁護士の仕事が減少する傾向を強め、弁護士がひどく過当競争にさらされることになった。弁護士が経済基盤を崩されると、公益活動を担当したり、法制度の改変に積極的に対応する余裕を奪われ、そればかりか、売上げ確保の目的で、「需要の掘り起こし」が推奨され、事件漁りと無用な訴訟への誘導を行うようになる。弁護士が依頼者への従属を強め、社会正義や相手方の人権を無視し、依頼者の利益を優先させ過ぎることになる。弁護士の職務の適正さと独立性を失い、職業的魅力を大幅に低下させる。このようなことになれば、国民が適正な法制度のもとで適正な法的サービスを受けられなくなるとどまらず、訴訟社会の被害者になりかねない。更に、法律事務所の経営悪化によって、利用者に高額な弁護士報酬を請求したり、弁護士の経済的破綻により、預り金が返せなくなるなどの被害が生じる。

3 司法試験合格者数の適正な具体的規模(1000人以下)

(1) 裁判所と弁護士の需要の動向

裁判所の全事件数は、破産事件の事件番号の振り方の変更など統計処理上のこともあるが、2003年の611万5202件から2011年の405万9773件に34%も減少し、この減少傾向は今後も続くと思われる。地裁民事第一審通常訴訟事件(ワ号)は、2009年の23万5508件から2011年に19万6380件、2012年に16万1312件に減少し、過払金事件を除くと約10万件にすぎず、弁護士1万人の昭和50年代に戻る件数である。破産事件(既済)も2003年25万4761件から2011年11万0477件に減少している。

弁護士会の有料法律相談は、ピークの2003年の約25万件から2011年の約10万件と40%にまで激減している(「弁護士白書」)。顧問先を持つ弁護士は、1990年の85.7%から2009年の63.5%に減少し顧問料も減額している。我が国の弁護士が海外に展開する必要性が主張されているが、渉外・企業法務系の法律事務所の採用数が増えず、半減している有様である。経営及び財政を悪化させている企業、国及び地方自治体が、弁護士を毎年数多く採用する余地はなく、弁護士需要は供給量に全く追いつかない(企業内弁護士は2001年64人から2012年771人、任期付公務員は2012年6月106人)。

(2) 弁護士の大幅な過剰状況

弁護士人口が2008年3月に2万5000人に達した頃には、既に国選弁護事件ですら事件数より受任希望者の方が多くなり、法テラス及び弁護士会の法律相談の需要に対して弁護士不足は無くなり、弁護士ゼロ地域も無くなり、ワン地域も1箇所ですら埋まる見通しとなった。むしろ、弁護士の仕事と収入が減少し、2007年9月と12月の一括登録日の未登録者が70人と32人となった。2008年には、弁護士の需給バランスが崩れ、弁護士過剰に陥る状況になったと考えられ、現在の約3万4000人は大幅な過剰である。

(3) 弁護士過剰に対する基本的対策(司法試験合格者の大幅減員)

これまで、弁護士過剰の対策として盛んに業務拡大が追求されてきたが、全体としては効果が出ていない。多額の宣伝費を使った単なるパイの奪い合いが行われている。そのため、まず行われるべき対策は、早期に司法試験の合格者数を1000人以下にすること(及び過疎対策として有効な刑事国選弁護と扶助の報酬を2～3倍に増加すること)である。この規模の合格者にとどめることが、適正な弁護士人口政策転換への

唯一の方策である。

(4)諸外国との比較の在り方

我が国の法曹は、2012年に弁護士3万2088人、裁判官2880人、検察官1810人(65期修習修了者2080人から裁判官92人、検察官72人採用)であり、裁判所予算は2006年3331億円から2013年2988億円と激減している。裁判官と弁護士の割合は、1965年頃まで1対4であったのが、現在、1対11にまで拡大している。この「小さい裁判所」は、今後も改善される見込みはなく、悪化するばかりである。弁護士が少ないことを外国と比較するならば、まずは各国の弁護士と裁判官の割合、司法関連予算及び裁判の機能などを比較すべきである。そうすれば、我が国の司法で最も大きな問題は、裁判官数と司法予算が少なく、裁判所の判断が権利の救済に極めて消極的なことだということが分かる。司法審のように、これらの事実を無視して弁護士人口のみを外国と比較するのは間違った手法である。弁護士人口の増加だけでは「大きな司法」にならないことは、余りにもはっきりしたことである。まして「頼りがいのある司法」「司法国家」など到底期待できない。

(5)失敗の歴史の繰り返しと弁護士の所得の現在と将来

大幅な弁護士過剰政策という失敗は、我が国の弁護士の歴史において二度目である。大正後期から昭和初期にかけて9年間で弁護士が約3000人から約6500人に増加され、1929年(昭和4年)に全国の会員を対象にアンケート調査を行ったところ、回答率約65%で、純収入で生活費を賄えないとする回答が約6割(4167人のうち2436人)に達していることが分かった。これは、弁護士の職業としての崩壊であり、信用を失墜させ、全く力を失っていったのである(日本評論社、講座現代の弁護士)。

この昭和の初期から数えて約80年後に、戦後の司法改革により獲得した国費による2年間の統一司法修習制度及び自立して弁護士法第1条の弁護士の使命を果たすことを期待した弁護士制度などの輝かしい成果を失い、再び弁護士層が急激に経済的基盤を喪失させられていることになったというのが、「司法改革」という政策の結果である。日弁連の10年毎の調査によれば、弁護士の年間所得(中央値)は、1999年の約1300万円から10年後の2009年の約900万円(過払金等の事件の所得を除くと約750万円)と大幅に減少している。また、国税庁統計年報の弁護士の所得に関する資料によれば、年間所得(中央値)が概算で2008年900万円、2009年800万円、2010年700万円と減少し、2011年と2012年も下り坂を続け、大不況である。このような事態が続くならば、次の10年後の2019年度より前に年間所得(中央値)が500万円程度、又はそれ以下にまで減少する可能性が十分にある。

更に、上記の国税庁の資料にもとづいて、所得が70万円以下の者が2008年に2661人(申告人員全体の11.3%)であったが、2009年に4920人(同19.3%)、2010年に5818人(同22%)と、毎年弁護士の増加数と変わらない程度に急増していることが指摘されている(NIBEN Frontier2012.6月号)。

(6)「合格者1000人以下」の回答が84%の会員アンケート調査結果

平成24年1月の当会の全会員対象のアンケート調査(回収率30%)では、適正な合格者数の設問について、年間1000人以下への減員の回答65.5%、年間1500人に減員し更なる減員は検証しながらの回答27.4%、仕事量の設問について、減少61.9%、増加4.1%、愛知県の弁護士の充足状況の設問について、過剰78.9%、不足0.6%という結果であった。

また、平成24年10月の中弁連の全会員対象のアンケート調査の愛知県分(回収率17%)では、合格者数の設問について、年間1000人以下へ減員の回答の合計は84%(500人17%、800人16%、1000人51%)、年間1500人に減員15%、年間2000人3%、仕事量の設問に減少62%、増加8%、所属弁護士会の弁護士の充足状況の設問に過剰84%、不足1%、という結果であった。

このように弁護士の仕事量が大幅に減少し、弁護士過剰の状況が進行していた。極めて深刻である。

<p>第3 1 (1)</p>	<p>プロセスとしての法曹養成</p>	<p>1 法科大学院制度の設計ミス 法学部のある我が国において、時間も金もかかる法科大学院を上乗せする制度は、制度設計上のミスである。法科大学院創設のための「点からプロセスへ」というスローガンは、誤導である。法学部、受験浪人、司法試験合格、2年の司法修習、勤務弁護士という独立までの一連の過程は、「点」ではなくプロセスである。このプロセスにおける実務家の法曹養成の中核は、法科大学院ではなく、司法修習及びそれに続くOJTである。</p> <p>2 法科大学院、受験資格、予備試験 ①法科大学院制度は、「多様で高い質の法曹養成」という目的のために創設されたが、その創設目的を達成していないこと及び元々制度上、我が国の法学部制度、司法修習制度及び研究者養成などと整合しないものである。法科大学院を廃止し、法学部を充実させ、以前の2年間の司法修習制度を復活させるべきである。 ②法科大学院が存続する間は、法科大学院の修了を司法試験の受験資格にしないことにすべきである。 ③もし、この受験資格の制限を撤廃しない場合には、司法試験の予備試験は簡略化し(早い時期に短期間で実施し、同じ年度に司法試験を受験できるようにするなど)、合格者数を増加させ、適正公平に門戸を広げるべきである。</p> <p>3 公的な法曹養成の基本 法曹の質の確保のためには、法学部と司法修習の充実及び弁護士の需給バランスの維持が一番大切である。法科大学院志願者数の激減の原因は、多くの金と時間を要することと、就職難、弁護士の仕事の減少及び我が国の司法のあり方など、弁護士という職業の精神的、経済的な価値の低下にある。職業的魅力を失った分野に金と時間を使って参入できる人の出身階層は限られ、偏りが生じる。その結果、法曹が変質させられ、司法の機能を低下させることになる。</p> <p>4 会員アンケート調査 平成24年4月の当会の全会員対象のアンケート調査(回収率26%)で、法科大学院で質の高い法曹養成を達成しているかの設問に肯定の回答10%否定の回答64%、法科大学院制度に賛成26%反対44%、受験資格制限に賛成26%反対57%である。また、前記の平成24年10月の中弁連のアンケート調査では、法科大学院制度の廃止について賛成49%、反対27%、受験資格制限について賛成24%、反対63%という結果であった。</p> <p>5 法曹の活動領域拡大論について 企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大と述べているが、司法試験や司法修習で要求される資質ではなく、法科大学院及び司法研修所で修練される分野ではない。法曹資格が必要な領域ではない。基本的には法学部の教育課程で対応すべき分野である。これまで平均年間約4万人合計約200万人の法学部修了者が社会に出ている。約22万人の弁護士隣接業種が存在する。適材適所に役割を分担し、それで十分足りてきた。</p> <p>6 法曹養成制度再構成の必要性 法曹養成全過程を検証し、法曹養成制度を根本的に見直す必要がある。また、法科大学院制度は、法学教育、法学研究、研究者養成を困難にしていることが大きな問題である。</p>
-------------------------	---------------------	--

第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>1 法曹志願者の激減とその原因 法曹志願者激減の調査も分析も行われていない。旧試験で合格率が約2%でも志願者が非常に多かった。志願者激減の原因は、低い合格率ではなく、弁護士的大幅な供給過剰である。見込みのない分野に、志願者が殺到するわけではない。</p> <p>法科大学院の志願者は、2003年には、大学入試センター試験志願者3万9350人を中心に約5万人いたが、年々減少し、平成24年の適性試験受験者は前年より1400人少ない5801人となり、入学者も470人少ない3150人と減少を続け、平成25年度は2698人である。2年後には志願者が4000人以下、入学者が2000人以下、非法学部出身者又は社会人の割合が25%以下に減少することが予想される。司法試験の合格率を高くすれば、法科大学院志願者の減少に歯止めがかかるとする考えは、法科大学院制度が高額な学費と生活費の要る制度である以上、そのような結果にならず、何よりも教育機関の経営などの都合を優先させ、法曹の質の確保という国民が安心できる資格制度を犠牲にするものであり、賛成できない。資格取得の経費の高額化と資格の価値の低下は、矛盾する関係にある。</p> <p>2 法曹志願者激減の影響 今後、有為な人材が益々司法に来なくなり、法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。弁護士過剰は、司法と国民の権利と生活に重大な影響を及ぼす。極めて深刻な法曹の質の低下と弁護士過剰による過当競争の弊害について、全く議論されていない。法曹志願者の激減、就職難及び法律事務所の経営破綻に対する危機感が不足し、委員によっては全く欠如している。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>司法修習生の貸与制を維持するとしたが、司法制度を担う法曹養成は国の責務であり、給費制は絶対に必要である。</p> <p>司法は、三権分立の一翼を担い、国政の中で、国民の人権擁護と社会正義の実現をはかる最後の砦として重要な役割を負い、弁護士は、その司法において重要な役割を担い、公共的な業務を行っている。弁護士が裁判官・検察官と平等に公費で2年間充実した養成を受ける制度は、歴史の教訓からであり、戦後改革の統一修習制度を維持することは、我が国の司法及び国民にとって極めて重要な意義がある。司法修習を義務とする以上、給費制は不可欠で、国の責務である。給費制廃止は、統一修習制度の存続を困難にする。そのために、給費制を復活させる必要がある。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>1 法科大学院制度について</p> <p>①法科大学院制度提唱時の日弁連と名古屋弁護士会の対応の違い 法科大学院構想は、司法制度等改革協議会の外部委員が1994年に言い出したが、弁護士会では、1998年に第一東京弁護士会が続いたのみであった。ところが、2000年4月15日、全く会内議論を経ることなく、日弁連正副会長会の5項目からなる「いわゆるロースクール構想について」と題するA4版1枚のメモが確認された。</p> <p>名古屋弁護士会は、1999年9月に「徹底討論『日本の司法』パートⅠ 弁護士人口問題と法曹養成制度」と題するシンポジウムを開き(会長那須國宏)、2001年9月に「徹底討論パートⅡ—司法改革の現状と展望」と題するシンポジウムを開いた(奥村会長)。その間の2000年4月に「法学教育と法曹養成に関するアンケート」を実施し、司法問題対策特別委員会(奥村委員長)は法曹養成に関する意見書をまとめ、同会の会長を介して</p>

日弁連に同年6月に提出した。

上記のアンケートでは、現行統一修習制度廃止に反対93.3%、給費制廃止に反対85.1%、法科大学院構想に反対73.5%(賛成5.3%)であり、意見書は、法科大学院(ロースクール)構想に賛成できないとし、加えて法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすること及び合格率を7~8割にすることなどに反対する旨を内容とした。同年7月には日弁連法曹養成センターも、ほぼ全国的なアンケートを実施し、ほぼ名古屋弁護士会と同じ調査結果であった。

法科大学院構想は、研修所教官の大半も反対の意見表明をし、研究者の多くが反対であった。

一方、司法制度改革審議会は、同年5月には法科大学院構想に関する検討会議の発足を要請し、同年8月の審理日にはロースクール構想の採用を決定するという極端に拙速な決着を図った。

そのために、日弁連執行部は、2000年11月1日の臨時総会において、一つ二つの質問のあと審議を打ち切り、意見表明希望者50人以上の意見表明を一切認めず、強行採決した。大多数の者(90%以上)が法科大学院構想に反対しているにもかかわらず、強引に進められた制度である。

②現行の法科大学院制度の根本的問題

イ 法科大学院制度は、我が国の法学部教育と司法修習という二つの制度との整合性に欠ける。法科大学院中核論は、法学部教育及び司法修習を軽視し、その空洞化を進行させるものである。法学部の教授の質が落ち、手薄となり、法学部生が犠牲になっている。司法修習も、修習期間が2年から1年になり、就職活動に追われる者が多く、しかも給費制も廃止された。法学未修者コースは、2年目から既修者と同じ課程になっていて、法律の理解が不十分なまま進学し、本当の法学未修者の司法試験合格率は20%を大きく割り込んでいる。

ロ 法科大学院制度は、教養と専門性を重点的な教育目的としているが、実際には基礎法等の受講は少なく、一方で基本法の基礎的理論的理解が不十分となっていて、計画倒れになっている。

また、司法試験に合格するレベルにほど遠い人に実務教育をしても効果的ではなく、司法試験に合格するかどうか分からない段階での実務教育の導入は無駄で不合理である。

ハ 我が国の大学の法学部を修了した者が、そのまま司法試験を受験できないというのは、全く不可解な制度である。法学部教育、共同学習、独学を否定するものである。

法曹資格の場合、国家試験の司法試験によって資格の付与者を公正に厳選すべきであり、医師資格のように、医学部入学者の8~9割が資格を取得するような制度にすべきではない。

ニ 研究者は、予備校の教員のような仕事に多くの時間を割かれる法科大学院の教員になることを望んでおらず、良い質の教員の確保が困難になっている。

法科大学院制度発足以後、法学研究科の修士課程の入学者が約2000人から約1000人に半減し、博士課程の入学者は約300人から約200人へと3分の2になっている。法学研究と研究者養成が犠牲となり、このことが判例批判の弱体化、判例重視の傾向を強め、司法にも悪影響を及ぼすことになる。多様性が発展しない。

ホ 法学部の志願者が減少し、法学部4年の優秀な学生が法科大学院を志望しなくなり、有為な人材が司法を敬遠する傾向を強めている。法科大学院の入学者は、生活費と授業料を負担し、修習生の給費制の廃止及び弁護士過剰などの理由から、高額所得者層、法曹及び弁護士隣接業種の子供の比率が高くなり、幅広く優秀な人材を求めるという当初の目的と逆の結果に陥っている。このままでは、司法試験は不平等、不公平な試験となり、法科大学院の入学者は富裕層出身者に偏り、世襲の傾向を強める。合格者数を増加させることで表面上は自由競争、市場原理に見えるが、実際は、資金が物を言う世界となり、司法が多様性と批判精神を失い、経済主義に陥り、有為な人材が来なくなり、質を低下させることになる。

		<p>2 法科大学院の適性試験で一定基準を下回ると如何なる法科大学院にも入学できない制度(足切り制)には反対である。法科大学院の校数及び学生数は、入試倍率と合格率で減少させるのではなく、各大学の自主的な判断に任せるべきである。法科大学院の入学者数は、上限を定めなくとも3000人を大幅に下回ることになり、下限を定めることもしない。法科大学院において、法律実務教育の単位及び実務家教員を増加させるべきではない。実務教育は、本来司法修習の過程で行われるべきであり、早期に少なくとも前期修習(例えば12月から3月までの4ヶ月)の復活を図るべきである。法律実務家は、司法修習制度における法曹養成に努めることを第一義とすべきであり、日弁連は、法科大学院に実務家を派遣することを言い出すべきではない。</p> <p>3 法曹資格の価値を著しく低下させたうえ、高コスト構造の法曹養成制度に変更したこと自体が矛盾した政策であり、制度設計上のミスである。このような高いコストとリスクの改革に付き合える層は極めて限定される。入学者数を強制的に絞り込む必要はない。実務教育は、本来、司法試験合格者の司法修習制度の中で行われるべきことである。従って、実務教育及び実務家教員を増加させることには賛成できない。校数については、各大学の自主的な判断に任せるのが原則である。地方在住者の資格取得機会の保障の問題は、法科大学院制度を採用したことにより発生した問題である。従って、法科大学院制度を廃止するか、受験資格制を廃止するか、それらが存続する間は予備試験の合格者数を大幅に増加させることが一番良い対策である。</p> <p>4 もともと、法科大学院では、法律基本科目の基礎的理論の修得が一番の目的になることは当然のことである。ところが、法科大学院導入時、豊かな素養と高度な専門性を身につけた人が法曹になる制度であると高邁な説明がなされた。しかし、教養を身につける努力は一生のことであり、基本法の基礎的な知識と理論が身につけていないのに、受験科目にない高度な専門分野を身につけようというのは空論である。また、司法試験に合格するかどうかかわからない者を対象とする法科大学院の課程において、実務基礎科目群の単位を増加させることは、不合理である。「文書作成指導」は、大切なことである。このように、法科大学院制度においては、基本の法律の知識と理論の修得と、同時に文書作成能力が向上されることが中心となり、本来、紹介程度を越える実務教育は司法修習制度で行うべきである。このように考えると、法科大学院の教育は、法科大学院制度発足以前の時代の法学部の授業、ゼミナール、勉強会の内容と方法に接近することになる。法科大学院の入学選抜において、法律を修得する適性を確実に判別できる試験にする必要がある。我が国には法学部があり、法学部卒業者が法科大学院に圧倒的に多く入学することから、適性試験で法科大学院の入学の可否を判断するよりも、法律科目で試験をすべきである。</p> <p>5 成文法の我が国において、ソクラテスマソッド等双方向の議論を重視した教育は法曹養成課程として合理性がない。</p> <p>6 国の財政としては、法科大学院のために1400億円を投入し、今後も毎年補助金として、修習生に対する給費に匹敵する50～100億円程度を必要とすると思われる。司法試験に合格するかどうかかわからない段階で、他の法科大学院より有利な奨学金制度を新設する理由があるとしたら、司法試験の受験資格を制限しているためであるが、それ故、受験資格制限を撤廃すべきである。いわゆる飛び級制は、弊害が大きすぎる。それよりも、予備試験の時期を早め、試験期間を短くし、1年を無駄にしないで司法試験を受験できるようにすべきである。</p>
<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>法学未修者の法的知識を受入時に問わず、1年で既修者と同じレベルになることを求める制度設計自体が無理である。未修者コースにおいても、法学既修者の割合が70%を超える(全体では87%)実態にある。このことについて検討が行われていない。法学未修者は法学部に入る方が合理的である。</p>

第3 3 (1)	受験回数制限	受験回数制限の「緩和も考えられる」としたが、制限する理由に合理性がなく、制限を撤廃すべきである。「法科大学院の教育が薄れないうちに」と言うが、5年しか教育効果が持続しないなら法科大学院の教育を改善すべきである。
第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	<p>1 司法試験を簡易な問題に変更することには、反対である。司法試験の短答式試験は、必要な知識を修得するのに適した試験であるので、出題範囲を限定したり、比重を下げるべきではない。また、論文式試験の論点を少なくすると、当たり外れが大きくなるので、適当ではない。</p> <p>2 教育制度及び試験制度は、歴史的に手を加えられることがよく発生しているが、ほとんどのケースで成功していない。司法試験は、法曹として「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする」(司法試験法1条)と定められている。法科大学院の教育は、この法的に必要な知識及び論理的思考力を修得させるものであり、司法試験は、その修得度をみるものである。司法試験は、法科大学院の修了試験ではない。試験レベルを下げれば、後で苦勞することになる。短答式試験の比重の軽減は、昔から言われ、かなり改良されてきた。論文試験の論点を少なくすると、当たり外れが多くなる。</p>
第3 3 (3)	予備試験制度	<p>受験資格要件は撤廃すべきである。予備試験受験者が多いので将来見直しを検討すると述べているが、予備試験組の司法試験合格率が大学院組より約3倍も高いので、合格率が均衡するように予備試験合格者を拡大することが公平である。</p> <p>法学部4年の間に法学を修得してもすぐには司法試験を受験できないとする制度は、法学部の存在根拠を低下させ(法学部入学者は1998年4万7743人から2012年3万6675人に減少)、余りに不合理である。法科大学院修了を受験資格にすることは、法曹を目指す者への参入障壁にほかならず、司法試験の公平性・開放性を害する。それを続けるならば、法曹の給源の狭小化と志願者の激減に歯止めがかからず、法曹界に来る有為な人材の減少が続くことになる。</p> <p>平成21年の政府の規制改革会議は、「予備試験合格者と法科大学院修了者の合格率を均衡させる」と提言している。新司法試験の受験者は、2011年8765人(合格者2063人)、2012年8387人(合格者2044人)であるのに対して、2011年の予備試験は、受験者6477人(出願者8971人)で合格者が116人と極めて少ないが、2012年の司法試験の短答式試験で85人中84人(1人途中退席)合格し、最終的に58人が合格した(合格率約68%)。全体の合格率が約25%であるから、予備試験の合格枠を拡大しなければ不公平であった。2012年度の予備試験は、受験者7183人で合格者が219人と増加している。</p> <p>上記の合格率均衡の観点からすると、司法試験合格者を維持するのであれば、2～3倍に増加させなければならない。</p>

第4 (1)	法科大学院教育との連携	<p>実務教育は、その基礎段階であっても、司法試験に合格して司法修習生になった段階で受けるのが合理的である。司法試験に合格していない段階の法科大学院において、法曹実務教育を行うことは不合理と言うほかない。司法試験合格後の司法修習が法曹養成の中核に位置づけられ、その段階での実務基礎教育の充実が図られることが本来の姿である。司法修習生の質の低下問題に対処するには、少なくとも司法試験合格から各地での実務修習までの間に前期修習を復活させることが不可欠である。</p> <p>前記の当会の平成24年4月のアンケートで、2年修習復活に賛成58%、反対17%である。また、前記の平成24年10月の中弁連アンケートでは、前期修習の復活に賛成94%、反対2%、給費制の復活に賛成92%、反対3%である。</p>
		<p>法曹養成制度検討会議における「中間的取りまとめ」について当委員会で出されている意見について</p> <p>掲題の件について、当委員会で出されている意見は、以下のとおりです。</p> <p>1 ■■■■■委員から出されている意見 【別紙1】のとおりです。</p> <p>2 ■■■■■委員から出されている意見 【別紙2】のとおりです。</p> <p>3 ■■■■■委員から出されている意見 【別紙3】のとおりです。</p>
第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>【別紙1】</p> <p>下記を加筆すべきである。</p> <p>○ 以上の施策を実現するため、法テラス及び各行政機関等に速やかに予算措置を講ずるとともに、企業においても法曹有資格者の勤務にかかる義務化措置ないし優遇措置を講ずるべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>どれだけ理想的施策を提案したところで、行政機関については予算措置が講じられなければ、それらの施策が実行されることはあり得ない。また、営利を目的とした企業は、費用対効果が見込まれない人材の採用について、それが法的義務でもない限り、積極的になるはずがない。他方、法曹、とりわけ弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現をその使命としているものの、いわば自営業者であるため、費用対効果が望めない業務に取り組むについては、自ずと限界があると言わざるを得ない。また、弁護士には、費用対効果が望めない事件に関しては、相談者・依頼者の利益に鑑みて受任を拒絶することが望ましいとの共通認識がある。</p> <p>以上の事情に鑑みれば、中間的取りまとめの内容では不十分であるというべきであり、上記加筆を行うべきである。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>①1点目は削除し、以下の記載に修正すべきである。</p> <p>○ 社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要が今後も増加していくとの予想は明らかな誤りであった。</p> <p>②2点目の第2文を削除し、以下の記載に修正すべきである、</p> <p>○ 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、…現実性を欠く。現状においては、司法試験の年間合格者数を1000人程度とするのが相当である。</p> <p>(補足説明)</p> <p>中間的取りまとめの最も根本的な問題点は、誤った予想(法曹に対する需要が増加する)に基づく誤った施策(司法制度改革)により、法曹制度・法曹養成制度に重大な悪影響を及ぼしたという、すでに客観的に明らかとなった点についての認識・反省がまるで欠けていることにある。</p>

		<p>この事実を認め、反省を経ずにして、どのような施策を講じたとしても、法曹制度・法曹養成制度が改善されることはあり得ない。</p> <p>したがって、まずは、この点を認め、反省することこそが、中間的取りまとめが行うべき事柄である。そして、その前提に立った上で、司法試験の年間合格者数をいったん1000人程度に戻し、再度法曹の需要を検証し、今後の法曹人口の在り方を検討するという作業が必要不可欠である。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>①1点目を削除し、以下の記載に修正すべきである。</p> <p>○ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方は、「プロセス」というマジックワードを使用した、不適切な概念であった。したがって、法科大学院修了という要件を司法試験の受験資格から外した上で、前期修習及び給費制の復活を視野に入れた検討を行うべきである。</p> <p>②2点目について、『「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、』の部分削除すべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>現行の法科大学院制度を評価する見解の多くは、司法試験という「点」のみによる選抜を批判し、「プロセス」としての法曹養成の理念を評価するが、その「プロセス」が真の意味で「プロセス」となっているかの検証を行った者は皆無に等しい。</p> <p>法科大学院教育が、司法試験の内容と連関していない(むしろ、法科大学院においては、司法試験の受験指導が禁止されている。)以上、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成というものは、現実として存在し得ない。また、毎年法科大学院の入学者数、修了者数を見るにつけ、法科大学院において、入学・進級・修了の各過程に、そのような「プロセス」の概念があるとは到底思われない。結局、現行の法科大学院制度も、「点」による選抜でしかないのである。</p> <p>他方、従来の法曹養成制度は、司法試験合格後、1年6か月ないし2年の司法修習を経て、OJT、独立後の各種研修と、正に「プロセス」としての法曹養成が実現されていた。</p> <p>そうである以上、法科大学院教育と司法試験の内容とを連関させるような大胆な施策(極端な例を挙げれば、法科大学院で一定の成績をおさめた者に対して、司法試験における試験科目の一部の免除ないし一定の加点を行う等)を行い、真に「プロセス」としての法曹養成の理念を実現させることができないのであれば、従来の法曹養成制度に戻し、司法試験合格後の「プロセス」としての法曹養成制度を堅持するほかはなく、法科大学院修了を司法試験の受験資格要件から外すべきである。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>1点目について、以下の下線部の記載を加筆すべきである。</p> <p>○ 法曹志願者の減少は…司法試験合格率は高くなっておらず、また、司法修習生に対する修習専念義務が解除されないまま給費制が廃止されたこと、司法修習終了後の…。</p> <p>(補足説明)</p> <p>法曹志願者の減少について、司法修習における給費制の廃止がその一因であることは言うまでもない。しかし、中間とりまとめにおいては、給費制の廃止「ありき」となっているため、この点が抜け落ちている(故意に落としている)。</p> <p>したがって、上記加筆を行うべきである。</p>

第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>①2点目について、「貸与制を前提とした上で」との部分削除すべきである。</p> <p>②下記を加筆すべきである。</p> <p>○ 司法修習生に対する経済的支援は、法科大学院生に対するそれよりも優先されるべきであり、両者に対する経済的支援が予算との関係等により困難であるのであれば、法科大学院生に対する経済的支援を縮小し、給費制を復活させるべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>法曹養成課程における経済的支援は重要であるが、優先順位を誤ってはならない。もちろん、法科大学院生に対する経済的支援も、司法修習生に対する経済的支援も、同時に成されるのが望ましいが、予算との関係等で、いずれかを選択しなければならないとすれば、より法曹になる可能性の高い、司法修習生に対する経済的支援、すなわち給費制の復活を優先させるべきであるのは当然のことである。</p>
第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>1点目、2点目、4点目、6点目及び7点目については削除すべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>前記のとおり、法科大学院修了との要件を、司法試験の受験資格からは外すべきであるから、それを前提とした記載はすべて削除すべきである。</p>
第3 3 (1)	受験回数制限	<p>○ 受験回数制限制度は撤廃すべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>受験回数制限制度が、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考えに基づき導入されたものであるならば、いわゆる「受け控え」の原因となっている同制度は廃止すべきである。</p> <p>なお、法科大学院の教育が、修了後司法試験の受験勉強を行っているにもかかわらず、徐々に薄れていくような効果しかないのであれば、受験回数を制限する前に、その教育内容を見直した方がよい。</p>
第3 4 (1)	法科大学院との連携	<p>下記のとおり修正すべきである。</p> <p>○ 司法修習について、法科大学院教育との連携がほとんど図られていないため、今後、連携を図るべきか否かも含め検討を行うべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>現状、例えば、法曹にとって基礎的な能力であるはずの起案(法律文書作成等)能力を涵養するためのカリキュラムが、法科大学院教育、司法修習のいずれにおいても不十分であるなど、両者の連携がほとんど図られていない。これは、法科大学院教育が2年ないし3年間という短期間であるため、そのようなカリキュラムを充実させることが困難であり、他方、司法修習もその期間が1年に短縮されたことから、それが不十分になってしまっているためであり、また、どのような教育をどのような段階で施すかという共通認識が、法科大学院側、司法研修所・配属庁会側になくその原因があると思料される。そうである以上、その現状を真摯に認めた上で、今後、検討を行うべきである。</p>

第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>下記を加筆すべきである。</p> <p>○ 司法修習の充実には、給費制の復活が必要不可欠である。 (補足説明) 司法修習を充実させるためには、その環境を整えることが必要不可欠であるが、現在、司法修習生が、その修習の実を挙げるべく、修習に集中できない原因は、修習修了後の進路に対する不安(就職活動)と経済的不安(貸与制)の2点にある。</p> <p>前者は、法曹人口に関する今までの施策の失敗を見直すことで解消できるが、後者は、給費制の復活以外に解消する術はない。</p> <p>したがって、上記を加筆すべきである。</p>
		<p>【別紙2】 資料『法と民主主義』No.474、p.36～45</p>
第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>【別紙3】 以下の一文を加えるべきである。</p> <p>○ 法曹の活動領域を広げるためには、最も人数が多く、裁判官・検察官に比して自由な活動が可能な弁護士の活動領域が広がることが必要不可欠であるところ、最も業務範囲や内容を拡張する意欲と活動力が旺盛なのは勤務弁護士から独立直後であることに鑑み、各弁護士が独立することを支援する仕組みと予算的な措置を講ずるべきである。</p> <p>○ 新しい法曹養成制度のもとにおいて、弁護士は飛躍的に数が増加したのに対し、裁判官・検察官の採用者数はほとんど増えていない。検察庁では副検事による検察官事務取扱が多数あり、裁判所では司法試験合格者でない簡易裁判所裁判官が多くあること、法務省では国のローヤーとしての訟務検事の仕事や国際化時代における国際協力(外務省への出向)等の業務を更に拡充させる必要があること等を勘案し、裁判所・法務省においても、更に法曹有資格者を多数採用し活動領域の拡大を図るべきである。</p>
第3	法曹養成制度の在り方	<p>1 下記の記載を加え、これに反する記載は削除すべきである。</p> <p>○ 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度は、法科大学院の今後の改善状況、提供する教育の質と内容やそれに対する法科大学院の努力の状況を勘案し、将来的には変更することも十分検討すべきである。 (補足説明) 法科大学院教員として努力してきた立場から考えると尚更、今回の「法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」とする取りまとめには疑問である。法科大学院が素晴らしい教育機関であるならば、受験資格を取り除いても、法曹志願者が集まってくるはずであるし、そのような法科大学院でなければ、建物や事務局も含めた莫大な予算を国民の税金を使って運営することは到底正当化されない。そのような法科大学院で</p>

あるからこそ、法曹養成の「中核」であることが許されるのであり、そうでなければ「中核」たる資格はない。法科大学院制度やそこにまつわるポストは既得権益とされるべきではなく、常に厳しい批判にさらされるべきであり、現状のような法科大学院教育を、今後も何らの改善検証もないのに、法科大学院修了を当然に司法試験の受験資格とすることを等閑視し続けることは適当ではなく、常に、少しでも改善を続けるものであるように監視し、刺激を与えるためにも、このまま法科大学院教育が改善しないのであれば、いつでも受験資格を剥奪する可能性があることを留保すべきである。

2「法科大学院未修者教育の充実が必要である」との取りまとめには賛成であるが、下記の記載を加えるべきである。

(1)未修者教育については、双方向・多方向の授業を放棄すること(すくなくとも双方向・多方向授業を行うか否かは各法科大学院の自由に委ねること)を明言すべきである。

(2)双方向・多方向でなくて良いとすれば、全国屈指の数名の教員によるマスプロ授業で構わないはずであり、全国一斉の通信教育を基本として、教員とポストを削減して人件費を減らし、法科大学院の授業料を削減すべきである。

(3)良い学生(入学試験で良い成績を得た者、もしくは、複数の法科大学院に合格し、「良い」法科大学院を選んだ者)者が司法試験に多数合格する可能性が高いのはある種当たり前であり、「入学しやすく(未修者教育を含めた)教育力が充実した法科大学院」こそを高く評価して、補助金等も投入し、法科大学院同士を切磋琢磨して向上させていくべきである。

(補足説明)

「法学部」の「入学時点」の偏差値序列が固定化することは望ましくない。特に研究者教員は上記のような「学部入試時点偏差値序列」で高くランクされる大学への移籍を是としており、そのような「序列」が益々

固定化される懸念がある。
 中間とりまとめに言う「優れた教育がされている例」が報告されている「新しい法曹養成制度における中核的な教育機関である法科大学院」とは、基本的には「学部入試時点偏差値序列」の高い法科大学院を指しているだけである。教員や教育内容が特に素晴らしいから、「中核」と評価されているのではない。本当に教員や教育内容が優れているなら、他の法科大学院と学生を取り換えて当該教育を実施してみれば、「成果」があらならないことが明確となるだろう。
 「そのような学生を獲得する力」を含めて、当該法科大学院の努力によるものだと反論があろうが、それは、旧国立帝国大学や早慶等というグループを頂点とする「偏差値序列」からの当然の帰結であって、法科大学院教員の努力によるものではない。そこには、(内部での多少の変動はあるものの)本質的には固定化された序列と沈滞と(研究ではなく)教育に力を注ごうとするモチベーションを抑え込む諦念という戦後の大学改革が失敗してきたことを背景とした大学教育が持つ根本的な問題点が根底にある。

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

○「法科大学院生に対する経済的支援」の前提として、法科大学院が置かれている大学の経費の徹底的な削減が行われる必要がある。例えば、下記の諸点に留意すべきである。

(1)教職員の給与削減
 とりわけ、私立大学において国公立大学定年以降の高齢の教員に対して極めて高額な給与が支給されている例がないか。それによって、私立大学が国公立大学教員の一種の「天下り先」となっていないか(とりわけ、国立大学法人化以降、国公立・私立は対等な位置大学として切磋琢磨して競争すべきであり、どちらかがどちらかの天下り先として機能するのは不合理である)。(法科大学院に限らず)大学における職員が文部科学省その他の公務員の「天下り先」となり、それが給与の削減の障害となっているという事実がないか。
 また、教員の給与が年齢によって一律である必要はなく、授業の内容や大学運営に対する貢献度によって差がついて然るべきである。更には、授業評価アンケートや卒業生によるアンケートを教員の給与を定める一要素として活用すべきである。

(2)広告費その他の経費の節減
 新聞その他に極めて多くの大学の広告が掲載されているが、その支出は、効果が検証されているか。インターネット等が発達した中で、新聞等への多額の広告出稿に意味があるか。
 また逆に、新聞社に対する広告費が多額であることが、法曹養成や大学、法科大学院の在り方に対する新聞社の社説等の論調に影響を与えていないか。

(3)投資の失敗に対する徹底的な損害賠償責任追及
 大学によるデリバティブその他の金融派生商品への投資や不動産の取得等が極めて活発に行われてきたが、その失敗による大学から当時の役職員に対する損害賠償責任の追及は十分に行われてきたか。

(4)徹底した競争入札
 豪華な設備をもったキャンパスが都心回帰しているが、その建物の建築については、本当に徹底した競争入札が為されているか。特定の大学についての建築工事は特定の建設業者に受注が事実上確定しているという事情や実際に受注しているのがいつも同じ建設業者であるという事実はないか。

(5)インターネット等を通じた教育費用の削減
 上記のとおり、双方向・多方向授業を未修者について放棄する場合、インターネット等の技術により優れた授業を全国配信することにより、教員を削減し、人件費を削減することができないか。

下記のとおり文面を加え、これに反する記載は削除すべきである。
 ○ 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、上記のような大学に投下されている補助金等を削減することによって、十分に経費をねん出することが可能であり、他方、法曹に対するより一層の

		<p>公共心の醸成、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにする観点から考えても、司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、上記のとおり、大学運営における徹底した経費削減を先行すべきである。 ・「司法修習生の修習専念義務」は、充実した修習を実施するためには必要不可欠である。金銭的に窮している者は、弁護士事務所等に修習期間のうち一定期間(もしくは時間)勤務させればよいとの考え方なのかもしれないが、それは一種の分離修習であり、法曹三者を一体として養成する裁判所法の考え方や法曹一元の理念に反する。
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>下記の点を加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法科大学院は法曹実務家の養成機関であり、司法試験が法曹実務家の登用試験である以上、将来的に、法科大学院教員には(新)司法試験合格を必須条件とすべきである。本来は、司法修習を経たことも条件に加えることが望ましい。 ○ 法科大学院の教育の一層の質の向上のため、教員の給与について見直しをすべきである。教員の給与が年齢によって一律である必要はなく、授業の内容や大学運営に対する貢献度によって差がついて然るべきである。更には、授業評価アンケートや卒業生によるアンケートを教員の給与を定める一要素として活用すべきである。 ○ 法科大学院は法曹実務家の養成機関であり、司法試験が法曹実務家の登用試験であるにもかかわらず、認証評価機関の中には司法試験を必要以上に敵視しているものがある。法科大学院教員が司法試験の問題を見たことも解いたこともないというケースが(一部にせよ)あるというのは、異常である。司法試験を意識することを明文の規定無く不適合の理由としたり、明文の基準なく法科大学院の教育を積極的・自発的に十分履修していれば当然に司法試験に合格できるような仕組みであることを疎外するような、「司法試験を意識した授業をすれば不適合となる」というような誤解を招く運用を改めるべきである。 ○ 教育力の無い法科大学院の統廃合は必要であり、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮も検討が必要であるが、地域的配置を検討する際には最終的に当該法科大学院から輩出された法曹がどの地域で活動しているかを十分検討すべきである。法科大学院自体が地域にあっても司法試験合格後東京で法曹となるのであれば法科大学院が地域にある意味は相当減殺されるし、逆に言えば法科大学院が都心にあっても弁護士過疎偏在の解消に寄与しているのであれば(例えば医療における自治医大のように)そのような法科大学院には支援が強化されるべきである。 ○ 法科大学院卒業生(法曹になった者もなれなかった者も含む)、中途退学者など多くの法科大学院在学経験者に事後的に(5年後、10年後等継続的なフォローが必要)法科大学院教育についての意見を求め、良かった授業や教育内容、悪かった授業や改善点を自らの出身校に対して提言する機会やアンケートを行い法科大学院教育に対する満足度を集計し各法科大学院に公開させる取り組みを行うなどの各種のフィードバックを行うべきである。

<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>中間的取りまとめにある「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組み」として、以下の点を付け加えるべきである。</p> <p>○ 未修者教育については、双方向・多方向の授業を放棄すること(すくなくとも双方向・多方向授業を行うか否かは各法科大学院の自由に委ねること)を明言すべきである。</p> <p>○ 双方向・多方向でなくて良いとすれば、全国屈指の数名の教員によるマスプロ授業で構わないはずであり、全国一斉の通信教育を基本として、教員とポストを削減して人件費を減らし、法科大学院の授業料を削減すべきである。</p> <p>(補足説明)</p> <p>・現状の、法学既修者の司法試験の累積合格率が約6割から7割であるのに対し、法学未修者は約3割から4割となっているのは、現在の大学教育の力の無さを如実に示す、最も深刻な問題である。ここで「法学既修者」とされている者の多くも、法学の導入的な部分や根幹部分を多く予備校で学んでおり、結局のところ「大学」における法学教育は、学部教育も、法科大学院教育も十分機能していない(本当に学部教育が十分機能しているならば、教育スタッフがほとんど変わらない法科大学院での未修者だけがこれだけ成績を残せないことを十分説明できない)。</p> <p>大学関係者は、これまでの(「研究」重視、教育軽視による)法学教育の不十分さを徹底的に反省することから始めるべきである。</p> <p>・「優れた教育がされている例」が報告されている「新しい法曹養成制度における中核的な教育機関である法科大学院」とは、基本的には「学部入試時点偏差値序列」の高い法科大学院を指しているだけである。教員や教育内容が特に素晴らしいから、「中核」と評価されているのではない。本当に教員や教育内容が優れているなら、他の法科大学院と学生を取り換えて当該教育を実施してみれば、「成果」があがらないことが明確となるだろう。</p> <p>「そのような学生を獲得する力」を含めて、当該法科大学院の努力によるものだとの反論があろうが、それは、旧国公立帝国大学や早慶等というグループを頂点とする「偏差値序列」からの当然の帰結であって、法科大学院教員の努力によるものではない。そこには、(内部での多少の変動はあるものの)本質的には固定化された序列と沈滞と(研究ではなく)教育に力を注ごうとするモチベーションを抑え込む諦念という戦後の大学改革が失敗してきたことを背景とした大学教育が持つ根本的な問題点が根底にある。</p>
<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>○司法試験の各科目の採点基準を公開すべきである。</p> <p>を加えるべきである。</p> <p>司法試験の採点については、各種の情報が従前に比べては多く提供されるようになってきているものの、採点基準自体が公表されていない。成績開示についても、論文式試験については、公法「系」、民事「系」といった系ごとの評価しか開示されないため、どの問題(近時は、科目ごとに問題が分かれているので、その場合はどの「科目」)の出来が悪かったのか判断することも難しい。</p> <p>採点基準を知る一部の司法試験考査委員だけが、当該情報を独占・固定化することは、法科大学院の序列を固定化し、一種の既得権益となっている。もっと広く司法試験の採点基準を公開し、より一層公平な試験とすべきである。</p>
<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>○法科大学院制度を固定化せず、切磋琢磨して良い法曹を産み出す機関とするために、「予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減すべきである」との意見に賛成であり、更には、予備試験合格者の司法試験合格状況も十分検討し、予備試験合格者数の拡大について十分検討すべきである。</p>

<p>第3 4 (1)</p>	<p>法科大学院教育との連携</p>	<p>○法科大学院教育に莫大な公費(税金)が投入されていることを踏まえ、法科大学院を卒業し、司法試験に合格すれば、(他の導入的な教育を実務庁会が行わなくても)直ちに司法修習に入れるような十分な教育を行うよう、法科大学院教育を更に改善すべきである。</p> <p>○ そのためには、法科大学院は実際に指導に当たっている実務庁会の指導担当者(その責任者ではなく個々の指導担当者)の声を十分フィードバックし、授業内容の改善に役立たせるべきである。</p> <p>○ 司法修習の内容を軽薄化したり、実務でのOJTのみに委ねることは、法曹養成制度の内容を重視し、司法を充実したものとする法曹養成制度改革の本旨に反するものであり、旧制度の修習以上の内容の修習が実施されるよう努力を続けるべきである。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見)「第3の1(3)法曹養成課程における経済的支援」二つ目の「○」について。司法修習生への経済的支援の在り方につき「貸与制を前提」とした検討をすべきでなく、修習費用は給費制にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>1 総論</p> <p>司法修習は我が国の司法の担い手を養成する不可欠の課程なのであり、法曹三者を目指す者は、司法試験に合格するのみならず司法修習を経なければならない。</p> <p>このように、単に司法試験に合格するだけでは法曹としての資格が付与されないよう制度設計がなされているのは、国民の権利の守り手、最後の砦としての司法の質を維持し、司法に求められる役割を法曹三者それぞれが適正・適切に果たすことが強く求められているからである。そして、試験だけでは習得できない法曹としてのスキルとマインドを実務教育である司法修習において身につけさせ、司法サービスの受け手である国民の権利を真に擁護するに足る能力を有する法曹を育てることは、国の国民に対する責務というべきである。</p> <p>さらに、司法修習生には修習専念義務が課され自ら収入を得ることはできない。現実にも、司法修習の期間は統一修習制度導入当時の2年間から現在は約1年間へと短縮されたため、修習生は短い修習期間で多くの事を学ぶため義務的修習時間以外も修習に従事している者がほとんどであり、修習をしながら自ら収入を得る時間的余裕などない上、肉体的・精神的余裕もない。修習生に対しこのような制約を国が課している以上、司法修習生の修習期間中の生活の経済的基盤を国が確保することは当然の理と言わなければならない。</p> <p>以上のとおり、社会インフラの整備の一環として、質の高い法曹を養成するため厳しい義務を課して行う司法修習においては、司法修習生の修習費用及び生活費用を国が支弁すべきことは当然であって、貸与制ではなく給費制とすべきである。</p> <p>2 (検討結果)について</p> <p>(1)「(検討結果)」においても、司法修習が法曹養成において不可欠の課程であること、修習専念義務があることから司法修習生の生活の基盤を確保し修習の実効性を確保するため経済的支援を行う必要があることは明言されている。</p> <p>それにもかかわらず、中間的とりまとめは「貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし、貸与制を維持すべきである。」と結論付けているところに、まずもって大きな矛盾がある。</p> <p>(2)そもそも、貸与制を導入した趣旨とは、司法改革により司法試験合格者を年間3000人に増やすとそれだけ司法修習生への給費が増大するという財政的見地に基づくものであった。そして、司法修習生は将来法曹となり相応の収入が見込めるのであるから、給費制を廃止し、代わりに修習期間中の修習費用及び</p>

			<p>生活費相当額を貸し付けて返済させればよいとして、貸与制が導入された。しかしながら、上述のとおり、健全で質の高い司法制度維持のための司法修習生の養成は国の国民に対する責務なのであって、財政論を理由にこれを放棄することは許されない。また、現実問題として、法曹人口の激増により新人弁護士の採用条件は年々悪化し、若手弁護士の平均年収は下降の一途である。現に、国税庁の統計において、弁護士の2割は経費等を差し引いた所得が年間100万円以下であることがわかっている。さらには、司法修習を終えても弁護士登録しない(できない)者が右肩上がりが増えてきているのであって、貸与金の返済が困難な事態が生じてきている。</p> <p>(3)次に、貸与制の内容についても、保証人2人を立てられなければ保証料が必要な機関保証に頼らざるを得ず、親や親類に保証人を頼めないような状況の人ほど厳しい条件での貸与を受けざるを得ない内容となっている。また、貸与制の下、毎年約1800人程度に最高裁判所が金員を貸し付け、5年後から10年かけて回収するという制度設計であるが、この回収コストはどのくらいかかるのか、回収機関を別に作るのであればその運営コストはどうなるのか等、回収についての具体的制度設計やコスト試算がなされた形跡はない。この点は、貸与制を導入した趣旨との関係においても、貸与制により回収コストが生じることは明らかであるから、結局給費制から貸与制へ切り替えることが財政上有益であるのか、甚だ疑問である。</p> <p>(4)最後に、「これまでの政府における検討経過」であるが、2010年11月の裁判所法改正により司法修習生の給費制が1年延長された。当時、給費制を延長する法律が成立したということは、司法修習生の修習費用は貸与制ではなく給費制であるべきという立法事実が存在したからであるところ、当時と現在でその立法事実になんら変化はない。</p> <p>また、同附帯決議により「法曹養成フォーラム」が設置され、最初から貸与制ありきの実情を無視した議論がなされた結果、貸与制への移行を是とする結論が出されたが、2012年7月に再度裁判所法が改正され、司法修習生の給費制・貸与制問題を含む法曹養成制度全体について議論されることとなった。改めて法改正がなされたということは、事実上法曹養成フォーラムの結論に「NO」が突き付けられたことを意味するのであるから、フォーラムの検討経過を踏まえることは、法改正の経緯からして相当でない。</p> <p>(5)以上のとおり、「貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討経過に照らし」ても、貸与制を維持すべきという結論は妥当性を欠く。</p> <p>(6)さらに、検討結果では、「経済的な事情により法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」と明記されているが、現に貸与制を理由に司法修習を諦めた者が少なからず存在する。また、大学生や法科大学院生からのヒアリングによると、司法試験合格後まで貸与制という厳しい制度が待っていることを知り、法曹以外の途を選択する者が相当多数存在することが明らかとなっている。このことは、法科大学院のみならず、大学の法学部志願者が減少している客観的事実からも明白である。このままでは、司法基盤の脆弱化は避けられず、法曹界は司法の質を維持することが困難となりかねない事態に現に直面していると言え、早急に対策が講じられなければならない。</p> <p>3 結論 以上より、司法修習生に対する経済的支援については、早急に給費制を復活させるべきである。</p>
2,276	5/13	第1	<p>法曹有資格者の活動領域の在り方</p> <p>(意見) 中間的取りまとめが、「法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。」と指摘したことは評価できるが、活動領域拡大のための立法面、行政面での検討がさらに必要であり、また、法律扶助制度の拡充を始めとして、司法へのアクセスの改善や裁判官・検察官の増員、地・家裁支部の適正配置等、司法基盤の整備についても検討がなされるべきである。</p>

		<p>(理由)</p> <p>法曹有資格者の活動領域拡大として、企業、行政、自治体や国際業務等への領域拡大を指摘し、法曹有資格者の意識改革や自助努力とともに関係機関・団体が連携して取り組む必要性を指摘した点は評価できるものであり、それを促進するために、立法的・行政的措置についての検討が更に必要となる。</p> <p>企業の法曹有資格者の採用増にとどまらず、一定の規模以上の会社に対して弁護士による社外役員を義務付ける制度の導入も検討されるべきである。また国、地方公共団体の法曹有資格者の採用者数を積極的に増加させるとともに、福祉分野における高齢者介護の地域包括センター等との連携等も早急に検討されるべきである。それらの制度を整備するための財源の確保について検討すべきであるし、法律扶助予算を拡大する必要もある。グローバル化の中、国際的な素養を身につけた法曹の養成制度についての具体的な議論もする必要がある。</p> <p>また、司法制度改革が目指した、国民に利用しやすい裁判制度を実現するためには、法律扶助制度の拡充を始めとする、司法へのアクセスの改善、証拠収集制度・判決履行制度の拡充等の民事司法改革とともに裁判官・検察官の増員や支部の適正配置等の人的・物的面における司法基盤整備が不可欠であり、これらの改革についての検討がなされるべきである。</p> <p>司法制度の基盤整備のためには民事司法改革が不可欠であるが、この点の検討が不十分である。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)</p> <p>今後の法曹人口の在り方について、中間的取りまとめが、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、司法試験の年間合格者数3,000人という数値目標は、現実性を欠くとして事実上撤回したことは、評価できる。また「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けない」としたことは理解できるが、当面の合格者数については減少させ、急増から漸増へ転換する方向性をより明確にすることが必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>法曹人口(専ら弁護士人口)の大幅な増加にもかかわらず、訴訟事件や法律相談件数は増えておらず、弁護士の裁判以外の分野への進出も限定的であり、司法修習終了者の就職難が深刻化し、実務経験による技能習得の機会が十分得られない新人弁護士が増えている。このような現状を踏まえるならば、中間的取りまとめが、「司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く」としたことは、評価できる。</p> <p>法曹人口の適正さを確保するためには、その前提として、司法基盤の整備を含めた司法機能の充実と法的需要ならびに法曹の役割拡大に向けた真摯な取り組みこそが必要である。しかし、これらの具体化には時間を要することから、今後の方向性を検討するために中間的取りまとめが現時点での数値目標を掲げなかったことは理解できるが、当面の合格者数については減少させ、急増から漸増へ転換する方向性をより明確にすべきである。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見)</p> <p>プロセスとしての法曹養成については、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、「制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。」としたことは評価できる。</p>

		<p>(理由)</p> <p>現行の法科大学院制度は、多様なバックグラウンドを持ち、意欲があり、コミュニケーション能力などに優れた人材を多数輩出することを可能とする制度であり、一定の成果を上げ、多くの実務家が自ら後進の育成に関与できることとなった意義も大きい。</p> <p>しかし、他方で、法科大学院の乱立による司法試験合格率の低迷、教育の質の格差拡大の懸念が生じており、更に、法曹人口の急増による司法修習生の就職難もあり、法科大学院は入学志願者の急激な減少という危機的な状況に直面している、こうした現実を考えると、「法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直し」や「法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上」は、早期に対応すべき喫緊の課題である。</p>
第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)</p> <p>法曹志願者が減少した要因として、中間的取りまとめは、司法試験合格状況における法科大学院格差、司法修習終了後の就職難、法科大学院の時間的・経済的負担による法科大学院入学リスク等を取り上げているが、給費制から貸与制への移行を要因の一つとして取り上げなかったことは問題である。またそれらが、多様なバックグラウンドを有する人材の確保を困難にしている要因にもなっていると、それら「要因を可能な限り解消して」、「法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため」、「具体的な方策を講ずる必要がある。」としていることは評価できるが、特に、法科大学院における時間的・経済的負担を軽減するために、法学部を含めた養成期間の短縮や、学費の低額化や給付制奨学金制度の創設等や給費制の復活についても検討がなされるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>中間的取りまとめが要因として挙げている、法科大学院の時間的負担についていえば、高校卒業から法科大学院・司法修習を経て法曹になるまでに通常7年半以上を要し、医師養成課程と比較しても長く、負担は大きい。中間的取りまとめが、法学部教育も含めた養成期間の短縮として例示している、いわゆる「飛び入学」や、また現在一部の法科大学院で行われている学部3年終了時から既修者コースへの入学のほか、学部の2年終了時から未修者コースへの入学など、幅広い進学メニューを検討するべきである。</p> <p>また、経済的負担については、学費負担の軽減化、給付制奨学金制度の創設等や給費制の復活についても検討がなされるべきである。</p>
第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 中間的取りまとめは、「法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされている」としている点で評価できず、また、「司法修習生に対する経済的支援の在り方については、…司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的が掲げられてはいるが、あくまで「貸与制を前提」としている点で評価できない。</p> <p>(理由) 法科大学院の学費は一般大学院と比較して著しく高額であって、法科大学院生に対する奨学金制度も給付金でなく貸与金である。平成24年に行われた日本弁護士連合会の調査によれば、司法試験合格者のうち法科大学院等の奨学金債務を負う者は52.5%であり、平均借入額は約340万円にもなっている。この実態を見る限り、「相当充実した支援がされている」とはとても言い難いものであり、前記のとおり、学費の減額、給付制奨学金制度創設が必要とされている。</p>

		<p>また司法修習生については、「貸与制」が「前提」とされる限り、果たして、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがない」ような制度、方策が考えられるのかどうか、極めて疑問である。貸与制の下では、修習専念義務が課せられている司法修習生の大半が、国から修習資金の貸与を受けるほかに、司法修習終了までに約300万円の借金を背負うといわれている。そして、司法修習生の半数以上の者が、法科大学院での奨学金と司法修習での借り入れによって、司法修習終了までに640万円以上の借金を背負うことになる。近年の司法修習終了後の就職難・収入減を考えると、この借金を返済することは困難である。66期司法修習生の9割近くが貸与を申込み、基本月23万円の貸与金により生活している現状であり、将来に対する不安を持ちながら、生活を送っている司法修習生も多く、更には、そのために司法修習を見送る司法試験合格者の例も報告されている。加えて、法学部志望者数も著しく減少している。</p> <p>このような状況下にあつて、司法界に多様で能力のある人材が供給されなければ、近い将来人材の枯渇を招き、司法の機能が十分に働かなくなるおそれがある。司法修習生は、将来の司法を担うべき役割を付託された者であり、そのために修習専念義務を負い、法曹として的人格と実務技能の習得のために精励しているのである。司法制度における法曹の存在意義の重要性を鑑みれば、多様で能力のある人材が司法界で活躍するためにも給費制復活への道筋を示すとともに、「司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事構によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」という目的を真に実現するための具体的措置に向けた検討が必要である。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見)</p> <p>法科大学院制度の改革について、中間的取りまとめは、「教育力に課題のある法科大学院」については、定員削減および統廃合などの組織見直しを進める必要があるとし、「教育力に比して定員が過大な法科大学院」については入学定員の削減方策を検討・実施し、全体の定員についても過大であるから見直しを行うべきであるとしている点は評価できるが、そこで示された方策が、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方策を強化するという内容にとどまり、定員削減と統廃合に向けたより抜本的な方策についての検討が先送りになっている点で、実効性のある改革の方向性を示しておらず、極めて不十分である。</p> <p>(理由)</p> <p>多様で質の高い法曹の養成に向けて法科大学院の現状を改善するためには、多様性の確保と地域適正配置の観点を踏まえつつ、法科大学院の統廃合と定員の削減を促進することが必要である。</p> <p>中間的取りまとめが、教育力の弱い法科大学院、定員が過大な法科大学院について、定員の削減や統廃合等の組織見直しを示唆したことは評価できる。しかし、方策として、組織の見直しを基本的に法科大学院の自主性に委ね、公的支援(補助金等)や人的支援(裁判官・検察官教員派遣)の見直しを強化することでそれを促進するととどめ、強制退場等の法的措置についても、「自主的な見直し」が一定期間内に進まない場合に設けることを検討するとして、当面は、直ちに強制退場措置は取らないことにしていることから、実効性の点で大いに疑問がある。</p> <p>法科大学院の地域適正配置や夜間法科大学院への配慮について視野に入れながら、明らかに適正基準に満たない法科大学院については、自主的見直しを促進するとともに法的措置によって統廃合を促進することも必要であり、また、全体の定員の削減を進めるために、大規模定員校の定員の削減について検討することも不可欠である。</p>

<p>第3 2 (2)</p>	<p>法学未修者の教育</p>	<p>(意見) 中間的取りまとめが、「法学未修者の教育の質の保証」を取り上げたことは評価できる。そして、法学未修者の質を維持するために「1年次から2年次に進級する際の『共通到達度確認試験(仮称)』の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討すべきである。」としていること、ならびに「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討すべきである。」としていることも評価できるが、法学未修者にとって過度の負担や切り捨てにならないよう、慎重な検討が必要である。</p> <p>(理由) 「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討すべきである。」としている点は評価できるが、最低限度習得に必要な基本的な法律科目等、未修者を想定した教育内容・方法を具体的に検討する必要がある。法学既修者であろうと法学未修者であろうとも最低限度修得しなければならない基本的な法学科目は存在するのであり、その点についての検討をせず、到達度試験のみを取り上げれば、かえって法学未修者を切り捨てることになりかねない。法学未修者の切り捨てや法学未修者の養成期間の長期化を招くような試験とならないような配慮が必要である。</p>
<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>(意見) 司法試験の受験回数については、「受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。」としたことは評価できるが、当面の間、5年以内に5回まで受験できるとするなど、一定の緩和を行うべきである。</p> <p>(理由) 司法試験の受験回数について、現行の5年3回という受験回数制限は、一定期間・一定回数内に司法試験に合格するか否かを試すことが法科大学院を基本とする法曹養成の制度趣旨に沿うものとして導入された制度である。しかし、司法試験の現状は、当初想定を大きく下回る合格率にあり、現行の受験回数制限は受験者にとって過度の制約となっており、いわゆる「受験控え」による歪な状況が生じている。このような状況を踏まえ、現在の受験回数制限については、当面の間、5年以内に5回まで受験できるとするなど、一定の緩和を行うべきである。</p>
<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>(意見) 司法試験と法科大学院との連携について、「法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。」との点は評価できる。</p> <p>(理由) 中間的取りまとめが指摘するように、法科大学院教育においては、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図るべきであり、司法試験についても法科大学院における教育との連携を図る必要がある。これに対し、現状の司法試験は、科目数が多く、司法試験受験生にとって負担が過大となっている。中間的取りまとめが例示する選択科目の廃止などの科目削減について、積極的に検討すべきである。</p>

<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>(意見) 予備試験制度については、「引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続した上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。」としているが、予備試験制度の制度趣旨を逸脱することなく運用されるよう、実施状況を踏まえ、見直しについて検討すべきである。</p> <p>(理由) 予備試験制度は、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成において、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度」であり、その制度趣旨は明確である。他方、法科大学院は、法曹養成のための中核的教育機関として設置されたものである。したがって、予備試験制度は、法科大学院を中核とする法曹養成制度の補完的的制度であり、この点に関する司法試験法等改正の際の議院法務委員会附帯決議(平成14年11月12日)は、「法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努める」とし、参議院法務委員会も同様の附帯決議を行っているところである。</p> <p>ところが、実際には、これまでの予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成24年司法試験の結果によれば、法科大学院を受験しようとする者や法科大学院の在学生在が単なるバイパスとして利用しており、予備試験の出願者数は、平成24年度で9,000人を超え、平成25年度で1万1000人を超えている。このような事態は本来の予備試験の制度趣旨を逸脱しており、実施状況を速やかに検証し、見直しを検討すべきである。</p>
<p>第3 4 (1)</p>	<p>法科大学院教育との連携</p>	<p>(意見) 司法修習と法科大学院との連携について、「司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。」としているが、司法修習と法科大学院との役割分担は必ずしも明確でなく、連携は不十分である。少なくとも法科大学院において実務への導入教育を担えない現状においては、司法研修所における統一的導入教育の実施を検討すべきである。</p> <p>(理由) 法科大学院と司法修習との連携は不可欠であるが、現時点では必ずしも適切に連携されているとはいえない。中間的取りまとめは、「法科大学院教育と司法修習の役割分担について、法科大学院教育は、法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し、司法修習は、法科大学院における教育を前提とし、これと連携を図りながら、実務修習を中核とする実務に即した教育を行う過程と位置付け」しているが、法科大学院での導入教育は極めて不十分で、「法科大学院間のばらつき」もあり、法科大学院から司法修習への移行は円滑さを欠く状況にある。</p> <p>法科大学院制度が導入される前の旧司法修習において行われていた前期修習は、新修習にあつては、法科大学院がこれに替わる教育を行うとの想定の下に廃止された。しかし、多くの法科大学院においては、要件事実、事実認定、法的文書作成などの教育が十分になされていないため、実務修習に支障を来たす事態も生じている。それを少しでも是正するため、平成24年度から日本弁護士連合会は司法研修所の協力を得て、弁護導入講義を開始したが、2日間と期間が短い。また、各配属庁や弁護士会で個別になされている導入修習あるいはこれに類似した修習についても、いずれも期間が短く、かつ統一的な教育を提供できないという状況にはない。このような現状を踏まえ、せめて、司法研修所における1ヶ月程度の統一的導入修習の実施を検討すべきである。</p>

		第3 4 (2)	司法修習の内容	<p>(意見) 司法修習の内容について、「司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。」との指摘は評価できるが、選択型修習を有効なものにするためには実施時期、実施期間の検討が必要である。また選択型実務修習の有効性が検証されない場合には、その廃止も検討されるべきである。</p> <p>(理由) 司法修習制度は、裁判実務を学ぶ場であり、その位置付けは軽視されるべきではないが、加えて、多様な知識・技能の習得の機会を設けることも必要である。選択型実務修習もその一態様である。選択型実務修習を充実させるために海外での研修なども検討されてよい。ただ選択型実務修習がいわゆる二回試験の直前に実施されており、選択型実務修習に専念できない司法修習生もいることから、実施時期、実施期間等の検討が必要である。司法修習の更なる充実のためには、一定期間の統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等が有効であるところ、選択型実務修習の有効性が検証されない場合には、統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等とあわせて選択型実務修習の廃止も検討されるべきである。</p>
2,277	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見)法曹養成制度については法的需要の拡大についての科学的・多角的な検証を踏まえた将来のビジョンが的確に示されるべきであり、法曹養成制度検討会議は、最終取りまとめにおいて、かかるビジョンを踏まえた年間合格者数の数値目標を具体的に提言するべきである。</p> <p>年間合格者数の数値目標としては当面の間1500人以下とすべきである。</p> <p>(理由)(1)政府は2002(平成14)年3月19日司法制度改革推進計画として「現在の法曹人口が我が国社会の法的需要に十分に対応することができない状況にあり今後の法的需要の増大をも考え併せると法曹人口の大幅な増加が急務になっていることを踏まえ司法試験合格者の増加に直ちに着手することとし法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら2010(平成22)年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを目指す。」との閣議決定をなし法曹人口の大量増員政策が図られてきた。</p> <p>(2)今日までの被疑者国選弁護制度やひまわり基金法律事務所の増加による過疎地における司法アクセス障害の減少等の成果について、法曹人口の増員政策が寄与した側面があることは事実である。</p> <p>しかしながら、法的需要については司法制度改革推進計画が示したような増大傾向は存在せず、法律相談件数及び民事事件訴訟件数についてはむしろ減少傾向がみられるところである。司法試験の合格者数は、平成22年に至っても司法制度改革推進計画が示した3000人を大きく下回る2000～2200人程度で推移しているが、それにもかかわらず、法的需要を伴わない弁護士人口の急増によって次に示すような法曹制度を揺るがす危機的状況が生じている。</p> <p>まず、新人弁護士の就職難がある。近年新人弁護士が急増したため受入法律事務所が圧倒的に足りない事態となり勤務弁護士としての就職ができない弁護士が急速に増えている。かかる供給過多を受けて弁護士資格を得た後の一括登録時点における弁護士未登録者数は急増しており平成19年度には103人であったのに対し平成23年度には464人平成24年度には546人という高水準で推移している。</p> <p>そして、新人弁護士の就職難はOJT不足による質の低下を招いている。これまで新人弁護士は一括登録時点で既存の法律事務所に就職し勤務弁護士からそのキャリアをスタートすることが圧倒的に多かったため事務所経費をさほど心配することなく調査や執務に集中し時間をかけて事件処理にあたることができた。かかる経験を通じて弁護士としての基本的な姿勢や心構えを体得し十分な技術や経験を積むこと(OJT)が受入法律事務所の不足により困難となっており弁護士の質の低下につながっている。</p>

さらに、就職難やOJT不足をもたらした弁護士人口の増大の影響は、法曹志望者の急減という形でも現れている。法科大学院の受験に必要とされる適性試験の受験者数は平成16年度には約2万1000人であったものが平成24年度は約6000人まで激減している。法科大学院の入学者数も年々減少しており平成16年度には約5800人であったものが平成24年度は約3200人となり平成25年度は2700人を割り込んでいる。旧司法試験受験者数が平成12年度以降平成16年度まで約3万6000人から5万人で推移していたことと比較しても法曹志望者の急減は明らかである。

他方、法曹人口の大量増員政策にもかかわらず裁判官及び検察官の人数はほとんど増えていない。また弁護士の他分野への進出として期待された任期付公務員及び企業内弁護士の需要も、弁護士人口の増員を吸収できるほどには伸びていない。

(3)中間的取りまとめは「社会がより多様化複雑化する中法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想されこのような社会の要請に応えるべく質・量ともに豊かな法曹を養成することの理念の下全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることには変わりはない」としているが依然として法的需要の増加の指摘については根拠が明らかではない。

司法制度改革推進計画で示された法的需要の予測は明らかに誤っていたと言わざるを得ないが法曹養成制度検討会議においてはかかる需要予測の誤りが招いた今日の危機的状況を直視した上で将来の法的需要について科学的・多角的な検証を行わなければならない。そして法曹養成制度検討会議はかかる検証結果を基にして法曹養成制度に関する将来のビジョンを的確に示すべきでありかかるビジョンを踏まえた年間合格者数の数値目標を具体的に提言するべきである。

この点について中間取りまとめが「現時点において司法試験の年間合格者を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠く」とする点はそのとおりであるが「現状においては司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である」とする点はまったく妥当でない。

前述のとおり誤った法的需要の予測を前提とした法曹人口の大量増加政策が法曹制度の崩壊ともいえるべき危機的状況を招いたのでありかかる過ちを繰り返すことがないよう法的需要に関する科学的・多角的な検証の結果を基にした法曹養成制度に関する将来のビジョンが示されなければならない。年間合格者数の数値目標はかかるビジョンを踏まえて具体的に提言されるべきものでありかかる施策を講じることによって初めて法曹制度の崩壊を阻止することが可能となる。「年間合格者数の数値目標は設けない」とする中間取りまとめの結論は法曹養成制度検討会議に求められた職責を放棄するものとの誹りを免れない。

(4)以上に関して、法曹養成制度検討会議の外部有識者委員は次のように意見を述べている。

(清原慶子委員:第12回会議・意見書)

・法科大学院の定数を考慮し計画行政を進める上で「法曹人口」をどのくらいの規模に設定するのが基本的な課題である。

(翁百合委員:第2回会議)

・今回こういう機会なのであらゆるところに目を配って丁寧な検証を経ていろいろな数字について考えていくということをもう一回してはどうか。

(国分正一委員:第2回会議)

・需要を意識した設定がありそれに応じた法科大学院の学生数というのがあってしかるべきではないか。ある程度絞り込んでその上で徐々に活動領域を拡大する努力をしそれに応じて司法試験合格者数を決める少しずつ数を増やしていくというのが現実的ではないか。

(国分正一委員:第10回会議)

・弁護士人口は自らの職域拡大の努力と社会からの需要の拡大に見合った形で漸増すべきものであり政策的に急増させることで需要喚起を狙うのは間違った手法である。

		<p>(萩原敏孝委員:第2回会議・意見書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的削減人数・達成目標人数の最終的決定にあたっては時間軸を明確にし活動領域別に可能な限り定量的な需要予測を行い合理的数値を算出すべきである。 <p>(萩原敏孝委員:第6回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず法曹人口の問題がありその関連で法科大学院の人数をどれくらいにすべきかなど全部総合的に考えていかないと決めにくい。 <p>(萩原敏孝委員:第8回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根本的な問題は司法試験の合格者数が適切なのかという点に帰着する。 <p>(萩原敏孝委員:第9回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の検討の中で将来を見越した上で望ましい司法試験の合格者数のレベルがありそれにふさわしい法科大学院の定員というものが見いだせるとすればその結果次第で法科大学院をどのような方法で整理統合すべきかの具体的な意見が出てくる。 <p>(久保潔委員:第4回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・萩原委員の法曹人口に関する意見に賛成である。今の社会が必要とする一定のレベルを持った法曹を確保するために法曹志願者をどのくらい確保すべきかということから逆算して法科大学院のあり方を考えるべきである。 <p>(田島良昭委員:第10回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現実的に具体的な達成目標を出すべきではないか。 <p>外部有識者委員の上記各意見も現状の危機的状況を認識した上で具体的な法的需要を見極めて将来的なビジョンを設定しそれに基づいて具体的な法曹人口を提示すべきとするものである。</p> <p>(5)そして具体的な司法試験合格者数については当分の間これを1500人以下とすべきである。</p> <p>当会は2011(平成23)年9月29日臨時総会において「当会は政府に対し平成24年から司法試験合格者数を現状より段階的に減少させ当分の間これを1500人以下とするよう求める。」との法曹人口政策に関する決議を行った。</p> <p>これは法曹人口の大量増加政策による危機的状況を打開するための決議であるが決議理由は概ね前述したところと共通している。法的需要を始めとする法曹人口に関する状況に鑑みれば妥当とされる年間合格者数が1500人を超えることはあり得ない。</p>
<p>第3 1 (3)</p>	<p>法曹養成課程における経済的支援</p>	<p>(意見)(1)法曹養成制度検討会議は、最終取りまとめにおいて、中間的取りまとめ中、「貸与制を前提とした上で、」を削除し、給費制を復活すべきことを明記すべきである。</p> <p>(2)法曹養成制度検討会議は、最終取りまとめにおいて、中間的取りまとめ中、「司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、」の部分削除すべきである。</p> <p>(理由)(1)国民の期待に応える司法の維持・発展のためには給費制が必須である</p> <p>新しい法曹養成制度の開始以降、法曹志望者の激減が続いているのは周知のとおりである、その原因は様々な事情が複合していると考えられるが、一昨年から導入された司法修習生に対する修習資金の貸与制も、その大きな要因の一つになっていると考えられる。経済的余裕のない者にとっては、法科大学院の課程を修了したうえでさらに無給で司法修習を経ることはあまりにも過大な負担となる。そして、修習資金の貸与を受けるには、保証人2名を立てるか、保証料を支払わなければならないとされている。これらの点は、法曹の志望を躊躇する大きな要因になっていると考えられる。この点について、和田吉弘委員は、「法曹を目指すかどうかを選択する人は、経済的な考慮も含めて本音で行動するのだから、そういう本音を踏まえて検討しないと現在の極めて深刻な問題は解決しない」(第8回会議)、と述べているところであり、このような警鐘を十分踏まえるべきである。</p>

また、久保潔委員も、「最近大学法学部の学生の志願者も減少しており、法曹への道が若者に魅力を失っているのかなという非常に危機感を感じており、今の時点で経済的支援を含めて可能な手立てというのは全てやってみるということを考える必要があるのではないか。」(第8回会議)、と述べているところである。

法曹志望者の減少は、国民に重大な悪影響を及ぼすおそれがある問題である。司法は国民の権利や利益を守る役割を担っているが、その司法を支えるのが法曹であり、法曹には高度の専門的能力と職業倫理が要求される。法曹志望者の減少は、このような人材を法曹として確保することができなくなっていくことを意味する。

司法修習制度は、実務法曹としての能力と倫理を修得するための不可欠の制度であり、その充実は国の責任である。そして、経済的事情にかかわらずかかる修習を受けられることこそ多様で有為な人材の確保のため必須である。

田島良昭委員は、「国家としてどう育てるのか、私は法曹三者というのはある面では国家の中樞を担う非常に大切な部分だと思う。そこが、借金でスタートするのは当たり前という風潮はすごくおかしい。国家が本当に大切だと思うものは万難を排してでも手厚くやるという意味が必要であるが、その意思が今の仕組みの中では見られなくなっている。」(第8回会議)、と述べているところである。司法修習制度は、司法を支える法曹の育成のために必要な公益的な制度であるから、その間に必要な資金は国が手当するのが相当である。

(2) 弁護士の経済的環境は悪化している

法曹養成制度検討会議の前身である法曹の養成に関するフォーラムでは、現役法曹に対する資力に関するアンケート等を基に、貸与制を実施すべきとの結論を出している。しかし、資力に関するアンケートでは、資力に自信がある者が積極的に答え、資力が十分でない者は回答したくないのが通常であるため、必然的に高い数字が出てしまうものであるから、そのことを十分踏まえるべきである。

また、平成22年時点と比較して、法曹、特に弁護士を取り巻く環境は急激に厳しくなっている。具体的には、消費者金融に対する過払金返還請求事件が終焉を迎えつつあることや、弁護士が激増している反面、依然として事件数は増えていない点等であり、国税庁の統計でも経費を引いた所得が年間100万以下の弁護士数が全体の2割に急増している。そして、このような環境の悪化の影響を最も受けるのは新たに法曹となった者である。したがって、貸与制に移行しても十分な環境にあるというような状況にはない。

この点について、南雲弘行委員は、「法曹資格者は恵まれているといった世間の一般的な風潮がまだまだあり、給費制の復活について現段階ではそういった時期ではないと考えている」(第8回会議)と述べているが、世間が「恵まれている」と感じている法曹資格者とは、合格者数が現在より少なく競争が緩やかであった頃に弁護士になった者を指していると考えられる。新制度の下で弁護士となった者の苦境はマスコミでも頻りに報道されており、国民にも広く知られるところとなっている。世間は、新制度の下で弁護士となった者まで恵まれているとの認識にはないであろう。

(3) 国の司法関係予算の増加を提言すべきである

例えば、鎌田薫委員は、「若い法曹志望者の養成に手厚い支援をすべきであると応援していただけることは大変有り難いが、その原資を法科大学院に対する財政支援を削ってということについては絶対に賛成できない」(第8回会議)、と述べている。つまりは、司法修習生に封する財政支援を反対する委員も、それ自体に反対ということではなく、司法修習生に対する財政支援により他の司法関係予算が失われることに反対しているのである。

しかし、そもそも日本は、諸外国に比べて司法関係予算が著しく少ないとされる。司法関係者間で激しい予算の取り合いをし、厳しい対立が生じている現状は、法曹志望者を遠ざけ、司法の発展を大きく阻害しかねない事情である。もともと司法関係予算が少ない現状を改善して、給費制のための資金を確保していくよう求めるべきである。

この点について、国分正一委員は、「司法制度改革関連予算が増大した、修習生が増えるから修習生に回すお金がないということで修習生にしわよせが起きているところに大きな問題がある。」(第8回会議)と述べているところであり、国が司法修習生に対してネガティブなメッセージを発していることを受け取られかねない点は健全な法曹育成の観点からは大きな懸念材料である。

(4)その他貸与制の根拠として挙げられるものはいずれも理由として不十分である

ア 貸与制への移行に相当な影響を与えた財務省の財政制度等審議会における「平成16年度予算の編成等に関する建議」(平成15年11月26日)の参考資料によれば、貸与制とすべき理由として、①国家公務員の身分を持たない者に対する給与の支給は説明が困難であること、②司法修習は、個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点から、必要な経費は修習生が負担するのが筋であること、③法曹人口に係る情勢が大きく変化すること、具体的には、平成22年ころには司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すと言われていたこと、が挙げられている。しかし、これらは、いずれも、貸与制に移行する理由としては不十分である。

イ まず、①国家公務員の身分を持たない者に対する給与の支給は説明が困難であること、という点であるが、国分正一委員が述べているように(第8回会議)、医師の場合、研修医受け入れのために200億円を超える補助金が投入されているのであり、単に国家公務員の身分を持つか持たないかという形式的な議論は意味がない。国民にとってその支出に見合うだけの意味があるかどうかを問題とすべきである。そして、既に(1)で述べたように、国民の期待に応える司法の維持・発展のためには給費制が必須であるから、国民にとってその支出に見合うだけの意味は十二分にある。

ウ 次に、②司法修習は、個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点から、必要な経費は修習生が負担するのが筋である、という点であるが、司法修習は、個人が法曹資格を取得するためのものでもあるが、同時に、国民が信頼できるに足るだけの法曹の質を確保するためという公益的な観点からも要求されるものである。法曹は、その性質上、一般の事業と同じように、質の確保のために自由競争に任せるのが適当であるというものではなく、だからこそ一般の事業と違って法曹養成制度の在り方がこれだけ議論されているのである。司法修習も、個人が法曹資格を取得するためのものというにとどまらず、このような公益的な側面から要求されているのであるから、国がその費用を負担するのが相当である。

エ さらに、③法曹人口に係る情勢が大きく変化すること、具体的には、平成22年ころには司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すと言われていたこと、という点については、本中間的取りまとめでは、司法試験の年間合格者数を3000人程度とするとの前提で導入された貸与制は、その基礎を失っている。

オ その他、貸与制移行の理由として、各人の勉強のために国が給料を出すのは国民の理解を得られない、といわれることがある。しかし、この意見は、司法修習の実態を誤解しているように思われる。現在の司法修習の大半は実務修習であり実務修習は、単なる職場見学ではなく、例えば裁判修習の日常は、実際に裁判期日を傍聴したうえで、裁判官との合議に参加して議論をしたり、判決書の起案をしたりしている。検察修習では、修習担当の指導の下で、実際に被疑者取調べや参考人聴取をし、供述調書の作成をするなどしている。弁護修習では、実際に依頼者等から事情聴取をし、訴状や準備書面、尋問事項書や弁論要旨を起案している。つまり、司法修習で行われていることは、企業でいう実地研修であり、そこで行われているのはオン・ザ・ジョブ・トレーニングそのものである。法曹関係者は、国や国民に、そのことを十分説明し、給費制に対する理解を得るべきであるし、法曹養成制度検討会義では、そのことを踏まえて、司法修習生に対する経済的

		<p>この点に関して、岡田ヒロミ委員は、「国民感情としてなぜ法曹界だけ給与をもらいながら資格をとっていかなければならないのかという感情はものすごく国民にはあると思う。」(第8回会議)と述べているが、この点については、なぜ他の仕事と違って法曹だけほぼフルタイムの約1年間の司法修習が義務化されているのか、そして司法修習で実際にどういふことが行われているのか、という点を踏まえて議論するのが適切であると考</p> <p>(5)修習専念義務の緩和は司法修習生に対する経済的支援として適切ではない</p> <p>修習専念義務の緩和を検討すべきという意見が一部あるが、修習専念義務の緩和は、司法修習生に対する経済的支援として適切ではない。司法修習の目的は、国民が信頼できるに足る法曹を養成する点にあるが、司法修習生は、裁判所、検察庁、法律事務所等で、法曹となった後では経験し難い貴重な実地研修の機会を得ているのであるから、余力があるのであれば、修習を踏まえて各人が自主的に復習、研究等をする時間に充てるのが、司法修習の目的に沿う。このことは、修習期間が短縮され、就職活動に時間を取られ、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの機会が減少している現状では、よりいっそう妥当する。</p> <p>(6)結論</p> <p>和田吉弘委員は、「多数派の考え方を取りまとめたものでは、弁護士の深刻な就職難の問題も法曹志願者激減の問題も解決しないように思う。」と述べており(第12回会議・意見書1頁目)、これが法曹界の実情を知る多くの者の正直な感想であろう。貸与制を既定路線とする限り、法曹を志望するのに大きな支障となり続けるのはもちろんのこと、国は、新しく法曹となろうとする者に対して、司法修習という特別の義務があるとしながら給料は払えないというメッセージを発し続けることとなり、法曹養成制度の建て直しに対する重大な支障となり続けるであろう。法曹養成制度の建て直しを本気で考えているのであれば、給費制の復活は不可欠である。当会は、法曹養成制度検討会議に対し、意見内容記載のとおり、給費制の復活を提言すべきである。</p>
<p>第3 2 (1)</p>	<p>教育の質の向上、定員・設置数、認証評価</p>	<p>(意見) 中間的取りまとめは、司法制度改革審議会意見書において法科大学院の制度設計の基本的な考え方等として示されている法科大学院の全国的な地域適正配置の理念を軽視した取りまとめになっていると言わざるを得ない。よって、法曹養成制度検討会議は、最終取りまとめにおいて、同意見書が理念の一つとしている法科大学院の地域適正配置の理念を再度確認したうえで、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方についても、「全国的な適正配置に十分配慮する」との方向性を明確に示すべきである。</p> <p>(理由)(1)司法制度改革審議会意見書においては、法科大学院の制度設計の基本的な考え方の冒頭で「法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として… 全国的な適正配置となるよう配慮すること」と明記し、さらに、公平性、開放性、多様性の確保の観点からも「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである。」と重ねて明記しており、法科大学院の地域適正配置は実現する必要性の高い政策だと位置また、今回の取りまとめでは、「司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している」ことを統廃合促進の根拠の一つとしていると思われるが、そもそも司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定できる正当化根拠は、法科大学院の地域適正配置により地方在住者がプロセスによる法曹養成課程で法曹になれる機会が実質的に保障されているからである。とすれば、地域適正配置に配慮しないのであれば、そもそも司法試験受験資格を法科大学院修了者に限定すべきではないということになり、受験資格の制限は統廃合促進の根拠とするのは妥当ではない。よって、法科大学院の統廃合を検討する場合には、まずは、法科大学院の地域適正配置の理念を踏まえて検討する必要がある。</p>

かかる観点から、■■■■■弁護士会は、2012(平成24)年12月17日付けで「法科大学院の地域適正配置を維持・発展させるための政策的配慮を求める会長声明」を出し、法曹養成制度検討会議に対し、法科大学院の統廃合や定員削減を検討する際には、法科大学院の全国適正配置の必要性や重要性を最大限考慮し、法科大学院の地域適正配置が損なわれる事態を生じさせず、むしろ将来的に地域適正配置の充実が可能となるような政策的配慮を盛り込んだ意見を取りまとめるよう強く求め、さらに、2013(平成25)年1月28日付け「法科大学院の地域適正配置についての11弁護士会会長共同声明」にも加わり、国に対し、統廃合の基準の策定等法曹養成制度の在り方を検討するに当たり地域適正配置の理念を最大限に尊重すること、地方法科大学院について国立大学法人運営費交付金又は私立大学等経常費補助金を減額しないこと、及び地方法科大学院に対して適正な公的支援を行うことを強く求めたところである。

しかしながら、今回の法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめは、司法制度改革審議会意見書が明示し、当会も最大限考慮することを求めていた法科大学院の地域適正配置の理念について、ほとんど配慮されておらず、これを軽視したと言わざるを得ない取りまとめになっており、妥当でない(なお、中間的取りまとめの第1の法曹有資格者の活動領域の在り方において、地方自治体において法曹有資格者の必要性が確認され、第3の5の継続教育において、法科大学院の法曹に対する継続教育について法科大学院が必要な協力を行うことなどが確認されているが、いずれも審議会意見書の理念に沿ったもので、それぞれ、地元の地方自治体に法曹有資格者を送り出す給源として、また、地元の弁護士会の継続教育への協力機関として、地方に法科大学院が存在することが当然の前提とされているが、この項番においては、地域適正配置という審議会意見書の理念が軽視されているので、全体的な整合性に欠ける取りまとめとなっている。)

そこで、最終的な取りまとめにおいては、法科大学院の地域適正配置の理念を実現する必要性の高い政策であることを確認したうえで、次のような内容に修正すべきである。

(2)具体的な修正内容

ア 12頁の枠内の4つ目の○等について

(ア) 12頁の枠内の4つ目の○は、「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。」と取りまとめられているが、法科大学院の統廃合や定員の在り方について、なぜ法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきなのか理由は不明で、必然性もなく、文章の論理的つながりがおかしいと言わざるを得ない(3月28日付け国分正一委員の補足意見でも指摘されている。)

そもそも、法科大学院の統廃合や定員の在り方について「まず」検討すべきは、司法制度改革審議会意見書において法科大学院の制度設計の基本的な考え方として示されている法科大学院の地域適正配置の理念であり、これを無視した取りまとめは不当だと言わざるを得ない。

(イ)そこで、この4つ目の○を「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方についても、適正な教育水準の確保を条件として全国的な適正配置に十分配慮する必要がある。」と修正すべきである。そして、それに伴い、13頁の6行目の「また、併せて、」に続く文章を、「法科大学院の設置については、適正な教育水準を条件として、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すべきとした上、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきとした。」と修正し、さらに、14頁の4行目の・を「今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方についても、適正な教育水準の確保を条件として全国的な適正配置に十分イ 12頁の枠内の5つ目の○等について

(ア) 12頁の枠内の5つ目の○は、「現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。…」と取りまとめられているが、そもそも制度の改善をする場合、あるべき姿に近づけるような改善をすべきであるのに、この取りまとめではあるべき姿が示されているとは言い難く、検討が不十分と言わざるを得

司法制度改革審議会意見書が、法科大学院の地域適正配置を法科大学院の制度設計の基本的な考え方とし、さらに、「公平性」や「多様性」の確保の観点からも地域適正配置に配慮すべきとしていることからすれば、法科大学院の定員についても全国的な地域適正配置が求められていると解すべきである。なぜならば、定員につき地域的に偏在があれば、地域間の公平は図られないし、多様性の確保も後退することになるからである。かかる定員の地域適正配置の観点からすれば、都道府県ごとあるいは高裁所在地ごとの人口比に対応した地域ごとの法科大学院の定員を算定し、可及的にこれに近づくような削減方をまず検討すべきである。

(イ)かかる観点から、5つ目の○を「全体として定員が過大になっている上、定員が過度に集中している地域があるなど定員の偏在があり、また、現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院があることから、入学定員については、まずは、定員が過度に集中している地域に所在する大規模法科大学院や教育力に比して定員が過大な法科大学院の定員削減方を検討・実施し、定員の地域適正配置を実現しつつ、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである…」と修正すべきである。

そして、それに伴い、14頁の7行目の・を「全体として定員が過大になっている上、定員が過度に集中している地域があるなど定員の偏在があることから、定員の地域適正配置に配慮した定員削減を図るべきである。また、現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院があることから、教育の質を向上させる努力を払いつつも、教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで、入学定員については、まずは、定員数が過度に集中している地域に所在する大規模法科大学院や教育力に比して定員が過大な法科大学院の定員削減方を検討・実施し、定員数の地域適正配置を実現しつつ、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである…」と修正すべきである。

ウ 12頁の枠内の6つ目の○等について

(ア) 12頁の枠内の6つ目の○は、「司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果し、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、公的支援の見直しについても実施すべきである。」と取りまとめられているが、法科大学院の統廃合を検討するにあたり、司法制度改革審議会意見書が、法科大学院の制度設計の基本的な考え方としている法科大学院の地域適正配置を考慮しておらず、理念なしに統廃合を進めようとするものであり、妥当ではない。

また、前記のとおり、そもそも司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定できる正当化根拠は、法科大学院の地域適正配置により地方在住者がプロセスによる法曹養成課程で法曹になれる機会が実質的に保障されているからである。とすれば、地域適正配置に配慮しないのであれば、そもそも司法試験受験資格を法科大学院修了者に限定すべきではないということになり、受験資格の制限は統廃合促進の根拠としかかる観点からも、法科大学院の統廃合を検討する場合には、まずは、法科大学院の地域適正配置の理念を踏まえて検討する必要があるというべきである。そして、法科大学院の地域適正配置の観点からすれば、法科大学院の統廃合については、課題を抱える法科大学院のうち、まずは、設置数が過度に集中している地域に所在する法科大学院について、統廃合を促進する施策が検討されるべきであるところ、新たな法的措置を実施できるようになるまで当面は、現在、文部科学省が実施している公的支援の見直しの施策を強化する方法で統廃合を促進するのは一定の合理性がある。

なお、司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保の観点から、夜間法科大学院を整備すべきともしているから、夜間開講等の特性を有する法科大学院の存続への配慮も必要不可欠で

(イ) そこで、6つ目の○を「全体として設置数が過大になっている上、設置数が過度に集中している地域があるなど設置数の偏在があり、また、教育状況に課題がある法科大学院もあることから、設置数については、課題を抱える法科大学院の統廃合を促進して設置数の減少を図るべきであるが、法科大学院の地域適正配置に配慮し、まずは、課題を抱える法科大学院のうち、設置数が過度に集中している地域に所在する法科大学院(夜間

そして、それに伴い、14頁の15行目の・を「全体として設置数が過大になっている上、設置数が過度に集中している地域があるなど設置数の偏在があり、また、教育状況に課題がある法科大学院もあることから、設置数については、課題を抱える法科大学院の統廃合を促進して設置数の減少を図るべきであるが、法科大学院の地域適正配置にも十分配慮する必要があるところ、現在、文部科学省が深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するための公的支援の見直しを実施しているので、当面は、課題を抱える法科大学院のうち、設置数が過度に集中している地域に所在する法科大学院について、文部科学省が実施している公的支援の見直しの方策を更に強化することによって統廃合を促進すべきである。ただし、設置数が過度に集中している地域にあっても、夜間開講等の特性を有する法科大学院は、法曹の多様性確保等の観点から重要な意義を有するので、当面は、公的支援の見直しの対象から除くべきである。」と修正すべきである。

エ 12頁の枠内の7つ目の○等について

(ア)12頁の枠内の7つ目の○は、「このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。」と取りまとめられているが、こども法科大学院の地域適正配置が十分に考慮されておらず、理念なしに統廃合を進めようとしていると言わざるを得ず、妥当ではない。

また、一定期間内に組織的見直しが進まない場合には、定員削減が進まない場合と統廃合が進まない場合の双方があり得るから、そのいずれの場合についても新たな法的措置を検討すべきであり、改善の見込みがない法科大学院についてだけ法的措置を検討するというのでは不十分である。

(イ)そこで、7つ目の○を、「このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても、定員や設置数の適正化が図られない場合に備え、例えば、大規模法科大学院の定員削減については定員の上限を設けるとか、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院については統廃合を可能にする新たな法的措置を設けることなどについて引き続き検討する必要があるが、この場合でも法科大学院の地域適正配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮が必要であるし、また、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意する必要がある。」と修正すべきである。

そして、それに伴い、14頁の23行目の・を「このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても、定員や設置数の適正化が図られない場合に備え、例えば、大規模法科大学院については定員の上限を設けるとか、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院については統廃合を可能にする新たな法的措置を設けることなどについて引き続き検討する必要があるが、この場合でも法科大学院の地域適正配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮が必要であるし、また、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意する必要がある。」と修正すべきである。

第3
2
(2)

法学未修者の教育

(意見)中間的取りまとめの14頁の一つ目の○において、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入の早期実現を目指すとしているが、導入ありきではなく、かかる試験が本来あるべき法科大学院における法学未修者教育を歪めることにならないかなどについて、導入された場合に予想される弊害についても十分検討するなど、導入の可否も含めて慎重な検討の上で、法曹養成制度検討会議は最終取りまとめを行うべきである。

(理由)中間的取りまとめ16頁の問題の所在で指摘されているとおり、法学未修者教育の充実のための方策を検討する必要があるのは、そのとおりであるが、14頁の一つ目の○において導入の早期実現を目指すとしている「共通到達度確認試験(仮称)」については、その内容が必ずしも明らかでなく、その予想される弊害の検討もできていないのに、導入ありきで、早期実現を目指すというのは、急いで事は仕損じることになりかねない。「共通到達度確認試験(仮称)」の内容は必ずしも明らかでないが、明らかにされている範囲でこの試験で予想される弊害を考えてみると、全法科大学院共通で実施することを念頭においているということであるから、試験の形式は短答式試験となる可能性が大きく、そうすると、判定できるのは知識が中心とならざるを得ず、本来判定すべき法的思考力やこれを表現する能力等は必ずしも判定できないのではないか。しかも、全法科大学院共通で実施するから、試験結果により各法科大学院の序列がつけられる可能性がある。

		<p>また、法科大学院1年次の法学未修者教育がこの試験対策のための知識偏重の教育となるおそれ大きい。そうすると、本来学修すべき法的思考力等の修得がおろそかになる恐れも大きい。これらの弊害を考えると、多大な労力や費用を投下してこのような試験を導入する必要があるのかという疑問も生じてくる。</p> <p>そのような弊害が生じないような問題作成や判定が実現できない可能性も十分存在するものであるから、現時点で導入ありきではなく、かかる試験が本来あるべき法科大学院における法学未修者教育を歪めることにならないかなどについて、導入された場合に予想される弊害についても十分検討するなど、導入の可否も含めて慎重な検討すべきである。</p>
<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>(意見) 中間取りまとめは、回数制限制度を維持した上で、一定程度の緩和を検討すると記載するに止まる。しかし、現在の回数制限は受験生が受ける著しい不利益を正当化するだけの合理的根拠を見出せないというべきであり、法曹養成制度検討会議は最終取りまとめにおいて、回数制限を撤廃するか、5年間に5回等に緩和(理由) 中間的取りまとめは、回数制限を設ける理由について①法科大学院における教育効果が薄れないうちに受験をさせる必要性があること、②制限を撤廃すると旧司法試験の下で生じていた問題状況が再び招来すること及び、③受験生本人の早期の転進を促すべきこと、等を上げているので、これを検討する。</p> <p>(1) まず①については、回数制限という不利益を合理化するに足りるほど、時間の経過による教育効果の希薄化は明確といえるのか、との疑問がある。そもそも、法科大学院卒業者が合格に至るのはその教育を土台にさらに研鑽を重ねた結果であり、その教育効果が時間の経過により全くの無駄になるかのような根拠自体が合理性を欠くと言わざるを得ない。この点につき、検討会議委員も次のように指摘している。</p> <p>(和田吉弘委員:第6回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における教育効果が3回程度ないし5回程度で薄れるという考え方は建前論過ぎる <p>(2) 次に、②の理由は、回数制限を設けない場合に合格率が低くなることを指摘したものとと思われるが、これも理由として強いものとはいえない。</p> <p>たしかに、受験回数制限を撤廃ないし緩和すると合格率は低くなるが、そのことが直ちに法曹希望者の激減につながるものではない。そもそも、法科大学院を卒業するまでには長い時間と高額な費用負担が必要であるが、このような経過を経た受験生から回数制限により受験資格そのものを奪うことは非常に強い不利益である。回数制限を設けることによる合格率の低下が、長い時間と費用をかけた結果としての受験資格の喪失以上に法曹希望者のインセンティブを減少させるものであるのかは明らかでないというべきである。この点につき、検討会議委員も次のように指摘している。</p> <p>(松野信夫委員:第6回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標は合格率を上げること自体が目的ではなく、質の良い法曹を提供していくことであり、本筋は法科大学院の教育の質を高めていくことであって、受験回数制限は枝葉末節である <p>(和田吉弘委員:第6回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数制限が撤廃されれば合格率は下がるだろうが、受験資格は失わないのだから、制限の存在により多額の借金を抱えたまま受験資格を喪失するというきわめて大きなリスクが生じることに比べて、法曹志願者がさらに減少するとは即断できない。 <p>(3) ③の理由は、第三者の立場から受験生に早期の人生設計の変更を促すものであるが、前述のとおり回数制限によって受験生に課される不利益は著しいものであり、受験資格そのものを失わせるのではなく、合格できないという結果も含めて自己決定によるのが相当であると思われる。</p> <p>そもそも、早期の転進を促すことが制度として予定されたのは、合格率70-80%の試験を前提に、複数回の受験でも合格できない者は法的素養が著しく劣っていて、時間をかけても合格は望めないと推察されたことによると思われる。しかしながら、合格率が3割台に止まっている現状では、もはや早期の転進を促す前提は失われていると解するべきである。この点につき、検討会議委員も次のように指摘している。</p>

		<p>(和田吉弘委員:第6回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格率が2,3割であるという現状は,制限の前提がなくなっており,制度導入の合理性はなくなっている。 ・回数制限・期間制限が受験生に対するきわめて大きな精神的負担となっているということを改めて認識する必要がある。医師国家試験に回数制限がないことと比べても余りに酷である。 <p>(松野信夫委員:第6回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に転進を図らせるということは余計なお世話であり,回数制限をしても予備試験を受けたり別の法科大学院に入り直したりする人がいるわけで,こういう小手先なことは余りやらない方がいいと感じている ・(当面5年5回ぐらいは認めても,合格率が上がってくれば)最終的にこれを取っ払う事が望ましいと思っている ・資格試験にそもそも受験制限・回数制限を加えるというのがやや異例。将来的に撤廃することでもいいのではないか。 <p>④以上のとおり,受験回数を5年間に3回とする現在の回数制限制度は,受験生が受ける著しい不利益を正当化するだけの合理的根拠が見出せないというべきである。 したがって,法曹養成制度検討会議は最終取りまとめにおいて、回数制限を撤廃するか,あるいは5年間に5回等に緩和すべきである。</p>
<p>第3 4 (1)</p>	<p>法科大学院教育との連携</p>	<p>(意見)法科大学院教育は,実務への導入教育としては十分とは言い難いので,法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い司法修習の効果を上げるために,最終取りまとめにおいては,分野別実務修習の前に司法研修所における前期修習の復活を明記するべきである。</p> <p>(理由)ア 法科大学院教育は実務への導入教育としては十分とは言い難いこと 新司法修習が開始した際,法科大学院において,前期修習なしに実務修習を行っても支障がない程度の実務教育が行われることを前提に,前期修習が廃止されたものと考えられる。しかしながら,多くの法科大学院では法理論の教育が中心で,ときには司法試験の受験対策に偏重し,法律実務の教育が十分には為されてきたとは言い難い。また,その内容も法科大学院によってばらつきが大きく,訴状や答弁書,弁論要旨など,実務的な起案をしたことがない修習生が多く存在することは,当会の修習生に対するアンケートにより明らかとなっている。</p> <p>すなわち,法科大学院において,前期修習なしに実務修習を行っても支障がない程度の実務教育が行われてこの点,中間的取りまとめは,「司法修習について,法科大学院教育との役割分担を踏まえ,法科大学院教育との連携が図られている」としているが,第11回会議で提出された座長試案に対し,田島良昭委員が,「19頁の司法修習のところは,あたかも問題が全くないかのような記述になっているが,私が直接きいてきたところと全く異なるし,この検討会議でもそのような議論にはなっていなかったと思う。」(第12回会議・意見書),と指摘している通り,実態を踏まえたものとはいえない。</p> <p>イ 法研修所における統一的な前期修習が不可欠であること 司法修習生は,分野別実務修習において,指導担当の下,法曹三者全ての立場で実務を体験する。しかし,昨今,分野別実務修習において,法律実務についての基本的な知識,技法を身に付けていない司法修習生が多いと言わざるを得ない。このことは,当会において新司法修習開始後現在まで継続しているところの,修習生全員に同一起案をさせる合同修習の結果から歴然としている。かような現状は,法科大学院で学んだ法理論を駆使して現実の解決を導くノウハウを学ばせるべき分野別実務修習において,形式的な起案の習得に終止せざるを得ない事態を招き,ひいては実務修習の効果が十分に上がらない結果につながっている。このような事態は憂慮すべきことであり,上記のような現状をまず十分に認識すべきである。</p>

他方、司法修習生は、法科大学院において法理論についての教育を一定程度受けていることから、長年の実務家養成のノウハウを蓄積している司法研修所の指導のもとで法律実務を学ぶ過程を経れば、現在よりはるかに実りある実務修習を行うことができることは確実である。また、法曹人口の増加に伴い、法曹としての初期OJTを受けることができないいわゆる「即独」弁護士が増えていることから、司法修習において、法曹として最低限保持しておくべき知識及び技法についての教育を、統一的に受けておく必要性は大きい。そして、当会が行った所属会員に対するアンケート調査でも、「前期修習は復活すべきか」との設問に対し、回答をした会員の約9割が前期修習復活の支持を表明しており、法曹の現場からも前期修習の復活が待望される。従って、分野別実務修習以前に、司法研修所において前期修習を実施することは不可欠である。

この点、法曹の養成に関するフォーラム・論点整理では、本論点の検討状況として、「従前の司法修習における前期修習を法科大学院がすべて代替するという前提には立っておらず、そうすることは現実にも困難である。他方、いわゆる即独弁護士の増加を背景として、法曹としての初期OJTの必要性が高まってきていることもあり、その双方との連携を視野に入れて司法修習の在り方を考える必要がある。」との意見が述べられており、また、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける意見として、「法科大学院における法律実務教育の内容は、法科大学院の間で格差があるにもかかわらず、これを補う機会のないまま、司法修習の最初から実務修習が行われる点に問題があるとして、実務修習の開始前に導入的な研修を行うべきであるとの意見があった。」とし、「(この意見に対しては、)法科大学院における実務教育を従来の司法修習における前期修習を代替するものと位置づけるのは誤解であり、実際にも、それを完全に代替するようなものとするのは、法科大学院のカリキュラム構成上、可能でなく適切でもないとの指摘があり、法科大学院における実務教育と司法修習の役割分担を明確にすべきではないかとの意見があった。」としているところである。

検討会議においても、清原慶子委員が「修習内容の問題点は実務に即した本来の研修の充実が図られることも記述される必要がある」と指摘し(第12回会議・意見書)、田島良昭委員も「一定の期間をさいて導入修習を行い、分野別実務修習は実務に即したものに十分時間をかけられるようにする必要がある」(第12回会議・意見書)と指摘しているところである。

なお、法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめでは、司法研修所及び配属庁会において、修習の開始前後に導入的教育が実施され、これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより、現在の司法修習生は、集合修習の開始までに概ね必要な水準に達していると評価している。しかしながら、上記導入的教育は、極めて短期間のものに過ぎず、数か月間、各科目ごとに充実した教育を施すかつての前期修習に遠く及ばないことは明らかである。また、弁護以外の分野については、配属庁において導入的教育が十分に行われていない現状がある。さらに、当会のように弁護士会が必要性に駆られて自主的に導入研修を行う場合も存在するが、日常業務をこなしつつ研修を担当する弁護士の負担は無視出来ないうえ、そもそも司法修習の充実を、各弁護士会の自主的判断やその負担により図るべきではない。

したがって、司法修習の開始前後の導入的教育だけでは、到底、前期修習に代替するだけの効果が上げられないことは明らかである。

ウ 前期修習を実施することは十分可能であること

前期修習廃止の理由の一つは、司法研修所に司法修習生全員を一度に収容することが不可能であることにあった。しかし、今般の中間的取りまとめにおいて、新司法試験合格者の3000人の目標枠が撤廃された。そして日弁連は、平成24年3月15日付「法曹人口政策に関する提言」において、司法試験の年間合格者数を1500人にまで減員することを提言し、当会においても、合格者を当面の間同数以下にすべきとの総会決議を行ってこの点合格者数が1500人となった場合には、約1500人まで同時に前期修習を行っていた従前の実績(司法修習59期)から、司法修習生全員を一度に司法研修所に収容し、前期修習を実施することは可能ということになる。

また、前期修習の実施は予算面からも制約があるとされていたが、前期の実績に照らせば、予算面の問題も十分に対処が可能である。したがって、司法試験の合格者数が減員した場合には、司法研修所において前期修

			<p>エ 給論 以上のとおり、法科大学院教育が従前の前期修習なしに実務修習を行っても支障がない程度の実務教育を施していないことが明らかとなり、これが実務修習に深刻な悪影響を及ぼしていることも判明した今、最低限の技法と知識を身につけた法曹を養成するためには、司法研修所による前期修習の復活が不可欠である。そしてこれは、司法試験合格者数を減員すれば、施設的、予算的にも実施することが可能と考えられる。よって最終取りまとめにおいては、前期修習の復活を明記すべきである。</p>
<p>第3 4 (2)</p>		<p>司法修習の内容</p>	<p>(意見) 司法修習生は、法律実務についての基本的な知識・技法を身に付けた上で分野別実務修習に臨むことにより、司法修習の効果を十分に上げることができるから、最終取りまとめにおいては、少なくとも、修習期間が限定されている現状を前提にした場合、選択型実務修習を廃止した上で、その期間をもって分野別実務修習の前に前期修習を実施する旨明記すべきである。</p> <p>(理由) ア 前期修習の実施方法 司法修習生は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。」(「司法修習生に関する規則」第4条)とされており、司法修習は、法曹にふさわしい品位と能力を備えた司法作用を担うに足る者を養成するものである。</p> <p>現在の司法修習は1年間で実施されているが、法曹にふさわしい品位と能力を備えるためには、かつて行われていたとおり、1年6か月程度の期間をもって実施されるべきである。したがって、修習生の経済的負担の問題を捨象すれば、前期修習を復活させ、トータル1年6ヶ月の修習期間を確保することが、最も望ましい修習のあり方であろう。</p> <p>もっとも、仮に修習期間が現状の1年間のままであることを前提としたとき、ただでさえ駆け足で実施している分野別実務修習の期間及び司法修習の総まとめである後期(集合)修習の期間を短縮することは、考えるべきではない。</p> <p>そこで新司法修習において始まった選択型実務修習の期間をもって、復活させる前期修習の期間に充てるべきである。選択型実務修習は、新61期以降、集合修習における司法研修所の収容人員の関係から、司法修習生を二班に分け、集合修習を実施していない班に交代で実施してきたにすぎない。この点、選択型実務修習の内容については、これまで、当会を含め各単位会においてその充実を図るべく様々な工夫がなされてきたところではあるが、1年間と限られた修習期間を前提とした上で前期修習を復活させるためには、これを廃止する必要はある。</p> <p>なお、法曹養成制度検討会議では、選択型実務修習について、法曹が幅広い領域で活動することを促進するため、司法修習の段階で、多様な分野について知識、技能を取得する機会が設けられていることが望ましいとして評価されている。しかしながら、法曹は、いかなる分野で活動するにあたって、法律実務についての基本的な知識、技法を身に付けていることが大前提であるから、その本分について基だ心もとない教育しか施していない現状において、「多様な分野についての知識や技能」の習得の必要性は、相対的に自ずと低いものとなるのは当然である。また、現状において実施されている選択型実務修習の一部は、法曹としての幅を広げる知見を吸収する場というより、単なる社会見学になってしまっているとの評価も聞くところであり、理念的な意義と実態との乖離も無視出来ない現状が存在するところである。</p> <p>イ 結論 以上のとおりであるから、分野別実務修習の前に司法研修所における前期修習を行うべきであり、最終取りまとめにおいては、少なくとも、修習期間が限定されている現状を前提にした場合、選択型実務修習を廃止した上で、その期間をもって、前期修習を実施する旨明記すべきである。</p>

2,278	5/13 第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>1 第1段に対して—法曹有資格者の活動領域が「限定的なままである」原因について何ら分析・検討がなされていない。</p> <p>(1)本取りまとめでは、「法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としています。そもそも、司法審制度改革審議会(以下「司法審」といいます)の意見書は、「法曹有資格者の活動領域が広まっている、あるいは広まりつつある」のに対して、「法曹有資格者の質、量ともに不足している」という認識があったからこそ、司法試験合格者数の増加を提唱したのではないのでしょうか。それなのに、司法審意見書から既に12年近くが経過しているにも関わらず、どうして法曹有資格者の活動領域が「限定的」なままなのでしょう。本取りまとめは、この「法曹有資格者の活動領域が限定的なままである」原因について、何ら検討・分析していません。</p> <p>(2)本取りまとめは、「更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取り組みを積極的に行う」としています。「法曹有資格者の活動領域やニーズが広がっているから、法曹有資格者が既に不足しているあるいは近い将来不足が見込まれるから、法曹有資格者の数を増やさなければならない」というのであれば理解できますが、先に法曹有資格者の数を急激に増やしておいてから、「法曹有資格者の活動領域やニーズを分析して、活動領域を拡大するための取り組みを積極的に行わなければならない」という思考過程が理解できません。順番が違うのではありませんか。法曹有資格者数の激増は国民の経済的負担を伴っています。このような思考過程は国民にも納得がいくものではないと思います。</p> <p>2 第2段に対して—法曹有資格者等の企業への就職が増加しない原因の理解が間違っている。</p> <p>(1)本取りまとめは、「企業における法曹資格者の役割・有用性の周知」「企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革」に向けた取組などを積極的に行うことが重要、としています。企業内弁護士についての情報は既に社会に広まっているにもかかわらず、企業内弁護士の数はそれほど増加していません。そもそも、自由経済国家においては、企業内弁護士のニーズを決めるのは企業自体であって国ではなく、その企業が法曹有資格者をさほど必要としていないことが明確になった現在、どうして国がこのような「企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大」に向けた取組を行わなければならないのか不明です。</p> <p>(2)「企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革」の意味は明確ではありませんが、法曹有資格者等(「等」とあるのは、いわゆる「三振者」を含む意味でしょうか。ここだけ「等」が付されている説明がないのもおかしい。)も、法律事務所への就職が困難となっている現在では(本意ではないにせよ)企業への就職を希望する法曹有資格者は(もちろん法科大学院修了生も)少なくありません。しかし、企業の方がニーズを認めていないのに、法曹有資格者等がいくら「意識改革」をしたところで就職の促進は期待できません。また、法曹有資格者の「意識改革」とは企業の「雇用条件」にあまり期待するな、ということでしょうか。現在では司法試験合格者数の激増によって新人弁護士の法律事務所、企業等における雇用条件は急激に悪化しており、4年生大学新卒で資格を有しないまま一般企業に就職する者と法曹有資格者の雇用条件はそれほど変わらなくなっています。およそ「資格」というものは、法曹資格に限らず、その資格を前提とする仕事のやりがい以外にも、それを得れば就職に有利になる、生計を立てるだけの収入が期待できるために、皆努力をして費用と時間をかけてでも資格を取ろうとするのです。にもかかわらず、費用と時間をかけて(それも他の資格に比べて莫大な費用がかかる)「法曹資格」を取っても、新卒で就職するのと変わらない待遇の仕事しか得られない、就職できずに即独となれば生計を立てるだけの収入を得るのも困難となる、となれば、法曹志望者が激減するのは当然です。法曹志望者が激減しているにもかかわらず、このまま司法試験合格者数を増加させていけば、「必要量」以上の「量」は得られても「質」を維持することが困難になるのは自明の理</p>
-------	---------	-----------------	---

です。企業としても、そのような法曹有資格者であれば、ますます採用に躊躇するようになるだろうことは容易に推測できます。「意識改革」しなければならないのは、法曹有資格者の需要を十分に検討・分析することもなく司法試験合格者数を激増させた方々の「意識」の方でしょう。

3 第3段・第4段に対して—公務員になる法曹有資格者が増加しない原因の理解が間違っている。

(1)国家公務員や地方公務員の採用は、法曹有資格者であれば足りるというのではなく、既に弁護士としての経験のある程度積んでいることや専門知識を有していることが求人条件であったり、短期間の任期付きのものが多く、これが公務員になる法曹有資格者が増加しない大きな原因となっていると思われます。しかし、これらの原因の分析・検討は全くなされていません。本取りまとめは、企業の場合と同様、国や地方公共団体等における「法曹有資格者の必要性・有用性」を強調し、「法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取り組み」を強調しています。この「取り組み」の主語は、この文章からは明確ではありませんが、主語の多くは「国」「地方公共団体」と推測されます。しかし、国も地方公共団体も財政難であり、かつ不景気のために公務員志望者が増加し、優秀な法学部卒業生を採用できるにもかかわらず、何ら法曹経験がない法曹有資格者を採用するメリットは殆どないでしょう。

(2)また、国や地方公共団体が法曹経験や高度な専門的知識のある法曹有資格者の雇用を望んでも、そのような法曹は既に一定の地位や収入を得ているので、任期付きで将来雇用が不安だったり、雇用条件が必ずしも良くない公務員への転職を希望しないのはごく自然なことです。このような現実を無視して、「法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組」「法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行う」等という抽象的な文言を羅列しても、精神論を語るものでしかありません。また、国や地方公共団体に不必要な法曹有資格者の採用を求めることは、国民や住民の経済的負担を増やすばかりであり、国民や住民の理解を得られるとは思えません。

4 第5段に対して—法テラスの常勤弁護士でしか対応できない法的ニーズ、及び常勤弁護士の活動の実態についての調査・検討が十分になされていない。

(1)中間的取りまとめの検討結果は、「福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。」としています。しかし、「福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野」とは、どのような分野や事件を指しているのかはこの一文からは明確ではありません。ただ、個人事業者である弁護士が受任しても採算が取れないために受任できない分野や事件のことを指しているのではないかと推測はできます。もしそうであるなら、そのような事件を弁護士に受任させて解決を図るのであれば、弁護士報酬等を国庫が負担する法律扶助制度の充実が必要となります。しかし、わが国の法律扶助制度は弁護士報酬の立て替えが原則であり、弁護士報酬を国が負担するわけではなく、結局は依頼者が法テラスに分割返済をすることになり、この分割返済さえも困難な依頼者が多いことも、「一般の弁護士の手が届きにくい」原因の一つとなっています。また、弁護士の仕事量としては同じであっても、法律扶助を利用した場合の所定の弁護士報酬は、利用しない場合の弁護士報酬に比べ、極端に低額であり、場合によっては採算が取れないことも、やはり「一般の弁護士の手が届きにくい」原因の一つとなっています。このため、法律扶助事件を多数抱える若手弁護士は、「ワーキングプア」と言えるような状態に陥っています。このようなわが国の法律扶助制度の見直しこそが急務であるはずですが、取りまとめ案はこのことには全く触れていません。

の負担が増大して法テラスとの間の法的紛争に発展したり、あるいは常勤弁護士の中には不満のあまり誠実な事件処理を怠るものも出てきていると聞き及んでおります。このようなわが国の法律扶助制度の問題点、常勤弁護士の実態等を調査・検討することなく、抽象的に「法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。」と述べるのは、極めて短絡的、楽観的な見方でありましょう。この「法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。」という一文の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、法テラスの常勤弁護士をもっと増やして、常勤弁護士に「弁護士の関与が必要な活動領域の開拓」をさせるという意味であるとすれば、常勤弁護士の給与が国民の血税によって賄われていることを軽視していると思えません。

「弁護士の活動領域の開拓」のチャンスと捉えることは、本末転倒であるとともに、福祉の分野などで救済を求めている方々に対して大変失礼な表現であると思料致します。なお、中間的取りまとめの検討結果には、「常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。」という一文もありますが、法テラスの常勤弁護士にはまだ経験の浅い弁護士が多く、(各種の複雑な法律問題の解決が必要となる)災害の被災者の救済を「組織的かつ迅速に実施」するだけの力はなく、各地の弁護士会で弁護団が組まれて被災者救済にあたっているというのが実情です。法テラスの常勤弁護士の給与は国庫負担ですので、国民の立場からすれば、法テラスの常勤弁護士を安易に増やすことには慎重であるべきです。

いったいどういう法的支援を想定しているのか不明である。

(1)取りまとめ案は、「刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討すべきである。」としていますが、具体的には刑務所出所者が社会復帰を果たすためにどのような法的問題についての救済を求め、弁護士の法的支援を求めているのか、全く説明がありません。この取りまとめ案は、法曹関係者のみではなく、一般国民も読むものであり、パブリックコメントの募集も国民に向けてのものであるにもかかわらず、このような説明がないということは、いかにも不親切です。

(2)刑務所出所者であろうと法的問題(借金問題、被害弁償等のことでしょうか)について救済が必要なのですが、法テラスの法律扶助には前記のような問題があります。しかし、刑務所出所者だから特別な法的問題の解決法が必要となるわけではありません。検討結果に記載のある「刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更正」には、弁護士の支援よりも、行政(就職支援等)や社会(差別意識をなくすこと等)からのアプローチの方が重要でしょう。

6 第7段に対して「日本の弁護士に「海外展開業務」が期待されているというが、誰がどのような期待をしているというのか、具体的内容の説明が全くない。

検討結果には、日本企業の海外展開に資するよう、日本の弁護士が「個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルートの策定等において一定の役割を果たすことが期待される」としてありますが、一体どういう個

事務所がありますが、もしこのような期待が企業側にあるのであれば、渉外事務所の仕事も増え、渉外事務所の弁護士の求人数は増加するはずですが、そのような情報はなく、むしろ大手渉外事務所も軒並み求人数を減らしているというのが事実でしょう。本当にそのような期待やニーズがあるのか、大いに疑問です。

7 第8段に対して—法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備がそもそも必要なのか、という観点が全く抜け落ちている。

何のために「法曹有資格者の活動領域の拡大を図る」必要があるのでしょうか。本当に国民の利益や国益のためでしょうか。最初に述べたとおり、もともと法曹有資格者の活動を必要とする需要があったからこそ司法試験合格者数を激増させたはずなのに、なぜ今となって需要の拡大を図る、そのための体制の整備をする(例えば、弁護士の雇用を企業に義務づける等の法律をつくれということでしょうか)必要があるのでしょうか。司法試験合格者数を激増させたために、弁護士が余りすぎ、その弁護士の活用方法を急遽捻りだそうとしているとしか思えません。「歯医者を増やすと虫歯が増える」「医師を増やせば病気が増える」というのと同じ危険な発想です。そんなことを国民が望んでいるとは思えません。弁護士が過剰となって弁護士登録をしない有資格者が増えたり廃業者が増えるということは、その者たちの不幸にとどまらず、弁護士を養成するために国民が負担した費用がその分無駄になるということです。国民の不幸でもあります。そして、後述する弁護士過剰の弊害が国民に被害をもたらすという危険も無視されるべきではありません。この中間取りまとめ案には、このような視点が欠落しています。

第2

今後の法曹人口の在り方

1 第1段に対して—司法審意見書から12年が経過しているにもかかわらず、なぜ法曹に対する需要が増えていないのか、裁判官、検察官の採用数はなぜ増えないのか、という当然の疑問を無視している。

(1)司法審意見書から12年が経過し、この間にも「社会がより多様化、複雑化」したはずなのに、法曹に対する需要は増えてはいません。検討結果では、「過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず」(現在では過払金返還請求訴訟事件も激減しており、訴訟事件全体が減少傾向にあります)、「法曹の法廷以外の新たな分野への進出も限定的」であり、「司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり」、「法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれる」という事実認定をしておりますながら、どうして「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想される」「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。」という楽観的な結果が導き出せるのか、理解に苦しみます。

(2)なお、「法曹人口」の中には、弁護士だけではなく裁判官、検察官も含まれていますが、裁判官や検察官の採用数は増加するどころか、ここ数年は減少傾向に転じています。「法曹に対する需要」というとき裁判官と検察官の需要も含まれていることは明らかですが、裁判官や検察官の採用数は国家の施策として決められています。そして、法曹人口を増加させるというのも司法審意見書に基づく国家の施策だったはずですが、にもかかわらず、どうして国は、裁判官と検察官の採用数を増加させないのでしょうか。裁判官と検察官を増加させるほどの需要がないと判断しているからではありませんか。社会がより多様化、複雑化するので法曹に対する需要が増加する、だから法曹を増やす必要があるというのであれば、社会の多様化、複雑化により弁護士だけではなく裁判官と検察官の仕事も増えるはずなので裁判官と検察官も増やすべきでしょう。取りまとめ案には、国がなぜ裁判官と検察官を増やそうとしないのかという視点が落ちています。

2 第2段に対して—現時点においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないのが相当であるということであるが、いつになったら、あるいはどういう事態が発生すれば数値目標を設けるのが相当となるのか。

(1)司法審意見書には「司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」という数値目標が定められていました。そもそも、この「年間3,000人」という数値に合理的根拠があるのか大いに疑問ではありますが、少なくとも法曹の需要を考慮して国が決めた数値目標だったはずで、検討結果には、「なお、もとより、実際の司法試験合格者は、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、適正に判定されるものである。」との記載がありますが、もし司法試験委員会が純粋に「学識・能力」のみで司法試験の可否を決定しているのであれば、合格者の数値目標などを決めた決めたところでその実現はまず困難ということになります。結局、司法試験合格者数は、過去も現在も司法予算と法曹の需要を考慮して政策的に決められているということは、司法審以来の暗黙の了解であるというべきでしょう。

(2)また、いつの時代も、法曹志望者におおよその司法試験合格率を知らしめ自身の将来設計の資料とさせるために、国によって司法試験合格者数の目安が公表されてきました。国が「司法試験合格者数の目安」を決め、それを公表することには、このような意義があったはずで、しかし、取りまとめ案は、このような「司法試験合格者数の目安」の意義を無視し、この有識者会議に求められていた命題に対する答えを出すことを放棄してしまっているの、無責任と非難されても仕方がないでしょう。

(3)もっとも、第1段で、「今後も社会がより多様化、複雑化するので法曹に対する需要は増加する、だから法曹人口を引き続き増やす必要がある」と述べているので、現在の司法試験合格者数を維持すべきであり、「減らす」という選択肢は全く考慮の範疇にはないことだけはよく分かります。しかし、現在の年間2,000人程度の司法試験合格者数を維持していけば、司法審意見書が目指すべきとしているわが国の法曹人口5万人に近い将来達し、その後もどんどん法曹人口は増え続けることになります。司法審意見書から12年が経過しても法曹需要が増えなかったという事実、及び現在の司法試験合格者数2,000人でも既に弁護士人口は飽和状態に達しており、むしろ弁護士過剰により後述する多くの弊害が生じていて、近い将来国民に多大な被害を与えかねない状況にあるという現実を直視すべきであり、司法試験合格者数を「減らす」という選択肢も十分検討されるべきであったにもかかわらず、取りまとめ案にはこの選択肢が全く検討されていません。これもまた、無責任というべきです。

3 第3段に対して—現時点の法曹人口の在り方について結論を出さず、将来「その都度検討を行う」というのは、問題の先送りにすぎない。

今後の法曹人口の在り方について協議・検討するのが、法曹養成制度検討会議の目的の一つであったはずですが、「法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。」とするのみで、現在の「法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要」等を勘案した上での今後の法曹人口の在り方については全く検討結果を出さないというのはいかがなものか。国民の血税を財源として長期間にわたり調査・検討・協議がなされてきたにもかかわらず、これらが無駄であったとしか思えず、法曹志望者や国民に対して不誠実かつ無責任であると思料致します。

4 弁護士過剰による弊害について

(1)私は25年近く弁護士をしてきましたが、ここ数年、弁護士過剰による様々な弊害が表面化してきたと

実感します。弁護士ですので、守秘義務があり、具体的事案を説明することはできませんが、直接経験したこと、他の弁護士から聴取したこと等を抽象化してここに掲げさせていただきます。

- ① 事件の内容からして信じられないほど高額な報酬を依頼者に請求して受領していた事案
- ② 依頼者にも落ち度があったにせよ、事件の委任契約を途中で解約し、預かり金の精算書や先払いの報酬の精算書も依頼者に交付せず、通常の相場よりもはるかに高い報酬金を受け取ったままにしていた事案
- ③ 過去の判例や一般常識からして、とても成り立たない請求について、簡単に委任を受け報酬を受け取り、内容証明を送付したものの、当然相手方から支払いを拒否され、その後何もせずに放置している事案
- ④ 依頼者に精神障害があることは少し注意を払えば明らかであるにもかかわらず、依頼者の言い分をそのまま信じて(あるいは信じたふりをして)法外な請求をし、相手方の怒りをかった事案
- ⑤ 依頼者に対して預り金を長期間にわたって返還せず、依頼者が請求すると「経営が苦しいので、返還はもう少し待って欲しい」と言い訳をしていた事案
- ⑥ 自己破産申立事件(破産管財人事件)の申し立ての委任を受け、通常の相場をはるかに上回る報酬を受け取り、破産管財人に否認された事案

このような事案の中には懲戒事件に発展するものもありますが、多くは事件処理の方法等について同業者にはその違法性・不当性が明らかでも依頼者らには分からずじまいで終わってしまう事案もたくさんあると推測されます。これらは弁護士の職業倫理の問題ですが、過当競争にさらされて、力量のある弁護士よりもセールスや宣伝のうまい弁護士の方が評価されて勝ち残れるとなれば、弁護士としてのアイデンティティーを見失い、仕事に対するモチベーションが低下し、金銭的利得の方を重視して(違法とまではいなくても)不適切、不誠実な事件処理に走る弁護士がますます増加することが予想されます。そして、国民にはそのような弁護士を見極めることは事実上不可能です。

(2)また、事件数が減少しているのに弁護士数が激増しているため、弁護士1人当たり、特に若い弁護士1人当たりの経験できる法律相談件数や受任事件数が減少し、弁護士が経験を積む機会が極端に減っています。これがオン・ザ・ジョブトレーニング(OJT)を受ける機会の減少とともに、弁護士の質の低下をもたらしています。後述する司法修習の短縮化やOJTの機会を得られない若手弁護士の増加、そして弁護士過剰(中堅以上の弁護士の数に比し若手弁護士の数が極端に多い)によって指導に当たる弁護士にも余裕がなくなっていること等から、この弁護士の質の低下の状況は今後もますます悪化していくと思われます。このような弊害は、いくら法曹倫理教育で精神論を語ったところで、避けられるものではありません。弁護士に過剰な競争を求めれば、弁護士も宣伝やセールスに時間を費やさねばならず、仕事、自身の研修、後輩の指導等に多くの時間を充てることができなくなります。そして、弁護士は互いに競争相手にすぎなくなり、先輩弁護士が後輩弁護士の実務修習やOJTに協力するという良き伝統も次第になくなっていくでしょう。現在はまだあからさまではありませんが、既にその途上にあると実感します。

(3)更に、私がもう一つ大きな弊害と考えるのは、裁判官や検察官が中途退官して弁護士になるという途が事実上塞がれてしまったということです。弁護士過剰により、裁判官や検察官を退職してから弁護士として独立開業することも、他の弁護士の法律事務所に入所することも、難しい状況となりました。このことにより、裁判官や検察官が自身の良心に従って思い切った判決を書いたり処分を選択することを困難にし、裁判所や検察庁がますます官僚化して独善傾向に走りやすくなるのではないかと危惧致します。

(4)このようなことになれば、国民に大きな被害を与えることとなります。需要がないのに弁護士を増やすことには大きな危険が伴うということは、実務経験のある弁護士であれば誰もが実感するところですが、これを自分たちの既得権擁護のために誇張しているにすぎないと捉えるのは狭量にすぎます。弁護士を利用する国民の視点に立っても、需要のないところに弁護士を激増させることの危険から眼を反らすべきではないと考えます。

第3
1
(1)

プロセスとしての法曹養成

第1段に対して—国民にとって重要なのは、法曹自体の質であり、法曹養成の過程ではない。かつての旧司法試験時代の司法修習中心の法曹養成制度の問題点が、法科大学院制度の導入によって克服されたのか、法科大学院制度は法曹の質を高めたのかの検証が全くなされないまま、「プロセスとしての法曹養成が重要」という言葉のみが一人歩きしている。

i) 取りまとめ案は、「法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院の教育の成果が生かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」としています。しかし、国民が法曹に求める「質」とは、まさに司法試験法1条の定める「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力」であり、同法3条の定める(短答式による筆記試験については)「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」(論文式による筆記試験については)「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」でしょう。法曹にこのような学識や能力さえ確保できれば、国民は法曹志望者が法曹になるまでの過程には何ら依存はないはずです。取りまとめ案は、「『プロセス』としての法曹養成の考え方」という言葉を頻りに繰り返し、法科大学院制度は「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成を目指して導入されたもの」と位置づけています。しかし、この「プロセス」や「有機的に連携」という言葉が具体的にどのような意味を有しているのか、理解できる国民はどの位いるのでしょうか。弁護士である私であっても、理解不能です。

ii) 法科大学院制度が導入される以前の法曹養成制度は、法学教育(法学部における教育が中心)、司法試験、司法修習(司法研修所における合同修習、各地の裁判所、検察庁、弁護士会・法律事務所における実務修習)によるものであり、実務家教育は2年間の司法修習が中心となっていました。この法曹養成制度の一体どこが問題なのか十分に検証もなされないまま、司法試験という『点』のみによる選抜ではダメ、旧司法試験では予備校による受験技術優先の教育が前提とされていたのでダメというレッテル貼りのみがなされ、新たな法曹養成の方法としてアメリカ式ロースクールの導入が突如提唱されたのです。現在、法科大学院制度導入後の法曹の質の低下が問題となり、法科大学院による教育効果が疑問視されていますが、これに対して法科大学院側は猛反発して、法科大学院卒業の法曹の「質の低下」を具体的に明らかにせよと迫っています。しかし、これと同じことが、かつての旧司法試験合格の法曹についても、議論されたのでしょうか。かつての2年間の司法修習とOJTを中心とする法曹養成制度によって養成された法曹の「質の低下」はきちんと実証されていたのでしょうか。そして、司法試験という「点」により選抜(実際には司法試験による選抜後に2年もの司法修習があり、修習終了後に2回試験もあるのですから、「点」による選抜というのは適切な表現とはいえませんが)、受験技術を優先するものであったという事実は、きちんと実証されていたのでしょうか。

iii) 法科大学院を中核とする法曹養成制度は多くの問題を抱えていること(このこと自体は取りまとめも認めている)が明白となった今、旧司法試験時代の法曹養成制度よりも、法科大学院制度導入後の新法曹養成制度の方が、法曹養成制度として優れていると主張する方々は、改めて旧司法試験時代の法曹の質の低下を具体的に説明し、法科大学院制度を中核とする新法曹養成制度ではその質の低下がどのように改善・克服されたのかを、だからこそ多くの問題を抱えていても新法曹養成制度が維持されるべきであるということ、具体的に説明するべきです。その上で、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度を維持するのが、法曹の利用者である国民、法曹志望者らにとって本当に望ましいことなのかを検討されるべきですが、取りまとめ案にはこのような視点は全くありません。

第2段に対して—法科大学院制度を維持するためだけに、一部の法科大学院に定員削減や統廃合などの組織見直しを迫ることは、新たな問題を発生させるだけである。法学未修者の法曹志望者には、法科大学院に

		<p>よる教育以外の法学教育の場を検討すべきである。</p> <p>取りまとめ案は、あくまでも法科大学院制度の維持を前提に、「教育体制が十分でない」法科大学院の定員削減と統廃合などの組織見直しを促進する必要がある、としています。しかし、法科大学院も大学である以上、本来、大学の教育の自由が認められるべきであるにもかかわらず、「教育体制が十分でない」という必ずしも判断が明確ではない基準によって、補助金削減等の方法(いわば兵糧攻め)で事実上強制的に定員削減や統廃合等を迫るといことは、教育の本来あるべき姿とはほど遠い残酷な施策であると思います。このような残酷な施策を取らなければ法科大学院制度による教育理念が実現不可能というのであれば、直ちに法科大学院制度自体を見直すべきです。法学未修者に対する法科大学院教育に無理がある(法学教育1年だけで既修者と同じレベルに達することが要求されている)ことは多くの方の指摘するところであり、後述のとおり法学未修者に対しては法科大学院制度を前提としない法学教育の場が検討されるべきです。</p>
<p>第3 1 (2)</p>	<p>法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保</p>	<p>第1段・第2段に対して一法曹志願者の減少の理由は、司法試験合格率が低いせいではない。一番の理由は、法曹、特に弁護士の職業としての魅力が低減してしまったためである。</p> <p>i)取りまとめ案は、法曹志願者の減少の理由の第一に「司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験合格率は高くなっておらず」ということを掲げています。しかし、旧司法試験時代には合格率が2.3%であっても志願者は減ることはなかったのですから、これは理由になりません。取りまとめ案にもあるように、「司法修習修了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていること」こそが一番の原因でしょう。順番こそ違っていますが、後者を法曹志願者の減少理由の一つとして認めたことは評価できます。今日では、インターネットの普及等によって、弁護士過剰による司法修習生の就職難、弁護士の年収の減少等が知れ渡っているため、弁護士を目指そうという若者が激減したのは自然の成り行きです。前述のとおり、およそ資格というものは就職や収入において有利に働くものであるはずなのに、法科大学院の高額な学費を負担し数年という年月をかけて法曹資格を取得しても、就職や収入においてさして有利とはならないと分かれば、いやそれどころか弁護士になっても就職ができず奨学金や司法修習中の貸与金の返済すら困難となるというリスク(現在ではかなり高率となっており、これからますます高率となるであろうリスク)があるとなれば、法曹志願者が激減するのは当然です。また、法曹を将来の職業の選択肢の一つとして検討している法学部生以上に、既に社会人として一定の収入や地位を得ている者が、このようなリスクに躊躇するのは当然のことであり、法曹の多様性確保が困難になっている要因となっています。</p> <p>ii)なお、法曹志望者の圧倒的多数が弁護士を目指しているわけですが、裁判官や検察官をめざす法曹志望者もありません。一旦、裁判官や検察官となっても、仕事の内容や職場環境に適性を感じなかったり、家庭の事情等によって裁判官や検察官を退職し弁護士に転職する方も、かつてはかなりの人数がおられました。今は少なくなっていると思います。これは、弁護士に転職すると収入が激減してしまう可能性が高いためと推測されますが、このことも裁判官、検察官志望の法曹志望者も減少する背景事情となり、法曹全体の志望者が減少する理由の一つとなっていると思います。</p> <p>iii)法曹志望者の絶対数が減少してしまうことは、相対的に優秀な志望者も減少することを意味し、司法の危機を招きます。</p> <p>この法曹志願者激減の要因を解消するには、法科大学院修了を司法試験受験の要件とせず、弁護士人口を弊害が生じない程度に保つために司法試験合格者数を1,000人以下(弁護士の自然減が年間500人程度なので、司法試験合格者数を1,000人程度としても弁護士人口は毎年500人程度増加する)にまで減らす以外にはないと思います。そうすれば、弁護士となるまでの時間的・経済的負担が減るとともに、司法修習生の就職難も解消し、弁護士という職業の経済面での不安が減少するので、もともと弁護士という仕事の本来の魅力に惹かれていた優秀な法曹志望者たちが戻ってくる可能性が高まるでしょう。</p>

第3
1
(3)

法曹養成課程における経済的支援

第1段に対して一意欲と能力のある学生が奨学金の返還免除を受けられるからといって、経済的理由で法科大学院への進学を断念する法曹志望者がいなくなるわけではない。

i) 検討結果は、法科大学院生のための充実した奨学金制度について説明し、意欲と能力のある学生なら奨学金の返還免除を受けられるから経済的理由で修学を断念することはない等と述べています。しかし、奨学金の返還を減免されるほどの意欲と能力のある学生であれば、法科大学院制度導入前には、法学部教育のみで、あるいは独学によって、短期間に司法試験に合格し、司法修習、OJTを受けて早期に優秀な法曹になっていたことでしょう。そのような学生にとっては、法科大学院に2年から3年拘束されるということは足かせ以外の意味しかありません。また、国民にとっては、そのような学生の(法科大学院制度導入前なら不要だったであろう)奨学金についてまで国庫から負担させられるというデメリットがあります。

ii) また、意欲と能力のある優秀な学生であっても、奨学金の返還免除を受けられるからといって法科大学院への入学を断念しなすむとは限りません。現実には就職をして生計を立て家族を養わなければならない人もいます。夜間の法科大学院もありますが、仕事の責任を果たし、夜間の法科大学院に通学して単位を取り、かつ司法試験の勉強もする(法科大学院の授業では司法試験対策の勉強はさせてもらえないため)には並はずれた体力、気力が必要となります。かつての旧司法試験時代には、一旦就職をして仕事をしながらマイペースで司法試験の勉強を続ける人が大勢いました。しかし、今は、そのようなことをするのは、司法試験の受験資格を得るのに(極めて狭き門となっている)予備試験に合格しなければならないので、非常に困難です。ですから、十分な経済的支援があるから、意欲と能力さえあれば、法科大学院制度のもとでも、経済的理由によって法曹志望を断念することはないという理解は間違いです。

第2段に対して一司法修習生に対する経済的支援の在り方について、なぜ「貸与制を前提」としななければならないのか。「司法修習生の修習専念義務の在り方」を検討するというが、修習専念義務を廃止して修習生にアルバイトを認めるということの意味するのであれば、司法修習期間の短縮、給与制の廃止とともに日本の法曹養成制度に危機を招くことになる。

i) 検討結果が、「司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれており」としていることは評価できます。いくら「法科大学院こそ法曹養成の中核」と美辞麗句を並べても、実際には司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会及び法律事務所における実務家教員による修習にまざるものはありません。実際にあった事件を題材にして裁判所に提出する書面(訴状、答弁書、準備書面、弁論要旨等)を作成させる等の研修所における実務教育、裁判所、検察庁、法律事務所において実際の事件を生で体験した上で現役の裁判官や検察官や弁護士から受ける指導なくして、どうして実務家を養成できましようか。ところが、新法曹養成制度では、司法修習はかつての2年間から1年間に減らされ、実務修習の際にも生の事件を断片的にしか体験できず(一つの事件は最初から最後まで短くても数ヶ月かかるため)、裁判修習では修習生の数が多すぎて、裁判官室に修習生の机が置けず修習生は裁判官の合議などを見聞きすることもできない状態だということです。

ii) 弁護士志望者にとっても裁判修習は貴重な体験です。修習時代、私を指導して下さった裁判官は「良い弁護士が育つことは裁判官にとってもありがたいことだ。」と述べられて、弁護士志望の修習生に対しても分け隔てなく指導にあたっておられました。その裁判修習を満足に受けられないという今の司法修習生は大変気の毒であり、また裁判官にとっても残念なことだと思えます。また、最近、トップクラスの法科大学院(法曹養成制度検討会議の法科大学院に係る委員が「定評ある法科大学院」と評している法科大学院の一つ)を卒業した司法修習生から、「実際の事件の内容証明の起案をして、指導担当弁護士から細かい添削を受けたが、もっともなことばかりだった。いろいろな実務上の指摘をされるのは本当にありがたい。実際に

弁護士の仕事をすると役に立つことばかりだ。法科大学院に行っていた2年間がなく、もっと早く実務修習を経て実務についていたら、今頃は自分ももっと成長できていたと思う。」という趣旨のことを聞いて、私は「定評ある法科大学院」であっても法科大学院における教育とはその程度のものであったのかと驚きました。自分自身の体験とも併せ、やはり実務家は現実の事件と向き合うことによって育てられるのであり、充実した実務修習と勤務弁護士時代のOJTは「より良き弁護士」を養成するためには絶対的価値を持つものだと確信しました。

iii)ところが、今の司法修習では司法研修所の前期修習が廃止されてしまったため、司法修習生が実務修習地でいざ実務を実体験するという段になってどうしていいかわからず大変困った状況に陥ってしまい、前期修習の代替となる講習などを弁護士のボランティアによって実施している弁護士会もあるほどです。そして、司を始めないと就職が不利となるため、遠方での就職を望んでいる者は就職活動のための移動時間や交通費等がかかり大変だということです。このように就職活動にいそしまなければならないため、司法修習生が修習に身が入らなくなるという事態に陥っている上に、「修習専念義務」がなくなりアルバイトをする修習生が増えれば一体どういうことになるかは容易に想像がつかます。司法修習の短期化と就職活動の激化に加え、修習専念義務がなくなれば、司法修習の一層の質の低下は避けられないでしょう。

iv)問題は、なぜ修習専念義務をなくしてまで修習生にアルバイトを認めざるを得ない事態に陥ったか、ということです。給費制を維持できていれば、このような事態には陥らなかったでしょう。貸与制に以降してから、司法修習を断念してしまう司法試験合格者も続出しています。司法修習を終了しても、過酷な就職戦線が待っており、就職戦線に勝ち残れないとOJTの機会が得られない即独にならざるを得ず、今の弁護士飽和状態では即独では奨学金や貸与金の返済もままならないどころか生計を立てることさえ難しい状況下では、そのような選択をするのも無理からぬことだと思います。しかし、それでは、せつかく並々ならぬ努力をして司法試験に合格した法曹志望者が気の毒であるし、国民にとってもその法曹志望者を育てるために負担した法科大学院への補助金等が無駄になってしまいます。かといって、そのような法曹志望者が司法修習を受けることを選択できるように修習専念義務をはずしてアルバイトフリーとすれば、ますます司法修習がおろそかにされ法曹の質の低下は避けられません。これも国民に被害をもたらします。

v)取りまとめ案は、「より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう」にするため、司法修習生の修習専念義務の在り方も検討するとしていますが、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態」を招いているのは、法科大学院制度と司法修習の貸与制です。より良い法曹養成のために必要なのは、修習専念義務の在り方を検討するなどということではなく、一刻も早く、法科大学院制度を廃止して、司法修習を2年間に戻し、司法修習を給費制として、修習生が充実した司法修習を受けることができるようにすることです。より良い法曹を育てることは国民に対する国の責務です。だからこそ法科大学院に対しても莫大な補助金が投与されているのでしょう。しかし、より良い法曹を育てるために最も効果的なのは、法科大学院制度を維持することではなく、司法修習を充実させることです。そして、そのためには、給費制は欠かせません。法科大学院制度を廃止すれば、法科大学院に給付されていた補助金分を給費にまわすことが可能です。その方が、はるかに「より良い法曹を育てる」という目的に対して合目的であると考えます。

<p>第3 2</p>	<p>法科大学院について</p>	<p>(1)この項目については、私は法科大学院制度の維持に反対の立場ですので、同制度を維持するための諸策(「定評ある法科大学院」のみを生き残らせるための苦肉の策と思えます)の提案については意見を述べることは避けさせていただきます。この取りまとめ案が提示する次のような法科大学院制度が抱える課題は、法科大学院制度を廃止(法科大学院修了を司法試験の受験資格とすることをやめる)し、司法修習を中心とする法曹養成制度に戻すことで全て解決ができます。</p> <p>①法科大学院間のばらつきが大きく、教育状況に課題がある法科大学院もある。 ②現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、全体としても定員も過大になっている。 ③法学未修者の司法試験合格率が低く、法学未修者に対する法科大学院の教育に課題がある。 ④法学部以外の学部出身者や社会人経験者の法曹志願者が減少している。</p> <p>①及び②については、検討結果にもあるように「法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきとした」ためであって、このような結果は法科大学院制度導入時から容易に予想できました。それを、今となって、補助金を削減したり(いわゆる「兵糧攻め」)、人的支援の見直し(裁判官及び検察官の教員としての派遣の見直し)によって統廃合を迫るといのは、「自発的創意」を基本として設立され大学の教育の自由を有するはずの法科大学院の自己否定にほかなりません。また、統廃合を迫られる法科大学院に在学中の学生に被害をもたらす危険もあります。③及び④についても、もともと(純粋に法学を全く勉強したことのない)法学未習者をわずか1年多いだけの教育で法学既習者と同じ学識レベルにもっていくのには無理があったのであり、このことも法科大学院制度導入時に容易に推測できたことでした。法学部以外の学生、法学部以外の学部出身者、社会人経験者などを法曹に取り込むためには、他学部からの法学部への転入、社会人入学等がより容易になるように工夫すること、法学部教育をこれらの者にとっても充実した教育内容とすることの方が合理的であると思料致します。</p> <p>(2)私は法科大学院の教育に関与しておりませんので、実際の法科大学院においてなされている教育の具体的内容については自身の経験として論評できる立場にはありませんが、法曹養成制度検討会議の委員であり法科大学院の教員でもあられた和田吉弘弁護士が次のような意見を述べられています。「法科大学院における教育は、現状では、残念ながらその多くが司法試験にも実務にもあまり役に立たないものである。」この和田委員の意見は、前記司法修習生から私が聞いた話の内容とも一致します。これが事実であれば、何のための法科大学院なのか、さっぱり分かりません。司法試験との関係でいえば、法科大学院は司法試験されています。しかし、学生は、司法試験の受験資格を得るために法科大学院に通学しているのですから、これは大変つらいものだろうと思います。司法試験に合格しなければ法曹の卵にもなれないのに、合格する前から模擬裁判や尋問技術等の実務教育を受けても身が入らないのは仕方がないと思います。教育内容についていえば、法科大学院教育はおそらく医学部教育を見本としているのでしょうか、医学部卒業生の医師国家試験合格率が90%を越え、医師免許を有する教員が臨床でも直ちに役立つ医学知識や技術を教えている医学部とは根本的な違いがあります。結局、何としても法科大学院制度を維持しなければならないほどには法科大学院における教育が司法試験にも実務にも役立つものではないのであれば、一刻も早く法科大学院制度を廃止すべきです。法科大学院制度を廃止しても、優れた実務教育を実施している法科大学院であれば、法曹志望者以外も、企業の法務部に所属する社員、司法修習生、弁護士らの中にも専門講座の受講を希望する者も出てくるでしょうから、これらの者も受講できるように法科大学院の教育課程が工夫されるべきであると考えます。</p>
-----------------	------------------	---

<p>第3 3 (1)</p>	<p>受験回数制限</p>	<p>受験回数制限は撤廃されるべきである。 検討結果では、受験回数制限は「法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。」としています。そして、受験回数制限を撤廃すべきという立場に対しては、① 旧司法試験下で生じていた問題状況を再び招来することになること、② 法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要があること、③ 人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代である20歳から30歳代で本人に早期の転進を促し法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなること、から受験回数制限を設けること自体は合理的であるとしています。しかし、①の旧司法試験下で生じていた問題状況とは何なのかの具体的説明はなく、②の5年程度で「教育効果」なるものが薄れるのか疑問であり、③については、法曹という職業に就くことを断念するか否かは法曹志望者個人の問題であり、国が介入すべきではない。私的領域に属する事柄であることから、何ら受験回数制限には合理的根拠はないものと思料致します。この受験回数制限なるものは、結局、法科大学院卒業者の累積合格率を下げないためにだけ設けられたものと思えません。</p>
<p>第3 3 (2)</p>	<p>方式・内容、合格基準・合格者決定</p>	<p>検討結果にあるように、司法試験において基本的な法律科目を重視して法的思考力を試すことには賛成ですが、基本的な法的知識の習得の確認を軽視することには賛成ではありません。あくまでも、前記司法試験法の定めるように法曹として「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」(同法1条)が目的とされるべきであり、法科大学院の現実の教育内容に合わせて「法科大学院の修了試験」のように改変されることには反対です。また、司法試験委員会において、「現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討」されるのには賛成ですが、司法試験委員会の委員からは法科大学院の教員ら関係者は一切排除されるべきであると考えます。法科大学院関係者の委員が実際には公平を欠くような行為をされていなくても、外部からみれば公平を欠く行為がなされているのではないかと疑念を持たれかねないのですから、法科大学院に関係している方は委員の選考要件を満たさないとすべきです。</p>

<p>第3 3 (3)</p>	<p>予備試験制度</p>	<p>検討結果は、予備試験によって「既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており、その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや、それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。」としています。「本来の制度の趣旨とは異なる状況」とは、おそらく法科大学院生が在学中に予備試験を受験することを意味していると推測されますが、学生がなぜそのようなことをするのか理解されるべきです。法科大学院生にとって、法曹になってからも「法科大学院修了資格での司法試験合格」という事実よりも、「予備試験合格資格での司法試験合格」という事実の方が高く評価され、就職にも有利になるからにほかなりません。結局、学生にとって、法科大学院は経済的・時間的負担でしかないのです。いわゆる大手の法律事務所は、こぞって予備試験合格の法曹を優先的に求職しているという事実を、そして予備試験合格者の司法試験合格率が法科大学院修了資格での司法試験合格率よりもはるかに高いという事実を、検討会議はどのように理解されているのでしょうか。法曹を利用する国民にとっては、優秀な法曹でさえあれば、法科大学院卒業者であっても予備試験合格者であってもどちらでもかまわないのです。「法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念」とは、予備試験経由で法曹になる途を選択する法曹志望者が増え(現実に今年は激増しています)、法科大学院への入学希望者が減少することを指しているとすれば、これは単に法科大学院制度を維持したいがための懸念でしかなく、国民や法曹志望者の視点に立った考え方とは到底思えません。</p>
<p>第3 4 (1)</p>	<p>法科大学院教育との連携</p>	<p>法科大学院と司法修習との「有機的な連携」(この言葉に合理的意味があるのか不明)と言われますが、実務教育が法科大学院と司法修習とに分断されてしまい、かえって成果が上がっていないと考えます。現在は、前述のとおり多くの弁護士会が前期修習(本来は法科大学院によって「実務への導入教育」としてなされていなければならないものに代わる教育を担当弁護士のボランティアによって行っているという状況ですが、これも弁護士過剰による競争の激化のために担当弁護士に余裕がなくなってきたので、いつまでボランティアで質を維持しつつ継続できるか分かりません(現在は司法修習生の指導担当弁護士ですら、なかなか確保できないという状況です)。法科大学院において法曹になれるかどうか分からない者に対して、法曹倫理や尋問技術等の実務を学習させても、学生自身に勉学意欲が湧かないのは当然のことであり、また国民にとっても補助金等の国庫負担が無駄になる確率が高く、合理性がありません。法曹志望者にとっても、国民にとっても、法曹になることがほぼ確実な人間に法曹に必要な不可欠な実務教育を実施することの方がはるかに合理的です。実務教育は、司法修習1本に絞り、司法修習を2年間に戻して充実させるべきです。</p>
<p>第3 4 (2)</p>	<p>司法修習の内容</p>	<p>検討結果は、「司法修習の段階でも、より多様な分野について知識、技能を習得する機会を設けられていることが望ましい。」としています。1年間に短縮され、しかも弁護士志望者の場合、就職難のために早くから就職活動を開始せざるをえず、そのため修習に身が入らないという状況下で、「多様な分野について知識、技能を習得する機会」を設けること自体に無理があります。また、和田委員が指摘されているように、弁護士の場合、「法廷外の弁護士活動も、最終的に法廷に持ち込まれた場合にはその事案が裁判所によってどのように判断されるか、ということを念頭に置きながら行う必要がある」のであり、訴訟実務の習得は必要不可欠です。しかし、1年間の限られた修習では、この訴訟実務すら満足に習得することは困難です。ましてや、多様な分野について知識、技能を習得するというのは至難の技であり、逆に散漫な修習となって虻蜂取らずとなりかねません。</p>

		第3 5	継続教育について	<p>現在でも弁護士会では継続教育を実施していますが、これに法科大学院の教員らが協力することについては、異存ありません。大学院が、専門講座を法曹や法曹以外の企業や公共団体の法務担当者らに開放し、これらの者が「先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供する」ことは取り組まれるべきことであると思いますが、現在の法科大学院に弁護士会の専門研修以上の実務教育が可能であるかどうかは疑問です。</p>
			最後に	<p>現在の日本の法曹養成制度は破綻に瀕しつつあると思います。今の法曹養成制度と弁護士人口の激増のもとでは、優秀な人材が集まらないし、優秀な弁護士は育っていかないでしょう。この書面を推敲している最中に、今年の法科大学院入学者合計数が2,698人で過去最低を更新し、学生を募集した法科大学院69校のうち93%に当たる364校で定員割れとなったことが発表されました。日本の若者は司法界を見限りつつあります。いかに優秀な種をまいても、土壌が豊かでないと立派な苗には育ちません。貧困な土壌に粗悪な種をまけば、更に育ちません。このままでは、日本の司法は崩壊し、国民を不幸にする事態が遠からずやってくるでしょう。法曹養成制度検討会議におかれては、出来てしまった法科大学院制度をなんとか維持・改善しようと必死に打開策を見出そうとされているようにお見受け致します。これは、法科大学院関係者の委員が多かったことも影響していると存じます。しかし、そのような立場を離れて、客観的・公平な立場からみて、果たして法科大学院制度の維持を至上命題とすることが本当に日本の司法のためになるのか、国民や法曹志望者のためになるのか、熟考して頂きたいと存じます。</p>
2,279	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 日本型の司法マインド、裁判員制度の出現、インターネットの普及等における実社会での司法ニーズを探り、これらに対応できる法曹養成制度、法曹人口のあり方を検討すべきではないかと考える。</p> <p>(理由) (1)司法マインドの違い ①欧米型(狩猟民族)と日本型(農耕民族)との基本的な違いが制度設計に当たっての最も肝要なところかと考える。 ②従って、一般の商業マーケットと違って、供給を増やすことによって需要を満足できるものではない。需要の形態を見極めることが肝要である。</p> <p>(2)法曹の質の向上 により、一般市民が相当部分の知識(条文、判例レベル)を習得することができるようになった。従って、法曹として法的知識の研鑽では対応できず、社会の様々なニーズに応えることが求められる。裁判員制度を取り上げれば、従来であれば、裁判官、検察官、弁護士という専門家同士の遣り取りであったものが、裁判員という一般市民を相手に理解を求めることが必要となる。専門的なことを一般市民に平易な言葉で分かりやすく説明する能力が求められる。このような能力を育成することが必要になってきたのではないかとと思われる。 ②上記のテーマを解消していくためには、OJTが効果的であると考えているが、その方法の一つとして、一般企業での研修を制度化していくのは如何かと考える。</p>

2,280	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 弁護士のニーズ拡大のために尽力されるのは良いことだと思いますが、増員を目的とするものであってはならないと思います。</p> <p>(理由) 法曹人口を増員した目的は国民の法的ニーズに十分にこたえるためだったと思います。ニーズにこたえる目的で増員したはずなのに、昨今の議論ではニーズには潜在的にまだまだあるので、増員しても大丈夫だという議論を聞くことがあります。それでは、目的が「ニーズに応えるため」ではなく「増員したいため」にすり替わってしまっています。潜在的ニーズがあるかもしれないから増員する(ないし現状を維持する)のは本末転倒な議論だと思います。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 法曹人口として毎年司法試験合格者を1000名とするべきである。</p> <p>(理由) 法曹がいままで高収入だったのは競争が足りなかったからである。一般企業に勤める会社員と同程度の収入で当たり前で、市場原理に基づいて考えるべきだという議論を聞きます。しかし、司法試験を突破するために支払う代償は受験したものであれば誰も理解できますが、非常に大きなものです。失敗すれば、30歳以上で無職になる恐怖と戦いながら、莫大な時間、労力、金銭を費やすこととなります。現状の就職状況や給料の状況を見ると、弁護士になる経済的メリットは皆無であり、これから受験を考える次の世代のうちどれだけの人間が受験という選択をするのか自明だと思われます。優秀な人材であればあるほど、法曹以外の道へ進路を切ることになるでしょう。もはや国民的ニーズとの関係では供給過多であることから、さらなる「量」の確保は不要(どころか有害)であるうえ、これ以上の弁護士業界への打撃は教育の優劣を論ずる前に人材の流出をいたずらに招くだけだと考えます。(実際、法科大学院への入学希望者数は激減しつつあります。)そのため、司法試験合格者数は1000人程度が妥当です。なお、付言すると、弁護士業界で「腕の悪い者が淘汰される」ことはありません。腕の良い、悪いということとは一般の方にはわかりません。(弁護士でもほかの弁護士の腕の技術は一見算定しがたいところがあります。)そのため自然競争理論が働かない業界といえます。また、自然淘汰されるということはどういうことかということ、「客の金を横領する」「反社会的勢力と手をつなぎ逮捕される」という国民に対して取り返しのでない行為を行うことで淘汰されると思います。自然淘汰のプロセスは毎年おこりますので、自然淘汰理論は結局はいわゆる「悪徳弁護士」を増加させるべきだと主張しているに帰着します。さらにいえば、自然淘汰理論を極論すると、弁護士という自体不要だと思います。誰も交渉代理、訴訟代理を行えるようにし、腕の良いもの営業のうまい者だけが自然淘汰されればよいということになります。しかし、それは問題だと誰も思うと思います。それは、淘汰の過程でどれほどの犠牲者がでるか、または悪徳業者が淘汰されないまま犠牲者が出続けるからに他なりません。</p>

		第3 4	司法修習について	<p>(意見) 司法修習生への給与を復活させるべきです。</p> <p>(理由) 司法修習生への給与を撤廃したのは、有害だと思います。実際に司法修習生に接すると、非常に切り詰めた生活を強いられ、貸与された金銭については貯蓄し、将来即時独立した際の資金とする方がおりました。地方配属の司法修習生の場合には、多大な出費を強いられるにもかかわらず、すべて自費で賄わねばなりません。自然、修了時点では、ロースクール時代のローンと合わせて数百万円以上の借金を抱えた弁護士が出来上がります。そうすると、従来弁護士が行ってきたような公益的活動を行う余裕などあろうはずがなく、経済的利益を追求する弁護士となるでしょう。また、事務所経営に失敗すれば、横領を行うことになり、最終的には依頼者である国民に対して実害を生じることになります。(実際、横領する弁護士は近年増加しているように思います。)なお、弁護士は1資格なのだし、金持ちになるのだから、給与を与えると国民の理解を得られないという議論がありますが、弁護士という資格は良心のある人間が取得すれば社会に大きなメリット与えますが、良心を持ってない状況の人間が取得すると社会に多大な害悪を与える資格だと思います。(医師と同様です。)また、弁護士は現状では貧困層の人間も多くおり、収入は下がる一方です。</p>
2,281	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 弁護士の偏在の解消だけでなく、地方自治体などで積極的に活用できるよう、法曹有資格者の活動領域の拡大につとめるべきである。</p> <p>(理由) 私は法律事務所に勤務しています。弁護士の過疎・偏在がかなり解消されたといいますが、地方都市では数が少なく、相談できる、ということは稀です。私の義父は道東の地方都市に在住していましたが、相続問題で調停提起され、相談する場所がなく、札幌に出向いてきた、ということがありました。小さな都市では弁護士が1人では利益相反もあり、地元の弁護士に頼むのは難しい、という現実もあります。地方都市において法曹有資格者の必要性・有用性は明らかであると思われれます。安定して活動展開できる経済的基盤を実現するための財源の確保について、地方自治体がバックアップするなど、もっと社会基盤の整備が必要ではないかと考えます。</p>
		第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士だけでなく、裁判官や検察官、裁判所職員等の数をもっと増やすべきである。</p> <p>(理由) 事件を担当して感じるのは、裁判の進行が遅い、ということです。次回期日までの期間が1ヵ月以上というのはごく当たり前で、当事者が高齢化している等、緊急性が求められる事件でも事件終結までに数年かかることが多いのです。特に地方支部では裁判官が常駐していないこともあって、期日調整が難しい現実があります。裁判所だけでなく、検察も同様のことがいえます。こうしたことを解消するために裁判官・検察官、裁判所・職員を増員し、速やかな解決をしていくことが求められています。</p>
		第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見) 法科大学院修了を受験資格とする制度を継続する場合、もっと実務を取り入れた教育内容、教育方法を導入するなどの必要がある。</p> <p>(理由) 司法修習を終了してすぐに司法の担い手となる法曹について、どの程度の実務能力を身につけているかが重要となります。実務を行う上で社会経験のない弁護士や裁判官の要望や対応に戸惑うことは多々あります。社会的弱者によりそうべき弁護士や、広く社会常識・良識の求められる裁判官は、まず人として社会生活ができなければ法曹資格は意味をもたなくなります。適切な指導が十分に受けられるシステムを作る方法を検討すべきです。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成制度の在り方	(意見)法科大学院の学費の見直しや、司法修習生に対する貸与制を改め、給費制を復活させるべきである。 (理由)現行制度では法科大学院・司法修習とお金のかかる期間、自分で用意するか、借金するか、の選択しかありません。ほとんどは貸与という名の借金に頼らざるを得ないでしょう。法曹として社会的に期待される役割を果たすためには、安定した経済基盤が必要であるといえます。
2,282	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)地方公共団体において法曹有資格者の活用が広くなされることを望む。そのための国による予算措置を講ずることを求める (理由)近年、弁護士の派遣配置(地方への)が日弁連などの尽力により進んでいるが、人口が少ない地域においては、これまで以上に法的側面における住民サービスを高めるためには、地方の自治体が有資格者の力を大いに利用することが肝要と考える。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)弁護士以外の法曹有資格者である「裁判官検事官の増員」の当初の計画の遂行を進めるべきである。 (理由)憲法のもとで具体的に国政や地方政治が遂行される根拠となるのが法律であり条例であることから、一見難解な条文の解説を得るにも、身近に法律の専門家がないこと、裁判所などの公的機関の存在も必要である。 行政のみならず司法制度を全国にゆきわたらせるためにも、そこに従事する裁判官検事官そのもとにいるべき司法職員(裁判所書記官や検事事務官)の増員や適正な配置が必要である。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法科大学院修了まで、学費の無償化と特に生活費確保のための給付制奨学金(原則として全員)を実施すべきである。 (理由)法科大学院入学の年齢は、通常22才~23才の若者であり、世間一般では、そのうちのほとんどが仕事に就いて最低でも自身の生活費を得ている。当大学院での生活は、「学び」の生活ひとすじである。家族に迷惑にかかるなどのわずらわしさから解放される必要がある。 当大学院で学ぶ者の最低の生活を送る資金については、国による措置があってもかまわない。むしろ勸んで講ずるべきと思う。 司法制度は、国民の目からは遠い存在である。それゆえ、国民から敬われる豊かな人格の「(判読不能)」が法曹になる資格があるだろうと思う。 ゆえに奨学金制度はあるが貸与制しかなく、資格を得てそれぞれの仕事に就いて後には何百万円もの借金返済に振り回される人生ならば、国民から敬意をもたれる人間に成長することは無理といっても過言ではない。
2,283	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	法曹を目指そうとすると現在の制度の下では、ロースクールに進学することが、ある程度前提となりますが、そこでの学費は高く、通常学部を卒業して就職する場合と比べて親に負担をかけることとなります。それは良いとしても、さらにその先貸与制ということに対し、更に親に経済的負担をかける結果となります。このような著しい経済的負担は不合理だと思います。

		第3 3 (1)	受験回数制限	試験を何回受け、どこで諦めるのかは、自己決定権の問題であり国が決めることではないと思いますので、即刻に回数制限を排除すべきです。
2,284	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)教え方が下手な先生がいますね。困ったもんです。 (理由)時間のムダ
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)全員に対して給費とまでいえないが、経済的に困窮している修習生には給費にして欲しい。 (理由)多様な法曹を育成するため、家計が苦しい人にも法曹になって欲しい。むしろそういう人ほど社会的弱者の気持ちが分かる人として活躍して欲しいと思料します。
2,285	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)ロースクール制度の廃止について ア、ロースクールは学費が多大であるにもかかわらず、司法試験合格者を出していない(中大ですら、25%程度) イ、ロースクールで受験勉強を禁止している。実務家になるためには、まず、試験に通ることだと思う。 ウ、したがって、ロースクールの存在意義は低い (理由)理由は上記2で述べた。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制復活 ア、ロースクールの存在意義が低いにもかかわらず、ロースクール卒業を受験資格として、実務家志望者に対して、多大な学費の支出を余儀なくする。 イ、ロースクールを廃止しないならせめて、修習の際には給付制を復活すべきである。 (理由)理由は上記2で述べた。
2,286	5/13	第4 1 (1)	法科大学院教育との連携	(意見)司法試験を意識して、答案練習をもっとできる機会をふやしてほしい。 採点ができないまでも、どのように書けばいいのか等は、明確にしてほしい。
2,287	5/13	第3 1	法曹養成制度の理念と現状	(意見)法曹養成制度改革の当初目的と採られた手段と現状があまりにもかい離し過ぎている。それなのに、なんらの有効な改善策が採られないのはおかしい。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)また、その改革の犠牲となった私たち、ロースクール生が司法修習生となった時に、その犠牲に見合う補てん保障がされないのはおかしい。給付制に戻すべき。
2,288	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)法曹人口についてターゲットを設ける必然性はないかもしれないが、外国人の流入、価値観の多様化などによって、争訟の増加は不可避と考えられ、メドとしては相応数の育成が必要と考える。

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見) 一方で現実の就職難等から志願者が減少するのみならず、学生のレベルの低下も看過しがたく、行政府での活用、国際機関での活用、学術分野での活用等、制度的に選択肢を増やす一方、国際分野における教育を充実し、社会人経験をより強く求めるなど、レベルの強化(特に社会常識)を検討すべきである。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習は法曹のプロの職業訓練であり、その生活の保障は確保すべきである。
2,289	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見) 上位校も含めて定員削減を加速すべき。上位校ですら人材が十分機能していない。まして下位校を地域性の観点から保護すべき必要はない (理由) 地域性を法科大学院志願者減少によるレベル低下より上位の要素とすべきとはいえない。どんどん淘汰して少数精鋭化すべき。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 例えば、卒業後4年で4回の受験にすれば受け控えがなくなり、相当程度学力を有するLS修了生が試験を受けることすらなく時間と能力を浪費することを防げる 3回ではLS生にとっての心理的プレッシャーが大きすぎ、精神的に苦しい、受け控えという社会経験的にムダな点をなくすべき。
2,290	5/13	第3 2 (2)	法学未修者の教育	(意見) 実質的に未修者のために門戸が広く開かれているものとはなっていないと考えます。 本来の目的通り、多様な法曹を採用したいというのならば、ロースクールが未修者枠を他学部、社会人に限って募集教育していくべきではと思います・・・
2,291	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限をなくすべきであると思います。 (理由) 司法試験の受験資格である法科大学院卒業もしくは予備試験合格が、司法試験を受験するのに最低限の知識と経験を担保するものであるとすれば、5年以内に3回という回数制限は合理的ではないから。 (5年以内に3回失敗しても知識や経験がなくなるわけではない。)
2,292	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数を3回に制限する現制度は、法曹志願者の合格意欲を不当にそぐものであり、コストと時間をかけて受験資格を得た受験生の3振したのちの進路のケアがなされていない現状に鑑みると、3振制を定めている趣旨も明確でない以上、廃止すべきだと思います。
2,293	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見) 合格者2千人という状況が続けば、現実の需要とかみ合わなくなることは、修習生の厳しい就職状況からすれば明らかです。さらに言えば現状でも、かみ合っているとは思えません。以上から合格者数を減らすべきです。

2,294	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限を撤廃すべき。 (理由) 受験回数制限によって、法科大学院卒業後、進路に迷う者がいる。よって、受験回数制限を撤廃するか、法科大学院卒業者の進路選択の幅を持たせるべきと考えます。
2,295	5/13	第3 3 (3)	予備試験制度	(意見) 全体としての印象となって恐縮ですが、法学未修者の教育や予備試験の導入などのところを拝見するに、多様で新鮮なマインドでリーガル・マインドの国民的確立していくという理念ではなく、旧試験と同様の学力、知識偏重を打ち出しているように感じられます。世代間での知の引き継ぎや裁判員制度等司法の民主化の必要性という課題との不整合ではないかと懸念されます。
2,296	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数の制限を撤廃すべき (理由) 予備試験制度を用意しながら受験回数を制限するのは不合理だと思う。
2,297	5/13	第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見) 司法修習制度の廃止を含めた、現状の択一試験の内容を検討した上で、 ① 択一試験(国家試験若しくは全国的統一試験) ② 法科大学院の卒業 を法曹資格付与条件とすることで、法曹資格者の数を飛躍させるべき (理由) 平成25年4月19日、弁護士が偽証罪の教唆容疑で逮捕された。このような弁護士の不祥事が多数公表されている。入口で絞っても現状のような結果であり、母数を増やした上で、自由競争と情報公開を通じて弁護士の淘汰を行い、国民の被害を増やす必要がある。 また、法の国際化が今後ますます進むことが予想される中で、現状のままでは、シンガポールで法的紛争の解決が行われるというように空洞化が法律面でも起こりかねないから。
2,298	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習生に対する給付制を復活させてほしい (理由) これからの時代を担うのが若者であることを考えると、給付は働く意欲を生じさせる一要因といえることができる。法曹が金銭的に余裕のある時代は終わったと考える。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限をなくしてほしい。 (理由) あきらめがつくまでやりたい
2,299	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 全額給付とまではいかなくとも、一部給付に関しては絶対に行うべき。 (理由) 法科大学院を通じた法曹の育成はよいにしても、ほぼ全員が26, 7歳になるまで報酬を得られないのはあまりにも負担をかけすぎる。長期間に渡る制度設計をしたのならそれなりの手当てをしなければ金銭的余裕でふるいにかけれ、真の優秀な法曹選択にはなりえない。

		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)5年で3回という制限は合理性に欠く。年数制限はともかく回数制限は廃止すべき。 (理由)法曹になりたいと何回も挑戦する人の努力を尊重すべき。過度の制限である。
2,300	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成制度	(意見)医大と同じ制度にすればよいと思う。合格はさせた後に、自分で技術をみがける方法にすべき。 入学時から、地方に行く等の枠をもうければよいと思う。この制度も産業医制度等、医学部ではすでにとられている。 (理由)合格した後に、選ばせるよりも、法曹の多様性の確保を図る上で合理的であると考えます。
2,301	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限しないしてほしい。 (理由)3回という制限で結果が決まってしまうのは厳しいです。
2,302	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)法科大学院制度は廃止すべきだと思う。 (理由)予備試験の受験者が増加し、ロースクールの定員割れが相次いでいる現状では、高い学費の支払いが必要となる法科大学院は受験者のニーズと合致しているといえないため。
2,303	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)法曹人口をより増やすべきである。 (理由)社会の多様化・グローバル化が進む現代社会において、法曹の役割がますます重要となっているから。 裁判官・検察官の人手不足が予想されるから。
2,304	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)(1)受験期間、回数制限の撤廃を望みます。 (2)(1)ができない場合には、5年間5回受験を可能にするか、期間制限をなくし、3回受験を可能にすることを望みます (3)仮に期間、回数制限を((2)の場合も含め)維持する場合には、法科大学院に「再受験資格取得コース」などとし一年コースあるいは、二年で20単位などのコースを設置することを望みます。 (理由)(1)受験期間・回数制限については、職業選択の自由の制限になりうるどころ、相当程度に強い合理的理が必要と思われる所、「中間とりまとめ」には、当事者の同意なきパターンリスティックな理由のみが示されるにとどまります。 (2)「法科大学院の教育効果の希釈化」を理由にするならば、むしろ、5年間で5回受験できるようにすべきです。 (3)かりに希釈があるとして、再受験のためにロースクールの全過程の修得を要求するのは効率的でも効果的でもなく、経済的負担をいわずらに加重するだけです。

2,305	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 受験回数制限並びに、受験資格要件の撤廃 (理由) 当初の予定では、合格率が80%近くあることを前提に受験回数を設けたものであるところ、実際の合格率は遠く及んでいないため、回数制限は合理的でない。 また、資格要件についても、多様な人材確保という理念からは離れている。 問題形式だけを変えるだけでよかったです。
2,306	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見) 企業に弁護士資格を有する者の雇用を義務付ける (理由) 法令遵守が必要とされながら、企業で不祥事が続くことへの対策と、法曹人口増加の受け皿。 また、企業は法律で義務付けなければ動かない。
2,307	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見) 法科大学院の定員数を大幅に減少させて、その代わりに司法試験の合格率を上げるべきである。 (理由) 法科大学院を卒業するためには、長い年月と多額の出費を要する。それだけのコストがかかる割には合格率は20%程度と低く、今後合格者数の削減によりさらに低下することが予想される。そのような状況では優秀な人材が集まることは期待できない。現に私の友人にも優秀で法曹を志していたが、そのコスト・リスク故に断念した者が数人いた。 現状を打破するには、ふるいにかける段階を早期に設置し、その後は勉強の場というよりも実務家育成の場として法科大学院を機能させればよいのではないか。
2,308	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見) 回数制限を設けるべきでないと思う (理由) 3回という試験回数を設けると、3回とも試験に落ちてしまった人は就職においても圧倒的に不利になり、それを支援する制度も確立していないから。
2,309	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 貸与型ではダメだと思います (理由) 私は現在、大学院生です。ロースクール生は、司法修習生の現状をニュースや新聞でよむかぎり、大学院生みたいになる前に、事態を何とかしてほしいと思います。もともと給付であった以上、これからも給付であるべきです。
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見) 削減や再編それ自体の結論というよりは、当事者へのききとりをすること(ロースクール生、司法修習生) (理由) 結論はさておくにしても、当事者へのききとりをすべきだと思います。

2,310	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)企業内の法曹有資格者を積極的に活用することは、日本の経済規模等から考えて当然のことであり、今後も進めていくべきである。しかし、現行制度では司法試験合格後7年間という長期間企業法務を経験しなければ弁護士資格を取得することができず、司法試験合格後司法修習を経ずにすぐに弁護士資格を取得して活躍することができない。これでは、法曹有資格者を積極的に活用することはできない。経験年数をもっと短縮する(3年間程度)か、もしくは司法試験合格前の企業法務経験年数もカウントする等、もっと企業内の法曹有資格者が活躍しやすいよう制度を改正すべきである。
		第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)法曹三者に話を聞くと、非常に仕事量が多く、とても法曹需要を満たして飽和状態になっているとは思えない。また、一般市民の目から見ると、医師は身近な存在だが、弁護士が身近にいるケースはほとんどなく、また弁護士は敷居が高い存在である。弁護士会等既得権者の意見をうのみにするのではなく、今後も法曹人口を増やし、医師のように弁護士が身近にいるような社会を作っていくべきである。現在の法曹志望者が激減した原因は、国が合格者目標数を達成せず、法曹志望者に法曹養成制度に対し不信感を与えたことにある。目標を達成するどころか、目標よりもかなり低い人数しか合格させていない状況は明らかに異常であり、多数の失権者が発生し、路頭に迷っている状況では誰も法曹を志望しない。司法試験委員会は、従前の旧司法試験と同じ感覚で合格者数を決めているのではないか？ 現行の司法試験は旧司法試験よりも科目数が増加し、しかも短答式及び論文式試験の間の間隔はなく試験を行うのであるから、ある程度論文の質が落ちることは自明である。司法試験委員会は受験生の実態を把握した上で、適切に合格者を決定してほしい。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)法曹志願者の減少の理由は、合格率の低さである。法科大学院に2年もしくは3年間通い、25%しか合格しないのであれば、恐ろしくて進学を躊躇してしまう。また、ほぼ義務とされている司法修習が貸与制になり、法曹資格取得コストが増大したことも一因である。一刻も早く、合格率を目標値である7, 8割へアップさせて、安心して法科大学院に進学し、法曹を目指すことができる環境づくりが必要である。司法修習生について司法修習は企業・団体でいう新人研修と同様のものであり、修習生は勤労者に該当するにもかかわらず、給与を支払わないことは許されない。貸与制を廃止し、給費制に戻すべきである。もし、国の財源が問題というのであれば、司法修習制度自体を廃止して、司法試験合格者をすぐに実務へ送り出す制度に変更すべきである。
2,311	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制の復活と法曹の要請に関するフォーラムの公開を求めます。 (理由)国民の安全のために働く法曹を養成し、その生活を保障することは国家の義務であり、多額の借金を負わせて苦難を修習生に強いることになれば、司法の担い手の人数は減少する可能性もある。そうなれば私たちの生活を守るはずの法律が私たちを苦しめる結果になるかも知れないから。
2,312	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)合格者1000人
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活
2,313	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)合格者1000人

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活
2,314	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)合格者1000人
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活
2,315	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)合格者1000人
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活
2,316	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)合格者1000人
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活
2,317	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制の復活 (理由)貧乏
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)回数制限の撤廃 (理由)不公平
2,318	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させてほしい。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)回数制限の撤廃
2,319	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)司法試験合格者数の削減は慎重に検討すべきである。 (理由)司法制度改革が目指したのは「法の支配」である。したがって、その理念を貫徹するためには、法曹が従来 of 観念にとらわれず、より広く社会で機能する必要がある。 しかしながら、法曹は従来からの訴訟業務中心の業務のあり方から脱却せず、行政、企業内弁護士等に広く機能する動きは見られない。 したがって、司法試験合格者数の議論の前提として、法曹のなすべき業務について議論すべきである。

2,320	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹の活動領域は増えるのか? (理由)既にキャリアを重ね、経済的、社会的に地歩を固めた人が「弁護士の活動領域はまだまだ広がる！」と語っても説得力がない。若手、中堅の意見をもっと聞くべきである。 また、新たな職域があるとしても、それらは経済的に成り立つのか?そうでないのなら、弁護士の質や量を語っても無意味であり、公的扶助の拡大等で対応しなければ業務として成立しない。
		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)社会は「多様な人材」とやらを求めているのか? (理由)企業、官公庁の採用でも結局は20代前半で(筆記、面接)試験の出来のいい人が求められている。 このような社会が法曹だけでは多様性を求めていると言えるのか?
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制で経費削減の効果はあるのか? (理由)給費制から貸与制になれば、保証や返済管理などで業務量はむしろ増えると考えられる。すなわち経費は増大すると思われるが、それでも全体的には経費削減の効果があるといえるのか。客観的なデータによる検証が必要である。
2,321	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)回数制限はなくすべき、少なくとも、5年と限るのであれば、5回(毎年)受けれるようにすべき。 (理由)5年で3回の合理的理由がわからない。長年受験したため諦めきれなくなっている人への肩叩きとなって、諦めるためのいい契機だという考えがあるようだが、長年苦勞して合格した人の方が弱者の痛みが分かるという可能性が大きい。人の可能性を否定している気がする。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への、貸与制は給付制に戻すべき。それが無理なら、アルバイトの禁止(兼業禁止)にすべきではない。 (理由)大学・大学院と奨学金を借りてきている者に新たに借金をさせるとなると、法曹となり社会にでても100万円近くの借金を抱える者もでてくるため酷い。 結局返還が必要だと1年間給料なしで働いているのと変わらないため、許されないのでは?
2,322	5/13	第3 2 (1)	プロセスとしての法曹養成制度	(意見)司法試験科目を“必修科目”にする必要がないと思う。むしろロースクールで学ぶこと、本筋を「法曹になってから、どのように社会の隅々まで法の支配を張り巡らせることができるのか、そのためにはどのようなスキルを備えておかなければならないか、そしてそれを実践教育の場で身につける」ことに変えるべきであると思う。 (理由)もちろん、司法試験科目について、手厚い指導を受けられるのは有り難いが、8科目中4~5科目を選択的に履修できれば十分だと考える。司法試験科目は放っておいても自分で勉強できるだろう。「法の支配を社会の隅々まで」をより直接的に実現していくプロセスが何より重視されるべきである。
2,323	5/13	第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)給費制の復活と前期修習の復活を希む (理由)実務家の間で、修習の内容が不十分なため、基本的事項が足りていない新人弁護士が多いと聞いた。修習の短期化は給費制の廃止とセットでやむをえなくされた一面もあり、両制度の復活を強く望む。

2,324	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見) 受験回数制限については、その趣旨に疑問があり、廃止すべき。</p> <p>(理由) 受験回数制限については、「法科大学院における学習効果が薄まらない内に法曹とさせるため」としている。しかし、事実上法科大学院での学習内容、倫理教育が実務に反影されるためにはある程度のタイムラグがあるし、そう述べる新司経由の弁護士も多い。またこれは法科大学院制度全体について言えることだが、高い法曹倫理を補うために「いかなる教育をするか」ではなく内心的余裕が必要ではないだろうか。人間の倫理観とは、外部から啓蒙されるものではなく、自らの自制等の内心的模範によるものだと考えるからである。</p> <p>したがって、現在の受験回数制限については表面的に過ぎるとの理由からその廃止が妥当だと考える。</p>
2,325	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見) 日弁連等の公の機関が法曹有資格者が活躍できるフィールドを開拓する必要があると思います。</p> <p>(理由) 社会では、法曹有資格者が求められており、その活躍できるフィールドはまだ沢山残っていると思います。しかしそこで活躍できる道を修了生にまかせるだけでは中々新しいフィールドで活躍することは難しいと思います。よって公の機関が継続的にそのフィールドに修了生を導くサポート行いをする必要があると考えます。</p>
2,326	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 法曹人口の減少(合格者数の減少)を進行させないよう、検討していただきたい。</p> <p>(理由) そもそも、司法制度改革における、法科大学院の設置は、多様な人材をとり入れるための制度であり、合格者数を減らすことで、法律に通じている人を選抜しようとしているものではないから、合格者数を減らすことで、一層多様な人材をとり入れられなくなると考えられること。</p>
		第3 2	法科大学院について	<p>(意見) 大学院ごとの合格者数の増加のためか不明であるが、留年をした後の次年度成績がとれなければ強制退学になる場合について、強制退学の措置を中止していただくよう、検討していただきたい。</p> <p>(理由) 司法試験の段階で回数制限があるのだから、大学院に通っている段階で、さらに選抜する必要性が感じられないため。</p>
2,327	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習を給費制に戻してほしい</p> <p>(理由) 私は現在ロースクールに通っていますが、授業料、生活費、書籍費が負担となっています。勉強で忙しいのでなかなかアルバイトもできません。なので司法修習はせめて給費制にして負担を軽くしてほしいです。</p>
		第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見) 受験回数制限を撤廃してほしい</p> <p>(理由) 受験回数制限の根拠が不明確かつ合理性がないと思います。</p>
2,328	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制から貸与制に変わったことで、お金のある人しかロースクールを目指さなくなる社会になってしまおうと思います。</p>

		第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	<p>(意見)上記の点と相まって、お金のある人しか法曹となれなくなると弱者の気持ちに寄りそう法曹の輩出は難しくなるのではないかと思います。よって、多様性を確保するというロースクール制度の趣旨に合致させるためにも、貸与制を前提とした議論をやめるべきです。充実した給付制度を創設すべきと考えます。</p> <p>(理由)そもそもロースクール制度が始まり、未修者コースを創設したのは、多種多様な法曹育成が目的だったからではないでしょうか。法曹志願者が減少しているのは、最難関といわれる司法試験を突破してもなお修習においてはお金を借りなければならないという制度となって、多くの人が法曹を夢のない努力し甲斐の無い仕事だと認識するに至ったからではないでしょうか。</p> <p>司法は人権を守る最後の砦です。お金に余裕のある人しか法曹になれない社会になってしまうとしたら、人権擁護の観点からも危惧すべき点がたくさんあると思います。修習生にはその労働に見合った対価を与えてくれることが国の責任であると考えます。</p>
2,329	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)受験回数の制限は廃止すべきだと思います。</p> <p>(理由)ロースクールを受験要件にするならば、回数制限は何も意味がないと思います。国家資格において、回数制限を定めた資格はあまり聞かないですし、例えば理系における医師免許や歯科医師免許の場合、国家試験に制限はありません。しかし、何ら質は低下していないと思います。なので制限に意味がないと思います。</p>
2,330	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	<p>(意見)現在の回数制限を即刻廃止すべきである。</p> <p>(理由)法曹界に有能な人材を引き入れる上で最大のネックであり、かかる回数制限は受験生に対する不当な制約であるから。</p>
2,331	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制維持に反対します。</p> <p>(理由)特に前段についてなのですが、企業でも研修医でも研修中だからという理由で、給料が払われないうことなど聞いたことがありません。また、公認会計士の実務研修は、働きながら夜に通うということを知っています。そのような他の制度と比べると、修習中他で働くこともできないうえ、給料が全く支払われずに借金だけが増えていくということはおかしいと思います。</p>
		第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	<p>(意見)法科大学院の認証評価のあり方に疑問を持ちます。</p>
2,332	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)全額給付制とまではいかなくとも半額給付、半額貸与制とすべきである。</p> <p>(理由)予備試験の合格率の低さから、ロースクールに進学することは事実上の強制ともいえる。そのため、受験までお金がかかることから、修習生における給与は全面給費制にすべきとの意見は従来から言われている通りである。</p> <p>しかし、震災での費用など、国にもお金がないことは分かるので。</p>

2,333	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制・給費制の二元論に捉われるべきではなく、また、貸与制を前提とした議論もすべきではない。 (理由)そもそも、社会の多様なニーズに対応するために法曹人口を増やすことを目的に始まった司法改革である。そこには、旧来の大都市偏在型の弁護士像に問題があったと感じる。弁護士過疎地域へ弁護士を呼びたいなら、当該地域で修習・弁護士として活動する者には給費制にする等、貸与制・給費制二元論に固執せずに、様々な支援のあり方が存在すると思う。 弁護士が増加しても社会のニーズと対応しないのでは意味がない。しかし、確実に社会のニーズは増加しているのである。そういった従来からの弁護士像とは違った新たな分野を開拓する弁護士の後押しのために経済的支援を利用することも考えられると思う。
2,334	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制に戻すべき (理由)共通して多くの人はロースクールに通うという大きな費用負担を負っていることがあげられる。それにもかかわらず、修習中に収入が得られない(給与制ではなく、複職も禁止)というのは、経済的に困窮を強いるものである。普通に考えて、1年間無収入で暮らせというのは常識に反している。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)三審制はなくすべき (理由)受験回数を制限することは、学生に更に精神的経済的困難を強いるものである。旧司時代は何度でもチャンスがあったのに不均衡
2,335	5/13	第3 1 (2)	法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保	(意見)金銭面での負担が大きすぎる。 (理由)金銭的な理由で志願者が減少することは、法曹の多様性を損なうことにつながる。
2,336	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成制度	(意見)司法試験をペーパーだけでなく、様々な観点から基準を設定すべき。これと関連し、法科大学院の成績を司法試験に反映させるべき。 (理由)試験に合格しないと法曹になれない。試験は論文、短答であるから、受験生はこれらに重点を置いてしまう。これによって、受験思考型の法曹しか要請できなくなってしまう。そこで、多様な教育を行う法科大学院を充実させ、成績を司法試験に反映させれば、受験思考型の学生は減少する。
2,337	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制にするべき。 (理由)経済的理由による、有能な才能の没却はあってはならない。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数の制限の撤廃 (理由)ただでさえ経済的、時間的負担が大きいんだから受験回数くらい制約しなくていいと思う。
2,338	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限をなくすべきである。 (理由)私が思うに、5年以内に3回ということにする根拠があるのかと疑問に感じる。

		第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見)合格基準を下げるべきである。 (理由)弁護士の人口が多いというが、それが不都合の理由が考えられない。
2,339	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法曹有資格者が、現在よりも広く専門的な公務に従事する制度を国策として進めるべきではないでしょうか。 (理由)専門的知識を持った有資格者を裁判官、検察官だけでなく、行政・立法など幅広い領域で活躍できる制度を整えるべきと考えます。
2,340	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)教員の質の向上、教員の淘汰、双方向型授業だけに限らない柔軟な授業運営を求める (理由)法科大学院に入学して3週間が経ち、学部では受けられないような良い授業がある反面、予備校の講義の水準にも満たない授業もある。また、双方向型授業のメリットについては認めるものの、発言権が回ってこない学生にとっては時間の無駄であり、非効率的である。特に、学生全員に向けたような問いかけでなく、教員と学生1対1のやりとりとなってしまうこともあり、双方向型授業のメリットを享受できていない。
2,341	5/13	第3 2 (2)	法学未修者の教育	(意見)未修者教育において建前上、わずか3年間で法律知識ゼロから司法試験合格レベルの法的知識を身に付けなければなりません。その知識量は膨大ですから、本来、3年間で最も効率的に使うべき知識を身に付けるべきカリキュラムが設定されるべきです。 しかし、現状、授業は基本的にソクラテスマソッド(ケースメソッド)が採用されています。この授業方法は、1つの問題について理解を深めるには適しているかもしれませんが、体系的な知識、司法試験に必要な知識を網羅的に修得するには極めて非効率だと思います。ケースメソッドの採用を止めてもらいたいと思います。 (理由)上記のとおり、現状、ケースメソッドにより未修者教育は非効率を極めています。そもそも議論はある程度の知識がなければ成立しません。法律知識ゼロから、いきなりケースメソッドを導入することが教育の非効率を招き、未修者の合格率低迷を招いていると感じます。 このうえ、給費制を廃止すれば、ますます、他の専攻分野からの法曹志望者にとっては、司法試験合格が厳しいうえに経済的な負担が重くのしかかってきます。法曹教育の改革理念と裏腹に、このような事態を招いたことを真摯に反省し、必要な改正をお願いしたいと思います。
2,342	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)ロースクールの数の減少をすべきと考えます。 (理由)本来ロースクールは司法試験の合格率50%以上となるものを設置するとのことでしたが現状はそれと隔離しています。これは、ロースクール制度と司法試験合格者数の制度が合致しないから生じている。なのでいずれかの見直しを要請します。
2,343	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹三者を養成することは、国の責務です。医者と同様に利益負担論を主張する方もいますが、間違っています。本当に自己の利益を要求するのであれば、法曹ではなく、起業家を目指す方が近道です。法曹の存在意義は、あくまでも、他者の人権を擁護すること、国民の権利利益を守ることにあるべきです。その認識が欠けた法曹の担い手が増えること自体、懸念すべきことです。司法修習生は国が育てるべきであり、多様な価値観を持った国家をつくるためにも、経済面で断念する人を生むことは絶対に避けるべきです。そのため、司法修習中の給費制は不可欠です。

				(理由)法科大学院に通うためには、時間もかかりますが、経済面の負担が本当に重く、法科大学院に通いたくても通えない人が現実にはいます。社会に出て活躍できる法曹、真に物ごとの本質が分かる法曹を輩出するためには、準備に時間がかかるのはあたり前です。その間の経済的支援は国が責任をもって行うべきと考えます。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)また、受験回数も3回という制限の根拠が不明確であり、撤廃すべきです。 (理由)どの時期に勉強し、どの時期に受験するのも人それぞれです。5年中3回という数字にいかなる根拠があるのか不明です。この制限は撤廃すべきと考えます。
2,344	5/13	第3 1 (3)	放送養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させて欲しい。 (理由)司法修習生は、最高裁判所の辞令によって全国各地に配偶されますが、希望の配偶地でなくても交通費や宿泊費、引越し費用など修習に必要な費用まで自己負担であるため、自宅から離れた実務庁会に配属される修習生の負担は特に大きなものとなっています。このような不合理を是正するためには給費制を復活させるべきです。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限を撤廃して欲しい。 (理由)受験回数制限は、多様な人材の受け入れや法曹人口の増加という目的達成の妨げとなるものであって、法科大学院制度を導入した以上、目的達成のためには受験回数制限を撤廃すべきです。
2,345	5/13	第3 1 (3)	放送養成課程における経済的支援	(意見)社会人から法曹に挑戦する人が年々減少しています。多額の費用がかかることと合格率の低さが原因だと思いますが、せめて合格後の修習期間中は、給費制を復活すべきです。 (理由)私は社会人から法科大学院に進学し在学中ですが、法科大学院に進学するにも周りの理解をなかなか得られず、本当に苦労しました。世間一般では、法曹を目指すことがハイリスクローリターンと考えられています。給費制廃止もハイリスクの要因の1つです。これでは、多様な人材が集まらないと思います。予備試験ルートもありますが、予備は正規のルートではないはずですが、しかし、実際は、予備試験に若くして合格する者がエリート、受からない者が法科大学院に行くという構造になっており、建前と本質が逆になっています。
2,346	5/13	第3 2 (1)	教育の質の向上、定員・設置数、認証評価	(意見)■■■■■大学法科大学院のカリキュラムの問題点について (理由)・商法の授業(2年次の商法I、II)において、予習に経済学分野の理論を予習させられたことがある。担当教授の趣味に走るような内容の授業は有害以外の何ものでもない。このような教授は今すぐ解任させるべきである。 ・現既修者の3年次において、受験直前期に法律基礎科目以外の必修科目を大量に履修しなければならない。これでは受験勉強に時間をさくことができず、合格率を上げられるはずがない。

2,347	5/13	第3 3 (2)	方式・内容、合格基準・合格者決定	(意見)新司法試験の試験内容について 現行制度を以下に改めるべき。 現行制度における選択科目を全科目必修科目にした上で論文試験を廃止し、全科目についてマークシートによる選択式の方法にしていきたい。(科目数こそ増えますが、すべて択一式になります) (理由)コンピューターによる機械的な採点が試験採点者の負担を軽減させ、かつ、主観による誤った採点判断を未然に排除できる為。高度な知識を求められる他の国家試験に比しても、論文による試験方法は試験の難易度をいたずらに高くするものであり、受け入れられるものではない。そもそも論文試験を行う趣旨から再検討されるべき。医師、歯科医師、薬剤師国家試験に論文試験は無いが、特に合格者の質に問題を感じたことはない。
2,347	5/13	第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)現行の制度の見直しを強く求めます。 受験回数制限の定めを失くすよう求めるものです。 (理由)5年間で受験回数3回という制限は現状では合理性がありません。 医師や歯科医師の国家試験には回数制限はありませんが高い合格率を維持しています。合格率がそもそも上記試験に比べて低い上に、回数制限を設けることは、中央大学法学部OB・OGのような能力ある人を強制退場させてしまうことになりかねません。 司法試験を目指す人は誰もが大きなリスクを負ってチャレンジしています。受験回数制限はかかるリスクの最たるものであり元凶そのものだと考えます。
2,348	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	(意見)一部の法科大学院を除き、残りの法科大学院を廃止すべきである。 法科大学院を受験資格のプロセスに組み込むことを変えないのであれば、現時点で司法試験合格者がほとんど出せない法科大学院は今すぐに廃止させるべきである。残すべきは、東京大学、京都大学、一橋大学等の旧司法試験時代から、実績を残している大学であり、これらで足りる。 (理由)合格率が低い＝教育の質、学生のレベルが低いので、このような法科大学院を残していても、税金の無駄である。優秀な志願者を厳しい入学要件で競わせ、実績のある法科大学院での指導を受けさせるのが合理的である。
2,349	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求める (理由)司法修習生は最高裁の辞令で全国に配属されるところ、希望地でなくとも交通費や宿泊費などを自己負担するのは、修習生への過度な負担である。また、修習生であっても、守秘義務や修習専念義務という負担が課され、その義務にみあった対価(生活保障)がないのはおかしい。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限の撤廃を求める。 (理由)合格水準に達しているか否かが重要であって、受験回数を制限する合理的理由は存在しない。
		第3 3 (3)	予備試験制度	(意見)一般教養課目の撤廃を求める。 (理由)真に必要な教養はペーパー試験では図れない。

2,350	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求める (理由)充実した修習を行うには修習生の生活保障が不可欠である。修習生のその後の就職状況を考えれば、貸与制では従来の返済義務におびえ、修習に専念できない修習生が現れることは容易に想像できる。また、この問題は弁護士の平均年収の高さをもって正当化することはできない。なぜなら、現に返済に苦慮する者がいることを見れば修習に影響がでないとは言い難いからである。
		第3 3 (1)	受験回数制限	(意見)受験回数制限の撤廃を求める。 (理由)受験に失敗し続けたとしても自己の選択に基づく物であり、制度として制限することの効果は無い。
2,351	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)法曹人口の適正化を視野に入れ、司法試験合格者数を現状より減少させるべきである。 (理由)競争により法曹(特に弁護士)の質を向上させることを目的として司法試験合格者数の増加措置が採られたが、成功しているとは言いがたい。なぜか?そもそも公正な競争が成立する前提として、法曹の質に関する情報の非対称性を解消する必要があるからだ。すなわち、必要なことは需要者が法曹の質に関して知ることができる情報の提供である。一方、法曹の活動領域に属する仕事の量は司法改革以前から顕著に増加はしていない。よって、現状の合格者数は過多であろう。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制について、少なくとも一部復活を認めるべきである。 (理由)無収入の司法修習生に対し、修習中の必要経費の支出状況等を考慮に入れず、一律に給費制を廃止したことは不適切であった。平均的な経費の支出状況を調査した上で、修習の負担と生活を両立できるよう、少なくとも給費制の一部(額または期間)の復活を真剣に検討すべきである。
2,352	5/13	第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)実務修習地を希望した場所にして欲しい。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。将来永きに渡って住むつもりで人生設計を十分に考えて探しに探して契約した家を手放して引っ越すことはできません。そうかといって、実務修習の間、2重に家賃を負担できる程の経済力がありません。私のように四十路に差し掛かってから法曹を目指す人は、ただでさえ様々なりリスクを負っているのです、せめて基本的な生活は変化なく安定させたいです。
2,353	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者を現在よりも減らすべき。 (理由)合格者が多くなると、それだけ上位合格者と下位合格者の能力差が大きくなってしまわないか。就職難により就職先が見つからなかったり、十分に仕事を得られないような状況が続くようであれば、有能な人間が多額の費用をかけてまで法律家を目指すことはなくなってしまうのではないか。
2,354	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者を現在よりも減らすべきだと思います。 (理由)就職難で就職先が見つからないという厳しい状況が年々増えていくなかで、合格者ばかり増えてしまっても過当競争になってしまい、今後の需要に見合わないのでは…。

2,355	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)試験合格者を1000人程度に減らすべき (理由)質が落ちる心配がある
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)充実した修習を行う為には保障が必要 (理由)民間では新入社員にも給料が支払われている。修習生に給料がないのはおかしい。
2,356	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000名程度とすべき (理由)法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)充実した修習を行うためには、修習に必要な費用と生活を保障する給費制が必要不可欠 (理由)新入社員は即戦力にならないから給料を払わないなんていう雇い主がいたら、労基署の指導を受けらるだろう。修習生だけが給料をもらえないのはおかしいと思います。
2,357	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000名程度とすべきです。 (理由)弁護士が増えても仕事はない。就職難
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき (理由)・普通の会社や公務員も新入社員時代給料もらえるのに修習生だけもらえないのはおかしい。 ・法律家を目指す人たちの経済的負担が少しでも軽くなるよう給費制に戻すべきです。
2,358	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)1000名程度で良いと思う (理由)質の低下が問題となり、司法試験合格後も、職務が困難となるから
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習期間は必要な費用を保障すべき (理由)民間は、試用期間も給料が支払われるのに、修習生だけが、もらえないのは、不公平と思う。
2,359	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000名程度とすべき (理由)法曹の質が低下し、独立して職務を適正に行うことが困難となり、司法の機能を低下させる。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)充実した修習を行うためには、修習に必要な費用と生活を保障する給費制が必要不可欠 (理由)新入社員は即戦力にならないから給料を払わないなんていう雇い主がいたら、労基署の指導を受けらるだろう。修習生だけが給料をもらえないのはおかしいと思います。

2,360	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)1000名程で良いと思う (理由)多すぎると質が落ちるのでは
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的な支援があれば充実した養成ができる (理由)給料を払わないということはおかしい
2,361	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000名程度とすべき (理由)司法の機能を低下させる。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)充実した修習を行うためには、給費制が必要だと思う (理由)民間の会社だと新入社員に給料を支払わないと、労基署の指導を受けますよね。司法修習生だけが給料がないのはおかしいです
2,362	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000名以下とすべき (理由)現況で既に弁護士過多である。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき (理由)司法修習生は、最高裁判所の辞令によって全国各地に配偶されるが、交通費や宿泊費、引越し費用や家賃など修習に必要な費用まで自己負担であるため、自宅から離れた実務庁会に配偶される修習生の負担は特に大きなものとなっている。このような不合理的を是正するためには給費制を復活させるべきだ。
2,363	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)毎年1000名程度ぐらいでいいと思います (理由)定年がなく、質が低下しそうです。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)充実した修習を行うためには、給費制が必要だと思う (理由)民間の会社だと新入社員に給料を支払わないと、労基署の指導を受けますよね。司法修習生だけが給料がないのはおかしいです
2,364	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000名程度とすべき (理由)弁護士が増えても仕事はない。就職難
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべき (理由)民間企業の研修期間でも給料は出るのに、司法修習生に給料が出ないというのはあんまりだ。給費制に戻すべきだ。

2,365	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は毎年1000人以下とすべき (理由)現況で既に弁護士過多である。商業主義に走る弁護士が増え、無用な訴訟を提起する等市民を食い物にする弁護士が増える
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制でなく給費制にすべき (理由)弁護士も司法制度の一役を担う者であるから、その育成は司法制度の根幹の一つでもある。そうである以上、修習費用と修習中の生活保障は国家が行うべき
2,366	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)司法試験の合格者は現在よりも減らすべきです。 (理由)人口減で市場が小さくなるのは明らかであるのに今までのスペースで法曹を増やす必要性に乏しい。
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を廃止すべき (理由)法曹3000人を前提とした貸与制導入のはずであるのに、それより合格者が少ない以上、貸与制を維持する合理性がない。
2,367	5/13	第2	今後の法曹人口の在り方	(意見)1000名程度に減らすべき (理由)OJT不足の弁護士が増えている。 しっかりとした事件処理ができずに弁護士全体の信用を失う
		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)必要 (理由)弁護士登録時に借金を負ってはいは、無理矢理でも仕事取ってこざるを得ず、不要な紛争を弁護士が生み出すことになる。
2,368	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	(意見)法テラスの常勤弁護士を福祉分野等に活用する社会的意義は高いが、基本的に収益性の低い活動であるから、相当の予算確保が必要である。刑務所出所者の再犯防止に向けた支援については、既に、福祉分野として地域生活定着支援センターや刑務所自体が取り組んでいるところであるから、同センターや刑務所の管轄・業務拡大が第一であり、同センター・刑務所と弁護士・常勤弁護士・弁護士会等がどのように連携していくかは、その次段階として検討されるべき話にすぎない。 (理由)従前は、常勤弁護士も過払金返還請求など収益性の高い業務も行なっていたから予算を容易に確保でき、全国に多数の常勤弁護士が配置される結果となった。しかし、過払訴訟も減り、他方で弁護士人口が急激に増加して、弁護士一人あたりの民事・刑事の事件数も減少している。 今後は、福祉分野等で弁護士が関与すべき分野、特に(事務所経営の観点から一般の弁護士が担当しにくい)収益性の低い活動を常勤弁護士が担う必要があるという観点から、多額の予算確保が目指されなければ、常勤弁護士の十分な態勢確保は困難と思われる。

		<p>弁護士が後見的に代弁者として関与する必要性は、全ての国民のあらゆる社会生活関係にあてはまることではあり、特に福祉分野や刑務所出所者についてその必要性が高いことも確かである。</p> <p>しかし、出所者の更生については、既に刑務所内教育制度や、地域生活定着支援センターの設置の後、刑務官や同センター職員により一定の成果を上げてきたことについては各種報告もあるところである。</p> <p>他方、弁護士は国家機関等から独立・相対立し、個人から依頼・相談を前提として関与する立場であるから、刑務官、福祉関係者の側には受刑者が弁護士に依頼・相談するよう指導する重要な役割もある。</p> <p>なお、このような場合の依頼金は金銭的な余裕がない者が多いことから、やはり収益性の低い業務となり、また、刑務所や自宅まで多数回の訪問をする必要があったり、依頼者のコミュニケーション能力にも難があったりする等、相当の手間と時間を要することの多い仕事でもあるから、主に法テラスの常勤弁護士を活用すべき場面というべきである。ここでは、将来の犯罪減等により、社会的コストが減少する見込みのあることを考慮でき、常勤弁護士配置に向けた予算措置の必要性があることを説明しやすい。</p>
第2	今後の法曹人口の在り方	<p>(意見) 弁護士人口の急激な増大については、新規に参入する側の弁護士としても、参入される側の弁護士にとっても、多大な弊害がある。</p> <p>(理由) 弁護士が業務を行うためには、事務所運営の経費のほか、弁護士会等の上位機関の運営経費も必然的にかかるので、弁護士一人あたりの事件(仕事)数が一定以上でなければ業務として成り立たなくなる。現に、会員数が現時点で100人前後である複数の弁護士会においては、近年の急激な人口増によって、担当事件・収入が減り、事務所経営が成り立たなくなってきたことを明言する弁護士が増えてきた印象である。また、会員数が数百人を超える大規模な弁護士会においては、近年、弁護士による横領事件が続発しているが、人口増による担当事件・収入減も一因であると思われる。</p> <p>他方、上記のような状況で新規参入する側の弁護士にとっては更に過酷となっている。まず、就職難があり、次に、就職できたとしても採用条件は悪く、経費負担も大きい。これに加えて、法科大学院時代の奨学金返済や、司法修習生時代の貸与費返済の負担があることを考慮すると、近年、弁護士業の経済状況は急激に悪化している事実は否定できない。</p> <p>なお、弁護士数の増加傾向に鑑みるなら、弁護士を志して法科大学院に入学した学生が数年後に弁護士となる頃には、弁護士の経済状況は今よりも更に悪化している可能性が高いが、これは周知されるべきである。</p>
第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見) 法科大学院での教育課程を見直し、充実させるとともに、入学、進級、終了試験において厳しい審査が行われるべきである。</p> <p>(理由) 現状では、終了後に法曹を志望しても司法試験に合格できない受験者が大半で、法科大学院によっては、合格者数が極端に少ないところもあり、法科大学院が法曹養成のプロセスとして適切であるとの結論は時期尚早である。</p> <p>法曹以外を希望する学生も存在すると思われるものの、少なくとも、いずれの法科大学院も修了者数の3分の2以上は合格できるよう、教育環境・定員・進級課程・試験制度をそれぞれ見直すべきである。</p> <p>他方で、現行制度が法科大学院を終了して数か月後の夏季に司法試験を実施している点も受験者に酷である。</p> <p>もし法科大学院を法曹養成の中核とし、教育態勢の実行機能が実現されるのであれば、将来的には、法科大学院の修了試験自体を全国共通実施または大学院ごとに個別実施とする司法試験とされてよいはずである。</p>

		第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生への給費制を復活すべきである。貸与制を前提として、アルバイト(副業)を認めるべく修習専念義務を緩和しようとするかの議論には賛同できない。</p> <p>(理由) 裁判官・検察官のみならず、弁護士業も大局は公益的活動であるから、その養成課程においては国家的視点から予算的手当をする必要がある。弁護士人口の増加傾向に鑑みると、仮に貸与制で5年後から返済が開始する制度を利用したとしても、弁護士になった者が、5年後ないし将来的に返済可能な程度に収入が安定しているとは限らない。</p> <p>裁判官・検察官も任官して5年後といえ、それほど収入が増えている状態ではない。また、裁判官と同一待遇とされている法テラスの常勤弁護士も、更新回数に制限のある任期制であることから、近年の弁護士数増加という社会情勢を危惧するなどして、弁護士5年目頃には転勤(任期更新)せずに退職(による早期独立)する者が大半である。</p> <p>そもそも、司法修習生には国家機関に所属し、守秘義務を負い、職務経験とすべく裁判官・検察官の補佐的な立場で同じ仕事をしているのであるから、原則的に「公務員」として給費を受けるべきである。なお、今の修習は期間も短く経験もあまり積めない、以前よりも一層修習に専念すべきであり、「公務員」として副業は禁止されるべきである。</p>
2,369	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習につき、給与制の復活を求める</p> <p>(理由) 修習貸与制は法曹志願者を馬鹿にしている。また、以下の理由から給与制復活を求め。第1に、貸与制では法曹になるモチベーションが著しく下がる。理由は一言でいうと[金]である。借金を抱えなければ法曹にはなれないのか。第2に、将来の自由な弁護士活動を阻害する。借金を抱えてスタートすればプロボノ活動等到底不可能。おまけに弁護士の年収は下がる一方である。</p>
2,370	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 貸与制をやめて、給与制に戻してほしい。</p> <p>(理由) 予備試験があるとはいえ、ロースクールが始まって、金銭的に厳しいのに、修習収入がないというのは、酷い。今までの諸奨学金を返せない。</p>
2,371	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見) 給与制の復活、理由司法への信頼を確保するため、法曹の質を上げるため、給与制が過去とられたにもかかわらず、それを貸与制としてしまうのは、司法への信頼確保を、放棄したとも考えられます。だから、給与制に戻すべきです。</p>
2,372	5/13	第3 1 (1)	プロセスとしての法曹養成	<p>(意見) 給与制に戻すべきと考えます。</p> <p>(理由) 市民のための司法制度を充実させるのは、国家の役割であり、市民の代表である国会議員は、それを遂行すべきと考えるからです。</p>

2,373	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における給与制を復活させるべきである。 (理由)まず、多くの法科大学院生奨学金を借りているが、この奨学金の返済が開始されるのは修習中であり、現行の制度では借金で借金をかえすことになってしまう。そうすると、収入のハードルゆえに多様な法曹確保は不可能である、また、修習中は専念義務が課せられているにもかかわらず給費を受けられないのでは副業禁止による時間的余裕はうまれたとしても、経済的に困窮することで、結局修習に専念することはできず、制度上、自己矛盾をきたしている。さらに、給費制撤廃の理由として合格者3000人を前程とした財政的な理由とされていたが、旧試時代末期並の合格者に減らす予定であることからすれば給与制撤廃の理由を欠く。
2,374	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を再開すべきである。 (理由)法科大学院という金のかかるルートを事実上強制され、加えて修習専念義務を課されながら、生活費を得るすべが借金に限られるという現在の制度は、多数の院生、学部学生にとっては夢も希望もないものに見える。法律家需要がのびなやむことで食いぶちが確保できないという社会現状もあいまって私達院生は将来に対し、暗雲とした気持ちを抱きながら日々を送っている。
2,375	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制は当然であり再開しなければならない。 (理由)法曹の養成は国家の責務に他ならず、それに必要とされる修習に給費制が採用されないことには理由がない。修習生としてなした「仕事」に対価がないのであれば、日本の司法制度に価値がないというのと同じではなかならうか。
2,376	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、現在、■■■■大学法科大学院に通っています。高校卒業後、一度社会人として働きました。そこでの、労働環境は決して良いものとはいえませんでした。このような状況を改善したいと思い弁護士となることを決意しました。労働環境の改善は社会的課題であると考えています。こよような社会的な課題に取り組む弁護士を数多く育成していくことは国家の責務であり、その費用を国家が負担することは理に適っていると思います。
2,377	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給付制は当然であり、再開しなければならない。他の資格を要する職業と比べても、異質な制度である。 (理由)司法制度は現在は過去の制度と異なり、原則的には、法科大学院に通ってから、試験を受け、修習を行ってから、登録できる。法科大学院においては、授業料だけでなく、教科書や、通学、一人暮らしの費用もかかるのであるから、総じて数百万円かかる計算である。そして、研修医や公認会計士においては少ないながらも給付であるのに対して、何故法曹だけ貸与なのかが理解できない。同じ様に苦勞しているにもかかわらず、取扱いが違うのはおかしい

2,378	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法制度の担い手たる法曹を養成するのは国家の責任である。司法修習生の生活保障及び充実した司法修習を達成するという観点から、修習に必要な費用を保障する給費制が必要不可欠である。</p> <p>(理由)司法修習生はその性質上バイト等の副業を行うことができず、またもし仮にできるようになったとしても多忙な司法修習活動の合間で行うのは非常にむずかしい。加えて、大半の司法修習生は大学学部在学中、ないし法科大学院在学中になにかしらの奨学金を借りているため経済的負担が重く、修習中の活動費が貸与であればさらに借金が増えることとなり、将来の生活に重大な支障をきたす可能性がある。</p>
2,379	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)私は現在、■■■■■大学法科大学院の2年生(既修コース1年目)です。大学では月8万円*30ヶ月=240万円を日本大学生支援機構から奨学金として借りました。大学院では月8.8万円*24ヶ月=210万円を同機構から借りる予定です。修習が開始される以前から約450万円もの借金を背負った上、修習中にも更に借金が増えるかと思うと、暗い気持ちになります。突然父の会社が倒産したことで法科大学院進学を辞めて民間企業に普通に就職したがいいかなと悩んだことが多々ありました。結局、検事官になりたいという夢を諦めきれずに進学を選びましたが、給費制が貸与制に変わるかと思うと少し裏切られたような感覚です。大学時代の周りの友人たちも、金銭的な理由から院進学を諦めて民間就職に流れた者がちらほら居て、悲しいなと感じました。どうか、給付制を復活して欲しいと思います。</p> <p>(理由)給費制の反対派を支える論拠として、大きく、①財源不足と②修習生の大半は弁護士という官ではなく民の立場になる者だから国庫から支出するのはおかしいという2つがあるかと思っています。1つ目については、無駄な支出を抑えれば必ずや解消できる問題だと信じております。かつての民主党政権時代も子ども手当は財源から見ても可能だと言っていたほどですから。2つ目については、弁護士というのはおよそ官としての存在だという再反論が可能です。「士」というのは、古来より国を助ける者を意味する言葉です。更に、国の大事な作用である1つの民事訴訟については、弁護士代理の原則を採用し、国全体で円滑な訴訟運営がなされる為に、「法律」という形を通して、国が弁護士を、自ら助ける、共に国を運営していく手足として求めていることは明らかです。弁護士を完全に民の存在とみなすことは間違っています。何卒、給費制復活を宜しくお願いしたいと思っております。</p>
2,380	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)大学入学後、法科大学院を経るならば修習生の身分を得るまでに6年ないし7年にかかる。他の分野で言えば、医学部を卒業でき、他学部なら修士過程を終えることができる年月であり、その後は、博士過程に進むにしても、いくらかの経済的助成を得られる者も少なくない。それらに比すれば、法科大学院卒業後も収入を得られないのは、特異な分野であることにならないか。それだけの経費的負担に耐え得る者のみが、進め限られた道になり、人材の多様性が失われないか。</p>
2,381	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制の復活を希望します。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。</p>
2,382	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制の復活を希望します。</p> <p>(理由)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。</p>

2,383	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。
2,384	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任であり、司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。
2,385	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。
2,386	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。
2,387	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。
2,388	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が、必要不可欠です。
2,389	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活希望します。私は地方出身者ですが地方には合格率10%以下等のいわゆる下位ローシがなく、やむをえず進学で東京へ来ました。ロースクール制度は、日本全国平等に良いロースクールがあるわけではなく、経済問題をどうにかしてほしいです。 (理由)そのために、給費制の復活を望みます。
2,390	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給付制復活を希望します。 (理由)司法修習生に修習専念義務などの厳しい義務を課す一方で、修習期間中の費用を各修習生に負担させることは、著しく不合理です。充実した司法修習を行うためには、それに見合った生活保障を行うことが必要不可欠であり、ひいては高い質の法曹を養成することにつながります。また、給費制を廃止することにより、金銭的な事情から法曹になることをあきらめざる得ない人々も少なくありません。私は現在、法科大学院に通っていますが、母子家庭であり、学費を払うことも経済的に困難であることから奨学金を利用してなんとか生活している状況です。経済面の事情によることなく、多くの人々に法律家となる道を開くことが質の高い法曹を養成することにつながり、そのためには、給費制を復活させるべきです。

2,391	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)司法試験という、難関を突破し、国のために、活動をしようという法曹に対し、修習中の給与を貸与制にすることは、すなわち、狭き門である試験受験者を金銭的な理由によって、より削減する方向に働くおそれがあり、国にとっても不都合であるといえる。法曹こそ、多様な背景、思想、技能を持った者が活躍すべき職種であり、そのような特性に対して、金銭的差別を設けることは妥当でないとする。
2,392	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活を求めます。 (理由)司法修習は、朝から夕方まで行われ、その他の時間も予習復習に費します。その中で、生活費を得る活動をするにはできません。安心して、じっくりと勉強にうちこむことができるようにするためにも給費制が必須だと考えます。貸与制では、実務についてから返還しなければならず、費用を心配せずに勉強や職務を行うことが困難となります。
2,393	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制の復活 (理由)修習生も公務員の身分で専念義務があるのに給与という形の身分保障がされていないのは不合理である。
2,394	5/13	第3 4 (2)	司法修習の内容	(意見)修習生の給費制の復活を求めます。 (理由)修習専念義務が課されるのにもかかわらず、生活費等が自己負担とされるのは不合理です。修習専念義務を免除しないのならば給費制を復活させるべきです。
2,395	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給付制の復活 (理由)働くことが禁止されているのに生活の保障がないなんておかしいです。成人して親の世話になれる人も少ないし、借金しか選択肢がないのはひどい。
2,396	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給付化 (理由)たくさん奨学金を借りているので、金銭的負担を少しでも軽くしてほしいから。
2,397	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。司法修習生に修成に専念させるために、修習に必要な費用及び修習期間中の生活を保障する給費制が必要です。 (理由)日常の活動時間の多くを修習にあてなければならないにもかかわらず、その費用について給付してもらわなければ、その時ないし時後的に生活が困難となるため。
2,398	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)充実した司法修習を行うためには、不可欠の制度です。現行の制度では、自宅から離れた実務庁会に配属される修習生の負担は、大きく、修習に集中できる環境が整備されているとはいえません。

2,399	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制の復活を希望します。 (理由)法曹を目指す者の中には、大学や法科大学院在学中から奨学金等の借金を負いながら勉強を続けてきた者が多くいます。司法試験に合格した後もさらに借金を負うことになるこの状況が打破されなければ、法曹を志す者が少なくなり、日本における法的サービス提供環境の整備が遅れるばかりだと思えます。
2,400	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を強く希望します。 (理由)修習期間中、修習に専念する義務を負わせ、転居をとまなう配属があるなど大きな負担を強いる一方で給費制を廃止したことはあまりに酷。(同じ国家資格である)医者インターンでも給料は出ている。もし給費制をどうしても廃止せざるえないなら、法曹になるための最終ステップとなる代替的な課程を用意し、せめて修習生に自由に行き先を選ばせるべきだと思う。多くの修習生はロースクールで多大な経済的負担をせおっているのに、このままではさらに法曹のなり手にかたよりがでてしまい、「多様なバックグラウンドを持つ人材」という理念とかけ離れてしまう。
2,401	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中の生活費を、貸与制ではなく支給制とすることを求めます。 (理由)修習中はアルバイト等の副業に携わることが困難なため、親に頼れぬ者は国等の補助を受けるはかほかありません。しかし現行制度では、修習生になるまでに、最低2年のロースクール生活が義務付けられ、学費のため借金を負う者も多く居ます。また、修習中も地方から就職希望地への移動費を出さなければなりません。これらの、修習中に要する費用や学費は、点ではなく線による司法試験制度、地方への司法サービスの拡充という、国による政策の結果生じることになった負担といえます。そうであれば、少なくとも、最終段階に至った修習生の生活費を国庫から支給することは、必要かつ合理的な支給であると考えます。
2,402	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習は給与制に戻すべきである。 (理由)法科大学院を卒業するまでに多額の資金を要するのに、さらに修習中には専念義務が課され、借金まで負わされるのは、法曹志願者に多大な負担を強いることになる。これでは、法曹志願者で「優秀な法曹にねる素質」「優秀な頭脳を持つ者」が敬遠するのは明白である。加えて、予備試験を「救済ルート」という方向で維持するのであれば、「主要ルート」における見返りを多く設けるべきである。したがって、給費制の復活は必要不可欠である。
2,403	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現行の司法修習資金貸与制について、その見直しを求める。具体的には、①従来の給費制に戻す、②全部給費が無理でも例えば一部給費にしたらうえ、個々の経済状況に応じて一部の者についてその額を個別に全部給費にする。③いきなり④が無理ならば、②から①への移行していく、といった措置を検討すべきである。 (理由)法曹を目指すうえで、大半は大学から法科大学院を経て司法試験にい臨むこととなり、また司法試験委員会もそれを念頭においた体制をとっている。そしてそれにはかなりの費用を必要とする。それにもかかわらず、今のような貸与制によるのでは、金銭的負担が過大となり、結果的に法曹志願者を減らすことになりかねない。また、法曹という高度な学識経験者の養成をする司法修習において、研修医などとは異なり、一切の生活保障がなされなければ、上記の理由と相まって法曹の質の低下という社会的損失につながる。

2,404	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)奨学金制度の充実 (理由)修習生の貸与制が今後続くのであれば、せめて法曹を志す者が負う負担をトータルで見ても軽くするために、法科大学院における給付制の奨学金の充実を図るべきであるとする。
2,405	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間中の給費制の復活を求めます。 (理由)司法人口増加により、新司法試験合格後の就職先が十分に確保されていない世代に対し、修習中の給費制を廃止したことは不合理と感じます。就職できたとしても、従来より格段に低い収入となる場合も多く、このような社会状況の下で給費制から貸与制と変更された点には納得がいきません。法曹人口、給与等の事情を改めて検討し、給付制に戻すことを要望します。
2,406	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習資金を給費制としていただきたく、意見させていただきます。 (理由)現状、司法試験は法科大学院の修了者に受験資格を付与することを原則としていますが、法科大学院の修了などには多額の資金が必要となっています(例えば私立の3年コース、地方から都内の法科大学院に進学した場合は1千万円を超えることもあります)。そのうえ修習資金も貸与制となると修習生への負担が大きく、裕福層しか法曹を目指すことができなくなり法曹の多様性を目指した司法制度改革の趣旨に反する結果になると考えます。また、弁護士は公益のために手弁当で事件を受けることも多いと思いますが、奨学金や貸与修習資金の返済に追われた若手弁護士に手弁当での受任を期待することは困難であると考えます。実際、私も脱サラして法科大学院に進学し、種々の奨学金を受給しておりますが、それらを将来どのようにして返済してゆかど頭がいっぱいです。
2,407	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私は、司法過疎とされている地域で弁護士として働くことで、その地域にいる方の役に立つことを目標として、弁護士を志望しております。そのため、当該地域の現状をみる、という観点から、司法試験に合格した後の修習先は、大都市ではなく地方を考えています。現在の家計の状況では、実家を離れ、地方に赴くことが困難であり、自らの将来に不安を感じます。是非、給費制に戻していただくことを希望致します。
2,408	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)給費制から貸与制への移行措置がなかったことに疑問を感じる。国が法曹を養成するということとはどのようなことを時間をかけて議論した上での給費制決定なら良いが、突然決定したため納得がいかない。

2,409	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に対する給費制の復活を求めます。</p> <p>(理由) 司法修習は制度上予備試験により回避可能な法科大学院とは異なり、法曹資格を得るために原則として避けて通ることができません。修習期間は、新60期生以降1年に短縮されたとはいえ、修習のために必要な諸費用が自己負担となるため、ある程度の資金の目途がなければ修習生活を送ることはできません。地方で司法修習生には修習専念義務が課されており、修習期間中アルバイト等により資金を確保することもできません。そうしますと、すでに多額の奨学金返済債務を負っているため、これ以上の奨学金の貸与を希望しない一部の法科大学院修了生の場合、たとえ司法試験に合格し、修習生となる資格を得ても、司法修習のための資金確保のために、修習を見送らざるを得ないという事態も想像されます。このような不利な選択を法科大学院修了生に強いるような貸与制導入は、法科大学院を法曹養成機関の中核に位置付けようとした司法制度改革の趣旨に反するものであり、到底納得することができません。以上の理由から、直ち給費制の復活を強く求めます。</p>
2,410	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習期間中における給費制をすみやかに復活させて下さい。</p> <p>(理由) 私は現在法科大学院に在籍する者です。私は法科大学院という制度自体、金持ちしか新司法試験の受験資格を得るのではないかと反発しています。法曹を養成するのは国の責任です。しかし現実には富裕層のモラトリアム施設と化した法科大学院と、司法修習中の貸与制によって経済的理由により能力のある中大法学部OB、OGの方々が法曹への夢をあきらめざるえない状況にたぶんなっています。知的水準の低い、私立の歯科大学を卒業した私ですら、研修中はわずかですが給費されました。なぜ歯科医はインターン中に給費されるのに司法修習生が給費されないのか、私は非常に疑問に思います。</p>
2,411	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生は将来国民全体が関わっている法律の専門家になる人達です。そのような、社会にとって重要な役目を負う職業を「経済的に目指すことができないから」という理由であきらめてしまう人達が増えれば国全体の損失だと思います。このような経済的理由による断念を減らすためにも、給費制を復活させるべきだと思います。</p> <p>(理由) 経済的な格差が広がっているといわれる今日、法曹を目指す人達は多額の費用をかけてこの道を進んでいる人が多いのが実態だと思いますが、それはつまり社会の中で一部の人間しか法曹にならないというイメージを若い人達に与えることにつながります。給費制が全ての司法修習生に必要なとは思いませんが、給費制を復活させることで、法曹をめざす学生を増やし、結果として有能な法曹をそだてることができると思います。</p>
2,412	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制復活</p> <p>(理由) 現在、私は都内の法科大学院に通っています。学生部のの時から、毎日約6万円の奨学金を借り、院生になってからは約9万円の奨学金を借りています。大学院卒業時には500万円の借金を背負って社会に出なければならず、それに加えて司法修習中の生活費も借金でまかなわなければならないと考えると大変辛いです。裕福な家庭でない者にも、安心して学業に専念できる環境を整えるためにも、給費制復活を強く希望します。</p>

2,413	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制の復活を強く希望します。 (理由)私は弁護士を目指して法科大学院に通っている者です。司法修習生には、修習専念義務が課せられており、時間外や休日でもアルバイトをすることを禁止されている事実を知り、大変驚きました。たしかに、私は現在、学費を両親から捻出して頂けており、恵まれた環境の中で学習できていることを日々感謝しながら過ごしております。しかしこの先も果たして同じような環境の中で学習を続けられるのかと不安な気持ちになることもあります。一律に給費制を復活させる事が難しいのであれば、一定の条件等を設けて給費制を復活するなどして、法曹を志す人間が学習に専念できるような環境づくりの実現を強く希望します。
2,414	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給付制復活を希望します。 (理由)法科大学院に通うためには、莫大な費用が掛かります。その上、法曹となるために、修習中の費用まで貸与制を続けるとするならば、たとえ、就職したとしても、経済的な負担が大きく、職務に支障をきたすおそれが生じます。今後、優秀な人材を法曹として集めるためにも、せめて、生活保障が確保されるだけの給付が必要だとおもいます。
2,415	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用とその期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。学部時代、自分と同じく弁護士になりたいといていた友人と一緒に勉強していましたが、その友人はこれ以上借金を増やせないとの理由で法曹の道を諦め就職しました。成績も優秀だったので、経済状況のために弁護士になれなかったことがとても残念です。
2,416	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制への変更を強く求めます！大学院の学費もかかり、経済的に非常に苦しいです。
2,417	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)下記記載の理由から、司法修習における修習生の給費制を復活させる必要があると考えます。 (理由)法曹になるためには、修習が義務付けられ、その修習中には専念義務が課せられていることからすると、修習生が生活するためには国から金銭的援助を受けることが不可欠です。しかし、貸与制では、法科大学院進学で既に多額の経済的負担を抱えている者からすると、修習中も借金をしなければならないというのは、あまりにも過度な負担です。司法修習を義務付け、専念義務を課すのであれば、それに見合った経済的扶助を与えるのが、当然の責務であると考えます。
2,418	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制の復活を求めます。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,419	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の継続 (理由)公益的な要素を多分に含む法曹資格取得のために必須となるプロセスへの参加に対する補償。

2,420	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。未修コースで入学し、日本学生支援機構から月8万8千円、計300万円ほどの奨学金を借りることになっています。これに加え修習で貸与制のもと借金が増えることを考えると、経済的負担が大きく、将来の返済について大きな不安があります。給付型の奨学金もありますが、それを受けられる人数は限られており、少なくとも修習生への給付制は復活させていただければと思います。
2,421	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給付制の復活 (理由)司法修習生の給費制度がない現状において、多くの司法試験受験生がそうであるように、法科大学院を卒業するまでに最低6年以上の高額の学費を負担した上で、更に司法修習中の費用及び生活費までも負担せざるえなというのは、多くの修習生にとってあまりにも大きな負担であり、法科大学院を中心とした制度にとる以上、この間に生じる経済的負担も考慮して少なくとも、司法試験を合格した修習についてはその生活の保障を含めた配慮をしないことは不合理ではないか、金銭的に余裕がないと法曹になることが難しいと揶揄されることが少なくないですが、司法の充実やその人材の拡充を目的とするのであれば、より広い人材に法曹になる機会を担保すべく、まず一番大きなハードルとして挙げられる金銭面について少しでも負担を軽くなるような事を行っていくべきだと思います。
2,422	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給付制復活を求めます。 (理由)私は現在、法科大学院に通っていますが、勉学に際しては様々な経済的負担があり、周りにも奨学金を借りている人が大勢います。一般的な法科大学院生が3年又は2年コースを修了して司法試験に合格する年齢は、20代半ばから後半であることを考慮すると、司法修習を無収入であるというのは、親に多大なる経済的負担をかけることとなります。社会人で法科大学院に入り、法曹を目指すものにとっては、なおさら無収入期間が続くというのは厳しいです。このことで、優秀な人材が法曹となるのを諦めるといった事態が生じるのは、社会にとっても大きな損失であると考え、私は給費制の復活を求めます。
2,423	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生については貸与制を前提とするのではなく、給費制復活を見直すべきである。そうでなければ、司法修習の全面廃止も検討すべきである。 (理由)現在、会社を辞めて法科大学院に通っているが、法科大学院3年間にかかる費用は生活費を合わせて年間300万を超えており、法科大学院年+試験期間1年+修習1年の5年分の生活費の全て今までの貯蓄から捻出することは困難である。これは国家によって強制的に借金を背負わされるシステムとなっており、健康で文化的な最低限度の生活を特に社会人経験を有し、会社を辞めてまで法曹になろうとする者にとっては送りがたい状況となっている。キャリアの中断は日本の雇用状況に逸らしてもマイナスにしかならずこれ以上法科大学院の意義を損ない、司法制度が壊滅する前に経済的支援策を講じる必要がある。
2,424	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費復活を支持します。 1.修習生に、修習専念義務を課しておきながら、貸与制のみにすることは不合理です。 2.給費制廃止の根拠・前提が崩れています。 3.法科大学院生の経済状況は厳しく、これ以上負担を強いるとは法曹する希望者をさらに減らします。

				<p>(理由)1.修習期間中、収入の途がないことは、修習中及び後の生活を圧迫します。修習生はたいいてい、数年間のロースクール生活(無収入が殆ど)を経てきているわけですから、必然的に、法曹を目指す若者には、最低3年以上の無収入期間を強いるのが現行制度です。大学・院期間の授業料(一般に他専攻より高額!)による支出も考えれば、法曹になるには機会費用も含め、数百万~千万円以上の負担が強制されます。私も、授業料減免や奨学金等の手段を行使しつつも、修習修了までのべ1000万円の負債をかかえます。これを就職後10~20年かかって返済するのです。社会人のスタートとして不公平ばかりか、婚期の遅延(借金抱えて2.合格者数増、収入増、就職先安定という貸与制の根拠は、今や全て崩れています。3.1.2や近時のロースクールの逆風を考えれば、法曹志願者が減るのは当然です。財政支出削減という名目ではなく当事者の視点に立った制度の改善を、強く求めます。</p>
2,425	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)公務員たる地位たる司法修習生に対する給費制の復活を求める。 (理由)公務員として専念義務が課されている身分で給与が保障されていないのは不合理。国家として法曹の重要性を認識し制度の復活を行って頂きたい。</p>
2,426	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)充実した司法制度のために給費制の復活が必要不可欠だと考えます。 (理由)副業を行うことのできない司法修習生に対し給費制度を廃止したことは、法曹を目指す人達に経済的な理由で途を閉ざすことと同義であり、優秀な人材確保が、困難になるためです。また、法曹は、国家の存立に必要な不可欠な司法制度の担い手であり強く公共性が認められる存在であるのに、その養成課程において国家による生活保障がされないことは不合理であると考えます。是非、給費制に戻していただくことを希望します。</p>
2,427	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給付制に戻すべきと思います。 (理由)修習中アルバイトを禁止して、借金しろというなら金銭面で人材を限定することとなるから</p>
2,428	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習生の給費復活、若しくは給費廃止と司法制度改革の関係性の説明を求めます。 (理由)給費制の廃止は法曹を志望するインセンティブを削ぐ安因になっています。にも関わらず廃止に際しての理由説明は十分でなかったように感じました。司法制度改革の理念である多様な人材の導入を阻害してでも廃止を行う利益が存在するのであれば、それを示して頂きたいし、それができないのであれば給費制の復活を求めます。</p>
2,429	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生への給費制を復活させるべきである。 (理由)司法修習は弁護士など法曹として働くために必須とされている。いわば研修期間である。どこの世界に研修を受けた人にお金を払わせる研修があるだろうか。一般企業はもちろん、公務員や医者も研修した給与を受け取る。それがその業界全体の求めになるからである。なぜそんなこともわからず給費制を廃止したのか、理解に苦しむ。</p>

2,430	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習専念義務を課し、兼業禁止とするのであれば、修習生の生活を保障するため、給費制を復活すべきです。修習生は、最高裁判所の辞令により全国各地に配属されることとなりますが、これによって場合によっては、希望しないところに配属され、意思に反して引越しをしなければならなくなり、引越費用や、それに伴う交通費の出費は修習生の生活に重くのしかかります。その他必要経費も修習生の自己負担となっています。最高裁判所の都合によって決められ、望まない出費をさせられた上に、給費を与えてもらえないというのでは不合理です。給費制は必要です。</p> <p>(理由)法曹養成制度が目指すものの一つに、多様なバックグラウンドを持った人を法曹として育てあげることがあると思います。これは社会人経験者、理系出身という意味だけでなく、家庭が裕福な人も中間層の人も、経済的に苦しかった人もということを含んだものであると思っています。給費制がないと、結局は、弁護士は貴族の仕事のままであり、経済的に多様な人が法曹となることはできません。他の収入源を絶たせるのであれば、給費制の復活は不可欠です。</p>
2,431	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習期の費用の貸与制から、給付制の復活をすべきと考えます。</p> <p>(理由)ロースクールですら、学費を奨学金で賄う人も少なくなく修習でも貸与とすると、金銭的に決して余裕のない人が法曹となることができず、多様な人材を法曹に育てるという法曹養成制度の目的を達成するのに支障となると考えるからです。</p>
2,432	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)○法科大学院生に対する経済的支援については、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取り組みを継続していくべきである。</p> <p>○司法修習生に対する経済的支援の在り方については、現在の貸与制を廃止した上で、従来の給費制に戻すべきである。また司法修習生の修習専念義務の在り方についても、給費制導入の動向に応じて、これを再検討する必要がある。</p> <p>(理由)企業にお勤めの方は、研修中の給与が保障されています。研修医の方も無給だったものの、かつての司法修習制度を参考にして、給与を保障する制度が導入されました。なぜ司法修習生だけが、『社会奉仕』『自己研鑽』の美名の下に、義務のみ課され労働の対価を与えられないのでしょうか。一般企業において、全国各地における1年間の研修を義務付け引越・生活費用を貸与とし、兼業禁止との制度を導入した場合、その企業はどのように評価をうけるのでしょうか。法科大学院への支援費用や、貸与制にかかる金融機関への契約費用を以てすれば、給費制に戻すことはできるのではないのでしょうか。貸与制による経済負担の苦しさから法曹を諦めた優秀な友人を、私は法科大学院生として何人もそばで見してきました。これ以上彼らのような人々を増やさないためにも、給費制の復活を求めます。</p>

2,433	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)司法修習生に修習専念義務及び兼業禁止義務を課しているにもかかわらず、それに対する生活保障を行わないことは著しく不合理である。また、司法修正と同様に「研修」という形で法律上定められた制度の中にある研修医に実質的な給費が行われていることとの差異を合理的に説明できるものでもないであろう。研修医の大部分は民間の医療機関に勤務することになるであろうことは、司法研修生と同様である。さらにいえば、研修医は兼業しないよう努力する義務を負っているにすぎず(医師法16条の3)、より制約が厳しい司法修習生に経済的負担を課す合理性は見あたらない。上記意見は、以上の理由による。</p>
2,434	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)我々当事者ではなく、一般国民の多数意見をもっと参考にすべきである。すなわち、公務員たる検察官は修習生の給費制は良いが、弁護士は貸与制が良いかと考える。これが厳密に分けられないのであれば、貸与制は致し方ないのではなかろうか。</p> <p>(理由)人が自らの財産をサービスに支払う時、受益者負担の原則がある。例えば、高速道路や橋を渡る料金は、それによって利益を受ける利用者が支払う。人生一度も高速道路を使うことない人が、毎年税金として、徴収されたら、不当であろう。税金として徴収されて納得するためには「公共性」が求められる。公務員たる裁判官、検察官は当然これを充足する。確かに弁護士業務も公共性はあるが、あくまで本人を代理するに過ぎない私人であり、もちろん本人訴訟も可能である。私企業ならば一人当たり数千万円?の費用をかけて、研修を行う。弁護士は独立しているが、弁護士会が強制加入で、徹戒権などを持つことを考えれば弁護士会が研修費として、その負担をすべきではなかろうか。</p>
2,435	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習中に給付がないのは、不当な労働権の制約であるし、修習に集中し充実させるには給付制が不可欠である。ただでさえ、ロースクール制度ゆえお金がかかり、さらに一般の学生より賃金獲得の時期が遅れているのである。このような経済的実状からしたら給付制にすべきである。</p> <p>(理由)上述</p>
2,436	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制を復活させるべきです。最高裁から貸与制によって修習生の生活が保証されているとは思えません。司法修習生は公務員に準じ職務専念義務を負い、アルバイト等は禁止されています。確かに、司法修習生は、個人の高度なプライバシーに触れることも多く、重要な訓練過程であるため、専念義務や守秘義務を負うことは理解できます。しかし、当該義務にかかる費用全て自己負担にさせることは不合理です。修習生は意に反しても最高裁への辞令によって全国各地に配属される立場にあり、場合によっては多額の費用を要することもあるからです。</p> <p>(理由)以上のように修習中に生活保障がないことと、ロースクールの学費や、最近の就職状況を考えると、法曹資格を得るためには多額の費用が必要となります。このような制度では資力に余裕のある者しか、法曹を目指さないようになり、優秀な人材が法曹を志さなくなります。かつての法曹養成制度の利点は難易度の高い試験であっても合格さえすれば、資力がなくても法曹になれる所でした。しかし、最近の制度では資金を有する者でなければ、志ざすにはあまりにリスクが高い制度となっており、すべての者に平等に機会が与えられていない結果法曹の質の低下を招いているといえます。したがって給費制にすべきです。</p>

2,437	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生に対する貸与制を前提とした経済的支援の議論をするのではなく、給費制の復活のための議論をしてほしい。一刻も早く給費制に戻すべきと考える。 (理由)国民は自力救済を禁止される代わりに、裁判を受ける権利が憲法によって保障されている。法曹という司法の担い手を養成する過程とは、この国民の権利を実現するための制度を保障する過程と言える。そうである以上、国家の財政によって行うべき。司法の担い手に受益者負担を求めるのは誤りである。
2,438	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を実現すべき、 (理由)アルバイトもできない修習生に、貸与制という形で経済的負担を押しつけることは明らかに不合理で、司法制度改革(プロセスとしての法曹養成の充実)の理念に逆行するものだと思います。私自身、ロースクール生で、法曹を志す者の一人ですが、給費制の有無について十分な議論もなく、当事者の意見が反映されることもなく、という現状には納得できません。
2,439	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活。 (理由)1.優れた人材を確保するため、給費制を復活させるべき、と考えています。 2.法曹養成検討会議をはじめとする従来の議論においては、優れた人材を確保し、法曹の質を維持ないし高めようという政策的な視点が欠けています。法曹に魅力がなければ、法曹を目指す者が減り、母数が減れば、質も下がります。 法曹は国家の三権の一翼を担う存在で、質の維持・発展は、国家のために重要です。 法曹に魅力をもたせるには、法曹になる前の経済的支援が重要な要素だと考えます。
2,440	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制をお願い申し上げます。 (理由)大学学部生以来、日本学生支援機構の奨学金制度を利用し、何とか法曹になるための勉強をしている現状です。ここで、晴れて修習生になれたとしても、更なる貸与型の奨学金制度にお世話にならざるを得ず、実務家としてのスタートが、多大なるマイナスからのスタートとなってしまいます。どうか給費制度復活をお願いします!!
2,441	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現状でロースクールと修習時との二重の負担はきついと思います。いずれか一方のみの負担だけでも軽減できればと思います。特にロースクール終了後お金を返すあてがない者にとって厳しさは増すと思います。
2,442	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実したもとするならば、修習に必要な費用と生活を保障する給費制が必要不可欠であり、給費制の復活を強く望みます。 (理由)司法制度改革は合理的根拠に欠けたまま推進させたものであり当初の予測乖離してなかったことに対する施策として、現状の改革実現に向けるのではなく、改革事体を変更することで現状に合わせようとする事は本末転倒である。そして当該変更によって生じる不利益を従前の改革を依頼した法曹志望者に負わせることは予測可能性を害し、不当なものと考えます。
2,443	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させて欲しい。 (理由)大学院で数百万円の奨学金を借りて、さらに修習中でも借りることになるのは、経済的に負担が大きすぎる。有望な人材が金銭面の事情により弁護士になることをリタイヤしてしまうおそれもあり、給費制の法が法曹社会において好ましいと感じる。

2,444	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を強く希望します。 (理由)国家の三権の一角を任うことになる修習生に給費し、学習に専念させることで、司法権の更なる発展を望むからです。
2,445	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制への変更を求めます。
2,446	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の給費制の復活 (理由)司法修習中において修習には必要な実費が個人負担であることから、充実した司法修習を行うためには、給費制の復活が不可欠であると考えます。
2,447	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制の復活を求めます。 (理由)現在の法科大学院による法曹養成制度においては、学費の負担がすでに過大なため、修習に必要な費用まで自己負担となつては、合格後も修習に入れるか不安です。
2,448	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援について従来の給費制を採用すべきであると考えます。 (理由)私は現在法科大学院に在籍する3年次生であるが法科大学院に入学するに際して月8万円、計200万円ほどの奨学金を借りた。もともと家族の方針として借金を極力避けるようにしていたが、大学院の学費は高額でありやむなく借りたのである。周りの法科大学院生も奨学金という名の借金を負っている者は多い(中にはかなり多額な者もいる)。このような状況下でさらに修習中に貸与を受けるのは経済的、精神的に過度な負担となる。これは、高い論理感を求められる法曹としての活動に様々な支障をきたすものであり、制度として見直が必要であると考えられる。
2,449	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給費制を復活させるべきである。 (理由)私は現在■■■■大学のロースクールに通っています。学部に通っていたころから、奨学金を借りており、ロースクール卒業の時点で500万円以上の借金があることとなります。近頃では、弁護士は、資格をとって働きはじめても、中々収入をえることができず、生活が安定しないという声を耳にすることが多く、とても不安です。日々その不安を抱きつつ、当初の合格予定者数を大幅に下回る現状、勉強を続けていくのは、正直辛いものがあります。また、裁判官、検視官は公務員であり、研修に給料が出ないのは、他の公務員と比べ著しく不当な扱いだとおもいます。弁護士も私業とはいえ法曹三者による司法制度の一端を担うのであるから、修習のときくらい経済的に安定させ、不安なく修習に励ませるべきです。

2,450	5/13	第3 1 (3) ／ 第3 3	法曹養成課程における経済的支援 司法試験について	<p>(意見) 司法修習生に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用及び生活費を保証する給費制を復活させるべきです。予算が不足するというのであれば、ロースクールの数を減らし、減らした分の補助金を、修習生の費用に充てれば良いと思います。人口の間口を広げておいて、新司の合格者数が減っていくのでは、昔の500人時代と変わらない状況が生まれてきて妥当ではないと思うので医師国家試験のように、入口を狭くして、新司の合格者の合格率を上げるべきであると思います。</p> <p>(理由) 司法修習制度を担うのは国であることからすれば修習期間中必要とされる費用及び生活費を保障する義務は、国にあると考えられる。修習専念義務を課しアルバイトなどできない状況であることも考えると、学部・ロースクールの間に奨学金を借りた上、更に修習中に借金が増えるとなると、将来返せるのか不安になり、法曹を目指して勉強していても、夢もあきらめなければならぬ場合も多くあるという話も聞く。経済的に豊かな者のみが法曹になれるという偏りが生じるのは、好ましいことではない。</p>
2,451	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給費制復活</p> <p>(理由) 現在の貸与制だと、就職後に借金ができてしまいます。よく、研修医と比較されますが、研修医は少ないながらも給料が支払われ、また、アルバイトもすることができます。税金で弁護士の修習を行うことの反対もありますが、法曹の役割を考えると、弁護士の志望者も裁判官、監察官の同様の修習を受ける必要性があると思います。</p>
2,452	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 現状、法科大学院卒業生が司法試験を合格する割合は20%程度に滞っています。このような中で法曹を目指そうという人は減少傾向にあります。そしてその減少傾向に拍車をかけているのが、経済的問題だと思います。そこで、給費制の復活を強く希望します。</p> <p>(理由) 法科大学院の実費は一年間で約200万円ほどが全国平均であると思いますが、これに加えて、司法修習まで貸与制ということになれば、その経済的負担は莫大なものになります。当初の法曹養成制度を改革した趣旨から大きくはずれていわゆるお金持ちしか法曹になることができない、状況になります。</p>
2,453	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) ●司法修習生に対する、給費制の復活を希望します。修習生に専念義務や守秘義務などのきびしい義務を課し、実際の事件に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理です。</p> <p>(理由) 私は現在■■■■大学ロースクールに通っています。ロースクール在学期間の3年で、月5万・計180万の奨学金を借りることになります。その上修習までまた借金が増えると思うと、返していけるか、本当に不安です。司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。充実した司法修習を行い、立派な法曹となるため修習に必要な費用と期間中の生活保障を、給費制を、復活させるべきです。</p>
2,454	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 給費制の復活を希望する。</p> <p>(理由) ・現行の修習が専念義務を課するものである以上一定の範囲で生活保障することは必要 ・資力基準を設けるのも一案である、一律の給費制度廃止は芸がない ・現行の統一修習制度維持のためにも欠かせない基盤</p>

2,455	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習を充実させるため、また、多様なバックグラウンド持つ法曹を養成するという法曹養成制度の理念を実現するため、少なくとも司法修習期間中の給費制は必要不可欠です。 (理由)現在の法曹養成制度の下では、法科大学院に通うため300万円近く要し、さらに修習で数百間円の資金を必要とします。そのため多くの学生は借金付けで修習、就職に臨むこととなります。これでは、充実した修習活動が期待できないばかりか、借金返済のため、社会的にニーズがあるにもかかわらず、利益の少ないあるいはリスクの大きい分野での仕事はあきらめざるえなくなります。また、わざわざこのようなリスクを危してまで、他学部や社会人から、法曹界を目指す者はいなくなります。法学部卒の、小金持ちの子弟だけが集まるような内向きの司法制度が、当初の理念にかなっているのでしょうか。
2,456	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給付制復活を求めます。 (理由)近年の司法制度改革により、法科大学院を経て司法試験を受けるということが原則的な法曹へのルートとされています。この法科大学院においても奨学金の制度はあるものの、貸与制が多く、経済的負担を実際上看過することはできないと思います。そして更に合格後においてもアルバイト等が許されない中で経済的な負担が生じるということは、修習生にとって酷かと思われるのです。修習を研修に近い制度を考えるならば、専業を求めているにも関わらず、給与がないというのは合理的なシステムとは言えません。よりよい法曹制度の構築を目標としているならば、国家としては多少の予算を振り分けるのが妥当と考えます。
2,457	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の給費制の復活を希望します。 (理由)法科大学院という制度自体が金銭的負担が大きく、経済的理由より進学を諦めた人や、奨学金によりなんとか通ってる人がいます。前者であれば、予備試験に合格すればとの意見もあるかと思いますが、修習中に借金をするのであれば、結局負担は大きいものです。また、後者であれば、更に借金を抱えるということになります。このように、金銭的負担を課し続けることは法曹の幅を狭める上に借金に追われつづける人を生むのは、法曹を養成する国の責務を果たせていないと思います。
2,458	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)借金しても、最終的には問題なく返還できるという確証を抱き、自身の進路を、経済的な不安から変更させることのないよう、精神的ケアがほしい。実際に、返還している人たちの経験を聞くことができる機会がほしい。 (理由)社会に出る前から、素百万の借金を抱えれば、一般人は、自身の将来に不安を抱くのが、フツウだから、
2,459	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を望みます。 (理由)現在法曹になるためには、金銭的という大きなリスクを負担をしなければなりません。勉強が忙しく、アルバイトできず、日々の生活費をきりつめて、学んでいるのに、司法試験に合格した後も、さらにお金がかかるとなると、その負担は計り知れないものになります。多種多様な価値観、知識を有する法曹の育成のためにも、国が、積極的に法曹を養成する態度を示す必要があると思います。
2,460	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、司法修習制度における給費制の復活を強く希望します。 (理由)現行制度の下では、法曹を志望するとなると、法科大学院で高額な学費を支払わなければならない、さらに、司法修習においても借金をすることになり、結局金持ちしか法曹になることができない、という現実があります。志のある優秀な学生が、経済状況を理由に法曹の道をあきらめてしまう、ということが増えてしまうを思います。

2,461	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)法曹になろうとするには必要不可欠は司法修習制度ですが、長期にわたり全国各地へ配属されるなどその費用について全て自己負担となると、修習の場所によってはものすごく負担が大きいです。この期間について、国は費用負担を生活保障を行うべきです。</p> <p>(理由)修習中も一人前の法曹になるべく日々勉強するのであって、まして法曹として働く日も間近です。この時期に、費用負担や生活への負担を感じながら修習するのは望ましくないとします。給費制に戻していただくことを希望します。</p>
2,462	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制ではなく給費制にして下さい。</p> <p>(理由)私は地方出身なのですが、大学も都心で一人暮らしをし、大学院も都心で一人暮らしをして法律の勉強をしています。そのため、親の経済的負担は大きく、この先修習の時の費用まで親に頼るのは非常に厳しい状況です。院に進学の際は、教育ローンも利用しているため、弁護士になるまでに借金をたくさん抱えることになるため、大変不安です。どうか給与制にかえて頂きたいとします。</p>
2,463	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生への給費制の復活を希望します。</p> <p>(理由)学部4年間+ロースクール3年間に加え、司法修習期間中も貸与制では、お金がいくらあっても足りません。司法修習期間中は兼業もできないと聞きます。稼ぎ所もない、借金ありでは、必要最低限度の生活を営むのは困難と考えます。</p>
2,464	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制度を復活させて、経済的支援を手厚くすべきである。</p> <p>(理由)修習中は、専念義務等もあり、生活費の調達が閉ざされています。現在の貸与制度では、法曹として社会に出た時点で経済的な負担(借金)を負った状態となります。このような状況下において、経済的に優位となる仕事にも就けない現況では、有望な若者が司法を目指すことをあきらめることもあるでしょう。私もこれ以上の負担を負っても返すあてのない状況であることに不安を抱いています。給費生の復活を希望します。</p>
2,465	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制に反対です、ぜひ、給費制に戻して欲しいとします。</p> <p>(理由)私は現在ロースクールに通っていますが、法学部時代に、月10万の奨学金を借り、今では、約700万の借金があります。これで、貸与制が、続くなれば、本当に合格後司法修習にいけません。給費制にいち早く戻して下さい。おねがいします。</p>
2,466	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習期間中の必要費用について、貸与制ではなく、給費制にすべきです。</p> <p>(理由)私は、法律で困ってる人を助けるため、法曹を目指しました。法律で困ってる人に、金銭問題で困ってる人が多く、その人達を助けるためには、ボランティアに近い形で仕事をすることになります。しかし、自分自身、奨学金を借りかつ、これからさらに、借金をかさねるとなると、当初の目的を果たすことが困難となります。是非、給費制戻していただくことを希望します。</p>

2,467	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を望みます。 (理由)私はロースクールに通うために借金をし、合格できたとしても修習生として借金をし、就職できたとしても安月給の可能性が高いです。大事なことは志であってお金ではないと思いますが、こんなに借金してでもなりたい職業なのか？という問いに対して、国がどのように考えているのかあいまい不明確で疑問を覚えます。有能な人材を集めたいなら、もう少し条件を良くしてもよいと考えます。
2,468	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)現在の法曹養成制度は、法科大学院についても、貸与制になってしまった、司法修習生にしても、お金がかかることが前提となっています。そのため、経済的に裕福な人でなければ法曹になれず、市民のための法曹の実現に向けては、ほど遠いものになってしまっていると思います。従って、給費制による法曹養成のバックアップをすべきです。
2,469	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法科大学院制度を自ら構築した国が司法修習について給費制を維持しないのは不合理である。貸与制とすれば修習に支障がないとする考えは、修習生の置かれた経済的状況の実態を見誤っている。よって、国は給費制を維持すべきである。 (理由)従来旧試験下では給費制が採用されていたのだから、これを廃止するには、相応の根拠がなければならない。法科大学院の終了を司法試験の受験資格とする現行制度は、法科大学院の学費負担の点で修習生の経済状況を圧迫しているのだから、旧体制より給費生の養成は強い。給費制の採否に関する議論は、修習生の多くが、学部時代、法科大学院の在学中に貸与を受けた奨学金の返済が「開始される」という事実を着過している。給費制の採否は、借金を増やすか、どうか止まらず、返済の資金を給付するかどうかの問題である。
2,470	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)司法修習で希望地は第6希望まで記載できるものの、実家から通えないところに辞令が出た場合、1人暮らしをすることになります。学生のうちはアルバイトもでき、生活費を自分で稼ぐこともできますが、修習生には専念義務があり、土日にアルバイトをすることすらできません。そうなると、司法試験に合格しても、一年間働いて貯蓄をし、翌年に修習に行かなければならないという事態も生じ、社会に船出するのが遅れ、結果これは国の損失にもつながると思います。よって給費制の復活は不可欠です。
2,471	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。学部時代に一緒に勉強していた友人は、弁護士を志望していましたが、経済状況のために夢を諦め、就職しました。私自身、経済的に余裕のある家庭ではありませんので、法曹を目指すにあたって、常に金銭的な不安がつきまっています。このような事情で夢を諦めなくてはならない状況を強いる現在の制度には問題があると思います。是非給費制に戻していただくことを希望します。

2,472	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。金銭面の不安から進学をやめようと考えていた時期もありましたが、奨学金を借りることにしました。学費分の返還がある上に修習期間の分も加わると、これから先の経済状況がさらに心配です。是非、給費制に戻していただくことを希望します。
2,473	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。優秀な人材を呼ぶためにも、修習に必要な費用、その間の生活に必要な費用を保障する給費制にする事が必要だと考えます。 (理由)弁護士になるまでの間に奨学金を借りている人が多く、修習中にもさらに借りる額が増えるのは負担が大きいですし、司法修習生も守秘義務などの厳しい義務を課し、実際の事件に関与します。それについての見返りとして給費制にした方が合理的だと考えます。
2,474	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。学部生の間に計300万ほど奨学金を借り、大学院では計200万ほどの奨学金を借りる予定です。そのうえ修習でまた借金が増えると思うと、返せるか本当に不安です。是非、給費制に戻していただくことを希望します。
2,475	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活すべきである。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,476	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間における貸与制は、修習生の生活過度に圧迫するものであり、不合理である。給与制の復活を求めます。 (理由)ロースクールでも過大な負担がかかるうえ、これ以上負担すれば生活ができません。修習専念義務を課す一方で貸与を強制すべきである。
2,477	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)お年寄りに対して給付を増やし、将来性のある若者にお金を回さないのは不合理。全体として法曹への道のりはお金がかかりすぎです。 (理由)大学→大学院→修習と全てに多額の費用がかかります。また、借金をつくって法曹になれないとしてもそれだけの見返りがくる保障もありません。したがって制度の見直し、少なくとも修習生の給付制にはしてもらいたいです。

2,478	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は司法修習中の給費制は必要だと思います。 (理由)そもそも司法修習は個人の意思によるものではなく、法曹になるには必要不可欠な、いわば強制的な制度です。そして、今や法科大学院を卒業し、司法試験を合格した年齢は最低でも25歳～27歳の間だと思います。その時まで無収入というのはあまりにも酷ではないでしょうか、当然国家の予算に関わることで、無条件にとは言いません。以前の給費額の満額は難しくとも、8割～7割程度の金額は頂きたいと思っています。
2,479	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費生の復活 (理由)現状法科大学院を卒業することが司法試験を受けるための前提と原則としてなってる以上、法科大学院で極めて多大な金銭的負担が生じる上、修習中の費用も自己負担となると、法曹を目指すことすらできず、諦めていく人が大学時代に多くいました。そのような人達の中で法曹を目指す人が少しでも増えるようにするために、給費制の復活は不可欠です。
2,480	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習制の復活を希望します。 (理由)大学、ローも奨学金で通ってる人が大勢います。さらに修習中においても貸与となるのは、負担が大きいです。給付制にし、修習に専念させることが、日本の司法制度の為になると思います。
2,481	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。よりよい法曹となるためには充実した司法修習が不可欠ですがそのためには修習に必要な費用、修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私を含め多くの法科大学院生は奨学金を借りています。この上に修習でまた借金が増えるとすると精神的に不安を持つ人は多いです。そして弁護士になった後も費用のことを気にして本当に救われるべき弱い立場にある市民を弁護することを、ためらう可能性があります。このように多くの人が精神的な不安を抱えたまま修習に集中できない懸念があるだけでなく法曹の活動の幅をせばめることもありえ、それは大きな損失につながると思います。そのため給費制復活を望みます。
2,482	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)1.修習生の給費制の復活を希望する。2.給費制が復活できない場合は、修習専念義務の廃止や希望地での修習を原則可能とする事、集合研修の大幅な短縮など修習生の負担軽減が必要と考える。3.給費制の財源は、必ずしも一般会計出なくとも、法曹三者で基金を設ける等々が考えられるが、いずれにせよ国の責任において用意すべきである。 (理由)修習生に課される種々の義務は修習上必要なものではあるが、それを修習生に課するのが許容されるのは給費制があるからであろう。代償措置なく重い負担や義務を課するのは不合理である。財政的な問題で給費制を取れないのであれば、その解決は修習生の負担によって図るのではなく、修習の大幅な簡素化という形で対応せざるえないのが筋である。それは質の低下、ひいては国民全体への不利益になるおそれがあるが、財政的手当てをしないというのはそういう選択ではなかろうか。法曹から拠出を求めて基金を設けることも考えられるが、修習生に義務を課するのは国であるから、法曹界の自主的取り組みにまたず国の責任で取り組んでほしい。

2,483	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中は、給費制にすべき。 (理由)修習に専念義務を課し、アルバイトなどを禁止しているにもかかわらず、研修中に給料を出さず、無収入を強いる今の制度は不合理、ロースクールが導入され、修習に至るまでにすでに負債をかかえる者が多く、さらに金銭を借りるとするのは人道的でない。
2,484	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)修習生が充実した司法修習を行うには、生活を保障するためにも経済的支援が必要である。金銭的理由で法曹の道を断念する友人、知人も多く、少なからず、法曹として質の低下を招くことにつながっていると思う。
2,485	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の支援について、貸与ではなく給費を望みます (理由)修習生には様々な義務があるし、実際の事件の処理等、実務家と同様の仕事をする。そのための費用を自分で負担するのはおかしい。
2,486	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活を希望します。 (理由)大学でも、大学院でも奨学金を借りていてこれで、修習でも貸与制となると、就職難な、弁護士界では、とても苦しいです。お金持ちしかねない法曹は望ましくありません。
2,487	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)ただでさえ、奨学金を借りているのに。これ以上、貧しく、なりたくない。将来自分の生活を守るために働くことが第一となり、人助けをする心の余裕がなくなりそうだ。
2,488	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹教育をする上でアメリカのように法学部をロースクールとし、法科大学院までは不要であると思う。 (理由)そのようにしないと学生の経済的負担が過大であると思う。4年間あれば十分合格できると思う。
2,489	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)余興費を除く最低生活費(住居費63、光熱費13、食費33の最低レベル)給費していただきたい、トータル103/月が妥当だと思います。 (理由)学部時代、大学院時代を含めると、法曹になるために、費やした、金額は相当なものです。親に負担してもらっている者、自身が出している者など様々ですが、いずれにしても、`学業に専念するため`との理由で、兼職禁止しておいて、一切の給付なしとするのは適正ではありません。

2,490	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習中の必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)司法修習生は最高裁判所の辞令によって全国各地に配属されるにもかかわらず、希望の配属地でなくとも必要な費用を自己負担とすることは不合理であり、給費制を復活させるべきです。
2,491	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)○大学、LS卒業までにかかる学費が多額であり、修習さえも貸与になってしまつて経済的理由から司法試験を断念せざる得なくなる人が多くなつてしまうこと。 ○昨今の就職難の状況から、法曹になつた後に返していく「(判読不能)」容易では限らないこと。 ○給料が出ない上にアルバイトも禁止されるのは不合理であること。
2,492	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)○修習生の給費制復活 (理由)必死に勉強して、司法試験に合格したのに、司法修習が貸与制だと弁護士になつた時点で借金をかかえて仕事を始めることとなつてしまいます。奨学金を借りている人も多いため、その額と合わせると多額の借金となつてしまいます。このような状況では、わざわざ難関である司法試験を目指して弁護士になろうとする者は減つていってしまいます。したがって、修習生の給費制を復活させるべきです。
2,493	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)大学、法科大学院と経済的負担が大きい。にもかかわらず修習生でもさらに経済的負担を課するのはひどいです。なぜ法律家になるのにこんなにお金がかかるのですか。お金がなければ法律家になれない。そんなのおかしいです。給費制の復活を希望します。
2,494	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)法科大学院に通い、司法試験を受けると、大学卒業後すぐに就職する者より、可動開始期が3~4年遅くなることに加え、法科大学院の学費も負担しなければならず、家族の経済負担は重いので。
2,495	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。① 受験回数制限の撤廃を希望します。② (理由)①司法修習生は実務研修のため司法修習に臨んでいるので、それに見合った生活保障が必要だと思ひます。一般企業においても、研修に参加した従業員には相応の給与(研修費)を支払っています。学部、大学院で奨学金を借りている人も大勢います。その上司法修習まで貸与となると、優秀であるのに経済状況を理由に諦める人が増え、裕福な家庭の子しか法曹になれなくなります。司法修習が給費制の人と貸与制の人が存在するのは不平等です。 ②これまでにも、何度も受験しながらようやく合格し、第一線で活躍されている先生方たくさんいらっしゃつたと思ひます。回数制限によって、優秀な人が偶然法曹への道を閉ざされてしまうのは、残念なことだと思ひます。

2,496	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)いわゆる修習資金貸与制の凍結と給費制の復活をすべきと考えます。 (理由)司法修習生は準公務員な地位にあるため、専念義務や兼業禁止義務が課せられておりますが、現状の制度においては就職活動に追われ、生活が困難となる事態が想定されます。貸与については借金と何らかわらないため、就職活動に追われがために、修習時間外での自習時間を確保するのが困難になり、ひいては質の低下にもつながると考えられます。
2,497	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を求めます。 (理由)司法修習生に修習専念義務を課しておいて生活保障がないのは不合理です。法科大学院制度を採用して、学費の負担があるのにもかかわらず、新しい制度になってから給付制をやめたのはおかしい。
2,498	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給付制を復活すべきだと考えます。 (理由)給費費をやめてしまうと、ただでさえロースクールの学費という費用がかかるため奨学金を借りているにもかかわらず更に司法修習で借入することになることから返済が厳しくなります。よって、経済的に裕福でない学生は司法試験を断念せざるをえない状況になりかねません。これは職業選択の自由を奪う行為といえると考えます。また、給費を受けていた修習生と受けることができない修習生との間に明らかな経済的不平等を生んでいます。
2,499	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活すべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費ありが必要不可欠だからです。
2,500	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援は、貸与制では不十分であり、給費制にすべきだ。 (理由)学部、法科大学院で奨学金を借りれば、通常500万円以上の借金を背負うことになり、その上、修習で借金が増えてしまうというのでは、志望者が減るのは当然だ。新卒で就職した場合との差は当然である。しかも、修習地は希望もしない場所に平気で飛ばされ、その費用も自己負担であり、修習専念義務で兼業も禁止され、ただただ借金だけが増えていく状況では、親に援助を求めなければ生活も難しい。一定以上の富裕層の家庭からしか、法曹にはなれなくなってしまうのではないか。せめて、司法試験合格後の修習くらいからは、自立して生活できるよう、給費制にしなければ、「意欲と能力のある学生」は法曹の道には進まないに違いない。
2,501	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)司法修習中の経済的援助については給費制を復活させるべきである。 (理由)合格してもなお実務につくためには修習が必須とされており、修習中には専念義務もあり、他のアルバイト等が一切禁止されるにもかかわらず、経済的に困難を強いるのは制度としておかしいと思う。また、(ロールスクール生は特に)将来かなりの額の借金をせおうことになり、志望者が減ることが懸念される。

2,502	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容) 給費制を再開すべき。ロースクール学費については貸与ではなく給付の奨学金を充実させロースクールへの助成金を増額すべき</p> <p>(理由) 法曹として求められる能力があるか、あるいは身に付くかをロースクール入学時に判断することが困難であるとすれば、経済的負担を軽減させ司法試験受験までのRiskを軽減すべき、Hi-Risk,Low-reternの状態が恒状化すれば、有能な人材は集まらない。最終的には資格の意味がなくなる。それはそれでかまわないというのもありだと思いが、少なくとも現時点でロースクールにいる人に配慮した上ですべき。</p>
2,503	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容) 司法制度改革の一内容として法曹人口の増加を掲げているにもかかわらず、修習中の給費制度を撤廃することはあまり逆接にすぎるとは思いませんか。</p> <p>(理由) 当学の授業において、日本の法曹養成システムは世界的な視点からも、かなり厳格かつ綿密な制度であることを知りました。それは、司法が国家存続の基礎を任う一翼であることからすると、大変に良きことと考えます。そうだとすれば、その様な責務を志す者には、それなりに環境を整えて従事してもらうべきではないでしょうか。私自身が法曹を目指していることから言えますが、この様な考えは在会通念からしても「常識」だと言えることでしょうか。ましてや法曹人口を増加させようとの目的あるならば、尚更に当てはまります。勿論、給費制度は国家予算等の難しい問題をも含んでしますが、少なくとも当撤廃により志すことを断念した者、今後苦勞するであろう者の存在は確実です。ですから、不利益を被らない人は置いておいても、そうでない人には支給するなどでも足りないことから、一律撤廃については今一度議論すべき課題です。</p>
2,504	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容) 司法修習生の給費制度を復活させてほしいです。</p> <p>(理由) 現在私は奨学金を月額8万8千円借りています。大学時代にも月5万円の奨学金を借りました。大学院卒業時に400万円くらいの借金を負っていることとなります。これ以上借金をすることは、避けたいです。私の友人で法曹を目指していた人がいましたが、貸与制になるという話を聞いて法曹を諦めました。人格的に素晴らしい人だったのに、経済的理由によって諦めざるを得なくなったことが非常に無念だと言っておりました。お金の問題ではないとお考えになるかもしれませんが、お金は重大な問題です。優れた人材が法曹にならないで別の道に流れてしまうような事態を防ぐためにも給費制の復活を望みます。</p>
2,505	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容) 司法修習生の給費制度の復活を求める。</p> <p>(理由) 私は現在■■■■大学法科大学院に在学していますが、学部時代に借りた奨学金を合わせると1000万円を超える奨学金の返還義務を負うこととなります。その上、司法試験に合格した後もさらに司法修習で借金が増えるのであれば、その後の生活は極めて過酷なものとなります。法曹として社会に貢献するためには、少なくとも修習中の生活を国からサポートしていただく必要を強く感じています。また、私のように多大な借金を負うことをおそれて、法曹になることを諦める人の話を頻繁に耳にします。このような状況が続けばお金持ちしか法曹になれない社会になり、国民の司法に対する信頼はなくなります。むしろ、もはや手遅れなのではないかという程に、国民は現在の司法制度に呆れてしまっており、せめて給費制に戻すことにより信頼を回復することが必要です。よって、私は給費制の復活を求めます。</p>

2,506	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)三権のうちの司法権の担い手である司法権を担う法曹を養成するのは、国家の責任である。充実した司法修習実現のため。給費制の復活を望む。 (理由)学部の時、弁護士になりたいといていた友人がその夢を諦め、公務員になった。積極的理由はなく、法科大学院において必要な借金に加えて、修習中の借金の事を考えると、経済的に弁護士を志すのか、困難であると言っていた。熱意がある人材の流出の原因となっている修習の貸与制を給費制にしなければ、国民の側に立つ在野の弁護士の質量が低下し、国民に泣き寝入りを強いることが増加する不幸な国家になると考えられる。
2,507	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)司法修習における給付金について (理由)私達、法曹を目指している者は、新司法試験を受験するまでに多額のお金がかかる。それは大学の学費のみならず、大学院での学費もある。大学院での学費はおよそ大学での学費の倍である。学生はそれを借金して負担している。新司法試験合格後もさらに借金を背負わすのはおかしくなろうか。しかも仕事もしているのに。
2,508	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制復活を求めます。 (理由)貸与制のままだと、借金をかかえたまま法曹としての生活をスタートすることになり、就職難の現状においては司法試験合格者であっても生活的に困窮することになる。加えて、法曹志望者が激減し、質の高い法曹の養成が困難となり、ひいては日本の司法制度の質が低下することとなる。
2,509	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習生の給費制を復活させて欲しいです。 (理由)自分の親は既に還暦を越えていて、奨学金等を考えても、これからかかる費用の負担は厳しいものがある。晩婚化が進む今、法曹になるのに時間がかかるという現状を考えれば給費制を復活させるべきである。
2,510	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制度の復活を希望 (理由)法科大学院までにすでに多くの金がかかっているのに、司法修習中にまで経済的負担がのしかかると安心して修習に集中することが難しい。また、金銭的に余裕のある人しか、法曹を目指すことができないようになると法曹の多様性の確保という面にも悪影響があると考えます。
2,511	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)給費制の必要性 (理由)司法修習生は現在アルバイトなどもできず、この期間基本的に無収入であるにもかかわらず、様々な経費等も自己負担であるという状況は、経済的に苦悩する修習生に過度な負担を強いるものであり修習に際し大きな支障となることは明白です。よって、このような事態を打開すべく給費制を復活させるべきです。
2,512	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習生の給費制を復活させてほしい (理由)現在の制度で交通費や宿泊費といった就職活動にかかわる費用もねん出できるのか心配です。

2,513	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)司法修習生には、修習専念義務などの厳しい義務が課されているにも関わらず、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理だと考えます。給費制(司法修習時における)を復活してほしいです。 (理由)法科大学院の学費が高い上に司法修習時に借金を負わされるのは、精神的、経済的圧迫が大きく、他学部出身(法学部以外)の私としては、法科大学院入学時、進学するか就職するかを悩ます原因となっていました。今後の生活も不安に感じています。給費制をなくしたことについて、合理的理由があるとは思えません。
2,514	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私は現在■■■■■大学法科大学院に通っています。法科大学院在学中は月8万8千円を3年間にわたり奨学金を借りています。300万円近くになる借金を抱え、その上修習でまた借金が増えると思うと、返せるか本当に不安です。両親からの仕送りに頼ることも困難なので、給費がないと困ります。
2,515	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)是非 司法修習中の給費制に戻して頂きたいです。 (理由)司法の担い手たる法曹を育成することは国家の責任であると考えます。司法修習を充実させ、修習に専念するためには給費制は必要不可欠だと思います。また、借金をせざるを得なくなれば、お金を持っていない人は弁護士になれないという傾向になってしまうのではないかと思います。バイトもできないというのはあまりにも酷です。
2,516	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習に必要な費用を修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)大学の在学中に奨学金を借りており、これ以上、借金が増えるのは不安なので生活に最低限必要な費用だけでも欲しいです。
2,517	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(内容)修習に必要な実費の自己負担を要求するのであれば、少なくとも給費制を復活すべきである。 (理由)私は■■■■■大学法科大学院に在籍していますが、地方出身で、経済的余裕もないため高校・大学・不大学院と奨学金(貸与)をうけており、総額700万円ほどになります。法科大学院制度の導入によって、法曹人口を増やし、多様な人材を受け入れようとする動きと相反して、地方出身者及び”一般家庭”に不利な状況にあるのは、不合理だと思います。

2,518	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)社会的弱者を保護して社会貢献を担う法曹を養成するという責任を国家は果たすべきであり、その一環として、司法修習中の修習生の生活を保障する給費制を復活させるべきだと考えます。</p> <p>(理由)この国の政策決定者の人々は、自己の政策についての結果への責任のとり方について、真剣に考えたことがあるのでしょうか。責任を負うべき者の無責任さが目に余る。そもそも、修習生への給費制が貸与制に変わった主な理由は司法試験の合格者を3000人という大人数に増やすという目標を実現する上で、財政上の政策から国庫ではなく修習生に負担してもらおうというgive and take なものだったはずで、それが数年経ってみた結果、当初の3000人合格の目標を取り下げるときたじゃありませんか。つまり、司法制度の政策側は自己の立てた政策目標を果たせなかった。それならば修習生への金銭的負担もその負担を正当化付ける理由が形骸化した以上、軽減させるのが筋なのではないでしょうか。たとえ3000人合格目標が法的義務ではなく努力目標にすぎないとしても、国を挙げて法曹の数を増やすと大々的に掲げ、それを信頼した多くの人々を法曹の道へと向かわせた以上、その掲げた目標を早々に取り下げおきながら他方で修習生に金銭的負担を負わせたままでは、信義に反する無責任な愚行だと私は考えます。</p>
2,519	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)給費制の復活を希望します。</p> <p>(理由)大学、法科大学院と計6年間で、すでに生活費、学費等かなりの出費を強いられています。修習時まで自己負担というのでは、お金がなければ法曹にはなることができないと言っているのと同じことだと思います。</p>
2,520	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)司法修習生に修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課し、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理です。又、実際に周囲の優秀な学生も司法修習中に給費が出ない事により、多くが法曹をあきらめている状況であり国家の損失であると思います。</p>
2,521	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)司法修習の給付制の復活。受験回数増加</p> <p>(理由)経済的に不利な人でも弁護士を目指す希望をもてるように人材の多様性。合格可能性の増加。</p>
2,522	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)司法修習期間中の給費制を復活させるべきです。</p> <p>(理由)予備試験の合格率が極端に低く、受験者の中に現役の大学生やロー生が多数いた現状を考えると、実質的にはロースクールへの入学という選択を純粹未修の人はしなければ厳しいと考えます。ロースクールの学費に加え、合格後も借金をしろというのは、不合理だと思います。予備試験の合格率を上げる、給費制を復活する等お金がない人でもある程度の借金で弁護士等になれる制度にすべきです。</p>
2,523	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(内容)修習生の給費制の復活</p> <p>(理由)修習生に実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理だと思います。</p>

2,524	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給付金の復活について (理由)私は■■■■大学法科大学院に現在通っています。私は弟妹がおり、弟妹も進学する為、現在奨学金の申請を行っております。貸与制が採用された理由に法曹、特に弁護士の収入が多いことから貸与制で問題ないということでしたが、それは利権をもっている既得権益者の発言で、これから社会に出て飽和状態の業界で生計を立てて行こうとする若者に対する保守層の抵抗でしかない。
2,525	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給付金の復活をすべきである。 (理由)法曹の養成は民主主義の礎である司法を支えるものであり、国が責任をもって行うべきものである。しかし、現在の制度ではただでさえ法科大学院の学費のために多額の費用が必要となっており、経済的負担は重い。その上、専念義務が課される修習生まで貸与制であるとすれば、法曹を目指す人をないがしろにし、経済的に苦境に立たせることになる。これでは国を支える優秀な法曹の養成は難しいと考える。
2,526	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)Ⅰ、税制面での支援が欲しい。Ⅱ、受かってからの修習生への給費制を復活させてほしい。Ⅲ、国としての奨学金のようなものが欲しい。 (理由)Ⅰ、扶養から抜けている状態の身としては、扶養に戻るまでの間に住民税や前年度所得に基づく所得税は痛い。Ⅱ、修習生時代は兼業不可なのにも関わらず給費でないのはおかしい。学部生時代、さらには法科大学院時代の奨学金があるので、さらに借金が増えるのはキツイ。Ⅲ、資格取得の支援としての制度があれば、より学習に専念しやすい。
2,527	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生に費用があれば勉強に専念でき、将来実務家として役立つ重要な基礎の部分の知識を身につけれると思います。給費制は復活させるべきです。 (理由)私は法科大学院の費用も奨学金でまかなっており、今後さらなる借金を背負うことになると先行きは不安でなりません。
2,528	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生は法科大学院を経て人所する人がほとんどです。永年にわたり法科大学院の学費および生活費の負担に加え、司法修習期間の給付が得られないとすると経済的に余裕のある人のみが司法収集可能という事態になりかねません。現状では保留事項になっていますが、司法修習期間、給与制に戻して頂きたいと考えます。 (理由)司法修習生を目指す人への平等性を確保するため。
2,529	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習本生の給費制の復活を希望します。 (理由)司法修習生は修習専念義務があり、収入が国からの給費(現在は貸与ですが・・・)以外には確保できない以上生活費や学習費についてはそれに頼るしかなく、修習を終えた後の生活が非常に厳しくなってしまうのは理不尽であると考えます。(国会議員の一部の方々のように家に大量の資金が眠っている方は話が別だとは思いますが・・・)同じような立場である研修医には給与が出ることも考えると、なぜ司法研修生だけが貸与なのでしょう。

2,530	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻して欲しい。 (理由)学習に集中し、プロフェッショナルを目指すべきところ、最初から、借金を抱え、それを気にしながら、不安の中で学習する状況を作り出すと、優秀な人材がつぶされてしまう。経済的不安を抱させるような不合理を是正して欲しい。
2,531	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活、又は、修習期間中の食・住及び交通費の国家負担制度の導入を。例えば、修習先の住居は無料で(安値)提供し、実家から研修先への交通費は国が支払う等(就職活動のため等)会社、国家机关でも、出張の時の費用は雇い主が払いますよね?そのイメージです。 (理由)日本にもっと司法を拓くという目的で、国家が始めた司法制度改革であるにも拘わらず、その法曹養成過程で借金ばかりが増えて、法曹を目指す者にばかり負担がいくのはおかしいからです。そもそも、ロースクール制度なんていう金のかかる制度をつくった上に、修習費用も国が払ってくれないなんて、金持ちしか法曹を目指せなくなってしまう。国の方が勝手に司法の養成制度を変えたのだから、その金銭的負担を自己責任として国も少しは負ってください。国家にとっては大した額ではないのだから。
2,532	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を希望します。そのための財源確保として全国の法科大学院の入学定員を減少し、法科大学院の数自体も減少させるべきだと思います。 (理由)司法修習生には修習専念義務が課されていることから、自ら生活費等を稼ぐことができません。今の司法試験合格率からすれば、法科大学院の数が多すぎると思います。また、入学定員数も多すぎると思います。それらの数を減少させ、従来それらに当てていた補助金を司法修習生の生活費等に当てればよいと思います。法科大学院制度自体は、プロセスとしての法曹養成として有為だと思います。
2,533	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制の復活を希望します。 (理由)法科大学院の高額な学費の負担に加え、修習の専念義務により無収入での修習継続と、奨学金の負担等があり、経済的に困窮している。
2,534	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきである。 (理由)ロースクール時点において奨学金によって借金を負っているのが多数派であるのに、司法修習においても事実上借金を強制している。法曹は社会的にインフラなっているから、多少なりとも公金によってそつ整備がなされるべきである。
2,535	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間における貸与制の見直し (理由)修習専念に関して義務を課しておき、また修習としての地方配属を命じていながら、その金銭的負担を強いるのはあまりに不合理である。実際にかかる負担が原因となって法曹志望者の減少の声も多く聞かれ、この制度自体が法曹の質を低下させている。司法の健全化という観点より修習期間中の生活保障は国家によるべきである。

2,536	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求める (理由)そもそも、司法修習生は全て、希望通りの配属地につける訳ではなく、交通費や生活費等、経済的負担が大きい。また、個人的な事情であるが、既に学部4年間の学費を奨学金で借りており大学院でも奨学金を借りる予定であるが、これに修習の際の借金が加わると1000万円もの借金を抱えて法曹になることとなる。自分の理念は弱者の救済にあるがこのような経済的不安を抱えたままではかかる理念を追求することが困難となりかねない。
2,537	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給付制復活について、少なくとも世帯年収などを勘集したような後援的な給付にすべき。 (理由)学部の奨学金、大学院の学費+奨学金を含めると500万近く借りているので返せるか不安
2,538	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制にして下さい。 (理由)経済的な理由でなれないのは不幸
2,539	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活すべきです。 (理由)経済的に余裕がないために、どんなに弁護士への夢を持ち、その素質がある者も、その弁護士への道を諦めなければならないのは不合理であると考えます。また、多様な法曹を育成するためにも、経済的に余念がある者しか道を進めるとするのではなく、経済面を考えずに多様な人材を集めるべきだと思います。
2,540	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)司法修習は、法曹を目指す者は必ず受けなければいけないものとして制度化されています。経済的負担を避けるために、これを受けないことは認められず、また、法曹の質を確保するためにも必要なことです。いくら貸与制による保障があるとしても、結局は借金であって、経済的負担はのしかかってきます。経済的負担を心配をせずに、必要な知識・能力を身につけられる制度にしてほしいと思います。
2,541	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させて欲しいです。 (理由)私は現在法科大学院に通っています。両親の援助もあり、また、学部時代にバイトもしていたことから、授業料や教材費といった大学院における費用については今のところ奨学金を借りることもなくやりくりできています。しかし、現在、大学院生活においてはバイトをする予定もなく、両親も定年を向かえていることから、修習中の費用については借金をするしかなく、大変な負担となってしまいます。是非、給費制に戻って頂きたいです。
2,542	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制をやめて、給付制に戻してほしいです。 (理由)周りに、金銭的に厳しく、奨学金なども合わせると、実務家になってから多大な借金を負うことになり、とても大変な思いをしている人がいるので

2,543	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を育成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠であると考えられます。
2,544	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)司法試験の受験資格・法曹としての素養を備えるために多くの司法試験受験者は法科大学院に通うことを、選択します。法科大学院は、各校様々ではありますが、基本的に大学の学費よりコストがかかります。その学費を負担しながら、私たちは、法科大学院に通っています。これ以上、借金を増やさないためにも、どうか給費制に戻して下さい。お願いします。
2,545	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)経済的に苦しい状況にある修習生こそ、法曹になるべきです。法的問題に巻き込まれたクライアントも、同じような、あるいはそれより苦しい厳しい経済状態にあるのが一般的であり、それに真しに共感できる法曹が必要です。
2,546	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)僕らはお金がありません。奨学金でかろうじて生計をつなぎとめております。もちろん年金も滞納しております。このままでは借金まみれで社会人生活が始まります。貸与制の廃止を切に願います。 (理由)学部時代、金銭的な理由で法曹への道を断念する多くの友人を見てきました。お金を頂くからには、生涯をかけて社会正義の実現に励みます。どうかよろしく願います。
2,547	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活すべきである。 (理由)国からの返還不要の給費を受ければ、公務員ではない弁護士となる者にも国へ報恩の気持ちが芽生えるにちがいない。これは将来的に公益活動を重視する。弁護士の増加につながり、よりよい社会の実現をもたらすと思う。
2,548	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)法科大学院の学費、在学中の生活費、書籍代は多額になる上、司法修習中も給費されないのであれば、金銭的に余裕ある者のみしか法曹を目指すことができなくなってしまう。
2,549	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠である。 (理由)司法修習生に修習専念義務が課せられてきたのは、修習期間中に給費を受ける修習生の地位が、国家公務員に準ずるものとされたからである。貸与制をするのであれば修習生に修習専念義務を課す根拠がない。

2,550	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)司法制度の改革の趣旨の1つとして多様な人材の法曹育成がありました。ロースクールの費用に加え修習生の費用も大きな負担になることが社会人が法曹を目指しにくくなる一因であると思うからです。
2,551	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における給費制の復活(一部給費含む) (理由)優秀な法曹人材の確保が困難になる。法曹を志すことのできる者の層が限定されてしまう。→充実した司法サービスの実現を目指す実現ができない。
2,552	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給費制復活を希望します。 (理由)大学卒業後、司法試験受験資格を得るためロースクールに進学したもののその学費を二年間も支払う予定であり、今後合格した後も給費制でなければいよいよ首が回らなくなってしまうような気がするから。
2,553	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費を復活させるべき。復活させられないのであれば、専念義務はなくすべき。 (理由)経済状況のためになりたい職業に就けないというのはおかしいと思う。給費制が無理ならば専念義務をなくすべき。バイト等が出来ないのに、金貸すから後で返せとうのは不合理じゃないか。
2,554	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹養成過程における最も重要な位置付けである司法修習過程における経済的支援は必須かつ急務であると考えます。そのため、司法修習生にたいして、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制の復活を強く望みます。 (理由)法治国家における法曹の役割は、法を実現し、適正手続きの下、人権、社会を守る点にあると私は考えます。このような役割を果たす上で、どうしても最位限の経済力が必要になります。しかし、上記のような役割を果たす法曹を養成するための司法修習においては、修習専念義務が課され、自らの生活費や修習に必要な費用を稼ぐことが禁止されています。そうすると、修習中に生活費等をかせぐ必要のない、ある程度経済力のある者、又は、国から借りた資金を返却するため、お金になる仕事しかしないという人しか法曹になろうとはしなくなってしまう。これでは、多様な人材を法曹とし、一部の者だけでなく広く国民に必要な法的サービスを行うためにおし推しすめられてきた司法制度改革に悖ることにもなってしまいます。以上により、司法修習生に対する給費制の復活を強く望む所存です。
2,555	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間中の給費制復活を求めます。 (理由)法科大学院の2年ないし3年分の授業料・生活費に加えさらに司法修習期間中の修習費用・生活費が自己負担することになると、事実上裕福な家庭の出身の人でなければ法曹を目指すことができなくなります。法曹の多様性を確保するには、他学部出身者や社会人経験者の数を増やすといった表面的な改革だけでなく、いかなる経済状況にある者に対しても法曹の門戸を開くことが必要だと考えます。

2,556	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習生の給費を復活すべきである。司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由) 司法修生は、最高裁判所の辞令によって全国各地に配属されますが、希望の配属地でなくても交通費や宿泊費引越費用など修習に必要な費用まで自己負担であるため、自宅から離れた実務庁会に配属される修習生の負担に特に大きなものとなっており、このような不合理を是正するために給費制を復活させるべきです。
2,557	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生に対する給費制を復活させるべきである。 (理由) 20代後半になっても親に援助をたのむ、ということではできないとの理由で、法曹になる夢を諦めた友人を何人にも見てきた。修習資金の貸与制が、かかる現状の大きな要因の一つであると考えている。
2,558	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、貸与制ではなく給費制が必要不可欠だと思います。 (理由) お金のない修習生が勉強に専念するためには、給費制に戻すべきだと考えるからです。
2,559	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制は、政府に過度の負担がかからず、合格者数を減らさないとの条件下で復活すべき (理由) 例えば優秀な合格者には給付を与えるなどでも良いと思う。実際、そうでなければモチベーションが続かず、また、公務員の我が家は遺産をくいつぶす有様で本当にお金がありません。よろしく願います。
2,560	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習生の貸与制に反対。 (理由) 経済的な負担は、なるべくなくしてほしいです。
2,561	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 貸与ではなく給付にしてほしい。 (理由) 若年層弁護士の賃金は下がっているのに、全体の賃金が高いからと貸与になるのは不合理。法科大学院制度のせいで、必要以上にお金がかかるようになってしまっている。
2,562	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生の給費制は復活させるべきです。具体的には、少なくとも、修習に必要な実費相当額を給付すべきです。司法修習生の配属が全国各地である以上、引越費用、家賃、食費、光熱費等生活費相当額の給付はなされるべきです。また、仮に貸与制を前提とするのであれば、修習地での生活用の住居(寮など)を国が借り上げて無償貸与する。食事を現物支給する。などの代替措置があってしかるべきです。 (理由) 私は■■■■大学法科大学院の学生です。学生部のころから合わせると、日本学生支援機構から元金828万6千円+利息の奨学金を借りています。修習を終えれば、1000万円の借金を負った状態でキャリアをスタートさせることとなります。1000万円以上の借金をかかえた、志ある弁護士が、経済的理由から、仕事を選ばなければならない実情にあります。裁判官と検察官になる者と弁護士になるものの格差も広がり、憲法が求める弁護人の役割を果たすことのできる弁護士は、今の制度のもとでは現れません。現状の制度は早急に改められるべきです。

2,563	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活させて頂きたい。それが不可能なら兼業禁止を廃止して頂きたい。 (理由)経済的弱者に他の者の人権・権利を守ることができるとお考えでしょうか。弁護士としての使命を果たすためにも給費制は復活させるべきです。そうでなかったら、兼業禁止を廃止し、修習を2年に伸長すべきだと考えられます。もっと「自分の身」になってお金がない修習生のことを考えて頂きたいです。
2,564	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)・司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。その責任において、充実した修習を行い、法曹としての職責を担える人材育成ためには修習期間中の生活保障をする給費制が必要不可欠です。 (理由)・司法修習生には修習専念義務の下、アルバイト等の兼業が禁止されています。そのため、貸与制においては修習期間中の費用は貸与にたよらざるえない状況にあります。なかば、貸与を強制され、修習後に、その返還義務を負うことは修習生にとって、過大な負担を負わせるといえます。このような、不合理を是正するため、給費制を復活させるべきと考えます。
2,565	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきです。 (理由)経済状況のために弁護士の道をあきらめる人が多いです。また、修習専念義務があることからしても、生活保障が割に合わず不合理です。
2,566	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制に戻すべきだと思う。 (理由)・個人的にお金がない。・他の資格を不平等だと思う。
2,567	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。修習中は奨学金の返還が開始しており、こんな中でさらに借金を増やすことは不合理です。 (理由)人によっては、修習中の借金を含めると、100万円近く負債がある人もいます。高すぎるリスクを課すことは、将来的に考えると、法曹の質の低下を招くことになると考えます。
2,568	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)法曹を目指すにあたり、法科大学院の授業料等に要する費用が年間約200万円奨学金360万円(学部と合わせて)これらに生活費等を合わせると、負担は並大抵のものではありません。にもかかわらず、修習生にも負担を求めては、生活が成り立ちません。そうなることが始めから分かっている、それでも法曹を目指したのだから、それに伴うリスクも受忍すべきというのはあまりにも酷であり、また、その受忍の限度もとうに超えています。
2,569	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)ロースクール制度により、ただでさえ法曹になるまでに高い学費がかかります。その上、修習時も給費制でないと、お金の余裕ある人しか法曹を目指せなくなります。せっかく司法試験に合格したにも関わらず、お金を稼ぐためにアルバイトをして、修習を先延ばしにする人もいと聞いています。私自身も法科大学院の学費のために小学院を申請しており、もし修習時に貸与していただくとすると、数百万円の借金を背負った状態で法曹としての人生をスタートせざるを得なくなります。是非、給費制の復活を検討していただきたいと思っています。

2,570	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)法科大学院在学中に、授業料や書籍の購入代等のお金がかかるため。
2,571	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現行制度では、ロースクールに通うだけでも学費・生活費の負担が多く大変です。修習まで貸与制となると、能力あるのに経済的理由で法曹を目指せなくなる若者が多く出てきてしまいます。どうか幅広い人が法曹になるチャンスを得られるよう、給費制を復活してください！
2,572	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)全国各地に配属される修習生は、交通費用その他諸々の費用がかかるためかなり負担が大きいです。そのため貸与制ではなく給付制にされるべきだと考えます。 (理由)法科大学院から司法試験受験、さらにはその後の修習を経て弁護士活動を開始するところまで考えると、経済的負担は大きいです。経済的負担が理由で断念せざるをえなくなってしまうことがないように配慮がされるべきと考える。
2,573	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、給費制の復活を希望いたします。 (理由)第1に、給費制を復活すべき必要性があります。司法修習生には兼業が禁じられる修習専念義務があります。そのため、修習中は自己の力で生活費等を稼ぐことができません。にもかかわらず、給費制を廃止してしまったことは、修習生の生活を非常に圧迫しているといえます。第2に、給費制を復活することの許容性も認められます。確かに司法試験の合格者が増えたことにより、国家の財政負担が増えるとも思われます。しかし、旧司法試験の時代よりも現在は修習期間が短いため、以前における国家の負担との間に著しく差が生じることはないといえます。以上により、給費制を復活して頂きたいと存じます。
2,574	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,575	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制でなく給費制にすべきである。 (理由)弱者救済を任う法曹が、身分保証もされず、どうして修習に専念できるでしょうか。借金にまみれて弱者救済をしようとする法曹が出てくるでしょうか。市民の立場からも法曹養成は国家の責任であると感じています。一律に医師のインターンのような身分保障をしてしかるべきです。
2,576	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制に復活させるべきです。 (理由)私は現在ロースクールに通っています。貸与制はかなり厳しいです。今現在1000万円の借金があります。修習に行けるか、わかりません。どうか、給費制に戻して欲しいです。
2,577	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制に戻すべき (理由)私は法科大学院生ですが、経済的に苦しい今の状態の中では法曹という厳しい道にすすむモチベーションを保てません。

2,578	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生に対する経済的支援がお金を貸すというだけでは、全く支援になっていないと思う。 (理由)国が、お金を稼いではいけないと言ってるのに、その間は、生活費も支給しないなんて、変だと思う。
2,579	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習に必要な費用、書籍の購入や交通費のみならず健康で文化的な最低限度の生活を維持するための費用は給費制とすべき。貸与制は誤っている。 (理由)司法修習は法曹になるための研修期間だが、研修期間だからといって給与などの対価を受けとれない機関がどこにあるのか。これは一種の不当労働行為といっても過言ではない。現在の貸与制の制度では、私的経済支援が見込めない司法修習生は生活保護申請をすべきだし、また認められることになると思う。社会主義の実現・人権保障を実現するためには借金をすることが必要であるという理屈は決してまかり通ってはいけない。司法修習生の貸与時にオリコからの保証が必要である。場合によってはオリコから債権者破産を申し立てられる危険がある。そのような状況で、法曹の本来の役割を果たすことは決してできない。一刻も早く給費制の実現を！！
2,580	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制にすべき (理由)法曹の養成は国家の責務。充実した司法修習のために、修習に必要な費用及び生活保障は不可欠。
2,581	5/13	第3 1(3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべき (理由)よい社会のためには、よい法曹が必要であり、よい法曹のためには、司法修習が必要であり、司法修習の充実のためには、修習専念義務が必要であり、修習専念義務のためには、借金のおそれのない給費制が必要です。
2,582	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習費用 給費制を復活させて下さい。 (理由)修習が日本の法曹の質を維持するために重要な制度であることは論を待ちません。それに専念できるように、給費制の復活が不可欠です。
2,583	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、修習費用を国費による給付制にして下さい。 (理由)司法の担い手は国が責任をもって養成して下さい。貧困や格差で法曹の道をあきらめる人がいないように配慮して下さい。弱い立場にある人の権利擁護をしっかりとるためには弁護士が借金をかかえないことが大事です。なにとぞ、よろしく願い致します。
2,584	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)法曹を目指す上で、多大な借金を背負い、経済的に厳しい状況で学ばなければならないという現状は絶対におかしい。弱い立場にある人々を救う志のある法曹を養成するために、政府は今すぐ給費制を復活させるべきだと思う。
2,585	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制反対、給費制支持 (理由)現在大学3年生です。中学時代から検察官を志し、勉強を続けています。8人家族の長女であり、経済的状况で悩んでいます。一言で言うと、貸与制は単なる政府の都合であり法曹人材の制限にしかありません。法学部に入っても予備校にいかなければ上位法科大学院へ入れない、法科大学院でも多額の学費をとられる、かといって予備試験の壁も学部生にはとってはものすごく高い。正直、ものすごく苦しいです。検察官になるために必死に勉強する覚悟はあります。しかし経済的にここまで苦しめられてよいのでしょうか？

				勉強しながらアルバイトも両立し貯金しておかなければ法曹になる資格はないのですか？そんなことはないはず。学部生の単純な感情による感想が読めるかもしれませんが。しかしこのような経済的理由によって現実に多くの大学生が法律家への道をあきらめているのです。法科大学院の目的であったはずの多様な人材の育成とも正反対です。経済的に余裕のある人しか集まらないでしょう。一刻も早い給費制の復活を望みます。私たち法律家を目指す学生の声を聴いてください。
2,586	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生への給費制復活を強く求めます。 (理由)法曹という社会的責務ある仕事が、経済的負担の増加によって青年に狭められていることがあってはなりません。給費制の再開を強く求めます。
2,587	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制の復活を望みます。 (理由)私自身、現在法科大学院に在籍する者です。法科大学院は通常の大学院よりも高く、国立であっても年間80万円を超えています。加えて、大学院の成績が後の就職活動の際に重要になる、と言われていることから、日々予習復習に追われ、満足にアルバイト等をする時間も確保できません。つまり、社会人を経験し、一定の蓄えがある方以外は、在学中に200万～400万もの借金を背負うこととなります。さらに司法試験に合格した後も、修習に際してはアルバイト等は禁止されるため、事実上借金が強制されることとなります。国が事実上の借金を強制することで、法曹になっても生活が成り立たない方も数多くいると聞いています。このような辛い現実には直面しているにもかかわらず、法曹になり、社会に貢献しようと志す学生はまだたくさんいます。しかし、一方でこの現実に耐えられず、高い能力・志を持ちながら断念する学生も多く存在します。給費制が復活することで、余計に将来に不安を抱く必要もなくなり、一層勉強・修習に集中することができます。できる限り多くの学生が高い志を実現できる環境を整備していただきたいと思います。
2,588	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生への給与支給打ち切りは、健全な法曹育成の点から考えても非常に問題がある。まず、司法修習生は司法修習生に関する規則第2条により、経済活動が一切行えず、各々の貯金を切り崩すか借金などをして一年間無収入で過ごさねばならない。しかも、修習期間中の給与だけでなく、交通費や住宅手当も支給されない。そういう状況下では、法曹としての基礎を学ぶよりも、一年間の債務奴隷生活で負った負債の解消を優先的に考える癖が先に身についてしまう。それだけではなく、新しい第一歩を踏み出した際に、債務奴隷からスタートする事で、悪事に身を委ねる若い法曹が増える可能性もある。裁判所法の改正により、若い司法修習生を債務奴隷に変えて社会に送り出すシステムが完成した。これにより、法曹界だけでなく、日本社会全体に大きな負債を残す事は間違えない。司法修習生への給付支給が遅れば遅れるほど、法曹の地位や名誉が踏みにじられる日も早まるであろう。
2,589	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制 (理由)ロースクールで借金をし、貸与制で修習中も強制的に借金させられる現状では法曹を目指す優秀な人材が減少するのは明らか。

2,590	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)貸与制維持は不相当である。</p> <p>(理由)そもそも、貸与制は合格者3000人を前提とする議論である。目標3000人を撤回したのであれば、貸与制導入自体も再度議論し直す必要がある。法曹志望者数の減少はロースクール進学者の減少から明らかである。これは、経済的負担が過大であるからに他ならない。母体の減少は質の低下につながるものである。政府は質の向上をうたいながら、質の低下を誘引しかねない貸与制を維持しているが、両者は矛盾する。司法修習すなわち法曹になるための研修である。研修生であっても給料が支払われることは当然である。研修生に給与を支払うことのできない国家であることを自覚し、恥じるべきではないのか。実家から修習場所に通えない者はより多くの負担となる。それらの者の貸与額を増やしたところで、結局それは返さなければならないのであるから、貸与制を維持する限り、実家通える修習生とそうでない修習生との不平等は解消されない。少なくとも、引越し費用、通勤費用等は支払われるべきである。修習専念義務と労働の禁止は矛盾するものではない。決められた時間に登庁・退庁し、修習中に要求されることをこなしていれば、何の問題もないはずである。何故、修習時間以後の行動についてまで拘束されなければならないのか不明である。</p>
2,591	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)給費制以上の待遇の復活改善を希望します。</p> <p>(理由)私の子供は、法科大学院に通っています。既に数百万円の奨学金の返済義務を負っています。私は今62歳です。身体障害1級で要介護3の母と、1時間ほど離れたところに住む、92歳の義理の父親夫婦(緑内障と認知症)を夫婦で世話しています。現在は長野県で、月々8万円ほどの年金収入で、生活しています。子供が折角立派な志と勤勉な頭脳をもって、法曹の道に進みお役に立とうとしている時、なんて国は冷たいのかと思います。司法修習期間は、国に臨時公務員として採用して、生活費や転居費用等を見るべきと考えます。もしもお金は問題でしたらば、国会議員の収入のうち、歳費等の国からの支給額を超えた部分を全額所得税にしてもらって結構です。</p>
2,592	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)法科大学院に通う、現在三年の者です。金銭的な負担は、新人弁護士に限らず、院内でもやはり話題となっております。自分も含め、学生の多くが奨学金を負担しているため、日常生活においても、質素節約に努めている人が多いです。お昼は家からお弁当が当たり前、のみならず無償で飲める白湯で済ませている人すらいます。法律の書籍が非常に高かったり、その他に色々と雑費がかかるということもあるのですが、やはり、弁護士が就職難、収入減等を見据えて、なるべく今の段階から出費を抑えるという意識が皆にあるという印象です。勉強のかたわら、バイトをしている人も少なくありません。</p> <p>長い不況のなかで、ただでさえ苦しいというのに、念願の司法試験に合格したとしても、司法修習でなお借金が増えるというのは、非常に辛いものがあります。貸与が決定された頃は、時代状況が変わったことを真摯に受け止めて頂いて、是非給費制度の復活をお願い申し上げます。</p>
2,593	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の経済的支援は貸与制ではなく、給費制に</p> <p>(理由)司法試験をクリアしたあとに修習が必須ということでさえ、市民に浸透しているとは思えないのに、さらに貸与制となると、そもそも法曹を志す人が減少し、法曹を志していたとしても、経済的な問題で進路や考えを変えざるを得ない人が増えるのは、想像にたやすい。</p> <p>現実に中学・高校段階で法学部を志す人が減少している。</p> <p>国民の紛争解決のために、法曹は必ず必要。国民のためには国がきちんと法曹を育てるべきである。</p>

2,594	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)「司法修習生の給費制」の復活を切望します。 (理由)・法律家を目指す若者たちに均等な機会を保障してほしい。 ・弱い立場に立つ人権派の法律家を望む。そのためにも給費制は必要だと思う。 ・司法修習生の給費制から貸与制にした政府の意図はどこにあるのか？ ・財力がないというだけで法律家への道を閉ざすことがないよう給費制を復活させてほしい。
2,595	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)ロースクールの学費、書籍代など、法曹の目指すうえで必要不可欠なものをそろえるための費用は安くありません。周りの友人にも奨学金を借りる、勉強時間を削ってバイトをする者も少なくありません。初志貫徹して合格しても借金をしなければならないと考えると、とても負担です。
2,596	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を望みます。 (理由)ロースクール制度が始まったために経済的に困窮する学生が非常に多く発生し、多額の負債を抱えた法律家が増えている現状が嘆かわしいから。
2,597	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を給費制に変更(復帰) (理由)弁護士になったところで借金づけ
2,598	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は給費制の復活を望みます。法曹というものは、人命にもたずさわる大変重要かつ責任ある仕事であり、それになろうとする者には強く援助が必要であると考えます。現在の法曹人口が少ない現状を見ると、法曹をもっと増やすべきですが、結局、なるまでにお金がかかるというため、またその責任から志望者が少ない現状です。このような中で、貸与制は、志望者向上の障害となってしまいます。
2,599	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきだと思います。例えば、医師のばあいには、医師国家試験に合格すれば、就業人として、報酬を得て働くことができることに鑑みると、法曹のばあいは、資格試験合格後も修習が義務づけられているのは、国家の政策的配慮により職業遂行の自由が制限されているとも考えられます。そうであれば、国家の負担で修習生の生活を保障することが望まれ、これまで含めた政策を打ち出す必要があるのではないかと思います。
2,600	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)国家の三権のうちの1つ司法権の担い手を養成するのは国家の責任です。これまで給付制だったものが突如貸与制になることは、平等違反です。給費制復活を求めます。
2,601	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。そのため、生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)経済的理由(ロースクールの学費が高額であることも含めて)を考慮すると、貸与制は厳しいと思います。

2,602	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中の生活保障としての給費制の復活をお願いします。 (理由)社会の役に立ちたく法曹を目指して法科大学院に入り学んでいますが、金銭面はギリギリの状態です。修習期間中の生活保障がなければ目標を諦めざるをえないかもしれません。
2,603	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間中の給費制を復活させてほしい。 (理由)金銭的に余裕がある人間しか法曹を目指せなくなると、法曹の多様性に欠け、国家の柱の一つをなす司法の根本がゆるぎかねないと思う。弁護士は年収が多いというイメージはもう過去のものであることは、自分の周囲をはじめ、法曹を目指さない人間の間にも浸透していて、貸与制は時代錯誤の感が否めない。
2,604	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中は、修習専念義務があり、収入を得ることが不可能であるにもかかわらず、給付が認められないのでは、国が借金を強制しているといわざるを得ず、あまりにも、私たちに酷です。修習中も必ず希望が通るわけでもなく、東京から非常に遠く離れた場所に配属される可能性があり、就職活動をする際の交通費もばかになりません。経済的不安が募り、修習に専念できないという修習生のはなしもよく耳にします。また、就職先が決まらず弁護士になってからもいわゆるワーキングプアとなる弁護士も増えてきていると聞きます。法科大学院でも多額の費用がかかり、現在の制度では法曹になるまでの負担があまりにも大きすぎます。不安しかありません。国の予算に限りがあることも十分承知していますが、満額とまではいかなくとも多少の給付をぜひよろしく願いいたします。
2,605	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)バイトなどをしてはいけないのに(修習専念義務)お金を給付しないのはおかしいと思います。金銭に余裕のない人に対し法曹になる途を閉ざすこととなります。ロースクール通学ですでにかなりの負担があることを考慮していないと思います。
2,606	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制度(司法修習中)を再開すべき。 (理由)「多様な人材をとりこむための」改革であったはずなのに、経済的に豊かである人しか参加できなくなっているため。
2,607	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現在の司法修習過程における、貸与制を給費制にすべきであると考えます。 (理由)伝統的な法廷で活躍する法律家だけでなく、インハウスロイヤーなど、法律家の多様なニーズが生じている現代社会において、法律家の法的解決力の必要性は高まっているといえます。そして、現在、法律家となるための経済的負担は莫大であり、そのために優秀な人材が、確保できていないおそれがあります。そのため、給付制の復活を希望します。
2,608	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活を求む (理由)働いている対価として

2,609	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中の給費制を復活させてほしい。 (理由)法曹は社会にとって必要不可欠の人材であり、その養成は国家の責任です。国民の身体的健康にかかわる医師を厚遇する一方、国民の社会的健康にかかわる法曹養成を冷遇するのは、国民の幸福を最大化するという国家目的と矛盾しているように感じます。
2,610	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制にするべきだと思います。 (理由)第一、財力がないと法曹になれない 第二、企業も給料を上げて、研修を行っている。 第三、一年間の強制に対する対価を支払うべきである
2,611	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活 (理由)修習専念義務を課しながら給費制を廃止することは修習生に借金を強制することであり許されないから
2,612	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習を給付制にすべきだと思います。 (理由)我々は法曹になる時若くても27歳であり、ロースクールでの学費も含め、経済的に厳しい。
2,613	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させてほしい (理由)現状の貸与制では、実質的にお金のある人間だけが法曹となれるシステムになっています。これは多様な人材を法曹に、という法曹養成制度改革の趣旨に逆行するものだと思います。また、生涯収入というものを考えれば法科大学院の学費に加え、貸与制では民間企業・官公庁に就職した場合と比べてかなり低額となります。このことから、経済的面について合理的な思考を持つ人は法曹となることを意欲しくなくなります。これは、合理的思考のできる人間、ひいては一般的に優秀とされる人間を法曹界にとり込めなくなり、法曹界全体として損失であると考えます。
2,614	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活してほしい。 (理由)現在慶應ロースクールに通っていますが、学部時代の奨学金も含め、修習時には500万近く借金することとなるため、その上修習時に借金が増えるとなると、自己破産するのではないかととても不安なので。
2,615	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の司法修習における復活を求めます。 (理由)ロースクール制度の開始により、学生時代の金銭負担が、従来制度に増して大きくなったにもかかわらず、それに加えて修習中も金銭負担を要求されるというのは、法曹を志す者にとって大きな壁になっていると考えます。特に修習生は公務員であるために、兼業することも禁止されており、収入のない中純粋に借金することはほぼ強制されているように感じます。経済状況に関係なく、法曹を目指す事の出来る制度設計をして頂くことを強く希望します。
2,616	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における給費制の希望 (理由)新司法試験を受験するためには、法科大学院を卒業しないといけないのであるが、法科大学院の授業料は非常に高額であり、司法修習時に貸与制だと金銭負担がさらに大きくなる。法曹志願者数の減少が懸念される現在においては、給費制にすることで、経済的負担を軽減することはメリットがあると思う。

2,617	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、給費制の復活を希望する。 (理由)なぜなら、修習生の業務は歴とした労働であり、本来対価をえることができるものである、にもかかわらず、給与がえられないというのはなほだ不当である。修習生は専念義務があるのであるから、なおさらである。これに対し、貸与がなされているのであるから生活費保障されているという弁明がある。問題の所存は労働をしているにもかかわらず対価がえられないという点であり、かかる弁明は失当である。
2,618	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)ロースクール生は、学生時代に奨学金と借りるなどして金銭的に苦しい者が多く、修習時代はバイト等をする事も許されないのであるから貸与制を維持することは、この状況をさらに苦しいものにするから。
2,619	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を見直し、給費制の復活を。 (理由)司法修習という段階に入る以前に、大学・大学院を奨学金を借りている人たちはかなり多く、修習により更に借金が増えてしまつては、現状の若手弁護士の就職状況や収入等を考慮すると、貸与制は司法修習に専念させる上で、メリットにはならないのではないか。
2,620	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制から給付制への移行。 (理由)修習生はアルバイトを禁止されている点を考慮すれば、貸与制は不合理です。
2,621	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制の復活 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任である。司法修習生に修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課し、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは、著しく不合理である。
2,622	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻してほしい (理由)学部でも、院でも奨学金で生活・学費をまかなっているため、将来の返済につき、トータルで負担が大きい。経済的に弱い立場にある人ほど、不利な立場に立たされるのはいかなものか。
2,623	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)修習専念義務を課しながら生活保障を行わないことは修習生にとって著しく不利益です。ロースクール内でも、修習中の生活に不安を感じる声がよく聞かれます。大学でも、進路選択において、収入の得られる年齢が高くなりすぎるので、法曹になることを諦めた友人がいました。
2,624	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠である。 (理由)・法科大学院の学費・生活費のため、すでに多額の奨学金を借りているから、修習でさらに借金をするのは大変・修習専念義務を課するのであれば、生活保障がないと集中して修習にとりくめない。

2,625	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給費制を復活させて欲しい。 (理由)学生部との間の4年間にあわせて、大学院の2年間も自宅外からの進学であったため、月10万円以上の奨学金を借りていました。そのため、予定通りの年数で大学院を修了したとしてもあわせて500万円以上の返済義務を負うこととなり、将来が不安です。その上、修習中も生活のためお金を借りることになるとさらなる負担となり、今後の生活も困ります。
2,626	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきである。 (理由)司法修習は法曹資格を得るために修了しなければならない不可欠な過程であるにもかかわらずあらゆる費用を修習生の負担とすることは不合理であり優秀な人材を法曹養成の場から事実上排除してしまうことにつながりかねず、これは国家にとって重大な損失につながると考えるから。
2,627	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にしてほしい。 (理由)多様な人材を育成するためにロースクールなど様々な制度改革がなされたはずだが、貸与制では、結局お金に余裕のある人間しか法曹を目指さなくなってしまうと考えるから。
2,628	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を望みます。 (理由)・現在の法曹教育では多様な人材を理想とされていますが、貸与制ですと、経済的理由で法曹をあきらめる人が存在し、様々な背景を持つ人を閉め出すことになるためです。・また、現在少なくとも全ての法曹が返済するほどの稼ぎを得られているとも言えないので給費制を望みます。
2,629	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、司法修習において給付制度の導入を求めます。 (理由)司法修習中は修習専念義務があることから自ら金銭を獲得することは困難です。そして一般に法科大学院を卒業する必要を考えると法曹になるにあたっての金銭負担は大きくかつ長期に渡るものとなります。この状況では法曹志望者の減少など重大な弊害が生じるからです。
2,630	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の給費制は必要不可欠であると考えます。 (理由)司法修習中は兼業が禁止されていることや、仮に禁止されていなくても習得すべき知識量が膨大な修習中に兼業をすることは事実上不可能であること考えると、充実した修習を送るためには給費制は必要不可欠です。
2,631	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させなくてはならない。 (理由)私の大学の時の友人は、全くもって貧しい家庭環境になく、どちらかというと裕福な環境にあったにもかかわらず(ロースクールの学費に加え)、修習期間中は貸与であることが決定的な理由となり、ロースクールへの進学の段階で、法曹への道を諦めていました。非常に優秀な方でした。 優秀な人材を確保するためには、給費制復活が不可欠です。
2,632	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制から給費制への復活 回数制限を3回でなくもう少し緩める。 (理由)貸与制では、お金のいる人しか法曹を目指せない。回数制限が5年で3回は酷。

2,633	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求めます。 (理由)大学時代とでもすぐれた成績で、奨学金をもらっていた友人がいました。彼女は家庭の事情からロースクール進学の際に私立へ行くだけの学費が準備できず、国立一本に絞り結果としてロースクール進学ができませんでした。今は就職しています(非正規雇用)。彼女も、給費制であれば、よいロースクール進学の見込みが広がり、法曹を目指すことを早い段階であきらめる必要はなかったかもしれません。
2,634	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習地への引越費用のみならず、就職希望地へ就職活動するための交通費が多く掛かります。修習希望地に沿えないのであれば、その費用を自己負担させるのはおかしいと考えます。ですので、給費制を復活させるべきです。
2,635	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制度を希望します。 (理由)司法修習生には修習専念義務や守秘義務などが課され、他の仕事をしながら生活費等を稼得することが不可能です。このような現在の扶養者が給料の収入を失うなどの事態が起こると生活保障が困難となります。国家に不可欠な法曹を育成する者の義務として、金銭は給付すべきと考えます。
2,636	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給付制の復活を希望します。ロースクール生は勉強が大変で、アルバイトに時間をかけられず生活費を稼ぐことが困難であるため、奨学金に頼らざるを得ません。司法試験に合格しても晴れて弁護士となっても、借りた奨学金の返済の負担があります。その上さらに修習生時代に生活費で借りることになれば、その負担は膨大なものとなってしまいます。以上の理由から、給費制の復活を希望します。
2,637	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制を止めて、給費制を復活させるべきと考える。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,638	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を希望します。 (理由)司法修習生は最高裁判所の辞令によって、全国各地に配属されますが、希望の配属地でなくても交通費や宿泊費、引越費用など修習に必要な費用まで自己負担であるため、自宅から離れた実務庁会に配属される修習生の負担は特に大きなものとなっています。このような不合理を是正するためには、給費制を復活させてほしいと思います。
2,639	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)現行の司法修習制度における「貸与制」を改め、旧来の「給費制」を復活させるべきと考えます。 (理由)法曹志望者に過度な負担(法科大学院にかかる費用・修習にかかる費用)を強いる現行の制度の下では、今後、経済的困難やリスクを理由に法曹となる道を断念せざるを得ない人が増加し、法曹の質・量ともに低下することが必至であると考えられます。これを防ぎ、生まれによる差別なく誰もが平等に法曹を目指すことのできる制度づくりは、司法の理念に照らして必須であると考えます。そのためには、修習生に事実上借金を強制する「貸与制」を改め「給費制」の復活がまずもって必要であると考えます。

2,640	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を希望します。</p> <p>(理由)私の周りには、志が高く、いくら借金を背負おうと法曹になり、社会に貢献したいというロースクール生がたくさんおります。司法書士時代に個人破産事件を多数扱った私の経験からいって、たとえ低利とはいえ、生活費のために借金をするという事は尋常ならざることです。司法試験合格率が低迷し、法曹になれる保障もない。運よくなれたとしても就職先も厳しい。そんな状況の中で、多くの人が借金を背負いながら頑張っています。合格した後でも、兼業は禁止され、更なる借金を強いられます。給与による生活保障のない精力分散防止義務とは、いかなる根拠で肯定されるのでしょうか？崇高な司法制度改革は結構ですが、その負担は全て法曹を志す者の負担により成り立っているような気がしてなりません。</p> <p>将来弁護士となって高額報酬を手にする奴らに、財政の厳しい中で援助など必要ないというのが国民の多くの意見でしょう。読売新聞も言葉は柔らかくとも同趣旨の社説が載っています。しかし、法曹の公的役割、経済的理由による多様性の欠如などといった現場の問題点を深く理解されている方々には、そうした大衆迎合的な考えが、結局は国民の不利益になるということをご承知のとおりであると思います。</p> <p>学生の間には、国民に関心の低い(それどころか反感を買いかねない)給費制復活が実現されることはないだろうという雰囲気があります。給費制実現の要請が、「わがまま」と一蹴されるであろう事は薄々感じております。それでも、かすかな望みをかけて、制度を改革できる方々をお願いせずにはられません。どうか給費制の復活をお願いします。以上</p>
2,641	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)法律家を育てるのは、国の責任だと思います。司法修習性が勉強に専念できる環境にしてください。奨学金を借りて既に借金がある人だと、もっと大変だと思います。是非、給費制に戻していただくことを希望します。</p>
2,642	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)私の娘は、現在、法科大学院に通っています。我が家では、大学と法科大学院の学費は、何とか工面してきました。しかし、2011年3月11日の東日本大震災により、主人の収入が減少し、娘三人の学費を捻出することが難しくなりました。司法試験にどうにか合格すれば、どうにか一人で生活できると思っていましたが、貸与制になることを知り、愕然としました。しかも、司法修習地が自宅から通えない場所になっても、引越費用も出ないというのはおかしすぎると思います。現在、生活費は、奨学金でまかなってもらっていますが、このままでは、借金は増える一方です。そのような負担を娘には、負わせたくありません。絶対に給費制にも戻すよう、切にお願いいたします。</p>
2,643	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見)修習費用を給費制にすべきである。</p> <p>(理由)裁判官、検察官、弁護士は我が国の司法制度を支える柱です。しかも、司法試験に合格しただけでは、国民の法的利益に直結している法律実務を直ちに円滑に行うことは困難です。そのため司法試験合格者に対し更に現実の法律実務を修習させるには不可欠の必要性があります。修習期間中、他に勤務して収入を得ることを禁止し、且つ、修習専念義務を課す以上、国が司法修習生の生活費を支給すべきです。国が司法試験の合格者に修習義務(専念義務、兼職禁止を課して)を課して健全な法律実務家を養成すべきものであるからです。</p>

2,644	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)○給費制廃止貸与制維持に反対します。○司法試験の受験回数制限について現状維持は反対します。 (理由)私は現在法科大学院に通っています。今は合格とその後の良い法律家になるために晩強しています。そして現在も奨学金を借りているので、合格して修習に行けてもまた借金が増えるのだと思うと毎日不安でたまりません。もちろん国家の財政には限りがあると思いますし、他にもお金を使うべきところがあるのはわかっています。しかし、だからといって他の仕事は一切できない期間全く給料も与えず、借金ばかりを背負わせるのは何か間違っている気がします。この問題は将来の法曹制度ひいては国の将来に関わる重要なことだからだと思いますので、現行の法曹養成制度に賛成する人がかりではなく、様々な意見をと入れて議論していただきたいです。よろしくお願いします。
2,645	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)現在の司法修習中の貸与制を給費制にさせていただくことを希望します。 (理由)ロースクールを卒業した現時点で私には奨学金の借金があります。そして、実家に近い修習地にならない限り、生活費、就活のための往復交通費等の出費がかさむこととなります。貸与制のままですと、修習中、その後の生活は大変苦しいものとなります。給費制の復活をどうか検討していただきたいと思います。
2,646	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習中の貸与制はあまりに不合理、給費制を採用すべきです。 (理由)借金に借金を重ねてまで、法曹になりたいと思う人は多くない。今後の日本の司法制度発展のためにもこの費用を削るべきではない。
2,647	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習貸与制を給費制に戻すべきである。 (理由)法学部出身であるが、経済的理由により、法曹を断念した友人がいた。多くの者が法科大学院を志願できるためにも、公的な奨学金を充実させるべきである。
2,648	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求めます。 (理由)司法修習生には修習専念義務があり自ら収入を確保することができない一方で、修習のために全国各地に配属させることで生じる交通費、引越費用、生活費など修習に必要な費用まで自己負担させることは不合理であり修習生にとってはあまりに酷であるというべきです。最低限度の生活保障はされるべきであると思います。
2,649	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望する。 (理由)司法制度の充実を図るためには修習制度の下で修習生が心置きなく修習に励むことができるようにすることが不可欠であるが司法制度の充実とともに、修習環境の整備も国家の責務である。修習を終えた時点から借金を背負わざるを得ないような現状は、かかる責務を国家が放棄するものであり許されない。早期の給費制復活を希望する。
2,650	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習制度では貸与制ではなく給与制にすべきです。 (理由)私は現在■■■■■大学法科大学院に通っています。法科大学院の学費は年200万弱かかりますが、奨学金を借りている為、修習で借金が増えることは大変負担です。今の制度ではお金の余裕の無い人が法曹を目指すことが非常に難しくなっています。

2,651	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)私は、法曹養成過程における経済的支援、とりわけ司法修習生の給費制、復活を強く希望致します。 (理由)私は、この春ロースクールを卒業し、試験を間近に控えている修習生です。昨今の3000人枠撤廃や、就職難など不安に思うことが多々ありますが、とりわけ心配なのが修習中の借金です。現時点で、ロースクール時代に借りた、奨学金の分の借金が大きな負担となっているのに、修習ですらにお金を借りなければならぬと思うと、将来に希望を見出すことができません。修習を充実させるには経済的基盤の確保が不可欠だとも思います。よりよい法曹を養成するためにも、経済的支援の強化をしていただきたいと思います。
2,652	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習中の実費について貸与制ではなく給費制にすることを求む (理由)法科大学院に通うことによる経済的負担があるにもかかわらず、貸与制であることは負担を加重することになる
2,653	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)司法修習生には修習専念義務や守秘義務などが課されますが、金銭的負担を考えると修習に専念できません。
2,654	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)別に貸与制でもいいけど、法務省だけ予算を削減されるのは汚いですね。 (理由)国家資格の修習生の給料を貸与制にするなら、そういう国なんだということで折り合いつきますけれど、例えば、国税専門官を目指す方たちが、国税大学に通いながら給料が支給される点で、司法修習生に支給されないのは、不公平感がありますね。その期間は他に稼ぐあてもなく、(バイトできるならそれでもいいですけど)いざ、弁護士になったとしても安定収入が確保されるとは限らないとなれば、画家や小説家になろうとする者と一緒に、ギャンブル資格ですね。多くの優秀な学者や官僚方が良かれと思ってやってきた改革がたい裏目にでるのは、見てて苦笑しきりです。
2,655	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習の期間、給費制に戻すべき、 (理由)法曹になるためには、司法修習が必要だとききました。そして、修習に今は借金しなければならないとききました。国は、法曹を育てる気がないと思います。
2,656	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)私は、貸与制に反対です。 (理由)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,657	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)私は、修習生の貸与制に反対です。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生に修習に専念させて、充実した司法の修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。

2,658	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制を前提とした議論を見直すべきである。 (理由)修習地を選ぶことはできない。自己の意思に反して自己の生活基盤のある地で修習をせねばならなくなつたとき、交通費、就活のための費用、引越費用、住居費等あらゆるものが自己負担となる。給費制になればそれこそ不公平ではないか等と本質を見失った議論がされたい。給費制になれば、自己の労働に対する対価として受け取るものになるのであり、それこそ、どんな使い方をしようと自由であり自己責任だと思う。貸与制は強制された借金であり、誰も自由に使えるお金だと思っている人はいないと思う。
2,659	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習中の給費制を復活させるべきだと思います。 (理由)私は現在法科大学院に通っていますが、学部時代に進路を考える際、金銭的負担の大きさが非常に気になりました。このような理由で法曹への道を断念したり、大きな不安を抱えながら学習に励むのは厳しいことだと思います。
2,660	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給費制の復活を望みます。 (理由)これだけ経済的負担が多い(ロースクールも含め)上に、将来の就職も見込めない状況では、法曹になるという選択肢を取る者はますます減る一方です。ハシゴをかけておいて、たくさんの方が登ったあとに外すような政策はあまりに酷であると思います。
2,661	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)ロースクールで、多額の費用がかかりすぎる。 (理由)私は、親からの援助がないので、苦労しています。
2,662	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制から貸与制への転換について、 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,663	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活すべき。 (理由)大学・大学院に通うだけでも借金がかなりあり、そこに更に借金がプラスされると、大変です。借金を背負うだけでも精神的プレッシャーがある。だから、少しでもその負担を減らしていただきたい。
2,664	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させてほしいです。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。ロースクールに通うことによって、両親に経済的に多大な負担をかけてまいいます。また、大学、ロー共に奨学金を借りています。弁護士の就職難がされれば、平均賃金も減っている中、修習でも借金が增えるののかと思うと将来、きちんと返せるか心配です。またこのような現状の中で勉強を続けるのが不安でしかたありません。是非給費尾制に戻してほしいです。

2,665	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習を充実さかつ専念させるためには、修習期間中の生活保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)法科大学院修了までに、多額の出費を要したにもかかわらず、司法修習にも多くの出費が伴うのでは、法曹を志す人たちの大きな障害になっていること必至です。
2,666	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制を給費制に戻すべき (理由)現在、法曹になるためには司法試験を受験し、合格する必要がある。司法試験を受験するためには、一般的には法科大学院に進学しなければならず、試験受験に至るまでも多額の費用がかかる(予備試験という方法もあるが、合格者数からみても法科大学院への進学が一般的なのは明白)。さらに、司法修習までも貸与制、つまり無償での労働を強制するものであれば、法曹になることへのインセンティブを低下させ、優秀な人材を確保することが困難になる。事実、現行制度では、一定以上の経済的余裕がなければ、法曹という職を選ぶことさえ困難であり、法科大学院への進学者数も年々減っている。 優秀な人材を確保するためには、競争原理を働かせることが、重要であると考え、このまま貸与制を継続すれば、競争原理が働かなくなり、法曹の質の低下が生じることは明白である。三権の一翼を担う司法の質の低下は、国民生活の荒廃につながるものである。以上より、優秀な人材、多様な人材を確保するためには、給費制の復活が必須であると考え。
2,667	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習の期間、給費制に戻すべきである。 (理由)司法修習生は、司法試験受験段階において、法科大学院在学料や教材費、奨学金等の経済的負担を負っている。司法修習で給与も出ず、アルバイトもできないので、経済的負担はさらに増えている。このような状態では、法曹を目指す者が減り、司法を担う人材が不足し、ひいては、法化社会を実現できなくなってしまう。
2,668	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生に修習専念義務を課し、希望の配属地でない場合も全ての費用を課すにもかかわらず、これまで行われてきた給費制を止めてしまったというのは不合理だと考えます。 (理由)弁護士を目指し、他の友人が遊んでいるなか勉強してきた学生に対し、お金の問題で、その夢を諦めろというのは制度に問題があると考え。もちろん、裕福な人と貧しい人の差を考えて必要な制度が何かを考えるべきだとも思います。給費制に戻ることによって職業選択の幅が広がることにもつながると考えます。
2,669	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹養成は国家の責任です。司法修習生は1年で時間のない中修習します。修習に専念させ、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用を修習期間中の生活を保障する必要があります。 (理由)大学・大学院を奨学金で卒業している修習生も少なくありません。これ以上借金はできないと思うと学業断念をする可能性があります。現実には司法試験への挑戦を諦めた方は多いです。優秀な人材を逃すことになります。

2,670	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生に必要な費用を修習期間中の司法修習生活を保障する給費制を復活させてほしいです。</p> <p>(理由) 私は学部生の中から奨学金を貸与をいう形で受け、法科大学院に進学後も同様に受け続けますが、言うまでもなく卒業する頃には相当な貸与額になり、修習生になってなお、貸与制が続くかと思うと不安です。経済的な不安定さから修習に専念できるかという問題になってくかと思いますが、それ以上に法曹実務家となった後、借金があることから公共への奉仕というよりも、まず自分の返済に意識が持っていられるというのも法曹の国民へのサービスを考えれば問題ではないかと思えます。</p>
2,671	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習生の給費制を復活していただきたいです。</p> <p>(理由) 司法修習性が修習に専念するためには、修習に必要な費用や修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠であるため、貸与制では奨学金で既に借金のある人に対し、特に負担が大きいため、また、それ以外の人に対しても、修習に必要な費用が自己負担であるため、やはり負担は大きいからです。</p>
2,672	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習期間中の給費制の復活を望みます。法科大学院を設置し、学費をかけなければ法曹になれるしなりのくという制度に変更して、更に、貸与制を継続するという方針では、経済的余裕はないが志があり、法曹にいたいという人間を法曹界から排除するような結果になり、法曹界全体の質の低下を招きます。</p> <p>(理由) 私の家庭の経済状況にはあまり余裕がなく、法科大学院への進学にも貸与制の奨学金を使っています。弁護士の人数が増加し収入も減少傾向のある現在の状況では将来的に返済をすることができるのか不安です。</p> <p>この上に、修習期間中にも借金をしなければならないとすると、法曹としての能力を活かしたプロボノ活動も余裕がない為にできなくなるように思います。法曹になれば収入が保障されるという時代ではなくなりつつある昨今の状況では一般に散見される言い方である「利権」ではなくなっており、その給費制によって生まれる余裕を市民に還元することで、市民に間接的利益を与えることができるので税金投入について正当性が存在するように思います。</p>
2,673	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 修習時における給費制復活</p> <p>(理由) 私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。学費等の支払いのために奨学金を借りています。その上で修習で借金が増えると思うと、将来が不安です。お金がある人だけが法曹になれる現在のシステムは抜本的に変更すべきです。安心して勉強に集中していけるような修習制度にしてもらいたいです。</p>
2,674	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	<p>(意見) 給費制の復活</p> <p>(理由) 法科大学院の学費の負担が大きいことに加え、貸与制であれば、社会に出たときに、過大な借金を背負うこととなります。自分の生活に余裕のない者が、事件によっては人生がかかっている依頼者に対して満足いく仕事ができるとは思いません。給費制であれば、修習中・修習生の生活に幾分か余裕が出ると思えます。したがって、給費制であることを望みます。</p>

2,675	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)学部時代から奨学金の貸与を受けており、これ以上借金がふえると経済的負担が大きくなりすぎ、生活及び、修習時の学修に支障を生じると考えられる。法曹の質の向上という面でも、給費制のほうが学修の質が向上してよいと思う。
2,676	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制反対！給費制に戻すべき。 (理由)司法修習生は、全国各地へ修習へ行きます。希望地でなくとも、交通費等、自己負担です。このような制度にするならば、今後法曹会を目指す人はどんどん減っていくと思います。
2,677	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)法曹の多様性の確保は現在の制度では難しいと思います。経済的支援のあり方、特に給費制廃止及び法科大学院の授業料について疑問があります。 (理由)私は大学で法学部を卒業しました。周囲で法科大学院に通っている友人を見ているととても大変そうです。周りや後輩を見ていると、合格率が決して高くないうえに時間のお金のかかるということで、法曹以外の道を行こうと進路変更をした人がどんどん増えている気がします。もっとたくさんの人に目指してもらえるようにするためには、当たり前だと思うのですが、金銭面と合格率を変えていくべきだと思います。給費制については全くあげないか従前通りかの二者択一ではなく従前よりも額を減らすなどの方法もあるのに、そのような議論はあまりなされていないことが残念です。
2,678	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制を給費制に戻してほしい。 (理由)日本の司法修習は法曹三者統一修習という、国際的にも珍しい、司法の質を高く維持するために必須の制度である。これを維持するためにも、弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習中の生活保障は国家が行うべきである。
2,679	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させてほしい。 (理由)法曹になりたくても、なるまでに、お金がかかりすぎると思います。大学の学生部の時、「お金がかかる」「時間がかかる」という理由で法曹という選択肢を選ばない、優秀な友人を何人も見ました。とてももったいないことだと思います。司法のレベルを保つためにも、給費制の復活は不可欠では。それはひいては、国民のためにもなると思うのです。
2,680	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制廃止貸与制維持に賛成することはできないと考えます。 (理由)私は現在法科大学院を卒業して司法試験を受験しようとしているところです。合格してもまた借金が増えていくのかと思うと司法修習に行くことも正直悩みます。返済できるかも不安です。研修でいくら自分のためになるとは言っても、研修中に他の仕事ができない制度になっているのであれば、最低限の生活を維持できるお金がないと本当に困ります。
2,681	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活 (理由)既に多額の奨学金を借りているため、これ以上借金を増やしたくない。このような借金だらけの法曹は敬遠され、結婚等にも支障が出てくると思われる。したがって、給費制の復活を強く希望する。

2,682	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活 (理由)ほとんどの司法試験の受験生が既に多数の奨学金を借りている。このような状況で給費制がないと、借金ばかりがかさみ、修習に行かない者も増えてしまうと思う。
2,683	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制廃止、給費制の復活 (理由)修習中の貸与制があるということは、いきなり自己の口座に借金がふりこまれるということだ。また、このような借金をする際、保証人をつけなければならない。国が修習生の未来を支援していなといえるし、何より修習生が信用されていないと感じ、辛い。
2,684	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制は、法曹志望者の減少・優秀な人材の他分野・業者への流出をもたらす原因となり、司法制度ひいては国民にとって大きな不利益をもたらします。したがって、給費制を復活させるべきです。 (理由)学生部・ロースクール生時代にすでに多額の奨学金を借りている学生も多く、修習生なっても更に貸与だということになると、修習専念義務が課される以上、そのような学生は借金を重ねる以外法曹となる道がないということになります。中には司法試験に合格しても、経済的事情から修習を断念する者もいます。このような制度では、近年の受験者数減少という現実からもわかるように、司法にとって不可欠な優秀な人材を確保できないことになってしまいます。国家の統一機関の一つである司法府にとってのマイナスは、国民全体にとってのマイナスです。したがって、給費制を復活させて制度としての経済的合理性を取り戻し、司法が優秀な人材を獲得できるようにすべきです。
2,685	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活して欲しい (理由)いつまでも稼げないのは親に申し訳ない、修習にいかねなければならない以上、対価が欲しい。
2,686	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制を前提とする点に反対します。 (理由)就活や勉強のためにたくさんのお金がかかる。それが借金だと思うようにまかなえないだろうと思う。
2,687	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制廃止し、給費制を復活させて下さい。 (理由)司法権は、日本の国家制度の中で、とても重要なものであると思います。それは「三権分立」という言葉が現しています。司法制度改革により司法権を担う法曹になるには、とても長い時間を、多額のお金がかかることになってしまいました。これにより、法曹を目指す人口が減り(これは私の周りの「法学部」「ロースクール」不人気の流れをみていて明らかです。)それによって、法曹のレベルも下がっていくことでしょう。国家財政が緊迫していることも、よくわかっています、国家にとって本当に大切な、国家制度の基盤にかけるお金を減らして、司法権を弱体化させることは、国家にとり、長い目で見て得策とはいえないと思います。給費制復活、にむけて再考を、熟考をよろしくお願い致します。

2,688	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の貸与制を給費制にもどしてほしい。法科大学院の学費が多額に必要なだけでなく、就職時期も大学卒の社会人より遅く親の収入に頼らざるを得ない。そして、法科大学院では授業が忙しく、かつ司法試験に向けた勉強をしなければならない為、アルバイトをする時間もない。この上、修習でアルバイトを禁止され、貸与制であれば、司法試験を目指す人が少なくなっている一因であるのは間違いないと思う。また、法曹資格者が就職難であると報じられている。法科大学院制度を設置し、法曹人口増加を図る改革を行ったなら就職先の門戸が広がるようにもっと対策を行って欲しい。
2,689	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を求めます。 (理由)旧司法試験から新司法試験へと制度が改められ、法科大学院に行くことが試験を受けるための前提になりました。御存知の通り、大学院は学費がとても高いです。私立なら年間で学部の倍以上します。司法試験を受けるためにそもそもこんなに高いお金が必要なのに、受かった後の修習まで貸与制といわれると先行きが非常に不安です。昨年度、全国的にロースクール受験者が、ガクンと減ったのも、将来の経済的側面を案じてのことだと思います。ぜひ給費制の復活をお願いします。
2,690	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活を求めます。 (理由)現行制度上、法曹を目指す者の経済負担があまりにも大きいと感じるからです。
2,691	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべきです。 (理由)私の大学時代の友人は、ロースクールの学費に加え、修習中の生活でさらに借金が積み重なっていくことが耐えられない、返せるか不安だ、ということで弁護士の夢をあきらめました。他の優秀な友人数人も法曹にはなりたいたけど長い時間借金がかりして、働き始める頃には、早くても27歳、その上借金を背負ってマイナスからのスタートなど考えられない、ということで、国家公務員か、大企業に就職することを選びました。給費制を廃止したことで、優秀な法曹になり得たであろう人材を確実に逃がしています。廃止したことによって得られた予算の削減という利益に比して、失われた利益の方が確実に大きいはずです。優秀な法曹を増やそうとした司法制度改革の趣旨に真っ向から反している。
2,692	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習にあたって、必要となる費用について、貸与制ではなく、給費制にすべき、 (理由)私は弁護士を目指し、法学部に入学し■■■■■大学法科大学院の未収コースに入学し、現在2年生です。学部時代からの奨学金を加えれば、1000万円近くの負債を抱えて、社会に出ていくこととなります。司法試験に合格し、修習に入り、さらに負債が増えることとなれば、ただでさえ、20代後半からしか働くことはできないものにもかかわらず、多額の借金の返済をしていかなければならず、現在の弁護士の就職状況を見ると、司法試験を受け、法曹となることも、一考せざる得ない状況もあるためです。

2,693	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。未来の法曹の担い手である司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私は、弁護士を志しています。しかし、ロースクールにおいても奨学金、更に司法修習中にも多額の借金をせざる得ない現状があります。最近では法曹(弁護士)の収入も減っているといえます。本当は自分の助けを求めている困っている人々を支えるために弁護士を志すのに、自らの生活も苦しくなるとは、依頼人のために最善をつくすことは難しくなってしまうと思います。是非、給費制に戻していただくことを希望します。
2,694	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)今に法曹制度は、法科大学院もそうですが、多種多様の、人材を、得ることが、目的であるはずなのに高所得者しか、法曹になれない仕組みになっている気がします。それでは、市民のための法曹が実現できません。そのため、給費制を復活すべきです。
2,695	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)朝から働かされて、給料ゼロは、不合理だと思う。安くてもいいから給費にしてほしい。
2,696	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)修習生の貸与制を給費制に戻してください。 (理由)私はロースクール生で、現在既に、600万円超の借金(奨学金)を負っています。これ以上の経済的支援を負うことは、とても不安です。
2,697	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 修習中の貸与制につき、給費制の復活を求めます。 (理由) 私は、ロースクールを卒業し、試験を控えている身です。試験に対する不安もありますが、修習中の経済面の不安は尽きません。ロースクール時代に奨学金を借りていたので、ただでさえ、借金があるところに、さらに貸与制で借金を作ることとなると、経済的に非常に厳しいです。給費制に戻していただくことを強く希望します。
2,698	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)貸与制を前提とした議論をすべきではなく、給費制復活を含めた経済的支援を検討すべきである。 (理由)医師のインターンも給料がでているように、修習に安心して専念できる環境を整えるべきである。なぜなら、法律家は国家に必要不可欠な存在であり、本来国家が責任をもって育てるべき職業であるからである。
2,699	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見)給費制を復活すべきです。 (理由)国家の財政上、給費制の維持が、厳しいことも、想像できます。しかし、給費制により、法曹は、その恩を返すべく尽力するはずで、それは国民のために、なるのであるから、給費制は優先して考えるべきです。

2,700	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 現在、司法修習中、手当をもらえず、また、副業も禁止されているため、金銭面で非常に苦勞されている方が多いと聞きます。したがって、司法修習期間中の給費制度を復活させて頂きたいです。 (理由) 法科大学院の学費は高く、大学から奨学金を借りていて、法科大学院でも借りなければならない人にとっては、額が高額なだけあり、返済できなくなるかもしれないという不安により、法曹への道を断念せざるを得ないということもあると思います。また、司法修習生は裁判所や検察での作業を手伝うと聞いていますが、それでも、公務員的立場として働いているのに、なぜ手当がもらえないのかと、いささか不思議に思います。憲法違反の可能性もあると思います。最後に医療への手当制度との不釣り合いにも不平等に感じます。
2,701	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 給費制の復活を希望します。 (理由) 僕の周りでも、大学時代から奨学金の返済を負っている人も多く、これから法科大学院、司法修習で借金が膨れ上がることは容易に想定できます。また、法科大学院への助成金等に財政を支出して、司法試験に合格するかどうかわからない人たちにお金を割く一方で、合格した司法修習生への財政支出を減らすというのは明らかにおかしいと思います。他の土業に目を向けてみても強制的に借金を負わせるような制度は存在しませんし、もしそうした金銭的余裕がないのであれば、弁護士事務所等の民間企業に研修を委ねるべきだと思います。
2,702	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 給費制の復活は司法修習生にとって必要不可欠です。 (理由) 国家の司法の担い手として活動している司法修習生に最低限度の生活を支援するのは国家の責任です。充実した修習の実施のためには給費制が絶対であると思いますし、優秀な人材の確保のためにも必要なことだと考えます。
2,703	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 司法修習生における給費制の復活が必要である。 (理由) ロースクール制度の導入により、法曹になるための経済的負担が増加する一方で、当初掲げた司法試験合格者数は達成できておらず、また、弁護士の飽和により事務所に採用されない者が増加している。このように法曹を志す学生の将来に対する不安は大きい。それに、追い打ちをかけるのが、司法修習における給費制の廃止である。このままでは法曹人気の低下に伴う、法曹の質の低下に拍車がかかってしまい、将来的に国家全体にとって大きな損失となる恐れがある。これを避けるためにも国家の支援、すなわち給費制の復活が必要である。
2,704	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 私は司法修習生の給費制復活を希望します。 (理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任だと思います。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、経済的な不安を取りのぞく必要があります。よって、復習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠であると考えます。
2,705	5/13	第3 1 (3)	法曹養成過程における経済的支援	(意見) 貸与制反対 (理由) 法曹の仕事は、困っている人 事件に関わった人と話をしそれぞれ当事者にとって良い結果となるよう法律を用いることだと思います。しかし、今の状況では法曹になれるのはお金持ちだけで、これまで言われてきた一般人との意識の離れがいつそう強くなってしまいます。さらにこれまで給費制でやってきた先輩が数多くいらっしやる中、私達だけが貸与制反対となり更なる負担を強いられることは不公平です。

2,706	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)法曹になるための過程(学部～ロースクール～司法試験～司法研修)において、ただでさえも、進学等に、多額のお金がかかっており、その研修後の決して楽ではない生活を考えると、ぜひ、給費制を復活していただきたいと思います。
2,707	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させてほしい。 (理由)修習生に種々の義務を課し、実務家の手伝いをさせておきながら、それに見合った対価を与えないというのは、おかしいと思います。また、人によっては修習地の引っ越し、ないし自己負担での出勤を強いられ、不公平です。さらに、経済的に余裕のない学生が法曹を目指すことを諦める一因になっています。これは法曹の人材として多様性を損なうものではないでしょうか。
2,708	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)以前までの実施されていた司法修習に必要な費用と研修期間中の生活を保障する給費制の復活をお願いしたいと思います。 (理由)私は公務員で裁判官、検察官のみならず司法制度の担い手である弁護士においても裁判の迅速な運営を実現するためにひいては国民の裁判を受ける権利を保護するために研修は必要不可欠であり、その修習を行うのは国の責任を負う部分であると思います。確かに国民の税金を使わせていただくので必要最小限ではなくてはならないと思います。ですがその必要最小限も支援されずに個人の負担で法曹になろうとすれば、現行の過程では大半の法曹志望者が大学、大学院、司法修習と経る中で多額の奨学金を必要とします。そしてこの奨学金が多額のあまり法曹への道を断念する人々も多くいるのが現状です。これでは司法制度の担い手が減ってしまい裁判の迅速な運営の実施も国民の裁判を受ける権利の保護もできなくなってしまいます。そして私も多額の奨学金を必要とする法曹志望者の一人です。これらの理由で上記の給費制の復活を願います。
2,709	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制度が必要不可欠です。 (理由)実際の事件の処理に公務員として関与させながら、給費を行わないのはただ働き以外の何物でもありません。
2,710	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の修習資金の給費制の復活。 (理由)私は現在■■■■■大学の3年ですが、卒業まで奨学金を借りるつもりです。実家からの仕送りも受けていますが、弟もいるためそれほど多くは受け取っておらず、アルバイトで補わなければなりません。私だけではなくそのような学生は多いはずですが、今後、法科大学院にも進学することを考えると司法修習生になってからのお金をかりるとなるとかなり経済的な圧迫があります。弁護士になってからもそうだと余裕がなくなってしまうでしょう。ぜひ、給費制を復活していただきたいです。

2,711	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習生を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)私は■■■■■大学に通っています。現在月10万円ずつ奨学金をかりており、ロースクールに通えばさらにかりつづけることになります。その上、修習期間中も給費がないとすると、家計が非常に苦しく、夢をあきらめることにもなりかねません。そこで私は修習生に対する経済的支援を強く求めます。
2,712	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付から貸与になったことでお金を返さなければならず、借金が増えていくのは経済的に苦しい。収入を得たとしても返済にしか充てられないのはつらい。給費に戻してほしい。5年以内に3回しか受け取れないということで、失敗したらどうになってしまうのだろうか、他の道へ進むべきなのか不安に思いいろいろ考えてしまう。制限をなくしてほしい。 (理由)お金がなくて経済的に苦しいからという理由で夢をあきらめるのはちがうと思う。夢に向かって頑張る人を応援するべきだと思う。三振してしまったら、どうしようもなくなってしまうのはいろいろ苦しい。自分のことなのだから何歳になってもずっと挑戦しつづけれられるよう旧試のようなシステムに戻してほしい。
2,713	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給費制制度の復活を希望します。 (理由)大学在学中の4年間で、月5万円の奨学金を受給している場合、学生支援機構の第二種の場合では返済額は320万円になってしまいます。大学院に進学することで、2年ないしは3年在学することになり、160万～240万円の借金を負うことになります。その後、研修中の費用まで、貸与とするのは、修習生に対して過度の負担を強いることになり、法曹を目指す者への窓口を狭めていることになります。少なくとも、修習期間中の生活は保障すべきであり給費制度の復活を望みます。
2,714	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制と給費制に戻すべき (理由)原則的に法曹となるためには、ロースクールへと進学することとする制度とし、司法修習生に負担を課し、その上アルバイト禁止とすることにより負債を増やすことは、結局法曹は富裕層のみしかねないという司法制度改革の趣旨から外れた現実を作り出すことに他ならないから。
2,715	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)廃止になった司法研修期間における給付奨学金を再び始める必要があると考えます。 (理由)私は将来法曹になりたいと思い、■■■■■大学に通っています。大学の学費や、これからかかるその他のお金を考えると不安です。周りでも、お金の問題で法曹になるか悩んでいる友達もいて、金銭的な援助が必要であると思います。また、医師の修習では修習時に給付で金銭的支援が得られるにもかかわらず、法曹になるための司法修習では援助が得られないのは不公平であると思います。
2,716	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現在は、修習生の時点において生活費は貸与制であるが、給費制の復活を希望したいです。 (理由)就職環境も良くない中、借金が増えるのは法曹を目指す上で大変である。

2,717	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)修習専念義務を課しているにもかかわらず、給費制ではなく貸与制にしているのは生活保障が不十分だと思います。一定の給費制へ戻し、司法修習生の最低限度の生活を保障し、もって経済的に苦しい優秀な若者の法曹進出を図るべきです。 (理由)法曹となる司法試験合格者数が増加し、国家の財政の事情から、旧司法試験における給費制と同額を付与するのは確かに難しいかもしれませんが、給費制で一定額を保障すると共に、それ以上の支援を要する人には貸与制によって保障することも可能だと思います。弁護士の急増は弁護士の収入を下げることにもつながっていきます。貸与制では将来本当に返すことができるのか不安です。
2,718	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)現在、司法修習に対する経済支援は貸与制になっていますが、給与制にして下さい。 (理由)現在■■■■■大学に通っていますが、卒業時までには私は300万円程度の借金をすることになります。その上で司法修習の経済支援を貸与制にされてしまうと、家計が圧迫されてしまうからです。
2,719	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)現在の司法修習に対する経済支援は貸与制となっていますが、給与制にして下さい。 (理由)現在、■■■■■大に通っていますが、卒業時までには私は300万円程度の借金をすることになります。その上で司法修習の経済支援を貸与制とされると私の家計を圧迫されます。
2,720	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)現在の司法修習の貸与制となっていますが、これを給与制に変更してほしいと思います。 (理由)卒業するまでに負担する金額が多額となり、経済負担を理由として法曹になることを断念せざるを得なくなってしまう可能性が大きいからです。
2,721	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)現行の司法修習は貸与制となっておりますが、これを給与制に変更してほしいと思います。 (理由)卒業するまでに負担する金額が多額なものとなってしまう、経済的負担を理由に法曹への道を諦めざるをえなくなるかもしれないため。
2,722	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習における経済的支援を給費制にして下さい。 (理由)修習卒業するまでに負担する金額が多額となり、経済的負担が大きいです。この負担を理由に法曹の道を断念せざるを得ない可能性が大きいです。
2,723	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)貸与制となっている司法修習への経済的支援を給与制にして下さい。 (理由)現在、■■■■■大に通っていますが、卒業時までには私は300万円程度の借金をすることになります。ロースクールでも奨学金を借りて、その上で司法修習の経済支援を貸与制とされると私の家計を圧迫されます。
2,724	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)ロースクールの学費高すぎ。そしてそれに見合った報酬がないことが問題。 (理由)友人のなかにも、優秀なのに経済的理由から断念する人がいたため。

2,725	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)法曹を目指す人に対して、修習生の中の給費性を復活させるべきだと思います。 (理由)大学生になっていざ法曹を目指そうとする時に、4年間の大学の学費と2年間のロースクールの学費については自腹で払う覚悟もありましたが、更に司法修習期間の実費も自腹であると今回初めて聞きました。自分が弁護士になったときに、安定した収入を得られるかどうかは未知数であります。弁護士になるまでに膨大な出費が必要な状況というのはかなり不安です。法曹界で活躍出来る人を国が育てないといけないのに法曹を目指す人が出費に悩まないといけない現状の制度は、理解し難いです。
2,726	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制について (理由)弁護士を目指すにあたって、大学・法科大学院での費用がかかり、さらに修習で貸与となってしまうと返せるか不安です。司法制度の充実化を目指すためには国家が法曹養成の支援を行わなければなりません。その養成の一環として司法修習の費用を給費制にすべきです。
2,727	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)貸与制となっている司法修習への経済的支援を給与制にして下さい。 (理由)卒業するまでに負担する金額が多額となり、家計の負担となる為。
2,728	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)私は司法修習生の給費制復活を希望します。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,729	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生への経済的支援の点で問題と考えます。経済的支援を貸与制から給費制へと戻すべきと考えます。 (理由)修習生には法律を学ぶことに専念義務があるためアルバイト等ができないため、経済的に生活が厳しい人は法曹になるためへの道を断つことにもなります。また現在はロースクールに進学し、昔よりも学費が多くなるため、実際に法曹になれたとしても人によっても、社会に入った瞬間多重債務者になる場合もあります。大学の奨学金、ロースクールの奨学金、そして修習の際の貸与では法曹を目指す者たちに酷過ぎると思われれます。
2,730	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)私は司法修習生の給費制度復活を希望します。 (理由)私は弁護士を目指して■■■■■大学に通っているのですが、奨学金をもらいながら生活しているという状況です。私だけでなく経済的に厳しい中で法曹を目指す人がたくさんいると思います。勉強に集中するために金銭面の心配をしなくてもいいよう、国の支援が必要です。お願いします。
2,731	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)私は司法修習生の給費制度復活を希望します。 (理由)私は弁護士を目指して■■■■■大学に通っています。しかしながら、弁護士になるには多大なお金がかかるため将来どうしようか迷いながら勉学を続けています。金銭面の心配をしなくていいよう国の支援をお願いします。

2,732	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を支援する立場から、給費制の復活を希望します。 (理由)給費制でないと、修習生の生活が苦しくなり、お金が必要なのに他に働けず、借金をすることになり、必要以上に大変になり、負担を強いることになるから。
2,733	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)私は司法修習生の給費制復活を希望します。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。充実した司法修習を行うために必要な費用を保障して下さい。
2,734	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)現行の法制度で兼業禁止によりアルバイトが禁止されているにもかかわらず、生活費が全額貸与というのは修習生の経済的負担が大きすぎると思います。社会人出身の方々はある程度の貯蓄がある方もいるでしょうから、問題ないかもしれませんが、私たち学生出身だと貯蓄は全くありませんし、奨学金などで借金をかかえてる人も多いです。司法修習は実務家になるために欠かせないものですから、そこでも借金をして就職を気合で乗り切って金を返せというのはあまりにも不合理です。国家として優秀な法曹を育てる気があるのかと疑いたくなります。20万満額でなくてもいいのでせめて10万円くらいは支給して欲しいと思います。
2,735	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)(1)法科大学院生に対する経済的支援をより厚くすること特に成績による奨学金の許否判定のみならず、個別の経済事情等に照した支援を望みます。(2)司法修習生の給費制の復活を望みます。 (理由)(1)について((2)も同様)司法制度改革の一つの目的は多様な人材の確保にありました。しかるに例えば社会人を経験した者で未婚の場合、社会人経験が5年程度で27才、10年で32才と結婚、出産等をする時期にあります。扶養者の有無、家庭の経済事情にあわせた給付型奨学金等がなければ、当初の目的にそぐわないばかりか旧司時代に働きながらチャレンジできた試験も5年間6回制度とあいまって、チャレンジできず、無資格、無職のままにしてしまう可能性があり、本人のみならず、配偶者、子等をも苦しめることとなります。
2,736	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制を復活させるべき (理由)司法試験を受験するまでに6年ないし7年分の学費が必要で司法修習中も給与が出ず、さらに弁護士事務所への就職難という現在の状況においては、今後法曹を目指す者が減っていくであろうことは明らかである。このような状況を回避すべく給費制の復活させるべきである。
2,737	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生には修習専念義務が課されているのに、バイトもできないのにそれに見合う生活保障を行わないことは不合理だと思います。司法修習生は全国に配属されるが、希望の配属地に配属されるわけではなく、その引越費用、交通費は自己負担である。このような自己負担は負担が大きいためこのような不合理を是正するために給費制を復活してほしい。 (理由)私は現在、■■■■大学法科大学院に通っています。もともと弁護士を目指して法学部に進学しましたが、学部生の中に月6万円、300万円ほど奨学金を借りました。法科大学院では月8万円、修了までに計200万円ほどの奨学金を借りることになります。その上、修習でまた借金が増えると思うと返せるか本当に心配です。なので、是非、給費制に戻していただくことを希望します。

2,738	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習における給費制を復活すべきです。 (理由)司法修習生には修習専念義務があり、アルバイトをすることができません。さらに、自宅から離れた修習地に配属されれば生活費等の負担が大きく、多額の借金を背負うことになります。最近の就職難もあり、学生の間には大きな不安があります。このよう状況下で本当に優秀な人材が法曹を志すのでしょうか。一刻も早く改善すべきだと思います。
2,739	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制は国家のためにも必要。法曹のレベルの低下は取り返しがつかなくなる。ゼロか100かではなく、給費額を減らすなどの措置は考えられないのか。 (理由)法曹は社会が円滑にまわるように、色々な利害を上手く調整する役割を担っている。給費からいきなり貸与制…柔軟性にかける。
2,740	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活を強く求める。国による法科大学院生に対する給与制の奨学金制度の拡充を求める。 (理由)私は家庭の経済状況が悪く、大学、法科大学院ともに奨貸与制の奨学金で通っています。そのため卒業後は1000万円を超える負債を背負うことになります。したがって、これ以上の借金はできません。よって上記の意見を検討されたい。
2,741	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,742	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習中の給費制度の復活。 (理由)大学、法科大学院において、奨学金を貸与し受けているため、仮に司法試験合格した場合においてもお金を借りるとなると経済的負担が大きすぎる。
2,743	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生についての貸与制は修習生の負担が重くなりすぎると思うので、給費制に戻すか交通費等の援助が必要だと思います。 (理由)ロースクールに行くことが要件となっている以上、司法試験に合格するまでにかなりの借金を負う人が多い。修習生の時はバイトなどできない。したがって負担が重いと思います。
2,744	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させるためには修習に必要な費用と修習中の生活を保障する給費制が不可欠である。 (理由)法科大学院時代でも経済的負担が大きいのであり、働くまでにさらに借金が増えるのは将来の希望を奪う。
2,745	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠です。 (理由)司法修習生に修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務も課し、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理です。

2,746	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制を復活させて欲しい。 (理由)法科大学院に通う費用だけでもとても負担であり、両親がいなければとても通えませんでした。それでもかかわらず、修習でも給費制が廃止され貸与制になってしまいますと仕事につくときはマイナスからのスタートになってしまいます。弁護士の就職難から仕事につけない可能性もあるのに借金しか残らないのは法制度としてあまりにも無責任だと思えます。ぜひ、将来への希望をもつためにも給費制を復活させてほしいです。
2,747	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制の復活を求めます。 (理由)修習生には公務員として職務に専念する義務があることを理由にアルバイト等との兼業が禁止されているが、これでは借金のみが増えて生活が厳しくなる。またこれが原因で法曹を目指す人が減り、現に法科大学院の受験者数も毎年約10%ずつ減少している。ただでさえ法科大学院の学費がかかり就職が遅れることに加えて修習中も給与を受けられないとすることは、法曹志望者にとって酷である。
2,748	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)修習に関する費用の個人負担は著しく不合理。 (理由)ロースクールを設立して経済的負担を高め、試験回数の制限など弁護士への負担も課し、なお貸与制を採用するというのは学生にとって過度な負担だけではなく制約が甚だしいを思います。
2,749	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させてほしい。 (理由)私は現在■■■■■法科大学院に通っています。すでに学部時代から奨学金を借りた状態で入学しました。現在も、その学部時代よりも額を増やして奨学金を借りており、学費もその中から出しております。これ以上、学費をかけられないと学部時代に弁護士の夢をあきらめ、就職する友人を何人もみしてきました。このように法科大学院に通うということは多額の費用がかかります。そのため、これ以上借金が増えたと返せるかどうか、不安で勉強に手がつかなくなるときがあります。是非、給費制に戻していただくことを希望します。
2,750	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)法曹になるためには、基本的には法科大学院に通い司法試験に合格し、司法修習を経なければならぬ。これらの過程はとても長い期間でありお金がかかるにもかかわらず、バイトをする時間はほとんどないといってもよい。それにもかかわらず、貸与制にするとすれば、本来集中すべき学習がおろそかになり、質の低下にもつながりかねないから、経済的支援が必要である。 (理由)私は運良く大学院側から奨学金を受けており、外部の奨学金は受けていない。しかし、大学院周辺の賃料は高く大学時代の1.5倍以上であるため、経済状況としてよいものとはいえ、大学時代にバイトで貯めたお金を少しずつ切りくずしている状況である。大学院側から奨学金を受けている私でさえ、そう楽な状況でないのだから、外部の奨学金を受けている人はさらに苦しい状況にある可能性が大きい。そして、私の周りには外部の奨学金を受けている人が多くいる。司法修習を貸与制とすればさらに苦しい状況が生まれる。学習に集中し、法曹の質を高めるためにも経済的支援をしていくべきである。

2,751	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活 (理由)私は現在■■■■■大学法科大学院に通っています。周りでは多数の人々が奨学金を借りて司法試験を目指しています。現在の法曹養成制度になってからは、このように法科大学院の学費を借りなければならない上に、合格後もさらに借金をしなければならないのは以前と比較して著しく不合理であると思います。
2,752	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)私は給費制の復活を希望します。 (理由)現政権は経済成長を掲げており、経済成長とはお金を使うことで実現します。さらに現在はデフレ下にあり、デフレ下においては企業や一般人は貨幣価値が上昇するため、お金を使わない傾向にあり、国がお金を使うことでデフレから脱却することが可能です。給費制でも貸与制でも国がお金を使うことに変わりはありませんが、お金を受け取る修習生からすれば、借金が増えるため、お金を使わずに貯めることが考えられ、これではデフレからの脱却も経済成長もあまり望めるとは思いません。よって、給費制の方が経済成長の観点から望ましいです。
2,753	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制の復活を求めます。 (理由)司法修習生に修習専念義務を課しているため自分で生活費を稼ぐことができない。にも拘わらず修習先が全国に渡る可能性あり、そこへの交通費や引越し費用、生活費は自己負担である。とすれば、それに見合った生活保障をがなされないのは著しく不合理である。よって給費制の復活を検討されたい。
2,754	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習における貸与制を廃止し、給費制にすべきである。 (理由)司法改革により司法試験を受けるためには法科大学院を卒業することが必要となった。そのため、学部のみならず大学院にも多額の学費を要することとなった。したがって、経済的に余裕がなければ法曹を目指すことは厳しいものといえる。そのうえ、修習も貸与となれば法曹になれるのは一部の富裕層に限られ一般市民の感覚を導入するという司法改革の一つの目的と相入れないものとする。したがって、貸与制は廃止すべきである。
2,755	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)受験回数制限を設定する必要はないと考える。 (理由)職業選択、人生設計は個人の意志に任せれば良く、国が介入すべきはないと考えるため。
2,756	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制を復活させてください。又は修習先での住居を無料若しくは安値で提供し、実家と修習先の間 の交通費を負担してください。 (理由)司法修習生(司法試験合格者)数が増加したことで、給費制では国の負担が大きくなるとの理由から、貸与制に移行したことで、他の予算と比べても、司法修習生に支払われる額の総額は決して大きくありません。むしろ、予算全体から見ればわずかなものだと思います。司法制度を任う法曹養成のための修習制度に対して国が予算を割きたくないというのは、法曹三者ひいては司法制度全体を軽視することにもなると思います。
2,757	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制を復活させてください。 (理由)法曹を任う役割が変わっていない(むしろリーガルマインドや法的知識等の社会的重要性は上がっている)にも拘らず、合格者数がわずかばかり増えたくらいで、今まで給費制でもらえていた金銭がもらえなくなるのは、不平等だと思います。また、借金ばかりが増える法曹養成制度が良いものとは思えません。

2,758	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制は復活させるべきだと思います。修習先での生活保障(住居や交通費や食費等) (理由)事実上強制参加の司法修習において、年間数百万円の負担を個人に負わせるのは不当だからです。確かに、貸与制を採用することで、司法修習期間中に数百万円もの負担を負うことはありません。しかし、最終的には、貸与された金銭は返還しなければならず、個人に司法修習の負担をさせていることに変わりはありません。そして、司法修習が事実上強制参加である以上、多大な費用負担をも強制することが不当であるといえます。
2,759	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制にすべき (理由)■■■■■大学を卒業して■■■■■大学法科大学院に通学中ですが、高額な授業料だけでなく、ダブルスクールや地方出身者は生活費まで、親のみならず自己が奨学金という借金を背負ってまで法曹を目指してる人は私だけではなく多くの学生も同じです。司法修習は公務員扱いでアルバイトも禁止なのに貸与というのは不当です。
2,760	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を求める。 (理由)司法修習生の生活費困窮のため。
2,761	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)経済的支援はもつとなされるべき。 (理由)新司法試験導入により法曹の人数を確保したい反面、法曹養成過程における経済的支援が充実しないのは相反することだから。
2,762	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習に専念させて充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠です。 (理由)司法制度改革により、原則ロースクールを経なければ司法試験を受験できなくなりました。ロースクールの学費は卒業までに400万円程度かかる上、その間アルバイトなどの収入を得る時間もないため、生活費もやはり借金でまかなわれる生徒が大半です。ロースクール制度と給費制は不可分のものとしなければ、維持ができないと思われます。
2,763	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習中における経済的支援について、給費制を復活させるべき。 (理由)法曹養成は国としてお金をかけるべき問題であって、非常に重要なことであると考えられる。たださえ費用がかなりかかり、また兼業もすることができない上、ロースクールでの奨学金の借金が積み重なっているため、せめて司法修習中は給費制にすべきである。また、そうしないと法曹志望者は増えず、減る一方である。
2,764	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制度を復活させるべきです。 (理由)修習中はアルバイトは禁止されていると聞きました。仮に禁止でなくとも、自身でアルバイトなどで稼ぐことは時間的に不可能だと思われます。にもかかわらず修習に必要な費用はすべて自己負担よなると、修習生の負担は多大なものになるはずで。また、ロースクールでも、すでに奨学金によって借金がある者が修習でさらに借金が増えるのは不安であるし、このような状態で実務に出ても、余欲がなくなってしまうからです。

2,765	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制の復活を望みます。 (理由)法科大学院時代に奨学金を借り、そのうえで修習で借金が増えると考え、将来法曹 特に弁護士 になってから不安です。
2,766	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)法曹となるには、司法修習を受けることがまず必要である。にもかかわらず、希望地で司法修習を 受けられるとは限らず、司法修習生の経済的負担は非常に大きく、改善されるべきであると考えます。
2,767	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給付制を復活すべき。 (理由)司法修習生には修習専念義務があり、それにも関わらず給付がないとするのは、警察学校生や防衛大 学学校生に比べて著しく不平等である。裁判官・検察官のみならず、弁護士も公益のために働くものである。
2,768	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中 の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。
2,769	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)法科大学院等で多くの授業料で借金がある中、修習中は給費制を維持していただかないと生活が非 常に苦しいです。 (理由)司法制度の担い手である法曹養成は国家の責任だから充実した司法修習を行わせるためにも、給 費制は必要不可欠だと考えます。
2,770	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)ロースクール在学中の奨学金制度の充実化と修習時の給費制の復活。 (理由)私は大学生時代から生活費学費の大部分を奨学金で支払ってきました。仮に司法試験に合格できた としても約1000万円の奨学金を返還しなければなりません。その上、修習時の給費制が存在しない現在では さらに返還額が増加することとなります。このような状況では、裕福な家庭に生まれなければ法曹になること ができないためアルバイトを行うことはできず、修習時は専念義務があるため収入は奨学金をたよるざるを えません。このような現状を改善するため、ロースクール在学時の奨学金制度の充実化と修習時の給費制 復活を希望します。
2,771	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給付制を復活して欲しい。 (理由)給付額がいきなり20万から0円になるのは急すぎる。新司制度を信じて弁護士を目指しはじめた年が 同じでも、合格する年が1年違うだけで給付額が上記のように異なるのは不平等であり、10万円程度でもよい ので給付をするべきだと思う。
2,772	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて充 実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠で す。 (理由)医師の研習生は報酬をもらいながら実際の業務に関与するのに対し修習専念義務や守秘義務など 厳しい義務を課し、実際の事件に関与させながら司法修習生にはそれに見合った生活保障が行われないこ とは著しく不平等で不合理です。

2,773	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任であるところ、司法修習生は修習専念義務が課され、交通費や宿泊費、引越費用など種々の費用を自ら支出しなければならず、その経済的負担は大きい。そのうえ、司法修習生になる以前の段階であるロースクール生の段階においても授業料や教材費などの経済的負担は少なくないことからすれば、このような現状を踏まえて、その経済的支援として給費制を復活させ、国家としての責任を果たすべきである。</p>
2,774	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)修習期間中の貸与制度から、以前の給費制度へ戻して欲しい。</p> <p>(理由)収集期間中の生活費は全て自己負担であるにも関わらず、専業義務があるためアルバイト等を行うことができません。私は現在ロースクールに通う学生ですが、大学院を卒業した後にまで、両親に経済的負担をかけさせることになるという現状に疑問を感じております。経済的理由から法曹をあきらめる者も多いことを考えると多くの法曹を増やすという理念のもとに行われた司法改革が、経済的側面において逆に門戸を狭くしているのではないかと思います。</p>
2,775	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)司法修習生への給費制廃止により、多くの司法修習生が苦しい生活を強いられています。そして、法曹をめざす者は不安にかられていますし、中には経済的理由により、法曹への道を断念する者も出てきています。そこで、司法修習生への給費制をぜひとも復活させていただきたいです。</p> <p>(理由)実務に出る前の大切な修習期間を充実したものとするためには、経済的基盤が必要不可欠です。修習生には修習専念義務がある以上、バイトをすることは不可能なので、給費制により生活を保障していただく必要があります。修習生は自己の意志に反する地へ配属されることもあります。その場合、生活費、交通費はもちろん、就活にのため上京する際の費用も自己負担であるため、国による経済的支援がないと満足に就活さえできない状態です。また私は今、法科大学院に通っていますが月に9万円弱、奨学金を借りています。卒業時には計200万円の借金があるところに、また修習のために借金をすることになるかと思うと将来に希望を持つことができません。経済的理由で法曹への道を諦めた友人もあり、やりきれない気持ちでいっぱいです。国が法曹を養成するという理念にもとづく給費制を復活させていただくことを強く希望します。</p>
2,776	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)どんな人でも法曹を志す事が出来る様に給費制を復活させるべきであると考えます。</p> <p>(理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。私の学友の中には、大学時代から多額の奨学金を借りておりこの上修習中の費用負担も加わる事となると法曹になってからも返済に追われることになると不安を抱えてる人がたくさんいます。皆、優秀な人達でありますから勉学に集中できる環境にして欲しいと思います。</p>

2,777	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制の復活を希望します。</p> <p>(理由)司法修習生を修習に専念させ、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。また、現在、私は■■■■大学法科大学院に通っている学生なのですが、子どもの頃から弁護士にあこがれて法曹の道を目指そうとしています。現在ロースクールに通わせてもらっているのは運良く両親の支援があるからです。両親の支援があるからこそ法学部に進学することもできました。ロースクールに進学することもできました。もし私の家庭から支援がなかったら、ロースクールのみならず法学部すら通わせてもらえなかったかもしれません。私のような子供から弁護士という職につきたいと思っていたとしてもお金がなかったら夢をあきらめることとなります。</p> <p>現在法学部の人気は落ちているのは主にお金がかかることが原因といわれています。にもかかわらず、司法試験という国家試験をクリアしてからもお金がかかるとなると今以上に法学部の人気が落ち、豊かな家庭に産まれた子しか弁護士という職に就けなくなり、ひいてはロースクールという学校の中で多種多様な人材を育成するというロースクール制度の趣旨に反することとなります。したがって、貸与制ではなく給付制の復活を希望します。</p>
2,778	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制の復活を希望</p> <p>(理由)法曹になるための経済的負担は、ロースクール制度の導入で尽大なものとなりました。そのことにより、法曹への道を断念する者あるいは法学部の受験者数や入学者数の激減という現象が示すように、法律家を将来の夢として具体的に描きにくくなっているのが現状です。ですから、法律家の人材の芽を摘まないためにも、給費制を復活し、経済的負担を軽減すべきだと思います。</p>
2,779	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)給費制の復活</p> <p>(理由)優秀な人はもはや法曹を目指さなくなっている。これは国益にとって不利なことである。それを是正するため。おそらく、当事者がカネないからくれと言っても全く国民は納得しないだろう。そのため、国民の利益の観点から給費制の必要性を論証すべき。たとえば裁判官がアホばっかになれば、社会がぐちゃぐちゃになり法がキノウしくなりひいては国民の不利益となる。オリンピックより重要。</p>
2,780	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきである。</p> <p>(理由)私は現在■■■■大学法科大学院既習3年であるが、大学卒業後も親からの経済的支援を受けるのは申し訳なく、又その余裕もないことからアルバイトによって自らの勉強にかかる経費はおろか生活にかかる必要費(食費等)を捻出している。その経験からいって法科大学院生がその本分を全うしながら得られる賃金は7万円程度が限界であり、修習において必要な金銭を貯蓄することは不可能である。とすれば修習生に専念義務がある以上、修習に行く場合には借金をすることが事実上強制される。専念義務が維持される以上、その義務を課す側からの経済的支援は不可欠であると考えます。</p>

2,781	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させて欲しい。金額については低額でもよいので考え直していただきたい。 (理由)司法修習生の場合、最高裁判所の辞令によって自分の希望とは異なる全国各地に配属され、交通費や生活費など自己負担とするのは不合理であると考えられます。また、修習期間は他に金銭を稼ぐ手段が無いことから、修習生の負担は酷く重いものと言わざるをえません。資格取得の前提に修習を義務づけるならば、それに伴う修習生の負担を軽減していただきたいと思います。
2,782	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生に対し、給費制を復活させるべきであると考えます。 (理由)司法試験を受験するまでの間にも多額の負担を両親にしてもらってきました。少しでも早く両親に返還したいと思っていますが、司法修習生の間、貸与となると、その返済に追われ、両親への返還が遅くなってしまいますし、自分自身借金を負うということについても不安です。
2,783	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)司法制度に携る法曹は多分に公益的色彩を含んだ職業です。その法曹を養成するのは国家の責任です。また、修習中の生活費を後で返す場合、相当程度お金になる仕事を選んでいくしかありません。なぜなら返還するお金の他にも生活費を捻出する必要があるからです。以上から給費制復活強く希望します。
2,784	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習における給費制の復活を求めます。 (理由)現在の日本の司法制度は法曹への高度の信頼から減り立っており、国家には質の高い法曹を養成する責任があります。そのためには実務に出る直前になされる重要な司法修習について充実したものにすべく生活保障(給費制)が不可欠と考えます。司法修習生は全国各地で修習することになりますが、希望の場所に行けるとは限らず、そういった場所での生活費を負担させることは極めて不合理です。現在の制度では法曹を目指す者の経済的負担が大きすぎます。大学を出てからさらに2年ないし3年ロースクールの学費を捻出するのは大変であり、奨学金も貸与が多いので十分とはいえません。このような状況で修習生の生活保障を行わないならば就職難とあいまってさらに法曹を目指す人は減るでしょう。優秀な人材確保のためにも給費制が不可欠です。※予備試験は本来の趣旨通りには全く機能していません。
2,785	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)現行の貸与制は法曹の質を高めようとする当初の理念と矛盾するものであり、妥当ではなく給費制に戻るのが妥当と考える。 (理由)有能な人材が法曹を目指すようにすること、また法曹の数を増やし競争によって質を向上せしめるためには法曹になりためのインセンティブを高める必要がある。ただでさえ、現行では数年の時間的拘束(法科大学院、修習)のリスクがある以上、これをもってなおインセンティブをもたらすには、給費制という経済的手当が必要であると考えます。したがって上述の意見の通りになる。

2,786	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)給費制を復活させて欲しい。</p> <p>(理由)私は弁護士になりたいと考えて大学の法学部に入学しましたが、家が裕福なほうではないため、大学4年間奨学金を借りて大学に通っていました。また、ロースクールに入ってから高い学費とともに生活費を捻出するのは困難だったため奨学金を借りています。すべての合計は400万を超えており、合格して修習生に入ってからまた借金をするという事を考えると将来に希望を見出だせません。修習中は修習専念義務があるということで働きながら修習することもできず、自分の力では借金が増え続けることをどうにもできません。このような理由から給費制を復活させて欲しいです。</p>
2,787	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)法科大学院の数を3分の1に減らし、補助金などの浮いた予算を司法修習生の経済的支援にまわし、修習生の給与制を復活すべきである。</p> <p>(理由)まずそもそも定員数をみだしていない法科大学院及び合格率の非常に低い法科大学院は廃止すべきである。数を減らした上で、法科大学院入試の段階で選別を厳しく行った方が、全体的な司法試験合格率はあがるはずだからである。またそういった無駄な予算をカットすれば、修習生への給与も可能なはずである。そもそも修習制度は国の制度であり、修習中は副業を行うことが不可欠であるのだから、貸与制ではなく給費制を認めるべきである。</p>
2,788	5/13	第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	<p>(意見)法曹無資格者についても、いかなる方法によりその活動領域を拡大させることができるか再検討すべきである。</p> <p>(理由)法曹志願者の減少の原因の1つとしていわゆる三振者となったときのリスクの高さがある、三振者の進路状況の調査なく「本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るため一つの機会ともなる」などというのは無責任極まりないものである。法曹有資格者は勿論のこと、無資格者についても企業内・行政分野での活動領域を拡大させる措置を可及的速やかに採るべきである。</p>
		第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制を復活させるべきである。貸与制を維持する場合、修習専念義務を緩和し、修習中の生活費等の必要経費を調達することを可能とすべきである。</p> <p>(理由)授業料の減免・奨学金は、成績やGPA要件があるなど、全員が享受できる利益ではなく、意欲がありながらも相対評価のためGPA要件を満たすことができずこれを受けられない者が多数いる。また、将来の見通しが立たないため有利子の奨学金に手を出すことができない者もいる。私もその1人である。企業・行政機関での法科大学院修了者の爆発的増加により、貸与分を将来ペイできる環境が構築されない限り、給費制を復活させるべきである。</p>
2,789	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	<p>(意見)司法修習中の給費制度を復活させるべきと考える。</p> <p>(理由)現在、法科大学院の学費は年間200万円程度となっている。これに生活費・教材費が別途必要なことも鑑みれば年間350万円必要とする。在学時に兼業禁止規定が通常設けられていることからすれば、3年間在学すると1000万円超える費用がかかる。法曹はあらゆる所得階層の人々にその門戸が開かれるべきであるにもかかわらず、卒業後まで無収入の状態では修習が必要となれば、事実上法曹界には富裕層しか参加することができなくなる。</p>

2,790	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制の復活希望 (理由)他の公務員は研修中にも給与が出るにもかかわらず、司法修習生には給与がでないというのは不合理である。給与が出ないというならば修習期間中をさらに短縮するか修習自体を廃止すべきである。(裁判官、検察官希望者のみの修習とし、採用後研修とすれば良い)予算の観点から給費制を廃止するくらいならば、司法制度改革など行わなければよかつたのである。私はロースクール制度自体、廃止すべきと考える。多様な人材確保を標榜して経済力のある人間しか法曹を志せないなど制度自体、欠陥である。
2,791	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)(1)法科大学院課程における給付制奨学金の充実化。 現在、日本学生支援機構における奨学金等、一定の奨学金による経済的支援がなされているが、貸与制・有利子制等、卒業後に大きな負担となる奨学金による支援の割合が大きい。卒業後に負担を軽減するような給付制奨学金の充実を図ることを求める。 (2)修習課程における給費制の復活 学部・法科大学院と進むことが原則とされる現行の法曹養成制度のもとにおいては、修習生となる段階において既に1000万円に近い債務を負う者もいる。修習専念義務や就職活動等の負担も考慮すれば、給費制の復活は必要不可欠であると考えます。 (理由)(1)現在貸与制奨学金は「奨学金」としての機能を有していない。後に返済しなければならない貸与制奨学金は借りている者に対して不安を植えつける。不安を感じるがゆえに、多くの額を借りるのをやめ、一定時間のアルバイトで生活費・学費不足を補う者もいる。貸与制奨学金には勉学に対するインセンティブとしての機能はないといっても過言ではない。よって給付制奨学金の充実化を求める。 (2)修習専念義務の負担を考えれば給費制とするのが当たり前ではないか。他の公務員は研修を貸与制で行っているのか。公的な役割を担うために修習を受けるのである。同じく公的な役割を担う他の公務員と同様、給費制とするのが公平であると考えます。
2,792	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活必要性。 (理由)現在の制度下においては司法修習生に修習専念義務等を課す上、法科大学院での学修も多くの場合求められており、優秀な法曹として司法制度を担いたいと考えても将来に対する金銭面での大きな不安を抱えざるを得ないものとなっていると考えます。熱意ある優秀な人材に対し、充実した法曹育成教育を行うためにも修習生に対する給費制は是非とも復活させるべきものと考えます。
2,793	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)現在、修習生への貸与制が実施されていますが、給費制を復活させて欲しいと考えます。 (理由)ロースクールでの授業料は高く、現在私は奨学金でその一部をまかなっています。この負担に加え合格後も生活費として貸与制を頼らざるを得ないこととなると社会に出る頃には英大な借金を抱えてしまうことになりそうです。このような制度を維持することは金銭面で余裕のない者の法曹への道を閉ざしかねないため、給費制を復活させるべきと考えています。
2,794	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習における給費制の復活させるべき。かつもしくは法科大学院での学修補助金の増額、修習中の生活扶助手当の支給をすべき (理由)貸与制が発表されてからここ数年でロースクールへ入学する学生が大幅に減少している。その理由は現在では一人暮らしをする大学生が増えており、金銭的負担が大きく、ロースクールへ進学する余裕がないことが1つあげられる。また新司法試験は回数制限があるため最終合格者の割合はトータルで6割弱になるものと思われる。

				さらに、合格しても貸与制で修習中の生活費も負担になり、就職難の現状からすれば金銭的負担は他の進路と比べても類をみないものである。いわば超ハイリスクでほぼ「ノー」リターンである。これも1つの理由である。このようなリスクはマスコミやインターネットで強調されており、強い意識をもつ学生でも高度に不安を覚え予備試験を中心に考え予備に通らなければ法曹を諦めることも多々ある。そうするとロースクール入学者の質が低下し、合格率もさらに下がりがりいわゆる三振者が増加し、マスコミが騒ぎ、ますます入学者が減少するといった負のスパイラルが続くことになりかねない。以上から給費制(その他支援)の復活をすべきと考える。
2,795	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)司法修習生の修習期間中の金銭貸付を給費制にすべきです。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院の3年生です。学部時代からの奨学金を考慮すると司法試験合格後も借金が増えるというのは法曹として自立できるのか不安になります。貸与制の理由になった一つにロースクールを創り法曹人口を3000人まで増やすのでそれだけの人数に給付することは国家の財源的にも厳しいという点がありました。しかし、現状法曹人口は急激に増えたわけではなく3000人のめども撤廃されました。とすれば当時の予定していた状況は異なるので、現実的なニーズに合った政策をしていただきたいです。
2,796	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における 経済的支援	(意見)給費制を復活してもらいたい。 (理由)三権分立の司法の担い手である弁護士がアルバイトも許されず生活を切りつめながら修習を始めることは勉強に身が入らなくなってしまうという悪循環が考えられる。そして、実際に2日試験に落ちる人も新試になってからできてきている。そのため給費制を復活させたい。
2,797	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経 済的支援	(意見)私は現在■■■■大学に通っています。もともと弁護士を目指し、法曹を目指し法科大学院への進学を考えて法学部に進学しましたが、学部であった4年間に月約5万5000円、合計約260万円の奨学金を借りていました。また、法科大学院となった現在においても、月約8万8000円の奨学金を借りており、2年間で合計で約200万円の奨学金を借りることになっています。そして、現在貸与制の下では、司法修習生となった際にも、生活のために貸与を受けざるを得ないと考えています。司法試験合格後も借金が増えていくことを考えると、将来、本当に返済することができるか不安です。また、経済状況が困難なためには法曹を目指すことを諦めた友人もいます。法曹への道を閉ざさないためにも、給費制の復活を希望します。 (理由)司法修習生は、修習専念義務を負っているため、バイト等より生活費を稼ぐ事ができません。また、全国各地に配属されることに伴う引越費用や交通費等といった司法修習に必要な費用はすべて自己負担とされています。さらに、修習生の中には、学部生ないし法科大学院生の時に奨学金を借りていた者も少なからずいます。それにもかかわらず、給費を行わず、希望者に貸与を行うにとどまる現行制度は、修習生の生活を圧迫する極めて不合理なものといわざるを得ません。そもそも、多様な人材を確保する目的で法科大学院の設置や司法試験制度の変更といった司法制度改革が行われたのに対し、修習生に給費を行わない、貸与制は、そのような人材をかえって退けるものであり、司法制度改革の目的に反します。よって、給費制を復活させるべきだと考えます。

2,798	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)私は、司法修習生に対する給費制を復活させてほしいと思っています。私は現在■■■■大学法科大学院に通っていますが、大学時代には4年間で約270万円の奨学金を借りていました。現在は、奨学金を借りていないものの勉強のためにアルバイトをする時間はなくなり、収入はありません。このような状況で、司法研修期間にも生活のために貸与することになれば、借金を返済できるかどうか非常に不安です。私は、九州出身なのですが、現在の法科大学院制度は関東、関西が中心になっており、地方出身の学生にとっては、生活費や学費を払うために奨学金等を利用することがやむを得ない状況になっていると思います。このような情もふまえて、是非、司法修習期間の給費制を復活させていただきたいです。</p> <p>(理由)現在の司法試験制度や法科大学院制度は、多様な人材を法曹として確保するという目的で始められたものです。にもかかわらず、厳しい司法試験を突破した者に対して、貸与をいう形で借金を負わせることになれば、法曹の途を諦めてしまう者も出て来ると思います。これは、貸与制が制度目的達成の妨げとなっている不合理なものであることが原因であると思います。これからの我が国において、司法制度を発展させ、自由で平等な社会を実現させるためには、多様な人事を”育てる”ことが大切だと思います。そうだとすれば、”育てる”対象となる者に対して、育つ事が困難となる経済条件を負担させるのは不合理だと思います。</p>
2,799	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)現行貸与制の廃止又は修正</p> <p>(理由)合格者を増加させたことを理由に給費制を廃止し貸与制としたことは、先輩方の時代と比較して不平等だと思います。法曹資格者を充実させる目的を達成するためとはいえ、相応の支出を国が負担しないことは、都合がよすぎるのではないのでしょうか。</p>
2,800	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制を復活させるべきと意見致します。仮に財源その他の理由より全修習生に給与を支給することが困難であるとしても、一定の条件の下(例えば、家庭の経済事情や修習地が現在の生活拠点と異なる地域となる場合など)、修習生活を送る上で、経済的支援が不可欠な者にたいしては、給費を支給すべきです。</p> <p>(理由)自分は現在■■■■大学のロースクール生ですが、ここに至るまでに多くの友人、知人が法曹になる目標を断念してきたことを目の当たりにしてきました。その最も多い理由が、経済事情です。法律の勉強を行うには多額の書籍代がかかるのが一般です。さらに現在のロースクールでは既修2年コース入学でも、国立で200万円近く、私立では350万円近い授業料がかかります。これだけでも4年生大学の授業料を支払い、かつ両親が定年であるいはそれに近い一般家庭において、過大な、経済的負担です。これに加えて、司法試験合格後の修習期において、アルバイトができない状況の中、1円の給付もでないのであれば、家族の下、あるいは現在の生活拠点より遠方に修習に行くことになった者は、どのように修習を乗り切れればよいのでしょうか。これでは経済的に裕福な者のみが法曹資格を得れる結果となってしまう、多様な人材を受け入れ、法の周知及び法の支配の徹底という司法制度改革の理念から遠ざかると思います。</p>
2,801	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習における給費制復活を望みます。</p> <p>(理由)法曹になるためには、ロースクールに通い、司法試験を受験しなくてはなりません。その間働くことは時間的に無理であり、生活費、教材費、ロースクールに授業料などかなり高額となります。更に司法修習で給費がないとすれば負担は増します。今の制度では優秀な法曹を養成することは到底難しいよ考えます。</p>

2,802	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。3年間で計500万円ほどの奨学金を借りることとなります。その上修習でまた借金が増えるとすると大変は負担です。司法修習生は希望の修習地ではなくても交通費、宿泊費、就職活動に必要な費用まで自己負担であるため不合理だと思います。
2,803	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)就職活動にもお金がかかるし、これまでに必要だったお金等も考えれば、修習中の生活保障として給費制は必要不可欠だと思います。
2,804	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の給費制を復活させるべきです。 (理由)司法修習の場所、期間ともに裁判所が決定し、修習生の意見が考慮されることはほぼありません。そうであるにもかかわらず、修習生は修習のための交通費、引越し代金、生活費は自己負担とされ、ただ借金をする権利が与えられているのみです。このような実情は、修習生が人間らしく生きる権利を奪うものだと思います。ましてや、修習生には修習専念義務や守秘義務など重い負担が課せられ、アルバイトをすることすら許されずに、ただ働きを強いられます。司法修習生を経なければ法曹になれない以上、司法修習への従事は事実上強制されています。そうであるならば、裁判所の命令に基づき提供される労務には、それに対する給費がされるべきだと考えます。
2,805	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制の廃止。給与制の復活 (理由)修習内容は国が決めたプログラムである。したがって、そのプログラム期間の給与をはらうべきである。
2,806	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の給費制復活 (理由)自分は妻と子供を抱えながら、現在法科大学院に通っています。修習中に、他の仕事が出来ないにも拘わらず、貸与制であるとする、弁護士になってから、借金を返すのに手一杯で、家族を十分に養っていく自信がありません。弁護士として、十分な弁護士活動を行っていくためにも、是非、給費制にして頂きたい思います。
2,807	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を求めます。 (理由)法科大学院に通うだけでも学費以外に教科書代、交通費、食費、生活費がかかります。院生の時にアルバイトをすることは時間的にも無理なことです。司法試験に合格してから修習の義務を課され修習を終えるまでにもお金がかかります。自宅から運よく通えても交通費、スーツ代、その他学習に必要な費用、交通費など全て自己負担です。地方での修習になれば引越費用、家具、電化製品一式そろえたらいくらになりますか？その後東京に戻ったら買ったものはどうなりますか？修習が終わったら皆お金持ちになれる社会にしてくれるんですか？みなお金もちになれない社会しか作れないなら、国会中に居眠りしているような国会議員をクビにしたり、ミサイル1本ぐらい減らして予算を回して下さい。そうでもしないと日本の優秀な人材、若者たちはどんどん海外に行っていていつか日本は終わると思います。お忙しい中読んで下さりありがとうございます。給費制を望まないロー生はいません。同じく携わる者として、社会に貢献させてください。

2,808	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の希望 (理由)修習中および修習後に対する経済的不安より。
2,809	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。 (理由)法科大学院まで進学すると経済的に大変厳しく、また、修習後も安定した職に就いてお金を返済できるか不安を感じるため。
2,810	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべき。 (理由)貸与制にすることにより、大学、法科大学院で奨学金を得ている人は多大な経済的負担を負うことになる。とすれば、法曹となる者はそのような負担を前提に志願することとなり、結果経済的余裕のある者しか志願しなくなるからである。
2,811	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活して下さい。 (理由)私は現在司奨学金を借りているうに司法修習中に副業が禁止されると経済的負担が重くなり、将来が不安です。
2,812	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)司法制度の担い手である法曹の養成は国家の責任です。その質の向上のためには、司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うことが必要であり、そのためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠です。優秀な人材が経済状況のために法曹を諦めることがあってはなりません。
2,813	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)弁護士となる者についても、市民ニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官や検察官と対等な法律家となるためには、司法修習が必要不可欠です。是非、給費制に戻していただくことを希望します。
2,814	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活。 (理由)司法権の発展の為。
2,815	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習期間中の給費制は不可欠だと考えます。 (理由)大学、大学院でも奨学金を借りているため、修習中の貸与分も合わせると1000万円ぐらいの借金と なってしまいます。また、他の職業と比較しても、他の専念義務のある職業はほぼ給費制であることを考えると、不公平であると思います。防衛大学校の学生にすら給費されているのに、修習生に給費がなされないのは不合理です。

2,816	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(理由)司法試験受験のために正規のルートとされる「4年制大学卒業→法科大学院修了」というコースを通る者はそれだけで既に多大な経済的負担を余儀なくされ、その上、修習生の給与が貸与制であるという状況では、大きな借金をすることなく弁護士(法曹)になれるのは、限られた一部の家庭だけであり、弁護士になってからも、借金のために、社会に奉仕することに専念できなくなってしまう。給費制は必須であるとする。実際友人にも非常に優秀であるにも関わらず、法曹への道を経済的理由により断念した者が何人もいる。国益のためにも給費制は重要な制度である。
2,817	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習に必要な実費の個人負担の不合理性についてです。給費制に戻してほしいです。 (理由)私は大学でも大学院でも奨学金を借りて生計を営んでいます。大学院も免除付のところであれば入れない状況でした。そのような状況の中で、修習中まで貸与制度を利用せざるを得なくなると、返せるかどうか本当に不安です。
2,818	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)これ以上借金を重ねることはできないので、修習期間中は給費にして欲しい。 (理由)借金の積み重ねは、精神的につらく、勉強に集中したい。不安が否が応でもよぎる。
2,819	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、司法修習生への給費制を復活させていただきたく、今回意見を差し上げることにしました。是非、御一考のほどよろしくお願ひします。 (理由)修習専念義務、費用負担の大きさを考えると、それに見合った生活保障がなされないのは極めて大きな問題です。私は学生部時代から奨学金による借金がありますので、生活費のことを考えると勉学にまで影響を与えてしまいます。
2,820	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)回数制限に合理的な理由はあるのか、 (理由)3回落ちた次の予備試験に受かったとしても次の、新試を受けられない合理的な理由を見いだせない。
2,821	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を希望します。 (理由)法曹養成は国民にとって不可欠である、国家の責任です。司法修習生に経済的な負担や不安を極力取り除くことにより、修習に専念させること、また、経済的支援を充実させることにより、法曹を目指す優秀な人材を豊かにすることは、非常に重要なことであると考えます。司法制度改革に伴う給費制の打ち切りにより、法曹志望者の減少、司法試験受験生の将来への不安を肌で感じています。国の十分な支援により、安心して学ぶことができる環境が違ふことを希望します。
2,822	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)私の両親は定年を迎えており、私は親の年金と貯蓄で法科大学院に通っている状況です。修習生の給費制復活を希望する理由の一つは財政的な理由なのですが、それ以上に大きな理由は親のすねかじりを一刻も早くやめたいということです。一法科大学院生の意見として参考にしていただければ幸いです。

2,823	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべき。 (理由)修習中に費用がかかることを全く考慮せず、修習専念義務や守秘義務を深し、何の生活保障も行わないことは不合理であり、質の高い修習を行うためにも給費制は不可欠です。
2,824	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活すべき (理由)弁護士の収入が減少しているので貸与制だと返済できるか不安です。修習生はアルバイトが禁止されているので、給費制がないと生活できないと思います。
2,825	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻して欲しい (理由)借金をしてしまうと、自己のできる範囲がせばまってしまう。
2,826	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。法科大学院は、学部と比較し、学費も高く、アルバイトを行う暇もありません。したがって、貸与制の存続に反対です。 (理由)従来よりも、受験生にかかる経済的負担が多いのにもかかわらず、給費制を廃止するのは不公平である。
2,827	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、司法修習における貸与制に反対です。 (理由)私は現在■■■■大学法科大学院に通っています。国内の法曹を増やす、という指針については、私も賛成でそのような中で、法の担い手となるべく大学入学当初から法学の勉強をしてきました。増やすだけ増やして、お金がないからといって、身勝手貸与制にするのはおかしいです。民間企業ですら、研修期間に給料がもらえるのに、社会に出るのが遅くなったあげく借金することになるのは非常に辛いです。結局、また将来法曹が減少することになるのではないかと思います。
2,828	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)合格基準を厳しくするのは水準を維持するため構わないと思うが、貸与制にするなどして、経済的困難者が法曹を目指しにくい世の中にするなはどうだろうか。ゆえに、給費制は戻していただくことを希望します。 (理由)生活保障の必要性、有能な人材の保護、確保の見地より。
2,829	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させてほしい。 (理由)お金がないから法曹を目指せないのは、酷である。
2,830	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の貸与制を給費制に戻して下さい。 (理由)私は、既にたくさんの奨学金をかりていて、これから更に借金を重ねることは、不安です。本当に困っている人を支えたくて弁護士を目指していますが、借金まみれで、自分が弱い立場にいと、困っている人を支えることなんて、できません。よろしく願います。

2,831	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制度の復活を求めます。 (理由)修習生は修習生専念義務が課され、アルバイト等が禁止されています。それにもかかわらず、修習期間中に何の給付を受けられないというのは非常に問題です。もちろん、貸与制により、修習期間中の生活費を賄うべきとの考えもありますが、修習生の多くは、法科大学院までの間に学費等の支払の為に既に多額の借金をしています。このような修習生に、更に借金をさせるのはあまりに不合理です。以上から、修習生の給費制度復活を求めます。
2,832	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中に必要な費用と生活保障の給費制が必要です。 (理由)上記の必要性は、はい止前から変わっていません。一方、はい止の根拠となった合格者数は増えておらず、目標自体も撤廃されるに至りました。よって給費制のはい止状態を継続する理由はないと考える。また、一部の富裕層のみの考えが法曹界でふえんするようになりかねません。バランス感覚のもとめられる法律にとって大きな損失と考えます。
2,833	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)至急、修習生の給費制を復活されたく存じます。 (理由)1,888万円、およそ2,000万円の負債を、修習生になる前に私たちは負うこととなります(内訳:私立法学部学費100万円/年×4、ロースクール学費160万円/年×4、家賃、生活費12万円/月×12×7年間)。これに加えて、さらに、司法試験合格後も、貸与という名の負債を負うこととなります。これは、大きな負担です。よりよい司法制度の構築のために、資本試験と揶揄されない制度整備を是非とも、宜しく願い申し上げます。
2,834	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)大学、法科大学院、司法修習と法曹になるためには、多くのお金と時間がかかる。そんな中で、経済的理由から法曹になることを諦めた仲間たちをたくさん目にしてきた。法曹は、人の人生にかかわる仕事であるからこそ、優秀な人材を確保する必要うがあるのに、給費制の廃止でどんどん優秀な人材が減少していき、このままでは日本の司法は質が低下するから。
2,835	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を求めます。 (理由)司法試験を合格するまでは従来に比べ、ロースクール卒業という要件が課されることにより、旧試験時代よりもお金がかかるようになっていきます。にも関わらず、貸与制とすることは、更に負担を課するものであり、酷であります。通常の企業ですら研修期間も給与が出ます。司法修習生もこの研修と何らかわらないむしろ、それ以上の厳しい責任の重い仕事の知識を得たりする研修であるのにも関わらず、一切金銭の支払いもないということは国家がタダ働きさせることと同義です。さらに、このようなお金がかかることを明示することによって、新たに法曹を目指す者を減らして、目標として以前掲げていた3000人合格というものを減らしていくための策のようにも思えます。多様性を求めるためのロースクールを金持ちしかかなれない仕組みは相容れません。
2,836	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援(給付)を求めます。 (理由)私は、奨学金をもらってロースクールにきており、大学の分も返済しなければならず、念願かなって法曹になっても、1000万近い借金を負います。そのような中でバイトもできず、修習中も貸与という借金を負えば、弁護士登録料も払えません。よって修習中の経済的支援として給費制の復活を求めます。

2,837	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援の一環として、給費制を復活させるべきである。 (理由)司法修習生には修習専念義務等の義務は課されているが、それに見合った権利は与えられていません。したがって、一方的に給費制を廃止することは、不合理であります。また、昨今の弁護士就職難や収入減に鑑みると、貸与された費用の弁済に困難であるといえます。
2,838	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制の復活を求める。 (理由)法曹を目指して法学部に入学し、そして法科大学院に進学しているが、学費として日本学生支援機構から今まで計700万円ほど借り、これからもう100万円借りる予定である。だが、研修中も修習専念義務、守秘義務を課し、生活費を稼ぐ労働を禁止し、他方生活保障について国から支給される金員は全て借金である。これは生活保障を怠るのみならず、家計等で恵まれた者しか法曹を目指すことのないよう誘導されたも同然ある。以上の点についてみると、多様な人材を集めるという趣旨のもと始まった法科大学院制度を無視しているといえる。
2,839	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間の貸与制を給費制にするべきだと考えます。 (理由)司法修習生が修習に専念し、充実した司法修習を行うためには、給費制が不可欠です。法科大学院の費用に加えて修習期間中の費用まで負担するのは法科大学院生出身者にとっては大きな負担であり、給費制に戻していただくことを希望します。
2,840	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活 (理由)合格者を減らしているのだから、給費制を廃止し貸与制とした理由は失われたのではないか。昨年度の法科大学院適性試験の受験者が一万どころか八千人をも下回ったのは、貸与制をはじめ若年弁護士の負担が大きすぎるため法曹志望者を減らしたとはいえないか。
2,841	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生への経済的支援を充実して欲しい特に、給費制に戻って欲しい (理由)借金が增えるのは大変 国の司法の質を保つために修習し、国民の権利を守るために働くのだから、きちんとサポートして欲しい。
2,842	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)司法修習生は、大学時代に奨学金という名の借金を抱え、さらにまたロースクールで大学時代以上に多額の授業料がかかることから、その分の奨学金(借金)を上乗せして抱える状態になっております。給費制がたとえ維持されていたとしても、それ以前の段階で、上記のような借金を抱えた状態になっており、「法曹は結局、一部の裕福層しかねない職業だ、」と揶揄されている現状です。せめて、司法修習生の金銭的負担を軽くしていただくご措置を願います。

2,843	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。</p> <p>(理由)法曹を目指す者にとって法科大学院の選択は自由です。したがって法科大学院に通うための費用を負担することは自己責任でかたづけられます。他方、司法修習は、法曹になるため必ず経なければならぬもので、修習をせずに法曹となることはできないわけですから、ここに自己責任は妥当しません。すなわち、司法修習生は、国に修習をさせられると考えるのが理念からの帰結ですから、修習の費用は、国が責任をもって支出すべきです。なるほど、司法修習生になるかならないかも選択できるという意見もありましょう。しかし、そうすると、法科大学院を通して多様な人材を法曹に育てるとする法科大学院制度の趣旨に反することになりましょう。</p>
2,844	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法制度は民主的な国家に必須でありその担い手である法優秀な曹を育てるのは国家の重要な責任だと思います。若い司法修習生の経済的負担を少なくし、修習に専念させ充実した司法修習を行うべきです、そのためにも最低限の経済的裏づけである給費制の復活が望まれます。</p> <p>(理由)一般家庭である我家にとって息子の学費等の負担は大きな物です。大学・法科大学院を通して、奨学金を借りておりますが、司法試験に合格した後も給費制が無いと苦しい現実があります。法曹を目指す優秀な学生を今後供確保するためには修習生の経済的不安を少なくする、給費制が必要だと思います。</p>
2,845	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)私は現在法科大学院3年(既修者入学)ですが、学部時代には月8万円の貸与型の奨学金、法科大学院生になってからも月6万円の貸与型奨学金を借りています。このまま順調に司法修習生になれたとしても、更に借金をしなければならぬと思うと、実務に出られるときにはマイナスからのスタートになることも間違いなく、生活にとっても不安を感じます。したがって、経済的支援の給費制度の復活を求めます。</p> <p>(理由)上記に書いたことが主な理由ですが、それ以外にも、このように法曹を目指す人にとって経済的に過酷な制度を強いることは、国家にとって優秀で本当に求められるべき人材を探り逃すことになり、将来的にみて、かなりの損失だと思います。よって、給費制の復活が必要です。</p>
2,846	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制の復活を希望します。</p> <p>(理由)司法試験を受けるにあたり、多くの方が、大学に4年間法科大学院に、2年ないし3年間通っており、経済的に豊かではない人も多くいます。大学、法科大学院の学費は、けっして安いもではなく、奨学金を借りている人は、既に多額の借金を抱えている状態です。このうえで、修習中にも借金をすることは大変な負担であり、経済的不安のある人の法曹への道を閉ざす結果になりかねません。優秀な人材を法曹の世界に集め、また、修習生に不安なく充実した修習を行わせるためには、給費制は必要不可欠です。</p>
2,847	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)現行の修習生の貸与制を旧来の給費制へ変更すべきと考えます。</p> <p>(理由)司法修習生は修習に対して専念義務を負うことから、修習にかかる費用についてアルバイトによってまかなうことは不可能です。新司法試験制度により、多くの学生が借金を負って社会人となる現状から、少なくとも準公務員として扱われる司法修習期間についてだけは、給与の支給がなされることを望みます。</p>

2,848	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対しては、修習期間中に修習、生活に必要な費用を十分に給付することが必要であると思います。 (理由)法曹の養成は、社会の安心の養成である。修習期間が1年間と短縮された今日において、修習生はその期間内に集中して、法曹となるための技術、心得を得なければならない。その期間内に修習生が生活に追われ、修習に集中できない状況を作り出すことは、社会の安心を軽視する態度である。
2,849	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度を担う法曹の養成は国家の責任の下行われるべきであり、国家による生活の保障は、修習を意義あるものとするために不可欠である。 (理由)現在の司法制度においては、原則として、法科大学院での、就学が必要であり、司法試験の受験資格を得るまでの過程においても、多大な経済的負担がある。そのうえ、修習においても、配属先までの、交通費や宿泊費等が自己負担であり、貸与制ともなると、若手弁護士の収入が大きく減少しているといわれる現在、法曹を志す者とし、将来が不安になる。
2,850	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現在、司法修習費用が貸与制になっているが、これを廃止し給費制を復活させるべきである。 (理由)司法修習生には修習への専念義務が課され、アルバイトその他の収入を得ることが困難であるために、修習費用を貸与すなわち借金とすれば借金をしたくない者も強制的に借金をすることになる。また、民間企業では仮採用期間の研修に給料を支払わないという非常識な企業は存在しない。司法修習は法治国家である日本の礎を担う法曹を養成するものであるから、この研習に対価を支払うのは当然のことと言える。さらに、ロースクール制度に伴い法曹を目指すには多額の費用が必要になっているのに、この上修習で借金をしてしまうというのでは、修習生は法曹になるころには莫大な借金を抱えることになる。奨学金返済困難が問題になっている現在、貸与制を継続すれば法曹を志すものは激減し、ひいては司法の質を大幅に低下させることになるのは自明である。
2,851	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を廃止し、給費制を復活させるべきです。 (理由)ロースクール制度により、法曹を志望する者は多額の出費が課せられる状況を強いられています。このまま貸与制が続けば、法曹志願者も少なくなるかもしれません。少なくなれば、優秀な人材を確保することも難しくなります。ぜひとも、給費制の復活をお願いします。
2,852	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させるため、また、経済的に豊かではない人でも法曹を目指そうと思える法曹養成制度で在るため、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制の復活を希望します。 (理由)私は現在、都内の法科大学院に通っています。私の家庭は両親が離婚していることもあり、経済的に豊かであるとはいえません。そのため、高校、大学、大学院と、奨学金の貸与を受けながら何とか通えている状態です。大学院を卒業すると同時に1000万円近い借金を返していかなければならないにもかかわらず、、加えて修習中の費用も借りなければならぬとなれば、それらを全て返済できるのか不安です。また、そのような不安を抱えていては修習に専念できるのかも疑問です。

				仮に私は借金を完済できたとしても、法曹を志望する経済的に豊かで経済的に豊かでない人々の全てがそうなるとは限らないので、法曹を志望しながらも経済的な理由でその道を閉ざされてしまう人も沢山いると思います。司法試験を受験する資格を得るために多額の借金をして法科大学院に入り、司法修習生でも借金をしなければならないのでは、そのような人々が法曹になろうとする機会すら奪いかねません。経済的に豊かでない人であっても努力さえすれば法曹になることができる。そのような法曹養成制度であるべきだと考えるので、修習生の給費制の復活を希望します。
2,853	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の貸与制を廃止し、給費制の復活を希望します。 (理由)法曹に携わるために司法修習を受けることが必須であるにも拘わらず、貸与制では生活が成り立たない人を生み出している。修習専念義務を課しておきながら、貸与制を取るという矛盾。ロースクールを卒業するまでの間に、莫大な学費を払ってきている。一方で、弁護士の仕事口が減っており、収入も減少傾向にある。このような状況では、弁護士を目指すメリットも同様に減ってしまい、法曹人口の減少と、質の低下を招いてしまうと考える。給費制の廃止は間違いなくこれに拍車をかけている。法曹を目指す人の夢を奪わないで下さい。
2,854	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)第65期修習生から給費制が廃止されてしまいましたが給費制を復活させていただきたいと考えています。 (理由)私は家庭の経済事情が厳しいこともあり、大学および法科大学院において、非常に多額の奨学金を借りています。修習中にまた借金が増えるとすれば、借金の合計額は1000万円を超えてしまいます。現在、法曹業界は非常に厳しいという話を耳にしますので将来、1000万円もの借金を返せるか、不安を抱えながら日々勉強しています。確かに、修習生の大多数は弁護士となり、裁判官、検察官などの公益の代表者たる公務員になるわけではありません。しかし、現在の制度では、修習が義務づけられ、修習中は未熟ながら実際の事件処理に関与するのですから、それに対する生活保障はあってもよいのではないかと思います。希望としては、給費制が廃止される以前と同様の給費を求めたいのですが、以前と比べ、合格者が増えており、財源確保という問題があると思いますので、せめていくばくかの給費だけでも希望したいと考えています。その給費だけでも、完全な無支給とくらべ、法曹を志す者の気持ちの負担は軽くなると思います。
2,855	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制を廃止し、給費制を復活させるべきである。 (理由)現在の法曹養成制度は、法曹志願者へ過度な負担を課すものとなっている。大学在学時、ロースクール在学時と「奨学金」という名の借金を背負い込んだ上、修習時にも300万円の借金をする。そのような状況で、法曹を志す人がいるだろうか。いたとしても、お金もうけに走り、弱者保護のため活動する法曹は減るであろう。これは、三権の一翼を担う、司法権の弱体化を促進するのではないか。
2,856	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を廃止し、給費制の復活を望みます。 (理由)司法修習生に修習専念義務・守秘義務などの厳しい義務を課し、実際の事件処理という労務を課しながら、それに見合った生活保障を行わないというのは著しく不合理です。修習生となるまでに学生は大学・法科大学院において奨学金を借りていることも多く、更に修習生となっても貸与でということになれば、その経済的負担の大きさから、法曹となることを諦めざるを得ない者も多数いるのが現実です。実際、司法試験の受験者・法科大学院の受験者ばかりでなく、法学部入学者も近年減少しております。これでは、弁護士のみならず、裁判官・検察官になろうとす優秀な人材を確保できず、ひいては国民に大きな不利益をもたらしてしまうことになると思います。

2,857	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活することにより、経済的に困窮する者が安んじて修習に専念することができるようにすべきです。 (理由)法曹を志す者が、全て経済的に余裕のある者というわけではありません。このままでは、経済的負担を懸念して優秀な人材が法曹になることを諦めるという結果を招来することになります。このような事態を避けるには、給費制することが最善の策だと思います。
2,858	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における貸与制を廃止し、給費制を復活させることにより、多くの人々が安心して法曹を目指す環境を整備すべきであると考えます。 (理由)私は■■■■大学法科大学院通っていますが、月々約14万円の奨学金を借りており、卒業までには300万円を超える借金を背負うこととなります。これに学生部の頃の奨学金を加えると、650万円程になり、現時点でも働き始めてから返していけるのか大変不安に感じています。この上司法修習でも、借金が膨らむことになれば、弱者の手助けをすることで自らの生活が困窮してしまいます。法曹養成は国家の責任でもあり、かかる事態は法曹を目指した者の自己責任の一言では片付きません。法曹を目指す熱意のある多くの人々が安心して勉強や修習に励むことのできるよう給費制の復活を強く望みます。
2,859	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)司法修習生には修習専念義務や守秘義務などの義務が課され、実際の事件処理に関与しています。されにもかかわらずそれに見合った生活保障が行われれないというのは非常に不合理です。また、修習生は全国に配属され、実家から勤めることができない場合には家賃や交通費、引越費用など大きな負担を負うこととなります。修習中はアルバイトができません。そのような状況では日々の生活をやりくりするのがやっとで修習に専念することができなくなってしまいます。現在既に奨学金を借りており、借金潰となっています。今後さらに修習の中に借金を重ねるかと思うと絶望的です。是非とも給費制を復活して頂きたいです。よろしく願い致します。
2,860	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します (理由)生活の基盤もなく将来の収入の見通しがつかない現代の司法修習生にとって修習費用の自己負担は大変な経済的・精神的不安材料となります。かかる不安材料を抱えたまま修習にのぞむことは昨今いわゆる弁護士の質の低下を加速させることにつながります。従ってこのような事態回避のため、給費制復活を希望します。
2,861	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させて欲しいです。 (理由)私は法科大学院に通っていますが、現在既に奨学金を借りている状態のため、これ以上金銭的な負担が増えるとなると将来のことが不安になります。また、貸与制の場合、無収入として扱われるため、それによって生じる、家が借りられないといったような社会的不利益についても心配です。職務専念義務のためアルバイトをすることが禁じられていますが、経済面での不安を払拭して真に職務に専念するためにも給費制の復活を希望します。

2,862	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)第1、生活費保障の必要性について 司法修専念義務や、守秘義務など厳しい義務を課し、実際の事件に関与させながら、それに見合った生活費保障を行わないことは、著しく不合理である。従って「給費制」を復活すべきである。</p> <p>(理由)ロースクール制度の導入にり、旧制度よりも、金銭的負担が増大しことは論を持たない。にもかかわらず、前述の義務を課し、業務の実働をさせておきながら、司法修習生に生活費保障をしないことは、不合理極まりないといえる。そもそも、司法制度改革により、法曹人口を増大させようとした趣旨は多様な人材を法曹業務に就かせることにより、国民の利益を図り、国際的競争力を強化しようとするににあったといえる。しかし生活費の保障がないゆえ、法曹志望者は激減し、前述の改革の趣旨は全くできていないといえる。TPP参加により海外からの司法サービスの参入が予想される今日、国内法曹を養成し、国益を守るべきであることは、1つの希望である。</p>
2,863	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を復活させていただくことを希望します</p> <p>(理由)確かに弁護士となる者についても、その質を確保するためには司法修習が必要だと考えられます。しかし、法科大学院の学費も相当高額であり、さらに司法修習中は専念義務によりアルバイト等も行うことができないといった現在の状況からすると、経済状況が良くなければ法曹になることが困難であるといえます。そのような状況の者には奨学金があるから利用すればよいとも思いますが、学部生時代、法科大学院生時代、司法修習中のすべてで借金をすると、返済額も莫大となる。とすると、結局、ある程度の経済的余裕がなければ法曹となることを断念せざる得ないことになってしまいます。以上から法曹の質を確保するためにも給費制の復活は必要だと考えます。</p>
2,864	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生に対する給費制の復活を求めます。</p> <p>(理由)法科大学院では、ほぼ全学生が数百万円の費用を支出しています。そして、そのうち多くを貸与制の奨学金によりまかなっているのが現状です。司法修習時にさらに返済義務が生じる奨学金を借りるとなると、やはり数百万円の借金を負うこととなります。これでは、家庭が裕福な学生しか法曹を目指せないため、「多種多様なバックグラウンドを持つ法曹の増員」という目標は本末転倒となります。どうか「現場」を直視して下さい。</p>
2,865	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制の復活</p> <p>(理由)司法修習生は全国各地に配属されますが、希望の配属地でなくとも必要経費は自己負担となっているため、地方に配属される修習生の負担は大きいです。幅広い人材を登用するために、司法試験制度などが変えられたのに、ロースクールの費用をはじめ、この修習生の給費制廃止によって、結局お金に余裕のない人の、法律家になる道が狭まれているように思います。なので、給費制の復活を検討していただきたいと思えます。</p>

2,866	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習中に必要な費用を得、生活を保障するだけでなく、司法修習生に責任と自覚を持たせるためにも重要である。給費制の復活を求める。</p> <p>(理由)司法修習生には、修習生専念義務や守秘義務など、厳しい義務が課される。にもかかわらず、給費制を廃止し、自己の生活に必要な費用は、自分で用意しろ、できなければ借りろ、というにはあまりにも乱暴な要求ではないか。ただでさえ、法科大学院制度により、以前よりも多額の費用を必要とし、自分も含め、多くの者は大学、大学院と奨学金という名の「借金」をしている者も多い。そこへさらに修習中にまで借金をしなければならなくなると、金銭面で理由により法曹の道を断念する者も増え、人材の質が低下し、ひいては日本の司法制度に重大な損害を与えるのではないかと懸念される。また、研修中に与えられる給費は、修習生にとっては、自己の修習に対する対価である。それを受給することによって、自分が今までの学生とは違い、対価をもらい、実務につくための訓練をしている、「研修生」なのだという自覚が強くなりより効果のある修習期間を過ごせるはずである。自分の生活がままならない者に他の人など救えない。法曹のあり方を考えてみても、給費制は必要不可欠である。</p>
2,867	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)私は現在法科大学院生であり、来年司法試験を受験する身であるのですが、修習生の給費制復活を強く希望します。</p> <p>(理由)弁護士になる者について、市民のニーズに応えられるよう質を確保し、裁判官、検察官と対等な法律家となるためには司法修習が必要である限り、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は国家の責任であると考えます。司法修習生を修習に専念させ、充実した司法修習を行わせるためには、給費制復活が必要不可欠であると先輩からの話や自らの経済状況からも合わせ考えて強く希望します。</p>
2,868	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)新司法試験制度となってからは最低2年間は法科大学院に通わなければならない、大学卒業後、職に就くまでは最低3年を要します。私は生活費を親に負担していただいているが、これ以上両親に負担をかけるわけにはいきませんし、できるだけ早期の経済的自立を望んでいます。貸与するとなれば、自立はより遅れることになり、特に最近は弁護士が就職難と言われておりますので経済的不安は高まるばかりです。</p> <p>(理由)経済的不安なく修習に専念するためにも、是非給費制に戻していただくことを希望します。</p>
2,869	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)少なくとも、生活費等最低限の給付はして欲しいです。</p> <p>(理由)修習生への給費制を参考に、医師の研修制度に対する給費制を作ったのに、そのもととなった制度を廃止して、後者を維持するのは、どちらも世の中のために活動する立場なのに、不平等だと考えています。</p>
2,870	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習時における支援の復活</p> <p>(理由)法科大学院を卒業するだけでも300万円以上(私立においては)かかるにもかかわらず、国家試験合格後においてもなお、自費で100万円以上の出費が必要となると、弁護士を目指しうるのは高収入の家庭に限られてしまう。</p>
2,871	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠である。</p> <p>(理由)司法修習中に借金してしまうと、若手弁護士の収入が減っている現状では、弁護活動に支障が出てしまうのではないかと懸念されます。給費制に戻していただくことを希望します。</p>

2,872	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させるべきである。 (理由)合格率が思うように伸びない中、金銭的な支援も不十分とあれば、法曹を目指す学生が減少し、司法のレベルが低下する。
2,873	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任である。法曹になる司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うため、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要である。 (理由)少なくない人が、学部及び法科大学院の時に奨学金を借りている。それに加わえ、以前は給費だった修習期間にもさらなる借金を負うとすれば、非常に過酷な経済状況に置かれることになる。そして、法曹は必ずしも経済的収入につながる仕事ばかりではなく、刑事弁護や人権庇護の活動はまさにそのようなものである。しかしそういった活動が社会にとって重要であることは疑いない。それにもかかわらず、奨学金や貸与金の返済に追われれば、以上のような経済的収入につながらない仕事の担い手がいなくなってしまう。したがって、修習生に負担を課す貸与制はやめ、給費制へと移行すべきである。
2,874	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における給費制の復活 (理由)現司法試験制度下では、予備試験ルートを除いては、法科大学院への進学が必須となる。そのため、学費がかさみ、金銭的負担が増大する。結果、奨学金の存在をもって、金銭的理由から、法曹離れが進むと考えるため。
2,875	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は修習生の給費制復活を希望します。 (理由)私は社会人出身でロースクールに進学しましたが、現在無職で勉強に集中していますが、将来設計を考えると、合格後の生活について不安を感じています。奨学金の返済に加えて、今後年齢的にも就職が困難となる可能性もあり、先が見えない状態です。給費制を復活をさせることで、多様なバックグラウンド持つ法曹の育成にも貢献すると考えます。
2,876	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活をするべきだと思います。 (理由)司法試験に合格するまでも、法科大学院に合格するために、本をたくさん買い、院の学費もとてもかかります。その上、修習中も借金を背負わなくてはならないのは本当に大変です。さらに、修習専念義務にアルバイトすらできず、実質的に強制的な借金をさせるのは、不当だと思います。
2,877	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の担い手であると法曹を養成するのは国家の仕事です、司法修習を修習に専念させ充実した修習を行うためには給費制が必要です。 (理由)既につみかさなった奨学金が莫大。
2,878	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)世の中から紛争がなくなることはない以上、優秀な法曹を安定して世に送り出し続けることは、社会の安定、維持に不可欠なものであるはずだ。能力的に優れているものもいても、金銭の事情でその力を社会に活かしていけないというのは、かえって大きな損失である。生活保障をきちんと整備して、弁護士が安心して社会に出られる状態にしてほしいと思う

2,879	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中に必要となる費用を支弁するための給費制を復活させるべきです。 (理由)私は学部在学中に、日本学生支援機構から月約6万円、4年間で計約280万円の奨学金の貸与を受けました。また、法科大学院では同機構から月約8万円、2年で計約200万円の貸与を受けることとなります。更に修習中に借金が増えては両親等にも負担をかけることになりかねないため、給費制を復活すべきです。
2,800	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活。 (理由)大学・大学院共に奨学金により学費を捻出したため、これ以上借金すると返済が困難となるため。
2,881	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)もともと給費制が貸与制に移行することになった理由が、法曹は多く稼げるからというものだった。しかし、現在では立法事実が変化し、法曹も稼げなくなっているから、本来通り、公益のために働く法曹を育てるため、給費を出すべきである。
2,822	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活 (理由)奨学金の返済等もあるので、苦しい
2,883	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習について生じる費用は給付すべきです。 (理由)既に学部時代から奨学金を借りています。大学院からも借りることになるため、これ以上借金を作ることはためらいがあります。このような学生は僕に限らないはずです。
2,884	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)経済事情により弁護士や法曹への道を諦める人が出てしまうのは不平等ですし、国民の不利益にもつながると考えるため。
2,885	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を給費制を復活させるべきである。給費制を取らない以上、「修習専念義務」はありえない。 (理由)そもそも「修習専念義務」は、司法修習生が一般職の国家公務員に準ずる者とみなされて、国家公務員法の「職務専念義務」(同法101条1項)が類推適用された結果生じるものとされ、明文の根拠規定はなかった。一般には、給与が支払われても、拘束時間外では兼業ができるというのが、原則である。だからこそ、公務員の職務専念義務が法律で定められている。給与を支払わないとなったら、修習専念義務は法律上の根拠を失うばかりか、条理にも反する。
2,886	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の現状を考えると、修習中の生活維持の為には給費制を復活させることが必要だと考えます。 (理由)1年近く無給で、且つアルバイトなどが禁止されている状況では生活が苦しくなるのは当然です。貸与制度は修習生に借金をさせるのであり、それを将来に渡り返済していくのは、不確実な立場では大変な負担となる。また多くの学生、特に未修は、弁護士となるにはロースクールの選択肢のみが唯一の道であるものも多く、多額の金銭をすでに出費しているのでこれ以上負担が多いのは困ります！

2,887	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)①司法試験給費制の復活 ②前期修習、実務修習、後期修習という従来の司法修習の形式の復活 ③②と併せ、法科大学院の廃止、もしくは、前期修習の導入部分のみを担わせ、前期修習の期間を短くする等、法科大学院に委ねられていた教育分野を司法修習で学ぶ分野へと復活させる。 ※②③については紙面の部分上理由は書けませんでした。申し訳ありません。</p> <p>(理由)①ロースクールから司法修習にかけて、全てを自費で行うというには、現実の社会と離れすぎているように感じる。企業の修習(研修)についてはアルバイトすらも企業から給与を得るのが当然である。それに、その勉強が企業のためのもであり、将来企業に対してバックされるからである。では、司法修習についてはどうか。裁判官、検察官はまさに公務員であり、それらにするための勉強は将来国にバックされるのであり、その研修に企業たる国が給与を与えないのは不思議である。</p> <p>また、弁護士についても私人であるものの、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とされている(弁護士法1条1項)以上、その職務は国に利益を与える「判読不能」を帯びるものであるし、具体的にも国選弁護制度において、弁護士を引き受ける者などはまさに国に利益を与えているといえよう。そうであるというのに、国が給与を支払わないのは、やはり非常識であると言わざるを得ない。さらに言えば、ロースクール・予備試験制度の趣旨が多様な人材を法曹に入れることであるにも関わらず、金銭面においてある程度の余裕がある者が目指すにくくしたのでは本末転倒であるし、昨今の弁護士の不況と相まって、法曹という道を目指す者を少なくしている大きな原因となっていると言わざるを得ない。</p>
2,888	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制復活 (理由)学部の時からダブルスクールして、ロースクールの学費と生活費のために奨学金の支給を受けているから、社会人になる前に数百万の借金を負うことになる状態です。これを嫌って優秀な人が法曹を避けるようになると、もったいないと思います。ぜひ復活をお願いします。</p>
2,889	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障するためには、給費制が必要不可欠。専念義務を課した上で、生活をするための費用を貸し付けるのは、公認会計士の研修(実務補修所)が、勤務しながら、即ち自ら仕事による収入を得ながら行われている点からも均整を欠くといえる。法曹人口の増加による就職難・仕事不足が指摘される中、大学院の学費(私立であれが年150万近く)に加え、修習中の費用も自腹となると、リスクを恐れ、資格に挑もうとする人を減らしかねず、また、裕福な家庭の者のみが目指すなど、多様な人材確保が難しくなる。</p>
2,890	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制に反対します。給費制を復活すべき。 (理由)ただでさえロースクールでお金がかかってくるのにやっとこさ法曹になれたと思ったら多額の借金をおうなんて、お金持ちの法曹独占に値する。かせげるようになる人はほんの一握りなのに。これは、断念しろって言われてるのと同じだ。官僚はインセンティブ失わせないように給付維持されてるのかとの均衡が害しているし、約1年半無職になる私たちの、身分はどーしてくれるんだ。</p>

2,891	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習中の給費制度復活を希望します。 (理由)司法修習生の生活保障の必要性。司法修習生を修習に専念させられる。環境が整えられてこそ、市民のニーズにこたえられると思う。
2,892	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の費用は給費制に戻すべきです。 (理由)大学学部そして法科大学院時代に奨学金を借りると600万円程度になります。そして、修習中でも、奨学金の返済が始まるため、貸与制のままでは、借金で借金を返すことになり、不安を感じます。
2,893	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法試験合格後の修習期間において、現在の給費制へと制度を変更すべきである。 (理由)ロースクールへの進学を原則とする現行は法曹養成制度の下においては、法曹を志す者はロースクールの卒業までに莫大な費用がかかる上に、合格後の修習期間においても、職務専念義務との関係から貸与制に頼るしかないために、法曹となった者はいきなり過大な経済的負担を抱えた状態で働いていくことになってしまう。これでは、せつかく法曹となっても生活苦をおそれて目指していた法曹としての活動よりも、報酬が第一という考え方になってしまい、法曹人口の増加による市民のための法曹という制度目的を達成できなくなるため、現行の貸与制は妥当ではないと考えるからである。そして、かかる目的を達成するためには、やはり給費制によらざるを得ないと言えるので私は給費制にすべきと考えるのである。
2,894	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を廃止し、給費制を復活させて欲しい。 (理由)法曹を養成するのは、国家の責任であって、充実した司法修習を行うために、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制は必要不可欠である。自分自身、現在、ロースクールに通っているが、奨学金を借りており、これに加えて借金が増えると非常に困る。
2,895	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)充実した修習には経済的支援が必要だと思います。 (理由)奨学金も借りているというのに修習でまた借金が増えるのは困る。
2,896	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させ修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課し、実際の事件の処理に関与させながら、それに見合った生活保障を行わないことは著しく不合理です。充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障をする給費制が必要不可欠です。
2,897	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)(一部でもいいので)給費制に復活させていただきたい。 (理由)給費制かた貸与制への移行は、あまりにも急激なものであつと考えます。移行するにしても段階的なものでなければ、数年後より先を見据えて人生設計を行ってきた若者に対して不意打ちとなります。現に我々世代は数年前の先輩まで給費制であり、それを前提に人生設計をしてきました。5年～10年程経てから実行するとか、仮に、額を減らすとしても5年～10年程度のスパンをかけて除々にするのが筋ではないでしょうか、周囲でも有為な人材が沢山企業に流れていってしまいました。

2,898	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の際の給費制度を復活させるべき。 (理由)私は現在■■■■■大学のロースクールに通っており、恵まれた環境の下、充実した生活を送っています。私自信、ロースクール制度がなければ、法曹を志していたか否かはわかりませんが、ロースクール制度があるから法曹を目指す、という選択ができたのは、親のおかげだと考えています。現在は、奨学金は受給していませんが、学部時代120万円ほど借りており、金銭的余裕のない家庭であれば、とても現在の選択肢はとれませんでした。本当の苦勞を知る人が法曹を目指すよう、給費制は不可欠です。
2,899	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)ここにくるまで、かなりお金を労費し、家族は旅行にもいけません、どうか給費制に戻して下さい。
2,900	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は修習性について、給費制にすべきだと思います。 (理由)①ただでさえ、ロースクールの学費で、経済的負担があるのに、貸与制にするのはひどすぎる。②修習生はバイト等副業が禁止されているのに、生活費を借金するとしては、将来誰も法律家を目指すさなくなる、国家権力の一つである司法軽視がひどすぎる。
2,901	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習、給費制の復活希望 (理由)私は■■■■■大学法科大学院に通っています。月8万円、計200万円ほどの奨学金を借りいるので、修習でさらに借金が増えると思うと、うんざりします。司法の担い手である法曹を養成するのは国家の責任をきちんと果たしてもらいたいです。
2,902	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活。以前の給費制だった時代ほど高額でなくてもよいので、財政上厳しいかもしれないが、給費制を復活させてほしい。 (理由)法科大学院になったことにより、司法試験を受験するまでにかかる費用が同制度の導入前より格段に増したことは言うまでもない。そのため多くの学生が奨学金貸与をもらっていて、修習開始時点で大学時代から通算ですでに数百万の借金をしている人もいる。近年、法曹人口の増加により、弁護士になってもそう簡単にお金も稼げないのに、借金の返済が追われる日々を送るのは、実際、かなり厳しい。法曹を目指す人が金銭面のことを憂慮し、断念しないといけなくなるような制度は是非改善してほしい。
2,903	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の給費制の復活を希望します。 (理由)私は現在■■■■■大学のロースクールに通っています。学費が高いことから、貸与制の奨学金を受けております。ロースクールの教育は質が良く、充実しているため、学費についてはある程度納得して出しています。問題はロースクールの教育や学費でなく、修習中の貸与制であると考えています。やっと法曹になれても、借金だらけで、就職もままならない若者を増やして良いもののでしょうか。責任は若者たちにあるわけではありません。地方出身者の学生は特に大学から奨学金の貸与を受け、貸与額がロースクール卒業時に1000万円に達するという者だって少なくないのです。
2,904	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)弁護士の就職難に追い打ちをかけるような制度だから。

2,905	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の復活を支持します。 (理由)法科大学制生の多くは、奨学金等により既に借金をかかえています。司法修習生になった後も貸与を受けざるを得ないため、借金はかさんでいきます。これでは、弁護士になろうとする者は、そういった債務を負う余力があるか、全く借金をする必要がない金持ちの者で、なければならなくなります。そういった状況を作り出している現在の制度はおかしいと思います。
2,906	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します。 (理由)国家の財政的な側面からして、司法修習生の給費制の復活に反対し、現行の貸与制を維持すべきという意見があるのはわかります。しかし、財政的な観点から、日本の国家基盤の一つである司法の担い手の育成を疎外するのはいかがなものでしょうか。たしかに、給費制をしなければ、司法の担い手がなくなるといわけではないでしょう、けれども、金銭的な負担を考慮して、法曹を目指す人が減るというのも、また事実の一つとしてあると思います。目先の財政面を考慮することによって、将来にわたる日本の国家基盤の一つが脅かされるのは、これらの日本国のためにもなるとはとても思えません。
2,907	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望します。 (理由)私の家庭では父が今年定年退職します。母は専業主婦なので、収入がゼロになります。両親が私の学費、修習中の費用を支払うために就職してくれようとして、心苦しいです。
2,908	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を希望 (理由)司法修習生は修習中に様々な経済的負担を負う上に、そこに至るまでに、例えばロースクールに通うにあたってすでに多大な経済的負担を負っています。決して皆が裕福というわけではない中で、さらに経済的に厳しい環境に置くのはより良い法曹育成、人材確保の点から妥当ではありません。
2,909	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における給費制の復活を強く希望いたします。 (理由)司法修習専念義務や守秘義務などの厳しい義務を課しておきながら給与がでないのは著しく不合理です。法治国家として法の担い手の養成にあまりにも無責任な現状に強く憤りを感じます。
2,910	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における貸与制を給費制に戻すべきである。 (理由)司法修習生に修習専念義務を課し、兼業を禁止しながら、生活保障を行わないことは、憲法13条22条1項、29条等から導かれる財産取得の権利を不当に侵害し、違憲であるというべきです。実質的にも、国家の一端を担う司法を養成することは国家自信の責任である以上、修習生に生活保障を行うことは当然の責務です。一刻も早く、給費制を復活させるべきです。
2,911	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活を強く望みます。 (理由)司法修習期間は兼業禁止、修習専念義務を課しており、また、弁護士法上、高い職業倫理のもと弁護士になったあとは業務をしなければならない。また、その弁護士に対する社会的ニーズの高まり、重要性にもかかわらず、経済的負担は、修習生に課すものであり、不合理である。防衛大生との関係から言っても不均衡。

2,912	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中は専念義務が課されておりアルバイトができない以上、修習生の給費制はぜひとも復活してほしいと思います。 (理由)新法曹養成制度の下、私たちは法曹となるために学部卒業後に少なくとも2年間ロースクールに通うことを余儀なくされました。(ちょうど旧司廃止後、予備試の見込みが立たない谷間の時期であったこともありですが、、、)それだけでも、経済的負担・精神的負担は旧制度と比べ増大したにもかかわらず、修習まで貸与制でなあまりに負担が大きいです。優秀な人材が法曹の道を目指さなくなってしまうにでないかと、将来の法曹界の人間として不安です。
2,913	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活又は修習専念義務の排除。 (理由)修習において経済的に苦しい者は貸与をせざる得ず、他の選択肢がないことは著しく不合理です。
2,914	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活を希望します！！ (理由)私は現在法科大学院に通っています。法科大学院の学費を払うだけでも高くて大変なのに、修習が給費制ではなくなってしまってとても不安です。安心して勉強に集中できるようにするためにも、給費制の復活を強く願います。！！このままでは、法曹を目指す人はどんどん減って、法曹資格者の質の低下にもつながると思います。
2,915	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)法曹を養成するのは国家の責任です。修習に必要な費用と生活費を保障する給費制が必要不可欠です。貸与制では、高校、大学時代からの奨学金など借金が1000万円にもなり、法曹をあきらめる人がいるそうです。そういう事態は絶対になくして欲しい。
2,916	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。充実した司法修習を行うためには修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が必要不可欠です。給費制を復活させるべきです。
2,917	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。修習に必要な費用と生活を保障する給費制が必要不可欠です。
2,918	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制を復活するとともに、給費を受けていない第65期及び66期司法修習生に対する遡及的措置を採るべきである。 (理由)1中間的とりまとめの最大の問題点 中間的取りまとめは、「司法期間中の生活の基盤を確保し、修習の実効性を確保するための方策として、司法修習生に対する経済的支援を行う必要がある。そして、具体的な支援の在り方については、貸与制を導入した趣旨、貸与制の内容、これまでの政府における検討結果に照らし、貸与制を維持すべきである」として、給費制を廃止した現状を維持することを明示した。

当会としては、法曹養成制度検討会議が、「3000人」という閣議決定の数値目標を見直しの対象として今後の検討課題として指摘している点は一定評価するものであるが、同検討会議が、それにもかかわらず、司法修習生に対する経済的支援について貸与制維持を明言していることが、中間的取りまとめの最大の問題点と考える。

そこで、当会は、中間的取りまとめに対しては、この点を絞って意見を述べる。

2 給費制度廃止の背景は財政措置が講じられなかった点にあること

給費制廃止の背景は、2001年(平成13年)6月2日付け司法制度改革審議会意見書において、「司法制度改革を実現するためには、財政面での十分な手当てが不可欠である」と指摘されたことを出発点としている。

そして、2002年(平成14年)3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画においても、「司法制度改革推進法に定める基本方針を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずることとする」とされたにもかかわらず、適切な予算措置が講じられたままに、従来の司法関連予算の枠組みの中で司法改革が実施されたのである。

このように、給費制は、求められていた適切な法制上又は財政上の措置が講じられなかったしわ寄せとして廃止されたものと言わざるを得ない。

しかしながら、弁護士を含めた法曹三者の統一かつ平等な養成制度は、1947年(昭和22年)年、初めて、新憲法の下で裁判所法が施行されると同時に司法修習制度として創設され、以来一貫して、司法修習生に対して国費から給費が支給されてきた。

戦後間もない当時としては、現在よりはるかに厳しい国家財政の状況にあったことは明らかであるが、この給費制によって、貧富の差を問わず、国民のあらゆる層から有為で多様な人材が法曹界に輩出され司法を担ってきたのである。

以上からすれば、司法制度改革を真に実現するためには、国はその責任において適切な財政上の措置をまず講じるべきであって、給費制を復活することは当然の責務と言うべきである。

3 国費による弁護士を含む法曹養成は国民からの負託であること

弁護士法は、1949年(昭和24年)、議員立法として成立した。戦後の我が国の復興の在り方が議論される中で、弁護士という職業集団の位置づけが決められたのである。

つまり、弁護士法1条は、弁護士の使命について、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と唱う。同時に弁護士法は、弁護士自治の制度を定めており、弁護士会に対する国の監督官庁を置くことを認めていない。これは端的に、国民が弁護士に対して、社会的な歪みが生じた際には、国とさえも対峙して歪みを是正し、基本的人権の擁護と社会正義を実現する役割を担わせたことを意味しているのである(「条解弁護士法(第4版)」弘文同・315頁等)。

実際に弁護士は、公害や薬害など深刻かつ甚大な社会問題が生じるたびに、経済的な収支等は全く度外視して国に対する訴訟を提起する等して、被害を回復してきた。また刑事弁護、少年保護事件付添、人権救済、消費者保護、犯罪被害者支援等様々な分野においても、弁護士は各権利を擁護し、場合によっては国と対峙して社会正義を実現してきた(日本弁護士連合会ウェブサイト「弁護士会の公益活動に関するパンフレット」参照)。

このように、弁護士が法曹三者の一員であるのは、立法・行政優位の国家統治システムの中において、戦前のように国家期間の暴走により人権侵害、延いては国土の荒廃を予防する安ぜ装置の一つとして、国民が弁護士を位置づけているからに他ならない。

したがって、弁護士を含む法曹三者については、まさに国民の負託に基づく存在というべきであって、その養成制度は、国費よってまかなわれるべきなのである。

4 法曹養成制度検討会議での審議経過が反映されていないこと

法曹養成制度検討会議は、貸与制を追認した法曹の養成に関するフォーラムの有識者委員の全員が横滑りの形でその委員として残ったためか、上記のような歴史的経緯を踏まえた抜本的な見直しは行わず、給費制の復活についても提言しなかった。

しかしながら、このような対応については、法曹養成制度検討会議の複数の委員からも、「検討を事実上先送りした形になっている」、(旧法曹の養成に関するフォーラム第1次とりまとめで決着済みであるとの意見もあったが、現在の検討会議は、昨年の裁判所法改正に基づき新しいメンバーが加わった新しい組織であって、フォーラムで議論済みという態度は、新メンバーには合点がいかない)(国分正一委員提出の2013年3月28日つけ、補足意見)、「とりまとめ案では貸与制を維持すべきであると書かれているが、この検討会議ではそこまで明確な議論をしていない。フォーラムで議論していたとしても、この検討会議は裁判所法改正と閣議決定を踏まえた別組織なのだから、フォーラムのとりまとめをそのままの形で記載することはできない)(田島良昭委員提出の2013年3月29日付け補足意見)と厳しく批判されている。

そもそも、法曹養成制度検討会議の審議経過においても、委員からは、(合格した後はしっかり国家が育てるという覚悟が必要です。我が国の非常に重要な人材育成の大きな柱だと思います。合格した後ではきちっと身分保障をして、しっかり勉強できるようにするというのはすごく大事だと思っています)(第3回会議、田島良昭委員)、(借金でスタートするのは当たり前だという風潮はすごくおかしい。国家が本当に大切だと思うものは万難を排してでも手厚くやるという意思が必要)、「法相三者を養成するという国家の意思が非常に揺らいでいる。法曹三者というのは、国家の中核担う非常に大切な部分だと思う(第8回会議議事録、同委員)との発言がなされている。

また、(いつから大人として扱うつもりなのかを国家が考えるべきであり、司法試験に合格した時点から大人として認めるべき)であって、「給費制は復活すべき(第8回会議、国分正一委員)との発言もあったのである。

これらの意見の根底にあるように、弁護士を含む法曹三者の養成は、国の中核を担う土台というべきであるから、その養成は国費で行われるべきのもであって、従前のフォーラムの意見に固執する中間的取りまとめは妥当でない。

5 貸与制による現状が深刻であること

このような貸与制が、司法修習生及び法曹志願者に対して現に深刻な現状を引き起こしている点、「経済的理由によって法曹への道を断念する事態」を既に招来しつつあるべき点も、もはや看過することはできない。例えば、日本弁護士連合会が65期司法修習生を対象に行ったアンケート調査の結果によると(日本弁護士連合会ウェブサイト「給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を」欄)、1年間の司法修習期間中に生活費等として支出した平均額は、住居費負担のない人で165万6000円(月額13万8000円)、住居費負担がある人で258万9600円(月額21万5800円)となっている。つまり、修習配属地に住居を有すると修習生と有しない修習生との間において、経済的負担に著しい差が生じるという明らかな不平等が生じている。

そして、法曹志願者は、法科大学院の授業料の負担を強いられる中で、平均約350万借金をした上、司法試験合格後も、司法修習期間中約260万円の生活費の支出を余儀なくされている。かかる過酷な経済的負担が、法曹志願者の急減という「致命的症状」をもたらす原因の一つとなっている。上記アンケート調査結果でも、回答者3割近くが修習辞退を考えたことがあると回答し、そのほとんどの者が貸与制など経済的理由を挙げている。このような「致命的症状」を早急に改善し、司法修習生を修習に専念させて充実した司法修習を行わしめるためには、修習に必要な費用と生活を保障する給費制が不可欠である。法曹養成制度をあるげき健全な姿に立ち直せるため、司法修習生に対する経済的支援として、給費制を直ちに復活させるはかない。

				<p>6 結語</p> <p>様々な国家政策の決定過程が、現場の実情を無視しており、かつ、決定された政策はまずで不文律であるかのように機械的に実現され、立ち止った上での批判的検討がなされていないために、様々な弊害が吹き出ている。</p> <p>今回も同様ではないか。</p> <p>法曹養成は、国家の三権の一翼であって、立法、行政を抑制し、権利救済の最後の砦である司法の担い手である法曹を登用・養成する描く 要な国家的制度であることに立ち返るべきである。</p> <p>つまり、司法修習制度は、司法修習生が裁判官、検察官、弁護士いずれになるか問わず、我が国の司法制度を支える重要な社会的基盤であり、その故にこそ戦後一貫して給費制を含め国費でまかなえられてきた。この基盤を支える費用を負担することは、国として当然の責務というべきなのである。</p> <p>一方において、貸与制は、司法制度を支える法曹養成の責任を国が放棄することを意味する。貸与制は、経済的理由によって法曹への道を断念する者が多数出ざる得ない状況をもたらし、有為で多様な人材を法曹界に登用しようとした法曹養成制度改革の理念にむしろ逆行して、法曹への志願者を減少させ、しかも法曹になる者が富裕層に偏りかねない事態を招来することが強く危惧される。これが、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせるために、国の責任で司法制度を改革せんとした今回の司法改革の基本理念も悖ることは明らかである。</p> <p>そこで当会は、法曹養成制度検討会議における取りまとめに際しては、司法修習生に対する貸与制を廃止し、給費制を復活させるとともに、給費を受けていない第65期及び第66期司法修習生に対する遡及的措置を採るよう提言をすることを求めるものである。</p>
2,919	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制の制度に戻すべきである。</p> <p>(理由)人の生命、健康に責任を負う医師の養成のしくみに比較して、法曹界を担う人物の養成のしくみは底が浅いと思うし現在もその基本的構造は変わっていない。法科大学院の乱立にその一面を見ることができ。機械文明が高度に進み、人間関係が希薄になり、日常生活のなかでのトラブルが増大している。諸外国との交流も広がり、国際間の問題も増えている。この紛議を調停、解決する法曹人の養成は国の責任に属するものであり、国の財政が窮屈になってきているなどといった理由で軽く投げ捨てられてはならない。既に経済的条件により、法曹人になることを断念する青年が生まれている。実務教育を開始する段階で、背負う重荷に大きな差を生み出す貸与制は禍根を残す。学ぶことに専念できる環境を保障できないほど、日本の経済力は脆弱ではない。</p>
2,920	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)(1)司法修習生は裁判所の辞令により全国各地に配属されるが、自宅から離れたところに配属されると自己負担(交通費・宿泊費等)が多額となり、それを給費でないことが自宅通学者との差別になると判断すること。</p> <p>(2)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国の責任である。必要な費用は国がバックアップすべきである。</p>
2,921	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)国が責任を持って給費制を復活させるべきです。</p>
2,922	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)国が責任をもって司法修習生の給費制を復活させてください。</p>
2,933	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)お金がないからと法律家の道を断念することが無いよう、修習生の給費制を復活させて下さい。</p>

2,924	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制を復活させてください。
2,925	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的理由で法律家の道を断念することがないように早急に修習生の給費制を復活させるべきです。
2,926	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生が、経済的な理由で、法律家の道を断念することがないように、国が責任を持って給費制を復活させて下さい。
2,927	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制復活を求めます！
2,928	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的理由で法律家の道を断念することがないように早急に修習生の給費制を復活させるべきです。
2,929	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法制度の維持は国として当然の責務です。司法修習生の実に9割近くの人たちが、借金をしながら研修を積んでいる現状に、将来にわたって司法制度が維持されると考えることができますか？私には到底そうは思えません。司法修習生への給費制度の復活を強く求めます。
2,930	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)なぜ、「貸与制を前提」にしなければならないのか？一般に大学・大学院などの高等教育は無償とし、その生活保障のために給費制の奨学金制度を充実させるのが、国際的な流れである。法律家をめざす人たちが経済的困難で法律家への道を断念するのではなく、国の責任で養成するようにすべきだ。
2,931	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的理由で法律家の道を断念することがないように早急に修習生の給費制を復活させるべきです！
2,932	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の廃止は、法学部や法科大学院の志願者の減少という事態を引き起こしています。経済的理由で法律家の道を断念することがないように早急に修習生の給費制を復活させるべきです。
2,933	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)今、多くの学生が世界一高い学費の負担で苦しんでいます。法律家をめざそうと思うと、大学院まで通わなければならない、経済的に断念する人もいます。今、法曹養成に必要なことは、大学院までの学費軽減と給費制奨学金の創設です。まして必要とされている研修を貸与にするのは間違っています。早急に修習生の給費制を復活させるべきです。
2,934	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)大学院までの学費が高額な中で司法修習生の給費制廃止で法律家を諦める人もいます。経済的な理由によって司法にたずさわる人が制限され司法の健全な姿をゆがめます。修習生の給費制復活を求めます。
2,935	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的な問題で法律家をあきらめる事のない様に給費制復活を求めます！！

2,936	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)とんでもない話である。優秀で人権感覚に富んだ弁護士、裁判官などを養成する為には、修習に集中すべきである。金の貸与などもってのほかであり、彼らこそ税金を投じて育てるべきである。貸与制でなく給費制にすべきである。さもなくば日本の司法界は一部の権力者のみに優位になり、貧しく力のない民衆の権利など守れない！！
2,937	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすべきです
2,938	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)現在、ロースクールの学費は高額なものとなっている。さらに司法試験合格者の修習生期間の給与が貸与であることによって将来の法曹は実質的には多額の借入金を抱えることになっている。法曹をいうものはいわば社会的財産となるべき人材であるのだから彼らが法曹として自立し活躍するための経費は社会的必要経費と見なすべきと考える。これは何も法曹に限った話ではなく、我が国における教育費はすべて自己負担ではなく社会的費用負担と見なすべきと考えている。以上から、修習生の給費制を復活を求める。
2,939	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)バイトも出来ない修習生がかえさないといけない貸与制なのはおかしいと思います。社会人一年目で借金を背負って生きていくのは非常に辛いと思います。給費制の復活を求めます。
2,940	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)誰もが法律家をめざすことができるように、修習生には貸与制ではなく給費制にするべきです。大学・大学院の学生は大変重い負担となっており、経済的な理由で法曹への道を断念する人をなくすためにも、給付制の奨学金を求めます。これ以上、法律家をめざす若者を苦しめないで下さい。
2,941	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)将来の法曹者をめざす、司法修習生の経済的支援は国が責任を持っていかなければならないと考えます。非常に高額な大学院の学費などで法曹者の道を断たれる院生が一人もいなくなるように政府は給費制復活を法学部生として切に思います。
2,942	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生は将来国民の生活・権利を守る存在だと思えます。そんなひとたちの生活を追い詰めるような制度は国民の生活を追い詰める制度といっても過言ではありません。法律家になって国民の生活を守りたいと思っている修習生への経済的支援は給費制であるべきだと思います。
2,943	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給費制の復活は、法曹の活性化のために不可欠だと思います。法曹人口の拡大を意図する政策と矛盾していると考えます。
2,944	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的な理由で法律家の道を断念することがないように修習生の給費制を復活して下さい。
2,945	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)今、日本の大学の学費は異常なほど高くなり、大学に入るために親せきからお金をかりないといけない学生や、日々食費を削って生活している学生も少なくありません。そうした中、奨学金を借りている学生は数百万もの借金を背負わされ大学院へ進学する学生では1000万円もの奨学金の返済をしなければならぬという現状です。それに加えて、司法修習生への給費制が貸与制にされては、さらに借金を上のせすることとなり、その道を目指す学生などの未来を閉ざすこととなります。早急に司法修習生の給費制を復活を復活させて下さい。

2,946	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生は「アルバイトは禁止され、全員参加で場所もきめられ研修をうける」という制度になっています。この制度を守らねばなりません。司法修習を受けるためには経済的保障をせねばならない制度ではありませんか、修習をうけるためには給費制を復活させるべきです。”貸与制は”借金、負債を与えるので、認められないのではありませんか、やめさせましょう。
2,947	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)こういった、先例を作っていくような事案については、慎重に慎重を重ねて、吟味した上で再度見直すくらいの考えがないといけないのではないのでしょうか？財源がないから、と簡単になし、なし、なし、というのは、将来的な展望を望めない、愚策としか思えません。
2,948	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)もっと考えることがあるんじゃないですか？
2,949	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)安易すぎると思いませんか。慎重さを求めます。
2,950	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹の道も金しいですか？夢や希望を支え、励ましていくのが、社会の責任ではないでしょうか。
2,951	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	経済的な事情をかかえている場合、高校や大学も含めてかなりの額の「借金」をかかえている。それに加えて司法修習生の間も貸与となれば、その金額は、ものすごいものになる。経済的な問題を気にせず、学ぶことに専念できる環境をつくることは大切と考えます。
2,952	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援は、貸与ではなく給費になすべきだと思います。私の友人が今春からロースクールに通うが、学部時代からバイトをして奨学金を借りて通っていました。当然ロースクールでも奨学金を借りており「法曹関係の就職も厳しくて、奨学金を返すことできるかな～」と話していました。ロースクールも通って2～3年の学費を払わせるようになった上に、司法修習生への給費をなくすのは、弁護士などになれる人を経済的理由で差別してしまうことになるので、給費を復活させるべきです。
2,953	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への経済的支援は貸与制では、とても修習を続けることは困難であると思います。ただでさえ、日本は学費が高く、不況も深刻な状況の中で高額借金を抱える学生が多数であると聞きます。司法修習生に関しては、兼業禁止で研修義務があるのだから、国が責任を持って給費制を復活させるべきです。
2,954	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)大学の4年間で600万円近くの教育ローンの負債をかかえて社会人の出発をする人がいます。司法の道をめざし、法曹人となる人はもっと時間とお金が必要です。経済的理由で法律家の道を断念することがないように早急に修習生の給費制を復活させて下さい。

2,955	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)国民の権利を保護する法曹を司法権を将来担う者として養成するためには国家財政を基盤にしていくべきです。それゆえ、従来の給費制が絶対必要です。 (理由)僕は現在■■■■■大学の法学部の学生です。幼い頃から法律に携わる仕事に就きたいと思っていて今、法曹になるために日々勉強に励んでいます。司法修習を受けるのはまだ数年先の話になりますが、今の貸与制の現状が続くと将来の経済負担がますます厳しくなります。法曹は志高い者なら誰でも目指すことができる職業なのに、家庭の経済状況に影響を与えるような制度は不合理です。更にバイトなどの兼業も禁止となると修習への専念意識がそがれてしまいます。国民の生活を保護するための国家財政から国民に無償でお金が渡されないのはおかしいです。
2,956	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制を廃止し、給費制を再び導入すべきである。 (理由)私は■■■■■大学法学部に通い、弁護士・裁判官になりたいと考えています。法学部に入る以前、私の友人の中にも法曹になりたいと思って頑張ってきた人がたくさんいました。また、大学に入ってからそうした友人はいましたが、そもほとんどは法科大学院にかかる費用に加え、修習期の貸与費がかかることで諦めていきました。私自身母子家庭であり、経済的に厳しい状況で法曹を目指すべきか悩み続けています。お金持ちしか法曹を目指すことすら許されない現行の貸与制は禁止してほしいと思いますし、給費制は給費制でも10万円程度の補助的な金額で構わないので支給してほしいと思います。
2,957	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)無給で働かせることは、労働法違反。給費制を直ちに復活するべきです。
2,958	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法律家は、大学院まで高額費の奨学金を借りることになり、就職難も深刻な問題です。誰もが法律家をめざせる制度設計を求めます。
2,959	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)借金をしなければ弁護士になれないのでは困ります。給費制を復活させてください。
2,960	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)お金持ちしか弁護士になれない国に日本はなっている。 (理由)私はロースクールを目指す4回法学部の女子です。私がロースクールを目指し始めた2回生の頃は、40人くらい周りに志望者がいましたが(1学年190人)、今では10人くらいになってしまいました。もちろん勉強が大変なのも理由にありますが、多くの子は、就職難、ロースクールにはお金がかかる、、、など金銭面からの理由です。有能だった友達も金銭面の理由から、法曹志望を諦めていくのを身近で見ているととてもつらかったです。私の家も決して裕福ではないので、親に勉強のためのお金を出してもらいいつも申しわけない気持ちにさいなまれています。社会の弱者を救うべき弁護士はお金によゆうがある人しかできない時代になってきているな、と思います。
2,961	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)世界的にみても、高学費な日本。これが法律家の養成を難しくしている。ただちに給費制を復活させるべき。
2,962	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生になるまでに既に借金漬けになってしまう人も少なくありません。経済的な理由で、法曹の道をあきらめることが、あってはならないと思います。

2,963	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 経済的な事情によって法曹への道を断念することがないように給費制を復活させるべきです。
2,964	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 医師の研修生、防衛大学の幹部候補生養成、大学院の修士・博士等の返済無用の奨学金等さまざまな制度がバラバラにあります。一般失業者にも就職するまでの生活費、育休中の社会保険料免除等、予算を注ぎ込んでいます。一般企業でも兼業やアルバイトは許可制として可能です。司法の世界ももっと柔軟に考えて次世代育成のため、勉強はeラーニングや在宅勤務等インターネット等を活用したらよいと思います。予算を上手に使って生活を心配しないで勉強できる環境を作るべきです。人材を育成するためには投資しなければなりません。貸与より給与を。
2,965	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 日本は法治国なのに研修費をカットするとなりたい人が減ったりして、法律家が足らなくなったり、お金に余裕のある家の人ばかりがなって多様性に欠けるので研修医のように研修費を支給して下さい。
2,966	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 国が給付をうちきったために、司法修習生が経済的理由で修習が続けられなかったり借金をしなければならない状況はおかしいと思います。このことは一般のマスコミもほとんど報道していないため、国民の中に知らされていないと思います。憲法の番人である人達を育成する国の考えや、制度をきちんと、確立してほしい。
2,967	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)「司法修習生に研修医の様に研修費を支給して下さい。」
2,968	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 医師は肉体の治療 弁護士は精神面の治療どちらも同等の価値有り、同等の支援が必要。
2,969	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 国民の生命とくらしを守る大変重要な役割を担っている司法修習生の研修費を研修医の様に支給して下さい。
2,970	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 一生懸命勉強され司法試験に合格し、さて研修となった時に研修費を賄うのにアルバイト禁止で借金で手当てしなければならないなんて少しひどいと思います。研修費を支給して研修中に充分勉強に専念していただきりっぱな法律家になれる様援助すべきだと思います。
2,971	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制を復活させて下さい！！ (理由) 経済的理由で、法曹の道を断念することがないように、広く道が開かれているように、給費制を復活させることが必要だと強く思います
2,972	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 法曹養成課程は公務につき司法をつかさどる者に認められるべき当然の権利・義務であり、給費制として行うことが当然と言うべきものです。法治国家として、民主主義国家として、衆院法務委員会附帯決議の趣旨を重んじることを強く求めます。

2,973	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)1、「貸与制を前提」とした点は、国民の利益ににかなう司法権を担う人材を国が育てるとい司法修習制度及び給費制の意義に反するため、撤回すべきである。</p> <p>2、また、(必要となる措置を更に検討する必要がある)として結論を先送りすべきでなく、現在貸与制において生じている弊害を無くし、将来の司法権の基盤を損なわないために、早期に給費制復活及び活貸与制での修習修了者に対する適切な措置をとるよう求める。</p> <p>(理由)1、給費制の必要性</p> <p>(1)国に法曹養成の責任があること</p> <p>法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)は、国の統治機構の三権の一翼たる司法権を担う者として憲法に明記され、司法修習生は、司法修習終了後は、法曹三者となる者である。すなわち、司法試験合格により、法律専門家として一定の知識及び素養が認められ、実務研修を経た後は、法曹をして国民の権利自由に直接関与する資格を与えられたの者なのである。</p> <p>司法制度及びその担い手は、質が高く国民に信頼されるものでなければならない。このような法曹は社会インフラであり、法曹養成は社会インフラの整備であるから、国が責任を持つべきであり、その経費を法曹個人の負担に帰すべきではない。給費制廃止は、法曹養成に対する国の責任放棄である。</p> <p>そもそも、給費制は1947年に、戦前の司法権及び法曹養成制度への反省から、戦後は人権保障の砦としての司法権が重視され、法曹三者を平等に統一の司法試験を課した後、統一修習で国が養成するという理念の経済的保障として確立された。2000年当初の司法改革は、国民の権利自由の一層の擁護をめざした改革であり、司法権の本来の意味に変化はない。</p> <p>また、法曹養成課程の経済的負担を個人が負うことにより、特に弁護士の公益的意義を社会全体において見失わせる。弁護士は、国家に訴追される刑事被疑者・被告人を弁護し、国家権力による権利侵害を受けた個人の国家賠償請求訴訟や住民全体の利益の為に住民訴訟の代理人として働く立場であるから、決して公務員であってはならない存在であり、制度上当然の在野法曹である。弁護士資格取得を個人的利益に還元してしまうことは、同時に公益性を有する法曹三者のバランスを失わせる。特に、弁護士は、法曹三者の中で最も人数が多く、国民の司法権に対する要求を最初に受ける立場であり、法曹及び司法権に対する国民の信頼に直接に影響を与えるため、司法制度の崩壊に繋がることになる。国は弁護士の存在意義を改めて認識し、法曹三者を同等に養成する責任を持たねばならない。</p> <p>(2)多様な人材の確保のために</p> <p>近年、法曹志望者が激減していることは客観的事実であり、法曹志願者の激減は、将来の司法権の人材枯渇に直結する。</p> <p>激減の一因として、法曹養成制度の経済的負担の重さが挙げられる。中間的取りまとめの、「第3の1(2)法曹志願者の減少、法曹の多様性確保」には、法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」には、法曹志願者の減少理由に挙げられていないが、法科大学院における経済的負担に加えて司法修習における経済的負担も「リスク」である。</p> <p>現行司法修習制度では、修習専念義務により、修習生は収入を得る手段がないので、貯蓄又は援助者がいない限り、国から修習資金の貸与を受けるしかなく、制度上必然的に約300万円の借金を背負うことになる。司法試験合格までに法科大学院の奨学金負債を負う者が半数以上である。(2012年日弁連調べでは52.5%、平均借入額340万2000円。)また、近年の法曹の就職難、収入低下状況では、新人法曹には返済の見通しが不安である。その結果、法曹に魅力を感じたとしても、法科大学院入学を躊躇することは当然である。大学の法学部志望者も減少したようである。修習辞退者も、貸与制移行予定だった2010年から急増している。</p>
-------	------	----------------	-----------------	---

2004年は裁判所法改正で、給費制廃止と貸与制導入が定められた際、衆参法務委員会は附帯決議として、「経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう」関係機関が十分に協議をすることを求めていたが、特に何らの措置もとられなかった。その後、2010年11月、2013年7月にも、この点について国会により裁判所法改正で同様の趣旨で検討を求められてきたのであるが、法曹の養成に関するフォーラムでも、法曹養成制度検討会議でも、根本的に対処はなされず、現在、当初に憂慮された「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態」が生じているにも関わらず、附帯決議の趣旨は実現されていない。また、多様な国民の多様な権利自由を擁護する法曹三者は、国民から、優秀な上に多様性が求められる。法曹個人の経済的背景も多様であるべきで、一定以上の資力がある者しか法曹をめざせない制度であっては、国民の要求に応えられずに硬直化し、司法制度機能を失わせる。すでに司法試験合格前に多大な経済的負担を負っている現状であるが、司法試験合格後ではほぼ確実に法曹となる司法修習生には、個人に経済的負担を負わせず、一律平等に養成する給費制こそ、最低限の多様性確保の手段である。

2 給費制廃止の立法事実と弊害

(1) 給費制廃止の立法事実の消滅

2004年裁判所法改正時には、司法試験合格者人数3000人が想定されて法曹養成の経費増加が見込まれ、国家的財政難で、国費支出は国民の理解が得られないとされた。また、法曹の高所得から貸与金返済は容易とされた。

しかし、財政難は、戦後すぐの給費制導入当初の方が厳しく、司法修習制度については一般に広く知られていない状況で、国民の理解がないことは当然である。そして、司法試験合格者人数は、3000人の達することなく、2006年から2010年までは、2000人を超える司法修習生に給費制が実施されていた。

また、貸与導入により、財政にすべてが還元されるわけではなく、返済期間開始までは支出を必要とし、返済期間には、債権管理のための支出を必要とするのである。

さらに、2004年立法当時と2011年施工時の間に、法曹の所得が大きく下がっている。近年の弁護士の所得低下は国税局データでも示され、特に若手弁護士に著しく、勤務弁護士として就職できなければ収入は低く不安定である。裁判官及び検察官も、公務員の給与引き下げ改正より所得は下がっており、弁護士だけの問題ではない。まや、司法修習終了後の裁判官及び検察官に採用されず弁護士未登録者の激増から、法曹にもなれずに貸与金債務だけを背負う者も数多く存在する。法曹の高所得による貸与金返済が容易という立法事実は、失われた。2012年裁判所法改正で経済的困窮者への返還猶予が追加されたが、小手先の改正では対応できない。

そもそも、財政難が理由であれば、給費のざん漸次減少等の経過措置も検討されるべきであったがなかったのは、2004年当時の「自己責任」「受益者負担論」潮流から、法曹の公益性を無視して法曹資格取得が個人の利益のみであると貶められた結果である。しかしその後、社会的格差拡大により、「自己責任」「受益者負担論」の失敗が社会的通念となっている。

法曹養成検討会議は、このような立法事実の変化についても、十分に調査して理解し議論の俎上に載せるべきであったのに、不十分であった。

(2) 給費制廃止により生じている弊害

現在、貸与制の下で新65期司法修習生は修習を終了し、66期司法修習生が修習中である。その9割近くが貸与制に申し込み、毎月23万円(原則)の貸与金を手元に持って修習生活をしているが、経済的不安感はぬぐえない。将来の貸与金返済を考えれば、なるべく使わず残しておくという合理的な思考により、食費を削る者、体調不良でも病院へ行くのを控える者などがいる。そして、勉強のために欲しいと思った書籍さえ購入を控えて、不十分な勉強しかできていないという司法修習本来の趣旨に反した結果となっている。

				<p>そして、配属地の希望が叶わず引越費用や家賃負担が生じた者、司法研修所で入寮できなかった者などは、費用負担面で不平等が浮き彫りになり、修習生同士で不満が生じるのは当然である。また、修習生は、社会生活の様々な場面で、貸与金で収入有りとな扱われる場合、無収入とな扱われる場合が混在しており、不便、不利益を被っている。</p> <p>3 司法修習制度・修習専念義務・給費制の必要性</p> <p>ここで、給費制廃止により生じた弊害に対応するために、①最低限度の諸手当等の経済的支援、②修習専念義務の廃止、③司法修習制度の廃止が提案されりこともある。しかし、以下のように、それらの提案は、修習制度の意義が理解されておらず、また根本的解決にならない。</p> <p>(1)①最低限度の諸手当等の経済的支援の提案について。期間が短縮された司法修習で十分に修習の実を挙げるためには、修習必要費だけでなく生活費相当額が必要なのであり、諸手当等だけでは不足する。不足分は、弁護士会が支出する案さえあるが、これでは、前述のような戦後に統一修習が導入された趣旨に反する。司法修習生は、裁判官・検察官・弁護士のいずれにもなる可能性を有する者であり、大半が弁護士の卵という位置付けでなく、司法修習生として、法曹三者の実務をすべて経験して研修できる立場であることを忘れてはならない。</p> <p>(2)②修習専念義務を廃止する提案について</p> <p>法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめにも、「司法修習生の修習生専念義務の在り方なども含め」と明記してあるのは、この趣旨だと思われる。しかし、修習専念義務を廃止してアルバイト等で生活費を稼ぐことを許容すれば、やはり司法修習で十分に修習の実を挙げるができなくなる。司法修習生は、平日の修習の定時の前後と休日に、熱心な修習指導担当による勉強会や自主研鑽のために勉強している。それは、市民のために働く責任ある法曹を志しての勉強であり、それが生活費を得るためのアルバイト等で阻害されることになれば、修習に対する意欲をも低下させる結果となりかねない。</p> <p>そもそも、2004年裁判所法改正で、貸与制導入と同時に、給費制廃止と切り離されてわざわざ修習専念義務が明記されたのである。その意味を無視して、軽々に修習専念義務廃止を議論すべきではない。</p> <p>(3)③司法修習制度自体の廃止の提案について</p> <p>司法修習制度の意義が全く理解されていない提案である。司法試験では、8科目の法律に関する知識と与えられた事案における論理的思考を短時間に書き表すことだけを求められているだけであり、これだけで、法律の専門家である法曹としてすぐに役立つわけではない。法科大学院で前期修習に代わる内容をカリキュラムに組み込む構想はあったが、実現は困難のようである。それは、一定の基礎知識が身につけていない法科大学院生において、実務に近い実践的なカリキュラムを行っても吸収しきれないからである。また、やはり、実務そのものではない学校の中で模範的事例を採り扱っても、実践的なものにはならない。</p> <p>やはり、司法修習において、法曹三者の現実の活動を間近に見て体験して現場で質問して学べるという制度が、重要なのである。ゆえに、司法修習制度自体の廃止は、ありえない。</p> <p>4 結語</p> <p>以上より、私は、法曹養成制度検討会議が、最終的取りまとめにおいて、「第1 意見」の対応を行い、国会及び政府に対して、提言されることを要求することを求める次第である。以上</p>
2,974	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制を前提とするのではなく、給費制に復活させるべきと考えます。</p> <p>(理由)弁護士格差がますます激しくなり、中には修習にかかる費用を下回る年収しか得られない者もいる。法曹資格が得られたからといって、修習費用を負担できるはずであるという認識を改めて欲しい。修習費用が過大な負担ともなり得ると考える。</p>

2,975	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習生の給与が貸付になるだけでなく、住宅手当、扶養家族手当などの手当が削られるのは、修習生の生活があまりにも苦しいと思う。 (理由)財政難なのはわかるが、貸与制と聞いただけでも苦しいのに、他の部分も追加的に負担されるのは、ひどいと思うから。
2,976	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)兼業禁止義務を修習生に課す一方で、一律に貸与制を導入することは、司法の衰退を招く、 (理由)経済的余裕のある人間だけが、司法の道を志すという事態は避けるべきである。もっとも、財政難という状況下、国民の理解が得られないという理由もあると思うが、給付制の対象としてあげるべき人もいるのではないか。すなわち、0か100かではなく、一定の条件の下、貸与制と給付制を併存させるべきと考える。
2,977	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻して欲しいです。 (理由)貸与制導入の理由として、弁護士は平均収入が高いという点が挙げられています。しかし、現状、弁護士の数が増えており、収入も10年前と比べて決して高いとはいえません。また、法科大学院卒業までに1000万近い借金を抱えた上で、さらに300万円近い借金を負うと腰を据えた弁護士活動ができないことにつながってしまいます、そのため、これ以上、金銭的負担を減らしてほしいです。
2,978	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制の復活は、貸与制を前提としても、広く返還免除や減額をみとめる措置を検討すべき (理由)・法科大学院制度により、より大きい負担を強いられるような制度になっているのに、さらに修習での費用を強いる制度設計にするとお金のいる人しか司法試験を目指す人がいなくなってしまう。 ・弁護士資格は確かに個人の資格だが、裁判制度という国のシステムの一翼を担うものである以上、単に「個人的資格だから～」という理由で貸与するのはおかしい。
2,979	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の貸与制に強く反対します。給費制を含めて、より司法修習生の身分的・経済的事情に見合う制度の見直し求めます。 (理由)修習専念義務・兼業禁止義務が課される司法修習生はいわば企業の研修中の身と同じようなものです。にもかかわらず、その期間の活動資金さえ自分の負担で調達しなければならないのは、一般の企業と比べてもやりすぎではないでしょうか。また、研修後に借金を返すことに気を奪われ、国選弁護や市民活動など、公益にかかわる業務から弁護士が遠ざかることも考えられます。貸与制は研修後の法曹をますます公益から遠ざけてしまう点で問題があると思います。
2,980	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を廃止し、給費制にすべきである。 (理由)ただでさえ、司法修習生になるまでに多額の費用を要するというのに、司法修習生になってからの費用も自己負担となると、その経済的負担は多大であり、一部の裕福な家庭で育った者しか法曹になれなくなってしまう。これでは、多様な人材から法曹を養成することができず、リーガルサービスを楽しむ国民にとっても大きな不利益となる。また修習専念義務・兼業禁止義務を課しておきながら、貸与制を維持するのは防衛大学生や、研修医の待遇と比べると著しく不平等である。

2,981	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習における貸与制について、今後給費制を復活してもらいたいと考えます。 (理由)法曹資格者は公益性の強い職業といえます。こうした資格者に対して国が援助をしていくことは社会秩序をより維持していく上で必須だといえます。給費生の実施についてはたして国民の理解がえられていないといえるでしょうか。私は理解は得られていると思います。こうした理由によって、私は給費制を復活させてもらうことを希望します。
2,982	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制という名の借金を負ってまで必要な制度なのか。 (理由)強制貸付を行っているなか、より良い法曹が養成できるのか、他の方法もありえることを前提に考えてほしい。法科大学院にしろ、司法修習制度といいお金を使わせるための制度としか考えられない。どんだけ借金したら法曹になれんだー。
2,983	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的理由からやる気のある者が夢を断たれることはあってはならないと考えます。法曹の公的性格に照らしても給費制を復活した方がよい。 (理由)大学やロースクールなど、司法試験合格するまでに、既に多くの時間とお金をついやしている者にとって、せめて修習中だけでも経済的支援を行うことは、やる気のある者を勇気づけられると思います。経済情勢が苦しい時代こそ、志ある者への支援を厚くするべきです。優秀な人材を集めて法曹養成することは国益にもつながると考えます。
2,984	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすべきである。 (理由)私は法曹を志望しているが、金銭的な問題で断念せざるを得ない可能性もあり検討している。なぜなら、大学院で300万円近くお金を借りて、貸与制によりさらにお金を借りることになり、計600万円近くの借金となるからである。将来確実に返せるとの保障もないためである。このような、思いをしている友人もたくさんいるため、同じような思いをする人が少なくなるように給与制にして欲しい。
2,985	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生の給付制を復活させるべきだと思います。 (理由) 第1に、ロースクール制度導入の上に借金をしなければ法律家になれないのでは金持ちしか法律家になれない、これは不公平です。 第2に、司法予算がただでさえ少ないのにもかかわらず、さらに予算を減らすのは政治部から司法部への不当な圧力だと思います。 第3にバイトができずに借金をかせられるのは、一般の国民感覚として労働環境の不備、不公平だと思います。よって、私は司法修習生の給付制を復活させるべきだと思います。
2,986	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する経済的支援は貸与制ではなく、給費制ないしそれに準じた制度で行うべきだ。 (理由)司法修習は法科大学院、大学の奨学金の債務を負っており、司法修習時代に更なる負担を負わせることは、司法改革による、法曹界へ多大な人材を取り入れるとの理念に反し、一部の限られた人材しか入らなくなるおそれがある。また、そのような切迫した経済状況や将来の不安を抱える中で司法修習生が十全に修習を行い、法曹としての力を養っていけるのか強く疑問に思う。

2,987	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させて下さい。お願いします。 (理由)市民のニーズに応えられるよう、裁判官や検察官と対等な弁護士を育てるために、司法修習が必要だと思います。弁護士となる者についても、その費用負担と司法修習期間中の生活保障は、国が行うべきだと思います。
2,988	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制は必要不可欠、復活すべき。 (理由)今後社会の高度化複雑化の進展が予想されます。消費者トラブルも一層拡大深刻化する危険性が高くなっています。弱い消費者を守るためには弁護士の充実(能力・人数)が必要であり、そのためには給費制は必要不可欠である。
2,989	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(理由)借金をしなくては、法律家になれない制度では金持ちの子供達だけが法律家になってしまい金儲け主義の弁護士だらけになり低所得者や本当に困っている人達を助けられないのではないかと。
2,990	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的理由で進路を決めざるをえないというのは悲しい給費制度で安心して法曹界にすすめるようにして欲しい。 (理由)私も学費に苦労しながら大学を卒業しました。私の時でも大学卒と同時に150万の借金を背負った訳です。卒業後返還しましたが、結婚、出産などで必ずしも収入が保障される訳ではありません。本来、教育は国の責任において能力と情熱のある若者に機会を均等に与えるものと考えます。是非給付制で修習生の生活に安定をささえ、十分な修習、研修が可能にして下さい。
2,991	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(理由)私の知っている弁護士は、難しい組合事件の裁判を熱心にやったり、気軽に学習会やシンポジウムの講師を引き受けてくれています。ほんとうに市民の味方になれる弁護士を残すためにも、やる気のある若者が、お金の心配をせずに弁護士となれるよう、以前のように給費制を復活するべきと考えます。
2,992	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の費用は、給費制が望ましいと考えます。 (理由)現在の費用貸与制は、修習生にとって負担が大きいものです。法曹人口の拡大にもかかわらず、いまだ法曹の活躍する場が少ない状況では、修習後もすぐに返済可能とはいかない場合も多いと思われます。そのような返済に関する不安は、ただでさえ、精神的に負担の大きい修習生に重くのしかかります。このまま修習生の窮状が続けば、結局経済的に余裕のある人しか法曹を目指さなくなりかねません。法曹の多様性を維持し、社会の需要に応えるためにも、給費制が望ましいと考えます。
2,993	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべき (理由)研修医と司法修習生との差がある理由が不明。法科大学院によって都合6年間学費がかかることになった以上、金銭的に厳しい。
2,994	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用の給費制について (理由)研修医同様、司法修習生も研修費を支出してほしい。

2,995	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用を給費制に戻してほしい。 (理由)ほとんどの人間が、他の大学院よりも授業料が割高なロースクール経由で司法試験を受験している現状から考えて、法曹希望者に借金を負わせることになる制度はあらためるべきである。また弁護士人口の増加により平均収入が下がっている中で、活動にあたっての支出は減っていない。修習中に負った借金まで返済しなければならないとなると、弁護士活動自体にも支障が出ることになる。
2,996	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべきである。 (理由)法曹の養成は国家の責務である。修習中はアルバイトもできないのに、貸与制では、学生時代の奨学金を貸与分の中から返還しなければならず、これでは自転車操業である。給費制でなくなったことを理由に、優れた人材が法曹の道をあきらめるという現状を、重く受けとめていただきたい。
2,997	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも従来あった通り研修費を支給してください。 (理由)研修医には、研修費が支給されているのに、社会生活上の医師を目指し、ある意味同等の立場とも言える司法修習生には、研修費が支給されないのは、不平等だと考えます。また、法曹志望者が減少する中、優秀な人材を確保するためにも、司法修習生の研修費支給は、復活させるべきだと考えます。
2,998	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用については、全額給費制にすべきだと思います。 (理由)私はロースクール生ですが、学部時代から市と学生支援機構から奨学金を借りており、その分だけで480万円の借金があります。加えて、ロースクールでも、学生支援機構から借金をしており、卒業までに300万の借金をすることになります。修習中において800万円近い借金をさらに借金で返済する現状には何の希望も持てません。裕福な家庭でなければ法曹になれない、目指すことをあきらめざるを得ない現状には、大きな疑問を感じます。
2,999	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の研修費用については、給費制にするか、あるいは、修習専念義務を緩和し、兼業を許容すべきではないでしょうか。 (理由)この世に好き好んで借金をする人はいません。法科大学院制度の導入によって法曹になるのに必要な出費がかかってより増えている今日、司法修習の研修費用も貸与制とするならば、果たして、法曹界に有望な人材はどれほど集まるのでしょうか。貸与制といっても5年の据え置きがあるから問題はさほど深刻ではないという意見もあるでしょう。しかし、高校・大学・法科大学院と奨学金を借りてきた人々に対して、あなた方は同じことが言えますか？
3,000	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にするべき。 (理由)民間の企業においても、採用した新入社員に研修を施し、その際の給料が支給されるのは当然であり、公務員についても、そのことは同様であるし、さらには、国は研修医に対しても研修費を支給しているのだから、司法修習生に対して修習費を支払わないというのは筋が通らないのではないかと。将来の司法活動を担う司法修習生が給費をもらえないことによって、経済的に厳しい環境に立たされることにならざるを得ない、という状況それ自体として、国が法曹を育てるといふ職務、義務を軽んじているのではないかと、という印象を受ける。なぜ、そんな苦境に立たされなければいけないのか、理解に苦しむ。

3,001	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)ロースクール制度が始まり、多様な生活環境の人が修習生となっています。ロースクール在籍時から、奨学金を受けなければならない場合も多々ある中で、修習中も貸与制であると、将来返済しなければならない奨学金及び利息の額が過大な負担となるため、修習費用は給付制にすべきと考えます。
3,002	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は現在、大学法学部に通っています。ぜひ給費制に戻していただきたいと思います。 (理由)経済的な理由で法曹を辞める人も多いです。法曹の質の低下をまねくのではないのでしょうか。
3,003	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給与支援の再開を希望する件について (理由)司法制度の担い手である法律実務家の養成は国家の責任です。司法修習期間中の生活の安定は修習生の心の安定に直結し、修習へ一層、専念することができ、結果的により優秀な法曹育成に大きく貢献するものと確信しております。
3,004	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する現在の貸与制から給費制に戻してほしい。 (理由)現在自分は法曹を目指し大学の法学部に奨学金を受けて通っています。もしこのまま大学院に進学した場合、そこでもまた学費を借りてその後の司法修習を受けることになったら約1000万円を合計で借金することになり、最近の弁護士の状況をきくと、とても不安を覚えます。そのため、ぜひ給費制に戻していただくことを希望します。
3,005	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習に貸与制でお金を貸していますが、給費制に戻すべきだと思います。 (理由)法曹になるために大学から勉強すると、それだけでもお金がとてかかります。大学で勉強している期間でも借金をしているのに、修習生になっても仕事をしつつ勉強をして、それで借金をするなんてふたんが大きすぎます。司法家を増やそうと言っておきながらこれでは、増えないと思います。夢をあきらめることもあると思います。そんなことのないように、戻すべきです！
3,006	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)自分は弁護士を目指しています。やはり給付制に戻すべきだと思います。 (理由)大学受験をする時、自分で受験料を払わなければならないアルバイトをしながら勉強をして、一度失敗してしまいました。司法試験に合格したとはいえ修習生も勉強をしなければならないと思うのでそこを貸与にするのはおかしいと思う。アルバイトを禁止にして貸しつけること自体合点がいかないです。
3,007	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給費生の復活 (理由)貸与制を理由に有能な若者たちが司法への道をあきらめるのを防ぐため。
3,008	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は中学生の頃から弁護士を目指しています。突然、勉強するためにはお金がかかることは承知していますが、大学、法科大学院まで出してくれている両親に、更にお金がいります。私は借金まみれになってようやく弁護士になりますとは言い難いです。金銭的事情により実力があつたり、今まで努力してきた人々が自分の夢を断念しなければならないということが起こり得ると思います。そんな国は嫌です。ぜひ未来ある人々のために給費制に戻していただきたいです。

3,009	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給与の支給継続を求めます (理由)司法修習中に借金をすることになると、大学の学費と合わせて膨大な額になってしまい、法曹を目指す私にとって大きな障害となってしまいますからです。
3,010	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の経済的支援について貸与制ではなく、給費制にすべきだと考えます。 (理由)私は現在、■■■■■法学部に通う者です。もともと法曹を目指していましたが、それまでの経済的支援が薄くなってしまっている事実を知り、法曹になるために志も薄れてしまったことが今回の意見を提出する理由です。私の他にも数多くの困っている人が居ると思うのでご検討の程、よろしくお願いします。
3,011	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(理由)・私は、高校3年間も奨学金を借り、自分が取れる範囲で特待生制度を取って通っていました。もちろん大学でも奨学金を借りています。修習の期間、生活ができなければ修習どころではなくなります。是非、給費制に戻して欲しいと思います。
3,012	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制の再移行。 (理由)大学進学の場合でも奨学金を受ける人は多く、大学院ともなればそれ以上であることが見込まれます。その上に貸与制というシステムでは経済的弱者が法律家になることを困難にしたいと思います。法律家になったあと、クライアントはおそらく経済的弱者。法律家が弱者を法律養成育成システムが、弾圧するのは不当です。給費制に戻して下さい。
3,013	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は現在、■■■■■大学法学部に通っています。裁判官を目指して法学部に進学しましたが、法科大学院の学費も高いのに司法試験に合格した後の司法修習期間は必ず借金をしなければならないと聞き、アルバイトも出来ないと聞きました。これで夢を諦めてしまう人も多いと思います。給費制に戻して下さい。 (理由)1000万円以上借金をしてまで法曹になれるのは一部のお金持ちのみで、公平な裁判はできなくなると思うからです。
3,014	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対して給与の支給の方向へもどすべきではないでしょうか。 (理由)司法修習生の一日のスケジュールに目を通す限りでは、国家に対する公務に近い事を行わせていると感じました。その面を考慮するのならば、貸与制ではなく、給費制にすべきだと考えます。
3,015	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対しての給費制から貸与制にしたのをまた元の給費制にして欲しいです。 (理由)私は社会的弱者を助けられるような弁護士になりたいのですが、法曹を目指すのには、多額のお金がかかります。それなのに、司法試験に受かって司法修習生になるときにも、お金を借りなくてはいけなくなると経済的な面から言ってもきついです。
3,016	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)新司法試験の合格率が上がり、修習が増え、重要と供給のバランスが崩れている。そこに今までのようには国が援助できないというのは納得できることだ。まずは、試験での合格率の調整をするべきだと思う。

3,017	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させて欲しいです。 (理由)司法修習生に守秘義務などの厳しい義務を課した上で、実際の事件の処理に関与させながらも、それに見合った生活保障を行わないことは大変不合理であると思ったからです。
3,018	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制について (理由)この制度のせいで、夢をあきらめる人がいると思います。何でもお金が必要なのは分かるけど、給費制もしくわ免除にしてくれるなら別だと思えます。
3,019	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する貸与制について (理由)私は、将来、検察官になるために、日々、勉学に努めています。私は、私立の大学に通っており、ここから、司法試験を目指すとお金が多かかります。さらに、その後の司法修習のさいにアルバイトもできずに、貸与制ということになると、検察官という目標も変更せざるをえない状況になるかもしれません。このような考えの者が少しでも少なくなるように是非、給与制に戻して頂くことを希望します。
3,020	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)国に資源がないのであれば貸与制にすべきであるし、余裕があれば、是非、法曹を目指す人に給与をするべきだ。
3,021	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給与について、給費制から貸与制に戻すべきでないのか (理由)1日中勉強をしなければならず、アルバイトもできない生活を強いられる修習生に対して数百万の借金をさせるのはおかしいはず。奨学金を借りている人も多いし、その後の活動に支障がでるような制度は変えるべきだと思う。
3,022	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹を目指すために法学部に進学しましたが、しかし、なるためにはたくさんの借金をして目指さなければならぬと知り落胆しました。司法修習期間はアルバイトも禁止となると、借金が増えていくばかりで返済が非常に大変です。このままだと法曹を目指すのを諦めざるを得ません。いくらかの生活の保障はしてほしいです。給費制に戻していただきたいです。
3,023	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対して給費制を復活させるべきである。 (理由)私は現在、■■■■大学法学部に通っている。将来は法曹界で働きたいと思い、高校の時から必死に勉強してきた。しかし法学部入学後に、法科大学院の学費が高いこと、若手弁護士などがとても苦労していること、そして司法修習期間はアルバイトもできないのに必ず借金をしなければならないと知った。自分の夢は諦めたりしないが、正直これ以上のお金は出せないの、法曹を目指すのをやめようかと思っている。せめて、修習の期間に生活を保障してもらえれば、諦めずに頑張れると思うので、どうか給費制に戻してもらいたいと思ったため。

3,024	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給費制に戻して欲しい。</p> <p>(理由)私の高校生の頃から法律というものに興味があり、法学部に進学したいと思って今まで勉強してきました。法科大学院の学費が高いことや若手弁護士を取りまく状況が厳しいことを大学に入学して知りました。まだはっきりとは決まっていないのですが、私は将来司法試験を受けたいと思っています。しかし、こんなにも厳しい状況であるとわかり諦めようかと考えました。せめて、修習の間くらい生活を保障してくれるのであれば、法曹を目指せるのにとと思うので、給費制に戻してください。</p>
3,025	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)何故そもそも貸与制になってしまったのでしょうか？確かに司法修習生は研修ではありますが、今、修習生の1日を見れば、正直大変だと思います。これで借金をして、国(検察の修習)の仕事の一部を行うのはおかしいと思います。</p> <p>(理由)私の家は正直、お金がありません。それは法律の知識がなく、多くの損をしてしまったことが一つの原因でもあります。私は知識や自分の経験を活かし、人の役に立つ仕事がしたいと弁護士を志望しましたが、お金がないので大学院へ行くこともままならない状況です。この上何故、お金を払わなければいけないのでしょうか？そんなにお金を払うことのできる家庭がどのくらいいるのでしょうか？国が地位の高い弁護士をいじめているようにしか思えません。そもそも、司法試験の改正で司法試験に受かってでも職にありつけない人もいるという状況を正しく国が理解していないのでは、と思います。</p>
3,026	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法試験は今でも国家最難関といわれる難しい試験です。それでも自分の正義感を糧にその試験を乗り越えた人に対してその後の実務的実習を借金をして学ばなければいけないのはおかしいと感じます。実際に実務家としては働く前段階である司法修習生やその内容を提供する制度をもう1度給費制に戻していただけることを希望します。</p> <p>(理由)私の将来の夢は小学生のころから抱えている検察官になるという夢を実現させることです。しかし、勉強をするためには多額のお金関わっているのが事実です。大学で500万、大学院でも300万...とこれから家族に多くの負担がかかるのは明白なのに更に300万もその負担が増えるとなると正直どこまで夢を追えるか分かりません。でも私は自分の能力ではなく家庭の金銭的理由から夢をあきらめることはしたくないなと思ったので一言書かせていただきます。</p>
3,027	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)貸与制に反対です。</p> <p>(理由)・給費制を廃止することで何か大きな利点があるのかわかりませんが、少なくとも法曹を目指す若者が減ってきていることは明らかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来(旧司法試験)の方が、バランスが取れていたと思います。今は制度が定まらず、不安定で法曹を目指す者として先行きが不安です。 ・司法修習先が、住んでいる所と違う地へ決まった場合のことを考えると、貸与制は借金作りのための制度に思えて仕方ありません。法曹人材育成のためには、安心して勉強できる環境作りを切実に願います。 ・どうか、再検討を宜しくお願い致します。

3,028	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)2011年11月からの貸与制を再び給費制に変えるべきだと思います。 (理由)私は裁判官になりたいと思い■■■■大学法学部に進学しました。しかし、今私は奨学金を大学に借りて大学に通っています。私よりもお金に困っている人は世の中にもたくさんいると思います。そのような人が、目指したい事があるのに、お金の関係で夢が絶たれるのはおかしいと思うため、給費制に変えるべきだと思います。
3,029	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は現在大学法学部に通っています。小学生の時からその夢である弁護士を目指して法学部に進学しましたが、法科大学院の学費が高いこと、若手弁護士を取り巻く状況が厳しい事を知りました。その上、司法修習期間は必ず借金をしなければならず、学生とは違ってアルバイトもできないと聞きました。正直、弁護士になるのを諦めようかと思っています。せめて、修習の間くらい生活を保障してくれるのであれば、法曹を目指せるのにと考えています。 (理由)・小学校の夢を諦めたくないこと。 ・家族に負担をかけたくないこと。 ・法曹を目指す仲間たちのため。
3,030	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制と貸与制につき私は給費制に賛成です。社会に出た時から借金をおわされるというのはそもそも法曹に準ずる人間が破産時に資格を失うという規定に矛盾している行為です。 (理由)1、法曹のみ不条理な扱いを受ける謂われはない。防衛大の医学部に見られるように医学部は研修に於いて借金を負うようなリスクから解放されているのに対し法曹は借金を負わされるという不平等な見解は言語道断な行為である。 2、法曹の人間はそもそも破産したら資格を失うはずなのに、破産に直面した状態で社会に放り出されるのは矛盾した行いと言わざるを得ないものである。
3,031	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)法曹の仕事は重大且つ難関であるのに、何故支援する体制がしっかりしていないのか。現代は昔に比べ平和になった日本であるが、平和な現状だからこそ事件をより恐れなくてはいけないのではないのか。借金してまでして法曹を目指すのは非常に生きづらいことであり、あきれてしまうことです。自分は今■■■■法学部法律学科の1年生のものなのですが、すでに将来を心配しています。現状を見直すべきということ、平和な日本の維持を目指すべきだということを願いながら僕は給費制に戻すことを強く希望します。
3,032	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は現在、法律実務家を目指し、大学の法学部に通っています。そこで給費制、貸与制に関する問題を知りました。自分の将来を考えると、このことに大きな疑問を感じこの制度を廃止するべきだと思っています。 (理由)現在の不景気で、給費制ではなく貸与制というのは家計への負担が大きすぎると思います。その結果、本当に有能な人物が法曹を目指そうと思っても経済的な面で断念する可能性もなくはないと考えられます。
3,033	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活は必要 (理由)多額な費用をかけないと法曹になれないというのでは、経済的に厳しい状況にある人が法曹を目指すことが困難になり、法曹に適した人材が法曹になれないという事態が起きる可能性がある。また、司法制度というものは国家にとっても国民にとっても重要なものであるため、それを担う者を養成することは国家の責任である。

3,034	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費生の復活 (理由)今後、法曹職につくにあたって金銭面で挫折してしまう可能性が増えるのはどう考えてもおかしいと思います。
3,035	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)お金がかかるのは分かったが、アルバイトができないのはおかしい。 (理由)アルバイトができないとお金がない人が将来、借りたお金を返せなくなるかもしれないから。アルバイトは社会勉強の一種だと思う。
3,036	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)全ての人に夢が叶えられるような国に。 (理由)お金がなければ、弁護士や裁判官といった職業になれないのは、不合理だなあと感じます。それで良い弁護士等が育たない責任はとってくれないでしょ？
3,037	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活させる (理由)法曹になるために勉強をしている人がお金のためになれないというのは、人権の尊重に反しているから。
3,038	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、給費制に戻してほしいです。 (理由)私の家は母子家庭で、大学も奨学金で通っています。検事になって親孝行がしたいのに、ロースクールや、司法試験に受かった後でも多額のお金がかかるのはたまりません。ぜひ、給費制に戻してください。
3,039	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)1、貸与制に賛成 (理由)1、の理由、研修させてもらっている側だからである。もう一つの理由を挙げるのであれば、医学部などはもっとお金を払っている。ちなみに、給費ではなく、起訴状を作成したら一枚一万円もらえるような形にして、仕事の対価を求めたらよいのではないだろうか。
3,040	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間の貸与制を給費制に直してほしい。 (理由)私は現在■■■■大学部法学部に通っています。せっかく司法試験を合格した者に、その後の司法修習生期間に多額の借金を負わせるのは酷だと思います。ますます法曹希望者の減少を起こしてしまうのではないのでしょうか。法曹人口を広げるためにも、若手の負担を減らすためにも、司法修習期間の給付制について検討してみたいかがでしょうか。
3,041	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制を再開していただきたいと思います。 (理由)個人的な理由ではありますが、私は今大学生で法律にも興味はありますが、大学、法科大学院を経た後に実費で修習を受けることは、経済的にもリスクがあるかなと思ってしまいます。もう少し負担を軽減していただけたらと思います。
3,042	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する研修費の貸与制の廃止及び、給与制の復活を希望致します。 (理由)司法修習生は修習以外の労働により収入を得ることが禁止されているため、研修費の貸与制は修習生に対して、実質借金を強制することになり不当と考えます。

3,043	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する研修費支給の復活を求めます。 (理由)理由の一点目は、司法というのは国民の権利に密接にかかわるものであるからです。検事、裁判官はれっきとした公務員であるし、弁護士も国民の権利を守るという観点からみると、非常に公共性の高い仕事です。法曹に携わる人間をゼロ以下、マイナスからスタートにさせるというのは明らかに筋違いであり、正面法曹界へ携わろうとする意欲をそぐものです。また、司法修習は一般企業においては研修期間にあたるものであり、その期間に給料を支払わない企業はほとんどないと考えられます。
3,044	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習期間に於ける研修生への生活扶助の再開 (理由)法律を実質的に効力のあるものとしているのは、実際には裁判所などの執行機関であり、それを支える裁判官・弁護士・検察官ら法曹界の人間です。社会福祉の面で、法律の円滑な実施・遂行には大きな役割を果たすと考えられます。法的インフラの整備という点において法曹界に進む人々のインセンティブをそぐような貸与制には賛成できない。
3,045	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習中の修習生に対しては、生活に困らないような金額を給与として与えるべきであり、貸与制は不相当である。 (理由)まず第1に、現状のままでは、金銭的な負担を嫌って法曹を目指す人が生じてしまう問題がある。すなわちこれは、金銭的に余裕のある富裕層のみが法曹になっていくという恐れがあり、そのような偏った人材配分あることは弱者目線に立ち、社会に貢献しようとする意欲を有する法律家の育成を阻害すると考えられ、日本国にとって大きな損害となる。未来の日本を担う有望な修習生に給与を与えるべきだと強く考える。
3,046	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生にも研修費を支給してほしい。研修費が研修医には支給され、民間企業でも初任給はもらえるのに法曹を目指す人にだけ負担をかけるのは不公平だ。 (理由)私は法曹になることを目指す大学1年生です。地方から東京の大学に進学しているため、家族の支援のおかげで奨学金を借りながら学んでいます。研修費が支給されずさらなる借金が必要であれば夢をあきらめざるをえません。
3,047	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する義務・制限があまりに厳しいと思う。 (理由)司法修習生が、修習の趣旨に照らし合わせて、いくつかの義務、制限をうけるのには、理解ができるとはいえ、給費制を含めて経済的支援が手薄であるように思われるので、現状の義務や制限、とりわけアルバイトの禁止は厳しすぎる者だと感じられる。
3,048	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給付制は復活させるべきだと思う。 (理由)私自身大学の学費は家計が苦しいため多額の奨学金を借りて生活しており、大学4年間だけで400万を超える。加えて法科大学院に進学するならよりお金が必要となる。公的な仕事をもこなす法曹3者にこれ以上負担をかけるのは(給費制を廃するのは)酷だと思う。近年法曹離れが進み、司法制度改革で法曹人口の増加をはかろうとしているが、給付制廃止はこの目的に矛盾するのではないか？司法全体の質の低下を危惧せざるをえない。

3,049	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習の給費制を存続させてほしい。 (理由) 判事・検事・弁護士は全て国民の権利義務の保証のためには必要な存在であり、国の税金を使って育てる必要がある。また、法整備という観点からも有能な人材が法曹を目指す道を閉ざしてしまうことによる損害は大きい。法曹は社会になくてはならない職業なので、きちんと学び、意欲のある者ならば、貴賤に関らず同じスタートラインに立てるような制度を整えるべきだ。
3,050	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 給費制を復活させて司法修習生に研修費を支給してほしいです。 (理由) 将来、社会の根幹となる法律家になる司法修習生に借金を背負わせて、マイナスからのスタートを強いるのは、国のためによくないと思う。研修医に研修費を支給しているのなら、同様に司法修習生にも研修費を支給してほしい！この政策のせいで、法律家を目指す人々が減少するのは元も子もないことであると思う。
3,051	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 国や人のためにした仕事の給料を借りた分の何%かを上のせ。 (理由) こうすることによって仕事をすればするほど借金の分が返ってくる。なので、仕事をたくさんするようになり、良い循環になる。やりがいもできて、弁護士の質も上がるかもしれない。
3,052	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 貸与制による現行の制度化では、有望な芽を摘んでしまうことになりかねないので、司法修習生への研修を支給を希望します。 (理由) 弁護士の方々をつき動かす原動力とは何でしょうか。私は、やはり困窮している人々を助けたい、とうい想いだと思います。その観点に立つと、貧しい環境に育った弁護士は、特に強い原動力を有すると思われる。現行の制度は、そういった芽を摘んでしまうのではないのでしょうか。
3,053	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生への給費制復活を希望する。 (理由) 給費制廃止、すなわち貸与制の実施の弊害として以下のようなケースが想定される。ヤミ金融との癒着への発展←多額の借金を抱えたままでは、法曹としての立場について後にヤミ金融を生活苦から利用してしまうきっかけとなりうる。
3,054	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 貸与制継続により、法曹三者志望者数は頭打ちになる虞れがあります。一律に貸与制とするのではなく、所得による「返済免除」枠を設けるべきと提案致します。 (理由) 司法試験受験資格を「ロースクール卒」に改めたことにより法曹志望者の負担、負債は増加しました。司法修習期間中の貸与金と併せて1千万以上の債務を負う者も居ります。ロースクールの学費軽減を並行して、所得による経済を望みます。
3,055	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見) 司法修習生の給費制を復活させるべきである。 (理由) 司法修習生は将来の司法を担う大切な一員であり、司法制度は法治国家の根幹をなすものである。そのような公益を担う司法修習生に税金を投入することは妥当であると思われる。ただでさえ大学や法科大学院時代に奨学金を貸与された者が多い今日では、それ以上の債務を増やすべきではないかと考える。さらに、一般企業でも研修期間には給料が発生することからも、給費制が妥当だと思われる。

3,056	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させてほしいです。 (理由)アルバイトできず、給費制もない状態では、奨学金に頼るしかありませんが、奨学金とは結局のところ借金であり、司法修習生を経済的にも精神的にも圧迫させることになると思います。これは司法修習生には修習に専念してほしいからアルバイトをさせないという考えを矛盾していると感じます。なのでぜひ給費制を復活させてほしいです。
3,057	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の研修費を国が全額負担する、司法修習費の給費制を復活させる。 (理由)私は大学で法律を学ぶ立場で、将来法曹についても視野の一つに入れられていますが、法曹に至るまであまりに経済的負担が大きいので、正直視野から外しかけています。弱い立場におかれがちな市民の救済に大きな力ともなり得る、頼れる法律家を国が責任を持って育てるためにも、ぜひ、給費制の復活を実現して下さい。
3,058	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)研修医に研修費を支給しているのだから、司法修習生にも研修費を支給して下さい。 (理由)お金がないと法曹になれないというのはおかしいと思います。職業の選択の自由が奪われているということにもなると思います。むしろ、貧困の中から法曹になった人は、同じ貧困の弱い立場の人々の気持ちになって仕事をできると思うので、そういった環境の中から法曹になる人は日本の社会に必要なだと思います。今後の社会の発展のためにも、司法修習生にも研修費を支給してほしいです。
3,059	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を求めたい。 なぜ貸与制なのか提示した上で貸与額の一部返済制を提示するのもありかと思う。 (理由)法曹を目指す人口の減少の理由に金銭面の不安があるだろう。私自身も借金を背負ってまで目指せるかわからない。
3,060	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)弁護士を養成する過程で、金銭的援助を今より多くすべきだと思う。 (理由)現状として、ロースクール進学、司法修習などで、思い金銭的負担をしないと弁護士になることができない。多少の負担は仕方がないかもしれないが、借金を数百万する人が少なくない、という現状は改善すべきだと思った。
3,061	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の完全復活ではなく、規制を一部緩和して下さい。 (理由)法曹界が人権を守る職とは言え、給費で全ての必要金額を賄うことには少し正当性に欠けると思います。(人権を守らなくても社会貢献している人は多数いるため。)しかし逆に法曹界が貸与制により借金を背負って社会人になることは同様に正当性に欠けると考えられます。そこで、全額とまでは言わずとも、一部給付、残りは任意の貸与とした上で、研修に影響を及ぼさない範囲での副業(例えば勤務時間に上限を設ける、など)を認めるべきだと思います。
3,062	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制をぜひ復活させるべきだと思います。 (理由)私は将来の職業として法曹を考えていますが、貸与制のもとでは安心して修習に励むことができないのではないかと不安に感じています。アルバイトをすることもできず、自分の借金が膨らんでいく状況では生活の心配をしてしまうはずだと思います。法曹は将来必ず国に尽くしてくれるので、その見習いで在る修習生が安心して修習を行えるように修習生の生活を保障するのは国の義務だと思います。これは将来を考えれば非常に割に合う投資だと思います。制度の見直しを是非お願いしたいです。

3,063	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に、修習に必要な費用と修習期間中の生活を保障する給費制が不可欠である。よって司法修習生に対する給費制を存続させてほしい。 (理由)1000万近くの借金を抱えて弁護士になるような人も、貸与制となった現在ではいられなく、そのような状態では経済的・精神的に思い負担がかかり満足な研修が行えない。更に、借金をしなければならない為、弁護士になることを諦める人もいる。研修医には研修費を支給しているのだから、同じように人の一生を預かる法律家の卵たる司法修習生にも当然研修費は支給されるべきである。
3,064	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にするべき (理由)私の知っている弁護士は、地元の集会や講演会で積極的に活動し、市民目線で法律や社会問題の理解の深化につとめています。市民の味方になる弁護士を増やすために、お金の心配をせずにすむよう、給費制にするべきと考えます。
3,065	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は給費制にもどすべきだと思います。 (理由)長い間、事務員として弁護士の仕事を補助をしてきました。多くの修習生の方をみてきました。2年間かけて安心(できる賃金であったか不明ですが)して、各裁判所、検察庁。そして弁護士事務所での研修をじっくりと行って各ポジションに勤めるのが必要なのではないのでしょうか。今は期間も短縮され、生活は全く保障されないのでは研修もおちおちしてられません。まず給費制を復活させ、経済的負担をなくすことが大事だと思います。
3,066	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の再導入又は一部支給を。 (理由)法曹養成は「法の支配」実現・維持の根幹をなす。人材なくして制度なし。現在の法曹養成制度は徹頭徹尾「自己負担」制である。これでは法曹を養成する以前に養成すべき人材が集まらない。現に法科大学院志望者は減っている。とりわけ社会人は顕著である。中長期的観点からこの事態を「法の支配」実現・維持にとって「危機」と捉えるべき。したがってまずは給費制の再導入が有るべき姿。しかし財政事情のため給費制が困難であり、貸与制が前提とされるとしても、全額ではなく一部給費という形で経済的負担を軽減すべき。
3,067	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活下さい。 (理由)国が責任を持って法律家を育てる環境を整えなければ一体どこが修習生をバックアップしていくのでしょうか。修習生も一人の人間です。この先の生活の心配をしながらは、修習に専念できないと思います。ぜひ給費制の復活を検討下さい。
3,068	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制を給付制にもどすことが必要と考えます。 (理由)次世代を担う法曹養成は、国の責任(国費)で行われるべきです。貸与(将来返還)は自らの資力によって資格を得ることであり、その資格は”私”の為に使うことに対抗できない。
3,069	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制をさせるべきと考えます。 (理由)三権の一つである司法権を担う人々の養成は国の予算で行うべきであるから。

3,070	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の制度に早急に戻すべきと考えます。 (理由)社会正義の実現を弁護士の使命としているからには、きちんと国の責任において養成すべきであります。借金を前提とした制度では弁護士なりたてから大きな障害を背おわずことになるためです。宜しくお願いします。
3,071	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべき。 (理由)経済的格差により職業選択の自由に影響を及ぼすことは許されないから。
3,072	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制にすべきである。 (理由)借金をしないと弁護士になれない制度だと、金銭的余裕のない家庭の人は、弁護士を断念せざるを得ない可能性がある。弁護士になる動機は金もうけだけでなく社会正義の実現であるという志ある人が、断念しなければならないとしたら、とても残念なことだと思う。
3,073	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活こそ第一に検討すべきである。 (理由)真に「より良い法曹養成」を考えるのであれば、優秀でかつ熱意はあるが、経済的事情によって修習できず、結局、法曹を断念する人たちを生むような制度ではいけないと思うからです。
3,074	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生における費用は、貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私は現在、法学部に通っています。もともと弁護士を目指して法学部に進学しました。しかし、入学後法科大学院の学費が高いこと、弁護士を取り巻く状況が厳しいことを知りました。その上、司法修習期間は、貸与制になったことで少なくとも300万円もの借金をしなければならず、学生とは違って、時間的にも制度的にもアルバイトもできないとも聴きました。司法試験を受験するまでは自己負担であっても、国や人のために働く最終準備期間である修習の間は生活の保障をしていただきたいと思います。給費制に戻してください。
3,075	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を復活し、法曹を目指す者への支援をしてください。 (理由)今の学生たちは大学の学部時代に奨学金をかりている人も多く、ロースクールを経た学生の中には司法試験に受かるまでに数百万にもおよぶ借金を抱えている人が多くいます。そのような人たちにとって司法修習まで借金というのは、弁護士の就職難もあり、また弁護士の収入もさがっているいま確実に返済できるという保障はないと思います。ですから、司法修習生への給費制を復活してほしいです。
3,076	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は、貸与制ではなく、給費制にすべきです。 (理由)私は、中学生の頃から弁護士になりたいと思っていました。大学進学に関しては、多額の学費がかかることは認識していましたが奨学金の貸与により、ギリギリですが生活を送ることができています。来年からは、法科大学院へ進学することになりますが、またしても奨学金を貸与してもらわなければなりません。本来であれば、修習期間において給付していただける給付金を返済にあてることができると大学進学時に考えていたので、将来の奨学金の返済と貸与金の返済が非常に不安です。不安ですが、私は、弁護士になることをあきらめたくはありません。是非、給費制の復活をよろしく願います。

3,077	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制を維持すべき (理由)ただでさえ法曹養成課程(法科大学院)の失敗が明らかなか中で、法曹への就職難がある。貸与では志願者が減ってしまい、「質」の維持は厳しいのではないか。
3,078	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習の貸与制について (理由)兄が弁護士を目指しており、法科大学院に通っています。父が5年前に亡くなり、母も年金生活で、ともに働いているのは私1人です。なのでこれ以上家計の負担を増やしてもらいたくないので、貸与ではなく、給与にしてもらいたいです。保証人にもなりたくありません。
3,079	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への修習費用につき貸与制から給費制に戻す事が必要不可欠だと考えます。 (理由)現状の弁護士の就職難、司法修習生の修習費用につき貸与制という実情をかんがみると年々、法曹という職業につくインセンティブが失われつつあると思います。この事実は最終的には三権の一つである司法の能力の低下につながると思います。したがって、せめて司法修習生への修習費用につき給費制に戻すことで法曹という職業につくインセンティブをとり戻すべきだと思います。
3,080	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に研修費を支給して下さい。 (理由)研修医は国が研修義務を課し、国が研修費を負担します。司法修習生にも国が研修義務を課しているのだから、国が研修費を研修医同様に負担すべきだから。
3,081	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私は、現在、奨学金の貸与を受けながら、大学に通っています。私は弁護士を目指して法科大学院の受験を考えていますが、大学の学費を払うので精一杯です。法科大学院の学費は自分が頑張れば学費全額免除することが可能なのですが、司法修習費用はどうがんばっても全額免除することができません。しかも、司法修習制度が始まる時期には大学で貸与を受けていた奨学金、又は、法科大学院で貸与を受けていた奨学金を返さなくてはなりません。司法修習という大切な時期に別なことで頭を悩ませるのは、合理的だとは言えない、と思うのです。したがって、修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。
3,082	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)弁護士がお金にならない仕事も引き受けることができ弱者の権利を守ることができるよう、司法修習生には給付制の奨学金の支給すべき。 (理由)また生まれた(育った)家の経済状況で法曹を目指す人、実際になれる人が制限されるとしたら、似たような考えの人の弁護士しか出てこない危険性がある。それは、国民全体への不利益である。多様な人材がいるべきであると私は考える。どのような経済的なバックグラウンドを持っている人も弁護士になれる環境を作れることは国民への利益だと思う。
3,083	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活させるべきだと思います。 (理由)司法修習生が充実した修習をするために給費制を復活させ人材の育成をすることが大切です。また、大学の奨学金の貸与制度についてですが、有利子の制度は、まさに貧困ビジネスだと思う。奨学金を延滞した場合、年利10%の延滞金が発生し、延滞金の発生後の返済で、まずお金は延滞金の支払に充当され、次いで利息そして最後に元本に充当されるのです。いつ元本を減らすことができるのでしょうか。

3,084	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	法曹に携わる者は、国にとって必要な人材なので、要請に際しては十分な経済的支援をお願いしたい。
3,085	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生への給与支給の打ち切りは撤回すべきである。司法修習生へは国が責任をもって給費を与えるべきである。 (理由)親の財政によって弁護士になれたりなれなかったりするなどという事態は、近代国家制度に対する冒涇である。身分、出自にかかわらず、才能があり、努力した人間がむくわれるべきであるというのは安倍首相の主張ではなかったか？ 是非有言実行してもらいたい。人材育成に富と労力をついやせない国は亡びるところえるべきである。
3,086	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習時の安定して勉強出来る環境を保障するため給費制が必要である。 (理由)年収、親、家族の立場によらず弁護士になるチャンスは保障されるべき。公的な仕事である司法関係者は公の力で養成すべき。
3,087	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制復活をお願いします。 (理由)司法修習生の経済的支援を強めることは、法曹に多様な人材を確保するために必要不可欠だと考えます。経済的に豊かでない家庭の出身者が法曹を目指す機会を奪ってはならないと思います。
3,088	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制には反対です！ 給費制に戻して欲しいです。 (理由)修習生を育てる必要は絶対ある。お金がないから、修習にいかないというのは、あまりにももったいないし、国として、補助すべきだと思う。国が、司法に、お金を使用しないのは、これから法曹を育てる気がないのだと感じてしまう。
3,089	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)私は、現在大学3年生で司法試験合格に向けて勉強しています。しかし、試験合格までに経済的負担があまりにかかりすぎると思います。勉強するためにはまず大学に入り、資料として教科書や参考書をたくさん購入し、さらには、予備試験に合格することができなかつたら大学院に入ります。もし、親が高所得者であつたら問題はありません。しかし、大半はそうではありません。お金がないなら借りれば良いと思うかもしれませんが、一生かかって払えるかどうかというレベルの借金を負わせることは異常だと思います。若者の夢を奪わないために、せめて給費制を復活させてください。
3,090	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)奨学金の貸与を見直すべきだと思います。 (理由)現代社会の変化に伴い、現在実施している制度の見直しすべきだと思います。そのためには、国の教育の予算から見直すべきだと思います。
3,091	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)日本の将来を担う人材のために必要です。

3,092	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。 (理由)法曹を養成するのは国家の責任である。充実した司法修習を行うためには給費制が必要不可欠である。
3,093	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生の給費制を復活して下さい。 (理由)日本政府は昨年9月11日、国連人権規約A13条2項(b)(c)「中等・高等教育の漸進的無償化」の「留保」を撤回し、「教育無償化」をすすめる国になりました。すべての段階で日本の教育は無償にすることを拘束されることとなります。国際規約を守らせる立場にある法曹界が経済格差による教育格差を拡大させる側に立つことは許されません。
3,094	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制に変更したことにより、一部の富裕層しか法律家を目指せない現状を変えて頂くために、給費制に戻すべきである。 (理由)法律家は、一般市民の権利義務を守ることが仕事です。その一般市民の権利を守ることが国家が果たすべき義務でもあります。とすれば、法律家を育てることも国の義務であるのだから、給費制に戻すべきです。
3,095	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)勉学に負担をかけ、生活が困難になる制度は本当に酷いと思います。貸与制のみに限定されたものではなく、給与の支給継続が必要だと考えます。 (理由)生活自体を営むのが困難な状態で、十分に修習が行えるとは到底考えられません。「普通に生活すること」それ自体が困難に、また人生ほとんどを左右する「借金」がらめにしていくことは、制度自体が破たんしているとしか言いようがありません。よりよい制度改革と支援が必要であると思います。
3,096	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制ではなく、給付制にもどしていただきたい。 (理由)1. 私は現在法学部3年生で、司法試験を目指しています。ただ、家の経済状況が悪く、修習期間までも貸与にされると非常に困ります。 2. この制度下では、一般人が司法への道をとざすことになると思われます。裁判員制度の導入などで、法感覚と一般感覚のズレを是正する動きがあるにもかかわらず、本制度は逆方向に進んでいると思われます。 3. 市民法感覚のズレが拡大すれば、それは司法に対する不信となり、司法サービスを充実させるという目的を達せられないでしょう。

3,097	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習生の給費制復活に賛成します。</p> <p>(理由)法学部の人気・法曹人気は一層低迷すると思います。借金ばかりで返せる見込みもなく夢がない職業とみられるからです。貸与では「経済的支援」には値しません。待ち受ける就職難、修習中の引越費用等考えれば、先行不透明の中、手元にお金があることが生活安定・修習に集中できる環境とはなりません。かといって、修習専念義務を緩和させることも本来の目的・趣旨とはかけ離れていると思います。修習はOJTの貴重な機会であるし、アルバイト禁止をはずしたところで、アルバイトをする時間はないと思います。日本のような資源の少ない国で人材育成にお金をケチったら、日本の未来はないと思います。</p> <p>検討会議の委員さん方は、この視点が欠けているのではないのでしょうか。東大では「助手」という制度(?)があるとききました。優秀な人材が研究者を目指すように経済的支援(給料を支払って)をする制度らしいです。そのような支援を少なからず受けて教授職に就かれた委員さんもいらっしゃると思います。人材の育成にもっとお金をかける大切さを分かってください。</p>
3,098	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由)司法制度の担い手である法曹を養成するのは国家の責任です。司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、修習に必要な費用と修習期間中の安定した生活を保障する給費制が必要不可欠です。私は東京都看護協会の奨学金(返還なし)と学内の学業成績優秀の特待生で助産師になることができましたが、貸与では経済的支援に値しないと考えます。安定した生活の中で学業に集中することが、ひいては将来の人材育成につながるからです。裁判官も検察官も弁護士も、育てるのは国の責務であると考えます。</p>
3,099	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法修習生の給費制を復活して下さい。</p> <p>(理由)アメリカの法科大学院(ロースクール)を新自由主義に基づいて日本にも法科大学院を導入して学費負担が増大していますが、アメリカの大学等には給付型奨学金とかがありますが日本の大学・大学院などは貸与奨学金しかないので、司法修習生の給費制を廃止すると低所得などの人は生まれた家の貧富の格差で弁護士などあきらめる人もでてくるでしょう。それ自体おかしなことです。生まれた家のお金持ちや貧乏人によって教育を受ける権利が侵害されてもよろしいのでしょうか。人を苦しめる制度をやめて下さい。人を苦しめたら苦しめられる。</p>
3,100	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)司法研修中の研修生の負担を減らすべき。100%給与は無理であるのならば貸与50%給与50%ほどにすべきである。</p> <p>(理由)金銭的な問題で司法に携わるといふ夢を諦めることは個人はもちろん、社会的な損失でもあり、このまま貸与制を続けて損失を出し続けることは三権分立の内の一つである司法をおとしめることになるから。</p>
3,101	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見)給付制度を復活させて欲しい。</p> <p>(理由)小さい頃から法曹になるのが夢でしたが家族構成等を考えると経済的に厳しいから。</p>

3,102	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制でなければならないと思います。 (理由)司法修習生が、法の下での平等を実現すべく、実地において学んでいく過程を保障しない国が民主主義を実現できるはずがない。修習生の実態を把握し、給費制に戻すことを切実に求めたい。
3,103	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に戻すべき。 (理由)大学生の奨学金とも同じ構造があると考えました。 ①奨学金は、昔の経済成長のときは、正規雇用があり、返済可能なのが前提だった。しかし、非正規や就職難から構造的に返済できない制度になっている。貸与制も返済可能なことを前提に議論していたが、今は通用しない。400人未登録者がいることをふまえた議論をすべき。 ②高等教育、法曹養成が公的責任だったことから、自己責任に転嫁することがおかしい！！
3,104	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生を修習に専念させて、充実した司法修習を行うためには、給費制が必要不可欠です。 (理由)私は現在、■■■■大学法科大学院に通っています。司法試験に合格した後、さらに借金をしなければならないと思うと、頑張っても報われない社会だなあとつくづく感じ、勉強のモチベーションが下がってしまいます。一刻も早く給費制に戻すべきではないでしょうか。
3,105	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)高学費化で私費負担を増やしてきた「ツケ」を将来世代にすべて押し付ける教育政策と非正規雇用中心に転換させてきた雇用政策が将来世代の形成をこわしてきています。司法修習生に対する給費制復活は最低限の緊急課題です。 (理由)社会を担う立場に立つ前に高額な借金を背負わないと高等教育を受けられない社会のあり様こそが問題です。
3,106	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制復活に賛成である。 (理由)経済的に余裕のある人物が司法を支えるのではなく、優秀な人物が支えるべきである。経済的に余裕のない人物が法曹の道を断たれることは、あってはならない。
3,107	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制には賛成です。 (理由)司法修習生というのは単なる学生というよりは、実際の裁判に関わっていくので、一種の研修期間であるから考えるからです。それなのに何かしらの手当でももらえないのはとてもきびしいことのように感じます。
3,108	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に賛成です。 (理由)経済的に余裕がない人にとって支援は必要です。法曹への道を近いものへとするためには生活の安定は必要不可欠だと思います。これからの司法を考えると、法曹界のバランスがくずれていく。

3,109	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活。 (理由)司法試験に合格した資格者に、修習に専念できるよう、一定の手当を支給し、生活の安定を図るべきだと思うため。また研修医との差はあるべきではないと思うため。
3,110	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の賛成。 (理由)司法修習生の待遇は、司法を支える人的基盤の整備の問題であり、給費制は、法曹を養成する国の義務として考えるべきだから。経済的に余裕のない者に対し法曹への道を遠ざける結果となっているから。司法試験に合格した法曹有資格者として、その修習に専念できるようにするべきです。
3,111	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制に賛成 (理由)経済的余裕のない人が、給与制がないことによって法曹への道が閉ざされてしまう。これでは、経済的余裕のある人しか司法修習生になれない。経済的に余裕がない人も目指しやすいように給与制に私は賛成する。
3,112	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)私は、以前の給費制を復活させ貸与制の開始にまで遡り救済を行うべきであると思います。 (理由)なぜなら、司法修習生の待遇は司法を支える人的基盤の整備上の問題で、法曹を育成する国の責務として考えるべきです。また、給費制から貸与制へ移行したことで、経済的余裕のない者への法曹となるための道を遠ざけています。そもそも、難度の高い司法試験に合格した資格者としてその修習に専念できるよう一定額の手当を支給することで身分・生活の安定を図るべきではないかと考えています。
3,113	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援に賛成である。 (理由)弁護士は実際はそんなにもうかる仕事ではないと聞いて、独立したとして収入がなければ貸与制では返すことが難しい。弁護士の先輩から援助金をもらえばという話も聞いたことがあるが、収入が少ないのなら無理な話。
3,114	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制に賛成です。 (理由)司法修習生はその間お金をかせぐという行為ができず、また、その間行うことは仕事とかわらないと聞くのでそこは給与の方がいいのではと思うからです。
3,115	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の復活に賛成である。 (理由)貸与制では、経済的に余裕のない者に対して法曹への道を遠ざけ、優秀な人材を失う可能性があるため。
3,116	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給与制に賛成です。 (理由)医師だけが研修医として給与が許されて、法曹有資格者には手当がいかないというのは納得がいきません。他の職の手当についても見直すべきだと思います。

3,117	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)経済的支援は必要である。 (理由)給費から貸与制へと移行してしまうと、意欲はあるが経済的に余裕のない学生が経済的理由により法曹への道を断念せざるをえなくなってしまう。また、給費制は、法曹を養成する国の責務である。以上の理由から、直ちに給費制を復活して救済すべきである。
3,118	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制に賛成である。 (理由)司法修習生は、研修期間に入る前から、奨学金などの借金、つまり、負債をかかえている。このような現状の中で、更に司法修習生の首をしめる有利子の奨学金制度は、我が国の司法を衰退させ、法曹界に巨大な影をおとす。よって給費制にすべきであると主張する。
3,119	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生には適切な給与を支給すべきです。 (理由)弁護士には経済的に苦しくても社会的意味のある業務が期待されます。例えば、ヤミ金融被害や敷金トラブル等の事件に対応して戴くためには、修習に専念してもらい、かつ、弁護士となった時に多額の負債を抱えていないことが不可欠です。正しい修習、社会的要請に応える弁護士を育てるためにも、給与制にして下さい。
3,120	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給与制に戻すべきである。 (理由)修習生は国家公務員と同様に扱われる以上、防大生と同様に給与が支払われるべきである。貸与制を維持するというのであれば、司法研修のあり方、修習生の身分の変更等を行い、修習生自らが生活資金を得るための手段を講じることを認めなければ首尾一貫しないことは明白である。しかしながら、現行の修習はわずか1年間しかなく、この短期間内に専門的課程を十分にこなすためには専念義務を課すことは必須であるから、やはり給与制にして修習に専念させるべきである。
3,121	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にすべきだと思います。 (理由)300万円もの借金が増える貸与制では、お金もちしか弁護士になることが出来ず、人材が偏ってしまうおそれがあると考えられます。また、司法修習生を修習に専念させるためにも、給費制にすべきです。
3,122	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)司法修習生に対する給費制の復活、法科大学院生に対する経済的支援の具体的施策を早急に採るべきである。 (理由)今般の法科大学院生の志願者減少のニュースからも明らかなおと、中間的取りまとめは、上記の影響・経済的支援の不十分さを全く直視していない。この点を直視すれば司法修習生に対する給費制を復活させるなど、法曹を目指す者の収入確保、経済的支援を実施すべきである。

3,123	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習費用は給費制にするべきです。 (理由)専門性の高い法曹界で任務を行うにあたり、絶対に必要なものが修習であると思います。その修習とは、資格取得の一環として位置づけるべきであり、その費用については国が負担するのは当然のことだと思います。この修習期間に様々な現場で実務を覚え、経験することが、後に高い専門性を発揮できる源となるものだと思います。又、万人が平等に誰でも目指せるようなものであるべきだし、修習生が貸与によって借金を多額に背負うことは、今後の司法を担っていく者として、あまりふさわしくないものだと思います。
3,124	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)修習のための費用は貸与制ではなく給費制がよい。 (理由)息子も司法修習を終えて弁護士になっているが、司法修習生は修習専念義務が課されており、この義務がありながら、それに見合った生活保障を行わないことは納得できない。また息子の友人で司法試験に合格しても司法修習できなかった人もおり、経済的支援がなければ弁護士になれない人もいる。国民の立場にたった弁護をするためには、費用負担と生活保障は国の責任であると思います。
3,125	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(理由)「人に対して深く関わる仕事に就く」ために学ぶ修習生に貸与制とは!!これ以上負のスパイラルに陥らせるような事は反対です。経済面の負担増が「仕事の質」に影響が出る事を危惧しております。幸い息子の時は給費制でしたので精神的重圧の多い仕事でも一生懸命に専念できています。
3,126	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)給費制の廃止を元に戻し、お金が無くても弁護士になれるようにされたい。 (理由)金の使い方が間違っている。新型戦闘機1~2機分でおつりがくるもの「検討会議」なるものの顔をみたい。国の言いなりでないのか。貧しいものたちが夢をもっていどんでいるのに。私自身、司法のあり方に不安、不満をもっている。
3,127	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	基本的に給費制は残すべきだと思いますが、経済的に余裕のある人たちは考える必要があると思います。
3,128	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	(意見)貸与制・給費制の継続すべきである。 (理由)お金を持っている人たちだけが弁護士になれるというのは、貧乏な人たちは、どんなに勉強を頑張っても弁護士になれないのはおかしいし、エリートだけが弁護士になれば、その人達だけのかたよった狭い考え(一部の人間だけの考え)になってしまう。物事を広くとらえていかなければならない弁護士がかたよった考えだけで判断をしてはいけない。全ての人にお金を与えるのではなく、家族の年収などを調査し、「年収〇〇〇万円以下の者が対象」などの対応もできる。または、家賃・食費・引越代など必要な最低限のお金のみを支給するなどすれば、削減にもなる。アルバイトを何もできないなら、生活ができないし、生活ができないなら勉強も続けていくのは精神的にも無理があると思う。そんな中、勉強を続けて努力しても弁護士になれないお金のない人達がでてくるのはおかしいと思う。

3,129	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 司法修習費用は、従前どおり給費制に戻すべきです。</p> <p>(理由) 司法制度の担い手である法曹を養成するのは、国としての責任ですし、司法試験に合格した司法修習生は養成の修習に専念させて充実した修習を行い、修習に必要な費用を修習期間中の生活を保障することが必要です。修習生を専門学校生と同等に扱い費用負担させることは、国家の責任を放棄したも同然です。国会等での政府の答弁では「国民の理解が得られない」「国の財政が困難な時に税金で給与は払えない」などと、必要性を認めないような理由ばかり並べて給費制を廃止したことは許せない。財源から言えば、「政党助成金」や「軍事費の増額」や「東北大震災復興予算の復興に関係のない一般経費(基本制度)への支出」などムダな支出を理由をあとからつけた予算の執行など見直す財源はいくらもあります。要は、国として法曹を養成する責任を持つか否かです。是非修習費用を給費制に戻して下さい。</p>
3,130	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>(意見) 修習費用は貸与制ではなく給費制にすべきです。</p> <p>(理由) 息子の少年事件付添人として弁護士には何度もお世話になった。中には少年事件に未熟な方もおられ、悪い子は罰せられて当然的態度で接しられ親子共々深く傷ついたこともあった。だが、子供の将来にどう関わっていったらいいのかと、熱心に就職先や進路を一緒に考えてくださった弁護士もおられた。社会資源を熱心に探してくださったこともある。少年時間はお金にならないと聞く。ほとんどが手弁当的活動だと聞く。経済的不安を抱えながらの活動では、お金にならない事件では、ついつい熱意もそがれてしまうのではないかと危惧する。事件の本質を見抜く完成も鈍麻するのではないだろうか。力もない、頼る術もない一市民にとっては、弁護士はやはり心強い味方だ。経済的な負担や心配なく、堂々と活動してくれる弁護士養成のためにも給費制に戻すべきだと思う。</p>
3,131	5/13	第3 1 (3)	法曹養成課程における経済的支援	<p>弁護士になるのに時間と金がかかるが、修習制度に問題があるのではないか。苦学して弁護士資格をとっても修習制度が存在している現状では、直ちに収入が得られない制度が存在しているため、弁護士になれない人がいる現状なので、(判読不能)</p>